栗原荒野編著

葉隠

校註

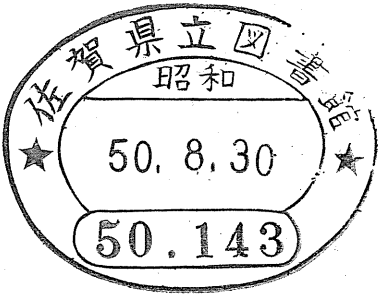
佐賀県立図書館
昭和
50. 8. 30
50.143

山本常朝垂訓碑　（佐賀市金立町黒土原）

山本常朝の墓　（佐賀市鍋島町八戸竜雲寺）

田代陣基の墓　（佐賀市田代町瑞竜庵）

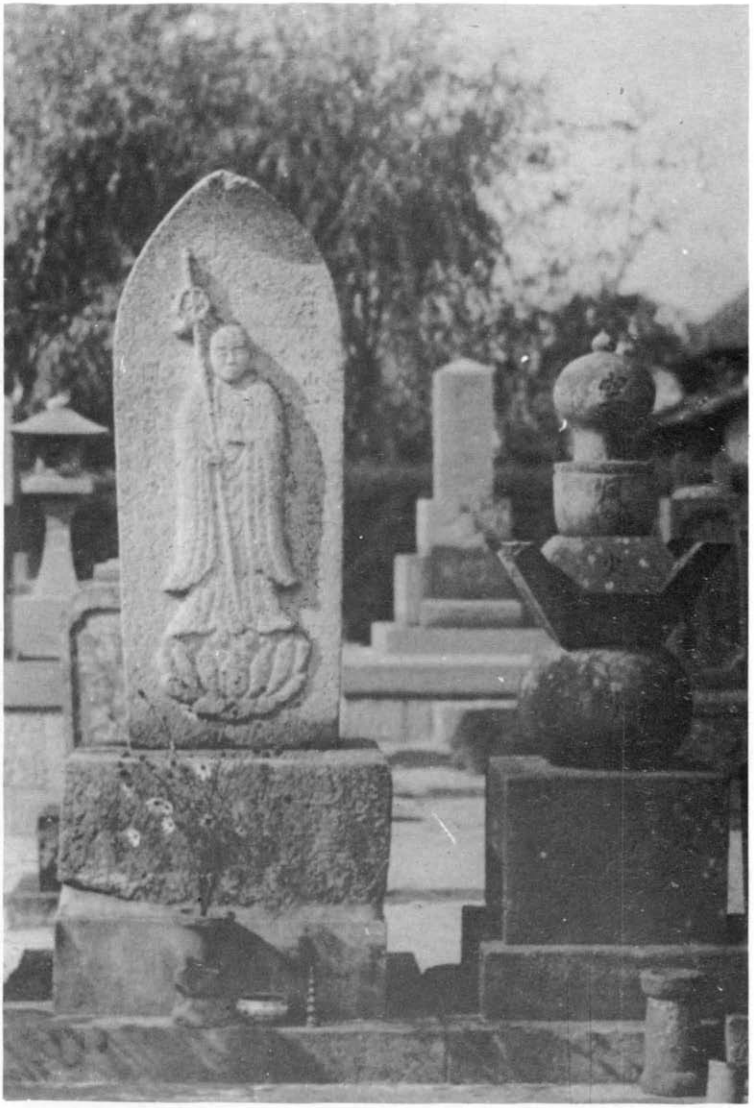

石田一鼎の墓　（山本常朝の師．佐賀市精町水月寺）

編著者　栗原　荒野氏

葉隠孝白本（編著者蔵）

刊行にあたって

一、本書は、このたび編著者栗原荒野氏の御好意ある許諾にもとづき、その所蔵になる昭和十五年に刊行され、絶版になっていた『校註葉隠』を原本として復刊したものである。

二、本書復刻にあたって、次の事項を改めた。

(1) 原本は文庫本（一〇〇×一五〇ミリ）であったのを、今回はB6判になおし、内容活字を拡大して原本より読みやすくした。

(2) 原本は発行当時の印刷事情などのため並製本であったのを、今回は永久保存および日常活用に耐える糸綴上製本の体裁に改良した。

(3) 巻頭の写真数葉を新に追加した。

三、本書内容について、原本刊行からすでに三十五年を経過し、「はしがき」や「解説」などの部分に、当時の思想感情がうかがわれるが、本書ではあえて増補改訂や取捨選択は行なわず、ひとつの歴史資料として原本原文を忠実に復刻した。

昭和五十年三月

青潮社

はしがき

『葉隱』が我が國有數の武士道書であり、今では具眼の士から「日本武士道第一の書」とまで推稱されてゐるに拘らず、これまで世に隱れて餘り知られなかつたのは成立の由來から見れば、寧ろその名にふさはしい床しさである。しかし寶玉はいたづらに死藏すべきではない。今や、建國三千年、輝やかしくも八紘一宇皇道宣布の聖業を達成すべき國家の非常時に際會し、御稜威の下、諸人一和國家の總力を擧げて勇往邁進すべき時に、『葉隱』の神髓とその全貌とを闡明して日本國民の心身鍛錬に資するのは最も緊要な事であると信ずる。

先に私は『分類註釋葉隱の神髓』を編纂刊行して聊か葉隱精神紹介の微意を致したが、これは一目瞭然的に葉隱精神を摑むよすがにもと思つての企であつて、深く葉隱を知らうとする人は、これと同時に全集を繙く必要があり、且この分類は全部には亙つてゐないので、その當時から校訂本全集を編纂して世に問ふ念願であつた。たま〳〵書肆の依頼に接し快諾はしたものの、職務の片手間で容易に捗らず、たうとう着手してから一年有半を費して

漸く完了する事が出來た。

本書の底本は、鍋島侯爵家所藏の『山本本』と校註者所藏『孝白本』とで、同所藏『五常本』及び濱野素次郎氏所藏『松本本』其他二三種の寫本を校合し、內容項目の排列は『孝白本』に據つた。この點も流布本と違ふところが多い。校訂は一字一句の末まで原文に忠實である事を念とし、文章その物は少しも改めてゐない。但し「牢人」を「浪人」、「衆議」を「詮議」、「比興」を「卑怯」、「律派」を「立派」、「咄」を「話」の如く、普通の現代使用語に改め、假名遣も歷史的文法に據つて正し、返字は「可心懸事也」を「心懸くべき事なり」としたやうに、「被仰候」「有之候」の如きに至るまですべて書下しにした。これは小學兒童にまで讀み易からしめる爲の心遣からで、文中句讀點や括弧を加へたのもその爲である。振假名も出來る限り細密に校正はしたが、尙目落しになつた箇所があらうと思ふ。人名地名などの固有名詞で、たとへば「白石」といふ地名も同じ肥前にシライシとシロイシとがあり、「神代」も人名ではクマシロ、地名ではカウジロで、是等の區別は固より、方言などにも注意を拂つて校註した。

本文には一項毎に番號や見出しを附けたが、これは內容檢索の便に資する爲で、始に全部の總目次を揭げ、終に註釋索引を附けたのもこれが爲である。註釋は繁簡一ならず、重

要人物には可なり詳細な註解を施し、また努めて歿年月日、法名等を記したのは、墓參や調査の便を考へたからである。

附錄『直茂公御壁書』（石田一鼎註）は、故古川氏潔大佐書寫（徵古館保管）に據り、之に中野五郎氏所藏恩田一均自筆本『先覺要言』中にある一均の註を加へ、一鼎註一均註を併記することとした。『要鑑抄』は鍋島侯爵家所藏本、『愚見集』『餞別』は、常朝先生の後裔山本助一氏寄贈徵古館所藏の常朝先生自筆本、『常朝書置』は野中萬太郎氏所藏枝吉神陽江藤新平轉寫の寫本に據つた。『愚見集』は、常朝先生が寶永五年養子吉三郎（寶永六年正月十五日權之丞と改む、名は常俊）の爲に自ら手記して奉公の心得を諭したもの、『餞別』は、權之丞が正德五年三月廿七日江戸御留守居役御使者番を仰付けられ、同五月三日佐賀を發足するに先だち、四月之が餞別として書き與へた手記である。『常朝書置』は常朝先生が後の佐賀藩主鍋島宗茂公（時に神代主膳直堅）に獻じた血涙記であり、包紙に「正德五年未於川久保御直指上主膳樣へ書置の控極秘書他見禁制」と書かれ、山本家に傳はつてゐたものを、枝吉神陽江藤新平兩先生が轉寫秘藏してゐたもので、常朝先生は自分の死後に披見せらるゝやうにと願つたが、公は直ちに披見せられてその忠誠に感ぜられ、左の一首の和歌を賜うたのであつた。

あまりに志を感じ

教へずばいかで知らましおろかなる身をも心もみがく鏡を

この『常朝書置』の常朝先生自筆の稿本は、もと佐賀市伊丹彦次郎氏が所持されてゐたが最近福田慶四郎氏の手を經て徵古館に寄贈されたので、本書では更にこれを校合した。以上諸書はすべて葉隱研究の貴重な資料である。『壽量庵中座の日記』は、常朝先生自ら戲記と書いたほどの卽興的隨筆であるが、その人柄の偲ばるゝ好資料であるから添へた。黑土原居住故成富甲子太郎氏所藏寫本に據つたものである。『漫草』は多くの葉隱寫本にはない。本書は鍋島侯爵家所藏『葉隱聞書校補』に據つて卷頭に揭げた。

『葉隱』は、ともすれば誤解され易く、十分に心讀すべき本である。畏くも明治天皇の御製

文字をのみよみならひつゝ讀む書の心をえたる人ぞすくなき

の大御心を奉體して飽迄味讀精讀しなければ、その神髓と全貌とは把握し難いのである。この意味においても本書はその眞精神を誤まらぬやう、校註に精魂を籠めたつもりである。精神氣魄において「眞劍に、仲好く、頑張れ」の綜合的標語に依つて現はされると信ずる『葉隱』の全面的活力こそは、所謂「神の國、道の國、武の國」日本の根本精神を振作す

る原動力ともいふべきである。本書が幾分でも文獻としての葉隱の研究と葉隱精神の昂揚との爲に活用される事があるならば、校註者の本懷これに過ぐるものはない。たゞ校訂と註釋とに猶遺漏や誤謬のなきかを恐るゝもので、大方博雅の士の示教を仰ぐ次第である。

本書刊行に際し、貴重な資料を貸與され、書庫を開放されて研究調査に多大な便宜を與へ下された鍋島侯爵家佐賀内庫所を始め、種々な厚意を辱うした諸賢に感謝すると共に、多くの不便を忍び終始眞摯な出版良心を披瀝され、遺憾なく精神的出版の本領を發揮された内外書房主人舟越石治氏の誠意に對し、深く敬意と謝意とを表するものである。

皇紀二千六百年昭和十五年二月十一日

佐賀市日峯公銅像のほとりにて

栗原荒野

校註 葉隱 目次

はしがき……一
解說……一―三七
漫草……一―三
夜陰の閑談……一
一 四誓願を毎朝佛神に念ずれば、二人力になつて後へはしざらぬ……一
聞書第一 教訓
二 武士道の大意を言下に答へ得る人は少ない、油斷千萬の事……一七
三 武士道は死ぬ事、毎朝毎夕常住死身になれ、家職を仕果す……一七
四 不調法でも、只管主人を歎く志きへあれば御頼み切りの被官……一八
五 胸に四誓願を押立て私を除いて工夫すれば外れはない……一八
六 我が智慧計りでは失敗する、叶はぬ時は智慧ある人に談合せよ……一九
七 古人の金言仕業を覺ゆるも我を立てぬ爲、よく人に談合せよ……一九
八 相良求馬は御主人と一味同心に勤めたる者、一人當千の士……二〇
九 石田一鼎の慧眼、相良求馬外何某の末路を言ひ當つ……二三
一〇 一人當千となるには善惡共に主人と一味同心する事……二三
一一 御道具仕舞物の取合ひは見苦し、鼻の先許りの奉公……二四
一二 山崎藏人は一生仕舞物を取らず、これが奉公人の嗜……二五

一三 我が身を擲ちさへすれば濟む、今はすくたれ腰拔 慾深ばかり……一五
一四 御返進物 火中物等の整理、並びに指南一通口達の條々……一六
一五 人に意見をし、諸人一味同心に主君の御用に立つが大慈悲……一七
一六 浪人しても上を怨むな、我が非を知らねば歸參出來ぬ……一八
一七 山本常朝若年の頃、澤邊平左衞門を介錯して褒められる……一八
一八 人中で欠伸やくさめをするのは不嗜、出たら知れぬ樣にせよ……一九
一九 客に行かばよき客振り、飽かれもせず早くも歸らぬやうに……二〇
二〇 四誓願の硯き上げ、武士道 忠孝 人の爲の本義を會得せよ……二一
二一 その人の恥にならぬ樣に、その場をよき樣にするのが侍の仕事……二二
二二 前方に極め置くが覺の士、穿鑿せぬは不覺の士……二三
二三 近年は浪人切腹の跡も行捨たり、國學も忘られ勝ち……二三
二四 酒は公界物、打上り綺麗にしてこそ酒、酒に人の心も見える……二三
二五 少々は見のがし聞きのがしある故に下々は安穩である……二三
二六 心安い人も慇懃に取合ふが侍の作法、恥しむるは作法でない……二四
二七 損さへすれば相手はない、堪忍してもひけにはならぬ……二四
二八 石井又右衞門の器量、馬鹿になつても本心を違へず……二五
二九 當番御目付山本五郎左衞門拔刀して火事場の門を開けさす……二五
三〇 事にあぐまぬが武士、紙一ぱいに一字、書き破ると思うて書け……二五
三一 若殿樣の草紙讀み、「聞手がすくなければ讀みにくい」……二六
三二 毎朝、拜の仕樣は先づ主君 親、それより氏神守佛とせよ……二六
三三 氣前を見せ伊達する心でないと、時宜に叶はぬ事がある……二六

金立山の雨乞神事浮立に不吉の喧嘩で權現の御祟り……三七
微細に事々を知つた上で打任せると萬事能く治る……三九
生きながら幽靈となつて二六時中主君を守り國家を堅めよ……三九
名醫松隈亨庵の眼療治、男の脈と女の脈との取替へ……四〇
山本常朝出家後の述懷、「よくもばけ濟ましたもの」……四一
禁酒は酒癖が惡いかと思はれる、二三度捨てゝ見せるがよい……四二
無念卽正念、道は一つ、純一になる事は功を積まねば出來ぬ……四二
今時の利口者は智慧で紛らかす、鈍なる者は素直である……四三
人は得意な方に老耄するもの、老人は他出せぬがよい……四三
まぼろしの世の中、世界は皆からくり人形である……四四
不分際の諫言は却つて不忠、其の人の思附にして言はせよ……四四
碁にも脇目八目、道に到達するには念々知非、人に談合する事……四五
劍道修行に果てはない、昨日よりは今日と一生日々仕上ぐる事……四六
直茂公壁書「大事の思案は輕く」とは平素思案を定め置く事……四六
道とは我が非を知る事、念々に非を知つて一生打置かざる事……四七
曲者志田吉之助の戲れ、「生きたがまし」を聞き誤るな……四九
上方言葉は無興千萬、御國では田舍風の初心が重寶……四九
誤ある者を捨てるな、誤の一度もない者は却つて危ない……五一
中野數馬、科人詮議の時相當の罪科より一段づゝ輕く申出づ……五一
主君の御誤を直すが大忠節、若年の時の御守が大事……五二
柳生流の拔出しを見習ふに及ばぬ、鍋烏の刀は落差し……五二

鍋島光茂　綱茂父子元旦の御目見に、小姓不覺の一言……五三
打返しは踏懸けて切殺さるゝ迄、赤穗義士の敵討は延び〳〵……五四
逼迫にさへあれば疵は附かぬ、富貴になりたがる心が疵……五六
人前で高言を吐くな、「侍たる者は先づ禮儀正しきこそ美しけれ」……五六
忠孝に背きたる者は置所なし、親の氣に入る樣にと氏神に祈れ……五七
一家を立つるな、常に我が非を知つて修行する所に道はある……五九
山本神右衞門の敎訓「一方見れば八方見る」其の他の條々……五九
活きた面は正念の時、萬事をなす內に胸に一つ出來る物がある……六一
寄親組子は親子同然、寄親を離れては出世も思はぬ……六二
武士の身嗜は伊達や風流の爲でなく、常住討死の覺悟から……六三
石田一鼎の敎訓「人のよき事計りを選び立てゝ手本にせよ」……六五
大事の手紙書附は途中も手に握つて行き、直ぐに渡せ……六六
二六時中主君の御前に居ると思へ、休息の間もうか〳〵するな……六六
堪忍が第一、但しここぞと思ふ時は手早くたるみなき樣に……六六
酒は先づ我が分量を覺え飮み過ぎぬ樣、酒座では氣を拔かすな……六七
身の分際に過ぎた事をする者は、遂には逃亡もする……六七
骨を折つて藝者になるのは惜しい、多能なる者は下劣に見える……六八
役を仰付けられても慢心するな、浮氣でゐると仕損じがある……六八
學問には過失が出來る、一行ひを見ても我が非を知る爲にせよ……六九
武士は何時も勇み進みて物に勝ち浮ぶ心がないと用に立たぬ……六九
隱岐國より還幸の時、後醍醐天皇の勅諚と楠木正成の奉答……六九

脈落者追手氣轉の挨拶「朋輩を待ち兼ね麁相仕り候」……七〇
大詮議の時頭取を討果す覺悟で、其の理由を表明す……七〇
役所などでは取込みの時ほど靜かにするのが侍の作法……七〇
貰ひ物も度重なれば無心になる、人に用をいはぬがよい……七一
俄雨も初から思ひはまつて濡れると心に苦しみがない……七一
萬づの藝能も武道奉公の爲にすれば用に立つ、藝好になるな……七一
內では廣言を吐きながら事に臨んで違背する者が多い……七一
弟子取りたければ每日竹刀を手馴らす事、一事三昧……七二
武士は平生にも人に乘越えたる心でなくてはならぬ……七二
取手は下になると負ける、始めに勝つが始終の勝ち……七三
子の育て樣、幼な子は瞞さず怖氣附かせず强く叱らずに……七三
人に會はゞ片時も氣の拔けぬやうに、平生の覺悟が大事……七四
無實の切腹仰付けられても、一入勇み進むこそ御譜代の家來……七五
藝ある者は鍋島侍ではない、藝能の害を知れば諸藝も用に立つ……七五
風體は鏡を見て直せ、口上の稽古は家庭の物言、手紙は案文……七六
過つて改むるに憚るなかれ、猶豫なく改むれば誤忽ち滅す……七八
手跡も堅くならぬやうに、此の上に格を離れた姿がある……七九
奉公人の打留は浪人か切腹に極りたると覺悟せよ……七九
役儀を危ぶむ者はすくたれ、身に備れば仕損ずる事もある……七九
人の病氣や難儀の時大方にする者は腰拔、不仕合せには一層親切に……八〇
盛衰は天然の事、善惡は人の道、されど教訓は此の外……八一

九七　山本前神右衞門、不行跡の召使をも歲暮迄暇を出さずに使ふ……八〇
九八　鍋島次郎右衞門切腹に四段の意見、先づ外聞が第一……八〇
九九　侍の一言金鐵よりも堅い、と諸岡彦右衞門、主君に神文を拒む……八一
一〇〇　中野將監切腹介錯の時、御目付石井三郎太夫見事の仕儀……八一
一〇一　山村造酒切腹一通の事、預り物御改番附其の外……八二
一〇二　お抱者には心得が要る、御譜代の者は主君の御爲を思ふ……八二
一〇三　何事も願ひさへすれば願ひ出すもの、松茸も檜も願力……八三
一〇四　人相を見るは大將の專要、正成湊川一卷の書は眼ばかり……八三
一〇五　物に迷ふな、天變地異に迷ふ心から自然惡事も出來て來る……八三
一〇六　張良と黃石公、源義經の故事も兵法一流を創めるため……八四
一〇七　御仕組二番立には不承服、それが不屆なら切腹も幸……八四
一〇八　山本常朝、利發の額附を直す爲一年間引籠り、常に鏡を見て直す……八四
一〇九　火急の場合に分別の仕樣は四誓願に押當てゝ見ること……八五
一一〇　目付役は上に目を付けよ、下々の惡事摘發は却つて害になる……八五
一一一　諫言は外に知れぬ樣に、主人の非を顯はす諫言はわるい……八六
一一三　勘定者はすくたるゝもの、死ぬ事を好かぬ故すくたるゝもの……八七
一一三　追腹御停止は殘念、御慈悲過ぎては奉公人の爲にならぬ……八七
一一四　武士道は死狂ひ、分別が出來ると早後れる、忠孝も此の內……八八
一一五　志田吉之助が言葉の裏「殘らぬ場ならば生きたがまし」……八八
一一六　大難大變に逢うて動轉せぬはいまだし、歡喜踊躍して勇み進め……八九
一一七　名人も人我も人、何しに劣るべきかと打向へば道に入る……八九

二八 武士道は後れになることを嫌へ、假初にも臆病な事をいふな……八九
二九 何より一言が大事、かねての物言ひで人の心が知られる……九〇
三〇 内外膝を崩さず、物言はねばならぬ事は十言を一言で濟ます……九〇
三一 何ぞ人が人に劣るべきや、病死も二三日はこたへる……九〇
三二 分別も久しくすればねまる、武士は七息に分別せよ……九一
三三 何の能があつても人の好かぬ者は役に立たぬ、人に好かれよ……九一
三四 諸人と懇意にするは諫言の階、我が爲にするのは追從……九二
三五 善き被官を仕立つるが忠節、人を以て御用に立つるは本望……九二
三六 一家一族の不仲は欲心から、主從仲悪しき事のないが證據……九二
三七 若い内の立身は效がない、五十位から仕上げたがよい……九二
三八 七度浪人せねば誠の奉公人でない、人は起き上り人形の樣に……九三
三九 蝮蛇は七度燒いても本體に返る、我は七生迄も御家の士に……九三
三〇 志ある侍は諸朋輩と懇意にする、それは自然の時一働きする爲……九四
三一 部下には平生にも言葉をよくして勵ませ、兎角一言が大事……九四
三二 一飯を分けて下人に食はすれば人は持たるゝもの……九四
三三 曲者は頼もしきもの、人の落目や難儀の時頼もしするのが曲者……九五
三四 歸參者の心構へ、見ず言はず動かず心の据わりが肝要……九六
三五 諷刺は災の基、口を喈む者は用ひられ刑戮をも免る……九六
三六 神文には深き祕事がある……九七
三七 中野數馬、七度家臣の助命を諫言して遂に聞入れらる……九七
三八 我が上を人にいはせて意見を聞くのは人に超越する所以……九九

一二九 純一無雜、まじり物があつては道でない、奉公武邊一片になれ……九九
一三〇 物が二つになるのが惡い、武士道一つで他に求むるな……九九
一三一 歌の讀方は續けからテニハが大事、不斷の物言に氣を附けよ……九九
一三二 「この一言が心の花」と當座の一言で武勇顯はる、治世の勇も詞……一〇〇
一三三 假にも弱氣はいはぬと覺悟せよ、假初事にも心の奥が見える……一〇〇
一三四 何事も成らぬ事はない、一念起ると天地をも思ひほがす……一〇〇
一三五 「禮に腰折れず恐惶に筆つひえず」別隔てなく禮々しきがよい……一〇〇
一三六 「內は犬の皮、外は虎の皮」士は外見を嗜み內に始末せよ……一〇一
一三七 藝能に上手な人は只一偏に貪着する爲で何の役にも立たぬ……一〇一
一三八 人に意見を賴み、我が非を知つて道を探促する者は御國の寶……一〇一
一三九 四十より內は强く、五十になる頃からおとなしいのがよい……一〇一
一四〇 取合ひ話は夫れ相應がよい、善い事も不相應な話は興が無い……一〇二
一四一 御前近き忠義の出頭人には親しくせよ、何事も皆主人の御爲……一〇二
一四二 人の意見は深く請入れ、云ひやすい樣にして意見させよ……一〇二
一四三 諫言意見の仕樣は和の道、熟談でなければ用に立たぬ……一〇三
一四四 教訓に從ふ人は稀、道を知つた人には馴れ近づいて教訓を受けよ……一〇三
一四五 名利薄き士は多分似而非者、高慢して今日の用には立たぬ……一〇四
一四六 大器は晩成、奉公も急ぐ心があると輕薄になつて後指さゝれる……一〇四
一四七 役を手に入れ、每日主君の御前と思うて大切に勤めよ……一〇四
一四八 氣に食はぬとて役を斷るは逆心同然、理非に構はず畏まるべし……一〇五
一四九 楠木正成兵庫記に曰く「謀略にも降參はせぬもの」……一〇五

一六〇 奉公人は唯奉公に好きたるがよし、心ならず仕損ずるは戰死同然……一〇五
一六一 役儀を見立て好みして我が爲に勤むる者は滅亡する……一〇五
一六二 常に武勇の人に乘越えんと心掛け、何某に劣るまじと思へ……一〇六
一六三 戰場では人に先を越さるな、死骸は敵に向くやうに……一〇六
一六四 諸人一和、自然の時の事を思ひ出會ふ度毎によく會釋せよ……一〇六
一六五 人より一段立ち上りて見よ、志深き者は欺きゝが嬉しきもの……一〇七
一六六 利發で萬事を押附ける、根本を見届ける力の人がない……一〇七
一六七 爲になる話を聞く人がない、一ぱいに話すと思される……一〇七
一六八 老耄は得方にするもの、山本常朝殿樣十三年忌限りに禁足……一〇八
一六九 新儀には惡事が出來る、功者の衆は惡事の基……一〇九
一七〇 枝葉の事が結句大事、少しの事にも振りの善惡がある……一〇九
一七一 四十にして惑はずとは孔子ばかりでない、賢愚共に功が入る……一〇九
一七二 敵を討取つたよりも、主君の爲に死んだが手柄、佐藤繼信が手本……一一〇
一七三 一日の事を案じて見れば云ひ損ひ仕損ひの無い日はない……一一〇
一七四 書物を讀むには腹で讀むがよい、音讀すると聲が續かぬ……一一一
一七五 順境には自慢と奢りが危險、善き時に進むものは惡しき時草臥れる……一一一
一七六 忠臣は孝子の門に尋ねよ、孝行に精出す人は稀である……一一二
一七七 物を書くにも紙と筆と思ひ合ふ樣に、はなれ〳〵になるな……一一三
一七八 殿樣の文庫から書物を出す時に、蓋を明けると丁子の香……一一三
一七九 君父の御爲又諸人子孫の爲にするが大慈悲、慈悲は智勇の本……一一三
一八〇 奉公人の利發なのはのだゝぬ、けれどもふうけよりはまし……一一三

一八一　衆道の情も一生一人、武士は二道せずに武道を励め……一一三
一八二　衆道の得心は「好いて好かぬもの」、命は主君に奉るもの……一一五
一八三　御小姓中島山三、百武次郎兵衛方に駈込み心底を見て契る……一一六
一八四　石田一鼎曰く「善き事とは一口にいへば苦痛をこらふる事」……一一八
一八五　大人は詞すくなきもの、日門様返言は只「丹後守へよき様に」……一一八
一八六　四十迄は強みが第一、過ぎても強みなければ譬きがない……一一九
一八七　中野數馬、組衆病氣の時は御城よりの歸途毎日これを見舞ふ……一一九
一八八　旅先から細々と手紙、この心入が人より上のところ……一一九
一八九　武士の意地は過ぐる程に、仕過すと思へば迦れがない……一一九
一九〇　時機を逸するとだるみができる、武道は率忽に無二無三に……一二〇
一九一　十三から六十までは出陣、それ故古人は年を隠した……一二二
一九二　側近者の様子で主君が知れる、諫言は即時、落魄者を憐め……一二二
一九三　清廉も眞の志からせねば初心に見える、踏張れば名を取る……一二二
一九四　大事には身を捨てゝ懸れ、よく仕ようと思へば仕損ずる……一二三
一九五　殿様を大切に思ふ事は、我に續くものはあるまい……一二三
一九六　奉公は好き過ぎて過ち有るが本望、忠の義のと理窟は入らぬ……一二四
一九七　先祖の善悪は子孫の請取人次第、悪事をも善くなすが孝行……一二五
一九八　緣組に金銀沙汰は淺ましい、理を附けては道は立たぬ……一二五
一九九　科人は不憫な者、亡き後には少しなりともよき様に云ひなせ……一二五
二〇〇　御用に立ち度いといふ眞實さへ強ければ不調法者程がよい……一二六
二〇一　仕合せよき時の用心は自慢と奢り、常一倍に用心せよ……一二七

二〇一 兼々寄親に入魂せよ、身體一つで駈出しさへすれば濟む……二八
二〇三 知れぬ事は知れぬまゝに、たやすく知れるのは淺い事……二九

聞書第二　教訓

二〇四 苦勞を見た者でないと根性が据らぬ、若い中に苦勞せよ……三一
二〇五 組打やはら角藏流、端的當用に立つのが流儀、戀は忍戀……三一
二〇六 多久美作、嫡子長門を慕はする爲、態と無理無情に家中に當る……三二
二〇七 相手の氣質を呑込んで會釋し、議論をしても遺恨を殘すな……三三
二〇八 北山朝陽軒と宗壽庵——了爲　行寂　雪門　海音　水岩各和尙……三三
二〇九 夢が正直のためし、勇氣がすわると夢中の心持が替る……三五
二一〇 先づ篤と身命を主人に奉り、內に智仁勇の三德を備へよ……三五
二一一 淵瀨を心得て渡れ、御意に入りたいと努むるのは見苦しい……三六
二一二 武士は草鞋を作り習へ、一里外へは一人一升の兵糧を持て……三六
二一三 丁子袋を身に附けると寒氣風氣に當らぬ、血留には芦毛馬の糞……三八
二一四 結構者はずり下る、强みにてなければならぬもの……三八
二一五 主人に心置かるゝ樣にするが忠節、十年骨を碎けば確となる……三八
二一六 火事場掛合は敵方や逆心者警戒の爲、御法事堪忍番の心得も同樣……三九
二一七 豫て養生すれば病氣は出ぬ、慈悲の諫言意見も平素にせよ……四〇
二一八 御用に立ち度しと思ふ奉公人は其の儘引上げ召使はれる……四〇
二一九 惡事は我が身にかぶり、上の批判は申出でぬと覺悟せよ……四一
二二〇 端的只今の一念より外はない、「この一念」に忠節備る……四二

二三一　時代の風がある、昔風や當世風のみではいかぬ、時代に順應せよ……一四三
二三二　工夫修行を超越し、世間並に主を歎き奉公に身を入れよ……一四三
二三三　當念を守つて氣を拔かさず勤め、一念々々と過すまで……一四四
二三四　附紙の仕樣、弔狀其の外凶事包物折方のいろ〳〵……一四四
二三五　氣力强き者はそげ廻る、勇氣は別事、死狂ひに氣力は入らぬ……一四四
二三六　下々迄の爲になる樣にするが上への奉公、礑も御慈悲……一四四
二三七　殿樣の御供も唯不斷の枕一つ、殿樣と一所に居れば濟む……一四五
二三八　山本常朝、內證支へ有りのまゝ曝け出して銀子拜領……一四六
二三九　鍋島直茂一流の軍法、其の場に臨んで一言で埒明く……一四七
二四〇　家康は大勇氣の大將、討死の士卒一人も後向かず……一四七
二四一　今時分の者無氣力なのは無事故、何事かあれば骨々となる……一四七
二四二　仕舞口が大事、客人が歸る時分など名殘盡きぬ心得が肝要……一四八
二四三　萬事眞實一つで行けば濟む、奉公は差出た事が第一に惡い……一四九
二四四　何もなき所が色卽是空、そこに萬事を備ふるが空卽是色……一四九
二四五　武勇と少人は我は日本一と大高慢でなければならぬ……一五〇
二四六　思ひ死に極むるが戀の極致、主從の間もこの心で濟む……一五〇
二四七　慰みにも心を附けよ、腰折とは武家にては言ふまじき事……一五一
二四八　その場をはづしては口は利けず、當座々々の働きが肝要……一五一
二四九　山本常朝、健康の爲、甘歲前後七年間不婬、遂に藥を飮まず……一五一
二五〇　貴人や老人の前で知つたか振りは遠慮せよ、聞きにくい……一五二
二五一　花見提重は歸りには踏み捨てる、萬づ仕舞口が大事……一五三

二四二 武士は武勇に大高慢で死狂ひの覺悟が肝要、よろづ綺麗に……一三三
二四三 朋輩に席を越され、氣にせぬもするも時により事による……一三四
二四四 「水增されば船高し」むつかしき事に出會ふ程一段すゝむ心……一三五
二四五 書き物は殘るもの、手紙も向ふで掛物になると思ひ、嗜みて書け……一三四
二四六 風體 口上 手跡で上手を取る、やすき事を人が油斷する……一三四
二四七 人間は何とよくからくつた人形ではないか、明年の盆には客……一三四
二四八 牛馬に出會ふ時、牛は常態では突かず、馬は跳ぬるのではない……一三四
二四九 奉公人には良き手本が入る、若い者が精出さぬのは油斷……一三五
二五〇 「只今がその時、その時が只今」二つに合點してはならぬ……一三五
二五一 その時が只今、武士道は毎朝毎朝死習ひ切れ切れて置く事……一三六
二五二 男仕事は日頃の心掛で仕果せる、そこに軍神の加護がある……一三八
二五三 殿中の堪忍と詞の働き、其の場を忍んで後に埒を明けよ……一三九
二五四 奉公は何卒仕遂げたいと思ふ内がよい、一生仕遂げたいと思へ……一三九
二五五 首打落されても一働き、武勇の爲には大惡念を起せ……一四〇
二五六 大人は清淨心から名言が出、下々は汚れて詩歌も出來ぬ……一四一
二五七 正德三年八月三日夜、田代又左衞門夢中騷動の場の事……一四一
二五八 死は足許に來る、夢中の戲れと油斷せず精を出して早く仕舞へ……一四一
二五九 不慮の災難に逢うた人には却つてよき仕合せと激勵せよ……一四二
二六〇 佞惡の者は人の非を言觸らして陷れて慰む、皆人覺悟すべき事……一四二
二六一 欠伸嚏はすまいと思へば一生せぬ、嗜み事は若い内に書き附けよ……一四三
二六二 帶の仕樣、上下附は鍋島風が第一、帶の結び目をはさむ事……一四四

二六三　山崎藏人の金言「見え過ぐる奉公人はわろし」――道樂は禁物……一六四
二六四　君臣の間は忍戀のやうにあれ、奉公の大意は理非の外……一六五
二六五　御側の奉公はぶら〳〵と年を重ね、自然と御用に立つ樣に……一六六
二六六　何よりも唯主君の御一言が忝くて腹を切る志は起るもの……一六六
二六七　地獄にも落ちよ神罰にも當れ、主人に志立つる外はない……一六八
二六八　客に行つて差合ひを言はれてから歸るのは追立てられるもの……一六八
二六九　寫し紅粉を懷中して醉覺や寢起など顏色惡い時は直すがよい……一六八
二七〇　相良求馬鍋島光茂の歌道執心は御家長久の基と辯疏す……一六九
二七一　中野又兵衞先祖の物語、下情が上達せぬと不和が出來る……一七一
二七二　他人の家で物を失うた時、不用意に言出して主人に恥かゝすな……一七一
二七三　挨拶は一座を見計つて人の氣に障らぬ樣に、國家の事は勇猛に……一七一
二七四　談合事はまづ一人に、大事の相談は密かに無關係の人に……一七三
二七五　兵動左仲奇特にも藝敵の正珍に連歌の宗匠を讓る……一七三
二七六　湛然和尙曰く「風鈴を懸けるのは風を知つて火の用心する爲」……一七三
二七七　疊の上で武勇を顯はす者でないと戰場へも選び出されない……一七三
二七八　剛と膽とは平生當つて見ては當らず、別段にあるもの……一七四
二七九　何氣なく思はれては奉公できぬ、大事の奉公は一心の覺悟から……一七四
二八〇　山本常朝、隱居後も常に御家の事を思ひ、これを語る毎に落涙す……一七五
二八一　生々世々御家中に生れ出で、御家は我一人で抱留める……一七六
二八二　湛然和尙曰く「常に氏神と心を釣合うて居れ、親同然で運が强い」……一七六
二八三　佐賀に生れて日峯樣を拜まぬは疎略、直茂公生前にも願をかけた……一七六

二六四 日拜は血戰の運命を祈るため、穢を嫌ふ神ならば詮なし……一七七
二六五 大難大變にも一言、仕合せの時にも一言、此の一言に工夫せよ……一七七
二六六 上座から末座に下り會釋して復席、豫て敎訓の禮儀……一七七
二六七 寄親は傘々組の者に振舞ひ、會釋の心入あるべき事……一七八
二六八 人間一生好いた事をして暮すべし、但し聞き樣では害になる……一七八
二六九 現實の事は夢で知れる、夢を相手に精々勵むがよい……一七八
二七〇 懺悔は器物の中の水をこぼす樣なもの、改むれば跡は消える……一七九
二七一 我が長けを知り、非を知つたとて自慢するな、自己を知るは難い……一七九
二七二 人の威は外に顯はれる、畢竟は意をぬかさず正念な所が基……一七九
二七三 惡事の引合ひは貪瞋痴、吉事の引合ひは智仁勇に洩れず……一七九
二七四 奉公人の心入れは時代々々で變る。或時は國家を治めて上げよ……一七九
二七五 下賤から高位に登つた人はその德を貴んで一入崇敬せよ……一八〇
二七六 山本前神右衞門、常朝七歲の時より武者草鞋で寺參りさす……一八一
二七七 主君にも少しは隔てられるがよい、腰巾着では働かれぬ……一八一
二七八 物識が差合ひ、平生の事にも案內知つて障りになる事もある……一八一
二七九 端的濟まぬ事は埒明かぬ、左足の一步で鐵壁も踏破れ……一八二
二八〇 智慧利發ほどきたないものはない、眞實さへあれば立ち行く……一八二
二八一 鼎員があつては口がきけぬ、何の引きもないが奉公はしよい……一八三
二八二 些細な事に念を入れて話す人には大方其の裏がある……一八三
二八三 何事も人より一段高き理を見附けよ、相手を見て理を言へ……一八四
二八四 飢死んでも殿樣の爲には神佛にも見向かず朽ち果てよ……一八四

二〇五　世上の噂話にも物言ひを愼め、口故に敵を持ち遺恨も出來る……一八七
二〇六　人の事は譽むるも似合はぬ、我が丈を知つて修行に精を出せ……一八七
二〇七　德ある人はゆとりがあり、小人は靜かな所がなくがたつき廻る……一八七
二〇八　夢の世とはよき見立、惡夢を見て覺めたい事もある……一八七
二〇九　何事も眞實でないと效がない、智慧ある人は智慧の害に陷る……一八八
二一〇　裁判や爭論はきたな勝ちよりも美事な負けがよい、相撲の樣なもの……一八八
二一一　人を惡むは慈悲なき故、慈悲門に括り込めば當り合ふ事がない……一八八
二一二　生噛りは知りだてをする、よく知ると知つた振りはせぬ……一八八
二一三　奉公人の身上は主人の物、大事がつて惜しむべきやうはない……一八九
二一四　惡固まりに一家を立つるな、我が非を知つて探促するが卽ち道……一八九
二一五　訪問は通じてから行くがよい、長座の客にも不會釋すな……一九〇
二一六　牛の角を直すとて牛を殺すな、生駒將監の忠義立て主家を崩す……一九一
二一七　善事も過ぎると惡い、說法敎訓も言ひ過ぎると却つて害になる……一九三
二一八　邪智深き佞人は我が立身の才覺のみ、それを見拔く事は難い……一九四
二一九　山本神右衞門曰く、「娘の子は育てぬがよい、親に恥をかゝす」……一九四
二二〇　惠芳和尙、鍋島安藝の「武邊は氣違」を佛道に應用す……一九四
二二一　茶の湯の本意は六根を淸くする爲、全く慰み事ではない……一九四
二二二　人の惡事も慈悲門に括り込み、よくせねば置かぬと念願せよ……一九五
二二三　意地は刀の樣な物、研ぎすまして鞘に納め置き、時々出して見よ……一九六
二二四　小利口では濟まぬ、切るゝ所は早く据つて突つ切れ……一九六
二二五　「大儀ながらも御國を荷うて上げ候へ」この一言が忘れられぬ……一九七

二二六 大事の家中を不和にしてはならぬ、喧嘩や仲直りは仕様がある……一九七
二二七 牛島源藏京都留守居役の事、物は言ひ様で理が聞える……二〇一
二二八 某々和尚道院の時の事、我が身は見えぬ所があるもの……二〇三
二二九 小々姓仲間船中の氣轉、廻船舸子を造作なく追散らす……二〇三
二三〇 惡事も破れぬ仕様がある、金錢の事で腹切らせるは殘念……二〇四
二三一 諫言が入れられず殿樣惡事の時は味方して世に隱せ……二〇四
二三二 不忠不義者一人も無く、悉く御用に立つるが大忠節大慈悲……二〇五
二三三 時代と共に人の器量も下る、一精出せば岡拔けて御用に立つ……二〇七
二三四 人の癖は似我蜂の樣に精を出して直せば直る、養子も敎へ樣……二〇八
二三五 崩るゝ御家を抱留むると思へ、人の惡事を憎まぬがよい……二〇八
二三六 氣力さへ强ければ詞も行ひも自然と道に叶ふ、されど心が第一……二〇九
二三七 我が知つた事も功者の話は幾度でも深く信賴して聞くべきもの……二〇九
二三八 主君の命にもだゞを踏まねばならぬ事がある、畢竟主君の爲……二一〇
二三九 祖先の御加護で、鍋島家は日本に並ぶものなき不思議の御家……二一一
二四〇 鍋島家は浪人の他國出を許さぬ、かく主從の契深い家中はない……二一一
二四一 捨者も仕盡くした者でないと用に立たぬ、窮屈では駄目……二一二
二四二 名利の眞中、地獄の眞中に駈入りても主君の御用に立て……二一三
二四三 至極の忠節は主を諫め國を治むる事、家老になるも其の爲……二一三

聞書第三

二四四 鍋島直茂の述懷——義理程深きものはない、義理には落涙する……二一九

二四五　小早川隆景、使者を鍋島直茂に遣つて口上の指南を受く……二九
二四六　鍋島直茂夫妻寒夜入牢者の人數を調べ、普く粥を施與す……二三〇
二四七　鍋島直茂夫人、石井一門の爲將來を案じて雜務方を斷る……二三一
二四八　鍋島直茂、小姓衆に泉水の水量を問うてその稱呼を敎ふ……二三二
二四九　太閤秀吉「龍造寺は九州の槍突」と違法の道押を默認す……二三三
二五〇　鍋島直茂、當意卽妙の自己流生花を生け、豐太閤に褒めらる……二三三
二五一　「信濃殿は腹切所を忘れては居らぬか」カチクチの軍法……二三三
二五二　鍋島直茂の返答、「新參者は尻拭役、槍突は其方達」……二三五
二五三　鍋島直茂、朝鮮出陣の時京都愛宕山威德院護摩堂を建立す……二三六
二五四　玉林寺金峯和尙、鍋島直茂の隱居所知行附進を一蹴す……二三六
二五五　寶持院住持、鍋島直茂の申出に一生蒟蒻を所望す……二三七
二五六　鍋島直茂、夜明けに床を出て靜座、一宿の金峯和尙を困らす……二三七
二五七　豐太閤御茶湯に鍋島直茂引出物を拜領、龍造寺高房引見さる……二三八
二五八　鍋島直茂、朝鮮中歸りに大阪へ直行、再度朝鮮に渡海す……二三〇
二五九　殿樣美談——鍋島勝茂の孝心に齋藤用之助死罪を免ぜらる……二三一
二六〇　鐵砲的の時鍋島直茂、老人齋藤用之助を勞はり勝茂を戒む……二三二
二六一　天正十七年正月七日、直茂公口宣の事「豐臣信生」……二三四
二六二　鍋島直茂、其の家中に兄豐前守家來との喧嘩口論を嚴戒す……二三五
二六三　鍋島直茂、朝鮮陣に轉戰、小早川隆景の明識に感嘆す……二三五
二六四　鍋島直茂の一言、御城密通仕置者の幽靈を消滅せしむ……二三六
二六五　鍋島直茂、千栗通過の時見るに忍びずとて九十の老人を見ず……二三七

二六六 鍋島直茂の前妻離別、主水茂里は直茂後妻陽泰院の又甥……二三七
二六七 龍造寺隆信の鳥原戰死と鍋島直茂宗龍寺建立の由來……二三九
二六八 鍋島直茂、薩摩から送つた龍造寺隆信の首を突返す……二四一
二六九 鍋島直茂、遺愛の地多布施御館に逆修を建つ、宗智寺の由來……二四二
二七〇 時節到來と思はゞ潔く家を崩せ、其の時抱へ留むる事もある……二四六
二七一 鍋島直茂、靈夢に感じて與賀宮に永代常夜燈を寄進す……二四七
二七二 鍋島直茂前夫人、後妻打(うはなりうち)に出で、陽泰院の應待に納得して歸る……二四七
二七三 鍋島直茂の生前、領內の土民加賀守を生神樣として拜む……二四八
二七四 鍋島直茂の明察、藤島生益に本庄院住持の奸計を糺さしむ……二四八
二七五 鍋島直茂、家中の怨聲を聽いて卽刻新任の高祿者を罷免す……二五〇
二七六 豐太閤朝鮮征伐と鍋島直茂、直茂出陣後八箇年歸國せず……二五一
二七七 「當時氣味のよき事は必ず後に悔む事あるものなり」……二五二
二七八 鍋島直茂、寒夜に披身の槍を持ち、酒宴中の龍造寺隆信を衞る……二五三
二七九 豐太閤鍋島直茂に國を任せた龍造寺隆信を名將と褒む……二五三
二八〇 小田原陣と鍋島直茂、東上途中下關道山平兵衞方に一泊す……二五三
二八一 鍋島直茂、磔刑の罪人を助け蓮池めい島に千間堀を掘らしむ……二五三
二八二 鍋島直茂、朝鮮陣凱旋の時陶工を伴なひ歸りて有田燒を創む……二五四
二八三 鍋島直茂、鹿子天神に參詣、地に平伏して安藝守の粗忽を謝す……二五五
二八四 鍋島直茂の敎訓、我が氣に入らぬことが我が爲になるもの……二五五
二八五 鍋島直茂、陽泰院の働振りを見込んで執心し、これを娶る……二五六
二八六 鍋島直茂夫人陽泰院、態と面相を變へて豐太閤に謁す……二五七

二八七　鍋島直茂、追從の山伏の心を見透しながら金子を施與す……二六八
二八八　鍋島直茂、御伽衆に小早川隆景を「天下の名人」と激賞す……二六九
二八九　鍋島直茂人通りを見て「肥前の槍先に早や弱み附きたるか」……二六九
二九〇　直茂養家千葉氏より復歸の時、究竟の士十二人從ひ來る……二七〇
二九一　鍋島直茂、次の間に古老の勇士を招き閒寢入に物語を聽く……二七一
二九二　奉公の道には人を勸め、物見遊山には人に勸められるのがよい……二七一
二九三　鍋島直茂曰く「隆信は我等に較べて言ふべき人でない」……二七二
二九四　鍋島直茂、敵居を外し、家臣が潛かに隱した柿の實を捨てさす……二七四
二九五　齋藤佐渡　同用之助一家、鍋島直茂　同勝茂の爲父子三代追腹す……二七五
二九六　横尾內藏之丞、百姓との訴訟に負けて追腹誓紙を取戻す……二七八
二九七　誠忠藤島生益の氣轉、船酔の鍋島直茂の自害を未然に防止す……二七八
二九八　天守御普請の時、大工棟梁奸謀の廉で死罪に處せらる……二七一
二九九　鍋島直茂、與賀　本庄　大堂三社に常燈を獻じ、與賀社に自ら燈す……二七二

聞書第四

四〇〇　鍋島勝茂、大事の分別には瞑目して父直茂を念じて決す……二七五
四〇一　鍋島光茂御側勤めの三人「大名の側に持たで叶はぬ者共」……二七五
四〇二　鍋島勝茂夫人高源院伏見に於て入輿、須古下總等御迎……二七六
四〇三　久納市右衞門數度の加增と鍋島主水茂里　元佶長老……二七七
四〇四　鍋島勝茂、有馬陣の事に關し六月閉門、十二月晦日開門……二七七
四〇五　諸國一城の外悉く破却の奉書鍋島勝茂へ布達せらる……二七八

四〇六 鍋島勝茂、下情に通ずる爲普く風説書を差出さしむ……二七八
四〇七 鍋島勝茂の機略「九州者は臆病魂一つ足り申さぬ」……二七九
四〇八 鍋島勝茂、病中江戸大火を望見して兵火でないと斷ず……二八〇
四〇九 遊山所見分の目付は尻を高くからげ竹の杖を突いて……二八〇
四一〇 白石百姓關右衞門、褒美の銀で大麥を買うて永代に殘す……二八一
四一一 人は短所の爲に長所を捨つな、長所を取つて短所を補へ……二八一
四一二 代替りの時、最初に上下萬民思ひ附くやうにするもの……二八二
四一三 鍋島忠直十五歳の時、年寄に「疑はしき罪は輕くせよ」と諭す……二八二
四一四 鍋島忠直、母堂高源院に命乞させて死刑の重罪人を助く……二八三
四一五 鍋島忠直、伊達政宗に家傳の名刀を薦められて受けず……二八三
四一六 鍋島忠直、幼時自ら客座の菓子を包んで出で、御供の者に與ふ……二八四
四一七 鍋島勝茂、就寢の前必ず長脇差を抜き眉毛に懸けて見る……二八四
四一八 筑前黒田忠之、隣國の情誼が薄いとて鍋島勝茂を怨む……二八五
四一九 嶋内新左衞門、終夜與賀社の塀を探し廻つて參籠の主君を護衞す……二八六
四二〇 武士は二十八枚の齒を悉く噛みをらねば埒が明かぬ……二八六
四二一 鍋島勝茂、御歩行十人衆に三尺三寸の刀で拔合を錬磨さす……二八六
四二二 鍋島勝茂閉門の時御國出家の園結と他國出年限の由來……二八七
四二三 主君の閉門に家中切死の覺悟、鍋島元茂夫人の膽勇……二八八
四二四 鍋島勝茂、毎年元朝與賀、本庄 八幡三社に祈願して願文を奏す……二九〇
四二五 勝茂 宥譽兩上人の水定と寺井長福寺の本尊藥師如來……二九〇
四二六 林道春 鍋島勝茂當座の系圖問答——少貳鍋島系圖の由來……二九二

四二七　鍋島勝茂時代の加判家老――鍋島安藝　同玄蕃　中野數馬……二九四
四二八　鍋島勝茂時代の年寄――勝屋勘右衞門　關將監……二九四
四二九　鍋島勝茂、松平土佐守と無二の入魂、代々兩家懇意となる……二九四
四三〇　鍋島忠直附年寄――成富五郎兵衞　鍋島右近……二九四
四三一　鍋島勝茂、野田七右衞門の惡事を聞かぬ振して戒む……二九四
四三二　中野李之助、主君勝茂の寬恕に感激して追腹を覺悟す……二九五
四三三　成富兵庫、肥後の國情を探つて清正遺臣籠城の意なきを斷ず……二九五
四三四　鍋島勝茂、具足祝の時御納戸に飾り附く……二九六
四三五　鍋島勝茂、元旦に三社參詣、子直澄の參賀遲刻を戒む……二九六
四三六　鍋島勝茂の時彥山へ年籠り代拜を遣はし、國家長久を祈る……二九七
四三七　千葉氏の妙見太刀、神代家を經て鍋島家什物となる……二九七
四三八　鍋島直澄、御鷹野に制札を建て父勝茂の怒りに觸る……二九八
四三九　鍋島勝茂、その子直澄直弘を堀に入れて藻まくりをさす……二九九
四四〇　上納米を踏越えたとて、白石在百姓の姥、鍋島勝茂の足を打つ……二九九
四四一　鍋島勝茂、白石猪狩の時、顏を掩うて人々の狼狽振りを見ず……三〇〇
四四二　成富　久納等の氣轉と江戸城鍋島家御出入り坊主の始……三〇〇
四四三　長崎監使井上筑後守、鍋島勝茂に領內河海の狀況を語る……三〇一
四四四　鍋島勝茂、一代丸紐の帶を常用す――昔は大方丸帶……三〇一
四四五　鍋島直茂、勝茂に御仕置者成敗に切柄を用ふるを戒む……三〇二
四四六　鍋島勝茂、御仕置者を切習ひ、最後に健やかな若者を助く……三〇二
四四七　鍋島直澄と松平信綱息女との緣組破れ、兩家不和となる……三〇三

四四八 鍋島勝茂、鷹野で鶴を捕へると、急使を以て亡父の位牌に報告……三〇四
四四九 奉公人の四通りは急だらり、だらり急、急々、だらり〳〵……三〇四
四五〇 鍋島忠直岳父松平下總守、將軍家光へ須古踊を披露す……三〇五
四五一 鍋島勝茂、高傳寺に參詣し恒例の豆腐吸物を所望す……三〇七
四五二 鍋島勝茂軍物語に、加藤嘉明 井伊直政を激賞す……三〇七
四五三 太田與右衞門、泰盛院一周忌法事に酒好きの殿樣を偲ぶ……三〇八
四五四 鍋島直茂、勝茂に「良き人を持つには人に好く迄」と諭す……三〇九
四五五 鍋島勝茂、夜陰壁越しの手錬と家傳の銘刀「加賀清光」……三一〇
四五六 鍋島勝茂、白石狩獵地滯在中先祖燒香の爲秀林寺を建立す……三一一
四五七 鍋島勝茂夫人高源院、主人信濃守外家族の安泰を祈禱す……三一一
四五八 鍋島勝茂、經山寺庭園を摸造し、世嗣忠直に諷せらる……三一三
四五九 鍋島忠直、使者口上の誤を咎めず、再び懇切に教へて遣はす……三一四
四六〇 副島八右衞門 鍋島勘兵衞等四十歳以上迄御小姓を勤む……三一四
四六一 鍋島勝茂、平常一萬を以て朝鮮七年の在陣を用意す……三一五
四六二 鍋島勝茂、評定所召喚の時、紀伊守元茂名代として出づ……三一五
四六三 鍋島勝茂、寢間に侍四人不寢番を勤む——御城不寢番の始……三一六
四六四 鍋島勝茂「小身者程元を忘れず、後を前に心得よ」と諭す……三一六
四六五 鍋島直茂、常に公事沙汰裁判には死罪にならぬ樣心得よと諭す……三一七
四六六 鍋島勝茂、詮義の書附に國家の事一事も見えぬと家臣を戒む……三一七
四六七 鍋島勝茂、德善十二坊を建立、山本神右衞門に信心を下知す……三一七
四六八 泰盛院 高源院 惠照院 興國院死去の地、正獻院屋敷……三一八

四六九　鍋島勝茂、旅中忠直の訃報を聞き知つた宿所に再び泊らず……三二八
四七〇　鍋島忠直鎧着の時、安藝茂賢七寸左文字の槍を進上す……三二九
四七一　林形左衞門、出仕支度忠直公逝去の報を聞いて殉死す……三二九
四七二　鍋島勝茂、父直茂の遺訓を守り、晝夜心を盡して國を治む……三三一
四七三　鍋島勝茂、自分の命日には詣らずとも本尊佛に參詣せよと諭す……三三三
四七四　多久美作、忠直逝去後光茂家督の爲態と參覲御供を願ひ出づ……三三三
四七五　鍋島勝茂重態の時、志波喜左衞門身代りにとて先腹を申出づ……三三四
四七六　鍋島采女の友誼に、中野李之助鍋島勝茂より勘氣を宥さる……三三五
四七七　鍋島勝茂夫人の庭訓、「女なればとて末期の親に涙を見すべきか」……三三五
四七八　鍋島勝茂臨終の時、御藥役采女らの追腹多久美作を感嘆さす……三三六
四七九　多久美作、枝吉利左衞門をして夜中鍋島勝茂の葬儀を行はしむ……三三七
四八〇　『老子物語』の教訓——先づ御當家風を心得諸朋輩一和せよ……三三八
四八一　鍋島勝茂口宣、叙位　受領　名乘　侍從昇進の事ども……三三〇

聞書第五

此の卷、光茂公　綱茂公　了關樣　御姬樣方の御事共取交ぜ、之を記す。

光茂公御代（鍋島光茂年譜拔書）

四八二　明曆三年丁酉二月御家督御相續　二十六歲……三三三
四八三　萬治元年戊戌今年五月明曆改元なり　二十七歲……三三三
四八四　萬治二年己亥　二十八歲……三三四

四八五　萬治三年庚子二十九歲……三三四
四八六　寬文元年辛丑三十歲……三三四
四八七　寬文二年壬寅三十一歲……三三五
四八八　寬文三年癸卯三十二歲……三三五
四八九　寬文四年甲辰三十三歲……三三七
四九〇　寬文五年乙巳三十四歲……三三七
四九一　寬文六年丙午三十五歲……三三八
四九二　寬文七年丁未三十六歲……三三八
四九三　寬文八年戊申三十七歲……三三八
四九四　寬文九年己酉三十八歲……三三九
四九五　寬文十年庚戌三十九歲……三三九
四九六　寬文十一年辛亥四十歲……三三九
四九七　寬文十二年壬子四十一歲……三三九
四九八　延寶元年癸丑四十二歲……三四〇
四九九　延寶二年甲寅四十三歲……三四〇
五〇〇　延寶三年乙卯四十四歲……三四〇
五〇一　延寶四年丙辰四十五歲……三四〇
五〇二　延寶五年丁巳四十六歲……三四〇
五〇三　延寶六年戊午四十七歲……三四一
五〇四　延寶七年己未四十八歲……三四一
五〇五　延寶八年庚申四十九歲……三四二

五〇六 天和元年辛酉 五十歳……三四三
五〇七 天和二年壬戌 五十一歳……三四三
五〇八 天和三年癸亥 五十二歳……三四六
五〇九 貞享元年甲子 五十三歳……三四六
五一〇 貞享二年乙丑 五十四歳……三四七
五一一 貞享三年丙寅 五十五歳……三四八
五一二 貞享四年丁卯 五十六歳……三四八
五一三 元祿元年戊辰 五十七歳……三四九
五一四 元祿二年己巳 五十八歳……三四九
五一五 元祿三年庚午 五十九歳……三五〇
五一六 元祿四年辛未 六十歳……三五〇
五一七 元祿五年壬申 六十一歳……三五一
五一八 元祿六年癸酉 六十二歳……三五一
五一九 元祿七年甲戌 六十四歳……三五二
五二〇 元祿八年乙亥 六十四歳……三五二

綱茂公御代(鍋島綱茂年譜拔書)

五二一 元祿八年乙亥 四十四歳……三五三
五二二 元祿九年丙子 四十五歳……三五三
五二三 元祿十年丁丑 四十六歳……三五四
五二四 元祿十一年戊寅 四十七歳……三五六
五二五 元祿十二年己卯 四十八歳……三五六

三五六　元祿十三年庚辰　四十九歳……三五七
三五七　元祿十四年辛巳　五十歳……三五九
三五八　元祿十五年壬午　五十一歳……三六〇
三五九　元祿十六年癸未　五十二歳……三六〇
三六〇　寶永元年甲申　五十三歳……三六一
三六一　寶永二年乙酉　五十四歳……三六一
三六二　寶永三年丙戌　五十五歳……三六二
三六三　寶永四年丁亥吉茂公　四十四歳……三六三

聞書

三六四　鍋島光茂の利發、十九歳の時祖父勝茂代理で登城口上を述ぶ……三六四
三六五　鍋島光茂、十四歳の歌「寒き夜に裸になりて寢たならば——」……三六五
三六六　鍋島光茂、綱茂時代に櫻田屋敷を召上げられ羨ましと語る……三六六
三六七　鍋島光茂、御老中廻りの節道繰をせず、順の通りに廻る……三六六
三六八　鍋島光茂、旗本や公儀衆に對しては陰でも言葉を鄭重にす……三六七
三六九　鍋島光茂の溜食ひ、一度に十度分も食べ、又幾日も絶食……三六七
三七〇　鍋島光茂、御寺に參詣、頓寫の節は始終自ら硯の水を運ぶ……三六七
三七一　鍋島光茂、道中でも就寢の時は江戸の方を枕にして寢る……三六八
三七二　鍋島光茂、死罪の披露を聞く毎に減刑を考へ一等づゝを減ず……三六八
三七三　鍋島光茂、家中に對して御側外樣の別なく凡て公平に待遇す……三六八
三七四　鍋島光茂、深く讒言を嫌ひ、出仕延引の時もその場を繕はしむ……三六九
三七五　鍋島光茂、わらべ共の事を讒言したとて能役人を浪人さす……三六九

五四六　鍋島光茂、城下法度の花火を見ぬ振りして新來の家臣を諭す……二六九
五四七　鍋島光茂、參府途中、御供當番御小姓役の無斷外出を咎めず……二七〇
五四八　鍋島光茂、努めて科人の申譯を聞き、種々理由を附けて差免す……二七一
五四九　鍋島光茂、御酌取が誤つてビードロ瓶を打破つた罪を問はず……二七三
五五〇　鍋島光茂、御目付言上の書附を見たゞけで月箱に入れ燒捨つ……二七四
五五一　鍋島光茂、他人の妻を犯すとは初耳と密通者を重罪に處す……二七四
五五二　鍋島光茂、祖父勝茂の嚴訓を守つて好きな歌道を隱密に學ぶ……二七五
五五三　鍋島光茂、亡父忠直五十年回忌法要を惠峯和尙に訊ぬ……二七七
五五四　脊振山境界爭ひの勝訴に、鍋島光茂相手黑田氏を氣の毒がる……二七七
五五五　鍋島光茂、述懷を一首の和歌に託し脊振山國境爭論を嘆ず……二七七
五五六　御城矢倉の烏を鐵砲で射中て得るか——大名衆と光茂との問答……二七八
五五七　鍋島光茂、將軍世子不例の時、表敬の爲數日上下を脫がず……二七八
五五八　鍋島光茂の禁裡崇敬——大嘗會御再興の上表、皇大神宮代拜……二七八
五五九　酉の年江戶大火事の時、鍋島光茂夜中市內を巡見す……二七九
五六〇　鍋島光茂、長崎御番所に於て御番の大意を語る……二七九
五六一　大火巡見の時、御供立の人數を一言に振分く……二八〇
五六二　鍋島光茂、病中叔父和泉守の見舞に蒲團から轉び下りて會ふ……二八〇
五六三　鍋島光茂、「人に拜まるゝ位と思ふな」と世嗣綱茂に嚴訓す……二八一
五六四　鍋島光茂、病中床擦れで痛んでも少しも苦痛の色を見せず……二八一
五六五　鍋島光茂、將軍通過の時は上下を着て居間から禮す……二八一
五六六　鍋島光茂、盆の寺參にも道筋を改めず、先祖の次第通りに參詣……二八二

三六七　鍋島光茂、水戸黄門と交り深く、船問答に氣轉を利かす……三八二
三六八　徳川光圀、鍋島風は丹後守（光茂）限りと、鍋島元武に語る……三八二
三六九　鍋島直之、深夜潜かに浪人者數名を引見し、涙を流して告別す……三八三
三七〇　鍋島直之、炎暑に牢屋を見、藩内の囚人を憫んで即時出牢さす……三八四
三七一　鍋島直之、父の死後に手習を始め、發着毎に先づ御靈屋に參詣……三八四
三七二　鍋島光茂息女の貞心、「不足の夫とて二夫に見ゆるは不義」……三八五
三七三　上井大炊頭夫人（鍋島光茂息女）、夫留守中の火災に燒死の覺悟……三八六
三七四　鍋島直之、老後に辨天の法を修し、家中の者の家計安全を祈る……三八六
三七五　親への孝行の爲、鍋島綱茂、京都聞番牛島源藏の罪科を問はず……三八七
三七六　鍋島光茂お仙樣お春樣の乳兄弟……三八八
三七七　鍋島光茂、父忠直の早世を偲び、疱瘡を親の敵として嫌ふ……三八九
三七八　鍋島光茂略年譜（金丸氏寫）……三八九
三七九　鍋島光茂、御供家老に「新國守綱茂の事を申上げず」と誓はす……三九三
三八〇　三家經緯、中野將監の忠節「諫言は内密に、殿の悪事は我が身に」……三九四
三八一　鍋島光茂、息女に鍋島の家中は「不男が名物」と諭す……四〇二
三八二　鍋島光茂、江戸大火事の時最後まで踏留つて防火に努む……四〇三
三八三　鍋島直之、幕府の勅使接待役に律儀を示し手厚く會釋さる……四〇五
三八四　鍋島光茂隱居後附屬の什物を望まず御年寄を戒む……四〇六
三八五　鍋島光茂逝去の時、願に依り或は自分に出家した人々……四〇六
三八六　鍋島直之、高傳寺に參詣、供の者を休息させようと態と長話す……四〇七
三八七　小倉女盡夜心身を碎き、片時も離れず幼君光茂を養育す……四〇八

五八八　鍋島光茂時代の加判家老……四一一
五八九　鍋島光茂時代の傳父……四一二
五九〇　鍋島元茂、臨終に牛王を呑んで子直能に本家一味を誓はしむ……四一二
五九一　紀州侯徳川頼宣、鍋島光茂と面接家督相續の祝儀を述ぶ……四一三
五九二　御家には相傳の軍法がある、他家の軍法稽古は無用……四一三
五九三　鍋島光茂、自ら侍從を返上せんとて、亡父忠直の贈官を願出づ……四一四
五九四　鍋島光茂、有馬陣の時六歳で祖父勝茂に金言を吐露す……四一五
五九五　鍋島光茂逝去の時落髪を免された人々……四一五
五九六　鍋島光茂の豪膽—「火事か、眠むたいから一寝入り」……四一六
五九七　野田佐五右衛門の誓詞「明朝よりふうけ申すまじく」……四一六
五九八　鍋島光茂の聰明、字を書きながら同時に數件の披露を聽く……四一八
五九九　鍋島光茂の馬術(その一)—「馬上は疊の上同然」……四一八
六〇〇　鍋島光茂の馬術(その二)—箱根八里の山坂は何時も早乗……四一八
六〇一　鍋島光茂、一日に十度食して腹體に異常を見ず……四一九
六〇二　「肥前の侍從、段子のかひみつすき」—丹後守光茂の手紙……四一九
六〇三　御書物役牛島源藏　山本權之丞一日限り能役人數に入る……四二〇
六〇四　鍋島直能、光茂の長袴を踏んだ者の長袴を踏んで顚落さす……四二一
六〇五　鍋島光茂、意味ありげな吉良上野介の獵官懲憑を一蹴す……四二一
六〇六　山内一川上の土民、藩主光茂の卒去を聞いて塔石を運ぶ……四二二
六〇七　鍋島綱茂の乳兄弟……四二三
六〇八　鍋島綱茂逝去の時、願に依り或は自分に出家した人々……四二三

六〇九　鍋島光茂御目付への遊田の條々……四二三
六一〇　鍋島元茂、小倉女と共に光茂（翁助）の家督相續に配慮す……四二四
六一一　鍋島勝茂、有馬陣後江戸七箇所屋敷仕組を定め改易に備ふ……四二六
六一二　尼州侯德川義直、淺草舟遊に初めて鍋島光茂を引見す……四二六
六一三　鍋島光茂元服の時、將軍家獻上竝びに諸家へ贈進の數々……四二七
六一四　鍋島勝茂人差の人數、光茂への御家誓詞……四二七
六一五　納富九郎左衞門の精勤、鍋島光茂自筆の加增書を遣はす……四二七
六一六　鍋島光茂、仁比山山王權現を崇敬し、社參して祈願書を納む……四二八
六一七　鍋島忠直菩提の爲興國山長安寺建立、萬休和尙を開山とす……四三一
六一八　鍋島光茂、子息の武運長久、息災延命祈願の爲山王社へ寄附……四三一
六一九　鍋島光茂、小倉尼菩提の爲大琳村に小倉山誓宗寺を建立す……四三一
六二〇　鍋島光茂、向陽軒を建立、天照大神宮外宮內宮外諸社を祀る……四三二
六二一　鍋島光茂、善德院に參籠、豐前彦山權現に自筆の願文を奏す……四三四
六二二　佐賀藩の郡數、寬文八年將軍家綱の判物より十郡となる……四三五
六二三　寬文八年島原城主改易の時、上使へ使者を遣はす……四三六
六二四　鍋島光茂、乘掛馬の椿事を聞き公儀に憚けて追懸馬を禁ず……四三六
六二五　勝茂逝去の時、光茂、孫平太の請を容れて燒香せしむ……四三七
六二六　英船長崎入港と鍋島藩の警備、神代左京以下部署に着く……四三七
六二七　鍋島家中平生の附屆に御番衆の好意、原口作右衞門の事……四四三
六二八　鍋島光茂隱居の時、一門の人々へ遺物の數々……四四三
六二九　鍋島光茂逝去前、善應庵へ數々の遺物を納めしむ……四四四

六三〇　鍋島綱茂の發病より平癒祈禱、逝去、葬禮、諸家弔問まで……四四四
六三一　鍋島綱茂夫人寂光院の遺骸を改葬し、綱茂御靈屋に納む……四四九
六三二　鍋島光茂夫人榮正院の遺骸を改葬し、新に御靈屋を建つ……四四九

聞書第六

此の一卷、御國古來の事取交ぜ、之を記す。

六三三　龍造寺隆信、「毒なればとて何程の事」と陣中敵方の酒を呑む……四五一
六三四　鍋島直茂の菩提寺高傳寺再興と歷代藩主の寄附……四五二
六三五　名木の紅梅「禮德寺」由來、一本は直茂遺愛の地宗智寺へ……四五三
六三六　龍造寺隆信戰死の地の卒都婆を溫泉山一乘院へ移す……四五四
六三七　高木鑑房不意に首を打落され、同時に人の首を切る……四五五
六三八　「佐嘉」と「佐賀」、「神埼」と「神崎」文字相違の由來……四五六
六三九　大友 秋月の沒落、豐太閤他界、福島左衞門大夫改易……四五七
六四〇　鹿島藩祖鍋島直朝夫人——花山院定誠入道自寬の妹……四五七
六四一　神埼櫛田宮祭禮に勅使——社職執行氏の名字根元……四五八
六四二　佐嘉城普請に筑前から、福岡城普請に佐嘉から助勢……四五八
六四三　龍造寺政家口宣（金丸氏寫）……四五九
六四四　鍋島清久夫婦、村の祭禮前に每夜堀をたゝき鮒を追うて廻る……四六〇
六四五　德善權現の神體、御代替りに歷代の藩主御拜見……四六二
六四六　鍋島主水茂里、直茂の養子となり勝茂出生の爲離緣……四六二

鍋島光茂、井伊の先手に擬して主水直朗を掃部と名づく……四六三
多久長門隱居、家中の請に依り伊豆茂文家督を繼ぐ……四六四
鍋島舍人助草履取、十四歲で人を斬り出家して名を揚ぐ……四六五
龍造寺政家息女、妙安尼に養育され直茂養女となる……四六六
鍋島豐前守夫人の事、知行所は鹽田 鹿島 神代と替る……四六六
神代長良、父勝利の遺言に基き龍造寺鍋島兩家と緣組す……四六七
湛然和尙、圓藏院村了の命乞成らず高傳寺を去つて隱遁す……四六八
忠と孝とを片荷、勇氣と慈悲とを片荷にし、「殿樣殿樣」と唱へよ……四七四
相良求馬及眞の素性、一說に成富兵庫助茂安の甥……四七六
鍋島光茂、倩長老一門を探促し野邊田傳之助を召し出す……四七六
鍋島直朝、勝茂の年寄役勝屋勘右衞門の養子となる……四七七
殿樣の御道中、御步行十人衆が一人宛御居間の緣の下に終夜番……四七七
鍋島安藝、正札嫡子を養子とし、其の子に深堀知行を與ふ……四七八
肥前石井氏の元祖、關東安倍野城主石堂上總介の末裔……四七九
鍋島直茂夫人陽泰院の附人前田與四右衞門……四七九
山本常朝京都御書物役の時、委細書調へて賞せらる……四七九
小森覺右衞門、拜領の短册を御用物に交ぜられて浪人……四八一
鍋島淸久、歲暮年始に每歲本庄東光寺に祈願す……四八一
室節次左衞門 恩田次郎兵衞 山村孫太夫等召抱への事……四八一
龍造寺四天王——百武 木下 成松 江里口……四八二
中野名字兩統——神右衞門一統は武雄、歪佐一統は五勢……四八四

六六八　中野八兵衞相良權左衞門船中で横死、その跡式由來……四八五
六六九　大木兵部被官の事、茶の間に甕を据ゑて組衆を取持つ……四八六
六七〇　小身者に御名字は難、鍋島名字は惣領家に限る……四八八
六七一　池上六太夫卽座の創意、朝鮮陣と鍋島家船印角取旗……四八八
六七二　龍造寺政家の舅有馬越前入道仙岩、子息左衞門佐義純……四八八
六七三　有馬左衞門大夫日向へ領替の時、多久長門加番を勤む……四八九
六七四　鍋島直弘、一命を捨つるは我一人と高言する家來を戒む……四八九
六七五　鍋島勝茂、長崎御番を命ぜられ筑前溝と交代之に當る……四九〇
六七六　嘉瀨蓮乘院增閒、病中肉食した事を知つて山伏となる……四九〇
六七七　鍋島直茂、嫡孫元茂を養子とし小城隱居料を與ふ……四九一
六七八　有馬一番乘の石井傳右衞門、遊女狂ひの爲に切腹……四九二
六七九　千葉氏の先祖鮑の爲に難船を免かれ、一門鮑を食はず……四九三
六八〇　松崎彦右衞門、養子と仲惡しく公事を生じて召潰さる……四九四
六八一　足輕鳥巢甚右衞門、離別した妻子の緣によつて侍となる……四九四
六八二　佐賀郡來迎寺村の由來、川久保と白水名字……四九五
六八三　星野惣右衞門、五歲の時小歌を聞いて懷疑、半日坐禪す……四九五
六八四　相良市右衞門書置に「子孫はこれを守るまい」と奥書す……四九六
六八五　德善院彦山櫛田宮川上社蠣久天神の歌仙……四九七
六八六　鍋島宗茂誕生の地、鍋島彌平左衞門與賀石橋の屋敷……四九七
六八七　高傳寺の大涅槃繪、東福寺兆殿司筆摸寫の日本二幅……四九八
六八八　鍋島玄蕃は千葉氏の出、內方は鍋島茂春入道壽峯の妹……四九九

六八九　鍋島光茂逝去と公儀御香典、御城坊主村山長古の覺……四九九
六九〇　三瀬源兵衞、戰場で病氣の爲動けなかつたとて切腹仰付けらる……五〇一
六九一　宗龍寺の寶物、佐々木四郎高綱宇治川先陣の鞍……五〇一
六九二　箱川妙雲寺と佐々木氏――佐々木一國一郷の知行……五〇一
六九三　六角主計、鍋島宗茂夫人入輿に從ひ下り白石に住す……五〇二
六九四　多久長門、隱居仰付けられても一生佐嘉の地を離れず住居……五〇二
六九五　江戸三島町の由來、元鍋島屋敷は增上寺所化寮の邊……五〇三
六九六　石田一鼎の隱遁生活「寢られぬ時は寢ず、食はれぬ時は食はず」……五〇三
六九七　青山御屋敷　蓮地屋敷　牢屋敷　お長様屋敷……五〇五
六九八　御藏矢銀事件に下村七右衞門の寃罪と奸謀者斷罪……五〇五
六九九　御親類御家老其他小寄合日　大寄合日　評定所參會日の事……五〇七
七〇〇　向陽軒は鍋島勝茂時代に設置、御宮は光茂の建立……五〇七
七〇一　『柴田聞書』の筆者柴田宗俊は千布太郎左衞門の事……五〇七
七〇二　鍋島直弘逝去追腹禁止の時、陪臣石丸采女の器量……五〇八
七〇三　鍋島大膳の忠心、殿樣から引離された女房の文を見ず……五〇八
七〇四　深堀茂宅、太閤から鍋島直茂に預けられ其の家來となる……五一一
七〇五　深堀猪之助、銀百貫を獻じて返され深堀家置物とす……五一一
七〇六　島原城主有馬直純所替の時、鍋島直茂に預けらる……五一二
七〇七　鍋島助右衞門父子、娘の罪を負うて切腹、家來十八人追腹す……五一三
七〇八　今泉名字と千住名字――千住善右衞門切死の跡式……五一六
七〇九　鍋島玄蕃　小川前舍人の兩夫人へ、勝茂化粧田を遣はす……五一六

七一〇 鍋島直茂と納富常陸 鍋島主水 鍋島市佑 鍋島庄兵衞……五一七
七一一 成富兵庫 太田正左衞門 鍋島山城 諫早十右衞門獨幽……五一八
七一二 江戸證人、諫早十右衞門 須古市兵衞 多久民部 武雄十兵衞……五一九
七一三 秀島進士左衞門主從八十四人、薩摩へ人質に赴く……五二九
七一四 鍋島藩足輕の始、大阪陣の時江戸御普請夫を俄足輕とす……五二一
七一五 關將監清長の跡式、神代左京直長 鍋島內記茂眞へ……五二二
七一六 鍋島主水、直茂夫妻同席で妻子に別れ佐留志へ隱居……五二三
七一七 佐賀城包圍され、泰長院震龍に籠城の吉凶を占はす……五二三
七一八 船中に飛入つた大イヲ、吉例越年の鰤庖丁となる……五二四
七一九 今山夜討 柳河一戰利運の緣起に、藩內一統の御鎧祝……五二五
七二〇 龍造寺政家、大兵肥滿の爲膝立たず御前勤めを斷る……五二六
七二一 龍造寺政家の息女土佐の御前、太閤の召に應ぜず……五二六
七二二 代替りに佐賀藩主自ら山內 川上を巡視し御目見御酒拜領……五二七
七二三 神代勝利の間者、佐嘉に奉公して軍配の次第を密告す……五二八
七二四 慶長十九年佐嘉城普請と泰長院 八幡宮 本行寺の移轉……五二八
七二五 鍋島勝茂の江戸屋敷取立と鍋町 鉾門 油門等……五二九
七二六 千布惣右衞門の孫舍人、小川武藏守の名跡を嗣ぐ……五三〇
七二七 鍋島光茂、勝茂義絕の孫平太と和せず其の子帶刀と和す……五三〇
七二八 細川本陣箱根鎌倉屋、强飯を接待し鍋島本陣となる……五三一
七二九 小田原久保田屋、有馬陣鍋島一番乘を主張し本陣となる……五三二
七三〇 大阪城普請の役附、惣奉行 四組頭 二百人頭 行合奉行其他……五三三

江戸鍋島家菩提寺賢崇寺建立由來、芝正重寺を改稱……三三四
龍造寺隆信は水ヶ江、鍋島直茂は本庄千本松に出生……三三五
小城鍋島元茂　蓮池同直澄　鹿島同直朝兄弟三人の元服……三三五
鍋島勝茂夫人高源院、慶長十年婚禮以來在國十八年……三三六
鍋島光茂　同吉茂相次いで慈悲小屋を建て、非人に飯米を給す……三三六
多久圖書、甕父長門と折合はず隱居して鳥坂に引込む……三三六
本庄鍋島村民、藩主先祖の命日に毎月高傳寺に參詣す……三三八
楊柳寺住持、直茂夫人陽泰院を剃髮し、御城聖靈祭を勤む……三三八
本庄千本松の恒例彦山祭と德善院等の彦山御年籠代參……三三九
德善十二坊の御取立、入具は清き銀に清き米……三四〇
三池城攻めに、中野式部の一番首と龍造寺隆信の褒美……三四〇
生れたばかりの嬰兒にも耳に口寄せて武勇を吹込む……三四一
武雄後藤左衞門大夫惟明は平戸城主松浦道可の子……三四二
鍋島勝茂、有馬陣大阪出船不首尾により歸來詰船を置く……三四二
鍋島勝茂、石井彌七左衞門同傳右衞門の有馬一番乘を保證す……三四三
中野李之助、村山覺左衞門、筑前黑田長政に所望さる……三四五
多賀又左衞門、鍋島光茂時代料理人に召抱へらる……三四六
使者久納市右衞門の高聲、入浴中の黑田長政を驚かす……三四六
三人鍋島式部——倉町貞村　鍋島茂道　鍋島朝清……三四六
中野神右衞門の六男二女、山本神右衞門　村川傳右衞門……三四七
中野神右衞門、朝鮮童兒を伴なひ歸り、槇忠左衞門と稱す……三四七

七五二　關ケ原役當時鍋島勝茂の近江越と伊勢桑原宿太田惣助……五四七
七五三　鍋島勝茂參勤の途太田惣助方に止宿、爾來本陣となる……五四九
七五四　太田惣助、勝茂に御機嫌伺の爲鯨肉と奈良漬の曲を贈る……五四九
七五五　桑名本町鍋島勝茂休息の屋敷と太田惣助の別當役……五五〇
七五六　小倉女の甥藤本宗眞、その養子となつて召抱へらる……五五〇
七五七　安田道順、光茂の乳人小倉女一門の故を以て召抱へらる……五五一
七五八　陽泰院と小少將、妹娘の婿石井茂左衞門その跡を嗣ぐ……五五一
七五九　槇玄清、鍋島内匠　村田八介の母の緣により扶持を受く……五五一
七六〇　慶闇尼、豐太閤名護屋下向の途次路傍に握飯を接待す……五五一
七六一　江戸鍋島屋敷、麻布　櫻田　三島町　中屋敷　打越　苗木山等々……五五四
七六二　柳川一戰の功名、敵將小野和泉の物頭立花三太夫討取の事……五五五
七六三　鍋島主水陣幕の紋は瓜と立花杏葉、瓜は太閤から拜領……五五六
七六四　今山夜討と勝樂寺、伊東兵部少輔勝樂寺林旗竿の由來……五五六
七六五　長崎御奉行供立、久松備後守　駒木根肥後守の人數……五五七
七六六　御代々加判家老——勝茂　光茂　綱茂　吉茂時代……五五八
七六七　御代々御年寄役——勝茂　忠直　光茂　綱茂　吉茂時代……五五八
七六八　御家老衆家中御目見座位、首座は主水　彌平左衞門……五五九
七六九　御代々召抱へられた人々、勝茂　光茂　綱茂の時代……五六〇
七七〇　鍋島安藝追腹の人々、田代三郎左衞門以下十八人氏名……五六一
七七一　蒲原善左衞門の子女、娘は綱茂の御守、子は勝茂の御茶道……五六二
七七二　鍋島周防守清虎の館、本庄靜元寺の由來……五六二

七七三　鍋島舍人茂利の屋敷は二の丸南塀の內……五六三
七七四　鍋島傳右衞門切腹以後、本家々々の外は別名字となる……五六三
七七五　鍋島善兵衞の祖雅樂助正儀は和泉守忠茂の三男……五六四
七七六　西目一向宗の一派西門跡派となるを拒み科銀を徵せらる……五六四
七七七　鍋島七左衞門等柳河七騎、一步も退かず踏留つて戰ふ……五六五
七七八　柳河陣の戰功者牛島監物、知行太刀槍其他褒美に預る……五六六
七七九　鍋島茂里　茂賢兄弟、太閤の人質となり薩摩陣に先陣す……五六七
七八〇　倉町勘左衞門、急用の使に遲れて亂心し切腹を命ぜらる……五六七
七八一　村上源左衞門、江戶參着の日限に遲るゝとて切腹せんとす……五六八
七八二　鍋島意安　道圓兄弟、鍋島勝右衞門と共に淡路を守り立つ……五六九
七八三　安住天神を東田代に移し、其の跡にお茶屋お東を建つ……五七〇
七八四　鍋島光茂向陽軒と萬部島に兩大神宮其他の神社を建立す……五七〇
七八五　脊振山爭論の時山中の百姓奮つて公役夫丸を申出づ……五七一
七八六　御抱へ藝者共の評判「鍋島家は家中騷がず古き御家」……五七二
七八七　牛島氏筑後より肥前に來り、牛島天滿宮を勸請す……五七二
七八八　仁比山村城原伊勢福寺城の城跡と伊勢福寺明神……五七三
七八九　鍋島清久、本庄領知の後高傳庵を歸依寺に定む……五七三
七九〇　天國和尙「古風は古き御家の驗」とて布施增額を肯んぜず……五七四
七九一　佐嘉城本丸式臺の由來諸說、名護屋　伏見　蓮池等々……五七五
七九二　龍造寺藤八郎（高房）自害の地、櫻田御屋敷南長屋……五七五
七九三　鍋島勝茂部屋住中の富士形道具、一說に忠直の拜領物……五七六

七九四　鍋島勝茂、道中駕籠乘りを見遁した目付を浪人さす……五七六
七九五　小川前舍人の若黨、嫡子早世の時寺に駈入つて自害す……五七七
七九六　浪人中人前に出でず蟄居、閉門三年茶の間の敷居をも越えず……五七七
七九七　古賀彌太右衞門、日頃の懇意に感じて多久長門に追腹す……五七九
七九八　高楊庵住持鍋島正三、直茂の懇望により還俗奉公す……五七九
七九九　美麗の先祖梅崎作兵衞、鍋島光茂に遇せらる……五八〇
八〇〇　鍋島清久、本庄社年籠に行脚の尼僧と知り婚して男子を得……五八一
八〇一　高傳寺の知行　僧錄料　釋迦免　御燈明料　開山堂の事……五八二
八〇二　筑後赤司黨、龍造寺隆信に從ひ肥筑國境の番役を勤む……五八三
八〇三　直茂　勝茂の諸社常燈寄進、小城元茂、直茂の隱居料を繼ぐ……五八三
八〇四　鍋島一門の外名字御免の人々、千葉玄蕃等二十家……五八三
八〇五　肥前國古來の受領は佐賀郡寺井神通院に於いて行はる……五八五
八〇六　鳥津　大友　龍造寺九州の三大家、豐臣秀吉より領分を削らる……五八五
八〇七　鍋島家先祖の人々、長岡三郎兵衞經直（道壽）其他……五八六
八〇八　鍋島忠直靈屋の後に各歸依寺より局乳人等の塔を移す……五八八
八〇九　鍋島直茂、隱居所建設の時、同僚を祀つた神社を崇む……五八八
八一〇　朝鮮役の佐嘉勢纔大將澤邊源左衞門　村上源太夫……五八九
八一一　小城家中蒲池某、介錯を仕損じて浪人仰付けらる……五八九
八一二　大津肥前屋九左衞門、宿中唯一軒唐破風作りを許さる……五九〇
八一三　鍋島家紋章の色々、四つ目詰　御番所幕の紋劍菱　杏葉由來……五九〇
八一四　佐嘉郡小津鄕と龍造寺村、龍造寺八幡宮と龍造寺供日……五九五

八一五 鍋島勝茂以下藩主の葬、栗梅無地鍋島柿澁黃唐松小紋……五九六
八一六 鍋島勝茂、江戸參勤に遠慮して御供家老を召連れず……五九七
八一七 鍋島勝茂、江上家種の養子となり、後隱居分を實子に分つ……五九七
八一八 鍋島勝茂夫人高源院實子萬千代早世、龍雲寺に葬る……五九八
八一九 鍋島本家の紋茗荷の丸、一門は花茗荷、龍家は十六日足……五九八
八二〇 堤雅樂、朝鮮役陣中突嗟に唐銅水甕で鐵砲切玉を造る……五九九
八二一 鍋島勝茂、父直茂の遺訓を尊び、家臣六左衞門の前に平伏す……六〇〇
八二三 鍋島家中右近刑部町人となり城下伊勢屋町に旅人宿を營む……六〇二
八二三 龍造寺家兼入道剛忠以下鍋島家歷代萬部執行の年月……六〇四
八二四 鍋島光茂、早世せる子女菩提の爲善應庵を建立す……六〇五
八二五 鍋島光茂、北山筋寺々に薪山を寄附し、諸寺祈禱に丹誠す……六〇五
八二六 鍋島光茂早世子女追善の爲本丸持佛堂を善應庵に移す……六〇六
八二七 鍋島江戸屋敷、寬永十八年靑山を加へ兩屋敷となる……六〇七
八二八 將軍家江戸西丸普請及び家綱移徙と鍋島勝茂の祝儀獻上物……六〇七
八二九 大村切支丹八十人を斬り高尾に梟首し死體を肥後海に沈む……六〇七
八三〇 長崎火事に牢屋燒失し、佐嘉藩切支丹囚人を預かる……六〇八

聞書第七

此の卷、武勇奉公方、御國の諸士褒貶之を記す。

八三一 成富兵庫曰く、味方に勝ち我に勝たねば敵に勝てない……六〇九

八三三　成富兵庫の一番乘、張切つた碇綱を切落して驀進す……六一一
八三四　田雜清左衞門、一生の厚恩忘れ難しとて中野內匠に追腹す……六一二
八三四　執行越前守、島原陣に具足を着けず袴羽織で奮戰して討死……六一三
八三五　「外記が具足」武具の目に立つのは手薄く見えて强みがない……六一四
八三六　江副金兵衞、高野山に籠つて亡君の像を刻み一周忌に追腹……六一四
八三七　大石小助、殿樣道中の本陣に雨の夜にも戶外で不寢の番……六一五
八三八　御殿混亂の時、大石小助一人拔刀して次の間に主君を衞る……六一六
八三九　鍋島光茂龍造寺八幡社參詣の時、大石小助の氣轉人を制す……六一六
八四〇　副島善之丞、主君の鞘打に遭ひ、谷に飛込んで御腰物を拾ふ……六一七
八四一　石隈五郎左衞門、大火の際鐙に手をかけ御馬の側を去らず……六一七
八四二　大力佐野右京の高尾橋杭拔きと城原種福寺小僧の働き……六一八
八四三　島內新左衞門、御禮日御目見の時一人頭を上げて平伏せず……六一九
八四四　昔は十四五歲迄に切習はされた、首切りを嫌ふは臆病……六一九
八四五　小姓友田正左衞門未練の最期、槍持は主人を訴へて死罪……六二〇
八四六　介錯の仕樣、相手を力ませてすつくとなつた處を切れ……六二三
八四七　大木權左衞門、鍋島山城　左京兄弟を馬上から突落す……六二三
八四八　牛島久次兵衞の堪忍（その一）——「だまりて狂言見候へ」……六二三
八四九　牛島久次兵衞の堪忍（その二）——「うぬし、御城にてなくば」……六二四
八五〇　鍋島直茂、主水茂里少年の頃の氣象を見て養子に定む……六二五
八五一　小姓志波喜左衞門、主君勝茂の切つた爪を手に載せて數ふ……六二六
八五二　中野數馬、御小姓時代から器量を示し自宅で試切りの稽古……六二六

八五三 金丸郡右衞門、殿樣を思ふ誠實の一言で無實の罪が晴れる……六二七
八五四 澤邊平左衞門切腹と山本權之丞(帶刀)の介錯……六二九
八五五 大野千兵衞掟を犯し、果し合ひの兄に助勢して褒められる……六三〇
八五六 何某、町人に燒附鑓を突き碎かれ、外聞を恥ぢて默過す……六三三
八五七 田中彌兵衞、逆恨みの中間に寢込を窺はれ拔打に切捨つ……六三三
八五八 高木金左衞門、夜中己れを附狙ふ男達を一刀に切捨つ……六三四
八五九 嬲られて默つてゐる者はすくたれ、嬲つた者は切られ損……六三四
八六〇 鍋島直茂從者川副小左衞門、神代勝利から小刀を貰つて切腹……六三五
八六一 中野李之助、畳田川船中で無禮を働いた男達を斬る……六三六
八六二 千住善右衞門等家中同士の江戸喧嘩、止めを刺すは意趣打……六三七
八六三 秀島二右衞門、口論に負けて同僚高木與右衞門を打果す……六四二
八六四 鶴五郎右衞門、辱しめられて同僚福岡安右衞門を打果す……六四三
八六五 すはといはゞ眞先に「この六郎左衞門より先には一人もやらぬ」……六四四
八六六 陣屋での嗜みが肝要、ちよつと坐るにも敵陣に近く……六四五
八六七 士は義理の爲に命を捨つるが本意、取違へると恥をかく……六四六
八六八 牛島新五郎、警居刎死を覺悟に科なき女房を離別せず……六四七
八六九 鍋島左太夫、舅浪人の故を以て斷じて科なき嫁を去らず……六四八
八七〇 刀が折れたら手や肩で仕合ひ、肩を切られたら敵の首を喰切れ……六四九
八七一 石田一鼎、舊領地の者を使はずば名公方と、綱吉新將軍を評す……六五一
八七二 小山平五左衞門の母衣脫ぎ話「二十人一度にはらり」……六五二
八七三 福地吉左衞門態と酩酊し、主君の鶴料理接待に氣轉を利かす……六五三

八七四　老巧者の竿盜人詮議、「あつさり云うて人を助けてはどうか」……六五四
八七五　鈴木正三佛法の弟子岩村内藏助が生死一如の最期……六五五
八七六　泰公の心入れは下目な役になつて氣味をくさらさぬ事……六五六
八七七　生野織部は實義第一、食事半ばにも召さるれば罷出る……六五七
八七八　志田吉之助曰く「若い時苦勞をして老後死際には寢てゐる樣に」……六五七
八七九　力の拔ける程酒を呑むはすくたれの基、上野利兵衞の不覺……六五八
八八〇　老臣神代三左衞門、死を賭し、粗暴の若殿を極諫して容れらる……六五九
八八一　君の爲に一命を捨てた程の淸淨はない、疱瘡で陣中の忠……六六〇
八八二　原田四郎左衞門十五歲の蟒蛇切り、大蛇に追はれた時の用意……六六一
八八三　相田吉左衞門、辻强盜を切つて切腹、仕舞を舞うて介錯さす……六六三

聞書第八

此の一卷、第七に同じ。御國諸士の褒貶なり。

八八四　荒木九左衞門衆人に嚇られて殺傷、不働の者は浪人……六六五
八八五　喧嘩は留むるばかりではない、武士の仕事は潔きやうに……六六六
八八六　木塚久左衞門の被官某、自分も殺害の下手人と申出づ……六七〇
八八七　野村源左衞門切腹してから鏡を見、辭世を書いて首を打たす……六七二
八八八　青松寺住持、寺格で鍋島光茂に應接し、裏門で土下座して禮す……六七四
八八九　世間は無事などとは士のいふべき言葉でない、油斷はならぬ……六七五
八九〇　鍋島安藝、所用中に家來が食ひさした膳部の燒魚を食ふ……六七六

八九一 鍋島七左衞門、十二三歳の頃祖父壽拳に守役の赦免を請ふ……六七六
八九二 鍋島安藝、有馬陣中敵の夜襲卽時應戰を勝茂に獻策す……六七七
八九三 鍋島安藝守三箇條の長所で惡事二十三箇條は張消し……六七八
八九四 石井源左衞門の氣轉と豪膽、行列割の侍を無事に通らす……六七九
八九五 時宜物言ひの作法は能狂言で、座作進退は茶の湯で稽古……六八一
八九六 多久美作 大木兵部、後藤家の家督騷動を納めて入魂となる……六八三
八九七 山本前神右衞門「博奕を打ち虚言をいへ」と家來を勵ます……六八五
八九八 中野內匠、「御膝元奉公では大働き出來ぬ」と年寄役を拒む……六八六
八九九 「鷹の目利より人の目利」鍋島安藝の無遠慮と中野內匠……六八六
九〇〇 羽室權右衞門の目安讀、節調子をつけると依怙が出來る……六八七
九〇一 石井九郎右衞門、卽座に姫方遊山の仕組を作つて褒めらる……六八八
九〇二 石井五郎右衞門、卽座に口上を申述べて使者を命ぜらる……六八八
九〇三 奉公は今日一日と思へ、一日の仕事は堪へられる、翌日も亦一日……六八九
九〇四 中野又兵衞、疱瘡に罹りながら有馬陣に出陣、戰功を立つ……六八九
九〇五 山本五郎左衞門、溯晉和尙に迫り世嗣綱茂の佛道印可を拒む……六九一
九〇六 陪臣者大島外記、殿樣御逝去と聞き畠から急ぎ歸つて追腹……六九三
九〇七 石井八郎左衞門、藩主勝茂との劒問答「いやなおんちやう」……六九四
九〇八 鍋島安藝病死の時、同じ枕に討死と盟つた家中十八人追腹……六九六
九〇九 小川舍人、諫早豐前の推擧により若年で年寄役となる……六九七
九一〇 相良求馬江戸大火の際の働き、騎馬で駈出し早速の氣轉……六九七
九一一 中野勘右衞門、暇を出した下女を呼寄せ打捨てゝ浪人……六九八

九二　石井內藏允、故人に科を負はするは本意でないと中野將監を庇ふ……六九九
九三　鍋島普周、公事役人に「腹を切り得る者」と大木左助を推薦す……七〇〇
九四　石田五左衞門、辨財嶽公事に勝ち歸國途中出家せんとす……七〇一
九五　三谷千左衞門、勝茂逝去の時高傳寺で自ら御側衆の髮を切る……七〇二
九六　劍客村川傳右衞門、中間小僧に迄口上や時宜作法を仕込む……七〇三
九七　淺草喧嘩の不首尾、打返しは一人行つて切殺さるゝ迄……七〇四
九八　十三歲の少年成富久米之助、下人と共に兄の敵を討つ……七〇五
九九　下村生運、鍋島直茂に湯を所望され、氣轉を見せて召出さる……七〇七
一〇　多久長門、隱居後も家中の迎へを斥けて佐嘉を離れず……七〇八
一一　大河內勘解由、主人中野神右衞門に隨ひ、帶刀の儘客間に通る……七〇八
一二　中野將監浪人の時、山本前神右衞門中野一門を勵まして祝宴……七〇九
一三　深江二左衞門の草履取、主人の惡事を言はず究役を感嘆さす……七一〇
一四　北島甚左衞門、諸人の代りに切腹を申出で上下を拜領す……七一一
一五　安住道吉物語、子供を出家百姓にするは御家再興の時の爲……七一三
一六　神職杉野德太夫、公の訊問にも身命に替へて人の非を言はず……七一五
一七　長森傳次郎の純潔「不忠の人から賴まれても取次はせぬ」……七一六
一八　御經參四人侍の川上喧嘩、土山茂右衞門手腹を願ひ出づ……七一七
一九　賭的博奕の同類切腹浪人、「上手に候故加へ申さず」……七一九
二〇　鍋島光茂夫人柳線院の慈愛に感激して料理人追腹を覺悟す……七二一
二一　橋野將監、御家外聞の爲龍造寺隆信息女に追腹を請合ふ……七二三
二二　廣橋一遊軒、戰場で頭の深手に靑葉を押込んで鉢卷す……七二四

九三三 使者鶴田彌七兵衞、敵彈に倒れ、又起上り口上を述べて死す……七三六
九三四 中野大學の雜務役勘定方究直し、前役兩人は浪人閉門……七三七
九三五 鍋島采女 ヒードロ屛風を打破つた枝吉利左衞門の罪を被る……七三八
九三六 石井縫殿助、放討に行つて奇禍、養子鹽童家督を實子に讓る……七三〇
九三七 山本神右衞門、步行叶はぬ戰傷の老軀を駕籠で捕手に向ふ……七三三
九三八 由本五郎左衞門、兩肩を切割られ、足の指で止めを刺す……七三五
九三九 龍雲寺住持傳湖和尙の敵討と高傳寺住持湛然和尙の義氣……七三九
九四〇 重罪の堀江三右衞門、毛燒 爪剝 筋切 錐採 背割にも色を變へず……七四二
九四一 福地六郎右衞門の義氣、城內殺害人の多久長門家來を助く……七四三
九四二 鍋島安藝曰く「鍋島の先手は愛宕權現をも眞二つに切割れ」……七四四
九四三 深江助右衞門、鍋島の家に懸るとて一命に替へて駈込者を圍ふ……七四五
九四四 深江助右衞門、御家の爲年寄役相良求馬の惡所狂ひを極諫す……七四六
九四五 中島十右衞門の母、寢首を掻かれた夫の敵を討つ……七四七
九四六 芦原の隣喧嘩、黑川小右衞門の女房討返しに押入る……七四八
九四七 道白、切られて前に下つた自分の首を兩手で押上げ療治す……七五〇
九四八 成富藏人、御城式臺に推參した亂心者の浪人を取押ふ……七五二
九四九 石井權之助、主人に惡名を着せられて激怒し相手を僻易さす……七五三
九五〇 西牟田三之允、大阪詰の違却を一人の科に引受け自害す……七五四
九五一 中島二右衞門、主家の惡口を憤り相手を切捨てゝ切腹せんとす……七五五
九五二 快男子志田吉之助、光茂公代初に家老多久美作に逆意見す……七五六
九五三 生島作庵、殿御本復なくば卽座に腹切る覺悟で御藥進上……七五九

九五四　中野内匠の遺言、「奉公人の覺悟は御意次第　精次第　死次第」……七六〇
九五五　北島作兵衛、緋縮緬の下着を着て出仕し切腹仰付けらる……七六〇
九五六　小々姓目付田崎外記、讒訴に遭うて申開きもせず切腹す……七六一
九五七　武士の仕事は少しの事も大事、御茶道切腹に兄石尾の未練……七六二
九五八　中野數馬、組内科人御究の時は豫め組中で申分を吟味す……七六二
九五九　智慧を附けて吳れる朋輩一門が要る、倉永利兵衛不覺の申分……七六三
九六〇　鍋島主水、仲惡しき久納市右衛門の加增を藩主勝茂に勸む……七六四
九六一　内田正右衛門の介錯問答「首に髮を引き差出され候へ」……七六五
九六二　永山六郎左衛門、行列を割つた他家の侍を下水に投込む……七六六
九六三　永山六郎左衛門、道中で物乞の浪人を面責腹切れと戒む……七六七
九六四　野副次郎左衛門の介錯請合、「致手これ無く候はゞ某仕るべく候」……七六七
九六五　槇口與兵衛、腹切り損ねた者に掛聲をかけて切らせ介錯す……七六八
九六六　介錯の仕方、當時は打落したがよい、首五十切つた者の話……七六八
九六七　鍋島主水、臨終に弟安藝に大阪の役を豫言し乘所を敎ふ……七六九
九六八　岩村内藏助、若殿に判金を見せ又御杖を上げた近侍を叱責す……七七二
九六九　杉本道碩、醉狂人に「やれ〳〵强みを出しをる」と取合はず……七七三
九七〇　石井甚左衛門見事の切腹、「曲者は死場平生と替らぬもの」……七七三
九七一　石井三郎太夫途中の好意、淺野の使者番若侍を感激さす……七七五

聞書第九

此の一卷、第七　八に同じく、御國諸士の褒貶なり。

九七三 多久長門、若輩の孫美作を推擧して御留守請役となす……七七七
九七三 鍋島生三、上方土産に主君直茂父子夫婦の位牌を進上す……七七八
九七四 下村生運、坐り相撲を取り鍋島勝茂の力自慢をたしなむ……七七九
九七五 江戸大火中光茂登城の時、家中悉く御供を競ひ當番に決る……七七九
九七六 相浦源左衞門、初使者で二條城玄關に乘込み器量を示す……七八〇
九七七 諸岡嘉右衞門、綱茂の面前で挾箱を踏割り上下を取出す……七八二
九七八 大木權左衞門、組打始に脇差を拔いて鍋島山城を押へ込む……七八三
九七九 松田與兵衞 野副甚兵衞の果し合ひ、「見物があれば是非もない」……七八三
九八〇 多久兵庫一手火消の喧嘩、兵庫口利を取持つて惡評を蒙ず……七八五
九八一 吉島五郎左衞門の逸事、風呂桶乘 舫銀詮議中止 狂歌二首……七八六
九八二 須古八兵衞、勝茂登城の御供中棒突を組伏せ頭衆に宥めらる……七八七
九八三 大久保勘之助、十五歲で親の仇相撲取二人を卽座に討留む……七八八
九八四 多久茂文、養父七年忌迄は死罪を行はずと酒狂の茶道を助く……七八九
九八五 手習手本「いろは」のやうに、奉公にも手本を置いて習へ……七九一
九八六 德永古善右衞門老後の述懷、「敵中に駈入り突殺されて死に度い」……七九二
九八七 中野數馬、幼くて疱瘡で死んだ許嫁の嫁の死體を引取る……七九二
九八八 片田江金左衞門、猛虎と鬪ひ其の首を切落して自分も討死……七九三
九八九 高瀨治部左衞門の義心、「奉公人は主人を持替へ申さぬもの」……七九四
九九〇 何某、密夫を切つて來盜人につくろひ後女房を離別す……七九五
九九一 何某、家來と密通の女房を切り病死に仕なして家來に暇をやる……七九五
九九二 小人と爭ひ主に事缺かするは不忠、此の道理を知るが實の士……七九六

九九三　名家老多久美作が御家を思ふ見識の一言、鍋島元茂を感嘆さす……七九七
九九四　中野神右衞門、敵の大軍を「三歳牛の毛」に譬へて士氣を勵ます……七九七
九九五　主人より情なく無理千萬にさるゝ時に、する奉公が奉公……七九八
九九六　中野神右衞門、靈夢により黑髮山權現に參詣、錢甕を返上す……七九八
九九七　山本神右衞門、八十歳で臨終の病中遂に呻き聲を出さず……七九九
九九八　山代利右衞門女房、不義を仕かけた下人を夫に捕へしむ……八〇〇
九九九　酒座の詞の遣取り、死にたるよりも見事な一言がある……八〇〇
一〇〇〇　家老相良求馬の代役は小川舍人、但し今少し年を取つてから……八〇二
一〇〇一　森門兵衞、喧嘩に勝つた悴を褒め親の手に懸けて介錯す……八〇二
一〇〇二　相浦源左衞門、主命によつて不屆な組の者を放討に打果す……八〇三
一〇〇三　酒座の口論から双傷沙汰、深江十兵衞多勢を相手に切死……八〇四
一〇〇四　木村武右衞門、寺小姓の時行懸りから旗本を斬つて立退く……八〇五
一〇〇五　亂心者殺害人の捕へ方、百武彦兵衞の功者な働き……八〇六
一〇〇六　相良喜兵衞、江戸で長大小を咎められ藩主に器量を褒められる……八〇七
一〇〇七　名人が出ぬのは時代の罪でない、人が精を出さぬのが殘念……八〇九
一〇〇八　鍋島志摩、若年の頃猪狩で自分を擊つた家來を父に請うて宥す……八〇九
一〇〇九　齋藤權右衞門、强力の亂暴者を斬り勝茂に赦されて追腹す……八一〇
一〇一〇　高木何某女房、夫を急立てゝ喧嘩相手の所へ押懸け報復す……八一一
一〇一一　滿岡十藏　山中立閑と口論、「斷りを云へば濟さむ」……八一二
一〇一二　神代右兵衞下國道中の椿事、青山大膳の斡旋で納まる……八一三

聞書第十

此の一巻、他家の噂並に由緒等を記す。

一〇一三　武田信玄、喧嘩に刀を用ひなかつた雙方の家來を磔にす……八一七
一〇一四　三極流兵法の因緣性、相傳を皆忘れ事に臨んで心の儘に働く……八一七
一〇一五　大事の場へ出る時の祕事、耳のビクに唾、鼻から大息……八一八
一〇一六　阿字初入の文——後來只承心王命根識須緣能六塵……八一八
一〇一七　鄭子産の遺訓「火あやまちは少いが水に溺死する者は多い」……八一八
一〇一八　理と非との形、理は角なもので動かず、非は丸くて轉ぶもの……八一九
一〇一九　豐臣秀賴上洛の時、德川家康よりの引出物鍋藤四郎の銘刀……八一九
一〇二〇　物忘れの時はいろはを繰つて、つめたり、引いたりするとよい……八一九
一〇二一　禮儀の大意は始と終とは早く中は靜かに、介錯も同樣……八一九
一〇二二　酒井忠朝、松平信綱を討果さんとし、父忠勝に宥められる……八二〇
一〇二三　寃罪蟄居中の大久保相模守の忠節、井伊兵部大輔を感嘆さす……八二一
一〇二四　松平伊豆の智慧と土井大炊頭の深慮、將軍御成道中の大石……八二三
一〇二五　太閤秀吉奉公始の姓名判斷「羽柴藤吉郎秀吉」自撰の由來……八二四
一〇二六　本多佐渡守正信　同上野介正能　大久保相模守忠鄰卒去の年……八二四
一〇二七　筑後久留米城主名字名乘の由來「久留米藤四郎」の事……八二四
一〇二八　二人中野の名字替、十右衞門は先祖の功に依つて其の儘……八二四
一〇二九　鐵舟和尙の鑑識「滅多に人を褒めぬもの、褒むるは害ふもの」……八二五

一〇二〇 井伊の家には本妻が無い、不器量者が繼いでは御用が立たぬ……八二六
一〇二一 家康の小姓井伊萬千代、一人踏留まつて神供の赤飯を食はず……八二七
一〇二二 堀田正盛小姓の時、燒火箸を平然と握つて家康に會釋す……八二七
一〇二三 由井正雪の最期、書附を燒捨て盃を差しながら首を打たす……八二八
一〇二四 井伊直孝の明察深慮、紀州侯謀叛の謀書を看破り一人出仕せず……八二九
一〇二五 井伊直孝、江戸大火の時將軍御成と詐り、紀伊家を檢分す……八三一
一〇二六 鍋島光茂、京都北野の社家北野能貨に講釋を聽き宿坊とす……八三一
一〇二七 城渡しの時城の持樣は一兩人で不意に弓鐵砲を打懸けるまで……八三二
一〇二八 朝倉傳左衞門、小倉裏棚の老人に島原城渡しの觀測を聽く……八三三
一〇二九 出家が名將の事を後世に書殘し誤を附けるのは勿體ない……八三五
一〇三〇 土井利勝、「世上の評判に詮議が合ふ迄」と漏洩の穿鑿を戒む……八三五
一〇三一 太閤秀吉の一生、下僕「猿」から關白太閤となるまで……八三六
一〇三二 豐臣秀賴誕生の時、安產祈禱の爲大阪城中に連歌會を催す……八三六
一〇三三 豐臣秀次の高野山自害と御小姓山本主殿外側近者の追腹……八三七
一〇三四 三條河原の血煙、秀次の遺兒を始め上臈女中三十餘人斬らる……八三七
一〇三五 太閤秀吉の薨去と豐國大明神……八三八
一〇三六 德川家康の關東下向と上杉退治……八三八
一〇三七 德川秀忠の女婿京極宰相高次……八三八
一〇三八 石田治部少輔三成の生……八三八
一〇三九 德川家康關東下向の總人數……八三八
一〇四〇 西軍大阪着陣の總勢と月日……八三八

一〇五一 家康 秀忠父子下野國小山より歸府……八三九
一〇五二 細川忠興妻の自害、小笠原正齋 河北石見等之に殉ず……八三九
一〇五三 木下佐渡守、太閤逝去の後肥前寺井に住し鍋島家中となる……八三九
一〇五四 細川幽齋名護屋在陣中烏丸光廣に古今の箱を預くる贈答歌……八四〇
一〇五五 田邊城主細川幽齋、古今傳授の爲勅命に依つて敵の圍を解かる……八四一
一〇五六 細川姓と長岡姓、德川家康再び忠節の名字細川に改めしむ……八四二
一〇五七 信長の曾孫岐阜中納言秀信……八四二
一〇五八 石田三成の相婿眞田昌幸……八四二
一〇五九 德永式部卿法印壽昌……八四二
一〇六〇 關ヶ原先陣福島正則 池田輝政……八四三
一〇六一 宇喜多秀家、秀吉の推擧で家を嗣ぐ……八四三
一〇六二 立花左近道伯、本知柳川に歸る……八四三
一〇六三 關ヶ原役後、德川家康の恩賞に預つた外樣 譜代の大名……八四三
一〇六四 肥後半國八代の城主小西行長……八四四
一〇六五 安國寺惠瓊、東福寺住持の紫衣を十二萬石に替へて還俗す……八四四
一〇六六 大久保彦左衞門、子孫の爲に追從するとて老中を廻る……八四四
一〇六七 大野道賢、火あぶりに會ひ黑焦になつて檢使を突殺す……八四六
一〇六八 大谷刑部、關ヶ原役に小早川秀秋の變心を罵り悲壯の最期を遂ぐ……八四七
一〇六九 常住死人、誠の道の歌問答「死ぬるばかりぞ誠なりける」……八四八
一〇七〇 行寂和尚關東土產の祕藏話、顏面の皮の剝樣の事……八四九
一〇七一 細川幽齋中陰の時、觀世黑雪、燒香の座に哀悼の謠を諷ふ……八四九

一〇七二　細川幽齋の鯉庖丁、突差に九寸五分を抜いて俎を切落す……八四九
一〇七三　永井傳八郎初陣の功名、敵の嗣子婚禮の座に加增を請ふ……八五〇
一〇七四　宮家卿の再來東福寺正徹雪の曙の歌、盆の歌に遠島を赦さる……八五一
一〇七五　「ひとたまひ」とは乘車副車とも二輛給はるをいふ……八五二
一〇七六　鳥取藩士京都で朋輩の敵を斬り、其の言譯に奉行を感嘆さす……八五三
一〇七七　有馬家臣山田覺右衞門の義心、徹頭徹尾駈込み殺害人を圍ふ……八五四
一〇七八　德川家康、緣に飛んだ一枚紙を拾うて手を拭く、月舟和尙の偈……八五七
一〇七九　盤珪和尙の語、他力自力を頼まず前念後念を截斷し當念に住せず……八五八
一〇八〇　相馬家臣猛火の中に飛入り、主家の系圖を腹中に收めて燒死す……八五九
一〇八一　元政法師灼艾の吟、「只一分の膚を惜しみ何ぞ五尺の身を忘れん」……八六〇
一〇八二　鈴木正三の修行、剃つた髮の毛を火にくべても臭ひせず……八六〇
一〇八三　易は中らぬが本體、占は吉でも惡をすれば凶、凶も善をすれば吉……八六〇
一〇八四　平野權平の豪快、「御手前の家中に成りては緣から小便が出來ぬ」……八六一
一〇八五　本多佐渡守、秀忠を呵る家康の口に手を當てゝ短氣を諫む……八六一
一〇八六　太閤秀吉、家康に人の仕立樣を尋ね、犬猿の區別を納得す……八六二
一〇八七　大融和尙、醫師に迫られて念力を以て死人を蘇生せしむ……八六三
一〇八八　湛然和尙、死を決して狐憑の娘を祈禱し古狐を退治す……八六四
一〇八九　中院通村、勅使として江戸に下向し下乘を拒んで引返す……八六六
一〇九〇　眼は身中の尊き物、日月の如く汚れを忌む—眼療治の祕法……八六七
一〇九一　旅中物忘れせぬ咒「珠數掛格手巾に跡見よソヲカ」……八六八
一〇九二　德川家綱將軍家督の時、後見保科肥後守　守役酒井空印……八六八

一〇九三 南光坊の豫言、「德川家は五の指をふせて六代目の起る時が大事」……八六九
一〇九四 俊乘坊の丈六盧遮那佛建立、御禮伊勢詣の歸途遷化す……八六九
一〇九五 蠟燭のしんの切樣 消樣 附樣 燈の消樣は公界の仕事……八六九
一〇九六 元政法師線香の偈「絲頭の亂緒白雲香し云々」……八七〇
一〇九七 佛法と武士道に分別はない、分別がつくと臆病になる……八七〇
一〇九八 中院通村の指南、上臈の物言は詞少なく下臈の眞似せぬ事……八七一
一〇九九 燒香持參の時の包樣、杉原を二重に折り折目は裏左方に……八七一
一一〇〇 江戸城類燒の時、松平伊豆守臺を裏返しにし殿中に女道を作る……八七一
一一〇一 德川家光、島津飛驒守の落馬作法に感心し重ねて落馬を所望す……八七二
一一〇二 眞田昌幸、關ヶ原役に義を立て、父子兄弟敵味方となる……八七二
一一〇三 戰場で敵を討取るには鷹の鳥を取るやうに見込んでから……八七三
一一〇四 少し心を靜むれば敵前も薄月夜、切り懸かれば疵は負はぬ……八七三
一一〇五 火消の立附は尻をからげて着け、革頭巾は手に持つて煙を拂ふ……八七四
一一〇六 鐵砲に齒形を附けると水をくゞる、御狩には印を切附ける……八七四
一一〇七 月舟和尙、態とつくろうて卷物を讀み、板倉周防守に褒められる……八七四
一一〇八 毛利秀元の義心と剛勇、關ヶ原役に德川家康を欺稱せしむ……八七五
一一〇九 德川家康、蜂の巢と圍爐裏の燒栗とで三子の人と爲りを試す……八七六
一一一〇 德川家康、甲冑姿で入棺を遺言、神體は血塗りの陣刀……八七七
一一一一 有馬賴元、鷺を放つて拷問を戒め、盜賊の死罪を止めしむ……八七八
一一一二 江口東庵の實見談、劍術の相弟子浪人街頭で見事な敵討……八七九
一一一三 見世棚を踏崩した伯樂の一言、「其の見世棚の分は公儀の通の內」……八八〇

二二四　猪狩獵犬の見方、口脇の小髭二筋あるが上等、仔犬の育て樣……八八〇
二二五　「功者の武士は拔かぬ太刀の功名」殿中双傷に水野監物の物腰……八八一
二二六　增上寺法事中の双傷騒ぎに讀經中の僧侶一人も振向かず……八八一
二二七　若年寄稻葉石見守の殿中双傷、老中殘らず立向うて石見を切る……八八三
二二八　淺野內匠頭の殿中双傷から赤穗浪士の義擧、一同の死罪まで……八八三
二二九　德川綱吉の法事中、上野宿坊で前田采女正、織田監物を討果す……八八四
二三〇　細川忠興の妻、留守家老小笠原正齋等に心境を語つて自害す……八八四
二三一　大勢込み合ふ所へ行く時には替草履を懷中したがよい……八八六
二三二　藤原鎌足が流れ木を拾うて得たる名香蘭奢待、八重垣と改めらる……八八六
二三三　留めは意趣切の事、無禮を咎むる端的の御掟は一刀切……八八六
二三四　薩摩の家來面を割られた同心の歸りを待受けて切伏す……八八七
二三五　堀田正盛、若年の頃將軍家光より拜領の名器茶入を叩き割る……八八七
二三六　豐太閤と太田三樂、「吾は一德もないが天下を取る事が得方」……八八八
二三七　細川幽齋、隱居後肥後へ和歌を送つて家中の出國を留む……八八八
二三八　德川家康の關西觀「濱松から西は將軍の居所ではない」……八八八
二三九　天海僧正の生立、產湯の桶に鯉、旅宿の密夫を斬つて出京……八八九
二四〇　天海僧正和歌の引導、變生男子の祈禱、生辨財の法等々……八九〇
二四一　德川家康末期の一矢、寢ながら半弓を絞つて天井を射通す……八九二
二四二　關山國師、末期に斧を揮つて自足を切折り結跏坐を組む……八九二
二四三　日光は賴朝、家康、天海の三社權現、日光の出家話……八九三
二四四　小幡上總介、罪なき妻を去らぬ義心に武田信玄を感服さす……八九四

一三五　武田信玄の「不法の法」追放者の送り酒宴を止めさす……八九三
一三六　雲居和尚、妄語したとて立歸つて山賊に金を與へ敎化す……八九四
一三七　旗本夜會碁の喧嘩に雪隱から出合はせ氣轉を利かせて拔討……八九五
一三八　座頭の崖落ち―落ちぬ前は心配だが落ちて見ると却つて安堵……八九六
一三九　北見若狹守、配所に在つて每朝上下を着け江戸の方を拜む……八九六
一四〇　廣瀨傳左衞門の豪膽、十二三歲の頃人相見を一喝僻易さす……八九七
一四一　月舟和尚と盤珪和尚示敎の相違、「佛と祖師との違目」……八九七
一四二　伊達政宗、頰を打つた相手を褒め默視した小姓を切腹さす……八九八
一四三　步む時足取の高い者には長い着物を着せよ……八九八
一四四　貴人の所へ行く時には煙草入を持參すな……八九八
一四五　汁を吸うたら菜を喰ひ、菜を喰うたら汁を吸へ……八九九
一四六　膳の右手の物は右手、左手の物は左手で取れ……八九九
一四七　文字を書く時の罫繼は口上の息繼のやうに……八九九
一四八　介錯は、刀は高く脇差は低く手元を下げて打つ……八九九
一四九　切花入寸法の、竹筒下の据わりを眞直に切る祕事など……八九九
一五〇　出船入船泊船、草木共生來の通り永く持たせる法……九〇〇
一五一　公事論爭の時など返事は卽答せぬがよい、兎角何事も談合……九〇一
一五二　客の取持には座敷器物迄新しく態と用意して拔くが馳走……九〇二
一五三　尾張家老成瀨隼人正仕官の時、主人謀叛盲上の誓詞を書かず……九〇三
一五四　肩衣袴二合半食、太刀を止めて腰當は豐太閤に始る……九〇三
一五五　武富市郎右衞門母子、禁裡玄猪の祝餅をいたゞく……九〇三

一二五六　公卿小倉家の故實、武富市郎右衞門笛の音に送らる……九〇四
一二五七　直江　小早川　鍋島は智仁勇の內二つを兼ね、大名には是程の者もない……九〇五
一二五八　辰敬教訓狀—神參佛詣も雜作に成らぬ樣に、人の隙を伺ふ事が第一……九〇六
一二五九　水戸黃門、己を押込めんと謀る家老を膝元に引寄せ手打にす……九〇八
一二六〇　了爲和尙曰く、「出家も侍の心を持たねば道は成就されぬ」……九〇八
一二六一　安藝の侍、先づ證人を作り、道中理不盡を言ふ馬方を打捨つ……九〇九
一二六二　紀新太夫刀の銘、鬼來りて合鎚を打つてから鬼神太夫と切る……九〇九
一二六三　中院通茂、有栖川宮の御振舞に御膳部の冷める迄吟聲を續く……九一〇
一二六四　福島正則、己が家人を討捨てた番所役人伊奈圖書の首を見て引返す……九一〇
一二六五　德川家康、大阪夏の陣に米を噛んで朝の間に攻め落せと下命す……九一一
一二六六　村山長古の柚はじき、所望されて何の事もなく盃に浮べて引退る……九一一
一二六七　板垣信方、先づ詩歌を仕習ひ武田信玄の氣に入つてから諫言す……九一二
一二六八　秋元但馬守、將軍の御意に入り近寄つて補佐せんと心を碎く……九一二
一二六九　井伊備中守、容易に歸部頭を願はず、日光百年祭に初めて改む……九一三
一二七〇　武田家臣甘利藤藏、自ら馬糞を呑み、負傷者に呑ませて激勵す……九一三
一二七一　黑田光之長崎見廻の途中、鍋島勝茂城下の民家に招じて面談す……九一四
一二七二　德川家康隱居の時、日本國と土井大炊頭利勝とを讓ると令す……九一四
一二七三　長崎奉行竹中采女、不行跡で金銀を貪る科により切腹を命ぜらる……九一五
一二七四　寬永十六年八月江戶城出火、天守は別條なし……九一五
一二七五　德川家光の辭世、追腹は堀田加賀守　阿部對馬守　三枝土佐守等……九一五
一二七六　德川綱吉、越後騷動を自ら究め城主松平光長以下を處分す……九一六

聞書第十一

此の一巻、前の十册の内に載せざる事其の他取集め、之を記す。

二七七　始勝後戰は兼勝の二字、味方五百の勢を以て十萬の敵に勝つ……九一七
二七八　言附けられたら畏まれ、武士の前疑ひは臆病の本と知れ……九一七
二七九　野戰の時、大將は能く心得て下知せよ、總勢浮足になれば勝つ……九一八
二八〇　忍緒や上帶は引きすごきにしたのがよい、兩刀は落差に……九一八
二八一　城乘の時、弓鐵砲大石大木など討懸くる時は甲も重くない……九一九
二八二　鍋烏元茂、兵道勝利書立を差出して家光將軍の指南役に極る……九一九
二八三　皮を切らせて敵の骨を切れ、無分別にならぬと勝利はない……九一九
二八四　柳生殿將軍御前の働、天井から落ちた不意打の竹刀を拂ひ除く……九一九
二八五　白刃を持つた者に出逢うた時は、此方から物を言はぬこと……九二〇
二八六　口論の仕樣はまづ相手に言はせ、過言の弱みにつけ込む事……九二〇
二八七　刀の打込み樣、柄木には摩利支天と氏神の尊號を書附けよ……九二一
二八八　佐賀城の攻口は北山筋、多布施御隱居所跡其外要害の所々……九二一
二八九　名ある强敵の矢に中らうとて進む者には神佛の加護がある……九二二
二九〇　俄火繩の作り方、樫の木や竹を削つて綯ひ、灰汁を引く……九二二
二九一　風鈴で風向を知り、夜討には風上に火を懸け風下から斬込む……九二二
二九二　馬は首肉を見よ、氣を知らぬ馬は尾筒を採みこなして乘れ……九二三
二九三　討手や御用の時は、一足も後へ歸らず出先から直ぐ向へ……九二三

一九四　馬の丈の計り方、地上から四尺定木、丈に餘れば前足爪下から……九三
一九五　關ケ原役の前、鍋島直茂、德川家康を大阪から伏見城に請じ入る……九四
一九六　大阪和談の時、加藤清正徒歩で秀頼の駕籠脇に從ひ伏見に赴く……九四
一九七　加藤清正の老家老大木土佐、人質の主君妻子を取返す……九五
一九八　戰場の使者は男振口上は役に立たぬ、大家太郎左衞門の事……九五
一九九　鍋島主水、柳河陣に組衆を勵まし弟七左衞門と離盃を交はす……九七
二〇〇　後藤茂綱十八歳で柳河陣に從ひ、剛勇よく配下を督勵す……九七
二〇一　鍋島安藝、柳河陣の經驗から武田家山縣三郎兵衞の槍先を讃ふ……九八
二〇二　戰場で分別が出來ると敵は破られぬ、無分別が虎口前の肝要……九八
二〇三　鶴田傳右衞門兄弟原城一番乘石垣下り、中野内匠が證人……九九
二〇四　一番乘一番槍よりも諫言が大忠節、諫言には一生骨が折れる……一〇〇
二〇五　若き侍共の嗜むべき事、平時の武邊話にも卑怯な事をいふな……一〇〇
二〇六　德川家康、大阪陣物見中廬病神が附いたとて面頰を投捨つ……一〇一
二〇七　德川家康、自分を覗うた間者を讃めて武田信玄へ送り返す……一〇一
二〇八　夜會巷の喧嘩に北畠某股を打落され氣轉を以て復讐して死す……一〇二
二〇九　菱など撒いても敵に疑はれる、計略も度々すれば疑出來る……一〇三
二一〇　馳走の座で肴など取る時は左手を出し、右手を嗜み用心せよ……一〇三
二一一　中野神右衞門物語、夜も寢ずに稼げ、其の時漸く人並になる……一〇三
二一二　百武志摩守女房の働、筑後蒲池城を固守して敵を追散らす……一〇四
二一三　加藤家臣森本儀太夫、熊本城落去の後鍋島安藝の慰問を謝す……一〇六
二一四　立花宗茂、養父實父の孝養合戰に薩摩勢を夜襲し大勝す……一〇七

立花宗茂、將軍家康の將棋相手となり、柳河の本領を安堵す……九三七
後悔ほど苦しいものはない、我人後悔なき樣に氣を拔かすな……九三八
中野神右衞門曰く、「予如何程多く持ち候共捨て申すまじく候」……九三八
山本前神右衞門の敎訓、中野一門の武邊、萬能一心其の他の條々……九三八
家康の使者鳥居强右衞門、繩下から城兵を勵まして殺さる……九四三
道は左側通行——松平 阿部兩家中の道中喧嘩で左方が勝つ……九四三
兵法は身を捨てゝ討つ、寢靜まる時と明離るゝ時が大事……九四四
戰場で敵の强弱の見樣、俯向いた敵は强く仰向いた敵は弱い……九四四
萬能一心、武士たる者は生死を離れねば何事も役に立たぬ……九四四
馬鹿者に二千石、血みどろになつて働いた親に哭れた知行……九四五
加藤淸正、巖丈とて雜役馬に乘る、竹束の結目女の字を嫌ふ……九四五
不明御門の火消御番衆は火事の時も立退かず其の儘燒死する……九四六
火事中に召されて鴈を拜領し、其の儘馬の脇に持たせて働く……九四六
心を沈むるには唾呑、立腹の時も同然、吉田流弓術の極意……九四六
御式臺番石非彌七左衞門、すべり拔けた客の刀を宙に支ふ……九四七
具足は前を、甲はよく〳〵吟味せよ、首に添へて敵方に行くもの……九四七
敵の首を取つたら小刀で首の髮の結節の下に十字を引け……九四七
德川秀忠、家康死後には先づ諸大名に休息きすと書いて喜ばる……九四七
首帳の執筆には一番首は書附けず、二番首來てから書附く……九四八
成富兵庫、上杉家中千坂兵部への返答「似たる事が有るもの」……九四八
兵法など無益、目を塞ぎ一足でも踏込んで討たねば役に立たぬ……九四八

一三六　鍋島直茂、豐太閤名護屋下向の時謀叛を勸めた主水の進言を斥く……九四九
一三七　江戸大火事綱茂父子登城の際、加賀守直能書附を認む……九五〇
一三八　江戸大火の時鍋島光茂、相良求馬等を隨へて燒跡を見分す……九五〇
一三九　夏目舍人物語、近代の軍は血くさき事は一二度しかない……九五〇
一四〇　黑田家老親三左衞門、十八歲の時大言を吐いて關所を通る……九五一
一四一　黑田三左衞門、夜歸りの殿樣を閉出し鷹野を止めさす……九五一
一四二　生害場は內所に、一國の仕置は一國の見懲し、惡事多きは國の恥……九五二
一四三　鍋島勝茂、掌の指筋に家中の働を一々數を取つて褒美す……九五二
一四四　使者に行つて口上を間違へても苦にするな、歸つて他言もするな……九五二
一四五　原口作右衞門道中の働、町家の亭主に賴んで馬方を宥む……九五二
一四六　究竟の士五六人心を合はせて槍を入るゝと一方を突崩す……九五三
一四七　御子樣遲く御出生もよい、部屋住が長いと御述懷も有る……九五三
一四八　本多豐前　松平伊豆の判形問答、「慰みにならば成し申すまじ」……九五三
一四九　水野監物の竹篦返、「伊豆殿の首を切つて我が足に繼ぎたい」……九五四
一五〇　三宅備前守城中煙草詮議の取合、「鼻きゝ役は仕らず候」……九五四
一五一　板倉周防、老中に問はれて屬託札に五百兩云々と副書す……九五五
一五二　夫の留守に雪隱を貸した女、袴をぬいだ男と共に死罪となる……九五六
一五三　松平新太郎家老池田大學、參勤途中一向門跡の詰問を切拔く……九五六
一五四　島原陣後水野丹後　倉町大隅態と喧嘩し薩摩合戰を止めさす……九五七
一五五　書物器物等一切の貸借は月の六齋日に改むべき事……九五七
一五六　關ヶ原役鄕戶川の先陣は細川、黑田は話を仕懸けられて遲る……九五八

方違には迷悟の文、馬に落ちぬやうには金剛經の四句の文……九五八
堀田加賀守、家光に殉死の時肌を見せまいとて肌脫をせず……九五八
大友八郎の刀備前兼光、短く切上げると無類の業物となる……九五八
鍋島勝茂、義弘の名刀を將軍家へ獻上、後天下の御道具となる……九五九
諸岡相左衞門、大阪籠城し落城の後歸國、鍋島孫右衞門と稱す……九六〇
主君の身代りに立つ覺悟が大事、佐藤繼信は羨ましき侍……九六〇
敵の强弱の見樣、雨後に晴天を見る如く澄み渡るのは弱……九六一
鍋島平五郎、朝鮮陣で敵船二艘を乘取り御注進書を書直さす……九六一
名將の一言には裏を言はるゝ事もある、うかと承るまじき事……九六二
池田大學、皇居炎上の際急速に橋を架け女院の御感賞に預る……九六二
立聞か雨宿りか武雄皿山の喧嘩、侍と若者仕返しの仕合ひ……九六三
鍋島左太夫、脊振山爭論に獵銃をも持たず踏殺さるゝ覺悟……九六三
殿樣の怒に觸れた何某、謀略の切腹沙汰で不首尾を免かる……九六四
殿の御前で餘り若殿を褒めぬがよい、御父子の隔りが出來る……九六四
見懸利發な者は善事も目立たぬ、溫和な者は褒められる……九六五
正德五年九月八日山本常朝大小隈草庵にての事……九六五
自宅出火の時は諸道具悉く燒捨つる覺悟で消火に粉骨せよ……九六五
成松新兵衞、下男が魚盜人志摩の家來を殴り殺した爲に切腹……九六六
山崎兄弟、元日の時宜を認められて隣國使者を命ぜらる……九六六
中野內匠、不斷組中に振舞ひ、悴兵右衞門に殿中の話を戒む……九六七
多久圖書、病中見舞の嬉野十左衞門に功の經驗を語る……九六八

二七八　石田一鼎曰く、「御家は中腰で持つ、歴々には器量がない」……九六九
二七九　孟蘭盆二御丸の双傷、狼狽へ逃げた者共も夫々處分さる……九七〇
二八〇　刀匠四代肥前忠吉、雇鍛冶伊勢守と密懐の女房とを成敗す……九七〇
二八一　相良市左衞門、不行跡の甥を意見し手向ふ所を打捨つ……九七一
二八二　初御目見の獻上物、池田彌市左衞門の働で先例通りとなる……九七一
二八三　萬右衞門、數十人を撫切し、子供おどしの流行語となる……九七三
二八四　小刀屋半助先祖、扶持を斷り双物商賣を願うて來住す……九七四
二八五　鍋島主水茂清の母、大身には遣れぬと諫早豐前養子緣組を斷る……九七四
二八六　やさしき武士は齋藤實盛一人、木村長門の嗜み深き討死……九七五
二八七　惡事の中に落度なく仕のけた者は十年廿年の勤よりも手柄……九七六
二八八　澁谷源五左衞門の中間馬方を投殺し、肥前屋の働で事濟む……九七六
二八九　鍋島普周、御機嫌に逆らうて書き物を讀み、却つて賞せらる……九七七
二九〇　武雄家中兩人衆道の意恨で決鬪し、雙方一度に首を落す……九七七
二九一　御兩殿樣の時は年寄役が立ち兼ねる、下々も同樣父子仲が惡い……九七七
二九二　中村平六兵衞嫁の眞心、夫や舅が惡いからとて見捨てず……九七七
二九三　春日局、天海僧正に直談懷劍を突附けて竹千代君擁立を迫る……九七八
二九四　武田勝賴の家來土屋惣藏、勘氣中唯一人駈附け天目山に討死す……九七九
二九五　山村十左衞門、長崎大火の際置米全部を獨斷施與して加增せらる……九七九
二九六　鍋島家と鍋島村民、每月村民集つて拜し、初穗を高傳寺に供ふ……九八〇
二九七　鍋島志摩家來某、藏米を盜み死罪の時狂歌を讀んで免さる……九八一
二九八　鍋島直茂、多布施館門前に往來の者下馬せぬ樣に二重土手を築く……九八二

二九九　物言ひの肝要は言はぬ事、言はゞ言葉寡く道理よく聞える様に……九八二
一三〇〇　奉公人は念佛の行者の如く出で入る息に主君に名號を唱へよ……九八三
一三〇一　死際のよき者は曲者、日頃口利の者取亂すは眞の勇士でない……九八三
一三〇二　女の手跡は親許に遣る詠嘆乞文が書ける位の埒が明けばよい……九八三
一三〇三　寢癖わろき男は左を下に、大指を手の內に握り込んで寢よ……九八四
一三〇四　諸人主君に思ひ附き、諸朋輩思ひ合ふやうにするが大忠節……九八四
一三〇五　山本前神右衞門、己が養女を離緣した內田正右衞門と入魂す……九八四
一三〇六　萬事目に立つ事は宜しくない、何でもすませば濟むもの……九八五
一三〇七　柳生流兵法の極意は死ぬ事、この一事で新弟子に免許皆傳……九八五
一三〇八　必死の觀念は一日仕切り、每朝心身をしづめ懈怠なく死ぬ事……九八六
一三〇九　太閤秀吉下賤の時、寢靜まつてから天下の仕置知行割を書く……九八七
一三一〇　主君の御供には草履を懷中せよ、扇は面の左端を開けて差出す……九八七
一三一一　鹽山法語の出家の大願、奉公人の大願も斯くの如くなれ……九八七
一三一二　物には相應不相應がある、若輩は出過ぎた事をせぬがよい……九八九
一三一三　松平伊豆家來正雪一味の奧村權之丞、訴人に出で褒美に預る……九九〇
一三一四　主君へは陰の奉公、人の爲には知れぬやうに賴母しをせよ……九九〇
一三一五　立身加增も速きを望むな、遲速共に諸人うけがふやうに……九九一
一三一六　人に負けるな、一念發起突つ立ち上がれば上は手になる……九九一
一三一七　須古家中池田平五左衞門惡事の切死、大事の敵は逆に切れ……九九二
一三一八　病人には勇勢な軍書など讀み聞かせると氣が張つて全快する……九九二
一三一九　人のたけは量られぬ、一つ所に滯らず住みかへ〳〵向上せよ……九九三

一三二〇　主殺しの下手人妾腹の素性が知れ、實父と共に仕置を受く……九九三
一三二一　中野神右衞門、元朝の膳部を殘らず死人の隣家にみつぐ……九九三
一三二三　山本神右衞門、御法度のかけ鳥を射た家來と獲物とを差上ぐ……九九四
一三二三　吉野櫻本坊、朝鮮陣の時鍋島家の爲に祈禱し代々祝儀に下る……九九五
一三二四　武士の上髭は討死の時、女に紛れ首を捨てられぬ爲の嗜み……九九五
一三二五　北の方といふは女が西枕にして北の方に南向に臥するため……九九五
一三二六　旅宿にての心得、先づ裏道其他を見分して非常の心當をせよ……九九六
一三二七　武士の腰帶は紺布、血を拭き傷を卷いても血の色が見えぬ……九九六
一三二八　勝茂時代知行書附は大凡倍高に、百石の知行は二百石と書いた……九九六
一三二九　鍋島勝茂世嗣忠直の意見役は澤邊後の源左衞門……九九七
一三三〇　鍋島舍人助十三歲で朝鮮出陣、加藤清正十度差上げて褒む……九九七
一三三一　松平大和守の小姓、態と酒をかけて老客の粗相をまぎらかす……九九七
一三三二　御給仕村川隼人、長袴の裾を踏まれ躓きながら膳をこぼさず……九九八
一三三三　粟酒御酌の小姓、「尻を振り候へ」と言はれて後向に尻を振る……九九八
一三三四　秀賴家康和談の時、若き使者木村長門守と板倉內膳正……九九九
一三三五　鍋島光茂四月朔日登城の時、大久保加賀守の內意で足袋を脫ぐ……九九九
一三三六　朋輩への敎訓は其の人の生附を考へ相應々々に申し聞かせよ……九九九
一三三七　男子の育て樣は先づ勇氣を勸め、女子は貞心を第一に敎へよ……九九九
一三三八　主君に命ぜられた物は其の儘差上げよ、少しの物にも見限られる……一〇〇〇
一三三九　定家卿傳授に歌道の至極は身養生とある、端的の善行は朝起……一〇〇〇
一三四〇　老中井上河內守、家光將軍軍法の師匠北條安房守を說得す……一〇〇一

一三四一　鍋島元茂夫人、主人の留守に出火の際囃立て其の間に消留む……一〇〇一
一三四二　奉公無二の忠節が第一、大節ある時は小過も不孝でない……一〇〇三
一三四三　天下國家を治むるのも此の庵で話した事より外にはない……一〇〇三
追　加……一〇〇五

附　錄

直茂公御壁書……一〇〇九

二十一箇條御壁書……一〇一〇
利發は分別の花。花咲き實成らざる類多し……一〇一〇
諸藝は獨達し難し。分別を加へざる時は、却て身の難となる事多分……一〇一一
已下の心を能く計り、其の旨を以て上に至つて校量し候はゞ、逃れ有りがたく候……一〇一三
憲法は下輩の批判、道理の外に理有り……一〇一四
下輩の言葉は助けて聞け。金は、土中にある事分明……一〇一五
子孫の祈禱は先祖の祭なり……一〇一六
先祖の善惡は子孫の請取手次第……一〇一七
信心は心の掃除、人の心を破らざる様に。祈禱は花の籬ぞ……一〇一八
身上の屆は升階上る様に……一〇一九
人間の一生は若きに極る。一座の人にもあかれざる様に……一〇二〇
理非を糺す者は、人罰に落ちるなり……一〇二一
大事の思案は輕くすべし……一〇二三

一諸事人より先にはかるべし……一〇一二
諸事堪忍の事……一〇一四
物毎書道逃れ候事……一〇一五
鬮占は運につき候間、差立て用ゐ候はゞ大に逃れあるべし……一〇一五
萬事しだるき事、十に七ツ惡し……一〇一七
軍は敵の案に入らぬ樣に覺悟すべし。透間をはかる時は勝利必定……一〇一八
武篇は麁忽ぞ、不斷あるべからず……一〇一八
上下に依らず、一度身命を捨てざる者には恥ぢず候……一〇一九
人は下程骨折り候事能く知るべし……一〇二〇
擬跋……一〇二〇

要鑑抄　石田一鼎　一〇二三

武士道……一〇二五
先祖名字……一〇二八
畢竟御用……一〇二九
或問……一〇三〇
士藝……一〇三五
奉公之故實……一〇三六
忠敬目錄……一〇三五

愚見集　山本常朝　一〇五九

奉公根本
忠……一〇五九
孝……一〇六〇
武……一〇六八
勇……一〇七四
慈……一〇七四
悲……一〇七五
智……一〇七五
奉公枝葉
風……一〇七八
體……一〇七八
藝……一〇七九
能……一〇七九
可……一〇八〇
愼……一〇八〇
婬……一〇八一
酒……一〇八一
過……一〇八二
言……一〇八二
遊……一〇八二
興……一〇八二
餞別……山本常朝……一〇八五
常朝書置……山本常朝……一〇九一
壽量庵中座の日記……山本常朝……一一〇三
龍造寺氏略系圖……一一二
鍋島氏本支藩略系圖……一一七
註釋索引（語句・人名・地名）……一一三七

解說

成立

櫻咲く寶永七年（皇紀二三七〇）の春三月五日、佐賀城下から北方三里ばかりの佐賀郡金立村黒土原の、屏風を立てたやうに東西に連る山並を背にした木の葉隱の草庵に對坐して物語る二人があつた。主は前の佐賀藩御側役山本神右衞門常朝、今は剃髪染衣の出家、朝陽軒の庵主旭山常朝居士、客は武家姿の田代又左衞門陣基である。初會の此の日、二人は次のやうな句を詠み交はして互に心境を語り合ふのであつた。

浮世から何里あらうか山櫻　　古丸

白雲や只今花に尋ね合ひ　　期醉

古丸は常朝、期醉は陣基の俳號で、時に常朝五十二歳、陣基三十三歳であつた。

之より先、元祿十三年五月十六日佐賀藩主鍋島光茂公の逝去に遇うて、九歳の御側小僧

から御小姓、御側役と足掛三十三年の間側近にばかり仕へて殊遇を受けてゐた山本常朝は歸らぬ旅の御供をと思つたが、當時國禁の追腹の代りに出家して、ひたすら殿の冥福を祈らうと、四十二歲を以て高傳寺了爲和尙に就いて剃髮受戒し、名も旭山常朝と改め

尋ね入る法の道芝露ちりてころも手すゞし峰の秋風

と詠じつつ、こゝ北山の草庵に隱遁してから早十年、念佛三昧に日を送つてゐたのである。田代陣基は十九歲の時から藩主綱茂公の御祐筆役を勤め、吉茂公の時迄前後十四年に及んだが、寶永六年五月十六日故あつて御側差遣され、今は遠慮の身を道の修養に努めようと出家常朝の學德を慕うて翌七年の春その庵を訪ひ、自分も近くに住んで日夕常朝に親炙し、その談話を細々と書き留めた。語るは出家、聽くは侍、墨染の世捨人と道を求むる罷職の武士との歡談は、世をも恨まず身をも嘆かず、「浪人切腹も一つの御奉公である」との信念に生きる鍋島侍傳統の熱情に燃えさかり、忠誠一途、打てば響く魂と魂との對話となつて、春の宵、夏の朝、或は柿の實の熟する秋の緣側に、霜冴ゆる冬の夜の爐邊に、しみ〴〵と語り交はされて年は明け年は暮れ、寶永七年の春から享保元年の秋まで、足掛七箇年に及んだ。冬の夜を語り更かした翌朝に、かういふ句を詠じ合つたこともあつた。

手ごなしの粥に極めよ冬籠り　　期醉

朝顔の枯蔓燃ゆる庵かな　　古丸

陣基が全十一巻の聞書を書き上げたのは享保元年九月十日で、この月日を記した寫本もあるから、これを脫稿の日と見て差支あるまい。本文中に享保元年から廿四年後の元文五年の年號のある寫本もあるが、これは別行字下げになつてをつて後人の書入らしく、孝白本五常本等にはない（五七六註參照）。猶陣基の外にも常朝の草庵を訪うて教訓を受けた人達があり、老士常朝の北山草庵は鍋島家中の修養道場たるの觀があつた。

名義

葉隱といふのは、この寫本十一巻の表題で、『葉隱聞書』となつてゐるのもある。書中各巻共、多くは單に聞書第一、聞書第二……と記され、葉隱の文字はない。田代陣基の命名であらうが、はしがき樣のものもないから、その由來は判らない。『佐嘉繁昌記』の著者で當時の文筆家であつた恩田一均（養軒信翁）の跋のある孝白本の奥に、「はがくれと名付け候事いかなる心か知れる人に尋ぬべし。」とあるのに見れば、これは寛延元年陣基歿後の書寫であらうが、陣基と同時代の人であつた蒲原孝白や恩田一均にも、その謂はれは判らなかつたものと見える。

思ふに、葉隱といふ名義は、書物の表題として當時の環境と心境とから名づけられたと見るべきであらう。卽ち七年の間、木の葉隱の草庵で語りつ聽きつした樹蔭の聞書であるといふ環境と、その內容が鍋島侍の心得として犧牲奉公を力說し、又

すべて人の爲になるは我が仕事と知られざる樣に、主君へは蔭の奉公が眞なり。この返報これある時は志感じ、斯樣に心得候て仇を恩にて報じ、陰德を心がけ陽報を存ずまじきなりと。（聞書第十一・一三一四）

とあるやうに、一點の私心もなく、賣名的な氣持を戒め、本書全體が下積の無私奉公を說いてゐる所の心境とである。且此の本が世に出版する爲に書かれたものでなく、自己修養上の覺書として認められ、常朝から「後では火に燒いて仕舞へ。」と言はれた程の祕本であるのも、葉隱の名にふさはしい事である。西行法師の『山家集』戀の部にある

寄殘花戀　はがくれにちり止まれる花のみぞしのびし人にあふこゝちする

といふ歌や、常朝陣基初會の時の「浮世から何里あらうか山櫻」「白雲や只今花に尋ね合ひ」の句などを聯想して名の出所とし、又草庵近くに「はがくし」といふ柿があつたから、この柿の名を取つたものであらうなどと說く人もあるが、これ等は興味的聯想としての想像若くは附會の說たるに過ぎないと思ふ。

內容

葉隱は全十一卷に亙り一つ書で雜然と記載され、寫本に依つて別項になつたり或は脫落があつたりして多少相違があり、その排列の順序にも相違の點がある。本書は孝白本 山本本 五常本等古來良本とされた古寫本を底本として脫落を補ひ、藩主の年譜は年號を一項として通算したが、總數千三百四十三項に達してゐる。又順序は、すべて孝白本に據つた。(寫本の項參照)

葉隱は、孝白本蒲原孝白の奥書に

此全部十一卷は山本常朝禪師のはなしを、田代又左衞門、かの庵ちかくに在りて朝夕馴れしたしみ、能く聞傳へける事共を其のまゝ書きとゞめけるとなり。

とあるやうに、山本常朝の談話を田代陣基が筆錄したものであるが、それは大體の事で、全部が常朝の談話ではない。金丸氏話 馬渡氏話 中野氏話 助右衞門殿話などのやうに、陣基が直接聞いたかと思はれるものや、一鼎話、湛然和尙物語などの如く常朝が聞いた事を話したものや、古來の傳承、藩主の年譜、記錄及び栗山書附、茂宅聞書、柴田聞書などから集錄されたものもあり、集中さうした名前を擧げられてゐる人は約四十名にも上つて

ゐる。しかし常朝の直話又は常朝を通じての談話が大部分を占めてゐる事は確である。又場所も黑土原や大小隈の草庵だけでなく、例へば

「此の儀、常朝へ密談の由、正德三年十二月七日安住にて潛かに物語承り候。」（聞書第五・五八〇）

「右の始終、六左衞門直の話、常朝承り候と、壽量庵にての話なり。」（聞書第七・八六二）

とあるやうに、他所で常朝から聞いた話もあり、又陣基一人で聞いた事ばかりでなく、家中の若侍などが常朝の草庵を訪ねて教を受けた事もあつた。次の本文は、これを物語るものである。

「同座に若輩の人欠伸仕られ候時、欠伸は見苦しきものなり。欠伸、くさめはするまじきと思へば一生せぬものなり。氣の拔けたる所にて出づるなり。不圖欠伸出で候はゞ、口を隱すべし。くさめは額を押ふると止まるなり」後略。（聞書第二・二六一）

これは常朝が草庵を訪うた若侍達に話してゐる折に、欠伸をした者があつたのを見咎めて、かねての嗜から酒の飮方などを說き聞かせた時の事である。この外筆者不明の『老士物語の箇條覺書』といふ寫本があつて、三百六項の箇條書から成り、殆ど全部が葉隱と同一內容の事柄を極く簡略に記されたもので、田代陣基とは別人である何人かの筆錄ではな

いかと思はれ、小川俊方の『燒殘反故』にも、葉隱と同じ材料數項の記述があり、「山本常朝草庵雜談覺書」などいふ寫本があるなど、これ等の事情を窺ふに足るのである。

要するに葉隱は、その大部分が山本常朝の語錄であつて、田代陣基がその筆錄と、多少他人の談話、古記錄等を加へて編纂したもので、成立の事情は違ふけれども山鹿素行の敎訓をその門人が書いた『山鹿語類』や、道元禪師の垂示を高弟懷奘が筆錄した『正法眼藏隨聞記』の如きものであると見る事が出來る。記載は雜然としてゐるけれども、大體としては左の標準に依つて各卷が纏められてゐる。

卷別要項項數

夜陰の閑談　總論　一
聞書第一　敎訓　二〇二
聞書第二　敎訓　一四〇
聞書第三　藩祖鍋島直茂の言行　五六
聞書第四　第一代藩主鍋島勝茂並嫡子忠直の言行　八二
聞書第五　第二代藩主鍋島光茂、第三代同綱茂の年譜並言行、姫方の言行　一五一
聞書第六　佐賀藩士の言行並史蹟傳說　一九八

聞書第七　同　五三
聞書第八　同　八八
聞書第九　同　四一
聞書第十　他國侍の言行其他噂方一般　一六四
聞書第十一　教訓並言行補遺　一六七

斯くの如く一藩一國の傳統的精神に基く教訓や、藩の歴史傳說、實話逸事等を纏めて修養の規範とし、是等を總稱して「國學」と稱した事は恐らく他に類例がなく、我が國武士道書中に異彩を放つものである。

精神

葉隱の根本精神を檢討する爲には、葉隱全卷をはじめ山本常朝の思想及びその師石田一鼎、湛然和尙、更に遡つて藩祖鍋島直茂公の遺訓や、古來幾百年の間に培養された傳統の肥前魂にまで及ばねばならぬが、結論的に、最も簡明適切に、葉隱精神を一言にしていへば、「まこと」の一語であり、更に確實に言現はすと、「隱れたる誠」を盡すといふ事であつて、葉隱には多く「實」の字で現はしてゐる。卽ち誠實第一を信條とするものである。而

してこの誠實は、縱橫無礙に表現せらるべきもので、之を要約したのが山本常朝提唱の四誓願である。

一、武士道に於ておくれ取り申すまじき事。
一、主君の御用に立つべき事。
一、親に孝行仕るべき事。
一、大慈悲を起し人の爲になるべき事。

縱には忠と孝、橫には武勇（義勇）と慈悲とであつて、常朝はこの忠と孝との關係を

「奉公人は忠孝を盡すべき爲ばかりに生れ出でたるといふことを眞實に知るべし。忠孝といへば二つの樣なれども、主に忠節を盡すが則ち親に孝行なり。然れば忠一つに極りたり。」（愚見集）

といひ、又武勇と慈悲との關係をば次のやうに見てゐる。

「武士は大勇氣を表にして內心には大慈悲を持つべきなり。」（愚見集）

「武士は勇氣を表にして內心には腹の破るゝほど大慈悲心を持たざれば家業立たざるものなり。」（聞書第六・六五四）

「何事も君父の御爲、又は諸人の爲、子孫の爲とすべし。これ大慈悲なり。慈悲より出

づる智勇が本の物なり。」（開書第一・一七九）

卽ち四誓願の骨子は「忠孝一本　慈武一如（にょ）」であつて、常朝は

「此の四誓願を毎朝佛神に念じ候へば、二人力になりて後へはしざらぬものなり。尺取蟲の樣に、少しづゝ先へ、にじり申すものに候。佛神も先づ誓願を起し給ふなり。」（夜陰の閑談・一）

といひ、毎朝神佛に祈念し、その加護に依つてはじめて之を全うする事が出來ると說いてゐる。ここに葉隱武士道の特長の一つである宗教的な深みと潤ひとがある。抑も神佛に念ずるといふのは何であるか。具體的な例話として常朝は、その家訓『愚見集』の中に左の物語を擧げてゐる。

佐賀藩祖鍋島直茂公が、或時その子勝茂公と共に產土神である本庄社（今の佐賀市外本庄村にある鄕社）に參詣し、勝茂公に「お前は神樣に何と祈るのか。」と尋ねると、勝茂公は「武運長久、子孫繁昌、國家安全と祈ります。父上樣には如何御祈りになりますか。多分この外にはござりますまい。」と答へた。すると直茂公が「自分は終にさういふ事を祈つた事はない。」といふので、勝茂公が不審がり「では何とお祈りになりますか。」と重ねて尋ねると「實の心起り候樣に御守り候へ、と只これだけを祈るのぢや。別に何事も祈ら

ない。大明神はちやんと御照覽遊ばすのぢや。」と仰せられた、といふのである。常朝はこの實例を引いて、「さて〳〵有難い思召入である。」と日峯公（直茂公）を讃へ、「人間の要は實一つなり。」と強くその子に諭してゐる。卽ち言換へれば、四誓願も一誠以て之を貫くといふ事になる。これを思ふ時、我等は畏くも　明治天皇が軍人勅諭に五箇條の心得を御諭し遊ばされ、「之レヲ行ハンニハ一ツノ誠心コソ大切ナレ。」と宣はせ給うた事を拜誦して、葉隱の教が實に勅諭の御趣旨に副ひ、眞理の根源に徹してゐることを感ずるのである。

葉隱の指導精神は、神佛を信敬し一誠以て四誓願を體得する事であるが、其の信念氣魄は祖述者山本常朝が身を以てこれを垂示してゐる事を見遁してはならぬ。卽ち常朝は、この四誓願を提唱するに當つて、君恩報謝、無私奉公、「山の奥よりも土の下よりも生々世々」ひたすら君國の爲に一身を捧ぐべき鍋島侍の本領を說き、出家の身を以て、「今の拙者に似合はざる事に候へども、成佛などは嘗て願ひ申さず候。七生迄も鍋島侍に生れ出で、國を治め申すべき覺悟、膽に染み罷在るまでに候。」と、七生報國の信念を述べ、更に一口に申さば、御家も一人して荷ひ申す志出來申す迄に候。同じ人間が誰に劣り申すべきや。總じて修行は大高慢にてなければ役に立たず候。我一人して御家を動かさぬとかからねば

修行は物に成らざるなり。」と「我一人」といふ烈々火の如き氣魄を示してゐる。これこそ、湊川の臨終に於て七生報國を誓ひ、嘗ては元弘元年八月廿七日後醍醐天皇笠置山潜幸の際、關東討伐と皇政復古との勅問に對して、

「正成一人未だ生きて有りと聞召され候はゞ、聖運遂に開かるべしと思召され候へ。」(太平記)

と奉答した大楠公の精神と、靈犀相通ずるものある事が感知され、且神佛の信仰最も篤かつた宗教的情念に於ても兩者相一致してゐる。時代と境遇との差があり、義に於て大小深淺の違はあるけれども、その本質的な心事が同じく日本人の「まこと」に發してゐる事は一であつて、葉隱精神の尊さも亦茲に存するのである。

葉隱の「まこと」は、前に述べた如く、「忠孝一本　慈武一如」の形態を以て現はされてゐるが、更にこれを要約すれば、「縦には忠、横には和」即ち「忠和」の二字に盡きる。忠孝は忠一つに極り、慈武相通ずる時大和一體の同胞愛となる。言換へれば、葉隱の根本精神は「主君中心」と「諸人一和」との相關不離なる純一無雜、沒我隨順の眞實境である。

葉隱に曰く、

「武士たる者は、忠と孝とを片荷にし、勇氣と慈悲とを片荷にして、二六時中、肩の割

入る程荷なうてさへ居れば、侍は立つなり。朝夕の拜禮、行住坐臥、『殿樣殿樣』と唱ふべし。佛名眞言に少しも違はざるなり。」（開書第六・六五四）

「諸人一和して、天道に任せて居れば心安きなり。一和せぬは、大義を調へても忠義にあらず。」（開書第一・一六四）

日本人の「まこと」の現れとしての封建時代に於ける「殿樣殿樣」の稱名は、取りも直さず聖代に於ける「天皇陛下天皇陛下」「すめらみこと すめらみこと」の奉唱であり、「諸人一和」は文字通り「擧國一致」の同意語である。

「殿樣殿樣」の名號を唱へよといふ事は山本常朝の創意でなく、佛道の師として敬事した傑僧湛然和尙の敎訓を常朝が體得具現したもので、四誓願も、儒道の師石田一鼎の『要鑑抄』にある三誓願

一、武士道に於て未練を取るべからず。
一、先祖の名字を斷絕すべからず。
一、畢竟主君の御用に立つべし。

の精神に、湛然和尙に依つて會得した大慈悲の妙用を加へて新しく獨自の誓願を案出提唱したものである。『愚見集』に、武勇と慈悲との關係を說き、

「湛然和尙我等若年の時、折々仰聞かせられ候故、得心申し候。」

と述べてゐるのに見ても、如何に湛然和尙の薫陶感化を受くる事の多かつたかゞ知られるのである。葉隱武士道に脈々たる劍禪一味の妙趣と氣魄とが感ぜられるのも此の爲であつて、「まこと」を根本とする葉隱精神は、その根源を敬神崇佛の信仰心に置くものである。宗教的な匂ひが全卷に漲り渡つてゐる事は葉隱の大なる特長で、而もそれは何處までも現實的な國家的な活きたる宗教的情操である。

全貌

封建時代の所産である葉隱武士道に於て、その盡忠報國の對象が一藩の主君である殿樣と、その藩國とにあつた事は遺憾であるが、これは我が國の精神文化發達史上を通じての現象であり、その本質に於ては、日本國民の「まこと」の表現である忠愛の心が、その仕ふる所の藩主や藩國に向けられたのであつて、今日では、明徵にせられたる國體の本義に則つて大義名分の上に之を體得活現すべきはいふまでもない事である。

葉隱精神を思想的に見れば、主君中心　無私奉公　諸人一和（以上葉隱中の成語又は意を取る）の觀念であつて、その深さは宗教的信念にまで徹してゐる。これを約言すれば、その信

條は「國家本位」といふ事であつて、修養も個人我と共に國家我の完成を說くものである。「武士の大括りの次第を申さば、先づ身命を主君に篤と奉るが根元なり。」（聞書第二・二一〇）

「何事も、君父の御爲、又は諸人の爲、子孫の爲とすべし。これ大慈悲なり。慈悲より出づる智勇が本の物なり。」（聞書第一・一七九）

「上下萬民の心入を直し、不忠不義の者一人もこれなく、悉く御用に立て、面々安堵仕り候樣仕なすべしと、大誓願を起すべし。伊尹が志の如し。大忠節、大慈悲なり。」（聞書第二・三三二）

ここに葉隱一流の徹底したる現實主義、實行主義、根本主義の生活態度が生ずるのであつて、「武士道といふは死ぬ事と見附けたり」「我が身を主君に奉り、速に死切つて幽靈になりて二六時中主君の御事を歎き、事を整へて進上申し、御國家を堅むるといふ所に眼を着けねば、奉公人とはいはれぬなり。」（聞書第一・三六）との眞劍眞實なる死身の覺悟で、「端的只今の一念より外はこれなく候。一念々々と重ねて一生なり。」（聞書第二・二二〇）の現實に卽し、各その職分に應じて「家職に好き」（夜陰の閑談・一）、「無理無體に奉公に好き」（聞書第一・一九六）、武士の本領たる智仁勇三德の修養も「智は人に談合、仁は人のよき樣

にする事、勇は齒噛み」（聞書第二・二一〇）で、日常茶飯事の間に現實的體得を念とし、「急だらりよりもだらり急」（聞書第四・四四九）の實行主義を以て當り、而もその實行には、「何事も成らぬといふ事なし。一念起ると天地をも思ひほがすものなり。成らぬといふ事なし。人がかひなき故思ひ立ち得ぬなり。力をも入れずして天地を動かすといふも、只一心の事なり。」（聞書第一・一四四）との大勇猛心を持ち、「大變に逢うては歡喜踊躍して勇み進み」（聞書第一・一一六）、刀が折れ手や肩を切落されても「首の十や十五は喰切り申すべく候。」（聞書第七・八七〇）と徹底的實行力の負けじ魂を以て頑張る一方には、朋輩隣人に對しては「自然の時の事を思うて心に叶はぬ事ありとも、出會ふ度毎に會釋よく他事なく、幾度にても飽かぬ樣に」（聞書第一・一六四）、大所高所から國家の爲に仲好くして沒我的大和の境地に立ち、國家は「我一人して抱留め」（聞書第二・二八一）、武勇に於ては「我は日本一と大高慢」（聞書第二・二三五）を矜恃しながら、一面には「道と云ふは我が非を知る事なり。念々に非を知つて一生打置かざるを道と云ふなり。」（聞書第一・四八）の氣持で、日日己が非を改むるといふ謙虛な態度を持し、「俄に嗜みては垢が見ゆるものとなり。」（聞書第二・二三六）を信條に、平生の嗜に意を用ひ、「修行に於てはこれ迄成就といふ事なく、一生の間不足々々と思ひて思死するところ後より見て成就の人なり。」（聞書第一・一三九）と

の覺悟を以て終生「道」の修行に努むるといふ鍛錬道にまで突進むのである。

一體、『葉隱』は根本を強調すること極めて深刻である。「釋迦も孔子も楠木も信玄も、終に龍造寺鍋島に被官懸けられ候儀これなく候へば、當家の家風に叶ひ申さゞる事に候。」といひ、「餘所の學問無用に候。」といふが如き、一見偏狹固陋のやうであるが、その前後の文章を精讀玩味すると、結局中正妥當な眞理を說いてゐることが判る。その眞意は、開卷第一に、

「御家來としては、國學心懸くべき事なり。今時、國學目落しに相成り候。大意は、御家の根元を落着け、御先祖樣の御苦勞御慈悲を以て御長久の事を本づけ申すために候。」

とあるやうに、所謂「國學」に依つて先づ龍造寺鍋島發祥の由來を知り、根本を固めよといふのであつて、釋迦孔子や楠木正成など尊敬するに及ばぬといふ意味ではない。常朝自ら儒佛兩道を學び、その心事は楠公精神に合致してをり、その眞意は、今日國民として「先づ日本精神に歸れ」といふのと同じで、飽迄自主的な矜持と信念とを堅持するとともに、「國學得心の上にては、餘の道も慰みに承るべき事に候。」と攝取包容を說いてゐるのである。これあるが爲に、一層肚と信念との據である葉隱の精髓が味はひ得られると謂はねばならぬ。本居宣長の『うひ山ぶみ』に、

「學を學ばんと心ざすともがらは、第一に漢意儒意を清く濯ぎ去て、やまと魂をかたくする事を要とすべし。（略）さて又漢籍をもまじへよむべし。（略）但しからぶみを見るには、殊にやまとだましひをよくかためおきて見ざれば、かのふみのことよきにまどはさるゝことぞ。此心得肝要也。」

とあるのと、その精神は同じである。先づ根本を強調し、忽ちその裏を返して締括りを附けるのが『葉隱』の特長で、たとへば藝は身を亡すもので、何でも一藝ある者は藝者であつて侍ではないと藝を極度に卑しめたから、「藝能あるは侍の害になる事と得心したる時諸藝共に用に立つなり。」（聞書第一・八九）といひ、武士は武士道一つで他に求めてはならぬ、儒道佛道を聞いてこれが武士道と思つたら間違だと戒めた後に、「斯くの如く心得て諸道を聞きていよ〳〵道に叶ふべし。」（聞書第一・一四〇）といふが如き、固本容他の原理を說く事誠に適切である。

また、綜合的に見て兩面的な說方も葉隱の特長であつて、たとへば奉公人には「何もかも、根から、ぐわらりと主人に打任かすれば濟む。」（聞書第二・二二八）といひ、主人には「我が口に物を食うてはならず、一飯を分けて下人に食はすれば人は持たるゝもの。」（聞書第一・一三二）と主從雙方の心得を諭し、人間の意地は內と外とに在つて刀のやうなもの

（聞書第二・三二三）といひ、訪問接客の心得として、主人は「名殘盡きぬ心持が肝要。」（聞書第二・二三二）、客は「飽かれもせず早くも歸らぬやうに。」（聞書第一・一九）といふが如き、その一例で、何れも兩面的に穿つた中正妥當な敎訓である。

以上を總括して鍛錬道としての葉隱魂の精髓を現代的標語を以て現はすならば「眞劍に」「仲好く」「頑張れ」の三標語に盡きると思ふ。而して「千變萬化にも騒がぬ」（愚見集）ところの肚を作り、信念を養ふの「行」が、葉隱鍛錬道の極致である。勲ある武士道書の中で、これほど眞劍に「盡忠報國」の根本精神を敎へ、これほど適切に「擧國一致」の大和觀念を示し、これほど徹底的に「堅忍持久」の負けじ魂を說いたものは見當らない。「滅私奉公」「總眞劍」であり、「總親和」であり、「總努力」である。葉隱が日本武士道第一の書と推稱せらるゝ所以の一つも亦ここにあると思ふのである。

寫本

『葉隱』の纂錄者である田代陣基手記の原本は、現在田代家にも傳はつてをらず、鍋島侯爵家や山本家にもない。陣基八世の孫故田代新が大正二年頃まで所持してゐた『葉隱』の寫本があつた事は確實であるが、これとても果して原本であつたか否かは判らず、またそ

の所在も今は判然しない。鍋島侯爵家にも數種あつて、中に山本本と表紙に記されたものがあるが、これは山本常朝直系の家に傳はつたものを更に複寫したものらしく、その山本本の原本も今は見當らない。

一體、『葉隱』は、「此の始終十一卷、追て火中すべし云々。」とあるほどの祕書で、舊藩時代には藩校弘道館でも教科書として之を用ひた事はなかつた。弘道館教授で後幕府の儒官となつた碩儒古賀精里の遺稿『瀟碧軒文稿』卷一に「葉隱後」（原漢文）と題する一文があつて、その中に

既にして傳寫稍廣まる。人或は之を好み、藩人の學何ぞ孔孟を用ひむやと謂ふに至る。其の書大抵殺を嗜み氣を使ふを以て道と爲す。

といひ、「佐藤生の所謂武道の異端なる者か非か。」と佐藤一齋の葉隱觀をほのめかした後に、

然れども藩の事跡此に賴つて以て傳ふ一ならず。而して當時士風剛強自ら守る。之を後の軟媚奔競汚穢に處して恥ぢざる者に比ぶれば猶彼は此より善しとなす。世の儒を以て自ら名づくる者氣息奄々絕えんと欲す。此を以て其の矯勵に資すと雖も可なり。予嘗て其の世道に裨する有る者を掊ひ、一書を爲さむと欲す。而も未だ遑あらざるなり。姑く

其の後に題すと云ふ。

とあるのに見ても、朱子學を本宗とした弘道館に於て、『葉隱』が如何に取扱はれてゐたかゞ窺知される。且之に依つて見れば、精里も全面的に『葉隱』を精讀したとは思はれないが、之を据據して葉隱抄を作る意圖のあつた事は確で、その精里所持の寫本も今は傳はつてゐない。

『葉隱』の寫本は、てにをはの相違や、たとへば「正德二年 己酉」（誤）と「正保二年 乙酉」（正）との相違（聞書第六・七七〇註參照）などに依つて系統を立てると幾種にか區別されるけれども、いづれも大した相違はない。鍋島侍の經典として武士の家々に祕藏され、長崎御番詰のつれ〴〵に書寫する事などもあつたやうで、轉寫の間に多少の相違を生ずる事もあつたらうし、それ等が系統的に傳はつたものと思はれる。田代陣基自筆本がないとすれば、最も信據すべき古寫本は何であるか。明治初年頃東京鍋島侯爵家本邸から佐賀別邸へ葉隱寫本に就いて調査方を命じて來た時の別邸內庫所中野致明手控が、令息の當主中野禮四郎氏方に所藏されてゐるが、それに依ると、

「葉隱の寫本色々有之、いづれが良本なりや取調べて、一番良本と思ふもの一本を寫し、東京へ可差出申來る。相良へ相談せしに、相良の云樣も、此の原本といふべき編者

の田代又左衞門家に傳へたる本は、相良抔が壯年の頃見覺え居るは、塗抹改竄、中々讀みがたきものなり。右を以て考ふれば、淸書に到らざる草稿を寫し取る人々の考にて其意味を採り、てにをは抔は銘々寫し取りたる事と思はる。

相良の說に、孝白本と唱へ、蒲原次右衞門孝白といふ人の奥書したる本あり。此の人は田代又左衞門と同時代の人にて、殊に近邊に住居して往來もして居たる樣子なり。此の本を一番よき本とすべし。されど近年餘程搜索すれども、此の本見當らず。」

とあつて、陣基の原本は草稿のみで淨書本は最初から無かつたとも思はれる。文中相良とあるのは枝吉神陽　島義勇と同年の文政五年に生れ、同じく楠公義祭同盟の同志であり、後に失明したが、博覽强記、佐賀藩の生字引といはれた相良宗藏（明治三十七年歿）の事で、壯年の頃といへば三十歳前後嘉永頃の事であらう。蒲原孝白は田代陣基より六歳の年少で貞享元年生れ、鍋島綱茂公時代知行二百石で大組頭を勤め、山本常朝　田代陣基等とも交り（附錄「譚屋庵中座の日記廿六日」の項「蒲原氏」は孝白である。）、『葉隱』脫稿の時は三十三歳で、陣基の歿後十五年寶曆十三年に八十歳で歿した人であるから、その謄寫本が良本といはれるのは首肯される。校註者所藏孝白本の奥書には、

「此全部十一卷は、山本常朝禪師のはなしを、田代又左衞門かの庵ちかくに在て、朝夕

馴したしみ、能聞傳へける事共を、其まゝ書とゞめけると也。あしき事は世のいましめと成、よき事は人の敎とも成ぬべし。その內聞あやまり、又うつしける書そこなひもあるまじきにあらず。外にも又事を能書とゞめ置けん家々の日記などありて正し給はゞ、彌幸ならん。且好事の人有りても、かゝる事を書加なば、尙しかるべき事成べし。

蒲孝白謄寫之

（原文の儘）

とあり、猶最後に養軒信翁（恩田一均）の「追加」と題する跋がある。一均は元祿九年の生れ、『葉隱』脫稿の時は廿一歲で、後に直茂公御壁書の註や『佐嘉繁昌記』を書いた人であり、孝白一均兩人の奧書や跋のある此の孝白本を『葉隱』寫本中の最良本とする事は、今のところ妥當であると謂はねばならぬ。

『葉隱』寫本として貴重なものに、前記孝白本 山本本の外に松本本 五常本等がある。これは便宜上假に校註者が名づけたものであるが、松本本は松本貞丘の書寫に係るものを參照して第三者が、てにをはの末まで細密に校合したもので、正しくは松本校合本ともいふべき寫本である。松本貞丘は常朝陣基初會の寶永七年生れ、寬政元年八十歲で歿した人で、恩田一均より十四歲の年少である。五常本は奧書はないが內容は殆ど孝白本と同じく、全

十一卷を仁義禮智信の五册に綴合はせたものである。此の外『葉隱聞書』『葉賀くれ』などと題した寫本もあつて、佐賀舊士族の家には、まだ多少祕藏されてゐるやうである。

『葉隱』の外に、同時代の書き物で重要な研究資料たるべきものに、筆者不明の『老士物語の箇條覺書』『山本常朝草庵雜談』小川俊方の『燒殘反故』同『小川家訓』松浦透運の『秀運筆語』遡つては千布太郎左衞門（後柴田宗俊と改む）の『直茂公御物語』等があり、山本常朝自筆の家訓『愚見集』同『餞別』同『常朝書置』や、石田一鼎の『要鑑抄』などは「葉隱の葉隱」とも稱すべく、『葉隱』と共に葉隱精神研究の原典として尊重すべきものである。

文　章

我が國の武士道史上內容的に見た『葉隱』の特色は、德川時代に於ける武士道が主として儒教的色彩を帶びてゐるのに對し、佛教的な匂ひが濃厚であることである。またその文章も、他の多くの武士道書が漢文又は漢文調の文章であるのに比べて、全然その臭味がなく、獨特の日本風の文章を以て終始し、おのづから日本的生命の躍動を感ぜられる事も、武士道書中の著しき異彩である。

『葉隱』の文章は、單純簡潔で、奔放自在であり、用語も平明自由、固有の國語や方言を

巧みに取交ぜて、文意おのづから暢達してゐるところ、一家の體をなした名文と稱しても過言ではあるまい。「武士道といふは、死ぬ事と見附けたり。」の一句に就いて見ても端的率直、寸分の隙もたるみもなく、何等の虚飾もない。その精神内容と文章構成と表現様式との三要素が、しつくりと合致してゐる。全巻の文章がこの調子であつて、往々餘りに簡潔過ぎて意味の解し難いやうな所がないでもないが、よく味はつて見ると措辭も極めて的確である。然るに、流布本に原文を改竄した所がある爲に、冗慢複雑になつて文章の妙味が損はれ、或は意味が通じなかつたり、間違へられたりして葉隱本來の文章が誤り傳はつてゐる箇所の尠くないのは遺憾な事である。たとへば、前記「武士道といふは、死ぬ事と見附けたり。」の一章にしても、流布本には

武士道と云ふことは、卽ち死ぬことゝ見付けたり。凡そ二ツ一ツの場合に（二つ〳〵の場にて）、早く死ぬかたに片付くばかりなり。別に仔細なし。胸すわりて進むなり。若し圖にあたらぬとき（は）、犬死などと云ふは、上方風の打上りたる武道なるべし。二ツ一ツの場合に（二つ〳〵の場にて）、圖にあたることのわかることは、到底出來ざることなり（圖に當るやうにするは及ばぬ事なり）。我れ人共に、等しく生きる方が萬々望むかたなれば（我人、生くる方が好きなり）、其の好むかたに（多分好きの方に）理がつくべし。

若し圖にはづれて生きたらば、腰ぬけなりとて、世の物笑ひの種となるなり（腰拔なり）此のさかひ、まことに危し（この境危きなり）。圖にはづれて死にたらば、犬死氣違ひとよばるれども、腰拔けにくらぶれば（犬死氣違なり）。恥辱にはならず。是れが武道に於てまづ丈夫なり（後略）。（聞書第一・三參照。——は改竄の部分）

とあつて、簡潔で、而も文意明瞭な原文と比べて見ても、はつきり原文の妙味がわかる。不要な副詞や接續詞を用ひず、ずば〳〵と齒切よく刻み込んで行くのも、葉隱文體の一特色である。

何某が云ひけるは、凡そ浪人などゝ云ふは、難儀千萬、此の上もなきものゝ樣、皆人思ひて、浪人などするをりは、殊の外落膽して、失望するものなり。されども、一旦浪人して後は、左程にはなきものなり。所謂、案ずるより生むがやすきなり。死の道も同樣なり。平生に、死を覺悟して、心のどかに死すべきことなり。災難は、前方より杞憂したる程にはなきものなり。さるを、先づ以て、如何あらんなどゝ、杞憂して苦しむは、愚かなる事なり。奉公人の打留めは、浪人か、さもなくば切腹と、定まりたる事と平素心得覺悟し置くべし。（流布本）

何某申し候は、「浪人などと云ふは難儀千萬此の上なき樣に皆人思うて、其期には殊の外

しほがれ草臥るゝ事なり。浪人して後は左程にはなきものなり。前方思うたるとは違ふなり。今一度浪人仕度し。」と云ふ。尤もの事なり。死の道も、平生に死習うては、心安く死ぬべき事なり。災難は前方了簡したる程には無きものなるを、先を量つて苦しむは愚かなる事なり。奉公人の打留は、浪人切腹に極りたると、兼て覺悟すべきなり。（本齋、聞書第一・九三）

落膽、失望、杞憂、平素などの漢語と、しほがれ、草臥る、思うたるとは違ふなり、兼てなどの純國語とを比べて、『葉隱』原文の文章が如何に本質的に日本風であり、その儘に味讀すべきものであるかゞ窺はれるであらう。今これを明らかにする事は、決して流布本に對する誹謗ではない。飽迄原文に忠實で、筆者田代陣基その人を尊敬し、『葉隱』の生命であり特色である精神と文章とは、共に併せ味はふべきであるといふ信念と學的良心とから、茲に對照したまでの事で、何等他意はない。

（前略）次郎兵衞胸をさまり「私を人と思召し御頼み、過分至極に候。御心安く候へ。內に入り身仕度も少しのおくれ、直に。」とこれ有り、けなりにて伴なひ、先づ筑前の方へと志し、都渡城迄、手を引いたり負うたりして、夜明に山中に入りて隱す（後略）。（聞齋第一・一八三）

複雜した有樣を、こんなに簡潔な文章で明確に書きこなした手際は、筆者田代陣基が勝れたる達意の文章家であつた事を示すもので、「少しのおくれ」の「の」の意味、「けなりにて伴なひ」の含蓄ある用語など妙味津々たるものがあるが、流布本では、

次郎兵衞胸おさまり、私を人と思召して御頼み過分至極にて候。御心安く候へと内に入り身仕度も少しおくれ、直にと有之、家内に伴ひ、先づ筑前の方へと志し（以下略）。

と、どうしたのか判らず、意味の違つた描寫になつてゐる。

我が身を主君に奉り、速に死切つて幽靈になりて、二六時中主君の御事を歎き、事を整へて進上申し、御國家を堅むると云ふ所に眼を着けねば、奉公人とは言はれぬなり。（聞書第一・三六）

これが流布本には「死しては幽靈となりて」となつてゐて、滅私奉公、眞劍眞實、緊迫した忠誠の發露を強調した原文の意味が失はれてゐる。「速に死切つて」といふ所に、生きながら自我を滅却するといふ氣持が躍動してゐるのである。『葉隱』冒頭の「御家來としては、國學心懸くべき事なり。今時、國學目落しに相成り候」の「目落し」も、流布本には「落目」とあつて、原文の眞意が現れてゐない。この外、流布本と本書との相違の箇所は數百箇所にも上つてゐるが、餘りに煩雜であるから、すべて省略する。

山本常朝の、眞情流露、切々肺腑を突く血涙の書である『愚見集』『常朝書置』の一字一句も無駄のない文章、「此のほどの留守見たまへと、此の一巻を出して去りぬ。」と何氣なく書き捨てた『壽量庵中座の日記』の輕妙な俳文や、田代陣基の『漫草』を見ても、常朝陣基共に相當な國文學者であり、且名文家であつたことが知られる。殊に、世に出さない手控として、少しも構へた所がなく、自由自在、有りの儘に書きなぐられた『葉隱』の純日本風の文章は、隨筆文學としての我が國文學史的見地からも、一層注目せらるべき價値があると思ふ。本書が、一字一句もおろそかにせず、原文に忠實ならんことを期して煩を厭はず校註を施したのも、一つにはこれが爲である。

略傳

『葉隱』の成立に關して四人の重要な人物がある。山本常朝、田代陣基、石田一鼎、湛然和尙これである。從來石田一鼎を葉隱の鼻祖、山本常朝を祖述者、田代陣基を筆者として葉隱三哲と稱し來つたが、常朝佛道の師として徹底したる武士的佛道を說き、その思想と人格とに偉大な感化を與へた湛然和尙の存在を忘るゝことは出來ないので、この四人を指して葉隱四哲と稱するのが妥當である。故にここに簡單に是等四哲の略傳を述べることとする。

山本常朝　佐賀藩士山本神右衞門重澄二男四女中の末子で、萬治二年（皇紀二三一九）六月十一日佐賀城下片田江横小路に生れた。母は前田作右衞門の女（實は作右衞門叔父前田某の女）である。重澄七十歳の時の子（聞書三四三・二三九參照）で、十一歳で父に死別し、幼少年の頃は甥で年長の山本五郎左衞門常治に兄事し、五十一歳の時母を喪うた。父重澄は同藩中野神右衞門清明の次男で豪族高木氏の後裔に當る山本助兵衞宗春の養子となつて山本家を繼いだが、重澄、常朝父子共に中野清明と同じく神右衞門と稱し、常朝手記に成る三代の年譜がある爲に中野三代とも稱へた。寛文七年九歳の時藩主光茂公の御側小僧として召出され、不携と名づけられて同年江戸參勤の御供をし、同十二年五月朔日小々姓となり名を市十郎と改め、延寶六年八月十七日二十歳の時元服、翌十八日名を權之丞と改め、御側役、御歌書方仰付けられた。貞享三年（廿八歳）二月江戸に於て書寫物奉行、同年三月京都役を命ぜられ、同六月下國、十二月鷹師小路に移り住み、同四年五郎左衞門が出火の責を負うて自刃した爲常朝も一時御側役を免ぜられ、後組扱、請役附、御書物役となり、元祿四年九月四日命に依つて親の名神右衞門に改めた。光茂公隱居後元祿九年三月廿日京都役を命ぜられ、四月朔日江戸を發して十二日京都に着いた。これは光茂公年來の宿望であつた古今傳授を三條西大納言實教に要請するためであつた。常朝は河村權兵衞を

介して三條西實教との間を斡旋し、度々實教の「大事の一箱」を持參して光茂公に進め、元祿十二年八月廿六日藩主綱茂公から勤柄神妙の故を以て切米十石加增、知行百廿五石に仰付けられた。かくて同十三年五月朔日、古今傳授の一箱を持つて佐賀に下着し、病床の光茂公に献じて安堵させ、公は同月十六日東御屋敷向陽軒に於て逝去した。常朝は追腹法度のため、率先して同十七日夜出家を願ひ出て許され、直ちに剃髪、十九日高傳寺住持了爲和尙に就いて受戒し、葬禮一切の行事が濟むと、七月九日了爲和尙と共に北山黑土原（佐賀郡金立村）の庵室朝陽軒に入つて隱遁した。寶永七年三月五日田代陣基が初めてこゝに常朝を訪うたのは、それから十年後の事である。その後、正德二年四月十九日朝陽軒は寺號引で宗壽庵と改められ、元祿十四年以來十二年間に亙り、光茂公菩提のため內室靈壽院によつて發願された大乘妙典一千部自讀が正德二年五月十六日結願して宗壽庵に立塔の事があり、同三年八月廿日靈壽院逝去、遺志によつて同所に葬られたので、常朝はその墓所を憚つて十月十三日隣村春日村大小隈（だいすぐま）に庵を移し、享保四年（皇紀二三七九）十月十日、

尋ね入る深山のおくの奥よりもしづかなるべき苔の下庵

蟲の音のよわりはてぬるとばかりをかねてはよそに聞きて過ぎしが

の辭世を殘して此處に歿した。年六十一。法名旭山常朝。墓は佐賀郡鍋島村八戸龍雲寺に

ある。常朝、九歳の時から藩主光茂公逝去まで側近に仕ふること三十餘年間、常に「我一人で御家を荷なふ」といふ氣持で忠誠を盡し、儒學を石田一鼎に、佛道を湛然和尙に學び、延寶七年四月三日廿一歳で湛然和尙から血脈を授けられた。道の修行に成就といふ事はないといふ信念で終生修養に努め、神佛の信仰厚く、武藝にも達し、劍道をタイ捨流師範中野神右衞門就明に學び、又國學を尊重し、和歌俳句にも堪能で、俳名を古丸と號した。寶永五年養子吉三郎（權之丞）のために、自ら『愚見集』を書いて奉公の心得を諭し、次で正德五年同じく『餞別』一章を書いて與へた。又正德四年、川久保邑主神代主膳（光茂公の子で神代氏の養子となり、後本藩吉茂公の跡を嗣いだ鍋島宗茂公）に對し、領主としての修養に關する書置一卷を書き、翌五年これを献上した。又寶永四年四月、山本家子孫の爲に父山本神右衞門重澄の年譜を書いて吉三郎に與へ、正德四年四月、父の實家中野家子孫の爲に中野神右衞門清明の奉公記を書いた。これを見ても、常朝が如何に父祖を敬重し、又如何に父祖の傳統的忠烈の精神を承け繼ぎ、これを子孫に傳へようとしたかゞ窺ひ知られる。又死去の年享保四年九月廿六日迄の自叙『山本神右衞門常朝年譜』がある。これらの自筆本三册は、山本家八世の孫山本助一氏から佐賀徵古館に寄贈され、前記書置一卷の草稿も同館に保管されてゐる。その他『壽量庵中座の日記』『西目日記』『山本常朝家

集』等がある。室は山村六太夫の女で、天和二年六月廿七日廿四歳の時婚禮、二女を擧げたが長女は早世し、元祿十四年三月一門中野權右衞門（後十右衞門）澄明の次男源四郎安明を養子として次女お竹に配し、間もなく故あつて離緣、翌十五年九月富永琳庵良朝の弟吉三郎常俊（寶永六年正月十五日權之丞と改む）を養子とした。然るに養子夫妻は常朝夫妻に先だつて死去し、常朝夫妻はその菩提のために一字一石塔を建てた（聞書一九五・註四參照）。室は常朝と共に剃髪、柏玄貞松尼と號したが、享保六年七月廿九日歿した。墓は同じく龍雲寺にある。

田代陣基　通稱又左衞門、名は陣基。龍造寺胤久の後裔に當る小左衞門宗澄の子で、母は鍋島主水茂里家來淵上又兵衞の女である。文筆に長じ、期醉又松盟軒と號した。延寶六年（皇紀二三三八）に生れ、初め源七と稱し元祿九年十二月九日十九歳の時藩主鍋島綱茂公の御祐筆役となり、寶永二年五月廿五日侍に召成され、切米十五石を拜領したが、寶永六年五月十六日御側を免ぜられた。時に三十二歳。翌七年三月五日初めて山本常朝を黒土原草庵に訪ひ、その談話を筆記して葉隱の稿を起した。爾來自分も草庵の附近に住んで屢之を訪ひ、前後七年の歳月を費して享保元年九月十日脫稿した。同十六年八月五十四歳の時再び藩主宗茂公の御祐筆役となり、翌十七年九月十四日江戸詰仰付けられ、同十一月二

日御記錄役を兼ね、同廿年五月七日御隱密御用書整に付白銀二枚を拜領、元文五年十二月七日切米五石加增、都合廿五石外役米五石を給せられ常朝に後るゝこと廿九年、延享五年（寛延元年皇紀二四〇八）四月五日歿した。年七十一。法名先宗一着。室は德永助右衞門の女である。墓は菩提寺佐賀市東田代町瑞龍庵に在る。

石田一鼎　名は宣之、通稱安左衞門、平左衞門賢之の嫡男である。母は下村左馬助茂充（生運嫡子）の女で、一鼎は下村生運の曾孫に當る。寛永六年（皇紀二二八九）四月十二日佐賀に生れ、幼名兵三郎と稱した。幼より學を好み、母から制止される程勉强し、十五六歲の頃には儒佛の書物で閱讀しないものはない位であつた。正保二年十七歲の時、七月六日江戸に於て父を喪ひ、その家督を嗣いで二百五十石を拜領し、藩主（勝茂）の近侍となり、同三年七月廿五日元服して神（甚とも書く）左衞門宣之と稱し、慶安四年六月十三日仰を蒙つて更に安左衞門と改めた。明曆三年勝茂公逝去の時、一鼎はその遺命により世嗣孫光茂公の御側相談役となり、知行七十五石を加增され、よく之を補佐した。寛文二年三十四歲の時、藩主の忌諱に觸れて支藩小城藩主鍋島直能公に預けられ、その領地松浦郡山代鄕（今の西松浦郡山代町地方）に貶謫された。幽居八年、同九年許されて歸り、初め佐賀郡平野（川上村）に居り、後下田（同郡松梅村大字梅野下田）に移つて閑居し、延寶五

年剃髪して一鼎と號し、又下田處士 願溪愚璞等と號した。夙に儒佛の學を究め經史に通じ、鄉土の歷史にも造詣深く、當時佐賀藩に於ける第一の學者で、來り學ぶ者多く、山本常朝も屢その門を叩いて薰陶を受けた。資性剛直、時流に泥まず、草庵では極端な簡易生活に甘んじ、人にも苦痛を堪ふることが人生修行の最大要諦であり、唯一の善事であると說いた（聞書一八四）。著書に『要鑑抄』『日峯公（鍋島直茂）御壁書廿一箇條註』『泰巖公（龍造寺隆信）譜』『下村生運行實』『梅山遺稿』等があり、慶安四年藩主勝茂公が鍋島家子孫に傳ふる爲『視聽覺知抄』『先考三以記』を作つた時には、中野八兵衞良連と共に、命に依つて之が編纂の任に當つた。曾て勝茂公の前で『大學』を講義し、其の中の「與二其有一聚斂之臣一寧有二盜臣一」の句に及んだ時、殊更に色を正して「此所にも賄賂を取る臣がある、相良某の如きが卽ち聚斂の臣である。」と面責したことがあつた。寬文二年貶謫されたのは何の爲であつたか、諫言の爲か、或は讒に遭うたか、その理由は詳かでないが、一面かうした狷介不羈な性格が禍したのかも知れない。又山代鄉謫居の地も、今は不明である。その學は忠孝を本とし、神儒佛三道の合一を說き、武士道の闡明に努めたもので『要鑑抄』に詳述されてゐる。室は福地勘兵衞の女で、子なく、弟與四右衞門惟之の子爲淳（幼名伊勢仁王）を養子として家督を嗣がせた。元祿六年（皇紀二三五三）十二月廿一

日歿。年六十五。墓は佐賀市精町水月庵　佐賀郡松梅村下田の兩所にあり、水月庵の墓碑には無得軒梅山一鼎願溪愚璞庵主、下田のには梅山一鼎處士と記され、共に妻室圓室貞因大姉（寶永二年十月二日歿）の法名が併せ刻まれてゐる。大正四年十一月十日正五位を追贈された。

湛然和尙　湛然梁重和尙。鍋島家菩提寺高傳寺第十一世住持で、佐賀郡西與賀村楊柳寺の開山である。肥前の生れで、初め三河國某寺にあつて澄圓長老に師事してゐたが、同じ肥前出身である同國長圓寺住持月舟和尙の推薦によつて高傳寺住持となつた。寬文九年中ノ館圓藏院住持村了和尙が寺格昇格の事で、藩主光茂公に直訴し死罪に處せられた時、湛然和尙命乞をしたが容れられなかつたので、憤然寺を去つて松瀨（佐賀郡松梅村）通天庵に入り、藩主再三の勸說を拒絕して同地に華藏庵を建立し、高傳寺末として十石を扶持せられ、禁足蟄居の狀態で十三箇年を過し、延寶八年十一月十日入寂した。當時の傑僧で、佛道と武士道との神髓に徹し、その敎訓や、言行逸話は『葉隱』に多く記されてゐる（聞書第六・六五三、同六五四、第一〇・一〇八等參照）。常朝は湛然和尙に師事して深くその感化を受け、又常朝の父神右衞門重澄も、晩年通天庵是心和尙を使僧として湛然和尙から血脈を受け、忠孝の二字を取つて「孝白善忠」の法名をも附けて貰ひ、之より先、勝茂公の命に

よつて嫡子吉左衞門武弘の三男潛龍（祖敎ともいふ）を湛然和尙の弟子とした。かく湛然和尙は山本一家と緣故深く、從つて常朝は早くからその門を叩いて敎を受け、掌て湛然に就いて出家しようとして留められたことさへあつた（聞書第二・三四三）。湛然和尙は深江信溪とも親交があつて互に往來し、信溪が寛文三年楠公父子を祀つた時には法師としてこれに賛同し、奉加帳にも署名した。生國は明らかでないが肥前の生れであつた事は、月舟和尙の「君要ニ生涯終ニ古鄕一」の詩に見てもわかる（聞書第六・六五三）。墓は松瀨華藏庵跡の墓地にある。

栗原荒野編著

校註

葉隱

漫草

いにしへ、義を取りて死に殉ふ事、情に感じて志のせむればなり。今、なんぞ、是を禁めて操をくじけるや。夫れ、義士は國の幹なり。世々、これを失はゞ、嗣君何にかよらん。さぐさまぬ世に、しばし、君をたすけたらんは、三世の義士ならん。これ、その禁むる所にして、ながく、此の事のとゞまれりし所なり。こゝに又、禁をとれば志みたず。とらざれば、禁に害す。兩端に一の道を行き、たゞ、そのほどの身を、方袍圓頂にまかせて、在るともなく、なきにはあらぬ影法師、わけ入る跡は雲うづみ、千丈雪を凌ぎて、松寒き夢、さむる間のかりねの庵、かばかりにかまへしは誰ぞや。常朝居士なり。居士は此の道の人にて、いとゞたふとくぞ覺えける。岩がねつたひ、小笹わけて、尋ねまうでのぼりしは、彌生のはじめつかたなり。

しら雲や只今花にたづね合ひ

とふ人もなく、浮世を去る事もろこしの吉野とも覺えぬると、發句などもありし。四時の行きかひも物にたぐへて、しるしのみとぞ。

世は花かこのごろおもき筧なり

所しづかなれば身閑なり。身より心のしづかなるにぞ、松樹槿花のさかひも、思ひつゞけ侍るなり。

濡れてほす間に落ちたる椿かな

　　可々

松盟軒主

（田代陣基）

此の始終十一卷、追て火中すべし。世上の批判、諸士の邪正推量風俗等まで、只自分の後學に覺居り候とて、話のまゝに書附け候へば、他見の末々にては遺恨惡事も出づべく候間、堅く火中仕るべき由、御申し候なり。（孝白本）

（註）「御申し候なり」といふのは、山本常朝が自分（田代陣基）に申されたといふ意味である。

葉隱

寶永七年三月五日初めて參會

浮世から何里あらうか山櫻　（一）古丸

白雲や唯今花に尋ね合ひ　（二）期醉

（一）古丸　山本常朝。

（二）期醉　田代陣基。

夜陰の閑談

一　四誓願を毎朝佛神に念ずれば、二人力になつて後へはしざらぬ

御家來としては、（一）國學心懸くべき事なり。今時、國學（二）目落しに相成り候。大意は、御家の根元を（三）落着け、御先祖樣方の御苦勞御慈悲を以て御長久の事を（四）本づ

け申すために候。（五）剛忠様御仁心御武勇、（六）利叟様の御善根御信心にて、（七）隆信様（八）日峯様御出現、其の御威力にて御家御長久、今が世迄、無雙の御家にて候。今時の衆、斯様の義は（九）唱へ失ひ、餘所の佛を尊び候事、我等は一圓落着き申さず候。（一〇）釋迦も孔子も楠木も信玄も、終に龍造寺鍋島に（一一）被官懸けられ候儀これなく候へば、當家の家風に叶ひ申さゞる事に候。（一二）如睡甲肯共に御先祖様を崇め奉り、御指南を學び候て、上下共に、相濟み申す事に候。其の道々にては、其の家々の本尊をこそ尊び申し候へ。御被官ならば、（一三）餘所の學問無用に候。國學得心の上にては、餘の道も慰みに承るべき事に候。よく〳〵了簡仕り候へば、國學にて不足の事、一事もこれなく候。今他方の衆より龍造寺鍋島の根元、又（一四）龍造寺の領地が鍋島領地に成り候謂はれ、又「龍造寺鍋島は九州にての（一五）槍突と承り及び候が、如何程の武功に候や。」などと尋ねられ候時、國學知らざる衆、一言の答も成るまじく候。

さて又、面々（一六）家職を勤むるより外、これなき事に候。多分（一七）家職は不好にて他職を面白がり、取違へ、散々仕損じ申す事に候。家職勤めのよき手本は、日峯様（一八）泰盛院様にて候。其の時代の御被官は、皆家職を勤め申し候。上よりは御用に立つ者御探促、下よりは御用に立ちたがり、上下の志行渡り、（一九）御家黒み申したる事に候。

日峯様御辛勞申上ぐべき様これなく候。血みどろに御成り、(二〇)御切腹の御覺悟も度々に候へども、御運にて、御家御踏留めなされ候。(二一)泰盛院様も、御切腹の場にも御逢ひ、始めて國守に成らせられ、弓箭の御働き御家中の御支配御國の御政道所々の要害雜務方の御仕組等迄、御自身様御苦勞、(二二)佛神に御信心なされ、「日峯様御取立の御家を、(二三)大方に思ひては、(二四)不當介の事に候。子々孫々迄、何卒家が家に長久候様にせでは叶はざる事に候。泰平に候へば、次第に華麗の世間に成り行き、弓箭の道は不覺悟にして、奢り出來、失墜多く、上下困窮し、内外共に恥をかき、家をも掘り崩し申すべく候。家中の者共老人は死に失せ、若き者共は時代の風ばかりを學び申すべく候。せめて、末が末まで殘り候様に、書き物にて家の讓りに渡し置き候はゞ、それを見候てなりとも、覺え附き申すべく候。」と仰せられ、御一生、反故の内に御座なされて、御仕立てなされ候。御秘事は相知らざる事に候へども、古老の衆語り傳へ候は、(二五)カチクチと申す御軍法、御代々御代替りに、面授口訣にて御傳へ遊ばさるゝの由に候。(二六)御讓御掛硯には、(二七)視聽覺知抄先考三以記と申す御書物、これも御家督の時、御直に御渡し遊ばさるゝ由に候。さて又、御家中御仕置、御國内端々迄の御仕組、公儀方雜務方一切萬事の(二八)御仕置、鳥の子御帳に御書き記し、諸役々の御掟帳(二九)御手頭迄明細に遊

ばされ候。此の御苦勞限りもなき御事に候。其の御勳功を以て御家御長久、めでたき御事に候。

されば、憚りながら（三〇）御上にも、日峯樣泰盛院樣の御苦勞を思召し知られ、せめて御譲りの御書き物なりとも御熟覽候て、御落着き遊ばされ度き事に候。御出生候へば、若殿々々と（三一）ひようすかし立て候に付て御苦勞なさる事これなく、國學御存じなく、我が儘の好きの事ばかりにて、御家職方大方に候故、近年（三二）新儀多く、手薄く相成り申す事に候。斯樣の時節に、小利口なる者共が、何の味も知らず、智慧自慢をして新儀を工み出し、殿の御氣に入り、出頭して悉く（三三）仕くさらかし申し候。まづ申さば、（三四）御三人の不熟（三五）着座作り（三六）他方者抱（三七）手明槍物頭組替（三八）屋敷替（三九）御親類並家老作り（四〇）御ひがし解除け（四一）御掟帳仕替（四二）獨禮作り（四三）西御屋敷取立（四四）足輕組まぜちらかし（四五）御道具仕舞物（四六）西御屋敷解崩しなど、皆御代初めにて何事がなと、新儀工みの仕そこなひにて候。さりながら、御先祖樣御仕組手堅く候故、大本は動き申さず候。不調法なることにても、日峯樣泰盛院樣の御仕置御指南、上にも下にも守り候時は、諸人落着き、手強く物靜かに、治まり申す事に候。

さて又、御代々の殿樣に惡人これなく、鈍智これなく、日本の大名に二三とさがらせら

るゝは終にこれなく、不思議の御家、御先祖様御信心の御加護たるべく候。又御國の者、他方に差出されず、他方の者召入れられず、浪人仰付けられ候ても、御國内に召置かれ、切腹仰付けられ候者の子孫も、御國内に召置かれ、主從の契り深き御家に、不思議にも生れ出で、御被官は申すに及ばず、百姓町人、御譜代相傳の御深恩、申し盡されざる事どもに候。斯様の儀を存じ當り、御恩報じに、何卒まかり立つべくとの覺悟に胸を極め、御懇に召使はるゝ時は、いよ〳〵私なく奉公仕り、浪人切腹仰付けられ候も、一つの御奉公と存じ、山の奥よりも土の下よりも、生々世々、（四七）御家を歎き奉る心入、是鍋島侍の（四八）覺悟の初門、我等が肯髓にて候。今の（四九）拙者に似合はざる事に候へども、成佛などは嘗て願ひ申さず候。七生迄も鍋島侍に生れ出で、國を治め申すべき覺悟、膽に染み罷在るまでに候。氣力も器量も入らず候。一口に申さば、御家も一人して荷ひ申す志出來申す迄に候。同じ人間が誰に劣り申すべきや。總じて修行は、大高慢にてなければ役に立たず候。我一人して御家を動かさぬとかゝらねば、修行は物に成らざるなり。

又、藥罐道心にて、さめ易き事あり。それは、さめぬ仕樣あり。我等が一流の誓願、

一、武士道に於ておくれ取り申すまじき事。

一、主君の御用に立つべき事。

一、親に孝行仕るべき事。

一、大慈悲を起し人の爲になるべき事。

此の四誓願を、毎朝、佛神に念じ候へば、二人力になりて、後へはしざらぬものなり。尺取蟲の樣に、少しづゝ先へ、にじり申すものに候。佛神も、先づ誓願を起し給ふなり。

（一）國學　國語國文學の意味でなく、藩の歷史 風俗 傳統的精神等を總括した「お國ぶり」の意。廣い意味の國學である。

（二）目落し　『山本本』目落シと送假名あるのに據る。國學を輕視し疎略にするをいふ。「落ち目」よりも主觀的で意味が強い。『愚見集』に「口上のことは目落しになり云々」とある。

（三）落着け　會得し理解すること。

（四）本づけ　根元を知り、十分認識すること。

（五）剛忠樣御仁心御武勇　剛忠は龍造寺山城守家兼。龍造寺隆信の曾祖父で水ケ江龍造寺第二世、戰國時代に佐賀龍造寺家の基礎を固めた人。天文十五年三月十日九十三歲で歿した。剛忠は剃髮後の法號で、今も、佐賀の古老はコウチウさんと呼び、時代の古い物を「コウチウさん時代のごたる。」などといつてゐる。法名慶雲院殿剛忠淨金大居士。信仰厚く、仁慈に富み又武勇であつた。その例二三を擧げると、剛忠は佛道に歸依すること深く、永正から天文まで三十餘年間に亙つて法華經一萬部を讀誦し、盛大な法要を營んでその經卷を納め、屢〻德政を施した。今江藤新平 島義勇等佐賀役招魂碑のある佐賀市赤松町萬部島がその跡である。天文十四年正月、佐賀城が有馬晴純に攻められた時、城主龍造寺剛忠入道家兼は綾部城（三養基郡中原村）主馬場賴周に

勧められて已むなく開城し、筑後に遁れた。同廿三日剛忠の嫡男家純 同次男家門 家純の三男純家の父子兄弟三人が筑前に遁れようとするところを、馬場頼周は、俄に之を遮つて川上（佐賀郡川上村）で殺し、翌廿四日には家純の嫡男周家 同四男頼純 家門の嫡男家泰の兄弟従兄弟三人が同じく頼周のために祇園原（神埼郡西郷村）で鏖殺された。頼周の子政員の妻は家純の女で、近い姻戚の間であるに拘らず、一族六人の人々が、部下と共に恨みを呑んで、果敢なき最期を遂げたのであつた。

馬場頼周に鏖殺された龍造寺一族

○印　天文十四年正月廿三日川上にて討死　△印　同月廿四日西郷村祇園原にて討死

家兼（剛忠）―○家　純―△周　家―隆　信
　　　　　　　　○純　家
　　　　　　　　△頼　純
　　○家　門―△家　泰
　　　　　　女（宗閤）　胤榮室、胤榮卓世後隆信の室となる。

然るに、間もなく筑後から歸城した剛忠は、同年四月二日頼周を祇園岳城（小城町）に攻めて亡し、頼周の首級を擧げてこの仇を報じた。剛忠はこの時高木一本松（佐賀郡高木瀬村）で頼周政員父子の首を實檢したが、二つの首に向つて涙を流しながら、

「如何に頼周、黄泉の下にても能く聞け。愚老が嫡子家純は、お前の子政員が舅ではないか。然るに家純を初め我が一門を、お前の所業によつて討果すとは何事ぞ。お前ほど、世に暴虐の甚だしい者はあるまい。見よ、因果忽ち巡り來つて、百日を過ぎぬうちに、親子諸共、屍を弓矢の巷に曝すではないか。」

と恨みを述べた。野田石見守が傍から、

「この賴周奴は、去ぬる正月、御一門の御首を、土足に掛けたと承ります。今こそ、此奴が首を御城門の下に埋め、出入りの者に踏ませてやりませう。」

といふと、剛忠入道は頭を振つて、

「いや〳〵。それは、狂人でない者が、狂人の眞似をするに等しい振舞だ。左樣な情ない事はせぬがよい。」

と諭し、兩人の首級に供養料を供へ、萬壽寺（佐賀郡川上村）高城寺（同郡春日村）の兩寺に送つて、懇に葬禮を營ませた（『北肥戰誌』に據る。）この時剛忠九十二歲。翌天文十五年三月十日、九十三歲で歿した。この物語は、高松宮殿下の御思召により辻善之助博士が編纂された『日本人の博愛』に收錄されてゐる多くの博愛美談と趣を同じうするもので、實に日本武士道の精華の一面を現はすものである。又その頃、賴周の家臣に藥王寺隼人允といふ者があつて、祇園岳城の戰の時には遠方に使に行つて居合せなかつたが、歸つて賴周の最期を聞き、龍造寺氏に名乘つて出て、主人賴周の後を追うて切腹したいと申し出た。この事を剛忠に屆けると、それは主人に忠義な者であるから命を助けるやうにと命じたが、隼人允は無理に或寺に入つて切腹した。これも剛忠の仁愛を物語るものである。更に剛忠武勇の例二三を擧げると、享祿三年剛忠七十七歲の時、少貳資元蓮池城（神埼郡蓮池町）に在つて中國大內の臣杉興連に攻められるゝや、剛忠は資元を援け、同年八月田手畷（神埼郡三田川村）に戰うて之を擊退した。又天文三年五月大內勢の陶道麒が大軍を率ゐて佐賀城を攻め、神埼郡三津山（東脊振村）に陣した時、七月十五日夜剛忠は道麒の三津山本陣を夜襲して大捷を博した。そのため大內氏は遂に肥前進出を斷念して龍造寺氏と和睦し、剛忠は肥前守護代となつて龍造寺氏の威勢始めて大いに揚つたのであつた。その他武勇の事例多く、元龜天正における龍造寺隆信の武略と共に戰國時代において「肥前武士」の名を高からしむる基礎を作つた人である。

（六）利叟樣の御善根御信心　利叟樣は鍋島清久（直茂の祖父）の事で、應仁二年本庄館（佐賀郡本庄村）に生れ、天文二十一年三月八日八十五歳で歿した。法名傳心院殿利叟道濟大居士と稱し、傳心院の法號は、元祿十四年百五十年忌の際に贈られたものである。通稱平右衞門尉。鄕士として龍造寺家兼（剛忠）を援け、諸所に戰功を樹てた。又慈悲に富み、祭禮の前夜、夜もすがら夫婦（妻室は野田大隅守清忠の女、法名松月妙榮大姉）で堀の鮒を追うて逃がした事もあつた（六四四參照）。深く神佛を崇敬し、每日産土神社本庄社に參詣、殊に豐前英彥山神社を信仰して每年歲籠りを行ひ、本庄千本松で、三年に一度盛んな彥山祭を催した（七三九參照）。嘗て雪中彥山參詣の時、崖から落ちて彌陀の三尊を拾ひ、德善權現の本尊として勸請した（六四四・六四五參照）。其の他善根信心の事例が多い。

（七）隆信樣　龍造寺山城守隆信。周家（前出）の嫡子で、享祿二年二月十五日水ケ江城下天神屋敷に生れ、長法師丸と號した。母は慶闍（龍造寺胤和の女）。後に鍋島直茂の父清房に再嫁し、直茂の繼母となつたので、龍造寺隆信と鍋島直茂とは義兄弟の間柄となつた。隆信七歳の時寶琳院に入つて出家し中納言と號し、後圓月と改めたが龍造寺胤榮早世のため還俗し、十八歳で龍造寺の宗家を繼いだ。天文十八年從五位下山城守に任じ、大內義隆の諱を授けられて隆信と稱した。剛勇果斷、先づ肥前を統一し、更に筑後　筑前　豐前　肥後諸國を攻略して餘威は壹岐對島に及び、天正十年には五州二島の太守と稱せられ、大友　島津兩氏と鼎立して九州に武威を輝かせた。天正十二年有馬氏を征し、島津氏の軍と島原に戰うて利あらず、三月廿四日遂に戰死した。享年五十六。法名法雲院殿泰巖宗龍大居士。龍泰寺に葬つたが、後高傳寺に改葬された。佐賀市縣社松原神社に祀られ、昭和四年生誕地佐賀市中ノ館に壯大な記念碑が建設された。室は龍造寺和泉守家門の女、慶長十年七月十日八十四歳で歿した。法名光照院殿高譽宗闍大姉。

（八）日峯樣　佐賀藩祖鍋島加賀守直茂。鍋島駿河守清房の次男で、天文七年三月十三日本庄御館

に生れた。母は龍造寺家純の女（法名桃源院殿花溪正春大姉）である。初名彦法師丸　左衞門大夫信安　飛驒守信昌　中頃信生。天正十七年從五位下に叙し加賀守に任じ、信生を直茂と改め、羽柴名字豐臣姓を賜はつた。智仁勇兼備の名將で、よく龍造寺隆信を補佐して肥前の國威を伸張し、文祿　慶長の役に再度朝鮮に出陣、加藤淸正と並び進み、各地に轉戰して殊功を樹て、慶長六年德川家康より領地の封印を受けて佐賀三十五萬七千餘石の實權を握つた。同十五年多布施御館に隱居し、元和四年六月三日歿した。享年八十一。法名高傳寺殿日峯宗智大居士。宗智寺に葬り、後高傳寺に改葬され、明治三十五年十一月從三位を贈られた。佐賀市縣社松原神社の主祭神で、同神社は俗に「日峯さん」と稱してゐる。大正十二年多布施御館跡に直茂の銅像が建設された。前室は高木肥前守胤秀の女（法名慶圓妙餘大姉）、後室は石井兵部少輔常延の女（法名陽泰院殿芳林妙春大姉）で、寬永六年正月八日八十九歲で歿した。

（九）唱へ失ふ　忘れること。「唱へ」は挨頭語で、今も佐賀方言に「とにやア忘る」などといふ。

（一〇）釋迦も孔子も云々　この一節は自己を忘れて徒らに「餘所の佛」を尊び過ぎる事を戒めたもので、釋迦　孔子　楠木　信玄などをも尊敬するには及ばぬとの意味ではない。又この場合、楠木正成は楠木流、武田信玄は北條流の軍法家として引例したものである。

（一一）彼官　大小名に屬して其の支配を受けた武士をいふ武家時代の語で、被官かけらるとは仕へる意。

（一二）如睦甲冑　ジョボク、カッチウと讀む。如睦は平時、甲冑は戰時をいふ。如睦は如木の當字か。如木とはこはばつた水干を着けた姿が「木の如し」といふ意味の語で、轉じて平服の意。卽ち平服と武裝とで、平時と戰時とを現はしたものであらう。『葉隱校補』に「御國などは、今にも如木甲冑と申し慣はし候如く、平服は如木着用いたし候由」とある。但し石田一鼎の『要鑑抄』には、如睦を和睦の意に解き（『要鑑抄』武士道參照）、久米邦武博士は、封建時代家祿に附帶し

た戰費の義務を現はした語であると說いてゐる。（二七七・註二）

（一三）餘所の學問無用に候　自己を忘れて徒らに外の學問にかぶれる事を戒めたものである。「國學得心の上にては餘の道も慰みに承るべき事に候」とあるやうに、外の學問は他山の石として學べといふのである。「釋迦も孔子も云々」以下、根本觀念の把握を高調したもので、現代において、國體を忘れ日本精神を忘れて徒らに外國かぶれすることの不可なると同じである。

（一四）龍造寺の領地が鍋島領地に成り候謂はれ　天正十六年龍造寺政家隱居し、嫡子長法師（後に高房）僅に四歳で、鍋島直茂の義母慶闍尼（龍造寺隆信實母）直茂に相續させようとし、直茂固辭したが、小早川隆景の斡旋で、御國役として肥前の國政を掌ることとなり、慶長十二年高房逝去のため、遺領は悉く鍋島氏に授けられた。

（一五）槍突　槍を突くことで武功者の意。

（一六）家職　國家の仕事。自己の職務。

（一七）家職は不好にて　自己の職務を嫌がり、他人の仕事を面白さうに思ふこと、今日においてもさうである。

（一八）泰盛院樣　佐賀藩第一代藩主鍋島信濃守勝茂。鍋島直茂の嫡男で、母は陽泰院。天正八年十月廿八日石井生札宅に誕生。初名伊勢松　伊平太　清茂。文祿四年十六歳で從五位下に叙し信濃守に任ぜられ、慶長二年朝鮮に出陣、父直茂と共に偉功を奏し、同十二年封を繼ぎ、駿府城　名古屋城　江戸城の普請に從事し、又直茂の遺訓を遵守し、自ら大いに藩治に努め、いよ〳〵佐賀藩の基礎を固めた。寛永三年侍從仰付けられ、同十五年島原の亂徒征討に從うて功あり、同十九年長崎御番を命ぜられ、翌廿年より筑前藩主黑田忠之と一年交代を以て防備の任に當つた。明曆三年三月廿四日歿。享年七十八。高傳寺に葬る。法名泰盛院殿澤圓良厚大居士。佐賀市縣社松原神社に祀られてゐる。前室は戶田民部少輔勝豐の女（豐臣秀吉養女）。慶長八年七月六日歿。享年

廿。法名天譽妙然大姉。後妻は岡部内膳正長盛の女（德川家康養女お茶々姫）。寛文元年九月六日殁。享年七十四。法名高源院殿乾秀正貞大姉。鍋島家では鍋島直茂を藩祖、同勝茂を第一代藩主と稱してゐる。

（一九）黑む　値打がつき、充實すること。

（二〇）日峯樣御切腹の御覺悟　天正十二年島原敗戰の際など。

（二一）泰盛院樣御切腹の場にも云々　關ケ原役などを指す。

（二二）佛神に御信心　佛神はブッシンで神佛の意、葉隱には多く佛神と書かれてゐる。

（二三）大方　オホカタと訓む。こゝは概ねなどの意味でなく、疎か粗略の意。今も佐賀地方では待遇などの粗略なことを「オホカタなこと」といふ。

（二四）當介　アテガヒ、當てはまる　誂へ向き　妥當　適切などの意。物を割當てゝ與ふる意味の宛行とは稍意義を異にしてゐる。恩田一均は當介のことを「是昔より云ひならはしたる俗語にて、君には忠を思ひ親には孝を思ふことを當介といふなり。其の外それ〴〵に當る所の正道を忘れず勤むるを指して皆當介と云ふなるべし。」といつてゐる。

（二五）カチクチと申す御軍法　鍋島軍法中の更に獨得の軍法で、「必勝」を信條とした勝口の意である。大木兵部丞統清（むねきよ）が直茂から直接に聽いた軍略八箇條と承傳の軍略七箇條、それに統清自身の覺え七箇條、都合廿二箇條を統清から小城藩祖鍋島元茂（勝茂長男）に傳へた軍法である。大木統清は、「刀を打折れば手にて仕合ひ、手を切落されば肩節にてほぐり倒し、肩切離されば、口にて首の十や十五は喰切り申すべく候。」（八七〇參照）と組中の士氣を鼓舞した人である。當時諸大名競うて柳生流の劍術や、北條流の軍學を學んだが、鍋島光茂は、「我が家にはカチクチの軍法があるから、他流を學んで亂してはならぬ」といつて禁じた。元茂年譜に「寛永十九年二月元茂公御在國の內、日峯樣御遺言に任せ、大木兵部丞より軍勝口の御傳申上げ候。」とあ

る。

（二六）御譲御掛硯　掛硯とは元來重ね硯箱で、藩主の內帑又は手文庫をいふ。勝茂手記の掟書その他を納め置き、代々參覲交代の往復にも携帶し、每年の虫干も御年寄の手傳で藩主自ら行うてゐた。御秘書ともいひ、錦袋入りの栃の木箱である。又佐賀藩では、小物成所で管轄徵收した納銀を藩主の掛硯に納めて軍用の備に貯蓄して置くといふ嚴法があつた。これは內帑の意味である。

（二七）視聽覺知抄　先考三以記　慶安四年五月、鍋島勝茂が石田安左衞門宣之（一鼎）中野八兵衞良連に命じて編纂させ、小城三間山圓通寺住持瑞岩和尚をして之を監せしめたもので、大木兵部丞統清も老功者（時に八十四歲）として特に命を蒙り、これに關與した。筆者は八戶彥兵衞成富助兵衞大坪太兵衞內田正右衞門大石六左衞門塚原正兵衞等であつた。

（二八）鳥の子御帳　鍋島家の掟を細密に書いて子孫に譲つた帳面で、元和四年五月廿六日、直茂重態に陷つたので、藩主勝茂が多布施御隱居所に見舞ふと、直茂は、「國家長久、家の風儀が替らぬやうに。」と語つた。勝茂その謂はれを尋ねると。「占家とは數代相續するのをいふのではない。先祖からの仕置を替へずに守り續ける事である。子孫に至つて新法の仕置を作り出せば新家になる。」と諭されたので、勝茂いたく之に感じ爾來數十年かゝつて自ら鍋島家祖先以來の掟を細々と書留めて子孫に譲つた。これが卽ち鳥の子御帳であると、小川俊方の『燒殘反故』（享保九年俊方の奥書がある）に記されてゐる。今鍋島侯爵家に鳥の子帳寫その他がある。

（二九）御手頭　手頭とは箇條書に書附けた覺書の如きものをいふ。

（三〇）御上　こゝでは當時の藩主吉茂（寶永四年襲封、時に年四十四）先代綱茂など勝茂以後の藩主を指す。

（三一）ひようすかす　佐賀方言で、追從的におだて上げ、又は子供をあやす事。

（三二）新儀　新しい仕方、新しがり。

（三三）仕くさらかす　佐賀方言で、悪くしなすこと。

（三四）御三人の不熟　延寶六年加賀守直能（小城）が三家（小城　蓮池　鹿島）に對する本藩の壓制を難じ、又同八年藩主光茂參覲の留守中に和泉守直朝（鹿島）播津守直之（蓮池）備前守直條（鹿島）から十五箇條の手頭を以て佐賀本藩の處置に對して意見書を差出し、その結果天和三年三家格式が定められた。是等の事を指したものであらう。（五八〇參照）

（三五）着座作り　勝茂時代から數人あつた長袴の人を萬治二年光茂の時に着座と名づけて座位を定めた。藩廳の座に着いて藩政に參與する意味で、家老の下位にあるが、後には着座の人々が實際藩政に當り、幕末時代には着座が十八家あつた。『寛元事記』（光茂年譜）に次の如く記されてある。

勝茂公御代に着座と云ふ事なく、長袴の人と云ひて數人有り。是を當年（萬治二年）より着座と名附けられ、座居を定められ、御家の誓詞も着座切りに仰付けられ候。勝茂公御代にては、御親類御家老の外は御人指にて、御家誓詞差上げ候。

（三六）他方者抱　鍋島家譜代でないヨソモノを召抱へること。光茂時代から始り、光茂は多く醫者を、綱茂は主に儒者や馬術家などを抱へた。

（三七）手明槍物頭組替　手明槍とは藩士の階級で、豫備の侍の意。勝茂の時元和六年に始り手明槍で足輕物頭になることもあつた。延寶頃から小馬廻　馬廻　留守居などの組替が屢〻行はれた。

（三八）屋敷替　光茂時代元祿九年から、時々屋敷替が行はれた。

（三九）御親類並家老作り　並はナミ、御親類同格の家老を作ること。藩初鍋島山城直弘（勝茂七男）の後（今の三養基郡北茂安村白石（しらいし））、神代家良（くましろいへよし）（直茂養子、實は小川信貫子）の後（佐賀郡川久保）、村田安良（龍造寺政家次男）の後（佐賀郡久保田）、神代茂眞（光茂養子、實は神代直長次男）

の後（川久保神代氏の分家、佐賀郡兵庫村）を御親類四家と稱したが、元祿十二年五月廿六日鍋島十左衞門茂紀（杵島郡武雄）、多久伊豆茂文（小城郡多久）、諫早豐前茂晴（長崎縣諫早）、鍋島市兵衞茂清（杵島郡須古）の四家老一同に御親類同格に仰付けられた。

（四〇）御ひがし解除け　御ひがしは慶長十年鍋島勝茂の造營で、向陽軒と稱した。老後には多く此所に住み、貞享四年光茂の住居となり、同年三月十六日此所に移り、逝去の翌元祿十四年から十五年にかけて解除された。（七八三參照）

（四一）御掟帳仕替　光茂時代、元祿三年から同六年迄に仕替へられた。

（四二）獨禮作り　一種の寺院資格で光茂時代天和頃から獨禮　各禮等の名目が始つた。寺院書附等にも獨禮地に限つて「依仰如件」の文字が用ひられた。

（四三）西御屋敷取立　元祿十年綱茂の時、鬼丸鍋島彌平左衞門嵩就（入道一雲）の別莊を取上げて藩主の別莊觀頤莊を造營し、二の丸聖堂を此所に移し、更に用地を擴張し、大泉水には大船十餘艘を浮べ攝州兵庫の御本陣粕右衞門を招いて庭を築かせるなど實に宏大な別莊で、藩主綱茂は此所で藩政を見ることもあつた。東の向陽軒に對してこの觀頤莊を西御屋敷と稱した。

（四四）足輕組まぜちらかし　綱茂時代以後、屢〻變更があつた。まぜちらかすは、まぜつかへすこと。（一七一・註二）

（四五）御道具仕舞物　御道具類を整理すること。（一一二參照）

（四六）西御屋敷解崩し　綱茂逝去後三箇月にして寶永四年二月晦日觀頤莊解除、深堀新左衞門枝吉利左衞門等九人に拜領せしめた。

（四七）嘆く　誠心誠意思ふこと。今も「あの奥さんは家嘆きだ」などいふ。

（四八）發悟の初門　初門卽ち根本。或寫本には要門とある。

（四九）今の拙者に似合はざる事　山本常朝が出家遁世してゐる境涯をいふ。

聞書第一　教訓

二　武士道の大意を言下に答へ得る人は少ない、油斷千萬の事

武士たる者は、（一）武道を心掛くべきこと珍らしからずといへども、皆人油斷と見えたり。その仔細は、「武道の大意は何と御心得候や。」と問掛けたる時、言下に答ふる人稀なり。かね〴〵胸に落着きなきゆゑなり。さては、武道不心掛の事知られたり。油斷千萬の事なり。

（一）武道　武藝の事でなく、こゝでは武士道と同じ意味である。大道寺友山の著『武道初心集』の武道も、武士道の謂ひである。

三　武士道は死ぬ事、毎朝毎夕常住死身になれ、家職を仕果す

武士道といふは、死ぬ事と見附けたり。（一）二つ〳〵の場にて、早く死ぬ方に片附くばかりなり。別に仔細なし。胸すわつて進むなり。圖に當らぬは犬死などといふ事は、上方風の打上りたる武道なるべし。二つ〳〵の場にて、圖に當るやうにするは及ばぬ事なり。

我人、生くる方が好きなり。多分好きの方に理が附くべし、若し圖にはづれて生きたらば腰抜なり。この境危きなり。圖にはづれて死にたらば、犬死氣違なり。恥にはならず。これが武道に丈夫なり。毎朝毎夕、改めては死に〳〵、常住死身になりて居る時は、武道に自由を得、一生落度なく、家職を仕果すべきなり。

（一）二つ〳〵の場　すべての寫本に二つ〳〵の場とある。死ぬか生きるか、二つに一つの場合といふのと同意味に使はれた言葉であらう。二つ取の意。

四　不調法でも、只管主人を歎く志さへあれば御頼み切りの被官

奉公人は一向に主人を大切に歎くまでなり。これ最上の被官なり。御當家御代々〳〵、名譽の御家中に生れ出で、先祖代々御厚恩の儀を淺からぬ事に存じ奉り、身心を擲ち、一向に歎き奉るばかりなり。此の上に智慧藝能もありて相應々々の御用に立つは猶幸なり。何の御用にも立たず、不調法千萬の者も、ひたすらに歎き奉る志さへあれば、御頼み切りの御被官なり。智慧藝能ばかりを以て御用に立つは下段なり。

五　胸に四誓願を押立て、私を除いて工夫すれば外れはない

生附によりて、即座に智慧の出づる人もあり、退いて（二）枕をわりて案じ出す人もあり。此の本を極めて見るに、生附の高下はあれども、四誓願に押當て、私なく案ずる

時、不思議の智慧も出づるなり。皆人、物を深く案ずれば、遠き事も案じ出す様に思へども、私を根にして案じ廻らし、皆邪智の働きにて悪事となる事のみなり。愚人の習ひ、私なくなること成りがたし。さりながら、事に臨んで先づ其の事を差置き、胸に四誓願を押立て、私を除きて工夫をいたさば、大はづれあるべからず。

（一）枕をわる　「枕を砕く」に同じ。思案に耽ること。

六　我が智慧計りでは失敗する、叶はぬ時は智慧ある人に談合せよ

我が智慧一分の智慧計りにて萬事をなす故、私となり天道に背き、悪事となるなり。脇より見たる所、きたなく、手よわく、せまく、はたらかざるなり。眞の智慧に叶ひ難き時は、智慧ある人に談合するがよし。その人は、我が上にてこれなき故、私なく有體の智慧にて了簡する時、道に叶ふものなり。脇より見る時、根づよく確に見ゆるなり。たとへば大木の根多きが如し。一人の智慧は突つ立ちたる木の如し。

七　古人の金言仕業を覺ゆるも我を立てぬ爲、よく人に談合せよ

古人の金言、仕業などを聞き覺ゆるも、古人の智慧に任せ、私を立つまじき爲なり。私の情識を捨て、古人の金言を頼み、人に談合する時は、迦れなく悪事あるべからず。（一）勝茂公は（二）直茂公の御智慧をお借りなされ候。この事御話聞書にあり。有難き御心

入なり。又何某は弟數人家來にして召置き、江戸上方罷越し候時も召連れ、常住日日の公私の事を弟共と談合ある故、外れなしと聞き傳へ候なり。

（一）勝茂公　佐賀藩第一代藩主。（一・註一八）

（二）直茂公　勝茂の父、佐賀藩祖。（一・註八）

八　相良求馬は御主人と一味同心に勤めたる者、一人當千の士

（一）相良求馬は、御主人と一味同心に、死身に成りて勤めたる者なり。一人當千といふべし。一とせ、（二）左京殿水ケ江屋敷にて大詮議あり、求馬切腹との沙汰なり。其の頃大崎に（三）多久縫殿下屋敷三階の茶屋あり。是を借受けて佐賀中の徒者共を集め、あやつりを企て、求馬人形をつかひ、毎日毎夜酒宴遊興、左京殿屋敷を見おろし、大さわぎ仕り候。これ難に進み、御爲に望んで腹を切る覺悟、いさぎよき事どもなり。

一、（四）勝（五）宮企み、（六）内引入れられ、（七）筆取なり。後押込の詮議に及んで、内一分を達し、座を立ち、直ちに（八）山居なり。

一、諸組に御家老中より觸達有り、何れも存寄これなしと申出で候。勝宮兩組より申出で候。組中列座詮議の時、（九）大隈次兵衞一分申達し、「同意仕らず。」と申し候。其の時御臺所役なり。（一〇）正左衞門「同意ぞ。」と申し、寄親と爭論に及びし

を引分け候。正左衛門は伯父なり。次兵衛は正左衛門聟なり。次兵衛寄親不首尾なり。正左衛門心遣にて、御部屋住勤め申し候。後に「忠節の者に候間、取立てられ候様に。」と仰遣はされ、百石下され候。

一、峯五郎左衛門噂に付て、御目付朝倉傳左衛門言上す。後に御父子様よりの御書、御部屋様御筆、傳左衛門忠心御感、三度の咎は御免成さるべき旨遊ばされ下され候。

一、大詮議打崩し、彼の兩人引入り申され候。

（一）相良求馬　名は及眞。鍋島勝茂室高源院の手男鶴源兵衛の子。母は高源院の女中小侍從である。慶安三年相良權左衛門貞行が防州本山沖で難船溺死し、男子がなかつたので及眞を娘の養子としたが、娘が餘り年少であつたため、高源院の内意により、及眞には鍋島和泉守直朝（鹿島）の養女（實は鍋島隼人助孝顯女）を娶らせ、權左衛門娘には福地吉左衛門貞長の子八左衛門貞正を養子とした。及眞幼少の時光茂の遊び相手となり、物成千二百石拜領、御年寄役から加判家老となつた。一説には成富兵庫助茂安の妹婿で小城附人となつた持永助左衛門茂成の養子益英（茂安實弟）の末子で、産月が悪いために捨兒したのを高源院に育てられ、鶴源兵衛の子になされたともいふ。延寶八年七月廿一日歿。年五十一。法名是心院覺如日住。（六五五參照）

（二）左京殿　神代直長。鍋島勝茂十男で、川久保神代家を嗣いだ。元祿六年四月十一日歿。年六十六。法名圓通院觀性道聞。

（三）多久縫殿　名は安英。多久美作守茂辰四男。

（四）勝　大木勝右衛門知昌。初め兵部。（九五一・註二）

（五）宮　岡部宮内重利。（二〇二・註二）

（六）内　鍋島内記種世。六左衛門、普周。（三一六・註三）
（七）筆取　筆を取つて意見書などを書いたといふ意味であらう。
（八）山居　山に隠居したことをいふ。これは、延寶七年の事で、内記は北原村（佐賀郡春日村）に隠遁した。本文は、『葉隠』全巻中最も簡潔な記述で、殊更に、勝宮内など、姓名の一字を取つて記してある。他見を憚る意味であらう（三一六參照）。押込の詮議は禁足して調ぶる事。
（九）大隈次兵衛　名は常的。後、嘉左衛門と稱した。安藝守茂隆（三六八・註二）の次男常明の子で、姉は石田一鼎の父實之の後妻である。寶永六年九月十四日歿。年七十四。法名覺了玄心。
（一〇）正左衛門　大木正左衛門知清。兵部統清の次男である。

九　石田一鼎の慧眼、相良求馬外何某の末路を言ひ當つ

（一）一鼎話に、「相良求馬は、泰盛院様御願に付て出現したる者なるべし。抜群の器量なり。毎歳暮御願書（別記に有り）御書かせなされ候。御死去前年の御願書、寶殿に殘り居り申す事あるべし。求馬未期に不足の事有り、『我等に相似合はざる大祿を下され御恩報じ奉らざる事に候。倅助次郎幼少にて、器量相知れず候。されば御知行返上仕り候。名跡御立下さるゝに於ては助次郎器量次第相應に下さるべし。』と申す所なり。求馬程の者がぬくる筈はなし、病苦にて忘却かと思はるゝなり。（二）笑止なる事は三年の内に家潰れ申すべく候。荷ひきらぬ御恩なり。又何某は發明なり。のだらぬ風の奉公人なり。四五年の内、是も身上崩すべし。」と申され候が、少しも違はず、不思議の眼と存じ居り候。

それより氣を附けて見るに、のうぢもなき奉公人、今何年ばかりと云ふ事は、大かたみゆるものなり。

助次郎（後名求馬）浪人の事、御目付（三）山本五郎左衛門、門の戸に張紙有り。求馬百姓あたり宜しからぬ由なり。御改めの處、宜しからぬ事のみこれある故、家來數人御咎め、知行主に候故、求馬浪人仰付けられ候。

（一）一鼎話　山本常朝儒學の師石田一鼎の談話。

（二）笑止　氣の毒の意。（二五九參照）

（三）山本五郎左衛門　名は常治。吉左衛門武弘『葉隱校補』には武治とある）の嫡男で、寛永十六年の生れ。幼名彦仁王。山本常朝の甥であるが、常朝は幼時しばゝ訪うて種々の教訓や古老の物語などを聞き、其の薫陶を受けた。貞享四年七月十八日夜自宅出火の責を負うて翌十九日八戸龍雲寺で自殺した。年四十九。法名理山常治居士。墓は佐賀郡鍋島村八戸龍雲寺にある。妻は豐田道陲女、法名良室壽溫大姉。『愚見集』忠孝の項參照）

○　一人當千となるには善惡共に主人と一味同心する事

主君の味方として、善惡共に打任せ、身を擲つて居る御家來は他事なきものなり。二三人あれば御所方黒むものなり。久しく世間を見るに、首尾よき時は、智慧分別藝能を以て御用に立ち、（一）ほのめき廻る者多し。主人御隱居成され候か、御かくれ成され候時には、早後むき、出る日の方へ取入る者數多見及び、思ひ出しても、きたなきなり。大

身小身智慧深き人藝の有る人、我こそめきて御用に立たるれども、主人の御爲に命を捨つる段になりて、へろ〳〵となられ候。香ばしき事少しもなし。何の御益にも立たぬ者が、件の時は一人當千と成る事は、兼てより一命を捨て、主人と一味同心して居る故なり。御逝去の時ためし有り。（御供の所存の者我一人なり。其の後見習ひてされたり。）日頃口を利き、張肘をしたる歷々の衆が、御目ふさがると其の儘、後むき申され候。主從の契、義を重くするなどと云ふは、遠い事の樣に候へども、目前に知れたり。唯今、一はまりはまれば、究竟の御家來出現なり。

（一）ほのめき廻る　ちやほやと、忠義立すること。

二　御道具仕舞物の取合ひは見苦し、鼻の先許りの奉公

御道具を（一）仕舞物にして取がちに仕られ候。是にて了簡仕られ候へ、賴まれぬ心入なり。御祕藏御寵愛にて、七重八重の袋箱に入れたる御道具共を、直段附をして奪ひ取り、主君の御魂入れられたる物を我々の家內の道具に使ふ事、勿體至極もなき事ぞかし。御罰を蒙らずとも、心よく有る事は了簡に及ばざる事なり。鼻の先許りの奉公、君臣の義理はなき事なり。

（一）仕舞物　しまひもの。原寫本には仕廻物とある。病氣見舞にも見廻の字が用ひられてゐる。

處分整理された家財器具等をいふ。

二二 山崎藏人は一生仕舞物を取らず、これが奉公人の嗜

（一）山崎藏人は一生仕舞物と名の附きたる物は取られず候。さて又町人の宅へ一生參り申されず候。誠に奉公人の嗜、斯樣にこそありたく候。（二）石井九郎右衞門も仕舞物仕られず候。近代の衆は仕舞物とさへいへば我先にと望を掛け、町人などの所へは無理に押掛け振舞致させ、店棚に調物に參り候事を慰みなどと取りなし候事、風儀惡しく、侍の本意にあらずと存じ候。

（一）山崎藏人　名は政良。始め三郎兵衞　勘左衞門、次いで勘解由。權左衞門重政の次男である。父重政、部屋住中死去したので、祖父政雅の知行を分知し、漸次加增されて物成六百石、知行千五百石を拜領、光茂時代に大組頭　御年寄役となり清廉を以て知られた。貞享元年隱居し、元祿四年八月歿した。

（二）石井九郎右衞門　名は正證。後直右衞門と稱し、剃髮して好雪と號した。石井二男家、治部左衞門正則の子である。靑座　片田江御屋敷總心遣　御年寄となり、元祿十四年浪人、寶永五年歸參、三根郡西島邑（今の三養基郡南茂安村）で八十石を戴き、足輕頭　御陸組頭となり、享保三年六月剃髮隱居、同六年五月十二日歿した。（九〇一參照）

二三 我が身を擲ちさへすれば濟む、今はすくたれ　腰拔　慾深ばかり

（一）御逝去前、上方に罷在り候處に、何としたる事に候や、罷下り度き心出來候、

に付て、（二）河村賴み、御使申し乞ひ、夜を日に繼いで下り候が、漸く參り合ひ候。不思議と存じ候。御氣色差詰められ候と有る事は、嘗て上方へ相知れざる時分にて候。若年の時分より、一人被官は我等なりと思ひ込み候一念にて、佛神の御知らせかと存じ候。差出でたる奉公仕りたる事もなく、何の德もなく候へども、其の時は兼て（三）見はめの通り、我等一人にて御外聞は取り候と存じ候。大名の御死去に御供仕り候者、一人もこれなく候ては淋しきものにて候。これにて能く知れたり。擲ちたる者はなき者にて候。唯、擲ちさへすれば濟むなり。すくたれ腰拔慾深の、我が爲ばかりを思ふきたなき人が多く候。數年胸わろくして暮し候由。

（一）御逝去前　鍋島光茂の逝去前、元祿十三年四月九日、京都在勤の山本常朝は三條西大納言實教から光茂への古今傳授の一箱を授けられて出發、同廿九日小倉に着船した。國許では、光茂の上意により急に常朝を下國させる爲、飛脚が差立てられ、こゝで出會つたので、卽刻早駕籠で急行し、五月朔日佐賀に到着して古今傳授を差上げ、光茂は重態の病床で之を披見して滿悅し、同月十六日逝去したのであつた。（五五二參照）

（二）河村　三條西家々司河村權兵衞の事。

（三）見はめ　見込、見當。

一四　御返進物　火中物等の整理、並びに指南一通口達の條々

御返進物、火中物の事、仰出され候に付、選り出し置き申し候に付、指南一通の事、

口達。

世界替り役人仕事にてこれなき事。兩樣苦しからざる物にて候事。鑰封、年寄衆合判伺ひ引渡し候事。御不審相かかり申すべき事。兩樣御留めなされ候事。目錄引合せ選分け候事。一人に段々御尋ね御請の事。

一五　人に意見をし、諸人一味同心に主君の御用に立つが大慈悲

人に意見をして疵を直すと云ふは大切の事、大慈悲、御奉公の第一にて候。意見の仕樣、大いに骨を折ることなり。人の上の善惡を見出すは安き事なり。それを意見するも安き事なり。大かたは、人の好かぬ云ひ憎き事を云ふが親切の樣に思ひ、それを請けねば力に及ばざる事と云ふなり。何の益にも立たず。人に恥をかゝせ、惡口すると同じ事なり。我が胸はらしに云ふまでなり。意見と云ふは、先づ其の人の請くるか請けぬかの氣をよく見分け、入魂になり、此方の言葉を兼々信仰ある樣に仕なしてより、好きの道などより引入れ、云ひ樣種々に工夫し、時節を考へ、或は文通、或は暇乞などの折か、我が身の上の惡事を申出し、云はずしても思ひ當る樣にか、先づよき處を褒め立て、氣を引立て工夫を碎き、渴く時水飮む樣に請合はせ、疵直るが意見なり。殊の外仕にくきものなり。年來の僻なれば、大體にて直らず、我が身にも覺えあり。諸朋輩兼々入魂をし僻を直し、一

味同心に御用に立つ所なれば御奉公大慈悲なり。然るに恥を與へては何しに直り申すべきや。

一六　浪人しても上を怨むな、我が非を知らねば歸參出來ぬ

何某に意見の事、口達。浪人の身にて、上を怨み候事。何某浪人内實に非を知り候が、五六年目に歸參の事。前方仰付御斷り、二度目に御請誓詞の事。最初御斷りにて崩すか、剃髪にて崩すかの時は見事に候事。同筋にて浪人の事。斯樣の我が非を存ぜざる間は、歸參有るまじき事。今にも御情無きの、誰がにくい者などと計り、胸をこがし候て、猶天道の惡みを受くるなり。何某の評判に、御罰よと申されたるとなり。人がのがさぬなり。罪一人に有りと思ひ返され候へ。歸參程あるまじと申し候由。

一七　山本常朝若年の頃、澤邊平左衞門を介錯して褒めらる

(一)澤邊平左衞門を介錯いたし候時分、(二)中野數馬江戸より褒美狀遣はし、「一門の外聞を取り候。」と、事々しき書面にて候。介錯の分にて、斯樣に申越され候事餘りなる事と、其の時分は存じ候へども、其の後よく〳〵案じ候へば、老功の仕事と存じ候。若き者には、少しの事にても武士の仕業を調へ候時は褒め候て氣を附け、勇み進み候樣仕る爲にてあるべく候。(三)中野將監よりも、早速褒美狀參り候。兩

通ながら(四)直し置き候由なり。(五)五郎左衛門よりは鞍鐙を送り申し候なり。

(一) 澤邊平左衛門　中野又兵衛政良（神右衛門清明の末子）の子で、澤邊三郎兵衛常壽の養子となつた。山本常朝とは從兄弟の間柄である。生害仰付けられたのは、自宅で博奕を行うたからであつた。（八五四・九二九參照）

(二) 中野數馬　名は利明。數馬（兵右衛門）政利の嫡子で、初め三四郎　式部　兵部　三太夫　大膳等と稱した。光茂の時加判家老を勤めた。元祿十二年九月廿三日歿。年七十二。法名淨休院道的日惠。墓は小城郡三日月村深川勝妙寺にある。

(三) 將監　中野將監。名は正包。又右衛門正邦の子で、光茂時代の年寄役であつたが、君德壅蔽の廉で罪を得、元祿二年九月二十六日切腹。法名本善院空月日善。介錯は山本常朝。將監の祖父又右衛門正守（中野神右衛門清明長男）は常朝の父重澄の兄で常朝と將監とは親戚の間柄である。一面忠臣の鑑といはれた人である。（一九九、三三一、五八〇等參照）。墓は小城郡三日月村勝妙寺にある。

(四) 直し置く　藏つて置くこと。今も佐賀方言で、ナヲスといふ。

(五) 五郎左衛門　山本常治。常朝の甥。此の時、常朝は權之允と稱し、廿四歲であつたが、平左衛門は御禮の爲、傳來の家寶小十文字の槍を常朝に贈つた。此の槍は、常朝の父神右衛門が、嘗て平左衛門の父澤邊三郎兵衛に所望したことがあり、餘の物は何でも進上するが、これだけは家の重寶だから上げられない、と斷わられたものであつた。

一八　人中で欠伸やくさめをするのは不嗜、出たら知れぬ樣にせよ

人中にて欠伸仕り候事、不嗜なる事にて候。不圖欠伸出で候時は、額撫で上げ候へば止み申し候。さなくば舌にて唇をねぶり口を開かず、又襟の内袖をかけ、手を

當てなどして知れぬ樣に仕るべき事に候。くさめも同然にて候。阿呆氣に見え候。此の外にも心を附け嗜むべき事なり。

一九　客に行かばよき客振り、飽かれもせず早くも歸らぬやうに

翌日の事は、前晩よりそれ〴〵案じ、書附け置かれ候。これも、諸事人より先にはかるべき心得なり。何方へ兼約にて御出での節は、前夜より、向樣の事を萬事萬端、挨拶話、時宜等の事を案じ置かれ候。何方へ御同道申し候時分、御話に何方に參り候時は、先づ亭主の事をよく思入りて行くがよし。和の道なり。禮儀なり。又貴人などより呼ばれ候時、苦勞に思うて行けば座附出來ぬものなり。偖々忝なき事かな、さこそ面白かるべきと思入りて行きたるがよし。總じて用事の外は、呼ばれぬ所に行かぬがよし。招請に逢はゞ、偖もよき客振りかなと思はるゝ樣にせぬは客にてはなし。いづれその座のすべを前方より服して行くが大事なり。酒などの事が第一なり。立ちしほが入つたものなり。飽かれもせず、早くも歸らざる樣にありたきなり。又常々の事にも、馳走など斟酌を仕過ごすも却つてわるきなり。一度二度云うて、その上には、それを取持ちたるがよし。不圖行掛りて留めらるゝ時などの心得も、此くの如きなり。

（一）四誓願の琢き上げは、武士道に於て後れを取るべからず、これも武勇を天下にあらはすべき事と覺悟すべし（二）（此の事愚見に委し）。主君の御用に立つべし、これを家老の座に直りて諫言し、國を治むべき事と思ふべし（愚見集に委し）。孝は忠に附くなり。同じ物なり。人の爲になるべき事、これをあらゆる人を御用に立つ者に仕なすべしと心得べし。

（一）四誓願の琢き上げ　四誓願各項の神髄をいふ。武士道を極上とする意味ではない。

（二）愚見集　山本常朝が養子吉三郎の爲に書殘した手記の教訓で、寶永五年戊子二月吉日の日附がある。

二一　その人の恥にならぬ樣に、その場をよき樣にするが侍の仕事

御祝言御道具詮議の時分、何某殿御申し候は、「琴三絃、其の書附に相見えず候。これはなくては。」となり。何某申され候は、「琴三絃無用に候。」と、あらゝかに申して差留め候。これは、そと當りて申されたるなり。翌日申され候は、「御道具になくては事足らぬものなり。極上に二通宛と書附け候へ。」と申され候由話し申す人あり。「さても氣味のよき人かな。」と申し候へば、「いや〳〵夫れがよからぬ所存なり。皆我が威勢立の中分なり。大かた他方者にある事なり。上たる人に對して、先づ慮外なり。御爲にもならぬ事なり。道を知る者ならば、たとへ、いらぬに極りたるものにても、御尤に存

じ奉り候。さりながら、それは追つて吟味仕るべしなどと申して、その人の恥にならぬ様にして、よき様にするこそ侍の仕事にて候。しかも入るべき物故、翌日は書き加へ申し候物を、當座に貴人に恥をかゝせ、何の詮もなく、きたなく麁相の心入にて候。」となり。

二三　前方に極め置くが覺の士、穿鑿せぬは不覺の士

覺の士、不覺の士といふ事、軍學に沙汰あり。覺の士といふは、事に逢うて仕覺えたるばかりにてはなし。前方に、それ〴〵の仕様を吟味し置きて、その時に出合ひ、仕果するをいふ。されば、萬事前方に極め置くが覺の士なり。不覺の士といふは、その時に至つては、たとへ間に合はせても、これは時の仕合はせなり。前方穿鑿せぬは、不覺の士と申し候なり。

二三　近年は浪人切腹の跡も行捨たり、國學も忘られ勝ち

日峰様御百年忌の時分、諸浪人殘らず召出され度き事なり。是が御亡者様の第一に御悅びなさるべき御法事にて候。其の段は我等請に立つなり。さりながら儉約儉約にて、行き兼ね申すべく候。近年は、浪人切腹の跡などは行捨りに成り、手明槍浪人など取立とれなき格の様に相成り候。國學御存じなき故、手明槍などを物頭仰付けられ候となる

り。

二四　酒は公界物、打上り綺麗にしてこそ酒、酒に人の心も見える

酒盛の様子はいかうあるべき事なり。心を附けて見るに、大方飲むばかりなり。酒と云ふ物は、打上り綺麗にしてこそ酒にてあれ。氣が附かねばいやしく見ゆるなり。大方、人の心入、（一）たけ〴〵も見ゆるものなり。（二）公界物なり。

（一）たけ〴〵　身分。「たけ〴〵にする」といへば、身分相應にすること。

（二）公界物　公界は公の場をいふ。公界物とは、公會的な物の意。

二五　少々は見のがし聞きのがしある故に下々は安穩である

何某、當時儉約を細かに仕る由申し候へども、宜しからざる事なり。水至つて清ければ魚棲まずと云ふことあり。藻がらなどのあるゆゑ、其の蔭に魚は隱れて、成長するなり。少々は、見のがし聞きのがしある故に、下々は安穩なるなり。人の身持なども、此の心得あるべき事なり。

二六　心安い人も慇懃に取合ふが侍の作法、恥しむるは作法でない

請役所にて、何某へ町方何某訴狀を渡すべしと申し候時、請取るまじきと申し候を、色々申合ひ候處、何某居合はせ、「まづ請取り置き候て、無用と候はゞ返し申され候へ

かし。」と申し候に付て、「さらば請取り置くべし。」と申し候時、「請取らする物を請取らずに置く事がなるものか。」と、いやしめ申され候由、話す人あり。何某は最早直りたるかと思ひたれば、いまだ角がをれず。總じて心安き人にても、役所々々にて慇懃に取合ふが士の作法なり。左樣に恥しめ候事、きたなき仕方、士の作法にあらずとなり。

二七

損さへすれば相手はない、堪忍してもひけにはならぬ

何某屋敷を何某殿より所望に付て、差出すべき由申し達し、行先をも相談申し候半ばに、用事これなき由に候。それに付、段々不屆の趣言ひ募り候に付て、何某殿より斷りにて得心、その上にて銀子など得申し候由、話す人あり。さて〳〵（一）笑止の仕方なり。總じて人よりだまされて負けて居るは、（二）機分なきことと思ふものなり。それは事が違ふなり。たとへ貴人たりとも、一言も云はせぬなどと云ふは別段の事なり。これは損得の事なり。（三）大根きたなき事なり。これを歷々に向ひ、過言など申し候事、無禮慮外と云ふものなり。しまり、銀など取り候へば却つて負けなり。以來の支へになるべきなり。總じて公事沙汰、言分などと云ふ事は、皆損得の事なり。損さへすれば、相手はなきものなり、こればかりは、堪忍してひけにならぬ事なり。智がほそきゆゑ見えず。

（一）笑止　こゝは氣の毒の意味でなく、笑ふべきことの意。

（二）機分　持前の氣質。覇氣。
（三）大根　おほね。根柢。

二八　石井又右衞門の器量、馬鹿になつても本心を違へず

（一）石井又右衞門は大器量の者にて候。病氣出で馬鹿に成り申し候へども、一とせ御側仕組詮議の時、何某殿より又右衞門へ、御歌書方の事相尋ねられ候。又右衞門申し候は、「病氣以來今の事さへ覺え申さず候。たとへ覺え居り候とも、殿樣の人に言ふなと仰付けられ候事を各に申すべきや。まして覺え申さず候。」と申し候由。

（一）石井又右衞門　名は忠俊。藩主鍋島光茂の御歌書役を勤めてゐた。元祿十四年十二月歿。

二九　當番御目付山本五郎左衞門拔刀して火事場の門を開けさす

何某殿屋敷出火の時、（一）山本五郎左衞門當番御目付にて罷在り候處、門を固め入れ申さず、「火事は此方にてこれなし。」と申し候。五郎左衞門せき上り、「御意を承り罷越し候者を入れずば、薙切仕るべし。」と、刀を拔き申し候に付て門を開き申し候由。內には何某一手ばかりまゐり、取消し申され候由。

（一）山本五郎左衞門　常治。（九・註三）

三〇　事にあぐまぬが武士、字は紙一ぱいに一字、書き破ると思うて書け

彌三郎へ色紙を書かせ、「紙一ぱいに一字書くと思ひ、紙を書き破り候と思うて書くべ

し。よしあしはそれしやの仕事なり。武士はあぐまぬ一種にて濟むなり。」とて染筆なり。

三一二　若殿樣の草紙讀み、「聞手がすくなければ讀みにくい」

（一）海音和尙の前にて、草紙御讀み候が、「小物共小僧達皆參り聞かれ候へ、聞手がすくなければ讀みにくし。」と御申し候。和尙感心、小僧共に、「何事もあの氣ぞ。」と申し候なり。

（一）海音和尙　天祐寺第十一世住持。後、佐賀郡春日村北原永明寺（寬文三年深江信溪が楠公父子の像を始めて祀つた寺）に隱居した。本文は、鍋島光茂幼時の事かと思はれる。

三一三　毎朝、拜の仕樣は先づ主君親、それより氏神守佛とせよ

毎朝、拜の仕樣、先づ主君親、それより氏神守佛と仕り候なり。主をさへ大切に仕り候はゞ、親も悅び、佛神も納受あるべしと存じ候。此方は主を思ふより外のこと知らず、志つのり候へば、不斷御身邊に氣を附け、片時も離れ申さず候。又女は第一に夫を主君の如く存ずべき事なり。

三一四　氣前を見せ伊達する心でないと、時宜に叶はぬ事がある

仕附方の口傳に、（一）時宜の二字をダテとよませ候。（二）伊達する心にてなければ、時宜はならずとなり。

（一）時宜　時にとつて宜しきに叶ふこと。善處。
（二）伊達する心　氣前を見せること。本文の意は、時宜を誤らず善處するには、少しは派手に思切つた所がなければならぬ事をいふのである。

三四　金立山の雨乞神事浮立に不吉の喧嘩で權現の御祟り

正德三の春、雨乞詮議の時、會所にて（二）金立山へ雨乞とて每年度々の（三）浮立上下の雜作なり。此の度隨分浮立を念入れ、若し驗なくば重ねて無用と候て、成程結構の（三）三十三囃子、踊狂言など仕入れ申し候。金立の雨乞は前々より不思議の靈驗にて候。此の度は嘗て驗これなく候。其の日大太鼓を打ち候者、無相傳に打ち候とて、傳授の者撥をもぎ取り申し候末にて喧嘩に及び、（四）下宮にて切合ひ打合ひ、死人も出來、又見物人にも喧嘩出來、手負これあり候。其の頃下々の說に、今度の浮立、會所方の御詮議實なき事故、權現御祟りにて惡事其の場に出來候と申扱ひ候。「神事の場の不吉は前表に成る事あり。」と、（五）實敎卿御話にて候。考へ候へば、此の年の內に會所役者奸謀にて數人斬罪、寺井邊津浪にて死亡多し。海邊に金立の下宮これある由。又殿中にて（六）原十郎左衞門打果しあり。斯樣の事共いかゞと存ぜられ候なり。

（一）金立山　佐賀郡金立村金立神社のこと。祭神保食神　罔象女命で、相殿に秦の徐福を祀り、金立權現と稱した。孝靈天皇七十二年、徐福が不老不死の靈藥を求めて來朝し、此の山に登つて三

社權現と現はれたと傳へられ、古來雨乞の神と崇められた。

(二) 浮立　フリウと訓む。今も佐賀縣における代表的鄉土舞踊とされてゐる。吉野朝時代又は室町時代の始め頃から民衆舞踊として一般に行はれた風流の流れを汲むもので、佐賀地方では昔から浮立の文字を用ひ、その樣式も著しく地方色を帶び來つた。その起原は詳かでなく、口碑には、面浮立は鍋島直茂が朝鮮役凱旋の時彼の地の假面舞踊を傳へしめたともいひ、又享祿三年大內勢肥前來襲の時、鍋島平右衞門尉清久（直茂の祖父）が一族郎黨百餘騎を率ゐ、おの〳〵赤熊（しやぐま）を被つて敵中に打入り、神埼郡三田川村田手畷で、大勝を博した勝祝ひから始つたとも傳へてゐるが、久米邦武博士は、「佐賀の浮立は唐から傳へたものと言つてあるけれど、河上社の古文書に白河　鳥羽の御代より數郡に課役をして村田樂　流鏑馬を祭禮ごとに行はれたことが見えてゐる。必ず其の村田樂が風流となつたものであらう。」と說いてゐる。佐賀市神野町堀江神社には玄蕃浮立といふのがあつたが、『燼殘反故』には、弘治二年（元龜三年とも）五月、堀江大明神雨乞の爲、神樂の後、神職堀江玄蕃が拍子を取つて浮立を催したに始り、諸方に流布した、と記されてゐる。今は小城郡芦刈村の面浮立などが最も有名で、これは奉行四人、掛打（踊手）十八人、笛二人、太鼓一人、鉦五人から成つてゐる。面浮立では鬼面や赤熊を被り、その他の浮立は花傘を用ひてゐる。今も祭禮や雨乞などに演ぜられる。

(三) 三十三囃子　當時の舞踊の一種で、三十三村の浮立とも言ひ傳へられてゐた。今はない。

(四) 下宮　佐賀郡新北村大字寺井字搦にある。

(五) 實教卿　三條西實教（四〇・註一）。

(六) 原十郎左衞門　名は宗清。手明槍であつた。正德三年七月十四日、御聖靈祭役　御料理人等が二の丸中臺所で仕度最中、原十郎左衞門が相良源太左衞門を拔打に殺害し、十郎左衞門は同年十一月廿九日繩下生害の御仕置を受けた。

三五　微細に事々を知つた上で打任せると萬事能く治る

何和尚は近代の出來物なり。寛大なる事量なし。それゆゑ大寺よく治りたり。頃日も「話にかゝらぬ病身にて、大寺を預り能く勤むべしと思ひたらば、仕損じこれあるべく候。成る分と存じ候ゆゑ、氣色勝れざる時は、名代にて諸事濟し、何卒大迦れの無き樣にと心掛くるばかりなり。」と申され候。先々住は稠し過ぎて大衆あき申し候。先住は任せ過ぎて不締りなる所あり、今の和尚に成りて是非の沙汰なく、大衆能く治り申し候。此の境を思ふに、庵に入り細に入り、よく事々を知りて、偖打任せて、構はずに役にさばかせて、若し尋ねらるゝ時は、閙き事なく差圖致さるゝ故能く治り申し候と思はるゝなり。去頃、何長老小見解などにて口を利き申し候を呼び寄せ、「法の邪魔に成る。打殺すべし。」とて擲き申され候が、片輪に成り候由。彼是よき所多きなり。又病氣に隱れ申され候なり。

三六　生きながら幽靈となつて二六時中主君を守り國家を堅めよ

今時の奉公人を見るに、いかう低い眼の着け所なり。スリの目遣ひの樣なり。大方、身のための欲得か、利發だてか、又は少し魂の落着きたる樣なれば、身構へをするばかりなり。我が身を主君に奉り、（一）速に死に切つて幽靈になりて、二六時中、主君の御

事を歎き、事を整へて進上申し、御國家を堅むると云ふ所に眼を着けねば、奉公人とは言はれぬなり。上下の差別あるべき樣なし。此のあたりに、ぎしと居すわりて、神佛の勸めにても、少しも迷はぬ樣覺悟せねばならず。

（一）速に死に切つて云々　生きながら幽靈になりての意。原寫本には「還」の字が用ひてある。「死しては幽靈となり」の意ではない。常朝の「餞別」にも「生きながら死にて居るが、一人當千の御被官なり。」とある。身命を絶對に主君に捧げ切ること。

三七　名醫松隈亨庵の眼療治、男の脈と女の脈との取替へ

或人の話に、（一）松隈前の亨庵先年申し候由。「醫道に男女を陰陽に當て、療治の差別有る事に候。脈も替り申し候。然るに五十年以來男の脈が女の脈と同じ物に成り申し候。爰に氣が附き候てより、眼病の療治、男の脈も女の療治にして相應と覺え申し候。男に男の療治をして見申し候に、其の驗これなく、さては世が末に成り、男の氣おとろへ、女同然に成り候事と存じ候。これは慥に仕覺え申し候事ゆゑ、祕事に仕置き候。」と申し候由。是に付て今時の男を見るに、いかにも女脈にてこれあるべしと思はるゝが多く、あれは男なりと見ゆるはまれなり。それに付、今時少し力み申し候はゞ、安く上手取る筈なり。偖又男の勇氣ぬけ申し候證據には、縛り首にても切りたる者すくなく、まして介錯などといへば、斷りの云ひ勝を利口者、魂の入りたる者などと云ふ時

代に成りたり。股ぬきなどと云ふ事、四五十年以前は男役と覺えて、疵なき股は人中に出されぬ様に候故、獨りしてもぬきたり。皆男仕事、血ぐさき事なり。それを今時はたはけの様に言ひなし、口の先の上手にて物を濟し、少しも骨々とある事は、よけて通り候。若き衆心得有り度き事なり。

（一）松隈前亭庵　法橋玄碏といひ、安齋玄祐の子である。先祖は京都の人で後筑後に下り、天正年中松隈備前守入道龍意、大友の兵亂を避けて肥前に來り、鍋島直茂に仕へて和歌の師となつた。亭庵の家はその庶流で、眼科醫術を以て召出され、亭庵は小城藩祖元茂の附人となり、萬治三年五月朔日歿した。法名琢外玄碏。

三八　山本常朝出家後の述懷、「よくもばけ濟ましたもの」

六十、七十まで奉公する人あるに、四十二にて出家致し、思へば短き在世にて候。それに付有難き事かなと思はるゝなり。その時は、死身に決定して出家になりたり。今思へば、今時まで勤めたらば、さて〳〵いかい苦勞仕るべく候。十四年安樂に暮し候事、不思議の仕合せなり。それに又、我等を人と思ひて諸人の取持に合ひ候。我が心をよくよく顧み候へば、よくも（一）ばけ濟ましたる事に候。諸人の取持勿體なく、罪も有るべきとのみ存じ候事に候。

（一）ばけ濟ましたる事に候　山本常朝謙遜の言葉で、山居十四年後、卽ち寶永七年田代陣基初會

の年から四年目の正德三年頃の述懷であらう。

三九　禁酒は酒癖が悪いかと思はれる、二三度捨てゝ見せるがよい

何某の主人（一）初知入の供に參り候由。それに付、「今度の覺悟にて、在所にて酒だらけたるべく候間、酒を仕切り申すべしと存じ候。それも、禁酒と申し候ては、酒癖にても有る樣に候間、『あたり申す』と申して二三度捨てゝ見せ申すべく候。その上にては、人も强ひ申すまじく候。又隨分禮を腰の痛む程仕り、人の云ひ掛けざる時に、一言も物を申すまじくと存じ候。」と語り申され候。魂の入りたる者に候。先の事を前方に分別する所が人の上をする基なり。それ故、「尤もの覺悟にて候。其方は、虛勞下地が前方には見替へておとなしくなりたりと、云はるゝ程にいたされよ。初口が大事にて候。」と申し候由なり。

（一）初知入　初めて訪問すること。正月の年賀に行くことを、今も「はつり」「はつい」又は「はちり」といふ。

四〇　無念卽正念、道は一つ、純一になる事は功を積まねば出來ぬ

湛然和尙の物語に、「無念無心ばかり敎ふる故に、落着せぬなり。無念と云ふは正念の事なり。」と仰せられ候。面白き事にて候。（二）實敎卿も、「一呼吸の中に邪を含まぬ所が、卽ち道なり。」と仰せられ候。然れば道は一つなり。此の光を先づ見附くる者も

なきものなり。純一になる事は、二功を積までは成るまじき事なり。

（一）實教卿　三條西大納言實教。京都の公卿で、歌人であり、山本常朝は、鍋島光茂の命を受けて京都に在勤し、元祿十三年、實教から光茂への古今傳授の一卷を授けられて歸り、光茂臨終の間に合うて喜ばれたことがある。實教は元祿十四年十月九日、八十三歳で歿した。

（二）功を積む　經驗を重ねること。佐賀方言では、「クワを積む」といふ。

四一

今時の利口者は智慧で紛らかす、鈍なる者は素直である

（一）「心の問はずいかゞ答へん」と云ふ下の句程有難きはなし。大かた念佛に押並ぶべしと思はるゝ。先は人の口に多くとゞまりてあるなり。今時の利口者と云ふは、智慧にて外をかざり紛らかす事ばかりをするなり。それ故鈍なる者には劣るなり。鈍なる者は直なり。右の下の句にて、心を究めて見れば隱所はなきなり。よき究役なり。此の究役に逢うて恥かしからぬ樣に、心を持ち度きなり。

（一）「心の問はずいかゞ答へん」　無き名ぞと人にはいひて有りぬべし心の問はずいかゞ答へむ。（後撰和歌集　戀歌、讀人しらず）（三三六參照）。

四二

人は得意な方に老耄するもの、老人は他出せぬがよい

何某事老耄かと思はるゝなり。方々招請に參られ心入に成り、話など致され候由。此の前數年の内も、人の爲になる事ばかりを案じ、極々の奉公好きなり。それ故一かど御用

には立たれ候。人は得方に老耄する者なれば、奉公老耄、人の爲になりても老耄はあぶなきなり。老人は他出せぬが重くして、しまりよきなり。

（一）得方　えかた。得意な方面。得手。（一六八參照）。

四三　まぼろしの世の中、世界は皆からくり人形である

幻はマボロシと訓むなり。天竺にては、術師の事を幻術師と云ふ。世界は皆からくり人形なり。幻の字を用ふるなり。

四四　不分際の諫言は却つて不忠、其の人の思附にして言はせよ

（一）御緣組の時、何某一分を申し達し候。此の事、若き衆よく心得置くべき事なり。申分は成程聞えたり。さすがなりと云ふ者もあるべし。其の身氣味よく思うて、云ふべき事を云うて腹切りても本望と思はるべし。よく〳〵了簡候へ、何の益にも立たぬ事なり。斯樣の事を（二）曲者などと思ふは以ての外なる取違なり。先づ申出でたる事其の詮なく、我が身は引取り、御養育も仕らず、追附御死去なされ候に、御看病も仕らず、殘念千萬なり。氣過ぎなる人は多分誤る所なり。總じて其の位に至らずして諫言するは却つて不忠なり。誠の者ならば、我が存寄りたる事を似合ひたる人に潛かに内談して、其の人の思寄にさせて云へば、其の事調はるなり。これ忠節なり。若し、内談にて其の人請合はず

ば、又外の人にも内談し、兎角色々心遣をして、其の事さへ調はる様にすれば、我が身は大忠節も知れぬ様にして居るものなり。幾人に内談しても、埒明かざる時は力に及ばず、其の分にて打過ぎ、又は起し立て〳〵すれば、多分叶ふものなり。我こそ曲者と云はるゝ名聞計りにて、我が手柄にする故調はらざるなり。申出でたる事益には立たず、人に難ぜられ、我が身を崩したる人数多これあるなり。畢竟眞の志なき故なり。我が身を一向に捨て、主君の上どうなりとも好き様にとさへ思へば、紛るゝ事はこれなく候なり。

（一）御縁組の時　正徳元年九月五日、鍋島綱茂の女峯姫と上杉民部大輔吉憲との縁組をいふ。峯姫時に十三歳。本文は縁組内談の時、御附の某が、請役所で、上杉家は浅野家來敵討の節後れを取つた家であるから、武家の縁組は不適當である、との理由で反對した事をいふのである。この縁組は成立したが、峯姫は翌二年六月七日、十四歳で早世した。

（二）曲者　クセモノ。勇者、しつかり者など、善い意味にいふ。葉隱に用ひられた「曲者」は殆どすべて「剛の者」の意で、惡徒、怪漢などの意味ではない。但し、くせ人の意に用ひられた所もある。（一一三五參照）

四五

碁にも脇目八目、道に到達するには念々知非、人に談合する事

不義を嫌うて義を立つる事成り難きものなり。然れども義を立つるを至極と思ひ、一向に義を立つる所に却つて誤多きものなり。義より上に道は有るなり。これを見附くる事成り難し。高上の賢智なり。これより見る時は、義などは細きものなり。我が身に覺えた

る時ならでは知れぬものなり。但し我こそ見附くべき事成らずとも、この道に到り様はあるなり。人に談合なり。たとへ道に到らぬ人にても、脇から人の上は見ゆるものなり。碁に脇目八目と云ふが如し。念々知非と云ふも、談合に極るなり。話を聞き覚え書物を見覚ゆるも、我が分別を捨て、古人の分別に附く爲なり。

四六　剣道修行に果てはない、昨日よりは今日と一生日々仕上ぐる事

或剣術者の老後に申し候は、「一生の間修行に次第がこれあるなり。下の位は修行すれども物にならず、我も下手と思ひ、人も下手と思ふなり。この分にては用に立たざるなり。中の位は未だ用には立たざれども、我が不足目にかゝり、人の不足も見ゆるものなり。上の位は我が物に仕成して自慢出來、人の褒むるを悦び、人の至らざるをなげくなり。これは用に立つなり。人も上手と見るなり。大方是迄なり。この上に、一段立ち越え、道の絶えたる位あるなり。その道に深く入れば、終に果てもなき事を見附くる故、是迄と思ふ事ならず。我に不足ある事を實に知りて、一生成就の念これなく、自慢の念もなく、卑下の心もこれなくして果す道を知りたり。」と申され候由。昨日よりは上手になり、今日よりは上手になりして一生日々仕上ぐる事なり。これも果てはなきといふ事なりと。

四七　直茂公壁書「大事の思案は輕く」とは平素思案を定め置く事

（一）直茂公の御壁書に、「大事の思案は輕くすべし。」とあり。（二）一鼎の註には、「小事の思案は重くすべし。」と致され候。大事と云ふは、二三箇條ならではあるまじく候。これは平生に詮議して見れば知れて居るなり。これは前廉に思案し置きて、大事の時取出して輕くする事と思はるゝなり。兼ては不覺悟にして、其の場に臨んで輕く分別する事も成り難く、圖に當る事不定なり。然れば兼て地盤をすゑて置くが、「大事の思案は輕くすべし。」と仰せられ候箇條の基と思はるゝなり。

（一）直茂公の御壁書　佐賀藩祖鍋島直茂の教訓二十一箇條の壁書である。

（二）一鼎の註　元祿五年石田一鼎（願溪法師）が註釋したもの。この外恩田一均の註もある。一均註の標題には「前加賀守鍋島直茂公置文二十一章」とある。

四八

道とは我が非を知る事、念々に非を知つて一生打置かざる事

（一）宗龍寺　（二）江南和尙に、（三）美作殿の一鼎など學問仲間面談にて、學問の話を仕懸け申され候へば、「各は物識にて結構の事に候。然れども道にうとき事は平人には劣るなり。」と申され候に付、「聖賢の道より外に道はあるまじ。」と一鼎申され候。江南申され候は、「物識の道に疎き事は、東に行く筈の者が西へ行くがごとくにて候。物を知るほど道には遠ざかり候。その仔細は、古の聖賢の言行を書物にて見覺え、噺にて聞き覺え、見解高くなり、早や我が身も聖賢の樣に思ひて、平人は虫の樣に見なすな

り。これ道に疎き所にて候。道と云ふは、我が非を知る事なり。念々に非を知つて、一生打置かざるを道と云ふなり。聖の字をヒジリと訓むは、非を知り給ふ故にて候。佛は知非便捨の四字を以て我が道を成就すると說き給ふなり。心に心を附けて見れば、一日の間に惡心の起ること數限りなく候。我はよしと思ふ事はならぬ筈なり。」と申され候に付、一鼎得道の由なり。然れども武邊は別筋なり。大高慢にて、我は日本無雙の勇士と思はねば、武勇を顯はす事は成り難し。武勇を顯はす氣の位これあるなり。口傳。

（一）宗龍寺　佐賀市水ケ江町新道にある。曹洞宗。本尊釋迦如來。天正十六年、佐賀藩祖鍋島直茂が龍造寺隆信菩提のために、佐賀城の鬼門を卜して建立し、城の守護としたもので、曹洞宗十二ケ寺の一。今境内に、昭和七年上海事變で日本武士道の華と散つた空閑少佐の墓がある。

（二）江南和尚　傳不詳、宗龍寺世代にもない。本文、或寫本には宗智寺とあるが、宗智寺世代にも江南の名がない。嘗て宗龍寺住持江南が、末寺の僧等から不實の女難を言懸けられ、彼等は誹謗の罪によつて處罰されたが、その爲に江南は住持を辭した事があり、その爲世代から除かれたと思はれる。孝白本　山本本　五常本には皆宗龍寺とある。

（三）美作殿　多久美作守茂辰。圖書頭茂富の子で、長門守安順の孫に當る。父茂富（武雄後藤貴明の子で多久安順の養子となる）が養父安順と不和になり隱居したため、茂辰が祖父安順の家督を繼いだ（一一七參照）。本藩鍋島勝茂を輔け請役として藩政に參與し、寛永十四年島原の亂鎭定の軍に從うて功あり、明曆二年九月勝茂參覲の時扈從を命ぜられ、多病のため辭退したが、今度の參覲は光茂襲封の慶事などがあつて大切だから是非從へとの懇望で、已むなく扈從した。それほど勝茂に信任されてゐたのである。勝茂は翌三年二月十八日病に依り隱居、三月廿四日江戸御

屋敷で逝去した。茂辰は勝茂發病から臨終まで日夜側を離れずに看護し、勝茂逝去とともに剃髪して愚溪と號した。寛文九年正月六日歿。年六十二。法名得一軒愚溪道如。佐賀郡本庄村慶闇寺に葬つた。

四九　曲者志田吉之助の戯れ、「生きたがまし」を聞き誤るな

（一）武士道功者書に、功者の武士は、せざる武邊に名を取る道ありと書かれ候。後々の誤これあるべく候。「も」の字一字加へて見申し候由。又（二）志田吉之助、生きても死にてものこらぬ事ならば、生きたがましと申し候。志田は曲者にて、戯れに申したる事にて候を、生立者共聞き誤り、武士の疵に成る事を申すべくやと存じ候。此の追句に、喰はうか喰ふまいかと思ふものは喰はぬがよし、死なうか生きようかと思ふ時は死んだがよしと仕り候。

（一）武士道功者書　小笠原勝三著で、一名『軍法功者書』といふ。又同書と山上道及著『馬乘手綱祕書』とを合本し、慶安二年出版したものをも武士道功者書といふ。寶永正德の頃から六十年前の出版である。

（二）志田吉之助　名は良正。信田兵部良春の子である。龍造寺政家の御小姓となり、慶長十二年政家逝去の時、姉婿石田九郎兵衞の子慶春良則に家督を譲つて隱棲した。奇行家で、遁世五十五年、寛文元年四月廿六日歿した。法名直徹良正。墓は佐賀市赤松町龍泰寺にある。（一一五參照）。

五〇　上方言葉は無興千萬、御國では田舍風の初心が重寶

何某、大坂へ數年相勤め、罷下り、請役所へ罷出で候節、上方口にて物を申され候に付、無興千萬の物笑にて候。それに付、江戸上方へ久しく詰め候節は、常よりも(一)御國口を開き申すべき事に候。おのづと其の風に移り、御國方の事は田舍風と見おとし、他方に少しも理の聞えたる事の候時は、それを羨み申す儀、何の味も存ぜず、うつけたる事なり。御國は田舍風にて初心なるが御重寶に候。他所風まね候ては似せ物にて候。或人(二)春岳へ、「法華宗は、(三)情がこはき物にて宜しからず。」と申され候。春岳申され候は、「情のこはきゆゑ法華宗にて候。情のこはくなければ他宗にてこそ候へ。」と申され候。尤もの事に候。

(一) 御國口　自國風の言葉遣。國言葉。

(二) 春岳　春岳明淵和尚。臨濟宗の僧で、水上萬壽寺並に佐賀泰長院の住持であつたが、貞享四年切支丹宗の疑ひを受けて長崎奉行所で究められ、正邪研究のため切支丹宗を調べては見たが信仰はせぬといふ事が判明して何事もなかつた。しかし、一旦公儀に召出されたといふので一時水ケ江乾亨院に押籠められ、山本常朝等も其の番人となつたことがある。後許されて新庄（佐賀郡鍋島村）に閑居したが、そのために萬壽寺や泰長院の世代から削除され、世に「獨り和尚」と稱した。博學多識で、川上淀姫社石の鳥居の銘、小城山内野山（小城郡南山村）西光寺鐘の銘その他春岳の撰に成るものが多い。

(三) 情がこはき物　強情。自負心强く、折伏的な法華の宗風をいふ。この語、しやう（五常本）じやう（山本本）情（孝白本）とある。「織部は情强く」（四〇一）の語もある。

五一　誤ある者を捨てるな、誤の一度もない者は却つて危い

何某立身御詮議の時、此の前大酒仕り候事これあり、立身無用の由衆議一決の時、何某申され候は、「一度誤これありたる者を御捨てなされ候ては、人は出來申すまじく候。一度誤りたる者は、其の誤を後悔致すべき故、隨分嗜み候て御用に立ち申し候。立身仰付けられ然るべき」由申され候。何某申され候は、「其方御請合ひ候や。」と申され候。「成程某請に立ち申すべし。」と申され候。其の時何れも、「何を以て請に御立ちなされ候や。」と申され候。「一度誤りたる者に候故請に立ち申し候。誤一度もなきものは、あぶなく候。」と申され候に付て、立身仰付けられ候由。

五二　中野數馬、科人詮議の時相當の罪科より一段づゝ輕く申出づ

(一)中野數馬は科人御詮議の時、相當の科一段づゝ輕く申出で候。一代一ぷりの祕藏の智慧にて候。其の頃は、數人の出座に、數馬一人ならでは口を披き申したる人これなく候。口明け故(二)二十五日殿と申し候由。

(一)中野數馬　利明(一七・註二)。

(二)二十五日殿　意味が判然しないが、昔から味噌澤庵など廿五日程經過すれば盛を明ける習はしであるから、二十五日は口明けとか、口開きとか、事物の始めを意味するもので、中野數馬が何時も口明けをする事に譬へたものであらう。この語、寫本に相違があつて、中野孝白本には「口

明け二十五日殿」山本本 松本校合原本には「口明け殿二十五日殿」とあるが、松本校合本に、「口明ケ故、松本」とあり、校註者所藏の孝白本 同五常本共に之と一致してゐるので、暫く之に據つておく。

五三　主君の御誤を直すが大忠節、若年の時の御守が大事

殿の御心入をよく仕直し、御誤なき様に仕る人が大忠節にて候。總じて御若年の時分に、御家の様子、御先祖様御心入など、篤と御合點遊ばされ候様に仕り度き事に候。御守が大事にて候由。

五四　柳生流の抜出しを見習ふに及ばぬ、鍋島の刀は落差

昔人の刀は落差に仕り候。今時の刀の差し様、吟味する人これなく候。柳生流には抜出して差させ候由申し候。それを相傳もなく、何の了簡もなく、抜出を見習うて差し申すと相見え候。直茂公勝茂公も落差に遊ばされ候由。其の時代手覺えのある衆、皆落差に仕り候上は、利方よしと相見え候。先づ抜出しては不圖取られさうに思はれ候。光茂公は勝茂公の御差圖にて、落差遊ばされ候由。

五五　鍋島光茂 綱茂父子元旦の御目見に、小姓不覺の一言

(一) 光茂公 (二)綱茂公御在府の時、正月元日上御屋敷にて、光茂公へ御目見これあり候に付て、其の間は、綱茂公御式臺裏の間に御座成され候。光茂公、「信濃はどこに居ら

れ候や。」と仰せられ候時、御小姓何某、「若殿様は御隠れ御座成され候。」と申上げ候。斯様の誤これあるべき事なり。

（一）光茂公　佐賀藩第二代藩主。忠直（興國院）の嫡子で、勝茂の孫である。母は惠照院（松平下總守忠明の女）。寛永九年五月廿三日江戸愛宕下御屋敷に於て誕生。初名翁助。四歳の時父忠直早世し、賢婦小倉女（五八七・六一〇參照）に養育され、慶安元年十七歳の時元服、從四位下に叙せられ、松平丹後守光茂と改めた。明暦三年二月十九日襲封（時に廿六歳）。萬治元年侍從に任ぜられた。寛文元年天下に率先して殉死を禁じ、同十二年乘掛馬を禁じ、又寛文二年藩士深江信溪が楠公父子の木像を刻み、之を祀らうとして趣意書を發表し、廣く贊成を求めた時には、藩主として其の奉加帳の筆頭に署名し、大いに其の擧を奬勵した。深く禁裡を崇敬し、熱心に長崎警備の重任に當るなど、皇室並びに國家の事に力を盡し、又常に仁慈を以て藩の士民に臨んだ。晩年殊に和歌を嗜み、山本常朝等を京都に遣はして斡旋せしめ、遂に三條西實教から古今傳授を受けた。元祿八年十一月二十九日隱居、同十三年五月十六日東御屋敷（向陽軒）に於て逝去。年六十九。高傳寺に葬つた。法名乘輪院殿全機良運大居士。前室は上杉彈正大弼定勝の女（慶安二年四月十六日婚禮）、明暦三年十二月廿三日逝去、法名柳線院殿正室壽貞大姉。後室は中院大納言通純の女（寛文三年十一月六日婚禮）、寛文五年六月廿三日逝去。法名榮正院殿梅岡利春大姉。內室鍋島和泉守直朝養女（實は執行宗全の女）、正德三年八月廿日佐賀郡金立村黒土原宗壽庵に於て逝去。年六十一。法名靈壽院殿久遠道成大姉。

（二）綱茂公　佐賀藩主（第三代）鍋島綱茂。光茂の嫡男で、承應元年五月五日江戸に於て誕生。初名彦法師　左衞門。寛文七年十二月廿五日元服、從四位下に叙し信濃守に任ぜられ、名を綱茂と改めた（時に十六歳）。元祿八年十一月廿九日襲封、時に四十四歳。同年十二月十八日侍從に任ぜ

られた。是より先、光茂の時元祿四年、城內二の丸に聖堂を創設し、綱茂封を襲ぐに及び、元祿十年鬼丸に西御屋敷を造營し、同十三年諸人の詣拜に便ずるため聖堂をこゝに移し、釋奠を行うて大いに文教の隆盛を圖つた。綱茂學を好み、致德齋と號して詩及び書畫を能くし、綱吉將軍の前で經書を輪講したこともあつた。寶永三年十二月二日歿。年五十五。法名玄梁院殿卓巖道印大居士。高傳寺に葬つた。室は松平越前少將光通の女、芙蓉姬。元祿十二年四月十二日歿。年四十七。法名寂光院殿圓空智鏡大姉。

五六　打返しは踏懸けて切殺さるゝ迄、赤穗義士の敵討は延び〳〵

何某、喧嘩打返しをせぬ故恥になりたり。打返しの仕樣は、踏懸けて切殺さるゝ迄なり。これにて恥にならぬなり。仕果すべしと思ふ故、間に合はず。向は大勢などと云ひて時を移し、（二）しまり止めになる相談に極るなり。相手何千人もあれ、片端より撫切と思ひ定めて、立向ふ迄にて成就なり。多分仕濟ますものなり。又淺野殿浪人夜討も、泉岳寺にて腹切らぬが落度なり。又主を討たせて、（三）敵を討つ事延び〳〵なり。若し、その內に吉良殿病死の時は殘念千萬なり。上方衆は智慧かしこき故、褒めらるゝ仕樣は上手なれども、（三）長崎喧嘩の樣に無分別にする事はならぬなり。又曾我殿夜討も殊の外の延引、幕の紋見物の時、祐成圖をはづしたり。不運の事なり。五郎申樣見事なり。總じて（四）斯樣の批判はせぬものなれども、これも武道の吟味なれば申すなり。前方に吟味して置かね

ば、行當りて分別出來合はぬ故、大かた恥になり候。話を聞覺え、物の本を見るも、かねての覺悟のためなり。就中、武道は今日の事も知らずと思ひて、日々夜々に箇條を立てて吟味すべき事なり。時の行掛りにて勝負はあるべし。恥をかゝぬ仕樣は別なり。死ぬ迄なり。その場に叶はずば打返しなり。これには智慧も業も入らぬなり。曲者といふは勝負を考へず、無二無三に死狂ひするばかりなり。これにて夢覺むるなり。

（一）しまり　結局。

（二）敵を討つ事延び〳〵　吉良義央双傷は元祿十四年三月十四日、赤穗義士敵討は翌十五年十二月十四日で、その間滿一年九ケ月である。

（三）長崎喧嘩　元祿十二年十二月廿日佐賀藩の加判家老深堀（長崎縣西彼杵郡深堀村）鍋島官左衞門茂久の家來深堀三右衞門　志波原武右衞門の兩人が長崎町年寄高木彦右衞門の中間惣內と長崎の街中で出會ひ、雪解のとばしりが惣內に掛つたといふのが原因で口論になり、惣內が傍若無人に惡罵したので、兩人は怒つて惣內を蹴倒し、したゝか打擲した。惣內は、「覺えて居ろ、仕返しに來るから此處を動くな。」と言捨てゝ走り歸つたが、暫く待つてゐても來ないので、兩人は五島町の深堀屋敷に歸つた。すると、その夜高木の家來十人許りが深堀屋敷に押寄せて大格鬪を演じ、兩人を袋叩きにして刀まで奪ひ取り、凱歌を奏して引揚げた。衆寡敵せず、無慙にも敗北した兩人は、卽刻深堀に人を走らせて刀を取りに遣つたので、之を聞いた三右衞門の子嘉右衞門（十六歲）と武右衞門の下人と只二人、四里の道をまつしぐらに長崎に駈附け、深堀　志波原と四人で濱の町の高木が屋敷を襲ひ、何某の使者だと僞つて戸を叩いたが、門番が開けないので待つてゐるうちに、志波原清右衞門　高濱加右衞門等八人が續々と押寄け、夜が明けて門の開くのを待ち、

門番を切倒して一度にどつと闖入し、彦右衞門惣内その他家來多數を切殺し、火の用心をした上、深堀三右衞門は其の場で切腹、志波原武右衞門は脫捨てた羽織を着て門を出で、附近の橋の眞中に立上つて、「身共は鍋島の家來志波原武右衞門といふ者だ。夜討に寄せて只今高木彦右衞門を討取り、家來共を切捨てゝ本望を遂げたから、今腹を切つて見參に入れる。」と呼ばはり、押肌脫いで左の脇腹に刀を突立て、矢聲もろとも一文字に引廻すところを多比良與左衞門が介錯し、一同五島町に引揚げた。この事江戸に聞え、十人は切腹、事濟んだ後に駈附けた九人は遠流に處せられた。これは小川俊方の『燒殘反故』に詳しく記されてゐる。赤穗義擧に先つこと三年前の出來事で、「深堀敵討」「深堀騷動」ともいつてゐる。（五二六、元祿十三年十二月の項參照）

（四）斯樣の批判云々　此の一句、武士道考察の見地から、已むを得ず批評するといふ心境が窺はれて床しく、山本常朝その人の噂の深さが知られる言葉である。

五七　逼迫にさへあれば疵は附かぬ、富貴になりたがる心が疵

奉公人に疵の附く事一つあり。富貴になりたがる事なり。逼迫にさへあれば疵は附かぬなり。又何某は利口者なるが、人の仕事の非が目にかゝる生附なり。この　にては立ちかぬるものなり。世間は非だらけと、始めに思ひこまねば、多分顏附が惡しくして人が請取らぬものなり。人が請取らねば、如何樣のよき人にても、本義にあらず。これも一つの疵と覺えたるがよし。

五八　人前で高言を吐くな、「侍たる者は先づ禮儀正しきこそ美しけれ」

「何某は氣情者なり、何某の前にて斯樣の儀を申し候。」と話す人あり。それが面に似合

はぬ言分なり。曲者といはれたき迄なり。卑い位なり。青き所がある人と見えたり。侍たる者は、まづ禮儀正しきこそうつくしけれ。その様に、人の前にて物を云ふは槍持中間の出會同然にて賤しき事なり。」と。

居宅　衣裳　諸道具等つらに似合はぬ事する人多し。扇　鼻紙　料紙　臥具などは、少しよき物にても苦しからざるなり。

五九　忠孝に背きたる者は置所なし、親の氣に入る様にと氏神に祈れ

何某が養子鈍に候故氣に入らず、殊に親長病にて氣短く相成り、不斷折檻仕り惡口を申し候に付て、養子居たへ候儀成り難く、近々引取り申すべき様子に相見え候。此の事を養母參り候て、「何とも迷惑に候間、病氣ながら諸事堪忍候様に、親に御意見頼み申す」由申し候。斷り申し候へども、「是非共頼み申す」と涙を流し申し候故、力に及ばず請合ひ申し候。「親に意見は逆にて候。殊に病中なり。怜を此方へ遣はし候へ。」と申し候。母不落着にて罷歸り候。怜參り候に付申し候は、「總じて人間に生れ出づるも、生々の大幸と存ずべき事に候。其の上御當家の士と成る事、生前の本望なり。百姓町人を見て思ひ知るべし。實父の遺領を取るさへ有難き事なるに、末子に生れて他の家を繼ぎ、御被官の一人となる事は、優曇花の仕合せなり。これを取迦して（一）

無足人になる事は不忠、親の氣に入らぬは不孝なり。忠孝に背きたる者は世界に置所なし。よく立歸りて案じて見られ候へ。今其方の忠孝は、唯親の氣に入る迄なり。氣に入り度くても、親の氣向きがわるきとのみ存ぜらるべく候。親の氣の直し樣を教へ申すべし。私の面つき其の外物毎親の氣に入り申す樣にと、血の涙を流し、氏神に祈らるべし。これ私の事にあらず、忠孝のためなり。此の一念忽ち親の心に感應あるものなり。歸りて見られよ、早親の心直りて居るべし。天地人感通する不思議の道なり。殊に長病なれば久しかるべからず、纔かの間の孝行、逆立するとも安き事なり。」と申し候へば、涙を流し忝しと申して歸り申し候。後に承り候へば、(二)歸りがけに親申し候は、「意見に逢ひたりと見えて、先づ見掛よくなりたり。」と、其の儘機嫌直り候由。誠に不思議の道理、人智の及ばぬ所なり。其の時の意見ゆゑ、忠孝共に立ち候て忝なき由、禮に參られ候。眞の道を祈りて叶はぬ事なし。天地も思ひほがすものなり。紅涙の出づる程に徹する所、卽ち神に通ずるかと存じ候。

(一) 無足人　侍で田祿を受けず、僅かに米俸を給せられた薄給者。無足ともいふ。

(二) 歸りがけに　歸りがしらに、歸るとすぐにの意。

六〇　一家を立つるな、常に我が非を知つて修行する所に道はある

（二）一世帶構ふるがわろきなり。精を出して見解などあれば、早濟まして居る故早違ふなり。尤も精を出して、先づ種子は確に握つて、偖それが熟する樣にと修行する事なり。一生止むる事はならず。見附けたる分に、その位に叶ふ事は思ひもよらず、只これも非なり〳〵と思うて、何としたらば道に叶ふべきやと一生探促し、心を守りて打置く事なく、修行仕る　きなり。この内に卽ち道はあるなりと。

（一）一世帶構ふ　一家を立つること。こゝは、經濟的の意味でなく、見識をいふ。

六一　山本神右衞門の敎訓「一方見れば八方見る」其他の條々

（一）山本神右衞門、常に申し候詞數ケ條書留め候內。

一、（二）一方見れば八方見る。

一、（三）すら笑する者は、男は（四）すくたれ、女は（五）へらはる。

一、口上又は物語などにても、物を申し候時は、向ふの目と見合ひて申すべし　禮は初にして濟むなり。（六）くるぶきて申すは不用心なり。

一、袴の下に手を入るゝこと不用心なり。

一、草紙書物を取扱ひ候へば、卽ち燒き捨て申され候。書物見るは公卿の役、（七）中野一門は樫木握つて武邊する役と申され候。

一、組附かず、馬持たぬ侍は侍にてなし。

一、（八）曲者は頼もしき者。

一、朝は七ツに起き日行水、日さかやき。食は日の出に食べ、暮より休み申され候。

一、士は喰はねども楊枝。（九）内は犬の皮、外は虎の皮。

（一）山本神右衞門　名は重澄。山本常朝の父である。中野神右衞門清明の次男で、母は鴾田善助の女。天正十八年八月七日蓮池に生れ、幼名千松丸といひ、十四歳の時、勝茂より名を召替へられ、中野久太郎、又權之丞と稱し、慶長十七年廿三歳の時、山本助兵衞宗春の養子となり、名を傳左衞門と改め、大阪陣には寄親多久圖書（茂富）組として加はり、元和七年三十二歳の時、藩主勝茂の上意により實父の名神右衞門を繼承した。寛永元年　同五年の大阪城普請には、何れも二百人頭として事に從ひ、寛永十四年有馬陣に從軍、十五年正月元日の原城攻めに奮戰して負傷した。後有田皿山代官　楠久牧奉行となり、大木村（今の西松浦郡大山村大木）に住し、陶磁器及び牧畜の創業發達に盡瘁する事二十餘年、萬治元年六十九歳で隱居し、寛文九年十月十三日東田代隱居屋敷で歿した。年八十。法名孝白善忠居士。佐賀市外八戸龍雲寺に葬つた。

（二）一方見れば八方見る　一法通ずれば萬法通ず、といふやうに、一方を見れば自然と八方が見えるやうになるの意。

（三）すら笑　スラワラヒ、つくり笑ひをいふ。そらわらひ。今、佐賀地方の方言に「すらケわりやア」といふ。

（四）すくたれ　名詞にも、動詞（すくたる、自動ラ行下二段）にも用ひ、卑怯　陋劣　やくざ者など、すべて「汚い」事で、心にも姿にもいふ。今は多く名詞で「すくたれ」といひ、主として姿

態について用ひ、身裝に締りがない者を「すくたれンごとしとる」などいふ。又心の汚く、陋劣な者を罵る言葉に「すくたれ」といふ場合もある。代表的な佐賀方言。

(五) へらはる　「へらはる」は、主として婬亂の意に用ひられた方言(一八一へらはり女參照)で四段活自動詞。今も西松浦郡地方の一部に、姦通の意に使はれてゐる。中野氏は桃ノ川(今の西松浦郡松浦村大字桃ノ川)を知行し、山本神右衞門も二十餘年間同地方に在職してゐたので、その地方の方言である。この語「すら笑する女」と、上にかかつてゐる。

(六) くるぶく　うつむくの九州語。

(七) 中野一門　山本前神右衞門重澄は、中野神右衞門清明の子で、中野家は代々武勇の譽れを得た武門の家柄である。

(八) 曲者　剛の者の意。

(九) 內は犬の皮、外は虎の皮　武士は相當見得を作らねばならぬ嗜をいふ。俚言「內裸でも外飾り」と似た意。(此の項一二一八參照)。

六二　活きた面は正念の時、萬事をなす內に胸に一つ出來る物がある

「人として肝要に心がけ、修行すべき事は何事にて候や。」と問はれ候時、何と答へこれあるべきや。まづ申して見るべし。只今正念にして居る樣になり、諸人心がぬけてばかり見ゆるなり。活きた面は正念の時なり。萬事をなす內に、胸に一つ出來る物あるなり。これが君に對して忠、親には孝、武には勇、その外萬事につかはるゝものなり。これを見附くる事も成りがたし。見附けて不斷持つ事又成りがたし。只今の當念より外はこれなきなり。

六三 寄親組子は親子同然、寄親を離れては出世も思はぬ

昔は（一）寄親組子他事なき心入有り。光茂公の御代、御馬廻御使番母衣一人不足の時、御家老中御詮議にて、若手に器量の者候間、（二）馬渡源太夫仰付けらるべき旨、相〻り候。此の事、源太夫親（三）市之允隠居にて罷在り候が承り附き、寄親（四）中野數馬へ早走りにて参り候て申し達し候は、「さても是非に及ばざる仕合せに候。御組の儀、皆御一門衆計りにて候故、拙者覺悟には、御一門衆を追越し、寄親の用に罷立つべくと存じ部り、源太夫にも、一門組にて候間油斷仕らず一門衆を押しのけ、寄親の用に罷立ち候様にと、兼て申し聞け置き候。然る所に御組内より源太夫御選り除け候儀面目次第もこれなく、御情なき成され方にて候。此の上は知行主に罷成り候源太夫は申すに及ばず、隱居仕り候拙者とても世間に面目なきに付て、父子共に覺悟を相極め申し候」由、屹度申し候。數馬之を承り、「以ての外の了簡違ひにて候。今度の組替は源太夫（五）規模の仕合せ之に過ぎず候。御家老中御詮議、器量者に候故、仰付けられ候由、父子ながら成程悦び申さるゝ筈に候。」と申し候へば、市之允申し候は、「御詮議の節、彼者は私一門同前に組内寄合ひ申す者に候へば、差出し候儀罷成らずと仰せ達せらるゝ筈に候を、御請合成され候は、兼〻他事なくも思召されざる故にて候。

爰を以て見限成され候儀と、骨髄に通り遺恨に存じ候」由、中々存じ部りたる様子に申し候。其の時數馬申し候は、「成程尤もにて候。今日御家老中に御斷り申し候て見申すべく候」由、申し候に付て、「せめて其の御一言なり共、承らず候ては罷歸り難し。」と申し候て、歸り申し候。數馬登城いたし、御家老中へ申し候は、「人の命は知れぬ物にて候。私儀今朝、すでに太腹を突かれ申し候。斯様々々の仔細にて候間、源太夫儀は御免成され候様に。」と申し候故、餘人に仰付けられ候由なり。

（一）寄親　よりおや。藩の軍團組織で、鍋島藩では藩の士卒を十五組に編制し、大組頭を定めて各組は家族的親愛を以て團結し、死生を共にするばかりでなく、相互扶助的にその家族をも保護した。その大組頭を寄親と稱し、組下を組子と稱し、寄親組子は親子の情愛を以て團結親和し、互に愛撫信頼した。

（二）馬渡源太夫　馬渡はマワタリ、普通にモウタリと訓み、方言ではモウタイといふ。源太夫、名は俊將。市之允茂陳の養子で、後、簑座となつた。

（三）市之允　名は茂陳。實は野田神兵衛家久の子で、部屋住中知行を得て別家し、家久の跡は源太夫が繼ぎ、市之允は勝茂時代小々姓から御年寄役に進んだ。後罪有つて隱居浪人仰付けられ、二家を合はせて源太夫が相續した、本文は市之允隱居後の事である。

（四）中野數馬　政利。

（五）規模の仕合せ　家門の名譽。

六四　武士の身嗜は伊達や風流の爲でなく、常住討死の覺悟から

（二）五六十年以前迄の士は、毎朝、行水、月代、髪に香をとめ、手足の爪を切つて軽石にて摺り、こがね草にて磨き、懈怠なく身元を嗜み、尤も武具一通りは錆を附けず、埃を拂ひ、磨き立て召置き候。身元を別けて嗜み候事、伊達のやうに候へども、風流の儀にてこれなく候。今日討死、今日討死と、必死の覺悟を極め、若し無嗜にて討死いたし候へば、かねての不覺悟もあらはれ、敵に見限られ、穢まれ候ゆゑに、老若共に、身元を嗜み申したる事にて候。事むつかしく、隙つひえ申すやうに候へども、武士の仕事は斯様の事にて候。別に忙しき事、隙入る事もこれなく候。常住討死の仕組に打ち（二）はまり、篤と、死身になりきつて、奉公も勤め、武邊も仕り候はゞ、恥辱あるまじく候。斯様の事を夢にも心附かず、欲得我が儘ばかりにて日を送り、行當りては恥をかき、それを恥とも思はず、我さへ快く候へば、何も構はずなどといひて、放埒無作法の行跡に成行き候事、返す〳〵も口惜しき次第にて候。かねて必死の覺悟これなき者は、必定死場惡しきに極り候。又かねて必死に極め候はゞ、何しに賤しき振舞あるべきやゝこのあたり、よく〳〵工夫仕るべき事なり。又（三）三十年以來、風儀打替り、若侍共の出會の話に、金銀の噂、損得の考へ、（四）内證事の話、衣裳の吟味、色慾の雜談計りにて、この事なければ、（五）一座しまぬ樣に相聞え候。是非なき風俗になり行き候。昔は二三十ども

迄も、素より心の内に賤しき事持ち申さず候故、詞にも出し申さず候。年輩の者も不圖申出で候へば、怪我の様に覺え居り申し候。これは世上華麗になり、内證方計りを肝要に眼附け候故にてこれあるべく候。我が身に似合はぬ驕さへ仕らず候へば、ともかくも相濟むものに候。又今時若き者の始末心これあるを、よき家持などと褒むるは淺ましき事にて候。始末心これある者は、義理を缺き申し候。義理なき者は（六）寸口垂なり。

（一）五六十年以前迄　葉隱成立の寶永 正德頃から五六十年以前迄の事で、寛文以前をいふのである。

（二）はまる　心を入れて熱中する事。「部る」の字が多く當てゝある。今佐賀言葉に、身仕度をしてかゝる事を「はまる」といふ。

（三）三十年以來　寶永 正德の頃から遡つて、天和 貞享から元祿にかけた時代を指す。

（四）内證事　生計の事。内證に同じ。

（五）一座しまぬ　一座が氣乘りせぬこと。

（六）寸口垂　すくたれの當字。（六一・註四）

六五　石田一鼎の教訓「人のよき事計りを選び立てゝ手本にせよ」

一鼎の話に、よき手本を似せて精を出し習へば、惡筆も大體の手跡になるなり。奉公人もよき奉公人を手本にしたらば、大體には成るべし。今時よき奉公人の手本がなきなり。

夫れゆゑ、手本作りて習ひたるがよし。作り様は、時宜作法一通りは何某、勇氣は何某、物言ひは何某、身持正しきは何某、律儀なる事は何某、つゝ切つて胸早くすわる事は何某と、諸人の中にて第一よき所、一事宛持ちたる人の其のよき事計りを選び立つれば、手本が出來るなり。萬づの藝能も師匠のよき所は及ばず、悪しき曲を弟子は請取りて似するもの計りにて、何の役にも立たざるなり。時宜よき者に不律儀なる者あり。これを似するに多分時宜は差し置きて、不律儀を似する計りなり。よき所に心附けば、何事もよき手本師匠となる事に候由。

六六　大事の手紙書附は途中も手に握つて行き、直ぐに渡せ

大事の狀、手紙、書附等持ち届け候節、道すがらも手に握りて片時も離さず、向ふ様にて直ぐに相渡すものにて候由。

六七　二六時中主君の御前に居ると思へ、休息の間もうか〳〵するな

奉公人は二六時中氣をぬかさず、不斷主君の御前、公界に罷在る時の様にするものなり。休息の間うかとなりては、其の分公界にて、うかと見ゆるなり。此の氣の位これある事なり。

六八　堪忍が第一、但しこゝぞと思ふ時は手早くたるみなき様に

短氣にしてはならぬこともあり。（二）庵替の事。口達。よき時節が出來するものなり。此の樣なる事は堪忍が第一なり。爰ぞと思ふ時は、手早くたるみなき樣にしたるがよきなり。案じ廻つて、ぐどつきて仕損ずることあり。又初めより一途に踏破つてよきこともあり。愛想も盡き興も覺むる樣にして却つてよきことがあるなり。斯樣なる時は、別けて一晉が大事なり。兎角氣をぬかさず、胸据わるが肝要なり。

（一）庵替の事　山本常朝が、黑土原から大小隈に庵を替へたこと。常朝手記の「山本神右衞門常朝年譜」に

正德三巳年八月廿日、靈壽院殿御死去、依御願宗壽庵に御取置の事。此節御墓所を憚り、大小隈へ移庵の事、十月十三日入庵。

とある。

六九　酒は先づ我が分量を覺え飮過ぎぬ樣に、酒座では氣を拔かすな

大酒にて後れを取りたる人數多なり。別して殘念の事なり。先づ我が丈け分を能く覺え、その上は飮まぬ樣にありたきなり。その內にも、時により、醉ひ過す事あり。酒座にては就中氣をぬかさず、圖らぬ事出來ても間に合ふ樣に、了簡あるべき事なり。又酒宴は公界ものなり。心得べき事なり。

七〇　身の分際に過ぎた事をする者は、遂には逃亡もする

上下によらず、身の分際に過ぎたる事をするものは、つまり卑怯卑劣などして、下々は逃げ走りをするものなり。下人などに氣を附くべき事なり。

七一　骨を折つて藝者になるのは惜しい、多能なる者は下劣に見える

武藝に貪着して、弟子など取りて武士を立つると思ふ人多し。骨を折りて、漸く藝者にならるゝは惜しき事なり。藝能は事缺かぬ分に仕習うて濟む事なり。總じて多能なる者は下劣に見え、肝要の所が大方になるものなり。

七二　役を仰付けられても慢心するな、浮氣でゐると仕損じがある

吉凶に付、仰渡しなどの時、無言にて引取りたるも、當惑の體に見ゆるなり。能き程の御請あるべき事なり。前方の覺悟が肝要なり。又、役など仰付けられ候節、內心に嬉しく思ひ、自慢の心などあれば、其の儘面に顯はるゝものなり。數人見及びたり。見苦しきものなり。我等不調法なるに、斯樣の役仰付けられ、何と相調ふべきや、さて〳〵迷惑千萬、氣遣なる事かなと、我が非を知りたる人は詞に出さずとも面に顯はれ、おとなしく見ゆるなり。浮氣にて、（一）ひようすくは道にも違ひ、初心にも見え、多分仕損じあるものなり。

（一）ひようすく　輕々しく調子に乘ること。

七三　學問には過失が出來る、一行ひを見ても我が非を知る爲にせよ

學問はよき事なれども、多分、失出來るものなり。江南和尙の禁めの通りなり。一行ひある者を見ても、我が心の非を知るべき爲にすれば、其の儘用に立つなり。然れども斯樣には成り兼ぬるものなり。大方見解が高くなり、理好きになるなり。

七四　武士は何時も勇み進みて物に勝ち浮ぶ心がないと用に立たぬ

人の難に逢うたる折、見舞に行きて一言が大事のものなり。その人の胸中が知るゝものなり。兎角武士は（一）しほたれ、草臥るゝは疵なり。勇み進みて、物に勝ち浮ぶ心にてなければ、用に立たざるなり。人をも引立つる事これあるなり。

（一）しほたれ　下二段活用自動詞連用形。潮垂る。意氣銷沈すること。もと、姿の見すぼらしいことにいつた。今も佐賀方言に、「おしよたれンごとしとる。」などいふ。

七五　隱岐國より還幸の時、後醍醐天皇の勅諚と楠木正成の奉答

（一）後醍醐天皇隱岐國より還幸の時、赤松楠木御迎へに參上、御感の勅諚あり。圓心は唯平伏して退く。正成は、御請申上げたり。よき御請なり。本書にて、之を見るべし。

（一）後醍醐天皇隱岐國より還幸の時　元弘三年閏二月廿四日、天皇が、隱岐國千波の湊より還幸、伯耆國船上山を經て、五月晦日、兵庫福嚴寺に入御あり、赤松圓心父子に拜謁を賜ひ、六月二日、御發輦の間際に、七千餘騎を率ゐて御迎へに參向した楠木正成を、御側近く召させられ、

「大義早速の功、偏へに汝が忠戰にあり。」と叡感深く宣はせられたに對し奉り、正成畏まつてこれ、陛下の聖文神武にまします御德に依らずば、微臣いかでか尺寸の謀を以て强敵を破り、賊圍を出づることを得候はんや。

と、謙り奉答した時の事である。

七六　駈落者追手氣轉の挨拶「朋輩を待ち兼ね麁相仕り候」

何某、駈落者追手に罷越し候處、駕籠に乘り戸を差して通り候者あり。走り寄り戸を引きあけ、「何某にてはこれなきや。」と申し候へば、他方の者にて候。「朋輩を待ち兼ね麁相仕り候。」と申して差し通り候由。

七七　大詮議の時頭取を討果す覺悟で、其の理由を表明す

先年、大詮議の時、其の頭取討果すべき覺悟にて、何某仕懸け、其の理聞え屆け申上げ候。又御仕置の上、何某は、「御領掌早く候て、御側手薄く頼み少く存ずべく。」と申上げ候。

七八　役所などでは取込みの時ほど靜かにするのが侍の作法

役所などにて別けて取込み居り候處に、無心に何かと用事など申す人これあり候時、多分取合ひ惡しく立腹などする者あり。別けて宜しからざる事なり。左樣の時ほど押ししづめ、よき樣に取合ひ仕るべき事、侍の作法なり。（一）かどがましく取合ひ候は、

中間などの出會の様なり。

（一）かどがまし　かどかどしに同じ。圭角のあること。

七九　貰ひ物も度重なれば無心になる、人に用をいはぬがよい

時により、人に用をいひ、物をもらふ事有り。それも度重ならば、無心になり、いやしかるべし。何とぞ濟む事ならば、用をいはぬやうに有り度きなり。

八〇　俄雨も初から思ひはまつて濡れると心に苦しみがない

（一）大雨の簷といふ事あり。途中にて俄雨にあひて、濡れじとて道を急ぎ走り、軒下などを通りても、濡るゝ事は替らざるなり。初より（二）思ひはまりて濡るゝ時、心に苦しみなく濡るゝ事は同じ。これ萬づにわたる心得なり。

（一）大雨の簷　大雨に遭うた時のいましめ。孝白本には「大雨の戒」とある。「簷」は五常本に據る。山本本には「感」とあるが、多分誤寫であらう。

（二）思ひはまる　思ひ込む。覺悟してかゝる。

八一　萬づの藝能も武道奉公の爲にすれば用に立つ、藝好になるな

萬づの藝能も、武道奉公の爲にと心に構へてすれば、用に立ちてよきなり。多分藝好になるものなり。學問など就中危きなり。

八二　内では廣言を吐きながら事に臨んで違背する者が多い

唐に、（一）龍の圖を好める人あり。衣裳器物にも龍の模樣計りを附けられたり。その愛心深き事、龍神に感通して、或時、窓の前に眞の龍現れたり。此の人驚き、絕入しけるとなり。內々にては廣言を云ひて、事に臨みて違却する人有るべし。

（一）龍の圖　莊子に見えたる葉公の故事。

八三　弟子を取りたければ每日竹刀を手馴らす事、一事三昧

槍遣何某、末期に一の弟子を呼び、遺言致し候は、「一流奧義、少しも殘らず相傳へ候上は、今更申置くべき事なし。若し弟子を取るべくと存じ候はゞ、每日竹刀を手馴らすべし。勝負合ひの事は格別なり。」と申し候由。又連歌師の傳授にも、會席の前日より心を靜め、歌書を見るべき由なり。一事三昧の所なり。面々の家職三昧に有るべき事なり。

八四　武士は平生にも人に乘越えたる心でなくてはならぬ

中道は物の至極なれども、武邊は、平生にも人に乘越えたる心にてなくてはなるまじく候。弓指南に、左右（一）ろくのかねを用ふれども、右高になりたがるゆゑ、右低に射さする時、ろくのかねに合ふなり。軍陣にて、武功の人に乘越ゆべしと心掛け、强敵を討取るべしと、晝夜望みを掛くれば、心猛く草臥もなく、武勇を顯す由。老士の物語なり。平生にも、この心得あるべきなり。

（一）ろくのかね　陸の曲。「ろく」は物の形の正しい事。「かね」は準又は曲尺の意で、眞直な事をいふ。弓道に、弓を射る時の姿勢に胴 弓手 勝手を三つの「かね」といふ。「ろくのかね」とは、準的を正しくする尺度のこと。

八五　取手は下になると負ける、始めに勝つが始終の勝ち

（一）鐵山、老後に申し候は、「取手は相撲には違ひ、一旦下になりても、後に勝ちさへすれば濟む事と心得罷在り候。近年存當り候は、一旦下になりて居る時、若し誰ぞ（二）取りさかへ候はば負けになるべし。始めに勝つが始終の勝ちなり。」と申され候由。

（一）鐵山　大木權左衞門知烈の事。（八四七・註一）

（二）取りさかふ　取り逆ふ意か。「陶山本」には「取りおさへ」、五常本には「取りさゝへ」とある。暫く孝白本 山本本に據る。此の語、八八五・一〇〇三其他にもある。（九七八參照）

八六　子の育て様、幼な子は瞞さず怖氣附かせず強く叱らずに

武士の子供は育て様あるべき事なり。先づ（一）幼稚の時より勇氣を勸め、假初にもおどし、だます事などあるまじく候。幼少の時にても臆病氣これあるは一生の疵なり。親々不覺にして、雷鳴の時もおぢ氣を附け、暗がりなどには參らぬ様に仕なし、泣き止ますべきとて、おそろしがる事などを、申聞かせ候は不覺の事なり。又幼少にて強く叱り候へば、入氣になるなり。又わるぐせ染み入らぬ様にすべし。染み入りてよりは、意見しても直ら

ぬなり。物言ひ、禮儀など、そろ〳〵と氣を附けさせ、欲義など知らざる樣に、その外育て樣にて、大體の生附ならば、よくなるべし。又女夫仲悪しき者の子は不孝なる由、尤もの事なり。鳥獸さへ生れ落ちてより、見馴れ、聞馴るゝ事に移るものなり。又母親愚にして、父子仲悪しくなる事あり。母親は何のわけもなく子を愛し、父親意見すれば子の贔負をし、子と一味するゆゑ、その子は父に不和になるなり。女の淺ましき心にて、行末を頼みて、子と一味すると見えたり。

（一）幼稚の時より勇氣を勵め　山本常朝の父神右衞門重澄は生れたばかりの嬰兒の耳に武勇を吹込み、その祖父中野右衞門助忠明は、出陣の時幼少の悴式部（重澄の父）を抱上げて勇氣を勵めた事がある。（七四二參照）

八七　人に會はゞ片時も氣の脫けぬやうに、平生の覺悟が大事

決定覺悟溥き時は、人に轉ぜらるゝ事有り。又集會話の時分、氣ぬけて居る故に、我が覺悟ならぬ事を、人の申懸話などするに、うかと移りて、それと同意に心得、挨拶も「いかにも」と云ふ事有り。脇より見れば、同意の人の樣に思はるゝなり。それに付、人に出會ひて、片時も〳〵氣の脫けぬ樣に有るべき事なり。其の上話し又は物を申しかけられ候時は、轉ぜらるまじきと思ひ、我が胸に合はぬ事ならば、其の趣申すべしと思ひ、其の事の越度を申すべしと思ひて取合ふべし。差立てたる事にてなくても、少しの事に違

却出來るものなり。心を附くべし。又豫ていかゞと思ふ人には馴寄らぬがよし。何としても轉ぜられ、引入れらるゝものなり。爰の慥に成る事は、功を積まねばならぬ事なり。

八八 無實の切腹仰付けられても、一入勇み進むこそ御譜代の家來

何某事數年の精勤にて、我人一廉御褒美仰付けらるべしと存居り候處、御用手紙參り、諸人前方より祝儀を述べ候。然る處、（二）役米加增仰付られ候に付て、皆人案外の儀と存じ候。然れども仰付の事に候故悅び申し候へば、何某以ての外貌振り悪しく、「面目無き仕合せに御座候。畢竟御用に相立たざる者に候故、斯くの如きの行掛り、是非御斷り申し候て引取り申すべし。」などと申し候を、入魂の衆色々申し宥め候て、相勤め申し候。これ偏へに奉公の覺悟これなく、唯我が身自慢の故にて候。御褒美の事は扨置き、侍を足輕に召成され、何の科もこれなきを切腹仰付けられ候時、一入勇み進み候こそ御譜代の御家來にて候。面目無きなどと申すは、皆私にて候。此所に篤と落着くべき事なり。但し曲者の一通りは別にあるべき事なり。

（一）役米加增　役米は職務の手當。とゝは案外賞與の少なかつたことをいふ。

八九 藝ある者は鍋島侍ではない、藝能の害を知れば諸藝も用に立つ

藝は身を助くると云ふは、他方の侍の事なり。御當家の侍は、藝は身を亡すなり。何

にても一藝これある者は藝者なり、侍にあらず。何某は侍なりといはるゝ樣に心掛くべき事なり。少しにても藝能あるは、侍の害になる事と得心したる時、諸藝共に用に立つなり。この當り心得べき事なり。

九〇 風體は鏡を見て直せ、口上の稽古は家庭の物言、手紙は案文

風體の修行は、不斷鏡を見て直したるがよし。これは秘藏の事なり。諸人鏡をよく見ぬゆゑ、風體わろし。口上の稽古は宿元にての物言にて直す事なり。文段の修行は一行の手紙も案文する迄なり。右いづれも閑かに強みあるがよきなり。又手紙は向樣にて掛物になると思へと、（二）梁山上方にて承り候由。

（一）梁山　梁山宗秀和尚。一に櫻花軒と號した。古賀彌兵衞政貫の子で、母は鍋島舍人助茂利の女である。七歲の時、慶雲院で出家し、後京都に上り、西行法師の遺跡吉野苔清水に、九尺に二間の小庵室を結んで禪定寺と名づけ、數年の間こゝに住んで「水庵日記」を著はし、今西行と稱せられた。歸國後、鹿島藩主鍋島直朝の請に應じて藤津郡能古見村木庭大士山觀音堂を創立し、次いで矢上（長崎縣東彼杵郡福重村）の靈源院に移り、後に今泉寶珠庵（佐賀市東田代町）に住し、享保十二年六月八日歿した。年七十六。詩歌や畫に堪能で、「水庵日記」の卷頭には、苔清水庵の圖や、梁山自ら瓢杓で苔清水を汲んでゐる自畫像を描いてゐる。元祿九年、肥前國內を遍歷し、矢上靈源院龍觀音を振出しに、佐賀郡八幡小路瑞石山高寺（今の佐賀市白山町）に至るまで、「肥前州三十三所觀世音靈場」を編し、一々詩を賦して之が記を作つた。山本常朝より七歲の年長で、晚年、互ひに和歌を贈答して交を結び、常朝より八年後れて入寂した。原文了山とあるが、

他に同一内容のものに梁山と書いた所があるから、それに據る。

勢子山梁山和尚より文の奥に（寶永四年）

幾度か身をおく山の草の庵になれてもさびし老いのねざめは　返し　梁山

今ぞしる老いの寢覺のさびしさはおなじみ山の夜半のあらしに　常朝

勢子山梁山和尚より（寶永五年）

我が影ぞ知る人にせむ誰をかもひとりみ山の秋の夜の月　梁山

返し

ひとりすむみ山の月を思ひやれおもひやらるゝ秋の寢覺を　常朝

又

この住居またとかたの草の庵とうらやましくぞ見るべかりける　梁山

返し

とかたの道しなければ思ひ入る山はいづくもおなじしづけさ　常朝

梁山和尚返書の奥に（正德四年）

風さそふ雲のゆきゝにそれと知れもろくしぐるゝ峯の木の葉を　梁山

梁山和尚の「幾度か身をおく山の」の歌は、今泉蟹守撰樟葉三十六歌仙に、「常朝禪師につかはしける文の奥に」との詞書を添へて載せられてゐる。又、常朝から梁山へ送つた、次のやうな戲作の長歌があり、これには下部に畫が添へてある。

常朝よりのかへし、下手の長歌とて

雪きえず鶯なかぬ、山里は梅の森より、吹く風の香もなつかしき、玉章に春知り初むる、御うれしさ、ともに若やぎまゐらせ候。今一入の御墨色、定家はだしのはしり書、よと物にし

て床にかけ、心しれらん人々に、目を悦ばせまゐらせ候。花咲くころはみよし野の、むかしを思し出されて、我がすむ峯のしら雲にも、分入りたまひ候へかし。待ち奉る計りなりけり。

正月日　　常朝九拜

上答

梁山和尙樣

侍衣下

これらによつて、常朝梁山兩師の交友の一斑を窺ひ知ることができる。梁山の著に、前記「三十三所觀世音靈場記」の外、「梁山遺稿」二卷「龍造寺鍋島兩大祖御略傳」「寶珠庵記」三卷等があり、墓は佐賀市水ケ江町慶雲院にある。

九一　過つて改むるに憚るなかれ、猶豫なく改むれば誤忽ち滅す

「過つて改むるに憚る事なかれ。」といへり。少しも猶豫なく改むれば、誤忽ち滅するなり。誤を紛らかさんなどとする時、猶々見苦しく、くるしみあり。禁句などを言出したる時、手取早に其の趣をいへば、禁句少しも殘らず、心屈せざるなり。若し又咎むる人ならば、「誤つて申し出で候故、その謂はれを申し披き候に、御聞分無くば力に及ばず候。存じ當らず候て申し候へば、御聞き無き同然にて候。誰が上をも沙汰は致す事に候。」と云ひて覺悟すべし。さてこそ、人ごと隱し事、ふつと云ふべからず。又一座をはかりて、一言も云ふべき事なり。

九二　手跡も堅くならぬやうに、此の上に格を離れた姿がある

手跡の行儀正しく、疎略なきより上は有るまじけれども、其の分にては、堅くれ賤しく見ゆるなり。此の上に、格をはなれたる姿有るべし。諸事に此の理有るべし。

九三　奉公人の打留は浪人か切腹に極りたると覺悟せよ

何某申し候は、「浪人などと云ふは難儀千萬此の上なき樣に皆人思うて、其期には殊の外（二）しほがれ草臥るゝ事なり。浪人して後は左程にはなきものなり。前方思うたるとは違ふなり。今一度浪人仕度し。」と云ふ。尤もの事なり。死の道も、平生に死習うては、心安く死ぬべき事なり。災難は前方了簡したる程には無きものなるを、先を量つて苦しむは愚かなる事なり。奉公人の打留は浪人切腹に極りたると、兼て覺悟すべきなり。

（一）しほがれ　しよげること。下二段活用自動詞連用形。山本本　五常本　松本貞丘校合本　校註者所藏孝白本等皆「仕おくれ」とあるが、中野孝白本に「しほがれ」とあるに據る。「しほたれ、草臥る」と同意味。（七四參照）

九四　役儀を危ぶむ者はすくたれ、身に備れば仕損ずる事もある

役儀をあぶなきと思ふは、すくたれ者なり。其の事に備りたる身なれば、其の事にて仕損ずるは定まりたることなり。外の事　私の事にて仕損ずるこそ辱にてもあるべし。不調法にて何と相勤むべきやとの心遣は、あるべき事なり。

九五　人の病氣や難儀の時大方にする者は腰拔、不仕合せには一層親切に「人の心を見んと思はゞ煩へ。」と云ふことあり。日頃は心安く寄合ひ、病氣又は難儀の時大方にする者は腰拔なり。すべて人の不仕合せの時別けて立入り、見舞附届仕るべきなり。恩を受け候人には、一生の内疎遠にあるまじきなり。斯樣の事にて、人の心入は見ゆるものなり。多分我が難儀の時は人を賴み、後には思ひも出さぬ人多し。

九六　盛衰は天然の事、善惡は人の道、されど教訓は此の外盛衰を以て、人の善惡は、沙汰されぬ事なり。盛衰は天然の事なり。善惡は人の道なり。されど、教訓の爲には、盛衰を以て云ふなり。

九七　山本前神右衞門、不行跡の召使をも歲暮迄暇を出さずに使ふ

(一)山本前神右衞門、召使の者に不行跡の者あれば、一年の内、何となく召使ひ、暮になりてより、無事に暇を吳れ申し候。

(一)山本前神右衞門　山本常朝の父重澄。

九八　鍋島次郎右衞門切腹に四段の意見、先づ外聞が第一

(一)鍋島次郎右衞門切腹の時、何某へ四段の意見有り。御仕置の中に、世上の聞えを憚らずしては却つて　(二)御惡名に成る事あり。最初此の沙汰ありとも、取立てられざる筈なり。

次に究めの節、(三)僞り候はゞ、其の分にて差置かるゝ筈なり。其の次に咎の詮議の時、(四)先祖の功、先年公儀へ四郎が旗御覽成され候儀申し達し、差留むべき事なり。其の次に右の條々成り難くば、御同意申上げらるべき事なり。

(一) 鍋島次郎右衞門　名は義之。鍋島大膳正之(七〇三、註一)の曾孫で、藩主光茂の御供番を勤めてゐたが、元祿六年二月廿九日光茂高傳寺參詣御供の節、御目通りで小用をした廉で切腹仰付けられた。法名春山鐵樹。本文は究役等の處置に對する山本常朝の意見であらう。(七〇三參照)

(二) 御惡名　小便した位で切腹仰付けては、藩主の外聞惡い事。

(三) 僞り候はゞ云々　この場合虛僞の申立を默認して許せといふのである。(一一〇末節參照)

(四) 先祖の功　鍋島大膳が忠勤を勵み、且島原の亂で天草四郎の旗を奪つたなどの功績をいふ。

九九　侍の一言金鐵よりも堅い、と諸岡彥右衞門、主君に神文を拒む

(一) 諸岡彥右衞門用事これある由にて、召寄せ申聞けられ候一通りの事、神文と申され候へども、「侍の一言金鐵より堅く候。自身決定の上は、佛神も及ばるまじ。」と申して、相止め候事。廿六歲の事なり。(辨財公事の極意の事)。

(一) 諸岡彥右衞門　名は興貞。齋藤番右衞門利定の子で、先祖は諸岡豐岐守といひ、利定事情あつて母方の姓齋藤に改め貞享二年浪人したが、興貞間もなく歸參、元祿二年本姓に復した。元祿八年十二月廿日歿。年五十四。法名志達三忠。

一〇〇　中野將監切腹介錯の時、御目付石井三郎太夫見事の仕儀

（二）將監介錯一通りの事。　御目付鍋島十太夫　石井三郎太夫なり。三郎太夫「見屆け申し候。」と詞をかけ、屏風引廻し候由。

一、同人御前へ罷出で候節、將監事に付御尋の義御請け申上げ候事。

（一）將監介錯　山本常朝が中野將監正包を介錯した時の事をいふ。（一七・註三）

一〇二　山村造酒切腹一通りの事、預り物御改　番付其の外

（二）造酒切腹に付て一通りの事。八助殿附兩人仔細の事。預り物御改の時、數馬へ申し達し候事。番附け候時一言申し達し、内に入れ候事。女房病氣に付醫師呼び候一通りの事。　申樣聞合せの事。

（一）造酒　山村之俊。初め内匠と稱した。外記連俊の養子で、實は福地勘兵衞重元の次男である。連俊、吉田家神道の傳授を受け、向陽軒社務を掌つてゐたが、代々の所領を實子六郎左衞門長則に、社務を造酒に讓つた。造酒は貞享二年召出され、切米五十石を戴いたが、元祿三年三月廿六日罪を得て佐賀郡本庄村瑞應寺で切腹仰付けられた。（九二六參照）。

一〇三　お抱者には心得が要る、御譜代の者は主君の御爲を思ふ

お抱者には心得あるべき事なり。器量を顯はし、御用に立ち、名を揚げ、子孫の爲になる事をするものなり。子孫にも多分此の風移るものなり。御譜代の者は、科は我が身に引受け、主君の御爲になり候樣にと思ふ所あり。（一）何某三家出入の時の諫言の樣なる事

なり。

（一）何某三家出入の時の諫言　中野將監正包（一七・註三）が佐賀本藩と三支藩との間を斡旋した時の事であらう。聞書第五（五八〇）に、この事が詳記されてゐる。出入は悶著のこと。

一〇三　何事も願ひさへすれば願ひ出すもの、松茸も檜も願力

一鼎の話に、何事も願ひさへすれば、願ひ出すものなり。御國に、昔は松茸と云ふ物なし。上方にて見候者共、御國内の山に出來候へかしと願ひ候が、今は北山に願ひ出し、いか程も出來たり。以後は御國の山に檜出來申すべく候。これ我が未來記なり。諸人願ひ候故なり。然れば人々願ふ事有るべき事となり。

一〇四　人相を見るは大將の專要、正成湊川一卷の書は眼ばかり

人相を見るは大將の專要なり。正成湊川にて正行に相渡し候一卷の書には、眼ばかり書きたりと云ひ傳へたり。人相に大秘事これあるなり。口傳。

一〇五　物に迷ふな、天變地異に迷ふ心から自然惡事も出來て來る

常に無き事あれば怪事と云ひて、何事の前表かと云ひ扱ふは愚かなる事なり。日月重出、箒星、旗雲、光物、六月の雪、師走の雷などは、五十年百年間に有る事なり。陰陽運行にて出現するなり。日の東より出で、西に入るも、常に無き事ならば、怪事と云ふべし。是

に替る事なし。又天變これある時、世上に必ず惡事出來る事は、旗雲を見ては何事ぞ有るべしと、人々我と心に怪事を生じ、惡事を待つ故に、其の心より惡事出來するなり。

一〇六　張良と黃石公、源義經の故事も兵法一流を創めるため

張良が石公の書を傳へたると云ひ、義經は天狗の傳を繼ぐなどと云ふは、兵法一流建立の爲なり。

一〇七　御仕組二番立には不承服、それが不屆なら切腹も幸

（一）御側長崎御仕組に、一とせ二番立に割附け、御帳出來候を見候に付て、役人へ申し候は、「陣立の時分、殿の御供仕らざる儀、拙者は罷成らず候。弓矢八幡、觸狀帳面に判仕らず候間、左樣に心得申さるべく候。これは書物役仕る故にて候はんと存じ候。斯樣に申す儀不屆と候て、役を差迦がるゝは本望、切腹幸にて候。」と申捨て罷立ち候。その後詮議にて仕直し申され候。若き内、力みこれなく候ては罷成らず候。心得有る事の由。

（一）御側長崎御仕組　佐賀藩長崎警備の仕組をいふ（五〇七・九五三參照）。本文は山本常朝の實話で、常朝が御歌書方になつたのは延寶六年廿歲の時、御書物役仰付けられたのは元祿四年三十三歲の時であつた。

一〇八　山本常朝、利發の顏附を直す爲一年間引籠り、常に鏡を見て直す

風體の修行は、不斷鏡を見て直したるがよし。（二）十三歲の時、髮を御立てさせなされ候に付て、一年計り引入り居り候。一門共兼々申し候は、「利發なる面にて候間、頓て仕損じ申すべく候。殿樣別けて御嫌ひなさるゝが、利發めき候者にて候。」と申し候に付て、この節顏附仕直し申すべしと存じ立ち、不斷鏡にて仕直し、一年過ぎて出で候へば、（二）虛勞下地と皆人申し候。これが奉公の基かと存じ候。利發を面に出す者は、諸人請取り申さず候。ゆりすわりて、しかとしたる所のなくては、風體宜しからざるなり。うや〳〵しく、にがみありて、調子靜かなるがよし。

（一）十三歲の時　山本常朝十三歲の時で、寬文十一年である。

（二）虛勞下地　きよらうしたぢ。虛勞とは病後などの衰弱をいふ。虛勞下地とは衰弱氣味の意。

一〇九

火急の場合に分別の仕樣は四誓願に押當て〻見ること

火急の場にて、人に相談もならざる時、分別の仕樣は、四誓願に押當て見れば、其の儘わかるなり。立越えたる事は、いらぬなり。

一一〇

目付役は上に目を付けよ、下々の惡事摘發は却つて害になる

目付役は、大意の心得なくば害になるべきなり。目付を仰付け置かれ候は、御國御治めなさるべきためにて候。殿樣御一人にて端々まで御見聞相叶はせられざるに付、殿樣

の御身持御家老の邪正御仕置の善惡世上の唱へ下々の苦樂を分明に聞召され、御政道を御糺しなさるべきためなり。上に目を付くるが本意なり。然るに、下々の惡事を見出し聞出し、言上致す時、惡事たえず、却つて害になるなり。下々に直なる者稀なり。下々の惡事は御國家の害にはならぬものなり。又究役は、科人の言分立ちて、助かる樣にと思ひて、究むべき事なり。これも畢竟御爲なり。

一一一　諫言は外に知れぬ樣に、主人の非を顯す諫言はわるい

主人に諫言をするに色々あるべし。志の諫言は脇に知れぬ樣にするなり。御氣にさかはぬ樣にして御癖を直し申すものなり。（二）細川賴之が忠義などなり。昔、御道中にて、脇寄遊ばさるべくと仰出され候節、御年寄何某承り、「某一命を捨てゝ申上ぐべく候。段々御延引の上に脇寄など遊ばされ候事、以ての外然るべからず候。」と、諸人に向ひ、「御暇乞仕り候。」と詞を渡し、行水、白帷子下着にて御前へ罷出でられ候が、追附退出、又諸人に向ひ、「拙者申上げ候儀聞召分けられ本望至極、皆樣へ二度御目に懸り候儀、不思議の仕合せ。」など廣言申され候。これ皆主人の非を顯し、我が忠を揚げ、威勢を立つる仕事なり。多分（二）他國者にこれあるなり。

（一）細川賴之が忠義　管領細川賴之が、よく將軍足利義滿を補佐した事を指す。

（二）他國者　こゝでは他國から召抱へられて御年寄役になつた人で、光茂時代に一人、綱茂時代に一人しかなかつた。

一一二　勘定者はすくたるゝもの、死ぬ事を好かぬ故すくたるゝもの

（一）勘定者はすくたるゝ者なり。仔細は、勘定は損得の考するものなれば、常に損得の心絶えざるなり。死は損、生は得なれば、死ぬる事をすかぬ故、すくたるゝものなり。又學問者は才智辯口にて、本體の臆病欲心などを仕かくすものなり。人の見誤る所なり。

（一）勘定者はすくたる　物事を、すべて勘定づくでする者は、卑劣になることを強調したもので、經濟的觀念その物を絶對に排斥する意味ではない。

一一三　追腹御停止は殘念、御慈悲過ぎては奉公人の爲にならぬ

（一）追腹御停止になりてより、殿の御味方する御家來なきなり。幼少にも家督相立てられ候に付て奉公に勵みなし。（二）小々姓相止み候に付て、侍の風俗惡しくなりたり。餘り御慈悲過ぎ候て、奉公人の爲にならず候。今からにても、小々姓は仰付けられたき事なり。十五六にて前髪取り候故、引嗜む事を知らず、呑喰ひ、わる雜談ばかりにて、禁忌の詞、風俗の吟味もせず、隙をもつて徒ら事に染入り、能き奉公人出來ざるなり。小々姓勤め候ひし者、幼小の時より諸役見習ひ、御用に立つべし。（三）副島八右衞門四十二歲、（四）鍋島勘兵衞四十歲にて元服なり。

（一）追腹御停止　佐賀藩では寛文元年七月七日、鍋島光茂追腹を禁じ、同三年五月廿三日、幕府全國に令して殉死を禁じた。（四八六・四八七・四八八・七〇二參照）

（二）小々姓相止み云々　天和元年九月、光茂參覲の時から前髪小々姓を從へることを止めた。

（三）副島八右衞門　名は賴由。勝茂時代物成二百十四石を拜領、寛文十一年六月八日歿。

（四）鍋島勘兵衞　名は房利。十一歳より勝茂の小々姓となり、後光茂の小々姓となつた。元祿五年八月朔日歿。年六十九。

一一四　武士道は死狂ひ、分別が出來ると早後れる、忠孝も此の內

「武士道は死狂ひなり、一人の殺害を數十人して仕かぬるもの。」と、直茂公仰せられ候。本氣にては大業はならず、氣違ひになりて死狂ひするまでなり。又武士道に於て分別出來れば、早後るゝなり。忠も孝も入らず、武道に於ては死狂ひなり。この內に忠孝は自ら籠るべし。

一一五　志田吉之助が言葉の裏「殘らぬ場ならば生きたがまし」

この事、（一）この中も承り候。この度の御話此くの如し。志田吉之助が、「生きても死にても殘らぬ場ならば生きたがまし。」と申し候は、裏を云ひたるものなり。又、「行かうか行くまいかと思ふ所へは、行かぬがよし。」と、この追加に、「喰はうか喰ふまいかと思ふ物は、喰はぬがよし、死なうか死ぬまいかと思ふ時は、死んだがよし。」

（一）この中も承り候（四九參照）

一一六　大難大變に逢うて動轉せぬはいまだし、歡喜踊躍して勇み進め

大難大變に逢うても動轉せぬといふは、まだしきなり。大變に逢うては歡喜踊躍して勇み進むべきなり。一關越えたる所なり。「水增されば船高し。」といふが如し。（一）村岡氏御改め前意見の事。口達。

（一）村岡氏　村岡喜右衞門宣長。後に五兵衞清貞と改めた。彌一兵衞政善の子で、光茂の御祐筆役を勤め、天和二年部屋住中に侍となり、足輕頭、御徒組頭、御年寄役等に進んだ。享保十四年二月廿日歿。年七十六。法名壽山道松。本文は、御改め前卽ち喜右衞門宣長と稱した頃の意見である。

一一七　名人も人我も人、何しに劣るべきかと打向へば道に入る

「名人の上を見聞きて、及ばぬ事と思ふは、ふがひなきことなり。名人も人なり、我も人なり、何しに劣るべきと思ひて、一度打向へば、最早其の道に入りたるなり。十有五にして學に志すところが卽ち聖人なり。後に修行して聖人に成り給ふにはあらず。」と、一鼎に申され候。初發心時辨成正覺ともこれあるなり。

一一八　武士は後れになることを嫌へ、假初にも臆病な事をいふな

武士は萬事に心を附け、少しにても後れになる事を嫌ふべきなり。就中物言ひに不吟味

なれば、「我は臆病なり、其の時は逃げ申すべし、おそろしき、痛い。」などといふことあり。ざれにも、たはぶれにも、寝言にも、たは言にも、いふまじき詞なり。心ある者の聞いては、心の奥推しはかるものなり。豫て吟味して置くべき事なり。

一一九　何より一言が大事、かねての物言で人の心が知られる

一分の武邊を確と我が心に極め置き、疑ひなき様に覺悟すれば、自然の時一番に選び出さるゝ事必定なり。これは折節の仕方物言にて顯るゝものなり。別けて一言が大事なり。我が心を披露する者にてはなし。（一）兼日にて人が知るものなり。口傳。

（一）兼日　平生の意。

一二〇　内外膝を崩さず、物言はねばならぬ事は十言を一言で濟ます

奉公の心掛をする時分、内にても外にても膝を崩したる事なし。物をいはず、言はで叶はざる事は、十言を一言で濟ます様にと心掛けしなり。山崎藏人など斯くの如きなり。

一二一　何ぞ人が人に劣るべきや、病死も二三日はこたへる

首打落させてより、一働きはしかとするものと覺えたり。（一）義貞（二）大野道賢などにて知られたり。何ぞ人が人に劣るべきや。（三）三谷如休は、「病死も二三日はこたへ申すべし。」と申し候なり。口傳。

（一）義貞　新田義貞（二五五參照）。
（二）大野道賢　名は治胤。修理大夫大野治長の末弟で、道犬又は道軒と號した。（二五五・一〇六七參照）。
（三）三谷如休　鍋島勝茂十人御徒歩の隨一であつた。三谷七兵衞胤政の子で、千左衞門政通と稱し、入道して如休と號した。光茂に仕へ、一子松太郎養育の任に當り、元祿十三年光茂逝去の時夫婦共に剃髪、寶永七年九十五歳で歿した。武藝にも通じてゐた。（八二九・九一五參照）。

一二三　分別も久しくすればねまる、武士は七息に分別せよ

古人の詞に、七息思案と云ふことあり。隆信公は、「分別も久しくすればねまる。」と仰せられ候。直茂公は、「萬事しだるきこと十に七つ惡し。武士は物事手取早にするものぞ。」と仰せられ候由。心氣うろ〳〵としたるときは、分別も埒明かず。なづみなく、さわやかに、りんとしたる氣にては、七息に分別すむものなり。胸すわりて、突つ切れたる（二）氣の位なり。口傳。

（一）氣の位　氣の構へ方、氣品、氣位などの意。

一二四　何の能があつても人の好かぬ者は役に立たぬ、人に好かれよ

少し理窟などを合點したる時は、頓て高慢して（一）ふり者と云はれては悦び、我今の世間に合はぬ生附などと云ひて、我が上あらにしと思ふは、天罰あるべきなり。何樣の能事

持ちたりとも、人の好かぬ者は役に立たず。御用に立つ事、奉公する事には好きて、随分へりくだり、朋輩の下に居るを悦ぶ心入の者は、諸人嫌はぬものなり。

（一）一ふり者　一風者又は一器量ある者の意。「さて〳〵一ふりある祕藏の者共」。（三三二参照）

二二四　諸人と懇意にするは諫言の階、我が爲にするのは追從

諫言の道に、我共の位にあらずば、其の位の人に言はせて、御誤直る様にするが大忠なり。此の階の爲に諸人と懇意する所なり。我が爲にすれば追從なり。一方は我等荷なひ申す心入からなり。成程なるものなり。

二二五　善き被官を仕立つるが忠節、人を以て御用に立つるは本望

御家中、よき御被官出來候様に、人を仕立て候事忠節なり。志ある人には指南申すなり。我が持分を人を以て御用に立つるは本望の事なり。

二二六　一家一族の不仲は欲心から、主從仲悪しき事のないが證據

隱居當住、父子、兄弟仲悪しきは、欲心よりおこるなり。主從仲悪しきといふ事のなきが證據なり。

二二七　若い内の立身は効がない、五十位から仕上げたがよい

若き内に立身して御用に立つは、のうぢなきものなり。五十ばかりより、そろ〳〵仕上

げたるがよきなり。其の内は諸人の目に立身遅きと思ふ程なるが、のうぢあるなり。又身上崩しても、志ある者は私曲の事にてこれなきゆゑ、早く直るなり。

二二八

七度浪人せねば誠の奉公人でない、人は起上り人形の様に

浪人などして取亂すは沙汰の限りなり。勝茂公御代の衆は、「七度浪人せねば誠の奉公人にてなし。七轉び八起き。」と（二）口附けに申し候由。（三）成富兵庫など七度浪人の由。起上り人形の様に合點すべきなり。主人も試みに仰付けらるゝ事あるべし。

（一）口附け　口僻。

（二）成富兵庫　直茂 勝茂に仕へた名將成富兵庫助茂安の事。（八三一・註一）

二二九

蝮蛇は七度燒いても本體に返る、我は七生迄も御家の士に

病氣などは氣持から重くなるものなり。我は老後に御用に立つべしとの大願ありしゆゑ、（二）親七十歳の子にて、影ぼしの様にありしかども、（三）一機を以て仕直し、終に病氣出ず。さて（三）婬事を愼み、灸治も間もなく致し候なり。これにて慥に覺えあり。

（四）ひらくちは七度燒いても本體に返ると云ふ事あり。我大願有り、七生迄も御家の士に生れ出でゝ本望を遂ぐべしと、しかと思込み候なり。

（一）親七十歳の子　山本常朝は、山本神右衞門重澄七十歳の子である。

（二）一機　一類の機緣をいふ佛語。こゝは一つの機緣の意味。

(三) 婬事を愼み　(一三九參照)。
(四) ひらくち　まむし。

一三〇　志ある侍は諸朋輩と懇意にする、それは自然の時一働きする爲

直茂公御意の通り、志ある侍は諸朋輩と懇意に寄合ふ筈なり。それ故、侍より足輕迄大分入魂致し置きたり。此の衆は自然の時一働き存じ立ち候が、「主人の御爲に同意あるまじきや。」と申す時、二三といはぬ所、見屆け置きたり。されば、よき家來を持ちたる始なり。御爲になる事なり。

一三一　部下には平生にも言葉をよくして勵ませ、兎角一言が大事

(一) 義經軍歌に、「大將は人に言葉を能くかけよ。」とあり。組被官にても自然の時は申すに及ばず、平生にも、「さても能く仕たり、爰を一つ働き候へ、曲者かな。」と申し候時、身命を惜しまぬものなり。兎角一言が大事のものなり。

(一) 義經軍歌　源義經の軍事に關した和歌を集めたもの。貞享四年橘篤則著「義經百首軍歌」の中に、「大將は人に言葉をよくかけて目を配りつゝかけひきをせよ」といふがある。

一三二　一飯を分けて下人に食はすれば人は持たるゝもの

(一) 山本神右衞門(善忠)兼々申し候は、「侍は人を持つに極り候。何程御用に立つべくと存じ候ても、一人武邊はされぬものなり。金銀は人に借りてもあるものなり、人

は俄になきものなり。兼てよく、人を懇に扶持すべきなり。人を持つ事は、我が口に物を食うてはならず、一飯を分けて下人に食はすれば、人は持たるゝものなり。それ故、『身上通りに神右衛門程人持ち候人はこれなく、神右衛門は我に増したる家來を多く持ち候。』と其の時分取沙汰なり。仕立て候者に御直の侍、手明槍に罷成り候衆數多これある事に候。偖又組頭に仰付けられ候節、『組の者の儀は神右衛門氣に入り候者を新に召抱へ候様に。』と仰付けられ、御切米下され候。皆家來共にて候。勝茂公御月待遊ばされ候時分、(三)寺井の(三)しほゐを取りに遣はされ候。『神右衛門組の者申付け候様に。此の者共は深みに入りて汲むべき者共。』と御意なされ候。斯様に御心附き候ては、志を勤め候はで叶はざる事なり。」

(一) 山本神右衛門　常朝の父重澄(六一・註一)。重澄が組頭になつたのは元和五年三十歳の時である。

(二) 寺井　佐賀郡新北村寺井。

(三) しほゐ　神水。寺井は往昔金立權現(秦の徐福)上陸の地と傳へられてゐる。古來祭事には、こゝの神水を取つてゐた。

一三三　曲者は頼もしきもの、人の落目や難儀の時、頼もしするのが曲者

(一)神右衛門申し候は、「曲者は頼もしきもの、頼もしきものは曲者なり。年來ためし

覺えあり。賴もしきといふは、首尾よき時は入らず、人の落目になり、難儀する時節、くぐり入りて賴もしするが賴もしなり。左樣の人は必定曲者なり。」と。

（一）神右衞門　山本前神右衞門重澄。

一三四　歸參者の心構へ、見ず言はず動かず心の据わりが肝要

何某、歸參仕初めて御目見の時申し候は、「御禮仕り候節、さて〳〵有難き事哉。埋れ候者が、御目見を仕り、冥加の仕合せこれに過ぎず、此の上は身命を擲ち、御用に罷立つべくと觀念有るべく候。此の一心卽ち御心に感應有りて御用に立ち申す事に候。」と申し候。又「御禮前、殿中にて目に物を見ず、口に物を言はずと合點して、すわりたる處を動かず、人の申懸け候とも、十言は一言にて濟まし申すべく候。脇より見て、しつかりと見え申し候。八方を睨め口をたゝき候に付て、內の心が外にちり、うかつげに見ゆるなり。心のすわりと申すものなり。馴れ候程失念有るまじき。」と申し候なり。

一三五　諷刺は災の基、口を嗜む者は用ひられ刑戮をも免かる

少し智慧ある者は、當代を諷するものなり。災の基なり。口をたしなむ者は、善世には用ひられ、惡世には刑戮をまぬかるゝものなり。

一三六　神文には深き祕事がある

神文に深き祕事これ有り候なり。

一三七　中野數馬、七度家臣の助命を諫言して遂に聞入れらる

御意見を申上げ候へば、一倍御こお遊ばされ、却つて害になり候故、御意見申上げず、御無理の事ながら畏まり罷在り候と申され候は、皆言譯なり。一命を捨てゝ申上げ候へば、聞召し分けらるゝものなり。なま皮に申上げられ候故、御氣にさかひ、言出さるゝ半ばにて打崩され、引取る衆計りなり。先年相良求馬御氣にさかひ候。御意見を強く申上げ候に付御立腹なされ、切腹と仰出され、生野織部山崎藏人參り候て、內意申聞けられ候へば、求馬は、「本望至極、さりながら今一事申し殘し、死後迄の殘念に候。各〻年來の御よしみに、此の事を仰上げられ下され候樣に。」と申し候に付て、卽ち兩人より求馬申上げ候趣、御耳に達せられ候。尙々御立腹遊ばさるゝ事にて候ひつる由に候處、「求馬切腹相待ち候樣に。」と仰出され、聞召し分けられ、差免され候。又

（一）中野數馬年寄の時分、（二）羽室清左衞門（三）大隈五太夫（四）江副甚兵衞（五）石井源左衞門（六）石井八郎左衞門御意を背き候に付切腹と仰出され候。其の時綱茂公の御前に數馬罷出で、「右の者共は御助けなされ候樣に。」と申上げ候。公聞召され御立腹なさ

れ、「詮議相極め切腹申付け候に、助くべき道理これありて申す儀に候や。」と御意なされ候。數馬これを承り、「道理は御座なく候。」と申上げ候。道理これなき處に助け候樣にと申す儀不屆の由、御叱りなされ引取り、又罷出で、「右の者共は何卒御助けなされ候樣に。」と申上げ候に付、最前の如く又々御叱りなされ候に付引取り、又罷出で、斯くの如く七度まで同じ事を申上げ候。公聞召され、「道理はこれなき處、七度迄申す事に候間、助くる時節にてあるべし。」と、忽ち思召し直され、御助けなされ候。斯樣の事共數多これあり候なり。

（一）中野數馬　利明。（一七・註二）

（二）羽室清左衞門　名は長英。江戸與力葉室權右衞門貞明の子。姓を羽室と改めた。貞明、妻が光茂の娘お春（伊東出雲守祐實室）の乳人であつた緣によつて延寶八年召抱へられ、是より先、長英は光茂の御側に仕へて下國し、父死去後家督を繼ぎ、着座 江戸御屋敷頭人となつた。元文二年正月六日歿。

（三）大隈五太夫　嘉兵衞孝辰の子。部屋住中浪人し、孝辰の家督は五太夫の子某が相續した。貞享元年歿。法名健隆道勇

（四）江副甚兵衞　名は豐季。初め十右衞門、又甚五兵衞と稱した。太郎右衞門爲豐の次男である。

（五）石井源左衞門　名は正澄。後に佐五右衞門と稱した。石井二男家、彌七左衞門正之の次男である。石井系譜には、九歳の時故あつて人を刺し、後又公の座に於て拔刀し、その才能を惜しまれたが後に沒祿となつた、とある。寶永七年九月三日歿。（八九四參照）

（六）石井八郎左衛門　名は美文。（九〇七・註一）

一三八　我が上を人にいはせて意見を聞くのは人に超越する所以

人に超越する所、我が上を人にいはせて意見を聞く計りなり。並の人は我が一分にて濟ます故、一段越えたる所なし。人に談合する分が一段越えたる所なり。何某役所の書附を相談中され候。我等よりは能く書き調ふる人なり。添削を請はるゝが人より上なり。

一三九　純一無雜、まじり物があつては道でない、奉公武邊一片になれ

修行に於ては、これ迄成就といふ事はなし。成就と思ふ所、その儘道に背くなり。一生の間、不足々々と思ひて、思ひ死するところ、後より見て、成就の人なり。純一無雜に打成り、一片になる事は、なか〳〵一生に成り兼ぬべし。まじり物ありては、道にあらず。奉公武邊一片になること心がくべきなり。

一四〇　物が二つになるのが悪い、武士道一つで他に求むるな

物が二つになるが悪しきなり。武士道一つにて、他に求むることあるべからず。道の字は同じ事なり。然るに、儒道、佛道を聞きて武士道などと云ふは、道に叶はぬところなり。斯くの如く心得て諸道を聞きて、いよ〳〵道に叶ふべし。

一四一　歌の讀方は續けからテニハが大事、不斷の物言に氣を附けよ

歌の讀方に、續けから、てにはが大事なりと云へり。これを思ふに、常々の物言、心を附くべき事なり。

一四二　「この一言が心の花」當座の一言で武勇顯る、治世の勇も詞

武士は當座の一言が大事なり。只一言にて武勇顯るゝなり。治世に勇を顯すは詞なり。亂世にも一言にて剛臆見ゆると見えたり。この一言が心の花なり。口にては言はれぬものなり。

一四三　假にも弱氣はいはぬと覺悟せよ、假初事にも心の奥が見える

武士は假にも弱氣のことを云ふまじ、するまじと、兼々心がくべき事なり。かりそめの事にて、心の奥見ゆるものなり。

一四四　何事も成らぬ事はない、一念起ると天地をも思ひほがす

何事も成らぬといふ事なし。一念起ると、天地をも思ひほがすものなり。成らぬといふ事なし。人がかひなき故、思ひ立ち得ぬなり。力をも入れずして、天地を動かすといふも、只一心の事なり。

一四五　「禮に腰折れず恐惶に筆つひえず」別隔てなく禮々しきがよい

(一)「禮に腰折れず、恐惶に筆つひえず。」と申す事、(二)親神右衞門常に申し候。當時

の人は禮がすくなき故、（三）うつかりとも見え、風體悪しく候。別隔てなく禮々しきがよし。又長座の時は、始と終に深く禮をして、中は座の宜しきに隨ふべし。相應に禮をすると思へば不足にあるなり。近代の衆は無禮調子早になりたり。

（一）「禮に腰折れず、恐惶に筆つひえず。」　いくら丁寧にお辭儀をしても腰が折れることはない。又手紙の恐惶謹言は、よくぞんざいに書くが、本文通りに丁寧に書いたからといつて、筆が磨切れることはない、との意味で、禮儀の重んずべき事を教へた言葉。常朝の言葉に「侍たる者は、まづ禮儀正しきこそうつくしけれ」（五八參照）といふのがある。（一二一八參照）。

（二）親神右衞門　山本常朝の父神右衞門重澄。本文、常朝の談話である。

（三）うつかり　ぼんやり。

一四六　「内は犬の皮、外は虎の皮」士は外目を嗜み内に始末せよ

「奉公人は喰はねども空楊枝、（一）内は犬の皮外は虎の皮。」と云ふ事、これ又神右衞門常常申し候。士は外めをたしなみ、内は費なき樣にすべきなり。多分逆になるなり。

（一）内は犬の皮外は虎の皮　（六一・一二一八參照）。

一四七　藝能に上手な人は只一偏に貪著する爲で何の役にも立たぬ

藝能に上手といはるゝ人は、馬鹿風の者なり。これは、唯一偏に貪著する愚痴ゆゑ、餘念なくて上手になるなり。何の役にもたゝぬものなり。

一四八　人に意見を賴み、我が非を知つて道を探促する者は御國の寶

聖君賢君と申すは、諫言を聞召さるゝ計りなり。その時、御家中力を出し、何事がな申し上げ、何事がな御用に立つべしと思ふゆゑ、御家治まるなり。士は諸朋輩に頼もしく寄合ひ、中にも智慧有る人に我が身の上の意見を頼み、我が非を知つて一生道を探促する者は、御國の寶となるなり。

一四九　四十より內は强く、五十になる頃からおとなしいのがよい

四十より內は强みたるがよし。五十に及ぶ頃より、おとなしく成りたるが相應なり。

一五〇　取合ひ話は夫れ相應がよい、善い事も不相應な話は興が無い

人に（一）取合ひ話などするは、それ〳〵相應がよきなり。よき事とて、合はぬ事を云うては無興のものなり。

（一）取合ひ話　交渉。談判。

一五一　御前近き忠義の出頭人には親しくせよ、何事も皆主人の御爲

御前近き出頭人には親しく仕るべき事なり。我が爲にすれば追從なり。何ぞ申上げ度き事ある時の階なり。尤も其の人忠義の志なき人ならば無用なり。何事も皆主人の御爲なり。

一五二　人の意見は深く請入れ、云ひやすい樣にして意見させよ

人の意見を申す時は、役に立たぬ事にても、忝しと深く請合ひ申すべきなり。左様に仕らず候へば、重ねて見附け聞附けたる事をもいはぬものなり。何卒心安く意見をいひよき様に仕なして、人に云はするがよきなり。

一五三　諫言意見の仕様は和の道、熟談でなければ用に立たぬ

諫言の仕様が第一なり。何もかも御揃ひなされ候様にと存じ候て申上げ候へば、御用ひなされず、却つて害になるなり。御慰みの事などは如何様に遊ばされ候ても苦しからず候。下々安穏に御座候様に、御家中の者御奉公に進み申し候様にと思召され候へば、下より御用に立ち度くと存じ候に付て、御國家治まる儀に候。これは御苦労になり申す事にてもこれなく候と申上げ候はゞ、御得心遊ばさるべく候。諫言意見は和の道、熟談にてなければ用に立たず、屹としたる申分などにては當り合ひになりて、安き事も直らぬものなり。

一五四　教訓に從ふ人は稀、道を知つた人には馴れ近づいて教訓を受けよ

世に教訓する人は多し、教訓を悦ぶ人は少し。況して教訓に從ふ人は稀なり。年三十も越えたる者は、教訓する人もなし。教訓の道ふさがりて、我が儘なる故、一生非を重ね、愚を增して、すたるなり。道を知れる人には、何卒馴れ近づきて、教訓を受くべき事な

り。

一五五　名利薄き士は多分似而非者、高慢して今日の用には立たぬ

名利薄き士は、多分えせものになりて人を謗り、高慢して役に立たず。名利深き者には劣るなり。今日の用に立たざるなり。

一五六　大器は晩成、奉公も急ぐ心があると輕薄になつて後指さゝれる

大器は晩成といふ事あり。二十年三十年して仕果する事にならでは、大功はなきものなり。奉公も急ぐ心ある時、我が役の外に推參し、（二若巧者といはれ、乘氣さし、（三がさつに見え、出來したて功者振りをし、追從輕薄の心出來、後指さゝるゝなり。修行には骨を折り、立身する事は人より引立てらるゝものならでは、用に立たざるなり。

（一）若巧者　わかかうしや。若手の敏腕家。
（二）がさつ　無作法、粗暴。

一五七　役を手に入れ、毎日主君の御前と思うて大切に勤めよ

一役を勤むるものは、其の役の肝要を詮議して今日ばかりと思ひ、念を入れ、主君の御前と思ひ、大切にすれば誤なきなり。役を勤めて本意を達すといふ事あり。其の役を手に入るべきなり。

一五八　氣に食はぬとて役を斷るは逆心同然、理非に構はず畏まるべし

不氣味なる事ありとて、役斷り、引取りなどする事は、御譜代相傳の身として、主君を後になし、逆心同然なり。他國の侍は不氣味なる時、引取るを（一）たてばにするなり。仰付けとさへあらば、理非に構はず畏まり、さて氣に叶はざる事は、いつまでも〳〵訴訟をすべし。

（一）たてば　たてまへ。

一五九　楠木正成兵庫記に曰く「謀略にも降參はせぬもの」

楠木正成兵庫記の中に、「降參と云ふことは、謀にても君のためにても、武士のせざることなり。」とあり。忠臣は斯くの如くあるべきことなり。

一六〇　奉公人は唯奉公に好きたるがよし、心ならず仕損ずるは戰死同然

奉公人は唯奉公に好きたるがよきなり。又大役などを危き事と思ひ、引取りたがるは逃尻、すくたれ者なり。其の役に指されて、心ならず仕損ずるは、（一）虎口の討死同然なり。

（一）虎口の討死　戰死。（二七七・註二）

一六一　役儀を見立て好みして我が爲に勤むる者は滅亡する

役儀を見立て好み、主君頭人の氣風をはかり、我が爲に勤むる者は、たとへ十度圖りて

當るとも、一度圖りて迦したる時、滅亡して汚な崩しをするなり。手前に一定したる忠心なく、私曲邪曾の深きよりする事なり。

一六二　常に武勇の人に乘越えんと心掛け、何某に劣るまじと思へ

一門同組に介錯捕物などと武士道にかゝりたる事ある時、我に續く者なきやうに、平生覺悟して置けば、自然の時、人の目にもかゝるものなり。常に、武勇の人に乘越えんと心掛け、何某に劣るまじきと思ひて、勇氣を修すべきなり。

一六三　戰場では人に先を越さるな、死骸は敵に向くやうに

戰場にては、人に先を越されじと思ひ、敵陣を打破り度しとのみ心掛くる時、人におくれず、心氣たけくなり、武勇を顯す由、古老申し傳へ候なり。又討死したる時、敵方に死骸向きて居るやうにと覺悟すべきなり。

一六四　諸人一和、自然の時の事を思ひ出會ふ度毎によく會釋せよ

諸人一和して、天道に任せて居れば心安きなり。一和せぬは、大義を調へても忠義にあらず。朋輩と仲悪しく、かりそめの出會にも顔出し悪しく、すね言のみ云ふは、胸量狹き愚痴より出づるなり。自然の時の事を思うて、心に叶はぬ事ありとも、出會ふ度毎に會釋よく他事なく、幾度にても飽かぬ樣に、心を附けて取合ふべし。又無常の世の中、今の事

も知れず。人に悪しく思はれて果すは詮なき事なり。但し責僧輕薄は見苦しきなり。是れは我が爲にする故なり。又人を先に立て、伊ふ心なく、禮儀を亂さず、へり下りて、我が爲の悪しくても、人の爲によき樣にすれば、いつも初參會の樣にて、仲悪しくなることなし。婚禮も作法も、別の道なし。終を愼む事始の如くならば、不和の儀あるべからざるなり。

一六五　人より一段立ち上りて見よ、志深き者は欺さるゝが嬉しきもの

何事も人よりは一段立ち上りて見ねばならず。同じあたりにぐどつきて、がたひしと當り合ひになる故はつきりとしたる事なし。何某身上崩しの事を諸人噺り申し候故、「苦しからざる事にて候に、不運にて殘念の事。」と申し候。又、「御主人の御懇も御だましにて候故、有難くも存ぜず。」と申す人候故、「さて〳〵不當介の人かな、志深き者はだまさるゝが一入嬉しきものにて候。」と、申し聞け候なり。

一六六　利發で萬事を押附ける、根本を見屆ける力の人がない

何和尙は、利發にて萬事を押附けて濟まし申され候。今、日本に手向ひ申す出家なし。替りたる事少しもなし。大根を見屆くる力ある人なきものなり。

一六七　爲になる話を聞く人がない、一ぱいに話すと回される

よき人は無きものにて候。功になる話を聞く人さへなし。まして修行する人はなし。

此の前より方々にて數人出會ひ申し候に、皆加減して話し申し候。一ぱいを話し候はば（二）きらし申さるべく候。

（一）きらす　避ける、回す、席をはづす、厭がつて聽かうとせぬなどの意。他動四段活動詞。「きらひ」（嫌ひ）とある寫本もあるが、孝白本に「きらし」とあるに據る。

一六八　老耄は得方にするもの、山本常朝殿樣十三年忌限りに禁足

老耄は得方にするものと覺えたり。氣力強き內は差引をして隱し果すれども、衰へたる時、本體の得方が出で、恥しきものなり。色品こそかはれ、六十に及ぶ人の老耄せぬはなし。せぬと思ふところが早老耄なり。（二）一鼎は理窟老耄と覺えたり。（三）我一人して御家は抱へとむるとて、歷々方へ老いぼれたる形にて、駈け廻り入魂を仕られ候。諸人尤もと存ずる事にて候。今思へば老耄なり。我等がよき手本老氣身に覺え候に付て、御寺へも（三）御十三年忌限りに不參仕り、彌〻禁足に極めたり。先を積らねばならぬものなり。

（一）一鼎　石田一鼎（解說參照）。一鼎は元祿六年六十五歲で歿した。此の時常朝三十五歲。

（二）我一人して御家は抱へ留む　この語や、「我一人して御家を荷なふ」「一人被官」など、我一人といふ信念は山本常朝の心魂にも徹してゐた（一・二八一・三二五參照）。こゝは、年寄つてからは餘り出ないがよいといふのである。（四二參照）

（三）御十三年忌　藩主光茂（乘輪院、元祿十三年五月十六日逝去）の年忌。常朝手記の年譜、正

德二年（五十四歳）の條に、「五月十六日乘輪院樣御十三回御法事漸讀千部の事。乘輪院樣御逝去以來、御十三年忌迄毎月忌日に不怠高傳寺參詣仕候へ共、段々老衰仕下山歩行難儀御座候に付、月參の儀此節迄に相仕廻候。」とある。黒土原草庵から高傳寺迄は四里近くの道のりである。

一六九　新儀には悪事が出來る、功者の衆は悪事の基

新儀と云ふは、よき事にても悪事出來るものなり。先年御參勤前、御側年寄など詮議にて、此度將軍宣下に、御能に人多く入り申し候間、御馬廻組の手明槍侍役をさせ、兼々御見知り成さるゝ爲にもよく候とて、數人召連れ候樣仕られ候。功者の衆は悪事の基と申し候が、爭論出來、御部屋附羽室大隈など五人浪人仕り候。又侍御見知り成さるゝ爲とて、究役二十人申付けられ候。それより究役の隙これ無き程に悪事多く候。

一七〇　枝葉の事が結句大事、少しの事にも振りの善悪がある

本筋をさへ立てはづさぬ樣にすれば、枝葉の内には、飛手をも案外の事をもして苦しからざるなり。枝葉の事に結句大事はあるなり。少しの事に、ふりのよしあしなるなり。

一七一　四十にして惑はずとは孔子ばかりでない、賢愚共に功が入る

（二）龍泰寺の話に、上方にて易者申し候は、御出家方にても、四十より内の立身無用に

て候。誤有るものにて候。四十にして惑はずと云ふは、孔子の上ばかりにてはなし。賢愚共に四十になれば、たけ〳〵相應に功の入りて惑はぬものとなり。

（一）龍泰寺　曹洞宗。本尊觀世音菩薩。佐賀市赤松町龍泰寺小路にある名刹。永祿六年八月、龍造寺隆信が周防國龍文寺要室和尚を請じて開基した寺で、代々龍造寺氏の菩提寺であつたが、明治初年龍造寺氏の墓は悉く高傳寺に遷された。舊藩時代曹洞十二ケ寺の一で、今、大隈侯爵家の菩提寺である。本文、龍泰寺第何世住持であるかわからない。

一七二　敵を討取つたよりも、主君の爲に死んだが手柄、佐藤繼信が手本武邊は、敵を討取りたるよりは、主の爲に死にたるが手柄なり。（一）繼信が忠義に知られたり。

（一）繼信が忠義　屋島の戰に、佐藤繼信が源義經の矢面を遮つて敵の矢に中り、討死した事をいふ。（一一六二參照）

一七三　一日の事を案じて見れば云ひ損ひ仕損ひの無い日はない

若き時分、殘念記と名づけて、其の日〳〵の誤を書附けて見たるに、二十三十なき日はなし。果てもなく候。故止めたり。今にも一日の事を寢てから案じて見れば、云ひそこなひ、仕そこなひのなき日はなし。さても成らぬものなり。利發任せにする人は、了簡におよばざることなり。

一七四　書物を讀むには腹で讀むがよい、音讀すると聲が續かぬ物を讀むは、腹にて讀みたるがよし。口にて讀めば聲が續かずと、式部に指南なり。

一七五　順境には自慢と奢りが危險、よき時進む者は惡しき時草臥れる仕合せよき時分、自慢と奢りがあぶなきなり。其の時は、日頃の（二）一ばへつゝしまねば、追附かざるなり、よき時進む者は、惡しき時草臥るゝものなり。

（二）一ばへ　一倍。

一七六　忠臣は孝子の門に尋ねよ、孝行に精出す人は稀である

忠臣は孝子の門に尋ねよとあり。隨分心を盡して孝行すべき事なり。亡き後にて殘り多きことあるべし。奉公に精を出す人は自然にはあれども、孝行に精出す人は稀なり。忠孝と云ふは、無理なる人、無理なる親にてなくば知れまじきなり。よき者には他人も懇にするなり。松柏は霜後に顯るゝとなり。（二）元政法師は夜明に魚の棚に行きて、苞を衣の內に隱し、母に進められたりとあり。案じて見ても、常態のことにてなし。

（一）元政法師　德川初期時代の高僧。俗稱石井吉兵衞。京都の人。彦根侯井伊直孝に仕へ、後妙顯寺日豐上人に就いて剃髮得度した。爾來深草瑞光寺に在つて誦經三昧に入り、片時も袈裟を解くことがなかつた。博覽强記、文章和歌を善くし、又國學茶道に通じ、而かも持律甚だ嚴正で、德望一世に高く、世に深草の元政と喧傳された。熊澤蕃山と親交があり、老父母に仕へて至孝で

あつた。寛文八年二月十八日寂。年四十六。著書頗る多い。葉隱の出來た時から、五十年計り前の人である。（一〇八一灼艾ノ吟參照）。

一七七　物を書くにも紙と筆と思ひ合ふ樣に、はなれ〴〵になるな

物を書くは、紙と筆と思ひ合ふ樣になるが、上りたるなりと、一鼎申され候。はなればなれになりたがるなり。

一七八　殿樣の文庫から書物を出す時に、蓋を明けると丁子の香

（一）文庫より書物を出し給ふ。明け候へば、丁子の香いたしたり。

（一）文庫より云々　本文簡略であるが、藩主鍋島光茂の事であらう。「給ふ」は殿樣の場合に用ふる言葉である。これは、山本常朝の實感で、「殿樣の御嗜」と共に、ゆかしい極みである。本文は山本本に據つたもので、孝白本には「丁子の香いたし候なり。」とある。

一七九　君父の御爲又諸人　子孫の爲にするが大慈悲、慈悲は智勇の本

大氣と云ふは、大慈悲の義なり。神詠

慈悲の目ににくしと思ふ人あらじ科のあるをばなほもあはれめ

廣く大なること限りなし。普くと云ふところなり。上古三國の聖衆を、今日まで崇め奉るも、慈悲の廣く至るところなり。何事も、君父の御爲、又は諸人の爲、子孫の爲とすべし。これ大慈悲なり。慈悲より出づる智勇が本の物なり。慈悲の爲に罰し、慈悲の爲

に働く故、強く正しきこと限りなし。我が爲にするは、狹く小さく小氣なり。惡事となるなり。勇智の事は、此の前得心せり。慈悲の事は、頃日篤と手に入りたり。家康公仰せに、「諸人を子の如く思ふ時、諸人また、我を親の如く思ふ故、天下泰平の基は慈悲なり。」と。又寄親組子と申す事、親子の因み、一和の心を附けたる名かと思はれ候。直茂公、「理非を糺す者は、人罰に落つるなり。」と仰せられ候も慈悲なるべし。無盡なる事味はふべし。「道理の外に理あり。」と仰せられ候は、慈悲よりの御簡條かと存ぜられ候。と精に入りて御話なり。

一八〇 奉公人の利發なのはのだゝぬ、けれどもふうけよりはまし

湛然和尙御申し候。奉公人の利發なるは、(一)のだたぬものなり。されども、(二)ふうけの、人に成りたる事はなしと。

(一) のだつ　伸び立つ。成長の意から出た語で、こゝは立身出世の意。或寫本には、「のたらぬ」とある。

(二) ふうけ　呆氣の意か。阿呆の方言で、「ふうけもん」ともいふ。馬鹿野郎などの罵詈の意味にも用ひる。

一八一 衆道の情も一生一人、武士は二道せずに武道を勵め

(一)式部に意見あり。若年の時、(二)衆道にて多分一生の恥になる事あり。心得なくして

は危ふきなり。言ひ聞かする人が無きものなり。大意を申すべし。貞女両夫にまみえずと心得べし。情は一生一人のものなり。さなければ（三）野郎かげまに同じく、へらはり女にひとし。是は武士の恥なり。「（四）念友のなき（五）前髪は（六）縁夫もたぬ女にひとし。」と西鶴が書きしは名文なり。人がなぶりたがるものなり。念友は五年程試みて志を見届けたらば、此方よりも頼むべし。浮氣者は根に入らず、後は見はなすものなり。互に命を捨つる後見なれば、よく〳〵性根を見届くべきなり。くねる者あらば「障あり」と云うて、手強く振り切るべし。「障は」とあらば、「それは命の内に申すべしや。」と云ひ、むたいに申さば腹立て、無理ならば切り捨つべし。又男の方は、若衆の心底を見届くること前に同じ。命を抛ちて五六年はまれば、叶はぬと云ふ事なし。尤も二道すべからず。武道を闕むべし。爰にて武士道となるなり。

（一）式部　不詳。中野數馬利明は初め式部といつたが、別人であらう。
（二）衆道　しゆだう。男色。（八五五參照）
（三）野郎かげま　男娼。
（四）念友　衆道の友で、特にその兄分をいふ。にせ。
（五）前髪　元祿時代若衆の稱。
（六）縁夫　江戸時代婚約の夫の稱。

一八二　衆道の得心は「好いて好かぬもの」、命は主君に奉るもの

（一）星野了哲は、御國衆道の元祖なり。弟子多しと雖も、皆一つづゝを傳へたり。（二）枝吉氏は理を得られ候。江戸御供の時、了哲暇乞に、「若衆好きの得心いかゞ。」と申し候へば、枝吉答に、「すいてすかぬもの。」と申され候。了哲悦び、「其方を夫れだけになさんとて、多年骨を折りたり。」と申され候。後年、枝吉に其の心を問ふ人あり。枝吉申され候は、「命を捨つるが衆道の至極なり。さなければ恥になるなり。然れば主に奉る命なし。それ故、好きて好かぬものと覺え候」由。

（一）星野了哲　星野源兵衞重之。先祖は後三條院の皇子輔仁親王三代の孫藏人助能で、高倉院の御宇勅定を蒙つて笛役となり、叡感あつて筑後國上妻郡川崎同郡黒木生葉郡星野を領し、嫡子助堯は川崎、次男家實は星野、三男助實は黒木を領して各〻其の姓とした。家實十二代の孫星野中務大夫鎭胤の嫡子長虎丸五歳の時、父鎭胤戰死の爲豊太閤から鍋島直茂に預けられ、後家臣となり、星野源兵衞親之と稱した。重之はその嫡子である。延寶八年歿。享年七十四。法名泰譽了哲。

（二）枝吉氏　枝吉三郎右衞門順恒の事。鍋島市正直賡の子で、枝吉利左衞門順之（三四三・註三）の養子となり、元祿七年肥筑兩藩脊振山爭論の際勳功を立て請役相談人となつた。石田一鼎の門人で、學者として知られ、鍋島普周竹田權右衞門等と共に、藩の記錄編纂に携つたこともある。元祿十六年十二月歿。年五十五。法名了軒義譽。或時、三郎右衞門少年の頃藩主光茂の前で、巾着を落し、中に衆道の書附があつたので、光茂は

老いぬれば布袋にはあらで子供數寄福を枝吉惠比須三郎

の狂歌を詠んで與へた。三郎右衞門は、體よく左の返歌を差上げた。

おん惠み身にあまりぬるうれしさをせばき袖にはつゝみかねつる

一八三　御小姓中島山三、百武次郎兵衞方に駈込み心底を見て契る

(一)中島山三殿は、(二)政家公の御小姓なり。船中にて死去、(三)高尾竈王院に墓あり。中島甚五左衞門の先祖なり。或者戀の叶はぬを遺恨に存じ、(四)「七つ過ぎれば、二合半戀し。」と云ふ小歌を教へ申し候。御座にて諷し申され候。古今無雙の(五)少人と譽め申し候由。勝茂公も御執心御座候由。御出仕の時分、山三殿通りがけに御膝に足さわる。則ち居さがり、御膝を押へ、御斷申上げられ候となり。或夜、(六)百武次郎兵衞辻の堂屋敷に山三殿參られ、申し入れられ候に付て、次郎兵衞驚き駈け出で、外にて出合ひ、(七)「御前の憚り、外見共に宜しからず、則ち御歸り候樣。」と申し候。山三殿申され候は、「唯今遁れぬ行懸りにて、三人切捨て、卽座の切腹は殘念の事に候。故仔細を申上げてよりと存じ、其の間の命、御自分を見立て、御近附にてもなく候へども、御賴み致す。」となり。次郎兵衞胸をさまり、「私を人と思召し御賴み、過分至極に候。御心安く候へ。內に入り身仕度も少しのおくれ、直に。」とこれ有り、(八)けなりにて伴なひ、先づ筑前の方へと志し、(九)都渡城迄、手を引いたり負うたりして、夜明に山中に入りて

隠す。其の時、「此の事僞にて、御心底見届け申し候。」と、契りせられしなり。其の前二年の間、次郎兵衛懈怠なく、山三殿登城の道筋の橋に通り合はせ、下城にも通り合はせ、毎日見送りしとなり。

(一) 中島山三　九郎兵衛信晴の子で三左と稱した。名古屋山三に擬へて山三とも書いたのであらう。慶長九年政家の嫡子高房參覲御供の途中備後鞆の海上で病死した。一説には毒殺されたとも傳へられる。年十七。法名梅心玄鐵。

(二) 政家公　龍造寺政家。隆信の嫡子で。初め太郎四郎、次で民部大輔 之家 鎭賢と稱し、天正八年隆信隱居と共に家督を繼ぎ、翌九年政家と改め、同十六年從四位下侍從、羽柴豐臣名字並に桐菊御紋拜領、同十八年家督を嫡子高房に讓り、國政を鍋島直茂に委ねて佐賀郡久保田に隱居した。慶長十二年十月二日歿。年五十二。法名龍洞院殿大雲宗長大居士。龍泰寺に葬つたが、明治維新後高傳寺に改葬された。前室は有馬義統入道仙岩女（天正十七年三月廿五日歿。法名清鏡院知圓妙姓大姉）。後室は後藤伯耆守貴明女（慶長十八年七月廿八日歿。法名芳春院梅室妙林大姉）。

(三) 高尾龕王院　佐賀市外巨勢村高尾にある。淨土宗。

(四) 七つ過ぎれば二合半戀し　德川時代寬永以前の下級武士の食事は一日二食で、一食二合半の定めであつたから、今の午後四時の七つ時が過ぎると食事の二合半が戀しい、との意で、又二合半は「ごなから」と訓むので、少年に通はせたものか、或は二合半を三左の緣語に取つたものか、衆道に言ひ掛けて諷したものであらう。

(五) 少人　美少年。若衆。

(六) 百武次郎兵衛　名は政長。初名玉右衛門。志摩守賢兼（一二一二・註二）の弟平左衛門兼政の子である。慶長十一年三の丸に男女十數名の密通事件（三六四參照）があつた時捕手を仰付けら

れた。寛文八年十一月六日歿。

（七）御前の憚り　御前への遠慮。當時御小姓に對する風紀は頗る嚴重であつた。（九五六、田崎外記切腹參照）

（八）けなりにて伴なひ　「けなり」は平服。ふだん着の儘で同行した事。又、形容詞「けなりい」は羨ましい事で、此の場合、他人に羨ましがられるやうな樣子で、連立つて行つた事にも聯想される。二人は戸外で立話をし、家に入つて仕度するのも少しの遲れになるといふので、其の儘同行したのである。（一八一念友參照）

（九）都渡城　佐賀郡春日　松梅兩村に跨る川上村沿岸の部落。佐賀城下から三里餘。

一八四　石田一鼎曰く、「善き事とは一口にいへば苦痛をこらふる事」一鼎申され候は、「よき事をするとは何事ぞといふに、一口にいへば苦痛さこらふる事なり。苦をこらへぬは皆惡しき事なり。」と。

一八五　大人は詞すくなきもの、日門樣返言は只「丹後守へよき樣に」

大人は詞すくなきものなり。（一）日門樣へ、（二）一雲御使者に參られ候時、御面談にて御返言、只（三）「丹後守へよき樣に。」とばかり仰せられ候。

（一）日門樣　不詳。光茂の尊屬親に、かういふ法號の人は見當らない。公卿又は幕府筋の人かとも思はれるが、判然しない。

（二）一雲　鍋島彌平左衞門嵩就。神代（長崎縣南高來郡神代）邑主で、初名平八郎　中務、入道して一雲と號した。光茂時代御年寄役　加判家老を勤めた。鍋島直茂の兄豐前守房義（信房）の後裔で

父は鍋島隼人佐孝顯、母は龍造寺政家の女（清光院）である。元祿十四年七月廿四日歿。年七十八。法名一雲了得。墓は長崎縣南高來郡神代村常春寺にある。

（三）丹後守　鍋島光茂。

一八六　四十迄は強みが第一、過ぎても強みなければ響きがない

四十歳より内は、智慧分別をのけ、強み過ぐる程がよし。人により、身の程により、四十過ぎても、強みなければ響きなきものなり。

一八七　中野數馬、組衆病氣の時は御城よりの歸途毎日これを見舞ふ

物頭などは、組衆に親切にあるべき事なり。中野數馬（利明）大役にて、隙これなく候に付て、終に組衆の所へ參り候事これなく候。然れども組衆病氣か、何事ぞこれある時は、御城より歸りに、毎日見舞ひ申し候。それ故、組中思附き候なり。

一八八　旅先から細々と手紙、この心入が人より上のところ

何某、今度江戸出御一宿より、細書を差越され候。取紛れの時分は、大方無沙汰をするものなるが、斯樣に心の入りまはりたる分が、人より上の所なり。

一八九　武士の意地は過ぐる程に、仕過すと思へば迦れがない

古老の評判に、武士の意地を立つることは、過ぐる程にするものなり。よき加減にして

置きたることは後日の評判に不足出來るものなり。仕過すと思ひてしたるとき、迦れなしと承り候。斯樣の儀失念すまじきことなり。

一九〇　時機を逸するとだるみができる、武道は率忽に無二無三に打果すと、はまりたる事ある時、たとへば直に行きては仕果せがたし、遠けれども此の道を廻りて行くべしなんどと思はぬものなり。手延びになりて、心にだるみ出來る故、大かた仕屆けず。或人、（一）川上御經の內、渡船にて小姓酒狂にて船頭とからかひ、向へ上りて、小姓刀を抜き候を、船頭竿にて頭を打ち申し候。その時、あたりの船頭共、櫂を提げ駈集り、打ちひしぎ申すべしと仕り候。然るに、主人は知らぬ振りにて通られ候。小姓一人走り歸り、船頭共へ斷りを言ひ、申し宥め連れ歸り候。その晩、右酒狂の者大小を取拂ひ申され候由、承り候。まづ船中にて酒狂者を呵り、船頭を宥めざるところ不足なり。又無理にても頭を打たれてからは、斷りどころにてなし。斷り言ふ振りにて近寄り、相手の船頭打捨て、酒狂者も打捨つべき所なり。主人はふがひなしなり。

（一）川上御經　佐賀郡川上村實相院の御經會で、寛治元年僧圓尋の創始である。毎年三月五日から十五日まで盛大に行はれた。今も毎年四月十日から廿日まで年中行事として催される。御經の內とは其の期間中のこと。

一九一　十三から六十までは出陣、それ故古人は年を隠した

古人の覺悟は深き事なり。十三以上六十以下出陣と云ふ事あり。それ故に、古老は年をかくすといへり。

一九二　側近者の様子で主君が知れる、諫言は即時、落魄者を憐め

或人覺悟の體覺書に、主君の身邊勤むる者は別けて身持覺悟愼むべきことなり。御側の者の様子を見て、主人のたけを人が積るものなり。又諫言は時を移さず申上ぐべきことなり。今は御機嫌悪し、序でになどと思うて居る内に、不圖御誤もあるべきことなり。又科人をわろく云ふは不義理の事なり。仰出濟みて後も、其の者に理を附け、少しづゝもよき様に云ひなせば、歸參も早きものなり。又仕合せよき人には、無音しても苦しからず、落ちぶれたる者には隨分不憫を加へ、何とぞ立直す様に致すべきこと、侍の義理なりと、これあり候なり。

一九三　清廉も眞の志からせねば初心に見える、踏張れば名を取る

何某、今の役にて音物を受けず、其の上返したる時、據所無くして家來共が潜かに留置くも心許なしとて、時々に手形をとらせ候由。其の外（一）一惣取入、云入、賴事ならず、今、日の出のきけ役と、佐嘉中取沙汰の由に候。初心なる事にて候。欲深にはましな

れども、眞の志にはあらず、我が身立ち候仕方なり。今時、此の分する衆もなき故、沙汰をすると見えたり。少し踏張れば、名を取る事などは安きものなり。欲は內心に離れ、目に立たぬ樣にするが、ならぬものなり。

（一）一惣　すべて。皆。一双と書いた寫本もある。

一九四　大事には身を捨て、懸れ、よく仕ようと思へば仕損ずる

我が身にかゝりたる重きことは、一分の分別にて地盤をする、無二無三に踏破りて、仕てのかねば、埒明かぬものなり。大事の場を人に談合しては、見限らるゝ事多く、人が有體には云はぬものなり。斯樣の時が、我が分別入るものなり。兎角氣違ひと極めて、身を捨つるに片附くれば濟むなり。此の節、よく仕ようと思へば、早迷ひが出來て、多分仕損ずるなり。多くは味方の人の、此方の爲を思ふ人より轉ぜられ、引きくさらかさるゝ事あり。出家願の時の樣なる事に候なり。

一九五　殿樣を大切に思ふ事は、我に續くものはあるまい

當春（一）權之丞處へ、（二）初入り致し候時、「去る暮より（三）出米休息にて、八月迄は隊を持ち申し候間、此の間（四）一字一石など書き申すべし。」と申し候に付、意見申し候は、「第一隊なき時節にてこそあれ、當九月に人並に勤めに出ては本望にてなし。出米

休息の内に、選び出されてこそ嬉しかるべけれ。然れば唯今が（五）一チ隙なき時なり。有無、出米の内に選び出さるべきと、粉骨相はまり候へば、其の儘叶ひ申すものなり。これは我等覺えある事なり。十二歳より髪を立て候様にと仰付けられ引入り、十四歳迄無奉公にて居り申し候。然る處、（六）御兩殿様御下國御行列を拜し奉り、頻りに奉公仕り度く存じ候に付、（七）巨勢宮に參詣致し、當年五月朔日に召出され候様にと、願を懸け申し候。（八）誠に不思議の事にて、四月晦日に、明朔日より相勤め候様にと仰付られ候。其の後若殿様御前に罷出で度く、いつそ御出での折懸合ひ申すべしと、夜晝心懸け居り申し候處、或夜若殿様御出成され候間、小々姓罷出で候様にと申し來り、早速罷出で候へば、さても早く罷出で候。外に出合ひ候者一人もなく候。よく罷出で候と、呉れ〳〵御意成され候。此の時の有難さ今に忘れず候。一念志し候へば叶はぬと云ふ事なきものなり。」と申し候處、今度權之丞出米内に御使者仰付けられ、一家の者不思議と申す事に候。若年の頃より見懸りの拙者に候へば、御用に立つ事もなく、出頭人などを見て羨ましき時も候へども、殿様を大切に思ふ事は、我には續き申すまじと存じ出し、これ一つにて心を慰め、小身無束をも打忘れ、勤め申し候。案の如く、御卒去の時我等一人にて御外聞取りたり。

(一) 權之丞　名は常俊。實は富永琳庵良朝の弟で、山本常朝の養嗣子。初名吉三郎。元祿十五年九月二日常朝の女お竹と婚禮。寶永六年權之丞と改めた。正德五年十一月廿九日江戸に於て病死。年三十八。法名智叟全勇。八戸龍雲寺に葬つた。

(二) 初入り　新年に初めて行くこと。今も、方言に「はつイ」(イはリの訛)といふ。

(三) 出米休息　俸祿を受けながら休息すること。今日の待命休職のやうな事であらう。出米とは祿高を減少される事である。

(四) 一字一石　一つの小石に一字づゝ經文を書くこと。寶永七年六月廿三日お竹死去(法名慈山玉雲大姉)。權之丞は亡妻菩提の爲、法華經一字一石三の卷までを寫經し正德五年五月江戸御留守御使者番となつて江戸に上り、同年十一月廿九日江戸で病死した。そこで常朝夫妻は、同年お竹(慈山玉雲)七年忌に際し、權之丞夫妻菩提の爲、書き殘りの一字一石を完成し、龍雲寺の墓前に之を埋めて一字一石塔を建てた。此の塔は、今も同所にあつて「大乘妙典一字一石全部智叟全勇居士慈山玉雲大姉爲順證菩提也」と記され、側面には「正德六丙申天六月廿三日施主旭山常朝柏玄貞松」とある。

(五) 一チ　一番に、最も。

(六) 御兩殿樣　鍋島光茂　同綱茂父子。

(七) 巨勢宮　佐賀郡巨勢村大字高尾巨勢神社。鍋島直茂以來藩主の崇敬厚かつた。今鄉社である。

(八) 若殿樣　鍋島綱茂。

一九六　奉公は好き過ぎて過有るが本望、忠の義のと理窟は入らぬ

山崎藏人の、見え過ぐる奉公人はわろしと申されたるは名言なり。忠の不忠の、義の不義の、當介の不當介のと理非邪正の當りに、心の附くが嫌なり。無理無體に奉公に好き、

無二無三に主人を大切に思へば、それにて濟むことなり。これはよき御被官なり。奉公に好き過し、主人を歎き過して過あることもあるべく候へども、それが本望なり。萬事は過ぎたるは惡しきと申し候へども、奉公ばかりは奉公人ならば好き過し、過あるが本望なり。理の見ゆる人は、多分少しの所に滯り、一生をむだに暮し、殘念の事なり。誠に纔かの一生なり。只々無二無三がよきなり。二つになるが嫌なり。萬事を捨てゝ、奉公三昧に極りたり。忠の義のといふ、立上りたる理窟が返すゝ〳〵嫌なり。

一九七　先祖の善惡は子孫の請取人次第、惡事をも善くなすが孝行

（一）「先祖の善惡は子孫の請取人次第」と遊ばされ候。先祖の惡事を顯さず、善事に成り行く樣に、子孫として仕樣あるべき事なり。これ孝行にて候。

（一）「先祖の善惡は子孫の請取人次第」　直茂公壁書の一節。

一九八　緣組に金銀沙汰は淺ましい、理を附けては道は立たぬ

養子緣組に金銀の沙汰ばかりにて、氏素性のわけもなくなり行き、あさましき事なり。斯樣の事も先づ不義ながら今日が立たぬと理を附けて、不義を行ふは重々の惡行なり。理を附けては道は立たざるなり。

一九九　科人は不憫な者、亡き後には少しなりともよき樣に云ひなせ

或人、「何某は惜しき者、早死したる。」と申され候。「惜しき者の内にて候。」と答へ申し候。又、「世が末になりて、義理は絶え申し候。」と申され候に付、「窮すれば變ずと申し候へば、追附よくなるべき時節にて候。」と答へ申し候。斯様の（二）越度大事なり。中野將監切腹の脇、大木前兵部所にて組中參會に、將監事を様々悪口仕られ候。兵部申し候は、「人の亡き後にて悪口をせぬものなり。殊に科仰付けられ候衆は不憫の事にて候へば、よき様に少しなりとも云ひなしてこそ侍の義理にて候へ。二十年過ぎ候はゞ、將監は忠臣と取沙汰有るべし。」と申され候由。誠に老功の申分にて候由。

（一）越度　間道を行くやうに、さういへばかうと、臨機應變の機智をいふのであらう。王朝時代の法律語越度とは意味を異にしてゐる。孝白本　五常本には越端とある。山本に據る。

二〇〇　御用に立ち度いといふ眞實さへ強ければ不調法者程がよい

（一）古川六郎左衞門申し候は、「主人として用に立つ者をほしがらぬ主人はこれなく候。我々式さへほしく候へば大人程御大望の事に候。然る處に、何卒御用に立ち度しと思へば、其の儘一致して御用に立つものなり。我がほしきと兼々存ずるものを人が呉れ申すべしと申し候はゞ、飛懸り取るべきなり。此のあたりを諸人氣が附き申さず、一生むだに暮すことと、老後に漸く存じ附き候。若き衆、油斷あるまじ。」と申され候。耳

に留めて覺え居り候。何角の分別を止めて、唯御用に立ち度しと思ふ迄の事なり。此くの如く思ふまじき事にてはなけれども、色々阻てものが有りて、打破らぬ故、あたら一生をむだに暮すは、返す〳〵殘念の事なり。我等式は何として御用に立つべきと、卑下の心にて暮らすもあり。御用に立ち度き眞實さへ强ければ、不調法者程かよきなり。智慧利口などは多分害になる事あり。小身にして田舍などに居る者は、家老年寄などと云ふは、神變不思議にてもある樣に、思ひのぼせて寄りも附き得ず、親しくなりて心安話などして見るに、不斷御用の事を忘れず、歎かるゝより外に替りたること少しもなし。御用の筋に、左程奇妙の智慧は入らぬものなり。何卒、殿の御爲に、御家中、民百姓迄の爲になる事をと思ふことは、愚鈍の我々式にても濟むものなり。されども、御用に立ち度しと思ふことが、いかう成りにくきものなり。

（一）古川六郎左衞門　名は元孝。始め長吉郎。八右衞門氏貞の子で、始め勝茂の小々姓となり、光茂時代に御目付役となつた。元祿十四年二月十四日歿。年六十三。法名實山叟覺。祖父八右衞門氏榮は、慶長十五年筑後の國守田中筑後守の親類某が境川で寺井の漁師を殺害したので、自ら簔笠を着て漁師を裝ひ、其の者を打果して仇を報じてやつた。此の事公儀沙汰となつて切腹仰付けられ、鍋島直茂これを惜んで厚く葬つたことがある。

二〇一　仕合せよき時の用心は自慢と奢り、常一倍に用心せよ

仕合せよき時分の、第一の用心は、自慢奢りなり。常の一倍せでは、あぶなきなり。

二〇二　兼々寄親に入魂せよ、身體一つで駈出しさへすれば濟む

武具を立派にして置くは、よき嗜なれども、何にても數にさへ合へば濟む事なり。(一)深堀猪之助が物具の樣なるものなり。用意銀なども、大身の人持などは入る事なり。(二)岡部宮內は、組中の人數程袋を作り、名を書附け、銘々相應の軍用銀入れ置き申され候由。斯樣に嗜み候事、奧深き事なり。小身者などは、その期に用意なくば、寄親に賴みはごくまれても濟むべし。さる程に、兼々寄親に入魂して置くべし。御側の者は、殿に附きてさへ居たらば、用意なくとも濟むべき事なり。何某は大阪夏陣の時、(三)灰吹十二匁持ちて(四)多久圖書殿に附きて罷立たれ候。唯早々駈出しさへすれば濟む事なり。斯樣の世話も、(五)のけたるがよきと覺えたり。

(一)深堀猪之助　名は賢保。元田代氏で、深堀鍋島安藝守茂賢の家老である。伏見柳河有馬の各役に出陣して戰功があり、寬永十七年高來郡有木村において物成二十五石を拜領した。有馬陣の時、諸人の戰功書出に、多く「田代猪之助證人」と書いてあつたので、猪之助は拔群の働をした者であらうと、藩主鍋島勝茂に褒められ、又遠斥候に出て、その物具が質素なのを立花宗茂に稱揚されたことがある。

(二)岡部宮內　名は重利。初め本助。伊丹長作重好の子で、代々攝州伊丹の住人であつた。祖父康直德川家康に仕へ、父重好も幼少の頃家康秀忠の御側を勤めたが、十九歲の時殿中刃傷の廉に

よつて浪人し、京都に隱居した。重好の母は岡部次郎右衞門正綱の女で、鍋島勝茂が慶長十年五月、岡部内膳正長盛の女（高源院）を家康の養女として娶つたので、重利は御附人として肥前に下り、岡部姓を拜領して鍋島家に仕へ、忠直御側役 光茂御年寄役 大物頭等を勤め、藩の大身となつた。後入道して賢理と號した。

（三）灰吹　ハヒフキ。灰吹銀の事。何某のこと「松本校合本」には「古賀彌左衞門祖父か」と書入れがある。

（四）多久圖書　名は茂富。幼名慶法師。慶長二年加冠して孫四郎茂富と稱し、同十三年圖書頭に改めた。武雄後藤家忠の子、母は龍造寺隆信の弟長信（多久城主）の女である。五歲の時、多久長門守安順（長信の子）の養子となり、部屋住で大組頭（寄親）となり、大阪陣に出陣したが、寬永五年養父安順の勘氣に觸れて義絶し、增田村（佐賀郡鍋島村）に蟄居し、自ら增田圖書と稱した。後本藩主鍋島勝茂に許されて鍋島姓を賜はり、晩年は藤津郡鳥坂村（五町田村）に閑居した。同十四年島原の亂に手勢百餘人を率ゐて出陣し、勝茂から閑居の身を以て出陣の奇特を賞せられ、同十八年勘氣を許された。萬治二年六月廿六日鳥坂において歿した。法名久山隆永。墓は佐賀郡鍋島村八戶龍雲寺にある。山本常朝の名附親である。（三四三・七三六參照）

（五）のけたるがよきと覺えたり　何某が灰吹十二匁を用意して出陣した事を非難したもので、斯樣な世話はしないがよいとの意。「中野孝白本」には「除けたるが」とある。

二〇三　知れぬ事は知れぬまゝに、たやすく知れるのは淺い事

昔の事を改めて見るに、說々これあり、決定されぬ事あり。それは知れぬ分にて置きたるがよきなり。實教卿御話に、「知れぬ事は知るゝ樣に仕たるものがあり、又自得して知

る〻事もあり、又何としても知れぬ事もあり、是が面白き事なり。」と仰せられ候。奥深き事なり。甚秘廣大の事は知れぬ筈なり。たやすく知る〻事は淺き事なり。

聞書第二　教訓

二〇四　苦労を見た者でないと根性が据らぬ、若い中に苦労せよ

「奉公人の禁物は、何事にて候はんや。」と尋ね候へば、大酒自慢奢りなるべし。不仕合せの時は氣遣ひなし。ちと仕合せよき時分、此の三箇條あぶなきものなり。人の上を見給へ、やがて乘氣さし、自慢奢りが附きて散々見苦しく候。それゆゑ、人は苦を見たるものならでは根性すわらず、若き中には隨分不仕合せなるがよし。不仕合せの時草臥るゝ者は、益に立たざるなりと。

二〇五　組討やはら角藏流、端的當用に立つのが流儀、戀は忍戀

（一）「角藏流とは如何樣の心に候や。」と申し候へば、（二）鍋島喜雲草履取角藏と申す者、力量の者に候故、喜雲劍術者にて取手一流仕立て、角藏流と名附け、方々指南致し、今に手形殘り居り申し候。組討やはらなどと申し、打上りたる流にてはこれなく候。我等が流儀も其の如く上ぴたる事は知らず、げす流にて草履取角藏が取手の樣に、端的の

當用に立ち申す故、此の前から我等が角藏流と申し候。又此の前、寄合ひ申す衆へ話し申し候は、戀の至極は忍戀と見立て候。逢うてからは戀のたけが低し。一生忍んで思死する事こそ戀の本意なれ。歌に

戀死なむ後の煙にそれと知れ終ひにもらさぬ中の思ひを

是こそ長高き戀なれと申し候へば、感心の衆四五人ありて、煙仲間と申され候。

（一）角藏流　元和五年六月六日、草野忠治郎へ贈つた兵法傳書に、九州肥前國佐嘉郡龍造寺の住人岩永覺藏坊大倉信勝とあるが、この覺藏坊と角藏とが同人であるか否かは判らない。しかし同時代である事は確である（三四三・九〇四參照）。「我等が角藏流」とは、草履取角藏のやうに實用的な自己流といふ意味であらう。山本常朝の自己批判である。

（二）鍋島喜雲　本姓千手。元筑後の人で、父は權之允といつた。鍋島名字を許されて鍋島六之允入道喜雲と稱し、小城藩祖鍋島元茂に附けられ、代々小城に住した。

二〇六　多久美作、嫡子長門を慕はする爲、態と無理無情に家中に當る

（一）多久美作殿老後に、家中の者へ無情無理の御仕方どもこれあり候故、誰か意見申し候へば、「長門が爲なり。我が死後に枕を高くして緩りと休み申さるべし。」と答への由。總じて家中を憐愍し、隱居前に無理の事共あれば、嫡子に家を讓り候時、家中の者、早く直代に（三）思附くものにて候。これ秘說の由、或人の話なり。

（一）多久美作　多久茂辰。（四八・註二）
（二）長門　多久茂矩。
（三）直代　當主の意。

二〇七　相手の氣質を呑込んで會釋し、議論しても遺恨を殘すな

人に出會ひ候時は、その人の氣質を早く呑込み、それ〳〵に應じて會釋あるべき事なり。その内、理堅く強勢の人には隨分折れて取合ひ、角立たぬ樣にして、間に相手になる上手の理を以て言ひ伏せ、その後は少しも遺恨を殘さぬやうにあるべし。これは胸の働き、詞の働きなり。何某へ和尚出會の意見、口達あり。

二〇八　北山朝陽軒と宗壽庵――了爲　行寂　雪門　海音　水岩各和尚

加州大乘寺隱居（一）了爲和尚下國の前、北山宗壽庵普請掃除これある時分、（二）行寂和尚上堂の掃除は自身なされ候。又（三）天祐寺（四）雪門和尚隱居、（五）海音和尚へ夏衣持參候處、新物良く過ぎ不似合とて返進、雪門の古衣所望にて候。又宗壽庵へ（六）水岩和尚御越し前、新しく上堂立ち申し候。御待設けにとて、壁は了爲和尚御塗り候。冥加に叶はるゝ所なりと。

北山黑土原了爲和尚隱居所（七）長陽軒と申し候。正德二年四月十九日寺號引相濟み、

(八)宗壽庵と申し候。

(一)了爲和尚　絕學了爲和尚。高傳寺第十九世住持で、元祿十三年五月十六日鍋島光茂逝去、七月九日御施餓鬼が濟むと隱居して北山黑土原(佐賀郡金立村)の山本常朝山屋敷朝陽軒に入つた。次いで寶永六年加賀國大乘寺に請ぜられて第三十世住持となり、正德四年退院、關東を遍歷して下國した。本文はその時の事である。「山本常朝年譜」に、「寶永五年十一月十七日朝陽軒了爲加州大乘寺住職の儀仰出され候事。右請待の使僧着の上、高傳寺より口上書差上げられ候事。寶永六年正月廿八日朝陽軒了爲加州へ發足の事。」とある。享保十一年二月六日入寂した。俗姓、小城郡古湯村山伏實相坊の子で、澤野新右衞門組弓足輕某の養子となつたが、或時的を射はづして組頭に叱られたのに發奮、出家して川久保松陰寺畳渚和尚の門に入り、元祿九年藩主綱茂の命によつて高傳寺住職となつた。北山隱居中、寶永三年十二月二日綱茂逝去、生前の歸依により黃檗宗北原大願寺で葬送する事に決つた事を聞いて、了爲和尚御城に駈付け、黃檗宗の僧侶を追立て、御棺を背負うて高傳寺に御供すると言ひ出したので、葬儀を變更して高傳寺で營まれたといふ逸話もある。

(二)行寂和尚　柏宗行寂和尚。高傳寺第廿世住持である。寶永三年綱茂の葬儀が濟むと梅林庵に隱居した。

(三)天祐寺　曹洞宗。本尊藥師如來。佐賀市上多布施町天祐寺小路にある。元和元年佐賀藩祖鍋島直茂が龍造寺高房(慶長十二年逝去)菩提の爲、其の靈骸を宗龍寺から此の地に移し、堂宇を建立したもので、開山は在室和尚。曹洞宗八ケ寺の一である。高房の法名大龍院殿天祐宗春大居士に因んで、寺號を大龍山天祐寺といふ。寺内に、龍造寺四天王の一人百武志摩守賢兼夫妻の墓がある。

(四)雪門和尚　天祐寺世代に其の名が見えないが、第十二世住持正澄和尚の事であらうと、『葉隱

校補』に記されてゐる。

（五）海音和尚　天祐寺第十一世住持。（三一・註一）

（六）水岩和尚　高傳寺第十六世住持。享保三年六月廿二日寂。

（七）長陽軒　常朝手記の「山本常朝年譜」や『葉隠校補』には朝陽軒とある。了爲和尚隱居の事が、『葉隠校補』には、「元祿十三年光茂公御引導申上げ、直ちに隱居、常朝山屋敷朝陽軒に常朝と同居なり。」とある。

（八）宗壽庵　「山本常朝年譜」に、「正德二年四月十九日、朝陽軒寺號引、願の如く仰出され候段、寺社奉行より高傳寺へ相達し、宗壽庵と改む。」とある。

二〇九　夢が正直のためし、勇氣がすわると夢中の心持が替る

夢が正直のためしなり。切死、切腹の夢折々見候が、勇氣すわり候へば、段々夢中の心持替り申し候由。閏五月二十七日夜の夢の事。

二一〇　先づ篤と身命を主人に奉り、內に智仁勇の三德を備へよ

武士の大括りの次第を申さば、先づ身命を主人に篤と奉るが根元なり。斯くの如くの上は何事をするぞといへば、內には智仁勇を備ふる事なり。三德兼備などと云へば、凡人の及びなき事の樣なれども、易きことなり。智は人に談合するばかりなり。量もなき智なり。仁は人の爲になる事なり。我と人と比べて、人のよき樣にするまでなり。勇は齒噛みなり。前後に心附けず、齒噛みして踏破るまでなり。此の上の立ち上りたることは知らぬ

事なり。さて、外には風體、口上、手跡なり。これは何れも常住の事なれば、常住の稽古にて成る事なり。大意は閑かに強みある樣にと心得べし。此の分、手に入りたらば、國學を心懸け、其の後氣晴らしに諸藝能も習ふべし。よく思へば、奉公などは易き事なり。今時、少し御用に立つ人を見れば、外の三箇條迄なりと。

三一　淵瀨を心得て渡れ、御意に入りたいと努むるのは見苦しい

或出家申され候は、淵瀨も知らぬ川をうかと渡り候ては向へも屆かず、用事も濟まず、流れ死も仕る事に候。時代の風俗、主君の好嫌をも合點なく、無分別に奉公に乘氣などさし候はゞ、御用にも立たず、身を亡し候事これあるべく候。御意に入るべくと仕るは、見苦しきものに候。先づ引取りて、ちと淵瀨をも心得候て、御嫌ひなさるゝ事を仕らざる樣、仕るべき事と存じ候由。

三二　武士は草鞋を作り習へ、一里外へは一人一升の兵糧を持て

(一)前神右衛門(法名善忠)は沓草鞋作り候事上手にて候。組被官抱へ候時も、「草鞋作り候や、この細工成らざる者は足もたずなり。」と申し候。又一里外へは、一人一升宛の兵糧を袋に入れ、附けさせ候。向より直ちに出陣の仕組なり。まづ、一升宛さへあれば、その內に才覺成り申し候。それ故、淺黃木綿の袋數多作り置き候。(二)太閤

様名護屋御下向の時、朱鞘の御大小に（三）足半を御懸け候て、（四）高木上道御通り候。又家康公の御家中の騎馬を太閤様へ御目に懸けられ候時、（五）成瀬小吉紅の沓を鞘にかけ候由なり。軍中にて第一の用意なり。今にても（六）長崎立と申し候時、上下の數萬人の用に立ち候に付て、沓草鞋一束もあるまじく候。されば、兼て心にかけ用意あるべき事なり。尤も作り習ひ候はで叶はざる儀なり。芝原山道川中などにて、草鞋はすべり候。足半よく候となり。

（一）前神右衞門　山本常朝の父神右衞門重澄。（六一・註一）

（二）太閤様名護屋御下向　豊太閤は文祿元年三月十六日大阪を發し、四月二十五日肥前名護屋本營着陣、七月二十二日母の病を看るべく名護屋を發して歸洛したが、臨終の間に合はず、其の年九月再び大阪を發して名護屋に赴いた。本文は再度下向の時の事である。（七六〇參照）

（三）足半　アシナカ。足利時代以後から雜色、牛飼などの用ひた藁草履で、長さ足の半分程で踵の部分の無いもの。今も佐賀縣下の或地方では農民の間に用てられ、アシナカと呼ばれてゐる。

（四）高木上道　佐賀郡高木瀨村高木の北に當り、神埼郡目達原吉野ケ里から西郷村尾崎金立村千布を經て春日村尼寺に出で、所謂小城往還に通ずる道である。此の道が當時の幹線道路であつたことがわかる。

（五）成瀨小吉　成瀨隼人正正成の初名。朝鮮役には德川家康に從うて名護屋に在陣した。（一一五三・註一）

（六）長崎立　長崎防備のため出動すること。

二一三　丁子袋を身に附けると寒氣風氣に當らぬ、血留には芦毛馬の糞

丁子數袋身に附け候へば、寒氣風氣に當らず。先年、(一)前數馬寒中早打にて罷下り、老人少しも痛み申さず。右傳授と申され候。又落馬血留の法、(二)芦毛馬の糞煎じ呑むとなり。

(一)前數馬　中野利明。元祿十二年七十二歳で歿した人で、常朝が直接聞いた事をいふ。こゝの前數馬は、當時の數馬貞起（享保十五年歿、年七十二）に對した稱呼である。

(二)芦毛馬の糞　（一一七〇參照）。

二一四　結構者はずり下る、強みにてなければならぬもの

結構者はずり下り候。強みにてなければならぬものなり。

二一五　主人に心置かるゝ樣にするが忠節、十年骨を碎けば確となる

內氣に陽氣なる御主人は隨分譽め候て、御用に落度なき樣に調へて上げ申す筈なり。御氣を育て申す所なり。さて又、御氣勝御發明なる御主人は、ちと、「御心置かれ候樣に仕掛け、此の事を彼者承り候はゞ何とか存ずべしと思召さるゝものになり候事、大忠節なり。斯樣の者一人もこれなき時は、御家中御見こなし、皆手揉みと思召され、御高慢出來申し候。上下に依らず、何程善事をなし候ても、高慢にて打崩し候なり。右のあたりに眼の着く人、無きものなり。　(一)求馬　(二)吉右衞門などは確に見知らせ申して

置きたる者共なり。吉右衞門は病中にも隱居後も、事により御相談なされ候由に候。有難き御事に候。成りにくき事とばかり存ずる故成らず候。十年骨を碎き候へば、しかと成る事に候。覺えある事に候。一國一人の重寶なれば、成り度く思はぬは腑甲斐なき事なり。先づ仕寄は（三）信方（四）喬朝の如きものなり。疎まれては忠を竭す事叶はず。此處が大事なり。大かたの人見附かぬ所なり。其の後少しづゝ、（五）ずめかせ申して置く迄なりと。

（一）求馬　相良求馬及眞。（八・註一）

（二）吉右衞門　原田吉右衞門種文のこと。鍋島直澄（蓮池藩祖）の祐筆から、勝茂 光茂 綱茂に仕へ、番頭御用人 大組頭となつた。元祿十六年入道して照庵と號し、正德四年正月歿。年七十五。法名瑞照院心淸池月。

（三）信方　武田信玄の重臣板垣駿河守信方、一に信形に作る。信玄が詩歌に耽るのを諫めて斷念させ、後大いに信任された人。天文十六年村上義淸との戰に、武田方の先鋒となり、戰死した。

（四）喬朝　秋元但馬守喬知の事であらう。喬知は德川幕府の老職で將軍の信任厚く、且つ朝廷のために力を盡した人。正德四年八月、六十八歲で歿した。

（五）ずめかす　感附かせる。漸次悟らせること。

二二六　火事場掛合は敵方や逆心者警戒の爲、御法事堪忍番の心得も同樣

火事の節、請取の場へ駈附くる事は火消の爲ばかりにはあらず、敵方又は逆心の者共は

附火をして其の騒ぎの紛れに取りかくる事あり。其の心持を仕るべき事なり。されば、火事の不掛合は不覚悟なり。常々心掛あるべき事なり。御門々々の固めも其の爲なり。又、御法事の節の（一）勘忍番は、非常を禁むる爲なり。寸善尺魔にて、法會には必ず邪魔入り來るものなり。喧嘩口論其の外不意の事これある節、御法事の障りにならざる様に、早速取鎭むる役と心得て、勘忍番仕るべき事なり。斯様のこと我人能く存じたる事なれども、多分うかと罷出づる故、事に臨みて仕後れ申すと相見え候。證據の話など承り置くべき由。助右衛門殿御話なり。

（一）堪忍番　當時の武家言葉で、奉仕的にする當番などの意。

二一七

豫て養生すれば病氣は出ぬ、慈悲の諫言意見も平素にせよ

諫言意見など、惡事の出來てよりしては其の驗あり兼ね、却つて惡事をひろげ申す様なるものなり。病氣出來てより藥を用ふるが如し。豫て養生をよくすれば、終に病氣出でず、病氣出でゝより養生するよりは、かねての養生は手間も入らず、仕よきものなり。未だ惡事思ひ立たざる前に、兼々心持になる事を、何となく諫言意見仕り候ゞ、兼て養生の如くなるべく候由。

二一八

御用に立ち度しと思ふ奉公人は其の儘引上げ召使はれる

御用に立たれ度しと思ふ奉公人は、其の儘引上げ召使はるゝ儀疑ひもなき事なり。上よりは御用に立つ者がなと、兼々御探促なさるゝ事に候。たとへば能囃子に御好き候御主人は、藝のある者を御探促なさるゝ處に、百姓町人にても、笛なりとも太鼓なりとも得方の者に候へば、其の儘召出さるゝと同じことなり。能役者よりは、御國家の御用に立つ奉公に心掛け候ものは、何時の御時代にも御探促の事に候。又上の御好きなさるゝ事に其の道〳〵の者出來申す事に候へば、御用に立つ者を御好き遊ばさるべき事なり。昔より其の位々には出來兼ね候。下より登り大功を遂げ、御用に立ちたる人、御代々數人これありたる事に候由。

二一九　悪事は我が身にかぶり、上の批判は申出でぬと覺悟せよ

御位牌釋迦堂より御移しなされ候を、何某見附け候て、申し達すべきやと、相談申され候に付て、「尤もの事に候。斯様の儀存じ寄り候人、今時、御手前ならではこれなき事に候。然れども仰達せらるゝ儀は御無用に候。右申分尤もに候とて、元の如く相成り候時、世上に相知れ、御手前御外聞よくなり申す事に候。若し相濟まざる時は、いよ〳〵宜しからざる儀と取沙汰仕り、御手前御外聞ばかりよく候。悪事は我が身にかぶり申すこそ當介にて候。今の如くして先づ召置かれ候時は、誰ぞ氣の附き申

す者もこれなく、何の沙汰もなく相濟み申す事に候。さ候て、何時ぞ、時節次第沙汰なしに、元の如く御直り候樣に致す樣これあるべく候。」と申し候て、差留め置き申し候。斯樣の事にて、上の御不調法、世間に知れ申す事これある儀に候。心を附け罷在り候へば、しかと、よき時節がふり來るものに候。大方、惡事は內輪から言崩すものなり。上の批判などは、一向申出でざるものと覺悟仕るべき事に候。親子兄弟入魂の間などは格別と存じ、隱密沙汰なしなどと申し候て話し候へば、やがてひろがり、後には自國他國日本國に洩れ聞え申す事、間もなきものに候。又下人あたり其の外、內證にて仕方惡しき人は、やがて世上に惡名唱へ申し候。內輪ほど愼み申すべき事なり。

三一〇　端的只今の一念より外はない、「この一念」に忠節備る

端的只今の一念より外はこれなく候。一念々々と重ねて一生なり。此所に覺え附き候へば外に忙しき事もなく、求むることもなし。此所の一念を守りて暮すまでなり。皆人、此所を取失ひ、別に有る樣にばかり存じて探促いたし、こゝを見附け候人なきものなり。守り詰めて拔けぬ樣になることは、功を積まねばなるまじく候。されども、一度（二たづり附き候へば、常住になくても、最早別の物にてはなし。この一念に極り候事を、よく〳〵合點候へば、事すくなくなる事なり。この一念に忠節備り候なりと。

（一）たづり附く　辿り附くに同じ。

二三一　時代の風がある、昔風や當世風のみではいかぬ、時代に順應せよ　時代の風と云ふものは、かへられぬ事なり。段々と落ちさがり候は、世の末になりたる所なり。一年の内、春計りにても夏計りにても同樣にはなし。一日も同然なり。されば今の世を、百年も以前の良き風になしたくても成らざることなり。されば、その時代時代にて、よき樣にするが肝要なり。昔風を慕ひ候人に誤あるは此處なり。合點これなき故なり。又當世風計りと存じ候て、昔風を嫌ひ候人は、（一）かへりまちもなくなるなりと。

（一）かへりまちもなし　思慮がなく、しまりのないこと。框もなしの意から出た方言「かまちもなか」と似た語。或は歸り待ちの意で、追懷を意味する語か。今は使はない言葉である。

二三二　工夫修行を超越し、世間並に主を歎き奉公に身を入れよ　奉公に志有りて工夫修行など致し候時、多分高上りに成り到り過ぎ、本を唱へ失ひ候。唯、何の合點も入らず、世間並にして主を歎き、奉公に好くまでなり。本に立歸り勤めたるがよし。尤も初めより此の心入にては役に立たず、一通り工夫修行して、それをさらりと捨て、此くの如く心得候事なりと。

二二三　當念を守つて氣を拔かさず勤め、一念々々と過すまで當念を守りて氣をぬかさず、勤めて行くより外に何も入らず、一念々々と過す迄なりと。

二二四　附紙の仕樣、弔狀其の外凶事包物折方のいろ〳〵

附紙の仕樣は、端を劍先に切り、尖りに糊を薄く附けて、書物の裏に附け候。又弔狀其の外凶事の包物は、兩の折返しを一度にするなり。それ故、常には片々づゝ折り候。其の時は、左の方を初に折返し申すべきか。

二二五　氣力强き者はそげ廻る、勇氣は別事、死狂ひに氣力は入らぬ

古來の勇士は、大かた（一）そげものなり。そげ廻り候氣性ゆゑ、氣力强くして勇氣あり。このあたり不審に候て、尋ね候へば、「氣力强きゆゑ、平生手荒く、そげ廻り申すと相見え候。（二）此方は氣力弱く候ゆゑ、そげ候事は成らざるなり。氣力は劣り候、人柄は增に候。勇氣は別事なり。此方は無氣力ゆゑ、おとなしくして、死狂ひに劣るべき謂はれなし。氣力の入る事にてはなきなり。」と。

（一）そげもの　常態を逸した奇矯な行動ある者。奇行者又は粗暴者。

（二）此方　古來に對する語、ここでは當世の意。

二二六　下々迄の爲になる樣にするが上への奉公、礎も御慈悲

奉公は、色々心持これありと相見え、大體にては成り兼ね申すべし。」と申し候へば、「左様にてなし、生附の分別にて濟むものなり。勝茂公よく御撰みなされたる御掟に合はせて行く迄なり。安き事なり。其の中、御家中下々迄の爲になる様にと思うてするが、上への奉公なり。不了簡の出頭人などは、上の御爲になるとて、新儀を企て、下の爲にならぬ事は構はず、下に愁ひ出來候様に致し候。これは第一の不忠なり。御家中下々、皆殿様のものにて候。又上よりは御慈悲にて濟むものなり。其の時は礫もお慈悲になるなり。」

三三七

殿様の御供も唯不斷の枕一つ、殿様と一所に居れば濟む

權之允殿參られ、長崎仕組の事を尋ねられ候返答に、我等は御側に居り候故、其方の今のかねには合はず、その時分皆人御供の仕組仕られ候に、我等は唯不斷の枕一つにて濟まし候。その仔細は、殿様御發足の時御供にて罷立つ迄に候。武具も金銀も兵糧も、御傍に居り候へば、上の物にて濟ます合點なり。御納戸置物の事、口達。その折は御前へも申し上ぐべき事に候。御側役人もその期に何と異議申さるべきや。仕組斯くの如くにて相濟まし候。尤も夫丸荷附馬等の引合は張紙仕り置き候へども、大根は殿様と一所に居り候へば、相濟むものと存じ罷在り候由。

二三八　山本常朝、内證支へ有りのまゝ曝け出して銀子拜領

奉公仕り候時分は、内證事支への事共何とも存ぜず候。若し飢る申し候時節は御側の衆へも御前へも申上げ、（一）江副兵部左衛門が如く、拜領仕るべくと存じ居り候。先年、京都より罷下り、又罷登り候時分、年寄衆へ、「拙者事久しく在京仕り候に付て、内證差支へ申し候。上方罷立ち候時分、引懸りなど候ては御外聞宜しからざる事に候。御詮議なされ下さるべく候。全く私慾にてこれなく、御用にて在京仕る事に候故申上げ候」由申し候に付て、則ち御前へも申上げられ、銀子拜領致し候。又病氣にて服藥仕りながら相詰め居り候時分、醫師より、「人蔘用ひ候様に。」と申され候へども、手支へゆゑ相叶はず候處、諸岡彦右衛門聞附け、「神右衛門殿用の人蔘は、御用の内より何程にても相渡すべく候間、用捨なく御用ひ候様に。」と申され、少しも遠慮仕らず請取り申し候。彦右衛門申され候は、「御自分方は、殿様御精に入られ候御用、相調へ申す人に候へば、人蔘など何程遣はし候ても苦しからず。」と申され候。總じて奉公人は、何もかも、根から、ぐわらりと主人に打任かすれば濟むものなり。隔て候故、むつかしくなるなりと。

（一）江副兵部左衛門　名は茂久。又八郎家久の次男である。家久は、天文十四年正月二十四日龍

造寺周家に從うて祇園原で戰死した。茂久は鍋島直茂に仕へて諸所に戰功を立て、諱の一字を賜はり、小城鍋島元茂に附けられたが、元和四年六月三日直茂逝去の時追腹した。法名機了道仙。

二二九　鍋島直茂一流の軍法、その場に臨んで一言で埒明く

「直茂公御軍法は、かねゝ〳〵御家中の者何とも存せず、その場に臨み、御一言にて萬事はらりと埒明き申す處が、御一流にて候。」と（一）内田正右衞門話し申され候。既に御他界の時分、御家老衆御尋ね申上げられ候にさへ、仰聞けられず候となり。

（一）内田正右衞門　名は良昌。勝茂時代視聽覺知抄先考三以記編修者の一人である。先祖は武藏國住人兒玉黨で、藤原家昌、永正の頃、初めて肥前國川副道免村（佐賀郡西川副村道免）に來住し、龍造寺康家の女を娶つて龍造寺氏に仕へ、子孫鍋島氏に仕へた。子良棟は劍術を青木鐵人金家に學び、無双の達人で、綱茂の時足輕頭になつた。

二三〇　家康は大勇氣の大將、討死の士卒一人も後向かず

家康公、或時、御軍利あらず、後の評判に、「家康は大勇氣の大將なり。討死の士卒一人も後向きて死にたるものなし。皆敵陣の方を枕にして死にて居り候。」と沙汰これあり候由。武士は、日頃の心掛が死後にまで顯れ申すものにて、恥かしき事となり。

二三一　今時分の者無氣力なのは無事故、何事かあれば骨々となる

「今時の衆、『陣立などこれなく候て仕合せ。』と申され候。無嗜の申分にて候。

縄かの一生の内、その手に會ひたき事に候。寝蓙の上にて息を引切り候は、まづ苦痛堪へがたく、武士の本意にあらず。古人は別して歎き申したる由に候。討死ほど死によき事はあるまじく候。」右體の事申す衆に一言申すも事々しき老人など申され候時は、まぎらかし候て居り申す事も候が、脇より心ある人聞き候はゞ、同意のやう存ずべく候へば、障らぬやうに一言申すべきは、「左様にてもこれなく候。今時分の者、無氣力に候は無事ゆゑにて候。何事ぞ出來候はゞ、ちと骨々となり申すべく候。昔の人とて替る筈にてこれなく候。よし〳〵替り候ても昔は昔にて候。今時の人は、世間おしなべて落ち下り候へば、劣り申すべき謂はれこれなく候。」などと、一座を見量り申すべき事に候。誠に一言が大事の物となり。

二三三　仕舞口が大事、客人の歸る時分など名殘盡きぬ心得が肝要

（一）安田右京が、盃のをさめばの事を申したるごとく、只仕舞口が大事にて候。一生も斯くの如くにてあるべく候。客人歸り候時分など、名殘盡きぬ心持肝要なり。さなく候へば、早飽きて居たる様にて、終日終夜の話も無になるなり。すべて人の交りは、飽く心の出來ぬが肝要なり。何時も〳〵珍らしき様にすべきなり。これは少しの心得にて替るものとなり。

（一）安田右京　公卿飛鳥井家の雑掌。松本校合本、松本貞丘頭書に、次のやうな書入がある。安田は、飛鳥井家の雑掌なり。酒納め候時は、一遍盃銚子共に改めて座中を廻し納めねば、酒にひけを附くると、いひしよし。この人、酒を好みたる故、子どもによみてあたへける、

朝五つ晝は七つに夜十をこれがやみなば寺へ人やれ　これは盃數なり。

二三三　萬事眞實一つで行けば濟む、奉公は差出た事が第一に悪い

萬事、實一つにて仕て行けば濟むものなり。其の中に奉公人は御側外様大身小身古家取立などに付て、それ〴〵に、少しづゝの心入は替るべし。御前近き奉公などは、差出でたること第一わろきなり。大人の御嫌ひ候ものなり。御前の仕事は成程引取りて、あれにては埒が明きかぬるが、されども別に人がなければと思召さるゝ位がよきなり。さて、先役はもとより、同役を成程御用に立つ様に仕なし、若し病氣差支役替りなどの時、御事缺き候に付て、我が身勤め候様に心得たるがよし。これが道にてもあるべし。兎角忠節を根にして見ればよく知れ候なり。早出頭、のうぢなきものなり。古來例多し。幼少より御前に相勤め候へども、一言を尖に申上げたる事なし。玆には、いかう心得ある事に候となり。

二三四　何もなき所が色即是空、そこに萬事を備ふるが空即是色

身は、無相の中より生を享くとあり。何もなき所に居るが、色即是空なり。其の何もなき所にて萬事を備ふるが、空即是色なり。二つにならぬ様にとなり。

二三五　武勇と少人は我は日本一と大高慢でなければならぬ

（一）武勇と少人は、我は日本一と大高慢にてなければならず。道を修行する今日の事は「知非便捨」に若くはなし。斯様にわけて心得ねば、埒明かずとなり。

（一）武勇と少人　少人は美少年をいふ（一八三・註五）。又ここは一般に無邪氣な少年の事にも解せられる。

二三六　思死に極むるが戀の極致、主從の間もこの心で濟む

此の事此の中も承り候。此の節の御話斯くの如きなり。戀の部りの至極は忍戀なり。戀死なむ後の煙のそれと知れ終ひにもらさぬ中の思ひは

かくの如きなり。命の内に、それと知らするは深き戀にあらず、思死の、長けの高き事限りなし。たとへ、向より、「斯様にてはなきか。」と問はれても、「全く思ひもよらず。」と云ひて、唯思死に極むるが至極なり。廻り遠き事にてはなく候や。此の前語り候へば請合ふ者共ありしが、其の家中を煙仲間と申し候なり。此の事、萬づの心得にわたるべし。主從の間など、此の心にて濟むなり。又人の陰にて嗜むが即ち公界なり。獨り居るく

らがりにて、賤しき擧動をなさず、人の目にかゝらぬ胸の内に、賤しき事を思はぬ様に、心がけねば公界にて綺麗には見えず、俄に嗜みては垢が見ゆるものとなり。

二三七　慰みにも心を附けよ、腰折とは武家にては言ふまじき事

（一）照庵は連歌好き、（二）素方は俳諧好き、たけがあれ程違ふなり。常々の慰み方にも心を附けて、長の高き所に眼を著くべき事かと、我が見立なり。連俳よりは狂歌なりとも讀み習ひ度き事なりと。

私に云ふ、腰折とは武家にては言ふまじき事なり。口傳。

（一）照庵　原田吉右衞門種文。（二一五・註二）

（二）素方　中島善太夫尚俊入道祖法の事。（八九五・註三）

二三八　その場をはづしては口は利けず、當座々々の働きが肝要

「謙信の始終の勝などといふ事は知らず、場を迦さぬ所ばかりを仕覺えたり」と申され候由。これが面白き事なり。奉公人など、その場を迦しては、口は利けずとなり。右の如く、當座々々の働き、挨拶、感心淺からず候なり。

二三九　山本常朝、健康の爲、廿歲前後七年間不婬、遂に藥を飮まず病氣を養生するといふは、第二段に落つるなり。むつかしきなり。佛家にて、有相につ

いて沙汰するが如く、病氣以前に病氣を切斷することを、醫師も知らぬと見えたり。これは、我確と仕覺えたり。その仕樣は、飮食、婬慾を斷つて、灸治間もなくする、この分なり。我は（一）老人の子なる故、水少なしと覺え候。若年の時、醫師などは、「二十歲を越すまじく。」と申され候に付、「適〻生れ出で、御奉公も仕屆けず相果て候ては、無念の事に候、さらば生きて見るべし。」と思ひ立ち、（二）七年不婬したるが、病氣終に發らず、今迄存命仕り候。藥飮みたる事なし。又小煩ひなどは、氣情にて押したくり候。今時の人、生附弱く候處に、婬事を過す故、皆若死をすると見えたり。たはけたる事なり。醫師にも聞かせて置き度きは、今時の病人を、半年か、一二年か、不婬させ候はゞ、自然と煩ひは直るべし。大方虛弱の性なり。これを切り得ぬは腑甲斐なき事なり。

（一）老人の子　山本常朝は、父神右衞門七十歲の子である。

（二）七年不婬　山本常朝が七年間禁慾した事をいふ。常朝は廿四歲で結婚し、廿六歲の時長女が生れてゐるから、結婚前の不婬で、本文「二十歲を越すまじく」とあるのに見ても、十七、八歲頃からの節制であることがわかる。元祿前後における時代相の一斑を窺ふことのできる事實である。

二四〇　貴人や老人の前で知つたか振りは遠慮せよ、聞きにくい

貴人、老人などの前にて、左右なく學問かた、道德の事、昔話等遠慮すべし。聞きにくし

二四一　花見提重は歸りには踏み捨てる、萬づ仕舞口が大事

上方にて花見提重あり。一日の用事なり。歸りには踏み散らして捨て候なり。さすが都の心附なり。萬づ仕舞口が大事となり。

二四二　武士は武勇に大高慢で死狂ひの覺悟が肝要、よろづ綺麗に

武士たる者は、武勇に大高慢をなし、死狂ひの覺悟が肝要なり。不斷の心立て物云ひ身の取廻し、よろづ綺麗にと心掛け、嗜むべし。奉公方は其の位を落着け、人によく談合し、大事のことは構はぬ人に相談し、一生の仕事は人の爲になるばかりと心得、雜務方を知らぬがよし。

二四三　朋輩に席を越され、氣にせぬもするも時により事による

謂はれ無く朋輩に席を越され、(一)居肩下りたる時、少しも心にかけず、奉公する人あり。又それを腑甲斐なきと云ひて愚意を申し、引取などするもあり。いかがと申し候へば、それは時により事によるべし。

(一)居肩下る　並んだ肩が低くなる。身分が下位になる。

二四四　「水增されば船高し」むつかしき事に出會ふ程一段すゝむ心

「水增されば船高し。」といふことあり。器量者又は我が(二)得方の事は、むつかしき事に

出會ふほど、一段すゝむ心になるなり。迷惑がるとは、いかい違ひぞとなり。

（一）得方　得手。

二四五　書き物は殘るもの、手紙も向ふで掛物になると思ひ、嗜みて書け

（一）梁山話に、上方にて指南を受け候。書き物は殘る物なれば、手紙一通も則ち向樣にては掛物になると思うて、嗜みて書くべきなり。大方恥を書き置くばかりとなり。

（一）梁山　梁山宗秀和尚。（九〇・註一）

二四六　風體　口上　手跡で上手を取る、やすき事を人が油斷する

奉公人は、風體口上手跡にて上手を取るなり。風體の元は時宜なり。見事なるものなり。今時、ちと目に立つ衆は、書き讀みの分なり。やすき事を、人が油斷して居るなり。

二四七　人間は何とよくからくつた人形ではないか、明年の盆には客

道すがら、何とよくからくつた人形ではなきや。絲を附けてもなきに、歩いたり、飛んだり、はねたり、物迄も言ふは上手の細工なり。來年の盆には客にぞなるべき。さても、あだな世界かな、忘れてばかり居るぞと。

二四八　牛馬に出會ふ時、牛は常態では突かず、馬は跳ぬるのではない

柳生殿傳授に、道にて牛に行合ひて、恐るゝ氣色あるは見苦しきなり。牛の人を突く時

は、常の形にてその儘突くものにあらず。屹と角樽へをしてから突くものなり。斯様に心得候へば、脇を通りても恐るゝ事なし、とこれある由。斯くの如き事迄も、武士は嗜むべき事なりと。私に云ふ、馬のはぬるを度々見候に、はぬるにてはなし。足を引上げて延べて踏むなり。馬にせり附かずば、はねても當るまじ。一足立直りても當るまじきなり。

二四九　奉公人には良き手本が入る、若い者が精出さぬのは油斷

奉公人は良き手本が入る事に候へども、今時手本がなきものなり。風體、口上は（一）石井九郎右衞門などにてあるべく候。律儀なる事は（二）村岡五兵衞にて候。物を書き調べ候事は（三）原田殿以後に見及ばず候。さても人は無きものなり。あれこれ寄せても昔の一人前にもならず候。尤も昔もすくなきなるべし。若き衆は少し精出し候はゞ、上手取る時節なるに、油斷ぞ、となり。

（一）石井九郎右衞門　正證。（一一・註二）
（二）村岡五兵衞　名は清貞。前名喜右衞門宣長。（一一六・註一）
（三）原田殿　原田吉右衞門種文。（一一五・註二）

二五〇　「只今がその時、その時が只今」二つに合點してはならぬ

（一）權之丞殿へ話に、（二）只今がその時、その時が只今なり。二つに合點してゐる故、その時の間に合はず。只今御前へ召出され、「これ〳〵の儀を、そこにて云つて見よ。」と仰付

けられ候時、多分迷惑なるべし。二つに合點して居る證據なり。只今がその時と、一つにして置くといふは、終に御前にて物申上ぐる奉公人にてはなけれども、奉公人となるからは、御前にても家老衆の前にても、(三)公儀の御城にて公方樣の御前にても、さつぱりと云つて濟ます樣に、寢間の隅にて言ひ習うて置く事なり。萬事斯くの如きなり。准じて吟味すべし。槍を突く事も、公儀を勤むる事も同然なり。斯樣にせり詰めて見れば、日頃の油斷、(四)今日の不覺悟、皆知らるゝかとなり。

(一) 權之丞殿　初名吉三郎。富永琳庵良朝の弟で、元祿十四年九月、山本常朝の養子となつた。寶永六年權之丞と改めた。(一九五・註一)

(二) 只今がその時その時が只今　端的只今の境地をいふ。(二二〇參照)

(三) 公儀の御城　幕府の城。江戸城。

(四) 今日の不覺悟云々　覺の士たるべき事をいふ。(二二參照)

二五一

その時が只今、武士道は毎朝毎朝死習ひ切れ切れて置く事

(一) 公儀方などは仕損じ候ても、無調法不馴などと言ひて、濟み申すべく候。今度不慮の座に居合はせ候者の後れは何と言譯仕るべきや。(二) 善忠樣常に、「武士は曲者一種にて濟む。」と (三) 御申し候も、斯樣の事に候。若し無念なりと思はゞ、武運に盡きて卽座の働きをもせず、惡名となるからには、身の置き所なし。なかなか、生きて恥を

さらし、胸を焦すべきよりはと、腹を切りたらば、せめてなるべし。これも命が惜しくてむだ死などといひて生きる方の分別に仕かへ、今から先、五年か十年か廿年の間生きて後指さゝれ、恥をさらしみて死失せ、骸の上に恥をぬりつけ、子々孫々、咎もなきものも、縁によりて生れ來り、恥を受け先祖の名を下し、一門親類にも疵をつけ、無念千萬の次第に候。偏へに日頃心掛なく、武士とは何としたるものやら夢にも存ぜず、うか〳〵と日を暮し、闇と云ふものなるべし。出し抜きに切られたる者は力及ばず、武運に盡きたるといふものなるべし。切りたる者は遁れぬ行懸りにて、殘らぬと思ふ心にて命を捨つるからは、どことい ふ事は見えぬ筈なり。短氣にて不當介者といふなるべし。相手向二人はすくたれとはいはず、一座の者は生きて恥をかき、武士にあらず。その時が唯今と、かねて吟味工夫して押直して置かねばならぬ筈にて候。皆人油斷にて大方にも一生を過すは不思議の仕合せなりと申し候へば、武道は毎朝毎朝死習ひ、彼に附け是に附け、死にては見死にては見して、切れ切れて置く一つなり。尤も大儀にてはあれども、すれば成る事なり。すまじき事にてはなし。又詞の勢が武邊の大事なり。今度も取留むれば上なり。手に餘らば打捨て、取遁しては、「何某やらぬぞ、卑怯者遁ぐるか。」などと、時に應じ變に乘じ、詞を掛くる勢にて仕濟ますなり。何某目心きゝ候者と、かねて諸人の目にも乘り候が

仕留めたり。唯今がその時の證據なり。（四）横座の槍もこれなり。かねてが入りたるものなり。とかく、かねて吟味し置くべき事數多有るべきなり。殿中殺害人は、若し取遁し、切働き、御次邊まで參るべきも相知れず候へば、切捨て然るべく候。尤も後の御咎め、同類か、意趣有るかとの御詮議もこれあるべく候へども、「唯仕留め申すばかりの所存、科の儀は顧みず。」と、申すべき事に候。

（一）公儀方　表向、公の務め。公儀とは主として幕府を指した語。

（二）善忠樣　山本常朝の父山本神右衞門重澄。（六一・註一）法名孝白善忠。（愚見集忠孝の項參照）

（三）御申し候　申されたの意。目上の人の言つた場合によくこの語が用ひられてゐる。

（四）横座の槍　勝茂夫妻は慶長 元和の頃、屢佐賀 小城の家中數十人を集めて夜伽を催し、大圍爐裏を圍んで實戰談や四方山の話、さては町人百姓の噂話などを聞くのを樂しみとした。その爐の脇を横座、向ふを流れ座といひ、横座は主人の席、流れ座は夫人の席であつた。或夜、御伽中に、大きな物音がして何か落ち、圍爐裏の火が消えて眞暗になつたが、燈をつけて見ると、それは自在鍵の緒が切れて、大藥鑵が落ちたのだつた。その時、皆は期せずして一時に脇差を拔き、薄の穗のやうに白刃が並立つてゐたのを見て、勝茂は彼等の心掛を褒めたことがあつた。横座の槍とは、このやうな不慮の場合に、素早く槍を突いて、主人を護衞する意味であらう。その時代の言葉である。

二五二　男仕事は日頃の心掛で仕果せる、そこに軍神の加護がある

日來の心掛程仕果する證據は、此の前、何事ぞ男仕事にてさへあれば、（一）三谷千左衞

門手に廻り合ひ、仕果せ申し候。軍神の加護なるべし。

（一）三谷千左衛門　政通入道如休。（一二一・註三）

二五三　殿中の堪忍と詞の働き、其の場を忍んで後に埒を明けよ

殿中にては、抜き掛けられても手向ひ致さず、其の段、御目付へ断り候はゞ、非義たりとも理に附けらるべしと、承り傳へ候。「後の利運と存じ、當座の恥を堪忍致す事いかが。」と申し候へば、元心師の指南に、詞の働き入る所なり。相手を召連れ申すか、我が身ばかりにても御目付へ面談、斯くの如きの仕合せ、誠に堪忍仕り難く候へども、殿中憚り多く、御上に對し奉り、當座の恥辱を堪忍仕り候心底御推量下さるべく候。某一命は速に捨て置き候。此の段御届仕り候段、當座の趣次第に申し達すべく候。若し相手御構ひこれなく候はゞ、初めに捨て置きたる一命に候へば、何の手もなく打果し申すべく候由。

二五四　奉公は何卒仕遂げたいと思ふ内がよい、一生仕遂げたいと思へ

「武道奉公に付、段々心得打替り申し候。不圖氣に乘り、此の上はあらじと存じ候事も、暫くしていや〳〵危き事にてありしと、打替り候事ども御座候。時々心相改まり行き申す事ども、若し書附け候はゞ、若年より此の方、百度や二百度と申す事はあるまじ

く候。さて〳〵埒明き申さゞる事に候。何卒仕届け度く候。」と申し候へば、「其の内がよきなり、仕届け候へば早や違ひ候。一生と存じ候へ。」となり。

二五五　首打落されても一働き、武勇の爲には大惡念を起せ

出し抜きに首打落されても、一働きはしかと成る筈に候。（一）義貞の最期證據なり。心かひなく候て、その儘打倒ると相見え候。（二）大野道賢が働きなどは近き事なり。これは何かする事と思ふぞ唯一念なる。武勇の爲、怨靈惡鬼とならんと大惡念を起したらば、首の落ちたるとて、死ぬ筈にてはなし。

（一）義貞の最期　新田義貞、延元元年皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて越前金崎城に據り、足利高經に攻められ、翌二年春城陷つたが、三年七月高經を黒丸城に攻めた時、藤崎城に據つて高經に應じた平泉寺の僧兵の勢ひ猖獗で、我が軍利あらずと聞き、赴き救ふ途上高經の兵に會し、敵の矢五本を受けて馬が斃れ、流れ矢が自分の額に中つたので、義貞は今は是迄と自ら刎ねて戰死した。その最期をいふのである。この一節、文意稍明瞭を缺いてゐるが、「心かひなく候て、その儘打倒ると相見え候。」と續くので、次の大野道賢の最期と對照し、義貞の最期の呆氣なさを非難したものとも解されるが、「心かひなく云々」を「然るに普通の人々は」と一般の場合を指したものと解すれば、義貞の最期を稱揚した事になる。『太平記』の義貞の最期

白羽の矢一筋、眞向のはづれ、眉間の眞中にぞ立ちたりける。急所の痛手なれば、一矢に目くれ心迷ひければ、義貞今は叶はじとや思ひけん、抜きたる太刀を左の手に取渡し、自ら首をかき切つて、深泥の中に藏して、其上に横はつてぞ伏し給ひける。

の一節によつて、自ら刎ねた首を深泥の中に埋めた働きを稱揚したと解すべきであらう。（一二一參照）

（三）大野道賢が働き　（一〇六七參照）。

二五六　大人は清淨心から名言が出、下々は汚れて詩歌も出來ぬ

或人の物語に、大人の名言を仰出さるゝこと、不思議に存じ、不圖存じ當り候。下々は欲得をはじめ、常々きたなき事ばかりを思ひ、胸中を汚し候に付き、俄に思慮をめぐらさんとしても、又詩歌等の作意も出がたく候。大人は元來汚れたる事、御胸中に出來申さず、清淨心に自然と叶はせられ候故と存じ候由。

二五七　正德三年八月三日夜、田代又左衞門夢中騷動の場の事

正德三年八月三日夜、（一）夢中騷動の場の事。

（一）夢中騷動の場　松本貞丘書入に、「又左衞門夢を見たるを常朝に話し申され候へば、夫は修行の長上りたると申され候由なり。」とある。又左衞門は田代陣基の事で、貞丘は陣基より三十二歲の年少であるが同時代であるから、直接聞いた話であらう。

二五八　死は足許に來る、夢中の戲れと油斷せず精を出して早く仕舞へ

貴となく賤となく、老となく少となく、悟りても死に、迷ひても死に、さても死ぬ事かな。我人、死ぬと云ふ事知らぬではなし。爰に奧の手あり。死ぬと知つては居るが、皆人

死に果てゝから、我は終りに死ぬ事の様に覚えて、今時分にてはなしと思うて居るなり。はかなき事にてはなきや。何もかも役に立たず、夢の中のたはぶれなり。斯様に思ひて油断してはならず。足許に来る事なるほどに、随分精を出して早く仕舞ふ筈なり。

二五九　不慮の災難に逢うた人には却つてよき仕合せと激勵せよ

不慮の事出来て動轉する人に、（一）笑止なる事などといへば、尚々氣ふさがりて物の理も見えざるなり。左様の時、何もなげに、却つてよき仕合せなどといひて、氣を奮ふ位あり。それに取り附いて、格別の理も見ゆるものなり。不定世界の内にて、愁ひも悦びも、心を留むべき様なきことなり。

（一）笑止　氣の毒といふ意味。普通笑止千萬、片腹痛い、小癪などの意に用ひる場合とは違ふ。今も、佐賀地方では、氣の毒とか愁傷とかの意味に用ひられ、不幸の時悔みに行つて、「御笑止な事でございます。」などいふことがある。本文は、人の災難を見舞うた場合、餘りに同情を表面に現して氣の毒がり、氣を滅入らすやうな事をするな、といふのである。（九參照）

二六〇　佞悪の者は人の非を言觸らし陷れて慰む、皆人覺悟すべき事

悪逆の者の仕方は、人の上の非を見出し聞き出して、語り廣げ慰むなり。「何某こそ斯様の悪事故、御究めにも逢ひ、閉門蟄居仕り候。」などと、無き事までも（一）言ひはやらかし、世上普く取沙汰させて其の者の耳に入れ、さては此の事顯れ候と存じ、まづ病氣

分にて引入り候時、「我が身に悪事ある故、手前から引取りたり。その仔細御改めあるべし。」と沙汰して、歴々の耳にも入れ、止む事なく悪事になる様に仕なすものなり。此の手を知らで、うろたふる者を笑ひ、悪事になして面白がり、又我が身のための工みにも仕るものにて候。度々ありし事なり。(二)辨財御下り (三)袋酒盛 二法師江戸頭人斷り、何れも口達。廣き御家中なれば、斯様の佞悪の者、いつの世にもあるものなり。覺悟すべき事なり。

(一) 言ひはやらかす　言ひ流行らかす。こゝでは悪宣傳をすること。
(二) 辨財御下り　元祿十年三月、脊振辨財天修覆の際、久保山村百姓藤五左衞門が牛宮谷で發見掘り出した古木赤梅檀の切株を以て京都佛師左京に新に辨財天像を彫刻させ、山本常朝が持ち下つたことがある。(五一三參照)
(三) 袋酒盛　寶永三年鍋島靱負 石井傳右衞門等の酒盛の事であらう (八五三參照)。二法師云々不詳。

二六一

欠伸噓はすまいと思へば一生せぬ、嗜み事は若い内に書き附けよ

同座に若輩の人欠伸仕られ候時、欠伸は見苦しきものなり。欠伸、くさめはするまじきと思へば一生せぬものなり。氣の抜けたる所にて出るなり。不圖欠伸出で候はゞ、口を隱すべし。くさめは額を押ふると止まるなり。又酒を飲む衆はあれども、酒盛よくする人

はなし。公界物なり。氣を附くべき事なり。斯樣の事共、奉公人の嗜み、若き內に一々仕附け度き事なりとて、（二）箇條書百ばかり出來申し候。尙々詮議して書き附け候へとなり。

（一）箇條書百ばかり　「山本常朝草庵雜談」と題し、覺書を列記したものがある。

二六二　帶の仕樣、上下附は鍋島風が第一、帶の結び目をはさむ事

「帶の仕樣、上下つきは御國の風にましたるはなし。」と、（二）加賀守殿仰せられ候由。皆加州の御仕出なり、（二）帶の結び目、はさむ事、他所になし。別してよきなり。

（一）加賀守殿　小城藩主鍋島直能。（八九五・註四）

（二）帶の結び目はさむ事　帶を結び切りにせず、端をはさみ込む事で、武士の子供に迄行はれてゐた。

二六三　山崎藏人の金言「見え過ぐる奉公人はわろし」――道樂は禁物

山崎藏人申され候は、「見え過ぐる奉公人はわろし」と、これ金言にて候。唯奉公に好きたるが（一）當介家職なり。或は理非の穿鑿强く、又は無常を觀じ、隱者を好み、濁れる世の中、事繁き都などと見なし、佛道修行にて生死を離れ、詩歌の翫び、風雅を好みなどする事、能き事の樣に思ふなり。これは、我が一身を安樂にして心を淨く持つばかりなり。隱居人出家など世外者はよし。奉公人には第一の禁物。斯くの如き者は皆腰拔なり。武道奉公は骨を折りて仕にくき事なる故、逃れて安樂を好むものなり。世間に無學文盲に

して奉公一偏に精を入れ、又は妻子以下の育てに心掛くる者は、一生見事に暮すなり。奉公人にてはありながら、坐禪を勤め、詩歌に心を寄せ、境界を風雅に、異風にする人は、多分身上持ちそこなひ、無力に責められ、俗にも僧にもあらず、公家隱者にもあらずして、見苦しき有樣なり。又一偏に傾かず、家職の隙に、氣晴し慰みに餘の事をするは、苦しからずと申す事あり。これは障りまでにはなるまじく候。さりながら、家職一偏に心掛け候へば、曾て少しの隙もなきものなり。隙のあるは未だ打ちはまらざる故なり。老功の士の一言は厚きことなり。藏人年寄役の時分、俳諧はやり、殿中にても俳諧する人多く候へども、藏人一人終に仕習ひ申されず、「御用濟み候へば、各々は俳諧なされ候へ。」と申し候て、歸り申され候。隱居以後、連歌三昧にて日を暮し申され候由。

（一）當介家職　家職に當てはまつた者、適任者。（一・註二四。一九六參照）

二六四　君臣の間は忍戀のやうにあれ、奉公の大意は理非の外

奉公人は、心入一つにてすむことなり。分別藝能にわたれば、事むつかしく、心落着かぬものなり。又業にて御用に立つは下段なり。分別もなく、無藝無男にて、何の御用にも立たず、田舍の果にて、一生朽ち果つるものか、我は殿の一人被官なり、御懇にあらうも、御情なくあらうも、御存じなさるまいも、それには曾て構はず、常住御恩の忝なき

事を骨髓に徹し、涙を流して大切に存じ奉るまでなり。これは易きことなり。これがならぬ生附とてはあるまじ。又此くの如く思ふまい事ではなし。されども斯樣の志の衆は稀なるものなり。唯心の內ばかりの事なり。長け高き御被官なり。戀の心入の樣なる事なり。情なくつらきほど、思ひを增すなり。適にも逢ふ時は、命も捨つる心になり、忍戀などこそよき手本なれ。一生言出す事もなく、思死する心入は深き事なり。又自然偽に逢ひても、當座は一入悅び、偽の顯るれば、尙深く思入るなり。君臣の間斯くの如くなるべし。奉公の大意、これにて埒明くなり。理非の外なるものなり。

私に云ふ、君臣の間と戀の心と一致成る事、（一）宗祇註に見當り申し候。

（一）宗祇註　連歌師宗祇の註。（二三六參照）

二六五　御側の奉公はぶらぐ〳〵と年を重ね、自然と御用に立つ樣に

御側の奉公は、成るべく差出でざる樣に、ぶらぐ〳〵として年を重ね、自然と御用に立つ樣になければ物に成らざるなり。一家の內の樣なればなり。外樣の奉公は、それにては追附かず、隨分迦れなく心掛け、上たる人の目にも附く心持あるなり。

二六六　何よりも唯主君の御一言が忝くて腹を切る志は起るもの

何の德もなき身にて候へば、させる奉公も仕らず、（一）虎口前仕りたる事もなく候へど

も、若年の時分より一向に、「殿の一人被官は我なり、武勇は我一人なり。」と骨髄に徹し、思込み候故か、何たる利發人、御用に立つ人にても押し下げ得申されず候。却つて諸人の取持勿體なく候。唯殿を大切に存じ、何事にてもあれ、死狂ひは我一人と内心に覺悟仕りたるまでにて候。今こそ申せ、終に人に語り申さず候へども、一念天地を動かす故にて候か、人にゆるされ申し候。御子様方始め、諸人の御懇意誠に痛み入り申す事に候。主人に思ひ附く事は、御譜代の士は、奉公するの、せぬのには、より申さず候へども、勤むる時は又出ある事に候。知行御加増、金銀過分に拜領ほど有り難き事はなく候へども、それよりは唯御一言が忝くて腹を切る志は發るものなり。火事御仕組に、江戸にて御書物心遣と申上げられ候へば、「若き者に候間、供中附け候へ。」と仰出され候時、忽ち身命を捨つる心になりたり。又大阪にて御夜の物御蒲團拜領の時、「慰方に召使ひ候者に加増とは遠慮故、志までに呉るゝぞ、年寄共へ禮にも及ばぬ。」と仰せられ候時、（二）あはれ昔ならば此の蒲團を敷き、此の夜着をかぶり、追腹仕るべきものと、骨髄有り難く存じ奉り候なり。

（一）虎口前　戰國の働きをいふ。（二七七・註二）

（二）あはれ昔ならば　追腹法度以前をいふ。

二六七　地獄にも落ちよ神罰にも當れ、主人に志立つる外はない

歸り新參などは、さても鈍になりたると見ゆる位がよし。しつかりと落着いて動かぬ位があるなり。御譜代の忝さ、有難き御國なることは、氣の附くほど御恩が重くなるなり。斯樣に行當りてよりは、浪人などは何げもなきことなり。この主從の契より外には、何もいらぬことなり。この事はまだなりとて、釋迦孔子天照大神の御出現にて御勸めにても、ぎすともすることにてなし。地獄にも落ちよ、神罰にもあたれ、此力は主人に志立つるより外はいらぬなり。惡くすれば神道の、佛道のと云ひ、結構な打上つた道理に轉ぜらるゝものなり。佛神も、これをわるしとは、思召さるまじきなりと。

二六八　客に行つて差合ひを言はれてから歸るのは追立てられるもの

或方に見舞に御同道申し、暫く話ありて罷歸るとあり。亭主、「先づ暫く御話し候へ。晩迄と存じ候へども、客約束。」と申され候。追附罷立ち候。差合ひを言はれてから歸るは、追立てられたるにてこそあれとなり。

二六九　寫し紅粉を懷中して醉覺や寢起など顏色惡い時は直すがよい

寫し紅粉を懷中したるがよし。自然の時に、醉覺か寢起などは顏の色惡しき事あり。斯樣の時、紅粉を引きたるがよきなりと。

二七〇　相良求馬、鍋島光茂の歌道執心は御家長久の基と辯疏す

相良求馬ほど發明なる人、又出來まじくと思はれ候。打見たる所、さても利發なる人と相見え、分別するほど發明顯れ候。光茂公歌道一偏の御執心故、勝茂公より御意見、年寄役は蟄居仰付けられ候。その時、御側の者召出され御叱りにて候。求馬若年の時分にて、末座に罷在り候が、申上げ候は、（一）「丹州樣の御氣質を某ならでよく存じ候者御座なく候。御氣質やはらぎ申す爲には、御歌學頂上の儀に候。拔群の御器量にて、御短氣手荒く御座なされ候。されば、御歌御好き遊ばされ候は、御家御長久の基と存じ奉り候。」と申上げ候由なり。後迄も斯樣に申し候。後日に勝茂公仰せに、「丹後守が側の者呼出し叱り候に、一言も申す者なし。たはけ共にて候。末座に若輩者居り候が、面附器量に見え候。」と、御意なされ候由。この一段、脇說に承り候が、相違の所あり。尙尋ぬべし。

（一）丹州樣　鍋島光茂。

二七一　中野又兵衞先祖の物語、下情が上達せぬと不和が出來る

新儀は、たとへ良き事にても、いかゞとなり。（二）中野又兵衞元祖の者申し候は、「旦那樣御苦勞なされ、我々弓二十五人御仕立て召置かれ候處、散り〳〵に相成り候に付

て、せめて御形見にと存じ、器量の者十人すぐり、(二)澤野殿組に遣はし候が、組中膽を潰させ、御恩報じと存じ奉り候。殘りは鐵砲組に成り候故、弓切り折り、今より火繩扱ひ成るまじくと申し候て、氣味を腐らかし申し候。一人は一石組の押へに參る筈に候へども、請合ひ申さず候に付て、某申し候は、「弓は我等に續く人なし。然れども老年にて業相成らず。御上の仰付を、罷成らずなどと申し候は、慮外にて候間、我等一石組に參るべしと申乞ひ、今は弓を手にも取り申さず。」と涙を流して話し申し候。斯樣の儀、上に相知れ申さず、下の不和出來、笑止の事に候。尤も有難き御家に候へば、追ては、不合點の者あるまじく候。直茂公は、一和の所を肝要に遊ばされ候。又有馬の軍功、一二の入札に遊ばされ候。備へ備へに御目付これあり候由。其の頃諸人不合點の由。敵合の働、何として見分明白に成るべきや。御目付武功の人にてこれなく候はば、相違これあるべく候。江戸御式臺にて、(三)石井彌七左衞門有馬話を仕出で候時、(四)問田市郎左衞門罷在り、「よき折柄にて候。一番乘を我等より先きに參られ候者これありや、申して見候へ。」と申し候に付て、「それは乘口が違ひ申すべし。」と申し候由。斯樣の事に、多く手柄隱れ、殘念に存じ候者、數多これあり候由。

(一)中野又兵衞　名は政良。初め嘉右衞門。中野神右衞門清明の六男で、重澄の弟であり、常朝

の叔父に當る。西派の弓の達人で、有馬陣後、足輕の組頭となり、承應三年吉田久馬助重春から皆傳を受け、弓の師範となつた。元祿八年十一月十四日歿。年八十二。法名觀解院玄昌日久。墓は佐賀市大財町國相寺にある。弓の師家は、朝倉六兵衞永次が相續し、更に小森八內政意に傳はつた。

(二) 澤野殿　新右衞門精種。代々鐵砲足輕組頭を勤めて來たが、元祿八年又兵衞死去の後、鐵砲組を離れて弓取になつた。「夜陰の閑談」中にある「足輕組まぜちらかし」(一・註四四)は、これらの事を指したものであらう。

(三) 石井彌七左衞門　正之。(七四五・註二)

(四) 間田市郎左衞門　父新五左衞門と共に有馬陣に從ひ、戰功を立てた。

二七二　他人の家で物を失うた時、不用意に言出して主人に恥かゝすな

何某或御方にて(二)笄失ひ候事を、何かと申し候を、同道の衆意見申し候て、沙汰なしに歸られ候。追つて盜み候人相知れ、仕置これあり候。御亭主に恥かゝせ申す事を、行き當らず言出して見出し申さゞる時は、尙々無興なり。刀の拵へ樣、置き處、失ひたる時の事をも、兼々吟味仕るべき事の由。

(一) 笄　刀の鞘に挿しておくもの。(八七四參照)

二七三　挨拶は一座を見計つて人の氣に障らぬ樣に、國家の事は勇猛に興に乘じては口柄にて話をもする事あり。我が心浮いて實なく、脇よりも左樣に見ゆる

なり。その後にて實儀なる事を見合せ話すべし。我が心に實が出來るなり。輕い挨拶をする時も、一座を見計りて人の氣に障らざるやう、少し案じてより申すべきなり。又武道の方御國家の事に難を申す衆候はゞ、愛想盡かして、したゝかに申すべし。兼て覺悟仕るべきの由。

二七四　談合事はまづ一人に、大事の相談は密かに無關係の人に

談合事などは、まづ一人と示し合ひ、その後聞くべき人々を集め一決すべし。さなければ恨み出來るなり。又大事の相談は、（一）かもはぬ人、世外の人などに潛かに批判させたるがよし。贔負なき故、よく理が見ゆるなり。（二）一くるわの人は談合候へば、我が心の理方に申すものにて候。是にては役に立ち申さず候由。二法師口傳。

（一）かもはぬ　かまはぬに同じ。かれて懇意でない人。
（二）一くるわの人　くるわ（廓）は區域、集團などの意。

二七五　兵動左仲奇特にも藝敵の正珍に連歌の宗匠を讓る

一藝あるものは藝敵を思ふものなるに、（一）左仲、先年、（二）正珍へ連歌宗匠を讓りたり。奇特の事なり。

（一）左仲　兵動左仲延貞。與賀神社の神職である。兵動延年の子で、初名左京、內藏助とも稱した。連歌宗匠となり、享保四年八十賀の時藩主宗茂自筆の「八十とは猶永からん松の花」の句竝

に上下を拝領した。享保七年十二月二十九日歿。年八十三。法名齢譽延貞。墓は佐賀市與賀町光照寺にある。代々與賀神社神職で、子延方 孫延常三代に亙つて連歌宗匠であつた。

(二) 正珍　佐賀六座町生れ。連歌師。後稻佐山（杵島郡錦江村）に移つた。

二七六

湛然和尙曰く「風鈴を懸けるのは風を知つて火の用心する爲」

(二) 湛然和尙風鈴を懸け置かれ、「音を愛するにてはなし、風を知りて火の用心すべき爲なり。大寺を持つ氣遣ひは火の用心計りなり。」と御申し候。風吹きには自身夜廻りなされ、一生火鉢の火を消されず、枕元に行燈、附木取揃へ置き、「俄の時うろたへて、火を早く立つる者なきものなり。」と御申し候。

(一) 湛然和尙　湛然梁重和尙。(解說參照)

二七七

疊の上で武勇を顯す者でないと戰場へも選び出されない

(二) 公界と寢間の內、(二) 虎口前と疊の上、二つになり、俄に作り立つる故、間に合はぬなり。只常々にある事なり。疊の上にて武勇の顯るゝ者ならでは、虎口へも選が出されず。

(一) 公界　人なかの公の場をいふ。晴れの場所。「酒は公界物」。(二四參照)

(二) 虎口前　コグチマヘと訓む。虎口とは城廓陣營等の出入口の要所で、延いて其の要所又は一般戰場における働の意味に用ひられたやうである。「老士物語の箇條覺書」には、「虎口にて先をか

け、犬死しても苦しからざる場は一番槍一番首一番乘の時節なり。」とある（一六〇・二六六・三九六・二一九八・一二〇二等參照）。この語は如睦　甲冑（一・註一二參照）と共に古くから用ひられたもので、後には經濟的な意味をも含んだらしい。左に久米邦武博士編修『鍋島直正公傳』に記された「如睦　甲冑　虎口前」の解を參考の爲に引證しておく。

封建時代の戰費は、家祿に附帶したる義務にして、之に如睦、甲冑、虎口前の稱あり。如睦は平時をいひ、甲冑は戰時をいふ。虎口前は此兩者に附帶して祿高に賦課せられたる義務をいふ（『鍋島直正公傳』第一篇一六六頁）藩の士政は戰時の軍隊編制を基礎となしたりしが、平時にも其養成事務を併せ辨ずるを組仕組といひ、而して組には戰時平時の二を分ちたり。甲冑如睦是なり。甲冑とは事あれば甲冑を著して戰場に向ふの意にして、平時にも軍務の番役總て軍隊義務の役に服するをいひ、如睦とは平和に於ける家常生活、及び給祿の分配等にかゝる務をいふ。足利時代より九州地方に行はれたる法律語なり。甲冑如睦の務めには非常の相違あり。甲冑は給祿に對する義務として自格護にて務む。自格護とは當時の通用語にて、費用を自辨する意なり。法律語にては虎口前といふ。如睦の務は義務の外なるを以て、幾分の宛行をなして費用を補給す。其別を例せむか、組劃の調練、若くは組役にて務むる寺社の警固、出入の警備等は甲冑の虎口前たる義務なり。（同第三篇二三二――二三三頁）

二七八　剛と臆とは平生當つて見ては別らぬ、別段にあるもの剛臆と云ふものは、平生當りて見ては當らず。別段にあるものなり。御留守居二度の口達。

二七九　何氣なく思はれては奉公できぬ、大事の奉公は一心の覺悟から

主人にも何氣もなく思はれては、大事の奉公はされぬものなり。此のあたり一心の覺悟にて顯るゝなり。御叱りの時は、御惡口のみ仰出でられ候へども、終に御惡口に逢ひ申さず候。若殿樣は主人を見限りさうなる者と度々御意なされ、本望と存居り候。光茂公御卒去の時分などは、我等申上げ候事は少しも御疑ひこれなく候由。

二八〇　山本常朝、隱居後も常に御家の事を思ひ、これを語る毎に落涙す

「今にてもあれ、御家一大事の出來候時は進み出で、一人も先にはやるまじきものをと存じ出し候へば、いつにても落涙仕り候。今は何事も入らず、死人同然と思ひて萬事捨て果て候へども、この一事は若年の時分より、骨髓に徹り思ひ込み候故なり。何と忘るべしと思ひても心に任せず、あつぱれ我等一人ならでは無きとのみ存じ候。家老衆を始め御家中の衆、斯樣に御家を思うて上げらるまじきかと思ふなり。」と御申し候て、涙落ち聲ふるひ、暫しは話も申さず候。「いつもこの事さへ存じ出し候へば、斯樣にこれあるなり。夜半、曉、獨居、對座の時も同然なり。誠に益體もなき事。」となり。この話にて（一）落涙の事、數度見及び申し候。

（一）落涙の事數度見及び申し候　山本常朝が話しながら落涙した事を、田代陣基がしばゝ見たといふのである。

二八一　生々世々御家中に生れ出で、御家は我一人で抱留める一鼎に逢うて、「御家などの崩るゝと云ふ事は末代までこれなく候。仔細は、生々世々、御家中に生れ出で、御家は我一人して抱留め申す。」と申し候へば、「大膽なる事を申す。」と笑ひ申され候。（一）二十四五の時の事なり。（二）卓本和尚に一鼎申され候。「御國に變りたる者出來申し候。昔恥かしからぬ。」と話し仕られ候と、承り申し候。出家物語なり。

（一）二十四五の時　山本常朝、天和三年二十五歳。

（二）卓本和尚　實山卓本和尚。天和元年山本家の菩提寺八戸龍雲寺住職となり、元祿元年高傳寺第十七世住持となつた。元祿四年中折（佐賀市）東盛庵を開いて隱居し、同十六年八月八日寂。

二八二　湛然和尚曰く「常に氏神と心を釣合うて居れ、親同然で運が強い」

湛然和尚御申し候は、「常に氏神と心を釣合うて居り申すべく候。運強くあるべく候。親同然にて候。」と指南の由。

二八三　佐賀に生れて日峯樣を拜まぬは疎略、直茂公生前にも願をかけた

「御國に生れ候者の（一）日峯樣を拜み奉らざる事、大方の事なり。御存生の内にも、立願懸け申す者共これありたる由に候。大切の事と存じ候は、宿願を懸け奉り候が、一度も叶はざる事これなく候。」と、前神右衞門常々話し申し候由。

（一）日峯樣　佐賀藩祖鍋島直茂。（一・註八）

二八四　日拜は血戰の運命を祈るため、穢を嫌ふ神ならば詮なし

神は穢を御嫌ひなされ候由に候へども、一分の見立てこれありて、日拜怠り申さず候。その仔細は、軍中にて血を切りかぶり、死人乘越え〳〵働き候時分、運命を祈り申すためにこそ、かねゞ〳〵は信心仕る事に候。その時穢ありとて、後向き候神ならば詮なき事と、しかと存じ極め、穢の構ひなく拜仕り候由。

二八五　大難大變にも一言、仕合せの時にも一言、此の一言に工夫せよ

大難大變の時も一言なり。仕合せよき時も一言なり。當座の挨拶話の内も一言なり。工夫して云ふべき事なり。（一）ひつかりとするものなり。確に覺えあり。精氣を盡し、兼々心がくべき事なり。これは、めつたに話しにくき事なり。皆心の仕事なり。心に覺えたる人ならでは知るまじとなり。

（一）ひつかり　凛と引締まること。

二八六　上座から末座に下り會釋して復席、豫て教訓の禮儀

或方にて話半ば、出家見舞あり。上座にて候が、卽ち末座に下り、一通りの禮儀あり。其の後は常の通りなり。豫て教訓の禮儀の所なり。

二八七　寄親は兼々組の者に振舞ひ、會釋の心入あるべき事

（一）權之丞、長崎御仕組假物頭仰付けられ候。それに付き心得の爲書附に、早速打立ち候仕組、（二）夫丸に宿元見せ置き候事どもあり。又組の者召寄せ、馳走など致し、會釋の心入ある事に候。一言にて、あの樣なる寄親かなと思ふものなり。御爲の志堅固ならば、此の次は物頭に仰付けらるべく候なり。

（一）權之丞　山本常朝の養子常俊。
（二）夫丸　人夫の事。

二八八　人間一生好いた事をして暮すべし、但し聞き樣では害になる

人間一生は、誠に纔の事なり。好いた事をして暮すべきなり。夢の間の世の中に、好かぬ事許りして、苦を見て暮すは愚なることなり。此の事は、わろく聞いては害になる事故、若き衆などに終に語らぬ奥の手なり。我は寢る事が好きなり。今の境界相應に、彌々禁足して、寢て暮すべしと思ふとなり。

二八九　現實の事は夢で知れる、夢を相手に精々勵むがよい

正德三年十二月二十八日夜夢の事。志强く成り候程、夢中の樣子段々變り申し候。有體の例しは夢にて候。夢を相手にして、精を出し候がよしとなり。

二九〇 懺悔は器物の中の水をこぼす様なもの、改むれば跡は消える

慚愧懺悔と云ふ事は、器物に入れたる水を打ちかへす様なるものなり。或御方の竿盜人白狀の仕様を聞き候へば、不憫になるなり。卽ち改むれば、忽ち跡は消えて行くなり。

二九一 我が長けを知り、非を知つたとて自慢するな、自己を知るは難い

少し眼見え候者は、我が長けを知り、非を知りたりと思ふゆゑ、尙々自慢になるものなり。實に我が長け、我が非を知る事成り難きものの由。海音和尙御話なり。

二九二 人の威は外に顯れる、畢竟は氣をぬかさず正念な所が基

打見えたる所に、その儘、その人々の丈分の威が顯るゝものなり。引嗜む所に威あり。調子靜かなる所に威あり。詞寡き所に威あり。禮儀深き所に威あり。行儀重き所に威あり。奥齒噛みして眼差尖なる所に威あり。これ皆、外に顯れたる所なり。畢竟は氣をぬかさず、正念なる所が基にて候となり。

二九三 惡事の引合ひは貪瞋痴、吉事の引合ひは智仁勇に洩れず

貪瞋痴と、よく撰り分けたるものなり。世上の惡事出來たる時、引合ひて見るに、この三箇條に迦るゝ事なし。吉事を引合ひて見るに、智仁勇に洩れずとなり。

二九四 奉公人の心入は時代々々で變る。或時は國家を治めて上げよ

（一）五郎左衞門申し候は、奉公人の心入は、何時にても根本に替る事はこれなく候へども、御時代々々にて趣は替り申し候。直茂公、勝茂公は、麁に入り細に入り、何事にても闇き事なく御存知なされ候に付、萬事御下知の通りに勤め候て迦れこれなく、疑はしき事は御尋ね申上げ、御指南を受け申す事に候。これは仕よき奉公にて候。又御不案内の御主人の時は、隨分工夫思案致し、御國家を治めて上げ申さず候て罷成らず、これは大儀にて候由。

（一）五郎左衞門　山本常治。（九・註三）

二九五

下賤から高位に登つた人はその德を貴んで一入崇敬せよ

數馬（利明）申し候は、茶の湯に古き道具を用ふる事を、むさき事、新しき器綺麗にして然るべしと申す衆あり。又古き道具はしをらしき故用ふるなどと思ふ人もあり。皆相違なり。古き道具は下賤の者も取扱ひたる物なれども、よく〳〵その德ある故に、大人の手にも觸れらるゝものなり。德を貴みてなり。奉公人も同然なり。下賤より高位になりたる人は、その德ある故なり。然るを、氏もなき者と同役はなるまじ、昨今まで足輕にてありし者を頭人には罷成らず、と思ふは以ての外取違ひなり。もとより、その位に備りたる人よりは、下より登りたるは、德を貴みて一入崇敬する筈なり。

二九六　山本前神右衞門、常朝七歲の時より武者草鞋で寺參りさす

（一）前神右衞門申附けにて、（二）幼稚の時分、市風に吹かせ、人馴れ申す爲とて、（三）唐人町出橋に、節々遣はし候由。五歲より各〻樣方へ名代に出し申し候。七歲より、がんぢうのためとて、武者草鞋をふませ、（四）先祖の寺參り仕らせ候由。

（一）前神右衞門　常朝の父、山本神右衞門重澄。
（二）幼稚の時分　山本常朝。
（三）唐人町出橋　今の佐賀市唐人町土橋邊であらう。
（四）先祖の寺參り　小城郡三日月村大字織島字深川勝妙寺（日蓮宗）墓參をいふ。山本常朝手記の年譜に、この事が、次のやうに記されてゐる。

七歲。寬文五巳年。今年より、先祖菩提所小城深川勝妙寺へ、松龜事、歩行にて堂參仕り候。武者草鞋をふませ、向後がんぢやうの爲、神右衞門名代に遣はされ申し候事。

松龜は、常朝の幼名。勝妙寺は、父神右衞門の實家中野氏の菩提寺である。

二九七　主君にも少しは隔てられるがよい、腰巾着では働かれぬ

主にも、家老年寄にも、ちと隔心に思はれねば大業はならず。何事もなく腰に附けられては働かれぬものなり。此の心持これある事の由。

二九八　物識が差合ひ、平生の事にも案内知つて障りになる事もある

御家の事、御家中の事、古來根元、よく存ぜず候て叶はざる事に候。然れども、時

によりて物識が差合ふ事これあるものなり。了簡入るべき事なり。平生の事にも、案内知つて支へになることあるものなり。了簡入るべし。（一）石井新五左衛門、山本紛れの事。口達。

（一）石井新五左衛門　名は貞房。石井嫡男家、清左衛門良房の子である。初名伊勢之助　善次郎　新八と稱した。手明槍から、世嗣綱茂の御側頭となり、元祿六年十一月六日歿した。年五十。

二九九　端的濟まぬ事は埒明かぬ、左足の一歩で鐵壁も踏破れ

（一）春岳話に、（二）「そこを引くなと云ふ儘に二人張」と草紙にあり。これが面白く候。（三）端的濟まぬ事は一生埒明かず、その時一人力にては成し難く、二人力になりて埒明くる所なり。後にと思へば、一生の懈怠となるなり。又左足を踏み、鐵壁も通れと云ふも面白く候。忽ち飛込み、直ちに踏破る事は一歩の左足なり。又大一機を得たる人は、日本開闢以來秀吉一人と思はれ候由。

（一）春岳　春岳明淵和尚。（五〇・註二）

（二）そこを引くなと云ふ儘に二人張　相手に對して機先を制し、そこ動くなと攻勢に出ると、おのづから二人力になつて元氣づくといふ意であらう。或寫本には「二人強」とある。

（三）端的　タンテキ。佐賀言葉ではタントキともいふ。差當り、てつきり、卽刻、てきめんなど、目の當り差迫つた事にいふ語。

三〇〇　智慧利發ほどきたないものはない、眞實さへあれば立ち行く

何某は、第一顔の皮厚く、器量ありて利發者にて、御用に立つ所もあり。この前、「其の方は利發が殘らず外に出て、奥深き所なし。ちと鈍になりて、十の物三つ四つ内に殘す事はなるまじきや。」と申し候へば、「それは成り申さず候。」と申し候。(一)ほしめかして、公儀前などさすれば、何處までも仕て行くところあり。さりながら御身邊、國家邊、重き事は少しもさせられぬ丈けなり。誰々と一風のものなり。利發智慧にて、何事も濟むものと覺えて居るなり。智慧利發ほど、きたなき物はなし。まづ、諸人請取らず、(二)帶紐解いて入魂されぬものなり。何某は不辨には見ゆれども、實が有る故に、立つて行く奉公人なりと。

(一) ほしめかす　おだてる。けしかける。ほしまかすともいふ。「犬の喧嘩をほしまかす」。

(二) 帶紐解く　心を許して、打解けること。

三〇一　最負があつては口がきけぬ、何の引きもないが奉公はしよい

殿參りするも奉公人の疵なり。すべて御内緣、殿最負を持てば口がきけぬものなり。折角骨を折りて奉公しても、引きにて仕合せよきなどと後指さゝれ、奉公が無になるものなり。何の引きもなき奉公は仕よきものなりと。

三〇二　些細な事に念を入れて話す人には大方其の裏がある

さもなきことを、念を入れて委しく語る人には、多分其の裏に、申し分があるものなり。それを紛らかし隠さん爲に、何となく繰立てゝ語る事なり。それは、聞くと胸に不審が立つものなり。

三〇三　何事も人より一段高き理を見附けよ、相手を見て理を言へ

詮議事又は世間の話を聞く時も、その理を尤もと計り思ひて、そのあたりにぐどついては立越えたる理が見えず。人が黒きと云はゞ黒き筈ではなし、白き筈なり、白き理があるべしと、その事の上に理を附けて、案じて見れば、一段立ち上りたる理が見ゆるものなり。斯様に眼を附けねば、上手取ることはならず。さてその座にて云ふべき相手ならば、障らぬ様に云ふべし。云はれぬ相手ならば、障らぬ様に取合ひして心にはその理を見出して置きたるがよし。人に越えたる理の見ゆる仕様は是くの如きなり。何某縁邊切の事、口達。わる推量裏廻り物疑ひなどとは違ひ候なり。

三〇四　飢死んでも殿様の爲には神佛にも見向かず朽ち果てよ

何某へ意見申し候は、「身持心入、今時の人に勝れ申され、結構の事に候。此の上ながら、立上りたるところに眼を着けられ候へかし。今の分にては惜しき事に候。墓にすかれ候も、低い位なり。若し名人に成り御用に立ち候時、先祖以來の侍を立て迦

し、藝者にならるゝ事に候。御國の侍は、(二)藝は身を亡すと、兼々見立て候は此處にて候。尤も低い丈けにては、よき事に候。立上りたると云ふは、何某儀は武士なり、さすがの奉公人なりと見られ、御家老御用の時、選び出さるゝ事なり。御無人の時節は、昔の科も消えて行く事なり。御國家治め申上げ候忠節、何かあるべきや。たとへ召出されず候ても、一分の覺悟は、御用に立ちたる事なり。多分大事の時は、潜かに相談にまゐるものなり。それに指南申すは、尚々忠義なり。他事なきものなる故、少し立上りたる者は、人が捨て置かぬものなり。此のあたりに眼を着けられ候へかし。」と申し候へば、「それは稽古にて成るべきや。」と申され候に付、「易きことなり、當念に氣を拔かさず、上手の理を見出すまでなり、少し精を入るれば慥に成るものなり。又十日の内に、國中に器量響く仕樣もあり、何和尚と豫て話しの由。彼の和尚は、皆人畏れて居るなり。上手の理が得方にて、鳴り廻るところを覺えたる人なり。明日にても、何事ぞ申され候を打崩し、せかせ候て上手の理にて云ひ伏せ、理詰仕らるべく候。諸人肝を潰し、云ひ傳へ云ひ傳へて、頓て沙汰するものなり。大犬をかみ伏せねば、譽きなきものなり。」と申し候へば、「誠に利發なる和尚。」と申され候故、「左樣に阻み申され候故、大業がならず、何のかうばしき事あるべきや。誰にても、(三)そくもやるまじきとかゝらねば、(三)

ほこ手は延びず。又義經の勇智仁とのたまひしも、面白く候。今が世にも、四十歳より内は勇智仁なり。埋れ居り候衆は四十過ぎても勇智仁にてなくば譬きあるまじく候。彼の和尚など、たつた勇智仁を以て鳴り廻り、名高く聞え候。又殿様の御上、御家老、年寄衆などの上は、たとへ上手の理を見附け候ても、人に批判をせぬものなり。聞えぬ事にても御尤もと理を附けて、諸人思ひ附く様に、褒め崇めて置くが忠義なり。人の不審いたす様に仕成すは、勿體なきことなり。人の心は、移り易きものにて、一人褒むれば早やそれにかたぶき、一人誹れば惡ろく思ふものなり。又どこへ有り附き候様にと何某申され候由、先年承り候。左様の時は日來の懇意愛想も盡きて、したたかに申したるがよく候事を、破れぬ様に結構づくに取合ひ候へば、うさんに思はるゝものなり。斯様の事に味方の人より轉ぜられ、引腐らかさるゝ事あるものなり。飢死んでも御家來の内なり。殿立て迦すことは佛神の勸めにも見向も仕らざる合點にて、朽果て申さるべし。」と申し候由。

（一）藝は身を亡す　（八九參照）。

（二）そくもやるまじ　そくは足で、一足も先きへやらぬ意味であらう。多くの寫本に「そく」とあつて、當時の言葉であつたかと思はれる。

（三）ほこ手は延びず　ほこ手は矛手。手が伸びない。發展が出來ない。

三〇五　世上の噂話にも物言ひを愼め、口故に敵を持ち遺恨も出來る。

當時の（一）差合ひになりさうなる事を言はぬものなり。氣を附け申すべきなり。世上に、何かと、むつかしき事などこれある時は、皆人浮き立つて覺え知らずに、その事のみ沙汰する事あり。無用の事なり。わろくすれば、（二）口引張りになるか、さなくても、口故に入らざる事に敵を持ち、遺恨出來るなり。左樣の時は他出を止め、歌など案じて居たるがよく候由。

（一）差合ひ　差支へ、鉢合せ。動詞にも用ひられ、今も佐賀地方に多く使はれてゐる。

（二）口引張り　口ぎたなく冗言すること。おしやべり。

三〇六　人の事は譽むるも似合はぬ、我が丈を知つて修行に精を出せ

人事を云ふは、大なる失なり。譽むるも似合はぬ事なり。兎角我がたけをよく知り、我が修行を精を出し、口を愼みたるがよし。

三〇七　德ある人はゆとりがあり、小人は靜かな所がなくがたつき廻る

德ある人は、胸中にゆるりとしたる所がありて、物毎せはしきことなし。小人は、靜かなる所なく、當り合ひ候て、がたつき廻り候なり。

三〇八　夢の世とはよき見立、惡夢を見て覺めたい事もある

夢の世とは、よき見立なり。悪夢など見たる時、早く覺めよかしと思ひ、夢にてあれかしなどと思ふ事あり。今日もそれに少しも違はぬなりと。

三〇九　何事も眞實でないと效がない、智慧ある人は智慧の害に陷る

智慧ある人は實も不實も智慧にて仕組み、理をつけて仕通ると思ふものなり。智慧の害になるところなり。何事も實にてなければ、のうぢなきものなりと。

三一〇　裁判や爭論はきたな勝ちよりも美事な負けがよい、相撲の樣なもの

公事沙汰、又は言ひ募ることなどに、早く負けて見事な負けがあるものなり。相撲の樣なるものなり。勝ちたがりて、きたな勝ちするは、負けたるには劣るなり。多分きたな負けになるものなりと。上り屋敷の事。口達。

三一一　人を惡むは慈悲なき故、慈悲門に括り込めば當り合ふ事がない

自他の思ひ強く、人を惡み、えせ中などするは慈悲のすくなき故なり。一切悉く慈悲門に括り込んでからは、あたり合ふことなきものなり。

三一二　生噛りは知りだてをする、よく知ると知つた振りはせぬ

少し知りたる事、知りだてをするなり。初心なる事なり。よく知りたる事は、その振見えず、奥ゆかしきものなり。

三一三　奉公人の身上は主人の物、大事がつて惜しむべきやうはない

（一）權之丞殿へ話に、今時の若き者、女風になりたがるなり。結構者（二）人愛の有る人物を破らぬ人やはらかなる人と云ふ様なるを、よき人と取りはやす時代になりたる故、矛手延びず、突つ切れたる事成らぬなり。第一は身上を抱留むる合點が強き故、大事と計り思ひ、心縮まると見えたり。其方も我が知行にてなく、親の苦勞して取立てられたる物を、養子に來て崩し候てはならぬことと、大事に思はるべきが、それは世上の風なり。我等が所存は格別なり。奉公する時分、身上の事などは何とも思はざりしなり。素より主人のものなれば、大事がり惜しむべき様無き事なり。我等生世の中に、奉公方にて浪人切腹して見すれば本望至極なり。奉公人の打留めは此の二箇條に極りたるものなり。其の中きたな崩れは無念なり。おくれ不當介私慾人の害になる事などは有るまじき事なり。其の外にては崩すを本望と思ふべし。斯くの如く落着くと、其の儘矛手延びて働かれ、勢格別なり。

（一）權之丞　山本常朝の養子常俊。（一九五・註一）

（二）人愛　にんあい。方言で「にいやア」、愛想、愛嬌。

三一四　悪固まりに一家を立つるな、我が非を知つて探促するが即ち道

奉公の志の出來ぬも自慢故なり。我をよしと思ひ、贔屓の上から理を附けて、わるがたまりにかたまり、一世帶構へて濟まして居る故なり。歎かしき事なり。分別藝能大身富貴器量發明、何ぞ一つの取柄に自慢して、我これにて濟むと思ふより、心闇く、人に向ひ尋ねもせず、一生をあらぬ事して果すなり。よく〳〵慢心はあるものなればこそ、何某は御家中一番のたはけなるが、たはけに自慢して、「我はたはけたる故身上悉なし。」と申したるとなり。奉公の志と云ふは別の事なし。常介を思ひ、自慢を捨て、我が非を知り、何とすればよきものかと探促し、一生成就せず探促仕死に極るなり。非を知つて探促するが、卽ち取りも直さず道なり。

三一五　訪問は通じてから行くがよい、長座の客にも不會釋すな

何方へ話などに行くには、前方申し通じてより行きたるがよし。何分の隙入有るべきも知れず、亭主の心懸りの所へ行きては無興のものなり。すべて呼ばれねば、行かぬに如くはなし。心の友は稀なるものなり。呼ばれても、心持入るべし。稀の參會ならでは、（一）しまぬものなり。（二）慰講は失多きものなり。又問ひ來る人に、たとひ隙入るとも不會釋すまじき事なり。

（一）しまぬもの　しむ（染む）は、しんみりと心に感ずること。從つて話が興味深くなることを

いふ。

(二) 慰講　慰み事にする講會。佐賀地方には、今も隣保懇親を目的とする「茶講」といふのがある。失、多きものとは、自然と失敗ごとの起きるをいふ。

三一六　牛の角を直すとて牛を殺すな、生駒將監の忠義立て主家を崩す

(一) 生駒壹岐守殿家老前野助左衞門惡行に付、生駒將監公儀へ訴へ、御糺明の上、助左衞門御成敗、生駒殿領知召上げられ、一萬石下され候。この聞書讀み申し候處、將監、忠義ながら、主の家を崩したるなり。訴へずば二三年なりともたへ申すべし。その内に如何樣なる變もこれあり候はゞ、抱留め申し候てもあるべく候。又、助左衞門立て置きてはならずと存じ候はゞ、諸〻の事は餘の家老共に申し含め、むき〳〵に打果たすべき事に候。その時は、家の疵になるまじく候。斯樣の事に、牛の角直すとて、牛を殺す仕方あるものなりとて、(二)海音御申し候は、「先年(三)普周に尋ね候は、『御意見詮議の時、一人御迦し候は、如何の仔細に候や。』と申し候へば、『御意見は仕樣がある事に候。參つて申上ぐるなどと云ふは、惡事を銘打つて世上に出す樣なるものなり。大人は我が儘に育てゝ曲あるに定りたるものなり。大抵の曲にては國を失ふ程の事はなし。多分仕直すとて、(四)どしめき候時、世上に洩れ聞え、國を失ふ事あり。先年の詮議相止み

候が、御國少しも別條これなく候。』と申され候」由。大方諫言と申すには、佞臣が我が手柄立てか、又後見などありてする事なり。忠義の諫言と申すは、よく御請けなさる筋を以て、潜かに申上ぐるものなり。若し御請けなされざる時は、いよ〳〵御味方になりて御名の立たざる様に仕るものに候。多分腕立てになりたがり、御請けなされざる時、後向き申すが多く候。どしめき廻り候は、不忠の至極に候。又御家などは、根元不思議の御建立故か、悪しき様にても亦自然とよき様に相成り候となり。

（一）生駒壹岐守　名は高俊。讃岐高松城主生駒正俊の子。資性魯鈍、國事を老臣に任せて顧みず、且つ家臣の爭ひあり遂に封を削られ、寛永十七年出羽國由利郡矢島一萬石に移封された。萬治二年六月十六日歿。年四十九。

（二）海音　天祐寺住持。（三一・註一）

（三）普周　鍋島内記種世。始め六左衞門と稱し、有馬陣に戰功があり、父茂利以來山内の山林代官並に鍋島　本庄兩村支配となり、延寶七年、主君諫言の事で重役と意見合はず、北原村に隱遁し、剃髪して普周と號した。元祿九年五月廿九日歿。年七十九。法名普周了程。『歷代略記』『普聞集』『武士通鑑』等の著がある。楠公創祀者深江平兵衞入道信溪の兄で、先祖は鍋島清久（利叟）の嫡男清泰より出で、鍋島家の一門である。

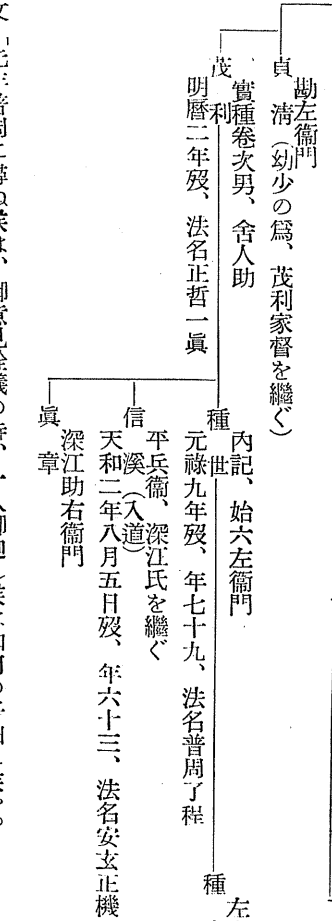

本文「先年普周に尋ね候は、御意見詮議の時、一人御迦し候は如何の仔細に候や。」とあるのは、延寶七年大木勝右衞門知昌 岡部宮內重利等と、藩主光茂に諫言の事か何かについて意見を闘はし、一人座を立つて直に北原に山居した時の事をいふ。(八參照)

(四) どしめく　騷ぎ立てること。こつそりとせず、どし〳〵音をさせて騷がしい事から出た語。

三一七

善事も過ぎると悪い、說法教訓も言ひ過ぎると却つて害になる

よき事も過ぐるは悪し。談議說法、敎訓なども、言ひ過ごせば、害になり候となり。

三一八　邪智深き佞人は我が立身の才覺のみ、それを見拔く事は難い

佞人に、氣力强く、邪智深き者ある時は、主人をだまし込み、我が立身の才覺のみいたし候。主の氣に入る筋を考へ覺えたる者は、少々にて邪の所見えぬものなり。よく〳〵見にくき物なればこそ、權現樣を（一）彌四郎はだましぬき申し候。斯樣の者は、多分新參成上りにあるものなり。譜代大身には稀にあるなりと。

（一）彌四郎　大賀彌四郎。德川家康に仕へた奸臣で、『東照宮御遺訓』に詳記されてゐる。

三一九　山本神右衞門曰く、「娘の子は育てぬがよい、親に恥をかゝす」

（一）前神右衞門申し候は、「娘の子は育てぬがよし。名字に疵をつけ、親に恥をかゝする事あり。頭子などは格別、其の外は捨て申すべし。」となり。

三二〇　惠芳和尙、鍋島安藝の「武邊は氣違」を佛道に應用す

（一）惠芳和尙話に、安藝殿物語に武邊は氣違にならねばされぬものなりと、御申し候由。我等覺悟に合ひ候儀不思議に存じ、その後いよ〳〵氣違に極め候となり。

（一）惠芳和尙　高傳寺第十五世住持。寶永二年八月十五日寂。

三二一　茶の湯の本意は六根を淸くする爲、全く慰み事ではない

（二）前數馬申し候は、「茶の湯の本意は、六根を清くする爲なり。眼に掛物・生花を見、鼻に香をかぎ、耳に湯音を聽き、口に茶を味はひ、手足格を正し、五根清淨なる時、意自ら清淨なり。畢竟意を清くする所なり。我は二六時中茶の湯の心離れず、全く慰み事にあらず。又道具は、たけ〳〵相應にするものなり。梅一字の詩に、前村深雪裏昨夜數枝開この數枝富貴なりとて、一枝と直されたりとなり。一枝の所が（二）わび好きなり。」と申され候由。

（一）前數馬　中野數馬政利。中野內匠茂利の子で、初名兵右衞門、後に數馬と稱した。部屋住の時年寄役となり、家督の後家判家老となつた。穩健篤實で藩主勝茂の信任が厚かつた。寬文四年四月廿三日歿。年六十二。法名善智院觀理日閑。墓は小城郡三日月村深川勝妙寺にある。前數馬は、その子數馬利明に對した稱呼で、前々數馬（三三一・註二）。と書いた所もある。これは「葉隱」の出來た寶永 正德頃の數馬貞起（利明次男）に對したもので集中單に數馬とあるは多く利明をいひ、例へば七度諫言（一三七）の數馬は、利明七十歲頃の事である。又政利の事を數馬と書いた所もある（八七三・八二九）。菩提寺勝妙寺の墓石には政利を前數馬、利明を後數馬と彫んである。

（二）わび好き　簡素で幽寂的趣味の意。茶道の語。

三三二　人の惡事も慈悲門に括り込み、よくせねば置かぬと念願せよ

恩を受けたる人、懇意の人、味方の人には、たとひ惡事ありとも潛かに意見いたし、世間にはよき樣に取成し、惡名を云ひふさぎ、譽め立て、無二の味方、一騎當千になり、內

内にてよく受け候様に意見すれば、疵も直り、よき者になるなり。譽め立て候へば、人の心も移り、自然と悪しき沙汰止むものなり。すべて慈悲門に括り込みて、よくなさねば置かぬ念願なりと。

三三三　意地は刀の様な物、研ぎすまして鞘に納め置き、時々出して見よ

或人云ふ、意地は内にあると外にあるとの二つなり。外にも内にもなきものは役に立たず。たとへば刀の身の如く、切れ物を（一）研ぎはしらかして鞘に納めて置き、自然には抜きて眉毛にかけ、拭いて納むるがよし。外にばかりありて、白双を不断振廻はす者には人が寄り附かず、一味の者無きものなり。内にばかり納め置き候へば、錆も附き双も鈍り、人が（二）思ひこなすものなりと。

（一）研ぎはしらかす　はしらかすは、強めていふ語。研ぎすます。
（二）思ひこなす　蔑視すること。

三三四　小利口では済まぬ、切る〻所は早く据つて突つ切れ

小利口などにては物事すまぬものなり。大きに見ねばならず、是非の沙汰など、むざとすまじき事なり。又（一）ぐなつきてはならず、切る〻所早く据つて、突つ切れて埒明けねば、武士にてはなきなりと。

（一）ぐなつく　ぐなぐなすること。

三二五　「大儀ながら御國を荷うて上げ候へ。」この一言が忘れられぬ

（一）若年の時分、一鼎申され候は、「其方は末頼もしき器量にて候。我が死後に御家を偏へに頼み申し候。大儀ながら御國を荷なうて上げ候へ。」と涙を出し、申し聞かされ候。その時不圖胸にこたへ、この一言が荷になり、今に於て忘れ申さず候。斯様の詞始めて承り候。今時はやらぬ事にて候。人に教訓するも、身持心持、嗜みよく奉公仕り候へと申すが一ぱいなり。これは我が身の歎きまでなり。いかい行違なり。斯様の一言、最早云ふ人もあるまじ。歎はしき事の由。

（一）若年の時分　山本常朝。常朝は、石田一鼎より三十歳の年少で、元祿六年一鼎逝去の時は、常朝三十五歳であつた。

三二六　大事の家中を不和にしてはならぬ、喧嘩や仲直りは仕様がある

意趣遺恨出來、公事沙汰など致す人は、扱ひ様にて何の事もなく濟むものなり。一つ橋にて、奴出會ひ互ひによけず、打果すと候所へ、大根賣が中に入り、杁の先に双方取りつかせ、荷なひ替へて通したる様なるものなり。やり様は、幾筋もある事なり。これ又主君への奉公なり。大事の御家中、めつたに死なせ、不和になしてはならぬ事なり。先年、

京都にて、(一)江島正兵衛を(二)源藏酒の上りにて、意見を申し候。これが源藏酒癖にて候。翌朝、正兵衛大小を差し、源藏長屋に仕懸け申し候を、(三)本村武右衛門聞附け、すかし候て、長屋へ連れ歸り候由にて、武右衛門(四)我等長屋へ參り、「如何仕るべきや。」と申し候なかば、源藏參り、「正兵衛は居り申さず候や。先程あの方へ事々しく仕懸け參り候由、たはけたる家來共拙者へ申し聞けず、唯今聞附け參りたり。」と申し候て、正兵衛小屋へ參るべくと仕り候を差留め、「先づ歸らるべく候。我等請取り候間、正兵衛所存聞屆け、知らせ申すべき」由申し聞け、歸し申し候。さ候て、正兵衛を呼び、承り候へば、「諸人の中にて誤を數へ立て、意見を申され候は、意見とは存ぜず、意趣ありて恥をかゝせ申さるゝ儀かと存じ候。意趣直に承るべくと存じ、仕懸け候」由申し候。某申し候は、「尤もの事なり。さりながら、源藏遺恨あるまじく候。意見が酒癖にて候。(五)永山六郎は、拔くが酒癖にて候。癖は色々あるものにて、酒の云ひたる事を實に取持ち、大事の御家來二人打果し、主人に損とらせ、どこが忠節にてこれあるべきや。其方も、御重恩の人に候へば、何卒御恩を報ずべきとこそ存ぜらるべく候へ。曾て恥になる事にてこれなく候。源藏心底、我等聞合せ申し達すべし。」と申し候て歸し、源藏へ、「斯樣々々。」と申し候へば、「前夜申し候事、曾て覺え申さず

候。素より遺恨少しもこれなし。」と申し候に付、「さらば、正兵衛にその旨申し聞け、頭人に向ひ事々しく仕懸け候事は不屈に候へども、年若にて不了簡もこれあるべく候。向後嗜み候様に申し聞かすべし。」と申し候て歸らせ、正兵衛に申し聞け、何の事もなく候。その上にて、正兵衛納戸役斷り申し候に付、我等頻りに差留め候處、潜かに(六)北島甚左衛門へ相頼み御國元へ斷り申し遣はし候由、武右衛門へ申し聞け候に付、武右衛門より申し遣はし、甚左衛門手元を差留め、正兵衛に右の通り申し達し候へば、「いづれ仲好くはあるまじく候間、代り申すべし。」と申し候。それに付、「仲好くなり候事は、我等請取り申し候。先づ了簡して見られ候へ。半途に代り申され候節は源藏と酒事の上にて遺恨出來、下り申され候と沙汰これあり候時は、其方も酒飲みにて候へば、奉公の障りになり、源藏ためにも罷成らず候。暫く時節を待ち申され候様に。」と申し宥め、寄々に、「源藏と無二の仲になり候へ。」と申し候へば、「我等左様に存じ候ても、源藏殿心解け申すまじく候。」と申し候。「その解かし様相傳へ申すべく候。向には構はず、其方心計りに、さて〳〵痛み入りたる事かな、よく慮み候へば我等に誤あり、殊に頭人に無禮を仕懸け不調法、この上は彼方役中には紛骨に勤むべくと存ぜられ候へば、その心忽ち向に感通し、其の儘仲好くなる事に候。其方も酒癖あり、我が非を知

つて禁酒して見られ候へ。」と節々申し候に付、不圖得心いたし、禁酒仕り候。その後正兵衞心入、源藏に話し候へば、「さて〳〵感じ入りたる事、痛み入り、恥かしき仕合せ、この上は我が役中には加へ申すまじく」と無二の仲になり、源藏代り申し來り候節、源藏より申し遣はし、正兵衞も代り申し候。仕樣により、斯樣になる事に候。さて又、當座にて、酒狂にても妄言にても、耳に立ち候事申す人これある節は、それ相應の返答仕りたるがよし。愚痴に候て、早胸ふさがり心せき、卽座の一言出合はず、これにては殘らぬ仕合せと打果し申す事、たはけたる死樣なり。馬鹿者と申し懸け候はゞ、たはけ者と返答して濟む事に候。正兵衞も其の座にて、『御意見は忝く候へども、それは追て差向ひに承るべく候。諸人の中にては恥御かゝせ候樣に聞え申し候。又人の上(七)言ひぐろうならば、御手前の上にも御座あるべく候。兎角酒の上にて申す理窟は違ひ申し候。本性の時承り、嗜みに仕るべく候。先づ御酒御上り候へ。』などと輕く取りなせば、恥にもならず、腹も立たず、その上にても理不盡に申し懸け候はゞ、相當々々の返答して濟む事なり。又爰には些か樣子あり、兼てしかとしたる所ある者には、酒狂人もめつたに言ひ懸け得ぬものなり。先年御城にて、何某へ何某ざれ言の上にて、礫道具よと申し候を憤り、打果すべくと仕り候を、(八)五郎左衞門(九)成富藏人泊り番

にて聞附け扱ひ、何某夜中に態と出仕候て斷りいはせ、濟み申し候。これもその座にて、其方こそ火炙り道具よと返言すれば、何の事もなく候。始終だまるは腰拔なり。詞の働き、當座の一言、心懸くべき事なりと。

（一）江島正兵衞　不詳。
（二）源藏　牛島源藏直孝。（一五・註一）
（三）本村武右衞門　初め吉右衞門中頃貞右衞門といひ、鍋島主水武興組であつた（一〇〇四參照）
（四）我等　山本常朝自身をいふ。
（五）永山六郎　永山六郎左衞門貞宣。（八六五・註一）
（六）北島甚左衞門　名は元範。後十郎右衞門と稱し、手明槍から侍となつた。享保二年十一月歿法名光譽乾義。
（七）言ひぐろう　ぐろうは競爭の方言で、言ひぐろうは、互ひに言ひ合ひをすること。
（八）五郎左衞門　山本五郎左衞門常治。（九・註三）
（九）成富藏人　名は爲門。初め五郎兵衞内匠、後次左衞門と改めた。左内爲利の子で、成富兵庫茂安の養子藏人安利（實は筑後柳河城主蒲池鎭並の長臣中山内藏之助の子）の孫である。元祿九年十月歿。年五十六。

三二七　牛島源藏京都留守居役の事、物は言ひ様で理が聞える

（一）源藏御究めの沙汰承り候に付。何某殿へ參り、「人をのけ下され候樣に。」と申し、「何事相究めらるゝ事に候や。幸ひ爰元參り居り承り屆けず候ては罷上り難く

候。無遠慮千萬の儀に候へども、私心底默止難く候て御尋仕り候。御知らせ下され候樣に」と、據なく仕懸け申し候に付、「御屋形道具を自分に取遣ひ、節々御門外へ出で、遊山所へ參り、又下女を召抱へ大酒仕り候事言上。」と申され候に付て、さて〳〵落着き申し候。何事もなき事にて候。數年の留守居にて、似合の諸道具は事缺き申さず、御手前樣御越の時分も御覽の通りに候。留守居寄合三四十人の客に不足の物、御道具を借り申す事に候。是れ御用筋にて候。又御役人方堂上方勤に間もなく、外へ出て他方の留守居銀主參會には茶屋芝居不參にては御用相濟まず候。下女置き候事は數年詰の者は足輕手男迄召使ひ申す事、御存じの前に候。大酒仕り候事は今に初まり申さず候へども、酒狂仕りたる事一度も御座なく候。然れば皆以て御咎めなさるべき事にて御座なく候。不慣の步行目付、見馴れ申さゞる事故御法度背きの樣に存じ候て、言上仕り候は尤もに候。留守居役は右の通り仕らず候ては罷成らざるものに候。安堵仕り候」由申し候て罷歸り候。然れば此の節御免しにて（二）居着に相勤め申され候譯これあり候。物は言ひ樣にて理よく聞え申し候。仕懸け樣にて聞取り申す事もこれあり候由。

（一）源藏　牛島源藏直孝。藩主光茂の歌道御用の爲常朝と共に京都に在勤した時の事である。（五

七五參照）

（二）居着　住み着いて勤務すること。

三二八　某々和尚追院の時の事、我が身は見えぬ所があるもの何和尚へ耳に口を附け、（二）追院の時分も申し候様に、暫くは行方も知れざる様に成され、夫れには及ばずと御差圖の時、佐嘉へも御出で候時は、現在の時よりは光さし申し候。今程佐嘉御出頭諸人受取り申さず候。若し上より御沙汰も御座候時は、何事も捨たり申し候。何和尚追院の後、（二）高傳寺に居られ候事御耳に達し、内意にて、「二度佐嘉へ出で申さゝ儀罷成らず候。よく〳〵御了簡候へ。」と申し捨て罷立ち候。我が身は見えぬ所があるものにて候由。

（一）追院　僧侶が罪科に依つて寺院を追放さるゝこと。

（二）高傳寺　鍋島家菩提寺。（四四八參照）

三二九　小々姓仲間船中の氣轉、廻船舸子を造作なく追散らす

小々姓仲間五六人、同船にて罷上り候時分、夜中に此方の船、（二）廻船へ突當り申し候。舸子五六人飛び乘り、「舟作法に任せ碇を取上げ申す。」と、ひしめき候を承り、走り立ち、「作法は己れ仲間の事、武士の乘りたる船の道具を取らせて置くべきか。一々海に切りはめよ。」と（二）鳴り廻り候に付、悉く逃げ歸り申し候。斯様の時、武士の仕

事の振りが入るものなり。輕き事には鳴り廻りて濟ましたるがよし。輕き事に重くかゝり、手延になり、末は留らず不出來の事あるものなりと。

（一）廻船　江戸時代の定期航海船。海路江戸に上つた時の出來事である。

（二）鳴り廻る　怒鳴り立てる。威嚇する。

三三〇　悪事も破れぬ仕様がある、金錢の事で腹切らせるは殘念

何某帳納めの時、銀不足に付寄親へ申し達し、「金銀の事にて腹を切らせ候は殘念の事に候。寄親役に銀子差出され候樣に。」と申し候に付、尤もの由にて合力致され、相濟み候。悪事も破れぬ仕樣あるものにて候由。

三三一　諫言が入れられず殿樣悪事の時は味方して世に隱せ

（一）將監常々申し候は、「諫と言ふ詞、早や私なり。諫はなきものなり。」と申し候。一生御意見申上げたるを知りたる人なし。又一度も理詰にて申上げたる事なし。潛かに御納得なされ候樣申上げ候由。（二）前々數馬も終に御用と申して罷出で、御意見申上げたる事なし。御序に潛かに申上げ候に付、よくお請けなされ候。外に存じたる者これなく候故、御誤終に知れ申さず候。理詰にて申上ぐるは、皆我が忠節だて、主君の悪名を顯し申すに付、大不忠なり。御請けなされざる時は、いよ〳〵御悪名になり、申

上げざるには劣るにて候。我ばかり忠節者と諸人に知られ申す迄に候。潜かに申上げ、御請けなされざる時は、力及ばざる儀と存じ果て、いよ〳〵隠密致し、色々工夫を以て又は申上げ〳〵、仕り候へば、一度は御請けなさる事に候。御請けなされず御悪事これある時、いよ〳〵御味方仕り、何卒世上に知れ申さゞる様に仕るべき事なりと。

（一）将監　中野将監正包（一七・註三）。始め兵右衛門。中野内匠茂利の子、神右衛門清明の孫に當る。

（二）前々數馬　中野政利。（三二一・註一）

三三二　不忠不義者一人も無く、悉く御用に立つるが大忠節大慈悲

上下萬民の心入を直し、不忠不義の者一人もこれなく、悉く御用に立て、面々安堵仕り候様仕なすべしと、大誓願を起すべし。（一）伊尹が志の如し。大忠節大慈悲なり。人の癖を直すは、我が癖を直すよりは仕にくきものなり。先づ一人もえせ中を持たず、近附は素より、見知らぬ人よりも、懇ひ忍ばるゝやうに仕なすが基なり。我が身にても覺えあり。相口の人より云はるゝ意見はよく請くるなり。さて意見の仕様は應機說法にて、人々のかたぎ次第に、好きの道などより取入りて云ひ様品々あるべし。非を見立てゝ云ひたる分にては請けぬ筈なり。我はよき者になり、人は悪しき者に云ひなしては、何しに悦び申すべきや。先づ我が非を顯し、「何としても直らぬ故、宿願をも懸け置きたり、懇意の事

に候間、潜かに意見召され給ひ候様。」などといへば、「それは我等も左様にあり。」と申し候時、「さらば申合せて直すべし。」と云ひて、心に能く請け候へば、頓て直るものなり。一念發起すれば、過去久遠劫の罪を滅するもこの心なり。何程の悪人にても、直さずには置くまじきと思ふべし。不了簡の者程不憫の事なり。色々工夫して直せば直らぬといふ事なし。ならぬといふは、成し様足らざる故なり。何某子を諸人憎み、かゝらぬ生附なれども、祖父以來頼むといはれたる一言故今に捨てず、毎朝佛神に祈誓いたし候。眞は天地に通ずるものなれば驗あるべし。これ我等一生の願なり。人の好かぬ悪人ほど懇意にして通りたり。誰々、諸人請取らぬ者共なれども、我等一人受負して、人に逢うては「さて〳〵、一ふりある祕藏の者共、第一は御爲なり。」と褒め立て候へば、人の心も移り、思ひ直し候。人に少し宛の取柄あるものなり。悪しき所ありとも、取柄を取持ち候へば益に立つなり。かね〳〵示し合ひ候者は、「殿は近年の内御他界あるべし。その時拙者追腹の覺悟にて髪を剃り、五六十人の御側の者共に目を覺まさすべし。不斷御叱りにばかり逢ひ、大事の時は身を捨て、損なる事なれども、これこそ眞の御被官なれ。日陰奉公の小身者共が、歴々衆追ひ倒し、御外聞を取る事他事なき儀なり。隨分打任せて勤むべし。」と申合ひ候。(二)「出來出頭などが、あたまかぶせに、がさつなる事申し候時は

打果すべし。」と申したる者も候へども、「さて〳〵取違ひかな、あれは殿の尻拭役なり。しまり潰さるゝ奴なり。それが目にかゝらぬか。四五年の内に、殿の御外聞取りて上げ申す大事の御被官が、今（三）かつたゐと棒打ちするものか。」と申し候て、差留め申し候。殿の御爲に、諸朋輩入魂致し、人のよくなる樣に、爲になる樣にとの大誓願を起し候。奇特にや、我等が申す事は、何れもよく請け申され候。又御爲と存じ、着座より下足輕迄に究竟の者數十人入魂にて手に附け、我等が一言にて忽ち御爲に一命を捨て申し候樣仕置き候。又人々心入少しも直り候時は、それを育て、隨分褒め候て嬉しがらせ、「いよ〳〵よくなり候樣に。」と申し候へば、進みて直り申すものとなり。

（一）伊尹が志　伊尹は、湯を補佐して桀を滅し、天下を平定した殷の名相。
（二）出來出頭　新參者の意。
（三）かつたゐ　乞食。

三三三　時代と共に人の器量も下る、一精出せば圖拔けて御用に立つ

皆人氣短か故に、大事をなさず仕損ずる事あり。何時迄も〳〵とさへ思へば、しかも早く成るものなり。時節がふり來るものなり。今十五年先を考へて見給へ。さても世間違ふべし。未來記などと云ふも、あまり替りたる事あるまじ。今時御用に立つ衆、十五年過ぐれば一人もなし。今の若手の衆が打つて出ても、半分だけにてもあるまじ。段々下り來り、

金拂底すれば銀が寶となり、銀が拂底すれば銅が寶となるが如し。時節相應に人の器量も下り行く事なれば、一精出し候はゞ、ちやうど御用に立つなり。十五年などは夢の間なり。身養生さへして居れば、しまり本意を達し御用に立つ事なり。名人多き時分こそ、骨を折る事なれ。世間一統に下り行く時代なれば、其の中にて拔け出づるは安き事なり。

三三四　人の癖は似我蜂の樣に精を出して直せば直る、養子も教へ樣

精を出して人の癖を直したらば直る筈なり。（二）似我蜂の如し。養子なども、我に似よ我に似よと、云ひ教へいたし候はゞ似るべきなりと。

（一）似我蜂　ジガバチ、腰細蜂ともいふ。昆蟲の一種。支那では、この蜂が螟蛉の子を負うて似我似我と我が子に化せしむといふので、養子の譬とした。

三三五　崩るゝ御家を抱留むると思へ、人の惡事を憎まぬがよい

侫人出頭の時か、又上に惡事ある時、多分構ひなき者迄も氣すさびして欠伸氣色になり、奉公に精を出さず、沙汰評判ばかりするものなり。斯樣の時、第一口を愼むべし。玆に眼の着け所あり。左樣に致し候時は、殿は何となるべきや。斯樣に仕にくき時こそ、一入精を出して、よき樣にして上げ申す筈なり。古き家は侫人出來候ても、上に惡事何程ありても、十年より内に崩るゝものにてなし。二十年も續き候はゞ危き事もあるべし。こゝ

を呑込みて、左樣の時分、十年より內に仕直して御家を抱留めて上げ申すべしと存ずべき事なり。身にかゝらぬ者迄も、早氣草臥して宜しからざる事と、(二)そゝめき廻り、御家中籠になり、(二)うそゝけ候故、世上へも洩聞え、十年より內にも崩るゝなり。惡事は內輪から多分言崩すものなり。すべて人の上の惡事を憎まぬがよきなり。いらぬ所に敵を持ち、害になる事あり。惡人も此方を賴むやうにして、折を以てよきやうに仕なして遣はすべき事なりと。

(一) そゝめく　こそ〳〵話す。
(二) うそゝく　底拔けになること。

三三六　氣力さへ強ければ詞も行ひも自然と道に叶ふ、されど心が第一

氣力さへ強ければ、詞にても身の行ひにても、道に叶ふ樣になるものなり。これを脇よりは褒むるなり。然れども、心に問はれたる時、一句もいかぬものなり。(二)「心の問はば」の下の句は、諸道の極意とも申すべきものなり。よき目付なりと。

(一) 心の問はゞ　(四一參照)。

三三七　我が知つた事も功者の話は幾度でも深く信賴して聞くべきもの

功者の話等聞く時、たとへ我が知りたる事にても、深く信仰して聞くべきなり。同じ事

を十度も二十度も聞くに、不圖胸に請取る時節あり。其の時は格別のものになるなり。老の繰言と云ふも功者なる事なりと。

三三八　主君の命にもだゞを踏まねばならぬ事がある、畢竟主君の爲

事によりては、主君の仰付けをも、諸人の愛想をも盡かして、だゞを踏廻りて打破つてのけねばならぬことあり。畢竟は、御爲一偏の心入さへ出來れば、紛れぬものなり。何某事、御前樣附にて御死去の時、上より差留めらるゝと申し候て、髮を剃り申されず、表より相附けられ候人さへ剃髮仕り、無興に候故、附役共剃り申し候。斯樣の時などは、御意にても差圖にても聞入れず、上にも、御家老衆も御存じあるまじく候。（一）傳高院樣附の男女六人追腹、上代には（二）八並武藏覺悟仕り候。上の御外聞にて候へば、承引仕らずと申し切る筈となり。

（一）傳高院樣　鍋島勝茂長女で、上杉彈正大弼定勝の室。名は於市。寬永十二年六月三日歿。年二十九。法名傳高院殿洞胤榮仙大姉。追腹男女六人は勝屋采女夫妻　藤井兵左衞門胤重夫妻　江里口九郎右衞門信貞　同妹於呂久である。御前樣は奥方をいふ。

（二）八並武藏　八並武藏守重。松浦黨波多氏の臣で伊岐佐に住し、使番を勤めてゐた。龍造寺隆信の養女（後の妙安尼）が波多三河守親に緣組の時御迎への使者となつて佐賀に赴いたが、姫病氣のため萬一他界の時には追腹する覺悟であつた。幸ひに囘復して婚禮整ひ、波多氏沒落後佐賀に來つて鍋島氏に仕へた。松浦黨波多氏の祖持の孫八並次郎進から十四代の孫である。（九三一參照）

三三九　祖先の御加護で、鍋島家は日本に並ぶものなき不思議の御家

（一）山の奥まで閑にして適に訪ひ來る人に、世間の事を尋ね候へば、殿様公儀御首尾よき事、御慈悲の御仕置の沙汰ばかり承り候て、目出度き御家、日本に並ぶ所あるまじく候。此の後宜しからざる事共もこれあり候へども、自然とよき様に成り行き候は、不思議の御家、御先祖様方の御加護これありて、御仕置遊ばさるゝ儀かと存じ候由。

（一）山の奥まで云々　山本常朝の閑居をいふ。

三四〇　鍋島家は浪人の他國出を許さぬ、かく主從の契深い家中はない

或浪人衆申され候は、「他國出を差免されず、浪人者に飯料も下されざるは御無理なる事、他國になりとも出で候はゞ、渡世の仕様もこれあるべく候。追附悪事に罷成るべし。」と申され候に付て、「他國を差免されざるが有り難き事にてこれあるべく候。浪人は御意見にて候。大切に思召さるゝ故、他國へは差出されず候。斯様なる主從の契深き家中は、又有るまじく候。御懲らしなされ候て、段々差出さるゝ事にて候。悪事に成ると申す事は、數年後より申す事に候。面々苦痛さに上を恨みて申す捗事と相見え候。御罰危き事に候。」と申し候へば、又、「今佐嘉の士ども朝は晝まで休み、役義には虚病を構へ、自墮落千萬の風俗。」と申され候に付「それが御家の強みにて候。利

口發明にかせぎ廻り申す者は、斯樣に仕り候はゞ、他方にては大身にも成るべきに御褒美もこれなきなどと存じ、脇心出來申すべく候。御譜代相傳の侍に候へば、元來脇心出來申さず、誰教ふるとなしに、爰に生れ出で爰に死ぬと落着き、我が宿と存じ候に付、悠々と朝寢も仕り候。これ程の强み何處にこれあるべきや。」と申し候へば、又、「御家の槍先槍先と云ふ、武國なりと申すは手前の言ひなしにて、他方には知れざる事にてはこれなきや。書物にも見及び申さゞる事。」と申され候に付、「御槍先の事は記錄に相見え候。（一）島原戰死四百に及び候は、（二）鎌倉崩れには勝り申すべく候。これは武國と申さず候て叶はざる事に候。他方の知手には、太閤樣權現樣など御褒美の事、これは近代に目持たずとは云はれぬよき證據人にて候。」と取合ひ申し候。永浪人などは退屈して遺恨に存じ、惡口を仕り候。それ故、運盡き歸參も仕らず候なりと。

（一）島原戰死　天正十二年三月の島原陣で、龍造寺隆信以下の戰死をいふ。

（二）鎌倉崩れ　元弘三年五月廿二日北條高時滅亡の時をいふ。

三四一　捨者も仕盡くした者でないと用に立たぬ、窮屈では駄目

すてものも、盡くしたる者にてなければ用に立たず。丈夫窮屈ばかりにては、働なきものなりと。

三四二　名利の眞中、地獄の眞中に駈入りても主君の御用に立て

愚見集に書附け候如く、奉公人の至極は家老の座に直り、御意見申上ぐる事に候。此の眼さへ着け候へば、餘の事捨てものなどはゆるし申し候。さて〳〵人はなきものに候。斯樣の事に眼の着きたる者一人もなし。たま〳〵私慾の立身を好みて、追從仕廻る者はあれども、これは小慾にて終に家老には望みかけ得ず、少し魂の入りたる者は、利慾を離る〳〵と思ひて踏込みて奉公せず、徒然草撰集抄などを樂しみ候。兼好西行などは、腰拔すくたれ者なり。武士業がならぬ故、拔け風をこしらへたるものなり。今にも出家極老の衆は學びても然るべく候。侍たる者は名利の眞中、地獄の眞中に駈入りても、主君の御用に立つべきとなり。

三四三　至極の忠節は主を諫め國を治むる事、家老になるも其の爲

（一）我等は親七十歳の子にて、鹽賣になりとも吳れ申すべしと申し候處、（二）多久圖書殿へ神右衞門は陰の奉公を仕ると、勝茂公常々御意なされ候へば、多分子孫に崩え出で、御用に立ち申すべし。」と御留め、松龜と名を御附け、（三）枝吉利左衞門より袴着させ申され、九歳より光茂公小僧にて召使はれ、不携と申し候。綱茂樣よりも御雇ひなされ、御火燵の上に居り候て、わるさども致し、（四）御かるひなされ候てども御遊びなされ、

其の時分何ともならぬわるさ者にとられ申し候。十三歳の時髪立て候様にと光茂様仰付けられ、一年引入り居り申し、翌年五月朔日罷出で、市十と名を改め申し候て、御小姓役相勤め申し候。然る處、（五）倉永利兵衞引入れにて元服いたし、御書物役手傳仰付けられ、餘りの取成しにて、權之丞は歌も讀み申し候に付、（六）若殿様よりも折々召出され候と申上げられ候に付差支へ、暫く御用これなく候。利兵衞心入れは其の身の代人に仕立て申すべき存入りと、後に存附き候。右の後江戸御供も仕らず、ぶらりと致し罷在り候に付て、以ての外不氣味になり、其の頃、（七）松瀨に（八）湛然和尙御座候。親より賴み申すと申置き候に付て懇意に候故、節々參り、出家仕るべきかとも存入り候。其の様子、（九）五郎左衞門見取り、前神右衞門加增地を差分け申すべしと、（一〇）數馬へ内談仕りたる由承り候。弓矢八幡、取るまじと存じ候處、請役所に召出され、新に御切米仰付けられ候（外に兩人あり）。此の上は小身者とて人より押下げらるゝは無念に候。何としたらば心よく奉公仕るべきかと、晝夜工夫申し候。其の頃、毎夜五郎左衞門話を承りに參り候に、「古老の話に、名利を思ふは奉公人にあらず、名利を思はざるも奉公人にあらず、と申傳へ候。此のあたり工夫申し候様に。」と申し候故、いよ〳〵工夫一偏になり、不圖得心申し候。奉公の至極の忠節は、主に諫言して國

家を治むる事なり。下の方に（一一）くどつき廻りては益に立たず。然れば家老になるが奉公の至極なり。私の名利を思はず、奉公名利を思ふ事ぞと、篤と胸に落ち、さらば一度御家老になりて見すべしと、覺悟を極め申し候。尤も早出頭は古來（一二）のうぢなく候間、五十歳計りより仕立ち申すべしと呑込み、二六時中工夫修行にて骨を折り、紅涙までにはなく候へども、黄色などの涙は出で申し候程に候。此の間の工夫修行即ち（一三）角藏流にて候。然る處に御主人におくれ、兼々出頭仕り候者は、（一四）すくたれ、御外聞を失ひ申し候に付て、此くの如く罷成り候。本意は遂げず候へども、しかと本意を遂げ申し候事段々話し申し候通りにて候。思立つと本望を遂ぐるものに候。又御用に立ち候ものの（一五）ばちこき候は、自慢の天罰故に候。此の事（一六）愚見に書附け候通りなり。誠に身の上話、高慢の様に候へども、奥底なく不思議の因縁にて、山家の閑談、他事無く有體話し申し候となり。

（一七）翌朝

（一八）手ごなしの粥に極めよ冬籠り　期醉

朝顔の枯蔓然ゆる庵かな　古丸

（一）我等　我等は山本常朝。親七十歳の子。（一二九參照）

(二) 多久圖書　名は茂富(一六〇二・註四)。元常朝の父神右衞門重澄の寄親であつた。

(三) 枝吉利左衞門　名は順之(のぶゆき)。實は下村左馬助茂充の次男で、枝吉善右衞門順實の養子となり、後に御藏入頭人　大物頭となつた。父善右衞門、大阪夏の陣の時、神右衞門と共に出陣し、其の前から特に昵懇であつたので、利左衞門は常に神右衞門を尊敬し、毎年歲暮には年の餅を贈り、其の死後は一生の間、毎年孟蘭盆に、燈籠や水の子を墓前に供へてゐたことが、『常朝年譜』に記されてゐる。延寶八年正月殁。寛文元年九月廿五日利左衞門が、江戸御供のため木原の神右衞門宅に暇乞に行くと、神右衞門は松龜(常朝、時に三歲)の將來を賴み、「五歲になつたら中剃させ、御手前の古上下を御着せ下され。」と賴んだ。すると傍にゐた松龜が、「古上下はいや。」と、駄々をいつたので、利左衞門は、「いかにも御尤も、隨分新しい上下を御着せ申さう。」と約束したことがあつた。五歲の時、約束通り袴着があり、利左衞門から備前長船盛光の小脇差を贈つた。これは、鍋島光茂婚禮(室は中院大納言通純の女甘姫)の時、利左衞門が御用のため差遣はされ、中院大納言から拜領したものである。

(四) 御かるひなされ　かるふは「背負ふ」の方言。

(五) 倉永利兵衞　名は良清。塚原宇右衞門の次男で、光茂の時始めて侍に召抱へられ、御歌書役を勤め、御陸頭となつた。

(六) 若殿樣　鍋島綱茂。

(七) 松瀨　佐賀郡松梅村松瀨。

(八) 湛然和尚　神右衞門重澄も深く湛然和尚に歸依し、孫潛龍(嫡子吉左衞門武弘の三男)を出家させて湛然和尚の弟子とし、自分も晩年湛然和尚から血脈を受けた。常朝が同じく血脈を受けたのは延寶七年廿一歲の時である。(解題參照)

(九) 九郎左衞門　重澄の孫、常朝の甥。(九・註三)

（一〇）數馬　中野利明。（一七・註二）
（一一）ぐどつく　愚圖つく。今も「ぐどつく〳〵する」といふ。
（一二）のうぢなし　能治なし。效能がない、效果がない、永續せぬこと。又、「この蠟燭は、のうぢなかつた」など、持ちの惡いことにもいふ。
（一三）角藏流　（二〇六參照）。
（一四）すくたれ　自動下二段活用動詞の連用形。（六一・註四）
（一五）ばちこく　罰かぶる、罰を受けること。
（一六）愚見　『愚見集』をいふ。
（一七）翌朝　山本常朝（古丸）と田代陣基（期醉）とが、常朝の草庵で語り合つた或多の夜の翌朝。初會は寶永七年の春であつた。
（一八）手ごなし　たやすく手自らすること。こゝでは自炊の意。

聞書第三

此の一巻は、直茂公御話 茂宅聞書 柴田聞書 御代々御話聞書にこれなき事を書附け申し候なり。

三四四 鍋島直茂の述懐――義理程感深きものはない、義理には落涙する

或時、直茂公の仰せに、義理程感深きものはなし。従弟などの死したるには涙を流さぬ事もあるに、故ゆかりもなく、見も知りもせぬ五十年百年も以前の人の上を聞きて、義理なる事には落涙するなりと仰せられ候由。

三四五 小早川隆景、使者を鍋島直茂に遣つて口上の指南を受く

（一）小早川隆景より、何方へ使者を以て事むつかしき口上申遣はされ候に付て、直茂公へ、「口上御指南下され候様に。」と、右使者を佐嘉へ遣はされ候。御面談にて口上聞召され、仰せられ候は、「御口上に申す處少しもこれなく候。但し、これは、詞の色の入る口上にて候。總じて舞平家なども上手のを聞いては落涙に及び候。下手のも同じ

文字節にて候へども、涙出で申さず候。これは御手前心得の爲申し候」由、御意成され候へば、右の使者、有難き由感じ奉り、罷歸り候由なり。

（一）小早川隆景　毛利元就の三男で、安藝竹原の城主小早川正平の後を承け小早川を稱し、後本家沼田を併せ領した。兄吉川元春と共に元就を援け、後豐臣秀吉から伊豫三十五萬石を封ぜられ、天正十五年筑前及び筑後　肥前の二郡（肥前は基肆　養父）を領し、後備後三原城に移り、三原中納言と稱した。慶長二年六月歿。年六十五。法名黃梅院泰雪紹閑。龍造寺隆信より四歳少く、鍋島直茂より五歳の年長であつた。

三四六　鍋島直茂夫妻寒夜入牢者の人數を調べ、普く粥を施與す

直茂公、寒夜に御火燵をなされ、（一）陽泰院様へ御意なされ候は、「さて〳〵寒き事にて候。火燵に居てさへ堪へ難く候が、下々は何として夜を明し申すべきや。その内に別けて難儀の者は誰にてこれあるべきや。」と仰せられ候。陽泰院様も、「誠に火燵にても寒さを防ぎ兼ね候が、百姓共は火燵も持ち申すまじく候。」と仰せられ候。「さりながら藁火なりともあたり、火箱などにてもあたゝまり申すべく候。別けて凌ぎ兼ね申す者は、何にてこれあるべきや。」と、色々御評判遊ばされ候。末にて、直茂公仰せられ候は、「一の難儀は牢屋の者共なるべし。火の取扱相成らず、壁もなく、着物も薄く、食物も有るまじく候。さて〳〵不憫の事かな。」と御夫婦様繰返し〳〵御意なされ候

て、「牢屋に幾人居り申し候や。即刻相改め申上ぐべき」旨仰出され候。筋々役人より申遣はし、夜中俄に相改め、書附差上げ、何の仔細に候やと、役所々々に控へ居り申し候。右書附御覧なされ、御臺所にて粥を仰付けられ、即刻牢屋へ遣はされ、罪人共へ拝領せしめられ候。涙を流し有難がり、頂戴仕り候由。

右は（二）小少将の尼（正譽）若年の時分、御前に罷在り候て、御直に承り候趣、老後に話し申され候を、常朝師承り候由。さて又、直茂公陽泰院様への御言葉遣ひ、「さうせよ、かうせよ。」と仰せられ候由なり。

（一）陽泰院樣　直茂室。（一・註八）

（二）小少將の尼　初名喜佐。正譽といふ。北村宗吉季宗の女で、幼少の頃から陽泰院に仕へてゐた。（七五八參照）

三四七　鍋島直茂夫人、石井一門の爲將來を案じて雜務方を斷る

陽泰院樣、勝茂公へ仰せられ候は、（二）「石井一門の者に、以後雜務役を申付けらるまじく候。この儀、深々頼み申し候。この前より雜務役致し候者は、多分盜みをして死罪に遙び候。手に觸れ候故欲しくなりて、盜みをすると相見え候。役を仕らず候はゞ、欲しき念も起らず、盜み致すべき樣これなく候。我等身の切れの者共にて候へば、不憫に候て斷り申候。」と仰せられ候由。

（一）石井一門　石井氏の家系は、藤原鎌足十七代の孫忠光、建長二年關東に下向し、下總國猿嶋郡石井郷に住して初めて石井を氏とし、五代を經て式部大輔忠國、千葉氏と親族の緣故により初めて肥前に下り、小城郡に住した。子孫繁榮して嫡男家から五男家まで蔓り、陽泰院が鍋島直茂の妻室となるに及んで、一門いよ〳〵隆昌、石井一黨の名を揚ぐるに至つた。

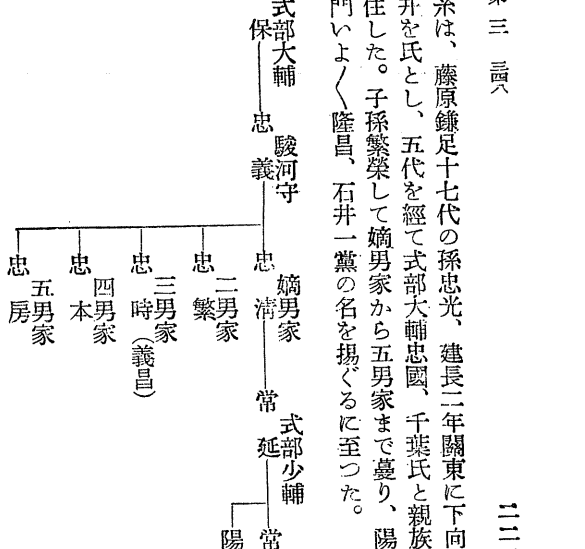

三四八　鍋島直茂、小姓衆に泉水の水量を問うてその稱呼を教ふ

直茂公、小姓衆を呼ばせられ、「泉水の水は何程あるや、見て參れ。」と御意なされ候。「八合ばかり御座候。」と申上げられ候。又一人呼ばせられ、同樣に仰付けられ候。「八分程御座候。」と申上げ候に付、「八分がよく候。八合は聞きにくきぞ。」と仰せられ候由

三四九　太閤秀吉「龍造寺は九州の槍突」と違法の道押を黙認す

（一）太閤秀吉公薩摩入の時、軍奉行衆より、先陣（二）龍造寺道押軍法に背き不埒に御座候間、行列直し申すべき由申上げられ候。太閤聞召され、「軍に法なし、敵に勝つを軍法とす。龍造寺は九州の槍突なり、あの通りにて仕覺あるべし。なまじひなる事をしたらば恥をかくべし。」と御叱りにて候由。

（一）太閤秀吉公薩摩入　天正十五年、秀吉の島津義久征伐の時で、四月十一日龍造寺政家　鍋島信生（直茂）は筑後高良山の秀吉本陣に參候し、三萬七千餘騎を率ゐて先陣を承つた。

（二）龍造寺道押　龍造寺　鍋島佐賀勢の進軍振りをいふ。

三五〇　鍋島直茂、當意卽妙の自己流生花を生け、豐太閤に褒められる

太閤の御前にて、大名衆生花をなされ候。直茂公の御前にも、花入花具出で申し候。終に生花などなされ候儀これなく、御不案内に候て、花具を諸手にて一つに御握り、木を突き揃へられ、花入にそくと御立て、差出され候。太閤御覽候て、「花はわろく候へども、立て振りは見事。」と、仰せられ候由。

三五一　「信濃殿は腹切所を忘れては居らぬか」カチクチの軍法

（一）佐嘉御城御普請御成就の上、「直茂公御覽遊ばされ候樣に」と御座候に付、御駕籠にて御出なされ候。勝茂公は立附を召し御出なされ物合の一通り一々御講釋遊ばされ、

あちこちと御働き遊ばされ候。直茂公御伽の衆に御意なされ候は、(三)信濃殿は、城取の敵合を、精を出し講釋さるゝが、腹切所を忘れては居られぬか。」と仰せられ候由。直茂公は總じて纔張備立などと申す事は大方に遊ばされ、唯御家中一和仕り、御主人を歎き奉る様になされ、自然の時は上下一致に突懸り、切崩し申す事を大切に思召入れられ候由なり。又御軍法一通りは國守より外には家中の者何とも存じ申さざる様になされ候が、直茂公の御流儀にて候。物前にて唯御一言にて埒明き申す御仕組、御秘事御座候由。御軍法の大概にても、御家中の者存じ候へば、自然は敵方へ漏れ聞え、又その場の御指圖を不請合仕り候事もこれあるべくやとなり。カチクチと申す御傳授、御代替りの時これある事の由。又(三)小城にも御代々御傳へ御座候由。十三箇條とも申し候なり。

(一)佐嘉御城御普請　小川俊方の『燒殘反故』に、

御城御普請の事

一、慶長七年より御本丸御臺所御仕掛、同八年正月御成就　一、同八年御本丸惣御普請　一、同十年御東造立　一、同十二年西丸矢藏御造立、一、同年霜月十五日より御天守瓦燒初、同十三年正月十五日より同十一月八日迄御天守成就なり。

とある。

（二）信濃殿　鍋島信濃守勝茂。本文の物語は慶長十三年佐嘉城普請成就後の事で、勝茂は慶長十二年封を襲ぎ、直茂は既に隠居してゐたので、先づ父直茂を招じて御覧に入れたのである。慶長十三年は直茂七十一歳、勝茂廿九歳である。

（三）小城にも御代々御傳へ　小城藩祖鍋島元茂は勝茂の長男（庶子）で、且直茂の養子分となつた人で、軍法其の他の書附類は多く小城にも傳へられた。殊に直茂の道具類は大概小城に譲られたもので『相良宗藏の話』に次の如く記されてゐる。

勝茂公御本家御相續に付、直茂公御領知は元茂殿御相續にて、武具御家財其外太閤より御拜領の御能舞臺、朝鮮御持歸りの御品等迄、悉皆御附屬なり。直茂公御逝去の節は元茂殿在府に付、鍋島生三其外立會、御道具取調帳に仕立相渡され候なり。其後迄も陽泰院樣御賄料元茂殿藏入にて相賄はれ候を、勝茂公より進ぜられ候なり。與賀社　櫛田社其外直茂公より献ぜられ候常燈明料は後々迄も小城より差上げられ候なり。（三七一・八〇三參照）。

三五二　鍋島直茂の返答、「新參者は尻拭役、槍突は其方達」

直茂公御側に、新參に御懇に召使はれ候者あり。或時、古老の衆申合せ、御前へ罷出で、「今程何某を別けて御懇に召使はるゝと相見え申し候。我々槍突き申し候時分、終に相見え申さず、先途の御用に相立ち候儀心得申さず候が、如何樣の思召入にて御懇に召使はれ候や。」と申上げ候。直茂公聞召され、「いかにも尤もの存じ分にて候。彼の者先途の用に立ち申したる者にてもなく候へども、我等氣に入り、心安く候故、（二）尻をも拭はせ申し候。其方達には斯樣の事はあつらへ難く候。槍突き

候時は、其方達を頼み申す事に候。」と御意なされ候由。

（一）尻を も拭はせ　雑用に使ふこと。（九九二参照）

三五三　鍋島直茂朝鮮出陣の時京都愛宕山威徳院護摩堂を建立す

直茂公高麗御陣の時、御武運の爲京都愛宕山の威徳院へ（一）護摩堂御建立なされ候。これ愛宕護摩堂の始なり。其の以後、細川殿より護摩堂建立、それより後、公儀護摩堂御建立あり。一とせ燒失の後、勝茂公御再興なされ候。其の後破壞に及び候を、吉茂公の御代威徳院訴訟、京都聞番（二）高木與惣兵衞取次ぎ、御再興なされ候なり。

（一）護摩堂御建立　直茂の威徳院護摩堂建立の年月は不明であるが、慶安元年三月勝茂が銅燈爐竝に燈明料を寄進し、燈爐破損の爲吉茂時代に修覆寄進したので、享保二年八月朔日威徳院から京都御留守居石田安左衞門宛差出した武運長久祈禱の證文がある。

（二）高木與惣兵衞　名は盛貞。初め忠五郎と稱した。甚兵衞盛清の子である。光茂の時代に御書物役を勤め、元祿十三年光茂逝去の時法體、翌年束髪、後京都聞番　長崎聞番等を勤め、享保十六年二月八日歿した。法名圓譽道融。

三五四　玉林寺金峯和尙、鍋島直茂の隱居所知行附進を一蹴す

玉林寺住持（一）金峯和尙は直茂公御祈禱の師なり。金峯隱居、嘉瀨に居住あり。直茂公仰せられ候は、「多年の厚恩報い難き事に候。今嘉瀨の隱居所へ知行百石附進すべく。」と御意なされ候。金峯承り、「其方數年の武邊は、我等珠數の房を揉み切つて致さ

せ候事にて候を早忘却候や。今知行百石にて附け離すべき所存と見えたり。恩を知ろしめさば、一生懇意ある筈なり。それにては先あぶなく候。」と殊の外立腹にて候。直茂公聞召され、「さらば知行は進じ申すまじく候。御勘忍候へ。」と仰せられ候由。

（一）金峯和尚　金峯鷓和尚。初め神埼郡三瀬村杠清流寺の住持で、玉林寺に移つたが、金峯和尚の時まで玉林寺は輪番地であつた。獨住第一世住持は一庭融頓和尚である。金峯和尚は直茂夫妻から厚く歸依され、直茂は金峯の一字を請ひ受けて法名（日峯）とした程で、陽泰院も生前金峯和尚に法名を選ばしめた。寛永四年六月十日寂。（三五六參照）

三五五　寶持院住持、鍋島直茂の申出に一生蒟蒻を所望す

直茂公は（一）梅林庵にて御手習遊ばされ候。其の時分梅林庵近所の（二）寶持院、御髪御衣裝諸事の御給仕心に入れ勤められ候。公御成長の後、寶持院へ、「何にても望みの事相叶へ遣はさるべき。」旨仰せられ候處、「私何も望みこれなく候。蒟蒻を一生たべ申し度く候。御懇に仰下さるゝ事に候間、此の望み御叶へ下され候へ。」と申上げられ候。それより一生の内、二日に一度宛、御使にて蒟蒻を遣はされ候由。

（一）梅林庵　曹洞宗。本尊不動明王。佐賀郡本庄村大字本庄にある。高傳寺第五世泰應和尚の建立である。直茂手習は天文二十年養家小城千葉氏を辭して佐賀に歸つた頃の事である。

（二）寶持院　佐賀郡本庄村にあつたが、今は無い。

三五六　鍋島直茂、夜明けに床を出て靜座、一宿の金峯和尚を困らす

直茂公へ（一）金峯和尚見舞の節は、御話久しくこれあり候。一宿の時は、御夫婦様の中に臥せり申され候。或時、夜明けて目を覺し見申され候へば、直茂公御座なされず、（二）御前様ばかり御寢み御座なされ候。金峯驚き起き上り、見申され候へば、公は次の間に、靜座にて御座なされ候。何時も夜明けには、長脇差御さし、靜座遊ばされ候。金峯立腹にて、以ての外ねだり申され候由。

（一）金峯和尚　佐賀郡春日村玉林寺住持。（三五四・註一）
（二）御前様　直茂夫人陽泰院。

三五七

豐太閤御茶湯に鍋島直茂引出物を拜領、龍造寺高房引見さる

（一）栗山書附の内。慶長二年四月五日、大阪御城にて高麗奉行蜂須賀阿波守安國寺（一）鍋島加賀守右三人にて談合すべき由仰出され候。同六日太閤様御手前にて、御茶進められ候。衆直茂公池田伊豫守京極侍從。さ候て直茂公へ御引出物御脇差御胴服銀子五十枚、秀頼様より御胴服呉服壹重御拜領成され候。

五月九日辰の刻、數寄屋へ御成なされ、御同座の人數太閤様羽柴大納言殿富田左近將監殿、直茂公御手前にて御茶の湯過ぎ候へば、書院へ御移り、（二）藤八郎殿へ御目渡され候。それより廣間へ御出成され、直茂公藤八郎殿よりの御進物御覽成され候。即

ち廣間にて御目見の衆龍造寺作十（諫早石見殿なり）後藤喜清次（鍋島若狹殿なり）鍋島平五郎（主水殿なり）小川平七（鍋島和泉守殿なり）右四人置太刀にて御目見、それより樂屋舞臺へ御移り、それより御くつろげの間へ御移り成され、それより風呂屋御覽成され、其れより又書院へ御移成され、書院にて終日御話の事。書院にて、（四）こしめされ候御膳即ち其の儘直茂公へ遣はされ候。銀子三百枚即ち直茂公へ御拜領、晩元還御成され、則ち直茂公御禮の爲御登城の時、又御膳遣はされ候事。同十一日の朝山里に於て太閤樣御手前にて御茶進められ候衆鍋島加賀守（五）寺澤志摩守生駒雅樂頭有樂樣なり。

（一）栗山書附　栗山七郎左衞門の子長左衞門の書附。長左衞門は了夢と號し、鍋島直澄の附人として蓮池家臣となつた。栗山氏は元蒲田江神埼郡蓮池村犬塚氏の一族で、七郎左衞門叔父箱川（同郡三田川村）妙雲寺蘭室和尙の願に依つて鍋島家に召出され、關ケ原の役には鍋島勝茂に從ひ、勢州から斥候として從軍した。

（二）鍋島加賀守　直茂。

（三）藤八郎　龍造寺高房。政家の嫡子で母は有馬義純（仙岩）の女。初め長法師と稱した。慶長八年諸大夫となり、駿河守高房と改め、同十二年九月六日自害、龍造寺氏は斷絶した。年廿二。法名大龍院殿天祐宗春大居士。後鍋島直茂、高房菩提の爲天祐寺を建立し此處に葬つたが、墓は明治維新後高傳寺に改葬された。室は鍋島主水茂里の女、高房に先ち同年三月三日歿した。年十九。法名瑞祥院殿花山妙榮大姉。本文の時、高房十二歲であつた。

（四）こしめす　きこしめすの略。食べるの敬語。

（五）寺澤志摩守　唐津城主寺澤廣高。

三五八　鍋島直茂朝鮮中歸りに大阪へ直行、再度朝鮮に渡海す

栗山書附の内。慶長二年酉三月、太閤様より召させられ候て、（一）加州様高麗より御歸朝、佐嘉へは御立寄なく、（二）松瀨山へ御一泊（今の（三）通天庵なり。（四）池上六太夫宅なり。）直様大阪御上り、同五月九日、此方御屋敷へ（五）太閤様御成り候事。六月初頃、加州様佐嘉御下着なされ、萬事仰付けられ、早々高麗御渡海、御打立の日は、御湯治の爲（六）塚崎へ御一泊、翌日（七）伊萬里御越し候事。

（一）加州様　鍋島加賀守直茂。

（二）松瀨山　佐賀郡松梅村松瀨。

（三）通天庵　（六五三・註一二）。

（四）池上六太夫　天正十二年島原敗戰の時、鍋島直茂は有馬方田雜大隅守の歸順により、その船に乘つて歸國したが、その船頭は池上六太夫であつた。その後御召船の船頭仰付けられ、朝鮮殺にも御召船船頭として從軍した。本文の池上六太夫が、之と同一人であるか否かは判明しない。或は元上佐賀松瀨の人であつたかとも思はれる。

（五）太閤様御成り　五月九日辰の刻（午前八時）、大阪玉造の鍋島屋敷に太閤を請じて直茂自ら御茶を獻じた。

（六）塚崎　今の武雄溫泉。

（七）伊萬里　今の西松浦郡伊萬里町。當時要港で、直茂は六月中旬伊萬里出船、再び朝鮮に渡海

した。

三五九　殿様美談――鍋島勝茂の孝心に齋藤用之助死罪を免ぜらる

齋藤用之助（一）内證差支へ、晩の飯料もこれなく候に付て、女房歎き申し候。用之助これを承り、「女なりとも武士の家に居る者が、米などの無きとて草臥れ候事ふがひなし。米は何程もあるなり。待つて居り候へ。」とて、刀を取り外に立出で候へば、馬十疋ばかり米を負はせ通り申し候。用之助見て、「これは何處へ參り候や。」と申し候。百姓共承り、「下臺所へ參り候。」と申し候。「さらば斯う參り候て我等所へ下ろし候へ。我等は齋藤用之助と云ふ者なり。役者衆へ引合ひ申す米ある事に候。あちこち致すは其方共大儀にて候。手形を出し申す事に候間、これを庄屋へ見せ候へ。」と申し候。百姓共請合ひ申さず、直に罷通り候に付て、用之助立腹致し、刀をすはと抜き、「一人もやるまじ。」と申し候に付て、皆々手を立て斷り申し候て、用之助所へ持越し、手形を取り罷歸り候。用之助女房に申し候は、「米はこれ程澤山にあるなり、心任せに使ひ候へ。」と申して罷在り候。然る處右の段相聞え、用之助御究めなされ候處、有體に申出で候。御詮議の上死罪に相極り候。例の如く、「加州様へ御耳に達し候様に。」と仰付けられ、當役の衆三の丸へ罷出で、右の次第申上げ候。直茂公聞召され候

て、何とも御取合なく、(二)「かゝ聞かれ候や、用之助は殺され候由。さても不憫千萬の事なり。日本に大唐を副へても替へまじき命を、我等がために數度一命を捨てゝ用に立ち、血みどろになりて肥前の國を突留め、今我等夫婦の者、殿と云はれて安穩に日を暮すは、彼の用之助が働き故にてこそあれ。就中用之助は究竟一のつはものにて、數度の高名したる者なり。その者が米を持たぬ樣にして置きたる我こそ大罪人にて候。用之助に咎は少しも無きものを、彼を殺して我は何として生きて居らるゝものか。さて〳〵可愛なる事。」と御夫婦樣御落涙にて、御愁嘆大方ならず候。御意を受け候衆迷惑致し、引取り罷歸り、勝茂公へ有の儘に申上げられ候へば、「さて〳〵勿體なき事に候。何をがな孝行申上ぐべしとこそ存じ候に、左樣に思召さるゝ用之助、何しに殺し申すべき。早々三の丸へ罷越し、卽ち差免し候通り申上げ候樣に。」と仰付けられ、用之助差免され候段御耳に達し候へば、「子ながらも過分なる事、これに過ぎず候。」と御本丸の方を御拜み遊ばされ候由

(三)馬渡氏話に、用之助浪人中の事なりと。又透運聞書の趣、末に之を記す。

(一)內證　家計のこと。內證事ともある。

(二)かゝ　妻にゝ母にもいふ。とゝは、妻の事で「奥」の意。

（三）馬渡氏話　馬渡氏は『北肥戰誌』の原著者馬渡俊繼の事であらう。新七入道加志と稱した。享保頃の人で、二十餘年を費して肥前をはじめ九州諸國治亂興亡の跡を尋ねて、全三十卷の草稿を完成した。葉隱全卷中に、馬渡氏話五項、同書附二項がある。

三六〇　鐵砲的の時、鍋島直茂、老人齋藤用之助を勞はり、勝茂を戒む

勝茂公、鐵砲的御覽なされ候に、齋藤用之助前になり、火蓋をつき、空に向ひて放し申し候。矢廻りの者、「玉なし。」と答へ申し候。用之助立ちながら高聲に申し候は、「何しに玉があらうか。この年まで終に土射たる事はなし。然れども妙な癖にて、敵の胴中は迦したる事なし。その證人には（一）飛驒殿生きておぢやる。」と申し候。勝茂公以ての外御立腹、御手打の御氣色に相見え候が、その儘御歸城遊ばされ、諸人興をさまし居り申し候。卽刻三の丸へ御出で、「唯今斯くの如くの次第にて御座候。私を主人とも存ぜず人中にて恥を與へ申したる者に候間、手打仕るべくと存じ候へども、御まへ樣御祕藏の者に候故堪忍致しこれ迄罷出で候。どの通りにも仰付けられ下され候樣に。」と、殊の外御せきなされ、仰上げられ候。直茂公聞召され、「其方立腹尤も至極にて候。卽ち寄親何某に腹を切らせ候へ。」と、あらあらかに仰せられ候。勝茂公聞召され、「組親何某不調法は御座なく候。唯用之助をどの通りにも仰付けられ下され候へ。」と

仰せられ候。直茂公聞召され、「日頃組頭共へ申聞け候は、斯樣に打續き天下泰平の事に候へば、若侍ども油斷致し、武具の取扱も存ぜず、徒らに罷在りては自然の時用に立たざる事にて候間、先づ近々鐵砲的を射させ、(二)信濃守に見せ候て然るべしと申付け候。これは不鍛鍊の若輩者共の事にて候。それに老人の用之助を引出し、若輩者共並に的を射させ候事不調法千萬、寄親落度この上なく候。用之助申分尤も至極に候。彼の者が證人は成程我等にて候。早速組頭切腹申付くべき」由、きびしく仰せられ候に付て、勝茂公重疊御斷り仰上げられ、相濟み申し候由。

(一)飛驒殿　鍋島直茂。初め飛驒守信生と稱し、天正十七年加賀守直茂と改めた。(一・註八)

(二)信濃守　直茂の子勝茂。慶長元年信濃守勝茂と改めた。時に十七歲(一・註一八)。本文、慶長元年以後の事で、直茂は既に加賀守と改めてゐたが、昔のまゝに「飛驒殿」といふところ、老臣齋藤用之助の風格が窺はれる。

三六一　天正十七年正月七日、直茂公口宣の事、「豐臣信生」

直茂公口宣の事

一、從五位下口宣

一、加州樣に御受領の時口宣

豐臣信生と有之

天正十七年正月七日

三六二　鍋島直茂、其の家中に兄豊前守家來との喧嘩口論を嚴戒す

（一）豊前守殿御屋形は、最初鹽田にて候。直茂公仰付に、（二）「御家中の者、豊前守殿御家來衆と公事沙汰喧嘩口論等仕出し候はゞ、理非に依らず、御家中の者負けに仰付けらるべし」と兼て仰出で置かれ候由。（三）脫室老話なり。

（一）豊前守殿御屋形　鍋島直茂の兄房義（信房）の居館は、天正四年有馬防備の爲鹿島横造に定められ、慶長十三年南高來郡神代に移された。本文鹽田とあるは誤である。

（二）御家中　直茂家來のこと。

（三）脫室　鍋島隼人佐茂貞の三男で、彌平左衞門嵩就（一雲）の弟である。初め執行八左衞門の養子となり、後歸つて佐賀郡久池井（春日村）に隱居し、安達權之助虎顯と稱し、入道して脫室と號した。享保十四年十一月十二日歿。年九十一。墓は春日村玉林寺にある。

三六三　鍋島直茂朝鮮陣に轉戰、小早川隆景の明識に感嘆す

伏見御城に於て、高麗陣御詮議の時分、太閤の御前にて、隆景色繪圖をひろげ、「赤い國へは此の道より打入り、白き國を通り候て。」などと御申し候。直茂公其の座に御座なされ、「爰許にて室の御詮議は役に立つまじく。」と思召され、既に、仰上げらるべくと思召され候へども、若し御意にさかひ申す儀もやと、御控へなされ候。さて高麗にて段

〳〵御仕寄なされ候に、伏見にての御詮議少しも違ひ申さず、直茂公其の時の御一言御挌へ、御仕合せと思召され候と、御話の由。助右衛門殿話なり。右は前方に、隆景など潜かに渡海候ての事かとなり。

三六四　鍋島直茂の一言、御城密通仕置者の幽靈を消滅せしむ

三の御丸にて密通仕り候者御詮議の上、男女共に御殺しなされ候。其の後、幽靈夜毎御内に現れ申し候。御女中衆恐ろしがり、夜に入り候へば外へも出で申さず候。久しく斯様に候故、(二)御前様へ御知らせ仕り候に付て、御祈禱、施餓鬼など仰付けられ候へども相止まず候故、直茂公へ仰上げられ候。公聞召され、「扨〳〵嬉しき事かな、彼の者共は首を切り候ても事足らず、にくき者共にて候。然る處、死に候ても行く所へも行かず、迷ひ廻り候て幽靈になり、苦を受け、浮び申さゞるは嬉しき事なり。成程久しく幽靈になりて居り候へかし。」と仰せられ候。其の夜より幽靈出で申さゞる由。

慶長十一年丙午、公上方御留守の間に密通露顯、御歸國の日これを捕へ候。其の內慶加と申す坊主取損じ、御藏に入り、戸を立て切籠る。これに依り(二)牟田茂齋刀を差さず、內に入りて面談し、和議を以て搦め取り候。女中は乳人おとら　お千代　お龜　松

風かるもおふくあいちや、合はせて八人なり。男は中林清兵衛同勘右衛門三浦源之丞田崎正之助慶加七右衛門、合はせて六人なり。本庄（三）若村の廟にて成敗仰付けられ候。

（一）御前様　鍋島直茂室陽泰院。

（二）牟田茂齋　俗名藏人。神埼郡三田川村田手石塔院の出家で、鍋島直茂の命によつて還俗した。

（三）若村の廟　若村はジウゴ（十五）村と讀む。佐賀郡本庄村大字本庄の字名で、本庄神社をいふ。

三六五　鍋島直茂千栗通過の時、見るに忍びずとて九十の老人を見ず

直茂公（一）千栗御通りの時、「此所に九十餘歳の者罷在り候。目出度き老人に候間、御覽遊ばされ候樣に。」と申上げ候。公聞召され、「それ程（二）見にくき者はなし、幾人の孫子どもをか見倒したらん、何が目出度かるべき。」と仰せられ、御覽遊ばされず候由。

（一）千栗　チリクと訓む。三養基郡北茂安村。咸富兵庫茂安築造の有名な千栗堤防がある。

（二）見にくき者　醜き者の意でなく、見にくき者、卽ち可愛想で、見るに忍びないといふ意。

三六六　鍋島直茂の前妻離別、主水茂里は直茂後妻陽泰院の又甥

直茂公の御前妻は（一）高木肥前守娘にて候。此の高木の末、（二）諫早の三村惣左衛門

の由なり。御離別以後、筑後の（三）鐘ケ江甚兵衞に嫁娶候なり。高木の（四）正法寺に御納り候。（五）主水殿（日妙）の御内方（六）天林樣は右御前妻の御腹に御出生なり。日妙事は（七）陽泰院樣の御甥にて候。日妙の御袋は（八）石井安藝守殿御戰死以後、（九）深堀茂宅へ嫁娶仰付けられ候由。助右衞門殿話なり。

（一）高木肥前守　西高木氏で名は胤秀。治部大輔胤家の子である。胤秀、元龜元年大友勢來襲の時內應し、龍造寺氏に背いた爲、直茂之と義絕し、胤秀は東肥前筑紫廣門に賴つたが、隆信廣門和睦の後胤秀は廣門の爲に一族廿四人悉く討取られた。法名覺仲宗樹。

（二）三村惣左衞門　胤秀の末子國治は龍造寺鑑兼の弟宗珍齋（諫早三村氏の祖）の養子となつて三村久右衞門と稱した。惣左衞門はその子である。

（三）鐘ケ江甚兵衞　名は盛清。宮內少輔とも稱した。長門守家續の子で、先祖鐘ケ江孫八郎武種（實は筑後蒲池壹岐守良久の四男）八院宮內少輔教治入道良智の養子となり後筑後國鐘ケ江（今の三潴郡三叉村大字鐘ケ江）を領し、因つて鐘ケ江を姓とした。天正十三年大友勢筑後侵入の時家續盛清父子戰死し、盛清の子次郎兵衞、叔父紀伊守と共に肥前に來住、子孫鍋島氏に屬した。

（四）正法寺　佐賀郡高木瀨村大字高木字東高木にある臨濟宗の名刹。正安元年の建立である。高木氏の菩提寺で、後醍醐天皇の綸旨を始め吉野朝時代の古文書が多く藏されてある。

（五）主水殿　鍋島茂里。

（六）天林樣　鍋島直茂の長女（母は前妻高木肥前守の女慶圓尼）で初名伊勢龍姬。寬永廿年七月廿三日歿。年七十三。法名月窓院天林妙清大姉。墓は佐賀郡本庄村上飯盛妙玉寺及び神埼郡仁比山村志波屋眞龍寺にある。

（七）陽泰院樣の御甥　鍋島主水茂里が直茂室陽泰院の甥といふのは誤で、又甥である。卽ち陽泰

院の姉（法性院妙了）は石井左衞門尉忠俊の室、その女（大寶院妙玉日傳）は石井安藝守信忠に嫁し、その子が主水茂里で、茂里は陽泰院の姪の子である。

（八）石井安藝守　名は信忠。石井二男家石見守忠次の次男で、天正十二年三月廿四日島原陣で戰死した。その室石井忠俊の女（茂里の母）は信忠戰死後に深堀茂宅に嫁した。

（九）深堀茂宅　名は純賢。左馬之助と稱し、後入道して茂宅と號した。先祖は三浦氏で、上總國の人である（一二〇二・註一）。天正の初め、龍造寺隆信が西肥前彼杵・高來地方を攻略しようとした時、純賢眞先に味方し、天正十五年豊太閤から朱印を賜はつて直參となつたが、文祿元年朝鮮役出陣の時、增田長盛を介し、龍造寺氏の家臣たらんことを請うて許され、次いで鍋島家に從屬した。直茂勝茂共に之を敬重し、時々御城に罷出で御話などをするやうにと、高來郡の內深海八丁分（北高來郡深海村大字深海）を與へられた。

三六七　龍造寺隆信の島原戰死と鍋島直茂宗龍寺建立の由來

（一）隆信公御戰死以後、直茂公御念じなされ候は、「某儀島原に御供仕る筈に候へども、一度薩摩に仇を報じ申すべき爲存命仕り、屹度取懸け申すべくと存じ候處、勇士共は島原にて討死仕り、生殘り候者共は老人若輩共故所存に任せず推し移り候。此の事、相叶はざる以前に御弔仕り候ても、御請け遊ばさるまじくと存じ奉り候間、御弔仕らず候。一度念願相叶ひ候樣に御守護遊ばさるべき」由御祈念遊ばされ候。然る處、太閤秀吉公（二）薩摩退治の爲御下向に付て、直茂公より、「古敵に候

間先陣仰付けられ候様に。」と御願なされ、相叶ひ申し候。直茂公御祈念に、「今度先陣仕り、念願相叶ひ罷帰り候て、當城の鬼門に一寺建立仕り御弔を始め永々當家の弓箭の守護神と崇め申すべく候。いよ〳〵御威力を加へらるべき」由、隆信公の尊靈に御祈誓なされ候て、御打立遊ばされ候。

（三）島津兵庫降参に付、御褒美の爲政家公へ羽柴御名字、直茂公へ豊臣氏並に御小袖二つ御拜領なされ候。御歸國の上、（四）金剛山宗龍寺御建立、御七年の御法事より初めて御弔なされ、戰死の面々も同然に御弔なさるべき由にて、直茂公御自筆に附け遊ばされ候。今に宗龍寺にこれあり。右御拜領の御小袖、一つは御寺納なされ、一つは御城にこれあるなり。宗龍寺住持年頭には右御小袖を着仕り、天下泰平國家安全の御祈禱仕らるゝ由。扨又（五）川上棟木の銘に、羽柴肥前守政家とこれある由。（六）宗智寺御塔には鍋島加賀守豊臣朝臣直茂とこれある由なり。

政家公御名字御拜領は、天正十六年大阪御參上の節、大友立花同然に、御官位御名字御紋下され候由。馬渡氏話なり。

（一）隆信公御戰死以後　天正十二年三月廿四日島原陣において戰死。

（二）薩摩退治　豊臣秀吉は天正十五年三月薩摩征伐の爲下向、四月薩摩に入り、鍋島直茂は龍造寺政家と共に、秀吉に請うて先陣を承つた。（三四九・註一）

（三）島津兵庫　島津義弘。元和五年七月十九日歿。年八十五。

(四) 金剛山宗龍寺　(四八・註一)。
(五) 川上棟木の銘　佐賀郡川上村河上神社棟木の銘。
(六) 宗智寺御塔　宗智寺鍋島直茂墓碑。(三六九・註五)

三六八　鍋島直茂、薩摩から送つた龍造寺隆信の首を突返す

(一)隆信公の御首、薩摩より送り、筑後榎津に參着、これは國の強弱を伺ひ候事を直茂公御察し、(二)大隈安藝守に仰含められ遣はされ、御しるし差返され候。それより薩摩に用心の由。薩摩の使、御首を肥後高瀬の(三)願行寺に納めて歸り候なり。

(一) 隆信公の御首　天正十二年三月、龍造寺隆信は、有馬義純（入道仙岩）が當時龍造寺氏に屬してゐた深江城を攻め、龍造寺攻撃の氣勢を示したので、有馬攻略の軍を起して島原に出陣、有馬の援軍島津家久の軍勢と島原城外に戰うて大敗し、三月廿四日戰死した。享年五十六。此の時隆信の首級を擧げたのは島津の將川上左京亮忠堅であつた。

(二) 大隈安藝守　名は茂隆。入道して茂了と號した。菅原氏の後裔神埼郡中津江（三田川村大字豆田字中杖）の住人大隈又三郎隆家の子である。茂隆、鍋島家に仕へて勳功あり、寛永元年三月歿した。大隈侯爵家の祖である。

(三) 願行寺　肥後高瀬町にある。時宗。境内に隆信の石碑がある。

鍋島直茂が、隆信の首を薩摩島津氏に送り返したのは、隆信亡き後の肥前の強味を示し、他日潔く堂々と決戰の上、肥前の槍先を以て受取らうといふ趣意であつたのである。

斯くて島津中務大輔家久は、敵の首を獲る事七百餘級、思ひの外の大利を得られしかども、江里口がために痛手を負はれしかば、暫く島原に滯留し、其後八代に歸陣して隆信の首を義久の

實檢に入れられければ、義久情ある大將故、町田を使者として隆信の首を佐賀に送り遣はさる。同じき四月上旬（天正十二年）町田榎木津に着きて、先づ斯くと云ひければ、龍造寺政家の命を受け、大隈安藝守葉次郎右衞門尉出向ひ、先づ隆信の首を拜し、生きたる人に云ふが如く、謹んで申しけるは、鍋島加賀守直茂旨趣を申含め、是まで差越し候。夫れ武將の戰場に臨んで命を殞す事、古今珍しからず候へども、此度の敗軍は兼て直茂が諷諫仕りしを許容ましまさゞりし故にて候はずや。さるに依て、味方若干討死仕り候。直茂も共に戰死仕るべき身の斯く存命仕り候も、政家を補佐し、速に薩州に亂入し、恥辱を雪がんがためにて候なり。今御首龍府に歸り給はん事、何のためにて候ぞと、謹んで云ひ終り、次に使者町田に向ひ、義久の御芳情淺からず候へども、受納仕りて何の益なき事にて候と、云ひ捨てゝぞ歸りける。町田も力なく首桶を舁がせ、八代に歸りけるに、高瀨川を越えんとしける時、俄かに此の首重くなり、大磐石の如くなれば、諸人奇異の思ひをなし、怖ぢ畏れけるが、是徒事に非ず、先年島津と龍造寺、肥後を二つに分領せられしに此の高瀨川を以て境とせられぬれば、隆信の靈、此の封彊を越えじとの心ならんとて、八代に云ひ送りければ、頓て奉行を差越し、至阿彌陀佛と云ふ時宗の僧をして願行寺にて送葬の儀式を執り行ひ、墳墓をぞ築かれける。（西國盛衰記）

島原陣で隆信の首級を擧げた川上左京亮は、天正十四年島津義久が東肥前勝の尾城主（三養基郡麓村）筑紫廣門を攻めた時、七月六日筑紫の一族筑紫晴門と刺し違へて戰死した。麓村大字山浦字新町に、左京の墓と傳へらるゝものがある。

三六九　鍋島直茂、遺愛の地多布施御館に逆修を建つ、宗智寺の由來

（一）直茂公御耳に瘡出來候を、誰が申上げ候や、「蜘蛛のえにて卷き、引切り候へば、切れ申すものにて候。」と申上げ候故、（二）「せはしきものなり。」と仰せられ、右の通

り遊ばされ候。其の跡たゞ〳〵くさり申し候。御養生なされ候へども癒え申さず候に付、「我等、唯今まで、人の爲に良き樣にとばかり何事も致し候へども、聞き候處に違ひありて、我知らずに誤り候事ありと見えて、天道より耳に御尤めある事と存じ候。くされ死しては子孫の恥に候間、大破にならぬ内に死に候へかし。」と仰せられ、其の後は、唯御病氣とばかり仰せられ、深く御かくし遊ばされ候が、御絶食にて御藥も召上がられず候。勝茂公より、「親の死場に藥を呑ませ申さぬ事、後日の批評も面目御座なく候間、御藥召上がられ下され候樣に。」と重疊御斷り仰上げられ候に付て、「さらば信濃守が爲に候間、輕き藥を呑ませ候樣に。」と仰付けられ、御藥煎役（三）林榮久仰付けられ候。御藥差上げ候處、榮久召出され、以ての外御立腹にて、「其方は心安者にて律儀なる者と存じ候故、藥の事申付け候へば、不屆千萬の儀を仕り候。此の藥には米を加へたるものなり、有體に申し候へ。」と御意なされ候。榮久涙を出し、「數日御食召上がられず、御力も御座あるまじく候へば、せめて御藥に少し米を入れ煎じ候て差上げ、御力附け遊ばされ候はゞ、御本復遊ばさるべくや、と存じ候て、成程米を加へ申し候。」由申上げ候。「重ねて斯樣に仕らざる樣に。」ときびしく仰付けられ候。御病中（四）石井生札を召出され、「今夜中に書院を解きのけ度く候。人足共物

音仕らぬ様になるべくや。」と御意なされ候。「安き御事にて御座候」由御請け申上げ、一夜に解きのけ、少しも物音仕らず候。翌朝に御覧なされ、「何と致し候へば物音仕らず候や。」と御尋ねなされ候。生札申上げ候は、「夫丸に柴の葉をくはへさせ申し候。」と申上げ候。公聞召され、「よく仕り候。それ故其方には申付け候。扨泉水の中島の石を書院の跡に（五）逆修に立て申すべく候。（六）野面石にて塔を立て候へば、子孫がなきものと、（七）うばかゝ共申し候。人が不氣味に存ずべく候間、石の裏を斧にて切形附け候様に。」と仰付けられ、御銘書は暫く御工夫遊ばされ、鍋島加賀守（八）豊臣朝臣直茂と御書かせなされ候。右の御屋敷（九）宗智寺なり。御塔もこれあり候なり。但し御死去前年御建てなされ候なり。

（一）直茂公御耳に瘤　『直茂公年譜』に、「元和三年丁巳、公一兩年跡より御耳に小き疣出來云云。」とあり、『元茂公年譜』には、「慶長の頃より」とある。慶長末か元和元年頃からの事であらう。

（二）せはし　こゝは、今の佐賀方言「せからし」に近く、うるさい、厄介などの意で、不愉快な事をいふ。『直茂公年譜』には、前記「小き疣出來」に續いて

頃日は朝夕御手に掛り、御氣味悪しきとて、小刀にてとさぎなど成され候へども失せず云々。」

とあり、『元茂公年譜』には、「御せはしがり成され候に付云々。」とある。この時、瘤（直茂公元茂公兩年譜には共にいぼ）は一週間の内に落ちたといふことである。

(三) 林榮久　歸化朝鮮人林利兵衞貞正。(四七一・註四)

(四) 石井生札　名は義元。石井三男家義昌の孫で、彦十郎某の次男である。島原陣　柳河陣に出陣、戰功あり、朝鮮の役には物資運漕の任に當つて功績多く、豐太閤から其の勞を賞せられた。鍋島直茂が飛驒守信生といつた頃、諱の一字を拜領して生札と稱し、鍋島生三下村生運と共に三生と呼ばれた一人である。慶長七年五月廿三日歿。法名日榮。墓は佐賀郡高木瀨村本通寺にある。因に鍋島勝茂は天正八年十月廿八日（石井系譜書入には伊勢大神宮の御緣日十一日とある）子の日子の刻に、石井生札の家で生れたのであつた。

(五) 逆修　ギヤクシウ、又はギヤクシユ。生前豫め死後の佛事を修する事で、こゝは墓石を生前に立つるをいふ。

(六) 野面石　のづらいし。自然石の事。

(七) うば　かゝ　うばは媼、かゝは妻又は母。女共の意味。

(八) 豐臣朝臣　直茂逝去は元和四年で、大阪陣で豐臣氏滅亡の後であるが天正十七年羽柴豐臣姓を賜うた事があり、豐臣氏の恩を忘れぬ心遣が偲ばれてゆかしいことである。

(九) 宗智寺　曹洞宗。本尊釋迦如來。佐賀市上多布施町多布施にある。元和四年六月三日鍋島直茂多布施館に逝去、遺言によつて遺骸をこゝに葬り、同年八月勝茂開基となつて菩提の爲に一寺を建立し、直茂の法名日峯宗智大居士に因んで、日峯山宗智寺と號した。開山は不鐵慶門和尙である。『元茂公年譜』元和四年の項に左の一節がある。

日峯樣御遺言に任せ、多布施御隱居を轉じて八月三日より寺地御取立あり。御法名を直に日峯山宗智寺と號せられ候。尤も御在世の時分、逆修を御建て置かれ候。當時新規に寺院建立の儀は公儀御法度に付、杵島郡山代鄕惣持寺近年破壞に及び居り候を御引直し、宗智寺御草創これあり候。此所に寺院御取立て、御遺骸御納まり成さるべく、兼て思召入られ候御賢慮の儀は、

此の以後若し亂世にも相成り候はゞ、他國より必ず佐嘉へ人數を差向くべき事ある時に、北山筋の儀至つて大切の儀と思召され候。右の所へ御遺骸御納まり御座成され候はゞ、御家中の者共定めて敵の馬の踏には懸け申すまじと覺悟致すべく候。多布施より內に敵を入れ立て申さず候はゞ、佐嘉は持ち堪へ申すべしとの御賢慮にて候由。たとへば敵の勢川上筋より押寄せ來る時には、中折口（天祐寺町口を云ふ）より多布施土井筋を敵のうしろへ御勢を差廻され候御軍法の由。古老の口傳なり。さて宗智寺西の土井際に扇堀と申す蓮堀これあり候。小城の人夫にて御掘らせなされ候故、小城堀と申し候を、近世唱へ誤り、扇堀と申しけるなり。此の堀、玄梁院樣御代に開き、作地と相成り候。古人は、これを殘念なる事と申し候。御泉水は小姓普請とて、部屋住の若僧などに御掘らせなされけるとなり。御門馬出し等迄御軍慮ありたる由。中頃の住職元長和尙の時、門の所も只今の通り明け替へ、寺も建立し申され、繁榮の樣には相見ゆれども、直茂公御普請の儘にて修覆を加へ搦かるべきに、脇々の寺とは違ひ、格別の再興如何と、心ある人は批判せし事なり。泉水の形迄も替り候となり。

三七〇

時節到來と思はゞ潔く家を崩せ、其の時抱へ留むる事もある

元茂公へ直茂公御話に、「上下によらず、時節到來すれば家が崩るゝものなり。その時崩すまじきとすれば、きたな崩しをするなり。時節到來と思はゞ、いさぎよく崩したるがよきなり。その時は抱へ留むる事もあり。」と仰せられ候由。月堂樣御話を（一）禪海院殿聞き覺え候由なり。

（一）禪海院殿　元茂次男鍋島直朗。主水武興の養子となつた。貞享三年九月十四日歿。年三十八。法名禪海院得應徹心。

三七一　鍋島直茂、靈夢に感じて與賀宮に永代常夜燈を寄進す

直茂公御夢に、（一）與賀の宮の前を御通り遊ばされ候處に、御後より、「加賀守々々々」と呼聲仕り候に付、御見返り遊ばされ候へば、白張裝束の人石橋の上に御立ち、「闇うてならぬ」と仰せられ候。御夢心に、さては常燈を上げよとの御事なるべしと思召され、それより常燈差上げられ候。御隱居以後も、直茂公より差上げられ候に付、今に（二）小城より上り候由。

（一）與賀の宮　今の佐賀市縣社與賀神社。（三九九・註一）

（二）小城　支藩小城は、元和五年鍋島直茂隱居分を以て封ぜられた所であるから、引續き小城から常燈を上げたのである。

三七二　鍋島直茂前夫人、後妻打に出で、陽泰院の應待に納得して歸る

直茂公（一）最前の御前樣、御離別以後、（二）うはなり打ちに折々御出で候へども、（三）陽泰院樣御取持御丁寧に候故納得にて御歸り候事、度々にて候由。

（一）最前の御前樣　前室高木肥前守胤秀長女（慶圓妙餘大姉）。初め龍造寺伯耆守盛家（入道日勇）の次男、三郎四郎滿家に嫁してゐたが、天文十三年十一月廿二日、龍造寺軍が、波多鶴田の松浦黨を攻め、盛家滿家父子は上松浦大川野（今の西松浦郡大川村）立川で戰死した。その後直茂に再嫁したもので、女子の連れ子があり、後に直茂の養女として三浦四郎右衞門尉賢純に嫁した（養壽院久室妙長大姉）。離別は、永祿十二年で、父高木胤秀が大友軍に內應したためであつた。

慶圓尼は後に筑後鐘ケ江宮内少輔盛清に嫁した。

(二) うはなり打ち　うはなりは後妻のこと。うはなり打ちとは、足利時代以後に行はれた婦人社會の慣風で、妻を離別した男が、一ケ月の内に後妻を迎へた時は、先妻は多くの女を語らひ集め、後妻の許に使を遣つて襲撃を豫報し、その打入りの日と携帶の道具とを通告する。その道具は、鍋釜　摺子木　箕　箒木など、主として婦人の日用家財器具である。後妻の方では、これに對して協議を凝らし、詫狀を出すか、承諾狀を出すかして回答し、應戰の場合は、同じく女ばかりの同志を集めて準備し、當日は後妻の家で雙方入り亂れて叩き合ひの修羅場を現出し、仲人の調停によつて引分ける、といふ風習であつた。當時後妻打に、二三度位參加せぬ女はなかつたといはれた位で、半面には一種の儀禮的な意味もあつたかとも思はれる。直茂は永祿十二年前妻を離別し、翌元龜元年には、陽泰院との間に長女千鶴姫（多久長門守安順室）を擧げてゐるので、後妻打の條件に叶うた譯であらう。本文は、この風習が佐賀地方にも元龜頃行はれてゐた事を物語る風俗資料でもある。

(三) 陽泰院樣　直茂後室。(三八五參照)

三七三

鍋島直茂の生前、領内の土民加賀守を生神樣として拜む

日峯樣御存生の内より、在々端々の者共わかり兼ねたる事これあり候時は、佐嘉の方を拜み、鬮取り候て、(一)「加州樣御教へなされ候。」と申し候て、相定め候由。

(一) 加州樣　鍋島加賀守直茂。日峯公。

三七四

鍋島直茂の明察、藤島生益に本庄院住持の奸計を糺さしむ

藤島生益宅に、早朝に（一）本庄院住持參り、「今朝御神體御身拭仕るべき爲、寶殿を開き候へば、御くし落ち居り申し候。早々申上ぐべき爲、御くしも持參仕り候。」と、袈裟に包み、差出し申され候。生益申し候は、「御くしは御覽なさるゝ物にてもこれなく候間、御持歸りなさるべく候。右の段は卽ち申上ぐべし。」と申し候て、出仕致し申上げ候處、直茂公以ての外御立腹、「さて〳〵憎き坊主かな。加賀守をだまし申すべくと仕り候や。卽ち××共召連れ、拷問にて有體に言はせ候樣に。」と、仰せられ候。生益、落着き難く、「御爲を存じ候て申し候處、拷問仕り候儀は如何。」と申上げ候へば、殊の外御叱り、「其方は成るまじく候。餘人申付くべし。」と仰せられ候に付て、生益申上げ候は、「成り申すまじきにては御座なく候。左樣に御意なされ候はゞ、卽ち罷越すべし。」と申上げ、牢守織部召連れ、罷越し候處、住持出會中され候を手を取り、加州樣御立腹、卽ち拷問を仰出され候由申し候へば、「さて〳〵迷惑なる儀合點參らず。」と申され候。生益申し候は、「出家たる者の××の手に渡り候上にて、白狀は見苦しくこれあるべく候。」と申し候に付、住持申され候は、「然らば有體申上ぐべく候。御身拭仕り、御神體動き候故、御くし落ち申し候に付、不圖心附き、斯樣に申上げ候はば、御造營もなされ、寺も榮え申すべしと存じ候

て申上げ候」由、白狀仕り候。生益急ぎ罷歸り、白狀の通り申上げ候へば、最前に違ひ、御笑ひなされ候。生益せき上り、「私をだまし申したる遺恨晴しに磔に懸け申すべく候間、私に下され候樣に。」と申上げ候。直茂公いよ〳〵御笑ひなされ、「其方は最初實と存じ候故、今腹を立て候。我等は謀計の儀を早く察し候に付て、その節は腹立ち候へども、今は左樣になし。彼の坊主、この中、我等社參の度々に、寺に立寄り候樣にと申し候故、一度寄り候へば、吸物を出し候が、椀の底に土附き居り候。さ候て頭を地に附け、有り難きなどと申し候。左樣に存じ候はゞ、我等に据ゑ候膳の心遣こそ入念すべき事に候。賣僧者すまぬ奴と、日頃存じ候が、斯樣の事工み出し候。祈願所の事に候間、唯住持を代へ候樣に。」と、仰付けられ候由。生益痛み入り候と物語の由。（三）清左衞門語の由なり。

（一）本庄院　天台宗。本尊元三大師。佐賀郡本庄村大字本庄三本松にある。創立の年月は詳かでないが、慶長年中盛順法印を中興開山とした。

（二）御くし　御首。

（三）清左衞門　藤島生益の孫。

三七五

鍋島直茂、家中の怨聲を聽いて卽刻新任の高祿者を罷免す

稻垣權右衞門御暇下され候事直茂公の御代に、御家中の者上方一向存ぜず、公儀方勤

め候者、（一）倉町九郎一人ならでこれなく候。國廻り上使の附廻りを九郎に仰付けられ候處、「上方衆は銀の襷をはめ申し候間、早々仰付けられ候樣に。」と註進仕りたる致し樣かと色々工夫致し、毛氈を膝に懸け、野がけを食べ申し候。みがき襷毛氈などさへ見知らざる體の人に候へども、せめて公儀方九郎ならでこれなく、別けて御事缺き候故、稻垣權右衞門と申す浪人を二百石にて召抱へられ候。その時分、高傳寺御參詣の處に、門前に張紙、

御譜代の者だに取らぬ知行をばいながきが來て二百石取る

と書附けあり。御歸りの上、譜代の衆にさへ無沙汰致し、他方の者に知行與れ候事、何れも不合點の段尤も至極、我等誤り痛み入り候。公儀方不調法にても國家の害にはならず候。」と仰せられ、權右衞門へ右の段仰聞けられ、御暇下され候由。

（一）倉町九郎　龍造寺隆信の臣倉町大隅守信吉の子近江守信光の嫡男である、子なく子孫斷絶した。

（二）野がけ　辨當を持つて山野を駈廻つて興じた武家時代の野遊。延いて山野の狩獵などにも用ひた語。

三七六　豐太閤朝鮮征伐と鍋島直茂、直茂出陣後八箇年歸國せず

（一）天正十八年の秋、太閤大明御征伐の爲、道を朝鮮に求められ候へども、朝鮮請合ひ申さゞるに付、先づ朝鮮御征伐の爲、名護屋御城直茂公へ仰付けられ候。文祿元年高麗御陣、加藤清正直茂公御先陣、公の御勢一萬二千なり。三月下旬御出船、四月二十八日朝鮮釜山浦御着なり。文祿三年中戻り、諸將休息の爲、召寄せられ候。慶長二年三月直茂公召させられ御歸朝、大阪御逗留、六月上旬御暇、蜂須賀安國寺直茂公、朝鮮軍事三奉行に仰付けられ、同三年十二月皆々歸朝。直茂公勝茂公直に御登り、伏見にて家康公御面談、大阪にて秀頼公へ御勤なされ候。同四年三月直茂公御暇にて御下國。朝鮮立より八箇年御歸國成されず候なり。

（一）天正十八年の秋　多くの寫本には永祿十八年と記されてゐるが、これは無論天正十八年の誤記で、「天正か」と書入をした寫本もある。

三七七

「當時氣味のよき事は必ず後に悔む事あるものなり」

直茂公、「當時氣味よき事は、必ず後に悔む事あるものなり。」と、御意なされ候由。

三七八

鍋島直茂寒夜に拔身の槍を持ち、酒宴中の龍造寺隆信を衞る

隆信公御軍功段々募り申し候時分、或夜御酒宴遊ばされ候に、御庭の隅に、人影見え申し候由、女中など申し候に付、卽ち御出で御覽なされ、「何者ぞ。」と御咎めなさ

れ候へば、(一)「左衛門大夫にて候。」と御答へなされ、抜槍を御持ち御座なされ候。「何故に、それに居られ候や。」と隆信公仰せられ候へば、「世上に敵多く、御油斷なさる時節にて御座なく候。今夜御酒宴と承り候に付、心もとなく存じ御番仕り候」由仰せられ候。隆信公御感心淺からず、「これにて酒をまゐり候へ。」と仰せられ候に付、御座に御通りなされ候處、寒夜にて御手こごえ、御持ちなされ候御槍、御手より離れ申さず候由。

(一) 左衛門大夫　鍋島直茂。時に左衛門大夫信昌。三十歳前後の時の事であらう。

三七九

豊太閤鍋島直茂に國を任せた龍造寺隆信を名将と褒む

太閤様仰せに、「龍造寺隆信と云ひし者は、名将たるべしと思はれ候。その仔細は、(一)鍋島飛驒守に國家を打任せ候は、能く人を見知りたるものなり。今飛驒守を見て、思ひ知られ候。」と御申し候由。

(一) 鍋島飛驒守　直茂。元龜二年左衛門大夫を飛驒守に改めた（名は信昌）。時に三十四歳。

三八〇

小田原陣と鍋島直茂、東上途中下關道山平兵衛方に一泊す

天正十八年小田原御陣に、直茂公御越の節、下の關御宿、道山平兵衛にて候なり。

三八一

鍋島直茂、磔刑の罪人を助け蓮池めい島に千間堀を掘らしむ

慶長八年十一月、（一）中野神右衞門代官所の百姓共、下代八並善左衞門と申す者の事を、（二）生三方へ挾み狀仕り、御改めの上無實に付、磔と申上げられ候處、直茂公、「磔は臺木も人間も腐り捨たるものにて候。殊に甚右衞門合點申すまじく候。（三）蓮の池めい島に千間堀ほらせ候樣に。」と仰付けられ候。訴訟人共千間堀をほり申し候由。

（一）中野神右衞門代官所　中野神右衞門清明代官所は神埼郡城田村詑田で、其の隣接地千歲村渡瀨は知行所であつた。

（二）生三　鍋島生三。（九七三・註一）

（三）蓮の池めい島　神埼郡蓮池町大字見島字見島で、今も大字名はミシマ、字名はメイジマと訓む。

三八二　鍋島直茂、朝鮮陣凱旋の時陶工を伴なひ歸りて有田燒を創む

（一）有田皿山は直茂公高麗國より御歸朝の時、日本の寶になさるべくと候て、燒物上手六七人召連れられ候。（二）金立山に召置かれ、燒物仕り候。其の後（三）伊萬里の内、（四）藤河內山に罷移り、燒物仕り候。それより日本人見習ひ、伊萬里有田方々に罷成り候由。

（一）有田皿山　有田燒の本場、西松浦郡有田町　有田村　曲川村　大山村　大川內村一帶の陶業地。

（二）金立山　こゝでは佐賀郡金立村字熊山で、朝鮮陶工金氏の居つた所をいふ。

（三）伊萬里　西松浦郡伊萬里町地方をいふ。

（四）藤の河內山　西松浦郡松浦村大字山形字藤川內。フヂノカハチ、俗にフイノコウチといふ。

三八三

鍋島直茂、鹿子天神に參詣、地に平伏して安藝守の粗忽を謝す

（一）鹿子村　（二）龍昌寺の天神は、隆信公宰府御勸請なされ候。（三）安藝守殿若輩の時分、天神の森にて鳩を打ち申され候處、迦れ申し候に付て、腹を立て、「今の鳩に中り申さゞるは天神の業にてあるべし、にくき天神なり。」とて二つ玉をこめ、寶殿を裏表に射拔き罷歸られ、直茂公へ右の段申上げられ候。公聞召され、「さて〳〵勿體なき事を仕り候。」と卽ち御行水なされ、御上下を召し御參詣、「唯今疎早者、以ての外の儀を仕り、御怒り遊ばさるべしと、近頃迷惑千萬に存じ奉り候。彼の者は兼て右の通りの疎早者に御座候。平に御免遊ばさるべく候。御斷りの爲某罷出で候。」と地に御平伏、（四）高吟に御斷り仰上げられ候由。

（一）鹿子村　佐賀郡本庄村大字鹿子。

（二）龍昌寺の天神　龍造寺家純の勸請。天文廿年龍造寺隆信が、家臣土橋榮益（前名和貞）のために追はれて筑後一木に遁れ、同廿二年七月下旬、鹿子村古賀民部丞等に迎へられ、鍋島清房等を從へて歸國、鹿子天神に心願成就のため千句の連歌を奉納し、且御宮を再興した事があり、鍋島直茂以來歷代藩主の崇敬が厚かつた。

（三）安藝　鍋島茂賢。（一二〇二・註一）

（四）高吟　タカギンと訓む。高聲。今も聲の高いことを「ギンが高い」といふ。

三八四

鍋島直茂の敎訓、我が氣に入らぬことが我が爲になるもの

直茂公の仰せに、「我が氣に入らぬ事が、我が爲になるものなり。」と仰せられ候由なり。

三八五　鍋島直茂、陽泰院の働振りを見込んで執心し、これを娶る

（一）陽泰院様は、御前夫（二）納富治部大輔殿御討死以後、（三）石井兵部大輔殿（四）飯盛の屋敷に御座なされ候。或時、隆信公御出陣御供の衆、兵部大輔殿御方へ立寄られ、辨當つかひ申され候。兵部大輔殿内衆へ、「鰯を燒き進じ候様に。」と御申付け候。内衆燒き申し候へども、大勢にて中々間に合ひ申さず候。陽泰院様、のれんの陰より御覽なされ候が、つと御出で、大竈の下の火を掻き出し、鰯籠を打移し、大團扇にてあふぎ立て箕にかすり込み、炭を簸出し、その儘差出され候。直茂公御覽なされ、「あの様に働きたる女房を持ち度し。」と思召し込まれ、その後御かよひなされ候。或時、「盜人」と申して追懸け候故、堀を御飛びなされ候へば、刀打ちかけ候に付、御足の裏に少し疵附き申し候。この外に（五）多久夜懸の時分、薄手一箇所御負ひなされ候由なり。又一說に、天正四年二月（六）横澤城攻の時、御手負はれ候ばかりなりと。

（一）陽泰院様　鍋島直茂室（一・註八）。直茂が前室（高木肥前守胤秀の女）を離別したのは永祿十二年で、時に三十二歳。この年、陽泰院は廿九歳である。

(二) 納富治部大輔　名は信純（信貞とも）石見守榮房入道道周の養子で、納富但馬守信景の義弟に當る。實は西村伊豫守家秀（因幡守信勢とも）の弟である。永祿九年五月、佐賀郡川久保八溝で、神代長良の伏兵に遭ひ、古川新四郎のために討取られた。陽泰院は、その後實家に歸つてゐたのである。

(三) 石井兵部大輔　陽泰院の實父。名は常延（石井系譜　葉隱校補等には兵部少輔とある）。石井嫡男家、和泉守忠清の嫡子で、龍造寺家兼（剛忠）同隆信に仕へ、父忠清と共に諸所の軍に從ひ、戰功があつた。天正八年十二月五日歿。年七十七。法名常昭院常祝日教。室は小城黑尾氏の女で、天正七年八月廿五日歿した。法名蓮華院妙蕃日長。

(四) 飯盛の屋敷　佐賀郡本庄村大字鹿子字上飯盛石井兵部少輔の居館。

(五) 多久夜襲　元龜元年八月、今山凱旋の翌廿一日夜、直茂が多久城を襲うて陷れ、小田鎭光の妻女及び養子鶴仁を伴なひ歸つた時の事である。

(六) 横澤城攻　横澤城は今の藤津郡鹿島町にあつて、ヨコゾウと訓んだ。今鹿島町本町に横澤山幸德寺があり、慶長四年、横澤城主の後裔横澤誓吾の開基と傳へてゐる。横澤城攻めは天正四年二月六日で、龍造寺隆信　鍋島直茂出陣、直茂が部下の野田與次郎と共に、莚の陰から突出した敵の槍を奪ひ取つた時、敵に足を拂はれて踵に傷を負うた。

三八六

鍋島直茂夫人陽泰院、態と面相を變へて豐太閤に謁す

太閤樣名護屋御在陣の節、九州大名の内方を召寄せられ、御遊興なされ候。（一）陽泰院樣にも、「御出でなされ候樣に。」と申來り候に付、（二）かう藏主御賴み、御斷り仰せられ候。かう藏主心遣にて御出でに及ばざる樣に相濟み申し候。さりながら、「都

合の例に罷成り候間、一度は御目見なされ候様に。」と申來り候に付、(三)御額角に御作り、異形の御面相にて御出で御目見なされ候。其の以後は御出でなされざる由。金丸氏話なり。

(一) 陽泰院樣　鍋島直茂妻室。

(二) かう藏主　藏主（ざうす）は、こゝでは法體の者の總稱で、太閤侍女の尼、孝藏主の事。

(三) 額角　ひたひかく。前額部を角に剃ること。秀吉の名護屋在陣は文祿元年　同二年で、陽泰院五十二、三歳の時である。

三八七　鍋島直茂、追從の山伏の心を見透しながら金子を施與す

或山伏黑田長政へ參り、「昨夜の夢に、長政公五ケ國の太守に成らせられ候と見申し候」由申し候。長政返答に、「さて〳〵良き夢、早々知らせ過分の事に候。やがて五ケ國の太守に成り候節、祝儀遣はすべし。」と申し候て、歸し申され候。彼の山伏案に相違し、御國へ罷越し、直茂公へ御目にかゝり、「公五ケ國の太守にならせられ候と靈夢を見申し候」由申上げ候に付、「さて〳〵良き夢、早速知らせ、過分の事に候。」と仰せられ、金子百疋下され候。或時、御話の衆申上げられ候は、「筑前にては斯樣々々と承り候。金子下され候はいかゞと、下々取沙汰仕り候。」由、申上げられ候。公仰せられ候は、「總じて道の者は、その道にて立つて行かで叶はぬものなり。

山伏などは、あの様なる事共を云つて、人の施しを受くるものなる故、金子を呉れ遣はし候。」と仰せられ候由。助右衛門殿話なり。

三八八　鍋島直茂、御伽衆に小早川隆景を「天下の名人」と激賞す

或時御伽の衆、直茂公へ申上げ候は、「當時日本にて名將と申すは隆景と直茂公の由、風聞仕り候。」と申上げ候へば、「及びもなき事なり。先年、太閤様御前へ諸大名列座の時、御意成され候は、『何れも數年苦勞致され候に、知行を遣はし度く候へども、いかにしても日本小國にて地が足らず、唐天竺を切り取り、其方などに存分に知行を遣はすべしと存じ立ち候。いかゞあるべきや。』と仰せられ候。其の時は御亂心かと存じ候程にて候。一人も御挨拶申上ぐる者これなく候處、隆景一人、『成程御尤もの儀、然るべく存じ奉り候。』と申上げられ、御機嫌よく候て、繪圖を差出され、山川道橋兵粮等の事卽座にて御詮議成され候に、隆景差引申上げられ候。其の時は、輕薄なる事を申上げられ候、何として此方より相知れ申すべきやと存じ候處、參り懸り候て、隆景申分少しも違ひ申さず、天下の名人にて候。」と仰せられ候由。

三八九　鍋島直茂人通りを見て「肥前の槍先に早や弱み附きたるか」

直茂公へ御用にて（一）安藝殿三の丸へ罷出でられ候處、御留守にて候故、「何方へ御

出でなされ候や。」と相尋ねられ候へども相知れ申さず候。翌日罷出でられ候へども御座所相知れ申さず候。方々相尋ねられ候處、（二）角櫓へ御座成され候。卽ち罷上り、「如何樣の儀に、それに御座候や。」と申上げられ候へば、「二三日此所より國の風俗を見候。」と仰せられ候。「それは如何樣の儀に候や。」と相尋ねられ候へば、「人通りを見候て考ふる事なり。歎かはしき事は、最早肥前の槍先に弱みが附きたると思はるるなり。其方など心得候て罷在るべく候。往來の人を見るに、大かた上瞼打下ろし、地を見て通るものばかりになりたり。氣質がおとなしくなりたる故なり。勇むところがなければ、槍は突かれぬものなり。律儀正直にばかり覺えて心が逼塞して居ては、男業成るべからず。間にはそら言をも云ひちらし、張り懸りたる氣持が武士の役に立つなり。」と仰せられ候。これより安藝殿虛言多く候由。（三）中野氏話なり。

（一）安藝殿　鍋島安藝守茂賢。（一二〇二・註一）

（二）角櫓　スミヤグラ。城廓の隅々に立つ櫓。三の丸角櫓は慶長十二年の築造、直茂七十歲の時である。

（三）中野氏　中野是水（幸明）か。（四六九・註一）

三九〇　直茂養家千葉氏より復歸の時、究竟の士十二人從ひ來る

（一）馬渡氏の書附。（二）直茂公千葉殿より御歸りの時、（三）究竟の士十二人相附けられ

候。御被官の始にて候。

鑰尼　野邊田　金原　平田　戸勢　井手　田中　濱野　陣内　仁戸田　堀江　小出

（一）馬渡氏　馬渡俊繼。（三五九・註三）

（二）直茂公千葉殿より御歸りの時　鍋島直茂（幼名彦法師）は天文十年四歳の時、小城千葉胤連の養子となり、後實子が出生したので、同廿年十四歳の時、千葉家を辭して實家に復歸した。

（三）兜竟の士十二人　千葉胤連は實子胤信に家を譲り、己は彦法師（直茂）を伴れて牛の尾（小城町三里）に隱居し、彦法師に隱居分美奈岐八十町（小城郡東多久村皆木）並に譜代の家人十二人を譲つた。

三九一　鍋島直茂、次の間に古老の勇士を招き聞寢入に物語を聽く

直茂公御やすみなされ候時は、御次の間にて、古老の勇士共罷在り、茶たばこを（一）下され、寄合話仕り候様に仰付けられ、間越に御聞成され、御不審の事は御問答成され、（二）御聞寢入遊ばされ候由。

（一）下され　「下さる」の敬語動詞から、佐賀地方では飲食する意味にも用ひられ、食慾のないことを「一向下されません」などいふ。（八二一・註五）

（二）聞寢入　話を聞きながら寢入ること。

三九二　奉公の道には人を勸め、物見遊山には人に勸められるのがよい

（一）（集書の内寫）日峯樣御伽の人々へ仰せありけるは、「侍たらん者は不斷心ゆるす

事なかれ。不慮の事に仕合はすものなり。油斷すれば必ず落度あるものなり。又人の云ふとて、人を悪しくは云はぬものぞ。奉公の道には人を勸め、物見遊山には人より勸められたるがよし。知らぬ事を人の語るを、知つたふりは悪しきぞ。知つた事を人の尋ねし時、云はぬは悪し。」と御意候由なり。

（一）集書　當時の語錄などを集めたものであらう。本文中「奉公の道には人を勸め、云々」と同じ意味の「遊山は人にすゝめられ、役儀は人をすゝめよ。」といふのが、石田一鼎の『要鑑抄』中奉公の故實三十六箇條の一にある。

三九三　鍋島直茂曰く「隆景は我等に較べて言ふべき人でない」

集書の内寫。直茂公御前へ、（二）綾部右京（三）千布太郎左衞門（三）大隈玄蕃罷出で、御話申上ぐる。其の時、右京申上げられ候は、「上方大名も大方承り及び候。中にも小早川殿、御分別も武の道も掛合ひたる大將との取沙汰承り候。御前樣には、武道は隆景よりは數多大切なる槍も成されたる事なり。世間に其の隱れなく譽め申し候」由御話申され候時、殿の仰せに、「如何なる事を聞きて左樣に隆景と我等を似たる樣に申すぞ。田舍者にて、世間上方の事知るまじ、たくらべて言ふべき人にあらず。その仔細は語りて聞かせん。（四）小田原御陣の明る年、大阪御城に諸大名召寄せられ、（五）高麗御陣の御吟味ありし時、我等も末座に居て御詮議を聞きたるに、太閤樣仰せられ候は。『高麗を攻め

取りて末代の物語にせん。』とこれある時、隆景進み出で、『一段思召立ち然るべく。』と申上げられ候。其の時我等存じ候は、隆景は日本にて分別者と聞きつるが、さては（六）まいすの人と存じ候。未だ見もせぬ高麗國の事を思召立たれ候へと申上げられ候事、物をかしく聞き居たり。さらば祐筆呼び出し、一つ書にて掟等を定めんとて、高麗御陣中の事、段々御詮議なり、太閤仰出さるゝ御詞に、『御尤も々々。』とばかり申上げられ候。自然々々、『夫れは問へ申すべし、夫は如何。』と、又は山の障りなどと御請けなり。高麗七年中の事一々申上げられ、如何なる事ぞと我等は思ひてありけるが、其の時隆景申上げられしに、高麗七年の内一つも相違なく、皆々割符を合はせたるが如し。」と、右京へ御話の由。

（一）綾部右京　名は茂幸。土佐守幸基の子で、始め新五郎と稱した。天正十二年島原陣には十八歳で從軍し、中野式部（後神右衞門清明）等と共に直茂退口に從うた七人の内の一人で、後小城藩祖鍋島元茂の附人となり、有馬陣（島原亂）には七十餘歳で軍奉行として從軍した。

（二）千布太郎左衞門　名は茂利。因幡守家利の三男である。先祖は甲斐彌次郎利弘の三男千布次郎兵衞尉利明で、彼杵郡から佐賀郡安富庄の地頭となつて千布村（金立村）に移り、千布土生島の城を築いて居り、姓を千布と改めた。茂利は利明十四代の孫である。直茂御側役を勤め、後小城附人として小城に移り、後、柴田宗俊（春とも書く）と改め、『直茂公御物語』（柴田聞書）を書いた。子孫は柴田姓を名乘つた。（七〇一參照）

（三）大隈玄蕃　常明。大隈安藝守入道茂了（三六八・註二）次男。寛永十四年十月歿。法名明天宗運。

(四) 小田原御陣　天正十八年四月、豊臣秀吉が北條氏直の小田原城を攻略した事。
(五) 高麗御陣の御吟味　天正十九年三月九日、豊臣秀吉が徳川家康を始め諸侯を大阪城に招いて、朝鮮征伐の評議を行うた事をいふ。
(六) まいす　賣僧。インチキ。又佐賀の方言に、オベッカの事をミヤースともいふ。

三九四　鍋島直茂、敷居を外し、家臣が潜かに隠した柿の實を捨てさす

透運聞書の内。直茂公御前に　(一)多久與兵衛殿　(二)諫早右近殿　(三)武雄主馬殿　(四)須古下總殿堪忍にて御話の節、(五)美濃柿を差出され、何れも賞玩あり。與兵衛殿柿の實を疊の敷の間に、ひそかに押入れ置かれけるを、直茂公ちらと御覽候て、「臺所に大工は居らぬか、道具を持ち罷出で候へ。」と仰せられ、「その敷を外せ。」と仰せられ、「柿の實を捨て、元の如く敷をはめ候へ。」と御意なされ、その通り仕り候。何れも迷惑この上なく、與兵衛殿はその後一生釣柿を參らず候由。

(一) 多久與兵衛　多久長門守安順。
(二) 諫早右近　諫早右近允直孝。
(三) 武雄主馬　鍋島若狹守茂綱。
(四) 須古下總　須古下總守信明。
(五) 美濃柿　成富茂安が、尾張名古屋城普請の時齎し歸つて繁殖させたもの。今、上佐賀地方名産の吊柿である。『成富家譜』に曰く、

尾張名古屋御城御普請の節、茂安仰付けられ、早速彼地に至つて相勤む。其の半ば江戸へ御差合ひの儀これありて、少時御普請止み、諸手徒らに日を送る。此の節美濃柿の有りしを茂安賞味して其の味を褒め、近邊の山野に空地の見えしを申乞ひ、其の實を蒔くに殘らず萠え出でゝ成長し、後には國守の御秘藏と成るの由。今に成富柿と云ひ傳ふ。

三九五　齋藤佐渡　同用之助一家、鍋島直茂　同勝茂の爲父子三代追腹す

（一）透運聞書の内。（二）齋藤佐渡若き時分、武道勝れ度々の手柄仕り、直茂公別けて御懇に召使はれ候へども、世間不調法にて如睦の御奉公相成らず、靜謐の後、朝夕の營みも成り兼ね、既に飢ゑに及び、一夜の歳を越ゆべき樣もなく、腹を切らんと申し候を、悴（三）用之助、「何事なりとも營みて見候はん。」と申し候へば、「卑劣なる業をしては活きても詮なし。中々に大なる惡事なりともして死ぬは本望なり。」といふ。用之助尤もと言ひて、親子連れに（四）高尾の橋に出で、仕合せを待ちけるに、米負はせたる馬通りけれども、一駄二駄に目をかけず、十駄ばかり一連れに通りけるを、親子刀を拔き馬主共を追散らし、その米を我が所へ取入れたり。その事世上隱れなく、目付方さて又米主（五）犬塚惣兵衞よりも言上になり、奉行中詮議の上、勝茂公へ申上げられ、死罪に相極り、奉行中三ノ丸へ罷出で、（六）藤島生益を以て直茂公へ御披露あり。御夫婦樣御一所にて聞召され、御愁歎大方ならず、兎角の御意もなかりしかば、生益引取り、右の段奉行中へ申達し候

に付て、勝茂公へ申上げられ候へば、御驚きなされ、佐渡浪人仰付けらるゝの旨重ねて奉行中を以て三ノ丸へ仰上げられ候處、御前に召出され、「彼の佐渡が晝強盗は我等がさせたるに異ならず、度々手柄高名仕りたる者なれども、如睦の奉公軍ほどこれなきゆゑ、(七)しかく知行なども取らせず、無事の世間故我等も思ひ忘れたり。その恨みに斯様の事をも仕出すべし。面目なき事なり。我等に對し浪人申付けられ候事、信濃守孝行有難く、嬉しき事なり。斯様の惡事仕出し候者を助けられよとは云ひ難く、最前は返答せざるなり。」と仰せられ、奉行中退出あり。追附け生益に仰付けられ、佐渡へ米十石下されけるなり。直茂公御他界の時、佐渡追腹の御願申上げ候を勝茂公聞召され、「その心入を以て我に奉公仕り候へ。」と御留めなされ候へども、頻りに御暇申上げ、切腹仕り候。悴用之助も同然に追腹仕り候。用之助次男（八）權右衞門勝茂公の追腹、父子三代御供仕り候なり。

（一）透運聞書　透運は松浦佐五右衞門の事で、鍋島喜左衞門茂貞の三男。入道して透運と稱し、又洞雲とも號した。喜左衞門は松浦黨山代因幡守直の子で、幼名虎王丸、後孫七郎貞と稱し、龍造寺隆信に歸服し、次いで鍋島氏に仕へ、鍋島喜左衞門茂貞と改め、芦原殿とも稱した。寛永十五年六月歿。法名海雲宗覺。『透運聞書』は、茂貞の子透運が元祿八年八十六歳の時種々の物語等を書き集めたもので、『透運筆語』一に『暇日談叢』ともいつた。（八六六參照）。

（二）齋藤佐渡　名は茂是。初め本左衞門。齋藤實盛の後で、實盛十二代の孫實景、應永三年九州探題澁川滿頼に從うて下り、實景十代の孫光景永祿三年龍造寺氏に屬した。茂是は光景の三男で、龍造寺隆信鍋島直茂に仕へて戰功があり、今山陣に、豐後の將吉弘式部大輔を討取り、卽座に佐渡守に召成され、茂の一字を賜はり、目達原に知行を拜領した。元和四年六月三日直茂逝去、同七日追腹。法名佐覺祐寶。

（三）齋藤用之助　名は實貞。佐渡守茂是の子。初め父子共に小城鍋島元茂に附けられ、用之助は朝鮮陣にも從軍、稀代の水練家で、文祿元年五月七日朝鮮王城乘りの節、南大門大河の激流を泳ぎ渡つて敵船五艘を乘取り、我が軍の渡河を全うさせ、其他所々に戰功を立てた。直茂逝去の時父と共に追腹。法名白覺淨雲。

（四）高尾　今の佐賀市外高尾。

（五）犬塚惣兵衞　名は家續。實は安住石見守家能の子で、犬塚伯耆守家重の養子となつた。犬塚氏は宇都宮公綱の後で、筑後犬塚城に居り、式部少輔家喜始めて肥前に來り、川副に住した。家續、龍造寺高房の御側頭を勤め、後鍋島氏に仕へ、元和八年九月十日歿した。年六十九。法名了正。

（六）藤島生益　實は重松右馬允の子で、初め寶持庵藏主に就いて出家したが、直茂の命に依つて還俗、御側に仕へ、藤島姓を授けられた。終始忠勤を勵み、鍋島生三石井生朴と共に、鍋島三入道と稱せられた。小城鍋島元茂に附けられ、慶安二年四月五日逝去。法名三雪生益。墓は佐賀市龍泰寺にある。

（七）しか〳〵　たしか（確か）から來た語で、「しか〳〵もなか」など多く打消しの場合に用ひる。

（八）權右衞門　名は基實。齋藤用之助實貞の次男で、勝茂の時別規手明槍に召抱へられ、明曆三年三月二十四日勝茂について、四月七日追腹した。追腹父子三人の墓は高傳寺にある。

三九六　横尾内藏之丞、百姓との訴訟に負けて追腹誓紙を取戻す

透運聞書の内。（一）横尾内藏之丞無雙の槍突にて、直茂公、別けて御懇に召使はれ候。月堂様へ御話にも、「内藏之丞が若盛りにて、虎口前の槍を其方などに見せ度き事なり。誠に見物事にてありし。」と御褒美遊ばさるゝ程の者なり。内藏之丞も、御懇忝く存じ、追腹御約束誓紙差上げ置き申し候。然る處、百姓と公事を仕出し、御披露あり。無理の公事にて、内藏之丞負けになりたり。其の時内藏之丞立腹致し、百姓に思召替へらるゝ者が追腹罷成らず候。誓紙差返され候様に。」と申上げ候に付て、直茂公、「一方よければ一方はわろし。武道はよけれども、世上知らで惜しき事なり。」と御意なされ、誓紙御返し成され候由。

（一）横尾内藏之丞　名は信廣。勘太左衞門久廣の子である。祖父出羽守信豐曾祖父刑部廣正は、天文十四年龍造寺家兼（剛忠）が筑後一木に遁れた時忠節を盡し、父久廣は天正十二年島原陣で戰死した。内藏之丞、鍋島直茂に重用され、慶長十八年十二月十日歿した。法名宗雪道堆。

三九七　誠忠藤島生益の氣轉、船酔の鍋島直茂の自害を未然に防止す

直茂公かねて御船嫌にて、船の匂、磯邊の匂、御胸につかへ、御食曾て召上がられず候。慶長年中御下國、十月八日の朝順風にて御出船の處、八つ時過より難風吹出し、夜に入り大浪打ちかけ、楫を打碎き方所相知れず、船頭舸子その外船中の者前後を知らず、

その内、舸子一人と藤島生益唯二人、相働き候へども手に及ばず、餘り危く候に付て、御屋形の内に生益參り、（一）持永助左衞門を漸く起し、兩人にて抱き起し奉り、屋形の上に揚げ奉り、欄干に取附かせ申し、「萬一誤これある節、何になりとも御取附き遊ばされ然るべく。」と申上げ、御後より助左衞門欄干と共に抱き奉り、公御吐逆なされ、助左衞門も吐逆仕り、御顏御胸御懷に吐込み、言語道斷なり。生益戲れに申上げ候は「其の御樣體は童共の（二）兎の子取ろに似申したる。」と笑ひ申し候。船底の代楫を舸子と兩人にて取出し、漸く押しはめ、夜半に及ぶ頃風少しだるみ、御船少し靜まる。然る處に、御供船二三艘御召船の脇を通る。月影に公御覽なされ、（三）「もやひ候へ。」と仰せらる。聲々に呼懸け候へども、風波荒く、耳にも入らざるや、行方知れず吹かれ行く。公大いに御立腹、「何某乘りたるを慥に見屆けたり。この船安穩せば切腹さすべし。」と御怒りなされ候。生益申上げ候は、「この浪風にて、心に任せざる儀に候。見捨て奉るにては有るべからず。」と申上げ候。誓くありて、又大風吹出で、代楫をも打折り、御船漂ひ廻り候。公、「楫を又打折つたか。」とお尋ねの時、何者とは知れず、「板を踏折りたる。」と申す。公大いに御立腹、「我をたぶらかす奴成敗仕れ。」と御怒りなされ候。既に御船沈むべき樣子なり。公生益を召し、「最早力に及ばずと見えたり。腰の物差させよ。」と仰

せらる。生益申上げ候は、「かくの如き時誤あるものに候。事極る時節は御腰物奉るべし。」と申上ぐる。公重ねて、「平に差させよ、脇差ばかりなりとも差させよ、不肖ながら天下に名を知られたる加賀守が、何國の浦にても死骸丸腰と云はれん事子孫の恥なり。平に。」と仰せられ候。生益推量仕るに、事極らざる以前に御自害なさるべき御氣質、かねてよく存じ奉り候故、曾て御意に應ぜず、船底に入り米俵を二俵取出し、細引にて結び合はせ楫穴より海底に下ぐる。これに依り御船靜まり、御安堵遊ばされ候。然る處舸子の者申すは、「夜も明け方になり、山見え申し候。」と申す。諸人悦びて見候へば、播州明石の前僅か五六町沖の方なり。風波も靜まりければ、橋船に公を乘せ奉り、御打物を持たせ、鹽屋を借り暫く休め奉り、御衣裳召替へられ、御一睡遊ばされ候へば、御顏色直り、御行水なされ、四つ時分御膳上り、御機嫌よく、生益が終夜の働き故安堵遊ばされたりとて、御印籠より（四）延齡丹御呑ませ下され候。その後御無事に御歸國なり。右の始終御前樣（陽泰院樣）勝茂樣聞召され、御前樣より御頭巾、勝茂公より知行御加增下され候。御前樣「その時の樣子具さに物語り仕り候へ。」と、御前に於て御子樣方殘らず御座なされ聞召上げらる。御前樣御聲を揚げられ、御落涙御合掌なされ、生益を御拜みなされ候と、宮內卿、清左衞門姥に話し申され候。（姥は生益の女房なり、宮內卿は木村

主馬の母なり。）右話を直茂公も聞召され候て御笑ひなされ候。「今はをかしけれども、その節は中々をかしき心なし。生益脇差を吳れなば喉を突くべしと思ひけれども吳れず、不屈に思ひしに今は大慶なり。その節脇差を取るべき氣力なかりし。」と仰せられ候。御歸國後、御召船を見捨て乘通り候者、御沙汰これなく、諸人感じ奉り候となり。

生益の孫淸左衞門、右乘通り候者の名を尋ね候へば、生益以ての外立腹、「御主人さへその後御意なされざる事に候を、我等口より其方へ申聞かすべきや。奉公をも勤め候者が、その樣なる無遠慮の事を申すものか。」と、したたかに叱り申し候由。

（一）持永助左衞門　名は茂成。九州探題今川貞世（入道了俊）の後裔である。了俊の孫國秋、小城の住人となり、四代の孫秋景、千葉胤朝に屬し初めて持永氏を稱した。茂成はその孫である。

（二）兎の子とろ　子供の遊戲で、今も行はれる。

（三）もやひ候へ　動搖を防ぐ爲に船を舫ふこと。

（四）延齡丹　德川時代に用ひられた常用健康藥。

三九八　天守御普請の時、大工棟梁奸謀の廉で死罪に處せらる

天守御普請の時、大工棟梁何某、奸謀仕り候に付て死罪行はれ候由、此の儀に付口傳あり。

三九九　鍋島直茂、與賀・本庄・大堂三社に常燈を獻じ、與賀社に自ら燈す

直茂様より（一）與賀社（二）本庄社（三）大堂社、この三社へ常燈差上げられ候。大堂は（四）月堂様御産神にて候故、差上げられ候由。與賀社は直茂様三ノ御丸より多布施御通り遊ばされ候砌、與賀御神前にて、社内より、「暗き〳〵」と申す聲仕り候故、神前へ人を遣はされ御見せ遊ばされ候へば、「人は居り申さず、殊の外暗く御座候。」と申上げ候。それより常燈差上げられ候由。右三社共に御隱居以後も、直茂公様御自分に御燈し遊ばされ候故、今に小城より料銀上り申し候。右の如く覺え罷在り候。（五）

左仲。

（一）與賀社　縣社與賀神社。佐賀市與賀町に在る。主祭神は豐玉姫命で、欽明天皇二十六年、佐賀郡小津西鄉の塚原大明神（今の本庄神社）を遷して社殿を建設し、芦原大明神と稱し、後、與賀社と改められた。朝廷から與止日女大明神の神號を賜ひ朝廷を始め武家の崇敬厚く、建暦二年北條義時自ら奉行となつて社殿の造營を行ひ、寛元三年執權北條經時勅を奉じて祭祀の禮式を定め、後柏原天皇御宇永正十年八月十二日神階正一位に叙せられた。爾來少貳・龍造寺・鍋島氏等の崇敬深く、現在の神殿・拜殿・門前の石鳥井・石橋及び神輿二基は、鍋島直茂夫妻の寄進である。樓門は大正二年特別保護建造物に指定されたが、建暦二年北條義時社殿造營の時の建造であらうといはれてゐる。

（二）本庄社　祭神豐玉姫命。欽明天皇廿五年、小寺左衞門大夫安利の建立。本莊大明神と唱へ、産土神として近鄉の崇敬が深かつた。龍造寺氏・鍋島氏の崇敬が厚く正月七日には恒例として藩

主の社參があつた。今の佐賀郡本庄村大字本庄、鄉社本庄神社である。

(三) 大堂社　佐賀郡東川副村大字大堂、大堂神社。鄉社である。祭神事代主神　大山祇命　豐玉姫命。御宇多天皇御宇、領主小田資光海岸に社殿を建立し、慶長年間鍋島直茂今の地に移した。弘安の役に靈驗あり、藩主並に士民の信仰が厚かつた。

(四) 月堂様御産神　月堂様は小城藩祖鍋島元茂(四二三・註二)で、慶長七年十月十一日蓮池小捲の館で生れた。大堂社は、この地方の産土神であつた。

(五) 左仲　(二七五・註一)。

聞書第四

此の一巻、勝茂様御話、御年譜にこれなき事を、之を書き記す。忠直様御話、之を書き加ふ。

四〇〇 鍋島勝茂、大事の分別には瞑目して父直茂を念じて決す

或時の御話に、「大事の分別行き當り、何とも分りがたき時分、暫く目をふさぎ、此の事を日峯様は何と遊ばさるべきや、と案じ候へば、其の儘理が分る。」と仰せられ候由。

四〇一 鍋島光茂御側勤めの三人「大名の側に持たで叶はぬ者共」

「光茂公の御側に召使はれ候様に。」と候て御隠居の時、(一)百武伊織 (二)生野織部 (三)岩村新右衛門、此の三人遣はされ候。「伊織は物をよく言ひ砕く者なり。織部は情強く、雨露きらはず勤むる者なり。新右衛門は物に念を入れ、落ちもなく勤むる者なり。大名の側に持たで叶はぬ者共なり。」と仰せられ候由。

(一) 百武伊織　名は兼久。善左衛門宣兼の子で、志摩守賢兼の曾孫。光茂の時、御年寄役 大組頭となり、後入道して涼印と號した。寶永三年十一月歿。

（二）生野織部　名は孝時。始め市佐。次郎兵衞孝堅の子である。先祖は大友氏の家臣で、佐渡守統連入道是水、豐後から肥前に來り、江上武種に抱へられ、執行越前守種兼の姉婿となつた。子孫鍋島氏に仕へ、孝時、藩主光茂に重用され、年寄役、大物頭から家老職に累進した。貞享二年四月九日歿。法名祥山玲瑞。

（三）岩村新右衞門　名は貞昭。後に内藏助と稱した。野田刑左衞門宗徹の子で、姉川彈正惟安の孫に當る。一說に、姉川村庄屋の子といふ。鍋島勝茂鷹狩の時見出され、世嗣忠直の小姓となり、光茂に重用され、綱茂の時年寄役となつた。三極流の軍術や、鈴木正三の佛法を傳授された。延寶七年四月歿。年六十三。（八七五、九六八參照）

四〇二　鍋島勝茂夫人高源院伏見に於て入輿、須古下總等御迎

（一）高源院樣御年十七にて、（二）伏見松の丸より此方御屋敷へ御嫁入遊ばされ候。御迎には（三）須古下總殿（四）鍋嶋主水殿（五）久納市右衞門方參上の事。栗山七郎右衞門書附にあり。

（一）高源院樣　勝茂後室。岡部內膳正長盛の女於茶々姬（初め於菊）德川家康養女（家康の又姪）として勝茂に嫁し、山城伏見の鍋島屋敷で婚禮を擧げた。時に慶長十年五月十八日、勝茂廿六歲、夫人十八歲であつた。本文十七歲は誤である。此の時家康から勝茂へ大和包永作太刀來國光作脇差の引出物があり、夫人へは葵の御紋が許された。

（二）伏見松の丸　德川家康の屋敷。この時の婚禮には家康も列席した。

（三）須古下總殿　信明。龍造寺隆信の弟信周の子。

（四）鍋島主水殿　茂里。

（五）久野市右衞門　茂俊。

四〇三　久納市右衞門數度の加增と鍋島主水茂里　元佶長老

久納市右衞門方本知行七百石かと覺え申し候。（一）御祝言脇（二）主水殿御膳前にて三百石加增と覺え申し候。其の後數年打過ぎ候てより、（三）本多上野殿より（四）學校御方迄御同意の儀御座候て、五百石加增にて御座候事。栗山書附にあり。

（一）御祝言脇　鍋島勝茂婚禮當時の意。
（二）主水殿　鍋島茂里。（九六〇參照）
（三）本多上野殿　本多正純。
（四）學校御方　佶長老の事。名は元佶又の名三要、閑室と號した。肥前國小城郡晴氣村字圓光寺に生れ、佶長老　圓光寺樣　學校樣　學校御方の名は、德川家康に用ひられて信任厚く、天正年中足利學校の第九世庠主に擧げられ、又その命に依り經書兵書等を出版し、伏見に學校を建てゝ學事の興隆に貢獻する所多かつた爲である。初め南禪寺住持となり、後駿府臨濟寺　江州總見寺等の住持となり、慶長十四年駿府に圓光寺を建立し、同十七年五月二十日寂した。年六十五。關ケ原役前後鍋島家安泰の爲に大に斡旋し、直茂　勝茂父子は其の勞に酬ゆる爲小城に醫王山三岳寺を建てゝ元佶を開山に請じた事があつた。

四〇四　鍋島勝茂、有馬陣の事に關し六月閉門、十二月晦日開門

（一）有馬御歸陣成され、有馬事仰付けられ候半ば、松平伊豆守殿より、「信州樣小倉へ

御越し候様に。」と御座候て、細川越中守殿など御同道、同月二十九日小倉へ御着成され、御用相濟まされ御歸城成され、色々御國元御用仰付けられ、六月六日江戸へ御發足成され、彼地御着、追附（二）御閉門にて、寅の十二月晦日に御開門にて候。明くる卯の年は御手前より御斷仰上げられ、江戸へ御逗留成され、辰年御下國にて、其の年は御國元にて御越年成され候事。栗山書附にあり。

（一）有馬御歸陣　勝茂は三月三日有馬を立つて六日寺井着船、直に高傳寺に參詣し父直茂の位牌に一番乘の報告をしてから佐賀城に歸つた。本文同月廿九日小倉へ御着とあるのは三月と思はれるが、松平伊豆守（信綱）等は天草 長崎 平戸を經て廿九日名護屋城を巡見し、四月三日小倉に着いてゐる。『勝茂公御年譜』には、四月六日小倉に於て諸將と共に太田備中守から上意を傳達された事が記されてゐる。

（二）御閉門　勝茂は寛永十五年二月二十七日の有馬陣一番乘が軍令違背の儀により、六月二十九日閉門仰付けられ、同年十二月二十九日開門仰出された。

四〇五　諸國一城の外悉く破却の奉書鍋島勝茂へ布達せらる

諸國居城を殘し置き、其の外の城悉く破却あるべきの旨、上意の通り、閏六月十三日、勝茂公へ御奉書參り候なり。

（一）閏六月十三日　元和元年である。

四〇六　鍋島勝茂、下情に通ずる爲普く風説書を差出さしむ

金丸氏話。勝茂公御代には風說書と申す物を差上げ候由。たとへば何山を唯今の通り御伐らせなされ候ては、末々斯様の支所これあり候由、何の宿罷通り候時分、道通りの者話し候て罷通り候を承り候。又唯今の御仕置斯様になされ候ては百姓共迷惑仕り候由、何町罷通り候時分、道通り候者申し候を承り候などと書附け、差上げ候由。古老の物語にて候。尤も風說書差上げ候様にと、功者の者共へ兼て仰付け置かれ候や、誰にても存寄次第に書附け差上げ申したる事に候やは相知れず候。下々の支所を曇りなく聞召上げらるべき爲に、御意に背き申す事をも風說にて聞召上げられ候事、誠に有難き御事、御明君にて候ひつる由。

四〇七　鍋島勝茂の機略「九州者は臆病魂一つ足り申さぬ」

勝茂公御年若の時分、何方に候や御大名方數人御一座の折、（ことなたか、「九州者は魂が一つ足らぬと申す事世間に申扱ひ候。と御申し候。御一座の衆、勝茂公の御座候事御氣附これなく候て、「誠に左樣に申す事の候が、何としたる事にて候や。」と御雜談にて候。公御進み出で仰せられ候は、「これに九州者罷在り候。御評判の通り九州者は魂一つ不足に御座候事、たしかに覺え御座候。」とあらゝかに仰せられ候。御一座の衆、そと御無興にて、「誠に信濃守殿は西國育ちにて御座候。御覺え御座候

と仰せられ候は如何様の事に候や。」と御申し候。公仰せられ候は、「臆病魂一つ足り申さず候。」と御取合ひなされ候由。

（三）どなたか　伊達政宗との説もある。

四〇八　鍋島勝茂、病中江戸大火を望見して兵火でないと斷ず

（一）明暦三年御病中に、（二）江戸大火出來、正雪が餘黨燒き立て、紀伊國樣大將の由風說に付て、右の段申上げ候へども、「虛說たるべし。」と仰せられ、御騷ぎ遊ばされず候。然れども段々大火になり、御城にも火懸り、必定謀叛の企と申し扱ひ候に付て、時々御耳に達し候故、「さらば見分すべし。」と仰せられ、三階に御上り、暫く御遠見成され候て、「氣遣仕るまじく候。曾て兵火の色にてこれなく候。」と仰せられ候由。

（一）明暦三年御病中　勝茂の事で、勝茂は同年三月廿四日江戸屋敷で七十八歲を以て逝去した。

（二）江戸大火事　明暦三年正月十八・十九兩日所謂振袖火事の大火で、江戸城本丸・二の丸・三の丸を始め、江戸大半燒失、死者十萬餘に達した。この時鍋島櫻田屋敷燒失し、勝茂は麻布屋敷に移り、光茂は青山屋敷に移り、更に五月四日麻布屋敷に移つた。

四〇九　遊山所見分の目付は尻を高くからげ竹の杖を突いて

勝茂公御目付御掟の內、「下目付共遊山所見分の節、笠頭巾を被せ申さず、袴着せ申さず、尻を高くからげ、竹の杖を突き罷越し候樣に。」と仰付け置かれ候由なり。

四一〇　白石百姓關右衞門褒美の銀で大麥を買うて永代に殘す

勝茂公の御代、（二）白石百姓（三）關右衞門と申す者、二十一度御褒美、壹匁の銀二十一拜領仕り候。「子孫として取遣ひ候ては罰に相成る事に候間、（三）大麥を調へ相渡し置き候。永々家の梁に釣り置き申すべき」由、申置き候に付て、今に蟲干仕り、子孫所持仕り罷在り候。扨又御正當毎に懈怠なく、御寺參詣仕り候。五十年御忌の節、銀拜領仕り候由。（四）雪門和尙話なり。

（一）白石百姓　杵島郡白石の百姓。白石地方は、今も肥前米の主産地である。

（二）關右衞門　今の杵島郡福治村大字廿治の百姓で、子孫は吉岡といひ、今も現存してゐる。

（三）大麥　今猶一俵ばかりの大麥が梁の上に保存されてゐる。往年、コレラ流行の時、この大麥を藥に所望する者が多かつた。

（四）雪門和尙　天祐寺住持。

四一一　人は短所の爲に長所を捨つな、長所を取つて短所を補へ

勝茂公、「御鷹師何某は、用に立つ者にて候や。」と、頭人に御尋ね遊ばされ候。其の御請に、「右の者は、不行跡者にて何の役にも立ち申さず候へども、御鷹一通りは無類の上手にて候。」と申上げ候に付て、卽ち御褒美下され候。其の後、又一人の御鷹師の儀を御尋ね遊ばされ候。御請に、「御鷹一通りは無類の上手に候へども、不行跡者にて

何の役にも立ち申さず候。」と申上げ候に付て、即ち御拂ひなされ候由。金丸氏話なり。

四一二　代替りの時、最初に上下萬民思ひ附くやうにするもの

代替りの時、最初に、上下萬民思ひ附き候様にするものなりと、仰せられ候由。金丸氏話なり。

四一三　鍋島忠直十五歳の時年寄に「疑はしき罪は輕くせよ」と諭す

（一）忠直公御十五歳の時分、御臺所手男無禮を働き候に付て足輕の者打擲いたし候末にて、足輕を手男切り殺し申し候。最初上下の禮儀を相違へ、相手双傷いたし候へば、死罪に仰付けらるべき旨年寄中より申上げられ候。忠直公聞召され、「上下の禮儀を背き候と、武士道を迯し申し候とは、何れ落度なるべきや。」と仰出され候。年寄中御請け申上げ兼ねられ候。其の時、「罪の疑はしきは輕くすと書物にて讀み候。暫く小屋へ引入らせ候様に。」と、仰付けられ候由。金丸氏話なり。

（一）忠直公　第一代佐賀藩主鍋島勝茂の嫡子で、第二代光茂の父慶長十八年六月二日佐賀城内に生れた。母は岡部内膳正長盛の女（名はお茶々、高源院）である。初名翁助。元和八年十二月廿六日諸大夫に任ぜられ、松平肥前守忠直と改めた。時に十歳。寛永八年七月廿九日十九歳の時、松平下總守忠明の女（名はおむり、時に十五歳）を娶り、同十一年將軍家光上洛の時御供に列し

た。翌十二年正月二十八日疱瘡に罹り江戸に於て歿した。年二十三。法名興國院殿敬英賢崇大居士。墓は東京市麻布賢崇寺並に佐賀郡本庄村高傳寺にある。

四一四　鍋島忠直、母堂高源院に命乞させて死刑の重罪人を助く

忠直公御側の人不屈仕出し、死罪に相極め、仰出これあり候處、（一）高源院様御乞ひなされ候。忠直公聞召され、「以後の締りに罷成らず候條、助け候儀相叶はず候。御女儀様御存じ遊ばさるゝ事にて御座なく候間、重ねて仰下さるまじき」由きびしく仰切られ候。然れども高源院様御合點遊ばされず、色々仰せられ、三度御使遣はされ候。「此の上は理非を差置き、助け申すべき」由仰上げられ、御助けなされ候。此の儀は、罪科遁れ難き者にて候ゆゑ、高源院様へ御内意仰上げられ、右の通り遊ばされ候由。

（一）高源院様　鍋島勝茂室、忠直の母。

金丸氏話なり。

四一五　鍋島忠直、伊達政宗に家傳の名刀を薦められて受けず

忠直公、御若年の時分、伊達政宗へ御招請に御出成され候。種々御取持の上にて、伊達家に傳はり候刀御慰に御目に懸けられ候。御覽なされ、御褒めにて差置かれ候。御相伴衆など會釋にて、「御目に附き候はゞ進ぜらるべく候。重代の刀にて隨分切れ物

にて候」由申され候。忠直公聞召され、「何が切れ申し候や。」と仰せられ候に付、「胴試しなど仕り候ても、無類に候。」と挨拶候。公仰せられ候は、「人の切れ申すは珍らしからず候。殊に御重代は御家にての重寶にて候。私方にも重代の刀數多所持仕り候へば、用事これなく。」と仰せられ候由。

四一六　鍋島忠直、幼時自ら客座の菓子を包んで出で、御供の者に與ふ

忠直公御前髪立の時分、何方へ御能御見物に御出でなされ、夜に入り候。近御取持にて、御滯座なされ候。その内御菓子饅頭出で申し候を御包みなされ、御懐中にて御立ちなされ、御供の（一）綾部彌左衞門御呼び、「隙入りにて飢を申すべく候。これを食べ候様に。」と候て、御菓子下され候由。

（一）綾部彌左衞門　名は安道。初め久兵衞。玄蕃允幸賢の子である。忠直の近習を勤め、忠直逝去の時追腹した。法名源覺淨春。

四一七　鍋島勝茂、就寢の前必ず長脇差を抜き眉毛に懸けて見る

勝茂公は毎夜御寢酒を召上がられ、さ候て御話など遊ばされ、御酒氣少しもこれなき様に御醒しなされ候てより、御寢みなされ候。又御寢み遊ばされ候節は、御下帶御締め直し、御不斷差の長脇差御抜き、御眉毛に御懸け御覽候て鞘に御納め、御寢みなさ

れ候儀、終に御懈怠これなき由なり。

四一八 筑前黒田忠之、隣國の情誼が薄いとて鍋島勝茂を怨む

勝茂公御若年の時分、直茂公より、黒田如水軒へ萬事御差引御頼成され候に付、別けて御入魂、御國にも相越され筑前へも御越、長政の代迄は御互に御懇意に成され候。筑前守殿（後名右衞門祐忠之）代に、江戸屋敷高石垣、筑前大堀ほられ、大早船造り候事にて、公儀首尾悪しく、家滅却たるべきとの取沙汰これあり候内、御用にて江戸へ召させられ、家中上下周章騒ぎ申し候。筑前守殿御申し候は、「若し難儀に及ぶ程の儀ならば、信濃守在府の事に候間、知らせ申さるべし。此の到來これなき内は、氣遣これなく候。」と、道中宿々にて飛脚相待たれ候へども、御知らせ申し來らず、江戸近くにて飛脚參り候に付、筑前守殿立腹、「首尾よき時ばかり入魂にて、難儀に及び候節餘所に見られ候儀、聞えざるの由にて、其の後御間柄悪しく相成り候由。又一説には、何事か中國筋騒動（鹿嶋立と申し候由）これある時分、勝茂公と筑前守と御同道にて御下り成され候。萬端仰合はされ、一と宿に御泊り成さるべき由に候處、勝茂公御通過遊ばされ候に付、筑前守殿立腹にて、それより御中悪しく相成り候とも申し候。又大阪石引喧嘩にて不和に相成られ候とも申し候。

右高石垣に付筑前守殿は一本槍に召成され候。細川立花なども不和にて、宜しからざる人の由なり。

四一九　嶋内新左衛門、終夜與賀社の堀を探し廻つて參籠の主君を護衛す

勝茂公は元朝毎に、夜内に（一）與賀社御參詣遊ばされ候。右に付（二）嶋内新左衛門は闇なき所に夜中心許なく存じ、歳の夜公私の祝ひ濟みてより、與賀の宮の四方の堀を探し、夜を明かし、御參詣以後、直ちに御城に罷出で候由なり。

（一）與賀社　佐賀市與賀神社。（三九九・註一）

（二）嶋内新左衛門　勝茂の時に、寛永頃長柄槍足輕頭を勤めてゐた。物成三十石。傳記詳かでない。

四二〇　武士は二十八枚の歯を悉く噛みをらねば埒が明かぬ

勝茂公仰せに、「武士たるものは、（二）二十八枚の歯を悉く噛みをらねば物事埒明かず。」と御意なされ候由なり。

（一）二十八枚の歯云々　「噛みをらねば」は「噛み居らねば」であらう。歯を悉く噛みしめて氣を張詰めて居ること。「噛み折らねば」の意ではあるまい。「勇は歯噛みなり、前後に心附けず、歯噛みして踏破るまでなり。」の句もある。（二一〇參照）

四二一　鍋島勝茂、御歩行十人衆に三尺三寸の刀で拔合を錬磨さす

御歩行十人衆に、三尺三寸の刀を御差させなされ、途中不圖御言葉を懸けられ、度々御抜かせなされ候處、後には御言葉の下より抜合はせ候樣に、錬磨を得申し候。それより、一寸づゝ長き刀を御差させなされ、段々錬磨仕り候上にて、又三尺三寸の刀を不斷御差させなされ候由。金丸氏話なり。

四二二　鍋島勝茂閉門の時御國出家の團結と他國出年限の由來

（一）御閉門の時申合はせ候　（二）百人餘の出家共、五人三人宛、小屋々々町宅へ潜かに召置かれ、隨分馳走仰付けられ、御開門仰出で、「以後面々の落着所へ參らるべく候。此の節の志報じ難き由。向後は二十年に一度宛歸國あるべく候。せめて互の安否を承り度く候。」と御意なされ、住所を記し面々に御切手下され候。此の後、出家他國出年限始り申し候。其の後五年限りになされ候を、高傳寺（三）梁重和尚斷りにて十年限りに相成り候由なり。

（一）御閉門の時　鍋島勝茂が島原の亂原城攻略に軍令違背一番乘の罪によつて、寛永十五年六月廿九日閉門仰付けられた事をいふ。

（二）百人餘の出家共　此の事、『勝茂公譜考補』には次のやうに記されてゐる。

此の時分、江戸其の外遍參に登り居たる御國諸宗の出家都て百餘人一所に會談し、今度公（勝茂）原の城一番乘に付、御改易の沙汰江戸中專ら申扱へり。我々儀他家とは違ひ、譜代の國恩

忘却せず、縦ひ出家の身たりとも、此の節餘所に見難き一方を承り、快く身命を捨つべしと一決し、法衣等賣拂ひ、刀脇差を買求め、一味の驗に酒を呑みかはし、必死に極め、御屋敷に來り、右の趣申上げけり。公聞召され、出家の身として賴もしき心底、御感淺からず思召されけり。然れども世上に洩れ聞えては御遠慮の事なる故、類緣の小屋々々に召置かれ、馳走仰付けられ、御究め相濟み、御引入に極りてより、何れも退散しけり。此の時、公の御意に、面々の落着所へ參ずべく、此の節の志報じ難きよし。向後は廿年に一度宛歸國あるべし、互の安否をも承り度しと仰せられ、住所を記し、面々へ御切手を下され、此の後、出家他國出年限始りけり。其の後五年限りになりけるを、高傳寺梁重和尚斷りにて十年限りになる。今時も、御國素生の出家は本國の荷擔をいたし、少しの事にも一所に打寄り一味いたしける故諸國遍參の向にては、肥前くすね、肥前かたまりと云ひならはし他方の出家手をおきけるとなり（奮記　葉隱）。

(三)　梁重和尚　　湛然和尚のこと。

四二三　主君の閉門に家中切死の覺悟、鍋島元茂夫人の膽勇

(一)御閉門前方御着府の節、中屋敷へ御着成され候へば、(二)月堂樣の　(三)御内方樣御出會、「御遠島の取沙汰に付皆々申合ひ、その節は　(四)六ケ所屋敷に火を懸け、殘らず切死仕る覺悟に候間、跡の儀御心遣なく、公儀にて潔く仰達せられ候樣に。」と、御申し候。次の間には、武具悉く取出し候由。　(五)助右衞門殿話なり。

(一)御閉門前方　寛永十五年正月島原の亂に佐賀藩主鍋島勝茂は亂徒追討の命を受け、小城藩主鍋島元茂　蓮池藩主鍋島直澄等を率ゐて出陣、一番乘の殊勳を奏し、幕府から其の功を賞せられ

たが、檢使松平信綱　戸田氏鐵等の軍令に背いた故を以て六月廿九日閉門仰付けられ、同年十二月廿九日許された。本文は勝茂が閉門前江戸に參着した時の事である。

(二)　月堂樣　　月堂は小城藩祖鍋島元茂。元茂は佐賀藩主鍋島勝茂の長子で、慶長七年十月十一日蓮池に生れた。母は勝茂の前室（戸田民部少輔勝豐の女）に從うて下つた女中お岩（伯耆國戸田民部少輔家來小西三右衞門女）で、懷胎の時、出生の御子が男子であつたら、下賤の者の腹に生れられたとて、末々御名を汚さうより、早く死んでしまはうと覺悟してゐたが、產褥で男子出生と聞き、わざと腹帶を解いて身を痛め、其の年の十一月六日玉のやうな嬰兒を殘して死んだ。幼名彥法師。直茂の命により初め持永助左衞門茂成の養子として育てた。三歲の時、直茂より名を三平直元と改め、後更に元茂と改めしめた。元和五年從五位下に叙し紀伊守に任ぜられ、是より先同三年小城の地七萬四千石を分知した。庶子の故を以て本藩を繼がず、直茂の養子分となり、その隱居料を繼承し、直茂の遺物は多く元茂に傳へられた。慶長十九年十三歲の時勝茂の人質として江戸に上り、元和二年十五歲で柳生又右衞門（但馬守宗矩）の門に入り、同四年兵法の免狀を受け、後將軍家光の指南役に極つた（一一八二參照）。承應三年十一月十一日江戸に於て歿。年五十三。法名祥光院殿月堂善珊大居士。麻布賢崇寺に葬り、分骨は高傳寺に葬つたが、後直能、宗智寺に改葬した。今、墓は小城町晴田星巖寺にある。妻室は鍋島主水茂里の女於仁玉、本文御內方樣とあるのがそれ。正保元年十月十日歿。年四十四。法名高岳院殿月清日善大姉。松尾山光勝寺に葬り、後星巖寺に改葬した。

(三)　御內方樣　　御內方（オウチカタ）は奥方のこと。今も佐賀言葉で「オウチカツツアン」といふ。

(四)　六ケ所屋敷　　江戸の鍋島屋敷である。（七六一參照）

(五)　助右衞門殿　　日記役柴田助右衞門の事か。（六八九參照）

四二四　鍋島勝茂、毎年元朝與賀　本庄　八幡三社に祈願して願文を奏す

勝茂公御代には、毎年元朝に御願文御認め、與賀　本庄　八幡に御籠めなされ候。歳の夜御願ほどき遊ばされ候。その意趣は、

一　家中に好き者出來候様。

一　家中の者當介を取失ひ申さぬ様。

一　家中に病者出來申さぬ様。

右三箇條にて候。御死去年の御願殘り居り申すべき由。一鼎話の旨なり。

四二五　勝茂　宥譽兩上人の水定と寺井長福寺の本尊藥師如來

天正年中に（一）勝茂上人（澄音坊ともいふ）と申す眞言の權者あり。生國伊豆なり（又出羽ともいふ）。六十六部の札を打ち、神埼郡（二）圓福寺に住し、後寺井（三）長福寺に五ケ年居住す。直茂公度々御請待なされ、（四）石井六左衞門（三郎太夫祖）を副へられ、御馳走なされ候。上人申され候は、「直茂公の厚恩淺からず、報恩の爲に、我水定して當國の主に生れ、法を立て國を治むべし。」となり。直茂公聞召され、六左衞門を以て頻りに御留めなされ候へども、承引これなく、名を阿運と改め、小船に乘り、寺井の海に漕ぎ出でられ候時、北山の（五）宥譽上人（法相宗なり、生國美濃の人なり）も參り合ひ、「共に

水定を遂ぐべし。」と、同船にて押出され候。阿運申されけるは、「我國守に生れ出づべくば、穿きたる草鞋片方は死體に附き、片方は在るべからず。又海上に夜々火を現はすべし。」と申して合掌稱名して水定仕られ候。見物人袂をしぼる。其の後死骸をさがし出して見候へば、果して片草鞋これなく候。兩上人の骸を長福寺の東に一所に築き込み、印の松二本植う。今（六）上人塚とも、勝茂塚とも申し候。北山に（七）上人嶽と云ふ山あり。然るに（八）伊勢松様御長年の後、勝茂公と申し奉り候へば、上人の再來と云ふ說あり。又一說に、（九）上人水定は勝茂公御出生以後の事なりと。然れども再來の據、多々斯様の例これあり。聖德太子は（一〇）南嶽大師の再來と申し傳へ候。太子御出生以後に南嶽は遷化の由なり。勝茂公御齒御痛みなされ候時分、「長福寺の本尊藥師に願懸け候様に。」と仰出され、御平癒の上、（一一）繪馬御懸けなされ候。今にこれある由なり。

（一）勝茂上人　しようもしやうにん。一說に淡路國の生れともいふ。神埼町勝茂山圓福寺の開山である。阿運と改めた。

（二）圓福寺　神埼郡神埼町西馬場にある。淨土宗。本尊阿彌陀如來。正定寺末で、郡內の巨刹である。勝茂上人の創立で淨土宗になつてから勝茂山と號した。

（三）長福寺　佐賀郡新北村大字爲重字爲重にあつて、今は安龍寺と改められてゐる。古義眞言宗高野派。本尊藥師如來。天平年中勅願によつて行基の創建と傳へられ、本尊は川副七佛藥師の一體である。元法相宗で元祿年中眞言宗に改めた。鍋島勝茂の時から御免地、御立寺となつた。

(四) 石井六左衞門　名は忠永。新兵衞忠方の子で、石井五男家、六兵衞忠種入道永雪の家督を繼いだ。寛文三年八月十三日歿。但し、忠永は三郎太夫忠統の父で、死去の時八十四歳としても勝茂と同年で、本文と年代が合はず、且三郎太夫祖とあるから、六兵衞忠種の事かと思はれる。

(五) 宥譽上人　美濃國の人で肥前に來り、北山地方（佐賀郡小關村か）に住んでゐた。傳記詳かでない。

(六) 上人塚　佐賀郡新北村大字爲重字石塚分にある。印の松があつたが、今は枯れて無い。

(七) 上人嶽　佐賀郡小關村地方であらう。今小關村に弘法大師傳說の高野岳がある。

(八) 伊勢松樣　鍋島勝茂。

(九) 上人入水　安龍寺記錄には天正十四年十一月十八日とある。さうすると、勝茂七歳の時である。

(一〇) 南嶽大師　支那の高僧。天台宗第二祖慧思禪師。豫州武津の人で、學德一世に高く、來り從ふ者が多かつた。大建二年南嶽衡山寺に入り、同九年（敏達天皇六年）寂した。年六十三。聖德太子誕生三年後の入寂である。再來云々の事は、鑑眞に從うて來朝した唐僧思託の創作だらうとの說もあり、傳敎大師も再來を信じ、平安朝以來主として天台宗によつて唱へられた傳說である。唐僧明空著『勝鬘經義疏私鈔』に、「其疏主者南嶽大師後身上宮太子云々。」とある。

(一一) 繪馬　慶安二年九月の寄進で、繪書頭大蘭七兵衞明政の筆虎の繪である。今猶安龍寺にあつて「奉掛虎繪像一體御寶前」とあり、虎が前脚で齒をいぢつてゐる圖である。大蘭七兵衞は勝茂逝去の時殉死した。

四二六　林道春　鍋島勝茂當座の系圖問答——少貳鍋島系圖の由來

勝茂公御禮日御退出の時分、林道春不圖差寄り、「鍋島の御先祖は誰にて候や。」と申

され候。篤と御元附けなされず御座候へども、御當座の御了簡にて、「少貳にて御座候。」と仰せられ候へば、「さて〳〵御歷々にて御座候。今程御系圖改め御座候。」追附(一)太田備中守殿仰入れらるべく。」と申され候。御歸りなされ、御詮議候て、(二)平原善左衞門少貳の系圖所持仕り罷在り候を召上げられ、御系圖書立て、公儀へ差出され候由。一説には(三)道壽樣は佐々木の末にて候由なり。(御道具に(四)佐々木宇治川先陣の時の太刀これあるなり。)

(一) 太田備中守　資宗。幕府六人衆の一人で、寛永十五年奏者番となり、同十八年二月資宗監修の下に、林道春を總裁として諸家系圖編纂を命ぜられ、同廿年九月『寛永諸家系圖傳』百七十二卷を完成した。本文はその當時の事である。

(二) 平原善左衞門　名は資氏。少貳高經の庶流平原越後守の子孫で、鏡神社（東松浦郡鏡村）の神職を勤めたことがあり、後多久美作守茂辰に召出されて侍となつた。

(三) 道壽樣　鍋島三郎兵衞尉經直。鍋島氏の祖長岡伊勢守經秀の子で、鍋島村から本庄村に移つた。文安五年七月三日歿。法名桃源道壽。

(四) 佐々木宇治川先陣の時の太刀　『相良宗藏之話』と題する鍋島家記錄中「佐々木太刀の事」の一項に、

隆信公御代、御家中より獻上の由。勝茂公御國家御相續に付御相傳。隆信公御重寶の太刀の由。御拵刀にて御代々御家督の節御讓り遊ばされ候四振の御刀の一なり。

とあつて、拵の事が記され、また『葉隱校補』にも、ほゞ同樣に記され、且この太刀には國長と銘があつて、佐々木傳來と云ふは誤である、といふ意味が記されてゐる。

四二七　鍋島勝茂時代の加判家老――鍋島安藝　同玄蕃　中野數馬

勝茂公御代加判御家老　鍋島安藝　鍋島玄蕃（千葉氏なり、宗碩と申し候）　中野數馬（前名兵右衞門）。

四二八　鍋島勝茂時代の年寄――勝屋勘右衞門　關將監

同御年寄　勝屋勘右衞門（此の末五郎右衞門）　關將監（御茶道、後二千石）

四二九　鍋島勝茂、松平土佐守と無二の入魂、代々兩家懇意となる

（一）松平土佐守殿、勝茂公と無二の御挨拶にて御入魂成され候故、其の御首尾にて、御代々今以て御懇意成され候由。

（一）松平土佐守　忠實。三河國寶飯郡蒲郡町五井城主で、勝茂より五歳の年少であつた。

四三〇　鍋島忠直附年寄――成富五郎兵衞　鍋島右近

肥前樣御年寄　成富五郎兵衞（次左衞門祖）　鍋島右近（生三子　縫殿助）

四三一　鍋島勝茂、野田七右衞門の惡事を聞かぬ振して戒む

野田七右衞門へ西目山心遣仰付け置かれ候處、自分に木を伐り賣拂ひ候由、御目付より言上仕り候。其の後七右衞門、御前に罷出で候時分、潛かに仰聞けられ候は「斯樣の事を聞き候。其方は左樣の儀仕るまじく候。いか樣似たる事を人の沙汰致

すにてこれあるべくと存じ、其の分にて差置き候。彌〻相嗜み候様に。」と御意なされ候由。

四三二　中野李之助、主君勝茂の寛恕に感激して追腹を覺悟す

（一）中野李之助仕立の時分、宜しからざる事どもこれあり候段、御目付より言上仕り候。李之助を召出され、「斯様の儀承り候。隨分嗜み候様に。」と潜かに仰聞けられ候。此の時追腹の覺悟仕り候由なり。

（一）中野李之助　中野李之助良純。初め李兵衛。吉兵衛重利の子である。先祖は土橋氏で、重利の時繼父茂俊の名字中野氏を姓とした。良純、勝茂の寵遇を受け、大組頭御年寄役に進み、明暦三年三月二十四日勝茂逝去の日江戸麻布大泉寺に入つて追腹した。年四十五。法名萬祥院虚翁宗中。（四七八參照）

四三三　成富兵庫、肥後の國情を探つて清正遺臣籠城の意なきを斷ず

寛永九年、（一）加藤肥後守殿召潰され候節、家來共城を持ち申すと、專ら沙汰これあり候。その節、近國の事に候へば、此方よりも人數差出さるべき事に候。それに付き、（二）成富兵庫、その時分老體病身ながら、御詮議のため召出され候處、兵庫申上げ候は、「曾て城は持ち申さず候。武功の家中に候へども、功者は一人も生き殘り居り申さず候。その上兵糧御座なく候。兼て家來を遣はし見分仕らせ候處、近年奢り強く、

兵糧の用意これなき由申し候。三年の兵糧これなく候ては、籠城は罷成らざるものに候へば、城は持ち申さざるに極り申し候。」と申上げ候。又公儀よりも、上方町人に仰付けられ、肥後の米大分買取り、上方差廻し候とも申し候由。

（一）加藤肥後守　清正の子忠廣。寛永九年五月廿九日、熊本の封を没せられた。

（二）成富兵庫　茂安（八三一・註一）。この時七十三歳。

四三四　鍋島勝茂、具足祝の時御納戸に飾り附く

勝茂公御具足祝の節は、御納戸へ御飾成され候由。

四三五　鍋島勝茂、元旦に三社參詣、子直澄の參賀遲刻を戒む

御同人様元朝に與賀本庄白山八幡へ御參詣成され候。或年元日（一）甲州様遲く御出仕成され候に付、「其方は如何様の儀に延引仕り候や。」と御意成され候。甲州様御答に、「御前に何時も三社御參詣成され候に付、私も御後より參詣仕り候故遲參仕り候。」と仰せられ候。公仰せられ候は、「其方などは元朝の參詣に及ばず候。我等は御兩親も御座なされず、在國にて公方様へ御目見も仕らず、我より上への禮儀、歲の初にこれなく候故、三社に參詣申す事に候。其方などは、我等へ祝儀申さるゝにて相濟む事。」の由御意遊ばされ候由。光茂公は、元朝に、向陽軒の御宮に、御參

詣遊ばされ候なり。

（一）甲州様　鍋島甲斐守直澄。勝茂の五男で蓮池藩祖。（五八七。註三）

四三六　鍋島勝茂の時彦山へ年籠り代拝を遣はし、國家長久を祈る

勝茂公御代には、（一）徳善院御名代にて彦山へ年籠りに遣はされ候て、御願書御込めなされ候。其の意趣は

一　公儀御首尾宜しく候様にの事。

一　御國家御長久、御子孫御繁昌の事。

一　御家中に御用に立ち候者出來候様にの御事。

（一）徳善院　佐賀郡嘉瀬村大字中原に在る眞言宗の寺院で、本尊は觀世音菩薩。應永年中、僧幸純を開山として鍋島清久の父經直（道壽）の創建せるもの。もと、玉泉坊圓城寺といつた。清久、こゝに彦山權現の分靈を勸請し、徳善院權現又は徳善彦山と稱した。爾來藩主の祈願所となり、藩主の名代として、徳善院住持が彦山に參詣することがあつた。

四三七　千葉氏の妙見太刀、神代家を經て鍋島家什物となる

（一）千葉の元祖は、父母も知れぬ童子現前、其の前に太刀一振、妙見菩薩像一幅これあり候。成長の後國守になられ候。或時、雷、右の太刀に望みをかけ、落懸り抓み申し候を、童子現れ取返し候由今に爪形あり。（二）千葉胤賴に傳はり候を、浚落の後

(三)神代家に寄宿候が、右の二寶神代家に持ち傳へられ候。勝茂公聞召及ばれ、(四)大炊介殿に御所望なされ、今御城御什物になる。其の節の證文、神代家にこれある由。

(一)千葉の元祖　千葉氏は下總權介平忠常の養子千葉介常將の裔で、源頼朝の時、千葉常胤鎭西の監職となり、關東所領の外肥前國小城郡晴氣庄を賜はつて代々地頭職となり、八代の孫宗胤小城を知行して九州千葉氏の祖となり、その子胤貞初めて小城に下向し、子孫代々小城に住した。本文童子現前云々は、平忠常童子を養育し、長じて千葉介常將と稱したことをいふ。この太刀を妙見太刀、又は雷太刀と言ひ傳へた。

(二)千葉胤頼　少貳資元の次男で、千葉喜胤の養子となり、永祿二年正月十一日少貳冬尚自害の日に、龍造寺氏に應じた同族千葉胤連の爲に晴氣城を攻め落されて戰死した。

(三)神代家　佐賀郡川久保領主神代氏。

(四)大炊介殿　神代家良(六五二・註四)。『相良宗藏之話』『葉隱校補』には、寛永十八年神代伯耆守常親の時、勝茂から千葉系圖並に妙見太刀を見たいとの所望があり、小城岩藏寺に預けてあつた太刀を取寄せて献じた、と記されてある。

四三八　鍋島直澄、御鷹野に制札を建て父勝茂の怒りに觸る

勝茂公、御鷹野に御出なされ候處、「從是甲斐守領分」と札を立てこれあり候を御覽成され、殊の外御立腹にて、則ち札を御拔かせ御歸り、御城の御式臺の柱に立て懸け召置かれ候。甲斐守樣御登城の節御覽成され、樣子御聞き、殊の外御迷惑にて御斷仰上げられ候。「一科代の爲鷄二連差上げられ候樣に。」と仰付けられ、御進上成され候由。

四三九　鍋島勝茂、その子直澄 直弘を堀に入れて藻まくりをさす

（一）甲州様、（二）十間堀にて藻まくり成され度き由、（三）山城殿を以て勝茂公へ仰上げられ候に付て、「随分藻まくり仕り候様。其の節は我等も見物申すべく候間、知らせ候様に。」と仰遣はされ候。さて其の日になり、公は土橋より御覧なされ候処、甲州城州立走り、御下知なされ候を、「其方など堀に入り候様に。」と仰せられ候に付て、御両人ながら堀に御入り成され候。此の事仰せらるべき為、御見物には御出で遊ばされ候由。

（一）甲州様　蓮池藩祖鍋島直澄。
（二）十間堀　今の佐賀市唐人町南詰から東へ、白山町北裏の堀をいふ。今も土橋がある。
（三）山城殿　鍋島直弘。直澄 直弘、共に勝茂の子である。

四四〇　土納米を踏越えたとて、白石在百姓の姥、鍋島勝茂の足を打つ

勝茂公白石御鷹野に御出でなされ、殊の外御凍えなされ候故、百姓家に御入り、火を御あたりなされ候へば、姥一人居り申し候が、「今朝は一しほ寒く候間、御あたり候へ。」と申し候て、藁をくべ申し候。暫く御あたり候て、御禮仰せられ御出でなされ候節、庭に米ひろげ置き候を、御越えなされ候。姥立腹いたし、「それは殿に上げ申す米にて候。勿體なき事をする人かな。」と云ひて、箒にて御足を打ち申し候に付、

「御免あれ。」と仰せられ、御出でなされ候。御歸りなされ候てより御感なされ。（一）白石十人百姓の内に御加へなされ候由なり。

（一）白石十人百姓　百姓長で、おの〳〵名字帶刀を許された。本文、姥の子孫は大串といひ、代代酒屋を特許されてゐた。

四四一　鍋島勝茂、白石猪狩の時、顔を掩うて人々の狼狽振りを見ず

白石御狩の時、大猪御打ちなされ候。皆々走り寄り、「さて〳〵珍らしき大物を遊ばされ候。」と見物仕り候處、猪不圖起き上り、駈出し候に付、見物の衆うろたへ逃げ申し候。（一）鍋島又兵衞、拔打にのばし申し候。その時、勝茂公、「ごみがするは。」と仰せられ、御顔に袖御かぶせなされ候。これは、うろたへ候衆を御覽なさるまじき爲にて候由。

（一）鍋島又兵衞　名は貞恒。鍋島助右衞門茂治の次男である。助右衞門生害後、藤津郡久間を知行し、後蓮池鍋島直澄に仕へた。入道して不入と號し、元祿四年二月五日歿した。年八十五。

四四二　成富久納等の氣轉と江戸城鍋島家御出入坊主の始

御城坊主御出入始りの事　勝茂公御登城の節、御城御供は何時も（一）成富十右衞門（二）久納市右衞門にて候。或時十右衞門御玄關より上り、坊主衆に逢ひ、「私朋輩、唯今氣分惡しく難儀仕り候間、慮外ながら湯を下され候樣に。」と申し候。坊主誓く

案じ居り候が、天目に湯をつぎ遣はし候に付持出で、市右衛門へ呑ませ、翌日彼の坊主宿許へ、十右衛門主従引繕ひ禮に參り、巻物など持參致し、其の後、市右衛門も金子など持參して禮を申し近附になり、それより心安く節々取合ひ、後には、殿中にて勝茂公御用も相達し候。御出入坊主の始りにて候。此の事諸家に相聞え、段々御川御頼み坊主出來申し候由。右の坊主は鈴木久齋と申し候由。

（一）成富十右衛門　成富茂安。（八三一・註一）
（二）久納市右衛門　茂俊。（七四八・註一）

四四三　長崎監使井上筑後守、鍋島勝茂に領内河海の狀況を語る

勝茂公へ（一）井上筑後守殿御申し候は、「御在所の海川堀の深淺、間數等迄、悉しく公儀へ相知れ居り候」由、御物語御座候由。

（一）井上筑後守　政重。寛永四年十二月筑後守に任ぜられ、同九年大目付となり、十五年正月島原役上使として下向し、後年長崎に赴いて異國商船耶蘇教禁止の事に携はつたことがある。寛永十九年長崎御番始に、大木兵部統清が長崎檢分の時、井上筑後守に肥筑兩藩の和合を説いたことがある。

四四四　鍋島勝茂、一代丸紵の帶を常用す——昔は大方丸帶

勝茂公は御一代丸紵の帶を遊ばされ候由。昔人は大かた丸帶仕り候由なり。

四四五　鍋島直茂、勝茂に御仕置者成敗に切柄を用ふるを戒む

直茂公、或時御本丸へ御出でなされ候に、御通筋にて、刀に切柄を仕はめ申し候を御覽なされ、「それは何に成り候や。」と御尋ねなされ候に付て、「明日御仕置者御座候に付、御腰物試し申し候切柄にて御座候。」と申上げ候。直茂公仰せられ候は、「信濃守は人を切られ候時、切柄をはめ候て切り申され候や。我等などは終に左様の事したる事これなく候。」と御意なされ候。此の段、勝茂公聞召され、「御尤もの事、不調法の仕方。」と仰せられ、悉く切柄御のけさせ、翌日御仕置者、水ケ江にて（後は神代殿屋敷に成り候）御前に引出し、縄を解き候て、「逃げ延び候はゞ御助けなさるべし。」と仰せられ候故、走り出で候を、抜打に御切り遊ばされ候。この事、直茂公へ誰か申上げ、「見事に遊ばされ候。」と申し候へば、御笑ひなされ、「それは我等切柄の事申し候故にてあるべし。」と仰せられ候由。

四四六　鍋島勝茂、御仕置者を切習ひ、最後に健やかな若者を助く

勝茂公御若年の時分、直茂公より、「御切習ひに御仕置者を御切りなされ候様に。」と御座候に付、今の西の御門内に十人並べ置き候を、續け切りに九人まで御切りなされ候處、十人目の者すくやかなる若き者にて候を御覽なされ、「最早切り飽き候間、其

の者は助け候様に。」と仰せられ、御助け遊ばされ候由。助右衛門殿話なり。

四四七　鍋島直澄と松平信綱息女との縁組破れ、両家不和となる

勝茂公御在府の砌、（一）加賀守殿（初飛驒守直能）御縁組方々より申し来り、其の内御老中御取持にて、大方御議定なされ、（二）紀州様（元茂）へ仰遣はされ候処、御返事に、「先年（三）叶斐守に（四）松平伊豆守息女御縁組なされ、其の後（五）下總守殿姫を再縁なされ候に付、伊豆守縁切れ、氣味悪ろく罷成り候。加賀守などには、御家中の者より、縁組仰付けられ然るべく存じ奉り候。他方に縁組仰付けられ候はゞ、末々は他家の様に罷成り、御家の害に相成る事御座あるべく候。日峯様仰置にも、我々儀御家を奪き、外の望存ずまじき由仰聞けられ候は、斯様の儀かと存じ候」由、申し来り候に付御相談相止み、鍋島平八（後名彌兵左衛門）へ相濟み居り候。（六）美作の息女、勝茂公の御孫にて候を御養子成され、御本丸にて御養育候を、色々御斷り仰せられ候て縁御切り、加賀守殿へ遣はされ候。御本丸より西の丸へ輿入あり、御臺所の前に、勝茂公（七）德壽院殿（八）長壽院殿（御兩人共勝茂公御姉様）御出で、御見立成され候。御輿を鍋島式部請取り、御迎は小城衆皆々参り候なり。

右に付（九）清光院殿殘念の様子聞召され、（一〇）隼人娘を（一一）和泉守直朝に縁組仰付け

られ候なり。清光院殿登城候へば、勝茂公御上下にて次の間より御禮なされ、御會釋候故、後には登城これなき由。政家公の御姫なり。

（一）加賀守　小城第二代藩主直能。（八九五・註四）
（二）紀州樣　直能の父紀伊守元茂。
（三）甲斐守　蓮池藩祖直澄。（勝茂五男）
（四）松平伊豆守　信綱。
（五）下總守　松平下總守忠明。大和郡山藩主で、大阪陣には後藤基次　薄田隼人の軍を破り、自ら首級三十一を討取つた勇將である。寛永十六年播州姫路に移封、十八萬石を領した。正保元年三月二十五日歿。年六十二。
（六）美作　多久美作守茂辰。
（七）德壽院　直茂長女千鶴。多久長門守安順室。
（八）長壽院　直茂次女彦菊。諫早石見守直孝後室。
（九）清光院　龍造寺政家三女。鍋島隼人助茂貞室。（六五〇參照）

四四八

鍋島勝茂、鷹野で鶴を捕へると、急使を以て亡父の位牌に報告

勝茂公西目御鷹野にて鶴取飼ひ候へば、その場より侍一人御使仰付けられ、（一）高傳寺へ遣はされ、和尚承次ぎ、日峯樣御位牌に披露これあり候由。

（一）高傳寺　佐賀郡本庄村にあり、曹洞宗の巨刹で藩内曹洞八ケ寺　同十二ケ寺の隨一、鍋島家菩提寺である。天文二十一年鍋島清久（利與）が靈夢に感じ、その子清房をして建立させたもの、開山は玲岩和尚である。正保元年曹洞宗僧錄司となり、鎭西に重きを爲した。今、龍造寺氏　鍋

島氏全部の墓がある。

四四九　奉公人の四通りは急だらり、だらり急、急々、だらり〳〵

勝茂公兼々御意なされ候は、奉公人は四通りあるものなり。急だらり、だらり急、急急、だらり〳〵なり。急々は申付け候時もよく請合ひ、事をよく調ふる者にて候。これは上々にてあり兼ぬるものなり。（一）福地吉左衛門などは急々に似たる者なり。だらり急は、申付け候時は不辨にて、事を調へ候事は手早くよく埒明かすものなり。（二）中野數馬どもにてあるべし。急だらりは申付け候時は成程埒明き候が、事を調ふる事は手間入りて延引する者なり。これは多きものなり。其の外は、皆だらり〳〵なりと仰せられ候由。

（一）福地吉左衛門　名は貞長。六郎右衛門家定（九四一・註一）の嫡子で、有馬陣に從軍し戰功があつた。寛文三年十二月廿一日歿。法名功翁道績。墓は佐賀郡本庄村大字本庄大井樋瑞應寺にある。（八七三參照）妻は鍋島孫左衛門の娘で寛文十二年七月廿四日歿。法名善慶妙雲。

（二）中野數馬　政利。（三二一・註一）

四五〇　鍋島忠直岳父松平下總守、將軍家光へ須古踊を披露す

（一）松平下總守殿より、西御丸にて（二）將軍樣へ踊御馳走なされ候に付て、「此御方より（三）須古踊を差出され候樣に。」と御賴みなされ候故、小々姓衆御子樣附の衆迄御

選びなされ、踊御仕立て、拍子方迄侍數人差出され候。小歌の文字新に御作らせなされ候。此の爲に（四）順長老召寄せられ候とも申し候。

（一）松平下總守殿　忠明。鍋島忠直の岳父。（四四七・註五）

（二）將軍樣　三代將軍德川家光。

（三）須古踊　杵島郡須古村にあつた古來の舞踊。『肥陽軍記』には龍造寺隆信が唐津在陣の時、唐土の漂流者を救うて詩歌管絃の事に携はらせ、須古隱居後も歌舞の遊興に耽り、これを須古踊と稱した事が記され、その歌詞に

詠むる月に身ぞうかるゝ、いとゞねられぬ夜もすがら、枕さわがす鹿の遠聲物さびし。

があり、又同書に

古老申さく、須古踊は平井氏須古に榮えし時仕立てたるなり。然るを龍大守御取立てなされし不吉の例なりと云々。

とあつて、平井經治の叔父新宗吟入道の創意であると傳へられる。一說には、それ以前からあつたもので、武雄の荒踊の如く、主君護衞の意味から創まつたともいひ、『大村藩記錄』には、大村喜前が有馬氏に追はれて龍造寺氏　松浦氏等の許に身を寄せた時、爲重（長崎縣東彼杵郡大村町）の者が壽古踊をしたといふ記事がある。これは、新宗吟以前の事で、今猶佐世保　平戸地方に須古踊が殘つてゐるさうである。須古村杵島山には、上代の杵島曲で名高い歌垣の物語もある。本文は鍋島勝茂の嫡子忠直の室惠照院の父松平下總守忠明が、肥前の須古踊を將軍の上覽に入れたいと披露し、上意により勝茂が國許に命じて諸役者を江戸に上らせ、百日程稽古して將軍家光の御前で演じた事をいふ。それは、或年の九月十七日夜で、踊子十六人、音頭二人、地謠二人、小鼓三人、笛三人、太鼓一人、狂言二人であつたとの事である。寬永元年、山本常朝の父神右衞門重澄が大阪普請に二百人頭として遣はされた時、石引木遣に須古踊の唄を歌はせたことがあつた。その歌

人目は戀の中垣、あはでうきなのたつた川、わたりてぬるゝわがたもと、いかにせん〳〵。
武藏野原の一もとすゝき、いつほに出でゝみだれあはうか、ゑいや〳〵。

(四) 順長老　小城町圓通寺第五十六世中興開山瑞巖慶順和尚。佐賀郡國分村（春日村）に生れ、建長寺南禪寺に在職、紫衣となり、後小城郡三間山圓通寺の住持となつた。博學で儒佛兩道のほか軍略兵書にも精通し、小城藩祖鍋島元茂に敬重され、寛永十四年島原亂にも元茂に從ひ、陣中の相談相手となつた。又、明曆三年、佐賀藩主鍋島勝茂高傳寺釋迦堂建立の時、勝茂の命によつて其の記文を書いた。明曆三年十一月廿五日寂。年七十一。

四五一　鍋島勝茂、高傳寺に參詣し恒例の豆腐吸物を所望す

勝茂公高傳寺御參詣の節は、いつも御吸物出で申し候。或時、御吸物差上げ申され候處、御意なされ候は、「例の通り豆腐の御吸物差出され候樣に。」と御意なされ候故、仕替へ差上げ申され候由。

四五二　鍋島勝茂　軍物語に、加藤嘉明　井伊直政を激賞す

勝茂公、軍物語遊ばされ候節、「高麗にて加藤左馬助敵船を乘取り候時、鎧には蓑毛の如く矢を射附けられ、敵船に乘込み、働き申され候。一とせ、(一)太閤樣吉野の御花見にも御供せしが、花よりも何よりも、左馬助働きほど見事なる事はなかりし。」と仰せられ候由。又「上方にて、立花攻仰付けられ候御禮の節、井伊直政(二)奏者にて候が、

關ケ原にて肩先に手負はれ候に付、白き布にてゆひ、首にかけ、片手附にての作法、容儀、勢ひ、見事なる事言葉にも述べ難し。天下無雙、英雄勇士、百世の鑑とすべき武夫なり。」と御意なされ候由。

（一）太閤様吉野の御花見　文祿三年二月廿七日の事である。

（二）奏者　そうしや。奏者番の略で、江戸幕府時代、將軍謁見の披露等の事を掌り、又殿中の諸儀式に關與した役。本文は、慶長五年九月廿五日の事である。

四五三　太田與右衞門、泰盛院一周忌法事に酒好きの殿様を偲ぶ

（一）泰盛院様御一周忌御法事の節、御靈前方役を、御一生御膳上げ候人に候間、（二）太田與右衞門然るべき由にて、仰付けられ候。追て勘定の書附酒五石入り候由書出し申され候。役人より、「これは書違ひにてこれあるべき」由申され候。與右衞門申し候は、「曾て書違ひにてこれなく候。各々は御側の事御存じなく候故、左樣に御申し候。拙者は數年相勤め、御側の儀よく存じ候者に付、今度の役仰付けられ候。先づ泰盛院様御一代、（三）朝夕晩の三度の御酒、中椀にて三つ宛一日には九つ召上がられ候。御供の衆本之助殿初め二十八人共に下戸一人もこれなく候。今度の御法事中何卒上下共に御酒を上り候樣にと存じ、一人にて相伴成りかね候故、寺中の出家衆に相頼み、數日の間隨分精を入れ、御酒を進じ申し候へども、御存生の時の半分も入り申さず候。」と落涙

にて申し候由。

（一）泰盛院様　鍋島勝茂。

（二）太田與右衞門　父助右衞門は上方の者であつたが、料理人として召抱へられ、與右衞門は十歳の時から七十年間勤續し、侍に召上げられた。元祿四年閏八月廿一日歿。法名宗覺。

（三）朝夕晩　朝食　夕食　寢酒。

四五四　鍋島直茂、勝茂に「良き人を持つには人に好く迄」と諭す

勝茂公より光茂公へ御代御讓りなされ候前方、二十箇條計りの御書き物相渡され候皆以て直茂公御意計りにて候。其の内、直茂公御病氣御差詰り、（一）五月廿六日（二）勝茂公御面談の時分仰せられ候は、「國家を治むるは良き人を持つに極り候。」と御意なされ候。それに付、「良き人出來候樣には立願など懸け申すものにて候や。」と御尋ねなされ候へば、直茂公仰せられ候は、「總じて人力に及ばざる事を佛神に御頼み申すものにて候。良き人出來候事は、我が力にて成る事なり。」と仰せられ候。「それは如何樣に仕り候へば、出來申し候や。」と重ねて御尋ねなされ候へば、「物毎好きの者は集まるものなり。花に好き候へば今迄一種も持ち申さざる者も暫しの間に品々集まり、世に珍しき花など出來申すものに候。その如く人に好き候へば、其の儘出來るものなり。唯好き申すまでにて候。」と御意なされ候。又「何事も誠にてこれなく候へば、役に立たざ

る」由、其の外數箇條これあり。

（一）五月廿六日　元和四年。直茂は同年六月三日逝去。

（二）勝茂公御面談　多布施御館における直茂勝茂父子面談でこの時の直茂遺訓を書いたものに、勝茂公より光茂公への御書附、『加州様御咄九箇條御聞書』といふ寫本がある。

四五五　鍋島勝茂、夜陰壁越しの手錬と家傳の銘刀「加賀清光」

勝茂公（一）白石御逗留の時分、夜に入り御寢みなされ候てより、御庭を御覽なされ候へば、月影に、御緣の袖壁の裏より、人影さし申し候。潛かに御起き遊ばされ、袖壁ぐるみに御切りなされ候へば、壁切れ通り、裏に立ち居り候者大袈裟に御切り落しなされ候。この者誰共相知れず、（二）秀半右衞門一黨にてこれあるべくと沙汰仕り候由。右御脇差は（三）加賀清光にて候。光茂公御若年の時分、御定差に進ぜられ候。後に綱茂公へ進ぜられ候。その節、「古き物に候間、ためし候樣に。」と仰付けられ、中溝半兵衞三つ胴切落し候由。金丸氏話なり。

（一）白石御逗留　勝茂は杵島郡白石（今の福治村秀津）に別館を設けてしばゞ〳〵逗留した事がある。『相良宗藏の話』に、

白石秀村御屋形は、勝茂公山御狩鷹御狩等の爲、御滯留遊ばされ候御屋形なり。御隱居後は、御東並に秀を御住居に遊ばさるゝ思召の由。御用水の儀、多田村の池より松角の樋を以て御引相成り候由。今に田の中より松角を掘出す事これありと云ふ。

(二) 秀半右衛門　白石の庄官秀伊勢守の子。伊勢守、龍造寺隆信の須古城攻めの時から龍造寺氏に仕へ、半右衛門、鍋島直茂 同勝茂に仕へて大身となつたが、慶長十六年キリシタン宗露顯し肥後 長崎へ出奔、鍋島安藝茂賢が召捕に赴いたので、家に火を放つて自殺した。

(三) 加賀清光　加賀の刀工清光の鍛へた古刀。初代清光作に明應三年銘がある。小川俊方の『燒殘反故』に、淺野內匠頭殿中双傷の時兼て佩用の來國俊一尺五寸の脇差を、加賀清光一尺九寸の脇差に取替へて登城した、とある。

四五六　鍋島勝茂、白石狩獵地滯在中先祖燒香の爲秀林寺を建立す

(一) 白石　(二) 秀林寺の事　勝茂公御狩として白石御逗留の時分、御先祖様方御命日に御燒香の爲、秀林寺御建立遊ばされ候由なり。

(一) 白石　杵島郡南部の總稱。今、須古 六角 白石町(元福治村) 福富 北有明 南有明 錦江 龍王の八ケ町村をいひ、シロイシと訓む。三養基郡北茂安村の白石はシライシである。

(二) 秀林寺　白石町秀津にある。曹洞宗。開山は高傳寺泰嚴和尚。正保年中の建立といはれる。初め日泰山と稱し、勝茂歿後、その法號に因んで泰盛山秀林寺と改稱した。

四五七　鍋島勝茂夫人高源院、主人信濃守外家族の安泰を祈禱す

高源院様御自筆のうつし、本書 (一) 善應庵にこれあり候由。

しな濃殿たいち御やくちかへの御きとうの御心持の事。

しな濃守殿五十

一　天正八年十月きのえ子の日　時

ひぜんの守十七

一　慶長十八年みつのとうしの年六月二日つちのとうしの日　かのえ丑の時

一　同七年みつのえとら十月十一日

加賀守十五

一　同廿ねんきのとうの年十一月十二日きのとのとりの日　みつのとのひつしのとき

げんわぐわんねんにてつるなり

たん正殿うし廿三

一　けい長十二年ひのとのひつしの年九月二日みつのえたつの日　かのとの亥の時

おつる殿廿二

一　同十三年つちのえさるの年十月十一日きのとのうしの日　ひのとのうしの時

お龜十三

一　元和三年ひのとのみの年四月六日かのえねの日　みつのとのひつしの時

おちやう七つ

一　元和九年みつのとのねの年二月二日みつのえいぬの日　つちのえさるの時

四十二

一　天正十六年つちのえねのとし　七月十六日ひのとのとりの日　つちのととのとりの時萬吉也

此外やうしにさせ申子共つゝか御なきやうにと、御きとう御はしめに御ほそんに仰上させられ候〳〵めてたくもし

（一）善應庵　佐賀郡本庄村曹洞宗。（八二四參照）

四五八　鍋島勝茂、經山寺庭園を摸造し、世嗣忠直に諷せらる

勝茂公御老中御招請前方、御馳走の爲、築山を珍しく遊ばさるべくと御工夫なされ、（一）「經山寺の圖、手を盡し築立て候樣に。」と仰付けられ、成就の上、忠直公御若年の時分にて候を御同道なされ、見せまゐらせられ、「老中方も珍しく思召さるべし。」と仰せられ候へども、忠直公兎角御意なされざるに付、勝茂公仰せられ候は、「其方は何と存じ候や。」と御尋ねなされ候。其の時忠直公、「愛らしきものにて御座候。」とばかり御意なされ候。忠直公御歸り跡にて、「卽刻御庭取崩し候樣に。」と仰付けられ候由。

（一）經山寺　キンザンジ。支那五山の一で浙江省杭州府餘杭縣の西北五十里の徑山（キンザン）にある寺、大覺禪師道欽の開いた興聖萬壽禪寺の事である。普通徑山寺と書く。又江蘇省丹徒縣に金山寺があるが、本文の寺は前者であらう。

四五九　鍋島忠直、使者口上の誤を咎めず、再び懇切に教へて遣はす

忠直公御側の人を勝茂公へ御使に遣はされ候處、御口上相違の儀申上げ、埒明き申さず候に付、不屆者に候間御叱りなさるべきの由、年寄共申上げ候。忠直公右の人を又御使仰付けられ、御口上委しく仰聞けられ、篤と合點致し候樣に數遍仰含められ、申樣迄も聞召され候て遣はされ候。この度は少しも相違なく相勤め罷歸り候。その時年寄共召出され、（一）「最前口上の申含め大方に候ゆゑ、彼の者聞違へ、申し誤り候。今度は委細申聞け候ゆゑ相違これなく候。然れば最前の不調法は我等なり。彼の者に咎少しもなし。」と仰せられ候由。助右衞門殿話なり。

（一）最前　最初。先刻。

四六〇　副島八右衞門　鍋島勘兵衞等四十歳以上迄御小姓を勤む

勝茂公御代には、御家中大身小身にかぎらず、子供十一二歳より御側に召使はれ、諸事御指南遊ばされ、御用に立ち申し候者數人出來仕り候。七十餘人相詰め申し候由。副島八右衞門は四十二歳迄、鍋島勘兵衞は四十歳迄前髪立御小姓にて候。それ故御前の御勝手をも存じ、江戸御國諸役の事も見馴れ聞馴れ、御大名方御給仕に馴れ候故、御顏も見知り、御前馴れ候に付、嗜も深く、元服以後早速より御用に相立ち申し候。扨

又、親相果て候時分、本知を下されざるに付て幼少の時より御奉公に勵み申し候。一とせ御參覲の時分、小田原より公儀へ御使者を以て委細御老中方へ御直に仰入れらるゝ儀これありて、御供立中御吟味なされ候へども、口上を申叶へ、御心に應じ候者これなく、御小姓（二）齋藤作太夫を元服仰付けられ、御使者に上げられ候由。

（一）齋藤作太夫　名は長賢。後作左衞門と稱した。諸岡彦右衞門茂之の次男である。

四六一

鍋島勝茂、平常一萬を以て朝鮮七年の在陣を用意す

勝茂公、常々仰せられ候は、人數一萬にて、朝鮮七年の在陣の用意を、仕置き候はでは叶はざる事なり。重ねて異國取合の時、不覺悟なき樣にと仰せられ、雜務方御精入れられ候由。勘定所に朝鮮在陣の御積帳これある由。金丸氏話なり。

四六二

鍋島勝茂、評定所召喚の時、紀伊守元茂名代として出づ

或說に、勝茂公（一）御評定所御出での時、夜內に御屋敷御出で、甲州樣手燭、紀州樣御腰物御持ち御出でなされ、紀州樣は直に步行御供成され候。御評定所御上りなされ候時、「御腰物如何なさるべきや。」と仰せられ候へば、紀州樣仰せられ候は、「私大小共にぬぎ申し候。御脇差は御さし候て御出で候樣に。」と仰せられ、其の身御大小は玄關の前にぬぎ捨て、奥近御供にて御通り成され候。勝茂公一通り仰達せられ候上に

て、「私儀、老體に罷成り物言ひも不埒に御座候。悴紀伊守へ委細申させ度く候。」と仰せられ候に付、召出され候時、敷居の外に頭を疊に附け御座候を、是へ〳〵御時宜に及ばず候。」と、再三これあり候間、間内に御入り、「御茶道衆御茶を下さるべく候。一大事の申事に候へば、得と落着き候て申上ぐべく候。御免成され候へ。」と平座に御成り、書き物二巻取出し、委細仰上げられ候と、申し傳へ候。御年譜などには、紀州様御出での儀、相見えず候なり。

（一）御評定所御出での時　寛永十五年六月二十六日二十八日の二回、勝茂は有馬陣一番乘軍令違背の罪により評定所に召出され、廿八日には紀伊守元茂（時に三十七歳）が代理として出た。『元茂公年譜』には、この時元茂は丸腰ながら扇子の中に小刀を仕込んで萬一の場合に備へ、老中の出様によつては脇差を奪ひ取つて列座の老中を打果す覺悟を極め、その氣色が顔に現れてゐたので、老中等も當時諸大名中並ぶものなき劍術の達人たる元茂の擧動に注意を拂ひ、訊問も無事に濟んで、老中方から御會釋があつた、といふ意味の事が記されてゐる。

四六三　鍋島勝茂、寢間に侍四人不寢番を勤む――御城不寢番の始

勝茂公御寢みなされ候時は、侍四人御寢間の四方に罷在り、刀引直し、不寢番仕り候。諸番の内に御仕組召置かれ候に付、今に於て御城に不寢番これあるなり。

四六四　鍋島勝茂「小身者程元を忘れず、後を前に心得よ」と諭す

勝茂公或時御話に、「小身なる者程元を忘れ申すまじく候。又うしろを前に心得候事専一に候。」と仰せられ候由。金丸氏話なり。

四六五 鍋島直茂、常に公事沙汰裁判には死罪にならぬ様心得よと諭す

御家老中へ仰出に、公事沙汰裁判の時、何卒死罪にならざる様に心得候て、承り申さるべく候。直茂公常々仰せられ候事を、今に於て忘れず候故、申渡し候由。又大事の時、酒入らざる事に候。總じて酒は好ましからぬ物の由。この儀も、直茂公御意なされ候と、仰せられ候由。金丸氏話なり。

四六六 鍋島勝茂、詮議の書附に國家の事一事も見えぬと家臣を戒む・

寄合日の書附を御覽なされ候て、仰出され候は、「詮議の書附、雜務方計りにて候。國家の事一事も相見えず、沙汰の限り不屆千萬。」と殊の外の御叱り、（二）遊出を以て仰出され候由。金丸氏話なり。

（一）遊出　あそばしだし。藩主自筆を以て沙汰する仰出をいふか。藩の古記錄に多い。

四六七 鍋島勝茂、德善十二坊を建立、山本神右衞門に信心を下知す

德善の十二坊御建立の時、隨分御信心成され、「此の御入用、清き米、清き銀にて相調へ、萬事清淨に信心を以て仕り候樣に。」と、山本前神右衞門善忠へ、勝茂公、御印の

御書き物下され候由。金丸氏話なり。

四六八　泰盛院　高源院　惠照院　興國院死去の地、正獻院屋敷了關樣へ蒲原彌三郎を以て御尋ね申上げ候節、御答の書附寫

一　泰盛院樣御死去の地、何方にて候や。　淺部。（註、麻布）。

一　高源院樣同斷　淺部。

一　惠照院樣同斷　淺部。

一　興國院樣同斷（私に云ふ、右は三島屋敷にて候なり。下御屋敷、今は增上寺內に成り居り候なり）。

一　義峯樣御屋敷、始め何方にて候や。（寬永十八年）淺部。

四六九　鍋島勝茂　旅中忠直の訃報を聞き知つた宿所に再び泊らず

寬永十二年正月、勝茂公御下國に石藥師宿御泊に、江戶より飛脚參著、忠直樣御死去の段申來る。二度此の宿に御泊り成さるまじくと仰出され、其の後御家中の者も、一宿仕らず候由。今に於て本陣お目見も仰付けられず候。（一）中野是水話なり。

此の儀相違。今年勝茂公御着府なり。石藥師本陣の仔細、追て尋ぬべく候なり。

（一）中野數馬利明の子幸明。病身の爲壯年で隱居し、正德四年八月九日歿した。年五

十八。

四七〇 鍋島忠直鎧着の時、安藝茂賢七寸左文字の槍を進上す

寛永二年（一）肥前様御鎧着の節、（二）伊豆守（鍋島安藝守なり）より槍一筋進上仕り候。身七寸左文字の由。此の槍光茂公より（三）左内様へ進ぜられ候處に御死去に付、御寺へ上り候由。（四）深江二左衛門話なり。或説に、右の槍は、柳川一戰の時の槍にて候由。

此の儀相違なり。柳川一戰の槍は勝茂公へ進上、御居間へ懸け置かれ候由。（五）頼母聞書[1]にあり。

（一）肥前様　鍋島忠直。
（二）伊豆守　鍋島安藝守茂賢。
（三）左内様　光茂五男。（八二四・註二）
（四）深江二左衛門　元久。鍋島安藝守茂賢の孫に當る。（九二三・註一）
（五）頼母聞書　鍋島茂賢三男頼母長賢の聞書。長賢は元祿十六年十一月廿一日八十六歳で歿した。

四七一 林形左衛門、出仕支度中忠直公逝去の報を聞いて殉死す

（一）肥前様追腹、（二）林形左衛門は肥前様御存生の中、御側無人に付御望みなされ、罷登る支度仕り候。半ばに、御死去の段申し來り、一日も御奉公は申上げず候へども、御家

中數百人の中より御望みなされ候儀、身に餘り有難き由にて、(三)山城殿差止められ候へども承引仕らず、追腹仕り候由。

形左衞門を御望みなされ候仔細は、勝茂公より誰にても御望みなされ候樣にと仰せられ候に付、「林形左衞門と申す者去年御使者に差越され候て見知り申し候。外には淵底存じたる者もこれなく候。」と仰せられ候に付、形左衞門仰付けられ候由。

一說に　(四)林榮久相果て候時分、形左衞門へ申聞かされ候は、「我等は(五)侍從殿へ追腹の所存にて候處、御先に相果て殘念の事に候。」と申し候。形左衞門これを承り、「その段は御心安く思召し候へ。名代に某御供仕るべし。」と申し候に付て、榮久悅び相果て候。形左衞門儀病者にて短命にこれあるべくと、自身存じ居り候處、肥前樣御死去に付、この節と存じ、追腹仕り候由。

(一)肥前樣追腹　松平肥前守忠直（勝茂嫡子）の追腹者。

(二)林形左衞門　名は貞之。歸化朝鮮人林榮久の子。忠直は寬永十二年正月二十八日逝去、同年四月九日追腹した。法名孝安殊忠。墓は佐賀市龍泰寺にある。

(三)山城殿　鍋島山城守直弘。第一代佐賀藩主鍋島勝茂の四男で、忠直の弟。初名伊勢龍　翁助　直義　直道、後に山城守直弘と稱した。出生と共に成富兵庫茂安の養子となり、成富と稱したが、後再び鍋島姓に復し、寬永十二年、茂安知行中から千石を分地して別家を立て、御親類四家の筆頭白石(三養基郡北茂安村)の邑祖となつた。寬文元年七月七日歿。年四十四。法名盛德院天眞、

日玄。墓は佐賀市西田代町本行寺にある。遺言により、成富家菩提寺に葬つたと傳へられる。光茂の追腹法度は直弘逝去の時の事である。

(四) 林榮久　朝鮮人林一德の子で、鍋島直茂朝鮮役凱旋の際連れ歸り、勝茂の代に名を利兵衞貞正と改めた。醫道に通じ、直茂 勝茂父子の寵遇を受け、寛永六年五月歿した。法名一山宗無。墓は佐賀市龍泰寺にある。

(五) 侍從殿　鍋島勝茂。

四七二　鍋島勝茂、父直茂の遺訓を守り、晝夜心を盡して國を治む

日峯樣二十五年御法事の節、勝茂公仰出され候は、「三十三年の御法事迄は御存命なさるまじく候間、この節一度になさるべき由」にて、御經營相濟み候上、僧衆へ御酒を御振舞ひ、御親類御家老中も列座にて御物語なされ候は、「日峯樣御意に我等十三年忌迄國を治め見候へ。」と仰せられ候。この御一言大事に存じ、大なる荷になり、晝夜心を盡し、國を治むる事のみ苦勞申し候處、十三年も過ぎ、今二十五年迄別條なく、大慶この上なく候。」と御落涙にて御話の由。

(二) 老士物語に云ふ。この時分は殿樣御自身御骨を折られ、何とぞ國を失はざる樣に、家中連續、用に立ち候者出來候樣にと、御心遣淺からざる儀に付て、御家中の者も何卒御家御長久なされ候樣にと相部り、御國家を身に引懸け申し候に付て、上下の

志行渡り、よき人も多く出來、御國家厚く相見え候。又日峯樣御遺言、國替の事共承り候ては、命限りと部り申し候に付て、諸朋輩一味同心に覺悟仕り候。その世の威德、日の字の御光、今が世迄輝き、類なき御家にて候。これを存じ候て、若き衆も覺悟ありたしとなり。

（一）老士物語　『葉隱』以前の書であるか、或は口碑であるか、判然しない。『老士物語の箇條覺書』といふ寫本も傳はつてゐる。（四八〇・註一）。

四七三　鍋島勝茂、自分の命日には詣らずとも本尊佛に參詣せよと諭す

（一）高傳寺釋迦堂御建立の時分、下奉行頭人（二）石井十助下人喧嘩仕出し、相手を切殺し候に付て、御耳に達し候處、御佛に對し此の節は何樣の科にても御免なされ候由、仰出され候。

（三）宮崎利兵衞申し候は、勝茂樣御存生の內、常々御意なされ候は、「其の身樣御命日には參詣仕らず候とも、以來家中の者御佛に御無沙汰仕るまじき由に候。」と承り居り候。御前の御給仕同然にて候と、出家衆へ相談、開帳の度毎に御備物一品の御給仕仕り候。

（一）高傳寺釋迦堂御建立　建立は鍋島勝茂の時、明曆元年である。父直茂夫妻菩提のため、京都の

大佛師林長右衞門尉國次(法名宗仁)を聘して建立したもの。釋迦像の材は、かねて長崎に於て、邏羅人から買ひ求めておいた赤栴檀で、白山八幡社内で彫刻した。時の奉行は中島二兵衞信吉倉永兵左衞門、釋迦堂御建立總心遣多久美作守茂辰、下心遣鍋島采女常辰、下奉行頭人石井十介幸俊であつた。勝茂は、この時龍造寺八幡宮に、佛像成就の祈願を籠め、石の瑞籬を寄進した。入佛は六月五日、『石田私史』には、この時の事が次のやうに記されてゐる。

六月五日、今日寅刻釋迦佛入佛于高傳寺、爲迎高傳寺而供奉、中野牟助　石田安左衞門　中島二兵衞　副島八右衞門、竝佛師長右衞門各着長袴供奉、公巳刻詣于高傳寺、公子宗族皆參詣、御歸城以後各登城被申御祝儀。

是より先、四月八日、勝茂高傳寺に參詣、前南禪寺住持小城圓通寺順長老、御佛記を作り、石田一鼎が御堂に於て之を朗讀した。時の高傳寺住持は鶚峯和尚で、開帳は山城國嵯峨清涼寺の釋迦如來に准じ、爾來毎年三月十九日盛大に行はれた。

(二)　石井十助　名は幸俊。石井幸悅の次男で、三左衞門某の家督を繼ぎ、有馬陣に父子共に戰功があつた。

(三)　宮崎利兵衞　名は政孝。利兵衞政安の子。政安は、勝茂の室高源院が岡部家から入輿の後召抱へられた人である。政孝、寶永四年歿。年七十一。

四七四　多久美作、忠直逝去後光茂家督の爲態と參覲御供を願ひ出づ

明曆二年勝茂公御參覲の御供、多久美作申乞ひ、罷上り候。翌年御隱居、光茂公御家督の御禮に付、美作公儀御目見罷出づる筈に候處、罷出でざる由申切り、餘人差出され候。

先年、（一）甲州様御取立の様子に相見え、御家中合點仕らず、御家の大事と存じ、美作態と江戸罷登り、（二）「光茂公御取立の儀申聞け置き候に付て、此の替り目見屆の爲申乞ひ、御供仕り候。然る處に御目見に出で候へば、其の望にて罷上り候様に相成り候に付、御供仕り候は存入これありての事に候。公方様へ面談の用事これなく」と申切られ候由。

（一）甲州様御取立　寛永十二年忠直逝去の爲、その弟甲斐守直澄（時に二十一歳）を跡繼にしようとする議のあつたことをいふ。（六一〇・註三）

（二）光茂公御取立　忠直の嫡子光茂（時に翁助、四歳）を立てること。

四七五　鍋島勝茂重態の時、志波喜左衞門身代りにとて先腹を申出づ

勝茂公御病氣差重られ候時分、光茂公へ志波喜左衞門申上げ候は、「私儀はかねて御供の御約束申上げ候。御本復不定に御見え遊ばされ候間、御命代りに御先に腹を仕り、自然御本復の儀も御座あるべく候やと存じ奉り候。何れ御供仕る儀に候間、差免され候様に。」と申上げ候に付、增上寺方丈へ、「命代りと申す事御座候や。」と御尋ねに遣はされ候處、「曾て罷成らざるものに候。大切の士御かこひなされ候様に。」と申し來り、差留められ候。その忠心御感遊ばされ、子ども疎かになさる

まじき由、御自筆の御書下され、今に子孫持ち傳へ候由。

四七六　鍋島采女の友誼に、中野李之助鍋島勝茂より勘氣を宥さる

中野李之助（年寄役）去年（一）御參覲の御道中にて、或者讒言致し、首尾悪しく、御目通りへ召出されず候。御機嫌御勝れなされざるに付て、鍋島采女申上げ候は、「自然御本復遊ばされざる節は、李之助志波喜左衞門某三人は御供仕る筈に、兼々申合はせ置き候。外にも數人御座あるべく候へども、申合はせざる人は分明心得申さず候。然れば李之助儀御存生内に召直され候樣に。」と申上げ候に付、卽ち御前へ召出され候。采女は御小姓にて召使はれ、御進物役仕り罷在り候。喜左衞門は御印役にて候。

（一）御參覲の御道中　鍋島勝茂の參覲。（七九四、四七八參照）

四七七　鍋島勝茂夫人の庭訓、「女なればとて末期の親に涙を見すべきか」

御氣分御差詰めにて、（一）御前樣御暇乞に御出でなされ、御枕元に寄らせられ、「さてさて、目出度き御臨終にて候。御一生落度なく弓矢の御働き、國家を御固め、子孫數多御持ち、家督をも御讓り、（二）八十におよび御成就は比類なき御仕舞に候。この上は少しも思召し殘さるゝ事はこれあるまじく候。只今御暇乞仕り候。」と、高聲に仰せられ候。御傍に、（三）お長樣御座なされ候が、御落涙なされ候を、御前樣はたと御に

らみ、「いかに女なればとて、物の道理を聞分けず、末期の親に涙を見せ申すものか。」と、あら〳〵かに御引立て、御内に御入り遊ばされ候由。

（一）御前様　奥方の敬稱で、今も用ひられる。こゝは勝茂の後室、岡部内膳正長盛の女、高源院。

（二）八十におよび御成就　勝茂は明暦三年三月廿四日、七十八歳で歿した。

（三）お長様　勝茂五女、母は高源院。松平主殿頭忠房室。この時三十五歳であつた。

四七八　鍋島勝茂臨終の時、御薬役采女らの追腹多久美作を感嘆さす

御薬役（一）采女相勤め、御臨終の時御薬道具打碎き、御印役（二）喜左衞門光茂公御前にて御印を打割り申し候。さ候て、両人にて御行水相仕舞ひ御棺に入れ奉り、差俯向き泣入り罷在り候。不圖起上り、「殿は一人御越なされ候に、一刻も追附き申すべし。」と浴衣の儘にて表に出で候へば、大廣間には（三）美作守始め御側、外様の衆並居り申し候。両人手を突き、「何れも様御懇意新らしく申すに及ばず、御名殘は幾日語り候ても盡き申さゞる事に候。さらばにて御座候。」と申して罷通り候。諸人落涙より外は詞もなく候。さしも強勇の美作守も聲出でず、後より見送り、「あゝ曲者かな〳〵。」とばかり申され候。（四）李之助は最期迄讒人の事を申し候て憤られ候。采女は小屋に歸り、頃日の勞れ休めに行水して、少しの間休み申すべしとて、暫く寢入り、目覺め候てより、「枝吉利左衞門餞別の毛氈敷き候へ。」と申付け、二階一間一枚の毛氈を敷き追

腹、介錯三谷千左衛門仕り候なり。

或人云ふ、李之助常に持ち申され候扇、歌一首あり。

をしまるゝとき散りてこそ世の中の花もはなれ人もひとなれ

（二）釆女　鍋島釆女。名は常辰。加藤清正の一族加藤主膳の末で、佐賀郡西川副村南里正定寺住持龍譽上人の執成によつて十三歳の時鍋島勝茂に召出され、二十歳で元服、釆女と稱し、鍋島名字を授けられ、三百石を拜領した。明暦三年勝茂逝去の時追腹、年三十六歳。法名本譽蒼學。（九三五參照）

（三）喜左衛門　志波喜左衛門孝之。覺右衛門以孝の子で、成富茂安組手明槍である。寛永の頃名字を福山に改め、後又舊姓に復した。鍋島釆女と同年で、共に殉死した。法名壁雲常鐵。

（三）美作守　多久茂辰。

（四）李之助　中野李之助良純。（四三二・註一）

四七九　多久美作、枝吉利左衛門をして夜中鍋島勝茂の葬儀を行はしむ

（一）御葬禮、翌日よりは公儀へ相障る儀これあり、夜中に相濟まさず候ては罷成らず、美作殿より申付けられ候へども、誰々も出來まじくと申し候。枝吉利左衛門へ申付けられ候へば、心易く請合ひ、其の夜の中に御葬禮相濟まし申し候由。美作守は、御病中より御屋形の大廣間にて夜晝酒盛致し、御葬禮相濟み候迄銚子取り申さず、其の内萬事の下知仕り候。此の時落髪の儘終に髪立て申さず、愚溪と申し候。

（一）御葬禮　明暦三年三月廿四日鍋島勝茂逝去、その葬儀をいふ。

四八〇　『老士物語』の教訓――先づ御當家風を心得諸朋輩一和せよ

（一）老士物語に云ふ、勝茂公初めて國守にならせられ、弓矢の働、御切腹の場にも御逢ひ、御家中の御支配御國の御仕置、御城所々の要害、雜務方の御仕組等まで御一生の御苦勞堪へ難き計りに候。常々御意なされ候にも、「日峯樣御勳功にて御取立の國にて候へば、子々孫々迄、家が家に續き候樣に致さず候ては叶はざる事に候。天下泰平の御代に候へば、次第に華麗の世間に成り行き、失墜多く上下困窮し、弓矢の道は唱へ失ひ、不意の時節は內外共に恥をかき、家をもほり崩し申すべく候。言ひ聞かせたる迄にては、年移り老人は死に失せ、若者共は時代の風計りを學び、末々に殘り申す事あるまじく候。せめて書き物にて家の讓りに渡し置き候はゞ、末代にても覺附くべし。」と仰せられ、御一生反故の內に御座なされ候て、御書き物御仕立てなされ候。御秘事は相知れざる事に候へども、語り傳へにはカチクチと申す御軍法、御代々御代拂りの時、面授口訣にて御傳へ遊ばされ候由に候。御讓りの御掛硯には視聽覺知抄、先考三以記と申す御書き物、これも御家督の時、御直に御渡し遊ばさるゝ由に候。扨又御家中御仕置、御國內端々迄の御仕組、公儀前雜務方一切萬事の御仕置、鳥ノ子帳に御書き記し召置かれ候。

斯様の御苦勞限りもなき御事に候。其の御勳功を以て御家御長久、目出度き御事に候。末代になり候ては、斯様の儀を存ぜず、又は昔風にて、時代に合はずとて替り行く事、歎はしき事に候。一旦詮なき様に候ても、御名人の遊ばされたる御仕組に迦れはあるまじく候。假ひ詮なく候ても、御先祖様に對し奉り、其の風を改めざるが古き御家の銘にて候。然れども、數年改まり居り候事を、今又急に古法になし候はゞ、又々新儀の様にこれあるべく候へば、時節を以て漸々に古法に返り度き事に候。扨又御國は、根元、剛忠様御願力隆信様御武勇利叟様御善根日峯様御勳功泰盛院様御苦勞にて、御家御長久に候へば、御家中として毎朝拜み奉るべき事に候。且又御代々の大守に惡人これなく、鈍智これなく、日本の大名に劣らせらるゝ御器量遂にこれなく候。他方にては鍋島律儀と申す由、御慈悲の國守計り御出來遊ばさるゝ事、不思議の御事に候。扨又御國内の者他方へ差出されず、他方の者召入れられず、浪人者も切腹の子孫も御國内に召置かれ、御家中、上下、百姓町人まで、何十代か相替らず、馴染深き御譜代の御深恩、申し盡されぬ事共に候。他方の衆などは、移り替りにて心落着かず、浪人限りに他方へ出で、夫れ限りに主從の緣切れ、不憫の事に候。御家にては、一旦御意見の爲に浪人仰付けられ、切腹の子孫共に、程經ては召直され、死にても御國の土となり、兎に附け角に附

け、有難き御國、日本に比類なき御家に、不思議にも生れ出で候事、本望此の上なき事に候。殊更先祖代々より御恩を受け、(二)身をはたりても報い奉る事は相叶はず候。斯様の味を篤と合點申し、數代の御恩報じに何卒御用に立つべしとの覺悟に胸を極め、御懇に召使はれ候時は、いよ〳〵私なく御用に相立ち、御情なく御無理の仰付、又は不運にして浪人切腹仰付けられ候とも、少しも恨み奉らず、一つの御奉公と存じ、生々世々、御家を歎き奉る心入、是御當家侍の本意、覺悟の初門にて候。智慧分別器量藝能は二番にて候。御當家風の胸の落着を最初に得心候て、諸朋輩一和し、粉骨を盡し、御用に相立ち申すべき事に候となり。

(一)老士物語　本文、『夜陰の閑談』の一節と、ほとんど同文である。老士とは其の頃の古老の意か、山本常朝を指したものか、多分後者であらう。『老士物語の箇條覺書』も、『葉隠』と同一内容の項目が大部分を占めてゐる。

(二)身をはたる　身を粉にする意味。はたるは、穀物などを引臼でひいて粉碎し、篩にかけることなどにいふ。

四八一　鍋島勝茂口宣、叙位　受領　名乘　侍從昇進の事ども

一　勝茂公口宣

一　從五位下口宣

一　御受領の口宣

豊臣清茂と有之永祿四年二月十四日

一　侍從御昇進寛永三年八月十九日藤原勝茂と有り。

聞書第五

此の巻、光茂公 綱茂公 了關樣 御姫樣方の御事共取交ぜ、之を記す。

（註 年譜見出年號並年齡は各項共本文の冒頭である）

光茂公御代（鍋島光茂年譜拔書）

四八二 明暦三年丁酉二月御家督御相續。二十六歳

一 二月十九日、岡部内膳正殿 同丹波守殿、鍋島泉州御城に之を召し、御隱居御家督の仰渡これあり、御禮の爲光茂公則ち御登城、三月朔日御禮。光茂公より御太刀豐後行平（代金十枚）白銀三百枚 色羽二重百疋 勝茂公より貞宗御刀（代金八十枚）御掛物ホツタン。御家老御禮銀馬代宛主水 縫殿助 有田勘解由。

一 正月十八日大火事、櫻田御屋敷類燒に付、光茂公青山へ御移り、五月四日麻布へ御越成され候。同十九日又々大風大火、御城燒失西の丸殘る。死人三萬七千餘、道程二十二里八丁。

四八三 萬治元年戊戌今年五月明暦改元なり。二十七歳

一二月御暇、晦日御發駕。四月五日御着城。

一五月當家御一族並諸士等萬部執行。

一八月十六日山内御越、佐保十兵衛宅に於て山内の者御目見。

一二月五日彦法師様、左衛門様に御改名。

一五月十二日御代始遊出有り。

四八四　萬治二年己亥。二十八歳

一九月二十九日御參勤の爲御發駕。十二月二十八日侍從御昇進。

一十月六日佐嘉にて於初殿出生。

一今年より着座人數御定、御家誓詞仰付けられ候。勝茂公御代迄は長袴御着せ成され候。御家誓詞は御人差にて仰付けられ候。

四八五　萬治三年庚子。二十九歳

一三月御暇。

四八六　寛文元年辛丑。三十歳

一九月二十八日御發駕御參勤。

一七月七日　(一)盛德院殿死去、(二)追腹の者差留められ候以來、御法度に仰付られ

候。其の後（三）紀州光貞卿御感心、御家中追腹法度成され候。寛文三年癸卯五月二十日公儀御法度に成り候なり。

（一）盛德院殿　白石（三養基郡北茂安村）邑祖鍋島山城守直弘。（四七一・註三）

（二）追腹の者差留　直弘逝去の爲家來三十六人が追腹しようとしてゐるのを聞いて藩主鍋島光茂よ、相良求馬、生野織部を遣はし、これを禁ぜしめた。その時の達示は、若し命に背いて追腹すれば翁助（直弘の子直堯。時に十一歳。）に家督を仰付けぬ、卽ち彼等の主家を斷絶させる、といふのであつた。この時光茂襲封後四年で、年三十歳であつた。この追腹法度について、『大木氏傳記』には、大木勝右衞門（兵部）知昌鍋島內記種世の進言によるものと記されてゐる。

（三）紀州光貞卿　紀伊權大納言德川光貞。賴宣の子。寶永二年八月八日歿。年八十一。法名清溪院源泉對山。

四八七　寛文二年壬寅。三十一歳

一　一月御暇。

一　今年向陽軒の御社御勸請有り。

一　今年公仰出にて、御家中追腹御法度に成る。但去年盛德院殿御死去追腹の者差留められ候なり。右の段紀州樣聞召付けられ御感心、彼の御家中追腹御法度成され候由。

四八八　寛文三年癸卯。三十二歳

一　九月二十九日御發駕御參勤。

一　六月十一日佐嘉一里四方大雷、八十餘所に落つ。黑白毛降る。正月二日大阪御天守雷火にて燒く。

一　五月二十日追腹御停止の段公儀より仰出さる。

一　今年中院通純卿の御姬お甘樣御下國二ノ御丸に於て御祝言。

一　今年御卽位御使者諫早豐前茂眞差上げられ候。

一　今年十月非人屋相建てられ、彌陀釋迦觀音藥師石佛四方に建置かる。奉行友田彦兵衞なり。同七年國廻上使御尋聞召屆けられ候なり。

一　四月八日北山寺々に薪山御寄附、（二）鍋島六左衞門書出し有り。

（一）三瀨觀音寺、（二）杜淸龍寺、（四）杜龍護寺、（五）畑瀨曹源寺、（六）松瀨通天庵、（七）鹿路用音寺。

右は山內六ケ寺なり。此の外尋ぬべきなり。

（一）鍋島六左衞門　鍋島內記種世、普周。（三一六・註三）
（二）觀音寺　曹洞宗。神埼郡三瀨村。神代長良の墓がある。
（三）淸龍寺　同。同村にあり、淸流寺と書く。
（四）龍護寺　同上。今、龍護院といふ。
（五）曹源寺　同。佐賀郡小關村大字關屋字畑瀨にあり、曹源院といふ。神代勝利の墓がある。

(六) 通天庵　曹洞宗。佐賀郡松梅村大字松瀬にある。(六五三・註一二)
(七) 用音寺　同。　神埼郡背振村大字鹿路にある。

四八九　寛文四年甲辰。三十三歳

一　二月二十八日御暇。

一　四月十九日　(一)甘姫様御産、　(二)右兵衛様御出生、御産所二の御丸なり。此の時御城より龍上り申し候由。甘姫様御祈誓の初瀬の観音、後に　(三)清心院へ御安置、吉茂公御代、堂御建てなされ候。

(一) 甘姫様　鍋島光茂室。中院大納言通純の女。法名榮正院。
(二) 右兵衛様　鍋島吉茂。
(三) 清心院　古義眞言宗大覺寺派。本尊三十三體觀世音。佐賀市大財町にある。木塚伊豫守の子齋宮の建立で、甘姫勸請の觀世音が、現に本尊として安置されてゐる。吉茂の觀音堂建立は寶永年中の事である。

四九〇　寛文五年乙巳。三十四歳

一　九月御參勤。

一　六月二十三日　(一)榮正院様御産にて御死去、御出生の御子様も御消え成され候。清蓮様と申し候なり。

(一) 榮正院　鍋島光茂後室。中院大納言通純卿の女、甘姫。

四九一　寛文六年丙午。三十五歳

一　二月御暇。

四九二　寛文七年丁未。三十六歳

一　九月御參勤。

一　七月（一）國廻上使岡野孫九郎殿　青山善兵衞殿　井戸新右衞門殿、蓮池町にて公御出會。十二月二十五日左衞門樣十六歳、御一字綱御稱號四品御免。同二十六日御前髮御取り成され候。綱茂公と申し奉るなり。

一　七月津廻上使竹野又兵衞殿　向井三郎兵衞殿、寺井竹崎諫早　脇津深堀　伊萬里濱御巡見、公寺井御立會。

一　春牛島射場に於て足輕、弓鐵砲的。御名代（二）翁助殿。

一　秋片田江新馬場に於て御家中馬究責馬。御名代翁助殿。

（一）國廻上使　此の時巡見使の記した『西海巡見志』二十四卷があり、肥前の部は第十六卷に收められてゐる。

（二）翁助殿　鍋島直堯。（光茂從弟）

四九三　寛文八年戊申。三十七歳

一　二月朔日江戸大火事、櫻田御屋敷類燒、御兩殿樣麻布に御座成され候處、同四日又

大火事、麻布御屋敷類焼に付て青山にて（一）和泉守殿御屋敷に御座成され候。

一　二月御暇。

一　十二月二十一日綱茂公御縁組、（二）松平越前守様御姫様御願の如く仰せ出さる。

（一）和泉守　鹿島藩祖鍋島直朝。

（二）松平越前守　越前福井藩主松平光通。

四九四　寛文九年己酉。三十八歳

一　九月御参勤。

四九五　寛文十年庚戌。三十九歳

一　二月御暇。

四九六　寛文十一年辛亥。四十歳

一　二月十二日綱茂公二十二歳御祝言。お普代様十八歳。鍋島若狭　鍋島彌平左衛門　相良求馬　江戸差越され候。

一　光茂公十一月朔日御著府。翌三日朝上使板倉内膳正殿。

四九七　寛文十二年壬子。四十一歳

一　綱茂公初て御暇。御兩殿様御同前御下國。三月十二日江戸御立、四月十三日御著城、

多久屋敷御在留。

一　三月六日朝光茂公御暇の上使土屋但馬殿。

一　九月十三日より御父子様長崎御越。同二十二日御歸城。

一　十月綱茂公御參勤。

四九八　延寶元年癸丑。四十二歲

一　九月御參勤。

四九九　延寶二年甲寅。四十三歲

一　二月御暇。

五〇〇　延寶三年乙卯。四十四歲

一　九月御參勤。

一　綱茂公御暇。十二月二十九日御著國。光茂公御留守なり。

五〇一　延寶四年丙辰。四十五歲

一　二月御暇。

五〇二　延寶五年丁巳。四十六歲

一　御參勤御發駕。十一月十一日御著府。

一 綱茂公御暇御拜領。十一月晦日江戸御立。

一 十二月鶴御拜領。

一 今年御在府中、御供廻多人數無用と思召され相減ぜられ候。其の後公儀より御供廻相減じ候樣にと御觸あり。

五〇三　延寶六年戊午。四十七歲

一 正月二十九日おきら樣御祝言。（二）加賀守殿御姬を公御養子成され、（二）三浦壹岐守殿へ御緣組なり。

一 二月十五日お春樣（三）伊東出雲守樣へ御祝言。

一 二月二十八日御暇。三月二日江戸御立、四月二日御著國。

一 十二月三日櫻田御屋敷御納戸脇より出火。（四）本多越前守殿類燒に付て御使者丹羽新兵衞遣はさる。御遠慮に及ばず。

（一）加賀守　小城藩主鍋島直能。
（二）三浦壹岐守　明敬。奏者番、若年寄、日向延岡城主となり、正德二年三河苅屋城に移された。
（三）伊東出雲守　祐實。日向飫肥城主。
（四）本多越前守　利長。遠江國橫須賀領主。

五〇四　延寶七年己未。四十八歲

一　十月十一日御參勤の爲御發駕。

一　四月土屋但馬守殿（御老中）卒去。同月久世大和守殿卒去。

一　五月二十二日櫻田西の屋敷御請取、是は愛宕下御屋敷を（一）松平若狹守殿へ遣はされ、若州高輪の屋敷を（二）大田原備前守殿へ遣はされ、備州櫻田の屋敷を此の御方へ御取成され候。御願相濟み候なり。

（一）松平若狹守　康信。丹波國笹山城主。
（二）大田原備前守　典清。下野國大田原城主。

五〇五　延寶八年庚申。四十九歲

一　綱茂公正月廿九日、御下國。九月十三日佐嘉御立。

一　公四月五日御著國。

一　五月二十四日江戶增上寺に於て（一）嚴有院樣御法事半ば、（二）永井信濃守殿を、（三）內藤和泉守殿討果され候なり。

一　二月御暇。

一　五月八日家綱公御他界、御使者鍋島若狹、綱茂公より鍋島十太夫仰付けられ候。綱吉公御家督御祝儀御使者村田隱岐。

（一）嚴有院樣　將軍德川家綱。
（二）永井信濃守　丹波宮津城主永井尚長。
（三）内藤和泉守　志摩鳥羽城主内藤忠勝。（此の項二一六參照）

五〇六　天和元年辛酉。五十歲

一　御參勤九月二十六日御發駕。此の年より前髮立小々姓召連れられず候なり。八丁中國東海道美濃路御越。十一月六日御著府。

一　十一月十二日（二）堀田筑前守殿宅にて御代替に付公御誓詞遊ばされ候なり。

一　十一月二十六日綱茂公江戸御立成され候。

一　來春將軍宣下の御祝御能御興行に付御作事方其の外調への爲、木下五兵衛仰付けらるる旨三月二十二日仰渡され候なり。

一　七月國廻上使奥田八郎右衛門殿　戸川杢之助殿　柴田七左衛門殿蓮池町にて公御出會。

（一）堀田筑前守　大老堀田正俊。

五〇七　天和二年壬戌。五十一歲

一　二月九日　十三日　十六日三度に、將軍宣下御祝の御能御興行、同二十一日公御供立中に御料理下され候。

一　三月朔日、當將軍綱吉公より御暇、御代替初めて故御腰物御拜領、同七日江戸御立、美濃路中國御旅行、四月七日御著城、同九日（一）長崎御越なされ候。戸町御番所にて御供の（二）主水殿（三）志摩殿番頭（四）千葉太郎助へ、（五）御番の大意仰聞けられ候なり。

（一）長崎御越　鍋島勝茂時代寛永十九年三月廿六日初めて長崎警備を命ぜられ、翌廿年から福岡藩と交代に其の任に當つたので、御番のために長崎に赴く事。天和二年は拜命以來四十年目、光茂五十一歳の時で、著城の翌々日直ちに赴いたのである。

（二）主水殿　鍋島直朗。（六四七・註一）

（三）志摩殿　（深堀）官左衞門茂春入道壽峰。志摩守茂里（主水茂里とは別人）の子である。寶永七年正月十六日歿。年七十一。法名福山壽峰。

（四）千葉太郎助　名は常成。初右京　大學。玄蕃常貞の嫡子である。元祿十年十月廿六日歿。

（五）御番の大意　鍋島光茂年譜『寛元事記』に「長崎御番大意御意」といふのがある、その全文を參考のために左に揭げる。（五六〇參照）

長崎御番大意御意

四月九日（天和二年）より長崎御越なされ、戸町御番所に於て、「御用の儀候條人を除け候樣に。」と仰付けられ、鍋島主水　鍋島官左衞門　千葉太郎助を召出され、長崎御番御覺悟の大意を仰聞けられ候由にて、御意なされ候は、「今度綱吉公御代始御暇拜領仰付けられ、長崎御番相替らず相勤むべき旨御懇の上意にて、御大慶成され候。長崎は異國の手當にて大事の御番なり。然れば異國に對し、日本の恥をかゝぬ所が肝要の目當なり。自然御禁制船著岸、一戰に及

ぶ時は、我等一番に討死する覺悟なり。これ日本の恥をかゝぬ根本なり。我等討死の跡には右衞門佑殿手柄をいたさるゝにて有るべし。長崎御番我等覺悟の大意とは此の儀なり。」と御意なされ、次に御咄なされ候は、「泰盛院殿關ケ原御陣の時西方なされ候儀、御誤と人皆申す事なれども、我等は全く御取違と思召されず、祖父樣御同意なり。この段は御當代に遠慮至極なる申事なれども、我等心底上樣の御前にても憚らず申上ぐる覺悟なり。その仔細は、勝茂公太閤の御重恩淺からぬ事なれば、秀頼御下知とこれある時、分別に及ばず、勝負には構はず、西方なされ候こそ御尤もに候。さて西方敗軍の上は、家を御崩し候はで叶はぬ處を御赦免なされ候事、權現樣御重恩申盡し難く、今日迄家を連續申し候。松平御家の御厚恩なり。然れば長崎御番仰付置かれ候とそ幸に候。一番に命を捨てゝ御恩報じ奉る計りなり。」と御意なされ候。右御隱密の御用の樣に人を御除けなされけれども、御高音に御意なされ、外に居り候者迄承り、何れも落涙仕り候。

又『山本常朝年譜』には

四月七日御著城遊ばされ候。同九日より長崎御越御供仕り候。兩御番所にて番人足輕等迄召出され、御直仰渡しあり。さ候て戸町御番所にて主水殿 志摩殿 千葉太郎介方御前召出され候て、長崎御番御覺悟の大意を御語り聞かせなされ候。その節右御用に付、人を近附け申すまじき由御意なり。外には御目付士肥進士允番のため附居り、御次には權之丞罷在り候に付て、始終御講釋の段々承知奉り、陰より落涙仕り候。右三人の衆御前に於て落涙にて御座候事。

とある。これに依つても光茂が日本のために如何に長崎防衞を重大視し、心血を注いで重責に任じたかゞ窺ひ知られるのである。天和二年から慶應四年（明治元年）まで約二百年間に亙る佐賀藩出役中に死亡した舸子等約八百名の過去帳が、現に深堀村圓城寺に藏されてゐる。

一　七月十一日長崎御越。

一　今年新非人屋相建てられ、土手籠の者共召し置かれ候。

五〇八　天和三年癸亥。五十二歳

一　御參勤の爲九月廿九日御發駕。十一月十二日御著府。上使戸田山城守殿。

一　綱茂公御暇。十二月五日江戸御立。

一　閏五月二十八日（一）德松樣御他界、淨德院殿靈嶽崇心大童子。

（一）德松樣　將軍德川綱吉世子。

五〇九　貞享元年甲子。五十三歳

一　三月朔日御暇出。此度當御代御感狀　御感書等家中迄相改め上覽に及ぶべき旨、正月二十二日仰出され候に付、野口新右衞門罷下り御感狀持越差上げられ候。茂里御感狀相良市右衞門持越差上げ候。右に付御立御延引、三月二十二日江戸御立なり。

一　綱茂公五月二日佐嘉御立成され候。

一　五月十五日天守修理成就に付、御親類　御家中御供にて天守に御上り、上段にて修理頭人（二）主水殿へ御熨斗遣はされ候。（御城御普請方頭人は、昔より主水殿にて候由）。

一　八月二十八日江戸御城に於て　(二)堀田筑前守殿を　(三)稲葉石見守殿打果され候事。

一　正月二十八日興國院様五十年忌御法事。今年光茂公思召出され、幻花様御靈屋龍雲寺へ新に御建て、御施餓鬼仰付けられ、毎歳御名代、盆には御堂參遊ばされ候。右は勝茂公御子萬千代様なり。

(一)主水殿　直朗(茂里曾孫)。
(二)堀田筑前守　大老堀田正俊。
(三)稲葉石見守　若年寄稲葉正休。

五一〇　貞享二年乙丑。五十四歳

一　二月二十二日當將軍綱吉公御判物江戸より多久長門殿持下られ、同二十九日御本丸御書院へ召置かれ、御祝の爲御家中惣侍中殘らず召出され、光茂公御手自ら御酌にて御酒拜領させられ候事。

一　六月三日、(一)日峯様御影御讃出來、高傳寺へ　(二)公御持參遊ばさるゝ刻、長崎より(三)南蠻船來著の注進これあり、路より御歸城、卽ち御仕組御座候。同七日長崎御越、同十三日御歸城遊ばされ候。

一　九月晦日光茂公御發駕、十一月七日御著府遊ばされ候。

一　十二月四日綱茂公江戸御立。

一　三月廿四日、（四）隆信様御影御讃宗龍寺へ御寺納。

（一）日峯様御影　畫は成富源三郎益峯（洞圓）、讃は石田安左衞門宣之（一鼎）の撰、書は山村造酒俊之で、鍋島元茂の名を以て奉納された。

（二）公　鍋島光茂。

（三）南蠻船來著　六月二日阿媽港船一艘、我が伊勢國漂著者十二人を乘せて長崎に入港。光茂は今年非番であつたが六月九日發駕、同十一日長崎著、直ちに歸城した。

（四）隆信様御影　筆者は直茂畫像と同じ。

五一一　貞享三年丙寅。五十五歲

一　二月御暇。

一　今年諸組に能仰付けられ候。彌平左衞門（高砂）主水（八島）志摩（加茂）圖書（田村）數馬（船辨慶）大木（藤戸）岡部七之助（源氏供養）左太夫（忠度）多久兵庫（芭蕉）馬場勝右衞門（清經）石井修理（橋辨慶）百武善左衞門（元服曾我）。

一　今年綱茂公古賀に御茶屋御取立成され候事。

五一二　貞享四年丁卯。五十六歲

一　三月十六日公向陽軒御移徙。御作事間は彌平左衞門屋敷に御座なされ候。

一　九月晦日公御發駕。

一十二月二十五日（一）春岳邪宗企てられ候由、道心者淨心長崎御奉行衆へ申出で候。相改められ候處無實に付て追て差免され候。

一四月二十八日御卽位に付て御使者神代彈正殿差上げられ候。（一）春岳　（五）、註二）。

五一三　元祿元年戊辰。五十七歲

一正月十六日綱茂公御著國。疱瘡流行候故、滿溝に御廻り成され候なり。

一二月二十八日江戸櫻田御屋敷家老小屋出火。光茂公御遠慮。三月七日御登城御暇御延引の處御能御拜見、四月五日御暇出、同十二日御發駕、五月七日御著城。此の年御家老御供これなく候。

一五月十六日綱茂公佐嘉御立。

一九月晦日年號改元。

一十二月松平右衞門佐光之隱居。肥前守綱政家督相續。

五一四　元祿二年己巳。五十八歲

一九月中旬より（一）願正寺にて密談。同二十三日夜和泉守殿攝津守殿御屋敷御出で御密談御用。同夜中野將監馬場勝右衞門（兩人年寄役なり）大和殿宅にて御改。同二

十六日將監切腹（介錯山本權之丞）、勝右衞門浪人仰付けられ候。

一　十月朔日光茂公御發駕。同二十日（二）肥前守殿家督以後初めて長崎見廻、御領内通路願正寺に於て光茂公御面談。供立上下千四十二人、外に御雇九十人、先立加へ都合千三百人なり。

（一）願正寺にて密談　御年寄役中野將監正包（一七・註三）が、同役馬場勝右衞門重好と共に忠言を妨げ、御目付の言上書を妄に内見したり、濡費を濫用したりして君德を壅蔽し、公儀の首尾が悪くなつたといふので、御三家の鍋島和泉守直朝（鹿島藩祖。光茂の叔父）同播津守直之（蓮池二代藩主。光茂從弟）等が願正寺で密議し、更に鍋島大和守直堯（白石邑主。光茂從弟）宅で糾問の上、切腹仰付けられた事件で、介錯は山本常朝であつた（一〇〇・一九・九二二參照）。將監は、主君に諫言はせぬ。する時は理詰めでなく潛かにするといふ主義の人であつた（三三一參照）。

（二）肥前守　福岡藩主黑田綱政。

五一五　元祿三年庚午。五十九歲

一　正月二十六日綱茂公御著國。

一　二月二十八日御暇、四月十一日光茂公御著國。

一　四月二十一日綱茂公佐嘉御立。此の日中野數馬加判家老仰付けらる。御加增本知合はせて現米八百石下さる。

五一六　元祿四年辛未。六十歲

一　九月晦日光茂公御發駕、十一月五日江戸御著。

一　十二月十六日綱茂公江戸御立。

一　五月二十三日公六十御賀に付綱茂公より銀の鳩の御杖遣はされ候。著座迄御料理拜領。御杖拜見仰付けられ候。

五一七　元祿五年壬申。六十一歲

一　三月十三日光茂公江戸御立（二月二十八日御暇）。

五一八　元祿六年癸酉。六十二歲

一　九月二十九日光茂公御發駕、十月二十九日大阪御著。御逗留中辨財嶽公事御利運の段、江戸より申來り候。此の節御意これ有り。

一　十月二十九日江戸御屋敷出火（田尻園十小屋より）。沼津にて聞召され候。

一　十一月七日光茂公江戸御著。出火故暫らく御遠慮の處十四日御奉書參り、十五日御登城成され候なり。

五一九　元祿七年甲戌。六十三歲

一　三月光茂公江戸御立、同二十五日大阪御著、四月十五日御著國成され候なり。

五二〇　元祿八年乙亥。六十四歲

一　二月八日江戸麻布の御屋敷類燒。

一　五月十六日お光樣佐嘉御立、八月十六日榊原式部大輔樣へ御婚禮。但綱茂公より御養子成され候。夫れに付麻布御前樣より葵の御紋遣はされ、諸道具二通りに出來立ち候事。

一　十月五日光茂公御發駕、同二十二日大阪御著、二十五日大阪御立。此の御在府青山に御座成され候。

一　十一月二十九日光茂公御隱居。綱茂公御家督御相續なり。

一　十二月十五日御父子樣御登城御禮相濟み候なり。御獻上御刀義弘代金二百枚金馬代御服二十　御臺繩簾綱紫霞赤地錦。御臺樣へ新古今集二條爲重卿筆外題後小松院代二十五枚。桂昌院樣へ和漢朗詠集二條爲世卿筆代二十五枚。水戸樣へ盛衰記中御門宣衞卿筆。同宰相樣へ百首和歌軸物二條定爲代十枚。大久保加州へ拵刀吉房二十枚土屋相州へ備前兼光二十枚。阿部豐州へ延壽國資二十枚。戸田山州へ城州兼永十枚。柳澤羽州へ備前長光十枚。松平右京亮へ備前兼光十枚。秋元但州へ備前義景十枚。加藤佐州へ末青江十枚。松平彈正忠へ貞吉十枚。小笠原佐州へ三原十枚。土岐豫州へ石州貞綱六枚。宮城越州へ備前盛景五枚。丹羽遠州へ青江五枚。本庄因州へ了戒十三枚。六角越州へ是助

十枚。林大學頭へ信國六枚。松平右衞門佐へアサ御壺。松平肥前守へ來國光廿五枚。松平左京亮へ駿河守鞍鐙三十枚十五枚。此他御一門樣方へ御送物あり。

綱茂公御代（鍋島綱茂年譜拔書）

五二一 元祿八年乙亥。四十四歲

一 十一月二十二日光茂公御隱居御願仰入れられ、同二十九日召させられ、御父子樣御登城、光茂公御隱居、綱茂公御家督仰付けらるゝの旨御老中仰渡され候。

一 十二月十五日御禮仰上げられ候。長崎御番仰付けらるゝの旨御老中御列座にて仰達せられ候。委細別記にこれ有り。

一 十二月十八日侍從御昇進。同二十八日御禮仰上げられ候。

五二二 元祿九年丙子。四十五歲

一 三月朔日御父子樣御登城、公方樣御講釋御拜聽の事。

一 二月二十七日上使戶田山城守殿御出御暇。御小袖五十白銀五百枚御拜領なり。翌二十

八日御禮の爲御登城、御前に於て御馬御拜領。長崎御番の儀上意これ有り、三月十四日御發駕、四月十一日御著城、始めて御暇に付御禮御使者御家老鍋島彌平左衞門差上げらる。委細別記にこれ有り。

一　三月九日御家督御祝の爲、御老中御招請、御囃あり。

一　四月朔日光茂公御暇、御馬御拜領。同七日江戸御立、五月十二日御下著、東御屋敷御入。

一　十一月十日本院樣崩御。明正院と號し奉る。

一　十二月長崎御番御請取。

五二三　元祿十年丁丑。四十六歲

一　長崎御番、松平肥前守殿へ相渡され候。

一　當春（一）脊振山辨財天の像京都にて出來、御下りの事。

一　櫻田御屋敷甲府樣へ御成、御殿御用地に召上げられ、代地三田新堀端に於て水谷左京上り屋敷御拜領。

一　四月二十一日光茂公御參府の爲佐嘉御立、六月十五日御著府、麻布御在館。

一　九月二十九日綱茂公佐嘉御發駕、御供鍋島十左衞門　原田吉右衞門　鍋島庄兵衞　鹿江

伊左衛門。

一　十月七日光茂公江戸御立、石部にて綱茂公御面談、同廿三日大阪御着。

一　十月九日珪光院様御死去、中院通茂卿御母堂なり。

一　十一月十七日西三條彌千丸殿御出生。

一　麻布御屋敷へ御著府、御禮仰上げらる。御在府中に武藤善兵衛丹羽喜左衛門年寄役に仰付けられ、溝口主馬と申す者土屋相模守（御老中御用御頼）より仰入れられ召抱へられ候。野崎五郎左衛門と申す者大御目付高木伊勢守殿より御頼、御出入扶持下され候。三十六石か。

一　麻布南町に於て大久保隱岐守殿又中間酒狂にて、（二）もさ馬を切り申し候。此の御方辻番捕へ、疵馬御屋敷にて養生。御馬醫桑島新五左衛門殿御出で御療治、平癒の上馬主へ相渡され候。右の中間は籠舍仰付けられ候。

一　御在府中小石千右衛門　野田二右衛門（三）權藤七兵衛惡所へ參り候段、御歩行目付直塚茂兵衛言上、三人苗木山へ籠舍、追て切腹仰付けられ候。

（一）脊振山辨財天の像　（二六〇參照）。

（二）もさ馬　暴れ馬。

（三）權藤七兵衛　（八六八參照）。

五二四　元祿十一年戊寅。四十七歲

一　二月御暇、上使（缺字）御發駕、四月十二日御著城。

一　長崎御番御請取。

一　八月二日京都烏丸通四條下ル町水野美作殿元屋敷御求め、これを請取る。堺町元御屋敷は拂ひに成り候なり。

一　西御屋敷御取立成され候事。

一　江戸御留守頭人丹羽卯左衞門　御留守居副島五左衞門　羽室清左衞門。

一　光茂公御病氣に付御參勤御斷相成り候なり。

五二五　元祿十二年己卯。四十八歲

一　光茂公當年四月中御參府成され候樣にと御差圖御座候處、御腰痛にて御斷仰上げられ候。

一　四月十二日御前樣廐布御屋敷に於て御卒去。法號寂光院殿。初は台壽院樣と御附け候を、台の字は御遠慮の旨仰越され、御改め成され候。御朦氣御尋ねとして御奉書、御用番にて相渡され候。納富九兵衞、東海道五日著にて持越し候。御禮御使者。鍋島主稅殿召させられ、溜池端水野松之丞殿上り屋敷御拜領、三田の御屋敷は召上げ

られ候旨、綱茂公仰越さるべき旨仰渡され候。

一 九月二十九日佐嘉御立。

一 閏九月二十一日佐嘉御本丸にて、御姫様御出生、伊勢峯様と申し奉る。

一 溜池御屋敷御在府成され候。

一 八月十二日か、洪水、諫早、山潮出で、人畜多く死す。

五二六　元祿十三年庚辰。四十九歳

一 二月御暇、上使。

一 御留守頭人鍋島市兵衛　武藤主馬　御留守居羽室清左衛門　大塚平次兵衛。

一 長崎御番御受取。

一 五月十六日光茂公御卒去。十七日夜高傳寺へ御入寺、二十日御野焼、二十二日御骨拾、六月十四日御葬禮、今日より御中陰十七日、五月二十九日より七月二日迄千部御執行の事。御法事頭人鍋島内記殿仰付けられ候。

一 六月三日江戸溜池御屋敷へ上使田村右京大夫殿御出、御香典銀子三百枚御拜領、御朦氣御尋の御奉書、右兩様三上新助　中島三左衛門持下り、六月十八日佐嘉著。即ち御寺へ綱茂公御持参成され候。

一　御法名、初は大輪院様と御附け候を、大の字御遠慮にて乘輪院様と御改めなされ候。高傳寺了爲和尙御引導なり。

一　十二月廿日（一）長崎に於て高木彦右衞門中間と、深堀三右衞門志波原武右衞門喧嘩、同夜彦右衞門家來共打返し、夜明に深堀の侍十九人罷越し、彦右衞門以下數人打取り候事（委細別書に之を記す）。

（一）長崎に於て――喧嘩　長崎喧嘩又は深堀騷動といふ。（五六・註三）

一　光茂公御卒去に付、剃髮染衣の人、牛島源藏（一仲）同女房　山本神右衞門（常朝）同女房。落髮の人、江副彦次郎（一）野田元右衞門　村岡五兵衞（二）原清右衞門（三）高木忠五郎（四）竹下八兵衞（五）戸田次郎兵衞（六）三谷助右衞門（七）山崎惣右衞門。半髮、御駕籠副四人（此の外隱居人等あり）。

（一）野田元右衞門　名は常則。初め平兵衞、勘兵衞と稱した。九郎右衞門常德の子で、萬治の頃侍となつた。剃髮して捨入と號した。寶永七年二月歿。年七十七。

（二）原清右衞門　名は玄篤。後權兵衞と稱した。清右衞門榮清の子で、貞享二年手明槍から侍になり、光茂の時御歌書役を勤めた。元祿十三年光茂逝去の時剃髮、翌十四年六月束髮、寶曆六年七月歿した。年九十三。

（三）高木忠五郎　名は盛貞。後に與惣兵衞と稱した。（三五三・註二）

（四）竹下八兵衞　名は亮道。初め新之允、十助、後孫右衞門と稱した。實は相良傳右衞門元良の

次男で、竹下藤兵衛時豊の養子となり、後御歌書役を勤めた。元祿十三年光茂逝去の時剃髪、翌十四年六月束髪、享保九年十二月歿。年六十。

(五) 戸田次郎兵衛　名は能任。初め傳七、平助、後に九右衛門と稱した。實は多久家來石川是休の子で、手明槍戸田左助某の養子となり、御側御歌書役を勤め、貞享二年侍となつた。元祿十三年光茂逝去の時剃髪、翌十四年六月束髪仰付けられた。

(六) 三谷助右衛門　名は治親。實は田原三郎兵衛政壽の子で、三谷千左衛門政通入道如休次男に養子となり、元祿の初め侍となつた。元祿十三年光茂逝去の時剃髪、翌十四年六月束髪仰付けられた。

(七) 山崎惣右衛門　元祿八年侍となり、同十三年光茂逝去の時剃髪、翌十四年六月束髪、同十六年故あつて浪人仰付けられた。

五二七　元祿十四年辛巳。五十歳

一　四月十七日長崎御奉行丹羽遠江守殿下向、寺井に於て御面談、此の節御黒印御下知狀御條目の御寫御受取御拜見成され候。是は前方御願遊ばされ候なり。公儀へ御禮御使者の事。

一　長崎御番相渡され候。

一　十月朔日佐嘉御發駕、御供諫早豐前成富九郎兵衛。御禮仰上げられ、溜池御屋敷御在府なり。

一　正月鶴姫様御疱瘡。綱吉公御姫紀伊綱教御簾中なり。

一　今年御家中手明槍迄親族改めこれ有り。

五二八　元祿十五年壬午。五十一歳

一　二月御暇上使。三月二十九日。御著城。

一　御留守頭人平右衛門殿、後、登太郎殿、御留守居大塚平次兵衛　鐘ケ江李左衛門。

一　長崎御番御受取。

一　三月九日桂昌院様従一位御叙位、綱吉公の御母堂なり。

一　七月北山所々洪水、山潮出づ。八月大風。

五二九　元祿十六年癸未。五十二歳

一　稻垣對馬守殿　安藤筑後守殿　萩原近江守殿　石尾織部殿、所々巡見として長崎迄御下向、御領内御通りに付て、四月十六日神埼に於て御參會成され候。

一　長崎御番相渡され候。

一　十月朔日佐嘉御發駕。

一　御參覲の御禮仰上げられ、溜池御屋敷御在府なり。

一　十一月十八日廐布御屋敷類燒、坂部彈右衛門　仁戸田文右衛門燒死。

一十一月二十一日夜大地震。手男一人塀に押され死す。

五三〇　寶永元年甲申。五十三歳

一二月御暇。上使。三月晦日御著城。三月五日江戸御立なり。
一三月晦日年號改元の仰渡有り。
一四月十二日鶴姫様御逝去。
一五月八日嚴有院様二十五年忌御法事。
一九月十七日御老中阿部豐後守殿卒去。
一十二月五日甲府中納言綱豐卿御養子、同九日家宣公と改められる。
一當年御留守頭人鍋島市兵衛　武藤主馬。御留守居鐘ケ江李右衛門　石井彌左衛門。

五三一　寶永二年乙酉。五十四歳

一正月九日綱吉公六十の御賀祝有り。
一三月五日綱吉公右大臣家宣公從二位大納言御任叙なり。
一六月廿二日一位様御逝去、綱吉公の御母堂なり。
一六月萬部御執行、導師本庄社大乘院覺賢僧正。
一十月朔日御參覲の爲佐嘉御發駕。十一月十日江戸御著。御供鍋島十左衛門、大阪より

成松又兵衞御國許へ遣はされ、十月七日下著。神代彈正樣同十五日御出立。十二月十日江戸御著成され候。（又兵衞は御國元より御用仰付けられ江戸へ遣はされ、大阪へ打向ひ罷著き候）。

一　十二月二十六日綱茂公彈正樣召させられ、御老中御列座にて秋元但馬守殿御願の如く御養子に仰付られ候旨仰渡され候。彈正樣御名乘知茂と改めらる。元直利なり。

一　長崎御番相渡され候。

一　彈正樣今年四十二歲。公儀へ御願書には四十歲にて遊ばされ候。

五三二　寶永三年丙戌。五十五歲

一　二月二日櫻田御屋敷御拜領、代地として麻布御屋敷差上げられ候。

一　二月御暇。上使井上河內守殿、三月五日江戸御立、同二十九日御著國。

一　四月四日長崎御番御受取。

一　當年御留守頭人副島五太夫、成松貞右衞門。御留守居鐘ケ江平左衞門、石井彌左衞門なり。五太夫、貞右衞門は彈正樣年寄兼役なり。溜池御屋敷北東の隅長屋に御座成され候。

一　三月二十四日泰盛院樣五十年御忌御法事これあり、高傳寺千部執行。

一五月十六日乘輪院樣七年忌御法事これ有り、右同斷。

一十二月五日彈正樣召させられ御元服仰付けられ候。御稱號御一字四品御刀則光御拜領なり。左衞門佐吉茂公と改めらる。卽日御禮相濟み候なり。

一綱茂公御病氣の段申來候に付て、御典藥相願はれ、長島的庵老仰付けらる。御看病の爲、吉茂公御暇御願、十二月六日晩御用番大久保加賀守殿宅にて仰付けられ、御關所御證文相渡され候。道中にて若し御惡左右相達し候とも御當番の事に候間直に御下國成さるべき旨相達せられ、翌七日江戶御立、同十三日熱田にて二日御卒去の御到來聞召され、同二十八日御著城なり。

一十二月六日晩病氣御尋の國次御奉書御留守居へ相渡され候。

一十二月二十二日上使水野監物御香典銀子三百枚御拜領なり。御朦氣御尋の御奉書御留守居へ相渡され候。彼是別記に委し。御法事頭人村田宮內殿鍋島內記殿。御引導行寂和尙千部執行これあり候なり。

五三三　寶永四年丁亥吉茂公。四十四歲

一四月二十一日長崎御番所相渡され候。同二十六日吉茂公佐嘉御立、五月九日大阪御著、五月二十五日江戶溜池御屋敷御著遊ばされ、御參覲時分の儀に付て、段々御伺の

上、公儀より御褒美これあり候なり。別記に委し。

一　正月二十八日高傳寺行寂和尚隠居、當住川久保松陰寺寂照仰付けられ候。

一　五月二十日隠居松平右衛門佐光之筑前福岡に於て病死。江龍院殿淳山宗眞と號す。

聞書

五三四　鍋島光茂の利發、十九歳の時祖父勝茂代理で登城口上を述ぶ

金丸氏話。慶安四年將軍家綱公御代替りにて候。この暮、勝茂公御參府の處、御道中にて御病氣、御著府御延引、御代替り初めての御參覲に付、別して御氣の毒に思召され、御急ぎなされ候へども、御力附き遊ばされず候。さて御著府即朝御老中廻り遊ばさるべくと、右御延引の謂はれ、御口上書御案文なされ候へども、一圓御心に叶ひ申さず、そのうち中時刻移り、御老中御出仕時分に相成り候に付、殊の外御世話なされ候。光茂公御次に御座なされ候が、御差出で仰上げられ候は、「今朝の御著、御老中登城前に御届けなされず候ては罷成らざる事に候。御病氣故御著御延引なされ候處、早速の御出は

不相應に御座あるべく候。今朝は先づ某を御名代に遣はされ、（一）晩高に御廻りなされ候ては、如何御座あるべくや。」と仰上げられ候。（二）高源院様も御同座に御座なされ候が、聞召上げられ候て、「丹後守申し候儀尤もに御座候。彼者に御任せなされ候へ。時刻も押移り候。」と仰上げられ候に付、勝茂公も、「尤も至極、よく氣が附き候。それとても口上書は遣はすべき」由、仰せられ候。光茂公又仰せられ候は、「御口上は篤と合點仕り候。御書附には及び申さず候。」と仰せられ候に付、「さらば申して見候へ。」と仰せられ、即座に御口上仰せられ候。御夫婦様ながら仰せられ候は、「唯今迄の詮議の書附よりは、よく聞え候。その通り申達し候様に。」と仰せられ、御後にて、「あれ程智慧あるべしとは思ひ寄らず候。」と、殊の外御褒美なされ、其の以後は潜かの御指南共御座候由。其の前は餘り御親しくも御座なく候由。御十九の時の由。

（一）晩高　晩景に同じ。夕刻。

（二）高源院様　勝茂室。尚本文御十九の時とあるが、これは二十歳の誤である。

五三五　鍋島光茂、十四歳の歌「寒き夜に裸になりて寢たならば――」

金丸氏話。光茂公御十四歳の時の御詠歌

さむき夜にはだかになりてねたならば明くる朝はこごえ死ぬべし

これ、御詠歌の始の由申傳へ候。又一説に、（一）多久美作より、「唐の山邊も紅葉しにけり」と申す歌を聞召され候て、御歌の御執心に相成り候由。

（一）多久美作　多久美作守茂辰。

五三六　鍋島光茂、綱茂時代に櫻田屋敷を召上げられ羨ましと語る

元祿十年櫻田御屋敷甲府様へ御成、御殿の御用地に召上げられ候。光茂公御隱居以後、四月御參覲の御旅中に右の段申し來り、御供の上下不氣味に存じ、御前にも御殘念に思召さるべくと存じ候處、御意成され候は、「さて〳〵（一）信濃守は冥加に叶ひたる事なり。有難き事なり。」とのみ御意にて候。御參府の上、御城に於て御老中御列座の席にて、「今度信濃守櫻田屋敷、御殿の御用地に召上げられ候かとなり。御用にも相立ち候儀、冥加に叶ひ候事有難く存じ奉り候。私儀は數年相勤め候内何の御用にも罷立たず候。信濃守代に罷成り、間もなく右の仕合せ、某は羨ましく存じ候。」と仰述べられ候由。

（一）信濃守　鍋島綱茂。

五三七　鍋島光茂、御老中廻りの節道繰をせず、順の通りに廻る

金丸氏話。御老中廻り遊ばされ候節は御道繰もこれなく、御順の通り御廻り遊ばされ候由。

五三八　鍋島光茂、旗本や公儀衆に對しては陰でも言葉を鄭重にす

右同。御側の者共への御話にも、御旗本衆の事は、「何某殿斯様にしやつて。」と仰せられ候。御小身の衆の事にても、（一）公儀衆の御事は、陰にても疎略に仰せられず候由。

（一）公儀衆　幕府關係の人々をいふ。

五三九　鍋島光茂の溜食ひ、一度に十度分も食べ、又幾日も絶食

右同。先年長崎御越し前、御子様方御病氣にて、御出立少々御延引候故、「早々御出駕遊ばされ候様に。」と、年寄中より申上げられ、「さらば卽ち出立すべし。」と仰出され、「御膳差上げ候様に。」と仰付けられ候へども、出來合ひ申さず候に付、半分煮えの御食を澤山に召上がられ、御往來六日何にても召上がられず、御歸城の上、御膳召上がられ候。總じて御膳方尋常にてこれなく、一度に十度分も召上がられ、又幾日も召上がられざる儀も御座候。常體の御生附にてこれなしと、取沙汰仕り候由。

五四〇　鍋島光茂、御寺に參詣、頓寫の節は始終自ら硯の水を運ぶ

右同。御法事の節は御寺へ御參詣、讀經の間は（一）御堪忍遊ばされ候。頓寫これある

節は、硯の水を始終御はこび遊ばされ候由。

（一）御堪忍　堪忍番を勤むること。奉仕。（二一六・註一）

五四一　鍋島光茂、道中でも就寝の時は江戸の方を枕にして寝る

右同。（一）どなたにても、「江戸の方を御枕元に御床取り候様に。」と仰付け置かれ、道中などにて御寝み遊ばされ候節は、「江戸の方はどこにて候や。」と御尋ね遊ばされ候由。

（一）どなた　何處の意。今も佐賀地方で、「どちらへ御出でゞすか」の意に、「どなてやア、もう。」などといふ。

五四二　鍋島光茂、死罪の披露を聞く毎に減刑を考へ一等づゝを減ず

右同。死罪の者披露聞召され候時は早速仰出されず、暫く御案じなされ、遁るべき方これなき時は、一等づゝ御減じ仰出され候由。

五四三　鍋島光茂、家中に對して御側外様の別なく凡て公平に待遇す

御側の者へ御意見など仰聞けられ候節は、「外様の者承り候はゞ、側の者故に懇にする様に存ずべく候へども。」と毎度仰出され、全く御側外様御隔て仰分けに御座なされず候由。

五四四　鍋島光茂、深く讒言を嫌ひ、出仕延引の時もその場を繕はしむ

總じて讒人を深く御嫌ひ遊ばされ候。召させられ候人など、延引の時分、「何某は未だ罷出でず候や。」とお尋ね候節、「未だ罷出で申さず候。」と申上げ候へば、「朋輩を倒し申す心入の者なり。」と仰せられ候に付て、出仕延引の時も、「何と御座候や、見合ひ申すべく候。」と申し候て、御前を立ち、使など遣はし候由。又、「斯様の不調法何某仕り候や。」と御意の時も、誰と申し候儀これなき由。

五四五　鍋島光茂、わらべ共の事を讒言したとて能役人を浪人さす

金丸氏話。先年御子様附の悴どもへ、能稽古仰付け置かれ候田中覺兵衛に、「せがれ共は稽古仕り候や。」と御尋ねなされ候處、「わらべ共故、ろくに稽古仕らず候。」と申上げ候。以ての外御立腹遊ばされ、「幼少の者共の上を讒言仕る。」と候て、覺兵衛浪人仰付けられ候由。

五四六　鍋島光茂、城下法度の花火を見ぬ振りして新來の家臣を諭す

御慈悲深く御座候故、「御家中下々迄の上に、痛み候事これなき様に。」と、兼々思召上げられ候。先年（一）堀田玄春御雇分にて罷下り居り候節、（二）東御屋敷にて、月の御詠歌のため御座に御出でなされ、御次には玄春（三）藤本宗吟（四）恩田如世罷在り候。

水ケ江のあたりに花火あがり候を、玄春見附け候て、會釋仕り候を聞召され、御立ちなされ候て、御次に御出で、玄春へ仰せられ候は、「其方は法度の様子存ぜざる事に候。城下にて火の取扱はきびしき法度にて候。今夜の事必らず沙汰仕るまじく候。外に知れ候へば、科申附けず候ては叶はず候。これより見候は、見ぬ分にて候。」と御意なされ候。玄春感涙を流し、「天下に於て、主君の望み外にこれなく候。即ち御家來に罷成り候。祿は御了簡次第。」と願ひ奉り候に付て、召抱へられ候。かねて公儀を望み罷在り候に付て、最前より召抱へらるべくと候へども、御斷り申上げ候故、先づ御雇分にて罷下り居り候時の事にて候由。

（一）堀田玄春　江戸堀田家の末流で、法橋正休と號し、萬治二年召抱へられた。元祿八年九月歿。

（二）東御屋敷　藩主光茂の住居。（一・註四〇、七八三參照）

（三）藤本宗吟　名は伊良。初め又七と稱した。宗眞良昭の男。御歌書役　京都御留守居役を勤め、元祿元年隱居、同十二年再び出仕した。寶永六年十二月歿。

（四）恩田如世　次郎兵衞一信。江戸御歩行次郎兵衞一重の子である。叔母專心尼が、上杉家から柳線院（光茂前室、上杉定勝女）の御附となり、逝去の時尼となつて切米を戴いたが、寛文四年一信之を相續して光茂に仕へ、御歌書役を勤めた。元祿元年隱居、入道して如世と號し、同八年八月二十日京都で歿した。年六十四。

五四七　鍋島光茂、參府途中、御供當番御小姓役の無斷外出を咎めず

先年（一）久波御泊の翌日、御供當番御小姓役（二）中野七郎右衞門（三）古賀源太左衞門船にて（四）海田へ罷越し、御供迦し申し候。詮議の上、「これより差下され候様に。」と申上げられ候へば、「それは宮島の遊女町へは參らず候や。改め候様に。」と仰出され、又々詮議の上、遊女町へは參り申さゞる通り申上げられ候。「さ候はゞ差免すべく候。供番の者共、供を迦し候はゞ科申付くべく候へども、彼の者共は男にては候へども、小姓役と申す名に候へば、前髪立同然の者共に候。右の科には、大阪迄先に遣はし候様に。」と仰出され候由。

（一）久波　今の廣島縣佐伯郡玖波村。本文は。光茂參覲途中の事である。

（二）中野七郎右衞門　名は義昌。初め與四之助。後茂左衞門。中野將監茂俊の後、七郎右衞門昌房の子である。享保十一年七月八日、江戸で諸岡彦右衞門を殺害して自刃した。

（三）古賀源太左衞門　傳不詳。

（四）海田　今の廣島縣安藝郡海田市町。

五四八　鍋島光茂、努めて科人の申譯を聞き、種々理由を附けて差免す

金丸氏話。

先年（一）大阪御逗留中（御隱居以後の御參府なり）、不寢番（二）馬渡角兵衞（三）矢島彦兵衞兩人相勤め候節、彦兵衞小用に參り候後に、角兵衞寢入り申し候。その折、御目覺まさせられ候て、御呼びなされ候へども、御返詞申上げず候。御起き遊

ばさるべしとなされ候へども、御腰痛の時分にて、御這ひなされ候て、御次に御出でなされ候。その時、彦兵衞參り合ひ申し候。「相番は誰にて候や。」と仰せられ候へども、(四)かねての御氣質心得居り申し候に付て、兎角申上げず候。角兵衞膝立てながらうつぶけに寢入り居り申し候。角兵衞と御覽じ附けられ、兩人引取り候樣、年寄共罷出づべき旨仰出され、年寄衆罷出でられ候へば、「兩人不番、不屆千萬にて候。夜中は唯不寢番ばかりを賴みにて候處、不覺悟者共に候間、きびしく相改め、樣子申聞くべき旨」仰出され候。詮議の上、「不調法申譯御座なく候。この上は御國許へ差下され、殿樣仰付次第と仰越され候樣に。」と申上げられ候。又々仰出され候は、「彦兵衞は科これなき者に候。角兵衞枕を致し寢入り居り候や、改め候樣に。」と仰出され候。改めこれあり候處、居ながら眠り倒れ候段、紛れ無く候に付て、その段申上げ候へば、「さては不覺悟にてこれなく候。極々疲れ候時は眠り倒れ候事力に及ばぬ事に候。佐嘉へ遣はし候は休息にて候。その上(五)信濃承り候はゞ、切腹も申付くべく候。右の科には江戸へ先に遣はし候樣。」と仰出され候由。總じて科人の上は、これを申開きこれある事と思召附かれ候時は、成程きびしく御穿鑿なされ、申譯を聞召され、差免され候。申開きこれなき事と思召され候時は、餘り御改めもこれ

なく、御前より色々かはりたる道理を御附けなされ、差免され候。斯様の事共一入御慈悲深く御座なされ候故と、諸人感じ奉り候由。

（一）大阪御逗留　本文は鍋島光茂の事で、光茂は元祿八年隱居、翌九年四月隱居後參覲として出府した。その時の事である。

（二）馬渡角兵衞　名は俊貞。後に市佑と改めた。市佑茂陳の子である。光茂御供番・鐵砲物頭・有田皿山代官等歷任、綱茂の代には御目付役、吉茂の代には御進物役、京都聞番等を勤め、寬保二年隱居した。

（三）矢島彦兵衞　初名藤右衞門。後甚五左衞門と改めた。勝茂の時、父玄智京都から召抱へられ、彦兵衞は光茂・綱茂・吉茂に歷仕し、御使役・詰番等を勤めた。本文は三十四歲の時である。

（四）かねての御氣質　讒言中傷を嫌ふ光茂の氣質をいうたもの。（五四五、五四六參照）

（五）信濃　時の藩主鍋島綱茂。

五四九　鍋島光茂、御酌取が誤つてビードロ瓶を打破つた罪を問はず

右同。御參覲大阪御逗留中、（一）伊東大和守樣御出の時分、藥酒出し申し候。御酌取（二）遠藤六兵衞、（三）米兜羅瓶を脇差の鍔に當て打破り、御座無興にて候。六兵衞儀（四）差下すべき旨申上げられ候へば、「皆案じても見候へ。客人の前にて瓶を打破り、興をさまさせ申すべしと存じ候て、仕る者これあるべきや。私ならぬ誤は科に成らず候。」と差免され候由。

（一）伊東大和守　祐實。日向飫肥藩主。始め出雲守、元祿十三年大和守と改めた。鍋島光茂の女婿（光茂三女春姫は延寶六年三十三歲の時祐實の後室となつた）。本文は其の以後の事で、祐實がまだ出雲守であつた時代の事であらう。

（二）遠藤六兵衞　祖父物兵衞の代から召抱へられた。六兵衞は元祿十四年十一月、博奕殺害事件に加り、寺生害仰付けられた。時に年三十三。

（三）米兜羅瓶　ビードロ瓶、硝子瓶のこと。

（四）差下すべき旨　國元へ歸らすること。

五五〇　鍋島光茂、御目付言上の書附を見ただけで月箱に入れ燒捨つ

右同。公は何事にても筋々押出し候て申上げ候事ならでは、聞召上げられず候。御目付より言上の書附は、御近習頭取次ぎ差上げ候。御請取なされ、「そこ立ち候へ。」とて御近習頭御退けなされ、多分封の儘月箱に御入れなされ、御覽なされたる分にて、每歲暮、御燒かせなされ候由。

五五一　鍋島光茂、他人の妻を犯すとは初耳と密通者を重罪に處す

右同。先年密通事披露の節、御意なされ候は、「他人の妻を犯すと云ふ事、終に聞き及ばざる事なり。重科の者なれば仕置すべし。」と仰出され候由。

私に云ふ、（一）環翠軒式目の抄に、密懷の箇條に、「昔はありたる事にや、源氏物語にも見えたり。今はなきなり。」と書かれしなり。

（一）環翠軒式目の抄　環翠軒は清原宣賢。儒者で國學者であり、著に神代紀　貞永式目　職原抄等の各註がある。清三位入道環翠軒宗尤と號した。天文十九年歿。年七十六。式目は貞永式目。卽ち貞永式目の環翠軒抄の意。式目三十四條に、「他人の妻を密懐する罪科の事」がある。同書は『貞永式目諺解大成』と題し、元祿十二年の出版である。

五五二　鍋島光茂、祖父勝茂の嚴訓を守つて好きな歌道を隱密に學ぶ

光茂公御若年の時分、何事にても思召立たれ候御慰事は一偏に御はまりなされ候。御年寄何某、あれもこれも差止め申し候。何れ後々は害になるべしと存じ候て、差止め申され候。人並の御生附にてこれなく、一途に御傾きなされ候故にて候。御十九の御年より（一）御歌書御好みなされ候。これは御好み過ぎ候ても苦しかるまじと御心に任せ置かれ候。それ故萬事を御捨て、御歌書一偏に御貪著なされ候。此の事勝茂公聞召され、以ての外御立腹にて、きびしく御意見なされ、御歌書殘らず打越し、御屋敷にて燒捨てになり、年寄役兩人差遣され、光茂公へも二度御歌書御覽なさるまじき由、御神文仰付けられ候。「歌は公家の所作なり、武家に用なし。面々家職を捨て、何として國家相續成るべきや。唯武邊政道の事を心懸くべき事なり。」と、きびしく御意見にて候。それより御歌も御止めなされ候。數年過ぎ候てより、公思召附かれ候は、「政道を脇にし、歌道一偏の貪著を御制道なされ候祖父樣の御心入、御尤も至極に候。政道を專

らに心懸け、其の隙に歌道をもてあそび候事は、祖父様御存命にても差免さるべき事に候。さて又御先祖様方は亂國に御生れ合ひ、日本に名を御揚げなされたる御武邊にて候。適〻人と生れ、後々迄名を殘す事をせでは無念の事なり。然れども治世なれば武邊を以て名を殘すべき事叶はず、亂世ならば御先祖様に劣るまじきと思ふなり。今の時に名を殘すべきは歌學を遂げ、日本第一の寶、武家に於て（二）幽齋ならで類ひもなき古今傳授をいたし、一生の恩出にすべし。政道の障りにさへならずば、祖父様への申譯もこれあり、不孝にもなるまじ。さりながら御制道なされたる事に候間、隱密にすべし。」と、思ひ召しはまられ候てより御末期迄に、（三）古今御傳授相濟み、誠に例なき御事に候。又世上に御詠歌洩聞ゆべき事も深き御愼みにて候。幽齋傳授も一物殘り申し候由。公の御傳授は西三條家の正統にて、無雙の御秘書迄相渡され、御家に殘り居り候事、不思議の次第に候。正統の古今御傳授は、今仙洞様西三條家此の御方、此の三所に留り居り申し候由。

（一）御歌書御好みなされ　光茂は歷代佐賀藩主中で、最もよく和歌を嗜んだ。蠣久天滿宮（佐賀郡鍋島村）に連歌を奉納し、爾來佐賀藩の恒例となつた。（五三五參照）

（二）幽齋　細川幽齋。

（三）古今御傳授相濟み　古今傳授とは、『古今集』の難語を傳授する歌學の祕傳で、光茂は元祿十

三年五月、臨終間際に三條西實教から古今傳授を受けた。その使者は山本常朝であつた。まだ古今傳授が得られなかつた時、光茂に次の歌がある。

光茂公古今御傳授可被成由三條殿へ被仰入候得共御歌いまだの由申來り候ゆゑ御述懷いける世の思ひ出にせん言の葉をあはれいひしるひとふしもがな

五五三　鍋島光茂、亡父忠直五十年回忌法要を惠峯和尙に訊ぬ

興國院様五十年御回忌の節、惠峯和尙へ御弔の成され候樣御尋の事。

五五四　脊振山境界爭ひの勝訴に、鍋島光茂相手黑田氏を氣の毒がる

御參覲の大阪御逗留内、辨財嶽境公事御利運の段申來り候節、「（二）同役と云ひ、隣國の事なるに、（二）笑止の事。」と御意なされ候事。

（一）同役　黑田氏と長崎御番の同役をいふ。

（二）笑止　氣の毒の意。本文大阪逗留は元祿六年の事である。此の時、光茂が下々迄喜び騷がぬやう戒めた事が『寬元事記』に記されてゐる。

五五五　鍋島光茂、述懷を一首の和歌に託し脊振山國境爭論を嘆ず

右の公事邊、起り立ち候節、論地成さるべくと仰遣はされ候儀。扨又（二）御述懷御詠歌の事。

（一）御述懷御詠歌　脊振山爭論の際、光茂は元祿六年春、まだ繫爭中に、左の歌を詠んで述懷した。

くろをさへゆづりし御代もあるものを山をあらそふことのおろかさ

五五六　御城矢倉の烏を鐵砲で射中て得るか――大名衆と光茂との問答

御城にて、（一）御矢倉に烏附き居り候を、鐵砲にて中つべきやと御大名方御評判、公へ御尋ねの時分御取合の事。竹田聞書にあり。

（一）御矢倉に烏　光茂年譜『寛元事記』に、左の如く記されてゐる。

十二月十五日（天和三年癸亥御歳五十二）御登城成され候節、御殿に烏の附居るを大名衆、「右の烏鐵砲にて中るべしや。」など御話にて、「丹波守殿は御あて成さるべきか。」とありければ（御尋御名不詳）、御答成され候は、「外の所に居り候烏に候はゞ、中り申すべし。御殿に附居り候へば、中り中らぬの御答仕り難し。」と御申成され候に依つて、一言の御取合これ有る方これ無く、後に御尤もの御取合と、專ら沙汰これ有りたる由。

五五七　鍋島光茂、將軍世子不例の時、表敬の爲數日上下を脫がず

（一）德松樣御不例の節、御在國にて御上下召させられ、數日御座なされ候事。

（一）德松樣　五代將軍德川綱吉の世子で、天和三年閏五月二十八日五歳で早世した。此の時の事である。時に光茂五十二歳。

五五八　鍋島光茂の禁裡崇敬――大嘗會御再興の上表、皇大神宮代拜

（一）禁裡御崇敬の御心入の事。

（一）禁裡御崇敬　鍋島光茂は、夙に和歌を嗜み、三條西實教について遂に古今傳授を得た程であり、また中院大納言通純の女甘姫を娶り、特に公卿との往來があつた爲に、一入禁裡崇敬の念を

增したことと思はれる。『葉隱』には、之に關する詳しい記述はないが、主として光茂の言行を錄した卷五の中、「禁裡御崇敬の御心入の事」の一節があるのは、最も注目すべき事柄である。之について、『葉隱校補』に左のやうな說明があるので、その全文を揭げる。

禁裡御崇敬の箇條

一、貞享四年、東山院御卽位の節、二百餘年中絕致し居り候大嘗會御再興遊ばされたき旨、御內の御上表の處、同年十一月中卯日、目出度く御行事相濟み、翌元祿元年正月、御感の綸旨、有栖川幸仁親王より下され候事。

一、每年、寶祚悠久の爲御願、伊勢大神宮へ御名代相立てられ、御祓參り候へば、御頂戴の上、向陽軒御宮御納めなされ、且又時々叡感の旨御綸旨拜領なされ候事。

一、主上仙院崩御の節は、御國も御法事等遊ばされ候事。

一、天機伺の爲、獻上物等連々なされ候事。

其外、御詠歌 御文書等に顯れ候事枚擧に遑あらず。右首尾故、禁裡院中よりも、別けて御寵遇の由、綸旨 院宣 令旨等に相見え候。

五五九 酉の年江戶大火事の時、鍋島光茂夜中市內を巡見す

(一)酉の年大火事の節、夜中御巡見の事。

(一)酉の年大火事　明曆三年正月十八 十九兩日の江戶大火。

五六〇 鍋島光茂、長崎御番所に於て御番の大意を語る

長崎御番所に於て鍋島主水 鍋島官左衞門 千葉太郎助へ、(一)長崎御番の大意御物語候事。

（一）長崎御番の大意　天和二年四月の物語である。（五〇七・註五）

五六一　大火巡見の時、御供立の人數を一言に振分く

江戸大火事の時分御見廻に御出の時、御供立殘らず御供仕るべしと出立ち候を、御一言にて御分けなされ候事。右（一）九ケ條委細追て之を記すべし。

（一）九ケ條　五五三興國院樣五十年御回忌云々より五六一までの九項をいふ。

五六二　鍋島光茂、病中叔父和泉守の見舞に蒲團から轉び下りて會ふ

金丸氏話。御病中に（一）和泉守殿（後紹龍）御出で、御面談の節、御蒲團の上にて御會ひなされ候儀は慮外と思召し上げられ、御おりなさるべしと遊ばされ候へども、叶はせられず、御ころびなされ候て、御おり遊ばされ候へば、御氣色に當り、暫く御絶え入り遊ばされ候由。

（一）和泉守殿　鹿島藩主鍋島直朝。佐賀藩主鍋島勝茂の九男で、初名伊勢仁王　刑部大輔　茂繼と稱し、勝屋勘右衞門茂爲の養子、後鍋島忠茂（勝茂の弟）の子、孫平太正茂の養子となり、寛永十七年從五位下和泉守に叙任、名を直朝と改め、後實家佐賀本藩に復歸し、明暦年中藤津郡内二萬石を分知し、萬治三年鍋島光茂病氣のため、代つて長崎防備の任に當つた事がある。寛文十二年十二月九日隱居、寛永二年剃髪して紹龍と號した。同六年十一月十九日歿。年八十八。法名普明寺殿高岳紹龍居士。墓は藤津郡古枝村普明寺にある。前室は鍋島隼人佐茂貞の女彦千代。萬治三年七月廿三日歿。年三十三。法名壽性院殿圓成實相大姉。後室は花山院左大臣定好の女萬子姫で、後陽成天皇の曾孫女に當り、寛文二年五月入輿、寶永二年四月十日、八十一歳を以て山腹の

壽藏内に殁した。法名祐德院殿瑞顏實麟大姉。祐德稻荷神社は、萬子姫入嫁の時、父定好から授けられた同邸内奉祀の稻荷大神の分靈を勸請した社で、祐德院の法名に因んだ社號である。

五六三　鍋島光茂、「人に拜まるゝ位と思ふな」と世嗣綱茂に嚴訓す

綱茂公初めて御暇にて、（一）御父子樣御同然に御下國遊ばされ候。若殿樣初めて御下國と申し候て、在々の者も道の左右に罷出で、拜み上げ申し候。後に光茂公へ、「私通り申し候を、皆々拜み申し候。」と仰せられ候へば、「それは心入が入る事なり。我は人より拜まるゝ位などと存ずまじき」由、きびしく仰せられ候由。

（一）御父子樣　鍋島光茂　綱茂父子。綱茂は寛文十一年二月松平越前少將光通の女と婚禮、翌十二年三月六日初めて下國の暇を賜ひ、父藩主光茂と共に、同月十二日江戸發駕、四月十三日入國した。時に廿一歲。光茂四十一歲であつた。本文はこの時の事である。

五六四　鍋島光茂、病中床擦れで痛んでも少しも苦痛の色を見せず

御病中（一）御床詰出來候へども、終に御痛みなさると仰せられず、總體御苦痛の御氣色少しもこれなく、「機嫌はよいぞ。」とばかり、御意なされ候由。

（一）床詰　床擦れの意。

五六五　鍋島光茂、將軍通過の時は上下を着て居間から禮す

御在府中、（一）增上寺御成の時は、御上下を召し御居の間に御座なされ、御附人參り、唯今御通りと申上げ候へば、暫く御禮遊ばされ候由。

（一）増上寺御成　将軍の増上寺参詣をいふ。その通過の時、光茂は邸内の居間から禮をしたのである。

五六六　鍋島光茂、盆の寺参にも道筋を改めず、先祖の次第通りに参詣

盆に御寺参り遊ばされ候節、御道繰これなく、御先祖様御次第の通りに御参詣遊ばされ候由。

五六七　鍋島光茂、水戸黄門と交り深く、船問答に氣轉を利かす

光茂公水戸黄門様（光圀）と御間よく、節々御振舞に御出なされ候。或時、黄門様船の御話をなされ、「丹後殿は西國衆にて、殊に長崎御番御請取り候へば、船の事は、よく御存じあるべく候。いよ〳〵斯様にて候や。」と仰せられ候。公御答に、「斯様の委細の事迄、よく御存じ遊ばされ候。」と御會釋なされ候。「御歸りなされ候てより、知らぬ事ながら存ぜずとは云はれず、漸く間に合はせ候。」と、御話なされ候由。

五六八　徳川光圀、鍋島風は丹後守（光茂）限りと、鍋島元武に語る

金丸氏話。（一）水戸様、（二）紀伊守殿（元武）へ御話成され候は、「鍋島風は（三）丹後守殿限りと見え候。（四）攝津守似られ候へども、遙かに似劣られたり。其方などは旗本者ぞ。」と仰せられ候由。

（一）水戸様　徳川光圀。
（二）紀伊守　第三代小城藩主鍋島元武。
（三）丹後守　第二代佐賀藩主鍋島光茂。
（四）攝津守　第二代蓮池藩主鍋島直之。

五六九　鍋島直之、深夜潜かに浪人者數名を引見し、涙を流して告別す

（一）中西氏話。（二）攝津守殿先年江戸にて供立の者何事か候て、五六人浪人仰付けらるべき由、家老共申上げ候へば、「仕置なれば力に及ばず、その通りなるべし。さても不憫の事かな。さぞ難儀すべし。」と御落涙候ゆゑ、家老衆も落涙にて罷在り候。御側の者へ仰付けられ候は、「浪人者共罷立ち候時分、潜かに聞かせ候へ。」と仰含め置かれ候。今夜罷立ち候由申上げ候に付て、「さらば潜かに右の者共に、夜更け候てより小庭の中門を明け置くべく候間、小者にも知らせず、罷通り候様に。」と仰付けられ、夜更け候てより、皆々忍び候て御居間に罷通り候。「さて〳〵不憫の事かな。何として暮すべきや。仕置なれば我一人の了簡にも任せぬ事なり。最早老體になりたれば、其方共が歸參迄ながらへて又逢ふべき事不定なり。暇乞と思ひ召寄せ候。歸參間もあるまじく候條、隨分息災にて暮し候へ。命あらば又逢ふべし。」と仰せられ、御落涙候へば、皆立場も忘れ、泣き沈み罷在り候を、脇より、「時刻移り候。」と申し候に付て、漸

く立上り候由。

（一）中西氏話　中西喜兵衞興明。光茂時代、御歌書役を勤め、京都詰を命ぜられ、古今傳授について、三條西實教に折衝したが、元祿九年三月、山本常朝と交替して歸國した。寶永二年歿。年六十六。

（二）播津守殿　第二代蓮池藩主鍋島直之。初名千熊丸。直澄の子である。萬治三年十二月二十八日從五位下播津守に叙任され、寛文六年二月二十八月襲封、よく士民を憐み、治績大いに擧つた。寛永五年隱居して了關と號し、享保十年四月廿八日歿。年八十三。法名要玄院了關宗勇。蓮池宗眼寺に葬つた。

五七〇　鍋島直之、炎暑に牢屋を見、藩内の囚人を憫んで卽時出牢さす

御同人樣佐嘉へ御越、今宿御通りなされ候が、牢屋を御覽候て、「あれは何家か。」と御尋ね候ゆゑ、「牢屋にて候。」と申上げ候。「さて〳〵、この溫氣にあの内に居て、さこそ窮屈なるべし、不憫の事なり。」と仰せられ、御歸り候て、「我が内に牢に入りたる者はなきや。」と御尋ねなされ候。（一）「鹽田に兩人入れ置き候。」と申上げ候。「今日佐嘉の牢屋を見て思附きたり。殿樣の御仕置は成さるべき樣も無き事なり。我が内に左樣致し置き苦しめ候事勿體なく、不憫に思ふ間、早々出牢させよ。」と仰付けられ候由。

（一）鹽田　今の藤津郡鹽田町。蓮池藩の領地。

五七一　鍋島直之、父の死後に手習を始め、發着毎に先づ御靈屋に參詣

御同人様毎朝御手習なされ候。これは（一）義峯様御存生の時、「手習を仕り候へ。」と仰せられ候事忘れ奉らず、せめて御死後になりとも御心に叶ひ候様にと思召し候て、御習ひなされ候由なり。又御参覲の時は御靈屋へ御参詣、御存生の時御暇乞なさるゝ如く御詞仰せられ、直ちに御發足、御下國の時も直ちに御靈屋へ御参詣、御詞仰せられ候てより御入城の由なり。又先年誰かに御物語なされ候は、「最早よい年になり候間、隱居したく思へども家中の者が不憫にて、まだ勤めて居るなり。（二）甲斐守今少し年更け、家中憐愍の心など附き候迄と思ひ、延引する。」と仰せられ候由。

（一）義峯様　直之の父、蓮池藩祖鍋島直澄。
（二）甲斐守　第三代蓮池藩主鍋島直稔。直之の弟。

五七二

鍋島光茂息女の貞心、「不足の夫とて二夫に見ゆるは不義」

金丸氏話。（一）御仙様（二）土井大炊頭殿へ御祝言以後、光茂公仰せられ候は、「大炊殿の縁者になるべからず。そなた取返し、何方へ遣はすべし。」と御意なされ候。お仙様御返答に、「不足の人に添ひ候は恥になり申さず候。一度夫婦となり、女の方より離別し、又二度夫を持ち候事は不義にて御座候。重ねて思召しも出されず候様に。」と、屹と仰上げられ候由

（一）お仙様　佐賀藩主鍋島光茂の長女。寛文四年、十五歳の時、土井大炊頭利重に嫁し、同十二年六月二十五日二十三歳で歿した。法名縁樹院殿良嶽壽辰大姉。初め駒込吉祥寺に葬り、享保五年麻布賢崇寺に改葬した。

（二）土井大炊頭　利重。下總國古河城主で、土井利勝の孫。婚禮は寛文四年で、お仙様十五歳、利重十八歳の時であつた。

五七三　土井大炊頭夫人（鍋島光茂息女）、夫留守中の火災に燒死の覺悟

右同。（一）申の年大火事の時分、光茂公（二）柳原へ御見舞なされ候へば、早長屋に火懸り候。（三）「奥はどなたへ立退き候や。」と御尋ねなされ候へば、「未だ御内に御座なされ候。」と申上げ候。則ち御通りなされ、様子聞召され候へば、「附々の者共先程より立退き候様にと申し候へども、大炊殿御留守に女の屋敷を立退き候事は、本意ならずと存じ候に付て、燒死仕る覺悟にて罷在り候。」と仰上げられ候故、光茂公御同道にて御立退きなされ候由。

（一）申の年大火事　寛文八年二月一日の江戸大火。

（二）柳原　光茂の女婿土井大炊頭利重の屋敷。

（三）奥　大炊頭の室、光茂長女（前項お仙様參照）。時に十九歳。

五七四　鍋島直之、老後に辨天の法を修し、家中の者の家計安全を祈る

蒲原彌左衞門話。（二）了關樣辨財天を信仰あるべき由にて、祕法傳授の出家を御招き、辨財の法を行はせられ候。さ候て、「家中の者皆々罷出で、禮拜信心仕り候樣に。」と御申し候。その後仰せられ候は、「我は老命纔かの儀なれば、辨天に用事少しもなし。甲斐守家督以後、家中に（二）地三部を懸けて取上げ候。元の儘でさへ難儀の者共が何として續くべきや。頓て飢ゑ申すべしと存じ候へば、如何にしても不憫に候ゆゑ、歎きのあまりに辨天の法を修し、家中の者（三）內證續き候樣にと祈る事に候間、隨分信心をして呉れ候へ。」と仰せられ候由。

（一）了關樣　第二代蓮池藩主鍋島直之。（五六九・註二）

（二）地三部云々　家祿の三分を取上ぐること。

（三）內證　家計のこと。（三五九・註一）

五七五

親への孝行の爲、鍋島綱茂、京都聞番牛島源藏の罪科を問はず

（一）牛島源藏京都聞番、山本神右衞門御歌書御用に付て在京の時分、光茂公より御書の內に、「源藏事を目付共より言上致し候へども、何事にて候や、早打忘れ候。神右衞門もその座に居合はせ候とやらん申聞かせ候へども、何事にて候か忘れ候。とかく源藏事身持たしなみ候て然るべく候。」と仰下され候。その後綱茂公へ御目付中より源藏不行跡の段言上に及び候に付、召下され相改めらるゝ筈にて候。この段光茂公聞召さ

れ綱茂公へ仰入れられ候は、「源藏事我等慰方に持たで叶はぬ者なり。今度下り候上、改め候上にて國家の害にならぬ事ならば科を免し、我等へ呉れ申され候へかし。若し、其方氣に入らぬ事あらば、入道させて使ひ度き」由仰遣はされ候。綱茂公聞召され「さては左樣に思召上げらるゝ者にて候や。全く國家の害に罷成る事にて御座なく候。何事なりとも孝行申上げたく候。せめて斯樣の事なりとも思召に叶ひ候樣仕るべく候。彼者科詮議に及ばず、その儘京都に罷在り御用相調へ候樣申付くべき」由仰上げられ、相濟み申し候由なり。

（一）牛島源藏　名は直孝。初名源三郎　藤兵衞　與惣右衞門といひ、與惣右衞門家眞の次男で、勝茂の代に召出され、光茂の時に御歌書役　鐵砲頭　京都御留守居役等を勤め、元祿十二年隱居、翌十三年光茂逝去について、山本常朝と共に出家、正應一中と號し、松瀨山（佐賀郡松梅村）に隱棲した。正德五年五月九日歿。年七十二。

五七六　鍋島光茂　お仙樣　お春樣の乳兄弟

光茂公の御乳兄弟高山宇兵衞と申し候。召抱へられ候へども不行跡にて退轉仕り候。宇兵衞母は御國に納まり申され候由。お仙樣御乳兄弟太田良庵、お春樣御乳兄弟羽室清左衞門なり。

（註）此の項、或寫本には、「宇兵衞母、法名峯照院、正定寺に位牌これあり、宇兵衞子孫相知れざる由。元文五申八月太田喜內にて御知らせ仰下され候。」と書入がある。元文五年は、葉隱脫稿の享

保元年から二十四年後、田代陣基歿年の寛延元年より八年前で、脫稿後陣基又は後人の書入である事がわかる。本文は孝白本に據る。

五七七　鍋島光茂、父忠直の早世を偲び、疱瘡を親の敵として嫌ふ

光茂公御在府の時分、誰か御心安き御旗本衆御申し候は、「疱瘡をきびしく御嫌ひなされ候が、御大名様には差支へ申し候事御座あるべくと存じ奉り候。」と御申し候。公聞召され、言下の御返答に、（一）「親の敵と存じ候に付て、嫌ひ申し候。」と仰せられ候由。

（一）親の敵　忠直が疱瘡で逝去した事をいふ。

五七八　鍋島光茂略年譜（金丸氏寫）

光茂公　金丸氏より寫。

寛永九年壬申　御誕生。

同　十一年甲戌　御中剃並御袴着。

同　十二年乙亥霜月　初めて御内方より家光様へ御目見。

慶安元年戊子十二月二十二日　御元服、御一字御名字御免。

同　月二十五日　御前髪御取り。

同　二年己丑卯月十六日　御祝言。

同三年九月
同十月
承應元年壬辰正月十八日
同年二月
同年三月
同年五月
同年十一月
同二年癸巳六月二十六日
同年十月
同三年甲午三月二十六日
同年十一月
同四年乙未正月七日晚
同年同月九日晚
同年同月十日晚

お仙様御誕生。
光茂公御麻疹。
御老中仰請けらる。
勝茂様　光茂様江戸御發足。
上關に於て光茂様御疱瘡。
彦法師様御誕生。
光茂様御參府。
光茂様日光御參詣。
お岩様御誕生。
光茂様江戸御出立。
光茂様御參府。
ばゞ様　主殿頭殿　御内儀様此御方へ御嘉例御振舞。
山ノ手へ御振舞に御出。
酒井讃岐守殿へ御振舞に御出、御相客松平

承應三年二月朔日

同年四月四日

同年七月二十二日

同年八月十二日晩

同年九月二十九日

同年十月八日

同年十二月十三日

同月十四日

右衞門佐殿　黒田市正殿　大久保加賀守殿
松平山城守殿　丹羽越中守殿　道春の由。
初めて御鷹の鴈御拜領、上使下曾根三十郎殿。

右鴈御披、御噺子有り。

ばゞ様　光茂様へ雲雀三十宛御拜領、上使三十郎殿。

右御披。

亥子御祝に付御登城遊ばされ候様にと御奉書進ぜられ候。

朝鮮人御城へ御禮に付て御衣裝にて御登城成され候様にと御奉書到來。

勝茂様へ鶴御拜領の御禮の爲御老中へ御出。

右同御禮御登城。

明暦元年乙未二月三日
同　年三月四日
明暦二年丙申二月五日
同　年二月
同　年八月
同　年十二月二十三日
同　三年丁酉正月二日
同　月十九日
同　年二月十八日
同　月十九日

鴈御拝領。
右御披。
お仙様御紐解。
お春様御誕生。
彦法師様御袴着。
勝茂様御参勤の節御禮物光茂様御名代にて上る。
御登城御流御頂戴。
大火事に付光茂様御二方様御子様方青山へ御移。
勝茂公御煩に付上使阿部豊後守殿御出、則ち御禮の爲祖尾備前守殿御同道にて光茂様御登城。
御家督の儀に付岡部内膳正殿同丹波守殿和泉守殿御城へ召出され仰渡され候

同　年三月朔日
明暦三年五月四日
同　月十六日

同　月二十六日
同　六月十三日
同　月十六日

に付同晩御禮の爲御登城。
御家督御禮の爲御登城。
青山より麻布へ御移。
御老中へ御出、但御忌明けさせられ候に付て。
御鷹の鷁五御拝領。
右御披。
御嘉祥に付て御登城初めて御着座。

是迄

五七九

鍋島光茂、御供家老に「新國守綱茂の事を申上げず」と誓はす

光茂公御隱居以後、御參勤の御供御家老色々御相談の上、中野數馬（是水父なり、利明）仰付けられ候。御發足前に、數馬御用の由にて、光茂公御前に召出され、誓詞を仰付けられ候。（前書を中島善太夫讀み聞かせ候樣に。）と、仰付けられ候。その趣は、「某儀（一）信州樣御若年の時分より附き奉り候に付て、信州樣御身の上委細心得罷在り候。この以後信州樣御身の上何事によらず、（二）丹州樣へ申上ぐまじく候。

若し相背き候はゞ。」との趣なり。文段は相知れず候。數馬落涙仕り、「さて〳〵有難き御心入にて御座候と、憚りながら感心し奉り候に付て、覺えず落涙仕り候。」と申上げ候由。御前に居合はせ候人の話の由。

（一）信州樣　鍋島信濃守綱茂。
（二）丹州樣　鍋島丹後守光茂。

五八〇　三家經緯、中野將監の忠節「諫言は内密に、殿の惡事は我が身に」

（一）先年、小城蓮池鹿嶋御三人の御方へ、公儀より御役等仰付けられ、獻上物等御並の通り、段々差上げられ候。格に相成候。其の時分、綱茂公御部屋住にて御在府成され、右の段聞召され、御格式相違に相成り候。儀仰達せられ、御國許へも相聞え、光茂公より御三所の御方へ御取合ひ御座候へば、（二）不合點の返答これあり、以ての外むつかしく不和に成行き、御家老中夜晝御詮儀候ても埒明き申さず候。其の時（三）中野將監唯一人御前へ罷出で申上げ候は、「頃日より御三人の御衆御取合ひ、今に相濟み申さず、不熟の上は御家の大事にも罷成るべくと存じ奉り色々了簡仕り候。夫れに付き、私存寄御座候を申上ぐべく候。私儀御懇に召使はれ、子供迄銘々御知行下され、御厚恩身に餘り申し候。私へ御知行下され候よりは、子供へ御知行下され、御懇に

召使はれ候が、別して有難く存じ奉り候。是は親子の道かと存じ奉り候。さ候へば、御三人の御事をよく〳〵了簡仕り候へば、(四)公儀の御三家、他方の分知とは違ひ申し、(五)勝茂様御子様公儀へ御勤め成さるゝ迄の事に候へば、御三人はいつ〳〵迄も御子様方と思召され、御前には信州様御同前に思召上げらるゝ筈に候。御三人公儀前よく候とて、御家の害に成る事はこれなく、結句御威光にて候。此の根元に了簡行違ひ候て、御三人の衆御上の首尾よく候事を御立腹成され候に付て、御三人の衆御情なき儀と御憤り、御互に悪事を見出しくらべに成り申し、此の末何と納り申すべきや相知れず候。(六)泰盛院様御代迄は、御三人へ相附けられ候者も、御用の節は直に御前に罷出で、御礼日御祝事などの時、少しも御取分け成されず御懇に成され候。近年、(七)又家中と候て御阻て成され候に付て何れも不気味に存じ、佐嘉を立退き申し候。斯様の事共にて、御主人も御憤り出来申し、其の上御三人の衆、上前首尾よく候を、御立腹成され候ては、御不合點の筈に候。然れば御非儀は此方より始り申し候。然れば唯今の成され様は、(八)加州を御呼び成され、御面談にて仰せらるべく候は、扨々我等無調法痛み入りたる事に候。若き者共の何かと申し候に、年寄りたる者同意し、何かと双方の非儀を言ひ募

り、言語道斷、是は我等一人の無調法にて候。實に誤りを知り候。此の上は何れも信濃守同前に一和致し、國家相續の所頼入り候。其方（九）年役に候間、餘の者共へも此の旨申聞けられ得心させ給はるべく候。信濃守へは我等より申聞かすべくと仰せ聞けらるべく候。必定加賀守殿感心にて無事に罷成るべく。」と申上げ候。光茂公、不圖御得心遊ばされ、「尤も至極、我等誤りにて候。加賀守迎には、其方罷越すべき」由仰付けられ候。將監存じ候は、此の半ばに候へば、小城へ罷越し候ても加州御面談有るべき儀不定に候。女房共續きもこれあるに付て（一〇）深江藤右衞門を先達て小城へ參り候樣に申聞け、將監罷越し候御用は、加州樣殊の外御大慶遊ばさるゝ儀にて候間、御面談成され候樣に申上ぐべき旨申含め遣はし候。さ候て小城へ罷越し候へば、早速御面談にて候故、（一一）丹州樣御直に仰達せらるゝ御用御座候間、一兩日中佐嘉御越し成され候樣にと御意御座候。御用の筋は何とも相心得ず候へども、御双方御大慶成さるる儀にて御座あるべく存じ奉り候。」と、申し候に付て、何日に御越しなさるべきとの御返答にて、將監は罷歸り候。其の日になり候へば、（一二）紀州も御同道にて、「自然其方も承る事にてもこれあるべく候間、西ノ丸に控へ居り候樣に。」と御申付け、加州は御城に御出成され候。光茂公御面談にて、「頃日より三人に對し何かとむつかしき取

合出來、今に相濟ます候と承り候。よく〳〵了簡申し候處、畢竟我等實に誤り候。」と、仰せ初められ、一々仰せ碎かれ候に付て、加州樣頻りに御落涙、「最早末まで仰せらるまじく候。さて〳〵有難き御心入、篤と合點仕り候。年打寄り候某罷在りながら、若き者共に斯樣の儀を申させ候儀、某の無調法此の上御座なく候。某請取り申し候間、少しも御心にかけさせらるまじく候。紀伊守も召寄せ置き候。迚もの儀に、彼者へ、御直に仰聞けられ下さるべく候。」と御申し、早速紀州御出で、委しく御聞き候上にて、加賀守殿（一三）牛王を御乞ひ、御前にて父子血判誓詞成され差上げられ、忽ちに無事に相成り候由。

此の事御前に申上げ候段、將監終に他言仕らず、偏に御前の思召寄に仕成し申し候。實に忠臣の心入にて候。此の儀（一四）常朝へ密談の由、正德三年十二月七日（一五）安住にて潛かに物語承り候。此の序に、「總じて器量の奉公人、智慧深く御意見など申す人は、我が手柄に仕成し、殿には恥をかゝせ申す事、古來より數多見及び申し候。御意見などと申すは、殿の思召寄にて、御自身思召置かれ候と、皆人存じ候樣に密々に仕り、殿の惡事は我身に引被り候こそ、御譜代の士の覺悟とは申すべく候へ。（一六）中野內匠、有馬一番乘をも隱し置き候。又右の通り御味方の者一人にて

潜かに申上げ候時は、御得心遊ばさるゝ筈に候。扨又御三所の事、古老の評判には末々御家の崩れ申すべきは、三所の不熟よりにてあるべし。」と申し候由。古老の士の物語には、勝茂公御代には、御三人の衆御子様方にて候へば、御取分け遊ばされず、（一七）若殿様御四人御座候様子にて候故、御家の御威光と相見え候。何れも御城内の屋敷々々に御座候て、相附けられ候衆、小城には直茂公御取立の名士、蓮池、鹿島にも御頼み切りの衆數人相附けられ、御家の骨切り侍共にて、御城を取廻し住宅致し、勝茂公へ申上げ候儀これある節は、御次へ罷通り、御用御座候と申上げ候て御前へ直に罷出で、扨又役儀御使者等多く入り候時分は、何もかも御用仰付けられ、御祝儀事御禮日等にも御家中都合打込み、少しも御取分け成さるゝ儀これなく候て、一味に召使はれ候。然る處に勝茂公御卒去、光茂公御代になり、江戸御育立にて、御家の古き事共御存じ遊ばされず、年寄岡部宮内は江戸旗本浪人、相良求馬は御取立の人にて、御家風相心得ず、高傳寺（一八）月堂様御靈屋をかゝへ直し、血にて仕切り、御三人を公儀御三家の格に仕成し、三家と名を附け、附々の衆を又家中と取成し、御城へ罷出で候時分も、御式臺などに待たせ、宮内求馬は少々にては面談も仕らず、諸事に付き、隔出來候に付て、御三人附の者共立腹致し、「御家の御譜代、御國を取固め

候は此方共にて候に、新參の者共に蹴下され、是非に及ばず候。二度御城へ罷上らず候」などと憤り候て、皆々佐嘉を立退き、御主人方も御在所々々へ御引取り、月堂様御靈屋を宗智寺に引取り、其の後隔心出來、殿様を御本家と唱へ、御主人方を殿様と申し候て、別旗立て申し候。他家の内分、分地などと申し候とは様子違ひ、勝茂公思召入にて成されたる儀相違ひ候段、歎かはしき由申し候に、近年又々純熟の様子に相見え、目出度き御事と物語にて候。又（一九）古山本神右衛門話に、「小城御家中は直茂公の御頼み切りの衆にて候。追腹數人、其の後も段々相果て、昔の衆漸く半分生き殘り申し候。此の半分は殿様御家中殘らずとくらべ候ても、中々及ぶまじく。」と申され候由。同席にて話なり。

（一）先年小城　蓮池　鹿島御三人の御方へ　佐賀鍋島藩の三支藩である小城　蓮池　鹿島三藩の江戸幕府御役は、小城は元祿五年五月元武の上野御法事公家衆御馳走役、蓮池は同十二年二月三日直之の勅使御馳走役、鹿島は同十三年五月十五日直條の鍛冶橋御内番に始つてゐる。元祿五年は中野將監切腹の三年後であるから、本文は「獻上物等御並の通り」云々が始めて仰出された天和三年の事であらう。

（二）不合點の返答　三支藩が御格式相違に反對した事。

（三）中野將監　正包（一七・註三）。此の頃御年寄役で、天和三年は逝去六年前である。

（四）公儀の御三家　幕府と尾張　紀伊　水戸の御三家との關係が佐賀本支藩の關係と異なるをい

ふ。

（五）勝茂樣御子樣　小城藩祖元茂は勝茂二男（異腹）、蓮池藩祖直澄は同五男、鹿島藩祖直朝は同九男で、何れも分知ではあるが一家同樣の關係であるとの意。

（六）信州樣　第三代佐賀藩主鍋島綱茂（光茂の子）。

（七）又家中　陪臣の意味の差別的稱呼。

（八）加州　第二代小城藩主鍋島直能。

（九）年役　年長。此の時（天和三年）直能六十二歲。

（一〇）深江藤右衞門　氏方。與三兵衞重弘の三男で、入道して藤入と號した。重弘妻の妹は將監妻の祖母に當る百武善左衞門兼久の妻で、將監の妻は氏方と從兄妹半の遠緣である。

（一一）丹州　光茂。

（一二）紀州　第三代小城藩主鍋島元武（直能の子）。

（一三）牛王　牛王寶印の略で、寺社より出す符印。紀州熊野の牛王は古來誓紙に用ひ、これを燒いて共に呑み、盟約の證とし、又一般に牛王を厄除の護符ともした。（五九〇參照）

（一四）常朝へ密談　中野將監自ら山本常朝に密談した事。天和三年常朝二十五歲である。

（一五）安住　佐賀市外北川副村木原。その頃、安住（今泉）寶珠庵に梁山和尙（九〇・註一）が居つたから、多分常朝が同庵を訪うた時の話で、田代陣基も同席してゐたと思はれる。この時常朝の草庵は大小隈にあつた。

（一六）中野內匠有馬一番乘　中野茂利（神右衞門清明の子、重澄の兄）が榊原飛驒守父子と共に一番乘をしたが、それを現はすと榊原父子の手柄を褒書する事になるので、中野一門末々迄堅く他言せぬやうに申し殘し、石井彌七左衞門兄弟に一番乘の功を讓つたといふのである。

（一七）若殿樣御四人　本藩忠直　小城元茂　蓮池直澄　鹿島直朝の兄弟をいふ。

（一八）月堂様　小城藩祖鍋島元茂。

（一九）古山本神右衞門　常朝の父神右衞門重澄。

本文の記事に事實相違の點がいくらもある事を『葉隱校補』に指摘し、「筆の抑揚等にて此の如きか」と評してゐる。尙三家格式については、天和三年正月廿六日、光茂が和泉守直朝　加賀守直能の兩人を御本丸に招き、神代左京直之（勝茂十男）と四人で吟味の上、中野將監を小城へ、木下五兵衞を鹿島へ使者に遣はしたことがあつた。かくて同年二月二日三家格式に關する左の覺書が作成された。

覺

一　銘々從以前之誓詞書物竝家來共よりの誓詞代々有相違間敷事
一　出陣方ハ不申及當時長崎一通其外差圖聊相違爲間敷事
一　國中之掟法度銘々家來共並私領下々迄堅可相守候事
一　國中掟之制札銘々於私領自分被相建間敷事
一　他家と有緣組間敷事
一　銘々私領海川道筋諸獵方其外新儀有之節此方ゟ可有相談事
一　銘々家來在佐嘉拔又時々之禮法疎略無之樣可被申付置事
一　他方之者を召抱候節此方可被相屆事
一　銘々家中家老分之者並由緒有之而我等兼而存候者切腹被申付候半ハ以後とも此方可被相屆事

右は國家掟候條相違有之間敷事

一　銘々隱居之御禮之事
一　官位之御禮之事

一　著座案内使者之事
一　御誕生其外公儀差立たる御祝儀之節並次第可被相勤事
一　屋敷抔望之節直に被相願可然事
一　従公儀仰渡有之節銘々家來直に差出可被承候尤國家に懸候儀は此方可被相届候事
一　諸節供勤之儀我等も心を寄せ申候條並次第可然事
一　公儀ゟ差上候使者並獻上ハ並次第可然事
　右之類被差免候事
一　隠居家督之事
一　官位之事
一　參勤並御暇之事
　右ハ此方より相伺儀候條可被得其意事

五八一　鍋島光茂、息女に鍋島の家中は「不男が名物」と諭す

（一）お春様御祝言　（二）脇、御長屋へ御出でなされ、人通り御見物なされ候。江戸御旗本衆、御大名方御通り、御行列立派にいかめしく候を御覽なされ、何かと御評判なされ候處、光茂公御通り遊ばされ候。何方の供廻りにくらべ候ては、中々不行儀に男振りも衣裳も劣り候に付て、殊の外御不氣味に思召され候。其の後光茂公御出でなされ候に、仰上げられ候は、「頃日長屋より人通りを見物仕り候處、何方の供廻りは殊の外立派に御座候。御まへ様御供廻りは散々見劣り、口惜しく御座候。屹度仰付けら

れ候様に。」と、殊の外御せきなされ、御涙ぐみ仰せられ候。光茂公聞召され候て、「其方などが知る事にてはこれなく候。」と計り仰せられ候故、「如何様の仔細にて御座候や。」と御尋ねなされ候。光茂公仰せられ候は、「云ひても合點に行くまじく候へども、餘りせき候間申聞かすべく候。他方の供の者は見掛けよき男を選み、寸尺に合はせ、見場一偏に取集めたる抱者にて候。それ故何事と云ふ時は、主をも見捨て逃ぐる者共なり。我等が家中は譜代相傳の者共ばかり故、見掛の善惡も構はず、在合はせ候者共を供に連れ候故、見物所はこれなく候へども、自然の時は一足も引かず、主のために命を捨つる者計りにて候。此方の家は不男が名物にて候。」と仰せられ候由。この事は（三）井上市五郎母「御前に罷在り、承り候。」と話にて候由。右同日承り候なり。

（一）お春様　光茂三女、母は柳線院。日向飫肥藩主伊東出雲守祐實の室。元祿六年五月廿三日歿。年三十八。法名槐巖院殿慈陰貞涼大姉。婚禮は延寶六年二月十五日である。

（二）脇　場所でなく、時間的に用ひられた語。際、當時、場合などの意。

（三）井上市五郎　名は長政。孫之丞長治の子。足輕組頭を勤め、寶永二年四月歿した。

五八二　鍋島光茂、江戸大火事の時最後まで踏留つて防火に努む

（一）申の年の大火事の時、（二）櫻田御屋敷に火懸り候を、取消し申すべくと仕り候

處、光茂公御意なされ候は、「大名衆屋敷皆燒け候處、此方屋敷計り消し留め候事無用に候。その儘にて燒き候へ。」と仰せられ候。さ候て、(三)御父子樣御出でなされ候。諸方燒け塞がり申し候。(四)中野數馬罷出で、「某御先乘仕るべし。」と申し候て、乘り廻り申し候。數馬儀、江戸詰中、隙の時は道筋の詮議仕り、每度見分に罷出で、兼てよく案內存じ居り候。この時、御先乘の働、其の時分摩利支天と申し候由。翌夜明に、漸く(五)麻布御屋敷迄御越しなされ候。然る處、又々出火、麻布御屋敷に火懸り候に付て、「此の度は何れも精を出し消し留め候樣に。」と仰出され候。若殿樣は長屋の屋根に御上り、御采配にて御下知なされ候。光茂公御覽なされ、「見苦しき仕方にて候。」と御叱り遊ばされ候。御家に火懸り、諸方燒け塞がり候に付て、「最早手に及び申さず、御退道あぶなく候間、早々御退き遊ばされ候樣に。」と、度々申上げられ候へども、御退き遊ばされず、「命限りに防ぎ候へ。」と御下知に付て、下々ども燒疵にて燒死に申し候。其の時相良求馬罷出で申上げ候は、「下々ども段々燒死に手負ひ申し候。御慈悲に御退き遊ばされ候樣に。」と申上げ候に付、「さらば御退き遊ばさるべく、」と仰せられ候へども、早御門々々燒け塞がり申し候。その時御步行野中杢兵衞刀を抜き、塀を切破り、總人數取懸り、塀を押倒し、石垣の上より、御兩殿樣ながら御

馬を御飛ばせなされ候て、御退き遊ばされ候由。

（一）申の年大火事　寛文八年二月一日の江戸大火。（五七三参照）
（二）櫻田御屋敷　江戸鍋島屋敷の一。（七二五・註一）
（三）御父子様　鍋島光茂　綱茂父子。
（四）中野數馬　利明。時に四十一歳。
（五）麻布御屋敷　（七六一・註一）。

五八三　鍋島直之、幕府の勅使接待役に律儀を示し手厚く會釋さる

一とせ（一）攝津守殿へ公家衆御馳走仰付けられ候。何方へ仰付けられ候節の聞合はせ共これあり候内、武家の家來不調にて、公家の御家來に取合ひ候ては、間遖れの事のみこれあり候に付て、御馳走方前々より致し附け候者を一兩人御雇ひ候て、其の者に御任せ候がよく候由に付、兩人御雇ひ候。攝津守殿は平生の御律儀の儘に、唯御禮儀を深く成され候に付て、公家方御迷惑にて、御手を御突き御會釋成され候。右馳走人内意申し候は、「今度の御役は、別けて御首尾宜しく候間、御心遣成さるまじく候。公家方より武家に手を御突き候御會釋は終にこれなき事に候。頃日御供の衆に、今度の馳走人は殊の外時宜深き人にて候。必ず慮外など仕ちざる樣にと仰付けられ候。」と話し申し候由。浦原彌左衞門話なり。

（一）攝津守殿へ云々　元禄十二年二月三日蓮池藩主鍋島直之が、幕府から勅使接待役を命ぜられた事をいふ（五八〇・註一）。赤穂城主浅野内匠頭の吉良上野双傷事件の前年である。

五八四　鍋島光茂隠居後附属の什物を望まず御年寄を戒む

光茂公御隠居脇、青山御屋敷にて御年寄中島善太夫、江副彦次郎より御隠居附人数書附御目に懸けられ候處、以ての外御立腹成され、「國家を附属したる上は、何が隠居の物あるべきや。然れども事缺くに付て、信濃守が者を當分借りて濟む事なり。隠居附と名を附け、仕分け候に付て、早父子の間に隔が出來て宜しからぬ事なり。父子の間隔て候様に仕成し候儀不屆至極。」の由にて、きびしく御叱り遊ばされ候。其の後御譲り御道具度々に請けられ、御意候に付て「一式目錄にて濟まし候様に。」と仰出され候て、殘らず遣はされ候。其の内、「御譲り御懸硯は御家一大事の御譲り御相傳これある事に候。御兩殿様御隙の節御直傳遊ばされ候てより、遣はさるべく候間、殘し置き候様に。」と仰付けられ、追て御國許にて御相傳御座候由なり。又青山御在府中、御道具等何にてもこれなく候故、御客などの時分は、時々櫻田より取寄せ申され候。御書物の外には、何にても御貯へ遊ばされ候儀御座なく候由なり。

五八五　鍋島光茂逝去の時、願に依り或は自分に出家した人々

光茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人數（落髪半髪末に記す）。

牛島源藏（一中）山本神右衞門（常朝）江口幸左衞門母御局（清印）嬉野九郎左衞門姉（妙雪）增田藤次左衞門母（慈俊）木塚市之允姉（桂室）小森九兵衞姉（空月）石井久彌（道閑）右久彌は願奉らず候處、後日仰付けられ候て出家仕り候。

自分に出家仕り候人數。

野田元右衞門（捨入）（是は御遺言の通り最前は落髮仕り、隱居以後出家仕り候）松崎彦右衞門同女房中島善太夫前山又兵衞三谷如休同女房野口宗慶女房牛島源藏女房山本神右衞門女房御臺所男（直禪）。

鍋島本庄の百姓五人剃髮十德著仕り候。鍋島村兩人今泉忠左衞門（法名元眞）同名新右衞門（法名元亨）本庄村三人山田形右衞門（法名道香）近右衞門（法名覺圓）御厨利左衞門（法名宗賢）。

五八六　鍋島直之、高傳寺に參詣、供の者を休息させようと態と長話す

（一）了關樣或時、高傳寺御參詣なされ、出家衆へ色々御話なされ、（二）唐茶御好き、豆腐煮〆御好きなどと仰せられ候に付て差出し、暫らく御休息なされ、御立ちの節、「長話を仕り、いづれも御退屈にこれあるべく候。さりながら供の者休息させ候。」と仰せられ候由。高傳寺出家話。

（一）了關様　蓮池藩主鍋島直之。
（二）唐茶　蓋のある茶碗に茶を入れ、熱湯を注いで飲むもので、支那風の煎じ方である。

五八七　小倉女晝夜心身を碎き、片時も離れず幼君光茂を養育す

（一）忠直公御卒去の時、（二）翁助様四歳になられ候。御幼少に候へば、勝茂公御家督（三）甲州様へ進ぜらるべくと、御夫婦様御相談にて、先づ（四）惠照院様を甲州様へ御婚禮なされ候。其の時上﨟（五）小倉殿（元來下總守殿御一門なり）鬱憤にて御供仕らず、翁助様御養育に夜晝心を盡し、片時も離れ申さず、御食事は干物の御汁、花鰹の外には何にても上げ申されず、一人にて守り立て申され候。然る處、甲州様御取立の儀、御家中上下共に合點仕らず、様々詮議仕り候に付て、（六）美作殿態と江戸罷越され、「翁助様を差置かれ、甲州様御取立の儀、御家中合點仕らざる」由申上げられ候。勝茂公聞召され、「尤の儀に候へども、我等餘命なく候へば、幼少の嫡子にては長崎御番相濟むまじくと存じ候」由仰せられ候。美作殿申され候は、「夫れは翁助様御物立遊ばされざる節は、甲州に御讓りなさるべく候。御家中請合ひ申さゞる儀は、何分に思召され候ても相叶はざる」通り申上げられ候に付て、御納得なされ候。然れども御前様思召入共候て、御老中御招請なされ候。其の前日（七）紀州御出で、小倉殿召出され、「翁助殿御

爲にて候間、明日御座へ、不圖翁助殿を懷き候て罷出で申すべくや。定めて御立腹にて科をも仰付けらるべく候。」と仰聞けられ候へば、「素より一命を捨て罷在る」由請合ひ申され候。翌日は酒井讃岐守殿（一說に土井大炊頭殿）初め御老中御出で、御夫婦樣御孟事相濟み、讃州孟御控へ候時分、甲州樣御呼出しなさるべくと仰せ談じ置かれ候處、紀州相圖なされ候に付、小倉殿御座へ罷出で、翁助樣を御目に懸けられ候。紀州御差寄り、「肥前守忘れ形見にて候。御目に懸け置き候間、御孟下され候樣に。」と御申し候に付、御老中方御悅び、「斯樣の御子御座候事終に承らず、扨々目出度き御事、よき御世繼にて候。」と仰せられ、御孟事相濟み申し候。此の上は御夫婦樣にもなさるべき樣これなく、御議定なされ候。小倉殿心氣を碎き御意見申上げられ候に付て、翁助樣御成人の後も、何樣の儀を仰せられ候ても、「小倉殿叱り申され候。」と申上げ候へば、御留り遊ばされ候。何方へ御振舞に御出での時分は、小倉殿相附き罷越し、御膳の向に据わり居り候て、袂より花鰹を出し、餘の物は何にても上げ申されず候。御養育よく候故、御達者にならせられ候由なり。

小倉殿老後に、食物衣類等の儀迄光茂公御差圖なされ、朝夕の料理百疋宛に定められ、其の外種々拜領數限りなく候。夫れを皆以て御祈禱の爲に擲ち申され候由。（八）藤本

宗眞の養母なり。（小倉殿寺唐人町一向宗（九）妙念寺、慶安二年己丑八月十六日死去。）

（一）忠直公　勝茂世子。（四一三・註一）

（二）翁助樣　忠直の嫡子で、第二代佐賀藩主鍋島光茂の幼名。（五五・註一）

（三）甲州樣　勝茂の五男、第一代蓮池藩主鍋島直澄。初名千熊丸　右馬介　中頃加賀守。寬永十二年十二月晦日從五位下甲斐守に任ぜられ、同十四年島原の亂には父勝茂名代として征討の軍に從ひ、十一月十四日江戸發駕、十二月三日佐賀着城、五日早津江を出船して神代に渡り、鍋島勢を率ゐて原城に迫り、次いで父勝茂と共に翌十五年二月二十七日一番乘の殊勳を立て、二十八日原城陷落した。寬永十六年、佐賀藩主勝茂佐賀　神埼　藤津　杵島　西松浦五郡の地より三萬五千六百二十五石、後又一萬七千石、合計五萬二千六百二十五石を割いて直澄に與へ、居を蓮池に定めしめた。同十八年、上意によつて亡兄鍋島忠直の室（松平下總守忠明女）を娶り、晩年領地藤津郡鹽田に別館を設けて往來し、寬文六年隱居、剃髮して義峯と稱し、同九年三月五日鹽田に於て歿した。年五十五。法名正獻院殿義峯宗眼居士。蓮池宗眼寺に葬つた。

（四）惠照院樣　鍋島直澄室。初め鍋島忠直に嫁し、忠直歿後寬永十八年直澄に再嫁し、夫に先立つて正保二年正月二十七日歿した。年二十九。法名惠照院殿心月妙泉大姉。大和郡山藩主松平下總守忠明の女。佐賀藩主鍋島光茂の生母である。

（五）小倉殿　河內の人藤本誓宗の女。惠照院の伯母で、惠照院が忠直の室となつてから上臈として之に仕へ、忠直逝去の後、忠誠一途、心血を注いで幼君光茂を養育した。恰も將軍家光の乳人春日局に比すべき賢婦人である。（六一〇、六一九參照）

（六）美作殿　多久美作守茂辰（四八・註三）。此の項、『葉隱校補』には、「忠直公御卒去寬永十二年より、甲斐守殿へ蓮池領地拜領同十七年迄の間美作守茂辰江戸龍登候儀無之。」とある。

（　）紀州様　第一代小城藩主鍋島紀伊守元茂。（四二三・註二）

（八）藤本宗眞　名は良昭。小倉女の兄藤本久兵衞重良の次男で、小倉女の養子となつた。天和二年三月二十四日歿。

（九）妙念寺　佐賀市大財町愛敬島にある。（六一九參照）

五八八　鍋島光茂時代の加判家老

光茂公御代加判御家老相良求馬　生野織部　鍋島彌平左衞門（後に御家老の家に仰付けられ候）中野數馬　原田吉右衞門。

五八九　鍋島光茂時代の傅父

同御傅父納富九郎兵衞。同御年寄　馬渡市之丞　副島五左衞門。此の兩人御部屋住の時分相附けられ候。勝茂公より蟄居仰付けられ候。殘りは末に記す。

五九〇　鍋島元茂、臨終に牛王を呑んで子直能に本家一味を誓はしむ

（一）紀州御病氣の段、光茂公御參覲の御道中にて聞召され、道中御急ぎなされ、（二）旅籠食を召上がられ候。大石小助申し候は、「平生の御物嫌ひとは違ひ申し候」由。右の通り御急ぎなされ候へども、御着前に御死去なり。（三）加賀守殿は御死去前に御着なされ候。紀州御悦び、「頃日より夜晝相待ち候は、別の事もなく候。浮沈共に（四）丹州に一味同心仕るべくと、我が目の前にて誓詞をいたし、（五）牛王を燒き、呑みて見せ候

へ。」と御申し候。「其の段は御心安く思召さるべく候。日來の覺悟に御座候。」と卽ち血判誓詞なされ、牛王を燒き、呑み候て御目に懸けられ候へば、「安堵なり、外に言ひ置く事はなし。」と仰せられ、頓て御死去の由なり。

（一）紀州御病氣云々　小城藩祖鍋島元茂。元茂は承應三年十月中旬から江戸御屋敷で發病、十一月十一日朝逝去した。光茂は十月廿三日佐賀發參覲、十一月十一日の午頃着府し、臨終の間に合はなかつた。

（二）旅籠食　はたごしよく。在合はせの旅籠屋の飯をいふ。光茂は平生潔癖で、食物にも物嫌ひがあつた。

（三）加賀守　元茂の子鍋島直能。本文「御死去前に御着」は誤で、『元茂公年譜』によると、國にあつた直能の許へ元茂病氣の飛脚が立ち、直能は早打をもつて發駕したが、途中筑前飯塚で元茂逝去の早飛脚に出會うた、直能は承應三年六月十九日將軍に御暇、程なく下國したのであるから、この物語はそれ以前在府の時の事であらう。

（四）丹州　鍋島光茂。

（五）牛王を燒き云々　『葉隱校補』には、元茂 直能父子誓詞の事はない、と記されてゐる。（五八〇・註一三）

五九一

紀州侯德川賴宣、鍋島光茂と面接家督相續の祝儀を述ぶ

光茂公御家督御相續の御禮として方々御廻りなされ候節、（一）紀伊樣へ御出でなされ候へば、取次の衆申され候は、（二）「丹後守樣御出でなされ候はゞ、御目に懸かるべく候條、奥へ御通りなされ候樣に。」と申付け置かれ候。公御通りなされ候處、卽ち

御面談なされ、御吸物出で御盃事の上にて「今度御家督御相續、一入目出度く存じ候。御手前には御年若、御存じあるまじく候。拙者儀（三）信濃守殿御内方と同部屋にて育ち候に付て、別けて御心安く存じ候。御夫婦御大慶たるべくと存じ候。御祝儀申し候段、御心得仰達せられ候樣に。」と仰せられ候由。御門外にて御駕籠に召させられ候節、右の趣（四）百武伊織へ仰聞けられ、卽ち御夫婦樣へ仰遣はされ、御禮これあり候由。

（一）紀伊樣　紀伊權大納言德川賴宣。（德川家康第十子）
（二）丹後守樣　鍋島光茂。
（三）信濃守殿御内方　鍋島勝茂室高源院。岡部内膳正長盛の女で家康の養女として勝茂に嫁した。德川賴宣より十四歲年長である。（六一二參照）
（四）百武伊織　兼久。（四〇一・註一）

五九二　御家には相傳の軍法がある、他家の軍法稽古は無用

綱茂公御若年の時分、（二）北條安房守殿御弟子にならせられ、軍法御稽古なされ、小師には（二）福島傳兵衞殿參られ候。この段光茂公聞召され、御家には御相傳の御軍法これある事に候間、他家の軍法稽古無用の由仰せられ候に付て、御止めなされ候由。又（三）廣瀨傳左衞門事御見限りなされ候事これあり候に付て、召寄せられずと、綱茂公

御意の趣（四）常朝御直に承り候由なり。

（一）北條安房守　名は氏長。北條流兵學の祖である。慶長十四年の生れで、幼より兵書を好み、小幡勘兵衞景憲について武田家の兵法を學び、遂に其の奥義を極め、一家を立てゝ北條流兵學の始祖となつた。寛文十年五月廿九日歿。年六十二。この年鍋島綱茂はまだ部屋住で、十九歳であつた。本文若年の頃といふのは十五六歳の頃の事であらう。

（二）福島傳兵衞　名は國隆。旗本で北條氏長の高弟であり、山鹿素行と同門である。

（三）廣瀨傳左衞門　名は實常。北條流兵法家で、福島國隆の門弟。後、土州侯に仕へた。

軍學の事　御家法の御軍法は格別外なし。綱茂公、御旗本福島傳兵衞國隆（北條氏長高弟）弟子に成らせ給ひ、又廣瀨傳左衞門實常（後土州侯に仕ふ）御講釋などに來りし事葉隱に見えたり。廣瀨氏は兵具の目利にも委し。具足の製作に利害損德を吟味し、世に當流仕立といふ。又目貫不動尊を作りたる間口あり、廣瀨不動といふなり。竹田權右衞門正眞、廣瀨氏稽古し奥義を得る。是御國にてのはじまりなり。此の門人に城州臣城島市之允後機先といふ。鍋內記殿臣に玉澗具、多久臣米倉權兵衞（號尙古軒）原口文之允など竹田家の門人なり。（雨中の伽）

（四）常朝御直に　山本常朝が、直接藩主綱茂より聞いたこと。

五九三

鍋島光茂、自ら侍從を返上せんとて、亡父忠直の贈官を願出づ

（一）興國院樣五十年御忌の節、光茂公江戶にて御老中へ仰達せられ候は、「父肥前守死去の時分、某は四歳に罷成り、何の孝行も仕らず、當年五十年忌法事に、何卒追善仕り度く候。それに付、肥前守早世故諸大夫にて相果て候。此度の追善に侍從の贈官を願ひ奉り候」由仰達せられ候。されども先例も御座なき事に候へば、仕難き由御返

答に付、「さ候はゞ某侍従官返上仕り候間、亡父に仰付けられ候様願ひ奉り候」由仰せられ候。御老中御感心、「左様の思召入に候はゞ、例にも依り申すまじ。」と候て、相濟み申し候由。その後、京都へ御裝束の儀仰遣はされ、中五郎右衞門持下り、高傳寺へ差上げ申し候。さて又御位牌様御立直し遊ばさるべき由にて、（二）鍋島家三代相續前肥州太守興國院殿敬英賢崇大居士と御差圖なされ、これ又京都にて出來立て御下り候を、伊東新五郎高傳寺へ持上り候由。

右御贈官の事、江戸にて御老中方へ、役人など近年取沙汰仕り候由に候。御裝束御寺納なされ候へば、御願相濟み申したるにてこれあるべく候。追て之を尋ぬべし。

（一）興國院様五十年御忌　鍋島忠直五十年忌で、貞享元年である。

（二）鍋島家三代相續　直茂　勝茂を經て三代相續の意。忠直は封を繼がないうちに歿した。高傳寺の位牌には「興國院殿前肥州五位太守鍋島三代相續敬英賢崇大居士」とあつて、他の歷代藩主の位牌には何代相續などの文字はない。

五九四　鍋島光茂、有馬陣の時六歳で祖父勝茂に金言を吐露す

光茂公有馬陣の時御六歳に成らせられ候。勝茂公へ御金言仰せられたる由に候。追て承り出すべき由なり。

五九五　鍋島光茂逝去の時落髪を免された人々

光茂公御卒去の節、落髪差免され候面々。

御年寄江副彦次郎　御同役野田元右衛門　御懸硯役村岡五兵衛　御書物役竹下十助　同原權兵衛　同高木忠五郎　同戸田次郎兵衛　御馬役山崎惣右衛門　御駕籠心遣三谷助右衛門　御駕籠副四人半髪願の如く差免され候。

此の外落髪願深江六左衛門。半髪願の衆數人差留められ候なり。

五九六　鍋島光茂の豪膽――「火事か、眠むたいから一寢入り」

(一)木下五兵衛宅出火、御家に火の子參り候に付て、火消共御家に上げ申すべくやの段御年寄相良求馬　山崎藏人より　(二)中野市左衛門(後十右衛門、時に十三歳)を以て御意を請け候處、「我はねむたき程に唯今寢入り候。火懸りて出でよき時分起し候へ。家は燒けても苦しからず、書物藏に火消を上げ候へ。」と仰出され、その儘御寢み遊ばされ候由。中野氏話なり。

(一)木下五兵衛　名は昌明。四郎兵衛昌種の子で、龍造寺隆信麾下四天王の一人木下四郎兵衛昌直の曾孫である。御年寄役　大組頭となり、元祿七年六月二日歿した。

(二)中野市左衛門　名は澄明。宗明(利明弟)の二男で、後一家を立てた。享保九年九月十五日歿。年六十九。法名卽是院徹岑日興。本文は寛文九年の事である。

五九七　野田佐五右衛門の誓詞「明朝よりふうけ申すまじく」

（一）御隱居脇、青山御屋敷にて、御臺所役（二）野田佐五右衛門、明朝の（三）御膳圖を相伺ひ候處、御添削成され差出され、御客前にても御膳召上がらるべき由仰出され候。佐五右衛門承り違へ、御客前にて相濟み候儀と存じ、御膳の用意仕らず候。然る處御客御相伴相濟み、「御膳差上げ候樣に。」と仰出され候へ共、用意仕らず、俄に仕懸り候へども延引、漸く御食ばかり出來立ち候に付て、右の段御耳に達し候處、「花鰹はかりにて差上げ候樣に。」と仰出され、暮に及び御膳相濟み、年寄共召出され、「老人を一日（四）こなし、寒氣に中り候樣に仕り候謂れ、きびしく相改むべき」由仰出さる。佐五右衛門相改め候處、了簡違ひ仕り無調法の由申上げ、小屋に引取り、相仕舞ひ、仰出を相待ち候處に、右の段聞召され、「佐五右衛門儀（五）ふうけ申し候に付て右の通りに候。明朝よりふうけ申すまじき由誓詞仕らせ、遠慮に及ばず御膳差上ぐべき」由、仰出され候。

（一）御隱居脇　光茂の隱居當時。
（二）野田佐五右衛門　宗次。手明槍野田次郎右衛門の次男で、元祿十三年六月光茂第十二女お德樣心遣となり、同十六年二月歿した、年五十七。法名叙庵宗次。
（三）膳圖　獻立。
（四）こなす　「いぢめる」の方言。四段活用他動詞。

（五）ふうけ　下二段活用自動詞「ふうく」の連用形。たはける、間が抜ける、の佐賀方言。腑抜の轉か。名詞では、ふうけ、ふうけもん、などいふ。阿呆の意。（一八〇、八五〇等參照）

五九八　鍋島光茂の聰明、字を書きながら同時に數件の披露を聽く

究事披露聞召され候時、究役口書を讀み候内に、一方よりは御意を請け候事を申上げ候。一方には仰付けられ候事を御意なされ、其の身樣は御書を遊ばされ候。一度に四事も五事も御濟し遊ばされ候。さ候て究事など違却の事は少しも御聞落し遊ばされず、御笑巖遊ばされ候由。

〔註〕これも、光茂の事である。

五九九　鍋島光茂の馬術（その一）――「馬上は疊の上同然」

光茂公へ江戸にて誰か御會釋、「御道中御乘馬の儀不思議に存じ候。一日二日さへ難儀仕り候。如何樣御傳授御座あるべく候。御弟子に罷成り度き」由仰せられ候。公御答に、「傳授とては御座なく候。馬に乘りたると存ぜず、疊の上に坐し候心持にて候へば、少しも草臥れ申さず候。」と御意なされ候由。

六〇〇　鍋島光茂の馬術（その二）――箱根八里の山坂は何時も早乘

御參覲御往來、陸路御通りなされ候に、御馬ばかりに召され候。上感の御馬にてこ

れなく候へば續き申さず候。箱根八里の山坂は何時も早乘遊ばされ候。偖又御膳は御泊にて一度づゝ召上がられ、その外何にても召上がられず候。「何時に御膳上げ置き候樣に。」と仰出され候に付、盛り立て差上げ置き、役人は先きの御泊宿へ罷通り候。遲く御着遊ばされ候ても、冷え申し候御膳の儘にて召上がられ候由。

六〇一　鍋島光茂、一日に十度食して腹體に異常を見ず

或時、一日に御膳十度召上がられ、（二）松永宗雲に御腹御伺はせ成され候處、平生の御腹體に相替る儀これなくと申上げ候由。

（一）松永宗雲　京都の產で、勝茂時代召抱へられ、光茂の時に法橋となつた。元祿元年十一月歿。法名宗雲日永。

六〇二　「肥前の侍從、段子のかひみつすき」——丹後守光茂の手紙

光茂公より（二）加賀守殿へ遣はされ候御文

昨晚は音信御心ばせ滿悅せしめ候。扨々竹取の翁が成しゝは玉とかゞやく姬とこそ聞き候。竹の中より、うまき肴の出で候例は昔も知らず、今よりは竹の子の料理を禁物にして、かゝるうまきさかなも出さうなる大竹をかみわりたるこそ、右の物を便に興をまし、最中の月とは知らねども、ももを突きぬく樣に若衆を取持ち酒宴を催

し、東の方聞きふれし武藏野といふ盃を取りかはし、夜をあかしの無限遊興に候。

恐々謹言。

萬治元年

八月十六日

肥前の侍從

(三)段子のかひ

みつすき

小城ノ五品殿

(一)加賀守殿　小城藩主鍋島直能。

(二)段子のかひみつすき　丹後守光茂をもぢつたもの。

六〇三　御書物役牛島源藏　山本權之丞一日限り能役人數に入る

先年諸組に能仰付けられ候節、御書物役牛島源藏(一)山本權之丞兩人は御用多く候に付て、差出さるゝ儀相叶はれざる由仰出置かれ候。然る處に御能の日に成りてより、仰出され候は、「家中一人も殘らず能役を仕り候に、兩人の者ばかり罷出でず候ては如何と思召され候。當日ばかり一組の人數に交り居り申すべき」由仰出され候。扨又組頭、組振舞の日を御尋ね成され、「御書物役一日の隙も差免されず候へども、組に附け置かれ候者を、一年に一度の振舞に遣はされず候ては寄親存所もこれあるべく候

間、組振舞には罷越し候様に。」と仰出され候由。

（一）山本權之丞　常朝。常朝は延寶六年（二十歳）八月十八日元服と同時に權之丞（前名市十郎）と改め、即日御歌書方書寫仰付けられ、後書寫物奉行となり、牛島源藏と共に京都詰を命ぜられた事もあり、元祿四年（三十三歳）九月四日親の名神右衞門に改めさせられた。

六〇四　鍋島直能、光茂の長袴を踏んだ者の長袴を踏んで顚落さす

光茂公御城御退出の時分、御長袴の裾を、誰か踏みかゝり候に付て、少し御つまづき遊ばされ候。（二）加賀守殿御覽候て御行き拔け、其の人の長袴の裾を、しかと御踏み候に付て、うつぶしに倒れ申され候由。

（一）加賀守　小城藩主鍋島直能。光茂の從兄。

六〇五　鍋島光茂、意味ありげな吉良上野介の獵官慫慂を一蹴す

光茂公へ、吉良上野殿申され候は、「御大身にても官位ひきく候ては、御不氣味にこれあるべく候。（二）少將御免など候はゞ、知行半分共には御替へなさるべくや。」と候時、御答に、「官位ばかり結構に候ても、喰ふ物なくてはならざる事なり。」と仰せられ候由。

（一）少將御免　左右近衞府の次官たる少將に任ぜらるゝこと。

六〇六　山内一川上の土民、藩主光茂の卒去を聞いて塔石を運ぶ

光茂公御卒去。御塔石（一）川上より出し申し候。未だ人夫の當觸れもこれなく候處（二）山内の者、川上近邊の者聞附け〳〵駈參り、佐嘉へ引き屆け候。遂に公役の者一人も入り申さず、人數は大分餘り申し候由。

（一）川上　佐賀郡川上村地方をいふ。
（二）山内　神埼郡の北部山間地方。

六〇七　鍋島綱茂の乳兄弟

綱茂公の御乳兄弟、坂部又右衞門なり。

六〇八　鍋島綱茂逝去の時、願に依り或は自分に出家した人々

綱茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人數。

年寄相談人生野孫左衞門（沖天一志）　御側野口千左衞門（本宗一通）　同田原源兵衞（量外亙虛）　御道具役御切米四拾石田尻次右衞門（鐵關直入）　御神事役御切米二拾石伊東喜兵衞　御茶道御切米二拾石山玄曦（不峯了白）　御茶道御切米二拾石增田宗信（鐵幹不芳）　同秋山良甫（眞叟未生）　手明槍御居間番深堀長兵衞（心海常安）　手明槍坊主小出三甫（樂邦淨念）　坂部又右衞門母御局（了心院眞寂性空）　綱姫樣の御袋京都吳服所曾谷太兵衞妹京都罷歸り候於花殿（性海院）　京都女中於辨殿京都罷歸り候（眞觀貞心）　小石軍平娘屋はせ

（良桂）。

出家仰付けられ候人數。

丹羽喜左衞門（笑山愚叟）　原伊兵衞（劫外長空）　原口形左衞門（實相無三）。

自分に出家仕り候人數。

相浦清五左衞門（鐵舟宗圓）　高城寺東林西堂弟子　清五左衞門儀太鼓御門番仕り罷在り候處御棺御通りの節不圖髮を切り出家仕り候。追て跡式相立てられ候。浪人の内石井傳右衞門　手明槍御扶持召放され候者栗浪彌右衞門　丹羽喜左衞門女房　隱居人田代孫助　鍋島本庄の百姓剃髮十德着仕り候。

六〇九　鍋島光茂御目付への遊出の條々

光茂公御目付中へ遊出（是より末百武氏書傳寫）

御目付共心得

一　我等身の上の事。

一　信濃守行跡の事。

一　江戸批判の事。

一　家中武道の事。

一　親類家老其外請役の者覺悟の事。

一　公儀御法度附　私の法度肝要の事。

一　奉公感不感色々有可事。附病氣の者出仕其外不勤の者極老致し奉公罷成らず候て隱居願も仕らざる者。

一　請役方の風俗何より以て我等信濃守是に極り、深く存入り候事

以上

貞享四年卯二月　日

六一〇　鍋島元茂、小倉女と共に光茂（翁助）の家督相續に配慮す

寛永十三年丙子、勝茂公（一）土井大炊頭殿御招請、此の時元茂公密かに小倉女に御下知なされ、（二）翁助樣を小倉女懷き奉り、元茂御附き御書院に不圖御出で、「肥前守嫡子翁助にて候。」と元茂公御會釋なされ候。大炊頭殿御面談これあり、「肥前守殿御嫡子、御家御長久目出度く存じ候」由御取合ひなされ候。これは（三）甲州樣御取立の樣子に付、右の通りなされ候なり。

一　小倉女、父は（四）藤本誓宗と申し候て、河内國の人にて、八歳より京に居り、十四歳にて伯父村上周防守（加賀分國の內の領主）の國元へ連れ下り養育、五百石扶持

あり。小倉女母は同國七萬石の領主戸樫の末孫江沼郡蓮谷山の城主の娘を、周防守養子にして誓宗妻とす。法名妙念。此の腹に嫡子藤本宗甫（藤本清左衞門祖父なり）二男同久德（同宗吟祖父なり）三女小倉女なり。久德子宗眞を小倉女養子にして京六條に居住す。

一　秀頼公の御前様、大阪落城の節大堀に御落ちなされ候折、小々姓三人御供に召連れられ候。此の内一人は誓宗の娘なり。（五）松平下總守殿權現様へ仰上げられ、誓宗の娘を下總守殿内室に仰付けられ候。法名妙源院殿。此の御娘（六）惠照院様なり。（七）忠直公御祝言の時、小倉女相頼まれ、上﨟を相勤められ候。惠照院様の御伯母なり。小倉女、慶安二年八月十六日死去。

（一）土井大炊頭　利勝。下總國古河城主。此の時連署時代で、寛永十五年大老となり、正保元年七月十三日歿した。年七十二。

（二）翁助様　鍋島光茂。時に五歳。

（三）甲州様御取立　甲州様は蓮池藩祖鍋島直澄。勝茂嫡子忠直、寛永十二年逝去し、忠直の嫡子光茂幼少のため勝茂夫妻は甲斐守直澄（時に廿一歳）を取立て、本藩の世嗣にする意思であつた。此の事『元茂公年譜』には、土井大炊頭が隣室に幼兒のむつがる聲を聞附けて尋ねたので、元茂が翁助を抱いて出た、とある。（五八七參照）

（四）藤本誓宗　先祖は畠山重忠の末孫で、河内國小堀の城主である。織田信長鷹狩の時小堀城に

入り、庭前の藤棚を見て、世に稀なる名花と賞し、藤本の姓を授けたので畠山氏を改めて藤本と稱したといふ。誓宗八歳の時、その父が明智光秀本能寺襲撃の際、防戦して討死したので、母に伴なはれて京都に上つた。

(五) 松平下總守　忠明。忠直の室惠照院の父。

(六) 惠照院樣　鍋島忠直室。

(七) 忠直公御祝言　寛永八年七月廿九日婚禮、時に十九歳、惠照院十五歳の時であつた。

六二一　鍋島勝茂、有馬陣後江戸七箇所屋敷仕組を定め改易に備ふ

勝茂公有馬御陣の後、御評定所御出の上、自然御改易などの時、光茂公はねぶ川通御立退成され候樣に、納富九郎兵衞に仰付けられ、七箇所御屋敷、御仕組等仰付け置かれ候。

櫻田　中屋敷　麻布　三島町　打越　青山　御藏屋敷。

六二二　尾州侯德川義直、淺草舟遊に初めて鍋島光茂を引見す

寛永二十年夏、淺草川へ光茂公（十二歳）御遊の爲に御出なされ候節、尾張義直卿も御出御座候て、「誰にて御座候や」と御尋に付、納富九郎兵衞御答仕り候。尾州御船に相招かれ、「信濃守殿内方とは（一）兄弟分の儀に候處、初めて御面談大慶の事に候。向後御心安く成さるべき」由仰せられ、御退出なり。

（一）兄弟分の儀　鍋島信濃守勝茂の後室高源院（岡部内膳正長盛女）は徳川家康の養女として入輿したので、家康の第九子義直とは姉弟分で、義直は十一歳年少であつた。（五九一參照）

六一三　鍋島光茂元服の時、將軍家獻上竝びに諸家へ贈進の數々

慶安元年十二月二十二日光茂公御元服。御獻上御太刀（國行）御小袖二十　白銀三百枚、右は家光公へ。御太刀　白銀二百枚　御小袖十、右は大納言樣へ。白銀十枚御袋樣へ。上へは白銀十枚づゝ、中へは五枚づゝ、下へは三枚づゝ、右は女中方へ。御太刀　金馬代　御小袖十づゝ、堀田加賀守殿　井伊掃部頭殿　酒井河内守殿　松平和泉守殿へ。御太刀　金馬代　御小袖五づゝ、右は酒井修理亮殿　松平甲斐守殿　中根壹岐守殿　朽木民部殿へ。御太刀　小馬代　御小袖五づゝ、右は御奏者番　證人　奉行衆　大目付衆　町奉行衆　寺社奉行衆へ。御太刀　小馬代　御小袖三づゝ、右は小目付衆。二荷三種、尾州義直卿　紀州光貞卿御父子　水戸樣へ。

六一四　鍋島勝茂人差の人數、光茂への御家誓詞

慶安三年十二月五日勝茂公御人差の人數光茂公へ御家誓詞仕り差上げ候を、翌年勝茂公江戸御持越し相渡され候なり。

六一五　納富九郎左衞門の精勤、鍋島光茂自筆の加增書を遣はす

萬治元年五月十六日　(二)納富九郎左衛門へ御加増御自筆の御書

其方儀我等夫婦子供に至つて奉公様中々申し所なく、陰日向もなく、瞋り候時分なども色を變へず、萬事苦勞に持たず、精に入り抽んで候儀、感じ入り候。殊に我等幼少の時分より九郎兵衛苦勞尤も失念申さず候。旁今度加増申付け候、少分の事に候へども、先づ以て斯くの如く候。彌こ精を入れ、奉公申すべき儀肝要に候。

五月十六日　　光茂御判

納富九郎左衛門殿

(一)納富九郎左衛門　名は利房。九郎兵衛利景の嫡男である。是より先、明暦三年十二月、父利景以來忠節の旨感狀を授けられ、物成二百石となつた。

六一六

鍋島光茂、仁比山山王權現を崇敬し、社參して祈願書を納む

萬治元年六月十五日　(一)仁比山山王へ御參詣、御願書

今日社參仕り候儀、先づ以て公方様御氏神、次に四人子供も恐れながら御同然に奉り候はで叶はざる御事に候。殊更山王權現は就中有難き神慮の儀、度々身に覺え申し、一入信心奉り候。

右荒增ながら書立て候覺え

一在所へ勧請致し信心し奉るべきとの事。

一領中に於て猿殺生禁断早く申付け候事。

一以来（三）申の年、此地御祭の度々、神馬二疋づゝ幾久しく拝進仕るべきとの事。

一大分小分に依らず、毎度奉願相叶ひ候儀、今更申上ぐる能はず、神慮申上げ盡し難く候事。

一今日社参仕り候は、江戸に於て六月十五日御祭に候。此の地は十三年目の事に候故、斯くの如く候事。

右五箇條、一々御納受なされ下さるべく候。公方様御長久、天下御平安の儀、諸人に勝れて祈り奉り候も、某式却つて推参がましく申上げず候。唯公方様御嫌ひ事又は少しの御災難にて遁れさせられざる刻は、某儀御身に代り候様にと迄を願ひ奉り候。某儀長崎御番迄仰付けられ、忝き次第に存じ奉り候。併し何時迄も延命仕り候様にとも只管には存じ致さず候。唯、（三）左衛門に家相渡し候ても、心安き時分、三人の娘共も（四）疱瘡いかにも〳〵軽く相済み、それ〴〵縁に附き安堵致し、四十の上にては内々の望相叶ひ候へば、相果て候ても苦しからず候。併し罷成るに於ては、いつまでも延命の儀は願ひ奉り候。今には一人の親の事に候へば、一入子供武運長久

息災延命の儀、それのみ朝暮案じ申し候。いよ〳〵願ひ奉り候。御氏子數々に御座候處、四人ながら物強く無病に成長仕り、偏へに神慮の御かげと申上ぐるも大方の御事に候。誠に此の趣抽んで祈り奉り候條、御守護なさるべき儀、偏へに仰ぎ奉り候。仍つて精誠件の如し。

明暦四年六月十五日　　肥前侍從藤原光茂敬白。

（一）仁比山山王　聖武天皇御宇天平元年、勅願によつて松尾明神を勸請し、降つて仁明天皇御宇承和十一年、勅命を以て比叡山日吉山王宮の分靈を合祀した社で、もと日吉神社と稱した。祭神大山咋神。神埼郡仁比山村大字的に在る。縣社。歷代藩主の崇敬厚く、古來農事　養蠶　疱瘡の神として、肥筑の間に尊崇された。

（二）申の年御祭　十三年目に一度、申の年に大祭があり、大御田祭と稱して現に繼續され、民俗的な鄕土民謠と舞踊とを代表する農村神事として、全國的に知られてゐる。この大御田祭は、申年の四月初申の日から中申の日まで、十三日間に亙つて催され、御田舞は、御田役者と稱する四十八人の男ばかりの大人や子供の農民によつて舞はれる。ずつと昔から行はれたらしく、鎌倉時代までは勅使の下向があつたと傳へられてゐる。鍋島侯爵家所藏、安永五年申年の大祭記錄に、正保元年申年の前年寛永廿年三月六日附、石田安左衞門（一鼎の父）中野數馬（政利）より諸岡彥右衞門への書附があつて、その中に、「十三年に一度づゝ前々より相定有之に付て云々。」の文句がある。これによつても、その起原の古いことが知られる。

（三）左衞門　鍋島光茂の子綱茂。幼名彥法師、萬治元年二月五日左衞門佐と改めた。（五五・註二）

（四）疱瘡　仁比山山王社は、疱瘡に靈驗があるとて、古來信仰されてゐた。

六一七　鍋島忠直菩提の爲興國山長安寺建立、萬休和尚を開山とす

興國院樣御菩提の爲、開基の地（一）興國山長安寺萬治元年御建立、御位牌安置仰付けらる。賢崇寺前住萬休和尚相居ゑられ、御切米拾貳石數地田畠御免許成され候。

（一）興國山長安寺　佐賀郡北川副村字山津にある。曹洞宗。萬治元年は興國院（光茂の父忠直）逝去二十三年後で、その後天明四年百五十年忌の際修理された。

六一八　鍋島光茂、子息の武運長久息災延命祈願の爲山王社へ寄附

萬治二年卯月四日に仁比山山王へ三拾石御寄附、御印。

覺

山王權現爲御社領從當年永代米三拾石奉拜進候。右祈願ハ四人の子供武運長久息災延命殊に左衞門當年嫌年に候。增〻平安乍四人悅而已重候儀偏奉抽祈所仍狀如件

萬治二年卯月四日　肥前侍從光茂朝臣敬白

吉祥院

六一九　鍋島光茂、小倉尼菩提の爲大財村に小倉山誓宗寺を建立す

寬文元年八月十六日小倉十三年忌（一）菩提坊主のため、宗眞一門の者九歲になり候を、（二）願正寺に於て剃髮、知觀と申し候。本願寺に仰入れられ、小倉山誓宗寺と御附

け、(三)大財村に一向寺御建てなされ候。寬文十三年廿五年忌に寺地御免なされ候。右心遣相良求馬　藤本宗眞仰付けられ候。寬文三年公儀より新規の寺社御法度に付、(四)田代の妙念寺破壞の寺號を引き、「幸ひ小倉母の法名に付、妙念寺と改め候樣に。」と仰付けられ候。

(一)菩提坊主　菩提の爲出家する事。

(二)願正寺　眞宗本願寺派。本尊阿彌陀如來。佐賀市高木町にある眞宗の巨刹。慶長五年、鍋島直茂が本願寺准如上人の好意を謝する爲。佐賀城下に建立したもので、開山は熊谷直實の後裔筑後國住人熊谷壽閑坊である。藩内一向宗の法頭として藩主の崇敬厚かつた。(七七六、註三)

(三)大財村　今の佐賀市大財町。

(四)田代　今の佐賀市東田代町。

六二〇　鍋島光茂、向陽軒を建立、天照大神宮外宮内宮外諸社を祀る

寬文二年、御武運長久御子孫繁昌の爲、(一)向陽軒御建立。奉行　(二)永山十兵衞、惣大工　(三)西原與兵衞。寬文六年、(四)左衞門樣　(五)お仙樣　(六)お岩樣　(七)お春樣の御爲に、拜殿一宇御建立。奉行　(八)重松善左衞門、惣大工西原與兵衞。

天照大神宮外宮内宮兩社住吉　天滿宮　玉津島　人丸社　御祈禱所御門。加茂　素戔嗚尊(石社なり)

此の兩社は御門外にあり。

東照宮　彦山　山王　八幡　水無瀬　春日　稻荷（石社なり）

此の七社は（九）萬部島に立つ。此の內八幡　水無瀬　春日三社は寶永二年六月十八日綱茂公向陽軒に御移しなされ候。右社々御祭御供被あり。

春日社	二月十一日初申	彦山	二月十五日
天滿宮	二、六月廿五日	水無瀬	二月十二日
人丸	三月十八日、五月廿五日	東照宮	四月十七日
加茂	五月五日	山王	六月十五日
住吉	六月廿九日	玉津島	九月十三日
大神宮	九月十六日	八幡宮	十一月中ノ卯
稻荷	十一月八日		

（一）向陽軒　鍋島勝茂別館として建設、寛文二年、光茂こゝに天照皇大神宮その他諸社を建立した。今の佐賀市水ケ江町地內である。

（二）永山十兵衞　名は貞明。九右衞門貞興の子で、代々河上の大工であつた。貞興龍造寺隆信時代に大工頭となり、鍋島勝茂の時、時々上方御普請棟梁を仰付けられ、元和九年侍に召上げられた。有馬陣に戰功があり。爾來代々修理方頭人役となつた。貞明その職を繼ぎ、延寶五年四月廿

九日歿した。墓は川上實相院にある。

(三) 西原與兵衞　父は千左衞門といひ、代々大工頭であつた。

(四) 左衞門樣　鍋島綱茂。

(五) お仙樣　鍋島光茂の長女。母は柳線院。土井大炊頭利重室。(五七二・註)

(六) お岩樣　光茂二女、母は柳線院。水野隼人忠正直室。貞享二年四月十九日歿、年三十三。法名柔輭院殿安譽光澤清心大姉。

(七) お春樣　光茂三女伊東出雲守祐實室。(五八一・註一)

(八) 重松善左衞門　名は行成。善左衞門政成の子。有馬陣に出陣、手明槍から侍となつた。元祿元年七月四日歿。年八十一。法名安譽見心。

(九) 萬部島　今の佐賀市水ケ江町の一部。永正　天文の頃、龍造寺家兼(剛忠)が國土安泰　武運長久祈願のため法華經一萬部を讀誦し、その經卷を納めた所で、今尚その結願碑や鍋島勝茂以下歷代藩主の萬部塔があり、一隅に江藤新平　島義勇等明治七年役戰歿者の招魂碑がある。

六二

鍋島光茂、德善院に參籠、豐前彦山權現に自筆の願文を奉す

寛文五年九月二十五日より光茂公德善院御參籠、御自筆の御願文有り。二十六日朝御法樂御歌

維寬文五年乙巳九月二十六日　巳　四吉日　良辰乎　擇定天　掛毛畏紀　大日本國天神七代地神　五代天孫降臨三十二神式內式外案上案下三千一百三十二神總天渡宮中洛中洛外六十餘州仁　跡乎垂禮　坐須　程乃　大小神祇冥道別天波　彦山大權現廣前仁　恐美　恐美毛　申賜渡久止　申左久　誠吾

國乃源者天地乃兩儀陰陽乃尊形也寒暑晝夜者陰陽乃進退也此神風乃作法者身口意乃三業清淨乃密法也皆天地乃行比陰陽乃本多利故天地乃間仁鎭座乃尊神降臨影向志無不歡喜給殊彦山大權現當家代代爲守護神故如何云仁先祖鍋島平右衞門十八年歲籠仁志而奉祈念所靈夢乎受既俗體嶽繹迦尊像授給雖末世信心輩爭佛力神力乎得左良牟元元更无事迷則可謂凡夫故深歎御坐天五濁塵交給是廣大神德也爰乎辨天无他念无他心焉凝精誠奉抽丹誠上者心中大願不空速仁納受御座天加護冥助授賜陪止恐美恐美毛申須辭別仁申佐久若不慮外仁不信不淨乃事在止毛只今乃啓曰乃驗仁因天曲邪乎退毛猶々冥應乎加賜比无咎毛无祟毛護幸賜陪止恐美恐美毛申須

大願主肥前侍從從四位下行松平丹後守藤原光茂朝臣敬白

從四位下行松平丹後守藤原朝臣光茂

たのもしなほゆくすゑもかぎりなく守るめぐみの神のちかひは

六二三

佐賀藩の郡數、寛文八年將軍家綱の判物より十郡となる

寛文八年（一）家綱公御判物御頂戴、十郡の御書附なり。此の前は八郡の御書載なり。右は勝茂公より（二）一國繪圖差上げられ候村附には、十郡の御書載に候へども、御判物の副書には、松浦高來兩郡の村を杵島彼杵の內に書入れこれあり候故なり。家綱公御代

になり候へども、御幼年故御判物巡見使も御延引、去年巡見使當年御判物差出され候に付、(三)多久長門仰付けられ、江戸差越され候處、此度より十郡の御書附出で候なり。

(一)家綱公　徳川四代將軍家綱。家綱が征夷大將軍となつたのは慶安四年十一歳の時であつた。寛文八年は佐賀藩では光茂の時である。

(二)一國繪圖　初めて肥前國繪圖を幕府に差出したのは鍋島勝茂の時慶長十八年であつた。

(三)多久長門　茂矩。

六二三　寛文八年島原城主改易の時、上使へ使者を遣はす

同三月島原城主高力左近殿改易、上使松平備前守殿上下七百人内騎馬三十七人、御目付加藤新五郎殿上下七十五人、上使附森川小左衛門殿上下四十五人、内田傳左衛門殿上下四十五人、御勘定頭青木此右衛門殿、酒井甚之丞殿、御代官松村吉左衛門殿、小野長左衛門殿四月二十六日神代御着、翌二十七日島原城入、小笠原内匠殿三千人内騎馬百騎、松浦肥前守殿三千人内騎馬百騎、同二十日湯江村(一)多良村に陣取、上使同前に城入、異議なく相濟み候。御領内御泊へ此御方より御使者、上使へは城受取相濟の上、御使者遣はされ候。

(一)多良村　多比良村の誤であらう。湯江村に隣接して長崎縣南高來郡にある。

六二四　鍋島光茂、乘掛馬の椿事を聞き公儀に憚けて追懸馬を禁ず

寛文十二年、（一）高來郡井樋の尾にて、（二）乘掛馬の口副、馬の跡より口繩を取り、馬を追懸け候處、馬ころび、乘人あやまち仕り候。公御耳に達し、馬方を井樋の尾にて生害仰付けられ、以來（三）追懸馬御法度の旨仰渡され候。其の後、公儀御法度になり候なり。

（一）井樋の尾　長崎縣南高來郡神代村地方か。
（二）乘掛馬　驛々の駄馬に荷を負はせ、一人之に乘つて運送するもの。
（三）追懸馬　乘掛馬を後から追懸けること。

六二五

勝茂逝去の時、光茂、孫平太の請を容れて燒香せしむ

勝茂公御逝去の節、光茂公へ（一）孫平太殿仰せられ候は、「不幸にして御逝去の節伺候仕らず、是非なき仕合せに候。せめて、御燒香差免され下され候樣に。」と相願はれ、御許容なされ候。さりながら御面談は遊ばされず候なり。

（一）孫平太殿　名は正茂。入道して宗甫と號した。直茂次男鹿島領主和泉守忠茂の子で、勝茂の甥である。寛永元年家を嗣いだが酒狂亂行が募り、勝茂に不順の事があつて寛永十二年鹿島を離れ、江戸へ上り餅ノ木家を繼いだ。貞享三年十一月十八日歿。年八十二。法名清鏡院一圓日光。

六二六

英船長崎入港と鍋島藩の警備、神代左京以下部署に着く

延寶元年丑五月廿五日（一）エケレス船三艘長崎入津、商賣の訴訟仕り候へども相叶は

す、歸帆仰付けられ候。右に付（二）神代左京殿長崎差越され、深堀に相詰め、七月十六日（三）大木勝右衛門（四）多久兵庫遣はし副へられ、聞番（五）廣木八郎兵衛遣はさる。（六）鍋島志摩（七）同安藝（八）中野九郎兵衛（九）喜多島外記（一〇）土肥藏人、志摩組より鐵砲物頭（一一）深堀新左衛門（一二）相浦源左衛門（一三）深堀賴母（一四）石井權之允（一五）堤六左衛門石井十郎左衛門（一六）西五太夫（一七）石火矢役（一八）原次郎兵衛大家兵左衛門（一九）平方利兵衛伊東八右衛門武富平兵衛富永次右衛門（二〇）井原八郎左衛門高木與左衛門（二一）内田作右衛門（二二）島内三兵衛武富三之丞（二三）大庭六右衛門（二四）馬場新右衛門遣はされ候。多人數一同に參り候儀目に立ち宜しからざる由、左京殿より申來り、（二五）あんだ抔に乘り、追々に罷越し候。左京殿初め海上に備へこれあるに付、手頭を以て備へ仕組あり。

手頭

一　船懸場へ差廻し候儀、ヱケレス船歸帆前の夜に銘々の懸場に段々潛かに置くべき事

一番　白崎に懸り候　鍋島志摩

右乘組所西濱北の先

二番　神ノ島の前に懸り候　中野九郎兵衛一手の船

右乘組所　志摩次

三番　神ノ島前沖の方に懸り候　鍋島安藝一手の船
　右乗組所中野九郎兵衛一手の次
四番　博突島と一ツ家との間に懸り候　左京一手の船幷多久兵庫　大木勝右衛門　西
　五太夫船々
　右乗組所大波留の前
五番　高鉾臺場の北に懸り候　喜多島外記　土肥藏人　原次郎兵衛船々、石火矢船
　五艘
　右乗組所マコメの下

一　諸手雑兵共に認めの仕様、前晩、明日一日の用意仕るべく候。若し逗留致す儀もこれあるべく候間、兵糧覺悟致し、夜々に明る一日宛の掩仕り置き然るべき事

一　船印角取紙迄にて銘々船印幷指物都合無用の事

一　縦ひ雨降り候ても笘仕らざる事

一　銘々船に相かぎ、がんづめ用意の事

一　鐵砲相止め何れも手振に申付け候事

一　合圖の事、左京船より大旗を振立て幷に貝立つべく候。其の節總船綱を切り押懸く

べく候。右合圖これなき間は曾て船を動かし申すまじき事、附石火矢荷船は總船押懸け候時分も動き申すまじき事

一　石火矢放ち候儀、左京船より鐘を鳴らし次第放ち然るべき事

一　石火矢荷船を押出し、追懸石火矢を放ち候儀停止たるべき事

一　火矢の儀、石火矢船同然に召置き、石火矢合圖これありてより、見合次第火矢を放ち懸くべき事

一　エケレス船或は乘取り、或は乘沈め候節は、此方相殘り候船の儀は、エケレス船を取包み、次第不同に懸け置くべく候。左京無事に罷居らざるに於ては、相殘る組の内、頭立ち候人より、早速其の場の次第御奉行所並に佐嘉へ註進申すべく、若し左京別條無きに於ては、其の節に至り申付くべく、エケレス船の儀は御奉行所へ引渡し候て、行儀よく深堀の（二）樣に罷歸るべき事

一　エケレス船何事なく、よく通り候時は、御上使より相附けられ候船歸り候上、諸手の船懸場を動かず左京船より貝を相立つべく候間、一番貝にて碇を取り、艫間に部り罷在り、二番貝にて左京船を押出し、其の次に鍋島安藝組家中、次に中野九郎兵衞船、鍋島志摩組家中、次に喜多島外記　土肥藏人、石火矢船召連れ、何れも罷歸るべく候事

一　深堀に於て船上りの儀、乘組所に段々行儀よく上り申すべき事

一　船行儀の儀、西五太夫より船頭共へ兼て申付け置くべき事

七月十九日　　神代左京

エケレス船異議に及ばず七月廿五日歸帆、左京殿初め廿七日深堀出足同廿九日佐嘉着。

船數三十四艘

柳河の家老十時攝津守、左京殿船に見舞、行儀褒美申され候なり。

（一）エケレス船三艘長崎入津　英國東印度ベンガラ港開港によつて設立した東印度會社の商船レトルン號で、前年本國を發し、爪哇澎湖島を經て來航したもの、乘組八十六人であつた。長崎奉行牛込重忝　岡野貞明は其の彈藥を差押へ、通商の願書を江戸幕府に進達し、當番の福岡藩をして警備せしめたが、幕府は請願拒絶に決し、佐賀藩からも用意の爲出兵せしむる事となつた。『續史備要』所載重要事項には六月廿五日とある。

（二）神代左京　直長。（八・註二）

（三）大木勝右衞門　兵部知昌。

（四）多久兵庫　名は安胤。美作守茂辰の次男で、物成四百石知行高千石拜領。元祿元年十月廿四日歿。年五十六。法名玉岑道瓊。

（五）廣木八郎兵衞　名は親晨。作兵衞信親の子。元祿十二年十二月歿。年六十九。法名心岳淨安。

（六）鍋島志摩　茂春。志摩守茂里の子。官左衞門と稱した。寶永七年正月十六日歿。年七十一。法名福山壽芳。

（七）安藝　茂春の子茂明。延寶七年十一月十四日歿。年廿二。

（八）中野九郎兵衞　名は照純。杢助良純の子。この時志摩組手明槍頭であつた。後年寄役となり、寶永五年七月四日歿。年六十九。

（九）喜多島外記　名は周虎。實は多久長門守茂辰の三男で、喜多島外記知虎の養子となり、着座となつた。延寶二年九月廿三日歿。年三十九。

（一〇）土肥藏人　名は信平。進士允信吉の子。

（一一）深堀新左衞門　名は正脩。（九二三・註二）

（一二）相浦源左衞門　名は政乘。代々多久の住人で、三兵衞政道の子である。（九七六・註一）

（一三）深堀賴母　名は長賢。初め內記。鍋島安藝茂賢の三男で、兄志摩茂里組足輕頭から手明槍頭となり老年の後隱居入道して道休と號した。元祿十六年十一月廿一日歿。年八十六。法名日休。

（一四）石井權之允　宣親、後小右衞門と稱した。石井生札の次男茂紹の嫡子である。元祿十三年八月十九日歿。年八十三。法名現性院孤入日悟。

（一五）堤六左衞門　秀清。九兵衞朝澄の子。享保十一年四月廿日歿。年七十八。

（一六）西五太夫　名は道全。松右衞門道宗の子である。元有馬氏の一族で、祖父太郎兵衞道榮、有馬義統の時浪人して伊豫に在つたのを、安國寺惠瓊の推擧によつて佐賀藩に召抱へられ、松浦郡喜須村楠久村に於て知行拜領、御船奉行仰付けられ、朝鮮役にも從軍し、伊豫から連れて來た家來十六人御船頭役となつた。寬永十五年鍋島勝茂俄に江戶を發して下國の時、道全、伊萬里から御召船國市丸を仕立て小倉に廻し、道中の間に合はせて喜ばれた事がある。道全まで三代八十餘年間御船奉行を勤めた。延寶五年七月十一日歿。

（一七）原次郎兵衞　名は就康。佐渡守元安の子。初め毛利元就の家臣で、秀就の時浪人して肥前に來り、砲術家として鍋島山城直弘の取持で召抱へられ、代々石火矢（大砲）役を仰付けられた。

元祿二年八月歿、年六十六。大家兵左衞門以下皆當時の石火矢役である。

（一八）あんだ　あみいた（編板）の音便で、粗末な輿。

（一九）様　さま。方向をいふ。何々の方への意味。今も「何々のさみやア」といふ。

六二七

鍋島家中平生の附屆に御番衆の好意、原口作右衞門の事

延寶二年江戸へ御急用にて（一）原口作右衞門罷越し（二）荒井にて馬より下り候節、脇差ぬけ懸り候を存ぜず馬の首に押かゝり候に付て、馬の首深く切れ、血出で候。馬子ねだり、「銀拾枚出し候様に。」と申し候。此の取合を御番衆見附けられ、三人參られ、「鍋島殿より急の御使者にて候。六ツかしく申しかけ、不屆に候。御構なく船に乘られ候様に。」と申され候に付、一禮を遂げ罷通り候。かねて御往來に御附屆よろしく候に付て、右の通りの由なり。

（一）原口作右衞門　義久。甚左衞門久安の子で、手明槍から侍になつた。貞享四年七月廿四日歿。年五十二。

（二）荒井　今の靜岡縣濱名郡新居町。舊東海道の關所。（一二四五參照）

六二八

鍋島光茂隱居の時、一門の人々へ遺物の數々

御隱居の時、御一門様方へ御遺物。

松兵部様へ御茶入。　榊原駿河守様　鞍貞城鐙（三十枚、二十五枚）。　お光様　縮緬紅白十

巻箱肴。水野隼人正様　貞宗鞍辻山城鐙（十枚、三十枚）。伊東出雲守様　同斷。水中書様　御刀寶壽（五枚）。水刑部様　御刀波平（三枚、五兩）。お長様　繻子三巻、緞子二巻。伊駿河様　御刀備前盛景（五枚）。松主殿様　御懸物林良筆三幅對。松左膳様　天方山城守鞍辻山城鐙（五枚、三枚）。岡部兵衛殿辻左近鞍山城鐙（五枚、三枚）。相良上野介殿　御懸物（雪舟筆文殊）。大加賀守殿御内方　色繻子五巻　色緞子五巻。大隱岐殿　辻山城鞍鐙（五枚、三枚）。大長州様　辻山城鞍御定紋附（五枚）。宇津雲州様　辻山城鞍鐙御定紋附（五枚、三枚）。岡部丹州様　辻山城鐙御定紋附（五枚、三枚）。岡部兵庫様　御刀重國（三枚、五枚）。お龜様　縮緬紅白五巻　箱肴。内匠様　御刀青江（三枚）。内匠様御内方　繻子二巻緞子三巻。

六二九

鍋島光茂逝去前、善應庵へ數々の遺物を納めしむ

元祿十三年四月二十六日、光茂公、江副彦次郎へ仰付けられ、善應庵へ御收め成され候品々。

一　御胞の緒一包、包紙に御誕生年月日書附、高源院様御自筆。

一　御生衣四　白二　淺黄二　御附帶二　黒縮緬一　赤羽二重一。是は勝茂様御夫婦様より進ぜられ候。

一　御生髪一包。高源院様御自筆の書附あり。

一　御前髪一包、御書附右同、お虎様へ申渡置き候由の御書載あり。右御前髪藁にて結附あり。是は武士の前髪を取り男になるは、殻に附く始めの故に右の通りなり。仕持取除け申さざる様にと御意なり。

一　御珠数一聯（袋あり。）是は勝茂公へ南光坊より御授物遊ばされ候に付、南光坊より進ぜられ候を、御守に御持ち成され候様にと、勝茂公より進ぜられ候ものなり。

一　御誕生より今日迄御一生御肌に御附けなされ候御守は灰になし、善應庵萬部塔の下に納むべき由御意なされ、同廿八日其の通り仕り候。

六三〇　鍋島綱茂の發病より平癒祈禱、逝去、葬禮、諸家弔問まで

（一）玄梁院様寶永三年戌十月十二日より御不快の事、同十五日の御禮は請けさせられ候。十一月朔日御不快にて御親類御家老中ばかり御目見、其の外御禮これなく、大阪町醫青木林性召下され、同月十一日より御藥召上がられ候。同十五日御親類御家老中ばかり御目見、同二十二日晩より以ての外御重り、江戸へ御註進の爲（二）三上新助早打にて二十三日夜罷立ち、十二月三日江戸參着。同四日御典藥御願長島的庵仰付けられ、同六日夜發足。

御本丸御書院にて五壇の法御執行、白山八幡宮にて溫座護摩、十二箇寺社にて大般若其外諸寺社御祈禱、扨又御家中殘らずより御祈禱御願書等差上げ候。

十一月二十六日夜田中九左衛門江戸へ差立てられ、御容體差詰められ候趣御註進、長崎御奉行衆へも右の趣、山崎久太夫御使者にて仰遣はされ候。

同二十八日夜明、御祈禱の爲非常の大赦、御國中諸罪人總べて差免され、當時究め懸け居り候者も、殘らず差免され、牢舍の者悉く出牢仰付けられ候。但し牢舍の内、母を縛り候者一人殘る。

同二十九日御親類御家老中御居間御通り御目見。

十二月二日夜五ツ時御逝去、同夜江戸へ飛脚、扨又御註進の爲原權兵衞、御典藥留に杉町甚五左衞門差立てられ候。同五日夜鍋島彌平左衞門武藤主馬江戸へ差越され候。

同七日夜十左衞門江戸へ差越され候。

同三日夜御入棺、同四日酉の刻御出棺、御本丸東の塀の内を取明け、御出で、片田江小路より北御堀端西御堀端十五繩手に御通り遊ばされ候。此節御側の者殘らず御供、御親類御家老中御本丸に於て御燒香の上、御先に高傳寺へ相越され堪忍。着座獨禮、高傳寺山門の外に堪忍。惣侍以下手明槍御歩行足輕迄片田江より十五繩手迄一組々々堪

忍。同五日夜御野焼、此の節御親類御家老着座獨禮迄高傳寺罷出で堪忍。同六日御骨拾ひ、此の節は何れも罷出づるに及ばず、同七日より十八日迄千部御法事。同二十二日より二十八日迄御中陰、御親類御家老初め御家中何れも毎日御堂參堪忍。

同二十四日申ノ刻御葬禮。御親類御家老何れも（三）いろ着にて御供、御名代内記殿御膳御持ち御供。着座の内荒々御供。御側の衆の内荒々御供。着座獨禮惣侍並又家來の侍迄罷出で、白洲に順々に堪忍。御引導當住行寂和尚、讀經の出家百六十人。諷經の次第二十三日曹洞宗、天台宗、二十五日眞言宗濟家宗、黄檗派、二十六日淨土宗法華宗律宗一向宗、二十七日山伏盲僧。

同四年亥正月二十四日出家願仰出相濟み候人數。

丹羽喜左衛門　生野孫右衛門　田原源兵衛　野口千左衛門　原口形左衛門　田尻次左衛門　伊東喜兵衛　原喜右衛門　增田宗愼　秋山良甫　山中玄嘯　手明鎗深堀長兵衛。

無屈にて出家仕り、只今の通りにて罷在り候樣にと仰付けられ候人數。

相浦清五左衛門　江里口九郎右衛門追て跡式仰付けられ候。

寄親迄落髪の願差出し、差免されざる處に、申付を用ひず落髪仕り候に付て、遠慮仰付けられし人數。山崎平次郎　山田藤五郎　石橋太左衛門　追て跡式仰付けられ候。右

の外落髪　半髪數人これあり候。

御朦氣中に付歳暮年始御規式の門松は太鼓御門　二御丸御門ばかりに相立て、其の外御領中相立てず、元日には御親類　御家老中は麻上下、著座　惣侍は袴羽織にて御機嫌伺に罷出で、年始の御禮は申上げず候。

公儀より御病氣御尋の御奉書、國繼にて戌十二月十七日到著、嘉村太郎左衞門を以て封の儘江戸へ差越され候。

御香奠三百枚御拜領、原權兵衞江戸より持下り、亥二月七日到著、翌八日高傳寺へ吉茂樣御持參。此の御禮御使者隱岐殿、同十日發足。

同戌十一月十八日　十二月二日、松平右衞門佐殿より御見舞の御使者、二日晩景には筑前家老中より御機嫌伺の使者これあり、御逝去の由承り罷り歸り候。其の以後東は神埼、西は牛津へ　侍遣はし置かれ、隣端の御方より、御見舞の衆飛脚差留められ候。

同亥正月六日水野隼人正樣より御見舞の爲、江戸よりの御使者參著、同正月八日松平肥前守殿より御悔使者吉田久太夫、同大隅守殿より四宮庄助江戸より參著。

戌十二月十八日伊東駿河守樣　三浦壹岐守樣より御家老中へ御悔、且又御代香として御使者差越され候。御中陰前に付取次にて御香奠寺納。

松平大膳大夫殿御香奠白銀十枚十二月二十三日梨羽源左衛門。松平右衛門佐殿同白銀十枚同二十五日田中傳左衛門。松平主殿頭殿同白銀五枚同二十七日田村市左衛門。五島主税殿同五枚同二十九日三輪長兵衛。伊東大和守殿同五枚正月九日俵佐熊。土井周防守殿同五枚同十三日山本諸右衛門。松平肥前守殿同三十枚同二十日家老鎌田八左衛門。同大隅守殿同十枚同日杉山四郎太夫。水野隼人正様御父子様より同十枚同二十六日坂部藤太夫。松平兵部大輔様同二十枚同監物殿同十枚同二十七日垣岡安右衛門。榊原式部大輔様同十枚二十八日伊野源右衛門。

彦山座主より使僧、同二十五日堂參納經あり。

(一) 玄梁院様　第三代佐賀藩主鍋島綱茂。

(二) 三上新助　利延。喜兵衛利正の子。後與惣左衛門入道道味と號した。祖父新助廣雅は龍造寺式部大輔家俊の二男で、初めて三上氏を名乘つた。享保七年八月歿。法名無樂道味。

(三) いろ着　喪服。

六三一　鍋島綱茂夫人寂光院の遺骸を改葬し、綱茂御靈屋に納む

亥正月二十九日高傳寺に於て寂光院様御改葬、玄梁院様御靈屋御一所に入らせらる。

(一) 寂光院様　鍋島綱茂室、松平越前少將光通卿の女。元祿十二年四月十二日歿。

六三二　鍋島光茂夫人榮正院の遺骸を改葬し新に御靈屋を建つ

同二月六日慶闇寺に於て（二）榮正院様御改葬、新に御靈屋相立て入らせらる。右兩御改葬の節、吉茂様御自身いろ御着、御供遊ばされ候。高傳寺にては大木八右衞門御骨箱持ち、慶闇寺にては深江六左衞門御骨箱持ち候。畢。

（一）榮正院様　鍋島光茂室、中院大納言通純卿の女。寛文五年六月廿三日歿。

聞書第六

此の一卷、御國古來の事取交ぜ、之を記す。

六三三　龍造寺隆信、「毒なればとて何程の事」と陣中敵方の酒を呑む

隆信公、(一)豐軍御取合の半ば、敵陣より使者を以て酒肴を贈り申し候。公卽ち召上がらるべくと候を、御前の人々、「敵方の贈物、毒害のおそれ御座候。大將の召上がらるべき物にあらず。」と、留め奉り候。公聞召され、「何、毒なればとて、いかほどの事のあるべきぞ。その使者を呼び候へ。」と仰せられ、卽ち御前に召出され、卽座に樽を打破り、大盃にて三度召上がられ、使者へ御盃下され、御返答仰聞けられ、差歸され候由。

(二)博多御在陣の時、(三)立花道雪參禮の時なり。

(一)豐軍御取合　龍造寺氏と豐後大友氏との折衝で、天正八年秋の事である。

(二)博多御在陣　天正八年秋龍造寺隆信が豐前進出のため博多に本陣を据ゑた時の事。

(三)立花道雪　名は鑑連、剃髪して道雪と號した。豐後大友氏の一族で、始め戸次丹後守と稱し、大友義鎭（宗麟）に從ひ、武略あり、武田信玄をして「鎭西の戸次道雪と東西遠く隔つて技倆を

較ぶるを得ず」と嘆ぜしめた程の名將であつた。元龜元年筑前國粕屋郡立花城主となり、姓を立花と改め、天正十三年十月廿日筑後國三井郡北野の陣中で病歿した。年七十三。嗣無く、筑前岩屋城主高橋紹運の子宗茂を養子とした。これ後の柳河城主立花宗茂である。本文の事實は、諸書に記載され、馬場信意著『西國盛衰記』には左の如く記されてある。

大友入道宗麟は、未だ高良山に在陣して肥前邊向の用意頻りなりける處に、京都の將軍義昭公の使節下着して、當時三好以下の逆心を征伐し、四海靜謐の功を爲さんと欲する處に、大友龍造寺、私の干才を動かすこと、甚だ以て宜しからず、早く兩家和睦すべきとの仰せなる由を述べければ、大友龍造寺、共に上意を輕んずべきに非ずとて、兩家の和睦相調り、同じき十月三日宗麟高良山を引拂ひ、豐後に歸陣し給ひけり。此時丹後入道道雪、戸次右衞門を使者として、龍造寺に遣遣はし、和平を賀し、酒肴を送られしかば、隆信使者に對面し、彼の送れる酒を取つて、自ら飲まんとせられけるを、近臣等是を諫め、敵よりの贈り物、卒爾に是を用ひられん事、甚だ以て慮なきに似たりと制しければ、隆信打笑ひ、入道は當時の秀傑、仁義を守る良將たれば、能く隆信が隆信たる事を知れり。夫れ大將の盟約に何ぞ毒を送るべき。吾不運にして毒酒に死せば、天吾を亡ぼし給ふならんとて、使者の前にて是を呑み、吾入道と酒席を同じくせん事を思ふと雖も、國を隔てたれば力なし。今此の杯を相送る。汝宜しく傳へよ。と有りしかば、使者謹んで杯を請取り、筑州に歸り、入道に斯くと云へば、道雪手を拍つて、嗚呼無双の英雄かなとぞ感ぜられける。

六三四　鍋島直茂の菩提寺高傳寺再興と歷代藩主の寄附

高傳寺は直茂公御再興、剛意樣を開基に成され、知行八拾石御附けなされ候。勝茂公三拾七石御加增なされ候。此の外に釋迦免有り。光茂公御代、泰盛院樣三拾三年御法事

の節、三拾三石御加增、都べて百五拾石なり。吉茂公御代御靈屋敷地御免に成る。此の段少々相違有り。百六十五の所にて委く之を記す。

六三五　名木の紅梅「禮德寺」由來、一本は直茂遺愛の地宗智寺へ

(一)玉林寺　(二)金峯和尙の時、末寺禮德寺に實朋えの紅梅あり、金峯分けて玉林寺に植ゑらる。爾來梅の名を(三)禮德寺と唱へ來れり。金峯此の梅を二本接ぎ生けて、一本は直茂公へ進上、今多布施の宗智寺にあり。一本は金峯隱居の地嘉瀨に植ゑらる。(四)東光寺と號す。落命の地なり。梅、今にあり。

寺社緣起に、靈壽德壽二人の兒植ゑらる、とあり。玉林寺末寺帳に、禮德寺これなき由。

(一)玉林寺　曹洞宗。本尊藥師如來。佐賀郡春日村大字久池井字出羽にある。元中元年鑰尼信濃守季高の建立で、開山は無著妙融和尙である。後小松天皇　後奈良天皇から綸旨並に勅額を賜うた。肥前國屈指の名刹で、古文書が多い。

(二)金峯和尙　金峯鵬和尙。(三五四・註一)

(三)禮德寺　梅の名。靈德兒梅ともいふ。玉林寺の梅は天明頃迄あつた事が、或葉隱寫本松本貞丘頭書にあるが、後に枯れ、多布施宗智寺の老樹は明治以後まで殘り、今尙、又接木のものが保存されてゐる。延寶二年以來玉林寺に左の如き「靈德兒梅」の制札が立てられてゐた。

定

玉林寺

此梅の枝誰人によらず折取候儀堅可爲停止者也仍而執達如件

延寶二年正月廿一日　　相良求馬判
鍋島彌平左衞門判
鍋島主水判
鍋島阿波判
鍋島若狹判
多久長門判

（四）東光寺　曹洞宗。佐賀郡嘉瀨村にある。

六三六　龍造寺隆信戰死の地の卒都婆を溫泉山一乘院へ移す

隆信公島原にて御戰死の所、（一）沖田太原と申し候。此所に御卒都婆御座候を、今（二）溫泉山眞言宗（三）一乘院へ引直され候。御祟これある故となり。

（一）沖田太原　おきだたいばる。沖田といふ平原の意。沖田は、今沖田原（おきだばる）沖田畷などと呼ぶ二百餘町歩の田圃で、長崎縣南高來郡島原町杉谷村三會村の三町村に跨り、此の一帶の地が當時の古戰場である。隆信戰死の地は、島原町字二本木と稱する所で、沖田原の中にある。

（二）溫泉山　雲仙嶽。

（三）一乘院　古義眞言宗御室派。雲仙嶽溫泉街にあり、又南高來郡南串山村水ノ浦にもある。往昔一千坊の大伽籃であつたが、島原の亂で兵火に罹り、今はその面影を止めない。

六三七　高木鑑房不意に首を打落され、同時に人の首を切る

（一）高木鑑房、龍造寺家を背き、（二）前田伊豫守を頼み、寄宿せられ候。鑑房は無雙の勇士、早業打物の達者なり。家來に因果左衞門　不動左衞門とて、これも劣らぬ曲者あり。晝夜鑑房の身邊を離るゝ事なし。かくて、隆信公より鑑房征伐の事を伊豫守へ賴み遣はされけり。或時、鑑房緣に腰を掛け、因果左衞門に足を洗はせられ候を、伊豫守、鑑房の後より走り懸り、首を打落す。鑑房、首の落ちざる間に脇差を拔き、振上げて打ちければ、因果左衞門が首を打落し、二人の頭盥の中に入る。鑑房の首は座中に舞上りたり。斯くの如き早業、常々魔法の術を得たり。

（一）高木鑑房　能登守。佐賀郡東高木城主右京大夫滿兼の孫。滿兼子なく、龍造寺胤家の子伯耆守盛家（日勇）を養子としたが、後龍造寺家に歸つたので、其の子鑑房が家督を繼いだ。始め鑑兼と稱したが、龍造寺鑑兼と同名のため鑑房と改めた。剛勇を以て聞えてゐた。

（二）前田伊豫守　名は家定。先祖は尾張國菅原氏で、祖父菅原忠定肥前に來つて千葉氏に賴り、父志摩守胤定、千葉氏に屬したが、家定は外祖父佐留志近江守の緣により杵島郡佐留志の城主となつた。後龍造寺氏鍋島氏に屬し、朝鮮役には老齡のため在國、同苗前田利家名護屋在陣の時、兵糧その他進物を贈り、豐太閤にも謁見したといふので、我が儘の振舞として鍋島直茂の怒に觸れて沒落し、子孫は野村氏を名乘つた。本文は天文廿三年三月の事で、高木鑑房時に三十九歲であつた。前田利家は幼時肥前に來り、佐留志の前田家で成長したといふ傳說がある。

六三八　「佐嘉」と「佐賀」、「神埼」と「神崎」、文字相違の由來

佐嘉神埼の文字相違の事　(一)嚴有院樣御代替りの時、(二)御判物差出され候前方、鄕村帳差出され候。先づ小川舍人持越し申され候。江戸にて御役人方へ相納められ候處、古、(三)信濃守殿差上げ置かれ候御帳に、「佐嘉」「神埼」此の文字書載これあり候。今度の御帳には、「佐賀」「神崎」と書載これあり候。「以前の如く書直し差出され候樣に。」とこれあり候に付て、書替へ相納められ候。其の以後、「嘉」「埼」の字用ひ申し候由。正德三年十一月十九日承り候なり。

鐵砲改め御帳には、「佐賀」と書載これある由。先年鐵砲替目書附に、「佐嘉」と書載仕り候處、御役人家來より、「本帳に賀の字これあり候。最前相納められ候御帳の通り書載然るべき」由申し候。其の以後鐵砲改め書附ばかりには「佐賀」と書載仕り候。此の段江戸置物帳の袋に書記しこれあるなり。

(一)嚴有院樣　四代將軍德川家綱。

(二)御判物　ごはんもつ。武家時代に將軍が其の配下に交付した政務上の文書で、朱肉の印を捺したものを御朱印といひ、書判を施したものを御判物と稱した。德川時代には、將軍の代替りに、十萬石以上の大名には將軍親書の書判(卽ち御判物)、十萬石未滿一萬石以上の大名、旗本及び各寺社には朱印狀を以て其の領土を安堵する慣例であつた。

（三）信濃守殿　鍋島勝茂。

六三九　大友　秋月の沒落、豐太閤他界、福島左衞門大夫改易

栗山書附。天正六年寅十一月十二日日向耳川にて豐後の大友殿沒落。同十五年亥四月二日秋月殿落城。慶長元年申閏七月九日大地震。同三年戌八月十八日太閤樣御他界。同年十月高麗より惣歸陣、在陣七年なり。同五年子六月下旬關東御越、江州八日市に五日御逗留、盆の頃は彼地にて相撲など御取らせ成され候。元和六年申三月福島左衞門大夫殿改易。

六四〇　鹿島藩祖鍋島直朝夫人——花山院定誠入道自寬の妹

（一）鍋島和泉守直朝の御内方は、（二）花山院定誠入道自寬の御妹にて候なり。

（一）鍋島和泉守直朝の御内方　鹿島藩祖鍋島直朝の室祐德院。（五六二、註一）

（二）花山院定誠　京都公家花山院、左大臣家忠の後で姓は藤原氏。左大臣定好の三男である。兄定教の嗣となり、權大納言　武家傳奏　右近衞大將を經て貞享元年內大臣に進み、これより先、延寶二年正二位に陞叙された。資性學を好み、賢を禮し、元祿五年二月剃髮して自寬と號し、寶永元年十月廿一日歿した。年六十五。法名文恭院。直朝の室祐德院は萬子姬といひ、その妹である。母は前關白鷹司信尙に降嫁せられた後陽成天皇第三皇女准后淸子內親王の女で、萬子姬は後陽成天皇の曾孫女に當る。二歲の時御祖母淸子內親王に養はれて子となり、資性溫厚賢明で、文學を好み三十七歲まで嫁せなかつたが、偶〻肥前國鹿島藩主鍋島直朝との婚儀成り、寬文二年五月鹿島に下向入嫁した。父花山院定好、別れに臨み、宮城內御奉祀の稻荷大神の神靈を神鏡に奉遷し、これを萬子姬に授け、「御身、身を以て此の神靈に仕へ、寶祚の無窮と邦家の安泰とを祈念

し、敢へて怠ることなかれ。」と諭した。かくて神令使（眷族）も姫に從うて下り、姫は二子を擧げたが、いづれも早世したので、哀痛禁ずる能はず飜然として大悟し、身を神佛に奉じて偏へに實祚の無窮、邦家の安泰を祈り、以て父の訓を守らうと志し、貞享四年古田村（今の古枝村）に地を相して社殿を建立し、倉稻魂大神、大宮賣神、猿田彦神の神靈を勸請した。これ、今の祐德稻荷神社である。自身も亦居を此處に遷して朝夕奉仕祈念すること二十年一日の如く、寶永二年山腹の巖壁を掘つて壽藏を造り、堅く戸を鎖して此の窟内に安坐し、千載不拔の祈願を籠めつゝ四月十日暝目入定した。時に八十歲。本文「御妹」とあるが、祐德院は寬永三年、定誠は同十七年の生れであるから「御姉」の誤である。

六四一　神埼櫛田宮祭禮に勅使――社職執行氏の名字根元

お國執行名字根元の事

昔神埼（一）櫛田宮の祭禮に、每歲勅使下向あり。數度下向の公家衆神埼に住宅、社務を勤められ候。社務を執行と申し候。年を經て社職の執行を其の儘家の名字と定められ候。此の末、（二）執行越前守等なり。

（一）櫛田宮　縣社櫛田社。祭神櫛稻田姫命その他。神埼郡神埼町三丁目にある。景行天皇御巡幸の時の勸請といふ。石華表の神額「櫛山櫛田宮」は順德天皇の宸筆であると傳へられる。

（二）執行越前守　（八三四・註一）。今も社司は執行氏である。

六四二　佐嘉城普請に筑前から、福岡城普請に佐嘉から助勢

佐嘉御城御普請、御圍堀御掘らせなされ候時分、長政（黑田殿）より加勢にて北の御門の際掘らせ申され候。此の御返禮として筑前福岡城普請の時、圍堀此御方より御掘ら

せなされ候。今に肥前堀と唱へ申し候。此の堀に付、直茂公御賢慮これある由。

六四三　龍造寺政家口宣（金丸氏寫）

政家口宣の事　　金丸氏より之を寫す。

上卿中山大納言

天正十六年七月六日　宣旨

豊臣政家

宣令叙從五位下

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

上卿中山大納言

天正十六年七月六日　宣旨

從五位下豊臣政家

宣令任侍從

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

上卿式部大輔

天正十六年七月二十八日　宣旨

從五位下豐臣政家
宣叙從四位下
藏人右中辨藤原宣泰奉

六四四　鍋島清久夫婦、村の祭禮前に毎夜堀をたゝき鮒を追うて廻る

鍋島平右衞門尉清久公、（一）本庄村に御座なされ候。所の（二）祭禮前方には、毎夜御夫婦樣棹を御持ち御出で、終夜堀を御たゝき、方々なされ候。祭禮用に、人々堀を干し鮒を捕り候に付、魚逃げ候樣にと思召され、右の通り遊ばされ候。その外御善根御慈悲、限り無く候。兼々（三）彦山御信仰なされ、毎歲年越に御參籠なされ候。或時上宮なされ候處、大雪降り道筋相知れず、（四）ほき落ちなされ、谷へ御落ちなされ候。其の邊を御探しなされ候へば、彌陀の三尊御拾ひなされ候。御持歸りなされ、（五）德善彦山御勸請の御本尊に遊ばされ候。彦山の本地彌陀の三尊にて候由。不思議の御事にて候。其の功德にて御家御繁昌と相見え候由、古老話にて候。

（一）本庄村　鍋島氏は、長岡伊勢守經秀が山城國北野から、初めて肥前に下向して鍋島村に居住し、永德三年逝去、その子經直、應永の頃本庄村に移つた。清久（利叟）は、經直の曾孫で、應仁二年本庄館に生れた。（一・註六）

（二）祭禮前方　今も祭禮（供日）には鮒を捕つて食ひ、その昆布巻は鄉土色豐かな珍味とされて

ある。

(三) 彦山御信仰　鍋島清久、深く豐前英彦山神社を尊崇し爾來歷代藩主の崇敬が厚く、屢本社並に諸堂を修造した。現に英彦山神社には、佐賀藩主寄進の鳥居が二基存してある。その一は本社を距る四十二町、境外の彦山村字勢溜にあつて、寛永十四年八月十五日鍋島勝茂の建立に係り、天保十三年八月十日鍋島齊正（後直正、閑叟）が修繕したもので、高さ二丈一尺七寸、廻り九尺五寸、間二丈一尺の銅鳥居、銘文の次に

願主從四位下行侍從鍋島信濃守藤原朝臣勝茂敬白

奉　行　鍋島舍人助藤原茂利

祈願師　德善院法印權大僧都尊琳

大檀那座主法印大僧都有清

惣　衆　增了坊幸教　實門坊榮眞　櫻本坊良盛　賢秀坊永淳

寛永第十四丁丑年八月吉日

下奉行　副島杢左衞門尉茂久　永山九右衞門尉良員　小野善兵衞貞尚　島杢右衞門尉光廣　諸岡五郎左衞門吉尚

鑄物師　肥前國　谷口清左衞門尉長光　小河善兵衞尉廣家

とある。その二は同村字影向坂の中央、本社を距る三十町の境内にあり、高さ一丈七尺、廻り六尺八寸、間一丈一尺二寸の石鳥居で、寛文三年鍋島光茂の寄進である。これには、

願主從四位下侍從松平丹後守藤原朝臣光茂敬白

祈願師　肥前國德善院權大僧都法印雄融

大法主座主法印大僧都亮有

惣　衆　櫻本坊良盛　西坊賢春　正覺坊眞陽　鬼石坊宗淳

奉行　鍋島六左衞門藤原宗英
下奉行　古賀彌六右衞門重純　濱田清兵衞陳時
石工　武富清右衞門增重

時寛文第三癸卯歲夷則穀旦

とある。共に、佐賀藩主が祖先の遺志を體して、敬神崇佛の誠意を披瀝したもので、勝茂はこの時鐘樓をも寄進した。尙本社を距る六丁、同村字二の御嶽に、天保十三年六月朔日鍋島肥前守齊正（直正）再建の木鳥居（高さ一丈六尺、廻り四尺、間一丈六寸）があつたが、腐朽の爲取除かれ、今は同場所に神社から木の鳥居が再建されてゐる。今も佐賀地方から、特に英彦山に參詣するものが多い。

（四）ほき落ち　崖から落ちること。
（五）德善彦山　德善院に勸請の彦山權現。（四三六・註一）

六四五　德善權現の神體、御代替りに歷代の藩主御拜見

德善權現御本尊の寫、（一）彦山增了坊の本尊にて候由。一とせ燒失の時分、御本尊は井戸へ沈め申し候に付て恙なく候由。先年住持話承り候なり。

德善權現の御神體、御代替りの節御拜見遊ばされ候由。

（一）增了坊　豐前英彦山修驗僧坊の一で、特に鍋島家に關係が深かつた。

六四六　鍋島主水茂里、直茂の養子となり勝茂出生の爲離緣

（一）鍋島主水殿御幼稚の時分、直茂公御養子にて召置かれ候處、勝茂公御出生に付て、

(二)横岳跡知行を主水殿へ遣はされ候由なり。

字太郎五郎左衛門大夫平五郎主水佐。一説に、主水殿は、梯淡路守子にて候を、(三)石井安藝守養子の由。

(一)鍋島主水殿　茂里。(九六七・註一)

(二)横岳　横岳下野守頼繼。先祖は太宰少貳貞頼次男頼房より出で、代々神埼郡西郷村横武を知行した。

(三)石井安藝守　名は信忠。(三六六・註六)梯淡路守は傳不詳。

六四七　鍋島光茂、井伊の先手に擬して主水直朗を掃部と名づく

(一)主水殿(直朗)御男子出生に付て、光茂公へ、「名御附け下され候様に。」と申上げられ候へば、「産名は親の附け候ものにて候。先づ何となりとも附け申すべく候。追て名を遣はさるべき」由にて、萬五郎と御附け候。其の後、光茂公より掃部と御附けなされ候。其の時の御意に、(二)「先手の家に候へば、(三)井伊殿を取つて附け候。成長の後、江戸へ罷越し候時分は遠慮に候間、替へ申すべく。」と仰出され候由。後に(四)主水直恒、正徳二年、(五)茂の御一字拝領、茂主と改められ候なり。

(一)主水殿　(直朗)實は小城藩祖鍋島元茂の次男で、鍋島主水武興の養子となつた。貞享三年

九月十四日歿。年三十八。法名禪海院得應徹心。墓は神埼郡仁比山村志波屋眞龍寺にある。

(二) 先手の家　先陣を承つた武功の家の意。

(三) 井伊殿　井伊掃部頭直孝。近江國彦根城主で、元和元年大阪夏の陣に先陣をして奮戰、勇名を謠はれた。萬治二年六月歿。年七十一。

(四) 直恒　直朗の子。後茂清と稱した。志波屋村私領召上げられ、代地三根郡續命院村　東津村(三養基郡上峯村)向島(神埼郡千歲村迎島)の內に知行を與へられた。元文五年八月三日歿。年五十九。法名常智院眉山道慶。墓は眞龍寺にある。

(五) 茂の御一字　佐賀藩主鍋島吉茂の諱。

六四八　多久長門隱居、家中の請に依り伊豆茂文家督を繼ぐ

(一) 多久長門殿隱居の時、光茂公仰出され候は、(二)「伊豆を長門子に仕り置き候へども、幼少に候間家督は(三)兵庫に仰付けらるべき」由に候。此の段家來共承り、「太守の御子樣を養子仕り置き候へば、いよ〳〵伊豆殿に家督仰付けられ下さるべく候。兵庫を主人に仕る儀罷成らざる」由申し候に付て、伊豆殿に家督仰付けられ候。それより伊豆殿を褒め上げ崇敬致し、恙なく家連續にて候。多久家中の義あつき事と沙汰これある由なり。

(一) 多久長門　茂矩。隱居は貞享三年四月である(六九四參照)。

(二) 伊豆　多久伊豆茂文。鍋島光茂第十三子。時に十八歲であつた。(九八四・註一)

（三）兵庫　多久兵庫安胤。初め虎之助。長門茂矩の弟である。

六四九　鍋島舎人助草履取十四歳で人を斬り出家して名を揚ぐ

（一）鍋島舎人助草履取十四歳になり候が、諫早家へ御供致し、供部屋にて、（二）石見殿の中間を切殺し候仕方よく候故、御助けなされ候。此の者存立ち候は、たま〳〵人間に生れ、思出なく死なんことは無念なり。いざ天下を取るべしと思立ち、夜晝工夫し篤と手に入り候。その時思附き候は、天下を取る事は、しかと手に入り候へども、殊の外骨を折り、天下取りに成り候ても、仕置などに苦心多し、一生を苦労にて果てゝも詮なき事なり。それよりは、出家になり、成佛したるが增しなるべしと出家の修行を工夫し、眞言宗に成り、（三）後に溫泉のホツケといはれ、日本に名を揚げ候名僧にて候。詠歌に、

我他彼此と思ふ心のとけぬれば自己智もなくて無性なりけり

（一）鍋島舎人助　名は茂利。鍋島清久（一・註六）の曾孫新左衞門種卷の次男で、鍋島内記（普周）や、楠公創祀者深江信溪等の父である。文祿四年朝鮮役に父種卷に從うて渡海、陣中の書記を勤めた。直茂の命に依つて三反田（松梅村）代官となり、又寛永の初め鍋島本庄兩村の代官となり、物成餘米合はせて六百十五石を拜領、明暦二年八月廿七日歿。年七十四。法名正哲一眞。後代々城原組並に佐賀神埼兩山内を支配し、本庄社祭禮等の事を司つた。

（二）石見殿　諫早石見守直孝。（八九三・註二）

（三）溫泉のホッケ　雲仙嶽の行者などいふ意味であらう。ホトケでなく寫本皆ホッケとある。法化か。

六五〇　龍造寺政家息女、妙安尼に養育され直茂養女となる

（一）清光院殿の二歳の時、政家公御卒去に付て、（二）妙安樣御養育成され候。妙安樣御死去の後、直茂公御養子なされ候て（三）鍋島隼人助意安へ御祝言なり。婚禮は直茂公御卒去の後、陽泰院樣御心遣にて遣はされ候。其の時御祝言道具等の事、陽泰院樣御自筆の御書立、安達脫空所持にて候なり。脫空老話。

（一）清光院殿　龍造寺政家三女。（四四七・註九）

（二）妙安樣　龍造寺隆信の養女（實は龍造寺胤榮の女）で、初め小田鎭光に嫁し、後松浦鬼子嶽城主波多三河守親の妻となり、三河守が豐太閤の忌諱に觸れて領地を歿收、常陸國に流された後は佐賀に歸つて佛道三昧に入り、妙安寺の開基となつたお安姬の事であらう。但し妙安尼は寬永元年七月晦日七十九歳で歿した事になつてゐるので、本文の直茂（元和四年歿）在世中に死去したといふのに合はない。政家卒去は慶長十二年で、此の時妙安尼六十二歳である。

（三）鍋島隼人助　茂貞。初名孝顯。鍋島市佑長昭の長男で、神代邑主鍋島彌平左衞門茂昌の養子となつた。彌平左衞門嵩就（入道一雲）の父である。寬文十二年四月二十七日歿。年七十七。法名靜嶽意安。

六五一　鍋島豐前守夫人の事、知行所は鹽田　鹿島　神代と替る

（二）鍋島豐前守殿の御内方しかと誰とも相知れず候。一說に家來と密通に付て切捨てられ、弔ひとてもこれなく、家中にも申傳へ候者これなき由なり。彌平左衞門茂昌の御袋にて候由。妾は鍋島大膳殿の御妹、谷平次兵衞に嫁娶、此の娘後には本妻の樣に成され候とも申し候。平次兵衞入道、名は壽齋と申し候由。又馬渡氏書傳には、茂昌の母は德島土佐守胤順の女とこれあるなり。豐前守殿御知行所、鹽田鹿島神代に替り申し候由。

（一）鍋島豐前守殿　信房。房義　信秀　房茂とも稱した。鍋島直茂の兄である。本文冒頭の記事は誤で、信房室（德島土佐守胤順の女）は慶長八年九月十五日歿。法名玉雲妙慶。信房歿後高傳寺に合葬された。

六五二　神代長良、父勝利の遺言に基き龍造寺　鍋島兩家と緣組す

（一）神代勝利遺言に、（二）「長良事我に劣らぬ大將なれども、龍造寺の威勢追日强大になり候へば、始終家を抱へ候事成り難かるべく候。我が死後に龍造寺に合體して龍氏の子を養ひて家を相續すべき」由なり。長良つら〳〵思惟して、「隆信威ありといへども仁心なし、家長久すべからず。鍋島飛驒守勇智兼備して慈悲深し、子孫繁昌すべし。」と直茂公の御弟（三）小川武藏守殿の三男を隆信公の子として養ひ、（四）家良と申し候なり。

（一）神代勝利　先祖は物部氏より出で、永正年中、神代對馬守勝元筑後より肥前に來り、上佐賀

千布村陣内大和守利世の女を聚り、一子を擧げた。これ神代大和守武邊勝利である。勝利長ずるに及び、剛勇果敢、山内地方を領して龍造寺氏に對抗し、威勢を振うた。永祿七年、龍造寺隆信と和し、神埼郡三瀨城（三瀨村）から佐賀郡畑瀨城（小關村）に移つて本據としたが、翌八年三月十五日、畑瀨城に於て病歿した。年五十五。法名覺譽賢利。墓は畑瀨宗源院の背後にある。武勇の神として木大刀を墓前に備へ參拜する者が多い。

（二）長良　神代勝利の嫡子。初め勝良。刑部大輔と稱した。天正九年五月廿八日歿。年四十五。法名梁山宗巽。墓は神埼郡三瀨村觀音寺にある。妻は鹿江遠江守兼明の女。

（三）小川武藏守　名は信俊。初め大炊介。實は鍋島直茂の弟で、小川筑後守信安の遺跡を續いだ。天正十二年島原陣で戰死した。法名玉峯淨金。墓は佐賀郡本庄村高傳寺にある。

（四）家良　神代長良の養子。實は小川武藏守信俊の子で、大炊助と稱した。慶長十七年十一月七日歿。年四十。高傳寺に葬り、後小城郡芦刈村福田寺に改葬し、法名を見應宗性と改めた。

六五三　湛然和尚、圓藏院村了の命乞成らず高傳寺を去つて隱遁す

高傳寺（一）鵞峯和尚隱居の時、後住（二）月舟和尚相願はれ候。月舟は武雄素生にて、曹洞宗のすたれたる宗風振ひ興されし名僧なり。その頃は三河國にて、（三）板倉周防守殿の菩提所（四）長圓寺の住持に成り居り申され候。防州と別けて入魂にて候由。高傳寺住職の儀申來り候へども、「防州の菩提寺を預り居り候者が、別に寺持ち候とて斷り申す儀罷成らず候」由返答に付、鵞峯和尚より又々申越され候は、「高傳寺の儀は月舟に相渡すべくと決定致し候上は、外に後住相願ひ候儀罷成らず候。下國叶はざる事

に候はゞ、高傳寺は月舟に附屬申し候間、後住を月舟見立にて申付けられ候樣に。」と申越され候。その跡にて追附遷化にて候。それに就き月舟より、(五)「湛然和尙然るべく」と差圖により、御國より使僧懷芳を以て請待に付、住持相勤められ候。その節迄は三河國何とか申す寺に住職なり。この前は高傳寺に小姓など召置き、酒の取扱どもこれあり候。湛然入院以後、禁酒嚴重の法式に罷成り候。その頃、(六)圓藏院(七)村了、由緒を申上げ、「知識地の願、(八)十二ケ寺相加へられ候樣に。」と度々訴訟候へども相叶はず、或時光茂公(九)慶闇寺御參詣遊ばされ候に、佛壇の下に隱れ居り候て、直訴仕り候。これに依つて御糺明の上、斬罪に仰付けられ候。その時、高傳寺湛然、「出家を御殺し遊ばさるゝものにてこれなく候。衣をかぶせ申し候間、御助け下さるべき」由、御斷り申上げられ候。然れども御承引これなく、斬罪仰付けられ候。湛然はその場より直に出寺致し、(一〇)新庄の(一一)東禪寺に駈入り申され候に付、光茂公より上使を以て、「高傳寺罷歸られ候樣に。」と重疊御斷りに候へども承引なく、他國の願ひ申上げられ候に付、色々仰せられ、他國差留められ、隱居仰付けられ候に付、(一二)松瀨通天庵へ引越申され候。それに付、「隱居所御建て下さるべく候間、地元望み申され候樣に。」とこれあり候て、(一三)華藏庵御取立て、十石御附け成され候。十三年禁

足蹔居の體にて、相果てられ候なり。

湛然遷化後、高傳寺（一四）惠芳、華藏庵の十石差上ぐべき由申され候に付、（一五）上り申し候。此の儀御詮議不足、殘念の事なり。薪山四町五反餘今に相附く。慶閒寺には惠照院樣御靈屋御座候。後に高傳寺へお直し遊ばされ候。

（一）鶚峯和尙　鶚峯桂雲和尙高傳寺第十世住持で、萬治元年十二月十六日入寂。

（二）月舟和尙　月舟宗胡和尙。杵島郡武雄の人、武雄家來原田藏人種正の次男で、元和四年四月五日生れた。十二歲で、武雄圓應寺華嶽和尙に就いて剃髮し、十六歲の時國を出で、常陸國多賀院（茨城縣眞壁郡下妻町）丹波瑞巖寺（京都府南桑田郡稗田野村）播磨雲龍寺（兵庫縣美囊郡三木町）攝津有馬宅原寺（兵庫縣有馬郡長尾村）を經て、明曆元年三十八歲の時、板倉周防守重宗に請ぜられて三河長圓寺第五世住持となり、居る事十一年、進院開堂、廣く甘露門を開いて四部を利導し、長圓寺を目して東海の法窟と稱せられ、月舟の名大いに揚つた。次いで諸方に巡錫し、禪德寺（大阪府泉南郡大土村）住吉興禪寺（大阪市天王寺區伶人町）の開山となり、寬文十一年加賀大乘寺（金澤市長坂町）の住持となり、在住十年、延寶八年山城禪定寺（京都府綴喜郡宇治田原村）に閑棲し、元祿九年正月十日入寂した。年七十九。月舟、夙に曹洞宗風の弛緩を嘆いて永平古規の復興に努め、革正振作する所多く、宗門史上不朽の功績を殘した。可愚齋と號し、『月舟和尙遺錄』は寬永二年弟子曹源が編輯したもので、元祿十二年永平寺住持卍山道白和尙の序がある。（一〇七八、一一〇七參照）

（三）板倉周防守　板倉周防守重宗。伊賀守勝重の子。元和六年父の後を繼いで京都所司代となり寬永十四年多島原亂に、阿部備中守正次と謀り、書を作つて賊徒誅戮の事を諭解に告諭し、帶宣

家光からその機敏果斷の處置を賞せられた。月舟長圓寺入寺の翌明曆二年十二月朔日歿。年七十一。法名松雲院秀峯源俊。室は尾張家老成瀨隼人正正成（一一五三・註一）の女、後室戸田左門氏鐵の女。

（四）長圓寺　愛知縣（三河）幡豆郡三和村にある曹洞宗の名刹。京都所司代板倉伊賀守勝重の開基で、寺號は勝重の法名長圓寺殿傑山宗英に因んだものである。葉隱寫本に長遠寺とあるのは誤である。

（五）湛然和尙　（解說參照）湛然和尙入寂の後、山城禪定寺に在つた月舟和尙は、左の七絕を賦して之を追悼した。（三四三・註八）

湛然和尙忌

雖レ聽二訃於千里外一　不レ離二當處一湛然存
去來生滅一條路　打透涅槃平等門

和下澄圓長老追二悼受業師湛然和尙一之韻上

他化二古鄕一吾異鄕　東邦萬里隔二西方一
西方此去不レ爲レ遠　刹々塵々遊化場

又、湛然和尙が高傳寺に住してゐた時、月舟和尙の贈つた詩に寄二高傳寺閑居梁重和尙一

君要二生涯終一古鄕一　吾思二骸骨掩一他方一
寸長尺短二三六　分付淸宵夢一場

といふのがある。「君は生涯古鄕に終ろを要す」とあるのを見れば、湛然和尙が肥前の生れであることは確である。

（六）圓藏院　曹洞宗。本尊地藏菩薩。佐賀市赤松町中ノ館に在る。元龍造寺家純（家兼の嫡男）

の別館で、家純の子寶琳院權大僧都豪覺法印こゝに病を養うたが、天文七年三月三日歿したので、此の地に葬り、後天文十四年正月、龍造寺の一族六人が、馬場賴周のために無慚の最期（一・註五）を遂げた時、家兼（剛忠）及び周家（家純の嫡男）の室慶壽尼は、こゝに家純 周家 純家賴純父子兄弟四人の塔婆を建て、後更に一寺を建立し、家純の法號に因んで圓藏院と稱した。その後、豪覺法印の石塔から毎夜怪火が出るので、天文十六年八月十二日夜、八戸龍雲寺住持大用和尙が誦經して之を消し止めたといふ物語がある。

（七）村了和尙　圓藏院の住持で、本文の罪科によつて寛文九年二月二日八戸天福院で寺生害仰付けられた。首を刎ねられた時、落ちないやうに兩手で支へ、その儘附近の堀に落ち込んで果てた、と傳へられてゐる。

（八）十二ヶ寺　舊佐賀城下を中心として、藩侯の菩提寺高傳寺をはじめ、一種の寺格を定められた十二の寺院で、何れも龍造寺 鍋島兩家に緣故の深い名刹である。寛延四年島田一均著の『佐嘉繁昌記』に、次のやうに記されてゐる。

寺院は本庄高傳寺。これ當家の御廟所なり。寺內釋迦の像は、赤栴檀の靈佛、嵯峨釋迦と同材なり。每年三月十九日、御身拭の開帳、自國境隣の男女參詣最も多し。之に加ふるに、城西龍泰寺　城東宗龍寺　鹿子慶闍寺　八戸龍雲寺　水ケ江圓藏院　高岸天祐寺　多布施宗智寺　箱川妙雲寺　城原種福寺　久池井玉林寺　本庄靜元寺、之を曹洞十二ヶ寺と稱す。國君の崇敬、他と殊なれり。（譯文）

同書南里有隣の註に、「天文十四年剛忠公圓藏院を御建立、貞享二年正月廿八日圓藏院を十二ヶ寺中に仰付けらる。」とある。卽ち村了和尙生害後十五年、貞享元年興國院（忠直）五十年忌を機とし、多久長門茂矩の進言によつて村了和尙の罪を赦し、翌貞享二年正月廿八日を以て圓藏院を十二ヶ寺の中に加へたのである。

（九）慶闍寺　曹洞宗。本尊如意輪觀世音。佐賀郡本庄村大字鹿子字上分にある。元鍛冶屋村（東與賀村）に在つて廣巖山流長院と稱したが、慶長三年慶闍尼（龍造寺隆信の母）の本願によつて鹿子村に移し、その死後遺骸をこゝに葬り、般若山慶闍寺と改めた。開山は大用和尚である。

（一〇）新庄　今の佐賀郡鍋島村の地内で、舊藩時代この地方一帶を新庄鄉と稱してゐた。今、大字森田に屬してある。

（一一）東禪寺　鍋島村大字森田字西新庄にあり、今、東善寺といふ。曹洞宗。本尊地藏菩薩。寛永二年の建立で、元法華宗であつたが、高傳寺第九世天國泰黨和尚（湛然和尚の前々住）の再興によつて曹洞宗に轉じた。

（一二）通天庵　佐賀郡松梅村大字松瀨字館にある。曹洞宗。本尊十一面觀世音菩薩。慶長年間、三反田代官鍋島舍人助茂利（六四九・註一）が、山内の名刹安國寺の荒廢を嘆き、之が再興を企てたが果さずして死し、嫡男六左衞門普周（三一六・註三）次男平兵衞本助入道信溪（楠公父子の創祀者）兩人が父の遺志を繼承し、萬治元年、當時廢滅せんとしてゐた三反田の信溪山通天庵を再興して山號を安國山と改め、その後高傳寺第十二世賢潴和尚を請じて開山とし、平兵衞は自ら信溪と號して開基となつた、と傳へられる。一說には舍人助茂利の建立ともいふ。嘉永七年火災に罹り、記錄等悉く燒失した。深江信溪は晩年この庵に住し、湛然和尚が高傳寺を去つて國外に出ようとした時、通天庵に引き止めて慰撫し、湛然和尚が附近の華藏庵に隱棲してからも、互に往來して親交を結んでゐた。

（一三）華藏庵　湛然和尚隱棲の寺で、ケゾウアンと呼んだ。佐賀郡松梅村大字松瀨字熊の峰にあつたが、今は全く廢滅してその庵址を止むるのみである。湛然和尚が、濤主光茂の高傳寺住持慰留に應じないために、新たに一宇を建立し、寺地七反餘、山林四町五反を附して、十石を扶持し、華藏庵と名づけて高傳寺の末寺としたもので、湛然和尚の墓は今この地にあり、庵址には、

昭和九年四月記念五輪塔が建設され、通天庵によつて管理並に法要が行はるゝこととなつた。南里有隣『榮城歷代略紀』には、「寛文六年、今年松瀾に華藏庵御建立、十石御寄附」とある。

（一四）惠芳　高傳寺第十五世住持（三二〇・註一）。本文の懷芳、惠芳共に同人か。同人とすれば懷芳が使僧として三河月舟和尙の許に行つたのは若年の頃の事であらう。

（一五）上り申し候　上る（あがる）は、藩廳に沒收さるゝこと。

六五四　忠と孝とを片荷、勇氣と慈悲とを片荷にし、「殿樣殿樣」と唱へよ

（二）湛然和尙平生の示しに、出家は慈悲を表にして、內には飽くまで勇氣を貯へざれば、佛道を成就すること成らざるものなり。武士は勇氣を表にして內心には腹の破るゝほど大慈悲心を持たざれば、家業立たざるものなり。これに依つて、出家は武士に伴なひて勇氣を求め、武士は出家に便りて慈悲心を求むるものなり。我數年の遍參に、知識に逢ひて修行の便に成りたること一つもなし。それ故、所々にて、勇士とさへ聞けば、道の難儀をも厭はず尋ね行き、武道の話を聞きしが、是にて佛道の助けになりたること、確と覺えあり。先づ武士は、武具を持つに依つて、夫れを力にしてなりとも、敵陣に駈入らるゝなり。出家は珠數一連にて、槍長刀の中に駈入ること、柔和慈悲心ばかりにて、何として成るべきや。大勇氣なくして、駈入らるべからず。其の證據には、大法事の時、燒香をする和尙などが、ふるはるゝなり。勇氣なき故なり。よみがへる死人を蹴倒し、地獄の衆生を

引上ぐること、皆勇氣の業なり。然るに、近代の出家皆あらぬ事を取持ち、殊勝柔和になりたがり、道を成就する者なし。剩へ武士に佛道を勸め、(二)すくたれ者に仕なすこと、殘念の事共なり。年若き侍などの佛道を聞くは、以ての外の僻事なり。仔細は物が二つになる故なり。一方向きにてなければ、役にたゝぬものなり。隱居閑居の老人などは、遊び仕事に佛法を聞くもよし。武士たる者は、忠と孝とを片荷にし、勇氣と慈悲とを片荷にして、二六時中、肩の割入る程荷うてさへ居れば、侍は立つなり。朝夕の拜禮行住坐臥、(三)「殿樣殿樣」と唱ふべし。佛名眞言に少しも違はざるなり。又常に氏神に釣合うて居るべし、運强きものなり。又慈悲といふものは、運を育つる母の樣なものなり。無慈悲にして勇氣ばかりの士、斷絶の例、古今に顯然なりと。

(一) 澁然和尙　高德寺第十一世住持で、後松瀨華藏庵に隱遁した名僧。山本常朝佛道の師（解說葉隱四哲參照）。

(二) すくたれ者　卑劣者。

(三)「殿樣殿樣」殿樣中心主義の現はれ。今日國家的にいへば、皇室中心主義と同一の信條である。本文は澁然和尙の禪的敎訓で、青年の佛道を聞く事を絶對に排したのではない。現に山本常朝は廿一歲の時、澁然和尙から血脈を受けてゐる。

六五五　相良求馬及眞の素性、一説に成富兵庫助茂安の甥

（一）相良求馬は、高源院様附の手男（二）鶴源兵衛と申す者の子にて候。源兵衛儀掃除の者にて數年相勤め候故、手明槍に召成され、御内鎖口番仰付けられ候（ママ）さ候て高源院様より宮内と申す女中を嫁娶仰付けられ、出生の子助次郎、御側にて御養育成され候。光茂公御幼年の時、御遊相手に御附け成され候。段々御仕立て、千二百石下され、加判家老仰付けられ候。一説には成富兵庫弟、小城へ相附けられ候（三）持永助左衛門末子にて候を、出生の時産月悪しく候に付捨て申され候を、高源院様潜かに御貰ひ成され、源兵衛子に召成され候。それ故成富の歸依寺本行寺を、求馬も歸依寺に仕られ候由なり。

（一）相良求馬　及眞。（八・註一）

（二）鶴源兵衛　寛永の頃手明槍となり、正保三年七月朔日歿した。法名林栖院幽仙日關。寫本には多く津留と書き、五常本には「鶴か」と書入がある。

（三）持永助左衛門　名は益英。成富甲斐守信種八男で、兵庫助茂安の弟である。姉菊千代の婿助左衛門茂成（三九七。註一）の養子となつた。

六五六　鍋島光茂、佶長老一門を探促し野邊田傳之助を召し出す

（一）野邊田傳之助は寺中間仕り罷在り候。光茂公御代に、（二）「三岳寺學校の一門野

邊田氏の者はこれなきや、探促仕り候様に。」と仰出され、詮議仕り候處に、傳之助罷出で候。御耳に達し候處、卽ち侍に召成され、御切米下され候。扨又丹羽氏は學校御槇みにて、御家に召抱へられ候なり（野邊田氏の事、舊記寫にあり。彼家の覺書なり）。

（一）野邊田傳之助　成次。祖父善兵衞は信長老の弟で、初め千葉氏の臣、後直茂に仕へ、代々家臣となつた。

（二）三岳寺墨校　信長老のこと。（四〇三・註四）

六五七　鍋島直朝、勝茂の年寄役勝屋勘右衞門の養子となる

勝屋勘右衞門は、勝茂公の年寄役相勤められ候。此の末五郎左衞門なり。（一）和泉守（紹龍）を最初は勘右衞門養子に遣はされ、後に鹿島に遣はされ候。勝屋勝一軒の末は孫太夫にて候なり。

（一）和泉守殿　鍋島直朝。

六五八　殿樣の御道中、御歩行十人衆が一人宛御居間の緣の下に終夜番

（一）江副彦次郎話。四天王　十人衆と申すは、勝茂公の御時、御駕籠前四人究竟の者を御選み、四天王と申し候。御歩行の内十人御選み、長刀御差させ、御供に召連れられ候を十人衆と申し候。市太夫より十太夫迄これあり候なり。御道中にては四天王の内一

人御先へ罷越し、御本陣御居間の天井板敷まで一枚宛はづし改め申し候。又十人衆より一人宛、御居間の緣の下に、終夜番仕り罷在り候由。今に此の例にて、御裏番と申して、御道具の者より、番所立相勤め申し候なり。

（一）江副彦六郎　名は矩久。後、忠兵衞と稱した。千右衞門清明の子。十歲より鍋島光茂に仕へ、後、御年寄役となり物成五百石を戴き、光茂逝去の時出家して一閑と號した。寶永二年歿。年五十七。法名物外一閑。

六五九　鍋島安藝、正札嫡子を養子とし、其の子に深堀知行を與ふ

（一）石井正札嫡子雅樂、次男傳右衞門にて候。（二）安藝殿子これなく候に付、雅樂を養子の處、早世致し候。然る處に、安藝殿實子出生、後志摩殿と申し候。然れども父子少々不愛にて、雅樂一子小左衞門（古人）を養子あるべき由、內證にて詮議候へども相知れず候故、小左衞門へ安藝殿知行の內を遣はされ、今に其の通りにて候なり。

一說に、有馬御陣の後、勝茂公より「志摩を嫡子に仕り候樣に。」と仰せられ、安藝殿も御同意仕り、雅樂に深堀知行の內より百石遣はし、御奉公仕り候樣に致し、勝茂公より下され、相勤め申し候。今以て、百石は深堀家の石高の內にて候由。此の儀正說なるべし。

（一）石井正札　義元。生札（三六九・註四）に同じ。

（二）安藏殿　鍋島茂賢。（一二〇二・註一）

六六〇　肥前石井氏の元祖、關東安倍野城主石堂上總介の末裔

當國（一）石井の元祖は駿河守忠吉なり。關東安倍野の城主石堂上總介の末なり。忠吉初めて當國下向、與賀庄飯盛村に居住の由なり（此の事石井氏の系圖と相違なり。之を糺すべし）。

（一）石井の元祖　石井系譜には、大織冠鎌足の裔下總守忠衡建長二年八月猿島郡石井庄安倍野邑に居城し、其の子忠光初めて石井氏を稱した。六世の孫忠國肥前、千葉氏親族の故を以て肥前國小城郡に下向、其の子式部少輔忠保佐賀郡飯盛邑に移り、子孫代々此に住したとある。

六六一　鍋島直茂夫人陽泰院の附人前田與四右衞門

前田與四右衞門と申すは、陽泰院樣御里より附參り候人の由。

六六二　山本常朝京都御書物役の時、委細書調へて賞せらる

田原次左衞門大阪聞番の内、妾腹に男子出生候を、罷下し候時分、原田又兵衞新三郎中立にて、京都の醫師春庵とか申す者へ呉れ、以來不通の證文取置き申し候。次左衞門は後に無調法これあり候て、浪人仕り候。子供は倉町勘左衞門、鶴七右衞門、小宮六兵衞等銘々養子に參り居り申し候。右春庵養子の子春宅と申し候が、徒者にて勘當致し候へば、放火の企など仕り候故、養子差返し申すべき由、御奉行所へ申上げ

候。其の頃七右衛門大阪御目付に罷越し候に付て、七右衛門へ相渡すべくと存じ、右の首尾など申上げ候由。夫れに付京都御留守居江副太郎左衛門召出され、森宅相渡さるべき由仰聞けられ候。太郎左衛門申し候は、「以前の儀、篤と心得申さず候間、罷帰り様子承り合ひ候て、御請申すべき」由申し達し、罷帰り候。其の頃、（二）山本神右衛門京都御書物方御用に逗留の時分にて相談候處に、先づ御用聞など召寄せ、以前の儀詮議あるべき由申し候に付て、呼寄せ申され候へば、又兵衛新三郎心遣ひの由にて、證文筆差出し候。夫れに付、書附相認め、實父次左衛門國許にて改易死去、跡式斷絶、七右衛門は他家を繼ぎ候へば、請取り候ても渡所これなく、殊更以後不通の證文申立の者、今に所持仕り候儀、扨又毎年人改め、（三）旦那判形仕る國法にて、新に國許へ相加へ候儀相叶はず候間、別に御支配願奉り候。此の上にも相渡さるべき由に候はゞ、旦那へ申越し差圖の上ならでは、請取り候儀成らず候」趣、書き立て申し、其の上にて雑式を御用聞所へ潜かに招き、書附を見せ候處、少々添削仕り候。仰付の如く大阪へも申遣り候。上御奉行所へ差上げ候處、尤もの由にて此方へ相渡され、京都御拂成され候。此の趣言上一通委細に書き調へ、差越し申され候に付、御感の旨年寄中より演達なり。

（一）山本神右衞門　常朝。
（二）旦那判形　國守の御判。

六六三　小森覺右衞門、拜領の短册を御用物に交ぜられて浪人

小森覺右衞門は、光茂公御部屋住より、御懇に召使はれ御歌書役仰付けられ、京都へ差越し置かれ候。御公家方より覺右衞門へ短册拜領せしめられ候。取紛れ候て、御用の物の内に入れ居り候を御覽成され、平素の仰付に違ひ候に付、浪人仰付けられ候由なり。最初は御臺所役なり。

六六四　鍋島清久、歲暮年始に每歲本庄東光寺に祈願す

天祐寺御話。本庄村東光寺は、（一）平右衞門様歲暮年始御祈禱御頼みなされ候寺なり。

（一）平右衞門様　鍋島清久。

六六五　室節次左衞門　恩田次郎兵衞　山村孫太夫等召抱への事

室節次左衞門は、勝茂公御病中に、（一）祉尾備前守殿より御頼みにて召抱へられ候。（二）恩田次郎兵衞は、柳線院様御女中高津殿甥にて候。大猷院様御代には御走り（御歩行の事なり）奉公仕り、後浪人に罷成居り候を、光茂公書寫物御用仰付けられ、召抱へられ候（此の段家傳と少々相違有り）。山村孫太夫は土井大炊頭殿御家來にて候。御家

老と出入これあり候て暇を取り申し候。大炊頭殿御惜しみ、此方へ御頼み召抱へられ候。子供十左衛門清右衛門助太夫平左衛門外記にて候。平左衛門は多久家中に罷成り候。残四人へ孫太夫知行を分け下され候。外記事、神道傳受仰付けられ候處、吃田様年寄に罷成り候に付、神職を福地助之丞弟造酒を養子致し、譲り申され候。造酒女房は、助太夫娘にて候を外記娘に致置き候を取合はせ申し候。又助大夫娘、横尾平五左衛門母は（三）常朝妻なり。大野喜内は、阿部豊後守殿（久世大和守殿か）御頼みにて召抱へられ候。其の後北島外記騒氣にて跡潰れ候を喜内に下され、北島覺左衛門と申し候。二ノ丸牡丹失せ候節、覺左衛門副島兵左衛門浪人、覺左衛門は多久殿へ御預けなされ候。

（一）神尾備前守　元勝。徳川家康侍女阿茶一位局の養子。町奉行。

（二）恩田次郎兵衛　一信入道如世（五四六、註四）。山本常朝手記年譜に「十一月六日（天和二年）朝より於二の御丸恩田次郎兵衛と両人にて御書物見合被仰付、毎日御用相調申候事。」とある。

（三）常朝妻　常朝の妻は山村助太夫成次の女で、初め横尾惣左衛門時直に嫁し平五左衛門延久を生み、後に常朝に再嫁（天和二年六月廿七日、時に常朝二十四歳）したのである。山本系圖には、山村六太夫女とある。平五左衛門は綱茂時代侍となり、寶暦七年八月殁した。

六六六　龍造寺四天王——百武　木下　成松　江里口

隆信公の御時、四天王と申したる武勇の士、（一）百武志摩守（二）木下四郎兵衛（三）成松遠江守（四）江里口藤七兵衛なり。江里口の末は（五）神代家中にこれある由。

（一）百武志摩守　賢兼。（一二一二・註二）

（二）木下四郎兵衛　名は昌直。木下伊豫守入道覺順の養子で實は京都の人。龍造寺隆信に仕へて諸所に武功を立て、天正十二年島原敗戰の時は、最後まで奮闘し、鍋島直茂に從うて歸國した。後入道して生安と號し、慶長十五年四月十三日歿。法名心月生安。

（三）成松遠江守　名は信勝。初め新十郎。刑部少輔と稱した。實は西村因幡守の弟である。元龜元年鍋島直茂の今山夜襲に從ひ、敵將大友八郎親秀を討取つた。時に三十歲。天正十二年島原陣で戰死した。年四十四。法名貞忠。

（四）江里口藤七兵衛　名は信常。一に信秀に作る。河內守常併の子で、もと千葉家臣であつたが、鍋島豐前守信房（直茂の兄）に仕へ、後龍造寺隆信・鍋島直茂に仕へ、島原陣で戰死した。

（五）神代家中　長崎縣南高來郡神代村、鍋島彌平左衞門の家中である。天和年間、廻國の節の書附には、江里口藤七兵衛の嫡男筋は小城家中、次男筋は神代家中となつた、とある。或書には、龍造寺四天王に、木下四郎兵衛の代りに圓城寺美濃守（六七六・註四）を擧げてある。『直茂公年譜』所載、天正十二年三月廿四日島原陣における四天王の働振りを左に摘錄する。

其比、龍造寺の四天王とて四人あり。成松遠江守　百武志摩守　木下四郎兵衛　江里口藤七兵衛なり。木下は此時直茂の御手に屬して山の手の戰にあり。江里口は敗軍の習ひにて、いづくに在るとも知れず。成松と百武は敵を防いで御先にあり。其內成松は主從十六七人に打ちなされとある所に息を休めて居たりしが、傍輩共の段々に討死するを見て早信勝が死時も今なるべし、いでさらば大將の御前にて討死を遂げ、生前に兼ての御恩を報じ奉るべしと云ひ〳〵、金

に日を出したる扇を披き敵を麾いて呼はりけるは、「是は先年豊後の大友八郎を討捕つたる戚松遠江守と云ふ者ぞ。敵に於ては不足あらじ。首取つて褒美に預れ。」と高らかに申しければ、島津勢百人計り一同に吠と切掛る。遠江守は長刀おつとり渡り合ひ、あそこに押附け、爰に責臥せ、切つて廻り、家人等皆討たれ、自身は敵七人薙倒し、八人に當る時討たれにけり。百武志摩守は主従四十餘人にて隆信公を落し進ぜん爲、近附く敵に蔓塞がり〳〵、暫く相戦ひ、一人も残らず討死す。（圓城寺美濃守は大将と態と同じ毛の鎧を着して居たりしが、我こそ龍造寺隆信よと名乗つて討死しけり）。江里口藤七兵衛と申すは、元は鍋島豊前守の侍なり。未だ生き殘りてありけるが、隆信公河上左京に討たれ給ふと敵陣に呼はる聲を聞きて、討死の者の首を切り、左の手に提げ、亂髪に成りて敵に紛れ、島津中務大輔家久が弓杖を抱へ馬上より敗軍を追はせてありける處に相近附き、味方の分捕見參に入るゝと、匂つて持ちたる首を投掛け、家久を礫と切る。家久が運強うして高股を少し鞍の前輪に切附けられ、馬より落つ。其時家久が馬廻りの者驚いて江里口を取籠め切殺しけり。家久起上り、夫れは無雙の剛の者ぞ、助けよ〳〵と申しけれども甲斐ぞなき。

六六七　中野名字兩統――神右衞門一統は武雄、李佐一統は亘勢

（一）一知房話。中野名字兩統の事　（二）中野神右衞門一統は武雄の分れ、（三）西目の中野の城主なり。（四）中野李佐一統は（五）古瀬郷中野村の城主なり。李佐嫡子（六）勘解由、次男（七）勘右衞門なり。

（一）一知房　傳不詳。山本常朝時代の人で、寶永七年常朝の『壽量庵中座の日記』中に、「客僧の見えけるを誰ぞといへば一知房なり。例の大笑に、山も動きぬ。暫く雜話していなれければ

高鼾に笑ひ消されて秋もなし
又枕してかひころびぬ。」とある。

(二) 中野神右衛門一統　中野神右衛門(一一三五・註一)の系統をいふ。

(三) 西目の中野　柞島郡朝日村大字中野。

(四) 中野李佐一統　李助良純(四三二・註一)の系統。

(五) 古瀬郷中野村　佐賀郡兵庫村大字中野。

(六) 勘解由　名は照純。父良純、鍋島勝茂に殉死の後、その家督を繼ぎ、大物頭　年寄役となり、寶永五年七月四日歿。年六十九。法名見性院直庵宗心。

(七) 勘右衛門　名は氏英。剃髪して惠眼と號した。

六六八　中野八兵衛　相良權左衛門船中で横死、その跡式由來

中野八兵衛　相良權左衛門、光茂公の御衣裝納戸役にて候。兩人同船にて上關に於て破損、兩人共に相果て申し候。八兵衛實子これなく、弟宗三江戸にて醫學仕罷在り候を召寄せられ、八兵衛家督下され、還俗仰付けられ勘右衛門と申し候。始め實子これなく候故、中野李佐次男勘右衛門(前兵七兵衛)を養子仕り候後に、宗三實子兩人出生仕り候。一人は(二)竹田權右衛門へ養子に遣はし候。權右衛門は元來上方衆にて候。御料理人に召抱へられ候。段々御奉公仕上げ申し候由。さ候て宗三隱居以後、又々醫師に成り申され候。醫師の御用にて新に百石下され候。此の知行を實子

宗見に讓り申され候。宗三江戸在番の内、妾腹の子出家致し、上野三別當の内東漸院と申し候なり。又宗三娘藤井清右衞門妻なり。相良權左衞門は當歲の女子一人これあり候。求馬（前名鶴助次郎）を家督に仰付けられ、後に權左衞門娘を嫁娶仕るべき旨仰出され候。其の後、求馬儀段々御加增下され候に付求馬願奉り候は、「相良跡式の儀、娘に似合の入聟を取り候樣、仰付けらるべく候。娘の年某に似合ひ申さゞる」由申上げ候に付て、權左衞門跡式は福地彌右衞門弟八左衞門を入聟に仰付けられ候。求馬には鍋島一雲妹嫁娶仰付けられ候。福地吉左衞門嫡子彌右衞門次男八左衞門三男太左衞門なり。

（一）竹田權右衞門　長雄。甲斐源氏で大阪陣の後京都に居つたが、勝茂に召抱へられて料理人となり、後、侍となつた。天和元年三月二十五日歿。法名心應道用。その子權右衞門正眞（本文中野勘右衞門氏賢實子）は、廣瀨傳左衞門實常に就いて兵法を學び、遂に奥儀を授けられた。佐賀藩における北條流兵法の祖である。（五九二・註五）

六六九　大木兵部被官の事、茶の間に甕を据ゑて組衆を取持つ

（一）大木兵部入道宗繁は、（二）堀切の城主（三）蒲池一門にて候。（四）鎭並御征伐の時、筑後より御國罷越し、御恨み申上げ、「切腹仕るべく。」と申し候を、色々御宥め、忠心を御感なされ、召抱へられ候。最前は小身にて內證支へ、組衆被官の出入に茶煙草出

し候儀も罷成らず候。それ故、夫婦代り飯を取り、茶の間に甕を据え置き、朝夕の米を分け候て打入れ、それにて（五）組衆の取持仕り候由。

元祖兵部入道宗繁、二代兵部有馬働き、三代彌右衛門、四代兵部（始權之丞、後勝右衛門）、五代左助（後勝右衛門　八右衛門　兵部　牧太　道貫）。

（一）大木兵部入道宗繁　名は知光。大和守鎭堯の子。筑後大木氏として初めて龍造寺政家 鍋島直茂に從屬した人で、兵部統清の父である。『大木家譜』『大木氏譜』等には、知光は天正十四年四十一歳の時、鍋島直茂の推擧によつて龍造寺政家から養父郡瓜生野（今の鳥栖町）の内百餘町を與へられ、後同地が小早川隆景の領地となつたので、替地として神埼郡横田村（東脊振村）を知行せしめられた、とある。これによると、本文のやうな逼迫はなかつたらうと思はれる。知光は天正十六年二月、氏神大木八幡宮を横田道海野に建立した。又、子統清と共に朝鮮役 關ケ原役 柳河陣八院の戰などに從軍して戰功を立て、慶長十二年三月六日横田に於て歿した。年六十三。法名榮源宗繁。墓は横田西往寺にある。（八七〇・註一）

（二）堀切　筑後山門郡にある。

（三）蒲池一門　筑後蒲池氏で、先祖は宇都宮氏である。（一二一二・註一）

（四）鎭並御征伐　（同上參照）。

（五）組衆　大木知光（入道宗繁）が、天正十二年初めて鍋島氏に從屬した時、從うて來た一族郎黨は、大木有竹齋 同元眞齋 同兵庫 同五左衛門 同權之丞 同刑部 同一乘齋 同彦右衛門 同阿波 同內藏助 同休意齋 同三郎四郎 同治部左衛門 同傳助 同助之丞 同六右衛門を始め原口 中原（此の兩人家長）光安 江口 小柳 今村 森 吉富 鹽塚 小森 富安 栗山 小宮 武宮 富永 中山 安武

富岡　西川以下弓鐵砲の輕卒合はせて八十餘人であつた。大木組は、これらの人々であらう。

六七〇　小身者に御名字は難、鍋島名字は惣領家に限る

鍋島喜雲の子（二）五郎左衞門と申し、無双の曲者にて候。中野將監妹婿にて候。實子これなく候故、鍋島市正殿の弟養子仕られ、千手外記と申し候。勝茂公御代に鍋島傳右衞門悪事仕出し、御仕置仰付けられ候。其の後、小身者に（二）御名字下し置かれ候へば、悪事等仕出し候節御名字の難になり候間、「惣領家ばかり鍋島を名乘り、其の外御名字を替り候樣に。」と仰出され候。此の時千手名字になり候なり。

（一）五郎左衞門　正久。實は石井孫四郎の嫡子で、喜雲（一〇六・註二）の養子となり、寛永十五年有馬陣に於て戰死した。（九〇四參照）

（二）御名字　鍋島家（主家）の名字。

六七一　池上六太夫卽座の創意、朝鮮陣と鍋島家船印角取旗

御船印（一）角取紙の事　高麗陣の時、諸手の船には印ありて此御方の船計り印これなく候に付て、御船頭池上六太夫卽座に鼻紙を取集め、隅取紙にて御船印に仕り候なり。

（一）角取紙　角から角へ對角線を引き、一半を黑く塗つたもの。爾來佐賀藩の旗印となり、藩海軍の軍艦旗ともなつた。

六七二　龍造寺政家の舅有馬越前入道仙岩、子息左衞門佐義純

政家様御舅有馬越前守入道仙岩義貞（或は義定）と申し、前名修理大夫晴純と申し候なり。子息左衛門佐義純なり。（後名鎮純）義直は仙岩の養子波多氏なり。政家公の夫人は仙岩の女なり。

六七三　有馬左衛門大夫日向へ領替の時、多久長門加番を勤む

慶長十九年（一）有馬左衛門大夫日向へ領替仰付けられ候節、有馬此御方御預けに成り候に付て、加番の爲（二）多久長門罷越し、十月より十二月迄相勤め罷り在り候。

（一）有馬左衛門大夫　島原城主。有馬左衛門佐直純のこと。父晴信が慶長十七年岡本大八の罪に坐し切腹を命ぜられ、同十九年直純が日向延岡に移封された時の事である。此の時、鍋島茂賢多久長門等が城請取の爲島原へ赴いた。（七〇六參照）

（二）多久長門　安順。

六七四　鍋島直弘、一命を捨つるは我一人と高言する家來を戒む

（一）盛德院殿家來何某、或時話の序でに申し候は、「賴み切りの人を御持ちなされず候。拙者は常々は何の御用にも立ち申さず候へども、一命を捨て候節は拙者一人にて候。」と申し候。盛德院殿以ての外立腹、「家中の者一人も命を惜しむ者あるべきや、高慢の儀を申す。」と候て、手打あるべき樣子に候故、脇より引立て申し候由。

（一）盛德院殿　鍋島山城守直弘。（四七一・註三）

六七五　鍋島勝茂長崎御番を命ぜられ、筑前藩と交代之に當る

寛永二十年（一）長崎御番、向後（二）松平右衞門佐殿と一年代りに仕るべき由仰渡され翌正保元年二月御暇にて御下國の上、筑前より右御番の儀に付使者參り、北の使者屋に罷在り候。此の節勝茂公使者屋に御見舞なされ候に付、座の前に中門出來申し候。今にこれあり候。さ候て、御差し遊ばされ候御腰物御手自ら使者に下され候由。普周話の由なり。

（一）長崎御番　長崎防備をいふ。（五〇七・註一）

（二）松平右衞門佐　福岡藩主黒田忠之。長政の嫡子。慶長十七年十二月十八日元服松平右衞門佐と稱し、寛永三年八月十九日從四位下侍從に任ぜられた。承應三年二月十二日歿。年五十三。法名高樹院傑春宗英。

六七六　嘉瀨蓮乘院增閙、病中肉食した事を知つて山伏となる

嘉瀨（一）蓮乘院（二）增閙（能書なり）は、筥崎の別當なり。病氣にて歸國、肉食これなく候ては本復これなき症の由に付、直茂公より潛かに肉を遣はされ候。本復以後これを承り、さては出家にてはこれなしと候て、山伏になり申され候。其の屋敷今の圓城院なり。重ねて直茂公より（三）鹿江氏の娘を遣はされ、出生の子（四）圓城寺美濃守なり。島原にて戰死なり。此の跡（五）權兵衞なり。圓城院話。

增闇弟　（六）增算は、川上（七）實相院住持なり。

（一）蓮乘院　眞宗本願寺派。佐賀郡嘉瀨村大字荻野にある。

（二）增闇　先祖は藤原康長といひ、その子考純は德善院開山で、增闇は第五世政純の子である。政純の妻は大乘坊長勝の女で、鍋島清久の孫に當る。增闇、初め龍造寺隆信に仕へ、能書を以て聞えた。天正八年隆信の命によつて筑前筥崎八幡宮の別當となつた。慶長四年歿。

（三）鹿江氏の娘　鹿江遠江守兼明の女である。

（四）圓城寺美濃守　名は信胤。隆信に仕へ、諸所に戰功を立て、天正十二年島原陣で戰死した。

（五）權兵衞　名は實清。寶永元年侍となり、元文五年二月歿した。年六十八。

（六）增算　鴫打陸奥守の子で都々菊丸といひ、龍造寺隆信の母慶闇尼の養子となり、川上山に遣はされて手習學問の後實相院座主增純について受戒剃髮し、增算と稱した。增闇の法弟である。小城藩祖鍋島元茂七歲の時、川上實相院に登り、增算について手習したことがある。

（七）實相院　古義眞言宗御室派。本尊藥師如來。佐賀郡川上村大字川上にある。和銅五年僧行基の建立と傳へられる。堀河天皇寬治元年僧圓尋座主となつて眞言宗に屬し。「河上山神通寺」の勅額を賜はつた。古來日本七座主の一に數へられた名刹で、今も每年四月盛大な如法經會が營まれる。

六七七　鍋島直茂、嫡孫元茂を養子とし小城隱居料を與ふ

（一）紀州樣は勝茂公の御嫡子に候へども、（二）高源院樣御子樣御取立成され候て相叶はざる事に候故、直茂公思召に、惣領に生れ、器量勝れ候へば後に大事もこれあるべきかと、養子に成され、小城御隱居料遣はされ、御仕立の御家來御附け成され、公儀御勤御願

成され候。（三）甲州様は忠直公御死去後、過半御惣領に相定められ、（四）惠照院様御再嫁まで遊ばされ候へども、御家中合點仕らず候に付て、光茂公御世になり候故、自然不氣味にも思召さるべくやと、公儀御勤相願はれ候。（五）泉州様は初は勝屋勘右衛門養子にて候。勝茂公の御舍弟和泉守殿は小川御家督にて小川平七殿（半助とも）と申し候。江戸證人に差上げられ候に付、小川名字にて罷成らず鍋島和泉守と御名乘り、御上り成され候。御前首尾よく、（六）矢矧五千石御加增にて候。御子の孫平太殿、勝茂公御不和にて、鹿島召上げられ、義絶にて候。其の後和泉守殿跡を紹龍様へ遣はされ、公儀御願御勤成され候。前廉孫平太殿養子なり。

（一）紀州様　鍋島元茂（小城）。
（二）高源院様　勝茂後室。
（三）甲州様　鍋島直澄（蓮池）。
（四）惠照院様御再嫁　始め忠直室、忠直歿後その弟直澄に嫁した。
（五）泉州様　鍋島直朝（鹿島）。
（六）矢矧　下總國千葉郡都村矢作。

六七八　有馬一番乘の石井傳右衞門、遊女狂ひの爲に切腹

（一）石井前傳右衞門江戸御參勤御供の留守に、女房、弟と密懷致し候に付て、一門中

より打捨て申され候。彼の家を其の頃畜生門と言ひて一門殘らず不通に致し候。怜次左衛門女房は、山本前神右衛門娘にて候を、中野一門より取返し申され候。傳右衛門は江戸にて遊女狂ひ仕り候半ば、御式臺へ鍋島主膳樣と書附け候文箱、遊女町より持參候に付て、斯樣の名此方家中にこれ無き由申し候へば、紋所人體委しく申達し、何れ相渡さず候ては罷成らざる由申し候。傳右衛門に紛れこれ無く候に付、引付け歸し申し候。此の事隱れなく御耳に達し、科仰付けらるべきやと聞合はせの爲吉原へ中野前將監遣はされ、其の後何となしに差下され候。一番乘仕り候者故差免され候と相聞え候。然る處、右の遊女御國へ尋ね下り候。傳右衛門力及ばず、先づ宿許へ呼入れ申し候。此の事顯然、切腹仰付けられ候。其の時分大木兵部中野內匠鍋島舍人、御前へ罷出で候由。是は御殺し成されざる樣にと、申上げらるゝ爲かとなり。次左衛門十二三年浪人にて罷在り候處、歸參仰付けられ候。其の子傳右衛門、又浪人なり。

（一）石井前傳右衛門　正能。三男家石井生れ札の孫で、有馬陣一番乘の殊勳者（七四五參照）。切腹は正保二年二月九日である。法名法性院日佑。其弟某は『石井系圖』には載つてゐない。

六七九　千葉氏の先祖鮑の爲に難船を免かれ、一門鮑を食はず

千葉の元祖西國下向の時、海上にて難風吹き船破れ難儀の節、鮑集り舟の破れし所をふ

さぎたるとなり。其の後、千葉一家家來迄も鮑を食はず。若し誤つて食すれば、身の内に鮑の形に腫れ出で候由。

直茂公千葉殿より御歸りの時、家來數人究竟の者を勝り引出物に相附けられ候。其の一鑰山（尼）なり。小出平田等其の外これ有り。是御被官の初なり。この事一の巻の内に有り。

六八〇　松崎彦右衞門、養子と仲悪しく公事を生じて召潰さる

松崎彦右衞門は、金右衞門弟にて候。御小姓に召使はれ、おらんと申し候。後御名字下され、三百石拜領、諫早豐前殿（水月院）の御娘緣組仰付けられ候。實子これ無きに付て、十左衞門殿御末子内記を養子仕られ候。父子中悪しく公事出來、身上召潰され、御扶持方下し置かれ候。綱茂公御代に、松崎名跡に鍋島一雲末子源太左衞門を相立てられ、百五十石下され候なり。

六八一　足輕鳥巢甚右衞門、離別した妻子の緣によつて侍となる

鳥巢甚右衞門は土肥進士之允組足輕にて候。女房に娘一人附け離別いたし候。右女房、母子共にお春樣御側に御奉公に罷登り候。娘は光茂公召使はれ、後に岡部權之助女房に召成され候。其の節實父甚右衞門侍に召成され候。母は野口新右衞門女房に召

成され候。新右衛門後の女房にて候。男一人出生候を、光茂公御卒去の節玉林寺に出家になし、其の身も尼に成り申され候なり。

六八二　佐賀郡來迎寺村の由來、川久保と白水名字

（一）來迎寺村は白水村と申し候。寺これ有る故、唱へ替へ申し候。（二）川久保に白水名字これ有り候なり。

（一）來迎寺村　佐賀郡金立村の字名。今淨土宗來迎寺がある。

（二）川久保　佐賀郡久保泉村の大字名。

六八三　星野惣右衛門、五歳の時小歌を聞いて懷疑、半日坐禪す

（一）星野惣右衛門は母懷胎の時、常に抹香を呑み候由。五歳の時、「浮世はつきせぬもの」と云ふ小歌を聞きて疑團を起し、半日坐禪いたし候。一生不思議多し。上洛の時、夢中相傳の（二）高王觀音經を（三）女院樣より御所望に付、書き候て差上げ候。御禮の爲、名香（八重垣）今一種拜領仕り候。此の事相知れ、浪人仰付けられ候。廿八歳（三十一か）にて死去、元來（四）大木正兵衛子なり。星野へ養子に參り、部屋住にて浪人故、大木惣右衛門とも申し候。御小姓役の時、文四郎と申し候。

（一）星野惣右衛門　大木英鐵の事。大木正兵衛知明（八七〇・註一系圖參照）の子で、初名文四郎。母方の親戚星野源兵衛重之の養子となり、星野惣右衛門英鐵と稱したが、後大木家に復歸し、

佛門に入つて法眞と號した。狩野益信に學んで書畫を能くし、殊に佛畫に堪能であつた。寛文五年藩主光茂の命に依り領内十郡の神社佛閣 村里を巡歷してその由緒來歷を尋ね、處々圖畫を挿入して『肥前古蹟集』を著はし、之を獻上した。又諸社參拜の時の靈水を以て鍋島清久彦山釋迦佛感得の圖を描き、本文蠣久天神歌仙の外、牛島天滿宮額 水上山萬壽寺曾我兄弟畫像 泰長院釋迦涅槃像 下關阿彌陀寺安德天皇御入水の夢想圖等を作り、寛文二年深江信溪が楠公父子 創祀を志した時には、英鐵率先して之に贊し、厨子扉に楠公父子その他の畫像を描いた。寛文八年十月廿六日歿。年廿八(三十一ともいふ)法名紹譽法眞。墓は神埼郡東脊振村横田西往寺にある。

(二) 高王觀音經　法華經第廿五品普門品とは別個の一種の觀音經。

(三) 女院樣　後水尾天皇後宮壬生院の御事かと思はれる。承應三年八月院號宣下、明曆二年二月薨ぜられた。惣右衞門(英鐵)十五六歲頃の事である。

(四) 大木正兵衞　名は知明。知光入道宗鑒の四男で有馬陣の戰功により新に知行を賜はつた。大木伯爵家の祖である。(八七〇・註一)

六八四　相良市右衞門書置に「子孫はこれを守るまい」と奥書す

(一) 相良市右衞門書置の奥書に、「右の通り申置き候ても、子々孫々に至り、相守り申すまじくと存じ候。其の謂はれは、我等五歲の時より酒を好み、大酒仕り候に付、度々意見に會ひ申し候へども、終に承引仕らず候。然れども意見に會ひ申し候脇は少し控へ申し候。それ故、書置斯くの如くに候。」と。

(一) 相良市右衞門　名は定玄。伊右衞門定久の子である。小道具組頭となり、明曆三年御借銀返濟、諸算用の功によつて加增され、延寶五年二月十八日歿。年七十一。法名融岩了念。寛文三年

市右衞門五十七歲の時、娘の爲に書き置いたものには、大酒の事を書いた本文の最後に、「さても〳〵我が身はわろきものかな〳〵。」とあり、次の如く奥書が添へてある。

此の書、我が身のわろき所を見附けて、わがみの教訓のために書附け置き候て見申し候。其方女子に生れ候へば、さだめて悪念悪心は、われらよりもまさり候はんと存じ候につけて、書附け相わたし候。一日に一度づゝ、此の書を其方身にあて候て見申さるべく候。一生の間、見申し候はねば、やくに立ち申さず候。後々は、われらにそひ申し候と存じ候て見申さるべく候。

萬吉々々。

寛文三年卯九月吉日　　定玄

六八五　徳善院　彦山　櫛田宮　川上社　蠣久天神の歌仙

徳善院の歌仙、繪は土佐、歌は飛鳥井雅章なり。彦山の歌仙倉永利兵衞。櫛田宮歌仙（一）關正伯。川上社增閒。蠣久天神（二）星野惣右衞門。

（一）關正伯　名は定眞。隼人佐と稱し、後尚樸と改めた。小城附人關與四右衞門茂直の三男である。小城藩祖鍋島元茂に仕へ、御小姓見付を勤めた事があり、寛永三年、元茂が京都加茂の社家藤木甲斐守敦直から大師流筆道の傳授を受けた時には尚樸は京都にあつて斡旋の任に當つた。當時の學者で、佐賀における儒學の祖といはれる人である。武富廉齋はその門人であつた。元祿五年四月晦日、百歲に近き高齡を以て歿した。

（二）增閒　嘉瀨圓城院住持。（六七六參照）

六八六　鍋島宗茂誕生の地、鍋島彌平左衞門與賀石橋の屋敷

（一）翁助樣は（二）鍋島彌平左衞門（三）與賀石橋の屋敷にて御出生、（四）與賀の御氏子なり。（五）向陽軒御普請の間、右屋敷に御座なされ候。

（一）翁助樣　第五代佐賀藩主鍋島宗茂。光茂の第十五子、母は靈壽院で、貞享三年十二月廿一日誕生。初め翁助、右平太直堇。寶永二年兄吉茂（神代直利）が綱茂の養子となつて本藩を繼いだので、同四年二月廿九日之に代つて神代家を相續した。時に廿二歲。同五年主膳乘直と改め、後直賢と改めた。正德四年四月廿六日、神代家に於て久世大納言通夏の女貞姬と婚禮。兄吉茂子なき爲享保元年十一月廿一日その養子となつて本家に復歸し、同年十二月十八日從四位下信濃守に任じ、宗茂と改めた。享保十五年五月十六日襲封、侍從に進み、元文三年隱居、後飛騨守と改め、寶曆四年十一月廿五日歿した。年六十九。法名海量院殿慈明活眼大居士。山本常朝の書置一通は、宗茂が神代主膳と稱した頃正德五年川久保に於て直接差上げたものである。

（二）鍋島彌平左衞門　嵩就。（一八五・註二）

（三）與賀石橋の屋敷　今の佐賀市赤松町北堀端郵便局附近である。

（四）與賀の御氏子　與賀神社氏子。

（五）向陽軒　お東ともいひ、貞享四年三月十六日光茂こゝに移り、爾來多く此所に住んだ。（一・註四〇、六二〇、七八四參照）

六八七

高傳寺の大涅槃繪、東福寺兆殿司筆摸寫の日本二幅

（一）東福寺の大涅槃、日本一幅なり（兆殿司筆）。綱茂公より（二）藤本父子へ仰付けられ候へども、寫し相叶はず、經師若井利左衞門へ仰付けられ、役僧へ賴み入り、衆會に詮議の處、何れも罷成らずと申し候。役僧申し候は、「日本一幅の重寶なるが、自然燒失な

どしたらば斷絶なり。よしある所望と見えたり。かげを預け置き度く」と申して寫させ候。成就なき內に御卒去に付、利左衞門より高傳寺へ寄進仕り候。（三）日本二幅の大涅槃なり。

（一）東福寺　京都市下京區本町にある。臨濟宗東福寺派大本山。

（二）藤本父子　藤本宗吟（五四六・註三）同嫡子又七郎良堅　次男善次郎良起等をいふ。

（三）日本二幅の大涅槃　東福寺の本畫と此の摸寫とをいふ。摸寫に落款がなく筆者不明であるが、綱茂逝去の寶永三年十二月二日以後の完成である。動物の中に猫が一疋あるが、これは、摸寫の時鼠が出て困つてゐると何處からか一疋の猫が來て終まで番をして呉れたので、その禮に寫し加へた、と傳へられてゐる。

六八八　鍋島玄蕃は千葉氏の出、內方は鍋島茂春入道壽峯の妹

鍋島玄蕃は千葉氏なり。身上八百石、內方は壽峯妹桃源院と申し候。嫡子玄蕃二百石になる。內方相良求馬娘、後に取返し申され候。玄蕃跡に志摩弟孫太郎へ五十人扶持下され、後に（一）出入これ有り候て、召上げられ候なり。

千葉氏　鍋島宗碩——鍋島玄蕃
（加判家老）——千葉太郎助（初名大學）

（一）出入　もんちやく。こたこた。

六八九　鍋島光茂逝去と公儀御香典、御城坊主村山長古の覺

光茂公御他界の時、（一）御香典の儀御老中御詮議に、近年御並方の御大名の例これ無く、御悔み御奉書遣はされ候迄に相極居り候も其の頃（二）村山長古と申す御城坊主、久しく御出入仕り、娘は（三）寂光院様召使はれ、此御方より御出入扶持なども下し置かれ候者にて候が、御城にて（四）日記役柴田助右衛門殿へ申し候は、「私は古き者にて、鍋島家に久しく出入仕り候。（五）古信濃守殿卒去の時分、御香典拝領と覚え居り申し候。明暦三年にて候御日記御覧成され度き」由申し候に付て、御改め候処、長古覚の通りにて候。助右衛門殿御申し候は、「今日御詮議相〆、奉書判形も唯今相済み参り、明日相渡さるゝ筈に候。よき折存じ附き候。則ち月番の御方へ申遣はさるべく。」と候て、夜中に伺はれ候処、別格の通りたるべく候。明日御詮議あるべく候。御香典は今夜御納戸へ申付け候様に。」と返答の由。此の段翌朝長古御屋敷へ参り、老後の御奉公本望の由話仕られ候なり。

（一）御香典の儀御老中御詮議　江戸幕府老中の詮議。

（二）村山長古　江戸城の御茶坊主で、代々長古と稱した。次男寛三郎長居　三男政長の兄弟は、後に佐賀藩に抱へられ、禮容に通じてゐた。

（三）寂光院様　鍋島綱茂室（松平越前少将光通女）。

（四）柴田助右衛門殿　柴田宗俊（三九三註二）の後か。助右衛門殿話とあるのは、これであらう。

（五）古信濃守殿　鍋島勝茂。卒去は明暦三年三月二十四日。古は當代信濃守綱茂に對した語。

六九〇　三瀬源兵衛、戰場で疝氣の爲動けなかつたとて切腹仰付けらる

（一）有馬落城、二十八日、詰の丸にて、（二）三瀬源兵衛畦に腰掛け居り申し候。（三）中野内匠通り懸り、仔細尋ね候へば、「疝氣起り、一足も引かれず候。組の者は先へ遣はし候間、下知頼み申す」由申し候。此の様子、御目付言上、腰抜け候由にて切腹なり。むかしは、疝氣の事を臆病草と申し候。不圖起りて、働きならぬにて候なり。

（一）有馬落城　寛永十五年正月廿八日。

（二）三瀬源兵衛　元神代家中で御目付役を勤め、有馬陣ではその組中に、手負討死の者も多かつた。『葉隱校補』には。「兼ても格別御用立ち候者にて、臆病を構ふる者にこれなく、實の疝氣と見えたり。」とある。

（三）中野内匠　名は茂利。（九五四・註一）

六九一　宗龍寺の寶物、佐々木四郎高綱宇治川先陣の鞍

宗龍寺に（一）佐々木殿宇治川先陣の時の鞍これある由。御寄進物の由。由緒尋ぬべく候。

（一）佐々木殿宇治川先陣の時の鞍　佐々木四郎高綱が宇治川先陣の時に用ひた鞍で、佐々木氏が神埼郡三田川村箱川を知行してゐた頃の寄進に係るといふ。火災で燒失したものか、今は無い。

六九二　箱川妙雲寺と佐々木氏——佐々木一國一郷の知行

妙雲寺は佐々木殿の寺にて候。佐々木殿へ日本半分下さるべき由、頼朝御約束の所、治世の後右の驗しに一國に一鄕宛下され候となり。（一）箱川は佐々木殿知行の由なり。

（一）箱川は佐々木殿知行　『佐嘉繁昌記』に曰く、箱川妙雲寺は、しばらく清久公御祈禱寺と成りしなり。此の箱川邊、昔佐々木の領にて、妙雲寺は佐々木の寺なりと云ふ。是は四郎高綱を指すか。按ずるに、佐々木の當國にあるは、佐々木太郎定綱の子、又云ふ弟四郎高綱數度の戰功にてとも。定綱の子四郎信綱、承久の亂に北條に從ひ、戰功ありて當國神埼の莞牟田　廣瀧　池原、並に肥後　筑後の內七百餘町を賜はり、其の子孫牟田彌四郎式綱（式定とも）文明十六年當國に下り、其の子式部大夫高式、莞牟田　蛭牟田　本告牟田等四百町餘を領し、代々其の地に住す。必ず此の人か。これ牟田氏の祖なり。

六九三

六角主計、鍋島宗茂夫人入輿に從ひ下り白石に住す

（一）六角主計、白石六角の住人、佐々木氏の由、歸依寺過去帳に先祖書載これ有り候を、正德四年下向の節改め申され候由なり。

（一）六角主計　近江源氏二流の一である六角氏（京都居館の地名）で、久世家の雜掌であつたが、正德四年鍋島宗茂室貞樹院（參議久世通夏女）入輿の時從うて下向し杵島郡六角白石を領した。

六九四

多久長門、隱居仰付けられても一生佐嘉の地を離れず住居

（一）多久長門殿首尾惡しく候て、隱居仰付けられ候節、家中大勢迎に參り、「卽ち多久へ御引取り候樣に。」と申し候。長門殿御申し候は、「多久引取り候ては、上を

恨み申す様に相聞え、一生佐嘉の地を離れ候儀罷成らざる」由にて、（二）赤松屋敷に隠居の由。

（一）多久長門殿　多久長門守茂矩。美作守茂辰の子。母は鍋島勝茂次女。祖父勝茂の寵愛厚く、長崎防備出役毎に之を伴ひ、光茂もしばゝ江戸参勤の御供をさせた。小城の鍋島元茂直能父子を師として新陰流の剣道を學んで奥儀を極め、時々家中の演武を催し、又深く佛教を信じ、魚鳥十萬の大放生を行うたことがあり、南多久村福聚寺を建立した。元祿二年十二月十日歿。年六十。法名無慧軒玄山良珠居士。慶闇寺に葬つた。隱居は貞享三年四月、茂矩五十七歳の時で、首尾悪しく」の事情は詳かでない。（九二〇參照）

（二）赤松屋敷　多久屋敷は、もと二ノ丸にあつたが、承應二年本藩世子光茂がここに入つたので茂矩の父多久茂辰夫婦は水ケ江中ノ館に移り、茂矩は西ノ館に移つた。赤松屋敷は、ここの事である。

六九五　江戸三島町の由來、元鍋島屋敷は增上寺所化寮の邊

江戸三島町は、昔福島鍋島久留島屋敷これあり候に付、三島町と申し候由。此御方の御屋敷は、今增上寺所化寮の邊の由、（二）長譽話の由なり。右の代り打越屋敷烏森の近所なり。此の代り愛宕の下なり。今、松平若狹守殿屋敷なり。此の代り櫻田西の御添屋敷、大田原殿屋敷なり。

（一）長譽　佐賀郡金立村淨土宗來迎寺住職。

六九六　石田一鼎の隱遁生活「寢られぬ時は寢ず、食はれぬ時は食はず」

一鼎は浪人にて、（一）梅の山に住居にて候。（二）悴安左衞門へ知行下され、一鼎は隱居分にて山居仕られ候。御用仰付けられ上京の時分、（三）下村三郎兵衞聞番にて候が、一鼎に申し候は、「永々の浪人にて酒なども參るまじく。」と申され候へば、「山中に見た事もなし。それよりは飯もなし、麥そば ひえなどを釜に入れ置き、望みの時たべ申し候。汁も（四）くた事なし。」と申され候へば、「先づ寒夜などは酒なしには寢入られ申すまじ、その食は食はれ申すまじ。」と申し候に付、一鼎申され候は、「寢られぬ時は寢ず、寢らるゝ時ねる、食はれぬ時は食はず、食はるゝ時食ふ。」と申され候。又、「三郎兵衞もぎだうに物を反切る故、それにては人の爲に成らず、つれ〴〵草のあづまをとこなり。」と意見の由。

（一）梅の山　今の佐賀郡松梅村大字梅野字下田。

（二）悴安左衞門　名は爲淳。幼名伊勢仁王。後安左衞門と稱した。實は一鼎（宣之）の弟惟之の長子で一鼎の養子となり、切米四十石相續、元祿十四年實父惟之隱居の時物成三十石を分與され、合はせて七十石となつた。享保三年一月三日歿。法名雄岳道英。墓は佐賀市精町水月庵にある。

（三）下村三郎兵衞　名は宗俊。狩野某の次男で母方の姓下村に改めた。元祿八年十二月歿。法名淨忠。

（四）くた事　食うた事。

六九七　青山御屋敷　蓮池屋敷　牢屋敷　お長様屋敷

深江氏話。青山御屋敷、今蓮池の屋敷なり、證人屋敷なり。其の脇に牢屋敷あり。其の脇にお長様の御屋敷あり。今は一つに成り候由なり。

六九八　御藏失銀事件に下村七右衞門の寃罪と奸謀者斷罪

（一）下村左馬之助三男を（二）枝吉利左衞門と申し候。善右衞門養子なり。左馬之助娘（三）石田安左衞門（一鼎親）女房なり。（四）下村七右衞門弟（五）勝屋新右衞門にて候（五郎右衞門親なり。）。最前はシヤウヤと唱へ候へども、他方の衆聞知り申さず候に付、カツヤと唱へ申され候。七右衞門勝茂公の御鬢役の時分、御藏の銀五十貫目失せ申し候。御藏坊主江藤傳齋申上げ、御穿鑿候へども相知れ申さず、傳齋自分に山伏を賴み、（六）よりを立て祈り申し候處、より口ばしり候は、鬢を撫でて、「是が取りたる」と申し候。「扨は七右衞門にて候」と取沙汰これ有り、御前にも聞召され、七右衞門家內改めこれ有り候へども、相知れ申さず候。其の時分御城供屋の前に札を立て、「此の下に御藏失銀あり。」と書附けこれ有り候を、（七）中野三太夫（後數馬）見附け、御城にて申達し候に付、掘らせ申し候處、殘らず出で申し候。其の時是も七右衞門致し候事と申し扱ひ候。夫れに付下村一門より訴出で候に付、別に遊ばさるべき樣これ無

く、傳齋と山伏兩人生害仰付けられ候。七右衞門、後には御留守居役相勤め、小男白髮御國口を申し候て、人に知られたる人にて候なり。下村の（八）長興寺は（九）生運開基にて候なり。

（一）下村左馬之助　名は茂充。初め治左衞門。下村生運の嫡子。勝茂の時御側役を勤めた。寬永六年六月四日歿。年五十七。法名山雪梅翁。

（二）枝吉利左衞門　順之。（三四三・註三）

（三）石田安左衞門　名は實之。平左衞門爲實の子。勝茂の御側役であつた。正保二年七月十六日歿。年四十五。法名月山道秋。江戸賢崇寺に葬つた。墓は佐賀市與賀町水月庵にもある。前室は下村左馬之助の女で、石田一鼎の母である。延寶九年歿。法名月峰鐵心。後室は大隈玄蕃常明の女。天和元年十一月六日歿。法名喜安妙慶。共に墓は水月庵にある。

（四）下村七右衞門　名は利由。八郎右衞門利充（生運三男）の子で、光茂の時御留守居役を勤めた。

（五）勝屋新右衞門　名は利重。下村八郎右衞門利充の次男で、勝屋勘右衞門茂爲の養子となつた。延寶七年七月十五日歿。法名心巖宗徹。

（六）より　尸又は寄と書く。靈魂の憑りたる者。

（七）中野三太夫　利明。（一七・註二）

（八）長興寺　曹洞宗。佐賀郡兵庫村下村にある。

（九）生運　下村生運。（九一九・註一）

『石田祕史』に依ると、失銀事件は、慶安四年二月十八日下村七右衞門が怪しいといふので取調を受けたが、御藏坊主江藤（石田祕史には江頭とある）傳齋　本庄村の山伏某　尸となつた百

姓安兵衞の三人が共謀の上たくらんだ疑があり、同二十日三人を捕へ、二十一日本丸に於て拷問、二十二日水責を以て糺問の結果、事實明白となり、山伏は德善院で御仕置、傳齋は切腹、安兵衞は七右衞門に預けられ、七右衞門は何事もなく、後取立てられたといふのである。

六九九　御親類御家老其他小寄合日　大寄合日　評定所參會日の事

御寄合日の事。小寄合七日（御親類　御家老　年寄　大目付　請役所　中目付　大物頭　寺社奉行　町奉行　役人）。

大寄合日　四日　五日　二十一日　二十二日（御親類　御家老　年寄　大目付　請役所　中目付）

評定所參會　十四日（元十三日）二十六日。

七〇〇　向陽軒は鍋島勝茂時代に設置、御宮は光茂の建立

向陽軒は、勝茂公御代御建て召置かれ候。御宮は、光茂公御建立なり。

七〇一　『柴田聞書』の筆者柴田宗俊は千布太郎左衞門の事

（一）千布太郎左衞門女房は、勝茂公の御女中にて候を、太郎左衞門へ下され候。戸田殿御姫御腹に御出生の（二）伊勢松様御死去の節、太郎左衞門女房呪咀し奉り候様に申扱ひ、生害仰付けられ、太郎左衞門浪人仕り候。其の後柴田宗俊と改め申し候。直茂公の御物語を書き集め申され候。柴田聞書と申し候なり。

（一）千布太郎左衞門　茂利。（三九三・註二）
（二）伊勢松様　勝茂長男で、母は前室戸田民部少輔勝豊の女（天譽大姉）。慶長四年十二月伏見に於て出生、五歳の時下國の節、長州阿伏兎沖の船中で母子共に逝去した。

七〇二一　鍋島直弘逝去追腹禁止の時、陪臣石丸采女の器量

盛徳院殿死去の時、追腹人光茂公差留められ候。御使、彼の屋敷に參り申渡し候へども、兎角御請申上ぐる者これなく候。其の中に（二）石丸采女（後名清左衞門）末座より申し候は、「若輩者の推參に候へども、御意の趣御尤もに存じ奉り候。私儀山城殿の座を直し候者に候へば、一途に追腹と存じはまり候へども、殿様御意を承り、其の理に詰り候上は、面々は兎も角も、某に於ては追腹存じ留り、世繼に奉公仕るべく候。」と申し候に付て、何れも同然に御請申上げ候由。

（一）石丸采女　直弘御附人石丸平右衞門安之の後で、清左衞門と稱した。（一一三、四八六參照）

七〇二三　鍋島大膳の忠心、殿様から引離された女房の文を見ず

（一）大膳妻女は（二）鍋島市佑娘にて候を、勝茂公後養子になされ、大膳へ下され候。有馬陣の時、御引離しなされ候。配所へ内方より使を遣はし申され候へども、一度も文を見申されず、「かはゆき事は限りなき事に候へども、主人より離別致させ候女房の文を陰にて候とて、見申す事は本意にあらず。」と申して返し申され、後には、「最早存命

（二）鍋島市佑娘　勝茂の女（天祐大姉）。

の用事これなし。」と申し候て食を絶ち、大酒仕り候故、血を吐き相果て候由。後に妻女に飯米料百五十石下され候。

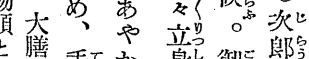

(六)次郎右衛門切腹の時、(七)四郎が旗預り候爲、庄九へ御切米下され、旗預り申し候。御家老衆書き物副はり居り申し候。大膳事元來蒲原氏なり。始御小姓相勤め、段々立身、四百石下され、無雙の曲者にて候故、(八)古鍋島大膳殿跡式下され、「武勇にあやかり候樣に。」と仰せられ、御名字下され、大膳に召成され候。御小姓三年相勤め、手枕をさせ申し候に付、片腕なえ申し候由。

(一)大膳　鍋島大膳亮正之。實は蒲原氏で、幼少の時から勝茂の小姓となり、御近習頭人から大物頭となつた。多久長門守安順の養子分となり、勝茂の信任厚く、寛永十四年島原亂に、江戸留守心遣を命ぜられたが、大膳は公の御供をしたいといふので、切腹の覺悟で無斷で有馬の陣中に赴き、勝茂の怒りに觸れて陣所拂ひとなつたに拘らず、鍋島元茂を賴んで其の陣中に隱れ、翌十五年二月廿八日本丸一番乘に功を立て、敵將天草四郎の旗を奪取した。勝茂江戸喚問の時も、守護の爲潛かに先行して江戸に上つたが、主命をないがしろにするものとして小城に預けられ、元茂の領地山代鄕脇野（西松浦郡東山代村大字脇野）に貶謫され、同年十二月廿八日配所で歿し

た。法名天蒼涼淵。妻は鍋島市佑の長女で、勝茂の養女として娶はされた。萬治三年六月廿七日歿。年五十七。法名玉室覺寶。

(二)鍋島市佑　龍造寺安房守信周（須古家第一世）の四男で、納富常陸守家輔の養子となり、納富家を繼いだが、長昭の時から鍋島氏を稱した。佐賀本藩着座十八家の一である。承應三年六月廿九日歿。法名透關道徹。名は長昭。

(三)次郎右衞門　名は剛之。初め長助。鍋島大膳正之の嫡子で、島原亂には十四歳で出陣、父子共に戰功を立てた。寛永十七年歸參。寛文五年十月廿一日歿。年四十二。

(四)正左衞門　名は安之。初め平左衞門と稱した。次郎右衞門剛之の嫡子である。延寶三年六月十六日歿。法名風山涼松。（九八九・註一）

(五)岡山庄九　名は要之。剛之の次男で、甥次郎右衞門義之切腹、家斷絕の爲、元祿八年九月召出され、新に岡山氏を拜領して一家を立てた。享保六年四月四日歿。法名岡岳要山。四郎の旗は、今猶岡山家に傳つてゐる。

(六)次郎右衞門　名は義之。（九八參照）

(七)四郎が旗　島原亂の首魁天草四郎時貞の旗。聖餐のコップに十字架を配し、二人の天使が跪いて禮讚してゐる圖で、原文「猶太人の王なるナザレ村のイエズス、いと惠まれたる聖餐を褒めさんへよ。」の文字がある。寛文十一年、この旗に鬪し、佐賀藩の家老連署で鍋島正左衞門安之に與へた書附は左の通りである。

先年於島原之城其方祖父鍋島大膳以働城之本人天草四郎指物取置于今令相傳之旨存候其紋吉利支丹之繪像雖有之先祖戰功之證據候條彌所持尤候　以上

寛文十一年八月十八日

相良求馬判

鍋島主水判
鍋島阿波判
鍋島若狹判
諫早豐前判
多久長門判

鍋島正左衞門殿

（八）古鍋島大膳　天正七年四月、龍造寺隆信肥後和仁城攻めの時、奮戰して討死した人だといふ。傳記不詳。

七〇四

深堀茂宅、太閤から鍋島直茂に預けられ其の家來となる

金丸氏話。（一）深堀茂宅事太閤樣より直茂公へ御預け、其の後御免なされ候へども、御斷りにて御家來に罷成られ候。御預けの謂はれ、口達あり。

（一）深堀茂宅　純賢。（三六六・註九）

七〇五

深堀猪之助、銀百貫を獻じて返され深堀家置物とす

（一）深堀猪之助は、元田代名字なり。一說に鎭並落胤にて候が、（二）鎭並御征伐の後母御國に落ち來り、隱れ居り候を、（三）安藝殿抱へられ候とも申し候。勝茂公長崎御番仰付けられ、御下り、深堀御逗留の內、猪之助召出され、柳川有馬の戰功に付て、諫早の內にて高百五十石下され候。右の御禮に御成下され度き由、中野數馬を以て願ひ

奉り、成らせられ候節、御紋附御小袖二、忠吉の御腰物拝領せしめられ候。此の節猪之助より兼て用意仕り置き候物に候間、何ぞに召使はれ下され候様にと申し候て、銀子百貫目進上仕り候。志は御大慶成され候由にて、御返し遊ばされ候。此の銀深堀置物に成り候由。深堀氏の話なり。

（一）深堀猪之助　賢保。（二〇二・註一）
（二）鎮並御征伐　（一二一二・註一）。
（三）安藝殿　鍋島茂賢。（一二〇二・註一）

七〇六　島原城主有馬直純所替の時、鍋島直茂に預けらる

有馬左衞門佐所替に付、島原を此御方へ御預り成され候節、在番安藝殿、代官有田氏仰付けられ候。其の節安藝殿自分に米千石籠め置かれ候。此の段勝茂公聞召され、御書遣はされ候なり。

右島原領、直茂公へ御預けにて候。大阪御陣時分も御代官内にて候由なり。

七〇七　鍋島助右衞門父子、娘の罪を負うて切腹、家來十八人追腹す

（一）鍋島助右衞門殿近所の法華寺（浄土か）に談義これあり、聽聞の爲助右衞門殿娘參詣、寺より直ちに若黨と二人駈落、方々探索候へども相知れ申さず候。程過ぎ候てより、肥後の家老に妾奉公に仕へ居り申し候段相聞え、取手度々遣はされ候へども差出し

申さず候に付て、(二)成富兵庫仰付けられ候。即ち熊本へ罷越し(三)加藤主計頭殿へ御目に懸り、「右女差出され候様に。」と申され候へども、「此方へ駈込み申したる者に候へば、相渡し候事罷成らざる」由に候。其の時兵庫申し候は、「御自分(四)高麗にて御難儀を見次ぎ申し候節は、此の返禮に何事にても以來承るべし、と仰せられ候。この御無心を右の返禮に申請くべくと存じ罷越し候が、御一言無に成され候や。」と申され候。主計頭殿、「この上は力及ばず相渡すべく候。命を御助け給はるべきや。」と御申し候に付、「その意を得候」由申し候て連れ歸り、後に生害。さて助右衞門殿父子には切腹仰付けられ候旨、檢使押懸け遣はされ候。折節、碁を打ち尽り申され候處、檢使罷通り申渡し候へば、「御尤の御事に候。先づ碁を御覽候へ。」とて打ち仕舞ひ申され候。然る處、家來共十八人罷出で、「御供仕るべく」と申し候。檢使、「如何」と申され候へども、子息(五)織部殿庭に下り、「思ひ切つたる者共に候間、某介錯仕るべし。」と、十八人共に首打落し、父子切腹なり。屋敷沿ひの川、一筋血に染み申し候故、その頃は血川と申し候由。助右衞門末子二人、乳持共抱き逃げ申し候。(六)蒲原善左衞門蓮池(七)鍋島又兵衞なり。織部殿の子、後に(八)鍋島源右衞門と申し候。右の節、直茂公仰せに、「人を持たずして事を缺く。」と御述懐にて候由。これは助右衞

門殿を申乞ひ候人これなき故にて候やとなり。

（一）鍋島助右衞門　名は茂治。初め茂良といつた。鍋島直茂の兄豐前守房義の次男で、藤津郡久摩城主（久間村）原豐後守尚家　同越後守尚行父子が天正十二年島原陣に戰死し、男子がなかつたので、助右衞門、鍋島直茂の命によりその女を娶つて家督を繼ぎ、こゝに住した。本文の事によつて慶長十八年十月十三日居館に於て切腹した。法名本性道雪。『元茂公御年譜』には、十一月十三日小城松尾山で生害仰付けられたとある。

（二）成富兵庫　成富兵庫茂安。（八三一・註一）

（三）加藤主計頭　熊本城主加藤清正。鍋島直茂は朝鮮征伐の時、加藤清正と相備への先鋒を命ぜられたので、渡海に先ち、成富茂安を熊本に遣はして清正に挨拶せしめ、朝鮮では、茂安は鍋島勢の先陣として殊功を立て、慶長三年正月蔚山の役では、茂安大いに奮戰して清正等を援けた。

（四）高麗にて云々　蔚山の役などで茂安が清正を援けた事をいふ。

（五）鍋島織部　助右衞門の子。父と共に久間の居館で切腹した。法名理山道義。

（六）蒲原善左衞門　名は孝以。市佑茂貞の養子で、實は鍋島助右衞門茂治の次男である。蒲原氏は元駿河國の人で、同國蒲原（庵原郡蒲原町）に住してゐたが、蒲原彈正少弼氏兼、兄今川貞世入道了俊が建德二年九州探題となつて下向の時、隨うて下り、了俊上洛の後も、氏兼は肥前に止まつて佐賀郡嘉瀨莊の地頭となり、子孫龍造寺氏に仕へ、七世の孫源左衞門信俊は天正十二年島原陣に從うて討死した。孝以はその養曾孫に當り、明曆三年三月晦日江戸賢崇寺に於て鍋島勝茂に追腹した。年七十三。法名義叟淨忠。葉隱孝白本の謄寫者蒲原孝白の祖父である。孝白の孫大藏孝榮（實は相良求馬敬眞の次男）は『伊勢道中不案內記』の著者である。佐賀では、カモハラと讀む。

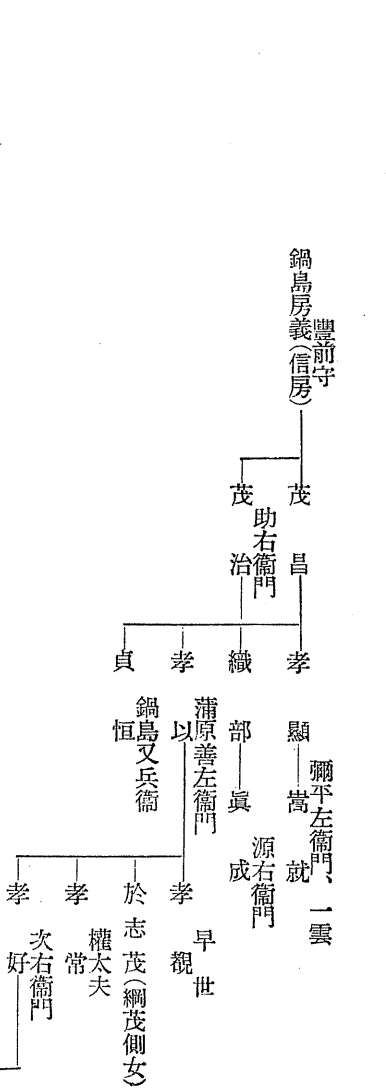

助右衛門娘は、今宿威德院（佐賀郡北川副村）で生害仰付けられた。法名華性妙壽。

（七）鍋島又兵衛　名は貞恒。（四四一・註一）

（八）鍋島源右衛門　名は眞成。織部允の子。有馬陣に從ひ戰功あり、物成二百八十三石を拜領した。寛文十二年十月廿四日歿。法名劫外隱石。

この事『成富家譜』には、茂安が熊本に行くと、清正は、感附いて面會しなかつたが、茂安は鷹狩に出たり城内に行つて清正の機嫌を伺つたりしながら三十日程も滯在し、少しも退屈の風を見せなかつたので、清正も遂に根氣負けして面談した。最後に女の命だけは助けるといふ約束で引渡し、茂安は誓詞を出して伴れ歸つたといふ意味の事が記され、「公（直茂）御大慶大方ならず、數度の軍忠はさる事なれども、今度の忠節は取分け其の身樣御一生の内御失念成さるまじとの御

褒美なり。」とある。又鍋島助右衞門系圖には、他國緣組が禁ぜられたのに、肥後の山伏に娘を掠奪されたので、國法違背の廉により、父子切腹を命ぜられた、とある。

七〇八　今泉名字と千住名字――千住善右衞門切死の跡式

高源院樣御年寄（一）朝倉久左衞門浪人に付、代役（二）千住久左衞門仰付けられ候。久左衞門子（三）善右衞門（枝吉利左衞門聟）江戸にて（四）喧嘩切死仕り候て、跡式斷絶仕る筈に候を、光茂公、久左衞門聟（五）今泉傳兵衞に善右衞門跡式相立てられ、今泉の跡は次男（六）六郎右衞門に下され候。其の後傳兵衞を元の如く今泉名字に召成され、六郎右衞門を千住名字に仰付けられ候なり。此の事、前に委しく之を記す。

（一）朝倉久左衞門　光泰。伊豆の人で、北條氏直　德川家康に仕へ、長久手合戰に戰功を立てたが、家康養女高源院が鍋島勝茂に入輿の時御附となつて下向し、同じく奧方附となり、慶安三年九月江戸勤務中に歿した。年六十二。浪人の事は詳かでない。

（二）千住久左衞門　重之。三郎左衞門清重の子、寬文十三年三月歿。

（三）善右衞門　兼之。

（四）喧嘩切死　延寶元年二月朔日夜の格鬪。（八六二參照）

（五）今泉傳兵衞　利貞。

（六）六郎右衞門　英房。

七〇九　鍋島玄蕃　小川前舍人の兩夫人へ、勝茂化粧田を遣はす

諫早石見守殿の御女、鍋島玄蕃（宗碩）室、小川前舎人室、此二人へは、勝茂公より化粧田五十石宛遣はされ候由。

七一〇　鍋島直茂と納富常陸　鍋島主水　鍋島市佑　鍋島庄兵衛

（一）納富常陸殿へ、直茂公の（二）御嫡女（天林）御嫁娶成され、御姫一人御出生の處に、常陸殿島原にて戰死に付て、主水殿（日妙）へ御再嫁成され、此の時納富家八千石斷絕仕り候。其の後（三）御料人へ化粧田七百石遣はされ候。須古安房守殿の三男（三）市佑殿段々加增にて千四百石に成り申し候。市佑殿隱居料三百十五石差分け置かれ候を、子息道圓の次男十右衛門殿へ讓り申され候。鍋島庄兵衛家なり。本家七千十五石にて候を、九左衛門殿病氣にて領知召上げられ、御息齋殿へ二百人扶持下され、寶永六年六百石下され候なり。

（一）納富常陸　常陸介家輔。初名左馬大夫。賢景とも稱した。先祖は平敎盛の男石見守敎滿で、平家沒落の時筑前に下向し、子孫は肥前に住した。十三代の孫石見守榮房入道道周、龍造寺隆信の家老職となり、藤津郡納富分（鹿島町）、三根郡下津毛村（上峰村）其他七百餘町を領し、其の子但馬守信景相繼いで龍造寺氏の家老職を勤めた。家輔は信景の子で、天正十六年七月二十五日父に先つて歿した。年三十四。法名常英道俊。本文島原戰死（天正十二年）とあるのは誤である。

（二）直茂公の御嫡女　伊勢龍姫、前妻の腹。（三六六・註六）

（三）御料人　御寮人に同じ。貴人の子女の敬稱で、こゝは直茂の孫姫をいふ。

（四）市佑　長昭（七〇三・註二）。納富常陸遺女の婿となり、納富家を繼いだ。

七二

成富兵庫　太田正左衛門　鍋島山城　諫早十右衛門獨幽

（一）成富兵庫知行千七百石にて候。實子これ無く候故、（二）太田殿より養子致し置き候處に、（三）山城殿（盛德院）を兵庫養子に遣はされ候。其の後實子出生、家督を養子十右衛門へ千石、實子五郎兵衛へ三百石、山城殿へ四百石引分け讓り申され候。山城殿新地二千六百石下され、三千石になる。成富家、此の時より千石に成り申し、十右衛門跡式を（四）後藤若狹殿の弟民部殿へ仰付けられ候處、出入これ有るに付、差返され、成富家十四五年斷絶申し候處に、山城殿御心遣にて諫早石見殿の四男（五）十右衛門殿（獨幽）を本知千石にて相立てられ候。十右衛門殿は、最前、諫早の證人に江戸へ相詰められ候。幼少の時分は、御城に御育ち成され候。勝茂公の御孫にて候。

五郎兵衛は肥前樣の御年寄相勤め候。悴左內代に亂心自害仕り、斷絶仕り候。

左內子孫、光茂公召出され候。

（一）成富兵庫　茂安。（八三一・註一）
（二）太田殿　太田正左衛門茂連。（七三六・註五）
（三）山城殿　鍋島直弘。（四七一・註三）
（四）後藤若狹　武雄鍋島茂綱。

（五）十右衛門殿　茂陛。初名主馬、左兵衛。幼少の頃勝茂の養子分として佐賀城中に育ち、諫早家證人として江戸在府十餘年に及んだ。寶永六年十一月十八日歿。年七十三。法名白雲軒月陛獨幽。畫を廣渡心海に學び、獨幽と號した。諫早石見の四男とあるのは、諫早豐前（茂敬）の誤で、茂敬室は勝茂の三女（お龜樣）である。

七一二　江戸證人、諫早十右衛門　須古市兵衛　多久民部　武雄十兵衛

近代（一）四家よりの證人、諫早は十右衛門、須古は市兵衛（大膳）、多久は民部、武雄は十兵衛。

（一）四家よりの證人　江戸幕府に於ける證人で、慶長六年直茂が、次男忠茂を差出すと同時に四家よりも差出し、寛文五年廢止の時まで續いた。

七一三　秀島進士左衛門主從八十四人、薩摩へ人質に赴く

（一）薩摩御和談の節、人質の爲最初小林播磨守、二番土肥出雲守弟平左衛門、三番副島長門守、右何れも五六箇月にて差返され、天正十四年六月半ば、彼地より納富但馬守子を質に差出され候樣にとこれ有り候て、（二）秀島進士左衛門主從八十四人にて罷越し、薩州化導院と申す在所に、簑田信濃守三百餘にて警固きびしく仕り罷在り、難儀仕り候由（是は秀島家書出にあり）。進士左衛門は但馬守弟にて千石なり。薩摩へ遣はされ候節、政家樣より日足の御紋御腰物下され候て、頓て薩摩へ取懸からるべく候間、

其の節は自害仕るべき由仰付けられ候。其の時但馬守より五郎川善左衛門相附け置き候。然る處に、秀吉公御發向と相聞え候に付て、此の節御歸り無くば、以後は手下に成るべくと、五郎川勸め候に付、伊集院幸侃へ書狀殘し置き、罷歸られ候。途中にて政家公御先陣に參會候を、御目付衆見合ひ樣子承り屆けられ、御歸陣の後五郎川へ御褒美の爲三十石下され、本知納富家にて四十石にて候。其の後又內知行御取立の節召上げられ候。扨又勝茂公の御代には、十五歲の世忰には親死後の知行召上げられ、十五歲以上の者も家督取り申さゞる內に親相果て候へば、本知の內少しづゝ下され候。進士左衛門死後に忰九郎左衛門へ二百石下され候へば、有難き仕合と早速御請申上げ候。翌日百石御加增下され候。九郎左衛門子與左衛門、疎行にて浪人、其の後百石にて召直され候處、又浪人仕り候。生三の一門何某も、九郎左衛門同日に、親跡式の內二百石下され候處に、御請申上げず候故召上げられ、今に、姉川家の家老にて罷在り候由。

（一）薩摩御和談　天正十二年三月龍造寺隆信島原戰死後、薩摩と和睦した時の事である。

（二）秀嶋進士左衛門　家周。納富但馬守信景の次男で、秀嶋四郎左衛門茂景（納富信景弟）の養子となつた。本文但馬守弟とあるのは誤である。翌十五年豐臣秀吉薩摩攻の時、進士左衛門夜中に柵を破り、三里半の難所を忍び出て龍造寺政家の陣に參着したので、歸陣の上三百石が增され、七百石となり、名を九郎右衛門と改めた。政家から定差の金張鞘脇差　定紋十二日足を拜領

したのは此の時である。

七一四　鍋島藩足輕の始、大阪陣の時江戸御普請夫を俄足輕とす

御家に元來足輕はこれなく候。（一）高麗にて諸家中に足輕居り候て相働き候に付二男三男共供仕り罷越し候を、新に足輕に仰付けられ、此の時より始まり申し候由。（二）大阪御陣の時、江戸御普請夫を俄に足輕に召成され候由。此の事に紛れ候か。之を改むべし。

（一）高麗にて　朝鮮の役をいふ。

（二）大阪御陣の時　慶長十九年大阪冬の陣の時、勝茂は江戸から出陣したが、國から足輕が間に合はなかつたから、江戸御普請の人夫を呼寄せて足輕とした。『葉隱校補』には、「隆信公御代より御家に足輕これあり候儀、御國書等に詳かなり。」とある。

七一五　關將監清長の跡式、神代左京直長　鍋島内記茂眞へ

（一）關將監殿跡式二千石（二）左京殿（觀性）へ仰付けられ候。然る處に（三）神代辨之助殿御死去に付、左京殿を神代の家督に遣はされ候。其の節關家の二千石も相加へられ、都合六千石になり申し候。光茂公御代、（四）右兵衞樣二歳の御時左京殿へ養子に遣はされ候。左京殿御實子（五）左近殿御出生候を光茂公御養子になされ、右兵衞樣御家督の節、關家二千石を左近殿へ遣はされ、神代家元の如く四千石に成り申し候。左近殿初は

岡部名字にて候。後に鍋島飛驒殿又内記殿と申し候。大物頭仰付けられ候節、四百石御加増にて候。高源院様御存の山一通り、左京殿へ進ぜられ候。今に内記殿領内に罷成り候由。

（一）關將監　清長。（一二七八・註四）
（二）左京殿　神代直長。（八・註二）
（三）神代辨之助　常宣。（九五五・註二）
（四）右兵衛様　鍋島吉茂。（神代直利）
（五）左近殿　茂眞初め茂貞、左京直長の實子で、光茂の養子となり、初め岡部左近と稱し、後鍋島飛驒同内記と稱し、別家を立てた。正德五年三月十六日歿。年四十七。法名大空院崑嵩道鐵。

七一六

鍋島主水、直茂夫妻同席で妻子に別れ佐留志へ隱居

（一）主水殿死去の時分、御加増一萬石遣はされ候へども、御請これ無く候故、（二）淡路殿へ御加増遣はさるべき内存にて、公儀御代替りの御祝儀御使者仰付けられ、歸着の上御加増の筈にて候處、成富兵庫殿江戸勤の時分にて、淡路守殿着前に、（三）公儀御使者兵庫殿相勤められ候（此の儀口達あり）。夫れに就て淡路殿は徒に罷下られ候。夫れより病氣差出で申し候。此の事御袋（四）天林様御述懐に付、安藝殿高傳寺にて御法事の時分、兵庫殿を取伏せられ、證文差出し申され候に付、天林様へ遣はし申され候。其の

證文今にこれ有る由。助右衞門殿話。

片田江川浪屋敷、主水殿下屋敷なり。死去六七年前、片田江屋敷にて妻子暇乞、直茂樣御夫婦樣と御出、夫れより佐留志に引込み申され候。

(一) 主水殿死去の時分　鍋島主水茂里、死去は慶長十五年八月である。(九六七・註三)

(二) 淡路殿　鍋島茂宗、茂里嗣子。この時六歳であつた。正保二年四月五日歿。年四十一。法名錦光院柳阡臺營。

(三) 公儀御代替り　德川家光の將軍宣下(元和九年七月二十七日)。

(四) 天林樣　茂里室(鍋島直茂女)。元和九年は五十三歳(三六六・註六)。この時、淡路十九歳、安襲五十三歳、成富兵庫茂安六十四歳である。

七一七　佐賀城包圍され、泰長院震龍に籠城の吉凶を占はす

(一) 吉刻附の事　永祿九年(二)大友宗麟高良山に出張して(三)龍造寺を圍む。時に、「城を開かるべきや否や。」の吉凶を、泰長院(四)震龍に占はせらる。「在城を吉とす。」と占ふ。果して御利運なり。それより今に至りて歳暮年始御規式吉刻附泰長院より進撰の由。

(一) 吉刻附　吉凶を占ふこと。

(二) 大友宗麟　名は義鎭。入道して宗麟と號した。戰國時代における九州の英傑で、豐前豐後筑前を領し、天正頃には島津龍造寺と鼎立して武威を東九州に振うた。天正十五年歿。年五十八。法名瑞峯院。天主教の信奉者であつた。大正十三年從三位を贈られた。

(三) 龍造寺　龍造寺城即ち佐賀城のこと。大友肥前侵入は永祿十二年で、兵六萬を以て來襲し、

神社佛閣を燒いて佐賀城に迫つたが、龍造寺隆信は中國毛利氏に援を求め、毛利勢來つて大友勢の背後を衝くに及び、四月十五日大友氏は龍造寺氏と和睦して軍を旋した。

(四) 震龍　泰長院二世住持、勅賜紫衣、大隆法總禪師と稱し、朝廷から九州法頭を仰付けられた。この時、鍋島直茂籠城を主張したが、この事、『直茂公年譜』には、

隆信公尤もと御同意ある。猶も吉凶を神慮に任せ然るべしと、泰長院震龍を招かれ御占ありけるに、公(直茂)先づ密かに震龍を閑所に招かれ拳を握つて齒を噛まれ、「やあ震龍、唯今吉凶の二つを御占あらんに、城を去らざるを吉とし、城を去るを凶と申されよ。大事の御占ぞや。誤り給ふな。』と仰含められけり。震龍其の意を得て公の仰せの如くに占ひ申されしかば、隆信公を初め衆議いよ〳〵一決し、御籠城に相極り、城中思ひの外靜謐す。

とある。時に隆信四十一歳、直茂三十二歳であつた。

七一八　船中に飛入つた大イヲ、吉例越年の鰤庖丁となる

歳の夜大魚の庖丁の事　天正元年十二月(一)龍公西肥前御征伐の處、所々平均、(二)唐津に於て御越年の節、漁人(三)鰤を獻ず。「大魚を得たり。」と御喜悦、卽ち庖丁仰付けられ、御祝なされ候。此の吉例なり。又大イヲと唱へ申す事も、御國に限り候なり。

(一) 龍公　龍造寺隆信。隆信は天正元年十二月下旬上松浦鶴田 草野氏等を攻め、草野鎭永の鏡城(東松浦郡鏡村)を圍んで越年した。『北肥戰誌』には天正二年正月二日佐嘉を發したとある。

(二) 唐津　今の唐津市でなく、同地方の總稱で鏡村あたりを指したのであらう。

(三) 鰤　鰤庖丁の事數說がある。一は本文の故事。二は鍋島直茂朝鮮在陣中の事であるとの說で『元茂公年譜』に、一說に大晦日の夜、高麗御在陣中、直茂公御召船に大魚飛び入り候に付、

是琢へ御尋ね成され候處、往昔周の武王の船に白魚飛び入り候吉瑞の表と祝ひ奉り候故、御喜悦甚だしく、卽ち右を庖丁仰付けられ、御酒拜領これあり候。是より御嘉例と相成り候とも申し傳ふるなり。

とある。三は直茂朝鮮から凱旋の時、伊萬里港外で吉瑞があつたといふ說で、これについて左の如き鍋島直大侯の談話筆記がある。

大晦日には鰤の庖丁と申すことがあつて、その料理人は上下を着て藩主の前で鄭重にこれを料理し、藩主より其の鰤の刺身を手づから側近き役々の者に與へたのです。これは私の祖先直茂が朝鮮征伐を終つて凱旋の折、肥前伊萬里港に着船しました時鰤といふ魚が踊り上つて其の船に飛込みましたので、一同武威が上つたといつて喜びましたさうです。これは佐賀の方言でブリといふのを訛つてブイと申すところから、鰤（ブリ）を武威（ブキ）と轉訛し、非常に緣起よい目出度い事だと申し合つて直茂が伊萬里の常光寺といふ寺に着陣して兵士を勞はられ、其の時寺の和尙にも、今夕は特別故精進をやめて魚を食へと申したさうで、維新頃まで、そこの和尙になつたものは、例になつて大晦日には鰤を食べるといふことになつてゐたさうです。私の家では鰤の庖丁といふ一つの吉例になつてゐました。

（四）大イヲ　鰤のこと。

七一九　今山夜討　柳河一戰利運の緣起に、藩內一統の御鎧祝

御鎧祝の事　元龜元年八月廿日今山夜討御利運、慶長五年十月廿日（二）柳河一戰御利運に付、正月廿日の御鎧祝と云ふ一說あり。然れども古來より天下一統に正月廿日鎧祝の由に候。（二）大猷院樣御忌日に付て、其の後十一日に替り候由。

（一）柳河一戰　關ケ原役直後、鍋島直茂・勝茂が柳川城主立花宗茂を攻めた事をいふ。
（二）大猷院樣　徳川三代將軍家光。

七二〇　龍造寺政家大兵肥滿の爲膝立たず御前勤めを斷る

政家公御勤御斷の事　秀吉公御前にて將棊遊ばされ候を、大名衆拜見退出の時分、政家樣御立成され候へば御足すくみ、御歩み成され候事相叶はず、御這ひ成され候故、皆々御笑ひ候由。政家樣は大兵御肥滿にて、常々膝御立て成され候事相叶はせられず候。右以後御出仕相叶はるまじくと思召され、御斷仰せられ候由なり。

七二一　龍造寺政家の息女土佐の御前、太閤の召に應ぜず

土佐の御前の事　（一）政家公の御姫太閤樣より（二）毛利豐前守殿（勝豐又定政とも）へ御婚禮仰付けられ候。其の後太閤樣召使はるべくと候へども罷成らざる由、御姫樣仰切られ候。此の事政家公御差圖にて候はんと、太閤樣御憤り候て、（三）藤八郎殿御取立成り兼ね申し候由。（毛利殿は土佐にて御領地御座候故、土佐の御前と其の頃申し候由）。

此の事肥前舊記に有り、少々相違なり。

（一）政家公の御姫　名は安。慶長十五年五月廿五日歿。法名桃源院彰祝壽仙大姉。佐賀市外厘外長勝寺にその墓がある。

(二) 毛利豐前守　名は勝永。勝信の子。關ケ原役に石田三成に應じた爲父子共に土佐に配され、大阪役に私に配所を脱出、子勝家と共に大阪城に入り、諸所に奮戰、遂に秀頼に殉じて自害した。

(三) 藤八郎殿　龍造寺高房。(三五七・註三)

(四) 肥前舊記　天正頃の肥前戰記、寫本一册。

七三三　代替りに佐賀藩主自ら山内川上を巡視し御目見御酒拜領

山内御支配の事　勝茂公御代迄は、山内の者共、神代の遺風にて佐嘉に順はざる事のみこれ有り候に付て、誰ぞ支配の爲遣はさるべくと、人柄御選び成され候へども、其の器量これ無く、(一)鍋島舍人殿二十一歳にて仰付けられ候。松瀨に屋敷取立て相越され候處、御目がね少しも違はず、山内の者共親しく罷成り、後には舍人殿を主人の樣に取持ち、夫れより佐嘉には順ひ申し候。山内に刀差五百人仰付けられ、鐵砲一挺宛用意致し罷在り候。皆舍人殿(二)存にて候。今以て山内一通りは彼家の支配にて、外に被官かけ候事新には罷成らず、近年迄は山内本庄鍋島の代官は、彼家の組衆より相勤め候。初めて御入部御代替りには、殿樣山内又は川上迄御越し、山内の者共へ、御目見御酒拜領、獻上物仕り、御禮に又々獻上物仕り、大庄屋四人御城罷出で、御酒拜領仕り候。不時に山内御越の節も同前なり。委細(三)佐保十兵衞日記寫に在り。

(一) 鍋島舍人　茂利。(六四九・註一)

(二) 存　監督支配すること。所有する事にもいふ。
(三) 佐保十兵衞　山内大庄屋で三反田に住み、子孫は手明槍になつた。(四八三參照)

七三三　神代勝利の間者、佐嘉に奉公して軍配の次第を密告す

金丸氏話。勝利間者の事　小副川左衞門は神代家の者にて候を、佐嘉に奉公させ、御軍配の次第書附け、高岸のものを使にして勝利に通じ候故終に相知れず、毎度御手に入らず候由。

七三四　慶長十九年佐嘉城普請と泰長院八幡宮本行寺の移轉

馬渡氏へ相尋ね候處此の如く承り傳へ候由。龍造寺御城の事　御本丸は今の諫早殿屋敷、二の丸は多久殿屋敷にて候。泰長院は元は西の丸にあり。八幡宮は武雄殿の裏門の前にこれあり候由。(二)御城御普請、慶長十九年の頃、今の所に直り候由なり。本行寺、北の御門より御門外に御引直し候由。

(一) 御城御普請　諸記錄中佐賀城築造に關する記事の一、二を左に抄錄する。
『直茂公年譜』　慶長十三年戊申、直茂公御繩張にて龍造寺の御城に曲輪を相增され、新に總御普請あり。奉行鍋島主水　附役東嶋市佑　馬場清左衞門なり。當城は去る天正十三年乙酉に築地六堀御用意ありしより以來、慶長六七年に總曲輪を增されし上、今又改められて御普請なり。今年六月十六日より四方の御堀、國中の土民之を掘る。其の廣さ四十間に限る。此の奉行鍋島市佑　附役秀島源兵衞　市川源介なり。北の御門の東の方の堀は、黒田長政よりの加勢夫筑前の

土民之を掘る。是より前、筑前の城堀を此方より人夫御加勢にて御掘らせ成されし返禮なり。元龍造寺の城跡は今の北の御門より一町計り南の邊なり。

『築城歷代略記』（南里有隣著）慶長四年七月天守御棟上あり。〇六年今年頃より御城總曲輪相增さる。〇七年御本丸御臺所造立、明年正月成就。〇八年御本丸總御普請遊ばさる。〇十二年今年佐賀城御普請始る。主水總奉行なり。又云ふ、酉の丸矢倉立つとも。〇十一月十五日より御天守瓦燒始る。〇十三年正月十五日より御天守を立てらる。十一月八日成就。奉行主水、大工岡本安右衞門。春より御城御普請、御堀成就。〇十五年此頃御城築により本行寺賀昌院を移す。本行寺元北の御堀端にあり。永正十五年龍造寺豐前守胤家公草創なり。蓮池町天滿宮を牛島に移す。年不詳。案ずるに去々年か今年か。西御堀端住士を東田代に移さる。同上。〇十年六月佐嘉城普請成就御移徙あり。元の二の丸を多久に賜ふ。今の屋敷なり。元の本丸は諫早六屋敷なり。〇十九年今年御城外廓相增さる。八幡宮を白山へ、泰長院を精町へ替地に成る。

七二五　鍋島勝茂の江戸屋敷取立と鍋町　姫門　鍋島門　油門等

江戸御屋敷の事　家康公御普請の頃、勝茂公御見分にて櫻田　麻布　靑山　龍土町　中屋敷　三島町　六箇所仰請けられ、御取立てなされ候。（二）櫻田御屋敷前の見附、昔はこれなく候。今の鍋町は此御方御藏屋敷にて、中門より出入これあり候。其の後見附出來候時分は、くぐり門と申し候。後に姫門　鍋島門　油門とも云ふ。御藏屋敷町に成り候節は、江戸町數の外にて名もこれなく候を鍋町と唱へ來り候由。御出入の御用聞木屋次兵衞老人話し申し候なり。

（一）櫻田御屋敷　慶長六年龍造寺高房が拜領、同九年初めて參覲した。それまでは下屋敷はなかつた。

七二六　千布惣右衞門の孫舍人、小川武藏守の名跡を嗣ぐ

小川殿家督の事　（一）武藏守殿の御子御兩人高麗にて御病死、三男は神代殿養子に付、勝茂公の御舍弟（二）平七郎殿（半助）を小川家督に相立てられ候。然る處に平七郎殿を公儀へ證人に差上げられ候に付て、鍋島和泉守と御改め、小川名字絕え申し候。夫れに付て、神代伯耆守殿へ武藏殿の血筋御尋成され候處、武藏殿の聟千布惣右衞門の子四兵衞、其の子舍人罷在り候由仰上げられ候に付、小川名跡五百石にて相立てられ候由。

（一）武藏守　信俊。（六五二・註三）

（二）平七郎殿　鍋島直茂次男和泉守忠茂。初名茂賡。小字小川平七郎直房、又半助と稱した。始め小川信俊の養子となり、慶長六年十八歲の時鍋島に復し、人質として江戸へ上つた。是西國大名の子弟が江戸幕府に赴いた始めである。將軍秀忠の近習として寵遇を受け、翌年從五位下和泉守に任じ、秀忠の諱を賜うて忠茂と改め、下總矢作五千石を領し、同十四年新に鹿島二萬石を分知し、鹿島藩の始祖となつた。十二歲で朝鮮役、十七歲で柳川陣に從ひ戰功を立てた事がある。寬永元年八月四日下總矢作に於て歿した。年四十一。法名得髓院殿悟叟淨頓居士。室は江上家種の女。

七二七　鍋島光茂、勝茂義絕の孫平太と和せず其の子帶刀と和す

（二）鍋島帶刀殿御中直りの事　和泉守殿（忠茂）を公儀へ證人に差上げ置かれ候處、御

小姓に召成され、首尾よく矢作にて五千石御加増下され、御息（二）孫平太殿御子これ無きに付、（三）和泉守殿（紹龍）を養子に遣はし置かれ候。然る處に孫平太殿へ御意見成さるゝ事共候て勝茂公度々御意見成され候へども用ひられず、却つて存分ども申され候に付義絶成され、和泉守殿御取返し、鹿島の領知御取上げ、和泉守殿へ遣はされ候。光茂公御代になり、孫平太殿の御息帯刀殿の舅大久保甚兵衛殿より、（四）久世大和守殿御老中の時分、甚兵衛殿縁類に付て御中直りの儀頼入られ、大和守殿より光茂公へ據なく仰入れられ候に付、御納得成され、「孫平太事は信濃守義絶仕りたる事に候へば、面談罷成らず、帯刀儀は中直り仕るべき」由仰せられ、帯刀殿御面談成され候。其の後内匠様を帯刀殿御養子成され候なり。御知行、今は遠州の内にて候由。

（一）鍋島帯刀　正恭。與三郎初名親茂。孫平太正茂の子である。貞享二年十一月十九日歿。年四十八。法名金光院單山良堤。

（二）孫平太殿　正茂。（六二五・註一）

（三）和泉守殿　鍋島直朝。（五六二・註一）

（四）久世大和守殿　老中久世廣之。大和守の老中在職は寛文三年八月から延寶七年六月までである。

七二八　細川本陣箱根鎌倉屋强飯を接待し鍋島本陣となる

鎌倉屋太郎左衛門事　有馬一亂に付勝茂公御下向の時分、箱根の峠鎌倉屋より、强飯酒

杯を道端へ取出し、御供中に馳走仕り候。山中にて食物これ無く、上下其の日の難儀を凌ぎ候事御滿悦成され、以來御本陣に成さるべき由、御詞下され候。夫れより御紋下され御宿に罷成り候。鎌倉屋は元來細川の本陣にて、其の節細川と取違へ、勝茂公に御馳走申上げ候由。今に御往來御立寄の節、佳例の强飯差出し候なり。

金丸氏立川李右話。其の後牛島新五郎に賴み、聞合はせ候處、當太郎左衞門直の話も此の如く候由。

七二九　小田原久保田屋、有馬陣鍋島一番乘を主張し本陣となる

金丸氏話並（二）立川李右話。

（一）小田原宿久保田屋七右衞門事有馬一揆に付、細川黑田勝茂公小田原の宿被々々御通り、御本陣亭主共出會ひ、銘々の行列を褒め申し候處、此の御方の御供立不埒の旅行にて候を何れも謗り、「あれにては城攻め心元なし。」などと申し候。其の時、久保田屋立腹致し、「道中の行列が城攻めの益に立ち申すものと存じ候や。細川黑田は旅中ばかりいかめしく、長々の道中草臥れ候て、敵合には益に立ち申さず候。肥前衆は物馴れ候故、隨分道中にてくつろげ、敵合を第一に心懸け罷越し候に付、あの通り。」と申し候へば、いよ〳〵笑ひ申し候故、久保田屋せき上り、「さらば此の度の一番乘、首賭け。」と申し堅め候。さて落城の早打を待懸け候處、細川飛脚罷

通り候に付き承り候へば、「細川一番乗。」と申し候。「約束の如く久保田屋首を出し候様に。」と申し候。然れども一番飛脚にては實否量り難く待合はせ候處、黒田飛脚罷通り、「黒田一番乗。」と申し候。其の次に此御方の飛脚罷通り、「一番乗。」と申し候。區々にて議定仕らず候故、江戸へ罷越し、公儀御註進聞合はせ候處、鍋島一番乗紛れなき由承り届け、久保田屋相手の首を取り申すべくと仕懸け候を、所の者扱ひ候へども納得仕らず。領主御聞き、「町人として武家の批判仕り不届の由」にて、三人共に追放に逢ひ申し候。後に歸參仕り、今に此御方本陣なり。

（一）立川本右衛門安房。初め十之允と稱し、寶永元年御歩行から侍となつた。

（二）小田原宿　相模國小田原。この時小田原の領主は、稻葉丹後守正勝であつた。

七三〇　大阪城普請の役附、惣奉行　四組頭　二百人頭　行合奉行其他

（一）大阪御普請の時役附、惣奉行（御家老衆）　四組頭　二百人頭　行合奉行　下奉行　下割副衆　浮奉行　横目　銀遣　大工頭。

（一）大阪御普請の時役附　寛永元年春から行はれた大阪城石垣普請の時で、佐賀藩主鍋島勝茂は天守石垣十九間の受持、半役（十七萬八千五百十八石）であつた。此の時の役割は、家老諫早右近直孝（石見守）、物頭鍋島市佑　鍋島喜左衛門　嬉野織部、四組頭中野又右衛門　葉利左衛門　嬉野與右衛門　南里權右衛門で山本神右衛門　重澄は二百人頭の一人として加り、一同十一月二十二日勝茂並に陽泰院に御目見、翌二十三日出發した。

七三　江戸鍋島家菩提寺賢崇寺建立由來、芝正重寺を改稱

（一）賢崇寺は（二）肥前様御位牌堂、（三）惠照院様御建立なされ候。寺號賢崇寺と申し候。新地の寺社破却の時分、芝の正重寺を引直し、寺號御替へなされ、御寺に御取立てなされ候。寶永五年當住玄澄和尚公儀へ（四）寺號改元相願ひ、賢崇寺と改められ候。玄澄和尚話。

賢崇寺に（五）長靈院様御石塔これあり。これは、（七）傳高院様の御石塔の由、（六）久我勘右衞門殿申され候。

（一）賢崇寺　曹洞宗。東京市麻布區一本松町にある。東京における鍋島侯爵家の菩提寺である。

（二）肥前様　鍋島忠直（勝茂嫡子、興國院）。

（三）惠照院様　忠直室。

（四）寺號改元　石田爲淳（一鼎養子）著『石田私史』に左の記事がある。

寶永五年十月十一日、正重寺々號改の願相濟、賢崇寺と許さる。十二日、賢崇寺に行き、寺號改號の祝儀を述ぶ。

（五）長靈院様　傳高院の事。

（六）傳高院様　鍋島勝茂の長女、名はお市。母は高源院で、上杉彈正大弼定勝に嫁し、寛永十二年六月三日歿した。年廿九。法名傳高院洞胤榮仙大姉。賢崇寺では長靈院とある。

（七）久我勘右衞門　名は氏英。初め虎之助、又、七兵衞と稱した。實は中野杢助良純の次男で、久我氏の家督を繼いだ。享保元年七月十四日歿。年七十一。法名鐵舟惠眼。

七三二　龍造寺隆信は水ケ江、鍋島直茂は本庄千本松に出生

御出生御屋敷の事　隆信公は（一）水ケ江の御館、直茂公は本庄（二）千本松、勝茂公は（三）龍造寺二の丸（圖書屋敷の西、多久屋敷の東、今の御馬屋なり。）千本松は（四）賢譽樣の御屋敷、（五）堤氏代々番之を勤む。賢譽樣は直茂公の御姉、（六）鍋島伊豆御内方。

（一）水ケ江の御館　今の佐賀市水ケ江町中ノ館。享祿二年の誕生で、今その跡に隆信の記念碑がある。

（二）本庄千本松　佐賀郡本庄村大字本庄字寺小路にある。直茂は天文七年三月十三日（直茂公譜、御靈簿に據る。五世御年譜、普聞集等には十月廿八日とある）千本松の本庄館で生れた。

（三）龍造寺二の丸　今の佐賀市赤松町二の丸小路。元、この附近に龍造寺があつた。

（四）賢譽樣　鍋島清房の長女、直茂の姉で、從兄鍋島伊豆守信定（清房の兄左近將監清泰の次男）に嫁した。慶長十二年八月廿日歿。法名賢譽妙貞。

（五）堤氏　鍋島清久の末女（月照妙圓大姉）は堤與一左衞門貞清の室で、この緣故によつて堤氏が代々番を勤めてゐた。

（六）鍋島伊豆　名は信定。左近將監清泰の次男で、清久の孫である。天正十三年二月廿日歿。法名花叟芳英。

七三三　小城鍋島元茂　蓮池同直澄　鹿島同直朝兄弟三人の元服

御三人御元服の事　紀伊守元茂（三平殿）慶長十九年より在府、元和五年元服。甲斐守直澄（千熊殿　加賀守）寬永十二年元服。和泉守直朝（刑部大輔茂繼）寬永十七年元服。

七三四　鍋島勝茂夫人高源院、慶長十年婚禮以來在國十八年

高源院樣御在國の事　慶長十年五月伏見にて御婚禮、六月御下國、元和八年の夏御參府、御在國十八年なり。

七三五　鍋島光茂　同吉茂相次いで慈悲小屋を建て、非人に飯米を給す

(一)慈悲小屋の事　光茂公御代初に、慈悲小屋仰付けらる。

寛文三年癸卯十月吉日、(二)奉行友田彦兵衞尉敬白、四方に石佛相建てられ候。

銘書是の如し。

その後、天和二戌年、(三)新小屋仰付けられ候。吉茂公御代(寶永七年五月より七月迄に成就)新小屋百軒仰付けられ、新入の非人へ一ケ月飯米下され候。

(一)慈悲小屋　非人の收容所。

(二)友田彦兵衞　甲斐清兵衞宣之の男で、延寶の頃斷絶した。

(三)新小屋　今の佐賀市東田代町今泉に新しく慈悲小屋を增設して、土手の非人共を收容した。

七三六　多久圖書、養父長門と折合はず隱居して鳥坂に引込む

(一)多久圖書殿の事　多久長門殿(安順、天叟)御子これなく候故、(二)後藤貴明の實子彌次郎(三)家忠(初晴明)の子圖書殿を養子なされ候。家忠の御內方は(四)長門守殿の妹にて候。さ候て(五)太田正左衞門茂連の息女を勝茂公御養子にて、圖書殿へ

御取合はせ候。後に父子仲悪しく、圖書殿は（六）佐留志の鳥坂に引込まれ候。鍋島圖書と申し候。圖書殿の子（七）美作殿を長門の家督に相立てられ候。七歳より家來一人にて（八）順長老へ相附けられ勤學なり。圖書殿へは飯米料三百石上より遣はされ候。圖書殿死後に末子（九）小田藏人へ右三百石下され、跡相立てられ候處、藏人若死故、（一〇）多久民部に仰付けられ候。圖書殿、萬治二年己亥六月廿六日死去、法名久山隆永、（一一）八戸龍雲寺に納められ候なり。

（一）多久圖書　茂富。（二〇二・註四）

（二）後藤貴明　武雄後藤氏第十九代の主で、伯耆守と稱した。實は大村純前の次男で、後藤純明の養子となつた。永祿の頃杵島郡地方に威を振ひ、天正五年龍造寺隆信と和して隆信の三男家信を養子とした。天正十一年八月二日歿。年五十。法名天幡自運。墓は杵島郡橋下村芦原光明寺にある。

（三）家忠　後藤生左衞門家生といひ、又龍造寺五郎次郎家均とも稱し、後家忠と改めた。天正十六年狂病に罹り、小城郡砥川に移り、更に同郡東多久村別府に移り、元和九年十二月廿三日歿した。法名月峰淨芭。その子孫多久家來となつて多久氏と稱した。

（四）長門守殿の妹　多久長門守安順の妹で、龍造寺長信（隆信の弟）の長女である。後藤家忠に嫁して茂富を生み、後鍋島安藝守茂賢に再嫁した。明暦元年七月十九日歿。法名眞光院妙鑑日經。

（五）太田正左衞門茂連　太田美濃守資元の後で、佐賀郡川副庄太田鄉（東川副村）を領した。美濃守源舜の次男で、鍋島信生（直茂）の諱を與へられて生左衞門と稱し、後正左衞門と改めた。島原陣で妻の弟納富能登守家理戰死、嗣子無き爲納富知行を併せ賜はつた。

（六）佐留志の鳥坂　杵島郡佐留志でなく、藤津郡五町田村鳥坂である。
（七）美作殿　多久美作守茂辰。
（八）順長老　瑞巖慶順和尚。（四五〇・註四）
（九）小田藏人　名は長昌。圖書茂富の末子。小田鎭光の遺跡を繼いだが早世した。
（一〇）多久民部　名は安輝。美作守茂辰の末子で、初め權介、又勘助と稱した。長昌の遺跡を繼ぎ多久氏と稱した。正德三年五月歿。
（一一）龍雲寺　曹洞宗。本尊釋迦如來。佐賀郡鍋島村大字八戸字城堀にある。大永元年龍造寺右衞門大輔家重（盛家三男）の建立で、開山は大用和尚である。曹洞十二ケ寺の一で、龍造寺隆信以來崇敬が厚かつた。山本常朝の名附親であつた多久圖書茂富の墓は今も同寺にあり、山本神右衞門重澄　同常朝父子ほか山本一門の墓も此處にある。

七三七

本庄鍋島の百姓共、年頭御目見、御代替りには、御樽肴進上仕り候。盆には高傳寺參詣仕り候。每月御先祖樣方御命日每に線香野菜差上げ、鍋島本庄の百姓共五六人宛、參詣仕り候なり。

七三八

楊柳寺住持、直茂夫人陽泰院を剃髮し、御城聖靈祭を勤む

御聖靈祭の事　陽泰院御剃髮の節、（一）楊柳寺住持（二）正意御剃髮申され候。每年御城の御聖靈祭に、右正意罷出でられ候に付、今以て楊柳寺住持相勤め申され候由。

（一）楊柳寺　曹洞宗。佐賀郡西與賀村にある。開山は湛然和尚である。

（二）正意　鍋島直茂夫妻の歸依厚く、勝茂も寛永十九年七月十六日本丸聖靈祭に關する書附を、正意和尚並に諸岡彦右衞門・神代喜右衞門に與へてゐる。

七三九　本庄千本松の恒例彦山祭と德善院等の彦山御年籠代參

千本松御祭の事　本庄千本松は賢譽樣御屋敷なり。清久公御代より、千本松にて彦山祭遊ばされ候。御祭料の爲田地二反六畝五歩御附けなされ、鍋島內記頭人にて、三年に一度、二月十日前後吉日の御祭にて候。御神供直ちに御城へ上り申し候。未明に德善院に參られ、三汁十菜の御料理、畢つて其の座より直ちに彦山へ參詣仕られ候。其の次に高傳寺の僧衆殘らず御振舞、並に本庄鄉中僧俗男女御振舞なり。賢譽樣は直茂公の御姉、（一）鍋島伊豆御內方なり。御年籠御代參、德善院並（二）鍋島勘右衞門、（三）鍋島藤兵衞兩人間一人御代參、隔年に相勤め申し候。德善院下向、正月四日御目見なり。

（一）鍋島伊豆　鍋島伊豆守信定。（七三二・註六）

（二）鍋島勘右衞門　名は定明。本兵衞房氏の子で、御藏方頭人を勤め、享保四年七月歿した。年四十七。法名自覺源心。

（三）鍋島藤兵衞　名は政成。喜兵衞正慶の子で、孫平太正茂の弟雅樂助茂貞の孫に當る。寶曆三年八月廿九日歿。法名圓光院曹源滴水。墓は佐賀市神野町三ッ溝大興寺にある。本文彦山代參は鍋島光茂の時の事である。

七四〇　德善十二坊の御取立、入具は清き銀に清き米

勝茂公御代に（一）德善十二坊御取立なされ、其の節の入具、清き銀、清き米にて仕るべき旨、（二）山本甚右衞門へ御印、今にこれあるなり。

（一）德善十二坊　『肥前古跡縁起』には、承應四年（明暦元年）德善院鳥居左右の門前に十二坊を建立し、上六坊には清體の僧、下六坊には妻帶の山伏が住んで勤行した事が記されてある。『石田私史』に、「明暦元年三月廿三日、德善院落慶、公（勝茂）參詣。」とある。

（二）山本甚右衞門　山本神右衞門重澄の事。

七四一　三池城攻めに、中野式部の一番首と龍造寺隆信の褒美

（一）中野式部分捕の事　天正七年筑後國三池の城主（二）鎭實御攻めなされ候時、城中烈しく防ぎ、終日味方に分捕の者これなく候處、式部槍下にて首一つ討取り申し候。直茂公御感にて、「後陣に御座候隆信公へ御目に懸け候樣に。」と仰せられ、持參仕り候時分、遠所より御覽なされ、「分捕の者と相見え候、誰にて候はんや。」と御吟味の時、「多分中野式部にてこれあるべし。」と、隆信公仰せられ候處に、右首持參候に付、別けて御機嫌よく、今日の一番首、兼ての百よりも御大慶の由御褒美なされ、隆信公御手にて、式部頭を御さすりなされ候由。

（一）中野式部　中野神右衞門清明（一二三五・註一）。時に廿五歲。

(二) 鎭實　三池河内守鎭實。此の戰は天正七年三月廿日龍造寺隆信が大軍を率ゐて筑後を攻略した時の事である。山本常朝手記の『中野神右衞門清明年譜』には「其の節八戸宗春御傍に罷在り見申し候由、折々話し申され候由」とある。八戸宗春は山本助兵衞の事で常朝母方の祖父である。

七四二　生れたばかりの嬰兒にも耳に口寄せて武勇を吹込む

永祿六年八月十二日、(一)後藤氏と須古の(二)平井氏と杵島郡の内(三)樺島にて合戰の時、(四)中野右衞門助忠明討死仕られ候。怜式部(後名甚右衞門)幼少に候を、右衞門助出陣の時、庭中にて式部を抱き、「成長の後武道の譽取り候へ。」と、暇乞仕られ候由。

(五)山本前神右衞門は、一門の子供、當歲子にても耳に口を寄せ、「大曲者になりて殿の御用に立ち候へ。」と申し候。「未だ聞分けぬ時より、耳に吹込みたるがよし。」と申され候由。

(一)後藤氏　塚崎(武雄)の城主後藤伯耆守貴明。後藤氏は代々塚崎の地頭職で、後冷泉天皇御宇永承六年後藤葦明(則明ともいふ)が源頼義の陸奥阿倍頼時征討の軍に從ひ、七騎武者の一人として功あり、肥前塚崎の莊を賜はり、其の子資茂が元永年間始めて下向し、塚崎城に居住したに始まり、代々西肥前に勢力を振ひ、第二十代家信の時鍋島氏を稱し、後佐賀藩の准親類家老となり、現在の鍋島男爵家に及んだ。

(二)平井氏　須古高岳城主平井經治。平井氏は太宰少貳武藤氏の後で、杵島郡須古に住し、後柏

原天皇御宇大永五年築城以來五十年間に亙つて須古地方を領してゐた。

（三）樺島　杵島郡橋下村にある。

（四）中野右衞門助忠明　石見守秀明の次男で、中野神右衞門清明（初名式部）の父である。『北肥戰誌』には此の時中野氏一族七人戰死したとあり、『中野神右衞門清明年譜』（山本常朝手記）には、「其の節中野一門頭十二人都合一類三十七人同時に戰死仕り候。」とある。

（五）山本前神右衞門　重澄（六一・註一）。

七四三　武雄後藤左衞門大夫惟明は平戸城主松浦道可の子

平戸の城主（一）松浦道可の子息（二）後藤左衞門大夫惟明なり。惟明の子後藤又兵衞大阪籠城なり。不審、中國の者ともあり。いかゞ。

（一）松浦道可　松浦肥前守隆信。

（二）後藤左衞門大夫惟明　松浦隆信の次男で同鎭信の弟。永祿九年武雄城主後藤伯耆守貴明の養子となり、後不和の爲平戸に還つた。慶長六年三月二十五日歿。惟明の子に後藤本兵衞廣明がある。本文又兵衞云々は誤であらう。此の項孝白本にはないが、山本本に據つておく。

七四四　鍋島勝茂、有馬陣大阪出船不首尾により爾來詰船を置く

（一）有馬陣の時、黑田殿は御城より直に御立ち、細川殿は屋敷の玄關迄御立寄り、直に御立ち、勝茂公は御屋敷に御歸り成され候處に、毛利長門守殿御暇乞に御出で、御立隙取り申し候由。細川殿ははたご食にて御通り候由。勝茂公は御膳番御先に追越し參り

候て、御膳仕立差上げ候由。細川殿、黒田殿へは公儀より御早船相渡り候へども、勝茂公へは相渡り申さず候。御城にて御老中へ御乗船の儀仰達せられ候へども、兎角の御返答これ無く候由。右は有馬は御國内の儀にて、御子様方仰乞はれ御下り候へども、(二)城落延引に付首尾宜しからず候由。夫れに付(三)松平下總守殿御早船御借り成され候。此の以後大阪へ詰船召置かれ候由なり。

(一) 有馬陣の時　寛永十五年正月十二日、島原亂戰況の注進が江戸に達し、正月元日板倉内膳戰死の報が傳はつたので、卽刻九州諸大名に出陣を命ぜられた時の事である。勝茂は毛利長門守秀就來訪の爲暇取つたが、同夜六ツ時（午後六時）過發駕、廿八日歸着、佐賀城にも立寄らず其の儘寺井津から乘船し翌廿九日島原に着陣した。

(二) 城落延引　勝茂の子甲斐守直澄は十四年十一月十四日、紀伊守元茂は翌十五日相次いで江戸を發し、島原に出陣してゐるのに、原城陷落が延引した事をいふ。

(三) 松平下總守　忠明。勝茂嫡子忠直の室惠照院（婚禮は寛永八年）の父である。大和郡山藩主。忠直は同十二年逝去した。

七四五

鍋島勝茂、石井彌七左衞門 同傳右衞門の有馬一番乘を保證す

勝茂公（一）有馬御着の上、（二）石井彌七左衞門、差立、役儀もこれなく候に付て、（三）美作殿へ申し候は、「請役附に仰付けられ下され候様に。」と相願ひ、萬端手元にて早く承り候。（四）二十七日出丸仕寄に人多く相見え候故、（五）中野兵右衞門遣はされ、

早々引取り候様、上使御下知の旨仰遣はされ候。彌七左衞門（六）傳右衞門申し候は（七）「榊原殿父子唯今乘込まれ候様子に相見え候。その節は我々一番乘仕るべくと見合はせ罷在り候」由申し候て引取り申さず、晩七つ時分乘入り申し候なり。追て一番乘の者御吟味の時、爭論出來申し候。（八）紀州樣仰せられ候は、「一番乘の者公儀へ召出され、御改めもこれあるべく候。その節一分申すべき者は彌七左衞門に續き申し候者あるまじく候。不調法の儀など申し候ては罷成らず候間、私家來などには合點させ申すべく候。彌七左衞門に御極めなされ候樣に。」と仰せられ候。勝茂公仰せられ候は、「一番乘に付爭論出來候由、斯樣の節は論これあるものに候。成程よき事にて候。この上は我等見分に極め申すべく候間、餘の證據を止め申すべく候。黑羅紗の羽織に猩々緋の日の丸の切入れしたるを着申し候者が、一番乘なり。」と仰せられ候。その時、彌七左衞門申上げ候は、「時節惡しく爰許罷立ち難く候間、私羽織御取寄せなされ御覽候樣に。」と申上げ候に付、御取寄せなされ、則ち「この羽織なり。」と仰せられ候て、彌七左衞門傳右衞門に相極り申し候由。

（一）有馬御着　鍋島勝茂の島原着陣は寛永十五年正月廿九日。

（二）石井彌七左衞門　名は正之。幼名鹽童。林利兵衞貞正入道榮久（四七一・註四參照）の子で、

石井二男家縫殿助茂清の養子となり、有馬一番乗の軍功によつて別家を立て、物成二百五十石を食んだ。(『葉隠校補』に據る。『石井系圖』には林形左衛門貞之の子とある)。萬治三年四月十日歿。法名法源院日宣。

(三) 美作殿　多久茂辰。(四八・註二)

(四) 二十七日　寛永十五年二月二十七日原城總攻撃、鍋島一番乗の時で、翌二十八日陥落した。

(五) 中野兵右衛門　政利。(三二一・註一)

(六) 傳右衛門　名は正能。(六七八・註一)

(七) 榊原殿父子　鍋島勝茂の軍監使榊原飛驒守職直　同左衛門職信父子。

(八) 紀州樣　小城藩祖鍋島元茂。(四二三・註二)

七四六　中野李之助　村山覺左衛門、筑前黒田長政に所望さる

勝茂公の御代、(一)中野李之助を黒田長政より御所望候へども遣はされず候。其の後(二)村山覺左衛門を御所望に付、筑前へ遣はされ、子孫今にこれあるなり。又黒田家中、吉田太郎右衛門は大木兵部一門にて候なり。

李之助は小々姓物書きにて候。段々立身仕り候。初は李兵衛と申し候。

(一) 中野李之助　良純(四三二・註一)。但し、良純は慶長十八年生れで、元和九年黒田長政が歿した時は十一歳であり、村山覺右衛門は慶長五年には既に筑前に赴いてゐるから、本文の事は疑問で、良純とは別人かと思はれるが、その頃李之助といつた者は良純の外にはない。

(二) 村山覺左衛門　傳不詳(七四八參照)。

七四七　多賀又左衛門、鍋島光茂時代料理人に召抱へらる

（一）多賀又左衛門は、光茂公御代に召抱へられ候御料理人にて候なり。

（一）多賀又左衛門　重村。江州佐々木京極の一族で京都に住んでゐたが、勝茂時代に御料理人として主従三人召抱へられ、光茂時代侍に召立てられた。

七四八　使者久納市右衛門の高聲、入浴中の黒田長政を驚かす

（一）久納市右衛門、大阪より黒田長政の陣屋大龜ケ谷へ罷越し、勝茂公の御斷り申達すべくと仕り候へども、家來共出合ひ申さざるに付、市右衛門高聲に申し候は、「村山覺左衛門は贔屓抜なり、古主の恩を忘れ、この難儀の時分出合ひ申さず候。」と悪口仕り候。長政、風呂の内より御聞き、「久納市右衛門が聲なり、呼入れ候樣に。」と御申し候に付、御目に懸り、御斷りの趣申達し候由なり。

（一）久納市右衛門　名は茂俊。先祖は蒲池氏で筑後國三潴郡久納に住んでゐたので、宮内大輔久征の時姓を久納に改め其の子平兵衛久俊、天文年間龍造寺隆信が筑後から佐賀に歸つた時從うて來り、龍造寺鍋島氏に仕へた。本文は關ケ原役の時の事で、勳功により物成千五百三十石を拜領した。慶長十五年六月十六日歿。法名涼山宗清。久納は今もヒサナフと訓む。

七四九　三人鍋島式部――倉町貞村　鍋島茂道　鍋島朝清

（一）倉町も鍋島式部、（二）太田も鍋島式部と申し候なり。（三）紹龍樣御末子も鍋島式部

と申し候なり。

（一）倉町　倉町貞村初めて鍋島氏を賜ひ、式部少輔と稱した。（正保二年二月五日歿、年五十）

（二）太田　太田茂貞初めて鍋島氏を賜ひ、その弟茂道、鍋島式部少輔と稱した（寛文元年六月十七日歿。年四十八）。茂道初名貞恒、出でて出雲監物と稱した事がある。倉町、太田共に家老の家である。

（三）紹龍様御末子　鹿島藩主鍋島直朝の六男朝清（藤五郎　愛菊丸）式部と稱し、新規三千石拜領、貞享四年九月廿一歳で歿した。

七五〇　中野神右衞門の六男二女、山本神右衞門　村川傳右衞門

（一）中野甚右衞門子供　一、女水町丹後次男內匠を聟養子。二、中野將監——前名又右衞門。知行內匠と將監に二つに分け讓り申され候。三、女鍋島五郎左衞門內方。四、山本神右衞門　山本助兵衞入道宗春養子。五、村川傳右衞門　藤右衞門養子。六、中野大學。七、中野權右衞門。八、中野又兵衞。末三人へは別に御知行下され候。

（一）中野甚右衞門　神右衞門清明。（一二三五・註一）

七五一　中野神右衞門、朝鮮童兒を伴なひ歸り、槇忠左衞門と稱す

中野甚右衞門高麗より童子一人連れ越し、後、槇忠左衞門と申し候て、足輕になし、子長右衞門御直人に成り、秀島長右衞門と申し候。其の子秀島五左衞門。

七五二　關ケ原役當時鍋島勝茂の近江越と伊勢桑名宿太田惣助

（一）桑名太田惣太夫來歷聞書　關ケ原御陣の時、桑名の城主氏家内膳（領三萬石）當町別當（二）太田惣助（當惣太夫高祖父なり）桑名御崎門の番を相勤め（御崎門は桑名より西五丁程これあり、美濃海道伊勢海道にも通る門の由。今も大手の門にして警固あり。）（三）關ケ原没落の時、勝茂公御上下十三人にて御崎門に御通りの節、番人堅く留め候を惣助へ御頼みなされ候由。御意により差通し、御道筋の事共御尋ねなされ候に付、即ち「惣助宿へ御は入りなされ候様に。」と申上げ、御上下に粥を進め候由。（米七升五合の粥の由。）御道筋の事、桑名より南西の隅に當りて近江越の山に、（四）ちくさ越と申す山道御通り、（五）江州麹袋と申す郷へ出で候道これある由申上げ候へば、其の筋御通路なさるべき由仰せられ、惣助も御供仕り罷り越し、麹袋六左衛門と申す百姓の所へ御着、御休息の事。

右山越にて麹袋まで廿三里の道法なり。本筋の海道は十三里これある由。

（一）桑名　三重縣（伊勢國）桑名郡桑名町。

（二）太田惣助　名は永親。相助永房の子で、寛永九年歿した。その子孫鍋島家二十人扶持侍に召抱へられた。

（三）關ケ原没落の時　慶長五年關ケ原の役に、鍋島勝茂は最初西方に屬し、七月廿五日伏見城（關東方）を攻め、八月朔日伏見城一番乘、更に龍造寺高房と共に勢州阿野津城（津市）及び松

坂城（松坂市）を破つたが西軍大敗の後、井伊兵部少輔直政 本多佐渡守正信 圓光寺佶長老（肥前小城出身）等の斡旋で、鍋島直茂の功勞に依り赦免の上、九月廿五日家康から筑後柳河城主立花左近將監宗茂征討の命を受けて歸國した。本文はその時の事である。

（四）ちくさ越　三重縣三重郡千種村大字千草。

（五）江州麹袋　滋賀縣蒲生郡にある。

七五三　鍋島勝茂參勤の途太田惣助方に止宿、爾來本陣となる

御參勤の節、惣助を御尋ねなさるべき由御意なされ、翌年御參勤の節、惣助所へ御止宿なされ、其の後唯今迄御本陣に相成り候事。

七五四　太田惣助、勝茂に御機嫌伺の爲鯨肉と奈良漬の曲を贈る

右御在府内、惣助より御機嫌伺の爲、飛脚を以て二種差上げ候處、御書下され候。

爲音信鯨の肉（二）曲一　奈良漬曲一　到來懇志の儀祝着せしめ候。頓て賞翫他事あるまじく候。猶（二）下村治左衞門申すべく候。

閏二月晦日　　鍋信濃守勝茂　御判

太田惣助どのへ

右治左衞門は、右の後桑名へ遣はされ候由。其の節品々拜領物等これあるべくと存じ候由、惣太夫申し候。其の儀相知れず候由。

（一）曲　まげ。檜杉等の木材を薄く剝いでわげた器物。こゝは一箱といふに同じ。
（二）下村治左衞門　左馬助茂充の前名。（六九八・註一）

七五五　桑名本町鍋島勝茂休息の屋敷と太田惣助の別當役

惣助今に至り、代々別當役相勤め、桑名本町當居宅卽ち勝茂樣御は入りなされ候時の屋敷にて候由。其の後隣に小屋敷これあり候を求め副へ申し候由。

右書附は正德四年四月十八日到來、横尾氏へ相頼み候に付て、惣太夫へ直に承り候由にて、江戸より差越され候なり。

七五六　小倉女の甥藤本宗眞、その養子となつて召抱へらる

（一）藤本宗眞事、實は（二）小倉殿の甥にて候。（三）小堀遠州の弟子にて、茶入の袋を縫ひ、渡世致し罷在り候を、小倉殿の子に召成され、二百石下され候。宗眞子宗吟代に御叱り、知行減少なり。

（一）藤本宗眞　良昭。（五八七・註八）
（二）小倉殿　小倉女。（五八七・註五）
（三）小堀遠州　遠州流茶道の祖、小堀遠江守政一。豐臣秀吉 德川家康に仕へ、禁裡又は幕府の作事奉行を勤め、後伏見奉行となり、正保四年二月六日歿した。年六十九。孤蓬庵宗甫と號し、又活花 和歌 書畫 鑑定等に通じてゐた。

七五七　安田道順、光茂の乳人小倉女一門の故を以て召抱へらる

（一）安田道順事、小倉殿一門にて候故、召抱へられ候なり。

（一）安田道順　光茂の時抱へられ、切米九十石を戴いた。

七五八　陽泰院と小少将、妹娘の婿石井茂左衞門その跡を嗣ぐ

（一）小少将殿は陽泰院様御養育成され、緣附仰付けられ候處に、夫切腹に付、又御奉公に召出され候。娘二人あり、姉は槇九郎兵衞女房、妹は石井茂左衞門へ嫁娶仰付けられ、五十石下され候。小少将殿の跡に成られ候なり。

（一）小少將殿　小少將の尼。（三四六・註二）

七五九　槇玄清、鍋島内匠　村田八介の母の緣により扶持を受く

（一）槇玄清の事は、（二）内匠様（三）八介様の御袋の緣に付、御切米下され候。

（一）槇玄清　元盛　勝元と稱し、祖先は京都の醫者で、祖父新兵衞寛永十四年始めて勝茂に抱へられ、生庵と號した。玄清の母は田中七兵衞の女幾野といひ、光茂の幼兒保育の任に當つた。

（二）内匠様　鍋島茂長。始め太田彈右衞門。（九八四・註二）

（三）八介様　光茂第六庶子。初名長壽丸。久保田邑主村田宮内政辰の養子となり、村田隱岐政盛と稱した。享保十八年八月四日歿。年六十三。兩人の母は眞木三郎左衞門の女で、槇牧眞木皆同族である。

七六〇　慶閤尼、豐太閤名護屋下向の途次路傍に握飯を接待す

（二）高木宿土器作り御朱印の事

太閤様名護屋御在陣の處、御母堂御病氣にて御上り、御下向の時、（二）佐嘉上道御通り成され候。川上川の下、（三）名護屋渡と云ふは、其の時の御渡筋故申し候。其の節、見物仕り候者の話に、太閤は小男にて眼大に、朱をさしたる如く顔の色手足迄赤く、花やかなる衣裝にて足半をはかれ、朱鞘金ののし附きの大小を差し、刀の鞘にも足半一足結び附け、馬上の御旅行にて、御供中駕籠に乘りたる衆一人もこれなく候。此の節（四）慶闇様御了簡にて、「在々より戸板を出し、竹四本立て候て戸板を据ゑ、飯をかたく握り、土器に盛りならべ、（五）尼寺通筋道端に出し置き候様に。」と仰付けられ候。太閤様御通り懸けに御覽なされ、「これは（六）龍造寺後家が働きなるべし。食物なき道筋にて上下難儀の處、心附け候事奇特なり。」と仰せられ、手に御取り候て、「武邊の家は、女まで斯様に心働き候。此の堅き握り様を見よ。」と御褒美なされ候。右の土器御目に附き、名護屋御陣中毎度召寄せられ候。「土器無類の物に候。」と仰せられ、名護屋迄土器作り召寄せられ、御印下され、今に持ち傳へ候由。（高木土器屋は次男筋なり。御印寫所持の本家は筑後にあり。）

御朱印寫

土器手際無比類於九州名護屋可爲司者也

天正廿年極月廿六日　御朱印

土器師　(八)家　長彦三郎

此の彦三郎、元名壹岐守と云ふ。後に柳河に移住す。これ本家故右御朱印傳來なり。彦三郎弟長右衛門元名右京と云ふ。子孫今に高木村にあり。右の寫を今所持候。兩家共に代々彦三郎長右衛門と申し候なり。

(一)高木宿　高木宿は今の佐賀郡高木瀨村高木。

(二)佐嘉上道　今の佐賀郡春日村地方の街道。本文は豐太閤が文祿元年十月再び名護屋に下向した時の事である。(二一二・註二)

(三)名護屋渡　今の川上川名護屋橋の邊(佐賀郡春日村)。

(四)慶閤樣　龍造寺刑部大輔胤和(家和の子)の女で、初め龍造寺周家に嫁し、隆信を生んだが、天文十四年周家祇園原戰死後寡婦となり、後龍造寺隆信と鍋島直茂とを提携協力させる爲、弘和二年四十八歲の時、自ら進んで直茂の父清房の後室となつた。時に清房四十五歲。晩年慶閤寺(佐賀郡本庄村)の開基となり、慶長五年三月一日歿。年九十二。法名慶閤妙意大姉。墓は同寺にあつたが、明治維新後高傳寺に改葬された。本文、慶閤尼八十四歲の時の事である。

(五)尼寺通筋　尼寺(にいじ)は地名で、今の佐賀郡春日村大字尼寺。

(六)龍造寺後家　慶閤尼を指す。

(七)高木土器　高木瀨村大字高木字川原屋敷に產した土器で、當時豐太閤の朱印があり、爾來肥前國土產の一として有名であつたが、今は廢滅してその跡を留めない。

(八)家長彦三郎　同長右衛門　土器製造元で、家永とも書く。一說に、當時實際に土器を作つた

ものは國分村（春日村大字久池井字國分）の平松源右衞門であつたともいふ。長右衞門子孫は、後尾崎村（神埼郡西郷村大字尾崎）に移つた。今も尾崎に土器を產してゐる。

七六一

江戸鍋島屋敷、麻布　櫻田　三島町　中屋敷　打越　苗木山等々

江戸御屋敷の事　（一）麻布御屋敷、元は二屋敷なり。櫻田　勝茂公御繩張にて仰請けられ候由。（二）三島町（增上寺所化寮の邊）。（三）中屋敷（御成橋の內）。（四）打越（烏の森邊）。

三島町の代り　（五）青山御屋敷と改むべきなり。元は一屋敷にて、奥には（六）和泉守殿御屋形これあり、口には四家の諸人の居所四屋形これあり、其の邊に牢屋敷　お長樣御屋敷これあり　候由。深江氏話。

打越の代り、（七）愛宕の下なり。今、（八）松若州屋敷の由。愛宕下の代り、櫻田の西、（九）大田原殿屋敷なり。

元祿十年櫻田御屋敷、甲府樣御殿屋敷に召上げられ、代地新堀端水谷左京殿屋敷御拜領、其の後元祿十二年溜池堀水野松之允殿屋敷御拜領、新堀端差上げられ候。其の後寶永三年二月二日櫻田御屋敷返し下され、麻布御屋敷差上げられ候。溜池御屋敷は櫻田手近く御勝手よく候に付、麻布差上げられ度くと御願なり。（一〇）苗木山は加賀守殿御屋敷

にて候を、御所望なされ候なり。甲州様最前は麻布に御座なされ候。北の方の御屋敷、高源院様御茶屋などこれあり候。後に麻布御屋敷一つになる。一萬坪餘の由。

(一) 麻布御屋敷　市兵衛町にあつて、寛永五六年頃買入れた所である。

(二) 三島町　芝增上寺附近で、寛永七年鍋島忠直が此處に移つた。

(三) 中屋敷　慶長十九年、鍋島勝茂の子元茂（時に三平）が、始めて江戸參府の時から住居した所である。

(四) 打越　村田八介安良（龍造寺政家の子）が住んでゐた所で、寛文四年から十年迄の間に召上げられ、代地として愛宕下屋敷を拜領した。

(五) 青山龍土町御屋敷　寛永十七年、三島町屋敷の代りに設けられ、兩屋敷になつた。

(六) 和泉守殿　鹿島藩祖鍋島直朝。

(七) 愛宕の下　愛宕下屋敷。延寶七年松平若狹守に讓渡、若狹守の高輪屋敷を買取り、更に大田原備前守に讓り、櫻田屋敷の西隣にあつた備前守の屋敷を買收した。

(八) 松若州　松平若狹守康信（八一三・註二）。延寶七年は致仕後である。

(九) 大田原殿　下野國大田原城主大田原備前守典清。

(一〇) 苗木山　小城藩主鍋島加賀守直能の屋敷であつたのを延寶八年鍋島光茂所望して佐賀本藩の屋敷となつたが、文化二年大澤右京大夫に讓渡した。

七六二

柳川一戰の功名、敵將小野和泉の物頭立花三大夫討取の事

(一) 柳川一戰の時、小野和泉守の物頭立花三太夫を (二) 後藤家より討取り候由。又三太夫首を (三) 牛島監物打取り候由。又一說に、三太夫相討とも申し候。三太夫紋所、

二ツ銀杏にて候由。

（一）柳川一戰　慶長五年十月の柳河攻。

（二）後藤家　武雄邑主後藤若狹守茂綱の軍。『直茂公譜』には柳川勢の大將立花三太夫を後藤の家人今泉軍助が鐵砲で馬より撃ち落し、今泉が下人末藤四右衞門が首を取つたとあり、『後藤戰功記』には今泉軍助が討取つたとある。

（三）牛島監物　眞俊。後、主計。先祖瀧口播磨守安綱の子太郎三郎敎正、仁平元年初めて肥前牛島（今の佐賀市牛島町）に來住、牛島氏と稱し、氏神牛島天神竝に長德寺を建立した。眞俊は十一代の孫實家（島原陣討死）の三男である。慶長十年歿。法名意安敎西（七八七・註一）。

七六三　鍋島主水陣幕の紋は瓜と立花杏葉、瓜は太閤から拜領

助右衞門殿話。主水殿陣幕の紋は、瓜と立花杏葉にて候由。安藝殿陣幕にも、家の紋と立花杏葉附けられ候由。瓜は太閤樣より御手次に拜領、其の後家の紋に附けられ候由。一說、此の儀不審。主水出仕の時分瓜の時節にあらずと。多賀主水拜領の瓜を紋所にすと云ふ事あり。此の事に紛れたるか。

七六四　今山夜討と勝樂寺、伊東兵部少輔勝樂寺林旗竿の由來

（一）武藤氏話。（二）今山夜討の時、（三）新庄（四）勝樂寺へ直茂公御入りなされ候節、（五）伊東兵部少輔寺內の林にて（六）旗竿をかぎ、紙旗を附け御供仕り候由。其の後、御旗竿は（七）勝樂寺林より出し候由。

（一）武藤氏　武藤主馬定則（九二七・註一）の事か。不明。

（二）今山夜討　元亀元年八月十九日夜、鍋島直茂が大友軍の大将大友八郎親秀を今山（佐賀郡川上村）に夜襲して大勝した事をいふ。

（三）新庄　佐賀郡鍋島村大字森田字東新庄。

（四）勝樂寺　眞言宗。本尊阿彌陀如來。創立の年月詳かでないが、今山陣奇瑞以來鍋島家の崇敬厚く、しばゞ〳〵田地等の寄附があつた。

（五）伊東兵部少輔　名は家秀（或は祐俊ともいふ）。兵部少輔祐家の子である。此の時、家秀鄉兵二百餘人を率ゐて馳せ參じ、直茂を新庄に迎へて軍に從うた。慶長十五年十月歿。

（六）旗竿　『直茂公譜』には、「公（直茂）下知なされ、新莊の勝樂寺林の竹を御伐らせ、新しく御旗竿を御用意ある。是は勝ちて樂しむと云ふ寺號の文字を以て、當然に士卒の氣を御勵ましある謀なり。爰に於て當所の地侍伊東兵部少輔家秀御食物を調進す。公御大慶あり。則ち一飯一樽を衆と俱に御勸め、新莊を打立たれ、河を越えられ、今山へ御向ひありけるに云々。」とある。

（七）勝樂寺林　『相良宗藏之話』に、「勝樂寺の御庭竹林は、今山御陣の御吉例にて、旗竿の御用に立て置かれ、御武具役節々立ち廻り、繁茂候樣心遣るべき旨御書附これあり候なり。」とあり、同寺由來記には、當寺軍用旗竿は弘安四年蒙古退治の時に始つたと記されてゐる。

七六五　長崎御奉行供立、久松備後守　駒木根肥後守の人數

長崎御奉行供立、凡そ上下三百人、馬二疋。

寶永七年（一）久松備後守殿下り三百十五人、馬三疋。（二）駒木根肥後守殿上り三百五人。馬二疋。御領内陸路は旅籠、船中は御馳走にて候なり。

（一）久松備後守殿　久松忠次郎定持。寶永七年一月二十九日長崎奉行となり、正德五年十一月七日被免。

（二）駒木根肥後守殿　駒木根長三郎政方。寶永三年一月九日長崎奉行、正德四年十一月十八日被免。

七六六　御代々加判家老――勝茂　光茂　綱茂　吉茂時代

御代々加判御家老衆。

勝茂公御代　鍋島安藝　鍋島玄蕃（千葉左京宗碩なり）　中野數馬（兵右衛門政利）　久納市右衛門。

光茂公御代　鍋島彌平左衛門（一雲）　相良求馬　生野織部　太田彈右衛門　中野數馬（利明）　原田吉右衛門。

綱茂公御代　鍋島志摩　成富九郎兵衛。

吉茂公御代　鍋島若狹（座席計り御家老の座に仰付けられ、他方へ連判等はこれ無し）　鍋島帶刀　大木兵部（初八右衛門　後牧太　入道の後道貫）　鍋島市正（大學）

七六七　御代々御年寄役――勝茂　忠直　光茂　綱茂　吉茂時代

御代々御年寄役。

勝茂公御代　久納市右衛門　勝屋勘右衛門　關將監　中野內匠　鍋島式部（出雲監物なり）

忠直公御代

中野數馬（兵右衛門政利）　中野李之助。
成富五郎兵衛　鍋島右近（姉川なり）。
馬渡市之丞　副島五左衛門　中野數馬（兵右衛門）　小川前舍人　鍋嶋彌平左衛門（一雲）　大木兵部　岡部宮内　相良求馬　生野織部　山崎藏人　木下五兵衛　小川舍人　中野將監　馬場勝右衛門　土肥進士之允　中嶋善太夫　江副彥次郎。

光茂公御代

綱茂公御代

岩村內藏之助　鍋嶋內記　中野數馬（利明）　生野織部　石井修理　深堀新左衛門　原田吉右衛門　鹿江伊左衛門　鍋嶋庄兵衛　武藤主馬　丹羽藏人　副嶋五太夫　大木八右衛門　本告七郎兵衛　中野數馬（是水）　石井傳右衛門。

吉茂公御代

副嶋五太夫　大木八右衛門　深江六左衛門　生野織部　石田平左衛門　石井修理　小川舍人　下村八兵衛　諸岡彥右衛門　池田彌市左衛門　中野數馬（休夢）　江副忠兵衛　安達藤左衛門　竹田文右衛門　牟田權左衛門　下村安右衛門。

七六八

御家老衆家中御目見座位、首座は主水　彌平左衛門

御家老衆家中、御目見座位（正德年中）。

主水　彌平左衛門　志摩（深堀）　若狹（姉川）　帶刀（太田）。

七六九　御代々召抱へられた人々——勝茂　光茂　綱茂の時代

御代々召抱へられ候衆の事。

勝茂公

朝倉久左衛門　松崎彦右衛門　松崎六郎右衛門　秋山覺左衛門　遠藤惣兵衛　龍田六右衛門　宮崎利兵衛　村松伊兵衛　大塚治部右衛門（元岡崎）。

右は御前様附並跡追の人なり。

山村孫太夫　竹田權右衛門（中野李之助聟、大阪籠城後西門跡扶助料理人）　室節次左衛門　岡部宮内　太田與右衛門（御料理人）　丹羽喜左衛門（信玄士、後學校扶助召抱へらる、隱居養元）　生島作庵　藪内常知　小原幽閑　原次郎兵衛　安田道順　藤本宗眞　近藤安右衛門（母高源院様御女中）　玉井次左衛門（後名我孫子助之進）。

光茂公

堀田玄春（勝茂公御代か）　堀田源左衛門（玄春跡下され候）　南部宗壽　林順庵　松永宗雲（勝茂公御代か）　矢島玄智（勝茂公御代か）　太田長悅　中川雲庵（勝茂公御代か）　石川宗與　太田良庵　長束瑞竹　杉本道碩　坂部又右衛門　近藤伴右衛門　池田治左衛門　鈴木角太夫　羽室權右衛門　大野喜内　井内小左衛門

（御料理人）多賀又左衛門（御料理人）恩田次郎兵衛　中林武左衛門　下村忠兵衛（馬乗）下村忠左衛門（馬乗）林次郎左衛門（御料理人）片岡四郎兵衛（御料理人）福所田中（御料理人）。右追て改むべし。

綱茂公

佐々木瑞庵　佐竹瑞雪　朝田宗圓　平本權之進　長森傳次郎　野崎五郎左衛門　湯原清右衛門　柏木武左衛門　中林新兵衛　坂部七郎右衛門　坂部圓右衛門　伊津野新平　小原閑悦　田中小兵衛　高木作兵衛（正德四年長崎町年寄高島四郎兵衛養子差免され候）岡井政之進（儒者）溝口主馬（土屋相模守殿御頼）岡野井玄考（天文者）川村若元（畫師）能役者共（一）此の人數は御除下され候なり。

右の外、江戸京大阪にて御扶持下され候者別に之を記す。

（一）此の人數　能役者共を指すか、其の外を含むか、不明であるが、山本本には、岡井政之進以下全部にヒッカケを附けてある。

七七〇　鍋島安藝追腹の人々、田代三郎左衛門以下十八人氏名

（一）安藝殿追腹人　正保二年乙酉二月十一日。

田代三郎左衛門・深堀權兵衛　田代幸右衛門　重松彌惣右衛門（組）赤司内藏之丞　野口李之丞（組）西條九郎左衛門　田中與右衛門　松永德右衛門　皆良田重右衛門　深堀助右衛門　石

田左馬之丞　北島九郎右衛門　石丸宗左衛門　田代大九郎　江口孫右衛門　山田忠右衛門　大島善右衛門、以上十八人。此の内、重松　野口は組にて候故、勝茂様差免されず候處、重訴仕り候に付て御免し、九月二十四日追腹なり。

田代幸右衛門供、山田新右衛門　荒木保喜左衛門　古賀右衛門之丞　犬塚久右衛門。都べて二十二人なり。

（一）安藝殿追腹人　鍋島安藝茂賢（一二〇二・註一）の殉死者で、安藝の逝去は正保二年二月十一日であつた。或寫本には正德二年己酉二月十一日とあるが、孝白本・山本本　五常本等皆本文の通りである。正德は殉死禁止後で、勝茂の時代でもない。己酉も誤である。（九〇八參照）

七七一　蒲原善左衛門の子女、娘は綱茂御守、子は勝茂の御茶道

（一）蒲原善左衛門子供の事　娘お霜、綱茂公御守なり。子權太夫（二）次右衛門にて候。次右衛門は勝茂公の御茶道仕り居り候由。

（一）蒲原善左衛門　孝以。（七〇七・註六）

（二）次右衛門　孝好。葉隱寫本孝白本の謄寫者蒲原孝白の父。（七〇七・註六）

七七二　鍋島周防守清虎の館、本庄靜元寺の由來

（一）鍋島周防守殿の館は、本庄（二）靜元寺にて候事。

（一）鍋島周防守殿　清久の孫清虎（生三道虎の父）。清久の長男左近將監清泰の長男で、鍋島直茂

の從兄に當る。第八代茂喬（光茂第十一子）に至つて正德五年八月再び周防守と稱した。

（二）靜元寺　曹洞宗。佐賀郡本庄村にある。もと周防守淸虎の館で、その子生三（九七三・註一）が開基となつて建立した寺である。恩田一均著『佐嘉繁昌記』の南里有隣註には、「靜元寺は鍋島生三宅地なり。願にて寺とす。道虎山と云ふ。」とある。

七七三　鍋島舍人茂利の屋敷は二ノ丸南塀の內

（一）鍋嶋舍人殿屋敷は、二の丸南の塀の內にて候事。

（一）鍋島舍人殿　茂利。（六四九・註一）

七七四　鍋島傳右衞門切腹以後、本家々々の外は別名字となる

（一）鍋島舍人弟諸岡相左衞門、後（二）鍋島孫左衞門と申し候。大阪籠城致し落城の時、御國罷歸り候。子（三）傳右衞門代に重科にて切腹仰付けられ候。傳右衞門は鍋島名字にて候。此の時より、「本家々々の外は御名字附け申さざる樣に。」と仰付けられ、別名字になり申し候。

勝茂公御代、御懸硯方諸岡長左衞門北島五左衞門奸謀致し差違へ候。傳右衞門も同類なり。傳右衞門子兄弟、湛然和尙弟子、（四）種福寺（五）玉林寺先住なり。

（一）鍋島舍人　鍋島舍人助茂利。（六四九・註一）

（二）鍋島孫左衞門　名は守時。新左衞門種卷の三男で、舍人助茂利の弟である。元和元年大阪籠

城の時、母方の姓諸岡に改め、相左衞門（惣左衞門ともいふ）と稱し、歸國後再び鍋島に復した。寛永九年七月歿。法名傑心宗英。

（三）傳右衞門　孫左衞門守時の嫡子で、承應三年七月二十五日切腹仰付けられた。法名剛山淨金。

（四）種福寺先住　第八世石門道要和尚。傳右衞門の嫡子である。天和二年六月寂。

（五）玉林寺先住　長禪和尚。大統潮全ともいふ。傳右衞門の次男で、初め鍋島源左衞門の養子となつた。寶永六年七月寂。年五十九。

七七五　鍋島善兵衞の祖雅樂助正儀は和泉守忠茂の三男

鍋島雅樂助正儀は、和泉守忠茂の三男にて候。此の末善兵衞なり。

七七六　西目一向宗の一派西門跡派となるを拒み科銀を徵せらる

大渡氏話（一）西目一向宗科銀の事　關ケ原以後（二）西門跡へ御禮の爲、御領中一向宗西門跡派に仰付けられ候節、罷成らざる由申したる者、西目に數人これ有り候に付、御意を背き候間、死罪に仰付けらるべき由、仰出され候に付、漸く畏り候。其の節勝茂公御立腹成され、御殺し成さるゝ筈に候へども、相助けられ、科代銀毎年差出し候樣にと仰付けられ候。右銀（三）願正寺取立て、西門跡炭料に毎歲差上げ候由。

（一）西目一向宗　佐賀城以西、小城杵島藤津郡地方における眞宗寺院をいふ。

（二）西門跡へ御禮　慶長五年六月、德川家康が上杉景勝征討のため大阪から東下の際、鍋島直茂

は龍造寺高房 嗣子勝茂を家康に從はせ、妻子を西本願寺准如上人に預ける事として承諾を得たが勝茂等は途中から引返し、妻子も預けずに濟んだ。

(三) 願正寺　直茂は歸國後、准如上人の好意に酬ゆるため、佐賀城下に一向宗寺院を建立したいと使者を遣はし快諾を得たので、多久長門安順 鍋島主水茂里を奉行として願正寺を建立した。開山熊谷壽閑坊は俗名次兵衞と稱し、南北朝時代征西將軍宮懷良親王に從うて下向した熊谷民部大夫直氏の後裔で、直茂の武德を慕うて佐賀に來り、石井權太夫の猶子となつてゐた人である。(六一九・註二)

七七七　鍋島七左衞門等柳河七騎、一步も退かず踏留つて戰ふ

(一) 柳河七騎の事　(二) 七左衞門　(三) 牛島監物　(四) 相浦三兵衞　(五) 秀島四郎左衞門(源兵衞親) 田代猪之助　田代大右衞門　丸堀の板橋迦し置きたるを、勢に乘じて乘越え戰ふ所に、城中より大勢討つて出で、味方引色になりし時、唯此の七人一足も退かず、踏留りて戰ひけるなり。(六) 茂里軍慮には、敵を橋の此方に僞り引出し、取懸りて川に追ひはめんと思ひ、七左衞門へも申含めの處に、けやり過ぎて橋を越え候となり。

(一) 柳河七騎　慶長五年關ケ原役後、鍋島直茂 勝茂父子が德川家康の命に依つて柳河城主立花宗茂を攻めた時の事で、本文七騎の內一人不足してゐる。田代猪之助 同大右衞門共に七左衞門の配下である。

(二) 七左衞門　鍋島安藝茂賢(一二〇二・註一)の事で、この頃七左衞門と稱し、柳河陣では最先陣で活躍した。

（三）牛嶋監物　眞俊。（七六二・註一）

（四）相浦三兵衛　政道。源左衛門政乗（九七六・註一）の父。

（五）秀嶋四郎左衛門　貞利。源兵衛茂次の次男。寛永十五年二月廿一日有馬陣夜討の時戦死した。

（六）茂里　鍋島主人茂里（九六七・註三）。七左衛門の兄。この頃平五郎と稱した。『直茂公譜』十月廿日、八の院の戰（九〇八・註二）の記事に、左の一節がある。

然るに小野和泉守　立花三太夫頻りに進んで打戰ふ。七左衛門既に討たるゝかと見えたる時、山代喜左衛門貞　平五郎に向つて早く兵を進め七左衛門を相援けんと云ふ。平五郎曾て承引せず。七左衛門が討死を見てより我等は代りて戰ふべし、少時彼等が存亡を見よ、と答ふ（此の時の口上、口訣有り）。然る處に、御旗本より軍使を以て平五郎早速勢を繰出すべき由兩度に及び仰遣はされしかども、茂里御返事に能はず、三ケ度に及びし時平五郎御使に向つて「尻くそ」と申す。是を直茂公聞召し、はや此の軍は打勝つたるぞと御悦びある。

此の時、平五郎茂里三十二歳、弟七左衛門茂賢三十歳である。（九〇八參照）

七七八

柳河陣の戰功者牛島監物、知行太刀槍其他褒美に預る

助右衛門殿話。牛島監物へ御褒美の事　安藝殿書附にこれ有り。

太刀　槍　白猪空穗　知行五十石　小與五十五人（内弓二十五挺　鐵砲三十挺）。

九州記には、

立花三太夫　武雄士今泉軍助鐵砲下、軍助從者末藤四右衛門首取る。信國刀甲添。

薦野九左衛門　茂里從者（一）牛島新右衛門討つ。

内田久助　同杉町勝藏討つ。

（一）牛島新右衛門　名は家安。下野守家眞の次男で、朝鮮役に從軍し、功に依つて召出され、鍋島主水茂里組となつた。寛永四年歿。年七十八。

七七九　鍋島茂里　茂賢兄弟、太閤の人質となり薩摩陣に先陣す

鍋島平五郎（此の時左衛門大夫と申し候由）兄弟人質に差登らせ置かれ候。太閤樣薩摩入の時先陣仰付けられ、差返され候節の書狀寫。

其境之者共可致忠節之由申入質差出、爲一禮使者上着御覽候、此節島津一類爲何御詫言申上候共被討果、九州平均可被仰付候條、各抽忠勤次第恩賞被宛行候、

粉骨肝要之由可申與候也

十月七日

小早川左衛門佐

安國寺

黒田勘解由

天正十四年か。御年譜に御朱印と有り。宛所なし。

七八〇　倉町勘左衛門、急用の使に遲れて亂心し切腹を命ぜらる

倉町勘左衞門亂心切腹の事

勘左衞門江戶相詰め罷在り候處に、綱茂公より御急用の御使仰付けられ罷越し候處、（二）宮に參り懸り、時刻れ、（二）さやに廻り候道にて亂心致し、馬より飛下り、御文箱に火を附け、自害致し候を、所の者押止め、御文箱の火を消し、居込め置き、江戶御國へ尾州御役人より告げ來り候に付、御國より中野又兵衞遣はされ候。勘左衞門を牢輿に入れ置き、役人出會ひ、又兵衞に面を見せ、扨牢輿に向ひ「勘左衞門殿。」と呼び候節答へ候上にて、「聞召屆けられ候や。」と申し候て、引渡し申し、大阪迄連れ越し、仰付の如く、彼地にて切腹仕らせ候。介錯河原與右衞門にて候由。勘左衞門自害押止められ候節、忽ち本氣に成り候由。

勘左衞門は、田原次左衞門次男にて候由。又勘左衞門、母死去火葬の節の事、亂心の樣子與右衞門へ物語仕り候由。

（一）宮　尾張國熱田神宮から起つた地名で、熱田のこと。東海道五十三次の一。桑名通ひの廻船に乘り後れて發狂したのである。文中尾州御役人は尾張德川家の役人。

（二）さや　社殿の外圍。

七八一　村上源左衞門、江戶參着の日限に遲るゝとて切腹せんとす

（一）村上源左衞門亂心自害の事

綱茂公の御代、源左衞門江戶御使者仰付けられ、道中急ぎ罷越し、三島にて亂心致し、馬より飛下り、喉に刀立て候を、宿の者取留め、江戶

御屋敷へ註進致し候に付て、御留守詰の者遣はし、源左衛門は籠輿にて御國へ差下し、御用物江戸へ取寄せ申し候。罷着き候上、浪人仰付けられ候なり。

源左衛門後の話に、「三島罷通り候時分、向ふより参り候馬方、夕越はならぬぞと申し候を承り、さては日限に合はせ江戸参着相叶はず、無念の儀とせき上り、自害仕るべくと致し候。取留められ候へば、忽ち本氣になり候」由。數日疲れ、心せき候に付て右の通りの由なり。

（一）村上源左衛門　名は親冬。庄之助親俊の子である。本文の亂心自害を企てたのは元祿十四年の事である。享保四年九月六日歿。年六十四。法名念受院。

七八二

鍋島意安　道圓兄弟、鍋島勝右衛門と共に淡路を守り立つ

脫空老話。

（一）意安御事五歳の時主水殿御養子淡路殿出生の後、小城屋形殿（千葉殿なり）養子不愛にて取返され、十四歳にて彌平左衛門殿家督仰付けられ候。主水殿御死去後、意安（二）道圓並（三）勝右衛門三人にて、淡路殿を守り立て候樣にと、直茂公仰付けられ一つに成り心遣これ有り候。有馬陣の時、（四）一雲十四歳より十五歳迄にて候由。

（一）意安　鍋島隼人佐茂貞（六五〇・註三）。初め主水茂里の養子となり、茂里嫡子茂宗（淡路）出生の爲實家に復歸更に彌平左衛門茂昌の養子となり神代鍋島氏を繼いだ。室は龍造寺政家の女。

（二）道圓　意安の弟、鍋島監物正純（九三八・註七）。
（三）勝右衞門　鍋島勝右衞門方教。鍋島喜左衞門茂貞（松浦黨山代因幡守直の子孫七郎貞、天正十五年鍋島直茂に仕へ鍋島喜左衞門茂貞と稱した。妻は松浦隆信道可の女。）の子。
（四）一雲　鍋島隼人佐茂貞の子彌平左衞門嵩就（一八五・註二）。脫空は一雲の弟。（三六二・註三）

七八三　安住天神を東田代に移し其の跡にお茶屋お東を建つ

左仲話。おひがしの事　（二）安住殿建立の天神の社御座候を、勝茂公東田代に御移しなされ、其の跡に御茶屋御建てなされ候を、お東と申し候。天神は今の（二）安住天神なり。お東にて、十八町蹈同燈籠など御覽なされ候由。

（一）安住殿　上總介平良兼の後裔、安住六郎次郎能安の後である。
（二）安住天神　佐賀市東田代町から更に牛島町に移され、今は牛島天神に合祀されてゐる。

七八四　鍋島光茂向陽軒と萬部島に兩大神宮其他の神社を建立す

向陽軒の事　御社、兩大神宮、住吉、玉津島、人丸、天神、右の通り光茂公御建立なされ候。棟木の銘、寛文二壬寅、社務（二）山村外記とこれあり候由。
萬部島八幡、水無瀨、春日、彦山、山王、東照宮、右同時御建立なされ候。
右の外は、其の後光茂公、段々御勸請なされ候。

（一）向陽軒　お東又は東御屋敷と稱した。（一・註四〇、六二〇、六八六・註五）

（二）山村外記　名は連俊。初め伴右衛門、又内匠と稱した。土井大炊頭利勝家來で鍋島家に抱へられた山村孫太夫光次の五男である。吉田家神道の傳授を受け、向陽軒の社務を掌つてゐたが、水野隼人忠正直（鍋島光茂二女お岩の夫）の年寄役となり、貞享五年正月十六日歿した。法名機運常俊。

七八五　脊振山爭論の時山中の百姓奮つて公役夫丸を申出づ

（一）辨財公事の時百姓共相詰め候事　境目御見分の上使御下向に付、（二）久保山（三）公役相當り候へば、百人の所に三百人も罷越し候。それに付山中多人數相見え、十左衛門殿より相尋ねられ候處に、百姓共申し候は、「大事の時節の公役にて候へば、餘計に罷出で候」由申し候に付、「耕作の爲に罷成らず候間、相當の分罷出で候樣に。」と御申付け候。然れども人數相減らず、野も山も人計りにて候故、又々穿鑿これあり候處、「明後日と相當り候夫丸共、今日より罷越し候。此の時節、公役と承りながら内に居り申す儀罷成らず。」と申し候由。

（一）辨財公事　元祿五年七月、肥前　筑前國境脊振山辨財嶽境界について紛議を生じ、筑前藩から江戸幕府に訴へ出た。そこで、公儀の裁判となり、佐賀藩からは大木左助朝貫　枝吉三郎右衛門順恒　重松善左衛門貴常　石田與四右衛門惟之（久保山村庄屋五左衛門と假名）石井甚右衛門義信（同百姓久右衛門と假名）等を派遣し、評定所で對決の結果、翌六年十月十二日結審、肥前側の勝訴に歸した。（五五四、九一三參照）

（二）久保山　神埼郡脊振村大字服巻字久保山。
（三）公役　くやく。公より人民に課する勞力奉仕。今もいふ。今日の所謂集團勤行である。

七八六　御抱へ藝者共の評判「鍋島家は家中騒がず古き御家」

（一）綱茂公御卒去の時藝者共評判の事　御抱の藝者共數人御國元へ罷下り居り候。御卒去の時分評判仕り候は、「鍋島家は古き家にて手厚く候と、兼々承り及び罷在り候へども、曾て變りたる事もなく、唯窮屈なる田舍と計り心得候處、不慮の節思ひ知られ候。若殿は在府、當主人年盛りにて大役を請取り、不圖死去の時分、何方ならば家中浮足立ち騒がしく罷成る事、所々を廻りよく見及び候。然るに御國中鳴をしづめ御親類を始め御家老殘らず御寺に相詰め、唯落涙計りなり。扨江戸長崎への人數くばり、國中萬事の仕組、少しも滯りなく候。あれは何時の間に、誰が捌く事に候や。さりとては、厚き御家にて候。」と申し候由。

（一）綱茂公御卒去の時　綱茂卒去は寶永三年十二月二日で、五十五歳であつた。嗣子吉茂（綱茂弟）時に四十三歳、宗茂（同）廿一歳であつた。

七八七　牛島氏筑後より肥前に來り牛島天滿宮を勸請す

（一）牛島天神は牛島氏筑後より當國に引越し候節、天滿宮を守り奉り、勸請致し候

由なり。（二）牛島清右衞門屋敷、其の時分よりの屋敷なり。昔は館屋敷と申し候なり。

（一）牛島天神　村社。祭神菅原道眞。今、天滿神社と稱し、佐賀市東田代町字天神馬場にある。仁平元年筑後國住人八院太郎三郎菅原敎正が肥前に來住して牛島の地を領し、その居館の側に勸請した社で、元蓮池町牛の島にあつたが、佐賀城築造の時今の地に移された。敎正、地名を取つて牛島氏と號した。これ肥前牛島氏の祖である。

（二）牛島清右衞門　名は眞經。藤五左衞門眞忠の男で、寛文元年七月歿した。その屋敷は枳馬場北側にあつた。

七八八

仁比山村城原伊勢福寺城の城跡と伊勢福寺明神

（一）種福寺話。城原（二）伊勢福寺今城跡あり。伊勢福寺明神ましますなり。

（一）種福寺　神埼郡仁比山村大字城原にある。（八四二・註三）

（二）伊勢福寺城　伊勢福寺はセイフクジと讀み、今、勢福寺城と書く。正平八年三月九州探題一色直氏が肥前綾部城（三養基郡中原村）と共に築いた所で、南北朝時代肥後菊池氏との間に爭奪があり、其の後江上　少貳氏等が居つた城である。字朝日に在つて今、城山と呼んでゐる。頂上に伊勢福寺明神が在る。東南麓にウンジヤウ（雲城）などの地名もある。

七八九

鍋島清久本庄村領知の後高傳庵を歸依寺に定む

高傳寺の事　本庄村に高傳庵　高楊庵と申して　水上派の纔かの庵跡これあり候。清久公本庄御領知の後、高傳庵を御歸依寺になされ、直茂公御取立にて、清久公を開基になされ候。開山は（一）箱川（二）妙雲寺住持（三）玲岩和尙にて候。本寺長州（四）瑠璃光

寺に定められ候なり。

（一）箱川　神埼郡三田川村大字箱川。

（二）妙雲寺　曹洞宗。本尊藥師如來。天文十八年の建立、開山は悟宗圭頓和尚で鍋島清久の祈禱寺であつた。又佐々木三郎盛綱の後裔藤戸藏人盛俊の女妙雲尼の建立で、代々佐々木氏の歸依寺であつたと傳へられる。

（三）玲岩和尚　玲岩玄玻和尚。妙雲寺悟宗和尚に參じて嗣法し、悟宗の寂後その住持となり、後鍋島清久に請ぜられて高傳寺開山となつた。弘治元年五月廿三日寂。（七九〇參照）

（四）瑠璃光寺　山口縣山口市にある曹洞宗の名刹。

七九〇　天國和尚「古風は古き御家の驗」とて布施增額を肯んぜず

御城歲暮年始御祈禱の事　十二月十三日大般若執行、正月十一日御鎧祝前に年始御祈禱大般若、高傳寺勤められ候。（二）玄玻和尚勤められ候例にて、莫蓙一枚敷き古机を据ゑ、土器に香を燒き土瓶に樒を立て、鳥目百文の御布施にて候。（二）天國和尚現住の時、勝茂公より、「只今は國守になり候へば、壇をかざり御布施等も改め申すべく。」と仰せられ候へども、天國合點仕らず、「斯樣の古風これあるが古き御家の驗にて候。少しも改め候ては宜しからざる」由申され候。「さ候はゞ御布施計りなりとも改め申すべく。」と仰せられ候へども、合點これなく候を、色々仰せられ、銀少しづゝに成り申し候。今以て相替らず候なり。

天國事、勝茂公御歸依なされ、兩親に御面談なさるべき由仰せられ候へども、「百姓にて候間御斷り申上げ候。」と申され候を、頻りに仰下され候故、御寺參の時分、門前に兩親罷出で、天國指圖にて蓑笠にて農具を持ちながら御目見仕り候處、御懇の御意にて候由。

（一）玄玻和尚　高傳寺開山玲岩玄玻和尚。（七八九・註三）

（二）天國和尚　天國壽董和尚。高傳寺第九世住持である。承應二年六月五日寂。

七九一　佐嘉城本丸式臺の由來諸說、名護屋　伏見　蓮池等々

御本丸御式臺の事　唐津名護屋の御家御引移しなされ候由。又一說に、伏見御屋敷にて太閤樣の御成りなされ候節の御家にて候。それ故車寄これありたりと申し候。右に付て御家低く候へども、御改めなされず候由。（馬渡氏書附に、御城初に慶長七年御本丸に御建てなされ候御家の殘り御式臺計りの由。然れば此の兩說覺束なし。）又一說に、龍造寺の天守を名護屋に移し、蓮池の天守を佐嘉に移す。（馬渡氏書附に、佐嘉の天守は新に建て候由。）

七九二　龍造寺藤八郎（高房）自害の地、櫻田御屋敷南長屋

（一）（小川話の由、橫尾氏より之を承る）藤八郎樣御座所の事　櫻田御屋敷南長屋西

の方なり。此所にて御自害なされ候。護摩堂の地と申し候は誤にて候。

（一）小川話　小川舎人助俊方であらう。俊方は舎人助利清の子で、寛文十二年廿七歳で年寄役となり、後貞享元年浪人、正徳四年藩主吉茂の時再び御年寄役となり、享保元年世嗣宗茂の御年寄役大物頭となり、同六年隠居し、入道不關と號した。『燒殘反故』の著がある。又その頃馬渡俊繼編纂の舊記が散逸せん事を恐れ、宗茂に勸めて長森以休をして訂正淨書せしめ、享保五年三十巻を完成した。『北肥戰誌』が是である。享保元年手記『小川家訓』がある。（八七七・註一）

七九三　鍋島勝茂部屋住中の富士形道具、一説に忠直の拝領物

富士形御道具の事　勝茂公御部屋住の時分より、御持たせ成され候由。一説に、（一）肥前様へ公方様より御拝領にて葵崩しと申し傳へ候は、不慥に候。有馬陣前年の圖、鑓屋忠兵衛所持仕り候なり。

（一）肥前様　勝茂嫡子肥前守忠直。

七九四　鍋島勝茂、道中駕籠乗りを見遁した目付を浪人さす

道中自分駕籠乗り候者これ有るに付御目付浪人の事　（一）勝茂公終りに御参府の御道中、御駕籠立ち候所より、御跡を御覽成され候へば、駕籠に乗り候者數人相見え候。豫て御免無く候て道中（二）駕籠乗り候儀御法度に仰付けられ候處、目付共言上仕らざる儀不屆の由にて、川浪先權兵衛石井古十助浪人、御年寄中野杢佑御呵りに

て候。翌春御死去前に本佑差免され、（註三）御供仕られ候なり。

權兵衛十助、光茂公御代召直され候。長門殿御成の時、十助山崎十左衛門、長門殿へわる口仕り候事これ有り候て、兩人共に浪人仰付けられ候。其の後歸參、孫十助孫十郎兵衛兩人共に謀判、先納銀一類にて追放、十郎兵衛は其の後追剝仕り候に付、牢屋にて死罪、一門中より請取手これ無く候由なり。

（一）勝茂公終りに御參府　勝茂最後の參勤は明暦二年九月、七十七歳の時で、御供家老は多久美作茂辰であつた。

（二）道中駕籠乘り候儀御法度　勝茂は明暦二年參勤に先ち、九月廿六日を以て家中乘物掟を定め、家老、御側廻役人五十歳以上の者竝に醫者又は當病怪我の者は自由に駕籠に乘つてよいが、五十歳以下の家老や五十歳以上の小者は御聞濟の上差免さるゝといふ旨を達した。

（三）御供　明暦三年三月廿四日勝茂逝去の時、中野杢助良純（四三二・註一）が殉死した事をいふ。（四七六、四七八參照）

七九五　小川前舍人の若黨、嫡子早世の時寺に駈入つて自害す

小川前舍人嫡子左兵衛早世の時、若黨一人寺に駈入り、自害仕り候なり。

七九六　浪人中人前に出でず蟄居、閉門三年茶の間の敷居をも越えず

（一）勝屋孫太夫浪人の事　孫太夫事、綱茂公御部屋住御近習頭相勤め罷在り候内に、

（二）宮部左助御仕送銀の事に付罷越し、孫太夫小屋にて夜話の節、何事か上の批判ども仕

り候末出入これあり、兩人共に浪人仰付けられ候。孫太夫事（三）西目に引入り、二度人前に罷出でず、きびしく蟄居仕り、影姿見たる者もこれなく候。近所の（四）永壽寺へ（五）了爲和尙相越され候時、使を遣はし、「浪人以後一向人前に罷出でられず候故、御目に懸らず候。相應の御用等御座候はゞ仰聞けらるべき」由申し候て、終に面談仕らず候由なり。（六）田代前九兵衞綱茂公御臺所役不念候て閉門仰付けられ、三年の間茶の間の敷居を越し申さず候なり。

（一）勝屋孫太夫　名は澄興。實は鍋島隼人敎澄の次男である。勝屋氏は、元中國浪人で、大內氏の一族杉三河守興重次男隼人佐重秀、防州三保の庄勝屋村に住して勝屋氏を姓とした。その子勝一軒、肥前に來つて龍造寺隆信に仕へ、諸所の軍に從うて功あり、天正十二年三月廿四日島原陣に於て戰死した。法名心月本光。その子采女、鍋島勝茂の女傳高院（名はお市、上杉彈正大弼定勝室）の御附となり、寛永十二年逝去の時夫婦共に追腹した。采女四代の孫が孫太夫である。享保十九年傳高院百年忌に際し、大隈加兵衞孝辰の孫孫右衞門喜之を十人扶持として勝屋の名跡を立てられた。

（二）宮部左助　名は兼儔。初め平右衞門。市兵衞常安の男である。元祿九年浪人、享保七年五月歿。年六十七。法名生譽一夢。

（三）西目　佐賀の西方、杵島西松浦藤津地方を西目と呼んだ。

（四）永壽寺　曹洞宗、高傳寺末藤津郡吉田村大字時邊田にある。慶長十九年鍋島茂敎の建立で、開山は佐賀郡高傳寺第九世天國和尙。孫太夫實家の菩提寺である。同寺不動明王及び二童子像（木像）三軀は、大正三年國寶に指定された。

（五）了爲和尚　高傳寺第十九世住持絕學了爲和尚。（二〇八・註一）

（六）田代前九兵衛　名は長利。又由利ともいふ。九兵衛廣貞の子で、『葉隱』筆者田代陣基の祖父である。綱茂の時加增されて三十石となつた。閉門仰付けられ、元祿十三年四月寂光院（綱茂室、松平越前少將光通女）一周忌の時赦免された。正德元年二月歿。法名春山基岑。

七九七　古賀彌太右衞門、日頃の懇意に感じて多久長門に追腹す

多久長門殿（天叟）死去の時、（一）古賀彌太右衞門日頃の懇意報じ難しとて、追腹仕り候。

（一）古賀彌太右衞門　名は英利。後藤貴明の次男八並新三郎信明の子である。天正十二年二歲の時父信明は島原陣で戰死し、母方の祖父古賀因幡守安利に養はれ、古賀に改めた。多久長門守安順（九八一・註二）の死去は寬永十八年十月廿六日で、彌太右衞門は翌廿七日追腹した。

七九八　高楊庵住持（鍋島正三）、直茂の懇望により還俗奉公す

直茂公（一）下村生運へ御意なされ候。「段々年行き、世話をする事心に任せず、誰をがな打任せて置き度し。」と仰せられ候に付、「高楊庵住持御緣と申し、器量にて候間、還俗仰付けられ、御頼みなされ然るべき」由申上げ候。「合點仕るまじき」由仰せられ候に付、「御使、某相勤むべく」と數十度通ひ、申し伏せ候。「髮取り候儀は差免され候樣に。」と候て、（二）正三にて御奉公相勤められ、姉川知行下され候なり。

（一）下村生運　鍋島三入道又は三生の一人。（九一九・註一）
（二）正三　鍋島生三のこと。正三とも書いた。（九七三・註一）

七九九　美麗の先祖梅崎作兵衛、鍋島直茂 光茂に遇せらる

（一）美麗の先祖、（二）梅崎作兵衛と申し候。馬醫を仕り候や。（三）政家様御判の馬醫の書、作兵衛も合判仕り候が、今に持ち傳へ罷在り候由。直茂様御代に召立てられ、首尾にてもこれあり候や、知行新庄村にて拜領せしめられ、「藝などはこれなきや。」と御尋ねに付、「其の頃有德にて能を仕習ひ罷在り候。」と申上げ候へば、御城御祝などに召出され候。（四）光茂様御代に田地御加增下され候由。當時（五）宗八郎左衛門組にて御留守居組内にて候なり。

一說、隆信公御代、中國より梅崎作兵衛罷越し候由。

（一）美麗　びれい。謠 音曲等を業とする伶人の事で、佐賀特有の言葉。佐賀郡鍋島村新庄に住み、鍋島直茂多布施隱居後は毎年正月吉例として年頭の謠ひ初めに伺候し、その後も毎年正月六日西の丸に罷出で謠ひ始めを行うた。謠は「難波」と「一張弓」の二番であつたが、年始の祝といふので難の字を忌んで「梅の」と謠ひ出すのが恒例であつた。『元茂公年譜』に、

美麗の先祖は中國藝州の者にて、剛忠公の御時、御國に來り召抱へられ、一家兄弟繁榮して天滿宮に由緒の家筋の由にて、梅崎氏なり。往昔龍造寺六郎次郎周家公祇園原にて御討死の節、此の梅崎氏の者共御供にて數人戰死を遂げ候。其の印、也足庵にこれ有り。其後隆信公御代右

一族の内兄弟兩人謠能方堪能にこれ有り、其筋の御用に召成され、子孫其の藝を相續し來り候。直茂公朝鮮御歸陣の節、御祝儀に右梅崎氏の者次男三男何れも能を興行、衣裝綺羅を飾り、上覽に入れ候處、御滿悅にて「美麗なり。」と御意なされ候に付、其後は美麗と云ふ名目に相成り候。その家分れ候て八人新庄に有り。本家梅崎新兵衞なり。又右の一族より一人元茂公御傍に召使はれ、その子孫御家中に候。梅崎氏是なり。又以前雨乞の御願に龍造寺八幡の神前にて能興行仰付けられ、その半ばに大雨俄に降り出で候吉例に付、其後八幡社にも美麗より能を勤むる例と相成り候なり。

とある。彼等は佐賀藩廳から扶助を與へられてゐた。

(二) 梅崎作兵衞　傳不詳。前項『元茂公年譜』參照。

(三) 政家　龍造寺政家。

(四) 光茂公御代に田地御加增　貞享三年、鍋島彌平左衞門書出を以て、美麗に御扶助として地米五石御加增、本地米合はせて二十六石七斗八升六合を與へられ、後まで代々八人であつた。

(五) 宗八郎左衞門　名は秀正。三郎右衞門秀是の子で手明槍から侍となつた。享保九年正月歿。年八十六。

八〇〇　鍋島清久、本庄社年籠に行脚の尼僧と知り婚して男子を得

(一) 利叟樣、本庄社に年越しの籠りなされ候時、尼一人參籠仕り罷在り候。御尋ね候へば、「一生行脚仕り候。在所も父母も存せざる」由申し候に付召連れられ、元朝の祝御振舞なされ候。御不憫に思召され、五日御介抱なされ候處、何事も心懸け働き申し候に付、御約束候て御夫婦にならせられ候。程なく男子御出生、後清房公と

申し候。清房公御三歳の時、母堂暇乞ひ候て御立出で候故、追懸けられ候へども追附かれず、（二）筑後川を越え高良山の方へ御越し、行衛相知れず候由。（三）御前妻は松月妙榮（英とも）と申し候。

（一）利叟様　鍋島清久。（一・註六）

（二）高良山　福岡縣三井郡（筑後國）御井町にある。山上に高良玉垂命を祀る國幣大社高良神社がある。

（三）御前妻　野田大隅守清忠（八〇七・註一二）の女。

八〇一　高傳寺の知行、僧錄料　釋迦免　御燈明料　開山堂の事

高傳寺へ、直茂公より知行六十石御附成され、勝茂公より（一）僧錄料に三十石御加增成され候。其の後二十七石御加增成され候。扨又（二）釋迦免五石、同御燈明料五石、田地にて御寄附成され候。寺中十八石七斗御免地に仰付けられ候。泰盛院樣三十三年御法事の時分、光茂公より三十三石御加增成され候。都べて百五十石に相成り候。但し三十三石御加增の内に、寺中地米十八石七斗　釋迦免五石　御燈明料五石も相加へ申し候。吉茂公御代に寺中地米　釋迦免　御燈明料の分は別に差出され、知行分百五十石に仰付けられ候なり。扨又開山像　同堂、了爲和尙建立にて候。

通天庵御話。此段相違有り、御印の寫、次卷に之を記す。

（一）僧錄料　僧錄司としての事務に關する費用。正保元年二月廿七日關東僧錄司である下總總寧寺下野大中寺武藏龍穩寺の三箇寺連名で鍋島勝茂に僧錄司設置の依賴狀が來たので、本寺周防瑠璃光寺の承諾を得て右三箇寺に對し、藩内曹洞十箇寺中から選定されたいと回答したところ、高傳寺を推薦し、六月朔日僧錄司免許があり、爾來高傳寺が其の職に就くこととなつた。

（二）釋迦免　釋迦堂（四七三・註一）佛具其他の經費。

八〇二　筑後赤司黨、龍造寺隆信に從ひ肥筑國境の番役を勤む

馬渡氏話。（一）赤司黨は元來筑後衆にて候。隆信公の御味方仕り候以後、（二）境目用心に召置かれ候由。

（一）赤司黨　草野一門で、代々筑後赤司村（三井郡大城村大字赤司）の地頭であつた。天文十四年龍造寺家兼（剛忠）が筑後に遁れた時、赤司但馬守光正之に志を通じ、その後龍造寺隆信雌伏の時も、その麾下となり、後筑後に領地を得、その子志摩守家貞、豐臣秀吉から肥前國三根郡豆津（三養基郡北茂安村大字豆津）に領地を賜はり、その子左京亮茂正、朝鮮役關ケ原役柳河陣等に一族を率ゐて鍋島氏に從ひ、爾來一族廿八人の集團で赤司黨と稱した。

（二）境目用心　元和年中、肥前筑後國境に關所を設け、赤司左京亮茂正、豆津關所の番守となり、代々國境の番役を勤めた。

八〇三　直茂　勝茂の諸社常燈寄進、小城元茂直茂の隱居料を繼ぐ

馬渡氏話。直茂公より與賀本庄大堂三社へ常燈御上げなされ候。（慶長十五年の事なり）。御隱居料、月堂樣御繼ぎなされ候に付て、今に小城より常燈料差上げられ候。

勝茂公より白山八幡（一）川上（二）千栗（三）櫛田四社へ御上げなされ候。

（一）川上　河上神社の事。縣社。佐賀郡川上村大字川上にある。祭神與止日女神で、一に淀姫神社ともいふ。欽明天皇廿五年十一月朔日の創立で、肥前國一の宮の稱があり、後陽成天皇は「大日本國鎭西肥前州第一之鎭守宗廟河上山正一位淀姫大明神一宮」の勅額を賜うた。

（二）千栗　縣社千栗（チリク）八幡神社。祭神應神天皇。三養基郡北茂安村大字白壁字千栗にある。聖武天皇御宇神龜元年、養父郡司壬生春成が神託を蒙り、一夜に千本の栗が生えたといふ奇瑞を奏上し、勅願によつて建立したと傳へられる。九州五社八幡の一であつた。河上　千栗兩社は、國幣小社昇格に決してゐる。

（三）櫛田　櫛田神社。（六四一・註一）

八〇四　鍋島一門の外名字御免の人々、千葉玄蕃等二十家

御一門の外、御名字差免され候人數

千葉　鍋島玄蕃　千手　須古　姉川　深堀　太田　蒲原

後藤　山代　濁川　伊萬里　納富

鍋島六左衞門代々　鍋島市佑代々　鍋島正兵衞

鍋島六之允入道喜雲。同五郎左衞門　鍋島伯耆守代々　鍋島正三代々　鍋島安藝守代々　鍋島式部　鍋島帶刀　鍋島大膳

堤

鍋島采女朝倉　鍋島傳左衛門但齋宮は高源院樣御拾子なり

松崎　鍋島彦右衛門武雄　初おらん采女

多久　鍋島圖書倉町　引取以後

小田　鍋島左馬之助嬉野　同彌次右衛門

八〇五　肥前國古來の受領は佐賀郡寺井神通院に於て行はる

馬渡氏話。御國古來の（一）受領は、寺井（二）神通院にてこれありたる由。

（一）受領　じゆりやう、又は、ずりやう、と讀む。國司交替の際、國守が國衙の吏務を受領すること。事務引繼。これによつて、當時佐賀郡新北村寺井が海陸交通の要衝に當つてゐたことが知られる。

（二）神通院　佐賀郡新北村大字爲重字爲重にあつて、和銅四年元明天皇の勅願により行基が建立した眞言宗の古刹であつたが、大正七年同村東寺井安龍寺に合併された。治安三年南都法橋定朝作の本尊藥師如來も今は同寺に安置されてゐる。

八〇六　島津　大友　龍造寺九州の三大家豐臣秀吉より領分を削らる

馬渡氏話。御領分相減り候儀、政家公（一）高良山御遅参故と、（二）肥陽軍記に相見え候。一説に、御禮金これなく候て筑後召上げられ候とも申し候。馬渡氏返書に、島津大友龍造寺九州の三大家にて候故、秀吉公御削りなされ候由。

（一）高良山御遅参　天正十五年豊臣秀吉薩摩征伐の際、四月十一日龍造寺政家鍋島直茂が秀吉の高良山本陣に伺候した時の事で、『北肥戦誌』には、この時先陣を乞うて許されたとあり、『肥陽軍記』にも、本文の記事は見當らない。

（二）肥陽軍記　全四巻。龍造寺鍋島氏の戦記である。

八〇七　鍋島家先祖の人々、長岡三郎兵衛經直（道壽）其他

御家根元佐々木氏の事　（一）（馬渡新七書附の寫）

一　（二）紹龍様より先年常住寺と申す出家を以て、御先祖道壽様は御俗名佐々木長岡三郎兵衛殿と申し候由。其身様御若年の時分、（三）泰盛院様御話遊ばされ候を聞召覺えられ候。「若し左様の書附などこれなきや。」と仰下され候。（四）田手村（五）石塔院古き書附の内に、一紙の系圖御座候を見當り、所持仕り候を差上げ申し候處、本書は召上げられ候。其の寫今に所持仕り候。

一　小城の（六）岩藏寺如法經の過去帳に永德四年四月十六日（七）鍋島崇元と御座候。御假名御實名御座なく候。

一　野田家の書附には、道壽様は洛陽（八）北野の御素生と御座候。

一　（九）良本様御事、中頃左近将監經房。（一〇）道濟様御事、中頃の御實名茂久。此の兩儀世上にしかと相知れず候。泰盛院様御代、御先祖様並御一門御改めの御挨に相見え申し候。

一　（一一）松月妙英様、御父（一二）野田大隅守清忠にて候。（一三）正妙様御爲には御姪子にて御座候。

（一）馬渡新七　名は俊繼。『北肥戰誌』の原著者である。（三五九・註三）

（二）紹龍様　鹿島藩主鍋島直朝。（五六二・註一）

（三）泰盛院様　佐賀藩主鍋島勝茂。

（四）田手村　神埼郡三田川村大字田手。

（五）石塔院　シヤクタフキンと讀む。三田川村大字田手字吉野ケ里にある。眞言律宗。本尊阿彌陀如來。後宇多天皇御宇建治年間東妙寺（光明院）妙法寺と共に勅願の建立で、南都西大寺唯圓上人（俗姓佐々木氏）が開山である。境内に惟康親王　久明親王　守邦親王の五輪の石塔がある。

（六）岩藏寺　小城町岩松字馬場にある。天台宗。桓武天皇御宇延曆廿二年叡山西谷の聖命上人が勅命によつて下向創建したと傳へられる。

（七）鍋島崇元　長岡伊勢守經秀。鍋島氏の祖で、道壽公（三郎兵衛尉經直）の父である。『鍋島御家御先祖様』と題する舊記には、

崇元公　長岡伊勢守經秀　宇多天皇より八代佐々木太郎定綱より九代の孫なり。元は山城國北野に居住。經秀初めて肥前に下向、鍋島村に在城。永德三年癸亥四月十六日卒去。鍋島村雲瀧山

觀音寺。

とある。觀音寺過去帳には（崇元大禪定門　永德三亥四月十有六　御先祖鍋島伊勢守經秀公。）とある。岩藏寺如法經過去帳に永德四年とあるのは、一周忌經會の年であらう。

（八）北野　京都市上京區北野。官幣中社北野神社（北野天滿宮）の在る地方。

（九）良本樣　鍋島治部大輔經房。初め三郎清直。實父は太宰少貳敎賴で、鍋島經直（道壽）子なき爲、その女（法名長泉大姉）と少貳敎賴との間に生れた男子を以て嗣とした。是卽ち經房で、鍋島清久の父である。永正十四年正月十三日歿。法名良本。室は野田壹岐守清業の女。

（一〇）道濟樣　鍋島平右衞門尉清久。初め右京允茂久と稱した。鍋島直茂の祖父である。天文廿一年三月八日歿。法名利叟道濟。（一・註六）

（一一）松月妙英樣　清久の室。

（一二）野田大隅守清忠　河內守清孝ともいつた。壹岐守清業の子である。享祿二年田手嗄合戰に鍋島清久に從ひ戰功を立て、天文十四年正月廿四日祇園原で戰死した。

（一三）正妙樣　野田大隅守清忠の妹で、鍋島經房（良本）の室。

八〇八　鍋島忠直靈屋の後に各歸依寺より局　乳人等の塔を移す

興國院樣の御靈屋の後に、塔二つ有り。御局日置殿（馬場十兵衞伯母なり）御乳人（伊東權之助母なり）。光茂公仰出にて、後年、歸依寺々々より御靈屋後に直し候由なり。

八〇九　鍋島直茂、隱居所建設の時、同僚を祀つた神社を崇む

直茂公、（一）多布施御隱居所御取立の時分、（二）今宮殿の社これあり候を移し申すべ

きやの段、相伺ひ候處「在世の時分は、心安き間に候へども、今は神に崇め候へば、凡夫の居宅、一所には憚あり、然れども閽に任せ候樣に。」と仰付けられ候に付、閽を取り候へば、「移し申さゞる樣に。」とこれあり、その儘にて差置かれ候。然れども猶御憚り候て、道は外より行き通り候樣に建てられ候。今宮殿は（三）倉町殿（左衞門大夫か）崇め申し候社なり。

（一）多布施御隱居所　鍋島直茂が、慶長十五年隱居した所で、元和四年六月三日、こゝで歿した。今の佐賀市上多布施町宗智寺境内。その御居間の跡に、直茂の銅像が建つてゐる。

（二）今宮殿の社　倉町左衞門大夫を祀つた社。

（三）倉町左衞門大夫　名は信俊。天正十二年島原陣で戰死した。年三十四。法名信譽淨俊。室は龍造寺隆信の女で、信俊の戰功を賞して特に娶はせたものである。信俊の歿後、諫早家晴（龍造寺鑑兼の子）に嫁した。

八一〇　朝鮮役の佐嘉勢幟大將澤邊源左衞門　村上源太夫

高麗陣中、澤邊源左衞門、村上源太夫、幟大將なり。源左衞門幟立て所惡き由。生三下知の時返答、口達あり。源左衞門末、平左衞門（實は中野又兵衞子）切腹斷絕なり。

八一一　小城家中蒲池某、介錯を仕損じて浪人仰付けらる

福地孫之丞介錯、小城の蒲池仕損じ、浪人の由なり。

八二三　大津肥前屋九左衛門、宿中唯一軒唐破風作りを許さる

（一）大津肥前屋九左衛門御扶持願に罷越し候に付、由緒相尋ねられ候處、「若世にて古來の儀存ぜず、書附等もこれなく、御首尾これあり、御本陣とばかり相心得罷在り候。泰盛院様、御本陣に召成され候時分、「唐破風作りに仕り候様に。」と仰付けられ、其の後町屋に唐破風御法度に相成り候節、右の由緒を申上げ、大津宿中に唯一軒の唐破風にて御座候。修繕仕り候時分は、御代官様へ御屆仕り候。其の節仕替へ候と申し候儀は罷成らず、元の唐破風を持出で御目に懸け、修覆仕り候段申上げ候。夫れに付、泰盛院様仰付けられ候節の唐破風、今に所持仕り候由申し候。正徳五年、桑名太田惣太夫へ十人扶持、九左衛門へ三人扶持下され候なり。

（一）大津　滋賀縣大津市。參覲交替の時の本陣である。

八二三　鍋島家紋章の色々、四つ目結　御番所幕の紋劍菱　杏葉由來

鍋島御紋の事　元來（一）四ツ目結の由。直茂公御隱居以後、慶長八年家康公より召させられ、御登城の節の御召船の御幕には、最初の四ツ目結を御附けなされ候。之に依り御隱居方小城の御召船、並御陣具等には四ツ目結御用ひなされ候。勝茂公江戸御在府の中（二）松平若狹守殿御料理に御出での節、御尋ねなされ候は、

「御手前様御先祖は佐々木にて御座候由、内々承り及び候。さ候はゞ御紋は四ツ目結にて御座あるべく候。唯今の御紋は如何様の謂はれにて御座候や。御切取りの様にも承り候」由に付、勝茂公御答に、「いかにも其の通りに候。佐々木相續の紋は四ツ目結にて候。」と御會釋遊ばされ候由。

一　(三)寄懸四ツ目結は、少貳殿の先祖武藤檢仗賴氏、往昔八幡太郎義家朝臣奥州征伐の刻、禁裏より檢仗（御目付なり）の爲相副へられ、奥州に至り合戰、一番に大城戸を打破り戰功これあり候に付、義家朝臣之を賞せられ、卽ち其の城戸の形を以て子孫永々家の紋に致すべきの由仰せられ、其れ以來武藤少貳の紋にて候由。此の段少貳系圖の傳なり。

寄懸目結
少貳殿の紋

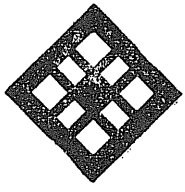

四ツ目結
佐々木殿の紋

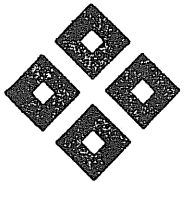

總領は竪に二
男三男よりは
筋違なり

一　目結と申し候は、其の形四ツ目も寄懸も同じ事にて相紛れ申し候。其の内、よせかけとは木戸かまちの事にて御座候故、目結の中に繩結の形少し御座候。

一　佐々木正統嫡傳の系圖は、近江國の浪人正嫡にて所持、金泥の卷と申し候由。浪人ながら今に禁裏より諸大夫に任ぜらるゝの由。朽木殿京極殿などは庶流の由。

一　御番所幕の紋（四）劍菱の事　天正十三年政家公御代、御城築地大堀御構へ、其の後慶長六七年より總曲輪相增され、御家段々出來、同十三年より四十間堀御掘らせ、同十四年に天守御成就、同十六年に悉皆相調ひ候上、（五）黑田甲斐守長政（如水の御子）の御見廻、前廉相知れず、俄の事にて御門幕出來合ひ申さず候故、其の砌の執權（六）鍋島生三老取敢へず自分の劍菱の幕を打ち置かれ候。其の後幕替へ候刻も、其の儘にて劍菱相附けられ候由。

生三老は（七）姉川殿の遺地御相續候故、劍菱の紋用ひられ候か。姉川氏元來菊池の分れにて、本紋は鷹の羽なり。（八）征西將軍宮より菊の御紋下され、其の略紋形似たるを以て劍菱にて御座候。（九）執行新助種直内方は（一〇）中務少輔息女にて諸道具皆菊の紋を附けられ候由。

一　（一一）杏葉御紋の儀、元龜元年直茂公（一二）今山に於て（一三）大友夜討に御勝利を得

られ候御吉例の御紋にて御座候。私に云ふ、大友八郎下陣の幕、藥研の子なり。（一四）成松刑部少輔紋所に仕り候由。

右一々、馬渡新七書附の内なり。

（一）四ツ目結　括り染の文様が目結に象られた紋章で、目結の數の四個あるもの。宇多源氏の代表的家紋で、又佐々木支流、特に近江源氏の代表的家紋である。この時勝茂は、杏葉の紋を用ひてゐた事と思はれる。

（二）松平若狹守　康信。下總佐倉、攝津高槻から丹波笹山城主となつた人。大和守典信（一三三一・註一）の父。

（三）寄懸四ツ目結　寄せかけたやうに斜に立てられた四ツ目結の紋章で、武藤氏少貳氏の定紋である。

（四）劍菱　菱に似て斜方形に象り、劍をあしらつたもので、鍋島家では御番所幕や御門幕に之を用ひてゐた事がある。

（五）黑田長政　福岡藩主。孝高（如水）の子。初名松壽丸、吉兵衞と稱し、天正十七年父の封を承け豐前中津城を領し、甲斐守に任ぜられ、朝鮮役、關ケ原役、大阪夏陣等に從軍して功あり、關ケ原役後慶長五年十一月筑前國五十二萬石に封ぜられ福岡城主となり、同八年二月從四位下筑前守に叙任し、元和九年八月歿した。年五十六。法名興運院古心道卜。長政が佐賀に來たのは慶長十五年正月十二日で筑前守となつてからの事である。『燒殘反古』（小川俊方著）に曰く、

黑田長政肥前見廻の事

慶長十五年辛丑正月十二日、筑前の領主黑田長政佐嘉へ御見廻の爲從者數人にて相越され候。勝茂公御大慶斜ならず。中三日滯留有りて鍋島主水宅へ御止宿なり。每日の御饗應善盡し美盡

せり。日々の御遊興なり。長政肥前の能見物あるべきの由所望ありけれども、其の役者これなく、御斷仰せられ候。依て長政筑前より役者連れ越され候故能申付けらるべきの由にて、興行有り。其の後長政も自身融の座舞有り。あづまからげの旅衣と云ふ所にて、尻を高くからげ舞はれけるを、主水扇にてしたゝかに打ち申し候。勝茂公殊の外御無興成さるゝ時、長政申しけるは、「主水は勝れたる器量感じ入る、尤もに候。御心安き折こそ一興にも成り候へども、不和の時は尻をくはせたると申すものにて候。」と御申し候て、主水にたへまの刀を下され候。さ候て歸國の節、勝茂公中原迄御打送りに御出で有り、長政御供中へ野原にて御酒を賜はり、其の上兩家の士三百人計り野中にて責馬の御遊びあり、面々馬鞍綺羅を盡す。珍らしき見物なり。夕陽に及び御暇乞あり、長政歸國なり。

主水は鍋島主水茂里（九六七・註三）で、此の年八月八日、佐留志の別館で歿した。

（六）鍋島生三老　此の時五十八歳。（九七三・註一）

（七）姉川殿　姉川城（神埼郡西郷村大字姉川字小路）主姉川氏で、肥後菊池氏の一族である。正平年中姉川大藏大輔友安こゝに居り、その子彈正忠惟安少貳資元に從ひ、享祿　天文の頃大內軍を破つたことがあつた。元龜三年中務少輔信安の時、龍造寺隆信東肥前を平定して信安を米田（めだ）（三養基郡上峰村大字米田）に移し、百町歩を與へた。之に代つて鍋島生三が其の遺領を繼いだのである。

（八）征西將軍宮　懷良親王。親王は正平九年九月一日、五條頼元　菊池武澄等を從へて肥前國府に入り給うた。

（九）執行新助種直　執行越前守。（八三四・註一）

（一〇）中務少輔　姉川信安。

（一一）杏葉御紋　杏葉はギヨウヨウ。佐賀地方ではギヨウエと呼んでゐる。支那から傳はつたも

ので、その名義については杏樹の葉又は銀杏の葉に似てゐるので名づけられたともいひ、もと宇として馬具の裝飾に用ひられ、我が國では鎌倉時代以來輿車の裝飾や、公家武家の家紋に用ひらるゝに至つたといはれる。

（一二）今山　佐賀郡川上村大字川上字今山。元龜元年鍋島直茂が大友軍を夜襲して大勝した古戰場。

（一三）大友夜討　元龜元年八月十九日夜、鍋島直茂、八萬に餘る大友軍の先陣大友八郎親秀の陣營を夜襲すべく主從僅かに十七騎佐賀城を發し、途中馳參した三百餘騎を以て今山に親秀を夜襲して大いに勝ち、遂に八郎親秀を討取つた。この時、大友の家紋杏葉を見、爾來鍋島家の定紋としたと傳へられる。

（一四）成松刑部少輔　名は信勝。初め新十郎といひ、後遠江守と稱した。今山夜討に、敵將大友八郎親秀と渡り合ひ、親秀の首級を揚げた。その他諸所の戰に殊功を立て、天正十二年三月廿四日島原陣に戰死した。年四十四。法名貞忠。『葉隱校補』に、

大友八郎本陣の內幕、紫羽二重九曜紋なり。薧蓉の紋、御紋とは相替り、登り藤の姿に似たり。藥研子の紋は御切取の內、布鉢卷小出紺地白紋に相附居候なり。

とある。又『相良宗藏之話』には、此の時成松信勝が、切取の陣鉦　吹貫　陣幕その外八郎の首に添へて龍造寺隆信に差上げた事が記されてゐる。

八一四

佐嘉郡小津鄉と龍造寺村、龍造寺八幡宮と龍造寺供日

佐嘉郡の內（一）小津鄉と申すは、水ケ江邊より唯今の御城地にかけ、土地八十丁の處にて御座候。其の內に（二）龍造寺御座候故、（三）龍造寺村と申し候。其所は唯今の御

城の西北に懸かり、寺の舊跡は當時鍋島能登殿屋敷の東北、楠などこれある邊の左右にて御座候由。龍造寺八幡宮は寺の西脇に勸請あり。龍造寺村、今には「佐嘉」と稱へ申し候。小津郷の事、舊き郷村帳共に相見え申すべくや。

右馬渡新七書附の寫なり。私に云ふ、龍造寺村の地、唯今（…）龍造寺供日の地なるべし。

（一）小津郷　肥前風土記に「佐嘉郡郷陸所」とある六郷の一で、山田郷の南、巨勢郷の西に連り、往昔は今の佐賀市附近まで海岸であつた。正應五年八月十六日田所注進の内、「小津東郷百三十三丁二反」とあるから、本文の八十丁はその内で、東西兩郷に分れてゐたらしい。

（二）龍造寺　『寶琳院緣起』によると、龍造寺は元明天皇和銅四年、日本武尊六百回御遠忌に際し、行基菩薩を開基とし建立されたとある。久米邦武博士は、此處は元は葦の生えた新地で、宇佐八幡宮に寄附されて開かれ、彼宮から龍造寺を建てたらしい、と說いてゐる。位置は今の佐賀中學校附近である。

（三）龍造寺村　龍造寺から出た地名で、久米博士の說では、この村名の起つた時代は一條天皇の御代か、若くは少し降つた時代だらうとの事である。龍造寺季家安堵狀には「小津郷龍造寺地頭職」とある。

（四）龍造寺供日　供日はクンチと讀み、主として産土神の秋祭をいふ。正德、享保頃この供日が行はれてゐたと見える。

八一五　鍋島勝茂以下藩主の袴、栗梅無地　鍋島柿　淺黃唐松小紋

勝茂公御上下は搗布小紋（上方にては、かちんといふ。）、粘加減御好みあり。芝田道甫

に仰付けられ候。光茂公は栗梅無地召され候。（一）攝州（二）加州（三）備州（四）帯刀殿も同御上下召され候に付て、江戸にては右の染色を鍋島柿と申し候。綱茂公、淺黄唐松小紋召させられ候。

右御代々染色小紋の手本、粘加減の書附、芝田五左衛門所持仕り候。

（一）攝州　蓮池藩主鍋島直之。
（二）加州　小城藩主鍋島直能。
（三）備州　鹿島藩主鍋島直條。
（四）帯刀　鍋島孫平太正茂の子正恭（旗本）

八一六

鍋島勝茂、江戸參勤に遠慮して御供家老を召連れず

勝茂公御參勤の節は、御供御家老は御遠慮にて、召連れられず候由。了關様御物語の旨承り候。

八一七

鍋島勝茂江上家種の養子となり、後隱居分を實子に分つ

（一）江上家種、文祿二年二月二日、朝鮮にて卒去。知行二千七百町並に家中殘らず、その以前より（二）伊平太様御相續、家種隱居分物成千二百石を、此の節實子兩人へ御分け遣はされ候。八百石江上孫太郎（後名（三）佐野右京亮）、四百石同左近之丞（後名（四）勝山大藏）。右京知行三部地等段々に上り、唯今の分に相成り候なり。馬渡書附。

（一）江上家種　龍造寺隆信の次男で、勢福寺城主江上武種の養子。初名又四郎　權兵衞尉　左馬頭。漢高祖の裔太宰少貳春種、藤原純友征討の功に依りて筑前國三笠郡を賜はり、八代の孫種直の弟四郎太夫光種初めて筑後國三潴郡江上城を築いて居り、江上を姓とした。その孫種氏元寇の役の功に依り筑後國山門　山下二郡の内並に肥前國神埼庄内の地を賜はり爾來代々神埼郡の地に威を振ひ、元龜二年江上武種龍造寺隆信と和し、其の次男家種を養子とした。家種の朝鮮役陣歿は、『直茂公譜』には本文と同じく文祿二年二月二日釜山浦に於て卒去とあり、佐野家系には慶長二年朝鮮に於て戰死とある。

（二）伊平太様　鍋島勝茂。

（三）佐野右京亮　茂義。（八四二參照）

（四）勝山大藏　寛永十二年出國、同十九年龍造寺伯庵（高房の子）と共に保科肥後守正之に預けられて會津に赴き、江上隼人勝種と改めた。

八一八　鍋島勝茂夫人高源院實子萬千代早世、龍雲寺に葬る

勝茂様　高源院様御腹、萬千代様御出生、鍋島安藝守預りにて御養生候處に、三歳にて御死去。龍雲寺へ御收り成され候。御法名幻花童子、慶長十九年甲寅三月十四日御早世なり。忠直公は慶長十八年御出生なり。

八一九　鍋島本家の紋は茗荷の丸、一門は花茗荷、龍家は十六日足

御紋所、御本主は（一）茗荷の丸、御部屋御一門衆は（二）花茗荷の（三）わかりの事總じて家の紋は諸家共に總領筋庶子筋の違これあり。龍造寺御紋なども御本主は（四）十六日

足、其の外は十二日足、八ツ日足を附けられ候。茗荷の丸御紋も、御本主は茗荷の本體にて候。餘は茗荷を二つにわり申し候形にて、内に花の様なる所これある由。馬渡氏話なり。

(一) 茗荷の丸　茗荷と杏葉とは同一でなく、鍋島家の紋は杏葉であつて、本文は誤である。
(二) 花茗荷　これも花杏葉の誤である。
(三) わかり　わかれ（區別）に同じ。
(四) 十六日足（ひあし）　日足は日の丸を中心に放射状の光芒を添へた形の紋。

八二〇　堤雅樂、朝鮮役陣中突嗟に唐銅水甕で鐵砲切玉を造る

高麗御陣中（一）ちやわんと申す所にて、直茂公御手前に鐵砲の玉きれ申し候。（二）堤雅樂其の邊の在家を見廻り候處、唐銅の（三）大はんどうこれあり候を無理に買ひ取り、切り割り候て鐵砲の玉に仕り候。切り玉の始にて候由。馬渡氏話なり。但し、戰功書出には、（四）堺織部、切り玉を仕出し、此の節の御用に立て候由、相見え候。馬渡氏覺え違ひか。

(一) ちやわん　昌原。今の慶尚南道昌原郡昌原面である。慶長二年六月、直茂再度朝鮮渡海の時の事である。
(二) 堤雅樂　初め内藏助。越後守家貞の次男である。父家貞　兄藏人は天正十二年島原陣で戰死した。雅樂、かねて直茂に追腹の約束をしてゐたが、生前差留められたので、直茂逝去の翌元和

五年六月三日一周忌の時追腹した。法名覺應道圓。

（三）はんどう　水甕のこと。

（四）堺織部　傳不詳。堺五郎太夫先祖といふ。『直茂公譜』には、「公（直茂）最前、此の竹島の城地、昌原へ御打入ありし時、御供の内より堺織部之允、大きなる唐金の手水鉢を奪ひ取り、其の諸勢鐵砲の玉切れ候節、右鉢を織部工夫にて切り玉に成し、多くの敵を殺し、此の時より鐵砲切玉は始るとなり。」とある。

八二

鍋島勝茂、父直茂の遺訓を尊び、家臣六左衛門の前に平伏す

辨財公事の時、（一）山内の者共襟に小さき切縫附け居り申し候。（二）曾周へ深堀新左衛門尋ね候處に、「仔細ある事なり。先祖（三）鍋島六左衛門八十石下され、山内住居の時分太鼓門の番を仕り居り候。其の時分直茂公御慰みに番帳を御覽なされ「何某はいくつになるべし、これは何某子なるべし、孫なるべし。」と仰せられ、御伽に御覽なされ候。六左衛門番の所御覽なされ召出され、「其方は我が死後に信濃に意見申す事成るべきや。」と御意なされ候に付き「御意に候はゞ御意見申上ぐべし。」と御請け仕り候時、「能き返答なり、さらば申聞かすべし。山内の者共は（四）勝利家來なるを、其方遣はし置き、歸服の分にて從ひ候者共にて候。信濃守狩などに參り候時分、山内の者に酒を呑ませ申され候節、後には御勝手にて呑ませ申すべしと申す者もあるべし。其の時其方心遣

致し、信濃が前にて呑ませ候様仕るべく候。總じて俸祿は勝軍の時に用に立ち候。貧軍になり候時は一言の情を懸け候者ならでは用に立たず候。」と御意なされ候。

數年の後、勝茂公山内にて雉狩なされ、日暮に御歸り御洗足なされ候處へ、誰か罷出で、「當所の者へ御酒拜領は勝手にて仕るべく候。御前にては恐れ候て、心よく（五）下され候儀罷成らず候。緩々と勝手にて呑ませ申すべし。」と申上げ候へば、「其の通り然るべし。」と仰せられ候。六左衞門これを承り、御前へ罷出で、「御酒拜領の儀は御前にて下され候様に。」と申上げ候。其の時樽に殘り居り候水を御かゝりなされ、御上下召させられ、六左衞門を床脇に御据ゑ御平伏なされ候て、「唯今某誤り申し候。御免遊ばされ候様に。」と仰せられ、「六左衞門申し候儀、日峯様の御意にて有るべし。さて〳〵有難き御事。」と仰せられ候由。御父子様より折節に御上下、御小袖など下され候者共の末々、少しづゝ裁ちさき、守りに仕り置き候が、此の節皆襟に縫附け罷出で候。」と、話し申され候。此の事先年（六）鍋島庄兵衞（七）大木八右衞門へ新左衞門話し仕り候へば、庄兵衞申され候は、「綱茂様御家督脇、山内の者共御目見御酒拜領は勝手にて仕るべくやと、原田吉右衞門伺はれ候處、それは詮議に及ぶ事にてこれなく候。大事の御口傳の内なり。我が前にて酒を呑ませ候様に。」と御意の由。

（一）山内　神埼　佐賀　小城三郡北部山間地方の總稱。龍造寺氏時代には主として神代勝利の領分であつた。

（二）普周　鍋島内記種世。（三一六・註二）

（三）鍋島六左衞門　普周の先祖。

（四）勝利　神代勝利。（六五二・註一）

（五）下され　頂戴して飲むこと。今も、古老などは單に飲食する事を「下さる」といふ。

（六）鍋島庄兵衞　名は命清。須古與兵衞成利の子で、納富十右衞門盛常の養子となり、後鍋島市佑長昭の隱居料を相續して別家を立て、加判家老となつた。正德五年十一月十二日歿。年五十四。法名石雲實谿。

（七）大木八右衞門　名は朝貫。又知良ともいふ。初名左助　八右衞門　兵部、後に勝右衞門と稱し、入道して道貫と號した。脊振山爭論事件に關與して功あり、家老職となつた。享保二十年九月六日歿。年八十八。法名一懿道貫（『葉隱校補』には善峰德永とある）。墓は神埼郡東脊振村横田西往寺にある。

八二三　鍋島家中右近刑部町人となり城下伊勢屋町に旅人宿を營む

（一）右近刑部は歷々にて候を、御約束にて町人に召成され、（二）伊勢屋町にて旅人宿仕り候樣に仰付けられ候。刑部死後、（三）栖龍院へ刑部菩提のために、勝茂樣より御知行御附けなされ候。拜領の鉈薙刀太刀御書數通持ち傳へ候由。又自然の時、罷出で候樣にと、割符下し置かれ候、（四）原城の時持出で候へば、割符一方（五）月堂

様御手前にこれあり、御手に相附き候由。（六）團氏も歴々にて候を、町人に召成され候とも申し候。（七）江副修理は（八）八幡、（九）宮崎掃部は（一〇）祇園の社家に召成され候由。斯様の仔細、小城の御文庫に相知れ居り候由。日峯様の御書附皆月堂様へ參り候由。

（一）右近刑部　孫次郎貞良の子で、菅原道眞の後裔である。道眞六代の孫良政、北野天滿宮社職を勤め、その子良清、姓を右近と改め、その嗣子良遠民部權大輔に任ぜられて始めて肥前國に下向し、蠣久天滿宮（佐賀郡鍋島村）の社職となつた。刑部はその後裔で、慶長十三年鍋島直茂の時、蠣久から町人を佐賀に移し、刑部は佐賀城下町小路立都合支配を命ぜられ、今の佐賀市六座町伊勢屋町其他西部市街創設の任に當つた。後藩命により旅人宿を營み、元和元年七月九日歿した。法名宗月光圓。墓は鍋島村栖龍院にある。孫生親の時小城家來となつた。

（二）伊勢屋町　今の佐賀市伊勢屋町。

（三）栖龍院　臨濟宗。本尊十一面觀世音。佐賀郡鍋島村大字蠣久にある。開山は鮮溪和尚。天文廿三年右近氏の建立と傳へられる。刑部の時、敷地御免御立寺となつた。

（四）原城の時　寛永十四　五年有馬陣原城攻をいふ。

（五）月堂様　小城藩祖鍋島元茂。

（六）團氏　名は良圓。當時の富家で、右近刑部　中元子新左衞門等と共に町人頭を命ぜられて、蠣久から佐賀に移つた。

（七）江副修理　名は信俊。新八郎信英の子で、鍋島氏に從ひ、信英は弘治三年金敷峠で、信俊は天正十二年島原陣で戰死した。子孫後に蠣久天滿宮の社職となつた。

（八）八幡　成道寺八幡。應永五年鍋島三郎兵衞尉經直、山城國岩清水八幡を鍋島村庄籠に勸請し

て守護神としたが、慶長十四年洪水のため社殿流失し、同村鶴村（今の津留）に漂着したので、鍋島直茂ヒゝに再建、元此の地が成道寺某の領地であつたので成道寺八幡と稱した。今は石祠である。

（九）宮崎掃部　伊勢守信照の事。信照、千葉氏監視のため龍造寺隆信から小城祇園社の社職を命ぜられ、代々その職に在つた。

（一〇）祇園　縣社須賀神社。小城町岩松字松尾にある、延暦廿二年の創建で、鎌倉時代以降領主千葉氏をはじめ、藩政時代には藩主鍋島氏の崇敬厚かつた。千葉胤貞創始の祇園山挽行事が、今猶傳はつてゐる。

八二三　龍造寺家兼入道剛忠以下鍋島家歷代萬部執行の年月

（一）萬部の事

永正二年三月
天文十四年十一月
元和三年六月
寛永九年三月
萬治元年九月
明暦四年五月
寶永二年六月

剛忠様御執行
御同人様御執行
勝茂公御執行
御同人様御執行
光茂様御執行
御當家御一族並諸士等
綱茂様御執行

（二）導師天亨和尚
導師水上和尚
導師脊振山東福院僧正玄紬

（三）奉行野田石見
（四）奉行堀江兵部

導師本庄神社別當大乘院僧正覺賢

（一）萬部　法華經一萬部を讀誦すること。龍造寺家兼（剛忠）が、國土安泰　武運長久祈願の爲執

行したもので、永正二年三月の發願である。場所は今の佐賀市水ケ江町新道の西に當る萬部島で、今猶その結願碑や、勝茂以下歴代藩主の萬部塔がある。（一・註五）

（二）天守和尚　龍造寺康家の子で、剛忠の弟。水上山（佐賀郡川上村）六十五代住職である。

（三）野田石見　石見守清照。大隅守清忠の弟である。

（四）堀江兵部　大藏允匡秀の次男。

八二四

鍋島光茂、早世せる子女菩提の爲善應庵を建立す

（一）善應庵は、（二）左内様御部屋を遣はされ、御早世の御子様方御菩提の爲、光茂様御建立、寺號御引きなされ候由。

（一）善應庵　曹洞宗。佐賀郡本庄村。延寶七年十二月十日藩主光茂の建立で、開山は高傳寺第十二世賢渚和尚。元祿二年九月廿六日本丸持佛堂を此處に移した。

（二）左内様　光茂五男。延寶七年七月十日、六歳で早世。法名圓通院殿聞性了覺童子。

八二五

鍋島光茂、北山筋寺々に薪山を寄附し、諸寺祈禱に丹誠す

「北山筋の寺々に薪山これなく候聞、御國家御祈禱仕り候爲に、寺裏の山少し宛御附けなされ候様に。」と光茂様へ（一）鍋島内記（普周）申上げられ、「見計ひ相附け候様に。」と仰出され、内記判形の書附を以て薪山銘々相附け申し候由。

此の儀、北山の寺持中、今に於て光茂公御厚恩、深々有難く存じ奉り、御國家御長久

の御祈禱丹誠を抽んで候。

（一）鍋島內記。種世。（三一六・註三）

八二六　鍋島光茂早世子女追善の爲本丸持佛堂を善應庵に移す

（一）善應庵御建立の覺。

延寶七年己未十二月十日、寺號引地仰付けられ候。（二）圓通院樣御部屋客殿に相建てられ候。

元祿二年己巳九月十六日、圓通院樣御開基所に仰付けられ、寺領切米十二石御寄附御印差出され候。尤も切米十二石の內、藏米にて十石六升九合、殘米は寺內御免地に引け申し候。

同九月廿六日に、御本丸御持佛堂、善應庵へ御移し、御早世の御子樣方御位牌御立て成され候。御持佛堂（三）圓明院樣御部屋にて候。

天和二年壬戌七月廿三日より、御早世御子樣方御追善の爲、法華一萬部、十七ケ年に成就仕るべきの由仰付けられ、元祿十一年戊寅七月廿三日に結願仕り候。尤も御塔相建てられ候。

（一）善應庵　（八二四・註一）。

(二) 圓通院樣　光茂五男左內。（八一四・註二）
(三) 圓明院樣　光茂四女。お金。小城藩主鍋島紀伊守元武と緣組があつたが、延寶四年八月十四日八歲で早世した。法名圓明院殿月桂露白禪信女。

八二七　鍋島江戶屋敷、寬永十八年靑山を加へ兩屋敷となる

寬永十八年、靑山御屋敷御請取り、此の年より兩御屋敷に成る。

八二八　將軍家江戶西丸普請及び家綱移徙と鍋島勝茂の祝儀獻上物

慶安三年三月、江戶西丸御普請に付、諸手獻上物有り。勝茂公より金箔十萬枚、同九月廿日、家綱公御移徙御祝儀、登城獻上物、勝茂公より御廣蓋二（梨子地御繪金具）御手水繼二御手拭掛二御手水盥二。

八二九　大村切支丹八十人を斬り高尾に梟首し死體を肥後海に沈む

明曆三年大村のきりしたん此御方御預けに付て、請取の爲（一）大木兵部（二）永山十兵衞差越され、十二月朔日諫早にて出會、八十人之を請取り、（三）今泉村に新に牢屋相立てられ、入れ置かれ候なり。心遣人兵部（四）中野數馬（五）中野又兵衞、十兵衞仰付けられ候。翌年七月廿七日牢屋に於て生害、長崎より檢使遣はされ候。首は高尾にて獄門相掛けられ候。心遣人中野嘉右衞門（後名又兵衞）永山十兵衞大御目付大木兵部中野數馬仰付けられ候。切人御步行の內より御選び、一人にて三つ宛切り候。終の三つは（六）

三谷千左衛門功者故仰付けられ、無類の手際仕り候。其の外武富三之丞、三浦治部右衛門、野副三郎兵衛、野副八太夫、鈴木安太夫、久米惣之丞、水町六之丞、此の外未だ知らず。死體は船より肥後海に遣はされ、御沈めなされ候。

（一）大木兵部　知昌（勝右衛門）。
（二）永山十兵衛　貞明。
（三）今泉村　今の佐賀市東田代町の内。
（四）中野數馬　政利。
（五）中野又兵衛　政良。
（六）三谷千左衛門　政通入道如休。

八三〇　長崎火事に牢屋焼失し、佐嘉藩切支丹四人を預かる

寛文三年三月八日、長崎下筑後町樋口惣右衛門亂心、自家に火を附け、巳の時より出火、九日巳の時迄焼失、近端より米穀差廻され候に付、此御方より米三千八百四俵遣はされ候。右火事に付、牢屋焼失罪人御預け、邪宗門女三十一人大村預り、同男四十人島原預り、同男六十一人此御方御預り、出島に召置かれ、番人足輕數十人、侍三人、差越され候。且又牢屋御普請大工人足竹木等仰付けられ候通り、差出され候。同四月出來立ち、囚人入牢仰付けられ候。

聞書第七

此の巻、武勇奉公方、御國の諸士褒貶之を記す

八三一　成富兵庫曰く、味方に勝ち我に勝たねば敵に勝てない

（一）成富兵庫申され候は、「勝ちといふは、味方に勝つ事なり。味方に勝つといふは、我に勝つ事なり。我に勝つといふは、氣を以て體に勝つ事なり。かねて味方數萬の侍に、我に續く者なき樣に、我が身心を仕なして置かねば、敵に勝つ事はあらぬなり。」と。

（一）成富兵庫　名は茂安。成富甲斐守信種（入道常三）の次男。母は安住安藝守家能の女。永祿三年佐嘉郡益田の館（佐賀郡鍋島村增田）に生れた。龍造寺氏を經て鍋島直茂　同勝茂に仕へ、物成千七百石を食んだ佐賀藩初の大身である。先祖江上種成筑後より肥前國神埼吉ケ里に來住し、其の孫河内守良種入道西良始めて成富氏を稱し、四世の孫成富刑部少輔種秀龍造寺氏に仕へた。信種は其の次男で、兄種貞戰死のため家督を繼ぎ、嫡子久藏早世のため次男茂安が家を繼いだ。茂安、幼名千代法師丸。初め龍造寺隆信の諱を受けて新九郎信安と稱し、ついで天正七年二十歲の時、早くも十度の戰功を立てたといふので、隆信から十右衞門と改められ、政家（時に鎭賢）の一字を受けて賢種と改め、後鍋島直茂の諱を賜はつて兵庫助茂安と改稱した。元龜元年今山夜討に、制止されるのを聽かず、父信種の跡を追うて陣中に行き、敵味方の渡り合ひを見物し

て歸り、後隆信に褒められて其の小姓になつた。時に十一歳。天正二年（十五歳）隆信の須古城攻めに從軍を願つたが若年のため許されず、同四年十七歳の時、隆信の藤津攻略に先手の大將として初めて從ひ、横造城攻めに初陣の功を立てた。その後隆信　政家に從うて各地に出陣し、天正十五年豐臣秀吉の薩摩攻めに政家　直茂と共に從軍、殊功を奏し、秀吉はじめ諸將に其の名を知られ、秀吉の命によつて大阪迄御供した。同年加藤清正と共に小西行長を援けて天草を攻めた時には、清正から感狀を授けられたが「雜人輩の首を取つた位で感狀を貰つて歸國したら、朋輩に笑はれます。」といつて返上し、いたく其の志を賞せられ、黑糸縅の鎧を贈られた。朝鮮の役には鍋島直茂の先陣として陸海の戰に偉勳あり、加藤清正　藤堂高虎等を援けて其の勞を謝せられ、歸朝後伏見城攻め　伊勢阿野津城攻め　關ケ原合戰の去就　柳河城攻め等に、或は一番乘の殊功を立て、或は劃策斡旋に努むる等忠勤を勵み、天下靜謐に歸するや、藩主勝茂に獻策して大いに殖産興業を圖り、自ら千栗土居の築造、川上川石閘（いしひ）　芦刈水道　佐賀郡巨勢鄕　杵島郡三方潟の開拓等をはじめ、藩内各所における治水土功の大工事を完成して後世に其の遺澤を及ぼし、又尾張名古屋城　江戸城　大阪城　熊本城等の修築に關與して幾多の功績を殘し、武將として且つ民政家として名聲を揚げ、當時「鍋島家に成富兵庫あり。」と諸侯を羨望させた。嘗て肥後の加藤清正から一萬石を以て仕官を勸められたが、「肥前武士の習ひ、たとひ肥後一國を與へらるゝとも、譜代の主家を捨てゝ國を後にするのは不義理である。」と答へて拒絶し、其の義心に感ぜしめた。晩年知行所佐賀郡春日村尼寺築山に草廬を結んで閑居し、寛永十一年九月十八日歿した。年七十五。法名玉心院榮久日實。墓は同所及び菩提寺佐賀市西田代町本行寺にある。明治四十四年十一月十五日從四位を追贈された。治水土功に關する茂安の施設は『疏導要書』（天保五年南部長恒著）に詳記されてゐる。明治二十四年川上川石閘の傍に茂安の「水功碑」を建て、毎年九月十八日成富茂安慰靈祭を執行し、其の他の地方でも「兵庫祭」などを行うて其の德を慕うてゐる。佐賀郡

兵庫村　三養基郡南茂安村　北茂安村は何れも兵庫助茂安の遺德を追慕記念して名づけた村名である。

八三二　成富兵庫の一番乘、張切つた碇綱を切落して驀進す

同人（一）高麗にて船軍の事　高麗にて船軍の時、明朝合圖の太鼓を聞きて一同に乘取るべき旨御下知にて、夜中船を掛置き候。兵庫、船碇を入れながら、終夜水主に櫓を漕がせ、合圖の太鼓打出すとひとしく、碇綱を切り候に付、眞一番に敵船に飛附き、高名仕られ候由。

（一）高麗にて船軍　終夜櫓を漕がせたといふのは誇張で、『成富家譜』には左の如く記されてゐる。同年（慶長三年）三月四日、大明船手の大將陳璘と云ふ者、兵船數百艘唐嶋へ寄せ來る故、福島左衞門大夫　藤堂佐渡守以下の諸將諸手に相觸れられ、敵船を乘取らるゝに、一番貝にて碇を上げ、二番貝にて櫓を立て揃へ、三番貝を聞いて、一同に乘出すべしとの陣觸なり。之に依り諸手其の掟に任せて用意す。茂安此の時金碇を木碇に取替へ、藁繩を附け置き、船の表に自身立ち居り、船頭舸子を初め味方の士卒に下知して云ひけるは、「碇は上ぐるに及ばず、一番貝に櫓を立て、二番貝に櫓を押すべし。碇は上げ樣あり。」と云ひ聞かせ、自分船の舳に立懸り、三番貝を聞くと均しく大脇差を拔いで碇の綱を切り放す。押立てたる船なれば、諸手より先に敵船に乘付け、敵の兵船三艘一番に乘取り、手柄を顯はす。諸手茂安が武功を感賞す。

八三三　田雜清左衞門、一生の厚恩忘れ難しとて中野內匠に追腹す

（一）田雜清左衞門追腹の事

（二）田雜大隅、子（三）五郎右衞門を、（四）中野式部聟に約束候故、式部兄の娘を養ひ、五郎右衞門へ遣はし候。其の子清左衞門と申し候が、浪人仕り候。中野内匠甥の首尾に候處、知行所へ置き、二十五石呉れ候て、介抱仕り候。然る處内匠死去候に付て、清左衞門事、一生の厚恩忘れ難き由にて、追腹仕り候。清左衞門子與助と申し候て、中野數馬被官になり申し候。其の孫（五）主膳様へ召出され候。田雜事由緒これ有る者に候故、名跡田雜助左衞門に仰付けられ候。大隅女房方の者共にて候。助左衞門子甚左衞門　兵右衞門、其の外田雜の（六）分り數多これ有り、田雜田澤田藏、取々に書き候と相見え候由。

（一）田雜清左衞門　廣方。中野内匠茂利（九五四・註一）の死去は慶安三年四月十三日で、清左衞門は内匠に追腹した。

（二）田雜大隅　長廣。朝鮮役に從ひ、慶長二年六月二十日戰死した。年四十八。法名圓室淨通。

（三）五郎右衞門　廣次。慶長十三年五月歿。

（四）中野式部　後名神右衞門清明（一一三五・註一）。内匠茂利の嚢父。「聟に約束」の顚末は、天正十二年三月二十四日鍋島直茂島原陣に敗戰、海路柳河へ向ふ船中の事で、『直茂公譜』に、左の如く記されてゐる。

然る處に、兼て御家に奉公を望んで居ける田雜大隅守と申す者急ぎ船を漕寄せ、公を初め御供の輩皆々乘せて押出す。（中略）斯くて直茂公船中にて中野式部を召され仰せられけるは、「彼の田雜は、元來有馬方の者なり。いづくへ船を着くべきも知れず、油斷するな。」と仰含めら

る。式部承りて、「素より其の覺悟仕り、聊かも彼等が側を離れず罷在るなり。若しも不審の色を見及び候はゞ海に切りはめ候ふべし。最早竹崎へ着き申すぞ。御心安く御休みあれ。」と御答致し、田雜と膝を竝べ、「田雜殿、あの山はその山か、あそこに見ゆるは彼の嶺か。」などと、方所を指して油斷せず、終夜物語し、猶も心を引き見んため、「田雜殿には子息ありや。若し子息あらば、此の式部が聟に取るべし。」と云ふ。大隅守答へて、「男子を持ちて候。嫡男を源次と云ふなり。必ず聟にとられよ。」と申して異心の色なく、船中の法禮なりとて、武具を海に下げ、卽ち船底より酒肴取出し、公を初め御供の輩へ進めて軍旅の勞を相勞りけり。式部の兄は、太郎右衞門といふ。

(五) 主膳樣　五代佐賀藩主宗茂。

(六) 分り　分れに同じ。こゝは分家の事。孝白本　五常本には、特に「分り」と送假名がある、當時「わかり」といつてゐたと思はれる(八一九・註三)。

八三四　執行越前殿討死の事　(二)島原にて具足は陣屋にかざり置き、袴羽織にて働き、その儘にて討死の由。

(一) 執行越前　執行越前守種直。初名種兼。城原勢福寺城主(神埼郡仁比山村)江上武種の家老で、元龜二年、龍造寺隆信が武種を攻めた時、種直は武種に勸めて和を講ぜしめ、自分も、龍造寺氏に屬し、翌三年隆信が東肥前を攻めた時には、越前守は執行一手を以て朝日山城を陷れた。天正十二年三月廿四日、島原陣で殊功を立て、嫡子新助武直と共に主從三十六人討死した。年五十三。法名覺翁宗正。越前守主從の戰死や、その妻が賢婦であつた事は、山本常朝の『愚見集』

に記され、『燒殘反故』にも同様の事が書いてあつて、「この越前守は勇猛の士にて、執行一類は他に交はらず働くべしと、紅の糸にて小指をゆひ、畦を限りにして、同じ枕に戰死仕り候。」とある。

（二）島原にて　天正十二年、島原陣。（三六八・註一）

八三五　「外記が具足」武具の目に立つのは手薄く見えて強みがない

（一）田崎外記物具の事　（二）原の城にて外記事、光り渡り候物具を着致し候に付、勝茂公御氣に入らず、その後、目に立ち候物を御覽候ては、「外記が具足の様な。」と御意毎度の由。

右の話に付、武具衣裝等目に立ち候様に仕るは手薄く見え強みなく、人の見すかし申すものとなり。

（一）田崎外記　鍋島勝茂に從うて所々に出陣、物成七十石五斗を戴いたが、寛永の末小々姓目付の時、事情あつて切腹仰付けられた。（九五六參照）

（二）原の城にて　寛永十五年正月、島原の亂原城攻めの時の事である。

八三六　江副金兵衞、高野山に籠つて亡君の像を刻み一周忌に追腹

（一）興國院樣御供　（二）江副金兵衞は御骨を持ち高野に納め、庵をむすび、御影をきざみ、御前に我が身かしこまり居り候　（三）自影をも作り置き、御一周忌に罷下り、追腹仕り

候由。右の御影追て高野より參り、高傳寺に御座候。

（一）興國院樣　鍋島忠直（四二三・註一）。

（二）江副金兵衞　名は正强。伊兵衞茂正の次男で、善右衞門正固の弟である。寬永十二年正月廿八日、藩主鍋島勝茂の世嗣忠直江戸で逝去し、金兵衞は本文の如く高野山に籠つて冥福を祈り、翌年一周忌の時追腹したのである。法名底翁道徹。金兵衞彫刻の忠直の像並に自像と稱するものが、今尙高傳寺にあつて、厨子には「興國院樣殉死　江副近兵衞入道底翁道徹庵主」とある。金兵衞辭世の歌に

　こそのけふなくなりし君弔ひてとしのけふは跡したひゆく

佐賀市赤松町龍泰寺がその菩提寺で、墓は同寺にある。

（三）自影をも作り置き　興國院の靈前に畏つてゐる自像を刻んだ事をいふ。この自像は現に高傳寺にあつて、合掌端坐してゐる姿である。

八三七　大石小助、殿樣道中の本陣に雨の夜にも戸外で不寢の番

（一）大石小助の事　光茂公御代、小助儀初めは御步行、御側に相勤め候。御參覲御往來御道中、御本陣にて御寢間のあたり外より見廻り、無用心なる所と存じ候あたりに莚を敷き、只一人夜を明かし居り申し候。雨天の時分は、笠合羽を着し、雨にたゝかれ候て、終に一夜も懈怠仕らず候由。

（一）大石小助　名は安利。初め與市左衞門と稱した。惣右衞門安春の次男で、祖父四郎兵衞定親は佐賀郡尼寺村（春日村）の庄屋であつたが、弘治三年金敷峠合戰の時、戒富甲斐守信種（兵庫

茂安の父）に従うて出陣、戦死した。安利、勝茂の時侍に召立てられ、光茂の時徒弓物頭となつた。元禄四年十月十二日歿。年八十六。法名石泉道古。墓は佐賀市神野町三ッ溝大興寺にある。

八三八　御殿混亂の時、大石小助一人拔刀して次の間に主君を衞る

大石小助頭人の時分、夜中に御内女中部屋の邊に紛れ者忍び入り候に付、捕へ申すとて、上を下にかへし、男女上下走り廻り候に、小助相見えず候故、老女など方々尋ね候へば、御打物の鞘をはづし、御次の間にすわり、默り候て居り申し候。御身邊に人これなく候故、心許なく存じ候て、守り居り申し候。氣の附け所違ひ申したる事にて候由。右忍び入り候者は成富吉兵衞なり。（二）濱田市左衞門が一類、密通事にて御仕置仰付けられ候。

（一）濱田市左衞門　濱田千兵衞の子。延寶三年二月、吉兵衞市左衞門等は密懷の事で縛首生害、同類の女中も多く生害に會つた。

八三九　鍋島光茂龍造寺八幡社參詣の時、大石小助の氣轉人を制す

大石小助（一）龍造寺八幡宮へ光茂公御社參の時御供仕り、土足にて白洲に罷在り候が、拜殿へ御通り遊ばされ候節、社人共御札を差上げ候とて、我先にとあらそひ、數人一度にはつと立上り申し候を、小助白洲より見申し候て、卽ちかけ上り、公の御前に立ちふさがり、「皆々しざり候て一人宛御札差上げ候樣に。」と申し聞かせ候由。

（一）龍造寺八幡宮　建久年間、龍造寺季益が鶴ケ岡八幡宮の分靈を勸請した社で、今佐賀市白山町にあつて八幡神社といふ。鄉社。龍造寺氏　鍋島氏の崇敬殊に厚かつた。天正十二年鍋島直茂が島原の敗戰から生還した時、父清房（剛意入道）がこれ偏に龍造寺八幡の御加護で、國家長久の基であると、落涙して悦んだ事が、『北肥戰誌』に記されてゐる。

八四〇　副島善之丞、主君の鞘打に遭ひ、谷に飛込んで御腰物を拾ふ

（一）副島善之丞事　勝茂公西目にて御狩の時分、何事か御立腹なされ、御腰物を鞘ながら御抜き、善之丞を鞘打なされ候が、取りはづされ、御腰物谷に取落され候。善之丞ひつ附いて谷へころび落ち、御腰物を取り申し候。さ候て、御腰物を襟にさし、岸を這ひ登り、其のなりにて差上げ申し候。氣の働き遠慮等、無雙の仕方なり。

（一）副島善之丞　副島掃部の子で、元龜元年多久梶峰城攻めの時戰死した副島右馬助の曾孫である。鍋島勝茂逝去の時追腹した。法名義覺道忠。

八四一　石隈五郎左衞門、大火の際鐙に手をかけ御馬の側を去らず

（一）石隈子五郎左衞門の事　申の年江戸大火事、光茂公　綱茂公麻布御屋敷に御座なされ候處、御屋敷に火懸り、急に燒け塞がり、御出でなさるゝ道これなく、御馬に召し御座なされ候を、御側と外樣の者大力量を出し、塀を切崩し、そこより御出で、御立退き遊ばされ候。五郎左衞門は御馬の脇に立ち、御鐙に手を懸け、始終何の働きも仕らず

候。火鎭まり候後、何れも御感を蒙り候に、第一石隈事、有馬にて名を取り候者の子ほどありて、その志御感心淺からざる由にて、御褒美なされ候。氣の附け所、格別なる由なり。この事は、江副彦次郎その節の儀能く存じ候由にて、話し申され候となり。

（一）石隈子五郎左衞門　名は長房。初め清三郎、六兵衞と稱した。五郎左衞門景房の子である。景房、初め神代家臣で有馬陣の戰功により、本藩直參となり、長房の時物成百二十石を戴いてゐた。（五八二參照）

八四二　大力佐野右京の高尾橋杭拔きと城原種福寺小僧の働き

佐野右京殿大力の事　或時、右京殿高尾を通られ候に、橋架直し候時分にて、大橋杭一本何と拔きてもぬけず候。右京殿おり立たれ、拔きて見るべしとて、しかと抱き、ゑい聲を出し、拔き上げられ候へば、きびしき音して身たけに拔け候へども上り申さず、その分にて沈み申し候。歸宅以後病氣出で、相果てられ候。（二）城原の寺に葬禮の時、高尾の橋を通られ候へば、棺より死骸飛出で、江に落入り申し候。（三）種福寺の僧の内十六歳の小僧續いて飛入り、骸に取附き申し候。人々駈入り取上げ申し候。師の房感ぜられ、引導を右の小僧にさせ申すべくと申され候。後には名高き出家になり候由。

（一）佐野右京　名は茂義。江上家種（龍造寺隆信次男）の子で、家種朝鮮役戰死の後、佐野氏と

改めた、元和五年五月歿。法名安心宗清。

(二) 城原　神埼郡仁比山大字城原。

(三) 種福寺　曹洞宗。本尊釋迦如來。神埼郡仁比山村大字城原字城原にある。天正八年江上家種の建立で、佐賀藩曹洞十二ケ寺の一である。鍋島舍人助茂利　同内記種世〔普周〕同左太夫種之　深江助右衞門眞章　楠公創祀者深江信溪等の墓がある。

八四三　島内新左衞門、御禮日御目見の時一人頭を上げて平伏せず

(一) 島内新左衞門事　勝茂公御禮日に、御目見仰付けられ候時分、新左衞門計り御禮を仕らず、數人の中にのび上り居り申し候。御這入成され候時分、「新左衞門、めでたい。」と御詞懸り候節、御禮仕り罷立ち候。毎度斯様に仕り候。(二)時代の風儀にて候なり。

(一) 島内新左衞門　(四一九參照)。

(二) 時代の風儀　その時代の風習の意味で、新左衞門の無作法がその當時は咎められなかつたことをいふ(八四七參照)。新左衞門の態度は、如何なる場合でも自分は殿樣を見衞るといふ氣持から出たものであらう。

八四四　昔は十四五歳迄に切習はされた、首切りを嫌ふは臆病

(一) 山本吉左衞門は、親神右衞門指圖にて、五歳にて犬を切らせ、十五歳にて御仕置者を切らせ申され候。昔の衆は十四五歳より内にて有無に首を切らせ申され候。勝茂公

御若輩の時分、直茂公御指圖にて御切習ひ成され候。その内續け切りに十人も遊ばされ候由なり。昔は上つ方さへ斯樣に遊ばされ候に、今時は以下々々の子供にも終に切らせ申さぬ事は、油斷千萬にて候。せで濟む事、縛り者切りたりとて手柄にもならず、科になるの、けがるゝのと申すは、（二）口ふさげにて候。畢竟は武勇の方疎々しき故、爪根みがき、綺麗なる事ばかりに、心懸け候故かと思はるゝなり。いやがる人の心の内を詮議して見候へば、氣味わるき故に利口にまかせ、切らぬ樣に云ひなし申さるゝと存じ候。せでならぬ事なればこそ、直茂樣御指圖成され候。先年、（三）嘉瀨にて切り候て見申し候が、殊の外心持になり申すものにて候。氣味わるく思ふが、臆病のきざしにてあるべく候。

（一）山本吉左衞門　名は武弘（『葉隱校補』には武治とある。系圖に據る）。童名慶松。中頃清五左衞門。山本神右門重澄の嫡男で、常朝の兄である。寛文六年五月廿四日歿。法名呈有宗瑞居士。墓は佐賀郡鍋島村八戸龍雲寺にある。妻は大塚內藏丞の女。元祿三年六月廿五日歿。法名泰雪妙安大姉。

（二）口ふさげ　遁れ口、口惡るなどの意。

（三）嘉瀨　佐賀市外嘉瀨、當時刑場のあつたところ。

八四五　小姓友田正左衞門未練の最期、槍持は主人を訴へて死罪

友田正左衛門切腹の事　光茂公御供立、前髪御小姓の内に、正左衛門召連れられ候。浮氣者にて、芝居役者多門正左衛門と申す立役者に戀慕致し、紋所も替名も、正左衛門と改め申し候。野郎狂ひに衣類諸道具迄打込み、その末手立て盡き、（二）馬渡六兵衛の刀を盜み、槍持に持たせ、質に置き申し候。この段槍持申出で候。御究めの上、正左衛門並に槍持死罪仰付けられ候。究役山本五郎左衛門にて候。披露の時、聲高に、「主人の上を訴人仕り候が、槍持何某にて候。」と申上げ候。卽座に、「打ち殺せ。」と御意なされ候。さて正左衛門へ仰渡しの節、五郎左衛門も參り、「最早跡の事は捨たり申し候。死場御たしなみ候へ。」と申し候へば、「さて〳〵忝き御一言にて候。その意を得候。」と落着き居り申し候が、誰の智慧にて候や、介錯人を誰と申聞け、だまし候て、御步行直塚六右衛門脇より切り申す仕組にて候。さて死場に直り候へば、介錯人は向ふに居り候に、成程落着きたる會釋仕り候處を、脇にて刀を拔き候を見候て、「そなたは誰にて候や。其方に首は切らせ申さぬ。」と云ひて立上り候が、それより心みだれ、散々未練仕り候を取伏せ引張り、切落し候由。「だまし申さず候はゞ、見事に死に申す事もこれあるべく候ものを。」と、五郎左衛門隱密話の由。

（一）馬渡六兵衛　名は俊永。七太夫俊昌の子。

八四六　介錯の仕様、相手を力ませてすつくとなつた處を切れ

介錯仕様（二）野田喜左衛門話の事　死場にて、正氣なく這ひ廻り候者を、介錯の時多分仕損じ有るものに候。左様の時は、先づ相控へ、何事にてなりとも力み候様に仕り、少しすつくと成り候處を、のがさず切り候へば、仕濟し申すと承り候。

（一）野田喜左衛門　能明。鍋島主水家來山口庄左衛門の子で、野田善右衛門清常の養子となつた。元祿八年八月歿。法名本用淨機。

八四七　大木權左衛門、鍋島山城　左京兄弟を馬上から突落す

（一）大木權左衛門事　（二）山城殿御方へ、正月十一日に權左衛門參り候處、具足召し、馬上にて竹刀を持ち、家内の者を相手に成され、御仕合成され候半ばにて候。「權左衛門、成るまじき。」と御申し候へば、「さらば一槍仕るべし。」と申し、竹刀おつ取り、山城殿を、馬より、さかさまに突落し申し候。漸く御起き直り、「ま一槍。」と候を、（三）左京殿御立ち、「某仕るべく候。權左衛門突いて見候へ。」とて、馬上より御仕懸り候を、又々突きおとし、「正月初に、馬上武者の首二つ取りたり。氣味よし〳〵。」と申して歸り候由。時代の風と云ふ物を、ゆるさる〳〵だけなり。

（一）大木權左衛門　知烈。兵部丞知光の次男で小城の御附人となつた主計允知房の子で大木兵部

統清の甥に當る。鐵山と號した。有馬陣に從ひ戰功を立てた。寛文五年十月十七日歿。法名鐵山淨無。

(二) 山城殿　鍋島直弘。(四七一・註一)

(三) 左京殿　神代左京直長(八・註二)。山城の弟。共に鍋島勝茂の子である。

八四八　牛島久次兵衞の堪忍(その一)——「だまりて狂言見候へ」

牛島久次兵衞の事　(一)寒水にて旅芝居これある時分、久次兵衞編笠をかぶり、見物人の中を通り候が、(二)けまつれ候て、うつむけに倒れ申し候。久次兵衞草履垣竹にかゝり、はね候に付て、側に居り候見物人の頭の上に落ち申し候。久次兵衞起き上り、「さて〳〵、粗相なる事仕り候。但し我等も仕るべくとは存ぜず、衣裳もよごし迷惑に候。御免々々。」と申して草履を取り候時、右の見物人三四人同道と見え候が、「刀など差し、(三)そなたは人の頭に草履を打懸け、御免々々と申して濟むものか。」と、とがめかゝり候。久次立歸り、笠ぬぎ捨て、「さて〳〵理不盡者かな。我知らずにしたる事ながら、手前の履物故斷りをいふに、聞き立てず、とがめ申すか。こゝは人中なり。外に出で候へ。片端より撫切りしてくるゝべし。」と申し候。その時、相手色わろく相見え候。久次兵衞叉引替へて申し候は、「早く合點いたし候へ。さなければ、そなたの首もなし、我が首もなし。だまりて狂言見候へ。」と申して笠をかぶり、通り申し候。

右の始終たるみなく、實に、（四）ほきれ者と思はれ候。

（一）寒水　セウヅと訓む。三養基郡中原村大字原古賀字寒水。中古時代の驛址である。

（二）けまつる　下二段活用自動詞で。「けまつれ」はその連用形。けつまづくの方言。今も、方言でケエマツルといふ。

（三）そなた　あなた（貴方）の意。今も、佐賀言葉として用ひられる。二人稱の敬語に用ふる事もあり、主として「貴公」などいふ意味で、對等又は目下の者に限つて用ひる。

（四）ほきれ者　膽が大きく、果敢な者の意。今も佐賀方言に「ありアほきれもん」などいふが、「ほきる」は、下二段活用自動詞で、今は多く、奮發する、おごる、張り込むなどの意味に用ひてゐる。膽の大きい事から轉じたものであらう。

八四九　牛島久次兵衞の堪忍（その二）――「うぬし、御城にてなくば」

（一）内田氏御話。牛島久次兵衞殿中にて仕形の事　御本丸御式臺にて、御番衆碁打ち申され候。久次兵衞脇より見物いたし候に、（二）松浦嘉左衞門（洞雲の子、實は甥の由。）久次兵衞顏を見申され候へば、（三）十面作り申し候。碁にて、せき候て居り申し候半ばにて、たまり兼ね・拔打仕る所を、（四）有田權之丞脇より取り申し候。其の時、久次兵衞少ししざり、「うぬし、御城にてなくば。」と一言を殘し候。此の一言を其の頃感じ、「久次兵衞ほどあり。」と申し候。松浦は切腹、權之丞は御腰物拜領なり。久次兵衞は、（五）筋氣の煩ひにて、時々目口を引張り申し候。これを十面作ると、見誤り申さ

れ候なり。

（一）内田氏　内田文五郎。伊兵衛某の子で、綱茂の時代に手明槍であつた。
（二）松浦嘉左衛門　佐五右衛門入道洞雲の子。
（三）十面　澁面に同じ。
（四）有田權之丞　名は廣周。權之丞記之の子である。元祿十年二月歿。年四十六。法名乾應長號。
（五）筋氣の煩ひ　顏面神經痛の如きもの。

八五〇　鍋島直茂、主水茂里少年の頃の氣象を見て養子に定む

助右衛門殿話。

（一）主水殿御養子の事　直茂公御男子御座なく候に付て、御養子なさるべくと思召され、太郎五郎殿十二三歳の頃、御呼寄せ召置かれ、樣子御覽なされ候。或る時、（二）筑後の舞々を召寄せられ、御一門衆御寄合ひ、舞御聞きなされ候。羅生門にて、綱、鬼の手を切り、後に取返され候所を舞ひ申し候。一段濟み候て、皆々御感なされ候。直茂公の御後ろに、太郎五郎殿御座候を御見返り、「何と思ふぞ。」と仰せられ候へば、「各〻樣御感なされ候所は、私は感じ申さず候。唯私共成り申さぬ事御座候。これを感じ申し候。」と御申し候故、「何事にて候や、申せ。」と仰せられ候へば、「鬼の手を切り候事も、札立てに參り候事も、私は成るまじきとは存じ申さず候。今にても參り申すべく候。鬼にまで親孝行の者と思はれ候事、又一夜になり

候物忌みを、母分の人の恨み候とて、門を明けて入れ候様に、ふうけ候事、これこれが私共は成り申すまじき。」と御申し候故、直茂公御見返り、「こしやくなる奴かな。」と御叱りなされ候。此の以後、しかと御養子に御決定なされ候由。

（一）主水殿　初め太郎五郎と稱した。鍋島茂里。（九六七・註一）

（二）筑後の舞々　當時筑後の民俗舞曲で、筑後の幸若舞は天正十年山下城主蒲池鑑運が幸若舞の大澤次郎幸次を伴うて下り、家臣田中直種に傳習せしめたことに始つてゐる。現に福岡縣山門郡瀬高町大江に傳はつてゐる大江幸若舞の事であらう。

八五一　小姓志波喜左衞門、主君勝茂の切つた爪を手に載せて數ふ

（一）志波喜左衞門（最前は福山）御小姓役の時の事　勝茂公御代には、御家中の者、大身小身によらず、幼少の時分より御側に召使はれ候。喜左衞門相勤め候時分、或時御爪を御切りなされ、「これを捨てよ。」と仰せられ候へば、手に載せ候て、立ち申さず候に付、「何ぞ。」と仰せられ候へば、「一つ足り申さず候。」と申上げ候。「こゝに有り。」とて、御かくし召置かれ候を、御渡しなされ候由。

（一）志波喜左衞門　孝之。（四七八・註二）

八五二　中野數馬、御小姓時代から器量を示し自宅で試切りの稽古

（一）中野數馬御小姓の時、西目にて御鷹野の時分、鶴取飼御祕藏の御鷹にて候故、御

脇差にて鶴を御さしなされ候。數馬も在合ふ鶴をおさへ居り申し候が、指に御脇差中り、血流れ候へども何とも申さず、「そこを、こゝを、御突きなされ候へ〳〵。」と申上げ候由。後日に、「あいつは大膽のわらべなり。」と御意の由。又或時、御腰を御打たせなされ、頓て御寢入り遊ばされ候故、そろりと弓取り、御納戸へ糸針御用と申し候て請取り、針をまげ御泉水に投入れ、魚を釣り申され候に、大きなる鮒かゝり候を、はね申され候へば針にはづれ、御座の内にはね込み、公の御顏にあたり申し候故、御目さめ御覽なされ候へば、鮒飛廻り申し候。「さては、あいつが仕事。」と思召され、御呼びなされ候へども、御庭にかくれ居り申し候。「どこに居り候や。」と御さがしなされ候に付て、かくれ所なく候故、緣の下よりふと出で、ワンと申し候て、逃げ申され候由。若輩の時分より右の通りの器量にて、廿歲の時分は粗忽手荒く候由。御仕置者などこれある時分は參り候て、頸胴など乞ひ候て宿元へ持たせ參り、庭に据ゑ、ためし首は木の枝に懸け、弓槍にてためし申され候由。

（一）中野數馬　中野數馬利明（一七・註二）。鍋島勝茂の時の事で、明曆三年勝茂逝去の時は、利明三十歲であつた。

八五三　金丸郡右衞門、殿樣を思ふ誠實の一言で無實の罪が晴れる

（二）金丸郡右衞門籠居御免の節申し達し候事

も相成らず候故、息（三）左門殿何卒御用に相立てられ候樣にと、彼の御内方思召立たれ、御側の衆にも御頼み、若輩には候へども江戸御供仰付けられ、御懇ろに召使はれ候。然る處、寶永三年綱茂公長崎御越しの御留守に石井傳右衞門（年寄役）を左門殿部屋に招請、御袋も御面談候由。この儀御耳に達し、その座の爲體猥りに相聞え候由にて、傳右衞門浪人仰付けられ、靱負殿隱居、左門殿へ半知下され候。内方の事は靱負殿へ相任せらるゝの旨に候。右靱負殿へ仰出一通、金丸郡右衞門前廉内通仕り候と相聞え、寄親彌平左衞門殿へ御預け、番人附け、御究め數度これあり候へども、素より無實に付て段々申譯仕られ候。其の半ば、綱茂公御重病に付て大赦なされ、郡右衞門も差免され、御城罷出で、年寄衆へ申し達し候は、「私素より科少しもこれなく候を、無實の難に逢ひ、御改めに罷出で、一々申披き仕り、一箇條も落度御座なく候。然るを今度大赦に付て大盜人多久藏など同然に罷免さるゝと候て、有難きとは存じ奉らず候。然れども殿樣御病氣の段、籠居にて之を承り、御機嫌伺ひ奉らざる儀、猶々無念に存じ罷在り候處、今日罷出で御容體相伺ひ候儀、本望至極に存じ奉り候。」と申し達し候由。郡右衞門直の話なり。此の始終色々口達あり。郡右衞門科これなき事、右一言

（二）鍋島靱負殿、數年病氣にて御奉公

にて晴れ申し候なり。

（一）金丸郡右衛門　一久。初名勘七。軍兵衛貞長（昌登ともいふ）の子で、光茂の時代から祐筆役を勤め、寶永七年四月十九日歿した。年五十一。山本常朝より一つ年少であつた。葉隱に「金丸氏話」が多いが、これは同じく祐筆役を勤めた田代陣基が直接一久から聞いた事を輯錄したものであらう。先祖は安房平氏で、金丸彌三郎乘眞建武元年肥前に下向して藤津郡司となり、其の孫美濃守篤眞は小城郡晴氣で戰死し、其の孫眞基は朝鮮、その子孫七眞明は關ケ原の役で勢州阿野津、その子清右衛門連明は柳河陣で、その子清右衛門恒長（一久の祖父）は有馬陣で、いづれも戰死した。我が海軍創設の功勞者であつた海軍中將子爵中牟田倉之助は其の子孫である。

（二）鍋島靱負殿　名は茂敬。（諫早系圖には茂意とある）。市正茂村の子である。寶永三年隱居、正德三年九月歿した。年四十九。法名眞形院顯譽覺了法圓。妻は諫早豐前茂眞の六女で、享保十八年七月歿。法名松源院月譽實潭。

（三）左門殿　名は敬意。靱負茂敬の子で、寶永四年家督、享保三年八月歿。年廿八。

八五四　澤邊平左衛門切腹と山本權之丞（常朝）の介錯

天和二年十一月十一日（一）澤邊平左衛門切腹仰付けられ候。十日夜、內意これあり候に付て、介錯の儀、（二）山本權之丞へ相頼み候由申越し候。返書の寫（權之丞廿四歳の時なり。）

御覺悟乍案中に候。介錯の儀相頼まるゝ由、其の意を得候。一遍は御斷りをも申すべき儀に候へども、明日の儀、只今になり何角申す場にてもこれなく候故、則ち御

請合ひ致し候。人多き中、私へ仰聞けらるゝ段、身に取り本望に存じ候。此の上は萬端御心安んぜられ候へ。夜中ながら追附御宅へ罷出で、御面に委細申し談ずべく候。以上

十一月十日

右返書平左衞門見候て、「無双の紙面なり。」と申し候由。昔より侍の頼まれて不祥なる事は介錯に極り候由。その仔細は、首尾よく仕舞ひ候ても高名にもならず、自然仕損じ候へば、一代の怪我になり候。右紙面常朝控へ置かれ候。

八五五　大野千兵衞、掟を犯し、果し合ひの兄に助勢して褒めらる

（一）大野千兵衞追腹の事　千兵衞兄何某と、（二）蓮池の鍛冶（一説他國の（三）とぎとも）何某と、（四）衆道の遺恨にて双方申し募り候を、一門朋輩、色々扱ひ候へども治まらず、訴へ出で候。その頃、勝茂公は御在府にて御留守の儀、（五）甲州様御捌きなされ候。右の段聞召され、「相手向に打果すべく候。一人も助太刀致すまじく候。若し見次ぎ候者候はゞ、御仕置なさるべく」と仰出され、高尾繩手に垣を結ひ廻し、その内にて討果し候仕組これあり候。その日になり、見物人（六）沓の子を打ちたる如し。鍛冶は先に入り、大野は後に入り、「さても待遠かるべし、暇乞に隙入りたり。いざ。」と云ひて抜

合はせ、切先より火を出し、切結びけり。諸人片唾を呑んで見る所に、大野高股を打落され、はつたりと倒れしと見る時に、何者か垣を破つて飛込み、「のがさぬ。」と詞を懸け、鍛冶を只一刀に切伏せたり。大野が弟千兵衛なり。大野も即座に死したり。この事言上に及び候處、「堅く仰出され候。助太刀、不屆者に候。御仕置なさるべく」御詮議の時分、勝茂公御下國、右一々聞召され、「千兵衛は曲者なり。能く仕たり。目の前に兄を切られ、我が命の惜しきとて、見て歸らるゝものか。」とて、即ち御助けなされ候。さて、甲州樣御事は粗相なる御捌き、旅人の往還にて討果させらるゝ事は、以ての外の事共とて、きびしく御叱りにて候。右千兵衛は追つて御鷹師に迄仰付けられ、御一代御懇に召使はれ候。この御恩を以て、追腹仕り候由。この事、（七）千々岩長右衛門實母（八）明圓尼、覺え居られ候。右千兵衛子千兵衛は、長右衛門姉聟にて候。

この事、後年（九）大木道貫話に承り候趣、少々相違あり。道貫話に、（一〇）親兵部幼稚の時分にて、召使の肩に乘り、仕合を見申し候由にて、語り申され候由。高尾繩手（一一）ふたつきの北の方に矢來を結ひ、（一二）櫓口より見候へば、橋の眞東に當り申し候由。さて大野は早く參り居り、見物人大勢參り居り候へども、相手不參に付、晩景になり候故、最早相手不參と申し候て、見物人段々歸り申し候處に、「唯今參る。」と申し

候て又立ち歸り候。相手は唯一人、刀一本さし、編笠をかぶり、矢來の内に入り、笠をぬぎ捨て、左の手を出し、「たゞしられい。」と詞を懸け候。その時、大野は諸肌ぬぎ居り候を、脇より押し出し候。刀を抜き、（一三）ふりかくめ、打ち候時、相手拔合はせ、高く受け引迦し、大野が肩より背にかけ切り申し候。かくの如く、二太刀仕り候へども、曾て切れ申さず、皮計り切れ候樣に相見え候。その時、弟千兵衞走り懸り、相手を大げさに一太刀に切伏せ申し候。右の段御耳に達し、大野は切腹、千兵衞は御免、後に御鷹師に召成され候。相手は他國のときにて候由。刀持ち申さず候て遲く參り候と、後の沙汰なり。その刀、後日に兵部求め候て、ためし習ひに仕り候が、なまくらに候由。根元、衆道の遺恨の由。千兵衞は追腹なり。

（一）大野千兵衞　勝茂時代の御徒歩で、明暦三年三月廿四日勝茂逝去の時追腹した。
（二）蓮池　神埼郡蓮池村（蓮池藩）。
（三）とぎ　研師。
（四）衆道　しゆだう。男色。
（五）甲州樣　藩池藩祖鍋島直澄。
（六）沓の子　靴の底の釘。「沓の子を打ちたる如し」は、多數の人が殺到する事の形容。
（七）千々岩長右衞門　名は敏知。嘉右衞門賴敏の養子で、實は手明槍下村藤右衞門の子である。
（八）明圓尼　下村藤右衞門の妻。

（九）大木遠貫　大木朝貫。八右衛門、後に勝右衛門と稱した。（八二一・註七）
（一〇）親兵部　大木兵部丞知昌。（九五一・註二）
（一一）ふたつき　佐賀郡巨勢村大字牛島字二接。樽口の北方二町程の所。
（一二）樽口　かまへぐち。佐賀市の東端牛島町から高尾　神埼に通ずる出口である。
（一三）ふりかくめ　振りかざすに同じ。

八五六　何某、町人に燒附鉾を突き碎かれ、外聞を恥ぢて默過す

横尾氏話。何某京都にて刀の鋩はづされ候事　御供立に何某罷登り、當春御借銀御用にて、江戸より京都へ罷越し候。一夕町人の所へ參り、歸りさまに刀を取り候へば、拔けかゝり居り申し候。早氣附き、さらぬ體にて暇乞いたし歸り候。扨鉾を見候へば、（一）突きたゞらかしこれ有り候由。此の事、心安き衆に、江戸にて話仕り、是非に及ばざる次第、御家に恥をかゝせ候と口惜しく候は、燒附鉾にて候故、突きたゞらかし候て召置き候。手前ならぬ故に恥をかき候。斯樣の時分、金鉾をはづさせ候てこそ、御外聞迄取り申す事。」と申し候由。

（一）突きたゞらかす　突いて滅茶々々に傷つけること。

八五七　田中彌兵衞、逆恨みの中間に寢込を窺はれ拔打に切捨つ

（一）田中彌兵衞下人切り候事　彌兵衞江戸詰の時分、中間不屆候故、稠しく呵り

申し候。其の夜半時分、階子を上り候音を、彌兵衛聞付け候。不審に存じ、そろりと起き上り候て、脇差をひつたて、伺ひ居り候へば、右の中間脇差を抜き参り候。飛びかゝり、一刀に抜打仕り候。運強き仕合はせに候由、數人の話に承り候。

（一）田中彌兵衛　久利。光茂時代の侍である。元祿八年八月歿。年六十五。

八五八　高木金左衛門、夜中己れを附狙ふ男達を一刀に切捨つ

（一）高木金左衛門江戸にて男達切り候事　高木江戸御供にて罷登り候時分、主水殿御家來相良市左衛門罷登り候。金左衛門心安き間に候故、慰みの爲三谷へ參る約束致し、市左衛門は先に遣はし、金左衛門は隙入り、夜に入り罷越し候。土手の中程にて、男達と見え、金左衛門を附け參り候。早見取り候に付て、人通の絶間見合はせ、一刀に切捨て罷通り候由。數馬話承り候なり。

（一）高木金左衛門　忠永。後、市右衛門盛永と改めた。實は池田太郎右衛門眞忠の次男で、高木與三兵衛盛貞の養子となつた。貞享二年七月歿。法名巖譽凉莊。

八五九　嬲られて默つてゐる者はすくたれ、嬲つた者は切られ損

（一）德久殿殿中にて双傷の事　德久何某、人にかはりたる生附にて、ちと、ぬけ風に相見え申し候。或時、客人招請候て鰌膾を仕られ候。その頃、諸人「德久殿の鰌

膽」と申して笑ひ申し候。出仕の節、何某右の事を申出し、なぶり申し候を、拔打に打捨てられ候。この事御詮議になり、「殿中にて粗忽の仕方に候間、切腹仰付けらるべき」旨申上げ候。直茂公聞召され、「人よりなぶられて、だまりて居る時はすくたれなり。殿中とて場をのがす筈なく候。人をなぶるものはたはけ者なり、切られ損。」と仰出でられ候由。

（一）德久殿　天正十二年島原陣に戰死した德久新右衞門の子孫か、詳かでない。

八六〇　鍋島直茂從者川副小左衞門、神代勝利から小刀を貰つて切腹

（一）神代勝利より小刀　（二）得候　川副小左衞門切腹の事　隆信公より御使にて直茂公（三）千布の住吉の宮にて勝利と御參會成され候。其の節社務より熟瓜出で候を、御小姓川副小左衞門に、（四）「つくり候へ。」と仰せられ候。則ち手水いたし、作り申すべくと仕り候處、小刀これ無く候。勝利小刀を出され候にて、作り申し候。作り仕舞ひ候時、「其の小刀は、そなたに進じ申す。」と申され候に付、おし戴き、はいり申し候。直茂公御歸り、隆信公へ御用の趣御上げられ、翌日小左衞門を直茂公御呼び、「小柄を打碎いて見候へ。」と仰せられ候。小左衞門不合點に候を、重ねて御詞あらく仰せられ候に付て、打碎き候へば、上は赤銅にて候が、下は金にて候。「斯樣に有る

べしと存じ候。若年の時分より仕立て、不憫の事ながら、行懸り、（四）腹切らねばならぬ。」と仰せられ候故、卽座に切腹仕り候由。

（一）神代勝利。（六五二・註一）

（二）得候　貰ふ事。今も、佐賀地方では「誰々から貰つた」といふのを「誰々から得た」といふ。

（三）千布の住吉の宮　今の佐賀郡金立村大字千布に在る村社住吉神社。康和二年攝津住吉宮の分靈を勸請して創設した社で、特に武門の神として崇敬されてゐた。參會の年月は詳かでないが、龍造寺　神代第一回の和睦は天文廿二年で、直茂十六歲の時であつた。勝利は永祿八年（時に直茂廿八歲）五十五歲で歿した。

（四）つくり候へ　「つくる」は皮を剝いで裝ふこと。

（五）腹切らねばならぬ　何故の切腹か。知らぬ事とはいへ、苟且にも敵將から貴重な品を貰つて情實を作つた責任は免れぬとの意味にも解せられる。但し、川副小左衞門が聞書第六勝利の聞者小副川左衞門（七二三參照）と同一人であるとすれば、この場合勝利が計畫的に左衞門の功を賞し褒賞として與へたもので、直茂の炯眼之を見拔いたことになる。この見方が妥當のやうである。

八六一　中野李之助、墨田川船中で無禮を働いた男達を斬る

（一）中野李之助隅田川にて男達切り候事　李之助小船に乘り、凉みに出られ候に、男達乘込み、樣々無作法を盡し、船端にて手水つかひ候處を見すまし、首を打落され候。首は川に落ち申し候。人の見附けぬ樣に、手早くからだには物をかぶせ申され候。さ候て、船頭に申され候は、「此の事沙汰仕るべからず、隅田川の上に漕ぎ

登せ、死骸を埋め呉れ候へ。金子を澤山とらせ申すべし。」と申され候に付て、右の如く仕り候。潟に埋め候處を、船頭の首切落し、直に歸られ、世上に何の沙汰もこれ無く候由。此の時李之助船に、陰間若衆一人乘せ置き申され候。男伊達を切り候時、李之助申し候は、「其方も男なり。若輩にて切習ひたるがよし。」と申し候に付、死骸を一刀切り申し候。夫れ故後日口外罷成らず候由。

（一）中野李之助　良純。（四三二・註一）

八六二　千住善右衛門等家中同士の江戸喧嘩、止めを刺すは意趣打

（一）千住善右衛門討果の事　綱茂公御在江戸、御式臺御使御供等相勤め候人の内、（二）西二右衛門　（三）深江六左衛門　（四）納富九郎左衛門　（五）石井源左衛門などは若手の器量者、其の内二右衛門は馬藝名人の名を取り候。不斷衣裝鏡を立て、木馬にて身形を吟味し、小袖袴の仕立樣まで好み、江戸に隱れもなく、馬乘袴と申す事は二右衛門より始り申し候。其の比男達と申す事これ有り候。二右衛門事は屋敷男達の内にて候。幾人ともなく辻切をも仕り候。二右衛門六左衛門親々大身に候へども、部屋住故從者五六人にて相勤め候。馬上に成らざる事を殘念と掩て存じ居り候。然る處に、善右衛門を若殿樣附に、馬上にて差越され候。夫れにつき、何れも下座になり、二右衛門六左衛門は素

より九郎左衛門　源左衛門などゝも、あれ體の者におし下され候事を遺恨に存じ候に付、初めて登りの善右衛門に指南は仕らず、結句色々の事にて手をつかせ、仕損じさせては取懸り、笑ひ劬ひ候。善右衛門奉公しかと、のだち申さゞる樣に相成り候。夫れ故御斷り申すは是非に及ばず、勤め候時は、彼の四人の者共より仕附けられ候事無念に存じ、討果すべくと存じ極め候と相聞え候。（六）二月朔日御目見以後、「右四人の衆今夜話申すべく候間、私小屋に御出で候樣に。」と善右衛門約束致し候。右の宿意はいづれも存じ當らず、二右衛門　六左衛門　九郎左衛門　源左衛門參るべしと申し入れ候。さて善右衛門は馳走など申附け、二階にて書置を認め候半ば、（七）馬渡忠兵衛殿ふと參り懸り候。「客來これ有る筈と相見え候。誰にて候哉。」と名を聞き、「然らば留りて話し申すべし。」と申され候に付、「左樣致され候へ。是にちと書き申す物候。」とて、片隅にて書き仕舞ひ申し候。夫れゆゑ書置不埒にこれ有りたる由なり。後御目付（八）石井傳兵衛も參り合ひ候を、色々申し候て歸し申し候由。これは主水殿へ心安くいたし候に付て、傳兵衛難を遁し申す心入なるべしと、後に沙汰これ有り候由（此の一事は主水殿家の話なり）。さて二右衛門　六左衛門　九郎左衛門參り、源左衛門は障り候て參らず候。終夜の馳走にて、夜明方に何れも「歸り申すべし。」と申し候を、善右衛門申

し候は、「粥を煮させ申し候間御控へ候へ。」と申し候。「いや粥は望もなし。」と六左衛門　九郎左衛門は起上り居り申し候。二右衛門起直り候處を、善右衛門居直り、「覺えたか。」と拔打に首打落し申し候。忠兵衛飛び懸り、善右衛門脇差持ち候手をひしと取り申し候時、「そなたは構ふ人にてなし。」と突きはなし候へば、忠兵衛びんロに疵附き、二階より下に落ち、絕入仕り候。さて夫れより直に九郎左衛門に切懸り申し候故、拔合はせ火を散らし切結ぶ。六左衛門は何とも心得ず、意趣の覺はなし、双方朋輩なれば何とすべきやと、先づ脇差を拔き、二人が勝負を伺ひ居り候。然る處に善右衛門下人兩人拔身を持ち、階子を上り、六左衛門の脊中を二刀立割に切附け候。六左衛門ふり返り、たゝみ打に打ち申し候に付、下人どもは上り得ず、下に居り候。又二人が勝負を伺ひ居り候處に下人共下より上り候ゆゑ、又叩き落し、幾度ともなく追下ろし申し候。然る處に九郎左衛門打倒れ候。其の時六左衛門詞をかけ候は、「善右衛門是はどうか。」と申し候へば、「其方も、のがさぬ。」と切懸り候。心得たりとて切結び、双方數ケ所手負ひ、時を移し候處、九郎左衛門切伏せられながら、善右衛門が飛廻り候あたりを、見すまし、寢ながら、「口惜しい」と云うて、横にはらひ、善右衛門が高股打つて落し候に付て、則ち打ちまろび候。六左衛門乘懸り、止めをさすべきと仕

り候が、ふと存附き候は、「我に意趣の覺なし、とゞめをさせば意趣打になる。是は是非なく切りかゝられて、切捨て候ものなるべし。」と。扨未だ九郎左衛門善右衛門は息通ひ居り候へば、「誰ぞへ引合はせ置きたし、三人ながら切死し、我一人生きて居て、後日に證據なし。さらば御目付に申し達すべし。」と存じ候へども、深手を負ひ氣分悪しく候を齒噛をなし大小さし、扨階子を下り候時に、定めて下には下人共、待懸け居るべしと存付き候へども、のがれぬ所と覺悟を極め、かけ下り候へば、下には一人もなし、是を幸に石井傳兵衛小屋に參り、右の次第申達し候へば、始終を聞いてから、「我等一人承りては見分も罷成らず候間、同役へ仰達せられ候へ。」と申す。此の時の遺恨一生散ぜず候由。然れどもよき樣に取合ひ、最早打倒す氣分に候へども、唯（九）がばかりにて、（一〇）福地市郎兵衛小屋に參り候へば、老人打ちわらひ、「さて〳〵若い衆は左樣にあらでならず、我等參りて見屆け申すべし。」と則ち連れ立ち、出で申され候。此の時の嬉しさ終に忘られず候由。扨市郎兵衛高股立取り、血の中に踏みぬかり、二人に詞を懸け候へども物言埒なし。書置を見申され候へども不埒に候故、「此の分なり。」と立出で申され候へば、善右衛門は間もなく相果て候。九郎左衛門は疵癒え申し候。右の次第言上に及び、九郎左衛門六左衛門何の事もなく相濟み候。是偏に、とゞめさし申さゞる

處、意趣討にてこれ無き證據に相成り候てなり。六左衞門始終の働、偏に運に叶ひたる事共にて候。切合ひ候時脇差がよわくして思ふ樣になく、木刀がな打倒してくれんものをと計り存じ候由。右の始終六左衞門直の話、常朝承り候と、（二壽量庵にての話なり。相違も、これ有るべく候へども、此の如く承り覺え候。九郎左衞門は疵平癒、以後御番を一度相勤め、間もなく餘の病氣にて相果て申し候由なり。扨又二右衞門右の仕合せに付、親五太夫子これ無く、小川舍人弟養子仕り、孟事の節申渡し候は、「二右衞門事、當の太刀を討たず相果て候。武運に盡きたる者にて候。子々孫々に至る迄二右衞門が弔仕るまじく候。斯樣の者の跡を弔ひ候へば、冥加盡き申す事に候。我等今迄弔仕らず候。此の事屹度申渡し候」由、申し候なり。忠兵衞沙汰あり、武藤善兵衞忠兵衞緣組仕り置き候。此の後武藤より緣切り候由なり。

（一）千住善右衞門　兼之。久左衞門重之の嫡子。本文切死の時は三十三歲であつた。

（二）西二右衞門　道一。五太夫道全の嫡子。

（三）深江六左衞門　尙持。實は關千左衞門尙利の子で、深江吉右衞門昌武の養子となつた。深江氏先祖は、高來郡深江村地頭で、安富を姓とし、伯耆守純治天正中龍造寺隆信に仕へ、島原陣で隆信と共に戰死、其の子純泰一族二百餘人と共に佐賀に來り住み、姓を深江と改めた。昌武はその孫である。尙持後に御年寄役に進み、寶永六年八月廿三日歿した。年六十八。山本常朝と同時代の人である。

（四）納富九郎左衞門　九郎左衞門利房（六一五・註一）の次男。
（五）石井源左衞門　正澄。（一三七・註五）
（六）二月朔日　延寶元年。
（七）馬渡忠兵衞　俊親。天和四年二月歿。本文「絕入」は氣絕したこと。
（八）石井傳兵衞　信宗。淡路茂宗の四男で、鍋島主人武興の弟である。寶永六年五月六日歿。年七十五。法名鐵關宗無。
（九）がばかり　我ばかり。意地　我慢。
（一〇）福地市郎兵衞　重忠。六郎右衞門家定（九四一・註一）の次男で、吉左衞門貞長（四四九・註一）の弟である。延寶八年二月歿、法名月叟道珊。
（一一）壽量庵　山本常朝の黑土原草庵附近にあつた庵で、寶永七年八月常朝がこゝに留守居をした『壽量庵中座の日記』がある。

八六三　秀島二右衞門、口論に負けて同僚高木與右衞門を打果す

（一）秀島二右衞門打果の事　二右衞門（二）高木與右衞門兩人ながら、光茂公の御側衆なり。（三）三月廿八日に與右衞門宅へ二右衞門見舞申し候。出合ひ候へば、「何か御隙入相見え候」由申し候處、「唯今灸治仕かゝり居り候。」と申し候故、「さらば歸り申すべし。」と申して暇乞致し歸り申し候。暫くして又參り候に付出合ひ候處、唯一打に大袈裟に切殺し候。女房驚き走り出で、與右衞門を抱き立て候へば、二右衞門は庭の方へ下り申し候。女房聲を立て、「下人共、あれ切留めよ。與右衞門殿を切殺したぞ。」

と申し候に付て、下人共駈付け候へば、二右衞門は早自害致し、相果て候。書置には、與右衞門と口論致し、我等ひけを取り申すと沙汰御座候に付て打果し候。」とこれ有り候由。終に沙汰なき事なり。亂心と相聞え候。双方跡式潰れ申し候。與右衞門屋敷は後家に下され候。(四)原權兵衞姉なり。右屋敷に付話あり。

(一) 秀島二右衞門　名不詳。元祿の始切米十五石を受けてゐた。
(二) 高木與右衞門　次郎左衞門の子。この時四十五歳。
(三) 三月廿八日　元祿八年。
(四) 原權兵衞　玄篤。初名清右衞門(五二六・註二)。屋敷は今の佐賀市鷹匠小路であつた。

八六四　鶴五郎右衞門、辱しめられて同僚福岡安右衞門を打果す

鶴五郎右衞門打果の事　五郎右衞門御能役にて、夜中歸り候節、御城にて、刀見え申さぬ由申し候に付、穿鑿仕り候節、福岡安右衞門申し候は、「士の刀を失うたと申す事有るものか。」と、恥しめ申し候。刀は置處違ひ候や、又餘人直し候や、脇より見出で候て歸り申し候。五郎右衞門此の一言を憤り、翌朝早天に安右衞門宅へ仕かけ、打果し申し候。子供兩人出合ひ、五郎右衞門を打留め申し候。五郎右衞門は部屋住にて候。安右衞門跡式潰れ申し候。子供への仰渡に付て話これ有るなり。扨又安右衞門姉聟屋敷内に居り申し候が、「右切合の節は水汲に參り居り、懸合ひ申さず、事濟

み候てより參り候」山申し出で候。尤も御構これ無く候。右の者は青木八郎兵衞組の者にて、（一）大木左助組内にて候。右の樣子左助承り、「必定逃げ申す爲と相見え候。早朝の事にて候に、懸合ひ申さぬ筈にてこれ無く候。組内にすくたれ者置いてはならず、樣子を聞くべし。」とて、潛に右の者を呼び、座敷にて直に究仕られ候。此の者申し候は、「此の上は是非もなき事に候。有體は私駈附け見申し候に、子供兩人にて中々手に及び申さぬ樣子にて候故、棒にて先づ五郎右衞門刀を打ち、たゝきふせ、子供へ切らせ申し候。左樣に申し候へば、子供外聞惡しく候故、私は參り合はせず、子供計りにて仕留め候と、申し出で候」由申し候に付て、潛に褒美仕られ候とも申し候。又五郎右衞門下人は、宿元へ歸り候に付て、生害仰付けられ候由。

（一）大木左助　八右衞門道貫（八二一・註七）。本文の青木八郎兵衞は大木組にはゐない。廣木八郎兵衞の誤であらう。鶴五郎右衞門　福岡安右衞門共に不詳。

八六五

すはといはゞ眞先、「この六郎左衞門より先には一人もやらぬ」

（一）永山六郎左衞門組の者へ物語の事　組の者振舞の節、六郎左衞門申し候は、「秋津島といふ事を知りたるや。」組の者ども、「存ぜず。」と申す。「日本の事なり、その日本

秋津島は廣きものと思ふか、狹きものと思ふか。」と問ふ。何れも、「廣きもの。」と申す。「その廣きものを六尺の棒にて打ちたらば打當つべきか、打遖すべきか。」と問ふ。皆、「打當て申すべし。」と申す。「ざつと濟みたり、よく心得たり、確とさう覺えよ。然らば今天下泰平なりと雖も、不意は今の事も知れず、若し唯今にても、すはといはゞ三十人の其方共を召連れ、眞先に進んで命を捨てん事、六尺棒にて日本秋津島を打當つるよりは慥なる事なり。この六郎左衞門より先には一人にてもやらぬなり。心得たか。」といふ。皆、「心得ました。」と勇み進む。「然らば飲め。」とて、飯器にてもり渡し、飲ませ候由。

（一）永山六郎左衞門　名は貞宣。祖父九右衞門永興は元川上神社の大工で、鍋島勝茂の時棟梁となり、上方御普請に御用を勤め、其の子十兵衞貞明、物成百十六石餘を拜領。貞宣は究役 鐵砲物頭となつた。貞享二年四月八日歿。年五十四。幕末時代鍋島直正（閑叟）に仕へて忠勤を勵んだ永山十兵衞貞武（二水）は其の後裔である。

八六六　陣屋での嗜みが肝要、ちよつと坐るにも敵陣に近く

（一）松浦洞雲有馬話の事　洞雲申され候は、「若年の時分、（二）有馬陣に罷越し候。今存じ候に、防戰の場にての手柄は、仕合はせ次第にて候。陣屋にての嗜みが肝要にて候。嗜みと申すは一寸なりとも敵陣の方に坐り候者は、諸人剛の者と見申し候。夜話などもこれあり候が、先の陣屋へ參り候は、よく見え申し候。後の陣に參る者は、

早臆病者と見え申し候。若き衆の心得置くべき事。」と申され候由。(三)馬場氏話。

(一) 松浦洞雲　松浦佐五右衞門透運の事。(三九五・註一) 出陣は廿八、九歳の時である。

(二) 有馬陣　寛永十四　五年に亙つた島原の亂をいふ。

(三) 馬場氏　馬場權太郎重寛。十兵衞重員の子である。元祿二年父重員　祖父重好共に浪人し、後重寛早世して家を繼がなかつた。

八六七

士は義理の爲に命を捨つるが本意、取違へると恥をかく

(一) 牛島新助雜言申し候事　御禮日に登城の面々、御式臺に集り居り候中にて、或人新助へ申され候は、「そなたの屋敷の林は、扨々見事にて候。よき竹にて候。御城下には外にこれ無く候。普請用に竹を所望申し度し。」と申され候。新助申し候は、「其方の女房の樣に、拙者が屋敷の竹は賣物にてこれなく候。序に尋ね申すべし。其方の女房は離別なされ候へば、其の女房のもたれ候子には定めて跡はくれらるまじきと存じ候。如何なされ候や。」と、にがく〳〵しく申し候に付て、返答もなく赤面にて座を立たれ、無興の由。又或人江戸御供に罷登られ、御下り前に、「女房に土産の帷子調へ候。」と話し申され候に付て、(二)中野金右衞門申し候は、「それは前の內儀へか、今の內儀へか。」と申し候。返答なし。又申し候は、「前の內儀へ土産なりとも持つてござらずば、よくあるまい。」と申し候。一座無興にて候。是は先年金丸氏話に承り

候。士は義理の爲に身命を捨てゝこそ本意なれ。古の事を聞いても今涙を流すものなり。一度義理を取違へ候者は、行先々々にて恥をかき、面あてのみにあひ、それも恥と思はぬは士畜生なり。

（一）牛島新助　眞家。清右衞門眞經（七八七・註二）の孫で、父は清右衞門眞良といふ。寛延二年十月歿。

（二）中野金右衞門　近右衞門貞明の事であらう。數馬利明の三男で、中野近右衞門弘明の養子となつた。享保十七年二月十五日歿。年六十。法名眞是院不性日善。

八六八　牛島新五郎、蟄居飢死を覺悟に科なき女房を離別せず

（二）牛島新五郎女房の事　新五郎事、綱茂公御懇に召使はれ候處、女房の兄權藤七兵衞、惡所へ參り候事顯然に付て、江戸にて御仕置仰付られ候。綱茂公は、惡事見懲しの爲と思召され、一門端々迄きびしく遠慮仰付られ候。新五郎儀も小舅の惡儀に付て、早速江戸より差下され、蟄居仕り候事三年にて候。その内に一門同組共より申し候ば、「是非共女房に暇を出し候へ。その時は元々の如く召使はるべき事に候。今四石の身代にて、何をながらへ申すべきや。」と、度々意見申し候へども、新五郎承引仕らず、「全く女房にほだされ、暇を出し申さぬにてはこれなく候。我が身よかるべきとて、科もなき女房に暇くれ申す事は、義理なき事に候。飢死いたす覺悟に極め候

間、御構ひあるまじく。」と申し候由。

（一）牛島新五郎　名は重胤。兵左衛門重忠の子である。寛永五年手明槍、享保元年侍となり、元文元年歿した。法名淨空。此の事、元祿十年の出來事で、小石千右衛門、野田二右衛門の兩名も七兵衛と同罪で苗木山牢屋に入牢、追つて切腹仰付けられた。（五二三參照）

（二）四石の身代　蟄居中のあてがひをいふ。

八六九　鍋島左太夫、舅浪人の故を以て斷じて科なき嫁を去らず

（一）鍋島左太夫嫁の事　左太夫子、（二）内藏之助女房は小川舍人娘にて候。舍人浪人、綱茂公思召入これある由に付、御代になり候てより、左太夫へ、「是非々々嫁を返し申され候樣に。」と申したる人これあり候へども、「科もなきを返し申す事は、たとひ如何樣に不首尾に候とても、罷成らず候。」と申し切つて居られ候。右嫁程なく死去にて候故、（三）石井縫殿娘緣組にて候。この節も、舍人近緣の事に候間、しかと無用と申す人多く候へども、「とかく緣柄の儀に候へば、彼一類より取らねばならぬ。」と申して、又々緣組仕られ候由。

（一）鍋島左太夫　名は種之。鍋島内記種世の子。一溪と號した。享保十六年正月廿七日歿。年八十九。法名一溪宗無。墓は神埼郡仁比山村種福寺にある。

（二）内藏之助　名は種良。初め平兵衛　内記　與十郎と稱した。享保九年六月晦日歿。年五十。

（三）石井縫殿娘　石井勘解由常尙娘の誤。卽ち石井縫殿常興の妹である。常尙の妹（石井縫殿常辰の娘）は小川舍人俊方（七九二・註一）の妻。常興の後妻は俊方の養女で、小川と石井とは緣邊で

ある。左太夫一家の墓は種福寺にある。

八七〇 刀が折れたら手や肩で仕合ひ、肩を切られたら敵の首を喰切れ

（一）大木前兵部勇氣勸めの事　兵部組中參會の時、諸用濟みてよりの話に、「若き衆は隨分心掛け、勇氣を御嗜み候へ。勇氣は心さへ附くれば成る事にて候。刀を打折れば手にて仕合ひ、手を切落さるれば肩節にて（二）ほぐり倒し、肩切離さるれば、口にて、首の十や十五は、喰切り申すべく候。」と、每度申され候由。

（一）大木前兵部　名は統清。兵部丞知光の子である。先祖は宇都宮氏で、狩野將監泰氏、吉野朝時代征西將軍宮懷良親王に從うて九州に下り、各地に轉戰して功あり、筑後國三池上妻山門各郡を領し壹州の守護を兼ねた。舍人助資知の子佐渡守知長山門郡大木城主となり、始めて大木氏を稱した。六代の孫鎭堯、天正九年柳河城主蒲池鎭並父子一族が龍造寺隆信に誘殺された時大木一族大半と共に殉死し、その後鎭堯の子知光は大木城を守つてゐたが、隆信島原戰死後鍋島直茂柳河城に入り筑後の大半を從ふるに及び、知光は直茂の勸誘に應じ、一族郎黨八十餘人を率ゐて鍋島氏に屬するに至つた。これ大木氏が鍋島家に從屬した始めである。次いで天正十四年龍造寺政家知光を肥前に招いて采地を養父郡瓜生野（今の三養基郡鳥栖町）に與へ、後同地が小早川隆景の領地になつたので、代地として神埼郡橫田村（東脊振村）を與へた。統清は永祿十一年筑後大木城に生れ、初名半介、母は同國矢嶋氏の女である。天正十一年十六歲の時豐後大友義統の諱を授けられて加冠し、隼人助統清と稱し、後兵部丞に改めた。父知光が鍋島直茂に歸服した時、

統清は父の命によつて豐後大友氏の許に赴いたが、居ること二年、天正十三年肥前に歸り、父子共に直茂に從うて筑後に出陣し、柳河陣、八院の役などに加つた。後朝鮮陣に從ひ戰功あり、關ケ原役にも從ひ、有馬陣（島原の亂）には七十一歲で從軍し特に殊勳を立て、寬永十七年七十三歲の時一門によつて大木組が編成され、その大物頭（寄親）となつた。本文組中參會とあるのはこの大木組の事である。又寬永十九年、藩主鍋島勝茂が筑前藩主黑田忠之と共に長崎防衞の重任を受けて下國した時には統清もこれに從うて下り、勝茂の命により七十五歲の老齡を以て先づ長崎に赴いて浦々島々を檢分し、番所を神ノ島に設け、爾來佐賀藩御番の宰領として盡瘁する所多く、その頃肥筑兩藩の不和を慨き、監司井上筑後守に談じて兩藩の和親を圖るなど斡旋大いに努めた。これより先、鍋島直茂直傳のカチクチの軍法を編制し（一・註二五）、又正保元年肥前國繪圖作成の事に携り、慶安四年五月には、勝茂の命により特に老功者の故を以て視聽覺知抄　先考三以記の編纂に關與する等（一・註二七）、文武兩道を通じて終生佐賀藩創業の基礎を固むることに貢獻した。慶安四年九月廿日歿。年八十四。法名裏翁宗清居士。墓は神埼郡東脊振村大字大曲字横田西往寺にある。其の歿するや、藩主勝茂は「主水　安藝（鍋島主水茂里　同安藝茂賢兄弟）死して後當家に武功ある者は唯兵部のみで、我之を鉗（ヒしぎのごとくはさまれ）裂と謂つたが、我に先つて死んだのは殘念至極である。」と痛惜し、筑前藩主黑田忠之も使者を遣はして賻物を靈前に供へた。葉隱と同時代の物と思はれる『老士物語の箇條覺書』には、「大木兵部毎朝大小拭ひ、飯後出宅に拭ひ、歸りて拭ひ、寢候時拭ひ申され候由。」とある。本文前兵部とあるのは孫兵部丞知昌（元祿三年歿）に對した稱呼で、單に大木兵部と書いた寫本もある。大木伯爵家は統清の末弟知明から出た傍系で、喬任遠吉兩伯の墓も西往寺にある。大木一族の略系は左の通りである。（六六九參照）

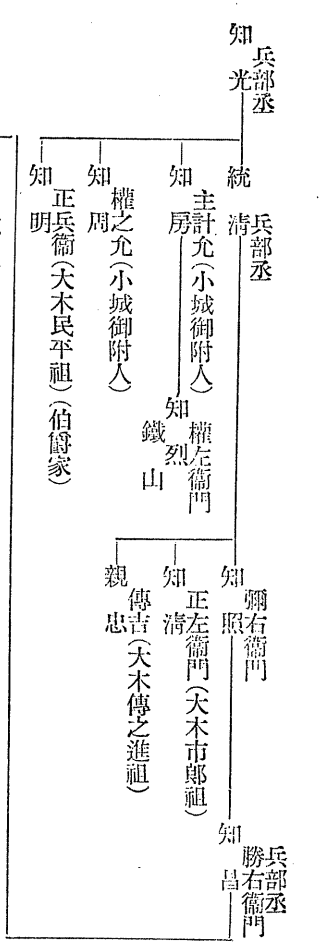

（二）ほぐりす倒す　押しこくつて倒すこと。

八七一　石田一鼎、舊領地の者を使はずば名公方と、綱吉新將軍を評す

綱吉公御世替りの時一鼎見立ての事　（一）嚴有院薨御、綱吉公御代になり候事相聞え

候に付て、石田一鼎梅の山より（二）岡部見理へ見舞ひ候て、「新將軍は何と御考へ候や。」と申され候へば、「そなたは何と思召し候や。」と申され候に付て、（三）「館林より一人も手元に召使はれず候はゞ、良き公方にてこれあるべく候。是より外當然の考これなく候。爰にてよしあしを見申すべく。」と申され候へば、見理申され候は、「我等も左樣に見申し候故、聞合はせに江戸に遣はし候が、未だ返答これなし。」と申され候由。

（一）嚴有院樣　將軍德川家綱。薨去は延寶八年五月八日である。年四十。
（二）岡部見理　岡部宮內重利入道賢理のこと。（二〇二・註二）
（三）館林　綱吉の舊領地上野國館林。

八七二　小山平五左衞門の母衣脫ぎ話「二十人一度にはらり」

（一）小山平五左衞門高麗にて母衣脫ぎ候事　（二）高麗御陣の中、高き所より、直茂公、下を御覽なされ候へば、母衣武者ども、皆母衣を脫ぎくつろげ居り申し候。公以ての外御立腹、「陣中にて、物具を脫ぐ事不覺悟なり。何某參つて、母衣を一番に脫ぎ始め候者を、承りて參るべし。その締り申附くべし。」と仰せられ候。御使參り、右の如く申し候へば、何れも驚き、「何と申上ぐべきや。」と申し候時、小山平五左衞門申し候は、「廿人の母衣武者共、目と目をきつと見合はせ、一度に母衣をはらりと取り申し候。」と

申す。御使歸りて申上げ候へば、直茂公、「にくい者共かな。それは小山平五左衞門が申すべし。」と仰せられ候由。小山は（三）龍造寺右馬大輔殿の子、武勇の人なり。

（一）小山平五左衞門　名は茂成。初め龍造寺太郎九郎信成といひ、龍造寺伯耆守盛家（入道日勇）の曾孫である。平五左衞門、小山氏を名乘つて鍋島直茂に仕へ、四百廿石を知行し、元和二年三月歿した。法名天安龍眞。

（二）高麗御陣　朝鮮征伐。

（三）龍造寺右馬大輔　名は信門。日向守信以の次男で、實は朝日近江入道宗贊の子。天正十二年三月廿四日島原陣で戰死した。

八七三　福地吉左衞門態と酩酊し、主君の鶴料理接待に氣轉を利かす

（一）福地吉左衞門鶴御料理の時御請けの事　勝茂公御客御振舞ひ、鶴の御料理御座候に、御客人仰せられ候は、「御亭主樣は白鶴黒鶴など上り分けらるゝと承り候。その通りに候や。」と御申し候に付、「成程たべ分け申し候。」と仰せられ候。「さらば唯今の御料理は何と上り候や。」と御申し候に付て、「眞鶴にて候。」と仰せられ候へば、御客分、「いかにしても不審に御座候。御膳方の衆御出し候へ。承るべし。」と候に付て、「福地吉左衞門參り候樣に。」と仰出され候。この事吉左衞門物陰より承り候て、御臺所へ參り、大盃にて數盃續け酒を呑み居り候處、召させらるゝと度

度申し來り候へども罷出でず、暫くして御座に出で候へば、御客方御尋ねなされ候。吉左衛門不調法になり、「白黒鶴、いや眞白鶴、黒鶴。」などと埒もなく申し候に付て、公御叱りなされ、「たべ醉うたるさうな、引取り候へ。」と仰せられ候由。かねて勝茂公の御意に、「人は四段ありと思ふなり。急々、急だらり、だらり急、だらり〳〵なり。急々はなきものなり。福地吉左衛門などは急々に似たる者なり。だらり急も少なし。中野數馬どもなり。急だらりは多し。大方だらり〳〵計り。」と仰せられ候由。

（一）福地吉左衛門　貞長。（四四九・註一）（此の項四四九參照）

八七四　老巧者の竿盜人詮議、「あつさり云うて人を助けてはどうか」

（一）或御方竿盜御改の事　或御方へ請役所役者中御振舞これ有り候節、竿失ひ候人これ有り候へども、其の分にて歸られ候。その様子、家老も見取り候に付て、客人歸り候後、主人へ申達し候に付て、先づ、「表門裏門、所々の外口鎖おろし候様に。」と申附け、詰中上下殘らず御寄せ、直に御申し候は、「我等身上滅亡一夜限に候。客人を招いて道具を失はせ、明日より人に面を合はせらるゝものか。今詮議をして我こそ取り申し候とは申すまじく候。此の上下數人の内に取りたる者有るには極りたり。然れば是非なき事ながら、家老を始め片端より手打を致し、明日より我等は引入る覺

悟に極めたり。いかにしても科なき者を數人殺し候事不憫なり。夫れにても斯様にせねば一分立たざる所なり。いづれ死ぬ命なれば、是にて涼しく云うて人を助くるにては有るまいか。」と御申し候時、「私盜み申し候。」と申出で候。則ち下屋敷にて生害とも申し、又手打とも申し候由。或人の話なり。(二)手ばしかき御働、今時珍しき事なり。謙信などの風儀とも申すべきや。

(一)或御方　殿樣又は御親類四家の内であらう。家老を始め手打云々とあるから、目上の人であることがわかる。

(二)手ばしかし　手ばしこし、に同じ。敏捷。機敏。(此の項、二七二參照)

八七五　鈴木正三佛法の弟子岩村内藏助が生死一如の最期

(一)岩村内藏助最期の事　内藏助は(二)三極流の軍術を傳へ、(三)正三の佛法をも直授せられたる由に候。病氣もこれ無く、庭を廻られ候へば、氣色惡しく成り候故、座に入り、打臥し申され候に付、内方驚き、いだき起され候へば、眼をくわつと見開き齒噛をなし、正三風の發起を出し、其の儘臨終の由なり。正三弟子に、是程に修したる人は有るべからず。一大事の所なり。

内藏助は、姉川村庄屋の子にて候。勝茂公御鷹野の時分、御供の衆見立て申され、忠直公の御小姓物書に召出され候。御死去の後、勝茂公より光茂公へ相附けられ候

(四)三人の内なり。岩村百武生野なり。

(一)岩村内藏助　貞昭。(四〇一・註三)

(二)三極流の軍術　由井正雪の兵法。(一〇一四參照)

(三)正三の佛法　鈴木正三の佛法。正三は德川初期時代の佛道家で、常に死を視ること生の如く、生死一如、專ら死に勝つことを練磨した人である。本文に依つて内藏助が正三の直弟子であつたことが知られる。明曆元年正三遷化の時は、内藏助三十九歲、又元和三年内藏助が生れた時は正三が三十九歲であつた。(一〇八二參照)

(四)三人の内　他の二人は百武伊織兼久　生野織部孝時である。(四〇一參照)

八七六　奉公の心入は下目な役になつても氣味をくさらさぬ事

(一)生野織部教訓の事　常朝年若き時分、御城にて寢酒の時、織部殿申され候は、「奉公の心入の事申せと、將監殿申され候故、心安に付て申し候。我等は何も存ぜず候。さりながら首尾よく召使はるゝ時は、誰も進みて奉公をするなり。下目な役になり候時、氣味をくさらかす事あり。これが悪しきなり。勿體なきことなり。只今、結構な役仕る者に、水汲め、飯たけと仰付けられ候時、少しも苦にせず、一段すゝみてするがよしと、我は覺えたり。年若くして而も氣過ぎに見え候間、心入入るべし。」と申され候由。

(一)生野織部　孝時。(四〇一・註二)

八七七　生野織部は實義第一、食事半ばにも召さるれば罷出る

生野織部食事半ば召させられ候時申され候事　織部殿（一）小川殿兩人御城にて支度半ばに、「織部殿召しまする。」と申し候に付て、其の儘立つて手水使はれ候。舍人申され候は、「年配にも似合ひ申さず候。先づ支度御仕舞ひ候て御出で候へかし。」と申され候へば、「それは利發人の事なり。我等は召しまするとて聞いてより食物の味がせぬ。」と申して罷出でられ候由。すべて實義第一の人なり。それ故、子孫よきかと思はるるなり。

（一）小川殿　小川舍人利清。又はその子舍人俊方の事であらう。共に年寄役であつた。生野織部孝時（四〇一・註二）は貞享二年歿で、「年配にも似合ひ申さず候」とあるから、晩年の頃の事であらう。舍人利清は、それより十四年前寛文十一年に歿してゐる。故に、小川殿とあるのは、子舍人俊方の事かと思はれる。（七九二・註一）

八七八　志田吉之助曰く「若い時苦勞をして老後死際には寢てゐる樣に」

（二）志田吉之助一期の積り申し候事　吉之助申し候は、先づ息の切るゝ程走る時は、せつなきものなり。走りつきて立つてゐる時、殊の外心よく、それより下に居れば又よし。それより横になれば又よし。それより枕をして篤と寢れば又よし。人の一代も斯くの如くなるべし。若き時、隨分苦勞をして段々と心安く仕成し、老後死際には寢て居る樣

にありたきなり。初めに寝ては後骨折るなり。後迄骨折り、一生苦勞にて終るも殘念となり。この事、（二）下村六郎右衛門話なり。

吉之助話に、「人は低うなるほどよし。」と申し候事、此の話に似申し候なり。

（一）志田吉之助　良正。（四九・註二）

（二）下村六郎右衛門　綱茂の時、手明槍であつた。傳不詳。

八七九　力の抜ける程酒を呑むはすくたれの基、上野利兵衛の不覺

（一）上野利兵衛下人の事　利兵衛江戸雜務目付にて居り候時分、御歩行目付（二）橋本太右衛門と酒をたべ、性根もなく醉ひぼれ、兼て年若き手男に心安く使ひ候者これあり、右の手男を連れ、小屋に歸り候が、道々ねだり言をいひ、小屋の前にて、手男を切り申すべしと仕り候ところを、手男（三）小尻返しをして利兵衛と組合ひ、下水に利兵衛落ち入り、手男は上よりおさへ居り申し候。その時利兵衛下人駈附け、「上が利兵衛樣か、下が利兵衛樣か。」と申し候時、「下が利兵衛ぞ。」と申し候に付、手男を一刀切り申し候。手男はその儘起き上り、薄手ゆゑ逃げ申し候。この事御究めになり、利兵衛は（四）苗木山の牢屋に入れ、後に縛首にて生害仰付けられ候。利兵衛事、この前江戸相詰め候時分、町方借屋にて下人手向ひ候を打捨て候。その仕廻よく候處、と

の度の仕廻言語道斷なり。力ぬけ候樣に酒を呑むは、すくたれの基なり。右下人は多久の者にて候。太右衞門は究め半ばに自害仕り候なり。

(一) 上野利兵衞　孫右衞門某の子、傳不詳

(二) 橋本太右衞門　傳不詳。この事、寶永 正德頃の出來事である。

(三) 小尻返し　刀のこじりを刎ね返して手向ふこと。

(四) 苗木山　江戸鍋島屋敷の一部。(七六一・註一〇)

八八〇　老臣神代三左衞門、死を賭し、粗暴の若殿を極諫して容れらる

(一) 神代三左衞門御意見申上げ候事　(二) 右兵衞樣御年若の時分は物每手荒く御座なされ候。御側に御氣に入らざるもの居り申し候に、その者の女房の事を樣々惡口を扇に御書きなされ、餘の者に仰付けられ、「これを見せ、彼者が仕樣を聞かせよ。」と仰付けられ候。彼者に見せ候へば、誰が仕りたるとも存ぜず、扇を引きさき申し候。此の事を、まつすぐに申上げ候へば、「主人の書きたる物を引きさき、無作法者、切腹。」と仰出され候。其の時三左衞門罷出で、色々御意見申上げ候へども、曾て御納得遊ばさるべき樣子にこれなく候。三左衞門申上げ候は、「これ計りにて候はゞ仰せにも從ひ申すべく候へども、御心直り遊ばされず候はゞ、以後まで斯くの如き事、絕え申すまじく

候。最早よき頃迄生き申し候間、唯今御手打に逢ひ申すべく候。ながらへ候て斯様の事ばかり見聞き候ては、生きたる甲斐も御座なく候。私を御手打なされ候はゞ少しは思召し直さるゝ事も御座あるべく候。平に御手打。」と、はひかゝり涙を流し申上げ候に付て、ひしと御行詰りなされ、「さて〳〵尤も至極の事、汝が志にて我が心忽ち直りたり。卽ち助けよ、以後にも死罪申附くまじ。」と御意なされ候。「しかと左様に思召し直され候や。」と御詞をかため、弓取り申し候由。此の後、御慈悲心御出來なされ候由。

（一）神代三左衞門　佐賀藩御親類四家の一、川久保神代家の臣である。或寫本には十兵衞とある。

（二）右兵衞樣　第四代佐賀藩主鍋島吉茂。光茂の子で、初め右兵衞と稱し、寛文六年三歳の時、神代左京直長の養子となり、神代彈正直利と改め、元祿六年家督を繼いだ。後本藩主兄綱茂男子なき爲、寶永二年四十二歳の時、綱茂の養子として本藩に歸入し、翌三年綱茂逝去、四年五月封を襲いだ。本文は神代家相續の頃の事である。享保十五年三月十八日歿。年六十七。法名法性院殿徳巖良勇大居士。墓は高傳寺にある。

八二　君の爲に一命を捨てた程の清淨はない、疱瘡で陣中の忠

（一）驢鞍橋五の卷十二丁目に、肥前國多久、何某と云ふ人、疱瘡半ばに島原（二）濱の城に出陣せんとす。親類共、「大事の病を持ちながら、かしこに到るとも、何の用にか立つべ

き。」と、頻に是を留む。彼者曰く、「若し途中にて死せば本望なり。君の厚恩に預りながら、何ぞ此度の御用に立たぬと云ふ事あらんや。」と云ひて出陣す。冬陣なれば寒氣甚しけれども、衣を重ぬる事もなく、夜晝ともに具足計りの體にて、養生と云ふ事をもせず、まして不淨を忌むと云ふ事をもせざりしかども、結局早く本復して、其の陣に忠を盡されたり。然る時は又さして不淨を嫌ふとも云はれぬ事なりと云ふ。師（正三なり）聞いて曰く、「君の爲に一命を捨てたる程の淸淨なる事あらんや。義の爲に、づんと捨切りたる人ならば、疱瘡の神は云ふに及ばず、諸天善神も皆守護を加へ給はでは。」となり。此の事、（三）中野又兵衞事に似申し候。末に有り。

（一）驢鞍橋　ろあんけう、書名。僧惠中が、師鈴木正三の說話を筆錄したもので、萬治三年（山本常朝誕生の翌年）京都で出版した。

（二）濱の城　原城のこと。（寬永十四　五年の島原亂）

（三）中野又兵衞　政良。（二七一・註一。此の項九〇四參照）

八八二　原田四郎左衞門十五歲の蟒蛇切り、大蛇に追はれた時の用意

（一）原田四郎左衞門蟒蛇斬り候事　武雄家中原田氏十五歲の時、鷹をする爲、野原を通り候處、蟒蛇鷹に目を懸け候や、尾の方を打ちかけ、肋の邊を三卷まき申し候。鷹は据ゑながら脇差を拔き、振上げて頭の方の寄り候を待懸け居り候處、首近寄り候

を宙に打つて落し候へば、身に巻附き居り候も、はらりと落ち申し候。蛇の長さ三間程これありたる由。其の後肋痛み候を、久しく養生仕り候が、今にも寒中は痛み出し申し候由。直の話承り候由。

（二）武雄氏話なり。

又武雄にて獵に参り候人、何とも知れざる物、口を開け仕かゝり候に付て、獵脇差一尺二三寸これあり候を抜き、飛びかゝりの口の中に突込み候へば、肘のあたり迄突込み申し候て、忽ち仕留め申し候。長さ一間半ばかりの蛇にて候。面は獅子狛の様にて、胴四尺計りは猫の胴の様に候。鱗、銭の様にて腮より腹にかけて白毛生えさかり、鼠の足の様なる足八つこれあり、尾の方なるほど細く候由。鹽漬にて佐嘉へ参り候由。其の後右の草山震動致し、暫く通路絶え申し候由。又蛇追懸け参り候時、横に早くひらき候へば、直に行きぬけ申すものに候。身半分は立ちて参るものに候。立ちたる所を打ち候へば、折れ申し候。首みじかく切り候へば、失せ申す事これあり候。隨分下より切り候へば、二三間先へ参り留り申し候。面にて人を突き申し候が、裏表に通り申すものにて候由。又ひらくちは双物にて切り候て、頭失せ候へば、多分仇をなし申すものにて候由。

（一）原田四郎左衞門　名は種方。本兵衞種重の子で、初め荒次郎　權九郎　幸右衞門と稱した。

八八三　相田吉左衞門、辻强盜を切つて切腹、仕舞を舞うて介錯さす

(一)中野内匠家來　(二)相田吉左衞門辻切仕留め候事　夜中、(三)神埼長者林を通り候處、向ふより大の男立向ひ、通し申さず候に付て、斷り申し候へば、「裸になりて通らば通すべし。」と云ひて、兩腕をひしと取り候に付て、少しも働き成らず。相田きつと案じ附き、「隨分はだかになり申すべし。命計りは御助け候へ。」と申し候故、ゆるし申し候。卽ち丸裸になり、大小衣裳相渡し、すご〳〵と立別れざまに、後ろよりかたげたる刀の柄に手をかけ拔取り、大げさに打つて落し、神埼に參り、樣子を申し達し候。然る處(四)紀州樣御城へ御出で、「私は足を一方打折り申し候。」と仰せられ候。勝茂公樣子御尋ね候へば、祕藏の駕籠舁平人の六七人前ほど働き申す大力量の者に候を、中野内匠家來より切殺され候。相手早々切腹仰付けられ下され候樣に。」と仰上げられ候故、早速切腹仰付けられ候。殘念の仕合はせなり。死場へ中野一門衆見舞に候故「忝き事どもに候。御禮に兼てすき申し候仕舞仕り、御目にかくべく。」と、子どもを寄せ、拍子致させ、其の身仕舞仕り、頓て首を打たせ申し候。介錯は甥相田權

兵衞仕り候なり。

（一）中野內匠　茂利。（九五四・註一）

（二）相田吉左衞門　相田德兵衞　共に中野內匠家來中の家老格の者であつた。傳不詳。

（三）神埼長者林　今の神埼町の西方、城田村新宿から西鄕村本告牟田迄の城原川堤防を長者林といふ。

（四）紀州樣　小城藩主鍋島元茂。

聞書第八

此の一巻、第七に同じ。御國諸士の褒貶なり。

八八四　荒木九左衞門衆人に嬲られて殺傷、不働の者は浪人

御歩行荒木九左衞門喧嘩の事　（一）九月十三日夜、御歩行中山茂助道祖元の宅にて、御能役仲間十人、月見仕り候。荒木事小男にて候を、直塚勘左衞門を始め、何れもなぶり申し候。荒木腹を立て、勘左衞門を切殺し、殘人數へ切懸り申し候。（二）松本六左衞門片手を打落されながら、荒木が庭に下り候處を、後より片手にひつつかみ、（三）「うぬしが様なる者は、片手にて首ねぢ切つてくれん。」と、刀をもぎとり、敷居に押當て、膝にておさへ、首をつかみ候へば、氣分悪しくなり、其の儘打伏せ相果て候。それより荒木はねかへし、又切つて廻り候節、早田（後名次郎左衞門）槍にて仕合ひ申し、數人にて漸く取留め申し候。追て荒木は切腹、一座不働の者は殘らず浪人、早田は後に差免され候。委細は覺えざるの由、追て承り合はすべきなり。

次郎左衛門は暇乞致し、早めに歸り候處に、跡に喧嘩これ有る由途中にて聞附け、取つてかへし候へば、玄關口に何の八太夫切伏せられ居り申し候。九左衛門は抜身を持ち庭に立ち居り申し、勝手より袖まくりを持ち出で候を次郎左衛門取り候て、九左衛門へ詞を懸け、巻き留め、其の後取寄り、捕へ申し候なり。

（一）九月十三日夜　貞享四年の事である。

（二）松本六左衛門　令安。御歩行與左衛門股安の子である。此の時廿六歳。法名鐵山淨機。

（三）うぬしが様なる者は　「うぬし」は「おぬし」と同じであるが、多く卑稱に用ひ、うぬ。貴様の意。（九二八參照）

八八五

喧嘩は留むるばかりではない、武士の仕事は潔きやうに

（一）大石又之允喧嘩の事　又之允は倉永利兵衛聟なり。（二）利兵衛加增の祝に客來の節又之允取持に參り利兵衛子（三）市太夫も取持にて、座中亂酒に成り、又之允へ市太夫様々雑言を申し候に付て、「小剪ながら、左様に申し候はゞ物見せてくるゝべし。」と申し候。市太夫聞きて、「夫れは我を切るべしと云ふ事か、ならば切り候へ。」とて首を差出し申し候。又之允堪らずして切り候へば、市太夫が耳を切落し候。其の時（四）江口市郎左衛門、又之允が脇差を取り申し候。手に屆き申さず候故、袖口に指を懸け、引下げ取り申し候由なり。さ候て一座の衆立會ひ取りさかへ、又之允は宿元へ連れ歸り申し候。

市太夫浪人、又之允切腹、利兵衛は別條なく、一座の衆は閉門仰付けられ候。仰渡の趣口達有り。一兩年過ぎ候て、利兵衛浪人仰付けられ候。是は右喧嘩の節、宿元より御城に申遣はし候を利兵衛承り、「當番を明け申すものにてこれ無しと存じ、終に罷歸らず候故、様子存ぜず候」由申出で候に付て、御咎これ無く候。然る處に、其の節早速罷歸り候道にて、又之允に行合ひ申され候。又之允詞を懸け、「利兵衛殿にて候や。唯今遁れぬ事にて市太夫を切り申し候。切留め申さざる事殘念に候。定めて遺恨に思召さるべし。」と申し候に付て、又之允同道、人押隔て、通り申され候。此の事世間に隱れなく候故、一兩年過ぎ候てより、御改めこれ有り、利兵衛浪人なり。追て委細承り合はすべきなり。

私に云ふ、總じて酒宴の座にては、(五)不意の覺悟仕るべき事勿論なり。正體もなく醉伏し不働の惡名取り候ては、是非に及ばざる事に候。大酒の節、必定不覺の事有るべきなり。屹度覺悟をすゑ、大酒仕るまじきなり。謂はれ有りて共の座を早く立ち跡にて喧嘩これ有り候節さへ、後日沙汰不出來のものなり。尤も其の様の時は馳附くると早速駈附け、一言が大事なるべし。又(六)どちも同朋輩なれば其の座に在るからは、後難を思はず、恥かゝぬ様に事をさせ、様子により(七)打果させ然るべき事なり。大方は喧

嘩といへば、とむる合點ばかりにて候。とかく我が身にもせよ、人の上にもせよ、武士の仕事は、聞いてもいさぎよき樣にするばかりなり。

此の事江口市郎左衞門へ尋ね候へば、晝よりの客人諸岡金右衞門　山領善兵衞　伊香賀武右衞門　杉町彦右衞門にて候。晩方の客（八）伊東勘左衞門　市郎左衞門　杉町傳介にて候。初は座にて、又之允　市太夫取持にて、夜に入り、茶の間にて酒出で申し候。晝よりの大酒にて金右衞門　善兵衞　武右衞門は暇乞なしに歸られ候。殘人數もたべ醉ひ候故、座と茶の間をかけ、あちこちと酒を迎し候。市太夫と又之允は打向合に居り申し候が又之允何とも申さず切り申し候と見附け申し、市郎左衞門走りかゝり候へば、又之允は立上り申し候。大男にて、手に屆き申さず候故、袖口に手をかけ、引きさげ候故、脇差ふらりと引きおとし、卽ち取り申し候。初太刀の時と存じ候へば、初太刀に市太夫が耳を切り、二太刀目を取り申し候と、後に知れ申し候。市郎左衞門行燈を蹴返し申し候。次の間に居り候家來、燈を持出で候時、皆々取寄り引きさかへ、又之允は、座敷へ引立て、勘左衞門　彦右衞門兩人相附け、宿元へ送り屆け候。傳介　市郎左衞門も暫く跡に居り候へども、市太夫血留何かに騷ぎ立て、取合ひ申すべき樣もこれ無く候故罷歸り候。御究の節、又之允申し候は、「勘左衞門

酒に醉ひ、又之允膝枕を仕り候事を市太夫見候て『無作法なる』と申し、勘左衞門立腹申すべきやと存じ候に付て、『御側衆の子とて、氣儘に申さるまじく候。刀の立たぬものにて有るまじ。』と申し候へば。『切つて見よ。』と申し候故、切り申し候。」と申出でられ候由。市太夫申分は」、何事もこれ無き處に、又之允酒狂にて切り申し候。」と申出で候。一座の人數御究なされ候へば「大酒にて、あちこち仕り候故、何事も覺え申さず。」と申出で候。勘左衞門申分も覺え申さゞる由に候。それ故相客六人ながら閉門仰付けられ候。御究の節座中の事を覺え申さずとある事、不埒に候。又何の意趣にて切り候や、其の場にても承り合はざる儀、ゆるかせの仕方、と御座候。さりながら、大酒故、有體覺え申さず候。尤も其の場にて市太夫何とも申さゞる樣子にて候。豫ては聲鬚ながら不愛と聞え申し候。仔細は（丸）軍平と利兵衞と同役にて候處、利兵衞段々立身致し、又之允は聲なからおし下げ候事を遺恨に存込み候故と、相聞え候由なり。

（一）大石又之允　友泰。軍平宗泰の子。此の事件は元祿二年六月の事で、又之允廿七歲であつた。

（二）倉永利兵衞　良清（三四三・註五）。御陸頭で、元祿二年五十石加增、合はせて二百石となつた。その加增祝の出來事で、利兵衞此の時五十九歲であつた。

(三) 市太夫　名は良房。倉永利兵衛の子で、此の時浪人したが、その子武左衛門良始歸參を許され、名跡を繼いだ。

(四) 江口市郎左衛門　利房。光茂の時手明槍となり、元祿三年八月歿した。

(五) 不意の覺悟　不意に備ふる覺悟。或寫本には、不覺の覺悟とある。これは、不覺のうちに、おのづから覺悟あるをいふのであらう。

(六) どちも　どちらも。何れも。

(七) 打果させ云々　喧嘩同士をして打果させること。留めるばかりが能でないの意。

(八) 伊東勘左衛門　名は政安。伊東兵部少輔家秀(七六四・註五)の曾孫で、初め手明槍、吉茂の時侍となつた。享保十九年二月歿。法名別源淨流。

(九) 軍平　大石軍平宗泰。又之允友泰の父で、先祖は佐賀郡尼寺村に住し、軍平光茂の時取立てられ、小道具物頭を勤めてゐた。此の事で浪人仰付けられ、元祿四年八月歿。年七十二。法名源流廣本。

八八六　木塚久左衛門の被官某、自分も殺害の下手人と申出づ

(一) 木塚久左衛門被官の事　先年川上御經の内、(二)紺屋町(三)田代邊の者五六人參詣致し、途中にて酒をたべ、時を移し居り申し候。その内、久左衛門被官、宿許へ早く歸らず候て叶はざる事候故、同道人にも斷り申し、日の内に罷歸り候。然る處に、同道人共、後にて餘人と喧嘩致し、相手切殺し罷歸り候由、夜更け候て、久左衛門被官聞附け、早速同道人處へ參り、樣子承り、「頓て口書取り申さるべく候。その節我等

も居り候て、相手を同然に切殺し候由、其方などよりも申出でらるべく候。我等も歸り候て、久左衞門へその通り申すべく候。喧嘩は相手向きの事なれば、其方など同然に我等も御仕置に逢ひ申すべく候。その段本望にて候。その仔細は、我等は早く歸り候と主人へ申し候ても、とても實とは存ずまじく候。久左衞門兼てきびしき人に候へば、御上より御助けにても、すくたれ者とて手討仕らるべき事、眼前に候。その時は、その場を逃げたりとの惡名にて死ぬる事、無念千萬にて候。死ぬる命は同じ事なれば、人を切りたる科にて死に度く候故、斯樣に申し候。若し其方など合點これなく候はゞ、此處にて腹を切るべし。」と申し候故、同道人共力及ばず、その通り申出で候。押附け評定所にて御究めの節も、同じ樣に申出で候へども、先に歸り候事相知れ候。何れも御慼なされ候て、御褒美に合ひ申し候。この事あらまし傳へ承り候。委細の事、追つて相糺すべきなり。牛島新五話。

(一) 木塚久左衞門　名は春榮。木塚九兵衞の子。先祖尾張守直喜以來大財村（佐賀市大財町）に住んでゐたが、五代の孫五郎兵衞の時、佐賀城の鬼門に當るため清心院（四八九・註三）が建立され、その代地として紺屋町東裏に屋敷を賜はつた。

(二) 紺屋町　今の佐賀市紺屋町。

(三) 田代　今の佐賀市東田代町。

八八七　野村源左衛門切腹してから鏡を見、辭世を書いて首を打たす

（一）野村源左衛門切腹の事　源左衛門は小城家中にて、器量勝れたる者にて、藝能などは何事にても人に劣らぬ者にて候。博奕仕り候事は西目一と申し候。他國へ參り、博奕致し候。此の事（二）紀州へ目付共言上に付て、源左衛門を暫く側役に召使はれ候。御惜しみ候故にて候。其の後往來札を持ち長崎へ參り、夥しく金銀を打取り、屋敷などを求め置き、不斷丸山へ參り遊山致し候。此の事相聞え候故、小城より取手差越され、召取り連れ越し候。御國法背き候間、切腹申附くべき由にて、檢使參り候に付、介錯人へ申し候は「存分腹を切り、篤と仕舞ひ候て、首を討てと申す時切るべし。若し聲をかけざる內に切りたらば、うぬし七代迄祟り殺すべし。」と、睨み附け候。介錯人、「心安かれ、存分に任すべし。」と云ふ。さて、腹を木綿にて卷立て、十文字に切り、前に腸出で候時、少し色青くなり候が、暫く眼をふさぎ居り候て、小鏡を取出し、面色を見、硯紙を乞ひ候時、脇より、「最早よきにてはなきか。」と申し候へば、眼をくわつと見開き、「いや〳〵、まだ仕舞はず。」と云ひて

腰ぬけといふた伯父めくそくらへ死んだる跡で思ひしるべし

と書きて、「これを伯父に見せよ。」と、家來に渡し、「さあ、よいぞ。」と云つて首を打た

せ候由なり。又切腹前に番人に物語申し候は、「先年與賀の馬場に三人切倒して有りたるは、博奕の意趣にて、切殺したり。終に切手知れず。夜明の事にて、通りて見たる者も有りたるに、今に人の知らぬ事なり。不審なり。」と申し候由。又「先年ばくちに打負け、氣草臥にて、せめて氣晴しに辻切すべきと思ひ、多布施に行つて待つ處に、北より一人來る。是ぞと思ひ、切懸り候へば、此の者申し候は、『我、意趣の覺なし。若人違か。御道具方何某と云ふ者なり。御城に番代りに行き候。何たる仔細か。』と申し候へども、聞き入れず、切懸り候故、此の者申し候は『扨は辻切と見えたり。さらば物見せてくれん。』とてかさ高に切りかゝる。暫くさすり合ひ候へば、次第に請太刀になり、殊の外あぶなく候故、土井を少しづゝ東におり候へば、猶々手しげく切懸り候故、是非に及ばずながら、逸足を出して神野の方へ逃げ退き候。跡より聲をかけ、『卑怯者々々々。』と申し候へども、曾て取合はず、宿許へ歸り候との所存にや、餘り追ひ來らず候。追附かれ候はゞ（三）二ツ取りと存じ候へども、聲を懸くる迄にて候。」と話し候由。

又嘉瀨にて車座に居て、博奕に（四）とんじ入り候處に、亭主の二ツ子、後ろより這ひかゝり候を臂にて突きのけ候へば、急所に當り、忽ち相果て候。母親聲を立て泣出し、一座の者あきれ果て候。其の時母を取つておさへ、申し聞け候は、「其方聲を立て歎き

候へば、隣近所に聞え、此の座中の者一人も殘らず御仕置に逢ふ事なり。堪忍致し候はゞ、座中の金銀殘らず取らすべし。命にかへる物ならば、惜しむ者獨もなし。歸らぬ子の上歎き、人の命を取りたるとても、詮はあるまじ。若此の事聞分なくば、先づ其方を手に懸け亭主を切伏せ、我等自害すべし。」と申し候故、女夫ながら得心申し候。金銀拂ひ寄せ、皆くれ候て、扨醫師へ人遣はし「忰急病。」と申遣はす。醫師半分道參り候積りいたし、又人をやり、「唯今相果て候御出に及ばず。」と申遣はし候。隣近所へも、病死に仕なし、事濟み候由なり。

（一）野村源左衞門　前田伊豫守家定五代の孫である。家定沒落後、その子兄弟四人悉く野村姓を仰付けられ、次男野村甚右衞門　三男三右衞門兩人鍋島元茂に附けられて小城家中となつた。源左衞門は甚右衞門の曾孫である。本文の事があつて子孫斷絶した。（六三七・註二）

（二）紀州　小城藩主鍋島元茂。

（三）二つ取り　勝つか負けるか、二つに一つの意。

（四）とんじ入る　貪着すること。耽る。

八八八　青松寺住持、寺格で鍋島光茂に應接し、裏門で土下座して禮す

（一）青松寺住持、（二）光茂公へ御禮の事　先年、青松寺住持御國僧にて候。公御參詣なされ候へば、寺の格式にて御等輩の御會釋申上げられ候。御歸りの節、裏門よりふと

罷出で、土に頭を附け、「自分の御禮を申上げ候。」と申され候由。

（一）青松寺　東京市芝區愛宕町にある曹洞宗の名刹。

（二）光茂公　佐賀藩主鍋島光茂。

八八九　世間は無事などとは士のいふべき言葉でない、油斷はならぬ

（一）中野甚右衞門（二）桃川居住の時分、誰か佐嘉より見舞申され候。甚右衞門申され候は、「佐嘉表替る事もこれなきや、江戸邊無事にて候や。」と尋ね候へば、「江戸別けて御靜謐、佐嘉表何事もこれなく候。」と申し候。客人歸りの後、甚右衞門子供へ申し候は、「今日は客人遠所參られ候故、隨分馳走申すべしと存じ候處、取合ひ惡しく不氣味に候故、大方にして歸し候。總じて斯樣の御國端に參り、子供家來共承り候所にて、あの樣に申さぬものにて候。佐嘉表相替る儀はこれなく候へども、不意は唯今の事も相知れず候故、士共片時も油斷仕らずなどと申すものにて候。」と申し候由。山本神右衞門話し申され候。又山本神右衞門は、老後見舞の人に、「世上替る事はこれなきや。」と尋ね候に、「無事に御座候。」と取合ひ候へば、「無事は心もとなし。」と申され候由なり。

（一）桃川　西松浦郡松浦村大字桃ノ川。中野神右衞門清明（一二三五・註一。九九五・註二）の知

行所である。

八九〇　鍋島安藝、所用中に家來が食ひさした膳部の燒魚を食ふ

（一）鍋島安藝殿膳半ばに、客人急に御目に懸り度き由に付、その儘出會はれ候。その跡にて、彼の家來何某安藝殿の膳にすわり、燒魚をたべ申し候處に、安藝殿御見合はされ候故、うろたへ走り立ち候へば、「あいつ、人の喰物をくうて、にくい奴。」と申し候て、その儘膳にすわり、（二）喰ひわけをまゐり候由。（三）山本神右衞門話なり。右の家來追腹の由。

（一）鍋島安藝殿　茂賢。（一二〇二・註一）

（二）喰ひわけ　喰ひかけ。

（三）山本神右衞門　前神右衞門重澄。

八九一　鍋島七左衞門、十二三歳の頃祖父壽峯に守役の赦免を請ふ

（一）鍋島七左衞門十二三歳の時分、守何某無調法候故、（二）志摩殿叱りにて、小屋に引入り居り申し候。一兩日過ぎて夜中に、七左衞門小僧一人連れ候て、潜かに小屋に參られ候。彼の人驚き、「早々御歸りなされ候へ。頓て差免され罷出づべく候。夫れ故（三）深堀へも遣はされず、小屋遠慮仰付けられ候。斯樣に夜中など御出成され候へば、志摩樣聞召され候はゞ、私は深堀へ遣はさるべく候。早々御歸りなされ、暫く御待ちな

され候へ。」と、涙に暮れ申し候故、歸られ候。翌晩祖父(四)壽峯隱居所へ參られ候故、「能く參られ候。」とて菓子など色々馳走、暫く候て、「七左衞門は何ぞ用有る樣子なり。申し候へ。」と候時、「彼の何某差免され候樣に、志摩樣へ仰せられ下され候へ。」と、申され候。壽峯頻りに落涙、「深堀の家、先きは知らず、七左衞門迄は慥に連續なり。」とて、大慶大方ならず、翌朝右の人、赦免の由なり。此の事、彼の家出入の人より承り候なり。

(一) 鍋島七左衞門　茂厚(初名茂延　中頃茂成　又茂好)。幼名千九郎　中頃七左衞門、後に官左衞門と稱した。深堀純賢入道茂宅(三六六・註九)の後で、志摩守茂久の子である。延享四年八月二日歿。年五十六。法名一夢軒大安元槐。七左衞門十二　三歳の時分は、元祿末年　寶永元年頃である。

(二) 志摩殿　茂久。孫六郎　七左衞門　官左衞門。その頃加判家老であつた。享保五年八月廿七日歿。年五十六。法名心空軒泰叟淨鑑。

(三) 深堀　志摩の知行所。今の長崎縣西彼杵郡深堀村。

(四) 壽峯　鍋島志摩茂春。志摩茂久の父で、七左衞門の祖父に當る(六二六・註六)。この時六十四五歳である。

八九二　鍋島安藝、有馬陣中敵の夜懸即時應戰を勝茂に献策す

有馬陣夜懸の時、安藝守了簡の事　敵城より夜懸の時分、勝茂公へ安藝守申上げられ

候は、「よき時分にて候間、附入仕り夜中に城を乘落し申すべく候。左樣に思召され候へ。」と、申上げられ候へば、「我等も左樣に存じ候へども、上使の衆すき申されず候。差圖を請け候へ。」と、御留めなされ候由。

（一）安藝守　鍋島茂賢（一二〇二・註一）。

八九三

鍋島安藝守三箇條の長所で惡事二十三箇條は帳消し

（一）安藝守事を石見守見立ての事　安藝殿事我が儘にて、宜しからざる儀ども二十三箇條書立て、御意言ありたき由、組内年配の衆、（二）諫早石見殿へ申され候。石見殿申され候は、「安藝事は三箇條拔群の事ある人にて候。仔細ある使者などに出會ひ候は、安藝に續く者なし。又自然他方に（三）弓矢出來候節、加勢など遣はされ候時分の大將に、安藝ならではこれなく候。將又、當時詮議事これある節、奥の間にては老功の人出座、次の間にては若手の者共稽古のため詮議仕らるゝ事候。奥にては（四）長門申分に極り候。次の間にては安藝申分に落ち申し候。さ候て、兩所の詮議事くらべ申し候へば、多分安藝申分まさる事に候。この三箇條にて、惡事二十三箇條は消えて行く程の事にて候。誰にてもならぬ事に候間、意見無用と差留められ候由。この事、彼の家の說には、子息（五）志摩殿の事の由。

右安藝殿事、知行の内より毎歳法花料として永々差分け置かるゝを以て懈怠これなく、何萬部にて候や、不斷妙玉寺にて讀誦これある由なり。

（一）安藝守　鍋島安藝守茂賢（一二〇二・註一）。

（二）諫早石見　名は直孝。龍造寺家晴の子で、初めて諫早氏を姓とし、七浦（藤津郡）以東一萬石、高來郡内三千石の采地を得た。寛永十二年六月晦日歿。年六十二。法名全禎宗雲。

（三）弓矢　戰爭。葛藤。

（四）長門　多久長門安順。

（五）志摩殿　鍋島志摩守茂里。茂賢の子。初め彌陀法師丸　平七　帶刀　七左衞門。母は龍造寺長信の女である。寛文元年七月十三日歿。法名長源院法圓日能。

八九四　石井源左衞門の氣轉と豪膽、行列割の侍を無事に通らす

（一）石井源左衞門働きの事　源左衞門は一番乘彌七左衞門次男にて候。兼ての覺悟、親の名をくだすまじきと、力み申したる者にて候。綱茂公御供にて、苗木山御屋敷へ參り候に、途中より御歩みなされ、源左衞門を御呼びなされ、「其方の刀の差樣は惡しく候。柳生流などより嫌ふ事なり。（二）加賀守傳授にて、我等は斯樣に差し候。落差しは拔け兼ね候」由、御意の下より、源左衞門すはと拔き、「拔け申し候。」と鞘にをさめ申し候。「さて〳〵粗忽者かな。」とばかり仰せられ、相濟み候。又或時、綱茂公御供にて籠在り候が、御駕籠の先にて、他方の使者と見え申し候者、御行列近く乘り懸

り候故、御歩行何某鐙を取つてはね候へば、さかさまに落ち申し候。この者片膝を折り、刀に手を懸け候時、源左衛門果し眼にて走り懸り、「苦しかりませぬぞ。(三)やはれ、召して通らしられよ。」と申し候。案外の取合ひにて此の人領掌し、馬に乗り罷通り候。その時、源左衛門小道具の者を附け、屋敷名名字聞届け、御歸宅以後、御年寄中へ申し達し候は、「今日斯くの如くの仕合はせにて候。重ねて御駕籠に向ひ、慮外もあるべく候。餘の衆は右の者の顔見知り申さるまじく候。某よく見覺え申し候間、明日より定御供仰付けられ候様に。」と相願ひ、その御在府中、定御供相勤め候。さ候て、右の人の屋敷出入の町人を近附け、入魂になり、様子を聞き繕ひ申し候なり。又先年、(四)青海和尚御暇なしに發足の時分、呼返しに源左衛門仰付けられ候。(五)大里海道(六)内野かにて追附き、「立歸られ候様。」と申し候時、上方弟子共(七)たゝきたて、理窟を申し候へども、曾て取合ひ申さず、青海へ申し候は、「若し御立歸りなくば、御手に障り申すべく候。空しく歸り候ては、源左衛門一分立ち申さず候。」と申し候に付て、忽ち青海納得、上方弟子に暇遣はし、立歸り申され候由。

(一)石井源左衛門　正澄。(一三七・註五)

(二)加賀守　小城第二代藩主鍋島直能。

(三) やはれ　やはり、そのまゝの意。『燒殘反故』に、慶長十一年佐賀城三の丸に密通事件があり、男女十四人が斬首されたが、毎夜城内に幽靈が出て、祈禱や施餓鬼をしても納まらないと聞いて、鍋島直茂が、「それは嬉しい事だ。彼等は生害申付けても、予の腹立ちは止まぬ。流轉して浮ばれないていたらくは、珍重の事である。その儘に放つて置け。」と、いはれたら、その夜から幽靈が出なくなつた。といふ記事の中に、「やはれ、樽ひ申すまじき由仰せられ候。」とある「やはれ」と同じ言葉である。こゝは、「やはり、馬に乘つて通られよ。」の意である。今は用ひない。

(四) 青海和尚　元祿頃の御國僧で、元泉州海岸寺（大阪府泉北郡久世村）に住したが、鍋島綱茂歸依して肥前に招き、青海和尚を開山として元祿十年上佐賀北原村（佐賀郡春日村大字久池井字北原）に黃檗宗萬福寺末の一寺を建立し、今山大願寺（川上村大字東山田字大願寺）の寺號を引いて大願寺と稱し、城内持佛堂に安置してあつた龍造寺氏以來代々領主の位牌や、本尊釋迦如來十六羅漢等をこゝに移した。當時は雲水數十人が集つて青海和尚の會下に參じ、飯料その他藩廳の會所から支給して大道場となつてゐた。寶永元年寂。本文の青海出國は元祿十二年八月十五日の事である。大願寺は廢滅して今はない。

(五) 大里海道　今の門司市大里町から佐賀　長崎方面に至る街道。

(六) 内野　今の福岡縣嘉穗郡内野村。佐賀　門司間の中程にある。早良郡にも三瀨越街道に内野村があるが、こゝは前者である。

(七) たゝきたて　躍起になる事。

八九五

時宜物言の作法は能狂言で、座作進退は茶の湯で稽古

(一) 富岡覺之進時宜の事　光茂公御能思召し立たれ、覺之進急に召寄せられ、御能御用

にて御前に召出さるゝ旨相達せられ候へば、「終に御前に罷出で候儀これなき者、御直に御請けなど不調法に申上げ、御機嫌にも入り申すまじく候。御取次にて仰上げられ候様に。」と、(二)重疊御斷り申上げ候へども、早御耳に達し、卽ち御書院罷出でられ、一々御問題仰付けられ候。其の時覺之進すり入り、御目見仕り、御尋ねの一箇條を奏者(三)中島善太夫方へにじり向ひ、「唯今御意なされ候は、これ〳〵の儀にて候と承り落ち候。愈々その通りに御座候や。」と申し候時、御前より、「成程其の通り〳〵」と御意なされ候。少し間を置き、「右一通りは斯様々々。」と申し候。その時御前には、「尤もの事、それにて合點したり。さて、これ〳〵。」と御意なされ候時、又御前の方へ向ひ、御請け申し候時は善太夫方に向ひ、御取合ひ申上げ候。その末にて、「立つて舞ひ候へ。」とこれあり候時、次の間の扇を取り、仕舞仕り候。この始終、時宜殘る所なく候由。右覺之進は、(四)弘德院殿御能相手にて候。すべて(五)加州御仕へ候人は時宜勝れ申し、常々その身の前に出で候ものの時宜物言を、こまかに御吟味なされ候。不恰格の時は、直り候迄は幾度も言直し仕直し候様になされ候。又御國侍は諸事田舍風にて候へども、上下附きばかりは勝れ申し候由。これは加州御仕出しの由にて候なり。又加州仰せに、(六)よりのきがなりにくきものなり。せめて茶の湯をさす

るより外なしと。

(一) 富岡覺之進　名は則昌。九郎左衞門生清の子である。先祖富岡喜左衞門堅明は後藤榮明の次男で、鍋島直茂に仕へて大組頭となり、小城藩祖鍋島元茂に附けられて子孫代々小城家臣となつた。則昌、貞享四年七月十四日歿。法名壽岳清高。富岡敬明男爵の祖である。

(二) 重疊　重々の意。

(三) 中島善太夫　名は尙俊。入道して祖法（素方、二三七參照）と號し俳諧を嗜んだ。江副李之進盛文の子で初め江副與兵衞、中頃李右衞門と稱し、光茂の時侍に召上げられ、後母方の姓中島に改めた。元祿十二年隱居、享保三年三月九日歿。年七十五。法名辭譽眞香祖法大德。

(四) 弘德院殿　第二代小城藩主鍋島直能。鍋島元茂の嫡子で、母は鍋島主水茂里の女高岳院。初め直宗。飛騨守と稱し、慶安四年十二月二十八日從五位下加賀守に叙任し、名を直能と改め、承應三年十一月襲封、明曆二年初めて領地に入り、父元茂が櫻樹を植ゑた小丘鯖岡を櫻岡と改め、多くの櫻樹を增植し、園地を擴張した。今の櫻岡公園がこれで、當時花名所櫻岡の名は叡聞に達し、靈元天皇御宇延寶中、新院後西上皇親しく御製を賜ひ、木下順庵は、萬治元年直能の依囑で櫻岡記を作つた。元祿二年八月二十六日歿。年六十八。法名弘德院殿晁巖元晃大居士。墓は小城町晴田星巖寺にある。前室は多久美作茂辰女、南祥院。後室は坊城大納言俊完の女伊賀子、實は良純法親王の王女で、正德四年七月二十五日歿。年七十八。法名長壽院。

(五) 加州　鍋島加賀守直能。弘德院。

(六) よりのき　寄り退き。進退の動作のこと。

八九六　多久美作　大木兵部、後藤家の家督騷動を納めて入魂となる

後藤家　(一)相模守家督の時騷動の事　(二)若狹殿は　(三)民部に分地仕るべくと存立た

れ候。相模守惣領の事故、家中又一門衆二つにわれ、以ての外騒動の時分、(四)山城殿宅にて寄合の節、(五)美作申し候は、「當時の急用を捨て、餘の詮議は無用、急なる事共は、武雄倒れにて候。」と申され候へば、「それは何共納め難く候。御手前は何と思召され候や。」と候時、美作申し候は、「我等に御任せ候はゞ、をさめ申すべく候。民部へ參り、合點させ申す迄にて候。分地の事、一圖に拙者罷成らずと申切り候樣に申聞くべく候。」と申され候。其の時皆々の衆、「夫れにても民部合點申すまじく。」と申され候。美作申され候は、「合點申さゞる時は、仕樣あり。いざ、只今參り申聞くべし。」と刀を取り、立上られ候時、(六)大木兵部申し候は、「これは似合はぬ成され方にて候。家老たる者が、民部位を相手になされ候事、不相應にて候。民部は某が(七)相碁にも足り申さず候へども、某參るべし。」と、則ち罷立ち候。其の跡にて、「兵部が風情只事ならず、あれを死なすものにては有るまじや。呼返せ。」と候て、(八)成松新十はだしにて追附き、無理に引返し候。其の時、「(九)中務、近緣にて候が。」と美作申され、則ち罷越し、申聞けられ、無事に納り候なり。夫れより多久家と大木入魂の由なり。

(一) 相模守　武雄鍋島相模守茂和。茂綱の嫡子で、承應二年家督を相續した。此の時の事である。寛文四年五月八日歿。年六十。

(二) 若狹殿　時の家老鍋島若狹守茂綱。武雄邑主後藤伯耆守家信の子で、佐賀本藩の家老となり、初めて鍋島姓に改めた。承應三年十二月四日歿。年七十三。

(三) 民部　鍋島茂明。茂綱の三男で、證人として江戸詰をした事がある。貞享二年十月歿。年六十一。此の時二十九歳であつた。

(四) 山城殿　鍋島直弘。(四七一・註三)

(五) 美作　多久美作茂辰。(四八・註三)

(六) 大木兵部　知昌。(九五一・註二)

(七) 相碁　互角の碁相手から、身分の事にいつた語であらう。大木知昌は兵部統清(八七〇・註一)の孫で、父知照が統清に先立つて死んだので、統清在世中寛永十九年家督を繼いだ。此の時知昌三十五歳であつた。

(八) 成松新十　新兵衞宗次の次男で、山城直弘の家來。入道して樂禪と號した。

(九) 中務　鍋島彌平左衞門嵩就入道一雲(一八五・註二)の事で、此の頃中務と稱した。民部の妻は、中務の妹である。卽ち中務が行つて民部を說いたのである。

八九七　山本前神右衞門「博奕を打ち虛言をいへ」と家來を勵ます

(一) 山本前神右衞門は、家來共に逢うて、「博奕を打ち虛言をいへ。一町の內七度虛言いはねば男は立たぬぞ。」とのみ申され候。昔は唯武邊の心掛のみにて候故、(二) まとう者は大業ならぬと存じ、右の通りに申され候。不行跡の者も知らぬ分にて免し置き、「よき事をしたり。」と申され候。(三) 相良求馬なども、盜み、密懷仕り候家來共を免し

置き、段々仕立て申され候。「左様の者ならでは用に立つ者出來ず。」と申され候由。

（一）山本前神右衞門　常朝の父重澄（六一・註一）。巻十一には、「中野神右衞門は下人共へ、おろめけ、虚言いへ、ばくちうて、と申し候由。」とある（一二一八參照）。中野神右衞門は山本前神右衞門の實父である。本文は、もとより文字通りの教訓でなく、時代の風として氣魄の重んずべき事を論したものと解すべきである。

（二）まとう者　正直者の意味。

（三）相良求馬　及眞。（八・註一）

八九八　中野内匠、「御膝元奉公では大働き出來ぬ」と年寄役を拒む

（一）中野内匠年寄役迦れ候事　内匠儀、勝茂公御年寄役相勤め罷在り候が、御手元の役儀をしては大働はならずと存じ立ち、ふつと出仕仕らず候。召させられ候ても、罷出ずず候に付て、浪人仰付けられ候。その後御加増にて召出され候。同人子

（二）數馬（前名兵右衞門）御年寄役仰付けられ候。部屋住にて候故、別に五百石下され候。内匠申し候は、「御膝元の奉公などをして、よき奉公と思ふか、それでは大仕事はならず。」と申され候由。

（一）中野内匠　茂利。（九五四・註一）

（二）數馬　中野政利。（三二一・註二）

八九九　「鷹の目利より人の目利」鍋島安藝の無遠慮と中野内匠

（一）安藝殿人目利の儀申上げられ候節、（二）中野內匠留め候事　勝茂公御鷹を御すゑ遊ばされ、安藝殿へ仰付けられ候は、「此の鷹は我等目利にて候が、無類の逸物也。鷹の目利は妙を得たる覺あり。」と御意成され候。安藝申上げ候は、「左樣にて候。不思議の御目利にて候。私は人の目利に妙を得候。」と申され。中野內匠居合はせ候て申し候は、「左樣の慮外の事を御前にて申すものか。人の目利、其方に我等とても劣るまじ。」と申され候由。

（一）安藝殿　鍋島茂賢。（一二〇二・註二）
（二）中野內匠　茂利。（九五四・註一）

九〇〇　羽室權右衞門の目安讀、節調子をつけると依怙が出來る

（一）羽室權右衞門（二）目安讀み候物語の事　權右衞門は、公儀與力にて候を、女房、（二）お春樣へ乳を上げ申し候に付て御出入仕り、其の後相願ひ、御家來に罷成り候。權右衞門評に、公儀御評定所にて目安の讀樣、節調子なしに、ぬらりと讀み申し候。調子よく讀み候へば、御役人方能く御聞取り候に付て、依怙出來申すとの吟味の由。

（一）羽室權右衞門　貞明。始め葉室次兵衞と云ひ、姓を羽室と改めた。延寶の初、鍋島家に召抱へられた。元祿四年六月歿。年六十。
（二）目安　江戸時代に於ける原告の訴狀「讀み候」とあるから權右衞門が公儀與力時代に、目安

を讀み上げた體驗を語つたものであらう。

（三）お春樣　光茂三女。（五八一・註一）

九〇一　石井九郎右衞門、卽座に姬方遊山の仕組を作つて褒めらる

（一）石井九郎右衞門口上得方の事　一とせ綱茂公、九郎右衞門を召出され、「妹共、川上遊山に參り候に付て、其方供致す由。女中大勢の事に候へば、亂に之れ無き仕組仕るべき事、何と仕組み候や。」と御尋ね成され候。九郎右衞門卽座にて、右の仕組一々少しも滯無く委細申上げ候に付て、「尤もの仕組なり。入念候へ。」と御意成され候。其の後、「九郎右衞門と云ふ者は珍しき者なり。重寶なり。」と殊の外御褒美の由。是一藝なり。御前などにて取敢へず、空に委細申上げ候事、大切の事なり。

（二）石井九郎右衞門　正證（一一・註二）。

九〇二　石井五郎右衞門、卽座に口上を申述べて使者を命ぜらる

（一）石井五郎右衞門口上の事　綱茂公より（二）大久保加賀守殿へ、仰達せらるゝ事これ有りて、御家老御年寄御近習頭留守居召出され、色々御詮議これ有りて、一通り相濟み候。扨「誰を御使に仰付けらるべきや。」と仰せられ候へども、人柄の儀、誰も申上ぐる者これ無く候處、五郎右衞門御留守居役にて、其の座に罷在り候に付て、「五郎右衞

門を申附くべく候。口上は今迄詮議の通り心得居り申す事に候へば、云聞かするに及ばず候。直に聞召さるべく候間、そこにて申して見よ。」と仰せられ候。一座の衆中、「扨も云ひにくき場かな。」と脇より手に汗を握り居り候。五郎右衛門、「畏り候。」と申上げ候。御口上具に申し候に付て、「さうあらうと思うて、其方に申附ける。」と、御意成され候由。

（一）石井五郎右衛門　忠利。石井三男家、彌左衛門忠正の子で、元祿十三年二月六日歿した。

（二）大久保加賀守　老中大久保忠朝。延寶五年から元祿十一年迄老中を勤めた。

九〇三　奉公は今日一日と思へ、一日の仕事は堪へられる、翌日も亦一日

（一）生野織部申され候は、「奉公は今日一日とさへ思へば、如何様なる事もさるゝなり、一日の仕事ならば、どうもこらへらるべし。翌日も亦一日なり。」と申され候由。

（一）生野織部　孝時。（四〇一・註二）

九〇四　中野又兵衞、疱瘡に罹りながら有馬陣に出陣、戰功を立つ

（一）中野又兵衞有馬出陣の事　有馬切支丹起り候時分は、又兵衞無足にて西目代官仕り罷在り候。その時廿一歳に罷成り候。彼處にて疱瘡仕附き申し候。程無く有馬表へ御國元より出陣の時、又兵衞一門衆より段々使參り候。その口上に、「只今陣立

いたし候。疱瘡養生致し、快氣の上罷越され候へ。」などと、いづれも同じ口上にて候。又兵衛姉聟（二）鍋島五郎左衛門より使參り、その口上に、「時もこそあるに、陣立の時煩ひ入り候儀、武運に盡きたる者とこそ存じ候へ。」とばかり申し越され候。又兵衛この口上を聞いて、卽ち起き上り、「尤もの事、さて〳〵無念の仕合はせ、その儘發向すべし。」と走り出で申し候。仕附より十二日目にて候。看病人共取留め、亂氣と心遣仕り候。又兵衛申し候は、「亂氣にてこれなく候。五郎左衛門口上尤も至極に候。武士たるものが煩ひたりとて、此の度の戰場に赴かずして一分立つべきや。若し途中にて死にたらば討死なり。これ武士の本意なり。是非に發足致さん。」と申し候故、「さらば湯をかけ申すべし。」と、白うみ致し候。疱瘡に、あはて候て取違へ、水をかけ申し候。氣分以ての外に惡しく、絕入仕るべき樣に候を、齒がみ致し、氣色取直し、佐嘉へ參り、（三）中野內匠同道にて、卽ち打立たれ候。から尻馬に乘り候に付、その夜、足はれ候を、終夜（四）にごしにてたで候へば、腫引き、何の事もなく有馬へ着き始終働き、御褒美白銀廿枚拜領せしめられ候。面目の仕合はせに候。五郎左衛門一言にて、氣を引立て仕り仕果せ候。疱瘡等は氣情にて何事もなき者と、直の話承り候由なり。

右鍋島五郎左衛門跡、小城の（一）千手外記にて候。五郎左衛門親は（二）喜雲と申し、剣術者にて候。草履取（三）角藏と申す者、取手一流仕出し申し候。五郎左衛門息女は、石井八郎左衛門女房にて候。老後に孫共參り候へば、莫蓙の上より長脇差を出し、嗜みは斯様に仕るものなりと、大ねたば附け置かれ候を見せ候て、「孫共の器量の者に、かたみに遣はすべく候。精を出してこの脇差を取りて見よ。」と申され候由。

（一）中野又兵衛　政良（一七一・註一）。政良は寛永十四年は廿四歳である。（八八一參照）
（二）鍋島五郎左衛門　正久。（六七〇・註一）
（三）中野内匠　茂利。
（四）にごし　米の磨汁。
（五）千手外記　千手はセンスと訓む。名は時英。五郎左衛門の子で、鍋島一門の外、鍋島名字を許された者の一人であるが、承應三年命によつて千手に復した。（六七〇參照）

九〇五　山本五郎左衛門、潮音和尚に迫り世嗣綱茂の佛道印可を拒む

（一）山本五郎左衛門江戸詰の時分、（二）潮音和尚へ仕懸け候事　綱茂公御部屋住の時分、黒瀧山潮音和尚へ歸依なされ、佛道を聞召され候。悟道なされ候に付て、和尚より印可差遣はし申され候由。御屋敷内沙汰致し候。其の時分五郎左衛門は、綱茂公御供立、御目付役當分仰付け置かれ候。右の沙汰承り、是非に及ばざる儀と存じ、潮音

（一）山本五郎左衛門　潮音和尚に迫り世嗣綱茂の佛道印可を拒む
（二）潮音和尚へ仕懸け候事　綱茂公御部屋住の時

へ一分申達し、納得無くば、打捨て申す覺悟にて、江戸の宅へ參り候て、申入れ候へば、和尙は拜に參り候人と心得、法儀正しく出合はれ候。五郎左衞門申し候は、「御面に申達する密事御座候、伴僧を除かれ候樣に。」と申し候て、膝元に居寄り、「信濃守佛道器用に候故、近々褒美成され候段、沙汰仕り候。御手前は肥前素生にて候へば、龍造寺鍋島の家風大概御存じたるべく候。他家に替り、譜代相傳の家にて候故、上下和熟を以て國を治め申す事に候。前々より國主の佛道の褒美取り候儀、此方家にこれ無き事に候。唯今御手前より印可差出され候はゞ、其の身は悟りと存ぜられ、家中の者申す事などは土の樣に存ぜらるべく候。大人は自慢仕るものに候。しかと褒美めさるまじく候。若し承引無くば拙者存入りこれ有り候。」と、思ひ切つて申し候。和尙色を變じ居られ候が、「扨々頼もしき御心底にて候。御家の儀は成程心得申し候。御自分は忠臣にて候。」と申され候。五郎左衞門は、「いや、其の手も合點にて候。我等褒められには參らず候。何かは入り申さず、印可相止められるべきや否や、承り切るべし。」と申し候に付て、「尤もの事に候。曾て褒美仕るまじく。」と請合ひ申され候に付て、詞をかため、罷歸り候由。（三）直の話に承り候由なり。

（一）山本五郎左衞門　常治。（九・註三）

(二) 潮音和尙　禪宗の高僧道海和尙。潮音はその名である。本姓楠田氏で、寬永五年十一月十日小城町字西川に生れた。三岳寺瑞巖和尙（順長老、四五〇・註四）に學び、後宇治黃檗山第二世木庵に參じ、五代將軍德川綱吉に歸依せられ、その開基に係る萬德山廣濟寺の開山となり、更に上州黑瀧山（群馬縣北甘樂郡磐戶村）の靈地を開いた。晚年、小城藩主鍋島元武の歸依深く、大いに誘掖する所あり、菩提寺祥光山星巖寺の開山に請ぜられた。元祿八年寂。年六十八。著書多く語錄『指月夜話』『聖胎長養錄』等があり、同時代の人であつた林道春の『羅山文集』に對して『扶桑護佛神論』、熊澤蕃山の『集義和書』に對して『摧邪論』を作り、護法の爲に大いに氣を吐いたことがある。

(三) 直の話　五郎左衞門の直話を、山本常朝が聽いたことをいふ。五郎左衞門は常朝の甥で、年長者である。

九〇六

陪臣者大島外記、殿樣御逝去と聞き畠から急ぎ歸つて追腹

(一) 大島外記追腹の事　勝茂公御逝去の段、御飛脚にて申來り候。その日外記は屋敷前の畠に居り申し候に、女房參り侍從樣御死去の御飛脚參り候と申す人候由申し候へば、卽ち歸り、「行水を沸かし候へ、帷子を出し候へ、我等は追腹仕り候」由申し候て、身仕舞いたし、いづれも打寄り、下々の相似合はざる儀無用の由差留め候時、外記申し候は、「先年西目御狩の時、御目通りにて大猪を一刀に切り申し候。卽ち御前に召出され、何某組にて候やと御尋ねについて、(二)福地覺左衞門組の者にて

候と申上げ候。さて〳〵曲者かな、よき被官なり、何がなと仰せられ、御巾着の御銀一つかみ（數十二、十二匁）拜領させられ候。御銀を戴き申し候時、御供仕るべしと存じ込み候。誰が御留められても留まり申さず。」と申し候て、追腹仕り候由。外記孫御歩行善助話に、「その時九歳に罷成り覺え居り候。」と話し申し候由なり。

（三）金丸氏話に、（四）つしに苧がら一（五）まろかし、櫃の底に白帷子一つ直し置き候を取出し、あさがらにて行水沸かし、拜領の銀を出し、酒を調へ、隣に居り候人を介錯に頼み申し候となり。

（一）大島外記　傳記不詳。法名頓祐宗覺と號した。

（二）福地覺左衞門　名は家重。三左衞門家俊（有馬陣戰死）の子である。福地氏は龍造寺季益以來の家老職で、初め福益氏であつたが、諱を憚つて福地と改めた。家重足輕組頭となり、萬治三年、組の足輕が久留米で相撲に負けたのを憤り、自分で久留米に出掛けて相撲を取り相手を毆り殺した事があり、その爲浪人仰付けられた。寛文六年五月歿。法名自得道姓。

（三）金丸氏話　金丸氏は、金丸郡右衞門一久の事。（八五三・註一）

（四）つし　づし（厨子）。

（五）まろかし　束。

九〇七　石井八郎左衞門、藩主勝茂との鮒問答「いやな、おんちやう」

（一）石井八郎左衞門鮒進上の事　勝茂公御鷹夜居に御出遊ばされ、（二）方々成され候

處に、網を引き申す所に御立寄り、「入り申すか。」と仰せられ候へば、誰とも存ぜず、「今夜は、よく入り申し候。」と申し候て、網を上げ候へば、大鮒入り申し候。「扨々大きなる鮒にて候。」と仰せられ候へば、「先にも此のやうなる鮒を二つ取り申し候。」と申し候に付て、「明日は御賞翫候はん。御うらやまし。」と仰せられ候へば、(三)「いやな、おんちやう。」と申し候。「旦那を持ちて居り申し候。鮒好にて候故、いつも頭鮒は旦那に喰はせ申し、此方は小鮒計りの賞翫にて候。頭鮒を此方料理候ては、心よくこれ無く候。」と申し候。「結構なる御心入。」と仰せられ、御歸りなされ、翌朝御膳圖伺ひ申し候へば、「暫く待ち候へ。鮒が參る筈なり。」と仰せられ候處、石井八郎左衞門より、昨夜取り申し候鮒にて候故、進上仕り候。」と申して差上げ候由。

勝茂公の時分は、以下々々の者にても、物の初穗は御城へ差上げ申し候。接木の初生などと申して、在々より木實一つ二つづつにても、進上仕り候由。

(一) 石井八郎左衞門　美文。石井三男家形左衞門忠堯の子で、元祿十五年御目付役となつた。寶永五年四月十七日歿。勝茂の母陽泰院（直茂室）と又從姉弟に當る忠清の曾孫である。年齡は不明であるが、歿年は勝茂逝去から五十一年後であるから、廿歳前後の事であらう。

(二) 方々成され　あちらこちら、うろつくこと。

(三) いやな、おんちやう　おんちやうは佐賀方言の伯叔父又は小父の事。こゝは、「うらやまし

い」などといはれたのを勝茂公とは知らず「いやな小父さんだ」と輕く應對したのである。「と申し候旦那を」と續くれば、勝茂を指した事になる。「と申旦那」と書いた寫本もある。又或寫本には「いやながんちやう」とある。孝白本に據つて置く。

九〇八　鍋島安藝病死の時、同じ枕に討死と盟つた家中十八人追腹

安藝殿追腹人の事　(一)安藝殿死去の時、組家中十八人、內組衆二人追腹仕り候に付て、御家老衆より、殿樣を差置き、寄親の供仕る事然るべからざるの由、頻に差留められ候。組中の者申し候は、「先年(二)八院一戰の時、(三)主水殿組の內選び取りとられ候に付て、我々を安藝殿選び出され候。八院にて同じ枕に死に申すべく候と申しかはし候。その時は安藝殿討死なく候故、我々唯今までながらへ候。武士たる者が、同じ枕と申しかはし、一日も跡に殘り申すべきや。」と申し候て、追腹仕り候由。十八人又供四人の位牌、妙玉寺にあり。名書別に之を記す。

(一)安藝殿死去　鍋島安藝守茂賢(一二〇二・註一)。死去は正保二年二月十一日である。

(二)八院一戰　關ケ原合戰の半ば、慶長五年八月、鍋島直茂同勝茂父子は德川家康から筑後柳河城主立花宗茂征討の命を受け、勝茂は八月廿六日大阪を發して下國し(直茂は時に在國)、十月十四日三萬餘騎を從へて父子共に佐賀出發柳河に向ひ、同廿日未明から柳河城の大手八ノ院で激戰して勝利を得、宗茂は城を下つて南の關に退いた。

(三)主水殿　鍋島茂里。安藝茂賢の兄。(九六七・註一)

（四）妙玉寺　日蓮宗。安藝夫妻の墓の兩側に追腹者十八人の墓がある。（追腹人名七七〇參照）

九〇九　小川舍人、諫早豐前の推擧により若年で年寄役となる

（一）小川舍人役替の事　光茂公の御時、小川氏御近習頭役仰付け置かれ候。知行五百石なり。或時、（二）諫早豐前（水月院）年寄中へ申達せられ候は、「舍人事、拙者首尾これ有るに付て申すにてはこれ無く候。家柄身上から、御手前などの下に召置かれ候儀、宜しからず候。外樣に召成され候か、年寄役に召成され候樣に申上げらるべく候。」となり。光茂公聞召され、尤もに思召され候由にて、舍人事廿七歲の時年寄役座上に仰付けられ候由。

（一）小川舍人　俊方（七九二・註一）。この時廿七歲で、寬文十二年の事である。

（二）諫早豐前　茂員。豐前茂敬の子で、第四代諫早邑主。寬文十二年八月六日歿。年三十七。法名水月院海岸勇性。室は鍋島山城直弘の女である。

九一〇　相良求馬江戸大火の際の働き、騎馬で駈出し早速の氣轉

（一）江戸大火事の時、（二）相良求馬働きの事　光茂公御在府の時分大火事出來、「御機嫌を伺ふ爲御登城成され候にてはこれ有るまじくや。」と御玄關に御控へ御座なされ、御留守居共に御詮議なされ候。求馬申上げ候は、「私見繕ひ申上ぐべし。」と申捨て、騎馬にて駈出で申し候處、途中にて輪乘なされ候御大名御座候に付て、求馬飛び下

り、御供の衆へ尋ね候へば、(三)「松平長門守にて候。」と申し候。求馬申し候は、「松平丹後守使中付け候。是程の大火に候へば登城仕り候にてはこれ有るまじくや。御相談の爲、使者を以て申承り候」由、申達し候。御返答に、「此方も並を見合ひ、相待ち居り申し候。早々御出なさるべく候。御同道にて登城仕るべし。」と仰聞けられ、卽ち罷歸り、申上げ候に付て、御登城なされ候。此の時求馬乘出し候跡にて、光茂公御意に、「求馬程なるものを今一人ほしく候。但し疵が有る者。」と(四)田中九左衞門へ仰せられ候。九左衞門御請に、「あの疵は年若に候條直り申すべく。」と申上げ候由。

(一)江戸大火事　明暦三年の江戸大火。(四〇八・註二)
(二)相良求馬　及眞。(八・註一)との時求馬廿八歳。
(三)松平長門守　忠充。
(四)田中九左衞門　茂俊。源右衞門茂之の次男で、江戸御留守居役を勤めた。寛文二年四月歿。

九一　中野勘右衞門、暇を出した下女を呼寄せ打捨て、浪人

(一)中野勘右衞門妻殺害の事　勘右衞門妻は、(三)枝吉利左衞門養子の娘にて候。一旦、離別いたし、又呼寄せ、若黨と密通の事申聞かせ、下女共に三人殺害仕られ候。御詮議の上、下女前方隙をくれ候を、用事の由にて呼寄せ、打捨て候儀無調法にて、

浪人仰付けられ候由。

（一）中野勘右衞門　氏英。久我勘右衞門（七三一・註七）と同人。

（二）枝吉利左衞門　順之（三四三・註三）。養子の娘といふのは、實は利左衞門の養母方の從弟半に當る野中内藏允の女で、養女としたものである。殺害は貞享四年七月十五日の事である。

九一二　石井内藏允、故人に科を負はするは本意でないと中野將監を庇ふ

（一）石井内藏允御究めの事　中野將監切腹後、内藏允（二）樹村清兵衞兩人は將監附役にて候故、將監仕方一々御尋ねこれあり候。内藏允へ、「この事如何樣に候や。」と一箇條問懸け候へば、「それは曾て將監殿存じなき事にて候。私不調法にて候。」又一箇條尋ねられ候へば、「それも私仕りたる事にて候。將監殿は御前の御用際これなく候に付て、我々了簡にて何事をも相濟まし、少々は聞かせ申したる事も候へども、何事も御存じなき御方にて、我々次第とばかり御申し候。皆以て拙者不調法にて候。」と申すに付て、「左樣ばかりもこれあるまじく候。將監了簡にて仕りたる事もこれあるべく候間、有體申出で候樣に。」とこれあり候時、内藏允申し候は、「將監殿存生にて候はゞ、少々はあなたの御申付け候と申す箇條もこれあるべく候。今亡き人に科をおはせ、我が身を遁れ申す事は侍の本意にてこれなく候。」と申し候に付て、

御詮議の衆何れも感じ入られ、何の科もこれなく候。清兵衛は色々申譯など仕り候に付て、不埒の儀共出來候て、隠居仰付けられ候。その後（三）辨財嶽公事の時、人柄御詮議、一人は内藏允を最初極め申し候由。

（一）石井内藏允　名は義信。甚右衛門と稱した。石井一黨、安兵衛義利の子である。辨財嶽爭論の時、久保山村百姓久右衛門と稱し、同庄屋となつた石田與四右衛門惟之と共に、江戸に派遣されて大いに活躍し、元祿七年藩主の御感狀を戴き、加增された。

（二）楢村清兵衛　名は重豫。清左衛門とも稱した。藤左衛門重興の子。元祿十三年十二月歿。

（三）辨財嶽公事　肥筑兩藩脊振爭論。（七八五・註一）

九一三

鍋島普周、公事役人に「腹を切り得る者」と大木左助を推薦す

（一）辨財公事の時（二）鍋島普周評判の事　普周は北原に罷在られ候。辨財嶽公事（公に成り候に付て、役人江戸差登せらるゝの由、取沙汰これあり候時分、（三）永明寺住持（四）海音和尚へ、普周申され候は、「今度の役人、（五）大木左助仰付けられ候へかし。其の仔細は、今度の公事、萬一負けになり候節は、江戸にて腹を切らねばならぬ事なり。左助は、其の心得あるものにて候。」と申され候由。海音和尚御話にて候由。

（一）辨財公事　肥筑兩藩脊振山爭論の事。（七八五・註一）

（二）鍋島普周　鍋島内記種世、六左衛門。（三一六・註三）

（三）永明寺　俗にヨウミョウジと呼ぶ。もと佐賀郡北原村（春日村）にあつた。寛文三年五月、

普周の弟深江信溪が初めて楠公父子の木像を彫んで安置し、これを祀つた寺である。今は廢滅してその跡を止むるのみである。

(四) 海音和尚　天祐寺第十一世住持。後永明寺に隱居した。

(五) 大木左助　勝右衞門朝貫入道道貫。(八二一・註七)

九一四　石田五左衞門、辨財嶽公事に勝ち歸國途中出家せんとす

同時 (一)石田五左衞門 (二)元結拂ひ候事　辨財嶽公事、肥前の利運になり、百姓五左衞門 (三)内藏之允歸國の節、道中にて五左衞門元結を拂ひ申し候。役人中其の仔細尋ね候處、「今度の公事に一命を捨て置き候。利運に成り候上は、何も世に望これ無く候。是より、遁世の所存に候。」と申し候。何れも押留め、沙汰なしに御國元罷着き候上、兩人共に御加增下され候なり。

或人云ふ、五左衞門所存、潔く聞え候へども、無事罷着き候には劣るかと思はるゝなり。

(一) 石田五左衞門　本名石田與四右衞門惟之。初名三郎兵衞。石田一鼎(安左衞門宣之)の弟で、光茂世嗣綱茂の近習役から會所附役となつたが、元祿五年肥筑兩藩脊振山爭論の時、主命に依り久保山村庄屋五左衞門に假裝し、江戸評定所に出廷して大いに辯論に努め、遂に勝利を得た。本文は此の時の事である。歸國後會所頭人 着座格番頭に進み、元祿十四年九月六日歿した。年六十九。法名宗嶽道休。墓は佐賀市精町水月庵にある。

（二）元結を拂ふ　髻を切つて出家になること。
（三）内藏之允　石井内藏之允義信。此の時百姓久右衛門に假裝して與四右衛門と同行した。（九一二・註一）

九一五　三谷千左衛門、勝茂逝去の時高傳寺で自ら御側衆の髪を切る

（一）三谷千左衛門意見の事　千左衛門は、勝茂公御歩行十人衆の隨一にて候。段々御取立成され、常々の物語に、人は氣持が大事なり。重病にて相果て候時も、今日死んではならぬ事有る間、二三日は生きて居るべしと思うたらば、氣を引上げ、三日計りの命は慥に生延ぶべしと覺え候。」と申し候。勝茂公江戸にて御卒去の時、追腹の外、御側の衆何れも髪を剃り、元結拂ひ申され候。其の内（二）石井六郎左衛門（三）大隈加兵衛、此の兩人は、御骨の御供仰付けられ候に付て、髪を剃り申さず罷下り、高傳寺へ御骨を差上げ、兩人共に涙にむせび罷在り候。千左衛門は白洲に罷在り候が、旅仕度の儘にて駈上り、兩人の元結を、脇差抜きて切拂ひ申し候。（四）其の場ぬけ申さゞる樣にと存じ候故、卒忽ながら右の通り仕り候由なり。光茂公御代、俄に御能思召立たれ候へども、能心得候者これ無く、御催促候處、（五）安住權右衛門養子（六）源七と申す者、（七）藤島清左衛門弟子にて、能を仕り候。其の頃御臺所役者仕り罷在り候。則ち召出

され、御相手に罷成り候に付、侍に召成され、日々夜々御前に罷出で候。別けて氣遣仕り罷在り候。千左衞門申し候は、「そなたは定めて氣遣に存ぜらるべく候も、心持を申すべく候。一度立身仰付けられ候へば、生來の本望は早達し候。此の上にて浪人切腹仰付けられ候ても、少しも殘念の所は有るまじく候。一度の立身にて、侍の浪人と成り候は面目にて候。」と申し候。此の一言にて、源七は、「胸すわり、心安く成り候。」と申し候由。

(一) 三谷千左衞門　政通入道如休。(一二一・註三)

(二) 石井六郎左衞門　賢成。此の時剃髮して宗閑と號した。正德二年十二月歿。

(三) 大隈加兵衞　孝辰。安兵衞の子。大隈重信侯の先祖で安藝守茂隆(三六八・註二)の曾孫である。寶永三年八月歿。

(四) 其の場ぬけ申さゞる樣に　時所を逸せぬ樣にの意。

(五) 安住權右衞門　時春。本姓江副で、安住源七の後見となり姓を安住と改めた。正德二年九月歿。

(六) 源七　名は英尚、後惣左衞門と稱した。實は村岡氏で、安住彌惣左衞門英元の養子となつた。正德五年十月歿。年五十四。

(七) 藤島清左衞門　藤島生益(三九五・註六)の孫。

九一六　劍客村川傳右衞門、中間小僧に迄口上や時宜作法を仕込む

(一) 村川傳右衞門下人仕立て候事　傳右衞門家來は、口上を能く申し候と、その頃

世上にも沙汰これあり候。先づ頭立ち候者に、能く口上の指南を仕り置き、中間小僧共迄に指南をさせ、毎度聞次ぎ口上申し候時、引直し申され、時宜作法、本より能く仕込み申され候。傳右衞門は（二）月堂様兵法の打太刀にて、柳生殿弟子にて候。返誓詞の時、傳右衞門罷越し、但馬守殿病氣にて判形相成らず候故、傳右衞門筆を持ち、但馬守殿へ筆取らせ候て、判取り申し候由。

（一）村川傳右衞門　名は貞政。宗傳と號した。實は中野神右衞門清明の四男で、常朝の父重澄の弟に當り、小城藩御附人村川藤右衞門重次の養子となつた人。初め左源太と稱し、九歲の時から直茂に仕へ、後小城藩祖鍋島元茂の家老となつた。武藝に長じ元和二年六月廿三日元茂が新陰流兵法入門、柳生又右衞門（但馬守宗矩）に誓紙を出した時、打太刀を勤めた。延寶二年二月廿日歿。年七十八。法名心安宗傳。

（二）月堂様　小城藩祖鍋島元茂。

九一七

淺草喧嘩の不首尾、打返しは一人行いて切殺さるゝ迄

淺草喧嘩の事　船遊山の爲、小森榮順　大坪甚右衞門　武藤六右衞門　鹿江茂左衞門　吉井與一右衞門　江副甚兵衞　牟田六之允　丹羽喜左衞門など同道にて罷出でられ候。榮順甚右衞門兩人、淺草觀音の前遊山茶屋へ參り、茶屋の男共と口論仕出し、打ちひしがれ候。此の由船に聞え候に付て、六右衞門、「打返し仕るべし。」と申し候。與一右

衛門甚兵衛同意。」と申し候。さりながら餘の衆、「御家の御難に候。」と、差留め罷歸られ候。御屋敷にても、六右衛門は、「是非打返し仕るべし。」と申し候へども、差留められ候。榮順甚右衛門手足叶はず、其のまゝ切捨て、餘の衆御呵なり。委細の儀追て承合ひ申すべきなり。是に付、或人云ふ。打返しなどは、申合はせて埒の明くものにてなし。一人行いて（二）切殺さるゝ迄と覺悟あるべし。口にて、打返し〳〵と云ひ募るは、紛れもの有るなり。智慧の有る者は、口計りにて後日の聞えを取る事あり。曲者と云ふは、沙汰なしに潛かに脫け出て死ぬ者なり。仕課するに及ばず、切殺さるゝが曲者なり。斯様の者は、多分仕課する事これ有るなり。

（一）切殺さるゝ迄　（五六參照）。

九一八　十三歳の少年成富久米之助、下人と共に兄の敵を討つ

（一）成富久米之助兄の敵討ち候事　（二）藏人總領忠兵衛十四歳の時、（三）古賀の橋の上にて所の者共盜人を打擲いたすを見物いたし、後には忠兵衛一人になり打擲いたし候。その時、盜人走りかゝり、忠兵衛が脇差を拔取り、一突きに突殺し、南を指して逃げ申し候。この事（四）鷹師小路の宿元へ相知れ候に付て、弟久米之助十三歳に罷成り候が駈附け候へば、忠兵衛は早や息絶え申し候故、羽織をぬぎてかぶせ置き、盜人に聲を

かけ、追ひかけ申し候。この事（五）藏人女房承り、差棒の刀を持出し、下人關左衞門に渡し、「忠兵衞が敵と云ひ、久米之助幼少なれば、いづく迄も追附き、敵を取つて見せ候へ。」と申附け候。關左衞門走り出で候へば、（六）「南里村の方へ參り候。」と申す者候故、息を切つて走り附け候處、所の者共盜人を（七）居込み候。關左衞門飛びかゝり言葉をかけ、一打ちに打落し候。久米之助は田のあぜを走り、度々ころび土によごれ駈來り候に付て、「兄の敵に候間、とゞめ御刺し候へ。」と、關左衞門働きにて仕濟し、罷歸り候。（八三月四日の事なり。久米之助は今の次左衞門にて候。母は（九）荒木雲八妹にて候。その日、（一〇）山本權之丞遠所へ參り、夜に入り歸り候處、途中へ下人提灯を持ち出迎へ、右の次第知らせ候に付て、直ちに見舞申し候由なり。

（一）成富久米之助　後に次左衞門延秀、また五郎兵衞と稱した。成富兵庫茂安の養子藏人安利の孫藏人爲門の次男である。享保十三年十一月歿。
（二）藏人　成富藏人爲門。（三二六・註九）
（三）古賀　佐賀郡北川副村大字木原字古賀。
（四）鷹師小路　今の佐賀市水ケ江町鷹匠小路。
（五）藏人女房　荒木雲八宗法の妹で卽ち忠兵衞　久米之助兄弟の母である。
（六）南里村　今の佐賀郡西川副村大字南里。
（七）居込む　追込み包圍すること。

（八）三月四日　承應二年。
（九）荒木雲八　名は宗法。藤左衞門貞賴の子で、光茂の時侍に召上げられた。寶永三年十月歿。法名徹外常音。
（一〇）山本權之丞　常朝の甥で年長の山本五郎左衞門の事か。常朝誕生より六年前の事である。五郎左衞門とすれば、時に十五歲で、久米之助らと朋輩であつたであらう。

九一九

下村生運、鍋島直茂に湯を所望され、氣轉を見せて召出さる

（一）下村生運の事　或時、直茂公早朝御鷹野に御出で、（二）下村にて寺へ御走り入り、湯を御所望なされ候故、住持ゐろりにて火を焚き居り申し候が、にえ湯を少し茶碗に入れ、水を多くさし差上げ候。一口に召上がられ、「今一つ。」と仰せられ候時、湯のかげんあつく致し差上げ候。しづかに召上がられ候て、彼の僧氣轉を御感じなされ、後召出されて生運と申し候由。（三）泰巖記に、（四）僧芳叔とこれあるなり。

（一）下村生運　下村三郎左衞門信光の嫡子。先祖は、太宰少貳資能（入道覺慧）六男城次郎左衞門經國六代の孫藤織長門守資光といふ。少貳政資の時、資光小城郡藤織村（今の織島地方の總稱）の地頭となり、姓を藤織と稱し、嫡子經利、藤織本村を領し、次男次左衞門長光、藤織下村を領し初めて下村氏を稱した。明應六年、少貳政資が大內氏に攻められ、多久專禪寺で自害した時、經利　長光兄弟も戰死したが、長光の子三郎左衞門信光、佐賀郡巨勢鄕に移り、長興寺（兵庫村）附近に新田を開拓して住し、此の地を下村と稱するに至つた。天文十四年龍造寺一族六人が馬場賴周のために鏖殺された時、信光の弟源八郎清光　同犬房丸は周家に從ひ、祇園原で共に戰死し、

信光の嫡子は長興寺に入つて出家し、芳叔と號した。これ、後の下村生運である。『葉隠校補』には、元龜元年大友氏來襲の時、芳叔、下村の百姓共を催して防戰、軍功を立て、高尾龕王院で鍋島直茂に謁して召抱へられ、同二年還俗、朝鮮陣にも從軍し、諸所の使者などを勤めて別けて御用に立ち、慶長六年隱居したとある。藤島生益　鍋島生三と共に、鍋島三人道の一人である。慶長六年閏十一月十七日歿。法名三星軒生運。墓は兵庫村下村長興寺にある。

（二）下村　今の佐賀郡兵庫村大字諸字下村である。

（三）泰巖記　龍造寺隆信の傳記で、『泰巖公年譜』ともいふ。石田一鼎の著述である。

（四）芳叔　『泰巖公年譜』に、元龜元年四月大友軍來襲の時、僧芳叔が僧長慶と共に、廣橋一遊軒を援けて敵を防ぎ、長慶が疵を蒙つたので、芳叔之を扶けて去り、薙刀を振つて敵を擊退し、鍋島直茂（時に信昌）芳叔を龕王院で謁見した事が記され、最後に「後名下村生運是也」とある。

九二〇　多久長門、隱居後も家中の迎へを斥けて佐嘉を離れず

（一）多久長門殿隱居の事　長門殿御隱居は、ちと樣子これ有り候由。口達有り。夫れに付、多久家中屋敷へ參り、「即ち多久へ御引取り、御隱居候へ。御迎ひに參り候」由申し候。長門殿返答、「何れも申す所尤もにて候。去りながら我等隱居は、心入これ有る事に候間、一生佐嘉を離れ候事、叶はず候間堪忍いたし候へ。」と申され候由。口達有り。

（一）多久長門殿　茂矩。（六九四・註一）。（此の項六九四參照）

九二一　大河內勘解由、主人中野神右衞門に隨ひ、帶刀の儘客間に通る

中野神右衛門家來大河内勘解由の事　神右衛門（二）濱松にて小川右馬丞打果し、多久長門殿憤られ候へども、神右衛門事色々樣子ども候て浪人にて相濟み、その年の暮、召直され候節、まづ長門殿へ禮に參り候に付て、御面談あるべき由にて、奥の間に罷通り候節、家來勘解由刀差しながら罷通り候に付て、家來衆咎め候へば、「某は主の傍を片時も離れ申す儀、罷成らざる生附にて候。前々より如睦甲冑共斯くの如くに候。御免なされ候へ」と申し候て、次の間迄參り居り候由。誠に一人當千なり。

（一）濱松にて　慶長十三年駿河城普請の時、佐賀から遣はされた中野神右衛門清明が、意趣あつて佐賀御目付小川右馬丞を殺さうとしたが、公儀御普請場を汚すを恐れて忍耐し、歸途九月二十五日遠州濱松で右馬丞主從三人を殺害した。神右衛門は、多久長門（安順）に追附いて申譯に切腹しようとしたが、押留められ、歸國の上浪人仰付けられ、神埼郡渡瀬（千歳村）知行所に籠居し、間もなく歸參を許された。籠居中、直茂夫妻は、三日にあげず竊かに使者を遣はし、肴物などを與へたことが、常朝手記の『中野神右衛門年譜』に記されてゐる。小川右馬丞は多久長門の一族である。

九三三　中野將監浪人の時、山本前神右衛門中野一門を勵まして祝宴

中野將監浪人の時、山本神右衛門一言の事　將監は光茂公御小姓に召使はれ、後年寄役仰付け置かれ候。然る處浪人仰付けられ、「先祖忠義の家に候間、跡式相違なく相立てらるべく候間、一門中より相願ひ候樣に。」と仰出され候。前方御究めとても

これなく、不意の行懸りに付、一家一門中、途方なき體にて罷在られ候。然る處、山本前神右衞門參られ、仰渡しの樣子尋ねられ候に付、右の趣話し申され候。神右衞門これを承り涙を流し、「さて〳〵有難き事かな、何れも御城の方を拜み申し候へ。」と手を合はせ、「御主人の事なれば御氣に背き候時は、浪人はさて置き、礫にも相懸けらるべき事に候。それに先祖の忠を思召され、跡式御立て下され候儀、御厚恩の次第何にたとへ申すべきや。斯樣の有難き事を存じ附かず、皆の衆述懷候樣相見え候。卽ち盃出し候へ、祝ひ申すべし。」と申され候故、數人集り居り候衆、家內の女童まで浮上り、きほひ申し候由。老功の一言他事無きものなり。

其の時、將監知行は中野市左衞門へ下され候。今の十右衞門なり。將監（二）道廣仰付けられ候てより、市左衞門御斷り申上げ候に付て、將監へ四百石、市左衞門へ百石下され候なり。

（一）道廣　みちびろ。浪人又は閉門中の者が、赦されて道廣く、公然と歩まれるやうになること。卽ち赦免の意に用ひられた特有の語。當時の記錄類に使用されてゐる。

九二三

深江二左衞門の草履取、主人の惡事を言はず究役を感嘆さす

深江二左衞門御究めの事　二左衞門儀大阪御留守居役數年相勤め候處、不行跡の旨

相聞え、役差迦され、御究めこれあり候。召使共下着の上、宿許々々へ罷歸り候處に、相改めらるゝ儀候間、評定所罷出づべきの旨申來り候故、先づ二左衞門宅へ參り申様相尋ね候。二左衞門返答に、「上より御尋ねの儀、有體に申すべく候。申様とて申聞かす儀はこれなし。」と家來取次にて申聞かせ、終に面談仕らず候由。さて評定所にて御究めの節、草履取一人何事も存ぜずと申し出で候。究役きびしく申し懸けられ、偽り候はゞ拷問仰付けらるべき由に候。その時、この者申し候は、「すべて主人の上の悪事、家來として申さぬものの由承り候。たとひ責殺さるゝとも申す儀罷成らず。」と申すに付て、何れも感ぜられ候由。この者（三）深堀新左衞門乞受け申され候。由。二左衞門は鍋島安藝殿の孫なり。この時、主水殿へ御預けなされ候。

（一）深江二左衞門　名は元久。鍋島主馬允直賢（鍋島安藝茂賢）の次男で、深江平兵衞入道信溪の養子となつた。これは元祿九年の事である。

（二）深堀新左衞門　名は正庸。鍋島主馬允直賢の長男で、深江二左衞門の兄である。着座御藏人頭人となり、貞享三年十一月二日歿。年五十四。法名道感日遙。

九二四　北島甚左衞門、諸人の代りに切腹を申出で上下を拜領す

（一）北島甚左衞門御上下拜領の事　甚左衞門、大阪御屋敷雜務目付相勤め候内、詰中、上下不行跡の段、御國元へ相聞え候。追て佐嘉にて甚左衞門へ、御目付中より言上

延引の儀、究めこれあり候。甚左衛門答に、「詰中上下、一人も殘らず悪所へ罷越し候儀、その紛れ御座なく候。慥に見届け申し候。言上仕り候はゞ、一人も殘らず御仕置仰付けらるべき事に候。その節は、大人數の事に候へば、御名立ち候儀、何とも笑止に存じ候て、差控へ申し候。然れば目付役として見届け候儀、言上仕らざる科には、切腹仰付けらるべくと、覺悟仕り罷在り候。以來の締りにも、數人御仕置なされ候よりは、某切腹仰付けられ候はゞ、諸人相嗜み申すべくと存じ候。御名立ち候替物に腹仕り候儀、本望に存じ奉り候」段、申出で候。その以後、兎角の儀これなく、追て役方神妙に相勤め候由にて、御上下拜領せしめられ候由。金丸氏の話。

（一）北島甚左衛門　兼房。甚左衛門元範（三二六・註六）の養子で、實は澁谷源五左衛門の次男である。正德元年五月部屋住中に歿した。

九二五

安住道古物語、子供を出家百姓にするは御家再興の時の爲

（一）安住道古物語の事　道古は（二）石見守殿の末なり。小城に相附けられ候。道古話に、「人の身に大切なる物は氣味合なり。命などは散りて行くものなり。又日本に佛法弘まり、近年は俗人も佛法に心懸くるなどと云ひて取りはやし候が、後には、すくたれ

者になるべく候。仔細は、佛道にては「生死事大」「生死切斷」「生死を離る」などと云ひて、生死を重く沙汰するなり。誠に大切の事と思附き、坐禪工夫など致し候が、悟り候て死の輕くなる者は稀に有るべく候。未だ悟らぬ内に死ぬ事出來たらば、大事に思ふ癖附き居る故死に兼ね、すくたれ申すべく候。死ほど輕きものはなし。恥知りたる兒女などは、屁一つにて命を捨て申すなり。然れば、屁よりも輕きものなり。又今時の者、飲み食ひの參會を致すは、是非に及ばぬ益體なしなり。少し心ある者共は、主人家老の非義を語りて、笑止なる事などと云ふ者もあり。これは少しはよき樣にあれども、欺きたる計りにて詮なきなり。主人家老に非義ある時は、譜代の士は再興門を心得て居るべき事なり。再興門と云ふは、若し御國の仕置惡くして他の領地となり候時、鍋島家に取返す仕樣なり。その仕樣と云ふは、先づ兼て御主人の御末子を一人出家になして置くなり。御家中の士も、嫡子の外は百姓出家になして置くなり。さて、新領主入替りの後、出家百姓寄合ひ、領主の非義を作り立て、樣々世上に沙汰をさせ、國を失はするなり。その後の領主もまた崩させ〳〵して、その上にて百姓出家、公儀へ出で、肥前は譜代の國にて候故、藩主を慕ひ御領主を一圓うけがひ申さず候。以後とても長久これあるまじく候。然れば、藩主の末の者出家にて罷在り候を、一國中御憐愍の爲還俗仰付けられ候樣、

さ候はゞ國治まり申すべしと申上ぐべく候。その時御家再興するなり。」と申し候。

道古次男出家、三男百姓に致し置き候由。又、「鍋島の槍先、一寸五分折れ申し候。

仔細は先づ直茂公　勝茂公の御軍功、御物語等を覺え居り候者次第になくなり、鍋島家の骨を存ぜざる者はびこり、昔風などとて昔話などは嫌ひ申し候。これにて五分折れ申し候。又昔は黒米飯、干葉汁にて、朝夕暮し申し候。さ候て身上柄の者は馬を立飼ひ、米豆を喰はせ、隨分秘藏仕り候。これ弓箭の爲なり。近代は食物に様々の仕出しをし、妻子共を駕籠に乘せ、縫箔の着物を着せ候て、馬は持ち申さず候。これにて五分折れ申し候。又近年、江戸上方往來繁く、上下共餘所風を見習ひ、肥前風を見さげ申し候に付て、骨よわくなり申し候。これにて又五分折れ申し候。」と申し候由。

（一）安住道古　通稱勘助。入道して道古と號した。清右衞門茂能の子である。茂能、小城藩祖鍋島元茂の附人として小城家中となり、勘助は池上村（今の佐賀郡川上村池上）に住した。小城藩主鍋島直能の時、勘助、芦刈（小城郡芦刈村）數千町の田地に灌漑水乏しきを憂へて、川上川の水を引いて灌漑に便じようと企て、夜ひそかに水中に入つて泳ぎ流れ、水行を察すること七夜に及び遂に直能の命によつて自ら頭取となり、芦刈水道を開鑿した。芦刈及び沿道の民その恩澤に浴する者多く、今尚「ドウコウさん」といつて神の如く崇敬してゐる。貞享元年六月九日歿。法名一宇道古。墓は佐賀市東田代町瑞龍庵にある。

（二）石見守　安住石見守秀能。兵部少輔榮能の次男で、安藝守家能の弟である。佐賀市東田代町

廣德寺の開基で、元和七年正月十三日歿した。法名石心道見。妻は鍋島清房の次女、卽ち鍋島直茂の姉である。

九二六 神職杉野德太夫、公の訊問にも身命に替へて人の非を言はず

(一)杉野德太夫御究めの事　(二)山村造酒御究めの時分、德太夫召出され、造酒悪事一申出づべき由、相問はれ候ても、一向存ぜざる由申し候て、その座にて、「藤廻松」と云ふ題にて歌を案じ居り申し候。その後の御究めに、(三)一門と申し、不斷一所に立會ひ罷在る者に候へば、存じ申すべし。」と、きびしく相究められ候。德太夫申し候は、「某は神職の者にて、朝夕の勤めに、人の安穩をこそ祈り申し候。たとひ、造酒悪事存じ候とも神慮に違ひ、人の非を申出で候儀、身命に替へ候て罷成らず候。」と申し候。その後、御改めこれなく候由。

(一)杉野德太夫　名は竹德。代々佐賀伊勢大神宮の神官で、歌人である。延寶三年廿八歳の時神官を辭し、名を龜藏と改め、春日山浦田（佐賀郡春日村大字久池井字浦田）に住んだ。綱茂の時寶永二年六月十一日召出されて侍臣となり、切米四十石を賜はり、社人坂次役を仰付けられ、命によつて姓名を富本伊右衞門と改めた。傍ら、綱茂の女伊勢峯姫（上杉民部大輔吉憲と緣組、正德二年六月七日早世、年十四歳）に、和歌筑紫琴の師範を勤め、正德二年二月廿三日歿した。年六十五。德太夫曾て京都に上り、平間長雅の門に入つて二條流の歌學を修め、貞享四年八月その傳授を受け、又南里（佐賀郡西川副村）正定寺第廿一世超譽上人（境智德應大和尙といふ。勝

茂第十二男。諫早慶岩寺龍譽上人の弟子となり、長崎縣南松浦郡富江町大蓮寺　南里正定寺　佐賀郡金立村千布淨圓寺の住職を經て藤津郡鹿島町淨林寺の開山となり、正德五年三月廿六日寂。年八十九。）に就いて筑紫琴を學び、詩歌を善くした。春日にゐる頃、山本常朝と交り、常朝の和歌を添削してゐた。山本常朝家集に「龜藏翁點」とあるのが、それである。梅坡又は梅精廬藏軒と號し、傳書、詠草等がある。墓は佐賀市點合町天德寺にある。

（二）山村造酒　名は之俊（一〇一・註一）。その罪科は詳かでない。山本常朝の妻（柏玄貞松）は、外記連俊の兄助太夫成次の女である。

（三）一門　神職同士か、親族か。親族とすれば續柄は判らない。

九二七　長森傳次郎の純潔、「不忠の人から賴まれても取次はせぬ」

（一）武藤主馬御究めの時分、（二）長森傳次郎召出され、「主馬より林家へ內通の取次仕らず候や。」と相究められ候。傳次郎申し候は、「某儀儒者の眞似を仕り候に付て、その道にて御家に召出され、御厚恩身に餘りたる儀に候。さて又主馬殿某に到り懇意淺からず、今以て忘却仕らず候。然れども不忠の聞え御座候に付、遺恨に存じ罷在り候。御厚恩の御主人に對し、儒門の法に對し、不忠の聞え御座候人より、たとひ賴まれ候ても、全く取次仕る所存にて御座なく候。」と申し候に付、何れも御感じ候なり。

（一）武藤主馬　武藤少貳氏の末葉、主馬允定恒の子。名は定則。六右衞門　七郎右衞門　善兵衞と稱

し、長崎聞番役から御年寄役　加判家老に進んだ。寶永四年十二月、幕府の儒者林家に内通の事があつて死罪に處せられようとしたが、藩主綱茂一周忌のため特赦、鍋島新太郎に預けられた。本文は、この事である。同月廿五日杵島郡須古に於て歿した。年七十三。法名安山白心。

(二)長森傳次郎　名は敬一。以休と號した。林大學頭信篤の門下で、初め關氏を姓とし、松平出雲守に仕へたが、病氣のため美濃國關村に移り、氏を長森に改めた。寶永元年藩主綱茂に聘せられて佐賀に來り二十人扶持を拜領した。寶曆三年正月歿。年七十。法名法安自救。藩主宗茂の命により、肥前及び九州諸國の治亂興亡を記した舊記を淨書訂證して『治亂記』と名づけた。此の書は、先に馬渡俊繼が取捨校訂したもので、後に『北肥戰誌』と名づけられた著名な戰記である。

九二八　御經參り四人侍の川上喧嘩、土山茂右衞門手腹を願ひ出づ

川上喧嘩の事　(一)土山茂右衞門　(二)東彌市右衞門　(三)大木次太夫　(四)石井伊左衞門同道にて御經參り仕られ候處、川上宿、鐵クタ長右衞門と申す(五)取手取、弟子數人召連れ參詣致し候に參り合ひ、弟子共と口論仕出し申され候を、大勢にて打ちひしぎ、茂右衞門　彌市右衞門には棒疵附け申し候。此の事御究めに成り、四人ながら一門一門に相預けられ候。茂右衞門　次太夫は、大木兵部預りにて候が、兩人申合はせ、脫け出で、長右衞門所へ仕懸け、聲を立て候に付て、長右衞門裏の口より出で候處を、茂右衞門待請け、切留め申し候。其の上にて、「最初の相手數人の事に候へば、どれとも相知れず候。川上宿中殘らず、なで切り。」と呼はりかけ候に付て、悉く逃げ散り申

し候。其の場仕舞ひ、罷歸り候。追て茂右衞門彌市右衞門切腹、次太夫浪人、治右衞門閉門にて候。茂右衞門は手腹の願仕り、左の片腹に突立て候時分、（六）森門兵衞向ふに居り、「深く立て候へば、腸出で見苦しく候。淺く立てられ候へ。」と申し候。茂右衞門承り、「其方は物毎功者にて候へども、腹切り候事は有るまじく候。」と笑ひ申し候。介錯、中島七左衞門にて候。右に引廻し候時、廻り兼ね候を、七左衞門エイ聲をかけ候勢にて引廻し申し候由。仰出の内に、お經時分、四人ながら脇差計りにて候事、士の本意を取違へ候とこれ有り候由。四人共に、春日北原邊住居の時分なり。且又、兵部差引の事、口達。

九月廿六日供日振舞に、川上櫻馬場社家に參り、終日大酒、其の内伊左衞門次太夫は下戸、茂右衞門彌市右衞門正體なく醉ひ、夜に入り歸り候節、茂右衞門よろめき候を、櫻馬場に居り候若手の者ども笑ひ候て、「左樣に呑み得ぬ酒ならば、呑まぬがまし。」などと申し候。茂右衞門腹を立て、「うぬし共の樣なる者には、（七）はこを喰はせ申すべく候。」と申し候に付て、數人取懸り候を、殘り三人押隔て候て、中河原迄參り候。茂右衞門尻をまくり、「うぬし共には、これを喰はせ申すべし。」と申し候に付て、又々大勢取懸り、茂右衞門を散々打擲踏倒し、殘り三人は一人に二人三

人もいだきとめ、動かせ申さず、茂右衛門を踏倒し候上にて、十四五人の者共、一度に逃げ失せ申し候。相手知れざる故、力及ばず、茂右衛門は籠を取寄せ、乗せ候て、四人ながら罷帰り、鉦々申出で候に付て、茂右衛門は一門土山與惣兵衛預り、伊左衛門は一門綾部權之允預り、次太夫は大木兵部、彌市右衛門は寄親預りに相成り候。十月何日夜、次太夫より茂右衛門へ手紙にて、「此の分にては一分立たず候間、明朝夜の中に打返し致すべく候間、忍び出で候様に。」と申遣はし候。翌朝主從づつにて兩人、都渡城へ参り候。都渡城の宿中程に、テックク長右衛門と申す、千人餘の弟子を取り、名高き指南者居り申し候。川上にて喧嘩の相手の内、長右衛門子供兄弟罷在り候由、相知れ候に付て、長右衛門宅に参り、外より、「土山茂右衛門大木次太夫打返しに参り候。出合ひ候様に。」と呼はり申し候。「子供兩人在合はせ申さず拙者出合ひ申すべし。」と答へ候。表の口には次太夫、裏の口には茂右衛門行懸け候處に、長右衛門、裏の口より出で候を一間程やりのばし、大げさに茂右衛門切落し、とゞめをさし、別に出合ひ候ものこれ無く候故川上（八）光明院へ参り、附屆いたし罷帰り候。伊左衛門には兩人より知らせ申さざる處に、宿元右の様子相知れ、伊左衛門へ申し遣はし候に付て、則ち駈出し、其の日暮に川上に参着、都渡城川上宿を懸

け、三度走り廻り、「石井伊左衛門唯今駈附け候。長右衛門子供其の外相手に成るべき者出合ひ候へ。」と、高聲に呼はり候へども、一人も出合ふ者これ無く候故、(九)光明院へ附屆致し、罷歸り候。

(一) 土山茂右衛門　五郎兵衛政延の次男。傳不詳。
(二) 大木次太夫　智堯。兵部知昌の四男で、勝右衛門朝貫の弟である。
(三) 石井伊左衛門　忠睦。後治右衛門と改めた。
(四) 御經參り　川上實相院の御經會詣で。(一九〇・註一)
(五) 取手取　柔道　相撲などの力技士。
(六) 森門兵衛　統察。(一〇〇一・註一)
(七) はと　糞の方言。
(八) 光明院　實相院(六七六・註七)の塔頭。

九二九　賭的博奕の同類切腹浪人、「上手に候故加へ申さず」

福地孫之允介錯人の事　孫之允向井茂右衛門　池田善次郎　大隈新之允　中野休助申合はせ、休助實の兄(二)澤邊平左衛門宅の椽にて賭の的を射申し候。其の末博奕になり、休助に向ひ、孫之允過言申し候に付て、取伏せ申され候を、押隔て申し候。此の頃世上に沙汰これ有り、「孫之允踏まれ候。」と申し扱ひ候。是は紛れ候事これ有りたる由なり。其の上にて御究めになり、孫之允休助切腹、平左衛門は亭主にて候故、是

も切腹、茂右衛門新之允は浪人仰付けられ候。善次郎御究めの時、同座にて博奕同類の由申出で候處、殘りの人數より善次郎は加はり申さゞる段、申出で候に付て、重ねて御究めの時、「某儀上手にて候故、右の者は加へ申さず、實は見物仕り罷り候。さりながら一座の儀に候へば、遁れ申すべき樣これ無しと存じ、同類と申出で候」由申し候に付て、申分よく候由にて、閉門仰付けられ候。孫之允介錯小城の浦地氏にて候が、程遠き所より刀を拔き、初太刀切損じ、たゝき切仕り候由。

（一）澤邊平左衛門　中野又兵衛政良（二七一・註一）の子で、休助の兄である。本文の事は天和二年十一月の出來事である。（一七、八五四參照）

九三〇　鍋島光茂夫人柳線院の慈愛に感激して料理人追腹を覺悟す

（一）古川三太左衛門追腹の事　三太左衛門は（二）柳線院樣へ、此の御方より御附けなされ候御料理人にて候。癰を煩ひ、食事絶え、十死一生の氣色にて候を、御前樣聞召され、坂部御局を以て御懇の御意にて、御膳御すべりの品々拜領なされ候。有難く存じ奉り、無理に粥を一口食べ、それより食に附き、本服仕り候。この時追腹の覺悟仕り罷在り候。然る處御前樣御他界、御葬禮の時三太左衛門御供仕り、死道具を持たせ參り候へども、差留められ候に付、力及ばず罷下り、翌年二月十五日追腹仕り

候。上杉殿より相附けられ候家老衆へ、御寺にて三太左衞門追腹仕り候。御自分も御供なさるべく候間、申合はすべしと申し候處、素より覺悟これなき事にて、當座の取合ひこれなく、無興に候。追て御在所にて改易との沙汰にて候由。三太左衞門孫(三)增田氏話なり。

(一)古川三太左衞門　傳不詳、柳線院逝去の時、追腹者は三太左衞門一人であつた。法名覺心道圓。

(二)柳線院樣　鍋島光茂の前室。上杉彈正大弼定勝の女（名はお虎）で、慶安二年四月十六日婚禮、明曆三年十二月二十三日逝去した。法名柳線院殿正室壽貞大姉。

(三)增田氏話　增田彥左衞門明朝。彌五左衞門の次男で、增田七郎右衞門の養子となり、吉茂の代に、御祐筆役を勤めた。享保十四年十一月歿。

九三一　橋野將監、御家外聞の爲龍造寺隆信息女に追腹を請合ふ

(一)橋野將監追腹請合の事　(二)隆信公の御姬樣、唐津の(三)波多三河守殿へ御緣組、御迎に(四)八並武藏守罷越し候處、御姬御病氣、十死一生の御樣體にて候。武藏守申し候は、「御姬樣の御供に罷越し候事に候へば、若し御本復御座無く候はゞ、追腹仕るべき」由申し候。頻りに差留められ候へども、一途に存じはまり候。御家老中御詮議に、「此方よりも追腹人これ無く候ては然るべからず候。御姬樣の追腹申附け候

ても、請合ひ申すべき者これ無く候。橋野將監は御請合ひ申すべき事もこれ有るべし。」と、則ち呼出し、「斯樣の事に候條、太儀ながら腹を切り申さるべき」由、相達せられ候。將監申し候は、「存じ掛なき事に候。但し御家の御外聞に懸り候事を私などは似合ひ申さず、日比大身にて榮耀に餘りたる各樣、御切りなされ然るべし。」と申し候て、「但し畏入り申し候。」と請合ひ申し候。さ候て、直に武藏守が旅宿に參り、「某儀姬の重恩の者にて候。追腹申し談ずべし。」と申し候由。然れども御病氣御本復にて、御祝言相濟み候なり。

（一）橋野將監　氏竟。監物氏邑の子で、龍造寺隆信の家臣。

（二）隆信公の御姬樣　お安姬。後の妙安尼。（六五〇・註二）

（三）波多三河守　名は親。初名鎭、最後に信時と改めた。幼名藤童丸、初下野守と稱した。松浦黨鬼子嶽城（東松浦郡北波多村岸岳）主で、文祿二年朝鮮在陣中豐太閤の忌諱に觸れて召還、常陸國に配流せられ、薙髮して了徹と號した。慶長三年十一月赦されて還る途中病に罹つて船中で歿した（松浦家世傳統系に據る）。天正二年龍造寺隆信と和し、同十五年豐臣秀吉から本領を安堵せられ、豐臣姓を賜はり、文祿元年松浦黨を率ゐて朝鮮役に出陣した。罪せられたのは陣中で鍋島直茂の下知に從はなかつた爲ともいはれてゐる。この時唐津の領地六萬石を沒收、寺澤志摩守廣高に與へられ、三河守は歸還後筑前黑田甲斐守長政に預けられ、更に常陸國佐竹左京大夫義宣の許に流された。親の最後については、前記の外配地で歿したとか、朝鮮で戰死したとか、家臣に擁せられて竊かに歸つたとか、種々の說があり、慶長元年十一月四日歿したともいふ。法名大翁

了徹。入道の後休齋と號したともいふ。又親の妻が名護屋で太閤の意に從はなかつた爲に夫の難に遭うたとの傳說もある。

（四）八並武藏守　名は重。（三三八・註二）

九三二　廣橋一遊軒、戰場で頭の深手に靑葉を押込んで鉢卷す

（二）廣橋一遊軒仕立の事　一遊軒は御臺所の手男にて候。相撲の意趣にて相手七八人切殺し候故、生害に極り候處に、隆信公聞召され、「當時亂國の折、勇者大切に候。此の者は勇者たるべし。」と御免しなされ、頓て姉川邊御働きの時分、召連れられ候處、比類なき高名、每度御先に進み、分捕仕り候。高木にて御一戰の時、一遊軒あまり深入仕り候故、御惜しみなされ御呼返し、御馬の脇に召置かれ候へども、先手進み兼ね候へば、駈出し〳〵仕り候故、鎧の袖を御控へ御座なされ候。其の時頭は數ケ所切りわられ、それに靑葉を押込み、鉢卷仕り居り申し候由。其の比一遊軒の黑藥と申し候て、膏藥を合はせ申され候。外科など當國にこれ無き時分にて、腫物出來候者は、黑藥を附け申し候。其の黑藥は、（二）へそべに鹽そくひなり。出來物の頭を切割り、藥を押込み申され候故、大方の者は（三）絕入いたし候由。直茂公御腕に、御腫物御出來なされ候を見候て、「是非共御見せなされ候樣に。」と申し候故、御見せなされ

候處、針を隱し置き、不圖切割り申し候。直茂公、「是は。」と仰せられ候へば、「日比程の疵に痛み候や。」と申され候。直茂公鍼を御取り、一遊軒の願を切りさかれ候。御聞よからざる故なり。天正二年須古（四）平井攻の時、直茂公の御手配にて一遊軒討死なり。

（一）廣橋一遊軒　多久の生れともいひ、又中國大內義隆の家人で、小川筑後守信安を賴つて龍造寺隆信に從屬したともいふ。母方の姓を名乘つて彌富一遊軒とも稱した。鎭西要略には田中一遊軒とあり、又同書に古橋一祐軒とも書かれてゐる。或書には一葉齋一遊齋とも書き、傳記は詳かでない。入道して信了と號した。

（二）へそべに鹽そくひ　へそべは臍くそ（臍垢）で、これに鹽を混ぜてそくひ（續飯）に練り合はせ、膏藥としたものであらう。

（三）絕入　氣絕すること。

（四）平井攻　天正二年十一月龍造寺隆信が杵島郡須古高岳城主平井經治を攻めた戰。一遊軒は、この時討死したが、『北肥戰誌』には、次のやうに記されてゐる。

既に十一月廿六日（天正二年）龍造寺の軍士相圖を定め城を攻む。中にも一間堀の攻口、軍烈うして佐嘉勢の先手廣橋一祐軒追立てられて引退く。時に鍋島入替りて相戰ふ。（中略）斯くて敵味方討死手負數を知らず、日已に暮れむとす。時に鍋島、軍使を廣橋に遣し、御邊眞先に懸けらるゝと雖も、槍先鈍きに依りて、飛驒守が陣差支へ進む事を得ず候間、速に懸けらるべしといひ送られしかば、一祐軒大に腹を立て、案內知らぬ攻口といひ、其上日貰昏に及ぶ處に、無理の合戰を急ぐ軍の法やある。よし〳〵此一祐に、討死せよとの使なるべし。心得たり。唯今骸を此攻口に曝さむと、頻に士卒を下知し、自身眞先に進んで無二無三に攻め入りしを、川

津近江守見て、必ず敵の一將とや思ひけむ。抑並べて引組み、一祐が首を掻く。時に廣橋が家人二騎駈寄り、主の敵遁すまじと、近江守を討取りたり。（後略）或はいふ、一祐軒、此時鐵砲に中りて死すとも。非なり。又いふ、鍋島此時一祐に使を立て合戰を急ぎしは仔細ある事なりと。

『直茂公譜考補』には、「廣橋一祐軒は多久の地侍なり。又或説には、中國大内義隆の家人とも。武勇相勝れ、直茂公に劣らじと勵みし者なり。今度討死し、子孫無之故、與力知行共に直茂公へ御加增ありけるとなり。」とある。

九三三　使者鶴田彌七兵衞、敵彈に倒れ、又起上り口上を述べて死す

有馬にて、（一）鶴田彌七兵衞使者を勤め候事　（二）原城元日乘の時、（三）美作殿より（四）大木兵部へ彌七兵衞使に參り、口上申達し候半ばに、城中より打懸け候鐵砲、彌七兵衞が腰を打通し、忽ちうつぶしに伏したり。彌七兵衞又起上り、申し殘し候口上を申し次ぎ、又打臥し相果て申し候。死骸を（五）平千兵衞にて送られ候。千兵衞、兵部陣に歸り候處に鐵砲に中り、相果て候となり。

（一）鶴田彌七兵衞　松浦黨、獅子城主鶴田越前守前の嫡子賢の後で、子孫代々多久に住した。彌七兵衞、名は和。寛文七年九月四日歿。法名直譽淨心。墓は小城郡多久村宮浦字白樫にある。

（二）原城元日乘　寛永十五年元旦、島原の亂、原城攻めの時をいふ。原城址は長崎縣南高來郡南有馬町にある。

（三）美作殿　多久美作守茂辰。（四八・註三）

（四）大木兵部　大木兵部丞統清。（八七〇・註一）

（五）平千兵衞　大木兵部組の足輕。『中野孝白本』には原千兵衞とあるが、平千兵衞の誤であらう。『葉隱校補』には多伊良千兵衞とある。

九三四

中野大學の雜務役勘定方究直し、前役兩人は浪人閉門

（一）赤司茂右衞門御究の事　茂右衞門儀雜務役仕り候處、勘定方違却の儀これ有り候て、（二）石井傳右衞門　（三）葉利左衞門仰付けられ相究められ候。口書披露の處、勝茂公御心に叶はざる所御座候由にて、（四）中野大學（五）於保作右衞門へ究直し仰付けられ、傳右衞門利左衞門も立合ひ候樣に仰付けられ候。其の頃評定所は水ケ江にて候。山城殿御屋敷なり。茂右衞門呼出し、一口申出で候へば、傳右衞門利左衞門かぶせかけ、申し伏せ候。其の時大學申し候は、「最前各御究の所、御心に叶ひ申さゞるに付て、此度は我々に仰付けられ候。各は御聞有るべく候。扨て篤と承るべく候間、能く落着き候て申し出られ候樣に。」と申し候へば、茂右衞門「畏まり候。」と申し候て、差しうつぶき、頭われ血飛び申し候。其の後始終究濟み、四人一同に御前に罷出で、口上披露の處、最初の口上と雲泥の違にて候。さ候て引取り候節、大學申し候は、「傳右衞門利左衞門申分候はゞ、唯今御前にて申さるべく候。後には言

はせ申さず候。」と申し候へば、兩人共に一言も申さず引取り申し候。此の科にて利左衞門は浪人、傳右衞門は有馬の軍功に對せられ、閉門仰付けられ候由。

（一）赤司茂右衞門　赤司黨（八〇二・註一）の一族で、正保二年二月本文の事で浪人仰付けられたが、浪人中三根郡天建寺村久留米領境の空地に柳を植ゑたり開拓したりして立派な畠地を作つた。後に肥前島と稱したのがこれである。

（二）石井傳右衞門　正能。（六七八・註一）

（三）葉利左衞門　先祖は明人で、中國大內義隆に仕へてゐたが、後肥前に來り龍造寺隆信の臣となつた。利左衞門は正保二年二月九日浪人、子孫は小城に住した。

（四）中野大學　正利。中野神右衞門清明の四男で、重澄（常朝の父）の弟である。慶安二年六月十五日歿。年六十。法名法向院泊智。

（五）於保作右衞門　宗將。高木氏の一族於保賢守入道の子である。

九三五　鍋島采女、ビードロ屏風を打破つた枝吉利左衞門の罪を被る

（一）枝吉利左衞門　（二）米兜羅屏風打破り候事　勝茂公御參勤前、長崎へ米兜羅屏風初めて渡り候に付て御求めなされ、珍しき物に候間、御獻上なさるべき由にて、江戸御持越なされ、「損じ安き物に候間、隨分念入れ候樣に。」と、度々仰出され候。箱拵へ出來、御進物役（三）鍋島采女請取り、小屋へ持歸り申され候。然る處、枝吉利左衞門參り候て、「米兜羅屏風と申す物、話の爲に見置き申し度く候。」と申され候へども、

「箱に入れ置き候間、見申されまじく候」由、申され候。然れども、是非見申すべき由にて、取出し見申され候が、取落し、打破り申され候。利左衛門その儘にて差置き、（四）「人の運命は知れぬものにて候。」と申し捨て、罷立ち候。その様子心元なく候故、呼返し、「曾て苦しからず候。態と致されたる事にてはこれなく候。御前へは中上げ様候間、少しも氣にかけられまじく候。尤も沙汰仕られまじき」由、采女申され候。利左衛門承り、「大切の御道具打破り候に付て、腹切り申す覺悟にて候。」と申し候に付、「さて〳〵、小氣なる事にて候。何程の寶にても人に御替へなさるべきや。」と申し候て、即ち御前へ罷出で、「御獻上の米兜羅屏風、猶々大事に心得、小屋にて入組を改め申し候處、取落し打破り申し候。この段人を以て申上ぐる迄も御座なく候故、御直に申上げ候。」と申し捨て、罷立ち候。その風情御心元なく思召され、御呼返し、「少しも苦しからず候。氣に懸け申すまじき」由、御意なされ候て、相濟み申し候。其の後、利左衛門采女も終に沙汰仕らず候。利左衛門はこの一禮を、何時ぞ申すべきものをと存じ罷在り候。然る處、勝茂公御逝去、采女追腹に付て、利左衛門より進物に浴衣一つ、大毛氈一枚、二階一間にひろがり候様に拵へ、送り申され候。采女、別けて過分の由にて、浴衣着致し追腹仕られ候由。介錯（五）三谷千左衛

門。右の話に付て、大切の道具などは、むさと取扱ひ申すまじき儀なり。

（一）枝吉利左衛門　順之。（三四三・註三）
（二）米兜羅屏風　硝子製の衝立類であらう。
（三）鍋島采女　常辰。（四七八・註一）。（此の項四七八參照）
（四）人の運命は知れぬものにて候　切腹の覺悟をいふ。
（五）三谷千左衛門　政通入道如休。（一二一・註三）

九三六

石井縫殿助、放討に行つて奇禍、養子鹽童家督を實子に讓る

（一）石井縫殿助（二）放討の事　縫殿助組内石井與左衛門と申す人、奸謀事これ有るに付て、勝茂公より縫殿助に放打仰付けられ候。與左衛門方へ洩れ聞えざる樣に、この事家内にも沙汰致さず、家來（三）彦右衛門と申す者一人に潛かに申聞かせ、（四）鹿江村與左衛門宅へ參られ候。與左衛門は火鉢に松火をたき居り申し候。縫殿助申し候は、「この間より御自身上の事、承り合ひ候へば、科に仰付けらるゝに相極り候由に候。若し申披きなどはこれなきや、相談の爲參り候」由申され候へば、與左衛門、「さて〳〵忝き事に候。先づ御酒を上げ申すべく。」と申し候て、勝手へ參り候に付て、こゝをのばし候てはなるまじと飛懸り、組合ひ申され候處に、火鉢を踏返し、暗闇になり申し候。縫殿助家來彦右衛門は内談の通りに刀を拔き、闇打に切り候へば、主人上に

なり居り候を、大腰切落し申し候。その時、「我は縫殿助なるぞ。」と申され候に付て、彦右衛門うろたへ駈出で、後に自害仕り候。さて縫殿助は腰切落されながら、臥左衛門が首をかき落し、共に相果て申し候。放討仰付けられ候儀追て聞附け、三郎太夫祖父（五）六兵衛一番に駈附け候處に、一家の者槍長刀に出向ひ候。同組衆段々集り、一家殘らず打捨て申し候。右の段御耳に達し候に付て、縫殿助忰（六）鹽童十三歳に成り候を召出され、家督相違なく仰付けられ候段、御家老中仰渡され候。鹽童御請けに、「有難く存じ奉り候へども、家督の儀に付て御斷り申上げたく候。某儀は養子にて御座候。後實子（七）倉法師出生仕り候。縫殿助内存にも、倉法師に家督を讓りたく存じ居り申すべくと存じ候。實子の儀に御座候へば、倉法師に家督仰付けられ、某儀は無足にて召使はれ下され候樣に願ひ奉り候」由申上げ候。勝茂公聞召され、「若輩者神妙の申分にて候。さ候はゞ倉法師に六百石、鹽童に百石下さるべき」由仰渡され候處、鹽童又申上げ候は、「重疊有難く存じ奉り候へども、縫殿助仕落ち御座なく候處一跡の知行減じ候儀殘念に存じ奉り候。只某は無足にて御奉公申上ぐべく。」と申し候に付て、倉法師家督相違なく仰付けられ候。鹽童には内證にて合力仕り候樣に。」と仰付けられ候。それ故七十石遣はし置き候由。鹽童は

高麗人にて（八）林榮久嫡子にて候。次男（九）形左衛門儀榮久家督を繼ぎ、忠直公御供仕り候。三男（一〇）藤竹源右衛門小城御家來にて候。鹽童段々御用に相立ち、石井彌七左衛門と申し候。倉法師後に兵庫助と申し役人を勤め申され候。光茂公（一一）龍造寺八幡宮御參詣の時分、兵庫助屋敷内の（一二）あづちにて的を射申し、それ矢、御駕籠の前に參り候。この時、浪人仰付けられ候。兵庫子修理歸參、五百石下され候なり。この話に付、弓鐵砲など稽古の時、よく〳〵落し矢吟味仕るべき事に候なり。

（一）石井縫殿助　名は茂清。初め清五左衛門。石井二男家、壹岐守茂利の二男で、朝鮮陣に戰功を立て、元和元年大阪夏の陣には、勝茂の使者として德川家康の許に赴いた。本文の放討は、元和七年十一月二十一日の事である。

（二）放討　はなしうち。封建時代における成敗の一種。主命によつて科人をその場で拔打に討果すこと。

（三）彦右衛門　縫殿助の家來、伊東彦右衛門。

（四）鹿江村　今の佐賀郡南川副村大字鹿江。

（五）石井六兵衛　名は忠種。初名新五郎。石井五男家彦右衛門安忠の養子で、實は安忠の母の弟石井大隅守周信の四男である。朝鮮征伐の時、濱崎（東松浦郡濱崎町）にあつて兵糧運送の任に當つた。明暦二年二月歿。

（六）鹽童　後の石井彌七左衛門正之。（七四五・註二）

（七）倉法師　名は孝成。石井兵庫助と稱した。

（八）林榮久　歸化後林利兵衞貞正と改めた。（四七一・註四）
（九）林形左衞門　（同上註二）。
（一〇）藤竹源右衞門　藤竹はトウダケと訓み、遠岳とも書く。源右衞門名は貞展。林榮久の三男で、遠岳秀慶の養子となつた。秀慶は、もと諫早遠岳城主の子で、沒落の時叔父の僧侶を賴つて田手東妙寺（神埼郡三田川村）に入り出家してゐたが、鍋島直茂田手村鷹狩の時見出されて還俗し、遠岳の名字を賜はつた。龍造寺政家の長女お安姬（桃源院彭祝壽仙大姉）が毛利豐前守勝永と婚禮の時御附となり、歸國後直茂の隱居所多布施御館の御臺所役を勤め、始終大黑柱の側に詰めてゐたからその頃大黑柱の事を秀慶柱ともいつた。源右衞門、秀慶の養子となり、小城藩祖鍋島元茂に附けられて小城家來となり、有馬陣に戰功があつた。寬文十二年十一月二十三日歿。年七十。
（一一）龍造寺八幡宮　今の佐賀市白山町鄕社八幡神社。（八三九・註一）
（一二）あづち　弓場の的を掛くる爲に設けた盛土。

九三七　山本神右衞門、步行叶はぬ戰傷の老軀を駕籠で捕手に向ふ

（一）石井茂右衞門切込の事　茂右衞門は三郎兵衞子にて候。亂心致し乘物を二挺くさり合はせ、隔を取放し、女房も乘せ、早津江の百姓家に入り、戶口を締め、大小を拔き罷在り候。女房は中野將監娘にて候。右の段勝茂公御耳に達し、「中野一門へ下され候間、茂右衞門は打捨て、女房を安穩に取返し候樣に。」と仰付けられ候。且又他領境に候間、兒物人もこれ有るべく候。警固の爲足輕物頭遣はされ候。之に依つて中

野一門中色々吟味致し、早津江に罷越され候。其の頃（三）山本神右衛門は隠居入道にて、「有馬の手疵滞り候て、歩行叶はず候へども、一門衆同前に罷越すべき」由申され候。一門衆より、「御老體の御越し候儀、入らざる事に候」由差留め申され候へども、殊の外立腹致し、「其方共は何を知つて左様に申し候や。手足こそ叶はざれども、差引は我等仕るべく候。無調法の儀仕り候て、一門に恥をかゝせ候ては罷成らず候。」と申し候て、乗物より罷越し、袖まくり一本持たせ、家來の者に申含め參り候。前方よりの仕組にて、家の兩方を一度に打破り申し候。茂右衛門双方に心を移し候處を、取手の者手棒にて打留め、捕伏せ、扨神右衛門家來、申附の如く壁打破るとひとしく女房を袖まくりに引懸け、刎ね出し申し候を、其の儘神右衛門、駕籠に乘せ、「我等は此の用事計りに參り候。跡は何れも心遣有るべく候。上より女房を恙なく取返し候様にと仰出され候處、少しも疵を附けては罷成らず候故、老人は罷越し候。」と申し候て、罷歸られ候。卽座にて茂右衛門打捨て申し候。介錯（三）成富次左衛門（前名五郎兵衛、後藏人）其の頃は中野數馬小姓分にて候が、房附の繩だすき懸け、家ひきく候故、小膝を折りて首を打落し、片手に提げ、間に刀をかまへ、檢使に見せ申し候由。

（一）石井茂右衞門　忠吉。三郎兵衞忠相の子で、本文は寛文元年八月十一日の出來事である。早津江は其の知行所であつた。

（二）山本神右衞門　重澄（六一・註一）。この時七十二歲。

（三）成富次左衞門　爲門（三二六・註九）。この時二十一歲であつた。

九三八　山本五郎左衞門、兩肩を切割られ、足の指で止めを刺す

（一）山本五郎左衞門喧嘩の事（萬治三年なり）　五郎左衞門二十歲計りの頃、七月十七日母方の伯父（二）大塚勝右衞門（三）同權之助へ見舞の爲、田代の宅へ暮前に參られ候。途中にて、網引き候者、行違ひに、手竹の泥を五郎左衞門白帷子の肩に摺附け申し候。草履取立留まり、「無作法者。」と咎め候へば、この者申し候は、「よけ申したる者に突懸り申され候に、推參なる事を申す。」と、双方申し論じ候。五郎左衞門立歸り、「苦しからず候間、草履取構はず參り候樣に。」と申し候へども、互に申し募り、網引男棒を振上げ、草履取を打伏せ申すべくと仕り候。それ故五郎左衞門走り懸り、相手の髻をつかみ引倒し候て、「粗相なる儀を仕り候て、一言の斷りをも申さず候。剩へ棒などを見せ候て不屆者なり。」と申し捨て、小者にも、「構はず參り候へ。」と申し候て、先に通り申され候。相手の子、宿元の座敷にて、誹をうたひ居り候が、門外の事にて聞附け、刀を持ち駈出で、「何事にて候や。」と申し候。親申し候は、「先に參り

候男狼藉仕り候。」と申し候て、草履取と組合ひ居り申し候。右の悴刀を抜き持ち、五郎左衛門跡より附け寄り、拝み打ちに打ち候へば、右の肩より乳の邊り、立割り仕り候。五郎左衛門振返りさまに抜合ひ候處を、又左の肩より二刀斬り、腕二ケ所都合五ケ所の手負ひ申し候。それ故、左右の手なえ候へども、暫く切合ひ、相手にも數ケ所手を負はせ、手しげく切りかゝり候故、此の者次第に後に引き申し候が、其の者の門の脇にて打伏せ申し候。五郎左衛門乗懸り、止め差し申すべくと仕り候へども、相手打伏せ候てより張合ひぬけ、腕なえ申し候故、咽に刀をあて、足の指に刀を挟み、咽を蹴切り申し候。それより、いよ〳〵氣たゆみ候故、刀を杖につき、草履取を尋ね候へば、堀の内にころび入り、最前の相手と組合ひ、「これに居り申し候。」と申し候故、「其の者のがさぬ。」と詞をかけ、切りかゝり候時、切りはなされ候。肩の疵、元の様に着き申し候。相手は（四）瑞龍庵の馬場へ逃込み申し候を追ひかけ候へば、卵塔の方へ小堀を飛越え申し候處を、なぐり打ちに打ち候へば、切先にて頭より足迄わり附け申し候。此の者は後に生き申し候由。さ候て、五郎左衛門は小者の肩に懸り候時、「此のあたりに雪駄をぬぎ置き候。さがし候へ。」と申し候へば、小者は「只御捨てなされ候へ。」と申し候。五郎左衛門申し候は、「履物を捨てゝ立退き候と、後日の評判

を案じ候間、是非さがし候様に。」と申付け、見出で候を履き候て、大塚權之助所近参り候。右の段、五郎左衛門親吉左衛門宿元にて承り、（五）大塚左太夫との喧嘩と心得、長刀を持ち、「大塚一家なで切りする。」と申して、駈出で申され候由。追附け祖父（六）神右衛門参り、外科に逢はせ候て、「疵調はり、自身腹切り候様に仕り度く候間、偏に療治頼み申す」の由、申され候。段々疵調はり申し候。見舞の人数多参られ候内、（七）鍋島門物殿へ神右衛門申され候は、「さて〳〵人の上は量り難き者にて候。我等老後隠居のすきにて、皺腹を切るべしとは存じ寄らぬ事に候が、不慮の仕合はせ。」と申され候。「それは如何様の儀に候や。」と申され候へば、「世怜吉左衛門病者にて御奉公成り兼ね候を、色々養生致し、家督を譲り候へども、しかともこれなく、五郎左衛門人並に生ひ立ち候へば、月星とも頼み居り申し候処、此の度の行懸りにて、相手は（八）主水殿御家来にて候。五郎左衛門頓て切腹仰付けらるべき事に候。これを見候て、ながらへ居り申す事罷成らず候。九萬軍神彼者より先へ切腹仕り御目にかくべし。」と申され候由。然る処、主水殿（睡雲）より仰上げられ候は、「山本五郎左衛門先祖御用に相立ち、某家にも謂はれ共御座候者に候。相手は家来にて御座候間、此の度五郎左衛門御仕置差免され候様、御斷り申上げ候」段、申乞はれ候。と

れに依つて、別條なく相濟み申候。

五郎左衞門話に、出宅の時分、二尺八寸の刀を差し候て出で申し候が、計らず短き刀を差したく心附き候て立歸り、二尺三寸の刀を差し候て出で申し候。これにて仕濟まし申し候。兩の肩切離され、腕叶ひ申さず候故、長き刀にては、なか〳〵抜き合はせも罷成らざる筈に候。二刀遣ひにても、諸手にて漸く一刀をあつかひ申し候。初めに相手を一刀も切り候はゞ、勝負相の理も見え申すべく候が、だしぬきにて、たたみかけ切り込み候故、眞黒になり、相手の體少し白く見え候を目當に、只一打ちに、鍔元にて切り申し度き念より外これなく候。切られ候時は、鞭などにて打ち候樣にばかり覺え候由。雪駄踏み居り候がすべり候故、踏み抜き申し候。此の後、一家に、雪駄ふませ申さず候由。

(一) 山本五郎左衞門　常治。山本常朝の甥（九註三）。本文は、二十二歳の時である。

(二) 大塚勝右衞門　名は全正。叔父鍋島內藏丞宗利（山本五郎左衞門の外祖父）の養子である。島原の亂に、父子一族戰功を立て、寛永十八年二十五歳の時、關大和守直長（鍋島勝茂の子、後神代直長）（八註・二）に附けられて同家の侍大將となり、後直長が神代家を相續したので、之に從うて神代家に仕へた。寛文八年六月三日歿。年五十二。法名義山宗忠。

(三) 大塚權之助　名は俊定。前項勝右衞門全正の兄である。延寶六年十一月二十八日歿。年六十八。法名徹心紹道。

（四）瑞龍庵　佐賀市東田代町にある。臨濟宗。本尊觀世音菩薩。元龜元年の建立で、開山は琳翁琢和尚。『葉隱』筆者田代陣基の菩提寺である。

（五）大塚左太夫　名は良長。後勝右衞門と稱した。權之助俊定の子である。

（六）祖父神右衞門　山本五郎左衞門の祖父神右衞門重澄で、山本常朝の父。

（七）鍋島監物　名は正純。市佑長昭（實は龍造寺隆信の弟、須古鍋島氏の祖、阿波守信周の四男）の子である。先祖は、平敎盛十三代の孫石見守則貞の男同榮房入道道周で、則貞は川上星隈（佐賀郡川上村）に住し、榮房龍造寺隆信の家老職となり、長昭の時、平姓を藤原に改め、更に鍋島名字を拜領した。正純父の知行を繼ぎ、入道して道圓と號し、寬文十三年正月十一日歿した。法名天三道圓。

（八）主水殿　鍋島主水武興。淡路守茂宗の子で、主水茂里の孫に當る（一二八九・註二）。この事件は、山本常朝の生れた翌年で、神右衞門重澄は、時に七十一歲であつた。

九三九　龍雲寺住持傳湖和尚の敵討と高傳寺住持湛然和尚の義氣

（一）龍雲寺　（二）傳湖和尚敵討の事　傳湖は多久素生にて候。兄次郎兵衞、弟何某、母一人あり。九月の頃、母談議に參り候に、次郎兵衞子を召連れ申し候。歸り候時分、草履取り申すべくと候て、傍の者の足を次郎兵衞子踏み申し候。それを咎め候末にて、言ひ募り候が、此の者脇差を拔き、次郎兵衞子を突殺し申し候。次郎兵衞母驚き、其の者にすがり附き候を、これも突伏せ申し候。さ候て、此の者は宿元へ罷歸り候。右の者は（三）中島茂庵と申す浪人者の子五郎右衞門と申し候。弟は山伏中

藏坊と申し候。茂庵事（四）美作殿話相手にて、五郎右衛門へ知行とらせ置かれ候。右の様子次郎兵衛宿元へ相聞え、次郎兵衛弟五郎右衛門所へ仕懸け候へども、内より戸を締め出合ひ申さざるに付て見舞ひ候様に作り聲いたし候故、戸を明け候所を名乘りかけ、切結び候が、掃溜に二人ながら落入り申し候て、五郎右衛門を突殺し申し候。然る處に、中藏坊駈附け、次郎兵衛弟を切伏せ申し候。右の次第傳湖承り附け、早速次郎兵衛所へ參り、「相手は一人此方は三人切殺され、無念千萬に候間、中藏坊を討ち候様に。」と次郎兵衛に勸め候へども、請合ひ申されず候。傳湖口惜しく存じ、出家ながら母弟甥の敵を討つべくと存じ立たれ候。それに付、平僧の分にては美作殿より手ごめに合ひ申す儀もこれあるべくと存じ、頓て出世致し、龍雲寺住持になり申され候。さ候て、(五)伊豫掾に大小を打たせ、手習弟子に遣れ候と申し候て、拵へ迄出來させ、翌年九月廿三日に出で立たれ候。折節客來これあるに付て馳走など申付け、方丈より潜かに忍び出で、俗の身拵にて出で立ち、多久へ參り、山伏中藏坊を尋ねられ候へば、月待に參り居り、大勢集り居り、中々手に及ばざる様子にて候。さりながら、重ねてと取延ばし候事は相成らず候間、親茂庵を討つて本望を遂ぐべしと存じ、茂庵宅へ仕懸け、寢間に駈込み名乘りかけ、起き上り候處をひた突きに突き候て、突殺し申

され候。近所の者駈附け取巻き候に付、様子を申し聞かせ、大小を投捨て罷在られ候。此の事追々佐嘉へ相聞え、檀那共數十人駈參り同道にて罷歸り候。美作殿以ての外立腹候へども（六）御立寺住持にて候へば、手に及ばせられず、鍋島含人（普周）を以て高傳寺湛然和尚へ申入れられ候は、「人を殺し候出家に候へば、死罪に仰付けらるべき」由申し遣はされ候。湛然返答、「一派の仕置は高傳寺心の儘にて候。御構ひあるまじき」由に候。美作殿いよ〳〵立腹にて、「如何樣の御仕置なされ候や。」と尋ねられ候。湛然承り、「御聞き候て無益に候へども、强て御尋ね候間、申し遣はし候。破戒の出家は脫衣追放仕る作法にて候」由。さ候て、高傳寺にて傳燈脫衣候て、追放の時分、弟子共大小差し、檀那共數十人守護致し（七）轟木迄送り申し候。道筋に獵師の樣なる者數人相見え、「多久より參り候や。」と申し候由。その後筑前に住居、諸人取持ち、士などよりも懇意にて候。右の趣聞き傳へ、所々にて取持これあり候由。

（一）龍雲寺　佐賀市外八戸龍雲寺。（七三六・註一一）

（二）傳湖和尚　龍雲寺住持。明暦二年から寛文二年まで足掛七年間第十三世住持として在職したが、此の事の爲同寺世代には缺位となつてをり、記錄には傳古とある。

（三）中島茂庵　通稱權右衞門。中島兵庫助信直の孫である。

（四）美作殿　多久美作茂辰。美作は寛文六年殁し、湛然和尚が高傳寺住持となつたのは寛文初年であるから、本文の敵討は寛文二年の事であらう。

（五）伊豫掾　肥前の刀工で、名は宗次。初め宗安といひ、又三右衞門と稱した。先祖堺又次郎直正、北條貞時の時肥前に來住し、長瀨天滿宮（佐賀郡高木瀨村）の宮柱となり、代々鍛冶職を勤め、寛文九年九月九日鍋島勝茂から伊豫掾を受領した。初め諫早家の抱鍛冶であつた。初代肥前忠吉は、最初宗次に師事したと傳へられる。本文は受領前の事である。

（六）御立寺　瀧主の歸依寺。

（七）轟木　今の三養基郡鳥栖町大字轟木で、當時肥前東部の要路であつた。

九四〇　重罪の堀江三右衞門、毛燒爪剝筋切錐採背割にも色を變へず

江戸御藏番侍（一）堀江三右衞門事　三右衞門儀御藏の金銀盜み取り、缺落致し、捕へられ、白狀の上、重罪にて候間責殺し候樣に。」と仰付けられ、（二）中野大學檢使に罷越し候。先づ身内の毛を燒き、爪をはなし、筋を切り、錐もみなど、樣々責め候へども、少しも動き申さず、色も變じ申さず、仕舞に脊を立割りいたし、醬油を沸し懸け候時、身をそらし候て相果て候由。

（一）堀江三右衞門　清左衞門信之の子。祖父筑前守信鷹は弘治三年金敷峠の戰に奮戰、父子四人討死した。本文は寛永十年頃の事で、此の時から堀江姓を改めた。

（二）中野大學　正利。（九三四・註四）

九四一　福地六郎右衞門の義氣、城内殺害人の多久長門家來を助く

（一）福地六郎右衞門殺害人留め候事　六郎右衞門御城より退出の時分、多久殿屋敷

前にて、歷々と相見え候。女中乘物通り候に、何者か禮を致し罷在り候。長刀持、通りさまに、「頭が高い。」と申して、薙刀柄にて頭を打ち申し候。此の者頭を拭ひ候へば、血附き申し候。其のまゝ立上り、「禮を致して罷在り候に法外の仕方、殘念の仕合はせ。」と詞をかけ、長刀持を一刀に切り伏せ申し候。乘物は何方へか通り過ぎ候。六郎右衞門參り懸り、槍の鞘を拔して立向ひ、「刀を鞘に納め候へ。御城内の儀に候へば、拔身を持たせ通すまじ。」と申し候。此の者承り、「唯今、遁れざる行懸り、定めて御覺これあるべく候。刀を納め申し度く候へども、今の御一言にては納め難く、迷惑ながら御相手に罷成るべし。」と申し候に付て、六郎右衞門忽ち槍を捨て、「御尤もに候。福地六郎右衞門にて候。天晴れ見事の御仕舞、拙者證據に立ち、一命を捨て御後ろ見仕るべく候。刀を納め候へ。」と禮儀正しく申し候に付て、「心得申し候。」と申して、刀を納め申し候。さて、「何方の衆にて候や。」と尋ね候へば、（三）多久長門家來と申し候。卽ち六郎右衞門同道致し、右の次第申し達し候。右女中歷々の御内方と相知れ、長門殿より家來切腹申付くべき由申上げられ候。その時六郎右衞門罷出で、「侍の申しかはしたる儀に候間、右の人切腹仰付けられ候はゞ、六郎右衞門は先に切腹仕るべし。」と申し候に付て、別條なく相濟み候由。

六郎右衛門は大身にて候へども、宿許にては不斷蓙を打ち申され候由。家來は兼々不似合の事と、つぶやき申し候を、六郎右衛門承り、或時使者出合に罷出で候が、門前にて馬に乘り、家來共に、「肩衣に蓙は附き居り申さず候や。よく見候へ。」と申し候由。又六郎右衛門は（三）主水殿組にて候。寄親の役人を仕り居り候組親にて、主水殿所へ參り居り、臺所にて蓙を打ち居り申し候由。時代の風儀、寄親・組子他事なく候由。

（一）福地六郎右衛門　名は家定。長門守信重の次男で、三左衛門宗俊の弟である。鐵砲物頭・御使番等を勤め、兄弟一門有馬陣に戰功があつた。吉左衛門貞長（四四九・註一）の父である。正保二年六月廿七日歿。法名勳覺道功。墓は佐賀郡本庄村大字本庄大井樋瑞應寺にある。

（二）多久長門　多久長門安順。

（三）主水殿　鍋島主水武興。

九四二

鍋島安藝曰く「鍋島の先手は愛宕權現をも眞二つに切割れ」

（一）鍋島安藝殿より（二）志摩殿へ意見の事　志摩殿より使を以て安藝殿へ御申し候は、（三）「京都愛宕へ參詣仕り度きの由に候。安藝殿承り、「それは何のために候や。」と御申し候。使申し候は、「弓矢の神と候へば、御武運のため思召立たるゝ」の由申し候。安藝殿立腹にて、「しかと無用に候。鍋島の先手が、愛宕など賴みてな

るべきや。向ふに愛宕權現立ち向はれ候はゞ、眞中二つに切割りて、先手を勤むべくと存じ候へ。」と返答の由。

（一）鍋島安藝殿　鍋島安藝守茂賢。（一二〇二・註一）

（二）志摩殿　茂賢の子、志摩守茂里。志摩守茂春（入道壽峯）の父で、慶安の頃六千石を拜領してゐた。

（三）京都愛宕　愛宕權現。京都嵯峨愛宕山にある。後、別に堂を建て、地藏菩薩を安置して勝軍地藏と稱し、古來武運の神として武家の尊崇が厚かつた。

九四三　深江助右衞門、鍋島の家に懸るとて一命に替へて駈込者を圍ふ

（一）深江助右衞門駈込者圍ひ候事　助右衞門は（二）柳原御前樣へ御附けなされ候。或時、土井大炊頭殿御家老の中間、朋輩を双傷致し、助右衞門長屋へ駈込み、相頼み候。助右衞門請合ひ、圍ひ置き候。此の事相知れ、家老共より使を立て候へども、差出さず候。大炊頭殿より御使參り候。助右衞門申し候は、「主人（三）丹後守兼ての申付に、奥樣へ相附き候者の儀、何事によらず、表の御下知に隨ひ、御家中同樣に仕るべき由申付け候。萬事其の通り相守り候。然しながら、此度の駈込者の儀は、鍋島の家に懸り申す事に候。助右衞門を人と存じ、相頼み候を、我が身難儀に及び候とて差出し候ては、侍の一分立ち申さず候。某一命に替へ申す覺悟にて候。大炊頭樣御意

と候ても、此の儀はしかと承引仕らず候」由、申し切り候。それに付、御前様へ仰入れられ、「曾て死罪などに仰付けらるゝ事にてこれなく候間、差出し候様に。」と重ねて御断りに付、後々の儀まで篤と承り届け、別條無きに相極り候故、差出し候由なり。

（一）深江助右衛門　眞章。（九四四・註一）
（二）柳原御前様　土井大炊頭利重室綠樹院、鍋島光茂長女お仙様。（同註二參照）
（三）丹後守　鍋島光茂。

九四四　深江助右衛門、御家の爲年寄役相良求馬の悪所狂ひを極諫す

（一）深江助右衛門相良求馬へ意見の事　助右衛門御目付役仕り、御供立龍登り候時分、求馬年寄役にて悪所狂ひ仕られ候。數人意見仕られ候へども聞入れ申さず。或時助右衛門參り、求馬へ申し候は、「御自分悪所狂ひの儀、速に見届け罷在り候。即ち言上仕るべく候處、當時御手前一人にて御用相濟み申す事に候。言上仕り候はゞ御仕置なさるべく候。その時は御國家の御用相濟まざる儀と存じ、御國家に對し言上差控へ罷在り候。然れどもいつ迄も思召し留まられず候はゞ、是非なく言上仕るべく候。言上仕るからは年寄役とはいはせ申さず、忽ち御仕置にあはせ申し候。何と御國家の御爲、思召し留まらるまじくや。」と申し候に付、求馬涙を流し、過分至極と請

合ひ、相止め候由なり。

助右衛門儀、(二)綠樹院樣御死去の時、御意をも相待たず江戸にて出家仕り、高野へ御骨納め罷下り、高傳寺御法事過ぎに(三)草場の百姓の家を(四)口無しにしつらひ、(五)ごき穴より食を通はせ、御七年忌迄籠居候て、直ちに(六)北山に庵を建て、引入り申し候。

(一) 深江助右衛門　名は眞章。鍋島舍人助茂利の三男で、鍋島內記種世（普周）、深江信溪等の弟である。寬文九年綠樹院御附頭として江戶柳原御屋敷詰となり、寬文十二年綠樹院逝去の時剃髮して入道長壽と改め、遺骨を高野に納め、草場村に無臆の小屋を建て、七年忌迄籠居し、後神埼郡廣瀧山（背振村）中ノ原に桂樹庵を再興して隱棲し、寶永元年七月歿した。年七十九。法名長壽道種。墓は同郡仁比山村城原種福寺にある。

(二) 綠樹院樣　鍋島光茂長女、土井利重室。（五七二・註一）

(三) 草場　今の佐賀市神野町草場。

(四) 口無し　窓の無い家。

(五) ごき穴　ごき（御器）は、食物を盛る器で、乞食の持つ椀などにもいふ。ごき穴とは、それを入るゝ穴のこと。

(六) 北山　神埼 佐賀 小城各郡の北部を總稱して北山といふ。こゝは、神埼郡背振村廣瀧字中原に桂樹庵を建てたことをいふ。桂樹庵は仁比山村城原種福寺（曹洞宗）の末寺で、昭和十年六月三養基郡中原村大字原古賀に移轉した。

九四五　中島十右衛門の母、寢首を掻かれた夫の敵を討つ

（二）中島十右衛門母敵討の事　十右衛門親何某、寢入り居り候を、何者とも知れず忍び入り、打果し逃げ出し候。女房起合はせ、「何者にて候や。やらぬぞ。」と詞をかけ、臺所にて追附き、後よりむづといだき、少しも動かし申さず、悴久太郎を呼び候へども、寺に夜手習に參り居合はせ申さず候に付、家來共呼寄せ、打留め候由なり。

十右衛門は二度浪人、後に博奕宿致し、切腹なり。

（一）中島十右衛門　鍋島六左衛門組手明槍で、明暦頃の人である。

九四六　芦原の隣喧嘩、黒川小右衛門の女房討返しに押入る

鍋島十太夫家來、黒川小右衛門女房討返しの事　小右衛門女房は山城殿家來蒲原喜兵衛娘にて候。小右衛門身上三石にて、うひ〳〵しき體にて、（二）芦原に居り申し候。隣に德永三左衛門と申す者居り申し候。三左衛門、十太夫家老分にて、有德の者なり。八月十五日喜兵衛宅（二）大町にて祭禮故、小右衛門女夫供日參り存立ち候處に、喜兵衛より蚊帳を借り置き候を三左衛門へ質に遣はし置き申し候。供日參りに客人も候間持越し申し度く存じ、三左衛門所へ參り、「二三日借り申し度し。」と申し候。三左衛門合點仕らず、剩へ惡口など仕り、「數多の借銀少しも相拂はず、其の上質物を返し候樣にと申す儀、理不盡の儀に候。以來此方出入仕るまじく候。若し參り候はゞ打捨て

候様に手形仕り候へ。」と申し候。小右衛門もはや遁れぬ所と覺悟し、則ち手形判形いたし罷帰り候。右の通り（三）相部り申し候に付て、供日参りも仕らず、八月二十七日迄に、諸事を潜かに取仕舞ひ、廿八日に田の初穂の餅をつき、夜に入り、子供二人の枕元に並べ置き、女房にも知らせず、三左衛門所へ行き窓より右の意趣を申達し、「打果し申すべく候間、出合ひ候様に。」と呼はり候へども、内より戸を締め、答へ申さず候。三左衛門は（四）窓小屋に居り申し候。弟與左衛門と申す者へ娘お七を遣はし、右の段申し知らせ候に付て、與左衛門表に廻り、後より小右衛門を切附け候へば、頭を打つぺづり申し候。小右衛門振返り、暫し切合ひ候處、與左衛門藁に足をまとはれ、倒れ申し候。小右衛門も同じく倒れ申し候が、寝ながら拂ひ候へば、與左衛門腹を切破り申し候。兩人共に起上り、又々切合ひ申し、與左衛門次第に弓色に成り、外に出で申し候て、暫く切りむすび、小右衛門遂に切殺され申し候。近所の新介と申す者駈附け、與左衛門を肩に懸け歸り申し候。小右衛門女房聞附け、鎌を持ち駈出で、小右衛門死骸を見、鎌をたゝき、無念なりと齒噛致し、小右衛門脇差を取り、三左衛門所の窓に立ちかゝり、聲をかけ候へども、出合ひ申さず、内より長刀にて切拂ひ申し候。小右衛門女房長刀に取附き、引合ひ申し候處に、窓崩れ申し候。則ち内に駈入り、三左衛

門に數多手負はせ申し候。其の時下人共出合ひ、女房を切殺し申し候。與左衛門は朔日に相果て、三左衛門は同四日に切腹仕り候。いづれも（五）光明寺に納め申し候由なり。義柱師話なり。

（一）芦原　杵島郡橋下村蘆原。
（二）大町　今の杵島郡大町。
（三）相部り　覺悟を決めてかゝつたこと。
（四）窓小屋　窓の傍にある小屋。
（五）光明寺　橋下村にある曹洞宗寺院。

九四七　道白、切られて前に下つた自分の首を兩手で押上げ療治す

（一）鍋島左太夫家來道白手疵の事　道白は（二）黑土原に居り申し候。悴は五郎兵衛と申し候。或時、五郎兵衛稻を荷ひ通り候處、向ふより（三）神代左京殿浪人岩村久内と申す者參り懸り申し候。前方に遺恨これありて、久内へ稻を突きかけ口論仕かけ、久内を打擲致し堀に突込み候て、五郎兵衛は罷歸り候。久内詞を殘し宿に歸り、兄源右衛門へ申聞け、兄弟連れに五郎兵衛所に討返しに參り候處、戸をほそめに開け、五郎兵衛拔身を持ち、待ち居り候を存ぜず候て、源右衛門入り候を横に拂ひ申し候に付て、深手にて刀を杖に突き外に立ち居り申し候。その時久内駈入り、道白が聟勝右衛門と申す者、圍爐裏端に居り申し候を切り候へば、（四）自在に當り、勝右衛門が顏半分切り割り

申し候。道白女夫にて、久内が刀をもぎ取り申し候。その時久内申し候は、「最早本望遂げ申し候。兄を召連れ歸り申すべく候間、刀を御渡し候様に。」と、色々斷り申し候に付相渡し候へば、刀を取り、道白が脊一ケ所、首半分切り候。それより五郎兵衛と切合ひ、外に出で、暫く勝負これなく候處、五郎兵衛腕を切落し申し候。それにて久内も數ケ所手負ひ、兄源右衛門を肩にかけ歸り候處、道にて源右衛門は相果て候。五郎兵衛血留など仕り候處、水をたべ申し候に付て、相果て申し候。數ケ所の手疵にて候。道白が女房も指を切られ申し候。道白手疵は首の骨切落し、咽ばかり殘り候て、首は前にさがり申し候。道白、自身の手にて首を押上げ、外科に參り候て、先づ腮に（五）くすねを附け、それに苧をかけ、上に繩を附け梁に鉤り、疵を縫ひ、總身を米にて埋め、動き申さゞる樣に致し、療治仕り候。後には骨つき、別條なく癒え申し候。道白事終に氣分を取失ひ申さず、始終平生に替り申したる儀これなく、人蔘も呑み申さず候。三日目に血走り申し候節、（六）獨參湯少し用ひ申し候迄の由。

右岩村は、親久兵衛と（七）大黑舞を仕り、拍子方舞方の拍子の論にて、久兵衛頭を切り申し候。それにて浪人の由なり。（右喧嘩の一通り、その節參り合はせ候者の話、直に承り、書き入れ申し候なり。）

（一）鍋島左太夫　種之。一溪と號した。（八・六九・註一）
（二）黒土原　くろつちばる。佐賀郡金立村大字金立字黒土原。山本常朝が草庵を結んだ所である。道白父子　岩村久内兄弟等傳不詳。岩村久内は、關家から附隨して來た家來である。
（三）神代左京殿　川久保邑主神代左京直長（八・註二）。左京は元祿六年の逝去であるから、この實話はそれ以前の事であらう。
（四）白在　白在鍵。
（五）くすね　藥煉。松脂と油とで煉り合はせた塗料。
（六）獨參湯　當時の强壯劑。
（七）大黒舞　德川時代初期に流行した一種の門附舞曲で、大黒の姿で面を被り、頭巾を着け、唄を謠ひながら、正月家々を舞うて廻つたもの。本文によると、武士の間にも行はれたと見える。

九四八　成富藏人、御城式臺に推參した亂心者の浪人を取押ふ

（一）成富藏人御城にて亂心者押へ候事　（二）西牟田三之允御式臺番仕り罷在り候處、麻上下着いたし、書き物を懷に入れ候者、御式臺より上り候に付て、三之允とがめ候へば、（三）普成七郎兵衞と申す者にて候。殿樣に御用御座候て罷出で候」由、申し候。亂心者と相見え候故、御臺所に連れ行き候へば、諸人取寄せ見申し候。藏人承り附き、人を押しのけ飛びかゝり、取つて伏せ、繩を懸け申し候由。右の者は浪人者にて候が、亂心仕り候由。

（一）成富藏人　爲門。（三二六・註九）

（二）西牟田三之允　家澄。（九四九・註二）
（三）音成七郎兵衞　代々小城の侍で、正右衞門の子。

九四九　石井權之助、主人に惡名を着せられて激怒し相手を僻易さす

（一）石井權之助　（二）西牟田三之允口論の事　權之助は（三）神代殿御家來にて候。有馬にて右の手を討落され候。手切れ權之助と申して口を利きたる曲者にて候。或時、（四）綾部市郎左衞門所にて數人參會話の節、三之允申し候は、有馬にて（五）伯耆殿不出來の由申し候。權之助承り、起上り、「唯今の話承り屆け候。何を證據に有馬話仕り候や。伯耆供をして有馬にて斯くの如く片手を打落され、手切れ權之助と言はれ、各〻樣方の前にて口を利き申す者が、主人に惡名を言附けられ、其方立て置いては一分立たざる所なり。さりながら、手なければ業はならず。この腹を突いて腹を切れ。主人の爲に捨つる命、本望なり。斯樣に言はれて此の座を立つては、其方も一分は立つまじ。こゝに寄り候へ。」と、押肌ぬぎ仕かけ申し候。一座の衆、樣々宥め申され候へども、勘忍仕らず候故、三之允より（六）落筈を出し、相濟み候由。

（一）石井權之助　神代伯耆守常親の家臣で、鐵砲物頭を勤めてゐた。島原亂に出陣、原城攻略の時負傷した。
（二）西牟田三之允　名は家澄。蓮池藩祖鍋島直澄の家臣。先祖は筑後國西牟田から肥前に移り、

三根郡船石（上峰村）高柳（中原村）を知行した。家澄は、延寶三年八月六日故あつて知行所船石村で切腹した。（九五〇參照）

（三）神代殿　佐賀本藩御親類四家の一で佐賀郡川久保邑主。

（四）綾部市郎左衞門　名は幸之。三左衞門幸久の子である。天和三年七月殁。法名泰譽良安。

（五）伯耆殿　神代伯耆守常親（初め常氏）。寛永十四年十一月、島原亂に嫡子常利及び家臣千三百餘人を率ゐて出陣した。慶安四年八月十九日殁。年五十三。法名賢靈院傑傳淨英。

（六）落筈　おちはず、とゝでは詫證文の意。

九五〇　西牟田三之允、大阪詰の違却を一人の科に引受け自害す

（一）西牟田三之允自害の事　三之允大阪納戸役相勤め罷下り候節、勘定方違却これ有り候に付て、御究に罷成り候。評定所へ罷出で一通り申しひらき罷歸り、大分の人の損じ申す儀これ有り、其の身も何れ遁れ申さゞる義に付て、一人の科に引受け、自害仕り候由、沙汰仕り候なり。三之允は玄智の兄なり。兼々粗忽者なり。大野市郎兵衞と兩人、不寢番仕り罷在り候が、相撲を取り申し候。三之允負け申し候に付て、大野が額を喰ひこがし申し候。血流れ候に付て、三之允に、「拭ひ候へ。」と申し候。三之允褌の端を出し、「拭ふものなくは是にて拭ひ候へ。」と申し候由。

（一）西牟田三之允　家澄。自害は延寶三年八月六日の事である。（九四九・註二）

九五一　中島二右衞門、主家の惡口を憤り相手を切捨てゝ切腹せんとす

（一）中島二右衛門、（二）大木兵部を討果し申すべくと仕り候事　先年長崎へ（三）エケレス船來着の時分、（四）神代左京殿相越され候に、大木兵部相談人に相添へられ候。船中にて兵部話に、「有馬にて伯耆不出來に候。」と申され候。二右衛門物陰より承り、左京殿を呼寄せ、「唯今兵部話を承り候。立て置き申す者にて御座なく候。兵部を海に切込み、某は亂心者に罷成り切腹仕るべく候間、左樣に御心得なされ候へ。」と申し候。左京殿御聞き、「尤もの儀、其方志感じ入り候。さりながら、今度長崎へ罷越し候儀は、御家に懸りたる大事の場にて候。殿樣に對し、我等に對し、勘忍仕り候樣に。」と、色々斷り御申し候故、勘忍仕り候なり。右二右衛門實子これなく候故、弟源左衛門を養子仕り候。源左衛門事一切器用の者にて候。藝能細工致さゞる事はこれなく候。學問など能く仕り、（五）默傳寂湛と申す出家二人呼寄せ、佛法を承り、後には劍術に佛道を取交へ、女中に劍術など致させ、その外事々しき儀ども候て、浪人仕り候とも申し候。又荒く御意見仕り候て、浪人仕り候とも申し候。兄二右衛門無藝無能に候へども、一生家老役を尖に勤め申し候由。源左衛門後に入道して一水と申し候。（六）高城寺（七）齡西堂の親父なり。

（一）中島二右衛門　名は弘連。神代家の加判家老である。祖中島美濃守肥前國蠣久に住し、附近

を領して威勢があつたが、その子上總介秋連、永祿四年九月十三日龍造寺隆信と神代勝利との河上合戰に、勝利の招きにより一族郎黨八十餘人を率ゐて之に從ひ、奮戰して討死した。子三郎兵衞、神代勝利の女を娶り、代々神代家の重職に任じた。二右衞門弘連はその曾孫で、家老を勤め、元祿十一年九月九日歿した。法名連山獨雲。墓は佐賀郡久保泉村大字川久保妙福寺にある。

(二) 大木兵部　名は知昌。勝右衞門と稱した。彌右衞門知照の子で、兵部丞統清の孫に當る。初禮之允　勘解由。父早世のため祖父統清の家督を繼ぎ、御山方大目付役　請役附御年寄等を勤め、元祿三年三月十日歿した。年七十二。法名關山一透。墓は神埼郡東背振村横田西往寺にある。藩主光茂の信任厚く、屢忠諫を試みた。寛文元年の追腹法度は、知昌が鍋島內記種世(善周)と共に進言したためであると、『大木氏傳記』に記されてゐる。

(三) エケレス船來着　延寶元年六月廿五日、英吉利船長崎に來航して通商を乞うた時の事である。(六二六參照)

(四) 神代左京　直長。(八・註二)

(五) 默傳　寂湛　不詳。山本常朝元祿十六年の歌に、智岩寂湛兩禪師故鄉へ歸られける時、「思ひやれ草の枕の寢覺にもなれしみ山の秋のあらしを」といふがある。

(六) 高城寺　高城寺は佐賀郡春日村にある臨濟宗の古刹で、文永七年國分次郎忠俊の建立である。

(七) 齡西堂　高城寺七十四代の住持で、寶永六年入寺、天如師齡と稱した。西堂とは禪家における僧侶階級の名稱である。

九五二　快男子志田吉之助、光茂公代初に家老多久美作に逆意見す

(一) 志田吉之助の事　吉之助は　(二) 政家樣の御小姓にて候。勝茂公の御代になり

候節、（三）石田慶春（一説に吉之助弟と云ふ）を養子致し家督を譲り、隠居楽人と罷成り候。（四）多久美作殿懇意にて、心安く出入り仕り候。吉之助事、抜群の器量者にて候故、美作殿潜かに萬事を相談致され候。後には大知を下され、御用に立ち候様に致すべくと、美作殿存じ入られ候。その事を吉之助見取り候に付て、馬鹿を拵へ、慾深き者に仕成し、眼薬を賣り、質を取りて舞をまひ、人喰犬の傍は裾をからげ、「足の疵は癒る事あり、着物の疵は癒らず。」などと申し候。然れども、美作殿は彼者作り馬鹿に成り候事を察せられ、いよ〳〵奉公させ申すべき心入れにて候。吉之助又見取り候に付て、その後は大臆病者に仕成し申し候。鳥居の下を走りて通り、御堀端は塀の下を通り、後には御堀の端を通り候て、「殺害人参り候時、御堀に飛入つて命を助かる。」と申し、「打首よりは磔が増しなり、少しなりとも遅く死ぬるがよき。」と云ひ、「生きても死にても殘らぬ時は、生きたが増し。」などと申拵へ候て、終に奉公仕らず候。或時、筑後へ眼薬賣りに参り候節、（五）山立に逢ひ、三人切伏せ二人に手負はせ、追ひ放し申し候。この事深く隠し居り候へども、段々顯はれ、「天晴の手柄なり、曲者にて候。」と諸人申し候へば、吉之助取合ひには、「曾て曲者にてなし、臆病故なり。仔細は油斷したらば切殺されさうにこれある故、命が惜しさにかせぎて相手を早く切りたり。」と

申し候。斯様の事度々なり。金銀を集め、堀に隠し、柱の節穴に込め、梁に釣りなど致し、老後に（六）龍泰寺の山門を建て、政家公御靈屋の脇に庵を結び、相果て申し候。一生を慾深とすくたれに隠し申し候。光茂公御代初に、美作殿吉之助に相談候は、「代初の仕置が大事のものなり。それに付、勝茂公仰置の趣を以て御書附を致し置き候。其方了簡通り承るべき」由にて、二三箇條讀まれ候時、吉之助、「退屈致し候間罷歸るべし。」と申し候。美作殿立腹にて、仔細を尋ねられ候へば、吉之助申し候は、「御手前は人並の家老かと存じ候處、何の役にも立たざる家老にて候。その謂はれは、家老と云ふものは、主人に家中の者の思附き候様にするものにて候。只今の書附を家中に見せられ候はゞ、勝茂公の御事を有難く存じ、其方の事を褒め申す計りにて候。勝茂公御死去間もなく、家中馴染の士未だ涙も乾き申さゞる處、斯様の御遺言とならば、いよいよ慕ひ奉り、當殿様事は素より馴染はなし、江戸育ちの主人如何と存じ候時分なれば、一人も思附く者あるまじく候。忠節の家老の仕方ならば、その書附の通りを悉く當殿様の思召寄にして、我が存じ立ちなどゆめ〳〵人に知らせず、書き物を差出し候時、さては勝茂公にも増りの主人にて候と、代初に思ひ附く様に仕るものにて「候。」と申し候に付て、美作殿、「尤も至極、それ故其方には見せ候。」とて卽ち書き物を破り

捨てられ候由。

（一）志田吉之助　良正。（四九・註二）
（二）政家様　龍造寺政家。（一八三・註二）
（三）石田慶春　名は良則。初め九郎兵衛。志田吉之助の姉婿石田九郎兵衛某の子である。寛文六年六月歿。法名休閑浄龍。
（四）多久美作殿　茂辰。（四八・註三）
（五）山立　やまだち、山中に潜伏して追剝などを行ふ者。山賊に同じ。
（六）龍泰寺　佐賀市赤松町龍泰寺小路にある曹洞宗の名刹。（一七一・註一）

九五二　生島作庵、殿御本復なくば即座に腹切る覚悟で御薬進上

（一）生島作庵御匙の事　光茂公上の關にて御疱瘡なされ候時、作庵御薬差上げ候。別けて大切の御疱瘡にて候故、御供上下氣を詰め罷在り候。然る處俄に御瘡黒く相成り候。御看病人力を落し、作庵に潜かに申達し候處、即ち罷出で伺ひ奉り、「さて〳〵日出度き事にて候。御瘡直り申し候。最早御別條なく、追附御快全にて候。作庵請合ひ申し候。上下御祝ひなされ候様に。」と申し候。御側の衆承り候て、「さては作庵氣亂れ申したりと相見え、いよ〳〵頼りなき事かな。」と存じ居り申し候。作庵は屏風を立廻し、暫くして御薬一貼差上げ候處、忽ち御瘡直り、御本復遊ばされ候。後に作庵申され候は、「御大人の御療治を一人にて請取り申し候へば、若し御本復遊ば

されず候節は卽座に腹かき破り、御供仕るべしと覺悟を極め、一貼の御藥を調合仕り差上げ候。」と潛かに話し申され候由なり。

（一）生島作庵　鍋島勝茂の時召抱へられた藩醫。歿年不詳。法名直譽徹心。

九五四　中野內匠の遺言、「奉公人の覺悟は御意次第　精次第　死次第」

（一）中野內匠遺言の事　內匠末期に、一門どもを集め、「奉公人の覺悟、三次第と相心得べく候。御意次第　精次第　死次第にて候。」と申置き候由。中野氏話。

（一）中野內匠　名は茂利。實は水町丹後守茂成の次男で、中野神右衞門清明長女の婿養子となり、中野氏を名乘つた。島原亂には子兵右衞門と共に出陣、戰功を立てた。後、中野一門の大物頭となり、五百石を戴き、大木兵部統清と並稱さるゝ老功の寄親であつた。慶安三年四月十三日歿。年七十三。法名正覺院淨光日圓。墓は小城郡三日月村勝妙寺にある（八九八、一二七六參照）。實家水町氏は、先祖左兵衞尉時賢が、文治三年源賴朝の下文を賜はり、筑後國水町村の地頭職となつて水町氏と稱し、その孫左近太郎時成、承久三年肥前國寺井村の地頭職となり、爾來肥前の住人となり、十代の孫左近將監尙成、明應年中龍造寺家和に仕へ、その子左近大夫秀成、天文九年永ケ江城代となり、後、鍋島氏に仕へた。丹後守茂成は秀成の第三子で、文祿二年四月五日朝鮮陣中に於て病死した。中野內匠助茂利は茂成の第二子である。

九五五　北島作兵衞、緋縮緬の下着を着て出仕し切腹仰付けらる

（一）北島作兵衞御仕置の事　作兵衞儀御側に相勤め候。或時、光茂公召させられ候處、緋縮緬の下着仕り罷出で候。御穿鑿なされ候處、（二）神代辨之助殿へ戀慕仕り

前晩辨之助殿方へ一宿致し、辨之助殿下着を着仕り罷帰り、其の儘にて罷出で候由。此の事顯然に付て、切腹仰付けられ候。其の節大石小助に、「双引刀にて切り候様に。」と仰付けられ、畏まり奉り候由御請け申上げ、直ちに寺へ罷越し、常の刀にて介錯仕り候。此の時北島名字相潰され、田原と改め申し候由。

（一）北島作兵衛　傳不詳。明暦頃の人であらう。小島作兵衛　北島佐兵衛など、寫本に異同がある。孝白本に據つておく。

（二）神代辨之助　名は常宣。神代采女正常利の嫡子で、正保二年常利逝去に付七歳で家督を嗣ぎ、川久保邑主となつた。母は鍋島勝茂の女である。明暦元年正月十五日江戸で歿した。年十七。法名實相院覺智宗本。

九五六　小々姓目付田崎外記、讒訴に遭うて申開きもせず切腹す

（一）田崎外記御仕置の事　外記事小々姓目付仰付けられ候。誰か御小姓衆に戯れ申し候を見申し候て、「其方左様に仕り候はゞ、言上仕るべし。」と申し候。此の者、扱は遁れざる所なりと心得、勝茂公御前に罷出で、「外記事御小姓衆に戯れ申し候。」儀を申上げ候。則ち「外記引入り候様に。」と仰出され、（二）中野數馬に仰渡の書附を御書かせなされ、數馬引取り候處に、外記事右の様子承り、御前罷出づべしと、御次迄參り候に行逢ひ申し候。數馬取敢へず申し候は、「御手前は仰渡も唯今相濟み申し

候。則ち小屋に御歸有るべく候。よき所にて參り合ひ候。」と、打笑ひ申し候に付、外記は小屋に罷歸り候。追附仰渡これ有り、切腹仰付けられ候。妻子ともに御殺し成され候由。數馬機轉にて、外記が氣を奪ひ申し候と、其の頃取沙汰の由。

（一）田崎外記　切腹は寛永末年頃の事である。（八三五・註一）

（二）中野數馬　政利。（三二一・註一）

九五七　武士の仕事は少しの事も大事、御茶道切腹に兄石尾の未練

石尾何某御仕置の事　（二）石尾又兵衛弟御茶道にて、坂部又右衛門小々、姓の時分戀慕いたし、打果し申すべしなどと申す儀顯然致し、切腹仰付けられ候。其の時何某暇乞仕り候が、頻りに落涙仕り候。石尾、切腹の場に涙を見せ候儀弱氣の仕方、腰ぬけなりと取沙汰仕り候。武士の仕事は、少しの事も大事にて候なり。

（一）石尾又兵衛　孝房。石川右馬丞の子で、姓を石尾に改め、勝茂逝去の時追腹した。法名溢了松花。其の弟某不詳。本文曖昧であるが、落涙したのは兄石尾と解すべきであらう。

九五八　中野數馬、組内科人御究の時は豫め組中で申分を吟味す

（一）中野數馬組内科人の時詮議の事　數馬組内に御究に罷出で候者これ有る時は、前方組内召寄せ、申分吟味仕り、「自然不埒にこれ有り候て申落し候儀これ有りては、組内の恥に候間、何れも粉骨思寄り申され候樣に。」と申され候由。

（一）中野數馬　利明。（一七・註二）

九五九　智慧を附けて吳れる朋輩一門が要る、倉永利兵衞不覺の申分

（一）中野甚右衞門浪人の事　光茂公御代、甚右衞門は御近習頭仰付けられ候。其の時分は其の身樣は（二）向陽軒に御座成され、諸役人御本丸に相詰め申し候。何事か甚右衞門より申上げ候樣にと仰付け置かれ候儀、「早々書附差上げ候樣に。」と、（三）倉永利兵衞に仰付けられ候故、御本丸へ申遣はし候へども、書附參り申さず、御前より間もなく御急き遊ばされ候時分、甚右衞門より利兵衞に當て樣書の手紙參り候。火急の時分にて、利兵衞不念にて直に差上げ申し候。御覽遊ばされ候處に、其の書中自分事にて、「此の書附を惣べて持參仕る筈に候間、御前へは持參仕り候分に、仰上げられ下さるべし。」などと、ざれ事など書載これ有り候。以ての外御立腹、「則ち相究め候樣に。」と御意成され候。（四）將監申上げ候は、「御改めに及び申す儀にて御座なく候。卽ち科仰付けられ候樣に。」と申上げ候に付て、浪人仰付けられ候。利兵衞痛み入り、「引取り申すべし。」と申し候へども、將監より差留め、「甚右衞門に憎しみ有りて致されたる事にてはこれ無く、彼の者運盡き申し候故にて候。」と申され候に付て、利兵衞は別條なく相勤め申し候由。或は云ふ、利兵衞申分、今一段足り申さず候。

「甚右衛門自分の筆談仕り候を、私大方にて御前に差上げ、甚右衛門科仰付けられ候へば、私讒言仕り候同前にて候。諸人に面目も御座無く候。甚右衛門同前の無調法にて御座候間御奉公相勤め申すものにて御座無く、則ち引取り申し候」由申すべきなり。斯様の事心おくれて申し得ぬにてもこれ無く候へども、時に至り見え申さぬものにて候。其の時、智慧を附けて呉れ候朋輩一門、豫て申し談じ置くべき事なりと。

（一）中野甚右衛門　名は就明。神右衛門とも書いた。平右衛門宗明（數馬利明の弟）の子で、神右衛門清明の傍系玄孫に當る。光茂時代御側頭役を勤め、タイ捨流剣術に長じ、山本常朝を始め其の指南を受くる者が多かつた。享保十四年七月十四日歿。年七十一。法名遠岳院寂宗日見。

（二）向陽軒　光茂の住居。（六二〇・註一）

（三）倉永利兵衛　良清（三四三・註五）。本文後段、流布本に、利兵衛が甚右衛門と同罪の氣持で引取り、其の旨殿様に申上げたやうになつてゐるのは誤で、反對に、其の擧に出でなかつたことを非難してゐるのである。

（四）將監　中野將監正包。（一七・註三）

九六〇　鍋島主水、仲悪しき久納市右衛門の加增を藩主勝茂に勸む

（一）久納市右衛門儀御加增の事　市右衛門儀別けて御用に相立ち候に付て、御加增下されたく思召され候へども、（二）主水殿と市右衛門仲悪しく候故、御遠慮にて御加增等をも仰付けられず候。然る處、市右衛門宅に御成り遊ばさるゝ筈に候段、主水殿これを

承られ、勝茂公へ、「市右衛門御用に相立ち申し候間、此の節加増下され然るべき」由申上げられ候。御大慶大方ならず、即ち市右衛門召出され、御加増下され、「主水心入直り、安堵至極に候。禮に參り候へ。」と御意なされ候。市右衛門悦び、直ちに主水殿へ參られ候て、御加増の御取成しの御禮、且又、御成りに付て薄縁三百枚下し置かれ、辱く存じ奉り候由、深々禮謝申し達せられ候。聞次ぎの者、主水殿へ申し達し候處、即ち面談にて、「其方奉公に精出し候故、御加増の儀は申上げ候。殿成御りに付て、薄縁遣はし候。曾て其方と仲直り候儀は罷成らず候。即ち罷歸らるべく候。重ねて此方へ參らるまじく候。薄縁取返し候様に。」と申付けられ、即ち取返し申し候。其の後、主水殿死去前に、市右衛門を招き、「其方事御用に立つ人にて候へども、自慢奢りの心これあり候。それ故、我等一生仲悪しくいたし、其方を押へ置き申し候。我が死後に、其方を押へ申す人これなく候。隨分讓り候て、御用に立ち申され候様に。」と御申し候。市右衛門感涙を流し、罷歸り候由。

（一）久納市右衛門　茂俊。（七四八・註一）

（二）主水　鍋島茂里（九六七・註一）。主水茂里は初め鍋島直茂の養子となり、勝茂誕生の爲別に一家を立てたのであるから、勝茂は茂里を尊重してゐた。

九六一　内田正右衛門の介錯問答「首に墨を引き差出され候へ」

内田正右衛門介錯返答の事　或人、御本丸御式臺にて、數人の内に、正右衛門へ申され候は、「御手前は劍術指南の由、平生の氣質に候へば、さぞあらき指南にてこれあるべし。介錯など頼み候はゞ、天邊など（二）打つぺづらるべし。」と申され候。正右衛門取合ひには、「左樣に致したるものにてこれなく候。御自分の首に墨を引き差出され候へ。一分も違はず切つて見せ申すべし。」と申し候由。

（一）打つぺづる　削ること。打つは意を強むる接頭語。（九四六參照）。

九六二

永山六郎左衛門、行列を割つた他家の侍を下水に投込む

（一）永山六郎左衛門行列わり候者を投げ候事　光茂公御在府、何方御出の時、六郎左衛門御乘物棒先に立ち、御供仕り候節、何方の侍、不圖參り懸り、御行列に歩み込み候。六郎左衛門走り懸り、右の侍を排へ、下水に投込み申し候。さ候て、其の儘傍に控へ、御行列に向ひ、「永山六郎左衛門家來殘り候へ。」と申し候て、右の侍に、「申分これ無きや。」と申し候へば、「御免成され候へ。」と申し候て、罷通り候。御歸以後、今日御供の者、方々御出成され、太儀仕り候間、御酒拜領仰付けられ候由に付、何れも罷出で候處、御出成され候て、「何れも太儀仕り候。（二）御酒下され候樣に。六郎左衛門も御酒下され候へ。」と計り御意、右の一通り始終兎角これ無く

候。

（一）永山六郎左衞門　貞宣。（八六五・註一）

（二）御酒下され候様に　酒を飲むやうに、の意。

九八三　永山六郎左衞門、道中で物乞の浪人を面責、腹切れと戒む

同人道中にて浪人者へ取合ひの事　六郎左衞門東海道濱松に罷通り候時分、宿外れにて、物貰居り申し候が、六郎左衞門駕籠に向ひ、「越後浪人にて候が、路錢に詰り難儀仕り候。士は互の事に候。御見次ぎ下され候へ。」と申し候。六郎左衞門立腹致し、「士は互の儀とは推參なる事を申し候。我等などその體になり候時は、腹を切り申し候。路錢なくて恥をさらすべきよりは、そこにて腹を切り候へ。」と申し候に付、立去り申し候由。

九八四　野副次郎左衞門の介錯請合、「致手これ無く候はゞ某仕るべく候」

（一）野副次郎左衞門介錯請合の事　主水殿組内、内田吉左衞門切腹に付、主水殿方にて組中集り、介錯人詮議の時、誰にても一言も申さず、時移り申し候。其の節次郎左衞門末座より罷出で、「斯様の儀は、身上高下人柄にもより申すまじく候。致手これ無く候はゞ、某仕るべく候。」と申し候て、相仕舞ひ申し候由。助右衞門殿話。

（一）野副次郎左衞門　名は遠雪。次郎左衞門遠正の末子で、兄清左衞門遠光の養子となつた。寶永八年正月歿。法名道源淨達。

九六五　槇口與兵衞、腹切り損ねた者に掛聲をかけて切らせ介錯す

（一）槇口與兵衞介錯の事　與兵衞一生數人介錯仕り候。金原何某切腹仕り候節、與兵衞介錯請合ひ、腹に刀を立て引廻し候處に、廻り兼ね申し候。與兵衞側に寄り、エイ聲を懸け、地踏み仕り候。其の勢にて一文字に引廻し申し候。介錯相仕舞ひ候上にて、「兼て他事なく寄合ひ候者を。」と、落涙仕り候由。助右衞門殿話。

（一）槇口與兵衞　孝澄。與一左衞門の子で、鍋島主人組であつた。

九六六　介錯の仕方、當時は打落したがよい、首五十切つた者の話

何某介錯の時皮少し懸り候事　何某切腹の時、介錯の人首打落し候へば、皮少し懸り申し、御目付衆、「かゝり候。」と申され候。介錯人立腹いたし、首を摑み切落し、目より高く差上げ、「御覽成され候や。」と申し候て、無興に相見え候由。助右衞門殿話。

古來の詮議には、首飛び申す事もこれ有るものに候。檢使の方へなど飛び申さゞる樣にと候て、皮を少し切殘し申したるがよく候と申し候由。然れども當時は打落し

たるがよきなり。又首五十切りたる者の話に、「首によりて一つの胴ほどに手ごたへするもこれ有り候。初め首三つ計り切り候迄は、手に覺え申さず、よく切れ申し候。四つ五つに成り候ては、餘程手ごたへ致すものに候。とかく大事のものに候間、いつにても平地迄と思召し候はゞ、仕損じ有るまじき」と申し候なり。

九六七　鍋島主水、臨終に弟安藝に大阪の役を豫言し乘所を教ふ

（一）主水殿末期に　（二）安藝殿へ話の事　（三）佐留志にて主水殿病氣差詰められ候時分、安藝殿申され候は、「仰置かるゝ儀ども御座候はゞ承るべき」由、申され候。主水殿答に、「申し置き度き事も候へども、役に立つまじ。」と申され候に付て、「是非承り置くべく。」と安藝殿申され候。主水殿申され候は、「今五年過ぎ候はゞ、大阪に一亂出來申すべく候。當時の樣子を考ふるに、その時が天下の弓矢の仕舞にてこれあるべく候。然れば、我人かせぎ申す時節に候。我存命ならば一番乘をして殿に加增させ申すべくと存居り候へども、本望を遂げず殘念の事に候。大阪の城は名城なれば、乘落すことと成りがたし。我數年伺ひ考へて、唯一所見附け置きたり。」と申され候。安藝殿これを承られ、「御心安く候へ。御死後に某乘落し申すべく候。乘所は何方にて候や、御教へ召置かれ候樣に。」と申され候。主水殿申され候は、「弓矢の事は、共方とて

も我等にかはる事なし。それにて成る事にあらず。功を積みて、人にゆるされねばならぬ事なり。殿を自由に扱ふ事、其方は我等が様にならず。今こそ城の乗りしほと思ふ時、その儘乗らねば、人もかせぎて其の口を早乗るなり。其方乗落すべしと申し候ても、殿を初め、人が請合ひ申すまじく候。例の（四）ねば口十右衛門などが、大事でござる〳〵と云ひて、御詮議初めたらば、その間に人が乗取るべきなり。我等存生に候へば、殿にも人にも構はず、その儘乗落すなり。右乗所は××が島唯一所なり。日本にて此所を知りて乗込むべき者は、蜂須賀一人なり。多分蜂須賀が手柄になるべし。」と申され候。さて、大阪一乱年数少しも違はず、安藝殿態と罷登られ候へども相叶はず、主水殿申分少しも相違これなく候。安藝殿はこの事別けて殘念と存居られ候處に、（五）原ノ城一乱出來候に付、この節一番乗致し、討死と存じはまられ候。主水殿、末期迄召し候夜着を形見に貰ひ置き申され候を、陣中にても着致し罷在られ候なり。右夜着の切れ、（六）深堀新左衛門所にこれあり候なり。右は大阪冬陣の事にて候や、追て考ふべきなり。

（一）主水殿　鍋島主水茂里。實は石井二男家石井安藝守信忠の嫡子である。鍋島直茂四十歳になつて男子がなかつたので、茂里の器量を見込んで實子伊勢龍姫の婿養子としたが、後勝茂誕生の

ため、茂里には別に神埼郡槇岳（西郷村）の舊地三千石を與へて一家を立てさせた。幼名太郎五郎。次いで左衞門大夫平五郎と改め、後に主水佑茂里と稱した。安藝守茂賢（深堀）の兄である。十六歳で島原陣に從ひ、爾來諸所の戰に武功を立て、殊に八院の合戰には兄弟共に先陣として殊勳を奏した。後杵島郡佐留志を知行し、丙千石を佐賀郡下嘉瀨に地替、慶長十五年正月、尾張名古屋城普請手傳奉行を勤めたが、病氣のため歸國、佐留志の別館に赴いて療養し、同年八月八日歿した。年四十二。法名見性院法山日妙。墓は佐賀郡本庄村大字鹿子上飯盛妙玉寺及び神埼郡仁比山村大字志波屋眞龍寺にある。妙玉寺は日蓮宗、眞龍寺は曹洞宗であるが、口碑に、日蓮の「禪天魔」云々から、殿樣が禪宗で地獄に行かれるなら、自分も地獄の御供する、といつて禪宗に改宗じたと傳へられてゐる。

(二) 安藝殿　主水の弟安藝守茂賢。（一二〇二・註一）

(三) 佐留志　杵島郡江北村大字佐留志。茂里は慶長十五年正月から佐留志の別館で病氣を養ひ、同年八月八日歿した。本文は、その臨終の物語である。時に主水四十二歳、安藝四十歳であつた。

(四) ねば口十右衞門　通稱十右衞門で、ねば〳〵物を言ふ人であつたらしい。成富兵庫茂安は、その頃十右衞門と稱し、慶長十五年は五十一歳であるから、これは、おそらく茂安の事であらう。遠謀深慮の半面には、かうした綽名もあつたものと思はれる。茂安は大阪陣にも出陣したが『成富家譜』に、次のやうな一節がある。

この時、××が崎の取出を、當家（鍋島家をいふ）より攻められけるに、茂安が聟成富藏人安利、家の上にのぼり、敵の人數を見計り候節、鐵砲繁く、藏人危く見えし故、下より、「鐵砲繁く候間、早々下り候へ。」と口々に申す。藏人、「鐵砲きびしきとて、武士の見るべき事を見ずして下へ逃げ下るものか。」と高聲に呼びて、猶敵に向つて立ち上る。茂安、藏人が機を察

し、足輕に下知し、急に家に火を懸け「藏人早く下り候へ。既に家に火懸りたり。遲く下りなば犬死すべし。」と云ひし故、藏人家より下りて死を致さず。茂安が慮の程を、諸人大いに感ず。

(五) 原ノ城一亂　寛永十四　五年の島原亂。寛永十四年は安藝六十七歳であつた。

(六) 深堀新左衞門　名は正庸。(九二三・註二)

九六八　岩村内藏助、若殿に判金を見せ又御杖を上げた近侍を叱責す

(一) 岩村内藏助御意見申上げ候事　綱茂公御幼少の時分、内藏助を年寄役に仰付けられ候。或時、御前に判金御座候を、内藏助見候て、「これは如何様の儀にて御前に出し候や。」と、御側の衆に申され候へば、「唯今御進物に參り候由聞召され、終に御覽遊ばされず候と、御意なされ候に付て、御目にかけ候」由申し候。内藏助承り、「御大人に斯様のいやしきものを御目にかけ候儀、不調法千萬の儀に候。御前にも御覽遊ばさるゝものにてこれなくと、思召し上げらるべく候。御側の衆相嗜み候様に。」と、きびしく叱り申され候由。又綱茂公御廿年の頃、(二)苗木山御屋敷へ御慰みに御越しなされ、御屋敷近くになり、御杖を御乞ひなされ候。御草履取(三)三浦治部左衞門御杖を作り、差上げ申すべく持ち通り候を、内藏助見候て卽ち取押へ、折り捨て申され候。さ候て、治部左衞門を叱り、「大事の若殿を腰なえに仕なすか。たと

ひ御意と候ても、御杖上げ申さゞる筈に候。御側の者共不調法。」の由、以ての外叱り申され候由。右治部左衛門、後手明槍迄立身仕り候。治部左衛門直の話に承り候由。常朝御話なり。

（一）岩村内藏助　名は貞昭。初名新右衛門。（四〇一・註三）

（二）苗木山御屋敷　江戸の鍋島家屋敷。（七六一「江戸御屋敷の事」參照）

（三）三浦治部左衛門　名は澄淵。彦右衛門澄利の子で、手明槍から萬治二年侍となつた。

九六九　杉本道碩、醉狂人に「やれ〳〵強みを出しをる」と取合はず

杉本道碩醉狂人へ取合の事　長崎御越しの節、道碩所持の煙草盆を、中臺所小屋に持參り召させられ候に付て、煙草盆は其の儘差置き籠出で候。何某右たばこ盆を取り、二階に持上り置き申し候處に、道碩參り、たばこ盆を尋ね申し候。何某酒醉の上にて、二階より申し候は、「爰に持上り置き候。侍に盜沙汰を懸け候や。不屆」の由申し候。其の時道碩はしごを二三段上り、上を見候て、「やれ〳〵強みを出しをる。」など申捨て、御屋形へ罷出で候由。

九七〇　石井甚左衛門見事の切腹、「曲者は死場平生と替らぬもの」

（一）石井甚左衛門申分の事　甚左衛門儀、江戸御留守居詰の時、御屋形にて博奕仕り、相手（二）石井李之助が大小を取り申し候。此の事顯然に付て、兩人切腹、御居間番

(三)松野喜兵衛江戸にて死罪に仰付けられ候なり。親十郎太夫浪人仰付けられ候。十郎太夫江戸詰に付て、悴を召連れ罷越し申し候。甚左衛門御國許召寄せられ、御究めの上、(四)揚屋へ入れ置かれ候。御家老中御引合の節、甚左衛門博奕一通り詳かに申出で候上にて申し候は、「私仕出し候悪事にて當時揚屋に入れ置かれ、追附御仕置仰付けらるべしと相待ち罷在る迄に候へば、少しも存じ殘し候事、素より御座無く候。然れども唯一事無念の儀御座候て晝夜口惜しく存じ候。其の仔細は、揚屋の樋の下、鎖おろしにて御座候。侍も斯様に成り候よりは、樋の下をもくゞり逃げ申すべきものと相聞え候儀無念千萬に存じ候。」と申し候由。扨又御仕置の時分、(五)藤井嘉平次寺へ見舞ひ候へば、暇乞の盃事仕り、肴に(六)田芋を取り、半分噛みわり、小聲にて申し候は、「是は出で申すまじきや。」と申し候に付て、「何しに出で申すべきや。」と嘉平次申し候へば、「いや胸つまり、中々呑込まるゝ物にてなく、切口に有りて見苦しかるべし。」と申し候て、捨て申し候。さ候て嘉平次に潜かに申し候は、「我等は口を利きたる者に候が、今思ふに、すくたれにて候。死場にて若し這廻り候はゞ、兼ての事候間、早く仕舞くれ申さるべく候。仔細は曲者は死場平生と替らざるものと承り候。昨夜迄相替らず候。寺に參り候てより相替り、無念に候。」と申し候。介

錯大塚貞助にて候。別けて死場よく候由、嘉平次直の話なり。

（一）石井甚左衞門　石井一黨の內であらうが、石井系圖にも見當らない。本文は綱茂時代寶永二年十二月の事である。

（二）石井本之助　宗道。傳兵衞宗明の子である。傳兵衞初め十郎太夫と稱し、此の時浪人仰付けられ、享保元年歸參した。

（三）松野喜兵衞　綱茂時代手明槍で、江戸詰御居間番であつた。

（四）揚屋　江戸時代下級侍の未決囚を收容した牢屋。

（五）藤井嘉平次　清右衞門治明の男で、後久兵衞師明と改め、入道して一雄軒と號した。寶藏院流の槍術家で、享保十七年藩主宗茂の槍術御師範を仰付けられた。寬延三年十月歿。法名一雄軒義山勇虎。

（六）田芋　里芋のこと。

九七一　石井三郎太夫途中の好意、淺野の使者番若侍を感激さす

（一）石井三郎太夫安藝の使者番取合の事　三郎太夫江戸留守居の時、御使者に罷出で、山下町の廻り角乘廻し候節、何方の使者番の挾箱持、馬の跡に突當て候時、跡反いたし、忽ち反殺し申し候。右の主人、馬より下り、「拙者は（一）松平安藝守家來何某と申す者にて候。唯今の一通り御覽屆けられ候や。」と申し候。三郎太夫馬より下り候て、「成程見屆け申し候。さりながら御斷申すわけにてもこれ無く、其許御ひけに成り候事にてもこれ無く候。前足にて踏み候はゞ無調法に候へども、跡足の儀にて殊に

障り申さず候へば反ね申さゞるものに候。時の御不仕合はせと申すものに候。先々御難儀にこれ有るべく候。此方用聞所へ御出で御養生、御用事等をも仰付けらるべく候。拙者は急用にて何方へ罷越し候」由申し候て、龜屋彦左衞門所へ引附け候へば、右の人申し候は、「仰聞けられ候儀御尤もに承り落ち候。拙者儀頃日迄小姓役相勤め、近日前髪取り、使者番申付けられ、今日始めて相勤め候。頃日より朋輩共へ、江戸表の儀を稽古仕り候へども、斯様の儀了簡御座無く候。罷帰り朋輩共へ申聞かせ、私ひけに相成る事に候はゞ、追て御意を得べく候間、御屋敷御名御長屋迄御書き下され候様に。」と申し候。三郎太夫これを承り、「御ひけに成る儀に候はゞ何時も御相手に罷成るべく候。」と申し候て、書附相渡し罷通り候。翌朝、右の人三郎太夫長屋へ参り、「朋輩共へ承り候へば、少しも別條無き儀に候。其の場御介抱忝けなき仕合はせに候。早々御禮に参り候へと申し候に付て罷出で候」由申し候て、歸り候由。廿餘りに相見え候由なり。

（一）石井三郎太夫　忠統。六左衞門忠永の子で、御目付役を勤め、綱茂時代浪人仰付けられた。元祿二年中野將監切腹の時檢使に立つたことがある。（一〇〇參照）

（二）松平安藝守　本文元祿時代とすれば、廣島藩主淺野安藝守綱長であらう。綱長は延寶元年遺封を嗣ぎ安藝守と稱した。外樣松平十一家の內安藝守と稱した人があるのは淺野　島津　伊達　前田　毛利の五家で、本來の十八松平にはない。

聞書第九

此の一巻、第七　八に同じく、御國諸士の褒貶なり。

九七二　多久長門、若輩の孫美作を推擧して御留守請役となす

（一）寛永十四年、勝茂公御參勤の節、（二）長門殿（安順）申上げられ候は、「私孫美作、年若に候へども、（三）致習に候間、御留守の請役、仰付けられ候樣に。」と申上げられ候。之に依つて美作殿へ仰付けられ候。二十歳餘りにて候由。然る處に、有馬原の城一揆起り、御領境迄人數差出さるゝ筈に付、美作殿繼紙を取り、卽座に自筆にて諸仕組、浦々の仕置迄、片時の間に相定められ候。江戸にて勝茂公御心元なく思召され、（四）鍋島市佑を以て、御仕組の御書附遊ばされ遣はされ候處、美作殿仕組少しも相違これ無く候由なり。

（一）長門殿　多久長門守安順。（九八一・註二）

（二）美作　多久美作守茂辰（四八・註三）。寛永十四年は美作三十歳である。

（三）致習　かねぐ仕習ふこと。

（四）鍋島市佑　長昭。（七〇三・註二）

九七三

鍋島生三、上方土産に主君直茂父子夫婦の位牌を進上す

（一）鍋島生三、上方土産差上げ候事　生三参宮仕り罷下り、直茂公御夫婦様へ土産進上仕り候由申され候に付、御覽遊ばされ候へば、（二）剛意様（三）華溪様の御位牌にて候。「能く心附き候て過分なり。高傳寺の御位牌麁相に候。」と、内々思召され候由。又位牌二つ出し申し候。「それは。」と仰せられ候へば、「これは御夫婦様御死去の節の用に候。」とて差上げ申され候由。今の御位牌なり。

（一）鍋島生三　鍋島周防守清虎の三男。もと高楊庵の住持で得縁と稱したが、鍋島直茂老後の世話役として諸事を任せたいといふので、下村生運を使者とし、生運は數十度通うて漸く說き伏せ、還俗させた（七九八參照）。鍋島伊賀守入道生三と稱し、姉川に知行所を授けられ、下村生運藤島生益と共に、鍋島の三入道と稱せられた。寛永六年六月朔日歿。年七十七。法名政了院生三道虎。墓は佐賀郡本庄村靜元寺にある。（七七二註二）

（二）剛意様　鍋島清房（鍋島直茂父）。平右衞門尉清久の次男で、初名彦法師丸。孫四郎　刑部大輔、後駿河守と稱した。天文　永祿の頃、父清久と共に龍造寺氏を援け又清久の意を體して高傳寺の開基となつた。天正十三年八月廿六日歿。年七十四。法名剛意善金大居士。前室は龍造寺家純の長女。後室は龍造寺胤和の女。（七六〇・註四）

（三）華溪様　鍋島清房の室、直茂の母。龍造寺豐後守家純の長女で、家兼（剛忠）の孫に當る。天文十九年八月十一日歿。法名桃源院殿華溪正春大姉。

九七四　下村生運、坐り相撲を取り鍋島勝茂の力自慢をたしなむ

下村生運登城仕り候へば、直茂公御話に、（一）「伊平太は年よりもたくましく、力量もこれあり、大慶なり。側の者共相撲を取り候が年上の者にも勝ち候」由、仰せられ候。生運承り、「年は寄り候へども、坐り相撲一番取り申すべし。」と申し候て、伊平太様を引寄せ、御痛み遊ばされ候程に、投げ申し候。さ候て申し候は、「未だ骨も定まり申さず候處、力自慢など召され候はゞ、人中にて恥御かきあるべく候。見掛よりは弱く候。」と申し候て、罷立ち候由。

（一）伊平太　鍋島勝茂の前名。初め伊勢松、次いで伊平太と稱した。

九七五　江戸大火中光茂登城の時、家中悉く御供を競ひ當番に決る

（一）永山六郎左衞門火事場御供仕り候事　光茂公御在府中、申の歳大火事出來御登城の時、御側と外様殘らず御供に出立ち申し候。年寄衆より、「殘り候様に。」と申され候へども、曾て承り立たず候。此の段御耳に達し候。御馬に召し候てより、「當番の者供仕り、非番の者殘り候様に。」と御意の御一言にて靜まり申し候。其の時六郎左衞門、年寄衆（二）山崎勘解由の手を取り、「永山六郎左衞門、當番にて御供仕り候。」と申し候て、御供仕り候由。

（一）永山六郎左衛門　貞宣。（八六五・註一）
（二）山崎勘解由　政良。初め藏人と稱した。（一二・註一）

九七六　相浦源左衛門、初使者で二條城玄關に乘込み器量を示す

（一）相浦源左衛門御使者勤めの事　寛永十一年（二）家光公御上洛の時、勝茂公御供遊ばされ候。御旅宿へ、若御年寄衆（三）永井信濃守殿より御狀參り候に付、御返書御使相浦源左衛門仰付られ候。信濃守殿御使御旅宿へ持參候處、御登城の由、取次ぎ申し候。源左衛門儀初めて御供罷登り、公儀不案內にて、（四）二條御城へ持ち參り、御玄關前迄參り候。御番衆見咎め、「うろたへ者と相見え候。捕へ候樣に。」と候に付て、棒突立ち上り、棒を當て申すべくと仕り候。源左衛門壁をうしろに當てゝ蹲り、御狀を取出し、「御靜まりなされ候へ。申上ぐべき仔細御座候。」と。その風情尋常ならず、棒突も猶豫仕り候時分、（五）岡部丹波守殿不圖奧より御出で、御玄關騷ぎ候に付て御見分候へば、源左衛門申し候は、「某は鍋島信濃守家來にて御座候。永井信濃守樣へ書狀持參仕り候。」と申す。丹波守殿御聞き、「鍋島家來にて候はば、我等を見知り申し候や。」と仰せられ候。曾て見知り申さゞる由申し候。丹波守殿も不興なされ、「この人初めて勤めの不案內者と相見え候。鍋島家來にて我等を見知り申さゞるが

證據にて候。御番衆御靜まりなさるべく候。我等請取り申し候。」と御申し候に付て、右の御當番源左衞門をにくげに見て齒がみし、にらみ〳〵立退きたり。さて、「その書狀を此方へ相渡し候へ。返書を取らせ遣はすべし。」と御申し候。源左衞門承り、「私この場の難儀、一命に懸り候。書狀を見知り申さゞる御方に相渡し候儀罷成らざる」由、申し候。丹波守殿御聞き、「尤もにて候。さりながら其方こそ見知り申さず候。我等は信濃守殿妻室の弟岡部丹波守なり。苦しからず候間、書狀遣はし候へ。」と御申し候に付相渡し候處、追附け返書御持出で、相渡され候を請取り、罷歸り候。晩方に、丹波守此方御旅宿へ御出で、右の次第御物語り、「源左衞門働き比類なき器量者にて候。御目に懸けられ、召使はれ候樣に。」と、御褒美にて候故、御叱りもこれなく、その後段々立身仰付けられ候なり。

（一）相浦源左衞門　名は政乘。三兵衞政道の子。初め源太左衞門と稱した。先祖佐渡守宗廣は小城郡多久の住人である。政乘はその曾孫で、本文の功により足輕物頭手明槍頭に用ひられ、御藏入頭人山本神右衞門重澄の代役を勤めた事もあり、後に大組頭となつた。有馬陣には鍋島直澄配下として從軍、戰功があつた。延寶六年八月八日歿。法名梅印淨光。

（二）家光公御上洛　將軍家光は、寬永十一年六月廿日江戶を發して上洛し、七月十八日參內した。

（三）永井信濃守　老中永井尚政、通稱傳八郎。

(四) 二條御城　慶長七年德川家康が諸侯に課して京都堀川の西に築いた城で、後更に修築し、將軍上洛の時の居館となり、主上の行幸を仰いだこともある。幕府から二條城代　同城番　同御殿番等を置いた。

(五) 岡部丹波守　岡部內膳正正盛の子で、丹波守與賢と稱した。勝茂夫人高源院の弟である。

九七七

諸岡嘉右衞門、綱茂の面前で挾箱を踏割り上下を取出す

(一) 諸岡嘉右衞門使者取次の事　御在府中、御式臺にて何方の使者承次ぎ候處に、光茂公何方へ御出にて、御通り懸かられ候。嘉右衞門御前に打向ひ、使者御取合仕り候口上を申上げ候。又同人、綱茂公江戸御越しの節、御供仕り、光茂公御下國御行合の節、途中より急に御使者遣はされ候節、嘉右衞門へ仰付けられ候。「上下着仕り候樣に。」と御意なされ候に付、挾箱明け申すべしと仕り候處、鑰相見え申さざる由、家來申し候故、御目通りにて挾箱踏みわり、上下取出し候。追て其の仕形を

(二) 御筆に遊ばされ、拜領せさせられ候由。

(一) 諸岡嘉右衞門　長時。作左衞門長賢の子で、父作左衞門故あつて姓を齋藤に改めたが、嘉右衞門に至り本姓に復した。本文「御前に打向ひ」の下、孝白本其他「使者御取合を仕御口上を申上候」とあつて、光茂の前で使者取合をしたやうになつてゐるが、五常本に據つて本文の通り、光茂に取合の口上を復命した事に解して置く。

(二) 御筆に遊ばされ　綱茂は繪畫にも長じてゐたので、其の樣子を繪に描いて與へたのである。

九七八　大木權左衞門、組打始に脇差を抜いて鍋島山城を押へ込む

（一）大木權左衞門、（二）山城殿と組打始の事　山城殿御方へ年禮のため權左衞門罷出で候へば、「よくこそ參り候。未だ組打始を致さず候。其方取子になり候樣に。」と御申し候。權左衞門これを承り、「取子計りになり候事は罷成るまじく候。私にも御取らせ候はゞ、御相手に罷成るべく」と申し候に付て、「成程其方にも取らせ申すべき」由御申し候。詞を堅め候てより、權左衞門取子になり候を、山城殿力一ぱいに御取伏せ御仕舞ひ候て、御立ちあるべくと召され候を、權左衞門引留め、「侍の言ひ替はしたる事を御變あるべきや。」と申し候に付て、「さらば、ざつと仕り候へ。」と御申し候て、取子に御成り候を、權左衞門力を出し取伏せ、痛め申し候に付て、山城殿力量は優り候に付て、「にくい奴。」と候て、御取返しあるべくと召され候時、權左衞門脇差を抜き、山城殿の首に押當て、「鎧武者の首の取樣は、斯樣に仕り候。」と申して、少しもはたらかせ申さず候由。村岡氏話。

（一）大木權左衞門　名は知烈、鐵山と號した。（八四七・註一）

（二）山城殿　鍋島山城守直弘。（四七一・註三）

九七九　松田與兵衞　野副甚兵衞の果し合ひ、「見物があれば是非もない」

（一）松田與兵衛喧嘩の事　（二）石井甚九（後名利左衛門）、與兵衛と知音仕り居り候處、野副甚兵衛に遺恨出來、與兵衛より甚兵衛に、「打果すべく候間、參り候樣に。」と申し候て、同道致し、（三）木原の山伏屋敷へ參り、一ツ橋これ有り候を取除き、遺恨の趣を申達し、双方（四）詰開き仕り候處、何の仔細も之れ無く候。「さては打果し申す儀にて之れ無く候。罷歸るべし。」と仕り候處、橋之れ無く、「此の節堀を越え候儀は然るべからず。いかゞ仕るべきや。」と申し候處、兩人打果しに參り候事を承り候者、忍びく見物に參り居り申し候。是を見附け、「もはや遁れざる所にて候。後日の惡名に候間、打果し申すべし。」と申合はせ、良久しく切合ひ申し候。與兵衛深手を負ひ、畠の間に打ちふし申し候。甚兵衛も深手負ひ、眼に血入り、與兵衛を見附け申さず、さがし候處を、與兵衛伏しながら横に拂ひ、切留め申し候。留めさし申すべくと仕り候へども、手力之れ無く、足にて刀をふまへ、留めをさし申し候。然る處に追々朋輩共もかけ附け、與兵衛を連れ歸り、疵平癒後に、切腹仰付けられ候。此の節甚九を呼び、暇乞盃仕り候由。金丸氏話。

（一）松田與兵衛　昌利。源右衛門初昌の子。部屋住中の事で、この爲に家督は弟貞之丞が繼いだ。

（二）石井甚九　爲照。部屋住中鐵砲組頭を勤めた。野副甚兵衛不詳。

(三) 木原　今の佐賀市外北川副村木原。
(四) 詰開き　談判。こゝは話合つて見ると何の事もなかつたこと。

九八〇　多久兵庫一手火消の喧嘩、兵庫口利を取持つて悪評を封ず

(一)多久兵庫火消の時の事　(二)長瀬町火事の時、兵庫一手火消にて取消し罷帰られ候處、(三)西念寺裏小道にて、大島何某（浪人者なり）行合ひ、踏みよけ居り候を、供の者共「無禮なり。」とて、堀に突込み申し候。跡より其の子市太夫前髪立の時分参り候が、咎めかゝり、數十人を若輩一人にて切立て、比類無き働仕り候へども、大勢相手、力及ばず、打臥せられ候。翌年の盆に市太夫燈籠を持ち、(四)多布施土井にて、槍疵にて突殺され、相手終に知れ申さず候。世上には兵庫仕業と申扱ひ候。就中(五)口利の衆中其の沙汰仕られ候。然る處に、兵庫より口利達十人計り夜會仕るべくと廻手紙参り候。扨は件の取沙汰を(六)ねだり申すべき爲にて候はんと、存じながら、参られ候へば、何の事もなく、夜明迄の取持にて候。此の以後右の沙汰止み申し候由。

(一) 多久兵庫　安胤。（六二六・註四）
(二) 長瀬町　佐賀城下長瀬町、今も同名である。
(三) 西念寺　長瀬町にある浄土宗寺院。今も同寺附近川岸の土手道を西念寺土井（シヤアネンジ

ドキ）といふ。西寶院と書いた寫本もあるが、五常本には西念寺とある。

（四）多布施土井　多布施川沿岸の土手道。

（五）口利　辯舌の達者なもの。口巧者。

（六）ねだり　苦情、抗議。

九八一　吉島五郎左衞門の逸事、風呂桶乘　舫銀詮議中止　狂歌二首

（一）吉島五郎左衞門水風呂桶に乘り候事　御參觀の時分、御供に召連れられ候處、庭築きの名人の儀相知れ、御老中より相招かれ候。その時風呂桶に乘り參り候。これは、馬上に仰付けられざる儀を是非なく存じ候て、仕り候由。又（二）長門殿を招請仕り候時分、前日になり、長門殿用と申し候て、（三）夫丸數人山々に遣はし、ふりよき木を切らせ、庭に突き立て、一夜に庭を仕替へ申し候。或時、長門殿御方にて（四）舫銀詮議の時、五郎左衞門五德を持出で、「一足は殿樣、一足は御家中、一足は百姓、三足にて立ち居り申し候。舫銀にて一足折り候はゞ、御家は立ち申すまじく候。」と申し候に付て、長門殿尤もの由にて、舫銀相止み候由。

五郎左衞門跡、兄弟に讓り候處、論出來候て斷絶いたし候。同人にせ物語を書き申され候。その内の歌

（五）老いぬればさらぬ入りめの有りといへばいよ〳〵見まくほしき錢かな

また

彌陀如來とても助くる願ならば此のまゝこゝに置き給へかし

（一）吉島五郎左衞門　物成百石を戴いてゐた。本文は、鍋島勝茂參覲の時の事である。

（二）長門殿　多久長門安順。水ケ江龍造寺第四世龍造寺和泉守長信（龍造寺隆信弟）の嫡子で、初名彦仁王。六郎二郎與兵衞尉といひ、後に長門守と稱した。父長信、元龜元年小城郡多久村梶峯城に入り、隆信より多久邑を加封せられ、子孫代々多久を領し、慶長十三年安順、龍造寺氏を改めて多久氏と稱し、鍋島家の國老を以て遇せられた。朝鮮陣に從ひ偉功あり、又凱旋の際朝鮮陶工を伴なうて歸り、關ケ原役には、よく鍋島勝茂に進言して善處せしめ、その後も勝茂の諮問に答へて治國の要道を說き、大いに重用された。寛永十八年十月廿六日歿。年七十九。法名天叟淨祐庵主。墓は佐賀郡本庄村慶闇寺にある。室は鍋島直茂長女千鶴（德壽院月照妙圓大姉）。萬治三年十月十四日歿。年九十一。

（三）夫丸　ぶまる。人夫の事。

（四）舫銀　共同出金などの意か。舫銀可否の詮議で、百姓又は家中に不利であつた事がわかる。

（五）老いぬれば云々　『伊勢物語』にある子を思ふ老母（在原業平の母伊登內親王か）の歌「老いぬればさらぬ別れのありといへばいよ〳〵見まくほしき君かな」をもぢつたもの。

九八二　須古八兵衞、勝茂登城の御供中棒突を組伏せ頭衆に宥められる

（一）須古八兵衞大下馬にて働の事　勝茂公御登城の御供番の內、八兵衞罷出で候。

（二）大下馬より龍の口へ廻り候とて、（三）棒突の後を通り候處、棒突前の者を打ち候

とて、棒を振上げ候時、八兵衛が眉間に當り、血出で申し候。八兵衛血を拭き、飛びかゝり、棒突を取つて伏せ候へば、同列の者棒振上げ、取り廻し候。其の時御供番の中間一所に集り、刀を押しくつろげ申し候。御頭衆參られ、樣子を聞屆け、（四）「同心誤りにて候。此方にて咎申付くべき」由にて請取られ、事濟み申し候由。

（一）須古八兵衛　正純。須古第一世龍造寺信周の六男。初名忠三郎。江戸證人一番詰となり、寛文八年八月四日歿した。法名天睦宗秋。

（二）大下馬より龍の口へ廻り候とて　江戸城大手門外の下馬所（大下馬）から、西丸下の和田倉門濠水の落口龍の口の方へ廻らうとして。

（三）棒突　江戸時代街路の雜沓警戒や交通整理の爲棒を突いて廻つた者。同心。

（四）同心誤りにて候　棒突の方が悪いの意。

九八三　大久保勘之助、十五歳で親の仇相撲取二人を即座に討留む

大久保勘之助敵討の事　（一）鹽田の大久保藤右衛門は（二）鍋島監物被官酒屋にて候。（三）甲斐守樣御嫡子（四）大藏殿不具にて御引取り、（五）美濃と申す所に御座候。相撲取を抱へ、奴子好きにて候。相撲取共兼々近村へ參り、狼藉仕り候。或時藤右衛門所へ參り、酒をたべ、理不盡を申し候故、藤右衛門口論の上、長刀にて切合ひ候へども、相手兩人にて藤右衛門切殺され申し候。子勘之助十五歳にて（六）常在寺に手習に參り居り候處、右の段相知れ候に付て駈來り、一尺三寸の脇差にて大男二人を相手にして切り

むすび、二人共に卽座に討留め申し候。勘之助十三ケ所手負ひ候へども、平癒仕り候。後には道古と申し候て、按摩の妙術を得申し候者にて候。

(一) 鹽田　今の藤津郡鹽田町。
(二) 鍋島監物　鍋島監物　正純。(九三八・註七)
(三) 甲斐守樣　蓮池藩祖鍋島直澄。
(四) 大藏殿　名は直守。母は家女で、鍋島直澄の庶子である。後右近と稱し、別家を立てゝ親族となつた。
(五) 美濃　今の藤津郡五町田村大字五町田字美野。
(六) 常在寺　藤津郡鹽田町に在る。眞言宗。

九八四　多久茂文、養父七年忌迄は死罪を行はずと、酒狂の茶道を助く

多久家の茶道酒狂の事

(一)伊豆殿の茶道何方にて大酒致し、夜半過罷歸り候節、(二)太田彈右衞門殿屋敷に入り、書院に通り、掛物疊障子庭木迄切散らし罷出で候。見合はせ候者これなく候。夜明方に多久殿西の橋の上にて、拔身を振廻し居り申し候を、神代殿御屋敷番神代三左衞門、いつも夜明には屋敷內外見分仕り候が見合はせ、卽ち捕へ連れ歸り、醉を醒まさせ、潛かに歸し申し候。太田殿にて翌朝跡を見附け、不審晴れず、色々詮議仕り候處、右の樣子相知れ候。多久家へも相知れ糺明の處、茶道白狀仕り候に付、仕置仕るべき由家來共申し候。伊豆殿御聞き、「先づ相控へ申すべく候。

我等兼ての願に、(三)元山様御七年迄は、自分の仕置に人を殺すまじとはまり候。彈右衛門は兄弟に候間、談合申すべし」と御座候て、御城にて、この旨彈右衛門殿へ御相談候へば、「曾て御叱りもなさるまじく候。その御方仰付次第、私家來數人科申付けずして叶はざる事に候。その時は御奉公も事缺き候。」と御申し候故、差免され候由。

伊豆殿、後に伊豫殿と御改めなされ候。慈悲深く候故、家中百姓迄馴染み候て、御死去の時分、庄屋共村々よりの願書を捧げ罷出で、今に雄山講と申し候て御弔仕り候由。

(一)伊豆殿　多久邑主多久茂文。實は佐賀藩主鍋島光茂の庶子で多久長門茂矩の養子となり、後伊豫と稱した。大いに儒學を尚び、貞享中聖廟及び學校の建設を企て、元祿の初、本藩の許可を受けて孔子の聖像及び顔子　曾子　子思子　孟子四哲の像を鑄造し、學校東原庠舍を建て、校内に之を安置した。更に元祿八年以來十四ケ年を費して聖廟を建設し、同十四年自ら告文を作つて聖像を祀り、寶永五年聖廟竣功するに及んで、八月十四日釋菜を執行した。多久聖廟は現在我が國唯一の聖廟で、大正十年内務省から史蹟に指定され、次いで昭和七年文部省から國寶に指定された。釋菜は、今尚、每年春秋二季、盛大に執行されてゐる。茂文は正德元年八月二十九日歿。年四十三。法名正智軒雄山元英。佐賀郡本庄村慶闇寺に葬つた。明治四十四年陸軍特別大演習の際正五位を追贈された。

(二)太田彈右衛門　名は茂長。佐賀藩主鍋島光茂の庶子で、多久伊豆の異母弟である。初名鍋島

采女。初め川上實相院寛眞僧正の弟子に入り、次いで貞享三年、十三歳の時太田彈右衞門貞由（先祖は川副太田村住人太田美濃守資元で龍造寺家兼に仕へた）の養子となり、本藩の家老職となつた。これ鍋島家御家老職の始である。元祿六年更に江戸餅ノ木家鍋島帶刀直旨の養子として家督を繼ぎ、鍋島內匠長行（餅木系圖には長利とある）と改めた。元文三年七月二十日歿。年六十六。法名覺樹院涼巖元蔭。室は林大學頭信篤の女である。

（三）元山樣　伊豆の養父、多久長門茂矩の事。

九八五　手習手本「いろは」のやうに、奉公にも手本を置いて習へ

（一）中野又兵衞に同（二）數馬教訓の事　又兵衞奉公初めに、數馬（兵右衞門）申され候は、「皆人幼少の時いろはを習ひ、その後段々手本を習ひ候へば、よしあしはあれども、物かゝぬ者はなし。奉公人も手本を置いて習ひ候はゞ、奉公人に成り申すべしと存じ候。諸人氣が附き申さず候故、奉公方不調法に候。」と申され候に付、「手本には誰を仕るべきや。」と、又兵衞尋ね候へば、「山崎三郎兵衞（後名勘解由藏人）などにてこれあるべく候。」と申され候。それより萬事三郎兵衞を見まね仕り候。その後勝茂公御供立に三郎兵衞又兵衞毎年御供仰付けられ、御駕籠の左右兩人相勤むべき由に候。又兵衞老後に此の事を申し候て、數馬手本の事を申され候に付、今にその心失はず、萬事の上に付て、心に詮議仕り候由、申され候なり。

（一）中野又兵衞　政良。（二七一・註一）
（二）數馬　中野兵右衞門　政利（三二一・註一）。數馬は又兵衞の甥であるが、又兵衞よりも年長で、部屋住中に年寄役となつた人である。

九八六　德永古善右衞門老後の述懷、「敵中に駈入り突殺されて死に度い」

（一）德永古善右衞門老後述懷の事　善右衞門申し候は、「今陣立と云うても、（二）極老不合期なれば働く事成らず、さりながら敵の中に駈入つて、突殺されて死に度きなり。頓て（三）終腐れて死ぬべきが殘念。」と、呉々述懷の由、（四）行寂和尙小僧の時承り候由なり。行寂和尙の師父、要門和尙は善右衞門末子にて候なり。

（一）德永古善右衞門　名は光政。岩永因幡守の子である。桃川大學助清の子八郎左衞門景光が因幡守の養子となつたので、善右衞門は龍造寺和泉守長信（隆信弟）に仕へ、姓を德永と改め、代々多久に住した。古善右衞門といふのは、後の善右衞門に對した稱呼である。
（二）極老不合期　年を取つて間に合はぬこと。
（三）終腐れて　無爲に老衰してしまふこと。終は接頭語で、今佐賀方言の「チイ腐る」「チイ濟む」などは、この轉訛かと思はれる。
（四）行寂和尙　高傳寺第廿世住持。（二〇八・註二）

九八七　中野數馬、幼くて疱瘡で死んだ許嫁の嫁の死體を引取る

（一）中野數馬嫁の死骸を葬り候事　數馬總領（二）三太夫に（三）岩村內藏助娘緣組

仕り置き候。五六歳の時、疱瘡にて相果て候を、「一度披露申したる嫁にて候へば、(四)此方寺へ葬り候はで叶はず。」と云ひて、死體を取寄せ、葬り申し候。其の時分數馬家内に、疱瘡前の幼子三人これあり、一人はやみ附き居り申し候時分にて、岩村色々關り候へども、聞入れ申さず候由。

(一) 中野數馬　政利。(三二一・註一)
(二) 三太夫　中野利明。
(三) 岩村内藏助　貞昭。(四〇一・註三)
(四) 此方寺　今の佐賀市大財町にある中野家菩提寺國相寺(日蓮宗)。

九八八　片田江金左衛門、猛虎と闘ひ其の首を切落して自分も討死

(一)片田江金左衛門猛虎と討死の事　高麗御陣の時、虎狩あり。猛虎一疋出で、岩を木立に取り威を振ひ控へ居り候に、近附く者なし。金左衛門刀引きそばめ、數萬の中より唯一人進み出で、虎に向ひ飛びちがへ走せ合はせ、暫くたゝかひ候が、虎の首に刀を突立て、頓て首を掻落し候時、虎怒つて金左衛門頭上に爪を立て、二つに引きさき申し候。諸軍感動、時を移し申し候。加藤主計殿、「あれ〳〵。」と覺えず鍔をたゝかれ、十の指より血出で候由なり。金左衛門は(二)諫早家中なり。勝茂公より子供へ御知行下され候なり。(金左衛門孫、惠了長老なり)。

（一）片田江金左衞門　龍造寺家兼（剛忠）の岳父片田江山城守家貞の子孫、修理の子である。父子共に朝鮮役に出陣した。

（二）諫早家中　諫早家は龍造寺家兼の嫡子家晴より出で、代々諫早を知行し、後佐賀本藩の御親類並家老となつた。

九八九　高瀬治部左衞門の義心「奉公人は主人を持替へ申さぬもの」

（一）鍋島平左衞門家來　（二）高瀬治部左衞門の事　（三）相良求馬御家老に仰付けられ候

時分、平左衞門へ申され候は、「某儀段々結構に召使はれ、大身に仰付けられ候處、用に立つ家來を持ち申さず、事を缺き申し候。御手前家來治部左衞門所望申し度し。」と申され候。平左衞門承り、「拙者家來御目に附き候儀、本望に存じ候。則ち進じ申すべし。」と請合ひ、治部左衞門へ右の通り申渡され候處、治部左衞門申し候は、「此の返答は求馬殿へ直に申すべき」由にて、求馬所へ參り、面談敎し、「私を人と思召し御所望成され候儀、忝なき仕合はせに存じ奉り候。さりながら奉公人は主人を持替へ申さぬものにて御座候。御手前樣は御大身にて候へば、御家來に罷成り候はゞ一生活計仕るべく候へども、其の活計は苦しく御座候。平左衞門は小身逼迫故、我々は雜水など食べ候て暮し申し候へども甘く御座候。思召分けられ下さるべし。」と申し候に付、求馬一入感ぜられ候由。治部左衞門は、大膳有馬働の節供仕り候者なり。

（一）鍋島平左衞門　安之。（七〇三・註四）
（二）高瀬治部左衞門　寛永十四　五年の島原亂に鍋島大膳正之（七〇三・註一）に從うて出陣、其の頃は北島一兵衞と稱した。
（三）相良求馬　及眞。（八・註一）

九九〇　何某、密夫を切つて米盜人につくろひ後女房を離別す

何某密夫を切り候事　何某何方へ參り、夜更罷歸り候處、何方の者忍入り、女房と密通仕り候を見合はせ、密夫を切伏せ申し候。さ候て壁を破り、米一俵立てかけ置き、筋々へ盜人を切留め候由申出で、見分の上別條なく相濟み申し候。程過ぎ候てより、女房に暇差出し、始終仕果せ申し候。金丸氏話。

九九一　何某、家來と密通の女房を切り病死に仕なして家來に暇をやる

何某女房を切殺し候事　何某何方より歸り候處、女房と家來と寢間に密通仕り候を見合はせ候に付て、座の方へ參り候へば、家來は臺所へ迯し申し候。その時寢間に入り、女房を切殺し、下女を呼び、此の旨申聞かせ、「子供の恥になる事に候故、病死に取成すべく候間、隨分働き申すべく候。若し難澁申し候はゞ、重罪の事に候間卽ち切捨て申すべし。」と申し候に付て、「命御助け下され候はゞ、隨分相知れざる樣に働き申すべし。」と申し候て取り仕舞ひ、夜着を着せ置き申し候。さ候て、醫師の

所へ急病の由二三度人を遣はし候上にて、「埒明き候間御出でに及ばず。」と留め使を遣はし、女房の伯父を呼寄せ、右の段申聞かせ候に付納得致し、始終病死に仕成し、終に相知れ申さず候。後日に右の家來に暇差出し候由。右は江戸にての事の由。

九九二　小人と爭ひ主に事缺かするは不忠、此の道理を知るが實の士

何某打果し候節、或人意見の事　御在府中、何某出頭の時分、御用に事寄せ、何某を樣々惡口致し呵り申し候へども、卽座一言も申さず罷立ち候。其の樣子、打果し申すべき覺悟と相見え候。或人脇小屋に相招き、「先刻の行懸りにて、遺恨を散じ申すべしと存ぜらるべき事、尤もの儀に候。さりながら兼て奉公の眼の附所違ひ候故、遺恨出來候かと、推參ながら存ずる事に候。其の謂はれは、殿の思召に（一）各我等などは（二）自然の時一槍御頼み有る事に候故、兼ては隔心に召使はるゝ事に候。彼の者などは、（三）不斷の尻拭役に召使はるゝに付、御心安く成さるゝ事に候。それを存附かず、御懇に召使はれ、出頭いたすなどと存じ、人に慮外をも申す、大たはけ者にて候。大たはけ故御心安く召使はるゝ事に候。蠅の頭に上ると同前と存ずる事に候。左樣の者を相手にして、大事の場をお頼み召遣かれたる者の、討果し申す事は、かつたゐと棒打にて候。其の上主に事缺かせ申す事も不忠にて候。此のことわりを御聞分け思召留まら

れ候へば、實の士にて候。此の上は御心次第に成さるべく候。思寄り候故、御知らせ申し候。全く無理に留め申すにては之れなく候。」と申され候故留り候なり。

（一）各我等　あなたや私達。
（二）自然の時　萬一の場合。
（三）尻拭役　身邊の粗末な雜用。（此の項三五二參照）

九九三　名家老多久美作が御家を思ふ見舞の一言、鍋島元茂を感嘆さす

多久美作殿小城へ見舞に罷越され候事　紀州様へ美作殿見舞に罷越され、話の序に申され候は、「末の代に至り、御家は何事にて崩れ申すべきやと思召され候や。」と申され候。紀州様暫く御案じなされ、「多分我等が子孫より崩し申すべし。」と御申し候に付、餘の話に取りなし、罷歸られ候。後にて紀州様仰せられ候は、「美作は無雙の家老なり。今日の見舞は右の一言にて我等へ心附くべきためなり。」と御褒美の由。

九九四　中野神右衞門、敵の大事を「三才牛の毛」に譬へて士氣を勵ます

（一）中野神右衞門高麗にて直茂公へ申上げ候事　慶長三年正月（二）蔚山にて（三）かくなみ人、數十萬討り打出し申し候時、日本勢もあきれはて、固唾を呑み居り申し候。時に直茂公御意なされ候は、「さて〳〵おびたゞしき人數にて候。あれは何十萬とども申すものにてあるべきや。」と御申し候。神右衞門申上げ候は、「日本にて數の知れ

ぬ事を三才牛の毛の數と申し候。これが卽ち三才牛の毛の數にて候。」と申し候時、諸人笑ひ出し力を得申し候由。此の事、勝茂公白石山御狩の時、(四)中野又兵衞に御話なされ、「其方親神右衞門ならで、その節一言申出でたる者これなく候ひつる」由、御意なされ候由。

(一) 中野神右衞門　清明。

(二) 蔚山にて　慶長二年十二月から翌三年にかけた朝鮮役蔚山の戰の時の事である。原文慶長十三年とあるのは誤であるから訂正して置く。

(三) かくなみ人　漢南人。明軍をいふ。

(四) 中野又兵衞　清明の六男。名は政良。

九九五　主人より情なく無理千萬にさるゝ時に、する奉公が奉公

(一) 中野甚右衞門教訓の事　御主人より御懇に召使はれ候時、する奉公は奉公にてはなし。御情なく御無理千萬になさるゝ時、する奉公が奉公にて候。此の旨よく合點仕り候樣にと、常々申し候由。

(一) 中野甚右衞門　中野神右衞門清明のこと(一二三五・註一)。神右衞門と甚右衞門とは同樣に使つたもので、自分では藩主や目上には「神」の字を遠慮して多く甚右衞門といつてゐた。自署書狀には中野甚右衞門尉と書き、藩主鍋島勝茂の書狀には中神右衞門と宛名が書かれた書狀がある。

九九六　中野神右衞門、靈夢により黑髮山權現に參詣、錢甕を返上す

中野神右衛門靈夢の事

「神右衛門家貧に候て、んじようそこに、これあり候間、早々山へ登り候て取り候様に。」と、三夜つゞけ同じ夢を見申し候。さては神の御告と存じ奉り、黒髪山へ上り、神前に於て申上げ候は、「某家内逼迫仕り候を不憫に思召され、寶を御授け下さるべき由、有難く存じ奉り候。さりながら、錢甕は望み御座なく候。左様に不憫に思召し候はゞ、中野一門子孫繁昌仕り候様に御守り下さるべく候。右にかへ、錢甕は卽ち返上仕り候」段、祈念仕り下向致し候。其の神慮故か、子供殘らず御知行拜領せしめられ、末々端の者迄御取立てなされ、段々繁昌仕り候。但し錢甕返上故か、中野一門は、どれも貧乏に御座候。」と笑ひ申され候由。

神右衛門桃川居住の時分、或夜、（一）黒髪山權現より夢想に、

（一）黒髪山權現　黒髪山は杵島郡住吉村と西松浦郡有田町とに跨つた山で、頂上に鄕社黒髪神社がある。祭神伊弉册尊　速玉男命　事解男命。崇神天皇十六年の建立である。『肥前古跡緣起』に黒髪山大權現とある。

九九七　山本神右衛門、八十歳で臨終の病中遂に呻き聲を出さず

（二）山本神右衛門末期の事

神右衛門八十歳にて、病中うめきさうなる氣色と申し候に付、「うめき候へば氣色もよくなる樣にこれあるものに候。うめき申され候樣に。」

と申し候へば、「左様にてこれ無く候。山本神右衛門と諸人に名を知られ、一代口きゝたる者が、最期にうめき聲を人に聞かせ候てはならず。」といひて、終にうめき聲を出し申されず候由。

（一）山本神右衛門　山本常朝の父神右衛門重澄。（六一・註一）

九九八　田代利右衛門女房、不義を仕かけた下人を夫に捕へしむ

田代利右衛門女房下人密通仕かけ候節捌きの事　利右衛門留守に、女房へ下人申し候は、「御主人に不義を仕かけ候儀、以ての外の儀に候と存じ、數度存じ留り候へども、業因と相見え、最早一途に存じはまり申し候。」と申し候に付て、女房立腹致し、きびしく叱り候へども、聞きわけ申すべき様子にこれなく候に付、女房申し候は、「左様に存じ込み候はゞ、我等も力及ばぬ事に候。奥の物置に參り候様に、執心を叶へ申すべき」由申し候に付て、下人悦び奥へ參り候。物置に引入れ、表を取直し參るべき由にて立出で、外より物置の戸を鎖おろし、利右衛門の歸りを待ち居り候處、頓て歸り候に付、右の次第申聞かせ下人引出し、聞届け候上打捨て候由なり。金丸氏話。

九九九　酒座の詞の遣取り、死にたるよりも見事な一言がある

何某を何某取持の上詞の誤の事　何某事、綱茂公御年寄役仰付けられ候時分、何

某長屋に招請に付て、何某取持に參り、酒を強ひ申し、「夜更け候に付て、銚子御納め候樣に。」と申され候。何某餘り取持ち過ぎ候て、「是非今一つ御請け候へ。」と申し候へども、斷り申し候に付て、「左樣に我儘に候はゞ、（二）堀田殿風仕るべく候。」と申し候。何某立腹いたし、以ての外呵り申し候。暫くして何某申し候は、「今晩の御取持に參り、何卒御酒を進じ申すべくと一篇に存じ候故、圖らず疎早を申し候。私不調法にて候。御免これ有るべく候。」と申し、一座の衆取繕ひ別條なく相濟み候。了伯話。

或人云ふ、誤を云出し、早速斷り申し候へば見事にて候。立腹いたし候はおとなしからず。「堀田殿風とは、我等が腹をゑぐり申すべしと申す事に候や。それは當が違ひ申すべく候。殿の御爲に成る腹にて候へば、めつたにゑぐらせ申す事にてはなく候。其方は酒が過ぎたりと相見え候。先づ勝手にて茶など參り候やうに。」と申し候はゞ猶見事にてこれ有るべし。事に依つて命を捨つるは安く、死にたるよりも見事なる一言あるものにて候。心掛くべき事に候由。

（一）堀田殿風　若年寄稻葉正休が、大老堀田正俊を江戸城殿中で殺害したことをいふ。これは貞享元年八月二十八日の事であり、綱吉家督相續は元祿八年十一月二十九日であるから、本文の物語はそれ以後の事である。

1000　家老相良求馬の代役は小川舍人、但し今少し年を取つてから

（一）山崎藏人御前にて申上げ候儀を小川舍人へ申され候事　光茂公御前に、藏人召出され、（二）相良求馬相果て候に付て、代役の事を御工夫成され候に、（三）小川舍人然るべく思召され候由、御意成され候。藏人申上げ候は、「御意の通り舍人より外には求馬の代りに御家老仕るべき者御座無く候。さりながら舍人儀いまだ年若に候へば、乘氣さし候て御用に相立ち申すまじく候。器量者に候間、今少し年を重ねてより、仰付けられ然るべく存じ奉り候。」と申上げ候に付、尤もの由御意成され候。御前罷立ち候てより、舍人へ藏人申し候は、「唯今御前にて斯の如く申上げ候。左樣心得申され候樣に。」と申され候由。

（一）山崎藏人　政良。（一二・註一）
（二）相良求馬　及眞（八・註一）。求馬の死去は延寶八年七月二十一日であつた。
（三）小川舍人　俊方（七九二・註二）。此の時年寄役で三十五歳であつた。

1001　森門兵衞、喧嘩に勝つた悴を褒め、親の手に懸けて介錯す

（一）森門兵衞、悴打捨て候事　門兵衞嫡子何某喧嘩いたし、手負ひ候て參り候に付、「相手を何と致し候や。」と尋ね候へば、切伏せ候由申し候。「止めをさし候や。」と尋ね候へば、「成程止めもさし候」由申し候。その時、門兵衞申し候は、「よ

く仕舞ひ候へば、この上存じ殘す事はあるまじく候。只今遁れ候ても、いづれ切腹仕る事に候。冷腹を切り、人手に懸らんよりは、今親の手に懸り候へ。」と申し、卽時に介錯仕り候由。

（一）森門兵衞　名は統察。父門兵衞道清は、大木兵部組足輕で、有馬陣に戰功があつた。統察は光茂の時手明槍となり元祿十四年八月歿した。年八十四。嫡子不詳。後繼は門兵衞道尙といひ、寶永元年侍となつた。

一〇〇二　相浦源左衞門、主命によつて不屆な組の者を放討に打果す

（一）相浦源左衞門放討の事　源左衞門組の者、不屆これ有るに付て、討捨て申すべき由の（二）切紙を、右組の者へ御家老衆より相渡され、源左衞門所へ持參申し候。源左衞門披見候て、右の者へ申し候は、「其方を打捨て候樣にと申來り候。東の土手にて討捨て申すべく候。兼て劍術など仕たる事に候。是迄にて候間、其方精一ぱい働き候へ。」と申し候へば、「畏まり候。」と申し候に付、其の者一人召連れ、立出で申し候處、（三）十間の堀端を通り候時、堀向に源左衞門被官居り申し候が、「それそれ。」と呼はり申し候故、源左衞門振返り候へば、右の者刀を打懸け申し候。引きしざり、拔打に討留め罷歸り候。其の時の衣裝を長持に入れ、封し置き、一生人に見せ申されず候。死後に見候へば、襟通り切りさきありたる由。倅源左衞門話し申し候由。

金丸氏話。

一説に、此の時源左衛門門の内にて、跡より抜懸り候様子に付、源左衛門ふり返り候へば、雪駄すべり（四）あふなきに倒れさまに大小抜き、寝ながら拂ひ候て、組の者の両手切落し、立上り打留め申し候由なり。

（一）相浦源左衛門　政乗。（九七六・註一）

（二）切紙　一枚の紙を切つたものに書いた書附。

（三）十間の堀端　今の佐賀市唐人町北裏（四三九・註二）か、又は水ケ江町十間端であらう。

（四）あふなき　仰むけの方言。

一〇〇三　酒座の口論から双傷沙汰、深江十兵衛多勢を相手に切死

（一）南里主税　（二）深江十兵衛喧嘩の事　（三）田尻宮内、大名小路の屋敷にて、馬を求め候祝に、兼て寄合ひ候衆を招き、夜更迄酒宴これ有り候。然る處主税十兵衛口論仕出し、主税を十兵衛ひつ摘み、膝の下に引敷き申し候。十兵衛は大兵大力、弓馬剣術の達者にて、主税を少しも動かせ申さず候。座中の衆取りさかへ、盃事などさせ申し候。さ候て、主税は先に歸り申し候。其の後十兵衛歸り候處に、門外に主税家來數十人、槍長刀を持ち、待懸け居り申し候。十兵衛見候て、「扨は（四）六先を塞ぎ候や。くゝり一六を打つて見すべし。」と、抜合はせ暫く戰ひ候處、大酒の上多勢にて

十兵衛切死仕り候。主税事其の場に罷在らず、追て切腹仰付けられ候。主税は大膳子にて候。十兵衛は藤入兄にて候なり。

（一）南里主税　南里大膳有利の嫡子。有利、鍋島直茂に仕へ、天正十二年島原退口七人衆の一人で忠勤を勵み、朝鮮役にも出陣して戰功を立て、後小城元茂御附となつたが、主税喧嘩の爲浪人仰付けられ、寛文九年十月二十五日歿した。此の喧嘩は明暦二年二月十五日の事である。

（二）深江十兵衛　小城附人寶藏院流の槍術者深江平右衛門重孝の弟で、藤右衛門氏方入道藤入の兄である。

（三）田尻宮内　興種。鍋島元茂の家臣田尻宮内少輔昌種の子で、代々西松浦郡山代を知行してゐた。妻は小城第二代藩主直能の女である。

（四）六先を塞ぎ候や、くゝり一六を打つて見すべし　博奕語から出た、當時の勝負事の言葉であらう。六先を塞ぐは、大勢であらゆる手を封ずること、くゝり一六は括り勝負で、鳥獸などを括り捕ふるやうに多數包圍の中を、打破つて勝敗を決するといつたやうな意味であらう。

一〇〇四　本村武右衛門、寺小姓の時行懸りから旗本を斬つて立退く

（一）本村武右衛門仕立の事　武右衛門事、前髪立の時分、エンギ僧正小姓にて江戸へ罷越し、僧正氣に入り御旗本に御在附有るべくと内々御心懸け候。然る處に、御旗本次男何某、衆道の遺恨にて武右衛門を討果すべしとこれ有り候由、松岩院カウジウ内意申され候に付、其の意を得罷在り、或處にて出會ひ候に付て、先を懸けられざる先にと存じ、御旗本を一刀に討果し、立退き申し候。僧正此の事を御聞き、以ての外立腹にて、

「一度は身上在附くべきと、節々意見を加へ候へども、疎行にて其の上、人を殺害し、不屈者にて候。則ち勘當し、二度顔を見るまじ。今迄使ひ候情に、書附を遣はす。」とて、意見の箇條を書立て面に投懸け、追出され候。此の事（二三田の御前様迄聞召され、不憫に思召され打返しなどに逢はざる様に、身を隠し候儀ども仰付けられ候。其の後御屋敷詰衆、心遣にて潜かに差下され候。其の砌何れも取持ち候て、僧正面談、金子過分に給はり、罷下り候處に、主水殿御聞附け、手明槍切米下され候由。前髪立の時分、辻切致し男達を仕り候由。

（一）本村武右衛門　初名吉右衛門。（三二六・註三）

（二）三田の御前様　鍋島綱茂室寂光院。婚禮は寛文十一年で、元祿十二年の卒去、鍋島主水武興は延寶四年に歿したから、本文の事は延寶年間の出來事であらう。エンギ僧正　松岩院カウジウ、何れも不詳。

一〇〇五　亂心者　殺害人の捕へ方、百武彦兵衛の功者な働き

百武彦兵衛亂心者を捕へ候事　南の御堀端を、彦兵衛夜更け候て一人通り候處に、向より、「其の者御留め下され候様に。」と聲を懸け候。近寄り候へば、刀を抜き持ちたる者參り候。彦兵衛に切懸り候故、刀を鞘ながら抜き、うけ留め候へば、鞘に切込み候て、互に手を出し申さず候。彦兵衛申し候は、「此方は道通りの者にて候。

御構ひなく御通り候へ。」と申し候に付て、刀を引取り申し候處を、行違に投伏せ捕へ申し候。其の時跡より數人參り、「亂心者に候間、御沙汰無しに賴み奉る。」と、重疊申し斷り候に付て、相渡し候由。

一　江戸浪人夏目隼人、日本橋にて殺害人兩人に行合ひ、跡より、「御留め下され候へ。」と、呼はり申し候故、「手に餘り候はゞ、切捨てゝも苦しからず候や。」と申し候へば、「苦しからず候。」と呼はり候に付て、先の一人切伏せ、次の一人捕へ候由。

一　何某大阪詰の時分、町方にて向より殺害人參り候。行合ひ、跡より、「御留め下され候へ。」と呼はり候故、そと脇へよけ候へば、殺害人は直に通り申し候を、行違ひ拔打に、切伏せ申し候。追手の者何かと申し候へば、「留め候へと申すに付切留め申し候。死骸請取り候へ。」と申し候て、相濟み候。

一〇〇六　相良喜兵衞、江戸で長大小を咎められ藩主に器量を褒められる

（一）相良喜兵衞長大小を咎められ候事　喜兵衞、江戸御供にて罷登り候。何方へ罷出で歸り候時分、御屋敷の前にて公儀御目付衆に行合ひ候處に、その者、「御法度背きぢや、大小に寸を當て候へ。」と馬を留め、供の衆取廻し申し候。その時、喜兵衞小膝

を折り、高らかに申し候は、「某儀、當屋敷（二）鍋島信濃守家來にて御座候。在所より用事申付けられ、昨夜御當地罷着き候。江戸御法度の趣、主人より兼々家中へきびしく申付け候に付て、長大小御法度の儀、承り置き候。さりながら、道中物騒の沙汰これあるに付、若者初めての旅にて候故、寸延び申したる大小を差し罷越し候。然れば、御當地にて御法の通りの大小差し申すべくと、今日大小調へ候爲町方へ罷出で、唯今歸り申す時節にて御座候。然れば、某一命は遁れ申さゞる行懸りに候へば、覺悟を極め申し候。主人より御法度の趣申聞け候處を、聞召届けられ下され候樣に。」と申し候て、刀に手を懸け、勢ひを顯はし罷在り候。「さては苦しからず。」と申し捨て、御目付衆御通り候由。この節、長屋より見附け候て、御屋敷中の上下、御門の内に詰め懸け、すはといはゞ打出すべき支度にて候。御前にも早く聞召され、「喜兵衞ぢや程に、家に恥はかゝせじ。」と繰言に仰せられ、御歯がみなされ、御側の衆、聞もなく兇分に遣はされ候。事濟み候てより、喜兵衞を召出され、御褒美にて、御羽織下され候由なり。

（一）相良喜兵衞　清左衞門貞次の子。光茂の御側役を勤め、寛文の頃浪人、延寶六年歸參した。本文は、部屋住中の事で、寛永十五年七月朔日大脇指一尺七寸以上、長刀二尺八寸以上法度の

令が出たから、その頃の事であらう。島原の亂に關し、勝茂閉門後の事で、家中苛立つてゐた時である。正保二年七月十八日大小刀寸法の制が定められた。

（二）鍋島信濃守　勝茂。

一〇〇七

名人が出ぬのは時代の罪でない、人が精を出さぬのが殘念

大久保道古名花の評判の事　道古申し候は、「末世になりて名人これなしと、皆人申す事に候。某は心得申さぬ儀と存じ候。仔細は、牡丹芍藥つゝじ椿などの花、末世ほど名花出來申し候。然れば、はやり次第出來申すものと相見え候。今にも、名人はやり申し候はゞ、諸道の名人出來申すべく候。世が末になりたるとて、人々思ひくだし、精を出さぬは無念の事に候。世に咎はこれなく候。」と申し候由。

一〇〇八

鍋島志摩、若年の頃猪狩で自分を擊つた家來を父に請うて宥す

（一）深堀孫六を家來怪我矢仕り候事　（後名鍋島七左衞門志摩）孫六次男にて罷在り候時分、深堀にて狩仕られ候處、家來（二）葉ぐらみに猪を見誤り、鐵砲を放ち候へば、孫六膝をすり、高き所より落ち申され候。その時、家來驚き、押肌ぬぎ腹を切り候を、孫六申され候は、「腹は後に切り申すべし。氣分惡しく候間、水を呑ませ候へ。」と申され候故、先づ走り廻り、水を掬ひ呑ませ申し候て、正氣附き申され候。

その後家來切腹仕るべしと致し候を、孫六無體に差留め罷歸り、番を附け置き、父（三）官左衞門（壽峯）へ差免され候樣にと申し達せられ候へば、「思はざる誤少しも苦しからず、遠慮に及ばず相詰め候樣に。」と申付けられ候由。助右衞門殿話。

（一）深堀孫六　深堀邑主、鍋島志摩茂久。元祿十二年加判家老となつた。（八九一・註二）

（二）葦ぐるみ　木の葉の暗がり。

（三）官左衞門（壽峯）　鍋島志摩茂春。（六二六・註六）

一〇〇九　齋藤權右衞門、强力の亂暴者を斬り勝茂に赦されて追腹す

（一）齋藤權右衞門追腹の事　權右衞門は（二）用之助次男にて候を、大男にて候故、勝茂公御乘物側仰付けられ、御懇に召使はれ候。權右衞門近所に溝田市郎左衞門と申す者罷在り候が、大兵强力の者にて、常に大小も差し申さず、手込に人をこなし申す者にて候。或時權右衞門出合ひ候處に、理不盡を申懸け、權右衞門を取伏せ申すべくと仕り候故、拔打に切附け申し候を、居合はせ候者共押阻て、雙方宿元に歸し申し候。權右衞門は定めて打返しに參るべしと覺悟致し候が、「手に覺えたり。市郎左衞門は定めて相果て申すべく候。老父兼々荒者に候へば、打返しに參るべく候。我等は いづれ切腹仕る事に候へば、老人打捨て申す事は不似合に候間、首を差出し切らせ申すべし。」と部り罷在り候。市郎左衞門は宿所へ歸り、打返し仕るべくと刀を取り候

が、疵痛み追附相果て申し候。右の段御詮議にて、權右衞門切腹に相極り、御耳に達し候處、御殺し成さるゝ儀相叶はせられず候に付、御助け成され候。御卒去の時分は、御國元に罷在り、御左右承り、四月七日に追腹仕り候由。權右衞門孫、社家齋藤佐渡話にて候なり。

（一）齋藤權右衞門　基實。（三九五・註八）
（二）川之助　齋藤用之助實貞。（三九五・註三）
（三）齋藤佐渡　齋藤佐渡茂是（三九五・註二）の玄孫に當る。佐賀郡川久保白髭社の社人である。
溝田市郎左衞門不詳。

一〇一〇　高木何某女房、夫を急立てゝ喧嘩相手の所へ押懸け報復す

高木何某討果し候時女房働きの事　高木何某、近所の百姓三人相手にて口論仕出し、田の中にて打ちひしがれ罷歸り候。女房申し候は、「御手前は死ぬ事を御忘れ候ては御座なく候や。」と申し候に付て、曾て忘れ申さゞる由申し候。女房申し候は、「何れ人は一度死に申すものに候。病死切死切腹縊首樣々これある由に、見苦しき死をめされては無念の事に候。」と申し捨て外へ出で、追附罷歸り、子供兩人これあり候を、よく寢させ候て、明松をこしらへ、暮過ぎに身拵へいたし、「先程見繕ひ候處、三人一所に集り、詮議致す樣子に候。よき時分に候。卽ち御出で候へ。」と夫を先

に立て、明松をとぼし、脇差をさし、相手の所へ踏みかけ、夫婦にて切立て、両人切伏せ一人手を負はせ追散らし申し候由。夫は切腹仰付けられ候由なり。了伯話。

一〇二　滿岡十藏山中立閑と口論「斷りを云へば濟さむ」

(一)滿岡十藏と(二)山中立閑口論の事　綱茂公御部屋住、廐布の御屋敷御式臺御帳附(三)十藏存の一間に、御道具長持これ有り候を、坊主立閑に、「直し候様に。」と度々申し候へども、「拙者存のものにても之れ無く候間、尋ね候て直し申すべし。」と申候て押移り候。或時(四)内匠様附池田彌市左衞門參り、御酒拜領仕り候に付、立閑給仕いたし候處に、十藏參り、「用事候間、則ち參り候へ。」と無體に申懸け、胸ぐらを取詰め、様々悪口仕り、引立て候に付て、遁れ難く存じ、足を蹴候へば、十藏倒れ申し候。其の儘乘懸り、衣紋を詰め候處、彌市左衞門參り、其の外集り、取りさかへ申し候。右長持は五日以前に直し置き候を、十藏存ぜず候て、右の通り仕り候。それに付、十藏より斷り申し相濟む筈に候處、彌市左衞門十藏同組の儀、追て承り附き、「扨々是非に及ばず、その節立閑を立て置き候儀、組内のひけにて候。」と申出で候に付、十藏は隱居浪人、立閑浪人仕り候。其の後立閑召置かれ、段々立身御茶道に罷成り候なり。

(一) 滿岡十藏　宗純。後甚兵衞と稱した。嫡子であつたが、此の事で浪人した。

(二) 山中立閑　綱茂時代茶道山中元仲といふがあつた。立閑は其の前名であらう。

(三) 存　保持の意。十藏存の一間は、十藏獨占の一間。拙者存のもの云々は、立閑保持のものでないの意。

(四) 內匠樣　光茂の庶子鍋島內匠直政。始め太田彈右衞門茂長。（九八四・註二）

一〇二二　神代右兵衞下國道中の椿事、青山大膳の斡旋で納まる

(一)神代右兵衞殿(鍋島左近後名神代大和、又左京直長)、御母堂(高源院樣御見舞の爲、江戶罷越され、下國の時(夏初なり)、道中、(二)原と吉原の間の茶屋にて、(三)一條御番鈴木又左衞門殿、筧與惣兵衞殿罷越され候に、右兵衞殿の草履取劍之助、茶屋に入り、馬柄杓にて水を呑み申し候。挾箱持吉右衞門、「我等も水呑み申すべく候條持參候樣に。」と申し候故、馬柄杓に水を汲み、茶屋より走り出で候節、鈴木又左衞門殿乘懸に行當り、水をかけ申し候。又左衞門殿立腹、「夫れのがすな。」と申され候に付槍持小尻にて突き申し候。(四)とゞめき候を、「突け〳〵。」と申され候處、劍之助走りかゝり、又左衞門殿左の腕をしたゝかに切附け申し候。彼の家來手向ひ申す者これ無く候故、右兵衞殿供に走り附き申し候。又左衞門殿乘懸より下り、腰帶にて腕を結び、首にかけ申され候。右兵衞殿家來松島六左衞門、福田善兵衞走り歸り、取合ひ申し候。扨

又須古八兵衞、江戸御使者に罷登り候。歸國仕り候を、御前樣より右兵衞殿へ相附けられ、差下され候に付て、八兵衞も駈附け、三人にて色々相斷り候へども、御兩人以ての外御せき候風情にて候。六左衞門申し候は、「是非を申上ぐべき樣之れ無く候。無調法にて候。先づ宿の本陣へ御入り成さるべく候。御斷は幾重にも申上ぐべく候。往還の支に罷成り候」由、禮儀正しく申し候に付て、尤もの由にて宿々へ御入り候。右兵衞殿供の衆は、追附打返の用心仕られ候。宿の亭主罷出で、「不慮の御仕合はせ、則ち御味方仕る。」と申して張弓廿挺差出し候。又左衞門殿宿にては右兵衞殿を相手に取るべしとの詮議なる由、亭主聞合はせ知らせ申し候。然る處青山大膳殿當宿泊りにて候。此方の亭主罷越し知らせ申し候に付て、大膳殿則ち又左衞門殿へ御越し、色々御扱にて全くひけに成らずと申宥められ、劍之助生害、首を折敷にのせ、六左衞門持參候て、相濟み申し候なり。追て勝茂公より御使者御音物にて、大膳殿へ御禮仰述べられ候。返答に、「公方の御爲に扱ひ申し候。御禮に及ばざる」由にて、音物は返進なり。

（一）神代右兵衞　直長。（八・註二）

（二）原と吉原　共に東海道五十三次の一で、今の靜岡縣駿東郡原町　同富士郡元吉原村である。

（三）二條御番　幕府の京都の城である二條城を警備する職名。
（四）とゞめく　わや〳〵騒ぎ立つこと。
（五）青山大膳　攝津尼ケ崎城主青山大膳亮幸利。
此の項、孝白本　五常本　陶山本（山本本缺）等にはない。本文は濱野本に據る。

聞書第十

此の一巻、他家の噂並に由緒等之を記す。

一〇一三 武田信玄、喧嘩に刀を用ひなかつた雙方の家來を磔にす

甲斐信玄の家中の士、口論を仕出し、相手を取つて伏せ、散々打擲し、踏附け候を、朋輩駈附け、引分けたり。家老共詮議にて、「踏まれたる士仕置仰付けらるべき」由申上ぐ。信玄聞召し、「勝負は末なり、武士道を忘れ刀束を用ひざる事冥加に盡きたる者共なり。以來家中の見懲のため、兩人共に磔に懸くべし。」と申付けられ候。引分けたる朋輩共追放なり。

一〇一四 三極流兵法の因緣性、相傳を皆忘れ事に臨んで心の儘に働く

由井正雪が三極流の兵法傳授に、因緣性と云ふ事あり。大勇小勇十八卷書等の口傳を受け、書留めたる事もなく、覺えも留むる事もなく、相傳一通を皆忘るゝなり。扨事に臨んで心の儘に働く事なり。此の時習ひ置きたる事が、我が智慧となつて出づるなり。是を因

緣性と云ふなり。

一〇一五　大事の場へ出る時の祕事、耳のビクに唾、鼻から大息

大事の場へ出で候時は、耳のビクに唾を附け、鼻より大息を突きのべ、在合ふ器物を打伏せ、出で申し候事祕事にて候なり。又上氣いたし候時、耳塚に唾を附くれば、則ち醒むるなり。

一〇一六　阿字初入の文――後來只承心王命根識須緣能六塵

阿字初入の文

後來只承心王命　根識須緣能六塵　密法　口決有り。

一〇一七　鄭子產の遺訓「火あやまちは少いが水に溺死する者は多い」

（一）鄭子產末期に、國家の治め樣を問ふ人あり。子產曰く、「仁政に增す事なし。然れども國家治まるほどに、仁政を行ふ事はならぬものなり。なまじひにすれば、ゆるかせになりて、しまらぬ事あり。仁政成りがたくば、きびしく政をするがよし。きびしくといふは、事の出來ぬ以前をきびしくして、惡事の出來ぬ樣にする事なり。惡事の出來てよりきびしくするは、わなをかけたるが如し。火は肌を破るものと知るゆゑ、火あやまちをするものは少し。水は心安く思ふ故に、溺死する者多し。」と答へられたるよし。

（一）鄭子產　支那、鄭の大夫。名は僑。公孫氏と稱し、孔子から、恭敬惠義の四君子道を備へた

賢大夫であると賞揚された人。

一〇一八　理と非との形、理は角なもので動かず非は丸くて轉ぶもの或人、（二）理と非との形を知りたりと云ふ。其の形を問へば、「理は角なるもの、極りて動く事なし。非は丸きものなり、善惡邪正をきらはず、所をさだめず、ころぶものなり。」といへり。

（一）理と非　理と非理の意か。孝臣本　五常本には「理と婦」とある。山本本に據る。

一〇一九　豐臣秀頼上洛の時、徳川家康よりの引出物鍋藤四郎の銘刀

秀頼様御上洛の時、内府様よりの御引出物の内に、御腰物鍋藤四郎と御座候。是は正宗が作の由。栗山書附にあるなり。

一〇二〇　物忘れの時はいろはを繰つて、つめたり引いたりするとよい

物忘れしたる時、いろはを繰りて、つめたり、引いたり、はねたり、清濁にて思ひ附くものなり。村如水工夫なり。

一〇二一　禮儀の大意は始と終とは早く中は靜かに、介錯も同様

禮儀の大意、始終は早く、中は靜かに仕り候由。三谷千左衛門これを取りて、介錯も斯くの如く仕り候と申し候なり。

一〇三　酒井忠朝、松平信綱を討果さんとし、父忠勝に宥めらる

島原きりしたん蜂起の節、(一)板倉石谷差下され候へども、(二)落城の到來延引に付て、(三)酒井備後守仰付けられ候。然る處、御前へ(四)松平伊豆守一人罷出で、「今度備後守を島原へ仰付けられ候へども、御心に叶ひ候儀これ有るまじく候。其の仔細は、出陣の仕組に屋敷へ罷歸り、未だ發足仕らず候。爰元にて早御心に叶ひ申さゞる仕方にて候。某仰付けられ候はゞ、御城より直に罷立ち、有馬參着の上即時に蹈み潰し、御心に叶ひ候樣仕るべし。」と申上げられ候に付、即ち伊豆守に仰付けられ、直に罷立たれ候。備後守方へは有馬下向に及ばざる旨申し參り候。備後守之を承り、「伊豆守が所爲と見えたり、討手の先を越され、人前に面を向くべき樣なし。追附いて伊豆守を討果すべし、馬を引出し候へ。」と申付け、走り出でられ候。父(五)讃岐守承り附け、「暫し。」と押留め、「早まつて仕損ずな。先づ心をしづめ承り候へ、(六)土井大炊頭死去の時分我等に一言を殘され候。『伊豆守に油斷すべからず。』となり。斯樣の働これ有る事は兼て存知の前なり。扨又追懸けて討果され候はゞ、其方は本望、外聞も然るべく候。されども忠節の所は少しもなし。あの體の伊豆守なれども、一器量ある者にて、公方の御用に立つ事多し。其の伊豆守を討ちたる時、先づ公方に事を缺かせ申し、次には『公方〇

下知略々しき故、備後守鬱憤を散じ候。』と日本國中に沙汰これ有る時は、主君に悪名を取らせ申す事、重畳の不忠なり。又其方今勘忍して存命するは難儀なるべし。我が身は難儀恥辱を勘忍し、主君の恥をあらはさず、主君の用の缺けぬ様にするこそ、忠臣とは云ふべけれ、何ぞ一身の潔き事を好まんや。」と、制せられければ、備後守忽ち得心致して、備後守殿は引取り申され候。二男(七)修理大夫、家督を繼ぎ申され候由。

(一) 板倉 石谷　板倉内膳正重昌 石谷十藏貞清の兩人を云ふ。

(二) 落城の到來　原城陷落の報告。但し松平信綱が寛永十四年十二月三日江戸を出發した日に、板倉内膳は肥前神代に着船したばかりであるから、落城が遲いから更に信綱を派遣したといふ理由は成立しない。

(三) 酒井備後守　忠朝。

(四) 松平伊豆守　信綱。

(五) 讃岐守　酒井忠勝。

(六) 土井大炊頭　利勝。

(七) 修理大夫　酒井忠直。

一〇二三　寃罪塾居中の大久保相模守の忠節、井伊兵部大輔を感嘆さす

秀忠公の御時、(一)大久保相模守を(二)井伊兵部大輔へ御預けに仰付けられ候。兵部

大輔參覲の前方、相模守へ申され候は、「御自分事讒言にて無實の難に逢ひ、我等へ御預けに仰付けられ候と、その沙汰專らに候。今度江戸に於てこの旨上聞に達し、早速歸參仰付けられ候樣致すべく候。右の委細御話承るべし。」と申され候。相模守これを承り、「御心入忝く存じ候。さりながら、我等咎の儀は全く無實にてこれなく候。御聞違にてこれあるべく候。それを讒言の樣に御執成し候はゞ、以ての外宜しかるまじく候。構へて御沙汰御無用に候。」と申され候。兵部これを承り、「結構の御所存にて候。拙者一人存じたるにてもこれなく、御自分無實の段は證人數人これある事に候。御政道に斯樣の邪候ては御爲に罷成らざる事に候間、いづれ今度申し直し歸參させ申すべき」由申され候。相模守これを承り、「さては委曲御存じの儀に候や。然らば所存の通り具に申すべく候。我等讒言に逢ひ候儀無念に存じ候へば、速に申譯を仕る事に候。さりながら、今天下漸く治まり、日本國より將軍の仕置作法伺ひ申す時分に、役人に讒人これあり、大久保相模守を讒言致し候と沙汰これある時は、將軍の御惡名となり、諸大名心を置き申す事に候。されば我等無實の申譯を仕らず、配所にて相果て候が此の時節の奉公と覺悟を極め申し候。たとひ歸參申し候とも、これ程の奉公はとても有るまじくと存じ候へば、少しも苦に罷成らず、出世の望少

しもこれなく候。唯爰許に朽果て申し候が一廉の御用に立ち申す事に候間、御執成確と御無用。」と申され候。兵部至極感じ入り、「それ程の忠節の臣を埋め置き候ては天理に叶はぬ事に候間、有無召返され候様に仕るべし。」と申され候。その時相模守立腹致し、「拙者心底を残らず申し砕き候をも聞分けこれなく候はゞ、爰許にて干死致すべく候。」と申され候に付て、「さ候はゞ共の意に任せ候。天下への忠節、比類なき事に候。」と感涙を流し、罷立たれ候由。

（一）大久保相模守　相州小田原城主大久保忠鄰。

（二）井伊兵部大輔　江州彦根城主井伊直孝。本文は慶長十八年忠鄰が馬場忠時の讒に遭ひ、近江に謫せられた時の事である。

一〇二四

松平伊豆の智慧と土井大炊頭の深慮、将軍御成道中の大石

家光公の御時、どなたへか明日御成なさるべき由、仰出され候。御通筋普請仕り候處、道内に大石これ有りて、一夜に引除け候儀相叶はず候。此の段御老中へ申達し候。松平伊豆守申され候は、「引除け申すべしと仕り候故、手間取り申し候。掘り埋めて上に土を置き候はゞ、間に合ひ申すべし。」と申され候。感じて伊豆守は當座の了簡早き人にて候。此の事土井大炊頭之を承り、「以ての外宜しからざる事に候。大人は何事にても思召の儘に成り申すものの様に思召され候が、悪事の基にて

候。明日御成相叶はざる由申上げらるべし。」と申され、御成相延び申し候由。

一〇二五　太閤秀吉奉公始の姓名判斷、「羽柴藤吉郎秀吉」自撰の由來

太閤秀吉奉公の始、名字名乘を撰ばれ候。「當時天下の槍柱と云ふは、仁羽五郎左衛門長秀柴田修理亮勝家なり。我槍を取り、兩人を手に入るべし。然れば一字づゝ取りて羽柴と號し、我が氣に入りて類もなき名なれば、藤吉郎と附くべし。古今の勇士に、我が心に叶ひたるは、朝比奈三郎吉秀なり。仍て秀吉と名乘るべし。」と思立たれ候なり。

一〇二六　本多佐渡守正信　同上野介正能　大久保相模守忠鄰卒去の年

本多佐渡守正信　元和二年六月七日卒、七十九。　本多上野介正能　寛永十四年三月十日配所羽州由利に於て卒、七十三。　大久保相模守忠鄰　寛永五年六月江州に於て卒、七十六。

一〇二七　筑後久留米城主名字名乘の由來、「久留米藤四郎」の事

筑後久留米城主藤四郎名字並名乘　秀包始元綱。世々久留米藤四郎と申し候。小早川隆景の弟にて、毛利家なり。

一〇二八　二人中野の名字替、十右衛門は先祖の功に依つて其の儘

（一）久我勘右衛門名字替の事　綱茂公御側頭に中野勘右衛門　中野十右衛門相勤め罷在り候。御参勤前に御直に仰聞けられ候は、「同役に同名有りては、他方の衆などは、親類を同役させ候様に存ぜらるべく候へば、一人は名字を替へ然るべく候。年下の事なれば十右衛門を替へ度き事なれども、（二）先祖神右衛門島原退口七人衆の内の随一、比類なき働仕りたる中野なれば、勘右衛門替り候へ。」と御意成され、即座に、母方久我と願ひ奉り候由なり。

（一）久我勘右衛門　氏英。（七三一・註七）

（二）先祖神右衛門　中野神右衛門清明。（一二三五・註一）

一〇二九　鐵舟和尚の鑑識、「減多に人を褒めぬもの、褒むるは害ふもの」

大阪の（一）鐵舟和尚へ、（二）深江安元近附の者を同道にて参られ、先づ内證にて「此の者志これ有りて、御示しを請け度き由申し候。成程よき者にて候。」と、申され候。押附面談の上にて、和尚申され候は「安元は人をそこなふ人なり。此の人をよき人と申され候が、どこがよく候や。鐵舟が目には、よき所は見え申さず候。惣じて、めつたに人を褒めぬものにて候。褒められては智者も愚人も自慢するものにて候。褒むるは、そこなふと云ふものなり。」と申され候由。

（一）鐵舟和尚。不詳。深江信溪は吉野へ往來した事がある。その頃の事であらう。

（二）深江安元　深江平兵衛入道信溪。安玄と書く。鍋島茂利（六四九・註一）の二男で、深江氏を繼いだ。神佛を尊崇する事篤く、佐賀郡松梅村通天庵　春日村永明寺等を再興した。寬文二年楠公父子の忠孝を顯彰する爲、大木英鐵（是野惣右衞門、六八三・註一）と共に楠公父子奉祀を志し自ら奉加帳を作つて藩主光茂始め三百餘名の贊成を得て京都の佛師法橋宗甫に賴んで楠公父子の像を彫刻させ、同三年五月二十五日永明寺に安置して之を祀つた。水戸光圀の湊川建碑に先つこと二十九年前で、今の佐賀市楠神社御神體はこの木像である。天和二年八月五日歿。年六十三。墓は佐賀郡松梅村通天寺及び神埼郡仁比山村種福寺にある。

一〇三〇　井伊の家には本妻が無い、不器量者が繼いでは御用が立たぬ

井伊の家には本妻これ無く候。直政の遺言に、御先手の家なれば、不器量の者家を繼いでは御用は立たず、本妻と定め候時は、是非其の腹の子に家を繼がするものなれば、不器量の者をも家督となさで叶はぬ事有り。妾腹數多の内に、器量を見定めて家を繼がすべき由なり。然るに直政の嫡子右近大夫直繼不器量なり。家老松下源左衞門申し候は、「御次男御器量御勝れ候間、御讓り然るべし。」と公儀へも申上げ、右近殿を引取らせ申し候。其の時公儀より別知三萬五千石、遠州掛川にて右近殿へ下され候。源左衞門申し候は、「我等申上げ引取らせ候上は、右近殿御家老に罷成るべし。」と申し候て、掛川へ罷越し候。公儀七種の御佳例には、今以て松下罷越し相勤め候由なり。

一〇三二　家康の小姓井伊萬千代、一人踏留まつて神供の赤飯を食はず

（一）井伊萬千代殿御小姓の時、御圍爐裏にて、御料理物遊ばされ、萬千代殿に蓋を遣はされ、「鹽梅は。」と御尋なされ候。御請に、「あつう御座候。」と申上げられ候。又或時家康公御軍破れ、あら〳〵にて、御主從五六人にて御退き遊され候。皆飢に疲れ、傍の社頭に御立寄り候へば、神供に赤の飯を備へ置き候。是こそ軍神の御與へと、何れも頂戴候處、萬千代殿一人手に取り申されず候に付て、家康公御呵なされ、「怜なればとて時にこそよれ、飢を凌がぬ馬鹿者。」と仰せられ候時、「私全く嗜みにては御座なく候。御敵跡を慕ひ申し候に付て、頓て爰元へ取懸け申すべく候。其の時某一人は蹈留り、討死仕るべく候。其の間に御退き遊ばさるべく候。死後飢に疲れ、上下赤の飯をたべ候事を顯はし候儀、無念に存じ候。」と申上げられ候。無雙の勇士にて、後に御先手を仰付けられ候。或時の戰場にて、餘り手ひどく働き候を、家康公御覽成され、御氣遣の餘り、御采配の柄を御噛み遊ばされ候。其の時の金の御采配即時に御預けなされ、彼家に傳はり候由なり。

（一）井伊萬千代　後の近江佐和山城主井伊直政。

一〇三三　堀田正盛小姓の時、燒火箸を平然と握つて家康に會釋す

（二）堀田加賀守殿御小姓の時、餘りしぶとき者に候間、心見らるべき爲、火箸を燒立て御圍爐裏に御立て、いつも向がはにて火箸を取り居り候て御挨拶にて候故、召させられ候處、何の心もなく、火箸を取り申され候へば、忽ち手に燒入り申し候。然れども平生の通り御會釋仕り候故、則ち御立ち候て御取りはなし遊ばされ候由。

（一）堀田加賀守　後の下總佐倉城主堀田正盛。正吉が子。德川家光に仕へ、寛永十年老中となり、慶安四年四月二十日家光に殉死した。年四十四。（一一二五參照）

一〇三四　由井正雪の最期、書附を燒捨て盃を差しながら首を打たす

由井正雪は紀伊國浪人にて候。江戸にて軍學の弟子を取り、天下を望み申し候。先づ天下の人を正雪が智慧にて思ふ樣にあつかはるゝ物にて候や、ためしにとて、弟子に參宮をさせ、不思議の靈驗にて參宮いたす由申し觸れ、幟をさゝせ、大勢參らせ申し候。それよりあそこ爰に奇妙の事これ有る由にて、日本國にぬけ參りと申す事始り候。又正雪が風俗に諸人心を移し申すやと、或時は大鍔の大小を差し、或時は長刀をさし申し候に、江戸中へはやり、諸國迄もはやり申し候。又門弟衆を集め、講釋の場にも、終に正雪が顏を見申す者これ無く、自然眼に見合ひ候へば、心氣にひしとあたり候程の威勢にて候。第一の弟子は丸橋忠彌にて候。此の者は江戸に置き、其の身は江戸を立ち御藥

藏に道火を仕懸け置き、箱根を越え候時、江戸の火の手上り候積りにて候。江戸立ち候てより、「今度の一揆の内に、兩人近年の弟子にて、覺束なきもの有り、江戸にて討捨てざる事殘念なり。多分訴人に出づべし。誰々罷越し、討捨て候へ。」と申付け候。此の者ども參り候へば、はや訴人に出で、御藥藏の道火取除け、徒黨御穿鑿、忠彌は裏の口へ出で候處を待請け捕へ申し候。正雪は箱根にて、火の手見えず候故、扨は顯然なりと覺悟いたし、駿河府中へ罷着き候處、討手として駒井右京殿相越され候。宿中人改これ有り候。正雪は病氣の由申し候へども、亭主迷惑に成り候由申し候に付て弟子共を連れ、刀を持たせ、改役人に面談致し、通り申し候。目明し見屆け候に付て、卽時に取懸り申され候處、細引にて時の間に家内を幾重も張切り申し候に付て、駈入り候儀相成らず候内、正雪首に懸け候袋より、書附を出し燒捨て申し候。さて正雪盃を取り、次の座の者に差し申し候時、此の者立上り、正雪が首を打落し申し候。此の次も斯樣に致し、段々首を討ち申し候。末座の者自害仕る時分、漸く懸入り、生捕り申され候。其所に獄門に懸けられ候。此の事討手の不覺に成り申し候。最初改の時、踏懸け、味方數人を切殺され候はゞ生捕り申すべしと評判これ有り候へども、正雪仕組は、「人改の時若し取懸り候はゞ、相手に構はず我が首を討て。」

と乃持に申付け置き候由。（一）明暦二年の事なり。

（一）明暦二年　慶安四年の誤。

一〇三四　井伊直孝の明察深慮、紀州侯謀叛の謀書を看破り一人出仕せず

正雪一揆滅びて後、世上に與力の大名數人これ有りたる由、取沙汰あり。就中（一）紀伊國様は、正雪生國の大守にて、大將に取立て申す仕組これ有りたりと申扱ひ、御老中方御詮議これ有る時分に、紀伊國様より諸方へ叛逆の廻文見附け候由にて差上げし者これ有り、御老中色を損じ、「此の大事如何仕るべきや。」と御詮議なり。其の時（二）井伊殿右廻文を御覧じて、「是は謀書なり。無々天下の御大事は御三家の上にこれ有るべしと存じ候に付、能く手跡判形見覚え居り候。」と御申し候に付て、座中落着き申され候。其の上にて掃部殿、「各〻には内詮議ばかりにて、埒明きたる事なし。紀伊國殿へ直談にて様子相紀され候へ。」と、御申し候に付て、各〻同意にて、さらば此の人數唯今紀伊殿へ參るべき由申合はされ候。紀伊國様御方にて、掃部殿御出で無く候故、使を立てられ候へば、急病の由にて、相越されず候。さて紀伊國様へ御老中御面談にて、「當時斯くの如くの取沙汰御座候。當將軍御幼稚に御座成され候へば、御家御連續の爲、思召立御尤もに存じ奉り候。左様に候はゞ、御手前様を主君取持ち、御家御長久の御仕組

仕るべく候。權現様思召も、御家連續の爲に御三家様御取立の事に候。御遠慮なく仰聞けらるべし。」と申され候。紀伊様聞召され、「將軍に對し各粉骨淺からざる次第、我等とても滿足此の上なく候。彌〻守立て、天下長久の仕置油斷有るまじく候。我等全く天下の望これ無し。」と仰せられ候。其の時右の廻文を御目に懸け候へば、御覽候て、「我等謀叛の沙汰之にて落着きたり。是は謀書なり。能く似せたる物なれば、疑尤もなり。我等數年召使ひ候小姓上りの者、重〻不屆者に付て追放申付け候。此の者遺恨を含み、今時分種々の沙汰を申扱ひ候由。手跡も我等に能く似せ申し候。不審に候はば召捕り候て糺明有るべし。」と、仰せられ候に付て、御老中安堵にて、罷立たれ候。さて掃部殿相越されざる儀、不義の樣にいづれも存ぜられ、直に何れも、掃部殿へ參られ「何故に御出御座なく候や。」と相尋ねられ候へば、「各〻には左樣に分別これ無く候て、天下を治むる事叶ふべきや。御嗜有るべし。仔細は若し紀伊殿謀叛に極り候時は、卽座に相果され候て相叶はず候。老中不殘相果てられ候て、幼將軍何として天下相續有るべきや。一兩人は相殘らるべき場にて候に、殘らず相越さるゝと承り候故、せめて我等一人なりとも將軍の御爲に生殘るべしと存じ罷越さず候。」と申され候。扨又「右廻文謀書に極り候。御智慧深き事感じ入り申し候。御目利はどこにて候や。」

と相尋ねられ候。掃部殿返事に、「曾て見覺これ無く候。其の座各〻驚天の氣色に候故、氣をしづめさせ、了簡出で候樣にと存じ謀書とは申し候。」と御申し候由。

（一）紀伊國樣　德川賴宣。
（二）井伊殿　井伊掃部頭直孝。

一〇三五　井伊直孝、江戸大火の時將軍御成と詐り、紀伊家を檢分す

明曆三年酉、江戸大火事の時、正雪が餘黨共燒立て、紀伊國樣大將の由取沙汰これ有り、御門々〻諸大名出勢固めこれ有り候。諸屋敷殘らず燒亡なり。此の時御門固めの上下、氣上り、ふるひ出で申し候。此の樣子を掃部殿御覽候て、御城の御櫓より大鐵砲二筒放たれ候。此の音にて上下力附き、氣靜まり申し候。夫れより掃部殿は只一人、紀伊國樣御屋敷へ參られ御面談、上樣當御屋敷へ成らせらるべき由に候。見分の爲罷越し候由なり。御屋形中見廻り、追附罷歸られ候。御城にも火かゝり申し候。此の時三日の間、將軍の御在所相知れず候由。又一說に、此の火事最中、藤堂殿は上野宿坊にて始終酒宴にて候由なり。

一〇三六　鍋島光茂、京都北野の社家北野能貨に講釋を聽き宿坊とす

（一）北野能圓は、源氏物語鍛鍊の者なり。次男能貨器量にて、傳を繼ぎ、首書を書出し

候。光茂公召寄せられ、講釋聞召され候。夫れより御宿坊に成し申され候。

能圓―┬能朝―常圓
　　└能貨―能貨

（一）北野能圓　京都北野社々家の出。佐賀藩初から代々月次御祈禱の慣例があつた。

一〇三七　城渡しの時城の持様は一兩人で不意に弓鐵砲を打懸けるまで

或人云ふ。城渡の時、城を持つべしと思立つ者、一兩人ありても、總勢殘らず候故終に城を持ちたるものなし。城の持様は、城請取の衆、城近く參られ候時、城を持つべしと思立ちたる者一兩人、物陰より弓鐵砲を少々打懸くれば、請取の衆騒ぎ立ち、弓矢に仕なすなり。其の時は、いやながら持たでならぬなり。向樣より城を持たせらるゝと云ふものなりと、申され候。

一〇三八　朝倉傳左衞門、小倉裏棚の老人に島原城渡しの觀測を聽く

（一）寛文七年島原の城主、高力左近大夫遠島なり。前方仕置宜しからず、諫言の家老志賀玄蕃（千石）手討にて、段々悪政に付て沒落なり。城渡の時、井上半之助（三百石）「城を持つべし。」と申し候へども、同意の人これ無く、城渡の時は、行列にて肥後へ立退き、追附大祿にて身上在附き候由なり。右城取の衆下向に付て附廻として朝倉傳左衞門仰付

けられ罷越し、小倉にて上使御晝休の間、町中立廻り待合はせ候内、喉かわき候故裏棚に立入り、水所望いたし候へば、老人一人居り候が、「御入り候て御汲み召上がられ候へ。」と申し候。下人に申付け水を呑み候へば、老人、「どなたの衆にて候や。御腰掛けられ、煙草上り候へ。」と申し候。「肥前の者にて候。今度島原への上使、附廻り仕る。」と申し候へば、「さては肥前の御方と承り候へば、御床しく候。誰々様は御存命に候や。」などと尋ね候て、「さて今度島原の城は持ち申すとの沙汰にて候や。」と申し候。傳左衛門答に、「取々の沙汰にて候。」と申し候へば、老人承り、「御年若に御見え候間、後學の爲に話仕るべく候。拙者も昔ははげ鞍に腰を懸けたる者にて候。能く世上の事を見聞致し罷在り候。先づ城を持つ事は成りにくきものにて候。公儀より御無理の仰付の時は、恨み奉る事も候へども、理の前にての御仕置に、弓を引き候事成り難く候。是一つにて候。又城を持ち候時は、遠島の主人御仕置これある筈に候。家來として主人の首の落つる様に仕る事は成り難く候。是二つにて候。又有無に城を持つ行懸の時は、必死の覺悟に候へば、妻子を切捨て籠城いたす筈に候。妻子安穩にては城を持つ事は成り難く候。是三つにて候。斯くの如く申し候時は、今度の島原も、持ち申さゞる筈に候處、持つと沙汰これ有り候には、仔細有る事に

候。其の家中に智慧の有る者進み出で、是非共城を持ち申すべしと、一端申募るものに候。是は後の在附を考へて申す事に候。天下に弓を引くからは、遁るべき様これ無きに付て、妻子を切らぬ内は別條無く城は渡すと思召さるべし。」と申し候由。

（一）寛文七年　島原城主高力左近大夫隆長が藩政紊亂の廉を以て封を没せられたのは寛文八年二月廿七日で、奥州仙臺に流された。

（二）朝倉傳左衞門　泰村。久左衞門光泰（七〇八・註一）の二男で、御目付役を勤め、鍋島齋宮の遺跡を繼いだが、鍋島名字は憚があるといふので、實家の朝倉姓を名乘つた。（八參照）

一〇三九

出家が名將の事を後世に書殘し誤を附けるのは勿體ない

（一）了山法師、隆信公の御弓矢、大概文に書き立てられ候。或僧これを見て難じ申しけるは、「武將の上を出家として文などに書き申し候事、然るべからず候。如何程文法を得方に仕り候ても、武勇の道不案内に候へば、名將の御心入相違これあるべく候。末の代に至つて、名將に誤を附け申す事、勿體なし。」と申され候由。

（一）了山法師　龍造寺隆信時代の僧。梁山和尚とは別人である。傳不詳。

一〇四〇

土井利勝、「世上の評判に詮議が合ふ迄」と漏洩の穿鑿を戒む

公儀御城にて、御老中方御詮議の事　早世上に洩れ聞え候。取沙汰これ有り候に付て、或時御參會の時分、衆座の衆中より、洩し申さぬ事を、世上に風聞仕るは、不審の

事に候。締りの爲、稠しく御穿鑿有るべき由、何れも同前に評議有り。土井大炊頭殿御申し候は、「曾て各御詮議を聞き候者洩し申すにてはこれ有るまじく候。世上に智慧有る衆寄合ひて、此の事は斯樣に仰付けらるべき事と評判致し、其の事が流布仕る事に候。世上の評判に各の御詮議が合ひ申す事は、此の上もなき能事にて候。御穿鑿御無用。」と御申し候由。

石田軍記の内

一〇四一　太閤秀吉の一生、下僕「猿」から關白太閤となるまで

太閤秀吉公は尾張國愛知郡中村に出生、松下嘉兵衞に仕へ、名を猿と云ふ。後に名を羽柴藤吉郎秀吉と改め、信長公に仕へ、筑前守に任じ、後に從一位關白と成り、居城京伏見大阪に構へ、甥三好秀次を養ひ、關白を讓り、京聚樂城に据ゑ、其の身伏見大阪に隱居太閤と稱す。

一〇四二　豐臣秀賴誕生の時、安產祈禱の爲大阪城中に連歌會を催す

太閤の妾、江州淺井備前守長政の女、文祿元年冬より懷胎、同二年八月廿日安產祈禱の爲、大阪城中に於て連歌、花下紹巴發句

大般若はらみ女の祈禱哉

一二は過ぎて産の紐とく　　昌叱

此の百句未だ満たざるに、若君誕生、秀頼公と申せしなり。

一〇四三　豊臣秀次の高野山自害と御小姓山本主殿外側近者の追腹

文祿四年七月八日石田登城、秀次逆心の由讒言す。秀次高野に入り出家、道意と號す。同七月十五日自害（二）（三十一歳）、上使福島左衛門大夫福原左馬介池田伊豫守なり。惣勢一萬餘騎なり。御小姓山本主殿（十九歳）、岡三十郎（同年）、不破萬作（十七歳）先づ切腹す。笹部淡路守秀次の介錯して追腹。立西堂（伽坊主）追腹なり。木村常陸千志摩助熊谷大膳白井備後阿波李、所々にて追腹なり。

（一）三十一歳　豊臣秀次の陽死は、文祿四年七月十五日で、二十八歳であつた。

一〇四四　三條河原の血煙、秀次の遺兒を始め上﨟女中三十餘人斬らる

同八月二日三條河原にて、秀次の若君仙千代丸（五歳）百丸（四歳）お十丸土丸御姫一人之を誅す。上﨟一ノ臺ノ御局小上﨟お妻御前お龜ノ前お和子ノ前山口將監女おちやノ前お佐子ノ前お萬ノ前およめノ前お阿子ノ前お伊滿ノ前お世智ノ前小少將ノ前左衛門ノ後殿右衛門ノ後殿妙心尼お宮ノ前お菊ノ前お喝食ノ前お松ノ前お伊佐ノ前お古保ノ前お假名ノ前お竹ノ前お愛ノ前お藤ノ前お牧ノ前お國ノ前お松ノ前お紋東お三津保見お知

母、右三十四人之を誅す。

一〇四五　太閤秀吉の薨去と豐國大明神

慶長三年八月十八日太閤薨去、六十三歲、東山に葬る。豐國大明神と號す。

一〇四六　德川家康の關東下向と上杉退治

同四年秀賴(七歲)、(一)六月十六日家康公大阪發足、關東下向、上杉景勝退治の爲なり。御供一萬餘騎なり。

(一)六月十六日　慶長五年である。時に秀賴八歲。

一〇四七　德川秀忠の女婿京極宰相高次

大津城主京極宰相高次、秀忠公の御婿なり。松の丸殿と申す。

一〇四八　石田治部少輔三成の生

石田治部少輔三成は、江州石田村地士佐五右衞門子、佐吉と號す。近里の眞言寺の小姓と成り、太閤御小姓に召使はれ、江州佐和山廿萬石なり。

一〇四九　德川家康關東下向の總人數

關東下向の大名、總勢五萬八千餘騎なり。

一〇五〇　西軍大阪着陣の總勢と月日

大阪着陣十三萬三千八百餘騎、七月十九日參着。

一〇五一　家康　秀忠父子下野國小山より歸府

（一）兩公野州小山より江戸御歸府なり。是大阪叛逆相聞え候故なり。

（一）兩公　德川家康　同秀忠。

一〇五二　細川忠興妻の自害、小笠原正齋　河北石見等之に殉ず

七月十七日細川越中守忠興の妻、大阪にて自害、女子（十歳）男子（八歳）殺害。小笠原正齋　河北石見（一）三人自害。乳母二人　女中四人火に入りて死す。是は人質として城内に入れんと有るに依りてなり。

（一）三人自害　忠興の妻自殺の時自害したのは、正保五年の『霜女覺書』（侍女）には「御屋敷にて腹を切り申し候人は、少齋　石見　石見甥六右衞門　同子一人、此の分をば覺え申し候。其の外も二三人も果てられ候由に申し候へども、是れは確と覺え申さず候。」とある。自殺は慶長五年七月十六日夜で、二子殺害の事は謬説とされてゐる。

一〇五三　木下佐渡守、太閤逝去の後肥前寺井に住し鍋島家中となる

若狹少將勝俊は太閤政所の舍兄木下肥後守家定の子にて、伏見の御加番なれども、諸將不和にて京へ隱遁、長嘯と號す。筑前金吾中納言（一）秀秋の弟なり。家定の（二）庶弟木下佐渡守は兄と不和にして加藤清正を賴み、肥後熊本に在り、太閤逝去の後、肥前寺井に

住す。鍋島家中となる。

（一）秀秋の弟　弟は兄の誤。勝俊は家定の長男、秀秋は五男である。

（二）家定の鹿弟　諸寫本鹿弟とある、庶弟の意か。

一〇五四　細川幽齋名護屋在陣中烏丸光廣に古今の箱を預くる贈答歌

（一）細川幽齋高麗陣の時、名護屋在候に付て、古今の箱を（二）烏丸光廣卿に預けらるゝ時の歌

人の國ひくや八島も治まりて二度かへせ和歌の浦波

藻鹽草かきあつめつゝ跡とめてむかしにかへせ和歌の浦波

光廣卿返歌

萬代と誓ひし龜の鑑しれいかでかあけん浦島が箱

幽齋歸陣の時、箱を返されけるとき光廣卿

あけてみぬかひもありける玉手箱ふたゝび歸る浦島が波

御返し幽齋

いかにかく心へだてゝ　を見ぬも浦島の波

浦島が光を添へて玉手箱あけてだに見ずかへす波かな

（一）細川幽齋　名は藤孝。薙髪して玄旨と稱した。幽齋はその號である。將軍足利義晴　同義輝　同

義昭等に仕へ後織田信長に屬し、更に豐臣秀吉 德川家康に歷任して重用せられた。文武に通じ、特に和歌相傳の造詣深く、三條西實隆に古今傳授を受け、朝廷の殊遇を辱うし、晩年を京都に送つた。慶長十五年八月廿日歿。年七十七。法名泰勝院徹宗玄旨。

(二) 烏丸光廣　權大納言。從一位准大臣光宣の子。慶長十四年七月四日公卿姦淫の事に坐して配流されたが、後赦されて復任し、權中納言を經て元和二年權大納言となり、六年正二位に陞叙され、寛永十五年七月歿した。年六十。謚して法雲院と號した。和歌を細川幽齋に學び、又能書家として知られた。本文幽齋が「我若し此の役に死せば、此の箱を以て實條に授けよ」といつて、古今傳授の箱を託した時の事で、光廣廿歳前のことである。

一〇五五　田邊城主細川幽齋、古今傳授の爲勅命に依つて敵の圍を解かる

(一) 田邊籠城の時、(二)三條實條(香雲院)　烏丸光廣(幽齋の孫婿なり、長岡佐渡が婿なり)加茂松の下遣はされ、勅命に任せ實條へ古今傳授、源氏物語奥義、二十一代集口訣の切紙、和歌の三神人丸の正體、八雲の大事傳授あり。其の時幽齋

古も今もかはらぬ世の中にこゝろの種をのこす言の葉

(一) 田邊籠城　慶長五年七月、細川幽齋(藤孝)が石田三成の爲に其の居城田邊城を包圍された時の事で、田邊城は丹後國舞鶴町に在り、舞鶴城ともいふ。

(二) 三條實條　三條西實枝の孫で幽齋の門下。參議。此の時後陽成天皇は、幽齋死せば古今傳授の傳統が絶えることを憂へ給ひ、勅命を以て傳授せしめ、且つ三成の圍を解かしめ給うた。近世に於ける後期古今傳授の起原である。

一〇五六　細川姓と長岡姓、徳川家康再び忠節の名字細川に改めしむ

尊氏十一代の後胤、義晴の四男藤孝なり。（一）母は環翠軒義賢の息女にて、飯川妙佐の妹なり。母後に三淵伊賀守に嫁し、藤孝も三淵が子となる。其の頃泉州岸和田城主細川右馬頭元常、藤孝を養子とす。長岡は昔藤孝京南勝龍寺の軍に戦功これ有りし故、信長公より長岡の庄を拝領し名字とす。

私に云ふ。細川を改めて長岡と稱せられしを、家康公より大忠節の名字たる間、細川と返改すべしと御掟、今に松平を下されずとなり。

（一）環翠軒義賢　清原宣賢（五五一・註一）の事。息女は義晴の妾。

一〇五七　信長の曾孫岐阜中納言秀信

岐阜中納言秀信は、信長公の御孫信忠公の御子なり。三十萬石なり。

一〇五八　石田三成の相婿眞田昌幸

眞田安房守昌幸は、宇多下野守が婿なり。石田と相婿なり。眞田次男左衛門佐幸村は、大谷刑部少輔が婿なり。

一〇五九　徳永式部卿法印壽昌

徳永式部卿法印壽昌。

一〇六〇　關ケ原先陣福島正則　池田輝政

關ケ原先陣福島左衞門大夫正則　池田三左衞門輝政なり。

一〇六一　宇喜多秀家、秀吉の推擧で家を嗣ぐ

備前中納言秀家は、宇喜多和泉守直家息なり。備前美作切順へ、五十萬石を領す。直家死去の時、秀吉の吹擧にて、秀家連續。

一〇六二　立花左近道伯、本知柳川に歸る

立花左近上方へ召されて、當分奥州棚倉にて一萬石下され、法體、道伯と申す。四年の後本知柳川を下さる。

一〇六三　關ケ原役後、德川家康の恩賞に預つた外樣譜代の大名

關ケ原落去、九月十五日なり。今度綸旨を給へる面々。

安藝　備後　紀伊　出雲　隱岐　越前　府中　土佐　若狹

福島左衞門大夫正則　淺野左京大夫幸長　堀尾帶刀吉晴　山内對馬守　京極宰相高次　播磨　筑前　備前　美作　伯耆　丹後

池田三左衞門輝政　黒田甲斐守長政　金吾中納言秀秋　中村一學一忠　京極修理亮高知（イ政）

筑後
豫州松山
因州鳥取
伊勢神邊
丹波福知山
肥後
尾張
同六年二月御普代所領を賜ふ
江州佐和山
濃州加納
三州岡崎
三州吉田
遠州掛川
駿州田中

田中兵部大輔吉政
加藤左馬助嘉明
池田備中守長吉
有馬玄蕃頭豊氏
一柳監物直末 直盛ト一モ
加藤主計頭清政 正方
忠吉卿
井伊兵部少輔直政
奥平美作守信昌
本多豊後守康重
松平玄蕃允家清
松平隱岐守定勝
酒井備後守忠利

豐後
豫州今治
飛驒
濃州高須
能登 加賀
越前
勢州桑名
濃州大垣
三州西尾
遠州濱松
遠州横須賀
駿州府中

細川越中守忠興
藤堂佐渡守高虎
金森出雲守重賴 イ法印長近
德永左馬助壽昌 イ法印昌時
前田肥前守利長 イ勝
秀康卿

本多中務大輔忠勝
石川長門守康通 イ吉良
本多縫殿助康俊
松平大膳正家廣
大須賀出羽守忠政
內藤三左衞門信成

駿州興國寺　天野三郎兵衛康景　イ三枚續　駿州沼津　大久保治左衛門忠佐

上總大多喜　本多內記忠朝　イ出雲守　此の外城地替はらざるは之を記さず。

一〇六四　肥後半國八代の城主小西行長

小西攝津守行長は、肥後半國八代の城主なり。

一〇六五　安國寺惠瓊、東福寺住持の紫衣を十二萬石に替へて還俗す

安國寺惠瓊は藝州沼田郡金山の城主武田刑部少輔信重末子なり。竹若丸出家して頓藏主と云ふ。東福寺の住持紫衣の僧なり。十二萬石に替へて還俗す。

一〇六六　大久保彥左衛門、子孫の爲に追從するとて老中を廻る

大久保彥左衛門は武勇の人にて、兼て氣儘にわるロばかり申され、御老中方へ見舞などもこれ無く候。或時一門衆より、「御手前は上の思召御懇にて御歷々も御崇敬成され候へば、唯今の通りにて御一代は相濟むべく候へども、子孫の爲を思召し、老中方へも折節には御見舞ひ、時代の風に御會釋ども御座候へかし。」と申され候。彥左衛門、「尤もの儀なり。」とて其の翌朝、御老中へ相廻られ候。取次役も御主人方も日比のえせかたぎを存じ、早々御出合ひ、珍しき御出で。」と御挨拶候へば、彥左衛門取合に、「當世は

各へ追従仕らず候へば、子孫の爲に相成らず候由、一門共申聞け候に付て、子共孫共不便に存じ、追従の爲罷出で候。」と申され候由。

一〇六七　大野道賢、火あぶりに會ひ、黒焦になつて檢使を突殺す

（二）大野道賢火あぶりの事

慶長十九年大阪冬陣和談になり、大阪の御城廻り、外堀埋められ候樣にと御約束にて、家康公駿府へ御歸りなされ候。その後にて外堀を總堀と取り成し、悉く埋め申し候。秀賴公の御内大野修理弟道賢入道、この樣子を見、「家康全く和談の心底にあらず、來年は和談を破り、大阪を攻むべき支度なり。味方の者その心を悟らず、要害を失ひ候事是非に及ばざる次第なり。家康手配を致す工夫候へば、來年の備へには、堺の町に隱し勢を仕るべしと、仕組み置き申さるべく候。せめての無念晴しに、堺の町を燒放つべし。」と思案致し、風を見立て放火致し候。道賢附け火とある事、自然と世上に唱へ、家康公聞召され、御心底を考へ、右の如く仕り候儀と御察しなされ、深く御惡み遊ばされ候。夏陣の折仰出に、今度第一番の戰功は、大野道賢を生捕り候者に相極められ候由、御觸れなされ候。これに依つて、諸人道賢一人を目懸け取卷き候を、比類なき働き致し、終に生捕られ候。この段申し上げ候に付、「白洲に引出し候樣に。」と仰付けられ、卽ち御出座にて、高聲に御意なされ候は、

「汝は天下に名を知られたる勇士なるが、今千筋の繩に懸り、諸大名の前に恥を曝す事面目無くは思はぬか。」と仰せられ候。道賢は首をうなだれ居り申し候が、この御言葉を承り、屹とのび上り、眼を活と見開き、「其方を斯くの如く致さんと存じ候へども、運盡きぬれば力及ばず、今生捕となる事、古今の勇士にある習ひ、何ぞ恥とせんや。夫れにて天下心元なし。大たはけなり。」と廣言申し候に付て、愛想盡き御言葉もなし。その時、堺の町人罷出で、「此の者附け火故、我々難儀此の上御座なく候。町の燒跡にて火あぶり仕るべく候間、町人共へ下され候様に。」と願ひ奉り候。家康公聞召され、即ち下され候間、隨分憂目を見せ申すべき由仰付けられ候。やがて檢使罷越し、遠あぶりにて苦しみ候様に拵へ候へども、少しも動き申さず、燒け死に候に付て火を取直し候へば、眞黒に體ばかり見え候が、その儘檢使に飛びかゝり、檢使の脇差を拔取り、唯一突きに突殺し、體は忽ち灰になり候由。

（一）大野道賢。（二五五、一二一參照）

一〇六八　大谷刑部、關ケ原役に小早川秀秋の變心を罵り悲壯の最期を遂ぐ

大谷刑部最期の事

金吾中納言秀秋卿（裏切の事、今度の大將浮田秀家に仰付けられ候を憤りてとも云ふ）關ケ原裏切に付て西方敗軍の折、大谷刑部嘉隆、「金吾殿に一言

申度き事あり。病氣にて眼見えず候間近くへ引參り候へ。」とて、頓て近くに成り候時、金吾殿に向ひ、高聲に申し候は、「元來御自分心元なく存じ候故、昨夜其許へ參り不審申し候處、『此の期に及び賴もしき心底かな、我れ全く異心無し』と御申し候故、『迚もの事に神文を成され候樣に』と申し候へば、安き事とて神文を給はり候。昨夜の儀今日變替裏切の事、何と是が人たる者の仕方に候や。よし畜生と思ふ上は、何事を申すも無益なり。今度の褒美には定めて國の二三箇國御貰ひ候て仕合はせよくこれ有るべし。待つて御覽候へ、三年の內に思ひ知らせ申すべし。我が死樣を見よ。」と、はたと睨み、太刀をくはへて飛び下り、突貫かれて死したり。其の後金吾殿備前美作を下され候。さても刑部が最期の顏面、中納言殿の目を離れず、夜晝恐ろしく思はれ候。關ケ原第三年慶長七年寅三月十五日邪病に侵され死去なり。秀秋は太閤政所の甥なり。筑前の領主小早川隆景の家督、筑前一國並に上筑後二郡東肥前二郡下され候なり。

（一）邪病に侵され死去　小早川秀秋の死去は、慶長七年二十七歲ともいひ、又同八年十月十八日で二十八歲ともいふ。

一〇六九　常住死人、誠の道の歌問答「死ぬるばかりぞ誠なりける」

或人問うて曰く、（一）「聖廟の御歌

心だに誠の道にかなひなば祈らずとても神や守らむ

この誠の道とは、如何様の事にて候や。」となり。答へて曰く、「そなたは歌ずきと見えたり、歌にて教へ申すべし。

何事も皆偽りの世の中に死ぬるばかりぞ誠なりける

常住死人になりたるを、誠の道にかなひたると云ふなり。」

（一）聖廟　北野天満宮の別稱北野聖廟の事、菅原道眞を指す。

一〇七〇　行寂和尚關東土産の秘藏話、顔面の皮の剝様の事

顔面の皮の剝様の事　顔を竪横に切截ち、小便を仕懸け、草鞋にて踏みこくり候へば、はげ申し候由。行寂和尚關東にて承り候との御話なり。秘藏の事なり。

一〇七一　細川幽齋中陰の時、觀世黑雪、燒香の座に哀悼の謠を諷ふ

細川玄旨死去中陰の時、靈前に觀世黑雪燒香致し、引しざり、「をしみても、かへらぬはもとの水、流れはよもつきじ、絕えせぬぞ手向なりける。」と諷ひをさめ、落涙致し罷立ち候由。

一〇七二　細川幽齋の鯉庖丁、突差に九寸五分を拔いて俎を切落す

幽齋は天下鑿七ツ持たれたりと云ふ。或時、鯉の庖丁あり。えせ者ありて、火箸を通し

置きたり。幽齋庵丁押懸けられ、火箸にこたへ候時、九寸五分にて拔打に組切落され候。名人は難に臨みて、なづみなきものなり。

一〇七三　永井傳八郎初陣の功名、敵の嗣子婚禮の座に加增を請ふ

（一）永井傳八郎初陣の事　駒木山城主池田勝入と家康公御合戰の時、傳八郎十五歲にて初陣勤め申され候。父何某安藤彥兵衞に、傳八郎初陣の手引を賴み申され候。勝入方打負け、駒木山本陣に取詰め、勝入打つて出で候處、彥兵衞渡合ひ槍附け、傳八郎を呼びて、「首捕り候へ。」と云ふ。傳八郎乘懸り、かぶとを取つて、「初首に坊主首はいやなり。」と云ひて立退く。其の時勝入見返り、「天晴器量の若者かな。日本に隱れなき武勇の大將池田勝入齋なるぞ。首取つて末代迄の高名にせよ。」と云ふ。傳八郎立歸り、首掻落し、家康公に見參に入れたり。安藤槍附けたる事を申さず、傳八郎が手柄にせられしなり。其の後勝入息（二）三左衞門和談になり、家康公の婿に御取成され候。聟入の時、永井に面談致すべき由に候。公を初め何れも氣遣ひ候處に、永井聞附け、「三左衞門殿親の敵なれば、今日の御肴に、我等が首御望有るべき事必定なり。此の節罷出でざるは瑕瑾なり。」と云ひて、則ち御座に出で候處、三左衞門盃をさゝれ、「我等父勝入が首を其方十五歲にて打取り、比類なき高名、日本が日本たる間は、其の隱れ有るべからず。知行何程下され

候や。」と尋ねられ候。七萬石の由家康公御會釋成され候へば、「斯樣の大剛の者には不足に候。御加增下され度く。」とこれ有り、卽座に十五萬石に召成され候。永井家、信濃守增上寺にて討果され候。

（一）永井傳八郎　直勝。本文は天正十二年四月九日長久手の合戰で傳八郎が大垣城主池田信輝を討取つた時の事で、時に廿二歲であつた。勝入（信輝）が駒木（小牧）山城主とあるのは誤。

（二）三左衞門　池田勝入の二男輝政。後の姬路藩主。婚禮は文祿三年で家康の女督姬を娶つた。時に輝政三十一歲。直勝三十二歲。

一〇七四　定家卿の再來東福寺正徹雪の曙の歌、盆の歌に遠島を赦さる

東福寺の書記（一）正徹は、歌道の名人。或時五條邊へ齋に參り候折節、大雪降り、途中にて驚の飛びかへるを見て、

飛びかへる雲井の鷺の羽風よりわが色こぼす雪の曙

さて其の家にとゞき申され候へば、亭主出會ひ、「今曙の夢に、定家卿御來臨、飛びかへる——と御詠歌候と見申し候」由、語り申され候へば、「それは只今途中にて我等讀み申し候。」と申され候。さては定家卿の御再來にて候と申し候て、世上に其の沙汰これ有り候由。徹書記戀の歌に、

千早振神の御鉾の露もらし國とならずば君を見ましや

又島山匠作亭十二月の歌の内に、

ちらせたゞ見ぬもろこしの鳥もねず桐の葉わけの秋の三日月

と讀み申され候に付て、遠島仰付けられ候由。一說に遠島とは京都御拂の由。暫く山崎に居り申され候由。配所にて

中々になきたまならば古郷へ歸らんものをけふの夕暮

是は盆の歌なり。此の歌にて歸參仰付けられ候由。家集を草根集と申し候由。

（一）正徹　京都東福寺清巖和尚。徹書記とも稱した。冷泉爲尹　今川了俊等について和歌を學び、藤原定家を崇拜して特異の歌風で知られた。家集『草根集』がある。長祿三年五月九日寂。年七十九。

一〇七五

「ひとたまひ」とは乘車　副車とも二輛給はるをいふ

（一）ひとたまひのおくに、おしやらるゝ車を給はる時、乘車　副車とも二輛給はるを一たまひと云ふなり。副車の跡に押しやらるゝとなり。

（一）ひとたまひ　人だまひで、從者に給ひて乘らしむる車卽ち後乘りのこと。副車ともいふ。源氏物語に「御車ども立てつづけければ、人だまひの奥におしやられて」とある。孝白本には、本文の冒頭に「源氏頭書にあり」と書入がある。

一〇七六

鳥取藩士京都で朋輩の敵を斬り、其の言譯に奉行を感嘆さす

松平相模守殿（因州鳥取城主）御家來何某、京都へ借銀役に罷越し、町屋に借宅致し罷

在り候。或時人通り見物に、表通りに出で居り候處に、道通りの者申し候は、「唯今の喧嘩は松平相模守様衆にて候と申し候」由、話して通り申し候。右の人之を承り、「此方の朋輩爰元にて喧嘩致し候と申す儀心元無く候。頃日江戸詰替の者見物の爲返留致し候。多分此の者共にてこれ有るべく。」と存じ道通りの者へ所を尋ね、息を切つて駈附け候へば、朋輩討留められ相手留めさし申す時分にて候。則ち詞を懸け、相手兩人打捨て罷歸り候。此の段御奉行所へ相聞え、右の人召出され、「其方は朋輩の喧嘩に荷擔致し、御法を相背かれ候。愈其の通りにて候や。」と仰聞けられ候。右の人承り、「拙者田舍者にて、各様の御物言、其の理承り分け難く候。今一遍仰聞けられ候様に。」と申し候。御奉行衆御立腹にて、「耳聞えざるに候や。喧嘩の方人致し、人を双傷候は法度を背き、掟を破りたるにてはこれ無きや。」と仰せられ候。其の時御請申し候は、「御意の通り漸く承り落ち候。御法を背き掟を破り候と仰聞けられ候へども、全く法を相背かず、掟を破り申さず候。其の謂れは人間は申すに及ばず、一切の生類に命を惜しみ申さぬ者は御座なく候。私も別して命は惜しく御座候。さりながら朋輩の喧嘩致し候と申す沙汰を、空しく聞かずして罷在り候ては、武士道を取失ひ候儀と存じ、其の場に駈附け候。朋輩討たれ候を見候て、おめ〳〵と罷歸

り候はゞ、命は生き延び申すべく候へども、武士道はすたり申し候。武士道を相守り候て大切の一命を捨て申し候は、武士の法を守り武士の掟を背き申さゞる爲に候。一命の儀は早其の場にて捨置き申し候。早々御仕置仰付けられ候樣願ひ奉り候。」と申し候。御奉行衆御感心淺からず、其の後何の御構もこれ無く相模守殿御方へ、「よき士を御持ちなされ候。御秘藏成され候樣に。」と仰越され候由。

一〇七七　有馬家臣山田覺右衞門の義心、徹頭徹尾駈込み殺害人を圍ふ

（一）有馬中務大輔殿京都の屋敷留守居、（二）山田覺右衞門と申し候。或時、覺右衞門長屋へ、衣類に血附き候者駈込み、家來へ申次ぎ候は、「某何年以前、どなたにて覺右衞門殿へ御近附になり申したる者にて候。火急の御用に候て、唯今御目に掛りたく候間、玄關へ少しの間御出會ひ下され候樣に。」と申し候。家來承り、覺右衞門へ申し聞け候へば、「成程左樣の人近附になり候事これあり候。何の用事なるべきや。」と案じ居り候。家來申し候は、「着物に血附き居り候。」と申し候に付て「さては合點なり。」と申し候て、卽ち大小差し、出會ひ候處、右の人申し候は、「唯今遁れ難き事にて、人を殺害いたし候。卽座に切腹仕る儀殘念に存じ、仔細候故御自分を相賴むべくと存じ、走り込み候。跡より追手かゝり申し候、御かこひ下さるべくや。」

と申し候。覺右衞門承り、「御仕舞は何となされ候や。」と尋ね申し候。右の人申し候は、「兩人は止め迄差し、一人は手負ひ逃げ延び候に付て、力に及ばず。」と申し候。覺右衞門篤と承り届け、「殘る所なき御仕舞にて候。奥へ御通り候へ。」と、家來に手水茶たばこなど出させ、覺右衞門は直ちに門番所へ參り、番人になり居り申し候。然る處、大勢押掛け、「此の御屋敷へ殺害人駈込み候を附届け候。差出され候へ。」と申し候。覺右衞門承り、「何事を申され候や、取違ひにてこれあるべく候。」と、（三のめづらに取合ひ候へども、「確に附込み候上は、僞らせ申すまじく。」と申し候。覺右衞門申し候は、「それは證據が候や。」と申し候。追手共、「見届け候が證據にて候。御屋敷へ御入れなされずと申す證據候や。」と申し候。覺右衞門申し候は、中務兼ての申付に、駈込者入れ申さゞる樣にと候に付て、主命に替へて入れ立て申す儀にてこれなく候。これが證據にて候。」と申し候。「さらば御屋敷を搜し申すべし。」と申し候。其の時覺右衞門立向ひ、有馬が屋敷を其方などに搜させ候て、番人の一分立つべきや。仔細を聞分けず大名の屋敷に踏込むべくと申す狼籍者、一人もあますまじきぞ。」とて刀を拔き、番人共も一同に拔連れて切懸け申し候に付、追手の者共迷惑致し、色々斷り申し候て歸り申し候。然れども駈込み候儀は、見届け候者確にこれあるに付て、右

の段御奉行所へ申上げ候。それに付覺右衞門召出され、右の段仰聞けられ候。覺右衞門承り、「曾て此方へ參り申さず。」と申上げ候。御奉行衆仰せられ候は、「其方何と隱し候ても、其の紛れこれなき由訴へ出で申し候上は、最早かこひ候儀相成らざる事に候。物がむつかしくなる事に候間、早々出し候樣に。」と仰聞けられ候。覺右衞門申し候は、「さては是非も御座なく候。有體申上ぐべく候。私儀數年の留守居役、年罷寄り候者にて、各〻樣方にも御懇に仰下され、諸人に名を知られ候者に候が、此の事にて外聞を失ひ候儀面目なく候て、唯今迄僞り罷在り候。成程此方へ駈込み、拙者を偏へに頼み申す由申し候。然れども中務大輔爰元屋敷の掟書に、駈込者隱し置き申すまじき由書き載せ相渡し置き候。主命背き難く候て、近來不義理の事に候へども、右の譯申し聞け、裏門より潛かに出し申し候。」と申し候に付、御奉行衆尤もなりと御感じ、訴訟人共へ、「有馬屋敷御詮議なされ候へども、隱し置き申さゞるに相極り候。外を探促仕り候樣に。」と仰付けられ候。覺右衞門は罷歸り、殺害人疵など養生仕らせ、暫くいたし候て、路銀など呉れ、差出し候由。

（四）その脇、（五）四條河原にて狂言仕り候。

（一）有馬中務大輔　久留米藩主有馬頼元。（一一一一・註一）

(二) 山田覺右衞門　久留米藩士。延寶年中有馬家に召抱へられ、三百石を拜領し、御馬廻格　御使番格　京都屋敷在番御留守居等を勤め、元祿八年三月百石加增、御先手物頭格　京都定詰となり、享保四年歿した。本文は元祿年間の事であらう。山本本には角右衞門とあるが、孝白本並に有馬家記錄に據る。

(三) のめづら　ぬらりと、空とぼけて、すましてゐる顏。今も方言に「あの人は、のめづりやアしとッ。」などいふ。

(四) その脇　その當時の意味。

(五) 四條河原　京都四條河原。

一〇七八

德川家康、緣に飛んだ一枚紙を拾うて手を拭く、月舟和尙の偈

(一) 權現樣一枚紙の事　或時、家康公御佛參の砌、御前に諸大名伺候の節、御鼻紙を一枚御取り御腰に御はさみ御手水御使ひなされ候折節、風吹き、御鼻紙を吹散らし、緣の方へ落ち候を、御走り附き候て、紙を御取り、御手を拭かれ候。伺候の衆見候て、ひそかに笑ひ申され候。家康公大音聲にて「何れもは今の仕方を見てをかしく候や。我等が天下はこれにて取りたり。」と仰せられ、濡紙を座中に御投げ捨て、奥へ御入りなされ候由。

(二) 月舟和尙、(三) 板倉周防守殿の菩提所三河(四)長圓寺の住持になられ、周防殿參會の時は、自餘の話一事もこれなく、權現樣御話ばかりにて候。周防殿幼年にて、御小姓

相勤め候時分の事の由にて、右一枚紙の話を召され候處、月舟忽ち當機いたし、頻りに落涙、三日寢食をわすれ、胸を突通し候樣にこれあり候由。それより權現樣御位牌を建て、一生の内、毎朝毎晩禮拜致され候由。周防守殿は御小姓より段々立身の由なり。

此の時、(五)月舟の偈、別紙に記す。月舟一派一枚紙の工夫と云ふ。

(一)權現樣　德川家康。
(二)月舟和尙　肥前武雄出身の高僧。(六五三・註二)
(三)板倉周防守　重宗。(六五三・註三)
(四)長圓寺　三河實洞宗の名刹。(六五三・註四)
(五)月舟の偈　この時の月舟の偈に曰く、

覿面分明拈出用，一枚白紙亦爭空，
至今八十有餘歲，大地都盧掌握中

月舟は、明曆元年三十八歲の時長圓寺第五世住持となり、十一年間在住した(六五三・註二)。板倉重宗は、明曆二年に歿したから、月舟が此の話を聽いたのは、三十八九歲の時である。

一〇七九

盤珪和尙の語、他力自力を賴まず前念後念を截斷し當念に住せず

(二)盤珪和尙の示しに、他力を借らず、自力を賴まず、前念後念を截斷して、當念に住せずんば大道現然すと。

（一）盤珪和尚　禪僧。字は永琢。萬治二年播磨龍門寺開山となり、後勅命により京都妙心寺に移つた。熊澤蕃山と陽明學を論じて之を摧破し、大いに名聲を擧げた。元祿六年寂。年七十二。大法正眼國師の諡號を賜うた。

一〇八〇　相馬家臣猛火の中に飛入り、主家の系圖を腹中に收めて燒死す

（一）相馬殿の系圖を（二）チケンマロカシと云ひ、日本一の系圖なり。一とせ屋敷不圖燒亡の時、相馬殿御申し候は、「家居も器材も又追附作りて出來るものなれば、殘らず燒いて苦しからず候。然れども當家第一の重寶の系圖を取出さゞる事殘念なり。」と御申し候。供仕り候侍の內一人、「拙者取出し申すべき」由申し候。相馬殿を始め朋輩共も、最早家殘らず火かゝり候へば、何として取出すべきや。」と笑ひ申し候。此の人かねて不辨の人にて、さして用にも立たず候へども、首尾これある人に候故、傍に勸め居り申し候。此の者申し候は、「日頃は不調法者にて御用にも相立たず候へども、何時ぞ一命を御用に立つべしと覺悟致し罷在り候。この節にてこれあるべし。」と、火の中に飛入り申し候。さて火鎭まり候てより、「右の者の死骸なりとも見出し候樣に、不憫の事に候。」と御申付け候故、方々探し候處、居の間の庭に燒死に居り申し候。引立て候へば、腹より血流れ居り申し候。腹の內に系圖は入れ置き、少しも損じ申さず

候。それより血系圖と申し候由。

（一）相馬殿　磐城國中村藩主。

（二）チケンマロカシ　平將門以來相馬家に傳はつた祕藏の寶劍の名稱らしく、『奥相茶話記』附錄にはチケンマルカンとあり、『東奥中村記』には血劍圓振と書いてあるとのことである。由來は判明しない。

一〇八一　元政法師灼艾の吟、「只一分の膚を惜しみ何ぞ五尺の身を忘れん」

灼艾ノ吟

只惜二一分膚一　何忘二五尺身一　艾煙不レ須レ斷　豈是意爲レ薪　元政

一〇八二　鈴木正三の修行、剃つた髪の毛を火にくべても臭ひせず

正三は、鈴木九太夫と申したる御旗本にて候。委細は驢鞍橋に見え候。要門和尙隨仕の内、髪を剃り申し候處、「剃毛を火鉢にくべて見候へ。もはや臭氣はあるまじ。」と申され候に付て、剃刀に付き候毛を、火にくべ候へども、何の香も仕らず候。その時、正三申され候は、「匂はなき筈なり。我覺え有り。修行は斯くのごとく仕屆けねば成らず。」と申され候由。要門和尙直の話なり。

一〇八三　易は中らぬが本體、占は吉でも惡をすれば凶、凶も善をすれば吉

易經相傳に、占は中るものと思ふは誤なり。中らぬが本體なり。易はカハルと訓む故

なり。占、吉なれども悪をすれば凶となり、占凶なれども善をなせば吉となるなり。孔子の「我に數年をかして竟に以て易を學ばゞ、大なるあやまちなかるべし。」と仰せられ候は、易經修學の事にてはなし。易の本體を學んで數年の間善道を行はゞ、過あるべからずと、或人の話なり。

一〇八四　平野權平の豪快「御手前の家中に成りては緣から小便が出來ぬ」

平野權平殿は、賤ケ嶽先登七本鎗の内なり。後に家康公御旗本に召成され候。或時、細川殿へ振舞に參られ候。御亭主御申し候は、「權平殿の武篇は日本に隱れもなき事にて候。斯樣の大勇士を唯今の通りの小身にて召置かれ候儀、殘念にて候。さこそ御不如意にこれ有るべく候。我等家中になど御成り候はゞ、領知半分は遣し申すべき」由御申し候。權平殿兎角の返事なく、不圖座を立ち緣に出で、正面に立ちはたかり、小便を致しながら、申され候は、「御手前の家中に成りては、爰から小便する事がならぬ。」と申され候由。

一〇八五　本多佐渡守、秀忠を呵る家康の口に手を當てゝ短氣を諫む

關ケ原御一戰の時、秀忠公木曾路御登り候處、眞田安房守支へ申すに付、御遲參成され候。家康公御立腹にて、（二）「佐拋大明神も、御照覽候へ。汝が顏を二度」と仰せられ

候時、（二）本多佐渡守御口に手を當て、「先はいはせ申さず候。」其の御短氣ゆゑ、三郎殿御失ひ、未だ御懲成されず候や。」と申され候に付て、其の儘座を御立成され候由。秀忠公は關ケ原御遲參、御一生御後悔の由。佐渡守殿老後には、御前にて安座頭巾御免成され候由。

（一）佐拋大明神　猿投　狹投　酒投とも書き、「さなげ」「さなぎ」とも訓む。愛知縣西加茂郡猿投村猿投山上にあつて日本武尊の御兄大碓命を主祭神として祀る。今の縣社猿投神社である。

（二）本多佐渡守　相模甘繩城主本多正信。此の時六十三歲。

一〇八六　太閤秀吉、家康に人の仕立樣を尋ね、犬猿の區別を納得す

家康公御内、成瀨小吉を、太閤より御所望候へども、小吉罷出でられざる儀は、松永軍書に相見え候。其の時太閤仰せに、「家康公の家來は格別に相見え候。いか樣、人の仕立樣これ有ると見えたり。是非共御傳授有るべき由」仰せられ候。家康公聞召され「曾て何の仕樣も存じ申さず候」由、仰せられ候へども、强て御尋に付、「別に替りたる儀も御座なく候。私心持に百石以上の者は犬の樣に仕り申し候。其の下は猿の樣に仕り申し候。」と仰せられ候へば、太閤暫く御目をふさがれ候が、「篤と合點致したり。今日より人の仕樣、そなたの弟子に成り候。」と、仰せられ候。その時御小姓衆笑ひ申され候。家康公御歸以後、御呵成され、「何事を笑ひ候や。」と仰せられ候

へば、御小姓衆申され候は、「家康の家來は、皆畜生にて候や。」と、申され候。太閤仰せに、「大猿のわかり、仔細ある事なり。」と御講釋成され候由。

一〇八七　大融和尚、醫師に迫られて念力を以て死人を蘇生せしむ

參州の大融和尚、或病家へ御見舞ひ候處、「唯今相果て候。」と申し候に付て、「今など斯樣にある筈にてはこれ無く候が、養生不足にては無く候や。殘念の儀に候。」と申され候。醫師其の家に居り候が、障子越に承り、以の外立腹致し、則ち出合ひ「養生不足にて、相果て候と仰せられ候を承り候。尤も下手醫師にて候へば、左樣にもこれ有るべく候。出家は法力これ有ると承り傳へ候。此の死人祈り活され候へ。其の事驗無くば佛法は益に立たざる物にて候。」と申し候。大融も迷惑に及び候へども、さすが佛法に疵を附け候事、私事にあらずと存じ、「隨分祈り活かせ申すべく候。暫く御待ち候へ。身拵仕る。」と申して、寺に歸り、（二）押附參り、死人の傍にて坐禪仕られ候。暫くして死人息つき出し、蘇生仕り候。半年程ながらへ申し候由。此の事滋然和尚直に尋ねられ候處、少しも相違これ無く候。扨其の祈樣相傳申すべき由にて、話し申され候は、「宗旨に用ひざる事なれば、素より祈禱のすべ存ぜず候へども、唯法の爲と、はまり候に付て、寺に歸り、上り物の九寸五分を研ぎ候て、懷

中致し、死人に向ひ、『若し法力有る物ならば、忽ちよみがへれ。』と念じ候。若し蘇生仕らず候はゞ、云ひかゝりたる事に候へば、腹かきやぶり、死人にいだき附き、相果つべしと覺悟を極め候迄にて候。」と申され候由。

大融和尚は、（二）水野監物殿歸依にて、常々出入仕られ候。物を貰ひ申すべしとては、手をつがね崇敬仕り着物などを乞ひ申され候。又ふくべに酒を入れ、不斷腰にさげ候て居り申され候が、酒きれ候時は、監物殿へ參り、「御銚子酒を拜領仕るべし。」と申して、ふくべに入れ申され候。歸りには監物殿送り出でられ候に、大融手を出し、「監、はいりやれ。」と、申され候由。或時大融逐電候故、監物殿より方方探促の處、「非人の内に見え候。」と申す者あり。監物殿工夫にて、施行を行はれ候。非人共集り居り候に、奉行人、「此の施行を垣の内に入らずして取り候へ。」と申し候。其の時非人の内より、「爰になげい、取らうぞ。」と申し候。「それ捕へ候へ。」と申して取込め候へば、大融にて候由。

（一）押附　追附、間もなく。今も佐賀地方では追附の事を「おしつけ」といふ。

（二）水野監物　忠善。三州岡崎城主。剛勇を以て聞えた。延寶四年八月九日歿。六十五。

一〇八八

湛然和尚、死を決して狐憑の娘を祈禱し古狐を退治す

（二）梁重和尚上方在留の時分、越後浪人に懇意の者あり。娘一人持ち候が、念の野狐附きて祈禱數を盡し候へども、放れ申さず候。梁重和尚へ御頼仕るべき由申し候。宗旨にこれなき事と斷り申され候へども、「是迄にて果し申すべく候間、是非御加持なされ下され候樣に。」と據なく申し候に付て、「さらば（二）理趣分を繰りて叩き離して見るべし。」とて、机の向ふに娘を据ゑ、理趣分を繰りて經にて叩き申され候。一晝夜座も去らず祈り申され候へども、曾て驗もこれなく候に付て、後には鞭を以て叩き伏せ申され候。夜明けに娘相果て申し候。親申し候は、「さて〳〵本望の儀に候。存生にても畜生にて候。御經の功力にて來世助かり申すべく候。」と申し候。梁重も是非なき宿業と觀念、出家して人を打殺し、ながらへて面目なく候間、自害致すべくと覺悟を極め、寺に歸り取仕舞ひ申され候處、使參り、「卽ち御出で下され候樣に、家內に狐何百疋となく入込み申し候。」と申來り候故、若し變りたる事もあるやと參られ候へば、狐は皆逃げ申し候。不思議なる事にて、娘の死骸を見られ候へば、息を突出し申し候。水藥などあたへ、段々覺附き蘇生致し、本氣に罷成り候。「憎に打殺したる者に候へば、狐は死に申すべく候。屋敷內改め候樣に。」と申され候て搜し候處、最前祈禱致され候床の下に古狐死に申し候。卽ち二十五丈の袈裟にて包み、葬禮

丁寧に引導致し、葬り申され候由。直の話の旨なり。

（一）梁重和尚　湛然梁重和尚。

（二）理趣分　理趣経の事。主に眞言宗で朝夕讀誦する経文。梁重和尚は曹洞宗であるから、加持祈禱の事を宗旨にない事といふのである。

一〇八九　中院通村、勅使として江戸に下向し下乘を拒んで引返す

（一）中院通村公（通茂公の祖父なり）後水尾院様の御時、勅使として江戸御下向、御登城の時分、下乘有るまじき由仰せられ候。御番衆、先例の由申され候。通村公仰せに、「法を知らぬ者の例を取りて下乘する事有るべきや。勅使の下乘する法なし。」と仰せられ候。然れども御番衆合點仕らざるに付、「さらば勅諚達すまじき」由仰せられ、御引返成され候。夫れに付て、傳奏屋敷にて、三年蟄居成され候。此の時、（二）御製五首これ有る由（御製集にあり）。通村公の御子、通純卿御早世にて候。通純公の御子、從一位内大臣通茂公にて候。仙洞様御在位の時分、松ノ木殿の御姫御寵愛、此の御腹に御出生五ノ宮様を御位に卽けらるべき由。「一ノ宮様は蝕の日御出生に付、王位相成らず候。公卿詮議仕るべき」の旨、勅諚にて候。何れも御同意の由、申上げられ候。通茂公、御一人御得心これ無く「左様に遊ばされ候ては、天下に道は絶え申すべき」由、仰上げられ候。双一ノ宮様の外叔小倉殿は、當座に、蝕の日出生の帝王聖主の例、和漢を

引きて申上げられ候。然れども五ノ宮様御位に即かせられ候。其の節通茂公は、七年蟄居成され候。小倉殿は、伊豆に遠島にて候。かゝる無道の世に、ながらへて詮無しとて、絶食廿一日めに、相果てられ候。御子歸參仰付けられ候。其の時、流人の内より餞別仕り候。

見隱れし芦間のひかりあらはれて雲の上まで飛ぶ螢かな

(一) 中院通村　村上源氏右大臣師房の後裔中院通勝の子で、寛永元年武家傳奏となり、同六年權大納言に任ぜられ、後水尾天皇の御信任が厚かつた。本文は寛永六年後水尾天皇御譲位の事に參畫し、幕府に通報しなかつたといふので江戸幕府に憎まれて武家傳奏を罷められ、後江戸に幽閉された時の事である。堂上歌學の家で、鍋島光茂の後室榮正院（中院通純の女）の祖父である。歸洛後大納言に進み、承應二年二月廿九日歿。年六十六。

(二) 御製五首　後水尾上皇が江戸幽居中の中院通村に下賜し給うた左の御製である。

思ふより月日へにけり一つだに見ぬはおほくの秋にやはあらぬ

秋風に袂の露も古郷を忍ぶもじずり亂れてや思ふ

いかにまた秋の夕暮ながむらん憂きは數そふ旅の宿りに

見る人の心の秋は武藏野も姨捨山の月やすむらん

何事も皆よくなりぬとばかりに此の秋風にはやも告げこせ

一〇九〇

眼は身中の尊き物、日月の如く汚れを忌む——眼療治の祕法

眼療治の事　目は人の眼なりと心得べし。一身の内にて、尊き物は眼なり。天に日月

有るが如し。仍て汚れを忌むなり。假にも汚れたる物を近づくべからず。若しいらふ事あらば、大指の中の節にていらふべし。汚れざる所なり。かくの如く心得たる時、眼に威出來て病を去る。祕藏の事なり。若し頻りに病む時は、清き水を清き器に入れて、湯にわかし、新しき天目に入れ、新しき布をひたし、鹽を入れ、湯の内にこし入れて、新しきもみの切れにて、眼の廻りを洗ふべし。湯加減は、眼に覺えて好き程にすべし。忽ち癒るなり。ゆめ〳〵藥を用ふべからず。これ（二）朝倉傳なり。

（一）朝倉傳　朝倉氏の祕傳の意。朝倉氏は、生國伊豆で、久左衞門光泰德川家康に仕へ、鍋島勝茂室（岡部長盛の女、高源院）の附人として肥前に下り、代々鍋島家來となつた。光泰の孫女は鍋島宗茂幼少の頃から御局を勤め、名を朝倉と稱した。この朝倉氏を指したものであらう。

一〇九一　旅中物忘れせぬ呪「珠數　掛絡　手巾に跡見よソワカ」

出家出入の眞言に、（一）「珠數　掛絡　手巾に跡見よソワカ」。旅などにて、就中物を落さぬ爲に能きなり。

（一）珠數掛絡手巾に跡見よソワカ　掛絡は掛絡とも書く。略袈裟の事。僧侶が珠數と掛絡と上帶とを落さぬやうに注意したことから起つた物忘れせぬ爲の眞言。ソワカは密教で呪文の末に唱ふる祝福の意味の梵語。瀧澤馬琴の羇旅漫錄に「小休の時、オンアトミソワカ〳〵と三べんづゝ唱へて、その席をたつべし。かくすれば物をわすれず。」とある。「オン跡見ソワカ」の意であらう。

一〇九二　德川家綱將軍家督の時、後見保科肥後守　守役酒井空印

嚴有院様十一歳にて、将軍に成らせられ候。其の時分、御三家は在府、御後見保科肥後守、御守酒井空印なり。

一〇九三　南光坊の豫言「徳川家は五の指をふせて六代目の起る時が大事」

（一）南光坊御申し候は、「松平の御家、五の指をふせて、六代目の起る時が大事」の由に候。（權現様御若年の時御夢合せ、參河の是寺の住持にて候）夫れに付、家宣公は元に御返り、家康公の御子様分にて、御一字をも御取成され候由。御尊骸も、台徳院様の通り、增上寺へ御收まり成され候由。

（一）南光坊　天海僧正。（一一二九・註一）

一〇九四　俊乘坊の丈六盧遮那佛建立、御禮伊勢詣の歸途遷化す

俊乘坊は、日本に丈六の盧遮那佛を建立し、末世の衆生を救はんとの、誓願を發され候。夫れに付、「三國の人民結緣のため三國勸化の志有りといへども餘命なし。依つて伊勢に參詣し、衆生濟度の爲に、我に長命を免し給はれ。」と祈られ候。願の如く三國勸化し、大佛建立成就して、御禮の爲伊勢へ參詣致し、下向の道にて遷化なり。（多賀に其の跡あり。）

一〇九五　蠟燭のしんの切様　消様　附様　燈の消様は公界の仕事

蠟燭のしん切様の事　立筋に切るべきなり。消様、しん切つて、吹き消してさかさまに成すべきなり。附様、本火のしんを突懸けて附くべきなり。公界仕事なり。能々嗜むべき事なり。燈は掻立て消すべし。臭なく又用ふる法なり。

一〇九六　元政法師線香の偈「絲頭の亂緒白雲香し云々」

題ニ線香一

絲頭亂緒白雲香　變態百興終不常
清話濃時尺還短　安禪倦處寸猶長　元政

一〇九七　佛法と武士道に分別はない、分別がつくと臆病になる

江戸（一）鐵牛和尚へ、（二）山本五郎左衛門面談、佛道を承るべき由申し候へば、鐵牛答に、「佛法は分別を取つて除くるまでなり。別に何の事もこれなく候。士の上にて譬へて聞かせ申すべく候。憶の字は立心扁に意の作なり。意は分別なり。本心に分別が附きたる時、憶病者になり申し候。武士道に分別出來て武勇成るべきや。これにて了簡あるべし。」と、申され候由。

（一）鐵牛和尚　當時江戸の名僧。鐵牛道機、自牧子と號した。石州の人で、萬治二年閣老稻葉正則に請ぜられて江戸に出で、名聲高かつた。下總麻湖の開拓者である。元祿十三年寂。年七十七。

（二）山本五郎左衛門　常朝の甥常治。（九・註三）

一〇九八　中院通村の指南、上臈の物言は詞少なく下臈の眞似せぬ事

中院通村公へ關白殿の御子、御指南御頼に付て、御出の後、附け置かれ候御家臣を、通村公召出され、「最早御幼年と申す御歳にてもこれ無く候處、御物言上臈の格式に違ひ、下臈のまねを成され候事、是非に及ばざる次第に候。是は附け置かれ候衆の大形にて候。今日の灘座にも『障子をあけい、燈をかゝげい、料紙を持てこい』と御申し候。『障子を、燈を、料紙を』にて聞え申し、あげ、かゝげ、持てまゐるは、下臈の業にて候。かやうの事これ無き樣、相心得べき」旨仰せられ候由。

一〇九九　燒香持參の時の包樣、杉原を二重に折り折目は裏左方に

燒香持參の時包樣の事

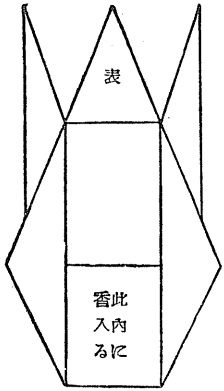

杉原にて二重に折りて作る。折目は裏の左の方に成る樣にすべし。紙の程二重に折りたる處、四寸五六分角にして。

一一〇〇　江戸城類燒の時、松平伊豆守疊を裏返しにし殿中に女道を作る

江戸御城御類焼の時、松平伊豆守殿、殿中の通り道一筋、疊を裏がへしになし、女の道に定められ候に付て、即座に男女の別立ち申し候。

二〇二　徳川家光、島津飛驒守の落馬作法に感心し重ねて落馬を所望す

大猷院様、島津家の大追物御上覽の時、島津飛驒守落馬仕り候。此の時の作法、御感成され、重ねて、落馬御所望成され候由。

二〇三　眞田昌幸、關ケ原役に義を立てゝ父子兄弟敵味方となる

慶長五年家康公、景勝御退治の爲、關東御下向、野州小山にて伏見落城の到來聞召され、下向の諸大名召出され、「今度秀頼公の御下知と稱し、石田叛逆の由に付て、是より上方へ引返す事に候。各所存次第石田方致さるべく候。少しも遺恨に存ぜざる」由仰せられ候。其の時長岡越中守忠興一番に進み出で、「石田叛逆たる上は則ち御味方。」と申上げられ候。次に副島左衞門大夫正則、「石田叛逆ならば御味方、秀頼公上意ならば御敵に罷成るべく候。上方にて實否承り届け候上、相極むべし。」と申され候。餘は皆「御味方」と申され候。爰に眞田安房守昌幸、石田謀計たるべきとは推量にて候。秀頼公上意とこれ有る上は、御敵に罷成るべく候。然れども家康公日來の御厚志忘れ難く候へば、嫡子伊豆守信幸を御味方に進じ申すべく候。次男左衞門佐幸村は、某老身

の介副に仕るべし。」と申切つて座を立ち、「父子兄弟、敵味方と成りたる験に、信幸が一矢射よ。」と下知し、暫し戦つて引分れ、居城信州上田へ引籠り、秀忠公、木曾路御通路を遮り奉り候。昌幸義を立て家を立てたる智謀の義士と云ふべし。金丸氏話。

一一〇三 戦場で敵を討取るには鷹の鳥を取るやうに見込んでから

古老云ふ、戦場にて敵を討取るは、鷹の鳥を取るが如し。千羽の中に入りても、初めに見込みたる一羽の鳥ならでは目は附けぬものなり。又毛附けの首といふは、あの何縅の鎧武者を討取るべしといひて、取りたる首をいふなり。

一一〇四 少し心を靜むれば敵前も薄月夜、切り懸かれば疵は負はぬ

(一)甲陽軍鑑に、何某、「敵に向ひたる時は、くらやみに入り候様に覺え候。それ故か手疵數多負ひ候。御自分は數度の高名に、疵を負はれぬ事何と召され候や。」と尋ね申し候。何某返答に、「敵に向ひたる時は、なるほど闇になり申し候。その時、少し心をしづめ候へば、薄月夜の様になり申し候。それより切りかゝり候へば、疵などは負はぬと覺え申し候。」と申し候。時の眞の位あるべき事なり。この返答、(二)馬場美濃守なり。委しく(三)古老物語に見えたり。

(一) 甲陽軍鑑　武田信玄の家臣高坂弾正昌信が、天正三年勝頼に呈するため、信玄に關する戰功

軍律軍法その他を選錄したもの。二十卷。「武士道」なる語は同書に初めて見えてゐる。

(二) 馬場美濃守　名は信勝。甲州武田家の驍將で、初名景政、中頃氏勝と稱し、後信玄の意によつて信勝と改めた。軍略に通曉し、信玄に從うて川中島その他諸所の合戰に加はり殊功あり、信任最も厚かつた。天正三年五月廿一日、長篠の合戰に奮戰して自刎した。年六十二。

(三) 古老物語　享保頃の人山下淵庵著『古老物語』のほか諸種の『古老物語』がある。軍記や、武功その他種々の物語等を輯錄したもの。『葉隱』成立當時の著述である。

一一〇五　火消の立附は尻をからげて着け、革頭巾は手に持つて煙を拂ふ

江戸火消の衆立附の着樣は、まづ尻をからげて、その上に立附を着申され候由。直に立附を着候へば、足重く働きわろく候由なり。又革頭巾を火事場にては手に持ちて、煙を拂ひ、頭には鉢卷したるがよしと。革頭巾をかぶり候へば、物音大きに聞え、働きにくきものに候由。

一一〇六　鐵砲玉に齒形を附けると水をくゞる、御狩には印を切附ける

鐵砲の玉は水に當りて野打ち申し候。玉に小刀目か齒形か附け候へば、水をくゞり申し候由。又御狩などの時は、玉に印を切り附け候へば、自然用に立つ事これ有り候由。

一一〇七　月舟和尙、態とつくろうて卷物を讀み、板倉周防守に褒められる

(一) 月舟和尙は、板倉周防守殿菩提所三州長圓寺住持勸められ候。入院の脇、隱居當

住を周防守殿請待有り。御亭主唐筆の巻物を持ち出され、「久しく持傳へ候へども、文字讀め申さず候。御慰みに御覽候て御讀み候樣に。」と御申し候て、隱居の前に差置かれ候。唐筆の草文字にて、殊の外讀み兼ね申す墨跡にて候。隱居一覽候へども讀め申さず、「これは月舟に讀ませ申すべし。」と申し候て、月舟の前に遣り申され候。月舟一遍見候て、殘らず讀め申し候へども、讀み兼ね候風情にて、成程(三)不辨に少し讀みかけ、隱居に向ひ、「此の字は何にて御座あるべくや、斯樣にも讀み申すべくや。」と尋ね伺ひ候て、又少し讀みかけ、右の通り仕り、つづり讀みに讀み仕舞ひ申され候。さ候て、月舟庭見物に參られ候跡にて、防州御申し候は、「月舟は、いかうようござる。」と褒美にて候由。此の事、月舟直の話、(三)了意和尙承り候由なり。その頃は、未だ年若に候へども、拔群の器量にて候となり。

(一) 月舟和尙　長圓寺住持となつたのは明曆元年三十八歲の時である。(六五三・註二)
(二) 不辨に　ふべんに。態と危なげに、下手に讀むこと。
(三) 了意和尙　了爲和尙と同人。高傳寺第十九世住持。(二〇八・註一)

二〇八　毛利秀元の義心と剛勇、關ケ原役に德川家康を歎稱せしむ

關ケ原一戰の時分、毛利一族參會して、家康公に參るべきや、石田に附くべきやと評議あり。甲斐守秀元、「家康の味方然るべし、我に任せられよ。」と申され候處、吉川進み

出で、「石田方に參るべくと早返答に及びたり。」と云ふ。秀元聞きて、「さては力に及ばず、士の一言金鐵よりも堅し、此の期に臨んで、我同意せざるとて、變替に及ぶは毛利家の恥なり。」と云ひて、一家の軍勢を、秀元引具し、關ケ原にて家康公の御陣近く備を立て、堅く守りてにらみたり。家康公の御旗本より、此の備を見附けて、「まづ毛利一備を討つべし。」と云ふ。家康公聞召し、「秀元は無雙の勇士なり。此方の手を出すを待居り、死狂ひすべき樣子なり。構へて手向ふべからず。」と深く制し給ふ。さて石田方討負け、四方八方に逃げ失せぬ。家康公御陣を全うし、押道堅固にて、京都へ赴かせ給ふ。秀元は猶も備を堅うして、家康公の御行列の跡に喰附きたり。御旗元衆、「すは毛利勢したひ候間、討散らし申すべき」由申上げ候。公聞召され、「全く手差すべからず。」と再三御とゞめ、京都御着遊ばされ候。秀元京都まで慕ひ附きて引退く。その勇勢無雙の大將に候。その頃批判したりといへり。又はやり歌に、「吉川味噌に毛利豆腐附けて辛いが宰相」と諷ひ候由。（秀元は宰相なり）。

一一〇九　徳川家康、蜂の巣と圍爐裏の燒栗とで三子の人と爲りを試す

（一）尾張樣紀伊樣水戸樣御十歳前後の時分、家康公御庭に御同道成され、大きなる蜂の巣を御落し成され候。蜂あまた飛出し候故、尾張樣紀伊樣は、御驚き御逃げ成され

候。水戸様は、御面に附き候蜂を御取り、片端より御放ち捨て、終に御退き成されず候。又或時、家康公、大圍爐裏に、栗あまた御くべ候て召置かれ、御三人様御呼び成され候。栗に火廻り、一度にはね申し候。御兩人は、御驚き御立退き成され候。水戸様は、はね出で候栗を御取り、御ゐろりに御投げ入れ、少しも御驚き成されず候由。

（一）尾張様　紀伊様　水戸様　尾張様は家康の第九子義直、紀伊様は同第十子頼宣、水戸様は同第十一子頼房。頼房十歳の時は、頼宣十一歳、義直十三歳で、家康は七十一歳である。

二一〇　徳川家康、甲冑姿で入棺を遺言、神體は血塗りの陣刀

（一）權現様御神號は、御存生の内の御願にて候。御遺言に任せ、御陰骸甲冑御帯し御棺に入らせられ、（二）久野山に御收り、後に日光山御移り遊ばされ候。又御病中四月十三日に、御陣刀にて罪人御切らせ、血附き候儘にて久能御宮御神體に成され候。「東國は皆手に入り、死後にも別條有るまじく候。西國心元なく候間、切先を西國の方へ向け込み置き候様に」仰付けられ候由。

（一）權現様御神號　徳川家康歿後、朝廷から東照大權現の廟號を賜はつたのは元和三年二月二十一日で、更に正保二年十一月詔して東照宮の宣下があり、同月九日勅使菊亭經季江戸に下向して宮號宣下を傳達した。

（二）久野山　久能山のこと。駿河國安倍郡久能村久能城址。

二二二　有馬頼元、鶯を放つて拷問を戒め、盗賊の死罪を止めしむ

筑後久留米の侍従（二）有馬中務大輔頼元は、賢君の由取沙汰あり。或時、家中の侍奸謀の詮議これあり候處、全く私欲仕らざる由申し候。家老共吟味にて、拷問仕るべき由披露を遂げ候。（三）中書申され候は、「前々より侍を拷問したる例これなく候間、無用。」の由に候。然れども、家老中合點仕らず候に付て、力に及ばれず拷問致し候處、奸謀の旨申出で、仕置申付けられ候。其の翌年、中書、小鳥好きを致され、「小倉に九州無双の鶯これある由に候間、價に構はず求め候様に。」と申付けられ、莫大の金子にて乞ひ取り候を、別けて寵愛候て、侍一人附け置かれ、餘人は見申す事も罷成らず候。或時、茶道小僧に申付け、右の鶯を潜かに庭に放させ申され候。さて、小僧は宿元に歸し遣き、他言仕らざる様に申付けられ候。右鶯心遣の侍、餌飼仕るべくと籠を見候へば、鶯失せ申し候に付て、早速耳に達し候處、「不屈者多分盗み取り、他所へ賣り申したるにてこれあるべく候。きびしく詮議仕り、猶偽り候はゞ拷問仕り候様に。」と家老共へ申付けられ候。既に拷問に及び候時、「此の上は有體申出づべく候。薩摩へ遣はし賣り申し候」由申出で候。家老共披露の時、右の小僧を呼び出し、初めの次第を申させ、「侍たる者は拷問におよんで死後までの恥

と存じ、無き科をも引受け申す事歴然に候。以来侍の拷問無用。」と申付けられ候由。又或時、盗人を死罪申付くべき由、家老共披露致し候處、「下々の者は、(三)一端不義をも仕るものに候。死罪には及ぶまじき」由、申付けられ候。家老共承り、「以後の締りに罷成らず候間、是非死罪に仰付けられ候様に。」と申し候に付、「さ候はゞ、随分此の者殺し申すべく候間、此の者以後の締りになり、重ねて盗賊出來仕るまじく候。若し盗賊出來候はゞ、家老共不調法に罷成るべき由、證人差出し申すべきや。」と候に付て、理に伏し、盗人助け申され候由。

(一) 有馬中務大輔頼元　久留米藩主頼利の子。元祿八年侍從に任ぜられ、寶永二年七月二十日歿した。年五十二。

(二) 中書　中務の唐名。中書は殿中書記の義である。こゝでは、有馬頼元をいふ。

(三) 一端　ひとはし。いくらかなどの意。

三三　江口東庵の實見談、劍術の相弟子浪人街頭で見事な敵討

江口東庵醫學の爲、江戸番丁吉田一庵老所へ罷在り候時分、近所に劍術の指南者これ有る故、折々稽古に參り候。浪人弟子居り申し候が、東庵方へ參り、「某儀數年の本望唯今相達し申す事に候。兼て御心安仕り候故、御知らせ仕る」由申捨て罷歸り候。東庵心元なく存じ、追附き參り候處、向より編笠をかぶり候者參り候。劍術

の師匠四五間先に立ち行違にしたたかに鞘當仕り候。此の者見歸り候時、右の浪人笠をぬぎ捨て、敵打の由高聲に名乘り懸け申し候。前後に氣をとられ候を、何の手もなく討果せ申し候。其の近邊の屋敷々々町屋家々より祝儀を申し候儀夥しく候。銚子なども持出し申し候由。東庵話の旨なり。助右衞門殿話。

二二三　見世棚を踏崩した伯樂の一言「其の見世棚の分は公儀の通の內」

江戸通町を馬口郎罷通り候處、馬狂ひ候て、見世棚を踏崩し候。何とも申さず罷通り候故、家主咎め候へば、「其の見世棚の分は、公儀の通の內なり。」と申し候て罷通り候由。

二二四　猪狩獵犬の見方、口脇の小髭二筋あるのが上等、仔犬の育て樣

（一）猪犬のキハ見樣の詞、「目か油か、尾か棹か、毛か釰か、日本國か尻のすか。」又傳授に、口脇の小髭一筋あるは氣過、二筋は上、三筋は氣弱なり。又犬子にて猪を喰はせて能く喰ふは、逸物に成るなり。又生れ候時、懸け候て、其の內に重きが逸物なり。又打呵る事なく、撫でさする事なく、食物少しづゝ度々に喰はせ候なり。

（一）猪犬のキハ見樣　猪狩に使ふ獵犬の素質の見方をいふ。キハは際で、分際、才能のこと。肥前の獵犬は特に優れてゐたらしく、享保四年夏佐賀藩主鍋島吉茂が五島侯から獵犬三匹を所望

され、多久茂明に命じて多久産の犬を贈つたことが『水江事略』に記されてゐる。詞の意は、目は油ぎり、尾は立てた時は棹の如く、毛は針の如く、肛門は大きく引締つてゐるのがよい、との意味であらう。

一一一五　「功者の武士は抜かぬ太刀の功名」殿中双傷に水野監物の物腰

御老中（一）井上主計頭殿を豊島刑部殿中にて討果され候事　主計頭殿、末の娘を、太田備中守子息に縁組有り度き通り、兼て出入心安にて、刑部へ相頼まれ候。刑部取持ち、備中守と相談相済し、其の返答申し達すべくと、主計頭殿方へ節々刑部参られ候へども、面談これ無く候。備中守よりは催促これ有り、後には刑部追従に不埒の義を申されたる様に相成り候に付て、討果され候由。此の時、（二）水野監物殿は主計頭殿の婿にて候。早速登城候て、先づ刑部が死骸のかぶせ物を取りのけ、口に手を當て息を聞き、腰の物に手を懸け罷在り、其の後主計頭殿死骸を見届けられ候由。功者の武士は抜かぬ太刀の功名かと申扱ひ候。

（一）井上主計頭殿を云々　寛永五年八月十日、老中井上正就が目付豊島信満の爲に西城に於て殺害された時である。

（二）水野監物　忠善。（一〇八七參照）

一一一六　増上寺法事中の双傷騒ぎに讀經中の僧侶一人も振向かず

延寶八年五月廿四日増上寺に於て嚴有院様御法事半ば、（一）永井信濃守殿を内藤和泉守

殿討果され候事　御經讀半ば、御役人大勢列座の前を、和泉守通られ候が、信濃守前に成り、「信濃守覺えたるか。」と詞を懸け、首を打落し、信濃守も小さ刀に手を懸け、少し拔懸けられ候由。其の時傍に居り候人（二）遠山主殿なり）拔打に和泉守の腕を峯打にて、脇差を打落され候。又一人は（三）伊奈兵右衞門なり）立上り、「二の目仕る。」と聲を懸け、和泉守の後に廻り、腮に手を懸け引立て投伏せ（長袴のすそを引きてうつぶせに引倒し候とも申し候）、懷中紐にて搦め、勝手に引立てられ候。其の節見向きたる僧、一人もこれ無く、經奉行の出家、屛風持出で、其の處を立切り、役人參り、疊取替へ、死骸裏門より差出し、御法事少しも懈怠これ無く候由。又一人（遠山主殿直に山門へ走出で候共）山門へ走り出で、御番衆へ此の次第申し達し、兩人の供の者居込み、少しも騷ぎ申さず候。即刻上聞に達し、其の夜靑松寺にて和泉守切腹なり。落書

むかしより和泉守は切れものでながい命をたつた一うち

此の時永井伊賀守十三四歲、增上寺參詣、此の樣子を見て、遙の所より駈附けられ候を、御番所御無用と申して、押留め候由。永井一家なり。

（一）永井信濃守殿を云々　宮津城主永井尙長が將軍家綱の法事に關し鳥羽城主內藤忠勝と爭ひ、殺害されを事件である。實は延寶八年六月廿六日で、忠勝は翌日切腹を命ぜられた。（五〇五參照）。

（二）遠山主殿　頼直。
（三）伊奈兵右衛門　忠往。御膳奉行。

一一一七　若年寄稲葉石見守の殿中双傷、老中殘らず立向うて石見を切る

貞享元年八月廿八日御城に於て、御老中堀田筑前守（御老中上座）を稲葉石見守（若年寄）討果され候事　石見守殿脇差にて筑前守の腹を突通し、くり廻し申され候。大事の敵は斯くの如くかとなり。此の時御老中殘らず御立向ひ候て、石見守を切伏せられ候。大久保加賀守初太刀の由なり。

一一一八　淺野内匠頭の殿中双傷から赤穂浪士の義擧、一同の死罪まで

元祿十四年三月十四日殿中に於て、吉良上野介を淺野内匠頭討果され候事　吉良は高家役、淺野は公家衆御馳走役なり。上野介手疵二ケ所淺手なり。梶川與惣兵衛（御留守居番）淺野を抱留め候。吉良を平川口より宿元へ遣はし、淺野も平川口より差出され、田村右京大夫（御奏者番）へ御預け、即晩切腹、此の事大下馬へ相知れざる内、兩人の屋敷屋敷へ御目付罷越し、家中を靜め、供の者共は事濟み候てより承り附き、罷歸り候由。

同十五年十二月（二）十五日、淺野浪人四十七人吉良本庄の宅へ夜討、同十六年二月四日

何れも死罪に仰付けられ候なり。

（一）十五日　十四日の誤で、翌十五日泉岳寺に引揚げた。

二二九　徳川綱吉の法事中、上野宿坊で前田采女正、織田監物を討果す

（一）常憲院様御法事半ば、上野宿坊にて前田采女正殿、織田監物殿討果され候事此の始末追て之を尋ぬべし。

（一）常憲院様　五代将軍徳川綱吉。

二三〇　細川忠興の妻、留守家老小笠原正齋等に心境を語つて自害す

慶長四年石田叛逆の時、關東下向の大名の妻子を人質と爲し、伏見御城に取入るべくと候節、まづ長岡宅御城より一番目の屋敷にて、妻子を召上げらるべき旨上使遣され、忠興妻女御請に、「夫の留守に、女の身として登城仕り候儀迷惑に候間差免され候様に。」と御斷申上げ候。重ねて上使の節も、同前に申上げ候。三度目の上使、「若し異議候はゞ手込に仕り、召連れ候様に。」と上意の旨申達し候。忠興妻室之を承り、「此の上は力及ばず、登城仕るべく候。女の儀に候へば、身拵入り申すべく候。御苦勞ながら上使暫く御待下され候様に。」と申達し、留守家老小笠原正齋川北何某石見何某を呼出し申聞けられ候は、「我等事越中守殿と夫婦に成り候後、父明

智日向守殿不義の行跡に付越中守殿意見召され候へども、承引これ無く候故、不義の人と縁を結び置く事叶はずと候て、我等を離別召され候。然る處に父日向守程なく滅亡に付て、我等身の置所これ無く候處に、此の節越中守殿より使を給はり、昔は日向守不義に付て離別せし處、今浪々の身と成り不便なり。其の上道路に恥を晒し、越中守が妻女なりと云はれては、一分立たざる所なれば呼取り申すべくと候て、又々立歸り、男女の子二人出生候。此の厚恩生前に報じ難き事と兼々思込み候。然るに此度御城へ召させられ、力及ばず、罷出で候ては、越中守殿への一分立たず、且は家康公の御味方にて候處、妻子人質に取られ候と聞召し候はゞ、恩愛の道にて心も替り候時は、夫に不義の名を取らせ申すにて候。然れば越中守殿へ恩報じに唯今自害を致すなり。妻子相果てと候と聞召し候はゞ、憤り深く成り、彌無二の忠節も召さるべく候。時刻移り候てはならず、居の間に早く燒草を積み、我等自害を見て火を懸け候へ。召使の男女は心々に落ち行きて、越中守殿へ面談候はゞ、此の趣を委しく語り候へ。」と云ひて、居の間に入り、十歳の女子に此の趣を申聞かせ、引寄せて差殺し、八歳の男子に向ひ、「武家に生れたる驗に腹を切れ。」と申され候に付て、「心得申し候」と押肌ぬぎ、小脇差を腹に突立て候時、憂目を見せんよりはと、頓て首を打落し、其の身自害召され候へば、燒草

に火を附け、思ひ〳〵に働き、火の中に駈入りて死するもの多かりしとなり。七月十七日の事なり。此の後妻子籠城の事相止み候なり。

二三二三　大勢込み合ふ所へ行く時には替草履を懐中したがよい

大勢入込み候場へ参り候時は、替草履懐中したるがよし。御供の時分などは、御草履の爲にも成り候なり。

二三二三　藤原鎌足が流れ木を拾うて得たる名香蘭奢待、八重垣と改めらる

蘭奢待は、東大寺勅封の御蔵に有り。鎌足の大臣、流れ木を拾ひ上げ給ひし名香なり。御卽位の時分、一寸四方を召され、八重垣と名を替へられ候。跡は満合ひ候由なり。

二三二三　留めは意趣切の事、無禮を咎むる端的の御掟は一刀切

御國醫師何某在江戸の時、御旗本何の源兵衛殿父子同道にて罷通られ候處に、跡行列を割り候者を、家來打捨て申し候。源兵衛殿見返り申されず、家來に樣子を聞き「苦しからず。」と申して罷通られ候。然る處に、跡より辻番人附け來り候旨、家來源兵衛殿に知らせ申し候。源兵衛殿申され候は、「棒を持ち參り候や。」と尋ねられ候。「成程棒を持ち參り候。」と申し候に付、申付けられ候は、「何某と申す者にて候。行列わりを切捨て候に付送り候は、尤もにて候。棒を持ち候儀は無用と申すべ

き」由申付けられ候。さ候て源兵衛殿宿元へ歸られ候へば、臺所にて家來共寄合ひ、「何と御仕舞ひ候や。とゞめ御さし候や。」と申し候へば、右の人申し候は、「旗本奉公する者が、ふせんさくの儀を申され候。留めは意趣切の事に候。主人の難に成り申し候。無禮をとがむる端的の一刀は、御掟に候。斯樣の類は一刀切のもの」の由申し候を、右醫師承り候由。山本五郎左衛門へ話の由なり。

一一二四　薩摩の家來面を割られた同心の歸りを待受けて切伏す

薩摩の家來、百人番所の前を、眠りて通り申し候を、同心見附け候て、「眠らせらるな。」と云ひて、棒の先にて突き申し候處、顏に當りて血出で申し候。此の時血を拭ひ、さらぬ體にて罷通り候。晩景に大勢を連れ、騎馬にて同心歸りを待請け、乘り懸り飛び下り、詞をかけ、切伏せ、其の外追ひちらし罷歸り候。追付屆これ有り候へども、「此方の者にてこれ無し。」と取合ひ候て相濟み候由。

一一二五　堀田正盛若年の頃將軍家光より拜領の名器茶入を叩き割る

大猷院樣御園にて、（二堀田殿若年の砌、柳生殿相伴にて、御手自ら御茶下され、捨子（捨子は壺なり。名物の御茶入なるべし）の御茶入を堀田殿に拜領させられ、「若輩にて茶入の重寶なる事を存ずましく候。日本に隱れなき名物、價などは親甚十郎が身上いくつ

合はせても償はぬものぞ。」と上意なされ候。堀田殿茶入をいたゞき居り候が、忽ち柱に當て打割り投捨て申し候。暫くして申上げ候は、「我等式とは申しながら、怜を立て候者に、價の上意は御情なき義と一遍にせき上り、御前をも憚らず慮外を働き、重科遁れ難く候」由申上げ候なり（後加賀守と改む）。

（一）堀田殿　堀田正盛。（一〇三二・註一）

一二二六

豐太閤と太田三樂、「吾は一德もないが天下を取る事が得方」

太閤樣、（一）太田三樂に仰せられ候は、「そなたは智仁勇を兼ねたる良將なり、されども小身なり。吾は一德もなし、天下をとる事が得方なり。」と。

（一）太田三樂　太田道灌の曾孫資正。武藏國岩槻城主。越後上杉氏に通じ、屢北條氏と戰つた。天正十九年歿。年六十六。太閤よりも十歲の年長である。

一二二七

細川幽齋、隱居後肥後へ和歌を送つて家中の出國を留む

幽齋隱居以後、在京なり。肥後にて家中異議出來、暇を乞ふもの數人の由相聞き、幽齋短册二枚送られ、忽ち靜まり申し候。

越中守へ
眞菰草つのくむ程の澤邊にはつながぬ駒も放れざりけり

家中へ
相坂の嵐の風はさむけれど行衞しらねばわびつゝぞぬる

一二二八

德川家康の關西觀「濱松から西は將軍の居所ではない」

家康公御意に、「濱松より西は、將軍の居所にあらず。都近くして、風俗よわし。」と仰せられ候由。金丸氏話。

一二二九　天海僧正の生立、産湯の桶に鯉、旅宿の密夫を斬つて出京

（一）天海僧正出生の時、産湯として桶に水を汲み入れ候へば、鯉入りたり。「料理すべし」と云ふ者もあれども、「此の悦に」と云ひて放したり。博士參り候て、「此の人天下の主なり。然れども鯉を放したる故、果報失せたり。出家にならば、將軍に劣らぬ果報あるべし。」と申す。親共悦び、出家に成し申し候（畿内の百姓なり）。十七八歳の比修行に出で行き、暮れて宿を借る。夜半に物音して、男一人來り、天海を引起して（一）櫃を荷なはせ、女一人附き來り、山中にて天海に穴をほらせ候が、淺しとて男入りて掘りたり。其の時櫃に添へたる脇差を抜き、男を突殺し、女を殺さんとせしに、女手を合はせて「命を御助け候へ。」と申し候。「己は密夫に本の夫を殺させ候と見えたり。家内一式を我に與へ候はゞ、助くべし。」と申し候へば、請合ひ申し候故、財寶殘らず取り、右の女は尼になし、其の身は京都に出で、信長公に謁し、其の後家康公にたより御祈禱仕り、御政道の御助言をも申上げ候。秀忠公　家光公　家綱公四代の御祈禱、御心の儘に修し、得壽百五十餘にて遷化なり。死去の時は、御城に聞え、家光公則ち御出で候處に、はや

事切れ候。御落涙にて、「御遺言はこれ無きや。」と御尋ね候に付て、一封の物差上げ申し候。御覧成され候へば、綸一つ有り。「祕筐有るべし。」と御尋ねに付、二箱差上げ御披き成され候へば、天海大僧正の綸旨、慈眼大師の綸旨なり。寢間には袈裟と酒樽一つあり。外には何もなし。南光坊の事なり。

一）天海僧正　天台宗の傑僧。江戸上野東叡山寛永寺の開山。元龜 天正の頃戰塵の巷に往來して德川家康に重用せられ、秀忠 家光三代に仕へて祈禱を修し、將軍家の信任厚く、京都と江戸との間に斡旋する所多かつた。慶長十二年比叡山南光坊に住し、南光坊とも稱した。寛永二十年十月二日寂。年百八。慶安元年四月諡號を慈眼大師と賜はつた。

（二）櫃　本夫の死骸を入れた櫃。

一一三〇　天海僧正和歌の引導、變生男子の祈禱、生辨財の法等々

（一）家康公の尊骸、日光に駿河の久野より御越の時、御棺に向ひ、御引導、「あればある、なければなきに、するがなる、くのなき神の宮移りかな」此の一首なり。家光公御老後に、初めて御子御懷胎に付て、天海へ（二）變生男子の御祈禱御賴成され候處、「（三）元三大師自筆の像叡山にこれ有り候を、信長一戰の後、轉傳して今伊勢國にこれ有り候。これを本尊に仕り候はゞ、祈り果せ申すべき」由申され候に付、則ち上使立ち、其の寺に寺領御付け御所望に付て差上げ候。やがて家綱公御誕生なり。又「目黑行嚴院再興の

訴訟相叶ひ候やうに」と江島參籠の旨、天海聞召し、則ち呼返し、「生辨財の法を修し見すべし。護摩を焼き候様に」と御申し候に付、御城へ使僧を遣はし、御老中を招かれ候處、御前より「急ぎ罷越し候様に」と上意にて、早速罷越され候由。その時行嚴院訴訟の儀を、天海御申し候へば、寺々よりも訴へ大分の儀故御吟味相濟まざる由に候。然れども此の寺は格別なり。則ち申付けらるべき由にて、奉行を呼寄せ、即座に申付けられ、住持歸られ候へば、はや普請始り居り候由なり。

上野元三大師（四）月待の時も、慈眼大師同座なり。是遺言にて候。物咎め有るも慈眼大師なり。

（一）家康公の尊骸　家康の遺骸を久能山から日光に改葬したのは、家康の遺命といふので天海僧正の主張に依るもので、元和三年三月十五日久能山を發し、四月八日日光山に葬つた。本文の引導は天海のそれである。

（二）變生男子　變成男子とも書く。女身變じて男子となることで、こゝは男子出生の祈禱である。

（三）元三大師　天台宗の高僧、良源。延喜十二年九月三日に生れ、永觀三年正月三日寂した。年七十四。故に世に元三大師と稱した。天台座主となり、天元四年圓融天皇の御惱を再度祈禱して靈驗あり、大僧正に任ぜられた。京都盧山寺に自筆の遺告狀があり、自筆畫像は延暦寺及び寛永寺に傳はつてゐる。寛和三年慈慧大師の諡號を賜うた。

（四）月待の時　元三大師の爲に月待回向を行うた事をいふか。天海（慈眼大師）は修驗祈禱の先達

として元三大師を崇敬し、同座を遺言したのである。山本本には「上野寺々へ元三大師月移の時も」とある。爰には孝白本に據つておく。天海は元三入寂五百五十一年後の出生である。

二三三　徳川家康末期の一矢、寢ながら半弓を絞つて天井を射通す

權現樣御臨終の時分、半弓を御取成され、御平臥ながら矢を番ひ、天井をはつしと射通し、そのまゝ御息絶え候由。天下取に御成りなされ候事は、末期の一矢に有りと申し傳へ候由。

二三四　關山國師、末期に斧を揮つて自足を切折り結跏坐を組む

（一）關山國師は、ちんばにて候故、坐禪も半跏坐にて勤められ候。末期に斧を持ちて、自身足を切折り、結跏坐を組み、辭世を書かれ候。

截二斷佛祖一吹毛常磨機輪轉處、

と書きて息絶え、筆を投捨て、牙を嚙み相果てられ候。鐵堂和尙側に居られ候が、忽ち末句を次ぎ申され候。虛空嚙レ牙。

（一）關山國師　臨濟宗妙心寺派の開祖。始の名慧眼。嘉曆四年山城大德寺宗峰妙超大燈國師に就き、雲門關を發得して一偈を打し、關山と號し、慧眼を改めて慧玄と稱した。花園天皇・後醍醐天皇の御歸依厚く、妙心寺を創立して開山となつた。正平十五年十二月十二日寂。年八十四（一說六十四）。佛心覺照大定聖應光德勝妙自性天眞放無量光等の勅諡があり、明治天皇勅して無相大師の諡號を賜うた。

一一三三 日光は頼朝家康天海の三社權現、日光の出家話

日光は三社なり。頼朝家康天海（日光の出家話の由、丹羽藏人話なり）

一一三四 小幡上總介、罪なき妻を去らぬ義心に武田信玄を感服さす

（一）小幡上總介妻女、小幡駿河守娘にて候。駿河守追放の後、上總介妻を離別仕るべき旨、家老共存寄にして申聞くべき由、信玄申付けられ候。之に依り上總介を召寄せ、屋敷を圍み、此の旨申し達し候處、上總介申し候は、「士のちなみは、よき時ばかりにてなし。此の場に及んで科なき妻を去り、路頭に立たせ候ては、上總介が一分立ち申さず。士は不義を以て恥とす。夫れ共に主命は力に及ばず、御内意の分にては罷成らず候。又主を妻に思ひかへ、逆意存ずべき上總介と思召し候はゞ、此の座にて切腹すべし。」と申し候に付、一座理に詰り、信玄に披露候へば、「我等誤なり、彼が心を引き見ん爲に申し候。」とて、殊の外褒美なり。

（一）小幡上總介　名は信眞（信貞とも）。憲重の長子。始め上杉憲政の臣で、後甲州に入り武田信玄に仕へ、十八歳の時から屢軍功あり　諸具皆赤色を許され、毎に先鋒となつた。野史には、同國箕輪城主長野業政の女を聚り、業政が信玄の爲に滅ぼされた後、信玄は其の妻を去らしめて武田氏と婚せしめんとしたとある。入道して忠甫齋と號した。文祿元年十一月廿一日歿。年五十二

一一三五 武田信玄の「不法の法」追放者の送り酒宴を止めさす

(一)信玄家中にて、誓言には、「山を越え申すべし。」と申し候由。これは追放の時、領境の山を越え申す故にて候。然るに、追放の者へ暇乞として因みの者、彼の山にて名殘を惜しみ、酒宴など仕り候。「此の事宜しからず候間、停止すべし。若し相背き候者は(二)曲者たるべし。」と申し渡され候へども、相止まず候。この事披露候へば、信玄申し渡され候は、「曲事を顧みず、朋輩の別れをしたふ志、感じ入りたり。」とて一倍の加增あり。この以後、送り酒宴相止み候由。これを不法の法といふ。

(一)信玄家中　甲斐武田信玄の家中。信玄名は晴信。德榮軒と號し、永祿の初め法名を信玄と改めた。天正元年四月十二日歿。年五十三。法名法性院機山信玄。龍造寺隆信より八歲の年長であつた。

(二)曲者　こゝは、正しくない、くせびとの意味で『葉隱』の他の場合に用ひられた曲者とは、別である。

二三六

雲居和尙、妄語したとて立歸つて山賊に金を與へ敎化す

松島の(一)雲居和尙、夜半に山中を通られ候を、山賊出でゝ捕へ候。雲居申され候は、「我は近邊の者なり、遍參僧にてはなし。金銀は少しも持たず、欲しくば着物をやるべし。命は助けよ。」と申され候に付、「さてはむだ骨折したり、着物などは用事なし。」と云ひて通し申し候。一町計り行過ぎて雲居立歸り、山賊を呼返し、「我妄語戒を

破りたり、銀一つ前巾着にあるをうろたへて忘れ、銀子これなしと申す事、是非に及ばず候。卽ち遣はし候間取り候へ。」と申され候。山賊感に絕え、則ち髻を切り、弟子になり申し候由。

（一）雲居和尙　土佐の人、希膺といふ。姓は小濱、雲居はその字で、把不住軒と號した。大阪陣に塙團右衞門と共に籠城、後諸國を行脚し、伊達侯に請ぜられて松島瑞巖寺に住し、中興の祖となつた。萬治二年八月寂、年七十八。又一說に、塙團右衞門（鐵牛和尙）の子で、元和元年大阪夏の陣に、父團右衞門が戰死した時、その遺骸を求めて厚く葬り、仙臺伊達侯に聘せられて奧州に赴いたとある。本文は、その途中東山道美濃國靑野原における出來事である。『近古史談』には、この時七人の草賊に遭ひ、求めらるゝまゝに財布ぐるみ與へたが、賊更に追跡し衣服をねだつたので、「然らば先づ我が生命を取れ。」と端坐して動かなかつた。賊之に感じて弟子となり、松島瑞岸寺に赴いたとある。

一一三七

旗本夜會碁の喧嘩に、雪隱から出合はせ氣轉を利かせて拔討

江戸にて、御旗本衆四五人、夜會碁を打ち申され候なかば、一人雪隱へ參られ候。その後にて口論出來、相手を一人切伏せ、燈消え騷動仕り候に付、雪隱より駈出で、「皆々御しづまり候へ。何の事もなく候。某請取り申し候。燈出し候へ。」と申し候に付て、燈を出し、皆々しづまり候時、相手の首打落し候て、申し候は、「我等武運盡き、喧嘩の座に在合はさず、臆病者なりとて切腹は極りたる事に候。さなく候て

も雪隠へ逃げ申し候などといはれて、言分ならず、腹を切らで叶はぬ場になりたり。獨り恥かきて死なんよりは、相手を切殺してなりとも死ぬべしと思ひ、かくの如く仕り候。」と申し候。この事上聞に達し、御褒美の由。

一二三八　座頭の崖落ち――落ちぬ前は心配だが落ちて見ると却つて安堵

或山中を座頭共十人計り連れ立ち通り候が、崖の上を通り候時、皆々足ふるひ、大事にかけ、膽を冷やし参り候處、眞先の座頭踏みはづし、崖に落ち申し候。殘りの座頭共聲を揚げ、「やれ〳〵かはいなることかな。」と泣きさけび、一足も歩み得申さず候。その時、落ちたる座頭、下より申し候は、「氣遣ひ召さるゝな。落ちたれども何の事もなし、中々心安きものなり。落ちぬ内は大事を思ひ、落ちたらば何とすべきと思ひし故、氣遣ひ限りなく候が、今は落着きたり。各も心安くなりたくば、早く落ちられよ。」と申し候由。

一二三九　北見若狹守、配所に在つて毎朝上下を着け江戸の方を拜む

北見若狹守殿御預けにて、桑名へ相越され候節、宿々にて方角を尋ね、江戸の方を跡になし申されず候。夫れより本陣に、方角の張紙仕り候由。配所にても毎朝上下を着し、江戸の方を奉拜罷在られ候由。此の北見は佞人の由。

一四〇 廣瀬傳左衞門の豪膽、十二三歲の頃人相見を一喝辟易さす

(一)北條安房守殿、軍法の弟子共を集め、その頃江戸にはやりたる人相見を呼び、剛臆の相を見せられ候。「剛はいよ〳〵勵むべし、臆は命を捨てゝ勵むべし。生れ來る處恥辱にあらず。」とて、一々伺はせられ候。その時、(二)廣瀬傳左衞門十二三歲に罷成り候が、相人の向に坐り、聲をいらゝけ、「已れ、臆病の相ありといはゞ、唯一刀に切捨つべし。」と申し候由。(三)藤井氏話。

(一)北條安房守　前出。(五九二・註一)

(二)廣瀬傳左衞門　前出(同上・註三)。

(三)藤井氏　藤井清右衞門治明の事であらう。治明は龍造寺美作守信明四代の孫藤井勘左衞門正明の實子で、正明の養子清右衞門景澄の家督を繼いだ。寶藏院流の槍術に長じ、藩主鍋島光茂の師範を勤めた。

一四一 月舟和尙と盤珪和尙示教の相違「佛と祖師との違目」

月舟に法意を問ふ人これ有る時は、先づ詞出で兼ね、(一)不埒の返答どもにて、附き居り候出家など、無興致す事のみこれ有り候由。是は內心に何もこれ無き(二)位にて候故に候。(三)盤珪に律僧參りて、佛法を尋ね候へば、「其方殺生戒を破りたり。佛性を殺し居るなり。佛性を殺さぬ道理申し候へ。」と申され候に付、則ち珠數を引切り弟子

になり申し候由。殊の外手はしかき示しどもにて候。佛と祖師との違目にて候由。

（一）不埒の返答　月舟が少しも賢振らず、謙遜な態度で答へる事を意味してゐる。（一一〇七參照）

（二）位　程度、境地。こゝは内心何の作爲もなき事をいふ。

（三）盤珪　前出（一〇七九・註一）。

（四）手はしかき示し　手早い教示の仕方。今も佐賀方言に、手早い事を「手ばしかゝ」といふ。

一一四二　伊達政宗、頬を打つた相手を褒め默視した小姓を切腹さす

伊達政宗屋敷へ、御旗本衆松又七郎見舞ひ話の後、又七郎走り懸り、扇を以て政宗の頬をしたゝか打ち申し候。政宗少しもさわぎ申さず、「日本に隱れ無き伊達政宗が頬先を撫でなりとも、さすりなりともするもの覺なし。共方は曲者に似たる者なり。後には御用に立つべき者ぞ。」と褒美にて候。又七郎歸宅の後、政宗の側に居り候小姓を呼出し、「主人の面を打ち候者を見ながら、差置き候は、腰ぬけなり。」とて、切腹申付けられ候由なり。

一一四三　歩む時足取の高い者には長い着物を着せよ

足取の高き者には、着物を長くして着すべし。拔足取直りてより常の尺になすべし。

一一四四　貴人の所へ行く時には煙草入を持參すな

貴人の御方へ、煙草入持参は尾籠なるべし。

一一四五 汁を吸うたら菜を喰ひ、菜を喰うたら汁を吸へ

菜越とは、汁喰うて汁喰はず、菜喰うて菜喰はずと云ふ。

(一) 汁喰うて汁喰はず　汁から汁、菜から菜と、重ねて同じ物を食べぬこと。又菜越とは、一の菜の上を越して他の菜に箸を著くる不作法の意味に用ひられる場合もある。

一一四六 膳の右の物は右手、左の物は左手で取れ

膳越とは、右の物を左の手にて取る事なり。右は右、左は左なり。

一一四七 文字を書く時の墨繼は口上の息繼のやうに

墨繼は、口上の息繼の如くなり。

一一四八 介錯は刀は高く脇差は低く、手元を下げて打つ

介錯の時、刀ならば、膝より壹尺四五寸に、右の足を踏懸くべし。脇差ならば、壹尺ばかりなり。膝の通りに踏むべし。双向直に手心にて打懸くべし。手元を下げて打つべし。

一一四九 切花入寸法の、竹筒下の据わりを眞直に切る秘事など

切花入寸法の事　　堯海坊話

廻りの半分なり

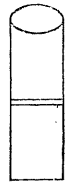

廻り一尺節より上五寸、節より下二寸五分。

上の半分なり

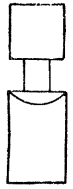

長筒返しなり

節上四分、節下四分、合八分なり。但大竹の時は恰好次第なり。下の節は有次第なり。切欠の間、上の寸と同じ。上八分なれば、切欠も八分なり。後ろの殘し、廻の三分一なり。欠め直にするなり。□是吉し、▽是悪し。△○釘穴は三角か堅飯櫃よし。丸角悪し。

穴明所高サ

右兩様共に鋸目のまゝなり。下のすわり、直に切る仕様の傳、直に釣り、小桶に水を入れ、尺の所迄ひたし、水際に墨を附けて引くべし。右何れも秘事なり。

一一五〇　出船　入船　泊船、草木共生來の通り永く持たせる法

生ケ花の事（堯海坊傳なり）　投入とは、茶の湯にて禁の詞なり。出船　入船　泊船、此の三通りなり。朝より晝迄は、ながしを外口の方にする、これ出船なり。晝より晩迄は、流しを内の方にする、これ入船なり。夜中風雨などには、左右ろくにする、これ泊船な

り。草木共に生來の通りなり（庭に有る花、懸繪押繪に有る花立つべからず）。花こたへ候仕樣、（二木乃伊をときて紙にひたし、切口を卷きて立つるなり。針金をつかふ時は、針金にぬりて、下は右の如くすべし。廿四時こたへ候なり。朝顏の茶の湯といふは、未明の云入なり。前晩に生くれば、朝開くなり。

（一）木乃伊　防腐劑の一種で、香氣ある樹液を取つて製したもの。これを紙にひたして生花の切口を卷いて置くと、花の持ち「こたへ」がよいといふのである。

一一五　公事論爭の時など返事は卽答せぬがよい、兎角何事も談合

公事爭論など取合ひ候時、「追つて了簡いたし、御返答仕るべく。」と、申したるがよし。たとひ一通り申したりとも、「猶又了簡致すべき。」と、末を殘したるがよし。扨て其の一通りを、誰にも彼にも語りて、談合評定したるがよきなり。智慧ある人よりは、此方に智慧を附けられ、案外の理を持ち申し候。無智の人にも聞かせ置き候へば、世間の沙汰、此方の理に成り申し候。又下人下女等にも聞かせ置き、「向ふより斯くの如く申され候に付、我等は斯樣に申すべく。」と、度々其の言樣を申し候へば、口馴れ詞續よく、理も見え申すものに候。一分にて、不斗取合ひ候へば、多分迦れこれ有るものなり。とかく、何事をも談合したるがよし。智慧ある人これ無き時は、妻子にも談合仕り

候へば、我が智慧も出來申すものにて候。斯樣の事年の功にてなければならぬものなりと、村如水話にて候なり。言ふべきことは、始め言ひ懸けたるがよし。後に言へば、言譯の樣になり申し候。又間々には蹴爪を入れたるがよし。又十分に言ひたる上にては、向樣の爲になる樣に、物教へなど仕りたるが、一段上の勝なり。是が道にてもあるべしとなり。

一二五二　客の取持には座敷器物迄新しく態と用意して披くが馳走

客人の取持には、座敷、器物迄新しく、態と用意して、初めてその客にひらくが馳走なり。その畢竟にて、段々次第あるなり。その客のために障子を張り替へ、手拭、柄杓など新しきを出し、枕を包み、煙管を改め、灰吹を新竹に拵へなどするなり。料理の内にも、その人のために態と用意したる物を出すべきなり。當座漬の香の物などなり。數寄者の話なり。

一二五三　尾張家老成瀨隼人正仕官の時、主人謀叛言上の誓詞を書かず

（一）成瀨隼人正を尾張樣御家老に召成され候節、誓紙に、尾張殿若し謀叛を企てられ候はゞ、早速江戸へ言上仕るべき由書き載せられ候。隼人申され候は、「この誓紙は罷成らず候。その仔細は、某を尾張殿家來に召成され候上は、今日より尾張殿

が主人にて候。主人の上を言上仕るべき謂はれこれなく候。若し逆心企てられ候はゞ、某同意仕り、江戸に向けて弓を引き申すべく候間、左様に思召し上げられ候へ。」と申され、誓詞相止め候由。

（一）成瀬隼人正　名は正成。幼名小吉と稱した。徳川家康に仕へ諸所に戰功を立て、朝鮮征伐の時には家康に從うて肥前名護屋に在陣、後駿河の老中となり、慶長十二年家康の子義直、尾張家の始祖として名古屋に封ぜられ、同十四年正成その補佐を命ぜられた。本文はその時の事である。寛永二年正月十七日歿。年五十三。

一一五四　肩衣袴、二合半食、太刀を止めて腰當は豐太閤に始る

今の肩衣袴は（素袍の略）太閤秀吉公御仕初の由。小出兵太夫話にて候なり。人の食二合半、又太刀を止めて腰當を用ふる事太閤仕初なり、當時腰當を止めて鞘革を用ふるなり。

一一五五　武富市郎右衞門母子、禁裡玄猪の祝餅をいたゞく

此の（一）もちゐ、（二）けんちやうの御いはひ、御いきかけの、もれたるにて候。

（三）武富市郎右衞門母子へ、禁裡おやつのまへよりの文のうちに有り。玄猪を、げんちやうと唱へ候や。御いきかけとは、御息懸りたる事なり。

（一）もちゐ　もちひ、餅。

(二) けんちやうの御いはひ　玄猪（ゐのこ）の祝。十月亥の日に、無病息災又は子孫繁昌のため餅を搗いて食ふ行事で、禁中では内藏寮から奉り、廣く民間にも行はれた。げんちよ（玄猪）を訛つて、げんちよう（嚴重）とも書いた。

(三) 武富市郎右衞門　名は咸亮。廉齋と號し、又竹翁　琴翁の別號があつた。明人十三官の曾孫である。永祿年間十三官四五歳の時、筑後瀨高の商人小柳瀨兵衞に伴なはれて南京から來朝歸化し、天正の末肥前に來り佐賀郡松梅村名尾に居住し、後三溝（今の佐賀市神野町三溝）に移り、更に城下白山町（今の佐賀市白山町）に轉居した。その子庄左衞門道智、三溝村の鄉士武富茂助政基の聟となり、弟久右衞門道禎と共に武富姓を名乘つた。道禎の次男四郎右衞門常古は廉齋の父である。代々萬金丹の賣藥を業とした。廉齋、始め關尚樸に漢學を學び、十六歳の時上京して中村惕齋の門に入り、又諫早慶岩寺住僧から筑紫箏を學び、更に京都の公家に琵琶を學んで何れも堪能であつた。歸國後元祿五年、城下大財に聖堂を建て、その傍に講堂鳶魚齋と塾舍依仁亭とを設けて子弟に經書を講じ、同九年儒者として召出された。嘗て母に隨ひ在京の時、清商から買取つた琵琶を携へて或商家に止宿してゐたが、その家の女（おやつのまへ）が、後水尾天皇の皇女法教院法内親王に宮仕へしてゐた關係で、廉齋の琵琶の事が叡聞に達し、禁中に召されて御前に彈奏し、叡感斜ならず、その琵琶に「孝鳥絃」の名を賜うた。性至孝、父母の喪に遭ふや各三年の喪に服し、『尊祖積善』『袖の露草』を著はして哀傷の情を舒べた。その外著書に『月下記』『自警記』及び道學和歌等がある。享保三年正月歿。年八十二。母は多久家來今村氏の女である。

一一五六　公卿小倉家の故實、武富市郎右衞門笛の音に送らる

武富市郎右衞門上京の節、(一)小倉殿へ參上、音曲あり。罷歸り候節、一町程參り候處、笛の音高く聞え候。人を遣はし承り候處、小倉殿御宅なり。送別の故實か

となり。

（一）小倉殿　京都の公家、小倉權大納言實起。右近衞少將實爲の子である。篤學で音律に通じ、中村惕齋、米川操軒等と交り、共に學を講じ樂を論じた。天和元年十月廿三日一宮濟深法親王落飾の勅命を拒んで官を解かれ、子公連　季伴と共に佐渡に流された。

一一五七　直江　小早川　鍋島は智仁勇の內二つを兼ね、大名には是程の者もない

太閤秀吉公へ御伽の衆尋ね申され候は、「當時天下を取り申す器量の大名御座候や」と申され候へば、太閤御答に、「天下を取る事は大氣　勇氣　智慧なければならず、此の三つを兼ねたる大名一人もなし。又小者には二つ宛兼ねたる者三人あり、上杉が（二）直江山城、これは大氣　勇氣はあれども智慧懸合はず、毛利が小早川隆景、これは大氣　智慧はあれども勇氣懸合はず、龍造寺が（三）鍋島飛驒、これは勇氣智慧はあれども大氣なし。大名には、これほどの者もなし。」と御申し候由。

（一）直江山城　名は兼續。越後上杉景勝の家臣で、初め石田三成と謀を通じ、景勝封を會津に移さるゝや、景勝に勸めて德川家康と事を構へようとしたが容れられず、後家康に應じ景勝の米澤三十萬石の內六萬石を分與され大阪役にも從ひ殊功を立てた。元和五年十二月十九日歿。年六十（二）鍋島飛驒　鍋島直茂。幼名彥法師、加冠して左衞門大夫信安　同信眞　同信昌と稱し、天正十年飛驒守信生と改め、天正十七年正月七日加賀守直茂と改めた（一・註八）。三人同時代の人で、直茂は隆景より五歲少く、兼續より二十二歲多かつた。直江山城は成富兵庫と同年である。

一二五八　辰敬教訓狀――神參佛詣も雜作に成らぬ樣に、人の隙を伺ふ事が第一（二）辰敬教訓狀の內、神參佛詣も、其の坊、其の神主、或は其のあたりの人の、雜作に成る樣にすまじきなり。人の隙を伺ふこと第一なり。內の者をつかふも、其の心得肝要なり。其の思ひわけをせぬ人には、人つかはれがたし。又使はで叶はぬことに、心いたきとて差し置く心あれば、一度が數度に成りて、人隨意をするなり。善き事には成りがたし。惡しき方へはひかれ易し。されば、少しの事とて違ひたる事をゆるせば次第々々に法もかげ理もすまず成るなり。針ほど違ふ事なりとも、かたく申し付くべし。大なる事は、事によりて咎をゆるすとも、少しの事をゆるすべからず。大なる事はまれなり、少なる事は多し。內の者を折檻せば、先づ我が心をよくきはむべし。かねてもれざる樣に言ひ含め、惡しき事を嫌ひ、非を除け、理を立て、道の分別違はざれば、上を學ぶ下なれば、內の者も、其の心有るべし。それに違ふ事あらば、折檻すべし。又矢の筈はゆがむといへども、人のためやうによりて、直ぐに成るなり。人にもよく意見をし、教訓をなし、諸藝を教へ、或は法度を言ひ含むべし。人を使ふは、番匠の木をつかふに同じ。又下々は、一日々々の身命をつゝき、中は、一月の事をいとなみ、其の上は一年を送らんことを勵む。其の上は、一世の事を思ひ、其の上は、未來の事を歎く。上品の人は、末世末代までも、其の名を殘さ

ん事をいのる。然るに幼き内の者を取り上げて、物を教へ、召使ひ候へば、人も事かけず。よき内の者をほしがれども、幼き時より召使はぬ者には、心おくれて悪し。幼時より召使ひて、容儀たいはい悪しければ、中々直されず。廿四五迄も用に立たざる者は扶持をはなすべし。されども、若き時用に立ちたる者か、又親の時用に立ちたる者か、一度用に立ちたる事あらば、其の恩を送ると思ひて召使ふべし。然れども、左様の者を抱へ置けば、何某は今用に立たざれども、いつ比用に立ちたる者にてある間、其の恩を報ぜんとて、扶持するなどと何度も申聞かすべし。さては年寄りたるとも、今の奉公の蔭にて、心安くあらんと思ひて、能く奉公をするなり。左様の趣を知らざる者は、用に立たざる者に扶持し、今用に立つものに扶持をせられざるは、忠不忠を知らざる主人には奉公してもよしなしなどと云ひて、空病などし、出仕をするもの有りがたし。又昔は分際々々に、知行三分一を寺社に附けしなり。左様にありては餘なりとて、嵯峨天皇の御時より、十分一に定まるなり。千貫の分限より百貫寺社にほどこすに於ては災難有りがたし。それを惜しみて不慮の事有りて過分に損をし、物を入るゝなり。又武士たる者は、就中足手の爪を揃へ、爪際などへ垢のなき様にして、かねをはがさず、髪を結ひ、小袖布子帷子なども襟をすき〳〵と巻きて着、肩衣袴は破れたりとも、腰よがまぬ様に着て、頭の廻りに垢も

なく、額はえぬ様にぬき、うぶ毛生えぬ様にすり、假にも人事を悪しき様に云はず、人にはひた〳〵として、さすが尾籠緩怠もせぬやうに嗜み、表裏なきが人の本なり。諸事の中に力の入る事をするは下なり。力も入れて足手を働かすは中なり。心計り働かして事をなすは上の人なり。

（一）辰敬教訓狀　多胡辰敬家訓をいふ。尼子經久の老臣多胡左衞門尉辰敬の家訓である。

二五九　水戸黄門、己を押込めんと謀る家老を膝元に引寄せ手打にす

水戸黄門光圀家老何某、黄門を押込め申さん企を聞召し、或夜能興行を催し、其の紛れに、居間に右の家老を呼寄せ、「近くへ寄り候へ。」とこれ有る時、脇差を抜いて參らんと仕り候を、差へながら、「參り候へ。」と、膝元に引寄せ、「汝が悪事斯くの如きなり。」と書附を以て、讀聞かせられ、「之に依り、今手打する程に覺悟致し候へ。」とて、拔打に召され、側の者を呼び、「仕舞ひ候様に。」と御申付け、能見物ありと聞及び候由。了意和尚話なり。或僧、「扨々きつい事をめされ候。」と申され候時、和尚「何のきつい事にてあるべき、我も安く致すべし。」となり。

二六〇　了爲和尚曰く「出家も侍の心を持たねば道は成就されぬ」

了爲和尚話に、今時の出家引込みて、（二）鼻の先を守りて居るを能事と思ひて、皆（二）

うんねまりて居るなり。益體なし。逃尻腰拔と云ふものなり。我は今年寄りても、どこぞより請待あらば駈出すべしと思ふなり。（三）大乘寺隱居以後、直ちに關東に下り、三ケ寺駈廻り、入れ魂をして、せめて少しばかりも落着かせ度しと思ひしかども、雜用心に任せず、殘念の事に候。昔の侍は、寢蓙の上にて死ぬる事を無念がり、戰場にて死に度しとのみ嘆きしなり。出家も此の心を持たねば道を成就する事ならず。人中をよけて引込みたがるは臆病なり。引込みて何事ぞよき事をするかと思へば、惡念ばかりなり。たとへ引込みてよき事をするとも、宗風を振ひ起して道をひらく事は成るべからずとなり。

（一）鼻の先　目前の事をいふ。

（二）うんねまる　ねまるは飯などの腐敗すること、又は行事の雨などのために無駄になる場合等に用ひる語で、無爲な事をいふ。うんは意を強むる接頭語。

（三）大乘寺　加賀國金澤市長坂町にある曹洞宗名刹。了爲和尙の大乘寺隱居は正德四年である。

一一六一　安藝の侍、先づ證人を作り、道中理不盡を言ふ馬方を打捨つ

安藝の侍、勢州關の宿にて、馬を繼替へ候時分、馬方理不盡を申し候を、其の分にて差置き、向の家に入り、茶を乞出し、暫く話し候内に、「彼の馬方、（二）やからを申し候事を、亭主は定めて聞屆けこれ有るべし、にくき奴にて候。」と、何もなげに話し申され候。亭主も「御堪忍」と申し候。其の後立出で、馬方を打捨て、向の家に行き、

「先刻話し候は此の節の爲なり。證據に立たるべきや。」と申され候へば、亭主請合所の役人へ相屆け、罷通り候由。

（一）やから　短氣をいふこと。

一一六二　紀新太夫刀の銘、鬼來りて合鎚を打つてから鬼神大夫と切る

紀新大夫刀の銘、鬼來りて合鎚を打ちし後は、鬼神大夫と切り申し候由。

一一六三　中院通茂、有栖川宮の御振舞に御膳部の冷める迄吟聲を續く

中院通茂公、有栖川宮樣へ御振舞に御出で候處、御詠歌御話し成され候を、其の儘吟じ入り、御膳出で候をも御覺なく、數十返御吟聲、御膳冷め申し候に付、御相伴衆、「先づ御膳上り候樣に。」と仰せられ候時、御箸御取上げの由。

一一六四　福島正則、己が家人を討捨てた番所役人伊奈圖書の首を見て引返す

關ケ原御陣の時、（二）伊奈圖書請取の番所を通り候者見咎め、番人共討捨て申し候。然る處福島正則より、家康公へ使を以て、「我等家人科なく候を、伊奈圖書討捨て候間、圖書を切腹仰付けられ候樣に。」と申上げられ候。御秘藏の圖書にて候故御惜しみ成され、「素より圖書存ぜざる事に候間、番人を切腹仰付けらるべき」由仰遣はされ候へども、「圖書首を見申さず候ては罷成らず。」と申上げられ候。「圖書御殺成さ

れ候事は、相叶はせられず。」と仰渡され候へども、「唯今大事の場に、福島遺恨候ては罷成らず、兼々の氣質に候へば、押附御陣へ仕懸け申すべき義もこれ有るべし。」と、重重何れも申上げられ候故、圖書切腹仰付けられ、首を差遣られ候。其の御使參り候も、半途に、福島押出し罷在り、「聞召し立てられずば、御陣へ伺候仕るべしと存じ候へども、圖書首を見候て、引取り候。」と御請申上げ候由。

（一）伊奈圖書　名は昭綱。圖書昭忠の二男。本文は、慶長五年九月二十日、昭綱が家康の命により京都日岡の關を守つてゐた時の事である。

一一六五

德川家康、大阪夏の陣に米を噛んで朝の間に攻落せと下命す

大阪落去の時、家康公御下知に、「御軍勢朝の支度を仕らず、米を噛み候て、早々罷出づべく候。朝の間に攻落さるべく候。米を水に漬け候て噛み申すべく候。臟腑を損せざる」由なり。

一一六六

村山長古の柚はじき、所望されて何の事もなく盃に浮べて引退る

村山長古柚はじき候事　綱茂公御客の御馳走に、長古罷出で候。御客樣御盃御請成され候て、「長古は柚はじき候事、無類の上手と兼々承り候。所望仕るべし。」と仰せられ候へども、辭退仕り候に付、「左候はゞ酒を上げ申すまじく。」と頻

りに御所望、綱茂公も、「御所望の儀に候間、仕り候様に。」と重疊仰聞けられ候に付て、「左様に御座候はゞ、憚りながら差上げ申すべく。」と、手水に立ち手を拭きながら、御座に罷出で候。手水遣ひ候義を、御知らせ仕るしかたにて候。左候て袖をへぎ、小刀にのせ、つか〳〵と參り候に付て、御座中御小姓役なども、色めき見物仕り候處、何の事もなく、御盃の内にうかべ候て、御禮仕り、引取り候由。

一一六七　板垣信方、先づ詩歌を仕習ひ武田信玄の氣に入つてから諫言す

板垣信方、外樣に罷在り候時、何とぞ信玄の傍に近寄り、諫を申し非義をさせ申さざる樣に仕り度く存じ候へども、御前疎く候て、所存に任せず候處に、信玄詩歌に心を寄せられ候と承りて、信方學問を勤め詩歌を仕習ひ、或時御前にて詩作詠歌を仕り、御氣に入り、其の後所存の如く諫言を申し、忠節を盡し申し候由。

一一六八　秋元但馬守、將軍の御意に入り近寄つて補佐せんと心を碎く

秋元但馬守喬朝は、綱吉公　家宣公　家繼公　御三代御老中相勤められ、唯一人の御家老と、御三代共に日本國中より稱美し、上よりも御代々御賴み思召され候由。但馬守殿平生の覺悟、將軍の御意に入りて近寄り、力を竭し御政道を補佐し奉らんとなり。御寵愛の品々を其の時代々々に隨分獻上これ有り候へども、誰にても難じ申す者これ無く候と

なり。大木氏話。

一一六九 井伊備中守、容易に掃部頭を願はず、日光百年祭に初めて改む

（一）井伊備中守殿御一門衆、「御家の通名に候間、掃部頭に御改め候様に」とこれ有り候へども、「此の名は日本に隠れもなき名にて候。公儀の御外聞に懸り申す事に候へば、自分に願ひ申す名にてこれ無き」由、返答にて候。然る處に正徳五年四月八日權現様御百年忌、日光山御祭御名代仰付けられ、其の上にて家柄の名、時節到來に付、掃部頭に召成され候由なり。

（一）井伊備中守　直惟。この時、同月十一日少將に進み掃部頭と改め、享保元年七月十六日初めて封地に行くの暇を賜はつた。

一一七〇 武田家臣甘利藤藏、自ら馬糞を呑み、負傷者に呑ませて激勵す

信玄家中（一）甘梨備前守討死、子（二）藤藏十八歳、與力元の如く附けられ候。（三）組内何某深手を負ひ血とまらず、藤藏下知にて、（四）芦毛馬の糞を水にたて呑ませ候處、「命惜しとて馬糞を呑むべきや。」と申す。藤藏聞いて、「あつぱれ勇士かな、尤もなり。されども大事の戰場なれば、命を全うして主君に勝ちを取らせてこそ忠臣の本意なれ。いざ我呑みて遣はすべし。」と、自身呑みかけ附差せられければ、忝しとて服用し、本復

せしとなり。

（一）甘梨備前守　正しくは甘利。名は虎康。天文十九年信玄が信濃に進入し、小笠原氏と松本に戦うた時の事である。

（二）藤藏　甘利左衞門尉晴吉、初名藤藏。實は此の時十七歳である。永祿七年小田原役に三十一歳で戰死した。

（三）組内何某　米倉丹後守の子彦次の事。

（四）芦毛馬の糞　（二一三參照）。

二七二　黒田光之長崎見廻の途中、鍋島勝茂城下の民家に招じて面談す

承應四年（明暦改元）正月廿日松平右衞門佐光之家督相續、長崎見廻として御領内通路、（一）白山武富所にて、勝茂公御面談、御料理有り。元祿元年十二月右衞門佐隱居、肥前守綱政家督相續、次男伊勢守へ新田五萬石分知、同廿一日御禮、同廿二日右衞門佐へ御鷹の鶴拜領、同廿五日肥前守侍從に任ぜらる。廿七日御鷹の鴈拜領、同廿八日長崎御番仰付けらる。

長崎見廻として、御領内通路、四月廿日願正寺に於て光茂公御面談。

（一）白山武富　佐賀城下白山町萬金丹藥鋪武富氏の家で、儒者武富咸亮（一一五五・註三）の父次郎右衞門常古の時代であらう。

二七三　徳川家康隱居の時、日本國と土井大炊頭利勝とを讓ると令す

家康公御隱居の時、上意に、日本國と土井大炊頭を御讓り成され候由なり。

一一七三 長崎奉行竹中采女、不行跡で金銀を貪る科により切腹を命ぜらる

寛永十一年九月、長崎奉行（一）竹中采女切腹仰付けられ候。其の仔細は、堺より長崎へ參り居り候町人、平野屋三郎右衞門と申す者の目懸女るりを、無理に押取り候故、公儀へ之を訴へ、且又仕置宜しからず、金銀を貪り、殊に前代未聞の（二）柄鮫親粒十七、走りにらみ、次第亂れざるを隱し置き、其の上村正の刀脇差廿四腰求め置き候科なり。

（一）竹中采女　長崎奉行豐後府內城主竹中采女正正重。

（二）柄鮫親粒　刀の柄を卷くに用ふる鮫皮の親粒。

一一七四 寛永十六年八月江戸城出火、天守は別條なし

寛永十六年八月一日、江戸御城御臺所より出火、御天守は別條無く候なり。

一一七五 德川家光の辭世、追腹は堀田加賀守　阿部對馬守　三枝土佐守等

家光公御辭世

歎かじな悅びもせじとにかくにきのふはけふのむかしなりけり

（一）追腹　堀田加賀守正盛　阿部對馬守重次　三枝土佐守、廿二日追腹奥山茂左衞門（御勘氣內なり）　內田信濃守正信なり。

（一）追腹　徳川家光の薨去は慶安四年四月二十日で、殉死者は老中堀田正盛・同阿部重次・小姓組番頭内田正信・三枝守恵・小十人番頭内山安重等五人、重傷腹七人であつた。紀州家記錄に依ると、紀州侯徳川賴宣は此の時深く其の不仁を歎き、儒臣那波木庵に漢土の事例を問ひ、其の封内に令して殉死を禁じたとある。すると、寛文元年佐賀に於ける鍋島光茂の殉死禁止よりも早かつた譯である。尤も、實際藩内で追腹の場合に直面して禁じたのは佐賀が早かつたかも知れない。（四八六、四八七參照）

一一七六

徳川綱吉、越後騒動を自ら究め城主松平光長以下を處分す

天和元年六月廿一日松平越後守家來永見大藏・荻田主馬・小栗美作・同子大六・御城に於て（一）綱吉公御直に御究遊ばされ、越後守殿は松平隱岐守殿へ御預、御子息三河守殿は水野美作守殿へ御預、永見・荻田は八丈へ流罪、小栗父子切腹、小栗兵部・同十藏・安藤次左衞門は伊豆大島へ流罪。其の外追放の侍多し。

（一）綱吉公御直に御究　越後高田藩主松平越後守光長家に起つた「越後騒動」を將軍綱吉親ら裁斷した事をいふ。

聞書第十一

此の一巻、前の十册の內に載せざる事其の他取集め、之を記す。

一一七七 始勝後戰は兼勝の二字、味方五百の勢を以て十萬の敵に勝つ軍法聞書の內、始勝後戰は兼勝の二字に極る。治世の智謀は亂世の武備、味方五百の勢を以て十萬の敵に勝つ事。口傳。敵城へ押寄する人數上り候時は、元の道を退かず、脇道を通るべき事。口傳。味方の手負死人は、敵方へ頭を向けてウツブシに置くべき事。口傳。敵陣へ押寄せ候時、木蔭などを見立て、あの土手橋より何間程ぞと、能く目印をして通るべし。さて、味方退き候時、件の木蔭などに立寄り人數を通し、殿りをすべし。上る勢に向つて、「某殿りをするなり、同志の人は留り給へ。」と、一々言葉を掛くべし。口傳。尤も武士の心掛、懸かる時は眞先、退く時は後になるべし。懸かるに待つを忘れず、待つに懸かるを忘るべからず。

一一七八 言附けられたら畏まれ、武士の前疑ひは臆病の本と知れ

物前にて遠慮すべからざる事、譬へば、「何某あの堀を乗るべし、あの責口の先をすべし。」などと、言はれたる時、「いかゞあるべき」といふべからず。「心得たり、乗るべし、寄すべし。其方篤と思案をめぐらし、分別を据る給へ。」といふべし。心持口傳。これのみならず、何事を言附けられたる時も、そのまゝ畏まるべし。總て武士の前疑ひは臆病の本と知るべし。

一七九　野戦の時、大将は能く心得て下知せよ、總勢浮足になれば勝つ

野合軍次第の事　一番鐵砲　二番弓　三番長柄槍なり。足輕の者共は心懸うすき故、うろたふるものなり。鐵砲は空を討ち、弓は地を射、槍は眼をふさぎて、無性にたゝき合ふものなり。大将物頭、是を能く心得て下知すべし。扨前のごとく、成程騎馬の士志を一にして駈け立つる時、右足輕の兵具何の役にも立たず、持扱ふものなり。總勢浮足に成る時は、勝利必定なり。

一八〇　忍緒や上帯は引きすごきにしたのがよい、両刀は落差に

忍緒上帯の事　忍緒は布一幅を、引きすごきにしたるが能く締るなり。上帯も、とぢたるは悪し。引きすごきて、四重廻りにすべし。両剣は常のごとく、落差にすべし。城乗などの時、脇に障らざる徳あり。一際と出で立つ時は、帯二重に脇差をさし、殘る二

重に刀を差すべし。是を龍虎の爪と云ふ。

一一八一　城乗の時弓鐵砲大石大木など討懸くる時は甲も重くない

甲の事　常は重かるべしと思はるゝものなれども、城乗などの時、弓鐵砲大石大木など討懸くる時は、少しも重からずとなり。

一一八二　鍋島元茂、兵道勝利書立を差出して家光将軍の指南役に極る

月堂様剣術の勝利御書立差上げられ候事　家光公、兵法御稽古思召立たれ、御師匠を（一）紀伊様御内の助九郎か、（二）鍋島紀伊守かと御心當にて、兩人へ兵道の勝利書立を以て申上ぐべき旨仰出され候時、助九郎よりは奉書三枚書立て差上げ候。月堂様よりは、「善ト思フ悪シ、悪ト思フ悪シ、善悪トモ悪シ、思ハザルトコロ善シ。」と遊ばされ、差上げられ候處、御感これあり。やがて御稽古に極り候處、御他界故其の儀無く候。

（一）紀伊様御内の助九郎　紀伊權大納言徳川頼宣の家中木村助九郎。助九郎は相手の眞剣十本を無刀で取るといふので、頼宣に五百石を以て召抱へられた人である。

（二）鍋島紀伊守　小城藩祖鍋島元茂。月堂。（四二三・註二）

一一八三　皮を切らせて敵の骨を切れ、無分別にならぬと勝利はない

剣術開書の内品々の事　皮を切らせて骨を切る事。無分別にならずば勝利なき事。

一一八四　柳生殿將軍御前の働、天井から落ちた不意打の竹刀を拂ひ除く

柳生殿御前にて不意の働の事　御用にて、御前に罷出でられ候處に、天井より竹刀數本落ち申し候時、頭の上に左右の手を合はせ申され候に付て、中り申さず候。又或時不圖召出され、物蔭より竹刀にて、御突成さるべくと遊ばされ候時、高聲に、「御兵法にて候。御覽あるまじく。」と申され候に付て、御見返り候。其の間に御竹刀を取り申され候由。

二八五　白刃を持つた者に出逢うた時は、此方から物を言はぬこと

白刃持ちたる者に行逢ひ候時の事　向より物を云はずば、此方よりも物を云はず。向より詞を出し候はゞ、此方何のかまひなしに、「通らるべし。」と云ひて、行違ひざまに、その儘詞を懸くべし。「行懸りたる事なれば、拔身を持つて通り候はゞ、其の分にては置きがたし。」と云ひて跡より追懸くべし。德有り。口傳。さて、最前も道の眞中を通るべし。脇より見てよし。又行向ひ、其の儘（一）さゝすべし。若し手向ひ候はゞ運次第なり。

（一）さゝすべし　白刃を鞘に納めて差さすること。

二八六　口論の仕樣はまづ相手に言はせ、過言の弱みにつけ込む事

口論の時心持の事　隨分尤もと折れて見せ、向ふに詞を盡くさせ、勝ちに乘つて過言をする時、弱みを見て取つて返し、思ふ程云ふべし。

一一八七　刀の打込み様、柄木には摩利支天と氏神の尊號を書附けよ

刀の打込みの事、附柄木ツメの事　込穴と柄木と相違なき様穴を明くべし。打込みは根竹の少し古きに、紫革を副へたるがよし。一説に、二所目釘一つは鐵に紫革を附け、一つは竹に紫革を附くべし。又替目釘捗へ置くべし。又柄木は堅木に仕るべし。柚の木別けてよし。二所胴かねを廻し、その上に鮫を懸くべし。柄頭鐵の引通しよし。私に牛島兵太夫切死の時の大小を見申し候に、柄木くだけ目釘ゆるみ、絲ほどけ、中心外に出で居り候。この心持にて捗へ申すべき事なり。又柄木の内に摩利支天　氏神の尊號を書附くべきなり。又ツメは紫革を鎺の双の方に、鞘口に能き加減に張附け、加減悪しくなり候はゞ、仕直し申すべく候。一説、伽羅をツメにしたるがよしとなり。ツメには黄柏よし。刀拭紙、寒の内に黄柏にひたし、干したるがよし。大小袋の裏黄柏染め用ふべし。

一一八八　佐賀城の攻口は北山筋、多布施御隱居所跡其外要害の所々

敵の寄口有無北山筋の事　（一）多布施御隱居所　唐人町合満組屋敷　山内刀差五百人、（二）舎人支配等何れも手當なり。新町口番所、最前は東の内に有り。北に窓これ有り候。近年町迦れに立直り、北の窓これ無く候。

（一）多布施御隱居所　佐賀藩祖鍋島直茂夫妻の隱居所で、佐賀城北要害の地であつた。（八〇九・註一、三六九・註九參照）

（二）舍人支配　鍋島舍人助茂利（六四九・註一）の配下。

一一八九　名ある强敵の矢に中らうとて進む者には神佛の加護がある

（一）矢違守りの事　敵の矢向に中るまじと思ふ者には加護なし。雜人ばらの矢に中らず、名ある者の矢向にかゝるべしと思ふ者には、守護願の如くこれある由なり。

（一）矢違守り　矢に中らぬやうに祈願する護符。

一一九〇　俄火繩の作り方、樫の木や竹を削つて綯ひ、灰汁を引く

俄火繩の事　山中などにて、火繩きらし候はゞ、樫木を削り、なひ候て、火繩に用ふべし。常の火繩は竹を（一）こさぎなひ、二口ねり合はせ、早稻の藁の灰汁を引き、よりかけて能く摺り申し候。常々仕習ひ申すべきなり。

（一）こさぎなひ　こさぐは削るの方言。竹を削つて綯ふこと。

一一九一　風鈴で風向を知り、夜討には風上に火を懸け風下から斬込む

風鈴の事　軍中にて用ふるものなり。（一）どち風と知る爲なり。夜討する時は風上に火を懸け、風下より切つて入るべし。味方にも此の用心すべし。常々も風を知る爲に風鈴を懸くべし。

（一）どち風　何方風。孝白本には「風の方角を知る爲なり」とある。山本本　五常本等に據る。夜討には、風上に火を懸けて敵の退路を絶ち、風下へ逃ぐるを逆に風下から邀撃するのである。

一一九二　馬は首肉を見よ、氣を知らぬ馬は尾筒を揉みこなして乘れ

馬目利きの事　向ふより轡をきる時、前にかゝるはカン強なり。跡へしざるは中氣なり。又轡きる拍子に、口を嗅ぐは中氣馬に燒酎を呑ませ置く故なり。穴先に白み有るは穴白と云ひて人の癪病の樣なるものなり。血切れ（折目とも云ふ）有る馬は（一）ガンヂウならず、船に乘らざるものなり。首肉を見るべし。足の樋の間に節有る馬を嫌ふものなり。爪裏を見るべし。又爪われたるを繕らひたる馬あるなり。心知らぬ馬は尾筒をもみこなして乘るべし。尾筒こはき時、曲をするなり。

（一）ガンヂウ　がんじようの轉訛。馬の駿逸強健なのをいつた語で、人體にも用ひる。巖乘、巖丈、頑丈。齊東俗談に「馬の强健なるを巖乘といふ」とある。（一一二五參照）

一一九三　討手や御用の時は、一足も後へ歸らず出先から直ぐ向へ

討手など仰付けられ候時の事　何方へ參り居り候とも宿許へ歸らず、一足も後へ歸らず、直に立向ふべし。平日御用と申來り候時も同然なり。されば、武士は前廉の覺悟、嗜み入るべき事なり。

一一九四　馬の丈の計り方、地上から四尺定木、丈に餘れば前足爪下から

馬の尺の事　地より四尺定木なり。其の上を一寸二寸三寸と云ひ、四寸より上を一キ二キと云ふ。タケに餘るなれば、前足の爪下より取り、髪の所を尺に取るなり。

一九五　關ケ原役の前、鍋島直茂、德川家康を大阪から伏見城に請じ入る

關ケ原前家康公伏見御移の事　その頃家康公は、先づ大阪御花畠に、御人數御（二つぼみ成され御座候を、直茂公御出で「早々伏見御城へ御入成され候様に。」と仰上げられ候に付て、御移遊ばされ候。夫れに付石田も力及ばず、在所へ引取り候なり。其の時分直茂公御供には中野神右衛門召連れられ、節々家康公へ潜かに御見舞遊ばされ候由。扨又關東御陣の節、御用聞の爲、葉次郎右衛門御附成され候なり。

（一）つぼみ成され　つぼむは窄む。閉籠り小さくなつてゐること。

一九六　大阪和談の時、加藤清正徒歩で秀賴の駕籠脇に從ひ伏見に赴く

秀賴公家康公御和談の時の事　加藤主計頭清正、御乘物の脇に高股立にて、京より伏見迄歩行御供仕られ候。御面談の時清正御座にも罷出でられ候跡にて、家康公御意成され候は、「清正は必死の覺悟と見えたり。座中にて愛宕山の方をにらみ候。多分願書を籠め置くべし。」と仰せられ、社僧へ尋ね遣はされ候處、一通の願文を籠め置き候由。扨又秀賴公へ清正より御馳走、川御座にて、御供中へ右の節九寸五分懐中の由。

三汁十菜の料理、道筋にて仕組み、淀川の左右を掘り、炭を入れ燒立のかまぼこ差出し、川端左右金屏にて張切り候由。

一一九七 加藤清正の老家老大木土佐、人質の主君妻子を取返す

大阪陣の時、加藤肥後守殿の人質を取返し候事　加藤妻子城中へ取入れられ候。家老大木土佐、八十計りの老體にて、毎日見舞に罷越し、御門番衆と心安く成り、極老行歩罷成らざる由にて、駕籠にて出入致し、或時駕籠の内に加藤殿の妻子を入れ置き、我身も乘り候て、門番衆へいつものごとく時宜致し、罷通り候由。

一一九八 戰場の使者は男振口上は役に立たぬ、大家太郎左衞門の事

(一)立花攻の時、(二)大家太郎左衞門御使仰付けられ候事　矢合はせの前日仰入れのため、柳河へ御使者太郎左衞門遣はさるべく候由、直茂公仰出され候。太郎左衞門儀不男吶にて候故宜しかるまじき由、いづれも申上げ候へども、「今度の使は男振口上の入る事にてなし、骨一つにて濟むなり。太郎左衞門骨の事は見拔き置き候。」と仰せられ候て、柳河へ遣はされ候。さて、あなたにて御口上、「今度御下知によりて明日其許へ發向仕る事に候。何卒御斷り仰せらるべく思召し候はゞ、早々(三)兩御檢使へ仰入れられ然るべき」の趣、吶り廻り候て申達し候。返事これなき間に、襖一重あな

たにて、柳河士ども申し候は、「手ぬるき口上の趣かな。立花と云はるゝ者が、この期になり斷りを申すべしと存ぜらるゝか。又あの使の者は、さて〳〵見苦しき男振、口上も碌に申し得ず、よく〳〵鍋島は人を持たれぬと見えたり。」などと、様々悪口仕り候。さ候て返事相濟み、太郎左衞門罷立ち候節、高聲に申し候は、「唯今其許にて御評判の趣、此方へ相聞え、(四)耳の役に委しく承り屆け候。手ぬるき鍋島の槍にて候や、明日各へ御目に懸くべく候。疊の上の御批判とは、ちと違ひ申すべく候。さて又拙者不男不口上との非難尤もに候。武士は男振口上が役に立つものと思召し候や、拙者が虎口の働きをも明日御目に懸くべく候。この不男に御出合ひ御覽候へ。若又、唯今手並御覽有りたく候はゞ、これへ御出で候へ。致して御目に懸くべし。」と申し候て、暫し相控へ、罷歸り候由。

一説に、右御使成富兵庫相勤め候とも、又、久布白久白とも申し候なり。

(一) 立花攻　慶長五年十月、徳川家康の命に依り、鍋島直茂　同勝茂が筑後柳河城主立花宗茂を攻めた時の事である。

(二) 大家太郎左衞門　名は家次。土佐守家廣の子である。

(三) 兩御檢使　加藤清正　黒田孝高(如水)。

(四) 耳の役に云々　耳を持つてゐるから、持ち甲斐に聞いたといふやうな意。

一一九九　鍋島主水、柳河陣に組衆を勵まし弟七左衛門と離盃を交はす

（一）柳河陣の時、（二）主水殿組衆へ氣を附けられ候事「今度（三）小野和泉裏切の内意有り。何れも心安く存じ候へ。」と申し候て、陣屋の奥にて（四）七左衛門へ、「今日限りの命なり。隨分働き候へ。」と暇乞の盃事これ有り候由。

（一）柳河陣　（七一九・註一）。

（二）主水殿　鍋島茂里。（九六七・註一）

（三）小野和泉　柳河城主立花宗茂家臣。柳河防禦軍の先鋒。主水戰功記に「彼小野と茂里は朝鮮以來其の交り淺からず、折節は和泉茂里が草館に來り、茂里又和泉が家に到り、參會度々に及ぶ。」とある。

（四）七左衛門　主水弟鍋島茂賢。（一二〇二・註二）

一二〇〇　後藤茂綱十八歳で柳河陣に從ひ、剛勇よく配下を督勵す

柳河横矢の事

（一）後藤殿十八歳なり。刀を拔き張り、「我は一足も引かず、討死すべし。」と有りける故、軍兵一筋にはまりたる由。扱鞍がさに立上り、鶴田何某を呼び、「味方の鐵砲矢向高く、皆敵の着物に當るぞ。小膝を折つて敵の足を射よ。」と下知有りし故、即時に勝利を得られ候なり。種が島三百挺なり。此の時（二）須古殿横矢同前なり。此の人無口に候由なり。

（一）後藤殿　武雄後藤茂綱。後鍋島若狹守。その頃喜清次と稱した。龍造寺隆信三男後藤家信の

嫡子。第二陣で先陣鍋島平五郎（茂里）の右翼に陣取つてゐた。時に十九歳。『直茂公譜考補』には、茂里と茂綱とは若道の因に依つて互に相援けたとある。承應三年十二月四日歿。年七三。

（二）須古殿　須古市兵衛信昭（初信明）。後下總守。第三陣、茂里の左翼に進んだ。時に三十五歳。

二〇一

鍋島安藝、柳河陣の經驗から武田家山縣三郎兵衛の槍先を讃ふ

（一）山縣三郎兵衛が槍を（二）安藝殿批判の事　安藝殿申され候は、「柳河に於て、初めて手痛き槍を突き候が、最早廿間も先へ行くべしと思ひて見れば元の所に居り、十間も進みたると思へば、二三間もしざりて居たるなり。然るに三郎兵衛、家康公と對の槍の毎度五六間先にて突留め候と云ふは、無双の事、今初めて思ひ當りし」由なり。家康公信玄御取合の時は、いつも山縣出合ひ候。一度も負槍仕らず、對の槍の時は、五六間先にて突留め候。三郎兵衛缺唇にて候。家康公御家中に、三つ口の者出生仕つり候段聞召され、「扨々嬉しき事かな、山縣が再來なるべし。よく育立て候樣に。」と仰出され候由。

（一）山縣三郎兵衛　昌景。初め飫富源四郎と稱し、武田家四武臣の一である。天正三年長篠の役で戰死した。

（二）安藝殿　鍋島安藝守茂賢。（一二〇二・註一）

二〇二

戰場で分別が出來ると敵は破られぬ、無分別が虎口前の肝要

（二）安藝殿、子孫軍法承らざる樣にと申され候事「戰場に臨みては、分別が出來て、何とも止められぬものなり。分別ありては突破る事ならず、無分別が虎口前の肝要なり。それに軍法などを聞込みて居たらば、疑ひ多くなり、なか〳〵埒明くまじく候。我が子孫軍法稽古仕るまじく。」と申され候由。

（一）安藝殿　鍋島安藝守茂賢。初名七左衞門。實は石井安藝守信忠の次男で、鍋島主水茂里の弟である。始め石井孫六と稱し、深堀鍋島左馬之助純賢入道茂宅の養子となつた。其の先祖は上總國深堀の住人で、三浦深堀左衞門尉仲光が鎌倉時代建長七年肥前國戸八浦を賜はつて來住、深堀氏の名字を以て地名とし、戸八浦を深堀と改めた。今の長崎縣西彼杵郡深堀村である。十九代の孫純賢（茂宅）天正の初め眞先に龍造寺鍋島氏に屬したが、天正十二年島原陣に石井信忠戰死したので、その妻（直茂室陽泰院の姪）は直茂夫妻の計らひで次男茂賢を連子にして茂宅に再嫁した。茂賢、兄主水茂里と共に諸所に武功を立て、朝鮮役にも戰功があり、物成二千五百石を拜領した。正保二年二月十一日歿。年七十五。法名恭法院淨信日正。墓は佐賀郡本庄村上飯盛妙玉寺にある。

一一〇三　鶴田傳右衞門兄弟原城一番乘石垣下り、中野內匠が證人

原城にて（二）鶴田傳右衞門同弟九左衞門働の事　兄弟一同に、一番に石垣に上り、差物を立て申し候が、頓て下り申し候。此の事後日に御吟味の時、「一番乘仕り候〳〵ども、城中の矢向に恐れ下り申し候へば、臆病者にて候」由に候處、其の場の樣子、

(三)中野內匠證人に相立ち、甲州樣より御所望成され、子孫蓮池にこれ有る由。

(一)鶴田傳右衞門　同弟九左衞門　兄弟共に關將監清長組の手明槍で、當時の戰功差出がある。

九左衞門は同差出には九兵衞とある。

(二)中野內匠　茂利。

(三)甲州樣　蓮池藩祖鍋島直澄。

二〇四　一番乘一番槍よりも諫言が大忠節、諫言には一生骨が折れる

忠節の事　御心入直し、御國家を堅め申すが大忠節なり。一番乘一番槍などは命を捨てゝかゝるまでなり。其の場ばかりの仕事なり。御心入を直し候事は、命を捨てゝもならず、一生骨を折る事なり。先づ諸朋輩も請取り、主君も御請取り候ものになりて、御心安く御懇意を請け、年寄家老役に成されたる上にてなければ、諫め申す事叶はず。此の間の苦勞量り難き事なり。我が爲の私慾の立身さへ骨折ることなり。これは主君の御爲ばかりに立身する事なれば、中々精氣續き難き事なり。然れども此の當りに眼を着けずしては、忠臣とはいふべからず。

二〇五　若き侍共の嗜むべき事、平時の武邊話にも卑怯な事をいふな

直茂公御物語の事　「若き侍共嗜むべきことあり。如睦の時の武邊話に、『事に臨みて、如何あるべきや。』などと云はぬものなり。さて〳〵、沙汰の限りの事なり。座敷の

上にてさへ疑ふ者が、何として手柄成るべきや。『有無勝つべし、一番槍突くべし。』と云ふものなり。身命限りに、はまりても、時に到りて思ふまゝになきは、力及ばざることなり。」と御意なされ候由なり。

一二〇六　徳川家康、大阪陣物見中臆病神が附いたとて面頬を投捨つ

大阪御陣の時家康公物見に御出成され候事　御堀端に床几に御懸り御座候處を、城中より見附け、弓鐵砲雨の如く打懸け申し候。素はだにて御座成され候故、御供の何某、御面頬を押當て候處に、鐵砲中り申し候。「臆病神が附きたる。」と仰せられ、御面頬御投捨て成され候。又何某、「江口の方に敵打出で申し候間、御見分成され候樣に。」と申上げ候に付て、御立退遊ばされ候由。

一二〇七　徳川家康、自分を覘うた間者を讃めて武田信玄へ送り返す

武田信玄家來十三歳より家康公をねらひ候事　「家康公を討取り候はゞ、過分の褒美を與ふべし。」と信玄申され候故、何某十三歳より家康公へ奉公仕り、或夜御休み入られ候處を、一刀差通し申し候。家康公は襖一重外に看經成され候が、則ち御捕へ御穿鑿成され候へば、有體申出で候。「究竟の者と見及び、心安く使ひ候が、猶々感じ入り候。」と仰せられ、信玄へ御送り成され候由。

二二〇八　夜會碁の喧嘩に北畠某股を打落され、氣轉を以て復讐して死す

北畠殿喧嘩の事　唐津侍、夜會に圍碁を打ち候を、北畠殿見物にて、助言申され候故、拔打仕り候。その時脇より押留申し候時分、北畠殿蠟燭を抓み消し申され候。左候て申され候は、「拙者無調法此の上なく候。御斷申し候。此方少しも疵附申さず候。碁筒に當り申し候。」と申され候に付、則ち燈を出し、中直りの盃事に差寄り候處を、拔打に首打落し申され候。跡にて申され候は、「拙者股を打落され、手向成り難く、羽織にて引包み、碁盤に寄懸り、斯くの如く仕り候」由左候て追附相果てられ候由なり。

二二〇九　菱など撒いても敵に疑はれる、計略も度々すれば疑出來る

軍中防様の事　（一）菱など　（二）一表蒔きても、敵疑を起すものなり。落穴其外も同前なり。計策も知れたる時分も、度々すれば疑出來るなり。

（一）菱　鐵の串に數本の先の尖つた條を附けた防備用の武具で、菱の形に似てゐるので此の名がある。軍隊で用ひた事のある具釘板の類である。平家物語、新大納言死去に「二丈ばかりありける岸の下に菱を植ゑて突き落し奉れば菱に貫かつてぞ失せられける。」とある。

（二）一表　表は、敵に向つてゐる方面で、そこに一面に撒くこと。

二二一〇　馳走の座で肴など取る時は左手を出し、右手を嗜み用心せよ

用心の座敷の事　肴など取り候時、主君の御前は格別、其の外にては左を出すべし。用心の時、右を嗜むべく候なり。

三三一　中野神右衛門物語、夜も寝ずに稼げ、其の時漸く人並になる

（一）中野神右衛門物語の事

一、一代、夜も寝ずにかせぐべし。其の時漸く人並に有るべし。

一、神右衛門、身内に手疵十七ケ所なり。

一、神右衛門、（一）三夜夢中に、黒髪山不動より銭がめを下され候。御禮に參詣致し、「子孫繁昌御守り下され候様に、銭がめは返上仕り候。」と申上げ候事。

一、高麗にて（二）漢南人際限なく打出で、其の間一町程に見え、何れも肝を潰し候砌、直茂公、「あの勢は幾萬騎と云ふものなるべきや。」と仰せられ候へども、物申す者これ無く、神右衛門、「日本にて三歳牛の毛の數と申すが、あれにて候はん。」と申上げ候由

（一）中野神右衛門　清明。（一二三五・註一）

（二）三夜夢中　三夜續けて夢を見た事。（九九六參照）

（三）漢南人際限なく打出で　明の大軍が殺到したこと。山本本には「横際限なく」五常本には「積際限なく」とある。前者は横に無數に續くこと、後者は見込も附かぬ程の多數の意に解される

が、爰には孝白本に單に「際限なく」とあるに據る。（九九四參照）

三三三　百武志摩守女房の働、筑後蒲池城を固守して敵を追散らす

（一）鎭並御成敗の時、（二）百武志摩守罷出でず候事、（三）附女房働きの事（四）辻の堂邊にて鎭並御成敗の由騷ぎ立て候處、志摩守起きも上り申さず候に付て、女房物具を投懸け、是程の騷ぎに御出でこれなきは、御後れ候や。」と申し候。志摩守申され候は、「今度鎭並御成敗、御家御運の末となりたると存じ候へば、頻りに落涙し、打向ふべき氣色これなし。」と申し候て、終に出合ひ申さず候。又或時、女房悋氣にて一家に朝食を喰はせ申さず候處、御出陣と申し來り、早速駈出で候。跡にて女房後悔いたし、飯を炊き水樽に入れ、男に出立ち自身荷ひ、下女共にも持たせ、陣所へ持越し申し候由。又島原御一戰以後、筑後へ薩摩方懸り候時分、蒲池城に志摩守女房罷在り候が、小勢と見られては成るべからずとて、俄に旗指物を數多拵へ立て並べ、堅固に城を持ち堅め、敵を追散らし、後日旗指物は諸用事に使ひ申し候由。志摩守初めの屋敷西の丸奥、今の（五）傳兵衞屋敷の由なり。女房は大力なり。

（一）鎭並御成敗　天正九年五月二十七日、龍造寺隆信が柳河城主蒲池鎭並を佐賀に招き、和睦を裏切つて島津氏に通じたといふので、與賀馬場において鎭並以下一族郎黨二百餘人を討取つたこ

とをいふ。蒲池鎭並は民部大輔と稱し（一に彈正少弼ともいふ）、先祖は宇都宮氏で、宇都宮壹岐守貞久の嫡子三河守久憲南北朝合一の後大友氏に屬し、蒲池出羽守の女婿となり、その家を併せて蒲池を家號とした。一族大木氏は貞久の次男舍人助資綱（資知とも）から出たものである（八七〇・註一）。鎭並は久憲九代の孫で、父は武藏守鑑盛と稱した。鎭並、天正八年龍造寺氏と和し柳河一萬二千町を領し、筑後國十六城主二十四頭の旗頭として威勢を振うてゐた。天正九年五月龍造寺隆信は鎭並の逆意を憤り、田原伊勢守　秀島源兵衞を使者とし、須古の新館（この年三月隆信須古に隱居）で猿樂を催すと僞つて鎭並の參禮を求めたので、鎭並は一族郎黨、樂役共三百餘人を率ゐ、五月二十五日柳河を立つて佐嘉城下に着き、隆信の子民部大輔久家（後政家と改む）を佐嘉城に訪うて一禮を述べ、本行寺（今は佐賀市西田代町にあるが、當時は北堀端にあつた）に宿泊、二十七日早朝出發して須古に向はうとするところを、辻の堂　與賀馬場の邊に要擊して殆んど全滅せしめたのであつた。

（二）百武志摩守　名は賢兼。戸田藤次左衞門兼定の子で、賢兼の時姓を百武に改めた。一說に、武勇百人に勝れてゐたから龍造寺隆信から百武の名字を賜はつたともいはれる。龍家四天王の一人で諸所の戰に武功を立て、二百八十町を領した。天正十二年三月二十四日の島原陣には軍奉行として出陣、隆信の御先を遮つて强敵を防いだが、戰いよ〳〵不利に陷るや、隆信を落しまゐらせようと、主從四十人奮戰して悉く討死した。法名光明圓永。墓は佐賀市上多布施町天祐寺にある。養子進士允茂兼は鍋島直茂夫人陽泰院の弟石井伊豆守賢次の子で、文祿元年朝鮮役で戰死した。昭和十二年支那事變で戰死した戰車隊長百武俊吉中佐は志摩守弟次郎兵衞（一八三・註六）の後裔である。

（三）志摩守女房　今泉市佐永姬の女（山口美作守龍信の女婿子ともいふ）。賢婦人であり、又女丈夫であつた。志摩守歿後剃髮して圓久尼と號したが、看經の傍ら、自ら戰陣の間を馳驅して勇名

を揚げ、四天王の家名を辱しめなかつた。元和元年八月廿六日歿。法名圓久妙月。墓は志摩守と同じく天祐寺にある。本文は、天正十二年九月十五日、豐後の戸次伯耆入道道雪が筑前の高橋主膳入道紹運と共に大友勢として筑後に侵入した時の事で、その時圓久尼は蒲船津の城を守つてゐた。『直茂公年譜』に

斯て道雪、蒲船津の城を攻めしかども、圓久尼稠しく防いで追拂ふ。此の圓久尼と申すは大剛無雙の女性にて、平生に乘馬を好み、髮長の大髮左右に分れたり。されども又容貌美麗に色白く、合戰の出立には大長刀を得物にす。去る三月二十四日夫の志摩守隆信公の御供し、島原にて討死の後則ち尼になり、法名圓久と號す。戸次　高橋が兵、彼の圓久に防がれて蒲船津を差置き、中野式部が榎津の城を取圍む。

とある。中野式部は、後の中野神右衞門清明である。

(四) 辻の堂　今の佐賀市與賀町辻の堂。元、辻の堂に、此の時の筑後方戰死者の墓地があつた。

(五) 傳兵衞屋敷　鍋島傳兵衞增房の屋敷で、百武志摩守の屋敷は最初こゝであつたが、後本庄村八田（今の大字末次字八田）に移り、元龜元年の今山陣にも、八田から出陣した。

三三三　加藤家臣森本儀太夫、熊本城落去の後鍋島安藝の慰問を謝す

(一) 肥後落去後森本儀太夫へ安藝見舞の事　儀太夫出合ひ、(二)差附申し候は、「今度城を持つ覺悟に相極め候處、臆病神に引かされ、存命にて御目に懸り候儀、腰拔と思召さるべき由、面目これ無き次第に候。夫れを思召捨てられず、昔の御馴染に御尋ね、返す〳〵忝く存じ候。扨々力及ばざるものにてこそ候へ。」と申し候由。一說に儀

太夫は此の以前病死致し候由。

（一）肥後落去　肥後熊本城主加藤忠廣が寛永九年封を除かれ出羽に謫せられた時の事で、この時鍋島安藝茂賢は六十五歳であつた。

（二）差附　直ぐに。うつつけに。出し抜けに。今も佐賀地方でいふ言葉である。

一二一四　立花宗茂、養父實父の孝養合戦に薩摩勢を夜襲し大勝す

立花宗茂働の事　（一）島原一戦以後、薩摩は筑後肥前肥後を手に入れ、筑前寶滿の城主戸次道雪を討取りたり。其の時の立花は戸次實子なるを柳河へ養子に遣はしけるが、此の由聞附け、卽刻七百の人數にて、夜懸に押寄せ、（二）孝養合戦を遂げ、薩摩五萬の勢を切崩し、筑後川を追越し、高良山迄追登せたり。之に依り將軍より、「立花は、九州の氣一物。」と御感狀下され候。

（一）島原一戦　天正十二年三月、島津龍造寺の島原合戦をいふ。

（二）孝養合戦　立花宗茂は筑前岩屋城主高橋鎭種（入道紹運）の實子で、天正九年立花城主立花鑑連（戸次道雪）の養子となり、後筑後柳河城主に封ぜられた。本文は、天正十三年九月養父道雪が病歿し、翌十四年七月實父鎭種が島津軍の爲に岩屋城を攻められて戰死した時の事である。時に宗茂は左近將監統虎と稱し、時に二十歳で、大いに奮戰して敵を破り、豐臣秀吉から感狀を授けられた。

一二一五　立花宗茂、將軍家康の將棋相手となり、柳河の本領を安堵す

立花本領安堵の事　柳河一戰以後、家康公將棋の御相手に成られ候。其の時分、本領柳河九萬石か奥州の内十二萬石か、望み次第に下さるべき由に候處、望にて本領安堵仕られ候。

三六　後悔ほど苦しいものはない、我人後悔なき樣に氣を拔かすな

後悔の事　後悔ほど苦しきものはなし。我人後悔なき樣ありたきものなり。されど我が身の仕合はせよく、乘氣さし、又常にも、うかと氣乘りして氣ぬけ候時は、多分先を顧みずして行き當り、後悔するものなり。よく〳〵氣をぬかさず、仕合はせよき時分、氣をしづめ申すべき事なり。

三七　中野神右衞門曰く「子如何程多く持ち候共捨て申すまじく候」

中野神右衞門子供へ申聞け候事　子孫末代に至る迄、子いかほど多く持ち候とも、捨て申すまじく候。御草履取御馬取にても其の者器量次第奉公に出すべきなり。御草履取り候事は、侍の末子を差出し度き事なり。

三八　山本前神右衞門の教訓、中野一門の武邊、萬能一心其の他の條々

（一）山本前神右衞門兼々教訓の事

一　若き者共、歌草紙、盤上の樣なる氣の拔くる事を仕るべからず。中野一門は樫

の木の柄握つて武邊する役なり。

一 萬能一心。

一 内は犬の皮、外は虎の皮。

一 恐惶に筆つひえず、禮に腰折れず。

一 (二)燒鳥にへい緒。

一 (三)走る馬にも鞭。

一 (四)面問ひに科なし。

一 人は一代、名は末代。

一 金銀は求むれば有るものなり、人は無きものなり。

一 虚笑する者は臆病なり、女はへらはるものなり。

一 一町の内にて、(五)七度虚言いふが男なり。

一 知つて問ふは禮なり、知らで問ふは法なり。

一 一方見れば、八方見る。

一 一を知つて萬をさとる。

一 (六)志は松の葉に包め。

一　頼もしき者は（七）曲者なり。

一　袴の下に手を入るべからず、無用心なり。

一　人前にて大口を明け、欠伸すべからず。扇を當つるか、衣紋の下にてすべし。

一　笠と甲は前下りにかぶるべし。

一　（八）死病の時うめき度く思へども、神右衛門といはれたる者が、死際にうめきたるとありては口惜しきとて、終にうめき聲仕らず候。

一　（九）中野神右衛門は下人共へ、（一〇）おろめけ、虚言いへ、ばくちうて、と申し候由。

（一）山本前神右衛門　常朝の父重澄。（六一・註一）

（二）燒鳥にへい緒　へい緒は捉緒。燒鳥にも緒をつけて、十分に注意警戒を怠るなとの意。

（三）走る馬にも鞭　帆かけ船にも艪といつたやうに、物事は注意に注意を加へて、十二分の活動を必要とすることの譬。

（四）面問ひに科なし　面問ひはメンドヒで面責の意。面と向つて直言することに科はない。

（五）七度虚言　くよ〳〵せず、時には虚言もいひ、大言壯語もせよとの趣意であらう。時代の風である。

（六）志は松の葉に包め　志は些少でも眞心を籠めよの意。これは類語が多く、今も進物に、「寸志」の代りに「松の葉」と書く。

（七）曲者　しつかり者、剛の者。（四四・註二）

（八）死病の時　瀕死の重病。臨終。（九九七參照）
（九）中野神右衞門　山本神右衞門重澄の實父中野神右衞門清明。（一二三五・註一）
（一〇）おろめく　大聲で叫ぶこと。今も「おろめき廻る」などいふ。
尚常朝手記『善忠様御咄』には、右の外、多くの箇條が記されてゐる。重複のものもあるが、左にその全文を掲げる（『葉隱校補』に據る）。（六一參照）

山本神右衞門常々申し候詞

一　萬能一心。
一　内は犬の皮、外虎の皮。
一　恐惶に筆つえず、禮に腰折れず。
一　燒鳥にへい緒。
一　走り馬にも鞭。
一　めん間ひに科なし。
一　歌草紙は人のもてあそびなり、中野一門は樫の木の柄にて武邊するなり。
一　武士は細き事をせぬものなり、大桶を股に挾みて結ぶ者なり。
一　人は一代、名は末代。
一　金銀は求めて有るもの、人と云ふ者なきなり。
一　こりたる事ありとて、一代頭巾かぶり申されざる事。
一　右同、一代たばこのみ申されざる事。
一　召使の者に酒たばこ禁制の事。
一　不斷、所を馬屋の前に仕られ候事。
一　我は黒米食（しょく）たべ、馬に上白米食はされ候事。

一代、夜は早臥、朝は一番に起き申され候事。
一供廻小姓草履取使に遣り、又不掛合にても槍持一人にて歩行仕られ候。
一口上云ふ時、向の人の眼を見はりて云ふものなり。
一虚笑する者、男は臆病なり。女はへらはり申す由、申され候。
一一町内にて七度そら言云ふ者、男にてはなし、と申され候（註、この語、本文と反對の意に解せられるが、いはねば男でないの意であらう）。
一袴の下に手を入るゝ事無用心なりと、嫌ひ申され候事。
一馬を乗組を附けぬ侍は侍にてはなし。
一知つて問ふは禮なり。知らで問ふは法なり。
一一代、毎日さかやき剃り申され候。
一時宜深く、禮を深くする者、首を切らるべし、と申され候。
一姉様など御出の時、寺井のしほゐを取り、上下にて御目にかけ申され候。
一志は松の葉につゝめ、と申され候。
一頼もしき者は曲者なり。
一我が口に物を食うてはならぬなり。
一方見れば八方見る。
一一を以て萬を喩る。
一召使など極悪の時、必ずひそかにおしかくし、暮に暇を出され候事。
一人の頼みと云ふ事、身にかへて心づかひ申され候事。
一御書拝領の時、即ち上下着、手水つかひ、拝見申され候事。
一御先祖様御忌日毎に高傳寺其他御寺に花野菜上げ申され候事。

一　若き時より寄合ひたる人の死去なれば、法名をとり、生靈祭仕られ候事。
一　死病の時も、うめきたけれども、神右衞門といはれたるがと云ひて、終にうめき聲仕られず候事。

一三一九　家康の使者鳥居强右衞門、繩下から城兵を勵まして殺さる

鳥居强右衞門事

家康公御持城へ、敵取懸け御城番難儀の由聞召され、「明日後詰成さるべく候間、其の中持咏へ候樣に。」と、御使强右衞門遣はされ候。城へ忍び入り候處を、敵見合はせ捕へ、懷中の一通に右の趣相見え候。「强右衞門命を助け申すべく候間、城に向つて、家康公後詰、近日中の中たるべきとの御使に、參り候由申し候へ。」と申聞け候に付、「畏り候。」と申して、繩下にて、木戸口へ引向ひ候時、高聲に申し候は、「家康公の御使に鳥居强右衞門不運にして虜と成りたり。明日後詰成さるべく候間、隨分持ちこたへ候へ。」と申し候に付、忽ち切殺し候由。

一三二〇　道は左側通行——松平阿部兩家中の道中喧嘩で左方が勝つ

道を通り候時、我が左の方を通るべき事

松平伊豆守殿　阿部豐後守殿家中（一）道中の喧嘩、道の左右にて左の方勝ちに相成り候事。

（一）道中の喧嘩　松平伊豆守信綱　阿部豐後守忠秋が共に老中を勤めたのは寬永十年三月から寬文二年二月まで三十年間である。本文はこの間の事であらう。

一三二　兵法は身を捨て丶討つ、寢靜まる時と明離るゝ時が大事

長濱猪之助物語の事　兵法は身を捨て丶討つべし、向ふも身を捨て丶討つ時、對になる。そこを勝つは、信心運命なり。又寢所を人に見すべからず、寢靜まる時と、明離るゝ時が大事なり。是を心に懸くべしとなり。

一三三　戰場で敵の强弱の見樣、俯向いた敵は强く仰向いた敵は弱い

（一）夏目舍人物語の事　出陣には米を袋に入れて持つべし。肌着はむじなの皮にすべし、虱出來ぬものなり。長陣には虱出來て難儀するものなり。槍合はせの時敵の强弱見樣、うつむきて懸かるは黑く見え、强きなり。あふのきて懸かるは白く見え、弱きなり。

（二）夏目舍人　舍人助定吉。上杉景勝に仕へて軍功ありし人。其の子定房が、父舍人の物語により著はしたものに、『管窺武鑑』がある。

一三三　萬能一心、武士たる者は生死を離れねば何事も役に立たぬ

生死を離るべき事　武士たるものは、生死を離れねば何事も役に立たず。（一）萬能一心と云ふも、有心のやうに聞ゆれども、實は生死を離れたることなり。その上にて、如何樣の手柄もさるゝものなり。藝能などは道に引入るゝ緣迄なり。

（一）萬能一心　佛書「萬法一心」から出た語で、萬づの藝能も只一心から成就するの意。石田一鼎は『葉鑑抄』に、一心を「萬化の本源」と說いてゐる。

一三三四　馬鹿者に二千石、血みどろになつて働いた親に呉れた知行

何某祖父馬鹿者に二千石下し置かれ候事　勝茂公へ御家老衆より、「斯様の馬鹿者に二千石下し置かれ候儀、不聞に御座候」由申上げ候。其身様も左様に思召され候へども、「直茂公召入れいかゞ。」と仰せられ候に付、其の段申上げ候へば、「扨々あらぬ事かな。彼者が今よりもたはけ、出仕も成らぬ體に候はゞ、千石加増すべきなれども、自然出仕など致し、番所の差次なりともいたす故、今の分なり。あの者に呉れたるにてはなし。親何某ほど辛勞し、（一）血がはになつて我に家をつがせたり。親に呉れ置きたる知行なり。」と仰せられ候。其の人煩の時分、直茂公より仰せられ、勝茂公一日替りに御見舞成され候。差詰め候段聞召され、「今生の思出に何ぞ願ひものをいたし候様に。」と仰下され候。其の時彼人起上り、御屋形の方を拜し、「先頃多布施にて一見仕り候。（二）赤生の御鷹を拜領仕り、拳に据ゑ相果度き」由申し候。此の段御感なされ、則ち下され候。有難き由申上げ、其の日相果て申され候。

（一）血がはになつて　血みどろになつての意。血皮。

（二）赤生の御鷹　羽毛に赤斑のある若鷹。

一三三五　加藤清正、巖丈とて雜役馬に乘る、竹束の結目女の字を嫌ふ

雑役馬の事　加藤清正朝鮮にて、雑役馬に乗られ候。がんぢうなる故なり。駮の馬さへ一毛と云うて嫌ひ申し候。又竹束の結め、女といふ字になるとて、清正は嫌はれたり。時により用ふる事有るなり。

一三三六　不明御門の火消御番衆は火事の時も立退かず其の儘焼死する

不明御門火消御番衆の事　江戸大火事の時分、不明御門御火消衆靜まり返りて居られ候を、道通りの者申し候は、「あの衆は御門に火懸り候へば、立退かず其の儘焼死申さるゝ仰付にて候」由申し候を、中野數馬（利明）承り候由なり。

一三三七　火事中に召されて鴈を拝領し、其の儘馬の脇に持たせて働く

御火消衆御褒美の事　何某殿火事場働の時、上使を以て召させられ御目見、召使の者へ鴈拝領仰付けられ、罷帰られ候刻、又火事出來、直に駈附け鴈を馬の脇に持たせ、相働き消留め申され候。此の段上聞に達し、一倍の御加増にて、火消御免成され候由。

一三三八　心を沈むるには唾呑、立腹の時も同然、吉田流弓術の極意

心を沈むる事、（一）ツノミなり。祕事なり。立腹の時も同然なり。額にツを附くるもよし。吉田流の弓にツノミとあるも、極意はこれなり。

（一）ツノミ　唾呑。

一二二九 御式臺番石井彌七左衞門、すべり抜けた客の刀を宙に支ふ

石井彌七左衞門御式臺番の時、毛利殿御見舞御歸の節、勝茂公御打送り御禮の砌、毛利殿脇差はしり申し候を、下に落附かぬ内に、彌七左衞門柄をさゝへ、禮も崩さず罷在り候由。また同人御供の時、道中にて直訴の者これ有り候を、其の儘蹴倒し、三尺繩にて搦め候由。

一二三〇 具足は前を、甲はよく〳〵吟味せよ、首に添へて敵方に行くもの

或大將の曰く、物頭の外の士共、具足を試さば前ばかり試すべき由。又具足の結構は入るべからず、甲はよく〳〵吟味すべし。首に添へて敵方に行くものなりと。

一二三一 敵の首を取つたら小刀で首の髪の結節の下に十字を引け

首を取りたらば、小刀を以て首の髪の結節の下に、十字を引くべし。昔或士首を取りて、印に奥齒三枚かきて置きたり。然るを或士奥齒の透間より手形を口に入れて置き、對決に及び、手形の方勝に成り候由。

一二三二 徳川秀忠、家康死後には先づ諸大名に休息さすと書いて喜ばる

家康公御他界の時分、秀忠公へ「我が死後の仕置、書立て見せられ候樣に。」と仰せられ候に付て、御書立て御目に懸けられ候。初箇條、諸大名永々在府、御病中打詰太

儀に候間、早速暇を遣はし休息申付くべし。」と遊ばされ候。此の一ケ條聞召され、「天下泰平、目出度き事なり。末は聞くに及ばず候。」と、仰せられ候由。

二三三三　首帳の執筆には一番首は書附けず二番首來てから書附く

首帳の執筆、一番首を持來る時其の儘書附けず、二番首來りてより書附け候。私に、或書に、首は遠近によりて遲速あり。之を記すべき爲なりと。又一つ首を嫌ふ故なりと。又其の日一つ取りたるは、一つ首とて嫌ふ故に、髪を二つに分け、二所に結うて出すと。

二三三四　成富兵庫、上杉家中千坂兵部への返答「似たる事が有るもの」

成富兵庫、上杉殿家中（一）何の兵部と參會の時、兵部申し候は、「鍋島家は松平家の御重恩大形に思召さるまじき事なり。關ケ原の時は、扨々危き事なり。」と申し候。兵庫返答、「仰の通り御重恩にて候。似たる事が有るものなり。權現樣關東御陣は、誰がした事ぞ。」と申し候由。

（一）何の兵部　上杉家の家老千坂兵部。

二三三五　兵法など無益、目を塞ぎ一足でも踏込んで討たねば役に立たぬ

（一）中野神右衞門申し候は、「兵法など習ふ事無益なり。目を塞ぎ、一足なりとも踏込みて討たねば役に立たぬものなり。」と、（二）彌永左助も同然に申し候。

（一）中野神右衞門　名は清明。中野右衞門助忠明の次男である。中野氏は元武雄後藤氏の分れで、塚崎城主後藤資茂九代の孫後藤五郎賴明杵島郡中野村（朝日村）を賜うて中野後藤五と稱した。これ中野姓を名乘つた始めで、賴明七代の孫石見守秀明、秀明の次男が忠明である。清明初めの名式部。幼少の頃から後藤貴明の御側に仕へ、成長後貴明の計らひで鶴田善介の女と婚禮、後鍋島直茂の被官となり、諸所の戰に從軍し、天正七年筑後三池城攻めの一番首、同年肥後和仁城攻めの一番乘、同十年筑後戸原城攻めの一番乘、同年筑後江ノ浦城攻めの一番乘など、至るところ殊功を奏せざるなく、天正十二年島原陣（時に式部三十歲）に龍造寺隆信戰死し、鍋島直茂が切腹しようとしてゐる所に尋ね當り、極諫して退かしむる等功績頗る多かつた。三十四五歲の頃名を神右衞門と改め、朝鮮役にも出陣して戰功があつた。晩年伊萬里代官となり、西目一通りの心遣、境目の押へを仰付けられ、桃ノ川（西松浦郡松浦村）に住んだ。元和四年鍋島直茂逝去の時追腹を願ひ出たが、勝茂から自筆の御書を以て留められ、元和六年七月十八日桃ノ川で歿した。年六十六。法名照眞院元心淨通。墓は桃ノ川及び小城郡三日月村深川勝妙寺にある。山本常朝の父神右衞門重澄は清明の次男で、清明は常朝の祖父である。

（二）彌永左助　秋月長門守種實の甥彌永左馬頭の孫で、父志摩守初めて鍋島家に仕へ、左助は蓮池藩祖鍋島直澄の御附人となつた。物成八十石。

一二三六

鍋島直茂、豐太閤名護屋下向の時謀叛を勸めた主水の進言を斥く

太閤樣、名護屋御越の節、（一）主水殿、御謀叛勸められ候。その時、直茂公御意なされ候は、「討つ事は安き事なり。然れども末がつゞかぬなり。又三國領するも安き事なれども、十代と治むる事、とても成るまじ。一國計りは長久すべし。」と仰せられ候由。

（一）主水殿　鍋島主水茂里。

二三七　江戸大火事綱茂父子登城の際、加賀守直能書附を認む

先年江戸大火事の時、光茂公　綱茂公　（一）御登城内、櫻田御門迄御出、御番衆へ仰置かれ、御歸成され候。其の時　（二）加賀守殿も御同前に御出成され候が、御屋敷にて御父子様御出御待ち候間に、書附を認め置かれ、右御門番衆に相渡され候由。山崎藏人は、綱茂公御若輩故御介添仕り候。光茂公御口上仰せられ候跡にて「同姓左衞門も同前に罷出で候。」と高聲に申し候由。

（一）御登城内　登城の際の意。

（二）加賀守殿　小城第二代藩主鍋島直能。これは寛文八年の大火の時であらう。

二三八　江戸大火の時鍋島光茂、相良求馬等を隨へて燒跡を見分す

（一）前大火事の時、光茂公、求馬　小介　宗信計り召連れられ、御城下燒跡御見分成され候由。

（一）前大火事　これは明暦三年正月の江戸大火の時であらう。

二三九　夏目舍人物語、近代の軍は血くさき事は一二度しかない

夏目舍人軍物語に、近代の軍を見よ、長陣にても血くさき事は一度か二度かならでなきものなり。油斷すべからざる由。舍人は上方浪人なり。

一二四〇　黒田家老親三左衛門、十八歳の時大言を吐いて關所を通る

黒田三左衛門親十八歳にて、如水人數を召連れ、關ケ原罷越し候節、關にて差留め申し候に付、「某は黒田家老三左衛門と申す者にて候。若輩には候へども、誰々樣も御存じの儀に候。曾て胡亂の者にて御座なく候。御通し下さるべく候。參り懸り、差通されず候はゞ、憚りながら御番所を汚し、上下の人數一同に腹を切るべく候。」と申し候に付、差通し候由。

一二四一　黒田三左衛門、夜歸りの殿樣を閉出し鷹野を止めさす

右衛門佐殿鷹野へ御出の跡に、黒田三左衛門登城、御門を固め罷在り候處、夜更けて御歸り候へども、明け申さず候。御自身御咎め候へば、三左衛門申し候は、「大名の御身にて、今時分御歸の筈にてこれ無く候。いづれ夜明け申さず候へば、御門明け候儀罷成らず、御門番は三左衛門仕り候」由申し候て待たせ、夜明け候てより門を開き、直に奥に通り、「御傍用人杉原平助無調法にて候。惣じて御大名我が儘に御座成さるゝものにて候。左樣の儀心遣として附置き候者が、御鷹野計り遊ばされ、夜中御往來成され候樣に仕り候儀不屆者に候。則ち其の科申付け候」由にて、切腹仕らせられ候。其の以後鷹野相止められ候由。

二四二　生害場は内所に、一國の仕置は一國の見懲し、悪事多きは國の恥

生害場の事　旅人往還の所には、無用の儀なり。江戸上方の御仕置は、日本の見懲しの爲なり。一國の仕置は、一國の見懲し迄なり。悪事多きは國の恥なり、他方の聞え如何に候。科人、程過ぎては、その謂はれも相知れず候。その脇その所にて仕置これあるべき儀に候由。

二四三　鍋島勝茂、掌の指筋に家中の働を一々數を取つて褒美す

勝茂公御褒美なされ候節は、御手の裏の御指の筋に、いつの働一つ、いつの忠節一つと、數を御取りなされ候由。

二四四　使者に行つて口上を間違へても苦にするな、歸つて他言もするな

使者に行き、口上相違の時、迷惑仕るまじく候。苦しからざる事に候。又申し違ひ候とも、歸りて他言せぬがよし。後に、不手爾葉の時、人の云違にする事も有るなり。

二四五　原口作右衛門道中の働、町家の亭主に頼んで馬方を宥む

原口作右衛門道中にて、刀はしり、馬の首に疵附き申し候。馬方ねだりかゝり申し候に付、其の邊に居成し、宜しき家に立入り、「不案内に候間、宜しき樣偏に頼み候」と申し候故、此の亭主「畏まり候。」と相働き、何の事もなく相濟し申し候。

方馬に金子百疋か遣れ申し候。亭主に禮申し候て罷通り候由。

一説に、(一)新井御番所の前にての事の由。番人出會馬方をしかり、別條無く通り候由。是は御往來に、番人へ下され物これ有る故にて候由。

(一)新井御番所　(此の項六二七參照)

一二四六　究竟の士五六人心を合はせて槍を入るゝと一方を突崩す

(一)慶雲院先住　(二)冷室話に、今年八十になり、隆信樣御代の事共聞覺え居り候。物前にて兵の多少に依らず、究竟の士五六人を合はせ槍を入るれば、一方突崩すものなりと、沙汰これあり候由。

(一)慶雲院　佐賀市中ノ館にあり、龍造寺康家の建立で、臨濟宗水ケ江五ケ寺の隨一であつた。

(二)冷室和尚　同寺第六世の住持で、寬文初め頃迄住持を勤めてゐた。

一二四七　御子樣遲く御出生もよい、部屋住が長いと御述懷も有る

御子樣遲く御出生も能き事なり。久しく御部屋住に御座成され候へば、御述懷の事有るものなりと。

一二四八　本多豐前松平伊豆の判形問答、「慰みにならば成し申すまじ」

(一)本多豐前守殿、(二)松平伊豆守殿へ判形物差出され、挨拶に、「御慰みに是に御判成され候樣に。」と申され候へば、「慰みにならば成し申すまじ。」と申し座を立たれ候。

豊前守高聲に、「公方様御用にて候。判形成さるまじきか。」と、屹と申され候故、立留り判形召され候由。

（一）本多豊前守　正貫。寛永十二年御書院番頭、同十九年大番頭に進み、寛文四年致仕、同十二年二月朔日八十歳で歿した。

（二）松平伊豆守　信綱。

二四九　水野監物の竹箆返、「伊豆殿の首を切つて我が足に繼ぎたい」

（一）水野監物殿へ、（二）松平伊豆守殿申され候は、「御自分は御用に立つ人に候が、惜しき事は、背がちいさく候。」と申され候。監物返詞に、「その通りにて候。世の中が思ふ様になきものにて候。御自分の首を切つて、我等が足の下に繼ぎ候はゞ、背が高く成るべく候へども、力及ばざる事に候。」と申され候由。

（一）水野監物　忠善。（一〇八七、註二）

（二）松平伊豆守　信綱。

二五〇　三宅備前守城中煙草詮議の取合「鼻きゝ役は仕らず候」

江戸御城中は、火鉢煙草御法度にて候。又御老中初め何れもの膳、平折敷にて候。或時御目付（一）三宅備前守へ、或人「これへ煙草の煙が匂ひ來り候。御詮議成され候様に。」と申され候。備前守取合に、「御目付役を仰付け置かれ候。鼻きゝ役は仕ら

ず候。」と申され候由。

（一）三宅備前守　康雄。元祿十二年奏者番、寶永元年寺社奉行を兼ね、享保十一年六十八歲で歿した。

一二五一

板倉周防、老中に問はれて屬託札に五百兩云々と副書す

（一）板倉周防守殿江戸相越され候時分、御老中仰せられ候は、「頃日盜賊探捉に（二）屬託を立て置き候へども、訴人これ無く候。御功者にて候間、御指南候樣に。」と御申し候に付て、則ち札を取寄せ、一覽候處に、何々の事訴人に出で候はゞ、金三百兩下さるべき由書載これ有り候。其の奥に、防州副書に、三百兩にては罷出でず候。五百兩下され候はゞ申出づべく候と書附けられ、「是を建てられ候樣に。」と申され候。翌日訴人出で申し候由。

周防守は出家にて候を、御斷にて還俗の由。

（一）板倉周防守　京都所司代板倉重宗。

（二）屬託　賞金を懸けて罪人を探すこと。俚言集覽に「俗に金銀を賞料に極めて罪人を募求むるを屬託といふ。町の辻に其與ふべき金銀をあらはに揭げおく事あり、これを屬託をかくると云、是は其人に金銀を屬託して罪人を搜し出す也。然るにその金銀の事を屬託といふと俗に思へるはうるさし」とある。

一三二　夫の留守に雪隠を貸した女、袴をぬいだ男と共に死罪となる

（一）八戸宿を或者罷通り候時、俄に腹つゝき、裏借屋へ走り込み、雪隠を辱ね候へば、若き女一人罷在り候が、雪隠は奥にこれある由教へ申し候に付、そこに袴をぬぎ置き、雪隠に参り居り候處に、亭主罷歸り密懐の沙汰を申し懸け候。その末、公事になり、直茂公聞召され、「密通にてこれなく候とも、女一人罷在り候處に、無遠慮に袴をぬぎ置き、女も夫の留守に袴をぬがせ候儀、（二）密懐同然にて候」由にて、兩人共に死罪仰付けられ候由。

（一）八戸宿　今の佐賀市八戸町。

（二）密懐同然　鍋島直茂が、いかに男女間の風儀を嚴肅に見てゐたかゞこの一事でもわかる。鍋島勝茂が、元和四年父直茂の病床で聽いた直話九箇條を箇條書にして、光茂に與へたものの中に左の一節がある。

俗又、傘て心安く出入り申す所にても、男無き家に女ばかり居り候所には、人たるべき者は遠慮致すべき事に候。亭主罷歸り見とがめ、喧嘩口論となる儀多々これある由。斯様なる類は、理の外に仕置申付くべく候。喧嘩口論のたゝき合ひにての勝負は時の運によるものにて候。根本を糺し候儀失念申すまじき由、御申しなされ候。

一三三　松平新太郎家老池田大學、參勤途中一向門跡の詰問を切抜く

（一）松平新太郎殿參勤の時分、大阪にて一向門跡より、使僧罷出で、「御領内に建て置き

候末寺數ヶ所召潰され候儀、いか樣の仔細に候哉承るべき」由申達し候に付、返答にあぐまれ候節、家老池田大學若年ながら、「我等に御まかせ候へ。」と申し、出合ひ、「右の一通り新太郎存じたる儀にてこれ無く、某親仕りたる儀に候。在所より御取合仕るべき」由申達し、使僧差返し申し候由。

此の大學二十歳の時、禁裏炎上、御普請頭人に罷登られ、日本一の利發者と名を擧げ候。其の節の働ども數多これ有り候由。

（一）松平新太郎　岡山藩主池田光政。熊澤蕃山を登用し、元和偃武第一の賢君と稱せられた人。天和二年五月二十二日歿、年七十四。

一二五四　島原陣後水野丹後倉町大隅態と喧嘩し薩摩合戰を止めさす

島原脇、直茂公薩摩と既に御合戰に及ばるべく候處に、（一）水町丹後時節を考へ、（二）倉町大隅と申合はせ、喧嘩を仕出し申し候。老功兩人右の通りに付、思召し留まられ候由。

（一）水町丹後　茂成。左近大夫兼成の三男。文祿二年四月五日朝鮮在陣中病歿した。年五十三。法名殊專。

（二）倉町大隅　信吉。孫太郎俊定の次男で、左衞門大夫信俊（八〇九・註三）の叔父に當る。

一二五五　書物器物等一切の貸借は月の六齋日に改むべき事

書物器物等一切の貸し借り、（二）月の六齋に相改むべき事。

（一）月の六齋　八　十四　十五　二十三　二十九　三十の六箇日で、一箇月中の齋戒すべき日。

一二五六　關ケ原役鄉戸川の先陣は細川、黑田は話を仕懸けられて遲る

美濃國鄉戸川にて先陣細川なり。黑田先に乘入れられ候を、長岡佐渡立寄り話を仕懸け、其の間に細川先陣の由。

一二五七　方違には迷悟の文、馬に落ちぬやうには金剛經の四句の文

方違の事　迷悟の文なり。不落馬文、金剛經の四句の文なり。一切有爲法……。

一二五八　堀田加賀守家光に殉死の時肌を見せまいとて肌脫をせず

（一）堀田加賀守殿御追腹の時、御薙をも直し申したるものに候間、肌を見せ申すまじき由にて、はだぬぎ申されず候由。

（一）堀田加賀守　正盛。（一〇三二參照）

一二五九　大友八郎の刀備前兼光、短く切上げると無類の業物となる

（一）大友八郎刀（二）備前兼光二尺九寸なり。直茂公試し仰付けられ候處、切れ申さず候。（三）成富十右衞門茂安に下され、（四）二尺五寸に上げ試し候へば、無類の切れ物なり。故實に大將の双物敵の手に渡りて、其の儘にては切れ申さず、改め用ひ候時は本に

替らざる由。右の刀江戸にて火事に焼け、少し火氣これある故、銀千枚に賣り申され候。後に（五）長政判金五百枚に兼光を求められ候由。右刀にてこれあるべき由。（六）獨幽話なり。

（一）大友八郎　親秀。豐後大友宗麟（義鎭）の猶子。元龜元年肥前に來襲し、八月十九日夜鍋島直茂の爲に今山（佐賀郡川上村）本陣を夜襲され、成松刑部大輔信勝に討たれた。時に三十三。この年より百年忌に當る寛文九年八月二十日春日高城寺住持によつて親秀戰死の地に碑が建てられ、後山上に移された。成松刑部大輔後裔の發願とも傳へられる。碑面に無塵玄鑑居士と刻してある。

（二）備前兼光　備前古刀。

（三）成富十右衞門茂安　兵庫助。（八三一・註一）

（四）二尺五寸に上げ　中心を摩り上げて、刀身を二尺五寸に短かく切ること。

（五）長政　福岡城主黑田長政。

（六）獨幽　成富十右衞門茂階。初め主馬。茂安の養子十右衞門長利（太田正右衞門茂連弟）の養子で、實は諫早豐前守茂敬の四男である。幼時鍋島勝茂の養子分として城中で成長し、後狩野探幽の門人武雄の廣渡心海に畫を學び、更に江戸に出で、狩野家の門に入つた。かくて成富家を繼ぎ、元祿二年隱居、白雲軒月階獨幽と號して寶永六年病歿した。年七十三。

二六〇　鍋島勝茂、義弘の名刀を將軍家へ獻上、後天下の御道具となる

勝茂公（一）家種に御養子の時、（二）義弘の刀切物の由にて之を讓られ候。後に大猷院樣へ御獻上、その後（三）甲府樣へ進ぜられ候由。今は天下の御道具に成るべき由。

(一) 家種　江上家種。(八一七・注一)

(二) 義弘の刀　江上家の寶刀で小胸切（松倉郷義弘作）と號し、大左文字の太刀と共に鍋島勝茂に譲つた。本文家光(大猷院)に獻上とあるが『勝茂公御年譜』に依ると、この刀は關ケ原役の後慶長五年九月廿五日德川家康に獻上したとある。奏者井伊直政の動作に感じたのは此の時の事である。(四五二參照)

(三) 甲府樣　德川家光の第三子綱重。

一二六一　諸岡相左衞門、大阪籠城し落城の後歸國鍋島孫右衞門と稱す

鍋島舍人弟は諸岡相左衞門。大阪籠城いたし、落城の後、御國罷歸り、鍋島孫右衞門と申し候。孫右衞門子鍋島傳右衞門なり。

一二六二　主君の身代りに立つ覺悟が大事、佐藤繼信は羨ましき侍

主君御大事の時、御家來として御命代りに立たざるものは、一人もあるべからず。されども、兼て覺悟したる者は稀なり。兼て覺悟したる者は其の時一番に罷出で候に、續く者あるべからず。繼信は奥州罷立ち候時、妻子に向ひ、「我が君今度大事に向はせ給へば、御命危き事なり。其の時我等御身代りに立つべし。」と申し聞かせ、最後の暇乞して罷立ち候由なり。屋島に於て義經御大事の時、末代迄も名を殘す。歷々の郎黨、命を惜しむ者あるべからずと雖も、兼ての覺悟仕りたる者一人もこれなく候ては危き事な

り。されば、兼て其の覺悟を極め、御側近く相勤むべき儀なり。（一）繼信は羨ましき侍なり。

（一）繼信は羨ましき侍　（一七二參照）。

一二六三　敵の强弱の見樣、雨後に晴天を見る如く澄み渡るのは弱

敵城の强弱見樣　煙霞如レ見二春山一雨後如レ見二晴天一といへり。澄みわたるは弱なり。

一二六四　鍋島平五郎、朝鮮陣で敵船二艘を乘取り御注進書を書直さす

高麗にて番船乘の時、此御方より切取り候船これ無き節、（一）平五郎駈廻られ、その邊の船二艘取り候て、御奉行衆へ罷出で、「鍋島手より某二艘切取り申し候」由御申し候へば、「早言上の判形も相濟み候。遲く承り附き力及ばざる」由、仰聞けられ候。（二）平五郎申し候は、「日本への御註進に落ち候ては、（三）加賀守油斷の樣に相成り、某手柄も隱れ罷歸り、加賀守へ面談仕るべき樣御座なく候。相違なく仰上げらるゝこそ御註進にて御座候。何とも迷惑の儀に候へども、此の分にては罷立ち難き」由、思切り申され候に付て、御註進書直され候由。

（一）平五郎　鍋島主水茂里。

（二）加賀守　鍋島直茂。

二六五　名將の一言には裏を言はるゝ事もある、うかと承るまじき事

名將の御一言、裏を仰せらるゝ事もこれ有るものなり。うかと承るまじき事なり。

二六六　池田大學、皇居炎上の際急速に橋を架け女院の御感賞に預る

禁裡御普請御手傳、（二）松平伊豫守殿仰付けられ候に付、家老池田大學十九歲にて罷越し、萬事の働、京中の褒美者なり。御移徙の時分回祿、京の者共見物に參り候を、大學御門を開き、「苦しからず、奥に罷通り見物仕り候樣に。」と申し候に付、大勢込入り申し候。其の跡にて御門を堅め、「禁裡への御奉公に候間、命を限りに取消し候樣に、一人も歸し申さず候。」と申し候に付て、大半消留め申し候。扨又御退遊ばされ候道筋、燒け塞り候所には、新に橋を懸け何事なく御退遊ばされ候。橋の仕組、兼て仕置き候由。此の節御感にて、（三）女院樣より御巾着拜領させられ候由。又御普請場へ浪人參り、御家を見懸け、少し扶持を望み申す旨、大學承り、新參罷成らざる旨申切り候へば、「此の上は力及ばず、腹を仕るべし。」と申し候。「心次第。」と申し候に付、脇差に手を懸け候節、「御普請場を汚す狼藉者、搦め候へ。」と下知し、則ち繩下になし、町宿にて切捨て申し候由。

（一）松平伊豫守殿　岡山藩主池田綱政。

（二）女院様　後水尾天皇中宮東福門院。本文は、靈元天皇御代延寶元年五月八日京都大火あり、皇居炎上し、天皇上御靈社に遷御あらせられた時の事である。

一二六七　立聞か雨宿りか武雄皿山の喧嘩、侍と若者仕返しの仕合ひ

（一）武雄皿山に細工の爲、（二）木島形右衞門三男治兵衞罷越し居り、正德五年六月十七日晩、宿主の娘と物語仕り罷在り候處、須古の者細工に罷越し居り候が、其の家の軒下にかゞみ居り候に付、治兵衞咎め候へば、雨宿り致す由申し候へども、立聞仕り不屆の由にて打擲致し候を、亭主罷出で引きさかへ申し候。翌日治兵衞晝寢仕居り候處を、須古の者參り、木刀にて扣き捨て罷歸り候。治兵衞追懸け申すべしと仕り候へども、近所の者居込め置き候。此の段宿許へ相聞え、兄彌助罷越し候に付て、組被官大勢相附き參り、宿主へ斷り、治兵衞を召連れ、（三）須古の者の宿へ押懸け候へば、朋輩數人罷在り候が、相手を押出し候に付て一刀に切伏せ候て、治兵衞も罷歸り候由。

（一）武雄皿山　武雄の陶磁器產地筒江山をいふ。
（二）木島形右衞門　武雄領主鍋島茂紀の家來。
（三）須古の者　杵島郡須古村の惣五郎といふ十八歲の若者である。

一二六八　鍋島左太夫、脊振山爭論に獵銃をも持たず踏殺さるゝ覺悟

（一）山公事の上使下向の時分、（二）左太夫、山內心遣罷越され候節、何某、「兵具など

持越され候様に、大勢仕懸け申す沙汰これ有る。」由申し候節、答に、「此の沙汰は謀たるべく候。御治世の時分騒動仕り候と、最前（三）あなたより申す事に候。自然此方兵具など相見え候はゞ、夫れを證據に上使へ申し達すべき工みと存じ候。常々は（四）小鳥筒など持越し候へども、物に紛れ候故、此の節は持越さず候。随分無用心にて罷越し、若し取懸り候はゞ踏殺され申す所存に候。跡にて何れも手柄など有るべく候。但し我等踏殺され申す段に成り候はゞ、所の者佐嘉の衆の手に渡し申すまじ。」と申され候由。

（一）山公事　佐賀　福岡兩藩脊振山境界爭。（七八五・註一）
（二）左太夫　鍋島左太夫種之。（八六九・註一）
（三）あなた　福岡方。
（四）小鳥筒　小鳥を射る獵銃。

一二六九　殿様の怒に觸れた何某、謀略の切腹沙汰で不首尾を免かる

何某不首尾の時、何某を招き、「御憤り候儀、是々の無實にて候。唯今面目なく候て存命仕るべき様これ無く候。聞召分けられず候はゞ、腹仕るべく候。」と、謀略を以て申し達し候に付、首尾仕直し候事。

一二七〇　殿の御前で餘り若殿を褒めぬがよい、御父子の隔りが出來る

若殿様御器量に候へば、諸人褒め立て、御大名御旗本も御褒め、御出入の衆中、殿へ追従にも褒め申し候故、多分中隔り出來申し候。若殿は隨分引取り、善悪の沙汰なき様に、入めなるが順熟にて、家長久の基にて候事。

一二七一 見懸利發な者は善事も目立たぬ、溫和な者は褒められる

見懸利發に見え候者は、よき事をしても目に立たず、人並の事にては不足の様に諸人存じ候。打見たる所、溫和なる者は、少しふりよき事候へば、諸人褒美仕り候事。

一二七二 正徳五年九月八日山本常朝大小隈草庵にての事

正徳五年九月八日（一）庵にての事。

（一）庵にての事　山本常朝は正徳三年十月十三日、黒土原の庵から西方十町許の大小隈の庵に移つたので、本文は同庵での談話か出來事かの控であらう。

一二七三 自宅出火の時は諸道具悉く焼捨つる覺悟で消火に粉骨せよ

自火の仕組、公私共に兼て仕置くべき事なり。歴々御大名方にても、自火の時、外聞悪しき事これ有り候。肝要は諸道具一色も直し申さず、焼捨て候覺悟にて、粉骨火を消し、手に及ばざる時、丸焼仕り候へば、仕損有るまじく候。いかやうの急火にても、うろたへ申さず候はゞ身拵への間これ無き事はあるまじく候。兼々家内の男女共に、能

く申聞かせ召置かるべき事に候。江戸御屋敷にても、仕組、兼々能く有るべき事に候なり。大事の物仕分け、直し置くべき事なり。

二七四　成松新兵衞、下男が魚盜人志摩の家來を殴り殺した爲に切腹

成松新兵衞、深堀番に三男新十四男某召連れ罷越し相勤め候内、いけすの魚盜み候者を、召使共捕へ、打擲いたし候へば相果て申し候。此の者志摩殿被官にて候。志摩殿愚意を申上げられ、「新兵衞切腹仰付けられず候はゞ、御奉公罷成らず候。」と申され候。色々扱ひ相叶はず、新兵衞切腹仰付けられ候。跡式は嫡子新右衞門次男貞右衞門兩人に下され候。新右衞門奸謀事かにて切腹なり。此の時評判の事。口傳。

二七五　山崎兄弟、元日の時宜を認められて隣國使者を命ぜらる

山崎十左衞門同三郎兵衞兄弟、年頭隣國御使者相勤むべしと申合はせ、年内時宜をならし申し候。勝茂公、元日すり入の時宜能く候を御目利成され、隣國御使者仰付けられ候。十左衞門三郎兵衞家來共へ用意申付け、登城仕り候が、案の如く兩人共隣國御使者仰付けられ候由。

五百石　山崎四郎左衞門―百石　同權左衞門―十郎兵衞　十左衞門―後十左衞門　平左衞門―三郎兵衞　後十郎兵衞　追放後斬罪
三郎兵衞、後勘左衞門、勘解由、藏人と申し候

二七六　中野内匠、不斷組中に振舞ひ、悴兵右衞門に殿中の話を戒む

（一）中野内匠組手明槍、足輕御門番等相勤め候節、先づ内匠所に參り届け申し候。番上り候時分、直ちに參り相届け候。其の節、「御番は（二）安大事のものに候。大儀仕り候間、酒を呑み申すべき」由にて、早天に德利の冷酒を茶碗にて珍しき肴物を肴にして呑ませ申され候。爪根磨きたる者は以ての外叱り、「左樣に手を汚さずしては、（三）如睦甲冑、御用に立つまじく候。見たる所も美弱に候。嗜み候へ。」と申され候。又手足あれ候者には、「さて〳〵一段の事に候。先づ以て男らしく、左樣にかせぎ候はゞ、如睦甲冑、御用に相立つべく候。」と酒を强ひ候て、呑ませ申され候。家内の住居、居の間より外の道迄見通し候樣仕り、居の間の脇に藏を作り、目前にて何事も仕らせられ候。不斷、側に酒を置き、出入の者は直に（四）取合ひ、酒を呑ませ申され候。又悴（五）兵右衞門御年寄役相勤め候。罷歸り候節は、夜中曉にても、直ちに參り面談仕られ候に付、内匠も休み申さず相待ち候。其の中の話に、若し殿中の事など計らず申出で候へば、以ての外叱り、「殿の膝元の奉公仕り候者は、親子兄弟にも殿中の沙汰を仕るものにてこれなく候。」と、きびしく申聞け候由。

（一）中野内匠　茂利。（九五四・註一）

（二）安大事　ヤスダイジ。易しいやうで大事なこと。
（三）如睦甲冑　如睦は平時、甲冑は戰時のこと。（一・註一二）
（四）取合ふ　應對すること。
（五）兵右衞門　中野政利。

二七七　多久圖書、病中見舞の嬉野十左衞門に功の經驗を語る

（一）多久圖書病中、（二）嬉野十左衞門見舞ひ申され候へば、「奉行中に御用に立つ人これあるや。」と尋ねに付、「御子息（三）美作殿御器量にて候。」と申され候へば、「器量にても未だ功が入らず候。我等は若輩の時分、日峯樣より奉行中への中使仰付けられ、御取次仕り候が、今存じ候に、さて〳〵功に成る事共にて候。いづれ功を積み候はでは、御用に立ちがたく候。」と御申し候由。

（一）多久圖書殿　多久茂富。茂富は、晩年藤津郡五町田村鳥坂に隱居し、萬治二年六月廿六日ことで歿したが、本文病中とあるのは、この時の事であらう。（二〇二・註四）

（二）嬉野十左衞門　名は通宣。與右衞門通治の養子で、實は鍋島市佐長昭の五男である。先祖日向太郎通良、平治の頃肥前綾部城（三養基郡中原村）に在つて平氏に從はず、平清盛の命により筑後守平家貞の爲に討たれ、その孫白石五郎通益、源賴朝の時、白石鄕の地頭職となり、十六代の孫但馬守通久初めて嬉野を知行して藤津郡湯野田山（嬉野町）の城主となり、その子越後守通益初めて宇禮志野氏と稱し、後龍造寺隆信の命により字を嬉野と改め、鷺巢（鹿島町大字高津字鷺巢）城主となり、七百町を領した。爾來鍋島氏に仕へ、能古見村淺浦地方を知行してゐた。山

本常朝手記の年譜に、萬治二年六月十二日、嬉野十左衞門知行所淺浦から、父神右衞門重澄へ、多久圖書重態の手紙が屆き、重澄は直ちに佐賀を立つて圖書を見舞うた事が記されてゐる。能古見村淺浦と五町田村鳥坂とは間近な所であるから、しばく見舞うてゐたであらう。通宣、延寶七年十二月歿。年六十九。法名泰叟休安。

（三）美作殿　多久美作茂辰。（四八・註三）

一二七八　石田一鼎曰く、御家は中腰で持つ、歷々には器量がない

一鼎批判に、「御家は（一）中腰にて持ち申し候。昔より歷々には器量有り兼ね、（二）成富兵庫（三）久納市右衞門（四）關將監（五）鍋島舍人（六）中野內匠（七）同兵右衞門（八）大木兵部などにて候。」と申され候。又勝茂公へ舍人內匠兵部三人は、外樣にても、御居間にて御目見仕り候由。

（一）中腰　中堅の意。下の成富以下の人々を指す。

（二）成富兵庫　茂安。（八三一・註一）

（三）久納市右衞門　茂俊。（七四八・註一）

（四）關將監　名は清長。初め林齋と號し、束髮仰付けられて平兵衞と稱し、後、將監と改めた。少貳高經五代の孫關越後守資宗の裔である。鍋島勝茂に仕へ、大物頭となつた。勝茂の子直長（後に神代左京亮直長）が、一時將監の養子となつたことがあつた。寬永十五年九月廿日歿。年四十九。法名實叟淨眞。

（五）鍋島舍人　名は茂利。（六四九・註一）

（六）中野内匠　名は茂利。（二二七六・註一）
（七）中野兵右衛門　名は政利。内匠の子である。（三二一・註一）
（八）大木兵部　名は統清。（八七〇・註一）

二七九

孟蘭盆二御丸の双傷、狼狽へ逃げた者共も夫々處分さる

正徳三年七月十四日御聖霊祭役御料理人等、二御丸中臺所にて支度仕り候半ば、相良源太左衛門を原十郎右衛門抜打に首打落し申し候。馬渡六右衛門相浦太郎兵衛古賀金兵衛柿原利右衛門うろたへ逃げ申し候。金兵衛を目懸け、十郎右衛門追懸け申し候處、御歩行屯に逃げ込み申し候。御駕籠副田中竹右衛門立合ひ、十郎右衛門抜身を取り申し候。石丸三右衛門は十郎右衛門を追懸け、御歩行屯に参り、竹右衛門に手傳仕り候。同年十一月廿九日御仕置、十郎右衛門縄下生害、六右衛門太郎兵衛金兵衛利右衛門追放、三右衛門隠居仰付けられ候。竹右衛門へ御褒美白銀三枚下され候。竹右衛門其の節搦め申さざる儀（二）手延に相聞え候由。

（一）手延　機を逸すること。手後れ。

二八〇

刀匠四代肥前忠吉、雇鍛冶伊勢守と密懐の女房とを成敗す

正徳五年七月（一）橋本近江、何方へ立出で、手拭取りに道より立歸り候へば、女房罷在らず候を尋ね候處、番子小屋に屏風を立て、（二）伊勢守と申す雇鍛冶と、二人罷在り

候に付、詞を懸け、抜打仕り候へば、窓鴨居に切込み候時、伊勢守「心得たり。」と申し候て、刀を取り立向ひ候處を一刀に切伏せ申し候。女房逃げ申し候を追詰め候へば、「身拵へ仕度く。」と申し候へども、其の儘切捨て申し候由。

（一）橋本近江　肥前の刀匠、四代肥前忠吉。

（二）伊勢守　橋本吉左衞門吉廣。伊勢大椽吉廣の子で、伊勢守受領の記錄はない。本文は、正德五年七月十八日の事で、時に吉廣三十九歲、四代忠吉の妻は四十二歲であつた。口碑に、此の時吉廣雪隱に逃げ込んで切られたので、吉廣の刀を「雪隱忠吉」といふとも傳へられてゐる。又伊勢大椽の事とするのは誤である。

一二八一　相良市左衞門、不行跡の甥を意見し手向ふ所を打捨つ

寶永七年相良市左衞門、甥川崎貞兵衞不行跡に候處、意見仕り候へば、手向ひ候に付、打捨て申し候。貞兵衞は川崎藤左衞門子にて候。藤左衞門浪人死去に付、市左衞門介抱し、屋敷内に召置き候。貞兵衞母市左衞門妹にて候由。

一二八二　初御目見の獻上物、池田彌市左衞門の働で先例通りとなる

正德四年（一）加賀守殿初めて御目見、獻上物の事　銀馬代に（二）御肴一種先例にて用意の由、（三）甲斐守殿、池田彌市左衞門へ仰聞けられ候に付、（四）和泉守殿より、「例は御肴一種にて候故、御國元へも申し上げ置き候」趣申し達し候へば、其の節は物落

ち、前方段々の例これ有る儀、達て御申し候。彌市左衛門相はまり、「一命御助け成さる〻と思召し、泉州様の例御用ひ下され候様に。」と、甲州へ申上げ候に付、御納得にて、御看計りに相極り候。此の間數度の取合にて候。右の趣若し御禮前間に合ひ候儀もやと、御國元へ早飛脚を以て言上候處に、御禮相延び、右返答參り候に、「銀馬代獻上の儀、先例もこれ有り候間、差上げられ候様に。」と申來り、早速彌市左衛門罷越し、甲州へ申達し、御大慶にて候。然る處に御番月阿部豐後守殿より、彌市左衛門召寄せられ、「加賀守獻上物御並の通り、(五)金馬代差上げられ然るべく存じ候。此の段御國元へ申し達すべき」由御取次にて、仰聞けられ候。彌市左衛門申し候は「畏まり奉り候。早速申し遣はすべく候、御取次へ自分に御話仕るべく候。右の段(六)丹後守承り候はゞ、家の威光に罷成る儀に候へば、別して有難く存じ奉るべく候。然れども何方の分地などには相違ひ、此方家の格式、諸事古來より相定り居り申し候を、此の節相替へ候儀、何とも迷惑の儀に御座候。右御内意これを承り、丹後守より御斷りは申上げ難く候。格式違ひ候儀は迷惑にて何とも仕り難く候はんと存じ候。若し御上向障らざる儀に候はば、自餘に相構はず、舊例の通り差上げ候様に、遊ばされ下さるゝ儀は罷成るまじくや。」と申し候に付、取次則ち豐後守殿へ申達し候

へば、「申す所尤もに候。左候はゞ先規の通り仕るべき」由仰聞けられ候由。

（一）加賀守　小城第五代藩主鍋島直英。第四代元延の弟で、その養子となり、正徳四年六月十七日遺跡を相續した。同年九月廿八日初めて御目見、時に十六歳で出雲と稱し、同年十二月十八日從五位に叙せられ、加賀守と改めた。延享元年九月十二日歿。年四十六。法名圓覺院錦山浮高。

（二）御肴　副物の意で、こゝは小袖である。

（三）甲斐守殿　蓮池第三代藩主鍋島直稔。

（四）和泉守殿　鹿島第三代藩主鍋島直堅。

（五）金馬代　五萬石以上の獻上は金馬代の例であつた。

二八三　萬右衞門、數十人を撫切し、子供おどしの流行語となる

（一）納富九郎兵衞道具持萬右衞門、朋輩共（二）木挽町芝居にて（三）半疊賣より手込に逢ひ候儀を承り、之を無念に存じ、自身ねた双を附け、芝居へ參り、數十人相手にして數人切散らし、手向者一人もこれ無き故、外に出で候へば、木戸を打ち申し候故、江湖を渡り、向ふへ越え候。木挽町より聲を立て、「狼藉者は足よごれ居り申し候間、それを印に捕へ候へ。」と呼はり候に付、豆腐屋に駈込み、半切にて足を洗ひ、亭主に金子を吳れ、裏道よりぬけ、缺落ち、方々流浪、奥州にて猿廻の袋持に成り居り候處に、情無く使ひ申し候故切殺し、猿廻の金子を取り、江戸へ參り、御屋敷へ立歸り申し候。

（四）長門殿御聞附け、多久の者にて候故連下られ、扶持方給はり候由、木挽町喧嘩の

脇は、子供おどしに「萬右衞門來るぞ。」と申し候由。

（一）納富九郎兵衞　利景。六郎左衞門家利の子。勝茂時代夫人高源院附御年寄役、嫡子忠直御側役等を勤めて江戸に在り、光茂誕生と共に御守役となり、入部の御供をして下國し、萬治元年八十歳で歿した。

（二）木挽町芝居　江戸木挽町にあつた歌舞伎芝居で、萬治三年森田座創立以前の事である。

（三）半疊賣　芝居小屋で敷物の半疊や火繩などを賣る表方の者。

（四）長門殿　多久安順。長門は寛永十八年歿、納富九郎兵衞は承應元年光茂初入部の時下國した から、本文の喧嘩は慶長十年高源院入輿以後、元和寛永頃の事であらう。山本本其他「悉く切殺し」とある寫本もあるが、孝白本に據つておく。

二二八四　小刀屋半助先祖、扶持を斷り双物商賣を願うて來住す

小刀屋半助先祖は、大阪の者にて候。關ケ原の時分御用に相立ち候故、安藝殿心遣にて御扶持下さるべき由に候へども、御斷申上げ、双物商賣相願ひ候に付、召寄せられ候由。

一說、美作殿懇意にて、有馬陣の時美作殿相附き罷越し候由。今多久家來なり。双物一通御用相調へ候なり。尙尋ぬべし。

二二八五　鍋島主水茂清の母、大身には遣れぬと諫早豐前養子緣組を斷る

（一）諫早豐前殿末期に、（二）主水殿を養子に相願はるべき由にて、枝吉三郎右衞門高本

勘右衛門を以て、（三）お初様へ御相談候へども御合點これ無く、歴々方御取持にて、（四）お松様へ聟養子に（五）竹松殿御越し候へば、御兄弟結構の御仕合はせの由なり。お初様仰せられ候は、「諫早の家小身に候はゞ、義理に懸り主水を遣はす事もこれ有るべし。大身に候とて、我が家を捨て、參るべき様これ無く候。お松事は女の事にて候へば、緣次第にて候。主水緣組（六）お福へ仕り置き候間、左様申さるべく候。卽ち緣を切り候間誰にても聟養子然るべき」由、一途に仰切られ候に付て、竹松殿養子に相濟み候。（七）大和殿御次男にて候なり。

（一）諫早豐前　諫早第六代邑主茂元。
（二）主水殿　鍋島主水茂里五代の孫主水茂清。主水直朗の子である。
（三）お初様　直朗の室で、主水茂清の母。佐賀藩主鍋島光茂の第十五女である。延享元年二月廿六日歿。年八十六。法名壽量院殿月山青松大姉。
（四）お松様　直朗の女で、光茂の養女となつた。
（五）竹松殿　諫早豐前茂元の養子茂晴の幼名。
（六）お福　諫早豐前茂元の嫡女。主水緣切の後、茂晴が婿養子となつた。
（七）大和殿　白石邑主鍋島大和直堯。

一二八六　やさしき武士は齋藤實盛一人、木村長門の嗜み深き討死

やさしき武士は、古今に實盛一人なり。討死の時は七十餘なり。木村長門守、長髪に香

を留め、討死仕られ候。武士は嗜み深く仕るべき事なり。香の留め様、まづ湯氣にうたせて後に香を留むれば、よく留るなり。下帯に香を留むべき事、水風呂行水に焼物入れ候事。扇子に香を留め候は、ひらきて湯氣にうたせ、その後、香の上にて一間づゝたゝみ候て、召置き申し候。又扇子の木口に、丁子の油を引き候事、火縄にて伽羅を燒くは、火より下に伽羅をはさみ置くなり。

二八七　悪事の中に落度なく仕のけた者は十年廿年の勤よりも手柄

志波甚兵衛申し候は、「悪事究の内に、落度無く申しのがれ候者を、聞召分けられ候迄にて、召置かれ候儀殘念の事に候。悪事の中に立ち、一人落度無く仕退け候は、十年廿年一役勤め候よりは手柄にて候。加増立身仰付けられ度く候なり。」

二八八　澁谷源五左衛門の中間馬方を投殺し、肥前屋の働で事濟む

(一)澁谷源五左衛門中間大津にて、馬方を投げ候處、打殺し申し候。其の時(二)肥前屋九左衛門罷出で、「某請取り申し候間、御構なく御通り候様に。」と申し候。

九左衛門働にて相濟み申し候由。

(一)澁谷源五左衛門　定照。寛保二年三月歿。

(二)肥前屋九左衛門　鍋島家參勤道中の本陣。（八一二參照）

二八九　鍋島普周、御機嫌に逆らうて書き物を讀み、却つて賞せらる

（一）普周大目付役の内、御前に罷出で、書き物讀み申され候へば、以ての外御立腹候へども、相止めず讀み申され候を、（二）主水殿（三）相良求馬兩人にて引立て申され罷歸り、仰付を相待ち居り申され候處、召出され、役方精入り候由にて、御小袖拜領候由。

（一）普周　鍋島內記種世。（三一六・註三）

（二）主水殿　鍋島主水武興。淡路守茂宗の子で、主水茂里の孫である。寛永十四年有馬陣には、十三歲で父茂宗と共に出陣、鍋島勢の先鋒として戰功を立てた。延寶四年七月十三日歿。年五十二。法名洞外睡雲。墓は神埼郡仁比山村大字志波屋眞龍寺にある。

（三）相良求馬　及眞。

二九〇　武雄家中兩人衆道の遺恨で決闘し、雙方一度に首を落す

武雄家中兩人衆道の遺恨にて、與賀社內に參り、中合はせ打果し、雙方一度に首落ち候由。

二九一　御兩殿樣の時は年寄役が立ち兼ねる、下々も同樣父子仲が悪い

御兩殿樣の時は、年寄役立ち兼ね申し候。下々も世悴成長し候へば中悪しき事有り。心持これ有るべき事に候なり。

二九二　中村平六兵衞嫁の貞心、夫や舅が悪いからとて見捨てず

（一）武雄の（二）立野甚五太夫は、（三）河原勘左衛門妹聟にて候。甚五太夫娘は、（四）中村平六兵衛嫁にて候。先年出入の節勘左衛門より甚五太夫女房を取返し、平六兵衛嫁に申し遣はし候は、「平六兵衛父子不忠に候間、見舞分にて此方へ参り候様、介抱仕るべき」旨にて候。その返答に、「女として主人へ忠を盡し候事は相叶はず、不忠の人を捨て、今其の元へ参り候」とて、何程の忠節これあるべきや。どなたへぞ参り候て、食を焼き申すより外あるまじく候。一度男と頼み舅と頼み候人を、今身上危く候とて見捨て候ては、女の道立ち申さず候。殊更親父甚五太夫女房に捨てられ、頓て流浪の時分、女ながらも、せめて我等介抱仕らず候ては、誰を頼り申さるべきや。某男子にて候へば存じ方も御座候。各〻の御分別を借り申すまじく。」と申し切り終に参らず候。追附甚五太夫平六兵衛浪人、配所に、嫁も同然に浪々の體にて罷在り候由。倹中話。

（一）武雄　杵島郡武雄。佐賀本藩御親類同格四家の一。
（二）立野甚五太夫　武雄家臣、物成五十石。
（三）河原勘左衛門　武雄總心遣を勤めてゐた。
（四）中村平六兵衛　武雄家臣、物成四十石。

一二九三　春日局、天海僧正に直談懐剣を突附けて竹千代君擁立を迫る

（二）南光坊へ（三）春日局見舞ひ、人を退け直談にて、懐剣を抜き、突殺し申すべくと仕られ候故、様子を尋ねられ候處、「當時天下の事、御手前思召の儘に相成り候。然るに（三）竹千代様を差置き、（四）國松様へ御代を御譲り候様に御取成し候儀、不屑千萬に候。則ち差殺し申す」由に付、「全く存ぜざる事に候。隨分心遣ひ仕るべき」由にて、家康公へ御内意申上げられ候由。

（一）南光坊　天海僧正。
（二）春日局　德川家光の乳母。阿福。初め稲葉正成の妻。
（三）竹千代様　德川家光の幼名。
（四）國松様　德川家光の弟駿河大納言忠長の幼名。

一二九四　武田勝頼の家來土屋惣藏、勘氣中唯一人駈附け天目山に討死す

信玄の家中は無雙の勇士共にて候へども、勝頼天目山にて討死の時、皆逃失せ申し候。數年勘氣にて罷在り候（二）土屋惣藏一人罷出で、「日頃口を叩き申されたる衆は、何方へ參られ候や。御主の恩報じに。」とて、一人討死致し候由。

（一）土屋惣藏　名は昌恒。武田家の功臣で天正十年節に殉じて天目山に戰死した。

一二九五　山村十左衛門、長崎大火の際置米全部を獨斷施與して加増せらる

山村十左衛門長崎聞番の時、長崎中燒失、町人共飢ゑ申し候に付て、十左衛門一存に

て、置米藏より殘らず米を差出し呉れ申し候。此の儀追て言上の處、御褒美として廿石御加增なり。御加增小左衞門へ分け申され候なり。

一二九六　鍋島家と鍋島村民、毎月村民集つて拜し、初穗を高傳寺に供ふ

鍋島村市郎左衞門話に、當村元は長岡村と申し候。（二）長岡伊勢守樣二百町の御領地にて御住居の由。百姓廿五人、一人も籠を倒し申さず、今に於て當村に居住、富貴にて罷在り候。若し無力仕り候者は、村中より（二）兒次普請迄仕り、病氣の時は村中より田地も作り立て呉れ申し候。二百年以來子孫相續仕り候。市郎左衞門も廿五人の內にて候。將又古來より當村の者盜み仕りたる事これなく、且又殺生仕らず候。放生堀御座候に、此の前制札御座候。廿年以來札を失ひ、訴訟仕り候へども、元の札これなく候故、未だ相叶ひ申さず候。（三）御先祖樣御建立の天滿宮の御修覆の訴訟相叶ひ申し候。勝茂樣より公役御免の御判物、市郎左衞門所にて毎月廿四日に村中集り拜を仕り、（四）茶講仕り候由なり。又御先祖樣御命日毎に鍋島村より線香進上、御寺參詣仕り候。盆には燈籠差上げ申し候。（五）彌平左衞門殿へ元日に御祝儀に參上仕り候。殿樣御代替りに年輩の者入道仕り候。御代拂りには、酒肴進上仕り候由。年中田畠の出來物初穗村中より取集め、高傳寺へ差上げ候。

(一) 長岡伊勢守様　鍋島氏の祖。名は經秀、崇元公と稱した。佐々木太郎定綱九代の孫で、後龜山天皇御宇弘和年間、山城國北野から初めて肥前に下向、佐賀郡鍋島村に住し、姓を鍋島と改めた。永德三年四月十六日歿。その居館の跡は、鍋島村大字鍋島にあつて御館の森といひ、經秀その他の碑がある。

(二) 見次普請　普請を見次ぐ、即ち貧困者には村中から普請の加勢をすること。

(三) 御先祖様御建立の天滿宮　長岡伊勢守經秀は、山城國長岡から天滿宮及び觀世音菩薩を勸請して館内に祀つた。嫡子經直が本庄村に移つた後、御館の森にその天滿宮並に觀音寺を建立、直茂の時天滿宮を乙宮社内に遷し、その西側に觀音寺を移轉させた。

(四) 茶講　隣保相集つて親睦を計ること。今も佐賀地方に「お茶講」があり、その組内を「おちやごうち」と呼んでゐる。

(五) 彌平左衞門殿　鍋島直茂の兄豐前守信房の子茂昌、初めて彌平左衞門と稱し、子孫之を踏襲した。

一二九七

鍋島志摩家來某、藏米を盜み死罪の時狂歌を讀んで免さる

(一) 志摩殿家來何某浪人の申渡しこれあり候處、「浪人とは何事にて候や存ぜず候。

(二) 山中の事にてこれあるべく候。拙者は山中仕る儀罷成らず候。不屈者と思召し候はゞ、御殺し候樣に。」と申し候に付、構ひなく相濟み候由。又彼の家來迫逼いたし、藏の米を盜み候に付、死罪に極り候時分、「兼て狂歌讀み候が、此の場にて讀み申すべくや。」と尋ねられ候へば、

(三)ほの〴〵とあかしかねたる世の中にしまがくれざる米ほしぞおもふ

と讀み申し候に付、差免され候由。

(一)志摩　深堀邑主鍋島茂里(主水茂里とは別人)。その子茂春　その子茂久皆志摩守と稱した。と丶は茂里の事であらう。

(二)山中　山中に蟄居すること。

(三)ほの〴〵と　柿本人麿の歌(實は別人の作であらう)と傳へらるゝ有名な歌「ほの〴〵と明石の浦の夕なぎに島がくれ行く舟をしぞおもふ」(古今和歌集)を、もぢつたものである。

二九八　鍋島直茂、多布施館門前に往來の者下馬せぬ樣に二重土手を築く

太閤樣吉野御花見の御供、勝茂公御勤めなされ候。直茂公御うらやましく思召され候由にて、多布施の御隱居所に吉野の景を(二葉山二助に御かゝせなされ候由。近年宗智寺普請の時、御居の間も吉野の繪も替り申し候。又御門前に往來の者下馬仕らず候樣にと思召され、二重土手御築かせなされ候由。先年悉く開きに相成り候由なり。

(一)葉山二助　名は家氏。龍造寺豐後守信親の次男で、藤井覺右衞門茂親の弟である。兄弟共に姓を藤井と改め、二助は手明槍となり、後葉山と改姓した。直茂に仕へ、藩命により江戸狩野友巴の門に入つて畫を學び、潮湖と號した。加藤清正の需に應じて熊本城の壁畫を描いたこともある。寬永十四年、龍造寺伯庵の訴訟事件に坐し、四月四日切腹仰付けられた。

二九九　物言ひの肝要は言はぬ事、言はゞ言葉寡く道理よく聞える樣に

物言ひの肝要は言はざる事なり。言はずして濟ますべしと思へば、一言もいはずして濟むものなり。言はで叶はざる事は言葉寡く、道理よく聞え候樣いふべきなり。むさと口を利き、恥を顯はし、見限らるゝ事多きなりと。

一三〇〇　奉公人は念佛の行者の如く出で入る息に主君に名號を唱へよ

念佛の行者は、出で入る息に佛を忘れぬ爲に、名號を唱ふるなり。奉公人も、主君を思ふこと、斯くの如くなるべし。主君を忘れぬを、當介の肝要とするとなり。

一三〇一　死際のよき者は曲者、日頃口利の者取亂すは眞の勇士でない

死際のよき者は曲者なり。例し多し。日頃、口を利きたる者の死場にて取亂すは、眞の勇士にてなき事、知られたりと。

一三〇二　女の手跡は親許に遣る味噌乞文が書ける位の埒が明けばよい

山本前の神右衞門申され候は、「女の手跡よく、草紙など見るものは密懷いたし候。（一）みそ乞ひ文とて、親の所へ味噌乞ひに遣はす分の埒明けば、手跡は入らぬものなり。」と。

（一）みそ乞ひ文　親許に味噌の無心をいふ手紙。本文、婦德の根本に重きを置いたもので、これも時代の風である。今日、所謂文學少女などの輕薄な一面を戒むるのと同じである。婦人にも、學問知識や文學書道などの大切なのは言ふまでもない事で、時代に順應して解すべきである。

一三〇三　寢癖わろき男は左を下に、大指を手の内に握り込んで寢よ

寢癖わろきを直す事　男は左を下になして、手足の置き樣、（一）吉祥臥（口傳）の通りにして、手の大指を手の内に握り込みて伏すべし。氣のもれぬ仕樣なり。

（一）吉祥臥　佛家の吉祥坐（左足を右股の上、右足を左股の上に置いて組合はせ、右手を左手の上に置いて坐する法）に擬して臥す法であらう。即ち右を上にする。

一三〇四　諸人主君に思ひ附き、諸朋輩思ひ合ふやうにするが大忠節

諸人主君へ思ひ附き、諸朋輩思ひ合ふこと肝要なり。斯樣に仕なす樣これあるなり。これ大忠節なり。たとへ、御主人朋輩の内に惡しき事ありとも、それに理を附けて褒めて置くまでなり。斯樣々々に宜しからざることありと聞きては、その儘隔たるものなり。人の心はやさしきものなる故、移り易きものなり。よき事ありと聞きては、その儘思ひ附くものなり。諸人主君に思ひ附き、諸朋輩思ひ合ふ樣にするは、及ばざる事の樣なれども、一人の力にて確かになるものなりと。

一三〇五　山本前神右衞門、己が養女を離緣した內田正右衞門と入魂す

（一）內田正右衞門へ山本一門の娘を、（二）前神右衞門養子にして、遣はし置き候處、正右衞門離別致し候。翌朝神右衞門より正右衞門を召寄せ、「よく隙を出し候。地來惡

しき生附にて候。名字の端にて候故、仕附け申し候。其方氣に入らざる事尤もに候。左樣にも候へば、斯樣の事にて、多分疎くなるものにて候。其方御親父懇意を得候末にて、今又其方と入魂致す事に候間、以來に於ても少しも相變らず寄合ひ申すべく候。其の爲(三)今朝申請け候。振舞仕るべき」由にて、引留め申され候。相變らず懇意を得候由。親しき間の緣組は了簡有るべき事なり。

(一) 內田正右衞門　良昌(一二九・註一)。彌兵衞宜興の子。
(二) 前神右衞門　山本常朝の父神右衞門重澄。(六一・註一)
(三) 申請く　招待すること。今も佐賀地方で、客を申請けてなどいふ。

一三〇六

萬事目に立つ事は宜しくない、何でもすませば濟むもの

仕立の奉公人、系圖を仕立て、紋所を改めなどする事、早人に見透かさるゝものなり。先祖の事を大切に存ずる心入ならば、潛かに書附けて直し置く筈なり。紋所替名名字判形手跡その外萬事目に立つ事は宜しからざるものなり。何にても濟ませば濟むものなり。或人に意見。口達。

一三〇七

柳生流兵法の極意は死ぬ事、この一事で新弟子に免許皆傳

(一) 柳生殿極意に、「大剛に兵法なし。」と。その證據に、但馬殿へ御旗本何某殿參られ、弟子に罷成るべき由に付、但馬殿申され候は、「御自分は何事ぞ一流成就の人と相見え

候。有體承り候上、師弟の契約仕るべし。」と御申し候へば、「武藝一事も稽古仕りたる儀これなき由」申され候。「さては但馬守をなぶりに御出で候や。公方様の御師匠を仕る者の目がねは、はづれ申すまじ。」と申され候に付て、誓言を立て申され候。「さ候はゞ、何事ぞ御得心の事はこれなきや。」と尋ねられ候ゆゑ、「幼少の時分、武士は命を惜しまぬに極りたりと、不圖存附き候て、數年の間心にかゝり得心いたし、今には死ぬる事を何とも存ぜず候。この外に得心申したる事これなく候。」と申され候。但馬殿感心、「拙者目がね少しも違ひ申さず候。拙者兵法の極意はその一事にて候。唯今迄數百人の弟子に極意を免し申す人一人もこれなく候。木刀御取り候に及ばず候。則ち一流附屬仕る」由にて、印可卷物卽座に相渡され候由。（二）村川宗傳話の旨なり。

（一）柳生殿　柳生但馬守宗矩。
（二）村川宗傳　傳右衞門貞政。（九一六・註一）

一三〇八　必死の觀念は一日仕切り、毎朝心身をしづめ懈怠なく死ぬ事

必死の觀念、一日仕切りなるべし。毎朝身心をしづめ、弓鐵砲槍太刀先にて、（一）すたすたになり、大浪に打取られ、大火の中に飛入り、雷電に打ちひしがれ、大地震にてゆ

りこまれ、數千丈の（一）ほきに飛込み、病死・頓死等死期の心を觀念し、朝毎に懈怠なく、死して置くべし。古老曰く、「軒を出づれば死人の中、門を出づれば敵を見る。」となり。用心の事にはあらず、（三）前方に死を覺悟し置く事なりと。

（一）すたゞ〳〵ずたゞ〳〵（寸寸）に同じ。
（二）ほき　崖。
（三）前方　あらかじめ。

一三〇九　太閤秀吉下賤の時、寢靜まつてから天下の仕置知行割を書く

太閤秀吉公下賤の時、諸朋輩寢靜まりて後に、日本の主になりてよりの天下の仕置、諸人への知行割、每夜書立て、仕組成されたる由なり。

一三一〇　主君の御供には草履を懷中せよ、扇は面の左端を開けて差出す

主君の御供の時は、草履を紙に包み、潛かに懷中すべし。計らず公私の用に立つ事あり。扇は面の左の端ばかり切りて差すべし。主君自然扇御落し候時、右の端を切りて差し上ぐべきなり。

一三一一　鹽山法語の出家の大願、奉公人の大願も斯くの如くなれ

（一）鹽山法語ニ、少年ヨリ一ツノ疑起リテ候ヒシ。抑、此ノ身ヲ成敗シテ、誰ト問ハバ我ト答フル物ハ是何物ゾト、一念疑初ルヨリシテ、年ノ重ナル儘ニ、疑深クナルニ

ヨリテ、出家セント思立チ候ヒシ時一ツノ大願力起リテ候ヒシ。迚モ出家スルトナラバ、獨一身ノ爲ニ道ヲ求メジ、諸佛ノ大法ヲ悟リテ、一切衆生ヲ度シ盡シテ後ニ正覺ヲ成ズベシ。又若シ此ノ疑ヲ明メザラン中ニ、佛法ヲ學セジ。又僧家ノ禮ヲ學セジ、人間ニ交ラバ善智識ノ下ト山トヨリ外ニ身ヲ置カジトナリ。出家ノ後殊ニ疑モ深ウナルニ隨ツテ、此ノ願モ深ク起リテ候ヒシハ、前佛已ニ涅槃シ、後佛末世ニ出デ給ハザル中間ニ、佛法ノ絕エン時ニ於テ、無法世界ノ衆生ヲ度センニ、障ナキ程ノ大道心ヲ起サバヤ。縱令此ノ愛見ノ罪ニ依ツテ、無間地獄ニ墜ツルトモ、衆生ノ苦ニダニ代リ得バ、少シモ退屈スル事ナクシテ生々世々未來際ヲ盡スマデ、此ノ願ヲ失ハジ。又修行ニ於テ、生死相見ニ滯ラジ。又小善根ヲ修シテ寸ノ暇ヲ費サジ。又自ラ其ノ力到ラザランニ、人ヲ利益シテ人ノ眼ヲ潰サジト、此ノ願心ノ僻トナリテ工夫ノ障ト成リ候ヒシカドモ、已ム事ヲ得ズシテ、諸佛ニ對シテモ、常々此ノ願ヲ達シテ候ヒシホドニ、一切ノ善惡ノ緣ニ對スル時モ、唯此ノ願ヲ行ジ、諸天ノ眼ヲ友トシテ、今ニ至リ申シ候ナリ。

奉公人の大願も斯くの如くなるべし。

（一）鹽山法語　禪僧得勝拔隊（慧光大圓禪師）の著。原名は鹽山拔隊和尚假名法語といふ。得勝拔隊は吉野朝時代の禪僧で、相模中村に生れ、長じて諸國巡錫の後、甲斐の國守武田信成に請ぜ

られ、鹽山向嶽寺の開山となり、門弟千餘名を有し、元中四年（至德四年）二月廿日端坐のまゝ衆に遺誡して寂した。年六十一。鹽山法語は、十三章の法語より成り、全部假字體或は消息文である。向嶽寺は今の甲斐國東山梨郡鹽山町上於曾にある。

一三二　物には相應不相應がある、若輩は出過ぎた事をせぬがよい

物には相應、不相應有り。或人、間もなく一倍の御加增下され候時、味方の衆より、「餘り結構過ぎ、障の方も候まゝ、御斷申上げられ然るべく」と內意申され候に付、此の人申され候は、「御尤もの儀。相似合はざる儀、荷切り申すまじくとも存じ候へども、主人の御褒美を返上仕るは、老功大役などは相應仕るべきが、我々通りには、似合ひ申さず慮外に相成るべく候。初心の某に候へば、唯畏み奉るべし。」と申され候。又或人不念にて閉門仰付けられ候時、同役何某少々その引懸り候へども、御構これ無く候處、「某も同前の不念にて御座候。御構無く差置かれ候時は、最負の樣に相聞え申すべく候。引入申すべく」と申し達せられ候に付、御耳に達し「了簡次第。」と仰出され、一日遠慮仕られ候。若し引入申さず候はゞ、我が身の難をよけ候樣に、諸人存ずべく候へば、其の圖に當りたる樣に候へども、年輩身上を考へ候へば、能く過ぎ申すべく候。斯樣の節の相應は、申し達し樣に仔細これ有るべく候。尤も智有

る人に相談有るべき事なり。

一三三　松平伊豆家來正雪一味の奥村權之丞訴人に出で褒美に預る

松平伊豆守殿家來奥村權之丞儀、正雪一味にて候が、弓屋藤四郎申合はせ訴人に出で、大分の御褒美を取り申し候由。原の城にて（二）鍋島大膳働の證文差出し候人なり。

（一）鍋島大膳　正之。（七〇三・註一）

一三四　主君へは陰の奉公、人の爲には知れぬやうに賴母しをせよ

主君に忠節、朋輩に懇切など、不部にしてすれば、却つて仇になることあり。この心を信玄の壁書に、「忠節述懐　述懐謀叛　謀叛沒落。」と書き記され候。一廉忠節を盡すと思ひて骨折りたる時、主君より褒美もなく、上下行違ひどもにて、却つて不調法になどなり候時、やがて述懐、氣すさみして逆意これなく候へば、これには劣るなり。朋輩への賴母しも同然なり。さして忝くとも申さぬ時、やがて不氣味出來て、物知らずなどと見限り、後には仲違ひになることありて、賴母し致さぬには劣るなり。されば、最初の部りが大事なり。御褒美これなき時、少しも恨み奉らず、いよ〳〵忠節を盡すべく賴母しをして、禮謝なく、却つて取違へ、遺恨など存ずる人ありとも、少しも不氣味に存ぜず、いよいよ賴母しをして人の爲になるべしと覺悟すべし。すべて、人の爲になるは我が仕事と知

られざる様に、主君へは蔭の奉公が眞なり。その返報これある時は志感じ、斯様に心得候て仇を恩にて報じ、陰徳を心がけ、陽報を存ずまじきなりと。

一三一五　立身加增も速きを望むな、遲速共に諸人うけがふやうに

立身加增速き時は諸人敵となり、のうぢなし。遲き時は諸人味方になり、その上の幸は慥に見ゆるなり。畢竟、遲速共に諸人うけがひ候時は、危き事なし。諸人催促いたす時の幸が、のうぢあるなりと。

一三一六　人に負けるな、一念發起突つ立ち上がれば上は手になる

人は立ち上る所なければ物にならず。人より頭を踏まれ、ぐづ〳〵として一生を果すは口惜しき事なり。誠に夢の間なるに、はつきりとして死に度きことぞかし。ここに眼の附く者稀なり。在家も出家も、當時何某々々家老年寄役にて御用に立ち、何和尙々々一派を持ちて居るを見て、「彼も人なり、鬼神にてはなし、少しも劣るべき謂はれなし、若し誰々に乘越えずんば腹掻切つて死ぬべし。」と突つ立ち上れば、卽座に上は手になることなり。功を積みてからと云ふはまだるし。一念發起すれば則ち立ち上ることなり。斯様に突つ切つて踏破ること成りがたく、志は有りても、何やかや取附きて、埒明きがたき時もあり。左様の時、（二）「手に吹毛劍を握り、觸着する所剗却せざるなし。」と云ふ句などを力にす

べしと。

（一）手に吹毛劍を握り云々　吹毛劍は佛道にいふ劍の名。「手握吹毛劍所觸着無不刻却」、禪語である。

一三七　須古家中池田平五左衞門惡事の切死、大事の敵は逆に切れ

須古家中池田平五左衞門惡事露顯、須古百助所へ呼寄せ、大小を取り、侍五人足輕五人番相附け、宿元へ歸し、押附究これ有る筈に候。その夜平五左衞門申し候は、「用所に參り度く候。慮外ながら行燈御持下さるべく候。」と申し候に付、侍何某參り候を、湯殿に最前隱し置き候脇差にて、片腹より肩先へ、筋違に上ゲ刀に切り、引返しに自身吭を掻落し、相果て候。家內見分これ有り候處に、數合はせ、床の下などにも、双物の類あまた隱し置き候由なり。正德五年十月の事なり。

老師傳に云、大事の敵は逆に切るべし、討洩さぬ爲なりと、權太夫は突くべしと申され候。

一三八　病人には勇勢な軍書など讀み聞かせると氣が張つて全快する

病氣永引き候へば、氣草臥れ、大病になるものなり。斯樣の病人は、氣を引立て候事肝要に候。祈禱願力にて奇特などこれある時、きほひ出來申し候。常々法號眞言など

唱へさせ候へば、氣轉じ病氣を忘るゝものなり。軍書の内勇勢の所、驢鞍橋など、きほひ候て讀み聞かせ候へば、ふと心に乘り、引上ぐる氣質出來、本復するものなり。

一三一九　人のたけは量られぬ、一つ所に滯らず、住みかへ〳〵向上せよ

人のたけは、九分十分と申し候へども、何段ほどこれあるものに候や、無量のものなり。これ迄と思ひ一つ所に滯り自慢などする事、なか〳〵卑き位なり。歌に

いづくにも心とまらば住みかへよながらへば又もとの古里

かくの如くに、又住みかへ〳〵せずしては、人並にもなるまじく候。我がたけ少し上り候時ならでは、無量事は存ぜぬものなりと。

一三二〇　主殺しの下手人妾腹の素性が知れ、實父と共に仕置を受く

丹羽殿家來の士、江戸詰の内、妾を召使ひ、男子出生仕り候を、妾に附け江戸へ在附け置き候。此の子成長の後、主取いたし、主を殺し候故、公儀より從類御成敗成され候。親類御吟味の節、一々申出で候に付、彼の士父子江戸召寄せられ、御仕置仰付けられ候由。

一三二一　中野神右衛門、元朝の膳部を殘らず死人の隣家にみつぐ

(一)千布因幡殿、元朝に相果てられ候。隣に(二)中野神右衛門住ひ居り候が、因幡

殿死去の事承り、「大勢出入にて朝の支度出來兼ね申すべく候。この節にて候間、此方の節の膳、一通り隣へ遣はし候様に。」と申付け候へども、家來ども不吉の由にて、迷惑がり申し候。神右衛門以ての外叱り、「士は難儀の時見次ぐが義理なり。此方の節は遁く候ても苦しからず候。」と、今出來立ち居り候料理、殘らず遣はし申され候由。

（一）千布因幡殿　名は家利。兵庫頭宗利入道淨貞の子である。先祖は甲斐彌次郎利弘の三男、千布次郎兵衛尉利明で、彼杵郡から上佐賀千布（金立村）に移り、千布土生島の城を築き、初めて千布と稱した。宗利は利明十二代の孫である。

（二）中野神右衛門　清明。（一一三五・註一）

一三三　山本神右衛門、御法度のかけ鳥を射た家來と獲物とを差上ぐ

（一）山本神右衛門家來山本權左衛門、西目にて鶴を（二）かけ鳥に射申し候て、神右衛門へ持參いたし、「兼て御法度の儀は心得罷在り候へども、間近く飛び候故、不圖鐵砲にて討ち申し候。神右衛門儀、西目筋心遣役にて候處、家來御法度を背き候儀、遁れざる行懸りに候。則ち權左衛門に鶴を持たせ、「此の者御法度相背き候間、御仕置仰付けられ候様に。」と、手紙を添へ、御城へ遣はし候。勝茂公聞召され、沙汰仕るまじき由にて、權左衛門へ鳥目壹貫文下され候由。

（一）山本神右衞門　重澄。（六一・註一）

（二）かけ鳥に射　空を翔ける鳥を其のまゝに射ること。『石田私史』正保三年十月十日の項に、「十日注進の飛脚立、山本甚右衞門組の者射白鳥獻上之、公賜二百疋」とある。本文の鶴の一件とは別事であるかも知れないが、同時代の事である。

一三二三　吉野櫻本坊、朝鮮陣の時鍋島家の爲に祈禱し代々祝儀に下る

吉野櫻本坊に高麗御陣の時、御祈禱御頼成され候。その首尾を以て御代替りには、御國許へ御祝儀に代々罷越し候。先年上野の宮様と公事仕り、追放に逢ひ、其の後此方通用これ無き由。梁山和尚話なり。

一三二四　武士の上髭は討死の時、女に紛れ首を捨てられぬ爲の嗜み

古老の侍、上髭さがり、そり捻ぢ候事は、陣中にて首を取り候印に、鼻耳をそぎ候節、男女の紛れこれなきため、髭さがりを加へ、そぎ候なり。その時、髭さがりこれなき者は、女に紛れ候ゆゑ、打捨て候。死後に首を捨てられざるやうにとの嗜みなり。

常住、毎朝、水にて顔を洗ひ候へば、討死の時、顔色變ぜずといへり。

一三二五　北の方といふは女が西枕にして北の方に南向に臥するため

北の方と申すは、西枕にして男は南の方に北向に臥し、女は北の方に南向に臥し候事。

本式躾法の傳なり。

一三三六　旅宿にての心得、先づ裏道其他を見分して非常の心當をせよ

旅宿にては、先づ裏道詰り〳〵（二）後架等見屆け、火事の時分、退場方角心當ていたし、家の住居壁天井床戸障子緣疊等迄氣を附くべし。二重壁、床板取りはなしに拵へ、又は掛物の下の壁を明け、夜更けてより盜賊入込む事あるべし。就中御本陣に心を附くべし。休み候時、跡にならざる樣に仕るべきなり。

（一）後架　便所。

一三三七　武士の腰帶は紺布、血を拭き傷を卷いても血の色が見えぬ

（二）松平丹後守殿鷹野にて、供の若者共の腰帶色々なるを見て申され候は、「三尺五寸の腰帶花色故實なり。」と。夫れより家中の腰帶は皆紺布に致し候由。人を切り、刀の血を拭き、手負の時卷き候て、血の色見せず、又血留にも成り候由。丹後守殿は大阪御陣の時高名殊に武功の人なり。桂岸和尙の伯父なり。

（一）松平丹後守　重忠。丹波守とした寫本もある。

一三三八　勝茂時代知行書附は大凡倍高に、百石の知行は二百石と書いた

勝茂公御代、知行御書附、大方倍高にて候。百石の知行は二百石と遊ばし出され候

なり。公儀御知行高都て斯くの如しとなり。

一三二九　鍋島勝茂世嗣忠直の意見役は澤邊後の源左衛門忠直公御意見役に、澤邊後の源左衛門仰付けられ候由。

一三三〇　鍋島舎人助十三歳で朝鮮出陣、加藤清正十度差上げて褒む

（一）鍋島舎人助高麗御陣の時十三歳なり。十五以上召連れられ候由に付、十五歳と申出で、御供致され候。高麗にて清正見合ひ、「此者は鍋島一門なるべし、究竟の士になるべし。」と褒美候て近くへ呼び、片手にて十度さし申され候。舎人助、「帯しまり腹痛み候へども、何とも申さず罷在り候。」と話し候由。

（一）鍋島舎人助　茂利。（六四九・註一）

一三三一　松平大和守の小姓、態と酒をかけて老客の粗相をまぎらかす

（一）松平大和殿へ綱茂公其外御客夜會、御旗本老人北見久太夫殿相越され、古戰の話これあり。夜更け候てより、給仕の小姓銚子を持ち、つまづき候て、久太夫殿膝に酒を打懸け、無興にて赤面致し罷立ち候。餘の小姓罷出で、久太夫殿を次の間へ引き立て、衣裳着せ替へ、跡取り仕舞ひ候。後に吟味これあり候處、極老の人長座にて、居ながら小用にひたり、御座に流れ居り申し候故、態と酒を打ち懸け、紛らかし候由に付、

小姓へ褒美これあり候由。

（一）松平大和　丹波笹山城主松平典信。康信の子で、慶安四年大和守と稱し後駿河守と改めた。

本文は綱茂襲封以前の事である。

一三三三　御給仕村川隼人、長袴の裾を踏まれ蹲きながら膳をこぼさず

先年御老中御招請の節、御給仕（一）村川隼人眞先に御膳を持ち、跟み居り候て立上り候處に、長袴の裾を後の給仕踏み候に付て、隼人つまづき候へども、則ち居下り、片膝を突き、御膳少しもこぼさず、又立上り持出で候。近年は半袴になり候由。

（一）村川隼人　小城家中。勝茂　光茂時代には小城　蓮池　鹿島三支藩並に久保田村田の四家の證人江戸居住中は、本藩鍋島家の用を勤むる例であつた。

一三三三三　霎酒御酌の小姓「尻を振り候へ」と言はれて後向に尻を振る

或御方へ御客の時、（一）霎酒御所望にて、御小姓釣瓶を持出で候。「尻を振り候へ。」と御座候へども、御小姓心得ず赤面にて罷在り候。御城坊主など、頻りに申し候故、後ろ向き尻を振り罷立ち候由。霎酒は御座にも瓶に入れ、御酌の時振立て候。男小姓の役なるべし。

（一）霎酒　酒の中に粕が交つて霙に似てゐるところから名づけたもので、沈澱を防ぐ爲瓶の尻を振るのである。

一三三四　秀頼家康和談の時、若き使者木村長門守と板倉内膳正

秀頼公家康公御和談の節、秀頼公より、御誓詞請取に木村長門守遣はされ、其の働御感成され候。長門守年若者に候故、家康公よりも年若き者御吟味にて、（二）板倉内膳正殿を遣はされ候。内膳正殿御式臺にて、足袋の裏をしめし罷上られ候由。公界にて足袋の裏をしめす事、故實の由。能役者なども傳授に致し候由。

（一）板倉内膳正　重昌。初め家康の近侍となり、才覺兄周防（繭芳）守重宗に勝るといふので世に臙脂内膳と稱せられた。島原の亂徒征討使として下向、寛永十五年正月元日五十一歳を以て戰死した。慶長十九年家康秀頼和睦の時重昌二十七歳、木村重成二十歳である。

一三三五　鍋島光茂四月朔日登城の時、大久保加賀守の内意で足袋を脱ぐ

光茂公四月朔日御登城の節大久保加賀守殿御内意にて、御足袋御脱遊ばされ候。公儀の禮服、足袋は布子に付て、九月九日より三月晦日迄となり。追て之を尋ぬべし。

一三三六　朋輩への教訓は其の人の生附を考へ相應々々に申し聞かせよ

朋輩などに教訓の事　其の人の生附を考へ、其のたけ〳〵に合はざる事は、云ひ聞かせ候ても、得心之れ無きものに候へば、其のたけ相應々々にて、害にならざる分に了簡して申し聞かすべき事なりと、梁山上方登りの事、口達。

一三三七　男子の育て様は先づ勇氣を勸め、女子は貞心を第一に教へよ

男子の育て様、先づ勇氣をすゝめ、幼稚の時より親を主君に准じ、不斷の時宜作法給仕口上堪忍道歩みなど迄、仕習ひ候様いたすべし。古老斯くの如く致され候由。無精に候時は叱り候て、一日も食をくはせ申さず候。これも奉公の稽古にて候。女子は幼少より第一貞心を教へ、男と六尺間より内に居合はせず、眼を見合はせず、手次ぎに物を取らず、物見寺參りなど仕らすまじく候。家内にてはきびしく申付け、難儀いたしたるが、在り附き候てより退屈これなく候。下人の仕様は賞罰あるべくと申付け、見屈など不念にては下人私を構へ、後には科になり候。入念すべき事なりと。

一三八　主君に命ぜられた物は其の儘差上げよ、少しの物にも見限られる

主君より仰付けられ候ものは、その儘にて差上ぐべく候なり。少しの物にて、私ならず御見限り候事有るものとなり。大形に存ずべからざる事なり。

一三九　定家卿傳授に歌道の至極は身養生とある、端的の善行は朝起

定家卿傳授に、歌道の至極は身養生に極り候由。端的の善行は朝起に極るべく候。古老は夜内に起き、一日の所作を日の出前に仕舞ひ候。「子に伏し寅に起く。」とも、「鶏巳に鳴いて忠臣朝を待つ。」とも、「忠臣星に順ふ。」とも、「一日の計は鶏鳴にあり。」ともいへり。

一三四〇　老中井上河内守、家光將軍軍法の師匠北條安房守を說得す

（一）北條安房守殿へ（二）大猷院樣より、軍法御稽古成さるべき由に付、士鑑用法一冊書立て差上げられ、御師匠に相成られ、數多弟子を取立てられ候。御老中（三）井上河内守殿見舞ひ、「弟子は一子を育つる如く大切にて、器量の者には大事を相傳の事に候へば、弟子は大恩を受け候事に候。其の弟子の大事相傳の事を御忘れこれ無きや。」と申され候へば、「大切の傳授など仕り候へば、尤も忘るゝ事はこれ無く候。」と返答に付、「さらば公方樣の御師匠は罷成らず候。下として忠節を竭し、其の忠節を忘れざる時は、其の報なき時に仇を含みて、大亂を起す基にて候。」と申され候處、言下に得心の由に付、「然らば御師匠苦しからず。」と申され候由。

（一）北條安房守　氏長。北條流兵學の祖（五九二・註一）。山鹿素行の師である。
（二）大猷院　徳川家光。
（三）井上河内守　正就。本文は寛永初年の事である。

一三四一　鍋島元茂夫人、主人の留守に出火の際囃立て其の間に消留む

（一）月堂樣御留守に、江戸御屋敷に火事出來候を、其の儘取消し申すべくと騒ぎ立ち候時分、（二）御内方樣仰付けられ、御座にて鼓太鼓打立て囃子仕り候。隣屋敷邊より、火消に參り候へども、皆罷歸り候。其の間に火鎭まり候由。

(三)正徳六年元日火事に、何某請取場にて、「自分の屋敷風下に成り候間、引取申すべきや。」と候處に、御目付衆より「御宅に火懸り申さゞる内は、御差圖成り難し。」と候故、相控へられ候處、風替り別條なく候。此の上は態と居宅焼き候てなりとも、請取場に控へ、一言これ有るべき事に候由。先年大名小路杉町甚五左衛門宅より出火の節、(四)中野伴右衛門(十六七歳の頃)御城火消請取場に罷在り候處、伴右衛門松原小路の居宅に、火懸り候由相聞え、御目付より、「伴右衛門歸り候樣に。」と申され候へども、縦ひ居宅焼失候ても請取場を明け申すものにてこれ有るまじく候。居宅焼け候は苦しからず候。」と申し候て、罷歸らず候故、御目付、請役所へ右の段申し達し候に付て、則ち伴右衛門を請役所に呼ばれ、「早速罷歸らるべく候。代人何某申付け候。」由申渡され候故、「左候はゞ代人に請取場引渡し候て罷歸るべき」由申し達し、暫く相控へ、代りに相渡し罷歸り候處、居宅殘らず焼け申し候。此の事(五)久我勘右衛門より伴右衛門親父(六)久閑に「殿中沙汰宜しく候て、御面目の事に候。段褒美手紙遣はし候由。先年主水殿(直朗)屋敷火事の節、其の身は請取の固場、東の御門へ罷出られ候由。

(一)月堂樣　小城藩祖鍋島元茂。

(二) 御内方樣　内室のこと。
(三) 正德六年　葉隱本文中年號としては最後のものである。同年六月廿二日享保改元。
(四) 中野伴右衞門　後清右衞門。宗三氏實の次男。
(五) 久我勘右衞門　氏英(七三一・註七)。伴右衞門の大叔父である。
(六) 久閑　宗三氏實。

一三四三　奉公無二の忠節が第一、大節ある時は小過も不孝でない

(一) 大行は細瑾を顧みずと云ふことあり。奉公無二の忠節(此の事委しく愚見集にあり)を盡し候へば、餘の事は大方にしても、間には我が儘いたづらも苦しからず候。何もかも落度なく揃ひ候へば、却つて見にくき所あり。多分肝要の所が薄くなり候。大業をするものは、(二)ゆづがなければならぬものとなり。(三)身に大節ある時は小過ありといへども、不孝とせずともこれあるなり。

(一) 大行云々　『史記』項羽紀に出た語。
(二) ゆづ　融通。
(三) 身に大節云々　『孝經』弘安國註に出た語。

一三四四　天下國家を治むるのも此の庵で話した事より外にはない

天下國家を治むると云ふは、及ばざる事、大惣の事の樣なれども、今天下の老中、御國

の家老年寄中の仕事も、此の庵にて、話し候事より外はこれ無きものなり。是にて成程治めてやる事なり。結句、あの衆は心元無き事有り、國學を知らず、邪正の吟味せず、生附の利發任せにて、諸人這廻り、おゞ恐れ、御尤もとばかり申すに付、自慢私欲出來るものにて候となり。

（二）享保元年丙申九月十日

（一）享保元年云々　此の奥附年月日は孝白本　山本本等にはないが、五常本　松本貞丘校合本等に據つて、今之を補うて置く。田代陣基葉隱全巻脱稿の日と認めらるべきものである。

此全部十一巻は山本常朝禪師のはなしを、田代又左衛門、かの庵ちかくに在りて朝夕馴れしたしみ、能く聞傳へける事共を、其まゝ書きとゞめけるとなり。あしき事は世のいましめと成り、よき事は人の教とも成りぬべし。その内、聞きあやまり、又うつしける書きそこなひもあるまじきにあらず。外にも、又事を能く書きとゞめ置きけん家々の日記などありて、正し給はゞ彌幸ならん。且好事の人有りても、かゝる事を書加へなば、尙しかるべき事なるべし。

蒲孝白謄寫之

此書士たるもの讀まずんば有るべからず。幸に藤崎氏より忍借、急筆繕寫に及ばず。國學に志あらん者は寫し取りて朝夕熟讀すべし。はがくれと名附け候事いかなる心か、知れる人に尋ぬべし。

追加

士と生れては學問をせずんば有るべからず。學とは人にものを習ふ事、問とは人にたづねて我が智を廣むる事なり。生れながらにして何事も能く知り能く行ふことは聖人より下の者はなき事なり。聖人さへ十有五にして學に志すとあれば、況んや蟲同前の我

く、何事をか知るべき。よき人の教を受けずんば、爭でか人の人たる道を知らむや。今時學問といへば、書物を讀み、字を多く知るを學問といふと見えたり。夫故生附書物に好きたる者は、多く讀み覺えて黒き字をも讀み碎くたけに成るといなや、いとゞ小き胸中に自慢高慢の氣滿塞がり、我より上の人はあらじと思ひ、人を人とも思はぬ顏つき、はや人より惡まれ謗り笑はれ、大き道を取違へて生附よき無學の人よりは百段も劣りたる人間ぶりなり。是を見て、學問すればあのやうに成るものぞとて、素より好まぬ事にてはあり、終に學問の道廢れ果てたり。扨々殘り多き事や。案ずるに世治りて既に二百年に及び、天下泰平國土安穩、戸さゝぬ御代とは今此時なるべし。昔延喜天曆の聖代とて、いかほど樂しき御代にて有りつらんと、末世の者は慕ひ思ふ事なり。今より又末の時代に成りて、其世の人は今の世をいかほどか羨しくほめ尊び、此時に生れ合はざりし事を悔み歎く事もあらむとぞ思ひやり侍る。かゝる有難き御代に生れ逢ひて、身持心持非道にして私の欲に引かれ、義理筋目をも守らず、恩德を思ひ知らず、牛馬のごとく斃れ果てぬることは、返すゞゝ淺ましく口惜しき事にあらずや。恩といふは、廣く人の身よりいへば天地の恩、臣よりいへば國家の恩、子よりいへば父母の恩、是を知らざる者は、申しにくけれども足二つにて立ち、口にものいふ計り、あまり矯りは御座有る

まじ。恥かしき事なり。然ればよき人に尋ね問ひ、よき事を仕習ひて、人の數に入り度き事なり。凡愚なる者は、思附かぬ事も人より云聞かせられ、身の曲をも人の意見を受けて思ひ直し、寢ても醒めても是を心懸けて勤むるが卽ち學問にて人の道なり。書物讀む事にてはなし。必ず書物學問はせざるがよし。去りながら爰に一說有り、今時人に意見教訓して人を取立つるほどの人すくなし。只よきかげんに會釋して當り障りのなきやうに上手をやりて無事に濟す人のみなり。それこそ道理なれ、皆人生れながらのもの知り我より上はあらじと腹一ぱい自慢して居る所へ、いかやう意見教訓しても素より受けぬ心から、却つて腹立て怒り、我に恥を與ふるなんど讐敵のやうに思ふなれば、いふ人もなく聞く人もなく成りて、互に眞實の道絶え果てたり。凡そ褒めらるゝ事は嬉しく、我が非を云はるゝは恥かしくて好まぬこと、古今の人情なり。意見に好まぬ事は赤面に及ぶ程恥かしき故なり。尤もとは思へども、意見ほどにさつぱりと心を改め、懈怠の事をも精を出し修行すればよけれども、それ程になければ猶人に對して恥かしきなり。それ故人の意見は好まぬと見えたり。爰に腹も立たず、恥しめられても人も知らず、唯心の内に赤面して道を思ひ知るものは、よき人の書記し置かれたる言葉の跡を見るに如くはなし。是前にいへる書物學問とは其の心別なり。故に我は蟲同前と心得て書物を見る

時は、其人より意見を受くると思ひて眞實に我が身の誤を思ひ知るべし。今此はがくれの書を見ずんば、爭でか國學を知り、肥前諸士の眞實義勇の風を知りて、我が身の恥を省み、武士の本意に本づく事あらんや。故に曰く。士たる者は學問をせずんば有るべからずと。よくよく分別して修行すべきものなり。聞ながら是を此書の跋とすと云よ。

養軒信翁謹誌

直茂公御壁書

（一鼎註）喬木を見ては國の故き事を知り、綠竹を誦しては民の慕ふ事を感ず。語り傳ふる末々は已がさま〴〵云ひなして、記し留むる筆の跡も疑なきにしもあらず。都の方は文獻徵ありて後の世の鏡となれる言草も多しといへども、田舍には學びの窓疎かにして手習ふ人の教も稀なり。探題了俊壁書とて、間用なる文あれども、往來の手紙さへ讀むにものうき風俗なれば、さだかに辨へ知る事なし。前の賢大守日峯公の置文二十一箇條は時俗の俚語を以て大道の妙用を顯示し給へり。誠に天性剛明の仁心より流出して頑なる民の心まで隔てなく感發する故、是ぞ當國士民の眞寶と謂つべし。身に行ひ心に得るの餘りを推して日々用ゐる言動の間に施す德の至るにあらずんば、孰れか能くこれにあづからん。熟讀詳かに味ひて聖經賢傳の旨に思ひ合はすれば、誠のあらはるゝ者斯の如きか。管見を以て條下に箋解するは極めて僭踰なれども、當國に文學起つて高きに升るの遠きに行かん事日を計つて是を待つべし。我が願の已むことを得ざるなり。

元祿五年壬申一之日願溪愚璞滴淚而書于存神室之傍

二十一箇條御壁書

一　利發は分別の花。花咲き實成らざる類多し。

（一鼎註）時運の盛衰は人君の心による。上行ひ下倣ふ事、影響よりも速なり。風俗の悪しくなるを、下として改むる事は成りがたき故、君を諫め家中を勸むるを國老の任とす。其の實義を論ずるに、國君は國中の民を安んずる役者の頭人なり。國家の爲に身を捨て給ふを能く役儀を勤むといふ。家老諸臣は君の命を受けて萬事を調ふるに、身を惜しまざるを義とす。然るに其の道を知らず、我が爲に樂を專らにする故、上下倶に我が儘の風となり、其の實皆落ちて其の花獨り榮ゆると、古今の序に紀の貫之が書きたるに等し。利發とは氣質の敏便なるを言ふ。分別とは智德を指す。人に天性の智德あるは、道を知りて我を離れんが爲なり。根本智は根の如く、後に得る智は花の如し。其の役儀を能く調ふるは、實の熟するが如し。我が爲に智を用ゐる時は、利發の花ばかりにて國家を治むる實は成らず。此の類の人、世に多くなるは上たる人の我が樂を求むる徵なり。

子曰、苗而不レ秀者有矣夫、秀而不レ實者有矣夫。

（一均註）人の利發なるは見事なる者なり。起居振舞より物打いひする人の、會釋萬事に就て立派に拔目なく、人の思はく迄さし心得て人を悦ばしむる事、譬へば花の美しく香ばしくして人の目を悦ばしむるがごとし。是何より出づるぞといふに分別より出づるなり。所謂分別とは事の善惡を分くる心なり。其の善より出づる利發は直にして實なり。其の不善より出づる利發は曲にして虛なり。見事なりといへども、草木のあだ花のごとし。此の類世上に多しと示し給ふなり。左傳に云、華而不レ實怨之所レ聚也。林堯註云、猶二草木有レ華而不レ結レ實、言過二其行一則仇怨必聚二會於其身一。

一　諸藝は獨達し難し。分別を加へざる時は、却て身の難となる事多分。

（一鼎註）國家の用たるは皆諸藝なり。氣質才幹なる者は諸藝の上手となる故、我にまさる者はなしと執着を增して自慢するなり。自慢の心則ち魔の眷屬なれば、身を亡し、國家の妨げとなるを、身の難となると仰せらる。智德の分別ある者は我が身の迷ひを知る故、諸藝の上手になりても、藝を表に取出さず、身に藏し置き、御用の時ばかり出すなり。藝を以て身を立つるは藝者なり。人の藝を取立て御用に立つるは侍の藝なり。子曰、志レ於レ道、據レ於レ德、依レ於レ仁、遊レ於レ藝。と、藝を我が爲に用ゐれば、則ち災難

となる。諺にも萬能一心と言へり。

（一均註）禮樂射御書數、是を藝と云ふ。今卑く譬へて云はゞ、禮とは、立居進退の節或は使者の出會、酒食の給べ樣、給仕の仕樣、祝儀の諸禮及び軍禮祭禮葬禮等を云ふ。樂とは能囃子、謠などに比すべし。三味線、尺八、小歌、淨瑠璃等の徒事は遊藝とて、藝の數には非ず。射は、弓、鐵砲の類なり。槍、劍術も此の中にこもれり。御は、馬に乘る事なり。書は手習なり。數は、算用なり。是を六藝と云ふ。何れも習はずして叶はざる事なり。然れども、獨り習ひ得る事なし。必ず人と共にして、吟味穿鑿評判鍛錬せざれば、上手になる事なし。其の間、門弟仲間と云ふ者ありて、朝夕是と相交る時、或は我が藝に自慢して他を侮り、或は人の藝を嫉み猜み、又は人我より勝ると見て、恥辱の心より悲恨忿戾の邪念起り、其の外種々の苦心一々述べ難し。是分別を加へざる時は、必ず藝の爲に災難を蒙り、身を亡すに至る。此くの如き類世上に多し。古語に、小不忍則亂二大謀一といへり。愼む可き哉。

一　已下の心を能く計り、其の旨を以て上に至つて校量し候はゞ、迦れ有りがたく候

（一鼎註）人々の心は天地の心なり。然るを我が心と執着する故、上下の思はく相違して悪事も出來す。我が心と認めてからは人々各別にして面貌の異るが如く、千萬の中にも同じ物はなきなり。人々天より與へられたる曲尺あり。此の曲尺を以て下に當つれば、上に至つての仕様あらはる。上に當つれば、下に至つての仕様顯はる。前後左右皆此の曲尺を用ひ、君臣父子夫婦兄弟朋友の眞中に、天地の身を立て、十方に曲尺を當つる時は、其の中に行はるゝなり。是を絜矩之道と謂ふなり。

（一均註）是は人に上たる人の心入れを示し給へり。已下の心を計るといふ事有り難き事なり。能の字に心を附くべし。能く推計り校量せざれば逃れ有り。大にしては天下を治むる人、天の覆ふ所、地の載する所、皆我が民なり。彼をして辛苦なく、永く安穩ならしむるの政を工夫して、一民も德澤に洩るゝ事なからしめ給ふは、君たるの職分なり。生れ子の未だ物言ふことなきを其の母彼が心を推量りて、今は大方飢ゑつらんと思ひて乳を呑ませ、今は寒からんと思ひて襁褓を着せ、久しく寢れば身に痛みあらん事を察して懷に抱き、久しく膝に据ゑ置きぬれば、手足の屈み苦しまん事を察して、又床に臥せしめなんとすれば、彼は物言はずといへども、身心穩やかにして泣く事なく、堅固に生長するなり。是を古より、君の下民を憐み給ふ心にたとへ、以下の實情を能く

校量して政を施し給ふ時、一々民の心に叶はずといへども、眞實仁愛の誠より出でたる政は、中らずといへども遠からずといへり。小にして一婢一僕を使ふも此の心得なくんばあるべからず。古歌に

身をつみて人の痛さぞ知られける戀しかりせば悲しかるらん

校量とは、肥前の俗語なり。我が心に人の上をおしはかる事なり。大抵恕の字の意なり。

一　憲法は下輩の批判、道理の外に理有り。

（一鼎註）憲法とは世の鏡なり。アキラカナルノリと訓む。諺に曰く、「理を押す法はあれども、法を押す理はなし。」といへり。今の人、法と理との差別を知らず、假へば廉石を火打にて打出す、火口に附け、其の用を達するは法なり。石の内に火のあるは理なり。田舍にては、政に私なきを憲法なしと思へり。政をする人も、最偏頗なく、理非を糺すをよき仕置とす。是風俗衰へたる徵なり。憲法を以て理非を糺す批判は、下輩の民を導かん爲なり。上たる人、是を至極とすれば、人罰を受く。道理の外の理を以て下を助け、上に奉ずるを仁心と云ふなり。太子曰く、自有二理外之理一以二君子一任レ之。

（一均註）憲法とは古より定まりたる制法、推しわたして上下萬民の明かに知りて守る所の正道なり。是に背く者は天下容す事なし。然れども人間の事繁き、一定の道理ばかりにては成り難き事あり。事に當り變に應ずる時、憲法を離れて却て道理に叶ふ事あり。必ず賢者達人の能く此の權を行ふに非ず。小人といへども又其の分上に應じて行ひ得るものなり。道理の外に理ある事能く味はふべし。

一　下輩の言葉は助けて聞け。金は土中にある事分明。

（一鼎註）訟を聞いて理非を裁斷するは、下輩に非を知らせて、向後の締りを仕置きにするなり。然れば訟を聞く人、訟なきやうにと思うて、誠を盡すべし。人情は先聞に偏なるものなり。内縁を以て聞くべからず。上と下との訟は、其の罪上にあり。縁に便する訟は、必ず非あり。貧と富との訟は、其の誠貧にあり。下輩は上におされて其の詞正しからず、理も非に言ひ掠めらるゝこと多し。沙をゆりて金を取るが如く、下々に理をつけて詮議すべし。金は誠の譬なり。上たる人、道に志し給へば、自ら誠が下に通じて、漸々に訟なくなるなり。太子曰く、頃治レ訟者、得レ利爲レ常、見レ賄聽レ讞、便有レ財之訟、如二石投一レ水、乏者之訟、似二水投一レ石、是以貧民不レ知二所由一、臣道亦於レ茲闕。と云へり。

（一均註）下輩のいふは、よく通じがたし。故に助けて聞くこと肝要なり。下輩なれども、其の心は天の誠を受け得て、人と生れたる者なれば、其の詞かたくなりとも、其の理は聖賢君子の言に符合する事多し。必ずあなどり笑ふことなかれ。

一　子孫の祈禱は先祖の祭なり。

（一鼎註）心地を明らめて見れば、先祖は木の根の如く、子孫は枝葉の如し。根を疎かにして枝葉の盛る事あるべからず。今時儒學の者、人死して何もなくなるといふ。もとより邪見の人、是を聞きて尤の理と思ひ、先祖を祭る事、儀式ばかりになり、祖父より先は名も知らず、祭る事なければ子孫衰へ斷滅するなり。子孫の祈禱は金銀を拋つよりは、先祖の祭りを整ふべし。子曰く、鬼神爲レ德也、盛矣哉、視而不レ見、聽而不レ聞、體レ物而不レ可レ遺也。

（一均註）我が心神は父祖の精神、我が身は父祖の遺體なれば、清明齋戒して是を祭る時、其の誠の至る所、天神感格す。災害何ぞ侵さんや。又云ふ、先祖は木の根のごとく、子孫は枝葉のごとし。根を疎かにして枝葉盛る事有るべからずといへり。故に子孫の祈禱は先祖を祭るに如くはなし。財寶を施與して神巫を賴み、其の鬼に非ざるを祭

り、金銀を出して僧徒に經陀羅尼を讀ましめたるばかりにては祈禱にはなるまじきか。但し其の道々の上にては其の理あらん。然れども唯祖廟の御教に隨ひ、人道の慥なる道理を守るには如かじ。

一　先祖の善惡は子孫の請取手次第。

（一鼎註）天地も唯今の一念に依つて改まる事、鏡に影の浮ぶが如し。我に迷うて、先祖の善にふける心あれば、其の善却つて惡となる。先祖の惡を口惜しく思うて、學問修行し、心地を明むれば、其の惡却つて善となる。若し又先祖の善を賴みて我が儘を致し、惡を歎きて何事も思ひ絕ゆれば、共に惡となる。是子孫たるものの請取樣に依つて、善惡互に替はる。是を肝に銘じて先祖を惡道に落す事なかれ。

（一均註）子孫善行あれば、渠は何の何某が子孫よと譽められる。先祖の惡を掩ふに足れり。子孫惡行あれば、渠は何の何某が子孫よと謗らる。先祖の善をほろぼして終には家を斷滅す。血脈を繼ぐ者、請取樣大事なり。畏る可く、愼む可し。此の御詞、朝夕肝に銘すべし。

一　信心は心の掃除。人の心を破らざる様に。祈禱は花の籬ぞ。

（一鼎註）　我が心は我が心にあらず、天地の心なりと知つて疑なきは信心の本なり。我が迷の習氣離れ難き故、聖神の德を歸敬して疑はざるは信心の末なり。當世の人、信心すれば何事も神佛の助け給ふと打任せて、今日の勤を疎かにする者もあり、信心せざるは神佛もなきものに思ひなす者もあり、迷の塵を掃除するを信心と云ふ事を知るべし。我が信心を立てんとすれば、他の心を破る事あり。人の心を破るは、神の心を破る科あり。又人の心を破らざるを至極と心得て、世間の邪見に同意すれば、祈禱立願もいらざる事と因果を撥無する者もあり。祈禱は花の籬なり。立願は種を求めて是を庭に植ゑ、籬とすること、其の理疑ふべからず。儒佛神の三道、信を以て入る事、符節を合はせたるが如し。人は神の物なり。心の神を破る事なかれ。神慮は正直を以て本とし、冥加は祈禱を以て先とす。是神託の旨にあらずや。

（一均註）　信心と云ふは、我が心を正直にして神佛の教、聖賢君子の教を疑はず信敬するを云ふ。神に日參、佛に日詣して珠數もみ、禮拜するを信心とは云はず。其の教の有難きことを身に受用して、無量の益あることを能く知つて是を怠らざるを信心とす。此

くの如くなればや邪念悪心の塵芥を箒を以て掃くが如く除き去るべし。人の志を妨げ、人の道理を云ひ消し、勢に任せて下々の者に無理を云ひ懸け、會釋にも人の詞をいひくじきて、何の益もなき忿恨を起さしむる類、是我が心正直ならずして心底の掃除をせざる故なり。祈禱は我が運の傾く時、天の助を得ん事を求むるなり。兼て正直を守り、人の心を破らざる者に非ずんば、何ほど神子巫を頼み祈るとも、何ぞ天神の助あらんや。花の風雨に折れしほるゝ時、副木、籬を結ぶ者なきが如し。一鼎先生の註に曰く。我が心は卽ち天地の心なりと知つて疑なきは信心の本なり。我が迷の習氣に離れがたき故、聖神の德を歸敬して疑はざるは信心の末なり。當世の人、信心をすれば何事も神佛の助け給ふと打任せて、今日の勤を疎かにする者あり。又神佛は無きものに思ひて、信心せざる者あり。人の心を破るは、神の心を破る科あり。又人の心を破りしとばかり思ふも、眞の道にあらず。此くの如く迷の心を掃除するを信心と云ふ。

一　身上の屆は升階上る様に。

（一鼎註）我が身は我が身にあらず、天地の身なり。天地の身に成りて見れば、天の仰付あり。其の仰付に任せて身を立つるを、身上の屆とのたまふ。天の仰付を知らざるも

のは、主君の命を以て天命とすべし。此の身の物を調ふる功德に依つて、其の位に進むものなれば、仕合よしとて俄に身上をあぐる事、やがて身を亡すべき凶相なり。第一の下段より役儀を勤めて、段々に勤め上る時、諸人も其の德を信じ、國家の棟梁ともなるなり。升階とは梯の事なり。孟子曰く。國君進レ賢如レ不レ得レ已。と云へり。

（一均註）屈とは其の職分を勤むるを云ふ。職分とは、俗に云ふ役目なり。凡そ民を愛し士を養ひ、天下安全ならしむるは君の役目なり。奉公を勤め忠節を盡すは臣の役目なり。子を養育教訓し、親愛の道を失はざるは父母の役目なり。親に孝を盡し、人道を失はず、先祖を辱しめざるは子たる者の役目なり。柔順義別、能く家道を治むるは夫婦の役目なり。友愛親敬の道を守るは兄弟の役目なり。交接信を守り、長幼禮を失はざるは朋友の役目なり。其の委しき事は聖賢の教を考へて知るべきなり。唯人々我が職分を勉むる事間斷なく、一級々々階を升るごとく心懸けよとなり。さなければ怠りて旅人の我が家に屆かずして中途に果つるがごとく、必ず精神を勵まして人道の役目を行ひ屆くべし。中庸に云ふ。人一能レ之、己百レ之、人十能レ之、己千レ之。

一　人間の一生は若きに極る。一座の人にもあかれざる樣に。

（一鼎註）我に迷ふ故、命を惜しみ、先祖の遺骨を辱しむ。生れ出でたる初めに、死に終りて、恩を報ずべき爲ばかりに形を留置くゆゑ、若き内に死すべき時節に逢ふを幸ひと思へば、老いて死せざるを恥とす。人間の交り僅かの年數なれば、一座の人にもあかれざる樣に、引嗜む事易きなり。子曰く。志士仁人、無二求レ生以害レ仁、有二殺レ身以成一レ仁。

（一均註）註に及ばず、其の理明かなり。老若に限らずといへども、若き人は物うちいひたるけはひ物ごしにも、人の氣をつくるものなるよし、兼好法師も教へ置かれたる。若き時、一度人より見落さるれば、一生其の辱を雪ぐことなし。能くたしなむべき事なり。

一　理非を糺す者は、人罰に落ちるなり。

（一鼎註）身を立て名を揚げんと思うて、人の理非を糺す者は、我を善きものとし、人を悪しきものと見る。是根本の取違なり。理非を糺して仕置をする時は、下に全人なく、皆以て罪に行はる。天罰にあたる迄は、遲し、早く人罰に落ちる。仁心なき故なり。

（一均註）（理非を糺す者は、人恥ぢおぢるなり。）理を明かにし非を糺すは、國家の治

法なり。それさへ功の疑はしきは之を賞し、罪の疑はしきは之を宥すとあれば、決斷所の奉行頭人の外は、強ひて理非を糺す事は仁德にあらず。まして下輩は心直なれども才智足らずして愚なる者多し。故に爲す所、言ふ所、理に當らざることあり。唯彼が實情を察して可なり。それを我が智の利なるまゝに、事毎に理非を究むる時は、彼が心に恥かしく、又いかなる事をか糺さんと恐れて、懷く心なく親しまざるものなり。上たる人、衆に疎まるゝ時は、孤立して獨り立ちになりて何事も成す事能はず。親族朋友に交るも又然かなり。是和を失ひ、德をそこなふの本なり。好んで理非を談ずる者は、必ず其の氣象溫和ならずして、人より惡み恐れらるゝものなり。祖廟、大勇明智の將たりといへども、平生は成程物和らかにして爪根磨き給ひ、少しも峻利の御氣色なかりしと、御咄の本などに記してあり。張子房は、古今智勇の人なりといへども、其の容婦人の如しと古書に見えたり。然れば、此の一段など、殊に服膺すべきものなり。〇一鼎先生の本には、「理非を糺す者は人罰に落ちるなり。」とあり。其の說に云ふ、身を立て名を揚げんと思ひて人の理非を糺す者は、我を善き者とし、人を惡しき者と見る。是根本の取違なり。理非を糺して仕置をする時は、下に全人なく、皆以て罪に行はる。天罰に當るまでは遲し、早く人罰に落ちる。仁心なき故なりと。是又其の理通ず。然れども愚濳かに按

ずるに、人はぢおぢるとあるを、書寫する者漢字に書改めたる誤ならんか。

一　大事の思案は輕くすべし。

（一鼎註）身を惜しむ故、大事に臨む時、魂散け肝潰れて周章てふためくなり。是平日修行のはかなき故、一生の恥をかく。口惜しき事にあらずや。我が身は、我が身にあらずといふは、此の節の爲なり。兼て我が身の迷を思ひ切つて置いたらば、何のうろふる事あらん。平日我が儘の事なき樣に氣遣して、少しの事もよく愼む時は、大事の時輕かるべし。命を捨つるより外はなき故なり。曾子曰、臨二大節一不レ可レ奪者、君子也。

（一均註）とやかくと分別に渡れば間に合はず。平日修行の力なくんば、大節に臨んで奪ふ可らざるの位に叶ふこと難かるべし。一鼎先生の云く。（前項一鼎註と同文、略）

一　諸事人より先にはかるべし。

（一鼎註）心地を明らめざれば十方黑闇にて無常變易の境なる故、何事をはかりても當る事なし。心地を明らむれば、十方古今大圓鏡の中にあらはれて、少しも違ふ事なし。然れば心地を明らむること、第一にすべし。諸事について、人より先に調ふる事段々あ

るべし。古人曰く。一日の計は朝にあり、一年の計は春にあり、一生の計は若き時にありと。世の人は物毎油斷して前廉調へ置く事なく、行當りて物を急ぐ故、仕損ずる事多し。諸事人より先に調へ置き、今日は人を先にし、己を後にするがよきなり。大學に曰く、知レ所ニ先後一則近レ道矣。

（一均註）註に及ばず。萬事油斷すまじき事を教へ給へり。是又公の心に得て其の驗を覺え給へる故に、後生に示し給ふなるべし。

一　諸事堪忍の事。

（一鼎註）人は忍なりとて、堪忍する故人と名づく。堪忍せざれば人にあらず。天下國家の爲に、身を捨て事を調ふるが人の役なり。神託に人は神の物なりと。然るを我と思ふ故、堪忍もならず。只身を亡すのみにあらず。父母先祖にも恥をかゝするは無念の至りなり。堪忍する時、天神地祇の守りたまふと知りて、一座の交りにも、我が儘を致すべからず。

（一均註）堪忍の德の大なる事、古今先達の教、勝へて計へがたし。身に受用して之を知るべし。

一　物毎書道迦れ候事。

（一鼎註）書は言を盡さず、言は意を盡さずとて、意の如く口にいふ事ならず。口にいふ如く筆に書く事ならざるものなり。四書五經に記し置きたる金言も、文字の儘に心得る時は迦れ有り。理學の人は理を以て至極とするが故、物毎迦れとなる。書道と仰せらるるは理學の事なり。前に言ふ處の理非を糺すもの人罰に落ちるを引合はせて知るべし。太子の調にも、政をして知らざる人の書を見て理を取りたらば、皆違ふべしと仰せらる。儒釋の經典に載せたりと雖も、天下國家の政に、差合ひになる事を用ゐるべからず。心地を明らめ人を治むる法は學問を貴しとす。師傳なき故錯有りと知るべし。然れば書道の自見を嫌はせ給ふなり。學者これを鏡とせよ。近代の學者多くは身を亡す。太守君の明察掌を指すが如し。

（一均註）書物まかせにものいひ行ふ人は、愚者なり。此の理又書を見て賢君の御教の深き事を知るべし。

一　鬮占は運につき候間、差立て用ゐ候はゞ大に迦れあるべし。

（一鼎註）　闔占は天道を貴ぶ指南なり。疎かにすべからず。世間には心地を明らめずして、運命を知らず、闇夜に闇をとりて、道を行かんとするが如くなり。運命つきたる時に至つて、天道を貴びたりとて益あるべからず。悪事を仕出してより、助けたまへと頼むが如し。運命盡くる時、大事の思案に至つては、是を輕くして必死を極め、闔占に及ぶべからず。平生無事の時、分り難き義は天道に任せて闔占を用ゐるべし。人の僉議を定めたる時は、占をせぬものなり。子曰く、不レ占而已。闔占を用ゐる口傳あり。運命を知るやうも口傳を受くべし。

（一均註）　運といふは、事の見はれたる上にて知る。未だ事を爲さざる前には知り難し。如何となれば、此の事は至つて成りがたく、極難の事なれども、命を捨てゝ是を爲す時、心のごとく成り得ることあり。是天運に叶ひたるなり。運のつよき者は、いかなる危き事、重き事にても難無く爲おほするなり。運のよわき者は、餘りむつかしくもなく、又道理に叶ひたる事にても、とやかく障り出來て、成就する事なし。夫れ運は天地自然の助けなれば、願ひ求めても得がたく、道德の人にても運よわければ事を遂げ得ざること多し。故に明知の人は事の勢を能く察して、其の勢に隨つて之を行ふ時、占は凶なれども堅固に事を成就す。又占は吉なれども、運弱ければ爲す事却つて破れに成

つて笑ひとなる。然れば闔占は運に附いて凶も吉ともなり、吉も凶となるものなれば、差立てたのむに足らずと示し給へり。此くの如くなれば、占は何の益もなき事かと云ひたるにはあらず。凡そ事兩方共に道理ありて我が心に決し難き時、龜を焚き、筮を取つて神の告げを賴む。其の心至誠なれば、鬼神其の吉凶を示す。たとへば、東に行きても利あり、西に行きても利ありと云ふ時、之を占うて其の吉凶に隨ふ。又是を取るべきか、取るまじきかと云ふ時、取るべき義あらば取るべく、取るべき義なくんば一毫も何ぞ取らん。是義に隨うて占を用ゐるに及ばず。故に明智の人は、事の勢と義の當否に隨うて指立て占を用ゐず。一向闔占を信ずるは兒女のしわざにして大丈夫の行ひにあらず。或人の云く。人事を爲にして事の機變に應ずる時、闔占にかゝはらざる事有り。明將は闔占を用ゐるに活法あるべし。ひたすら占を信ずる人は、愚にして書物まかせに事を爲すと同じ。

一　萬事しだるき事、十に七ツ惡し。

（一鼎註）物を氣遣ひ過して、果敢行はざるを、しだるきといふ。何事も過ぎて吉事なし。過ぎたるは及ばざるが如し。其の中に、我が迷ひを思ひ切る計りは、過ぎたるを吉

とす。餘の事は輕くすべし。萬事しだるきは、執着深きしるしなれば、多分惡しきと知るべし。

（一均註）萬事とあれば一々に說明し難く、喫茶喫飯、立居進退、家內の微細なる事より、大にしては朝廷の政、軍旅の事に至るまで、滯りなく行ひ去るべきものが、とやかくとねばりて仕合はする事もあれど、それは十に三つばかりか。

一　軍は敵の案に入らぬ樣に覺悟すべし。透間をはかる時は勝利必定。

（一鼎註）我が爲にする軍は天罰を招く。天道之を惡むが故なり。天下國家の爲にする軍は、已むを事を得ざる事なれば、敵の案に入らざるを良將とす。敵は我が爲にす。此方は我が爲にあらず。是敵の案に入らざる本なり。敵の助かる樣に計るは透間なり。勝利を手柄とせんとする時は、敵の案に入る。

（一均註）其の身覺えさせられて教へ置き給へることなれば、疊の上の空言に異なり。仰いで信ずべく、其の理明かなり。註に及ばず。

一　武篇は麁忽ぞ、不斷あるべからず。

（一鼎註）己に克つを文道とし、敵に克つを武篇とす。前を思ひ後を量りては、武篇達しがたし。時に當つて麁忽なるが、武士の面目なり。平日是を用ゐる時は、身を亡す媒となる。武篇を心に納めて禮讓を專らにするが、武士の作法とす。

（一均註）率忽にして前後を顧みざる機にあらずんば、武篇は成しがたかるべし。分別に渡る時は、後れを取るべし。但し是をよしと思ひて平日率忽ばかり用ゐる人は身の禍と成るべし。一鼎先生の云く、武篇を心に納めて禮讓を守るを武士の作法とす。

一　上下に依らず、一度身命を捨てざる者には恥ぢず候。

（一鼎註）身命を捨て、露塵とも思はざるが武士なり。命を惜しむを第一の恥とす。我が身は我が身にあらず、天地の身なれば日々に身を捨て、天命に任せぬれば、死生に拘る事なし。一度思ひ切つて能く捨つれば、萬事輕く成つて天命を樂しむ。太守君の恥ぢさせ給ふ人なり。上として我なければ國家治まり、下として我なければ御用に立つ。

（一均註）死も亦大なり。忠孝の爲に、一度命を捨て、戰場にて命を顧みず、義を守つて利の爲に動かされざる者は、公の恥ぢ給へる人なり。公のみにあらず、此くの如き人は、萬世に至るまで、人の爲に、恥ぢ尊みらるべし。

人は下程骨折り候事能く知るべし。

（一鼎註）此の條を見れば、太守君の金言は、皆上の爲に戒めさせたまふ。自ら警めて家中の諸士を、同じ心に是を守らしめたまへり。誠に天地の心なり。理を以て論ずれば、天命に上下の分あり。上たる人には心を勞せしめ身を勞せしめず、下たるものには、身を勞せしめ、心を勞せしめず。下程骨折る事を知つて、上程心遣ひをなさゝる故、上下和順して、民の父母とならせ給ふ。詩に曰く。有二斐君子一終不レ可レ諠。と言へり。

（一均註）實に祖廟の仁心、一言以て知るに足れり。下程骨折ることを知つて、上に至つて校量し給ふ。民の父母たる人、斯くの如きか。

擬跋

透運居士の書置かれし物語に、凡そ人の生立の善惡も、天然の事にてもあるべけれども、多くは父の教、母の訓に依り、又は友によるとも見えたり。若き時習學せずしては、老いて悔ゆるとも益なし。諸藝も亦然かなり。然りといへども、天性の至德もましますにや、直茂公は亂國の最中に生れ給ひ、文學の道なんどは露ばかりも聞召す隙もなかりし

かば、餘事には疎くましまさんずるに、當時の事は云ふに及ばず、人間の身持心持、世間の風俗までも殘る所なく、道理明かに仰出さるゝ事、すべて聖賢の名言に、色は替りても品は替らず、御心操も賢人君子の德を備へ給ひぬ。されば習はずしても至る人は、聖人の德とかや。凡そ下の者のたとへに合ふまじかりけり。又云く。御若き時より御隱居御老年の後までも、物毎に尋常なる御生附にて、朝夕御爪の先まで御磨き御嗜みありけり。御言葉も輕々とは仰出されず、花車なる御心、不斷の御身持、有難きことなり。四十年御傍に詰め居たる藤島生益物語なりとぞ。放討の成敗も數多遊ばし、軍ごとに數百人討取り給ひけれども、一度も御手を負はせ給はずとかや。第一慈悲深く、民を憐みおはしまし、科人も餘多命を御助けありしとかや。古今稀なる名君なりと、千布太郎左衞門が覺書にも記して、古老の口碑にも留むれば、強ひて申すに及ばずと云々（恩田一均）。

要鑑抄

石田一鼎

我聞く、六道の内には人道を宗とし、四民の中には士を貴しとす。我等愚蒙なりといへども、士の家に生れ、六根具足の身となれり。又幸にあらずや。殊更我が國は神國なり。天竺震旦に勝れて神力弸〻新なり。佛法流布し、儒道行はる。志を致さば何事か成らざらん。卽ち佛神の前において誓願を發し、士の本懐を達すべし。

天地の間を見るに、物各〻職分あり。鷄は時を告ぐる職あり、犬は盜人を吠ゆる職あり、一物として職あらずと云ふことなし。百姓は田を作り、細工人は種々の器を作り、商人は交易して用所を調ふ。士は何の職ありや。農工商の三民を安んじ、兼ねて萬物を化育する職分なり。若し其の職分を勤めざる時は、鷄の時を告げず、犬の盜人を吠えざるに異ならず。只其の役に立たざるのみにあらず、天道の責を蒙り、佛神の御罰遁れがたき者なり。士に五法あり、五法成就せざれば、其の職分を勤むること能はず。譬へば四方と中

との如し。一つも缺いては全き物にあらず。一つには主人。下知なくして作業は皆私となる。故に主人を天道と心得て我が身を抛つべし。二つには父母。草木の根あるが如し。根を旱にすれば其の木榮ゆることなし。故に孝行を專らとす。三つには師友。道を知らずば人の皮をかむりたる畜生なり。故に師を求めて是を學び、友を選びて是を吟味すべし。四つには妻子眷屬、家内不和なれば奉公の障りとなる。故に妻子をよく導き、眷屬を憐愍す。五つには身を修む。行儀正しくして名利を思はざる時は四方よく和す。其の身正しからずば何事もなることなし。故に身を修むるを本とす。右の五法成就してより、よく三民を安んずべし。熟〻我が身の程を按ずるに、なまじひに奉公すれども當介を知らず、身の爲を思ふに似たれども却つて禍となることを知らず。一日の自由を好みて長き苦を設け、差當りたる死を恐れて萬代の名を汚す。加之念々の思惟、日々の所作、恰も狐の化けたるが如く、又狂人に異ならず。かゝる身心を以て知行切米を拜領す、これ盜人にあらずや。此の身心を改めずんば、爭でか主君の恩を報ぜんや。今日より志を勵まして信心を致し、三寶神祇の加護を蒙り、忠孝の學を勤むべし。卽ち守佛氏神に向つて誓願を發す。願に曰く、

一、武士道に於て未練を取るべからず。

一、先祖の名字を斷絶すべからず。

一、畢竟主君の御用に立つべし。

右三ケ條の所願を成就せんが爲に、毎朝寶號を唱へ、禮拜等永く懈怠すべからず。誓つて此の事の爲に身命を惜しまじ。誓つて他事の爲に身命を捨てじ。南無三寶神祇哀憐納受し給へ。敬白。

武士道

道に二致なしといへども、守る所は眞俗各〻異なり。武士道を論ずるに三段あり。一には士の意地、二には如睦、三には甲冑。

初に士の意地といふは、本來生死にあづからざるを地盤とし、忠孝を以て意とす。此の意地なきものは士の面目を失ふこと古來少からず。太田道灌の槍下の歌に、

かゝる時さこそ命のをしからめかねてなき身と思ひ知らずば

此の歌の心を工夫して見よ。かねてなき身と詠じたるは、なき身の詠ぜるか、ある身の詠ぜるか。ある身にあらず、なき身にあらず、工夫純熟して始めて生死にあづからざることを知るべし。只忠孝を盡さんが爲ばかりに形を現す。若し此の理を辨へずして利用を心

とする者は商士なり、士にはあらず。何をか忠と云ふや。己を盡すなり。世間には、自然の時御馬のはめ草になるべきと相部りたるを忠と思へり。大なる誤なり。たとへ扶持を受けざる男も、人の刀を拔きたる、其の所をはづしたらば、男とは云ふべからず。況んや、知行切米を拜領し、妻子眷屬を養ひ、豫て臂を張りたる者が、戰場に臨んで命を惜しまば、人と云ふべけんや。此の時に至つて命を惜しまざるは男役なり。忠にはあらず。夫れ忠と云ふは、己が私を盡して能く其の役を勤むるなり。天子は一人の樂を忘れて萬民の爲に行儀を正しくし、國守は天子の命を受けて一國の民を安んじ、我が身の榮華を忘れ、家老は主君の過を補ひ、國家長久の仕置を致し、一身の苦勞を顧みず、士は我が身を捨てゝ御用を達す。是を忠の用と云ふなり。忠の體と云ふは、天地萬物一體にして更に生死なし。是を己を盡すとは云ふなり。何をか孝と云ふや。本に報ずるなり。世間には親を養ふを孝と思へり。これ惡逆のともがらの親を凍餒せしむるに比せば、宜しき樣なれども、家内の犬猫迄養はでは叶はざる道理なり。親を犬猫に同じくせば、孝とは云ふべけんや。夫れ孝と云ふは本來生死なけれども、恩を報ぜんが爲に其の形を現はす。行儀正しく才能あつて國家の御用に立ち、先祖の名字を連續し、親の名を擧ぐるは孝の用なり。體を論ずる時は忠と一體なり。故に忠孝は本一つなり。此の理を忘れざるをば、忠孝を以て

心とすと云ふなり。

次に如睦と云ふは、太平の御代において士の意地を現はすなり。凡そ我をして士の意地を失はしむる者は、皆敵なり。其の敵に六種あり。一つには睡眠、二つには酒食、三つには好色、四つには利欲、五つには高貴、六つには功名なり。此の六種は外の敵なれば防ぎ易し。内に一人ありて、よく外の敵を引入る。故に、先づ内敵を亡すを以て、武邊の初とす。其の用意なくしては叶ふべからず。文武の學問、弓馬の稽古、乃至算用等迄よく心得て、入用次第に取出すを用意と云ふなり。外の敵を見る時、内敵起る。内敵起る時、誓願の劍を以て直下に之を截斷す。毎度此の如く截斷すれば内の敵起る事なし。内敵起らざれば、頓て外敵をも退治す。内外敵なければ、よく主人の御用に立つなり。君臣和合して父子親み、傍輩純熟して妻子眷屬和順なるを如睦とは云ふなり。

終に甲冑と云ふは、亂世において士の意地を現はすなり。軍法には城取を以て本とす。城取と云ふは堀を掘り、櫓を構へたる計りを云ふにはあらず。天下は天下を城とし、一國は一國を城とす。一己の者は身を城とす。五體五臟あり。仁義禮智信の五常を以て之を行ふ時は、一身の城治まる。此の理を推して一城を治むる時は、堀を掘り、築地を築き、本丸二の丸三の丸、五體備はれり。五常を以て行ふ時は、諸人一體にして一城堅固なり。

一國の嶮岨を用ゐ、天下の太平を用ゐるも亦此くの如し。五法相應せざれば、天下國家も治まることなし。道押し、陣取り、備へ等に至るまで、五法成就せずと云ふことなし。其の中において陰陽五行の相生相剋あり。習學して詳かに知るべし。五法成就すれば天道の冥加を蒙り、運命強くなつて內外の敵に破られず。堅固なること身に甲冑を帶するが如し。是を甲冑と云ふなり。

先祖名字

先祖を論ずるに兩重あり。一には一生の先祖、二には生々の先祖なり。初に一生の祖と云ふは、親祖父より先、曾祖父高祖父代々、何某より此の名は始まりたると云ふ人を先祖とす。若し其の先を論ぜば天地を祖とすべし。

次に生々の先祖と云ふは、一念迷ひし初より、六道四生に輪廻して親となり子となる。是を以て之を觀れば、一切衆生皆是親なり。皆是子なり。我より上たるを親として之を敬し、我より下たるを子として之を愛すべし。若し其の先を論ぜば、衆生の輪廻一念を初とす。一念は心より起る。一心を萬化の本源とす。一心の中に三寶あり、神祇あり、天道あり、聖賢あり。本これ一體にして衆生の爲に神用を異にす。天地も是に由りて開け、人物

も是に依りて生ず。實に天地萬物の始なり。然れば則ち一生の先祖に、名字を始めたる人を先祖とする事、天道の冥加に叶ひ、よく一生の役を勤むるに依つて、或は其の在所の名、或は其の官の名、名乘等を以て名字と號し、子孫の首に頂戴せしむ。則ち冥加の有る所なり。若し名字を疎かにする者は、冥加なくして天罰を蒙るべし。但し主命ならば名字をかふるとも科なかるべきか。天罰を蒙るべきとて主命に背かば、忠とは云ひ難し。然る時は、主人としても麁忽に家中の者の名字を斷絶すべからざる事なり。況んや一旦の利潤の爲に、名字を退轉せしめたる者、其の罪遁るべからず。愼まざるべけんや。

畢竟御用

譜代の士は尋常の覺悟然るべからず。其の故は、代々主君の御恩の內より生れて、父母妻子を養ひ、衣食家居等に至る迄、御蔭を以て自由を調ふ。身體髮膚皆是主君の物にして己が有にあらず。然らば主君の人を扶持する事、何の用ぞや。家老 物頭 公儀使者 雜務方、其の外軍法 武藝等其の器量に隨つて其の用を達せんが爲なり。其の用に立たんと思ふ者は、先づ自心を明かにすべし。一心明かならざれば、何事も無益なり。世話にも萬能一心と云へり。故に如睦甲冑、畢竟の御用と云ふは自心を明かにするを始として諸藝

に達し、身を惜しまざるを云ふなり。

或問

或人問うて曰く。士は武勇を以て道とす、誓願を發すは弱きに似たり。對へて曰く。夫れ武勇の士と云ふは、一心の本源に達し、未練の事なきを第一とす。未練と云ふは、臆病の義にあらず。理非の鍛錬なきを云ふなり。我意の堅固なるは剛に似て剛にあらず。血氣の勇なり。我意の非なる事を知つて佛神三寶に歸命し、誓願を以て我意に奪はれざるを德義の勇と云ふ。德義の勇を以て佛神三寶の加護を蒙り、主君を堯舜たらしむ。是、士の本懷なり。何ぞ弱きと云はんや。

或人問うて曰く。佛神の正體を知らざれば、實に信じ難し。對へて曰く。佛神の正體は不思議なり。見聞覺知の及ぶ所にあらず。若し正體を知つて而して後に信ぜんとならば、終に信ずることを得べからず。世話にも、「かゝる方なくば、はね木にかゝれ。」と云へり。よく我が心の非なることを知らば、何ぞ佛神の正體を知る時を待たんや。早く信心を發して冥加を蒙るべし。信ある時は感あり、感ある時は信あり。信心の人にあらざれば、佛神の正體を知る事なし。

或人問うて曰く。我意の非を知ること如何。

對へて曰く。是人に問ふべきことにあらず。自ら省みて是を知るべし。すまじき事をし、云ふまじき事を云ひ、思ふまじき事を思ひ、善事は勤むれども〳〵成りがたく、悪事は止むれども起り易し。かねて思ひつる事一つも調ふる事なし。其の外、心の内の黒さは言語道斷なり。是を省る者、誰か其の非を知らざらん。

或人問うて曰く。何をか本心と云ふや。

對へて曰く。言ふ者は本心にあらず、聞く者は本心にあらず、倶に是我意なり。我意全く非なる事を知つて而して後に本心現前すべし。本心は火の如く、我意は煙の如し。只煙のみを知つて火を知らざるが故に、迷の根源となるなり。

或人問うて曰く。我意の非なる事を知ると云ふとも、除く事難かるべし。如何。

對へて曰く。非を知れば則ち除く。其の故は、我意に實義無きを以て非と云ふ。實義無きは僞なり。僞と知らざるが故に、實義有るに似るといへども、僞と知る時は其の儘無し。無き事を有る樣に云ふをば僞とす。我意は僞なり。故に我意を以て忠孝を勤むる時は、忠孝も僞となる。是を以て忠孝の士は、佛神三寶の誓願を信じ、少しなりとも誓願を起す時は、卽ち佛神三寶の誓願海に入つて無量の功德を得る故に、我意は自

らなきなり。

或人問うて曰く。誓願を發して破りたる者は、忽ち御罰を蒙るべし。發さゞるには劣るにあらずや。

對へて曰く。これ世間の誤なり。誓願を發して破りたる者は御罰を蒙るといへども、猶佛神三寶の恵を離れず。誓願を發さゞる者は、終に佛神三寶の恵に預る事なし。譬へば奉公人の御法度を破つて浪人仰付けられたるは直る時節あり、奉公せざる者は、終に士の數に入ることなきが如し。

或人問うて曰く。本來生死なきとは聞けども、命の惜しきをば如何すべきや。

對へて曰く。命を惜しむ者は我意なり。我意を名づけて臆病とす。臆病にして士の名を汚す者は、諸士の立て置かざる罪なり。天道の責を蒙つて天地の間に容れられず。然らば臆病を治すの法、誓願に如くはなし。誓願を發して冥加に叶ひたらば、自ら本來生死なきことを知るべし。何の命を惜しと云ふことかこれあらん。

或人問うて曰く。我意の分別なくしては奉公も成るべからず。

對へて曰く。是世間の病なり。鳥に何の分別かある。よく空をかける。魚に何の分別かある。よく水を泳ぐ。若し本心現前せば、分別なくして忠孝行はるべし。

或人問うて曰く。日本にも本心現前したる人ありや。

對へて曰く。神代の事は測られず。人皇より以來明君良臣記錄に載する所、其の數少からず。然れども本心を明めたる人にあらざれば、其の人を知りがたし。其の故は、本心現前したる人、其の行跡一純ならず。時に隨つて異なる事あり。或は位に在つて政を施し、或は世を遁れて道を樂しむ。其の外、士の品に依つて各〻守る所あり。其の人にあらずんば知るべからず。

或人問うて曰く。出家と儒者と互に法理を評ふ。其の義各〻別なるに似たり。何れか士の道に相應するや。

對へて曰く。外には仁義を行ひ、內には三寶に歸す。是神國の掟なり。神國に生れたる者、何ぞ神の掟を背かんや。神道は不思議を以て宗とす。佛法の三界を出離するは、不思議の體を示す。儒道の天下を平治するは、不思議の用を顯はす。體用異なりと雖も、其の不思議一なり。天竺震旦の人も更に二心なし。何ぞ二法あらんや。皆是武士道の相應なり。二法相評ふ、是を心病とす。

或人問うて曰く。神道は何を以てか修行とするや。

對へて曰く。前に言はずや、不思議を以て宗とす。故に冥加に叶へる者は修行せざれど

も道に達し、冥加に叶はざる者は修行すれども至りがたし。皆是不思議なり。然れども豐葦原の中津國は善惡の中間なれば、三種の神器を以て是を治む。又是不思議なり。此の寶は唯王者のみこれあるにあらず、神國の民悉く是を賜はる。印判と鏡と兩腰の刀となり。此の三種の寶を疎略にする時は、卽ち神を蔑にするなり。其の故は神に三德あり。慈悲を神璽とし、正直を神鏡とし、誓願を神劍とす。道器不二なるを以て天子の寶とす。神明の德に背く者は、己が心なり。己が心を截斷するに誓願を以てし、本性を明らむるに正直を以てし、萬民を養ふに慈悲を以てす。天子は是を以て天下を治め、大名は是を以て國家を治む。士は是を以て忠孝を盡し、農工商の三民を安んず。此の寶を疎略にする者、豈御罰を蒙らざらんや。己が心と云ふは我意なり。誓願すといへども、善根成就せざれば、我意起る事あり。念々信心するを、神道の修行と云ふなり。

或人問うて曰く。人々三種の寶器を賜はる事を聞く。誠に愚蒙の我等も神德の信ずべき事を知る。願くば其の義の詳かなる事を聞いて彌よ信心を發さん。

對へて曰く。神道の奧義、其の深きこと不思議なり。言語の及ぶ所にあらず。且つ淺近の一義を語らん。世間に印判をつきたる證文をば實正とするが如く、人々の胸に神の印判あり。是卽神の慈悲を以て生ぜしむる證文なり。然れば慈悲を以て體とする事疑な

し。若し是を疑はゞ、神罰遁るべからず。人間の印判をつきたる證文さへも實正とす。況んや神の印判を信ぜざらんや。人々の本心卽ち神璽なり。則ち慈悲なり。直ちに本心を見んとすれども、眼の眼を見ざるが如く、更に見ることなし。若し見るものあらば眼にあらず。眼を見んと欲する者は鏡を用ゐるが如く、神明を鏡として本心を見るなり。神明の正體は高天原に在りといへども、衆生の爲に跡を垂れ給ふ社壇こそ、一切衆生の神鏡なれ。神前に向ふ時、己が心の黑きこと現はるゝなり。黑き心を以て清めんとすれども、泥を以て泥を洗ふが如く、更に清きことなし。誓願を發す時劍の兩斷するが如く、發す心も發さるゝ心も共になくなりて、本よりの神德現はるゝなり。是を本心現前と云ふ。

十藝

本心現前する時は、天地萬物皆是心の所現なり。況んや一身の藝能、心の所現にあらずといふことなし。一々藝能、其の理を窮むるに皆一致なり。更に捨つべき藝能なし。然れども一藝に滯る者は藝者に成つて士にあらず。其の道を達して是を心に納め、用に隨つて出すべし。第一には物書く事、第二には口上、第三には仕附方、第四には學問、第五には武藝、第六には算用、第七には亂舞方、第八には狩漁、第九には雜務、第十には普請、

第十一には能容なり。故に士の字、十の下に一を加へたるは卽ち此の心なり。能容と云ふは我に諸藝なくして一藝ある人をも用ゐ、一々の藝者をそろへて、主人の用に達せしむるを最上の士藝と云ふなり。古の學問と云ふは詩を作り、文を書くを云ふにはあらず。心を治めて仕置の仕樣を習ふなり。今時も軍法を習ふ人はあれども、仕置を習ふ人は聞く事稀なり。如睦の仕置悪しくして必勝の軍法ありと云ふは、是道理あることなし。是を以て文武趣異なりといへども、其の理一なり。上としては其の身に藝あらんよりは、よく藝を用ゐるべし。下としては諸藝を習ひ得ること成るべからず。其の身の器量を考へて、一藝を成就すべし。

奉公之故實

一　主人は無理な者、下人は無理な者。

眞實の志には理はなきものなり。主人は無理に人をかはゆがり、下人は無理に主人の用に立つべし。理非を分別する時は、必ず上下不和なるものなり。

一　朋輩は主君の用人、我は其の手傳ひ。

一人粉骨の奉公するを當介と思ふは、誠の當介にあらず。諸人一味して御用に立つを

當介と云ふなり。然れば少しの事にても、相役の仲悪しき事不當介の始なり。諸朋輩に使はるゝと思はゞ、仲悪しき事あるべからず。

一

苦勞は身の藥、自由は心の虫。

樂を好む故に苦は重なり、却つて身の毒となる。身の爲を思はゞ隨分苦勞すべし。若し自由を好む心出で來らば、虫の起りたると心得て彌〻苦勞すべし。苦勞したる事ならでは、後の樂となることなし。

一

人間は堪忍、堪忍は願力。

堪忍の情なき者は人にあらず。我が力にては堪忍成りがたし。佛神に誓願して堪忍を成すべし。

一

成らぬ事とて打置くな、成る事とて油斷すな。

雨滴の石を穿ち、木の石になる。何事も功を積まば成らずと云ふことなし。唯安々と思ふ事に油斷すれば、掛合に成らぬこと多し。

一

心は身持から直る、身は心持から直る。

身と心とは本より二つにあらず。身持が直しにくき時は、心持を直せ。心持が直しにくき時は、身持を直せ。何れにしても只今の身持心持にては然るべからずと、思ひ

定めて直すべきと志すが目出度き事なり。

一 馴るればくせになる。曲は馴るれば直る。直しにくき物は曲なり。然れども曲は自性にあらず、よそよりのつき物なり。漸々に直らずと云ふことなし。

一 善き眞似は眞似ぬが恥、悪しき眞似は眞似るが恥。人の眞似をされぬと思ふは、世間の習ひなれども、取違へあるべし。物狂ひの眞似とて篠をかたげて走らば、則ち物狂ひなり。盗人の眞似とて物を盗まば、何とか云はんや。士は士の眞似を致すべし。

一 利を好むは商人、義を好むは士。今時の士は皆商人なり。利徳の事計りかしこくして、義と云ふ事を知らず。其の本を尋ぬれば、物の費を知らず。自由の爲に金銀を遣ひ捨て、奉公の續かぬ士多き故に、利徳をせねばならぬと思へるなり。若し義を知らば、何ぞ徒らに知行切米を遣ひ捨てんや。

一 すかぬ事に理を附けよ、すきの道に用心せよ。我がすいたる事は多分悪事なり。すかぬ事は必ず善事なるべしと思ひて、其の理を求

めよ。すかぬ事の内に面白き道理はあるものなり。人々身を崩すことは、すきの道より起る。眼前の事なり。

一

辛苦しても氣はへらぬ、心から氣はへる。

あまり氣をつめて辛勞したらば、病者になるべしと思ふは、不用の心より出づるなり。人の氣は天地の氣と通用する故に、へるといふことなし。苦痛さに溜息をつく時、氣の道ふさがる。苦に逢つてまけぬ心になれば、氣力つよるものなり。

一

當介は分別のかね、同じ事に分別は入る。

諸人、分別は持ちたき物なれども、生れつかねばならぬことと思へり。分別とて別にあるものにあらず。當介さへ強ければ、物事に當介を推しあて見る時、するべき事とするまじき事と其の儘分るなり。指し立ちたる事は其の紛れなし。してもせでも同じ事と思ふとき、よく吟味して、するかするまじきか分別すべきなり。輕き事より大事は起るべし。

一

志に時宜はなし、所作は人に讓れ。

我々しきとても、志は人に劣るべからず。隨分人にすぐれて當介を強くすべし。當介のつよきとて、鼻のさきに見えたるは惡し。何事も兼て人を先にしたるがよきなり。

一　朕知らで物するな、機嫌計らで物言ふな。

朕方を知らねば、行き當つて恥をかく。人に物を言ふ時、顏附を見ず、我が用計りを云ひ出す故に、調ふべき事も濟まざるなり。

一　稽古の寄合は亭主になれ、雜談の寄合は客になれ。

夜話などをする事、世間にある習なれども、好ましからぬことなり。何事なりとも稽古事を企て、人と寄合ふべきなり。客になり亭主になる心持、口傳あり。

一　人を欺くは身を欺く。ざれ事に志は見ゆる。

假初にも人をだますこと然るべからず。士の武略と云ふは、人をだますことにはあらず。實義の案外に出づるを武略とす。ざれ事に好きたる人は、其の心定まらぬ人と見ゆるなり。

一　口柄は云はぬが口柄、手柄は誇らぬが手柄。

口柄を云ひたがる人は實義が薄くなる。手柄をしても威驗すればせぬには劣るべし。

一　聞いた事は違ふもの、見た事も時に依る。

人の云ひたることとて、うか〳〵と云へば空言になる。ちよつと見たことは違ふ事多し。兎角見た事聞いた事は、うつかといはぬものと心得べきなり。

一 推量は推して捨て、云ふ所は云うて捨てよ。推量はあはぬもの、無益の事なれども、又うか〳〵として居たるも悪し。只推量して捨てたるがよきなり。是は云ふところぞと思へども、かほどの事は云はずとも合點あるべきと思ふは悪し。何時も云うて捨てたるがよきなり。

一 だまされてはだまれ、うかされてはうくな。だまさるまじきとする者をば、人彌〻だますものなり。だまりやすき人をば、だますことなし。只何事も、うくまじきと覺悟すべきなり。

一 遊山は人にすゝめられ、役儀は人をすゝめよ。慰みはふつつとすまじきと思へば、其の内に慰みあり。引立てゝすること悪し。奉公方の事は、すゝみて人を引立つるがよきなり。

一 酒に醉うては早く臥せ、腹の立てば延引せよ。酒を呑みたる時、未だ醉はずと思へども、必ず醉うて居るものなり。用所をば後日に濟ますべし。腹の立つ時、云ふ事も皆過ぐるものなり。腹立ち止みてより分別すべし。

一 追從嫌へば無禮になる、埒明けたがれば迦れがある。人が追從するが見苦しきとて、無沙汰する人多し。家老頭人を敬ふは禮なり。人の

埒を明けぬが腹の立つとて、さばき立てするは必ずはづれあるものなり。よく〳〵得心すべし。

一

こちが肝煎れば、人も肝煎る。

我が勝手のよき樣にはからへば、人も亦よき樣にするなり。是によつて萬事つかへ所多し。何事も人の仕よき樣に、はからふが士の道なり。

一

意見は言手、内證は聞手。

人に意見すれば、必ず腹を立つるものなり。たとひ不合點の事をいはるゝとも、深く忝なかり、人の言ひよき樣にすべきなり。人に内證を聞かすれば、誰が申したるかと穿鑿されて、迷惑するものなり。左樣の人には聞かせぬがよきなり。

一

誹らるゝは譽められるゝ、譽められるゝは誹らるゝ。

世間のほめそしりは、人々の氣にまかせて云ふ者なれば定めがたし。譏られて其の人の覺悟が知るゝこともあり、譽められて惡しき事もあり。兎角當介を强くして、譽められるゝにも、譏られるゝにも、かまふべからず。

一

述懷は身頼み、遺恨は人頼み。

仕合はせよき時おごる者が、仕合はせの惡しき時述懷するなり。當介を本とする人に

述懐あるべからず。深く物を頼む故に遺恨は出來るなり。世間は一つも頼むべき事なし。人を頼まぬこそ當介の本なれ。

一

人を使ふ者は人に使はるゝ、人に使はるゝものは人を使ふ。一人使ふ者にも、使はるゝと思はねば使はれぬ者なり。國守は一國の者に使はれ、家持は一家の者に使はるゝ役なり。

一

物覺えは物忘れ、物忘れは物覺え。是ほどの事は覺ゆべきと思ひて居れば、頼て忘るゝなり。少しの事も覺えて居るは不思議の事なり。忘れてならぬ事は書附けて置き、人にも聞かせて置くべし。

一

智慧を捨てぬを愚痴と云ひ、愚痴を捨てぬを智慧と云ふ。色々の事を知るは世智とて誠の智にあらず。我が身は愚痴の打ちまろめぞと、慥に知つて相應の事を勤むるが智慧なり。此の上に深き心得もあるべし、善知識に是を問へ。

一

知らぬ事に大事はある、知つた事に怪我はある。心に知るほどの事は少しの事なり。知れぬ事こそ廣大なれ。知つたることも時により所により、其の作法かはるべし。功者に尋ねて萬事を調ふべし。

一　士の意地は士が知る。信心の徳は信心の者が知る。其の人にあらずして、脇よりの推量はあたるべからず。士の意地に心掛け、信心して初めて知るべし。

一　世間はよき方に附き、修行は悪しき方に附く。誰も人の上を分別する時は、悪しき事が見え、我が身の上を分別する時は、善き事が思はるゝものなり。然れども修行と云ふは別の事にあらず。我が身の悪しき事を知り習ふなり。悪しき方に落着して分別する時は、必ずはづれなし。人の上ならば、何時もよき方に分別すべし。

一　詮もなき事に詮があり、用もなき物が用に立つ。我が當介弱き時は、隨分詮なきことをせず、用に立つ者計り求むべし。當介堅固ならば、詮なき事とて打置くべからず。用なき物とて捨つべからず。

一　迷ひは悟りに迷ひ、悟りは迷ひに悟る。人ごとに悟りたくは思へども、悟りを求むるが迷ひなることを知らず。迷ひをばいやに思へども、迷ひを知るより外に、悟りなきことを知らず。

一　偏氣（へんき）は天罰、情識は人罰。

何事にても偏氣する事は、天の道に肯けり。天地の間を見るに、一偏に片落ちたる者生達することなし。理と云ふ物は、見解に依つてかはるものなり。鏡を座中に置いて十人して是を見れば、鏡の内の影十様にかはるなり。道理と思ひて情識を立てば、必ず人罰を受けて世間の交り叶ふべからず。何時も君父の指圖に隨ふべし。分別なくして冥加に叶ふ道なり。

右三十六ケ條は見聞親證の事なり。覺えよき様に平話を以て是を記す。久しく是を玩ばゞ、言外の味あるべきものなり。

寛文十二壬子歳中秋於下田草堂書之

忠敬目錄

一 好苦者可達士之本懷事
一 知非者可蒙佛神之憐事
一 才覺者失實義事
一 利口者非正直事
一 好利德者不可爲士事

一 不知責者可失本意事
一 專酒婬者可斷奉公之源事
一 慰多者災難多事
一 嗜深者賴母敷事
一 禮義正敷者心正敷事
一 一門不和者大分之働可難成事
一 眷屬不親者過多事
一 不憐百姓者冥加有間敷事
一 不顧傍輩者不可達御用事
一 進過者早草臥事
一 家內之仕限難成者大事不可成事
一 理に重々有一偏不可存事
一 覺悟に有天地之義事
一 自利之心有者可爲不忠事

君子之道　譬如上京　晨昏匪懈　所至維精

君子之道　譬如操船　楫頭一定　所向無遷
君子修身　譬如御馬　不揮厥鞭　所進皆舍
君子先人　時々克己　意如白雪　無此無彼
君子應物　念々知非　義之所在　無所不歸

愚見集

山本常朝

奉公根本

一　忠孝

奉公人は、忠孝を盡すべきためばかりに、生れ出でたると云ふことを、眞實に知るべし。忠孝と云へば二つの様なれども、主に忠節を盡すが則ち親に孝行なり。然れば忠一つに極りたり。御譜代御蔭の下より生れ、御知行を拜領したる者が忠節を盡さずんば、何としてか御恩を報じ奉らんや。此の段は珍らしきことにあらず。諸人皆知ることなれども、眞實に知る人は稀なるべし。其の仔細は、人來りて、「如何、是奉公人の大意。」と問ひ、又、「如何、是武士の大意。」と問ひたるとき、分別無しに端的返答を拔合はする人は多くはあるまじく、是兼て埒の明かぬ證據なり。さりとては苦々しく、油斷千萬

なる事なり。人生僅かに五十年六十年の間なり。況んや老少不定なれば、延々にしては間に合はず。今日より奉公を抽んずべしと、思ひ部るが忠臣の地盤なり。さて、如何樣に奉公するが忠節かと云ふに、奉公の二字にて埒のあくことと思ふなり。奉公とは、公に奉ると書きたり。則ち今身命を殿樣に奉りて見よ、早私と云ふものは一物もなくなるなり。身命主君の物なれば、主人を心王と崇め奉りて、御下知を受けて萬事をなせ。十二時中、行住坐臥飮茶談笑擧手動足、忠節ならずと云ふことなし。御城に出で、御前に出て、役儀を勤むるばかりを奉公と云ふにあらず。卽座に大切の御被官一人出來たるなり。是を名附けて忠臣と云ふ。則ち奉公の根本なり。

一　忠の肝要は諫に極る。治國平天下の根本なれば、尤も他事なき事なり。然れども、節に臨みて一命を捨つる者は多けれども、主人に御意見を申す者は、昔より稀なり。畢竟罪を恐れ、身を思ふ故なり。前に言はずや、身命を主君に拋げ置きたるもの、何ぞ諫むるに難からん。尤も御意見を申上ぐるには品あるべし。朋輩に意見を云ふさへ、言ひ樣あしければ却つて腹を立つるぞかし。よく〳〵了簡あるべきことなり。又其の位にあらずして諫むるときは害となる由。其の役にあたらぬものは遠慮すべきことなり。

一　我等若年の砌、常治居士物語に、名利を思ふ奉公人は奉公人にあらず。又名利を思は

ぬ奉公人は奉公人にあらずと、昔より申しならはし候。おもしろきことの由申され候。若輩心に葬と疑ひ起り、打置かず工夫申し候て存じ當り候は、名利を思ふ奉公人は奉公人にあらずと申すは、もとより知れたることに候。名の爲、利の爲、かへ物に奉公するは私欲の商奉公なればなり。又名利を思はぬ奉公人は奉公人にあらずと申すは、抑〻忠節の肝要は君に諫を申すことに候。奉公を仕るからは肝要の忠節を盡さでは甲斐もなし。然らば諫を申すべしと思ひても、其の位にいたらねば諫むることならず。然らば家老の座に直りて諫むるより外なし。小身より家老職になること、よく〳〵諸人に譽められ、知行を大分申し請けねばならず。然る時は名利を思ふに似たれども、全く私欲にあらず、君の爲に名を取り、君の爲に利を取るべしと、思ひ定むべきことなり。此の意地なくしては、大分の御用に立つことはなるまじきことなり。爰を以て、名利を思はぬ奉公人は奉公人にあらずと云ふなるべく、得と胸に落ちたり。此の儀なるまじきことにてこれなく、小身より家老座席になりたる衆、目前にこれあることに候。此方とても劣るべきにあらず。但し年若くしてはならず、六十有餘歳まで存命候て奉公するならば、しかと一度成就すべくと、二十歳の内、無足の時分より、慥に存じ部り候。扨て立身の仕様、年若き内に俄出頭など致し候ては、落度これある物

なれば、四十の内は、なる程引取り居り候て、四十以後段々立身をして本意を遂ぐべくと存じ候ひつる。されども四十二歳にて乗輪院様御逝去あそばされ候に付、一途に御供と観念いたし、出家遁世いたし候ひき。誠に益なきたはごとながら、若しは心持にも成るべくやと筆にまかせ候。いづれ奉公人は五十過ぎ候はでは、分別も落ちつき申すまじく候。

一　石田一鼎の申され候は、「奉公人の立身の仕様は、半疊敷で芝居見物するがごとし。其の謂はれは、我よりさきに、大勢見物人入り込み居る故、狂言さだかに見えず。立ちて見んとすれば、諸々の見物人に障る故氣の毒がり、無理に押分けて向ふへ行かんとすれば、つぶりに刀のさやのあたりたるの、草履が障りたるの、などとがめられ、後は口論になり、しまり無作法ものとて引出され、終には見物もならず。是は無功なる見物人なり。又功者の見物と云ふは、まへかたより湯水も多く飲まず、小用などに立たぬ様に、なる程身をたしなみ、狂言は得と見えねども、いかさま後には時節あるべしと、心ながく氣力強く堪忍して居れば、先の者小用に立ちたり、又は歸りたり、色々變りあるに付、少しづゝさきへにじり寄り〳〵する内に、しまり正面ににじりつき、切狂言の面白きところを、思ふまゝ見て仕舞ふなり。奉公人もまたかくのごとし。無功者は急に向

ふを望む故、此處彼處につかへ、仕損ずるなり。又功者は其の身をたゞしくして物を急がず、心ながく氣力つよく、我が役を尖に勤めて居れば、我より上目の出頭人、或は役替又は死ぬるの、病氣の、浪人するのなどと、色々轉變する内に、少しづゝ上へにじり上り、しまり時節到來して思ふ圖にいたりて、奉公の本義を遂ぐるものなり。」と申され候。もつともなることに候。

一　奉公人の次第を見るに、主人の御爲ばかりを思ひ、我が身を忘れ果てたる人は、上々の奉公人なり。又主人の御爲を第一に、次には我が身の爲もよき樣にと思ふ人あり。又主人の御爲も、我が身の爲も同然によき樣にと思ふ人あり。又我が身の爲を第一に、次に主人の御爲もよき樣にと思ふ人あり。又我が身の爲ばかりを思ひ、主人の御爲は思はざる人もあり。まづおよそ、此の次第かと思はるゝなり。是を曲尺にして見れば、人々のたけ分まぎれなく見ゆるなり。尤も人の上ばかりを量りては益なし。我が身に當てゝ見るべし。

一　主人の非を云ひたがる者多し。以ての外のひが事なり。其の人の口ぐせに、御爲を思ふ故、餘り迷惑さに佗言すると云ふ。さて〳〵取り違ひなり。眞實笑止に思ふならば、密かに諫め申すべきなり。夫れがならぬ位ならば、佛神にも祈り、主君の惡事は何卒人

の知らぬやうにと、隱密する筈なり。たとへ公儀に召出され、主人の惡事を申出づべしと、拷問にあふとても、命にかへて云ふまじき事ぞかし。然るに人も問はぬに、ひた向、主人の非を云ふこと勿體なきことなり。總じて內證の事は、外よりは知れぬものなり。惡事は皆內より云ひあらはすなり。一人がいへば二人三人知り、五人十人いへば、國中他國日本國中へ知るゝなり。然れば一人の口より、しまり國家を云ひ崩す道理なり。是に過ぎたる不忠なし。たしなむべきことなり。畢竟主君の惡しきことあるは、家老年寄、其の役の者諫めざる故なれば、人のなきことを歎くは、さもあるべし。

一　今時の奉公人を見るに仕合はせのよきときは進み、仕合はせのあしき時は草臥れて述懷する人多し。是非に及ばざることなり。最初より主君に奉り置きたる此の身なれば、全く我がものにあらず。進み退きあるは、皆私なり。たとへ御無理に浪人切腹仰付けられ候とも、毛頭上を恨み奉るべからず。淨通居士の御遺言にも、「御主人樣より御懇ろに召しつかはるゝとき、爲す奉公は奉公にあらず。御情もなく、御無理千萬なるとき爲す奉公が奉公にて候」由。尤もの儀に候。「總じて理非を分別する故、上下不和になるなり。眞實の道に理はなきものなり。主人は無理に下人を可愛がり、下人は無理に主人の用に立つべし。」と、一鼎の金言なり。

一　或人、子供への意見に、「構へて利發にあるべからず、たはけたるがよし、利發なれば必ず身上を崩すなり。」と申され候。金言なりとて、面白がる人多し。小欲にして望みなき人は、大方右の合點にて引込數寄になり、そろ〳〵病者を作り、大役などあたらぬ樣にして、次第に子供にゆづり、其の身は北山に屋敷を求め、引取りたがる衆多きなり。大欲人の、物のほしさに精を出し、勤め過ぐるに較ぶれば、よろしき樣なれども、畢竟身上崩すことの恐ろしさに引取りたがる所存なれば、是も身を思ふにげ尻なり。總じて人に勝れよき者は、時にあはずして浪人すると覺えたる人多し。是を案ずるに、さてさて、取違ひたる合點なり。善きものが浪人する道理はあらず、おほかた天罰を蒙りたるものが浪人すると思ふなり。其の謂はれは、人間に生れ、天道の憐みを蒙る第一のよきことは何事ぞと云ふに、我が非を知ることなり。又天道より憎まるゝ第一のあしきことは何事ぞといふに、我はよきものと自慢することなり。是を以て見るに、浪人などする衆は、十人に勝れ、目心きき世智かしこく、小理窟云ひ、取廻しよく奉公する故、重役も當るなり。夫れに乘り、我がする事は皆よしと覺え、はや慢心出來、人の事は虫螻蛄の樣に見なし、先上りに奢つて一ぱいに帆をもたする故、しまり天道より蹴たはされて浪人するなり。是はこれ我が科なり。然るを浪人しても我が非を思ひ知らず、上を

恨み人を恨み、今時の世上には我等はあはぬ故なりと、賢人かなどの様に覚えて居る人多し。苦々しき事なり。然れば、よき人の浪人するにあらず、悪しき人が浪人する道理なり。或人問うて曰く、「この段一理聞えたり。但し不審なることあり。右の者どもは非を知らぬ故、御罰を蒙りたれども、身上相應よりも骨を折り、日夜奉公を勤めたる者どもなり。又たはけたる者共、大分の知行を代々拝領し、何の奉公もせず、徒らに祿を費し、然も身上悉なく暮す人多し。是も天道より、ちと御咎めありたきものなり。此の儀いかに。」といふ。答へて曰く、「まへに云はずや、非を知るものは天道の憐みを蒙ると。たはけたる輩は大圖我が身の非を知り、大分の御知行を費し、相應の御奉公も勤め得ず、御罰もおそろしきと、かねて思ふ故、少分の役をも大事に思ひ、適〻公界などに出づることある時は、御主人の外聞失はざる様にと、佛神に願をかけ、内などの者どもまでも、氣遣ひのあまり、思ひ〳〵の立願かけ、首尾よく勤められ候様にと念ずるなり。是を利發者の目より見ては、かばかりの事に大たはけと、彌笑ひ種にすれども、天道よりは少しも憎しと思しめされず、一入不便に思召す故、家連續するなり。偏に非を知る故なり。まして器量の人、非を知つて勤むるならば、少しもあやまちあるべからず。然るときは子供にたはけよと云ひ、引取りたがる道理はなき筈なり。利發自慢の人

人、我が心に心を附けて御覽ぜよ。朝より暮に至るまで、名利の妄念ばかりにて、取りどころあるべからず。此の非を知らずして自慢するは大罪人、天罰を蒙らねばならぬ筈なり。謹みて念々非を知るべし。」

一　奉公人の打留め、しまりは浪人切腹、此の二ケ條に極りたり。其の身一代恙なく勤めたりとも、子孫の代に、何れのがれざると覺悟すべし。其の謂はれは、主人の御恩は日に增し重り、報じ奉ることは不足なれば、何としても荷負ひきらず、御罰を蒙るより外なし。此の儀を得心して、よく〳〵當介を思ふべきことなり。崩す期に到つて少しも驚くべからず。もとより奉り置きたる此の身なれば、是奉公人のならひなりと觀念すべし。有爲轉變の世の中、天下も國家も、一度は亡ぶる時節あるものなり。崩して御知行を返上申すも、亦御奉公なり。但し崩し樣には品あるべし。卑怯なることにて崩すは無念なり。後來の名も恥かしく、先祖へも面目なきことなれば、きれいなることにて崩し度きものなり。日峯樣御意に、「人は上下によらず、國を崩し家を崩すこと出來たるとき、多分崩すまじきとする故に、しかもきたな崩しをするものなり。崩す時期に到つては、潔く崩すべし。然らば結句崩さぬこともあるものなり。」と、仰せられ候由。

さて〳〵御尤もなる御金言なり。

一　日峯様常々御意なされ候は、「我等死後にあるべきことにてはなけれど、若し萬一國替へ所替などあるときは、槍先にて渡すべく、其の節同じ枕に腹切る事、家中の面々皆以てなじみの衆なれば、一人も無心に思ふ人あるまじけれども、彌〻以て頼むなり。」と、折々仰せられ候由。「是御家中の侍への御遺言と申すものなり。」と、善忠居士毎度物語にて候。此の儀大方に思ふべきことにあらず。御家の士は、此の仰置きを、毎朝一度づゝなりとも唱へ度きことなり。是に付愚存一分の決定これあり候ひき。口傳。

一　高傳寺へ御無沙汰すべからず。御先祖様御存生にて御座成さるゝと、同然に存じ奉るべし。

一　龍雲寺へ御無音なく、先祖祭をよくすべし。木の根に土かふが如し。根を疎かにすれば、其の木榮ゆることなし。子供の上の祈禱、これにましたることあるべからず。立願祈禱は第二のことなり。

一　武勇

一　武士は天下の守護人、非道を禁じ非義を討ち、忠節を盡す役人なり。武勇を天下に顯はし、先祖の名を擧げ、名を後代に殘すべしと、眞實に決定すれば、則ち今日より究竟

の武士一人出來るなり。かりそめの參會にも、半口一言、微塵毛頭も後れを取つては、先祖の名をくだし、一類の面をよごし、武士道の瑕瑾なれば、片時も油斷すべからざるなり。

一　善忠居士曰く、「武士は曲者にてさへあれば、夫れ一つにてすむなり。別に何事も入らぬなり。藝能も智慧も分別も揃うてこそよけれ。されども何もかもよくせんとすれば、肝要のところ脇になるなり。」と、常々の話にて候。いかにも是にて埒明くことなり。又くせものの見樣のこと、「賴もしき者は曲者なり、曲者は賴もしきものなり。」と、物語にて候。さりとては金言にて候。

一　大變に動轉せざる樣に、常々覺悟すべし。かねて大變の箇條を擧げ、只今事に遭ひたるときの工夫肝要なり。畢竟一命を捨つるより外に、大なることはなし。是大儀なることにてはなし。人間老少不定なり、明日の事も知られず。然れば今日々々と覺悟して、每朝死を習ふべし。數萬の敵陣に一人駈入り、弓鐵砲槍刀にて射られ、突かれ、切られても少しも屈せず、大將の頸を取つて出づる氣を用ゐるべし。縱令首を討落されても働くべし。死後は怨靈ともなるべし。又大火中に飛込み、大海を駈廻り、數千丈の谷底に飛んで下り、大地震大神鳴のときの工夫をなし、大勇の氣象を探し出すべし。每

朝かくのごとく觀念し、軍神に運を祈るべし。摩利支天は必ず守らんとのたまふ由。ありがたしとも賴もし。武士は素より修羅道なれば、修羅道を樂しみ、地獄にも落ちよ、奈落にも沈め、鬼神を數多相手にしても、片はしより薙切りにする氣象肝要なり。眼をするゑ、牙をかみ、拳を握り、脊骨を押立て、躍つて出づる氣を、斷えず用ゐ習ふべし。腹の立つ時の氣は、恐るゝ事もなく、命のすたる事も思はず。此の時の氣が卽ち勇氣なり。是を常に用ゐるべし。

一　人の話を聞くに、「剛臆は事に遭はねば知れず、御靜謐の時分なれば、知るべき樣なし、知れぬも仕合はせなり。」など云ふ人多し。さて〳〵不せんさくなる云分、其の人の心底見すかさるゝことなり。戰場とて、只今の座敷の上とて、異なるべきことなし。目のあきたるものの見れば、明白に見ゆるなり。覺悟と云ふは、如睦と甲冑と二つにならぬ樣にしなすことなり。「武勇」と天下に顯はれ、日本一と云はるゝ事も、なるまじきことにてはなしと思ひしなり。其の仔細は、一國一人と云ふもの、鑓にても何にてもあれ、天下に押出したるとき、五番とは下らぬ國なり。大方一二を爭ふ筈なり。然れば一國にて一人と云はるゝ者は、日本一と云ふに近し。一國一人の曲者と云はるゝことは易きことなれば、日本一のくせ者と云はるゝこと難きことにあらず。目近き道理なり。「鍋

島の御家より士一人公儀に罷出で、これ〳〵の儀を申上げ、即座に腹を切らねばならぬ事出來たり。御家に掛りたる大事の場なれば、分別もせず畏まりもせず、潔く進み出づるものを仰付けらるべく、誰にてあるべきか。」と、只今總着到を披見候て、御詮議なされ候へば知るゝこととなり。恐らくは我等より外にあるまじくと、眞實に決定いたし居ることかくのごとし。即ち我等に御繰當なさるゝ證據なり。日本の神祇縱令これなくも、かねて諸人の目當にのり選び出さるゝが、定の箭を射ると申すものにて、如睦にても武勇を顯はすと云ふはこれなり。この段は、數年骨を折りたることに候。乘輪院樣御逝去の時、御傍に侍ひ、「追腹は御法度故、即ち出家を爲たるものこれあるよし、未だ誰とは知れず。」と、御領中ぱつと申しこしらへ候とき、此處にても彼處にても、「一人は山本神右衞門にてあるべし。」と、諸人申し候由、其の節沙汰これありたることに候。誠に我等數にも足らぬ不肖の身ながら、主君の爲に身命を抛ち、武勇を天下に顯はすべしと、佛神に祈りし御加護により、冥加に叶ひたると存じ奉るなり。『日本一の剛の者熊谷次郎直實』と、毎度我と名乘り候。これ、よき手本と存じ入り候より、力を得たることにて、小笠原作雲の『武士道功者書』に、「功者の武士」と云はせたる武邊に名をとる道ありと書かれしものなり。これまた若年の時より氣附け申した

ることに候。さて又日峯様御話に、「横座の槍は突くるものなり。」と仰せられ候儀、肝に銘じ候てよりはげみと成り候。又「武道に師匠なし。」と御意なされ候よし。この段もつともなりと申したることに候。兎角名人の御詞などは、はからず徹底申すものに候。ありがたきことに候。何とやらん自讃がましきことの様にて如何とも存じ候へども、又此の段感通の因縁ともなるべくやと、憚らず筆にまかせ候。

一　往昔『飛鳥川』と云ふ草紙を見候。「武士の嗜むべきことあり、熊谷平山が一二のかけ、佐々木梶原が宇治川の先陣など、武勇の勝れたる話の時、『誰も然様にありたき事、羨まし。』などと云ふはよけれども、『人により、さてもなるまじき事か。』など云ふ人あり。是は、しかとならぬと極りたり。かりそめの言葉も、心より出づることなれば、聞いてさへなるまじと思ふ人、實の時、なるべきにあらず、恥かしきことなり。」とありし。詞つきは斯様にてはなけれども、肝に銘じて覺えたる故、心はかくのごとし。誠に武士の愼むべきは第一に言葉なり。軍歌に

　九つの心を知れや武士のおぼえもおちも一言ぞかし

とあり。尤もなり。

一　日峯様御話に、「武邊の嗜みは、先づ相當々々の武具油斷なく所持し、さ候て朋輩と

いかにも心よく寄合ひ、親子兄弟のごとくなるべし。互に眞實あれば、自然の時互に見捨てず、一人が二人になり、二人が五人十人になるものなり。然らば一虎口すべし。」と仰せられ候由。さりとては感心し奉り候事に候。

一　人をもたねば大分の働ならぬ筈なり。家來被官組の者ども、成程懇に育ふべし。自然の時は、此の方に對し一命を捨つるものどもなれば、かねて疎かにすべきことにあらず。科は輕く、少々のことは見のがし、少しの忠も取立て褒美すべし。金銀米錢を取らするばかりにかぎらず、一言の情に百年の命を捨つるは、人の義理なり。執行越前守殿御内方賢女にて、組被官の者見舞ひ候時は、何時にても面談候て、茶煙草も多分手づからふるまはれ候故、「あまり御慇懃なる御事勿體なし。」などと、何れも申し候へば、「然樣にてこれなし。各は自然の時越前殿の御用に立ち、同じ枕に討死する衆なれば、一人とても一入大切に存じ、斯樣に致し候。彌〻越前殿を賴むなり。」と、毎度の會釋なり。何れも涙を流し、「其の段は我々に御まかせ、かねて御心安く思召し候へ。」と、折々挨拶申し候由。島原に於て隆信樣御戰死の時、越前殿討死なり。打殘されたる組被官ども、「主人なければ戰ふべき樣もなし。此の上は敗軍勢同然、歸るより外なし。」と詮議するに、「いや〳〵生きて歸つては、おかみさまにお目に掛るべき面目な

し、常々お頼み候は此の時のことなり。さらば潔く討死すべし。執行一手は自餘に勝れ、死後にも紛れなき様に。」と申合ひ、紅の糸にて銘々小指を括り、あせ一つを限りに定め、一足も退かず、同じ枕に討死したる由。殊勝なる事に候。女たりとも、武士の所存は格別なるものなり。

一　慈悲

一　武士は武勇一つにて忠節も事すむ様に思へども、昔より武勇一偏の家は運が續かぬ故、上下共に滅亡するなり。然れば運の強き様には何とするぞと云ふに、慈悲に極まるなり。慈悲心が即ち運をつゞくるなり。されば武士は大勇氣を表にして、内心には大慈悲を持つべきなり。其の時は武運強く、子孫も繁昌し、家も連續する由。湛然和尚我等若年の時、折々仰聞かせられ候故、得心申し候。

一　人間一生何事をするものぞと云ふに、人の爲のよき様にとするより外なし。善事は人にゆづり、人の科は我が身にかぶる程に心を持つべし。親疎を分くべからず。此くのごとく思ひ入れば、諸朋輩に仲あしき人一人もなきものなり。此の心を以て百姓以下畜類迄に推しひろむべし。目付役究役などする人は、猶以て心得あるべし。慈悲なき人は、

必ず人罰を蒙るべし。

一　神の御心も、佛の御心も、聖人の御心も、慈悲心より外はなし。天照大神の御歌に慈悲の目に憎しと思ふ人あらじ科のあるをばなほもあはれめ佛の一切衆生悉く一子の如く思召し、抜苦與樂の慈悲の根元、善知識に尋ね問ふべし。

一　剛忠様　利叟様　御慈悲、御善根の餘慶にて、目出度く御家御相續遊ばさるゝことに候。是にて慈悲の有難きこと顯然なり。

一　佛神を信敬し、寺社へ善根をなし、沙門　社家を敬ふべし。たとへ無徳の出家たりとも、衣を肩に掛けたるは皆佛弟子なれば、疎かにすべからず。今時は、在家も佛法の理究を云ひならひ、出家の上を批判し、無學の沙門などは見こなし、疎略にする人多し。よからぬ事なり。

一　智慧

一　智慧を以て、忠孝も武勇も慈悲も行ひ、不慮の大變大難も迷はず、事として辨ぜずと云ふことなし。見え來らぬ向ふの事をも見通し、五十年百年後迄も、考へ知るは智慧なり。我人火はあつく、水は冷たきと知り、善きことはよきと知り、悪しきことはあしきと

知らぬ者はなし。然れば元來持つて出でたる智慧は有るにきまりたり。育て樣を知らぬ故、行き當つて物に迷ひ、恥をかくこと多し。但し世智のかしこ過ぎたる人は、結句害になり、なか〳〵に無智なるには劣りて見ゆるなり。

一 常に古老の人の物語を聞くが、何よりも智慧になるなり。元來發明なる人は、不意の事出來ても端的了簡して間に合はすれども、夫れは下手のならぬことなり。然れば事の出來ぬ前に、斯樣なる事出來たる時は此くの如くすべし、此くの如く云ふべしと、かねて工夫して置き、一存にて埒の明きかぬる事は、功者の衆に常々尋ねて置くべきなり。

一 一大事のことは、一存にて埒を明けねばならず。常式の事は、功者の衆に問ひ尋ね談合するに極りたり。然らば豫ねて智慧のある人と寄合ふべきことなり。智慧のくらきものは、人に談合することも知らぬ故、ひたはづれするものなり。相談人なきときは、誓願の曲尺を以て當つて見るべし。分らぬと云ふことなき筈なり。日峯樣二十一ケ條の內、「大事の思案は輕くすべし。」と遊ばされ候。人々工夫すべきことなり。

一 人より思ひ掛けなき用事など云ひかけられたるとき、卽座に返答する故、多分後悔すること多し。必ず以て卽座の返答すべからず。「篤と了簡致し候てより御返答申すべし。」と取り合ふべし。然候て、心のどかに枕をわりて分別し、あとむきのことまでよ

くよく工夫して、斯の如く答ふるときは問所なしと決定して、さて常々寄合ふ人の中、智慧のある衆に密談して、「この返答如何すべきや。我が身の上は見え兼ね、脇よりは見ゆるものなり。御了簡候て給ひ候へ。」と頼むべし。其の人の理究を聞いてより、此の方の一存にて決定し置きたる理究を取出して較べ、両人して吟味し、勝ちたる方に一決し、其の上にて最前の人に逢ひ、「仰聞かせられ候趣、篤と了簡申し候に、斯様斯様。」と云ふべし。此くの如くすれば大はづれはなし。たとひ、はづれありても、後悔はなきなりと、一鼎より教へ申され候。さて〳〵面白きこと、不断用に立つことに候。

一　隙のある時は、書物を見るが智慧のます事なり。書物も見様あるものなり。昔の事、人事と計り思ひて見ては益もなし。夫れ〴〵の事を只今我が身に當て〻見れば、一事一事端的此方の徳になるなり。但し學問も過ぎて、學者の様になれば、高坂弾正の申されしごとく、遍參僧の還俗して侍になりたる様にて見苦し。これのみならず、好事も過ぎたるは悪し。

右忠孝の爲に身命を抛ち、勇仁智の三つを兼備したるを、屈竟の武士と云ひて、是奉公の根本なるべし。

奉公枝葉

一風體

一奉公人はまづ風體取出し容儀たいはいにて、心迄推し量らるゝものなれば、たしなむべきことなり。先づ第一禮儀を正しくすべし。打見るより奥深く、しかも重々しく、何よりも見事に見ゆるものは禮儀なり。我が身上よりも引き下り、をれ〳〵しく手をさげ、腰をかがめ、下々までに慇懃にすべし。さて取出しは、月代のすり様、髪の結ひ様、歩み様、膝の立て様、手の突き様、禮の仕様、顔持の様子、眼の使ひ様、物の言ひ様、着物の着様、帶の仕様、袴の着様、大小のさし様、さて又、衣裝染色刀脇差のさし様に至るまで、氣をつけて吟味すべきことなり。畢竟若き者は伊達に、はすはに見えぬやうに、成程年更けて老々と見え、物々しく強みのある様、取出したるがよし。老人は花々しくきれいに、伽羅などこめ、年若く見ゆる様に取出したるがよきなり。すべて、人は恭々しく威のある様に見え、只今家老職になりても、疎かなき様にしこなすべきこと肝要なり。夫れとて少しも面高く、そんきに見えぬ様に、禮儀を深くすべし。人前に出たる時ばかりと思ひては、内外二つになりてよろしからず。宿に居る内も行住坐臥、一つ

一つ氣をつけてたしなむが奉公人なり。

一 藝能

一 劍術 鐵砲 弓馬 軍法 躾方其の外のこと、恥かしからぬ樣に豫ねてたしなむべし。諸藝あながち上手にならでもよし。萬能一心なり。上手に成り、一藝に滯る者は、多分藝者になるなり。何某は兵法つかひの、槍つかひの、馬乘りのなどと、藝の名を云はれて、結句 士の名は脇になるなり。只何某は武士なりと云はるゝこそ本意なれ。これが眼のつけどころなり。努めて藝能によることにてもなし、師匠取つて稽古することにてもなし、此の工夫何より以ていそがしきことなり。是を一國一人と云はるゝ樣に、修し得るが最上なり。

一 奉公人の藝能は、第一は口上なり。如睦 甲冑共に、口上を謹み云はねばならず、端的當用なり。昔より一に口上二に物書きと云ひ傳へたりと。今時の人、餘の藝は精を出し稽古すれども、口上のことは目落しなり、油斷して居ると見えたり。口上と云ふもの、さりとては、むつかしきものにて、十分に云ひこなすことは、中々なりさうにもなく思はれしなり。何と合點して云ひ習ふべきかと工夫して見候に、音聲吟響色匂

節拍子調子、斯様の事あるべしと思ふなり。功者の衆に尋ぬべし。口上を心掛くる人は謡をうたへと申し傳へたり。まづ耳近く、只今口上の云ひ様を申すならば、口上は靜かに押靜め、理を正しく、手短く、無益の事一言も言はざる様たしなむべし。口上といへば、使者取合か、披露事の時かなどと覺えてゐる人多し。只今平素の物云ひのことなり。よく詮議すべし。次に物書くこと、是亦一口に云ふ時は口上と同じ。物を書くには、靜かにおししづめ、理を正しく、手短く、無益の字一字も書かざる様にたしなむべし。書札と云へば他方の衆の取合か、言上御請の時など、文書も吟味することの様に覺えてゐる人多し。只今不斷心やすき衆と、手紙の取りやりのときたしなむことなり。書かで濟むことならば、何とぞ口上にて濟ますべし。書きたるものは末々まで殘る者なり。證據にもなることなり。無調法なることを書き出し、恥をかき後悔すること多し。

可愼

一婬酒

淫亂好色より天下國家も亡び、下々まで惡事絶えず。第一病の根、短命の本なり。上下共に病者になり、短命にして道は成就せざるなり。淫事を嗜む人は病少なく、一向淫

事を斷ずれば、一向病發らず長命なり。愼むべし。

一　酒は惡事の根元、病も亦發る。常々おとなしき人、酒過ぎぬれば取亂し、過言を云ひ、口論も出來、心の奥の恥までも云ひあらはし、淺ましき者なり。酒に醉ひたる時は一向理窟を云ふべからず。又酒に醉ひたる人に取合ふべからず。云はずして叶はざる時は當座を堪忍して、後日其の人の醉醒めてより云ふべし。又醉ひたる時、下人を折檻すべからず。又下人醉ひてゐる時、しかることなかれ。其の者醒めてより教訓すべし。何れ醉ひたるときは早く寢たるがよきなり。肝要は、我が酒の丈けをよくきはめ、何程たべたるまでは醉はず、夫れより後醉ひくさると云ふ限りを篤と合點して、常々心に分量を定め置いて飮むべし。嗜み深き奉公人は、酒を好む人も一代下戸を作り、諸人より許さるる樣にして、宿にて養生に飮みて通りたる人、數多見覺えたり。尤もなる嗜みなり。然らば最初、入りかどのしなし肝要なるべし。

一　過言

一　言多ければ惡事多し。第一愼むべきは言なり。無益のことを語り出すべからず。ものを云はざれば、其の人の拙きことも知れず、奥深く見ゆるなり。無言實に功あり。愚詠

口はたゞ惡事の出入門なれば主人に問ひてあけたてをせよ

一　遊興

一　遊山　博奕　盤將　無益の夜話など停止すべし。一腹の申されし、「遊山は若きときせねばならぬと諸人思へり。以ての外の取違なり。遊山は年寄りてよりしたるがよし。年寄りたるとて慰みのならぬ者にてなし。猶面白きものなり。若き時はなる程堪忍して、慰みをせぬものなり。」と教へられ候。尤もなることに候。

かくの如く書き續くれば、むつかしき樣なれども、人間の要は實一つなり。士　農　工　商　出家　社家　老若男女おしなべて實一つにて濟むなり。是を得と落着けば別にいそがしきこともなく、千變萬化にも騷がぬなり。往昔直茂樣　勝茂樣御父子樣御同然本莊の社へ御參詣遊ばされ、御禮拜相濟み候て、加州樣仰せられ候は、「信濃守其方は、神佛に詣でて何事を祈るぞ。」と御尋なされ候。信州樣仰せられ候は、「武運長久子孫繁昌國家安全と祈り申し候。御手前樣には、いか樣に御祈なされ候や。定めて是より外には御座あるまじく。」と御申し候へば、加州樣御意なされ候は、「我等は終に然樣の事祈りたることなし。」と仰せられ候に付、信州樣御不審立てられ、「何事を御祈なされ候か。

と御尋なされ候へば、「實の心おこり候様に御守り候へと、此の分祈るなり。別に何事も祈らず、卽ち大明神の御照覽。」と仰せられ候由。さて〳〵有難き思召し入れ、其れ故段段御家御長久、今が世までも日峯様と申し奉れば、下々の姥嬶までも神佛の様に存じ奉る御事に候なり。

右條々書き記し候事、殿様追附御暇御拜領、目出度く御入國遊ばさるべく候へば、貴殿事似合の御番等をも相勤め、次第に役儀等仰付けらるべき事に候。然らば只今の間に、奉公人の大意を落着き候爲にもなるべきやと存じ、不圖草庵の燈下に染筆候へば、覺えずながら〳〵しくなり行き、無益のことも候はんなれども、再見も苦になり候故、初一念のまゝ、かくのごとくに候。筆外の意味は段々と自得あるべく候。ゆめ〳〵是を至極と存ぜらるまじく候。凡べて言に出し、筆に顯はす事は皆初心の道引にて候。至極の道と云ふは、言筆の及ぶところにあらず、我といたりいたらねばならぬことの由に候。聊他見あるまじきものなり。

寶永五年戊子二月吉日

餞別

山本常朝

家督相續珍らしからず。我等所存、相續が第一の孝行に候。將軍の御膝下、日本の武士原なれば、御家の外聞を取り、名を天下に顯はす事も、時に臨めば安き江戸にて候。初陣に手柄をするを、武篇の本意とす。此度諸人に勝れて、奉公の本意を遂ぐ可し。

一　御主人樣へ身命を抛ち、十二時中、出息入息、無二無三、奉公三昧に成り、生きながら死にて居るが、一人當千の御被官なり。

御譜代の士は、一生中に御恩を報じ奉る事盡きず。七生迄鍋島の御家に生を請け、家老職を勤め、御長久の御仕置を仕り、御家を守護し奉ると決定すべし。

一　武勇專一、武士は曲者一つにて濟むなり。善忠居士の金言忘るべからず。己の修行は念々知非、武篇の修行は我慢廣言。無事太平の時節、卽座にて勇氣を顯はす事必定。

一　大慈悲を以て上下萬民の爲に成るべし。第一召使ひ候者憐み、一椀の食を分けて食はせ、一盃の酒を分けて飲ませ、一味同心して、時々に物の道理を教訓すべし。しかりたるよりは、かはゆがりたるが、ましに候。又他方にては、下人の無調法にも、御國の名を引出す事候へば、兼て心遣肝要。刀脇差ねた又附けさせ、懷中繩一筋宛。

慈悲の目ににくしと思ふ人あらじとがのあるをばなほもあはれめ

一　智慧を磨く學問は、功者の衆と寄合ひ、話聞くが肝要。萬事相談に極るなり。兼て人を能く見立て、入魂するが秘藏。

一　風體口上手跡にて、端的、人の上手取るなり。風體は、上中下に對し禮儀厚く、拍子調子を能く覺え、腹を張出し、腰をすゑ、飲茶談笑、擧手動足、物强く、にがみかけ、恥ぢられずば、おぢらる〳〵樣に、後來諸人の手本と成るべし。口上は、拍子調子を能く覺え、腹を張出し、腰を据ゑ、音聲物强く、威勢有りて詞少く、理を正しく、物を讀むも又同斷。後來諸人の手本と成るべし。手跡は、拍子調子を能く覺え、腹を張出し、腰を据ゑ、道理正しく、手みじかく、文章に勢を含み、筆勢一廉强みある樣に、後來諸人の手本と成るべし。

一　人眞似に極ること。

善智院數馬殿より、前又兵衞殿へ傳授。又石田一鼎見立。口傳。

一　詰中餘事を差置き、公儀前御奉公一行三昧になり、晝夜精を出し候はゞ、餘人拾年の遍參をも一年に追越すべし。居附に留守居役を仰付けられ候程に、呑込み候はでは面白からず候。

長詰入らざること。此の一限と相はまり、萬事手に入り候樣に勵むべし。別役ふり來らば格別なり。

一　朝起第一、諸事手取早にすべし。兵法に「一倍かゝり」と云ふは、譬へば明朝六つ時に罷出づる筈の時、一時早く七つ時に出づる事なり。

淨通居士、善忠居士へ御意見に、「夜寢るべからず、然れば人に劣るべからず。」と御申し候由にて、善忠樣は一代、七つ前より朝起のこと、諸人存じの前に候。

一　養生肝要、根氣つよく、雨露嫌はず、無病になくては御奉公成就成るべからず。是兼ての身持心持次第に成る事なり。

一　酒を愼む事第一の用心、透間は酒より出づるなり。心掛深き奉公人、一代下戸作りて過ぎ候人多々見覺え候。就中身に不相應と見及び候。

一　愚痴を離るべし。愚痴は心のせばき所より出づ。不案内の時は、毎事初々しく、少し宛の無調法あるものなり。夫れを少しも氣に掛くべからず。過つて改むるこそ、奉公の修行なれ。奉公人の肝要は、逆の時歡喜踊躍。

一　奉公昇進次第、口傳。

一　人を目當の事。與力の事。

一　書置の事、口傳。

一　記錄の事。

一　御奉公方に儉約なし。遊山活計等を儉約して、御奉公方に用ふるが儉約なり。

一　閑隙の砌は馬弓茶の湯躰方諷等成すべし。詩歌碁將棋等まだるき事、四十の内一向停止。

一　萬事熟したりとも自慢すべからず。心の問はゞ何と答へん。顧るべし〳〵。

右皆以て四誓願の小割、年來申し古したることながら、此の節又、老のくり言、萬吉萬吉。

正德五未卯月吉日

山本權之丞殿

常朝

常朝書置

山本常朝

乍恐書置之覺

一　御家の御中興をなさせられ、益〻御繁榮遊ばさるべく、千秋萬歳目出度く存じ奉り候。御國家の御政道正しく御座候が、公儀への御忠節、御先祖様への御孝行にて御座あるべく存じ奉り候。

一　天下國家は御一人様のにて御座なく、萬民安穩に御座候御仕置を遊ばされ、御役人様を御眞實思召し部られ候が、卽ち御長久の根本にて御座あるべく候。御政道三昧になさせられ候はゞ、萬事萬端皆以て御政道にて御座あるべく候。上御一人の御心は下萬民の心にて御座候へば、畢竟御身持御心持に極り候儀、御覺悟の前にて御座あるべく存じ奉り候。

一 天下國家は大慈悲心にて治まり申すと相見え候。智も勇も慈悲より出で申し候が、大智大勇にて御座あるべく候。第一御親類中御家老中思召し合はされ、侍百姓町人等迄思附き奉り候へば、御國家治まり、御槍先強く御座候事、是御慈悲のなす所と御決定遊ばさるべく存じ奉り候。

慈悲の目ににくしと思ふ人あらじ科のあるをば猶もあはれめ

一 御譜代の御家にて御座候へば、侍は申すに及ばず、百姓町人等迄御憐愍、御手足の様に思召さるべき御事に候。地方の強き御國にて、下々は猶以て御上を大切に存じ奉り、大變の時節に到り候ても、脇目もふり申す覺悟にて御座なく候。已下迄一味同心仕りたる御家中、日本國中に並び御座あるまじく存じ奉り候。

一 舊惡を一向御捨て遊ばさるべく存じ奉り候。前方御心に叶ひまさゞる者共も、其の氣色御座なく立て置かれ候儀肝要に存じ奉り候。卽ち諸人思附き奉る基にて御座候。

一 浪人等仰付けられ候は、其の者に非を御知らせなさるべき御意見の爲に御座候へば、頓て召直され召使はるべく候事に候。他家とは違ひ、御譜代の御被官計りにて、何方へ罷出で候者共にて御座無く候。いか體に落ちぶれ候ても、子々孫々

迄一筋に頼み奉り罷在り、何事と御座候時は一番に御馬のはめ草と存じ部り罷在る者共に候。日峯様泰盛院様御代には、侍は七度浪人仕りたる者がためしの奉公人、七ころび八おきと口つけに申し候由。成富兵庫など七度浪人仕り候由、申し傳へ候。其の頃は歸參の節も多分本知を下され候由。中野内匠などは本知の上御加増下され候て、浪人召置かれ候由に御座候。

一 御孝行御粉骨を盡さるべくと存じ奉り候。御忠心も是より出で申す御事に候。自然御隱居など御延引御座候ても、毛頭御急ぎ遊ばるゝ御心御座なき様に、兼て御覺悟遊ばさるべき御事に候。縱令萬一御無理なる御事共御座候ても、理非を御立て遊ばされず、御孝心の不足故と御顧み遊ばさるべき儀、申上ぐる能はざる御事に候。

一 如睦甲冑共御相談に極り申上ぐべく存じ奉り候。然れば兼て老功の者共を御近づけ、諸事の御詮議遊ばさるべき御事に候。御一存にて仰出され候儀は、能く〳〵前後の御遠慮入り申すべき御事に候。御大人様は御一言仰出され候事も、殊の外大切なる御事に候。いづれ下より御諫め申上げ、よき様に御覺悟遊ばさるべき儀、御國家御繁昌の根元にて御座あるべく存じ奉り候。

一 人に御好き遊ばされ、器量の御被官共出來候様、御心頭に掛けらるべくと存じ奉

り候。

一　人を能く御目利き遊ばされ、器量の者に御知行を大分下され候はゞ、御用に立ち候者共出來申すべく候。小身にては、はたらけ申さず候。總じて人の出來申す根本は御知行を下さるゝに極りし候。是亦御相談の上の儀に遊ばさるべき御事に候。御前の御意に入り候ても、御家中諸人不合點の者は出頭遂げ申さず候。世智かしこく氣力つよき者は、御主人樣の御心を量り、御好きの道などより御氣に入り、よき者に似せも申す儀、間々御座候事に候。御了簡遊ばさるべき御事に候。畢竟御氣に入り候事計りを申上げ、ほめ上げ申す者は、必ず私欲の者と思召され、又御立腹遊ばさるゝ儀にても、御意見を申上ぐる者がよき者と思召され候はゞ、迦れ御座あるまじき樣存じ奉り候。

一　以前より御側の者は御心安く、外樣の者は御隔心の樣相見え、宜しからず候。御譜代の御被官共にて御座候へば、御側外樣の御差別なく召使はるべき御事に候。又大身なる者は御隔心にて御前遠く、小身者は御心安く、御側には御取立ての小身者計り多くなりたがり候故、上の威もかろく相見え、宜しからず候。泰盛院樣御代には、御側の御祐筆共さへ物成百石以上の者共多く御座候事に候。人は大方身體相應々々に

身持も心持も御座候ものに候。御側邊には御譜代の大身者共を召使はるべき御事に候。江戸御供などは乘輪院樣御代迄も、前方は式臺番は皆以て百石以上の老人共、御供番も着座通りの番頭兩人其の外百石以上の者共計りにて御座候。

一　諸役者の儀、よく其の器にあたり候者を、夫れ〳〵仰付けらるべき御事に候。人には得方御座候者に候。目付役などは大身者、年配の者、人の手本にもなり候者を御選び遊ばさるべく御座候。就中大事の役にて、言上の目當所など御座あるべき事に候。偖又目付究役などは人の生死、身上の浮沈を糺明仕る事に候へば、能く能く人柄御吟味遊ばさるべき儀に候。目付人數多くなり候てより惡事多くなり、究役の人數多くなり候てより究事多くなり候と見及び申し候。泰盛院樣御代には、目付すくなく、中野大學於保作右衞門兩人にて相濟み候事も御座候由、承り傳へ候。

一　物頭の御吟味、御弓箭の要にて御座あるべく候。日峯樣泰盛院樣別けて御精を入れられ候と相聞え候。侍手明槍足輕迄も數年代々馴染の賴親の下知ならでは、心能く肯んじ申すまじく候。前鍋島安藝守死去の節は、組内御直の侍手明槍追腹仕り候者共御座候。是御先手の槍先強き證據にて御座候。然るに段々組のぬき

さし入替にて、只今は主水志摩組にさへ八院槍合せ時分の子孫共御座なく、其の外の組は申すに及ばず、足輕は猶以て混亂仕り、代々因みの小物頭共にはなれ、互に殘念がり申す儀大方ならず候。此の儀別けて御了簡遊ばさるべき御事に候。

一　泰盛院樣御代には、御家中侍の子供、大身小身によらず、十二三より小々姓に召使はれ、段々物を教へなされ、人を御仕立て遊ばされ候。鍋島前彌平左衞門鍋島主稅など其の外御家老脇の子供皆小々姓役相勤め候。扨又二男三男無足の者共には、主從三人持扶竝衣裝料下され、召使はれ候。小々姓七十四五人も居り申し候事共御座候由、老人共話し申し候。乘輪院樣御代、某共小々姓仕り候時分も、御父子樣御傍には、よほどの人數にて御座候。三十四五六の大小々姓共數多居り申す事に候。着座通りの子供、扨又二男三男餘多召使はれ候。某共素より無足にて相勤め候。其の後小々姓絕え候てより、奉公人出來かね申し候。樣見及び申し候。若年より御奉公仕り候へば、晝夜御前に相詰め、諸事御意見を承り、江戶御國かけ候て、公儀御私の萬事を見習ひ、前髮に恥ぢ候て身元をも相嗜み、又御前よりも御心安く、下よりも御勝手を能く存じ候故、元服仕り候て側より役儀等相勤め申す事に候。小々姓絕え候て以來、若き者共障りを拵へ徒らに罷成り、行跡宜しからず

風俗悪しく相成るかと存ぜられ候。いづれ人の出來候様、遊ばさるゝ様御座あるべき御事に候。

一　近年別けて諸侍風俗悪しく罷成り候は、儉約はやり申し候に付、皆人利方に心附き、町人意地に成行き申し候故と見及び申し候。理を好むは町人、義を好むは士にて候。損得を考へ、利を好む士は、大事の御用には立ち得申すまじく候。茂里主水などは雜務得方の者には其の役を申付け、其の者に全く國家の篇を知らすべからずと書置かれ候。日峯様御話にも、商好きの者と知音無用と御意なされ候由。古老の者共は心安き朋輩の一座にても、金銀利得の話など申出で候ては、士の一分立ち申さずと教訓仕り候事に候。今時は、殿中の參會にも、利方の事ならでは申し語らず、此の風俗昔に返り候様ありたく存じ奉り候。

一　御國の侍他家に罷出でず、他家の侍御國に入り申さず候故、他所よりは奥深く頼もしく存じ候事に候。然れば藝能を持ち候者など御座候ても、他方者一人にても召抱へらるゝ儀然るべからざる御事に候。日峯様御代には、御國の侍田舍風にて公儀不案内故、上方浪人稲垣權右衞門と申す者を二百石にて召抱へられ、御家中の者共朋方等の稽古仕り候様にと仰付けられ候。共の脇高傳寺御堂參の節、西ノ御門

内に大札に落書立て置き候を御覽なされ候へば、

御家中の者さへとらぬ御知行をいながきが來て二百石とる斯様御座候故御落涙遊ばされ、家中の面々の所存尤も至極なる事に候。誠に身命を塵芥よりもかろく捨て、幾度か我等が爲に槍を突きたる衆計りの其の陰にこそ、今此くの如く安樂の身となり候へ。然るに其の者共には無沙汰をし、ゆゑもゆかりもなき浪人者を抱へ、知行とらせ候事我等あやまり、家中の立腹餘儀なく候。肥前は素より田舍者計りにて公儀前不案内の段は知れたる事に候。時宜ならざるとて家を崩すべきにあらずと仰せられ、卽ち權右衞門に御暇下され、差歸され候由。

一　御代始に新儀の仰出御用捨遊ばさるべく存じ奉り候。前方の御仕置御仕替なさるゝ樣相聞え、宜しからず候。殊更御代々御替目に不出來なる事共多々御座候事に候。其の段は恐れ多く、書載仕らず候。いづれに、日峯樣泰盛院樣御仕置を御替なされざるが肝要の御事に候。

一　御家の大事は、御三家より發し申すべくと、古老の者共未來記を批判仕り候。御三人の御方公儀へ相勤めらるゝ事、善し惡しと考へ申したると相聞え候。多久美作、紀州樣へ罷出で御話の内、「御家は何より崩れ申すべくと思召され候哉。」と御尋ね

申され候。紀州暫く御思案にて、「多分此方共の子孫より崩し候はん。」と御申し候故、餘の話に取成し罷歸られ候。其の後にて紀州御側の者共へ御話に、「美作は天晴れの家老なり。此の一事我等勘辨の爲參り候。」と御褒美にて候由。然れば御三家の御衆御疎遠御座なき樣能く〳〵御なつけ、御順熟の義肝要に存じ奉り候。根本御子樣方にて御座候へば、いつ〳〵迄も御子樣方御同然に思召し、御哀憐遊ばされ候はゞ、御背の衆御座あるまじき御事に候。其の外御親類御家老中御心疎なく思召入らせられ候が御家御長久の基にて御座あるべく候。公儀に證人差出され候御家老衆、他家とは違ひ、御知行迄遣はされ候衆にて御座なく、自分々々の槍先にて取り來られ候領知にて御座候へば、上よりの御恩は御座なき事に候。斯樣の所御得心遊ばさるべく存じ奉り候。

一　小城の家中は、日峯樣御隱居附の者其の外相附けられ候者共計りに御座候。自餘の御親類家中も、泰盛院樣御目利を以て御子樣方へ相附けられ候者多々御座候。御事に候。此の根本を存ぜざる者共は又家中なぞ申し候て、見こなし隔て申し候故、あなたよりは氣味をくさらかし、段々遠ざかり行き申す事に候。御前よりさへ御直の御家來と思召され候へば、皆以て素より御主人は殿樣と存じ奉る者共に

て御座候。成され様次第、敵ともなり、味方ともなり申す御事に候。

一　御前には抜群の御利發、無類の御器量にて御座なされ候と、諸人褒め奉り、下々迄悦び申し候事に候。餘り御能く過ぎ遊ばされ候が案所にて御座候と、人々申し拵へ候。其の下心をさぐり見申し候へば、以前より御利發過ぎ候。御方は、御部屋住の時分は御嗜御強く、萬端宜しく御座候へども、御直代にならせられ候てよりは、多分上なしに御我がまゝ出で申し、御自慢の御心御座候て、下よりの諫言を御嫌ひなさるゝ故、鈍なるに御劣り申す事間々御座候に付、爰一つを御家中の者共案じ候ての申し事と相聞え、自然は御利發を御しづめ遊ばされ、下の諫を御用ひなされ、御自身の非を御存知なされ、御覺悟疎かに御座あるまじく存じ奉り候。

一　御好きの道に御用心遊ばさるべく存じ奉り候。好きの道には透間御座候ものに候。災は透間より入り申すものかと存じ奉り候。日峯様御話にも、「能き事にても過ぎ候はゞ如何。」と御意なされ候由に御座候。

一　御養生の儀專要に遊ばさるべく存じ奉り候。御無病御長命に御座なされ候て、御政務の御下知遊ばされず候ては罷成らず候。御保養の第一は、婬事を御愼み遊ばさるゝに極り申す御事に候。

一　御學問等博く遊ばさるゝに及び申すまじく存じ奉り候。御大人様の御學問は、多分儒者佛者共御意に入り申すべくとて、得方々々にほめたて申す故、御見解高ぶり、下より物が申上げにくゝ、間には障りになり申す儀共御座候かと存じ奉り候。釋迦孔子よりも日峯様を御手本に遊ばされ候が、御家御長久にて御座あるべく候。廿一ケ條御壁書御掛物に遊ばされ、御熟覽御徹底遊ばさるべき御事に候。扨又御軍法等深く御稽古に及び申すまじく存じ奉り候。是亦日峯様御槍先を御學びなされ候へば、日本に珍らしき事御座あるまじく候。信玄謙信に全く御劣りなさるゝ日峯様にて御座なく候。肝要の所は御代々御相傳の御口訣御座候様承り及び候。先考三以記

視聽覺知集　鳥子御帳　不斷御披見遊ばさるべく存じ奉り候。如睦甲胄右にて相濟み候様、泰盛院様御編集遊ばされ召置かれ候由。御父子様共御十七八歳より數ケ度の御弓箭、御國御再興遊ばされ候事に候へば、是を差置かれ、外を御歎息遊ばされ候儀御座あるまじく存じ奉り候。

一　御先祖様御祭、御念を入らせらるべく存じ奉り候。剛忠様萬部の御志願、利叟様御善根の末日峯様御出現遊ばされ候かと存じ奉り候。然れば剛忠様の萬部と利叟様の德善院と日峯様の高傳寺、此の御三所別けて御崇敬遊ばさるべく存じ奉り候。

御子孫御繁昌の御祈禱は御先祖祭に極り候と、日峯樣遊ばし置かるゝ御事に候。

一 彦山初め佛神御信仰遊ばさるべく存じ奉り候。就中向陽軒の儀、乘輪院樣御建立、諸神御勸請遊ばされ、御一代御崇敬遊ばされ候御事に候へば、末々迄御信敬肝要に存じ奉り候。

右御覺悟の前の御事共、推參至極恐れ多く存じ奉り候へども、段々御重恩の上、世外の某別けて御懇ろに仰下され候儀、生々世々有難く存じ奉り、せめての御報恩に斯計りの寸志なりとも高覽に入れ奉るべくと、慮外を顧みず認め置き候。少し計りも御心得に相成り候と思召上げられ下さるゝに於ては、諸願成就是迄の本望に存じ奉り候。以上。

正德四年午五月十六日

常朝

壽量庵中座の日記

常朝

廿四日

留守してくれよと無理に引きづられ、隣の峯の御寺にゆけば、跡たのむとて、かけ出したまふ。木戸番の犬を力に南面の障子を明くれば、僧の池水をかしく、熟柿にかよふ山烏、門田にうつぶく稲刈賤、うき世の佐嘉の松原見越せば、温山の霧間の姿、巡見上使も目おとしなるべし。いざ、かゆ痾の世話わすれて、かきてよみて、なぐさまむと、安玄法師の芳野詠草の校合をはじむ。

ことの葉の道をしるべにたづね入るこころのおくやみよしのの山

物まうの聲に、目がねはづせば、小河氏のでつち、兩尼公へ文持ち來る。とく、おかへりとて、もどし侍りぬ。

文戸を明けて、問ふ人を見れば、義柱法師なり。是はと、此のごろ打絶えし事ども、笑

ひなぐさむ。折ふし、七兵衛男來りて、さい川より石切何がし柱師を尋ねのぼりしといへば、さらばとて、立別れぬ。まへの畠に、人音のするをみれば、木にのぼりて、柿をとる。

熟柿喰ふ童をにらむ烏哉

權介、下村より歸りける。待ち侘びたるなどいふ内に、摺鉢はげしく燒きたてゝ、はや非時をすゝむ。夕陽春日の山にかくれ、自性の晩鐘、隣寺の木魚、秋の哀も數そひぬれば、佛前に燈明かゝげ、念經すみて、藥あたゝめ、火の本の氣遣などし、床とりて夢をむすぶ。寢覺の雨に酢がめのふたを思ひ出し、起き出でみれば、木の葉なり。

山里は木の葉の化くる時雨哉

廿五日

東雲の空も明けわたれば、僕火をうちて、栗を拾ひぬ。

いが栗はより合ひにくしさりながら

香拈じ、水手向け、佛餉獻じ、經讀みぬ。ぼうぶらは度かさなれば、今朝は茄子味噌濃くなど、でつちは山へと、なたもて行く。傍の机に墨すれば、柱師下佐嘉の暇乞とて、しばし語りて出でられけるに、又村山氏入り來り、そこ〳〵に咄してかへらる。僕、山より

歸りしに、柿おとさせてうち喰ひ、枕引きよせ、一眠して、

ぬる間こそ忘られもすれ此のごろの秋のあはれの身にしあまりて

秋風しきりに音づれて、世の無常胸にせまり、我が身ひとつの述懐を、

露の身をさそひもゆかぬ秋風に野べの草木の音しほるらむ

けふも、はや暮れかゝれば、經よみ、安坐して、權介棒返して若宮原よりかへるを待ち受け、燈消して、ふせりぬ。

廿六日

明くれば、たばこに目をさまし、四方の絶景おどりて出づるばかりなり。

目に紅葉手に筆おかじ朝庵

鴫の聲いさぎよし。

しやんとした形もけ高し鴫の吟

いたづらに、かうも食のみ喰ふものか。權介又山へ入りぬ。老いたる、若き、をさなきまで、おうこかたげ、なたさして、跡先に行く樵夫を見て、

よをうしとしらで分け入る山人はなげ木をこりて年を經るらん

ひめもす、こととふ人もなければ、

秋淋しけふは隣の猫も來ず

むかひの堤に、人まれにみゆ。

堤行く人こちらむけ秋の暮

遠の草むら、蟲かすかなり。

晝晴くはわけのあるやうきり〳〵す

山人歸りぬ。さても、寸陰身を安らがせず、いとまなきことわざ、目をおどろかしつつ、日々山の薪こるさへ、いと苦しかるべきに、其のひまに、畠打、小豆、胡麻の收納、栗柿に氣をはこぶまで、かぞふるにつきず。すべて、下部の勤とはいへども、かげ日なたなきふるまひ、感じおもふのみ。

けふの非時を何とすべきにやと、ねがひ事を案ずるに、雜水もがなと、好み侍りぬ。されども、交ふべき野菜なしといへば、新しき小豆は和尙のまうけなるべし。ふるき小豆角豆やうの物やといへば、いかゞ侍る、藏を見る事はゞかり有りと答ふ。苦しからず、予が下知なればと、見せ侍りしに、蟲付のさゝげ少しあり。是幸と、のゝめきて、たべてしまふも一興ぞかし。暮れかゝる田面の原を見わたせば、稻負ふ野夫の家路にかへる、い

とあはれなり。

人見えず稲のつれだつ田道哉

入相の物がなしさ、やるかたもなし。

露なみだはらひもあへず遠近の鐘さへひゞくあきの夕暮

看經終れば、蒲原氏、了禪師に所用ありとて來らる。予が番と聞きて、内に入り、旨趣あらまし物語して歸らる。客僧の見えけるを、誰ぞといへば、一知房なり。例の大笑に山も動きぬ。暫し、雜話していなれければ、

高聲に笑ひ消されて秋もなし

又枕してかひころびぬ。長き夜の老の寢覺に、小便はづみて庭に出づ。

小便に出て曉の月見哉

廿七日

横雲の空一時雨ふり出しければ、權介おこして酢がめのふたさせ、ついでに、たばこの火とらせて、寢ながらたのしむ。やう〳〵床たてゝ、けふはいかなれ、あるじの歸りなるべし。灸して坐てしかば、暮に及ぶべし、雨には山へもをこたりなむ。下蹈の緒たてゝな

といふ折ふし、禪師思はずのはや戻り、うれしく待ちうけて、此のほどの留守見たまへと、此の一卷を出してさりぬ。

寶永七寅閏八月廿七日

於壽量庵

常朝戲記

龍造寺氏略系圖

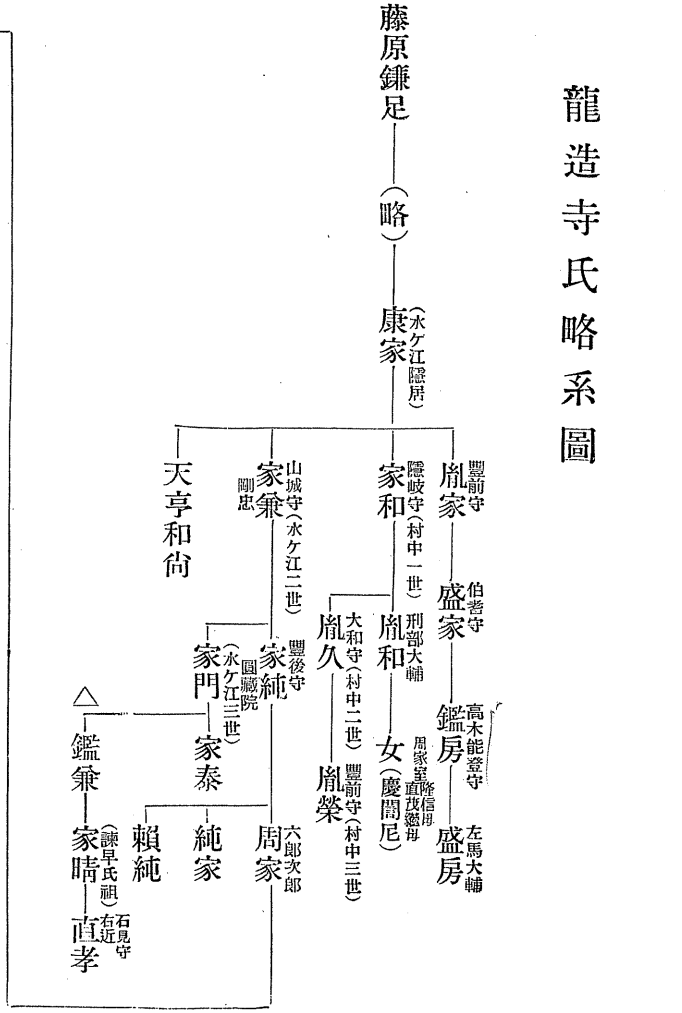
藤原鎌足
（略）
康家（水ケ江隱居）
胤家（豐前守）
盛家（伯耆守）
鑑房（高木能登守）
盛房（左馬大輔）
家和（隱岐守（村中一世））
胤和（刑部大輔）
女（慶閤尼）（周家室隆信母 直茂繼母）
胤久（大和守（村中二世））
胤榮（豐前守（村中三世））
家兼（山城守（水ケ江二世））
剛忠
家純（豐後守）
家門（圓藏院（水ケ江三世））
家泰
純家
周家（六郎次郎）
天亨和尚
賴純
△
鑑兼
家晴（諫早氏祖）
直孝（右近右見守）

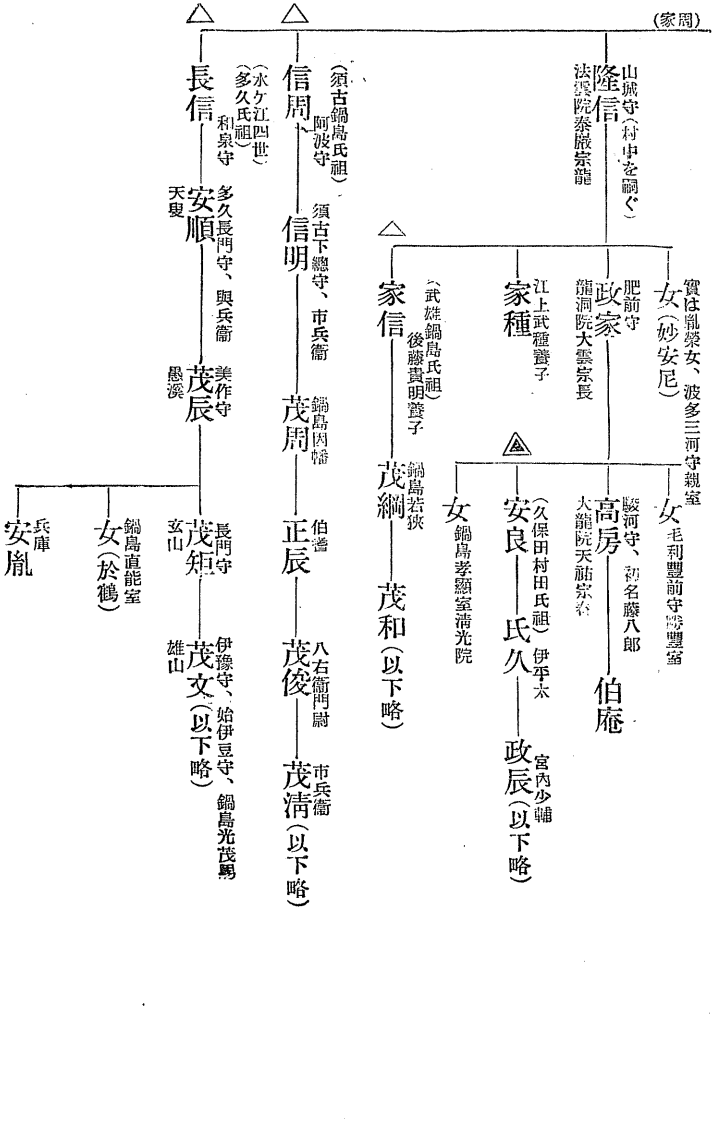
（家周）
山城守（村中を綱ぐ）
隆信
法華院泰巖宗龍
實は亂榮女、波多三河守親室
女（妙安尼）
肥前守
政家
龍洞院大雲宗長
江上武種養子
家種
駿河守、初名藤八郎
高房
大龍院天祐宗春
女毛利豐前守博豐室
伯庵
（久保田村田氏祖）伊平太
安良
氏久
宮內少輔
政辰（以下略）
女鍋島孝顯室清光院
（武雄鍋島氏祖）
後藤貴明養子
家信
鍋島若狹
茂綱
茂和（以下略）
（須古鍋島氏祖）
阿波守
信周
須古下總守、市兵衛
信明
鍋島因幡
茂周
伯耆
正辰
八右衛門尉
茂俊
市兵衛
茂清（以下略）
（水ケ江四世）
（多久氏祖）
和泉守
長信
多久長門守、與兵衛
安順
天叟
美作守
愚溪
茂辰
長門守
玄山
茂矩
伊豫守、始伊豆守、鍋島光茂舅
雄山
茂文（以下略）
鍋島直能室
女（於鶴）
兵庫
安胤

鍋島氏本支藩略系圖（少貳系統に據る）

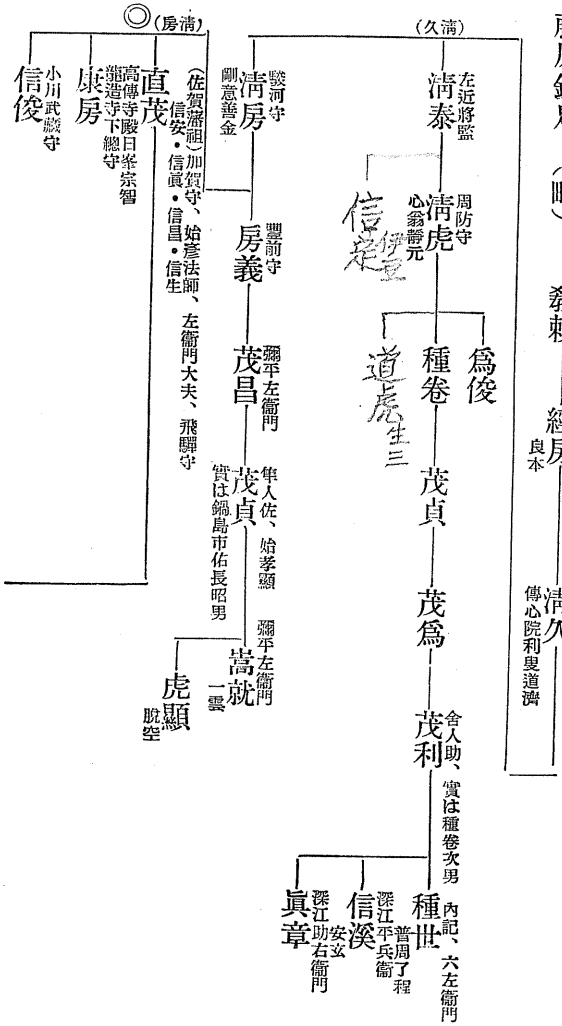

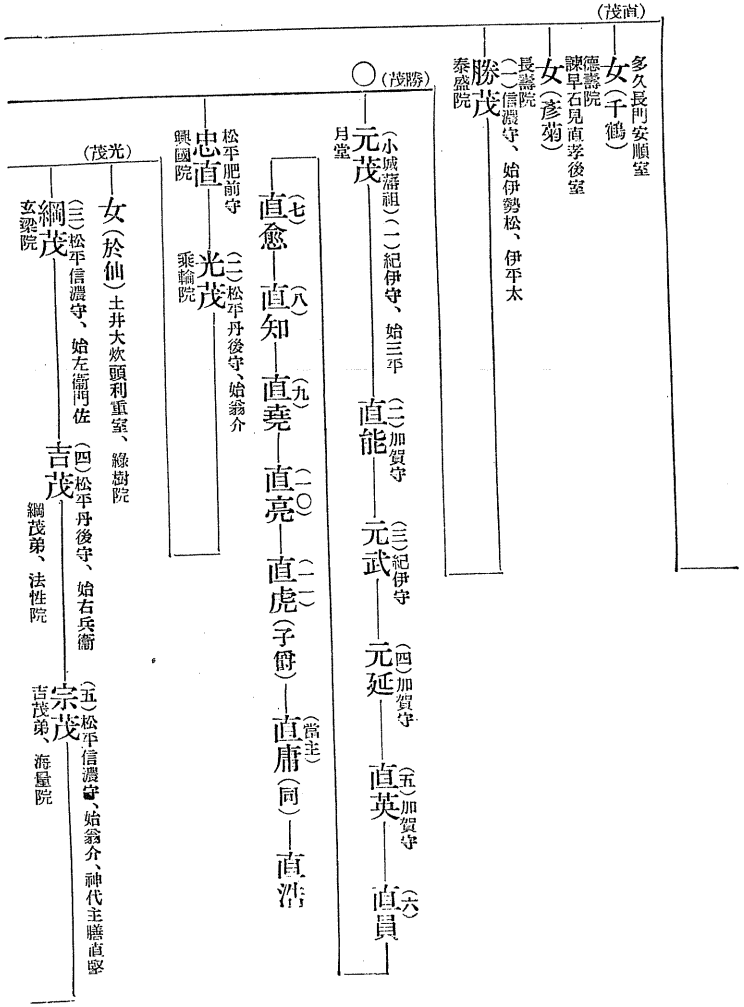
(茂直)
多久長門安順室
女(千鶴)
德壽院
諫早石見直孝後室
女(彦菊)
長壽院
(茂勝)
勝茂
(一)信濃守、始伊勢松、伊平太
泰盛院
○
(茂勝)
元茂
(小城藩祖)(一)紀伊守、始三平
月堂
直能
(二)加賀守
元武
(三)紀伊守
元延
(四)加賀守
直英
(五)加賀守
直員
(六)
直愈
(七)
直知
(八)
直堯
(九)
直亮
(一〇)
直虎(子爵)
(一一)
直庸
(當主)
直清
(同)
直治
(茂光)
女(於仙)
土井大炊頭利重室、綠樹院
忠直
松平肥前守
興國院
光茂
(二)松平丹後守、始翁介
乘輪院
綱茂
(三)松平信濃守、始左衛門佐
玄梁院
吉茂
(四)松平丹後守、始右兵衛
綱茂弟、法性院
宗茂
(五)松平信濃守、始翁介、神代主膳直堅
吉茂弟、海量院

（茂直）

（茂勝）

（茂光）

宗教（六）光德院
重茂（七）大弘院
治茂（八）泰國院
齊直（九）巍松院
直正（一〇）閑叟
直大（一一）（侯爵）
直映（同）
直泰

女（於岩）水野隼人忠正直室

女（於春）伊東出雲守祐實室

吉茂（丹後守）（本藩第四代）

女（於光）柳原式部大輔政邦室

女（於美濃）白石鍋島上總守直愈室

宗茂（信濃守）（本藩第五代）

女（於屋津）蓮池藩主鍋島直恒室

女（於初）鍋島主水直朗室

△

茂文（多久伊豫守、始伊豆守）（多久茂矩養子）
出雲、小城直英
茂村（以下略）

女（於糸）諫早豐前茂照室

（以下脇腹）

（茂直）

（茂勝）

村田隱岐
政盛（久保田村田政利養子）
内匠
直政　室は林大學頭信篤女
女（於ラン）岡部丹波守盛明室

（蓮池藩祖）（一）甲斐守
直澄　義峯
（二）攝津守了關
直之
（三）甲斐守
直稱
（四）
直恒
（五）
直興
（六）
直寬
（七）
直溫

（八）
直與
（九）
直紀
（一〇）
直柔（子爵）
（當主）
直和（同）
直方

女（於龜）諫早豐前茂敬室

（白石邑祖）山城守
直弘
始翁介
盛德院（一時成富茂安の養子となる）
直堯
（以下略）

女神代常利室

（一）和泉守
直朝
紹龍
（二）備前守
直條
（三）和泉守
直堅
（四）
直鄕
（五）
直淵
（六）
直宜
（七）
直彝

（八）
直永
（九）
直晴
（一〇）
直賢
（一一）
直彬（子爵）
直繩（同）
（當主）
直紹（同）
直建

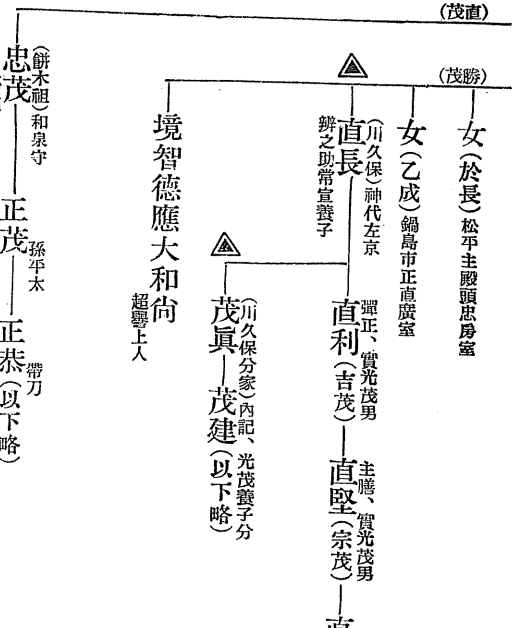

(備考) 兩系圖とも記述は葉隱關係を主とし、研究の資たらしむるを目的とした。◎は鍋島本藩○は同支藩の御三家、△は「御親類四家」、△は「御親類同格」である。「御親類四家」とは鍋島勝茂公時代以來本藩との緣戚に依り宗室と稱して特別の優遇を受けたもの、「御親類同格」とは光茂公時代元祿十二年以來御親類四家に准じて特別待遇を受けた家柄である。(夜陰の閑談一註三九參照)。尚(一)(二)等の數字は舊藩主としての世代を示す。

註釋索引

（排列は表音式による）

語句

ア

相碁……六八五
相部り……七五〇
あふなき（おうなき）……八〇四
赤生の御鷹……九四五
上り申し候……四七四
安藝殿死去……六九六
安藝殿追腹人……五六二
揚屋……七七五
朝倉傳……八六八
朝夕晩……三〇九
足輕組まぜちらかし……一五
芦毛馬の糞……一三八
足半……一三七
あづち……七三三
遊出……三一七
當介……三一三
當介家職……一六五
あなた……九四四
有馬御歸陣……二七八
有馬御着……五四四
有馬陣……六四六
有馬陣の時……五四三
有馬落城……五〇一
或御方……六五五
あはれ昔ならば……一六七
あんだ……四四三

イ・ヰ

言ひぐろう……二〇一
言ひはやらかす……一六三
伊尹が志……二〇七
家定の舍弟……八四〇
家光公御上洛……七八一
家康公の尊骸……八九一
庵室の事……六七
庵にての事……九六五
居肩下る……一五三
居込む……七〇六
諫早家中……七九四
石井の先祖……四七九
致習……七七七
一座しまぬ……六五
一字一石……三四
一ばへ……二一

一門……七六
居着……二〇三
一機……九三
一國繪圖……四三六
一惣……一三三
一チ……二二四
一鼎の註……四七
一鼎話……二三
一方見れば八方見る……六〇
偽り候はゞ云々……八一
井上主計頭殿を云々……八八一
今の拙者に似合はざる事……一五
今山夜討……五五七
いやなおんちやう……六九六
いろ着……四四九
姪事を愼み……九四

ウ

兎の子取ろ……二七一
うそゝく……二〇九
打果させ云々……六七〇
内は犬の皮外は虎の皮……六一
うつかり……一〇一
打つぺづる……七六六
うぬしが樣なる者は……六六六
うば・かゝ……二四五
閏六月十三日（一國一城布令）……二七八
蔚山にて……七九八
うはなり打ち……二四八
溫泉のホツケ……四六六
うんねまる……九〇九

エ・ヱ

得方……四四
エケレス船三艘長崎入津……四四一
エケレス船來着……七六六
惠照院樣御再嫁……四九二
得候……六三六
江戸大火事……二八〇
繪馬……二九三
鹽山法語……九八八
縁夫……一四
延齡丹……二七一

オ・ヲ

追懸馬……四三七
老いぬれば云々……七八七
追腹（家光薨去の時）……九一六
追腹御停止……八八
追腹の者差留……三三五
お內方樣……二八九
大イヲ……三五五
大方……一三
大下馬より龍の口へ廻り候とて……七八八
大阪御陣の時……三五一
大阪御逗留……三七三
大阪御普請の時役附……三五三
大友夜討……五九五
大根……三五五
大野道賢が働き……一六一
大麥……二八一

御　上……一三
御かるひなされ……二六
小川話……五七六
小城にも御代々相傳へ……三五
御經參り……七一〇
奥……三六六
御くし……二五〇
御國口……五〇
御　肴……九七三
御酒下され候樣に……七六七
御三人の不熟……一四
押　附……八六四
御城御普請……五三〇
御側長崎御仕組……八四
御立寺……七四二
小田原御陣……二六四
落着け……六
越　度……二三六
落　筈……七五四
御手頭……一三
御道具仕舞物……一五
御　供……五七七
各我等……七九七
御ひがし解除け……一五
帶の結び目はさむ事……一六四
帶紐解く……一三三
御筆に遊ばされ……七八二
思ひとなす……一九六
思ひはまる……七一
御矢倉に烏……三七八
親七十歳の子……九三
親の敵……三六九
御讓御掛硯……一三
おろめく……九四一
御歌書御好みなされ……三七六
御掟帳仕替……一五
御十三年忌……一〇八
御申し候……一五八

カ

廻　船……二〇四
歸りがけに……五八
かへりまちもなし……一四三
か　ゝ……二三三
加賀清光……三一一
覺悟の初門……一五
角藏流……一三三
かくなみ人……七九八
かけ鳥に射がさつ……九九五
箇條書百ばかり……一六四
家　職……一一
家職は不好きにて……一一
敵を討つ事延び〳〵……五五
カチクチと申す御軍法……一三
勝茂公終りに御參府……五七七
學校御方……二七七
勝茂公御面談……三一〇
勝茂樣御子樣……四〇〇
かつたる……三〇七
かどがまし……七一
金丸氏話……六四
かねての御氣質……三七三

兼　日……九〇
がばかり……六四二
鎌倉崩れ……二二三
かもはぬ……一七二
斯様の批判云々……五六
唐　茶……四〇八
かるふ……二二六
川上御經……二一〇
川上棟木の銘……二四一
勘定者はすくたる……八七
環翠軒式目の抄……三七五
ガンヂウ……九二三
堪忍番……一四〇
願正寺取立……五六五
願正寺にて密談……三五〇
漢南人際限なく打出で……九三三
寛文七年……八三五

キ

閙寢入……二六一
紀州御病氣云々……四一二
吉刻附……五三
吉祥臥……九八四
氣の位……九一
機　分……三五
規模の仕合せ……六三
逆　修……二四五
兄弟分の儀……四一七
享保元年云々……一〇〇四
杏葉御紋……五九四
御製五首……八六七
虛勞下地……八五
きらす……一〇八
切　紙……八〇四
切殺さるゝ迄……七〇五
金馬代……九七三
禁裡御崇敬……三七八

ク

喰ひわけ……六七六
公　界……一七三
公界物……三三
九ケ條……三八〇
九月十三日夜(貞享四年)……六六六
究竟の士十二人……二六一
愚　見……二一七
愚見集……三一
くすね……七五三
曲者(剛の者の意)……四五
曲者(くせ人の意)……八九四
くた事……五〇四
下され……二六一
口　利……七八六
口附け……九三
口無し……七四七
口ふさげ……六一〇
口引張り……一八七
沓の子……六三
ぐどつく……二一七
ぐなつく……一九七
國廻上使……三三八
組　衆……四八七
公　役……五七一

位……八九
栗山書附……三九
くるぶく……六一
黒む……一三

ケ

藝は身を亡す……一八六
月舟の偈……八五八
月堂様御産神……二七三
けなりにて伴なひ……一二八
けまつる……六二四
喧嘩切死……五一六
けんちやうの御いはひ……九〇四
劍　菱……五九三

コ

御悪名……八〇
御隱居脇……四一七
公（光茂）……三四八
高王觀音經……四九六
功を積む……四三
笄……一七一
後架……九九六
公儀方……一五八
公儀御代替り……五三三
公儀衆……三六七
公儀の御城……一五六
公儀の御三家……三九九
興國院様五十年御忌……四一五
甲州様御取立……三四四
神代家中……四八三
剛忠様御仁心御武勇……六
高傳寺釋迦堂御建立……三三
孝養合戰……九三七
甲陽軍鑑……八七三
高良山御遲參……五八六
牛　王……四〇〇
牛王を燒き云々……四一二
御絲組の時……四五
御家中……三三五
五月廿六日……三一〇
御堪忍……三六八
ごき穴……七四七
古今御傳授相濟み……三七六
國　學……六
虎口の討死……一〇五
虎口前……一七三
極老不合期……七九二
御香典の儀御老中御詮議……五〇〇
小々姓相止み……八八
志は松の葉に包め……九四〇
心の問はゞ云々……四三
こさぎなひ……九二三
御參覲の御道中……三二五
御祝言脇……二七七
こしめす……三九
御酒下され候様に……七六七
御述懐御詠歌……三七七
小尻返し……六五九
御親類並家老作り……一四
御逝去前……二六
御前様（勝茂室）……三二六
御先祖様御建立の天滿宮……九八一

御前の憚り……一二八
後醍醐天皇隱岐國より還幸の時……六九
御登城內……九五〇
小鳥筒……九六四
となす……四一七
此方……一四四
此方寺……七九三
この中も承り候……八九
此の人數……五六一
御番の大意……三四四
御判物……四五六
木挽町芝居……九七四
御評定所御出での時……三一六
御父子樣（光茂　綱茂）……三八一
御閉門……二七八
御閉門の時……二八七
御閉門前方……二八八
高麗御陣……六五三
高麗御陣の御吟味……二六四
讒摩堂御建立……三一六
高麗にて（足輕）……五二一
高麗にて云々……五一四
高麗にて船軍……六一一
御名字……四八八
御兩殿樣……一三四
御料人……五一七
古老物語……八七四
五六十年以前迄……六五
權現樣御神號……八七七
今日の不覺悟云々……一五六

サ

最　前……三一四
最前の御前樣……二四七
祭禮前方……四六〇
境目用心……五八三
佐嘉御城御普請……三三四
先手の家……四六四
佐々木宇治川先陣の時の太刀……二九三
佐々木殿宇治川先陣の時の鞍……五〇一
さゝすべし……九二〇
差合ひ……一八七
差下すべき旨……三七四
差　附……九三七
薩摩御和談……五二〇
薩摩退治……二四〇
樣……四四三
さや……五六八
申の年大火事……三八六
申の年御祭……四三〇
三月廿八日（元祿八年）……六四三
三月四日（承應二年）……七〇七
山　居……三三
三極流の軍術……六五六
三十一歲……八三七
三十三囃子……三八
三十年以來……六五
山　中……九八二
三人自害……八三九
三人の內……六五六

三夜夢中……九三三

シ・ヂ

十五日……八八四
十三歳の時（常朝）……八五
十二ケ寺（曹洞）……四七二
十面……六二五
十六日足……五九九
自影をも作り置き……六二五
しほる……九五
しほがれ……七九
しほたれ……六九
しかく……二六七
似我蜂……二〇八
時宜……三七
直代……二三三
直の話……九三
仕くさらかす……一四
鎭並御成敗……九三四
鎭並御征伐……四八七
茂の御一字……四六四
四家よりの證人……五一九
寺號改元（賢崇寺）……五三四
四石の身代……六四八
自在……七五二
猪犬のキハ見様……八八〇
四誓願の琢き上げ……三一
自然の時……七九七
時代の風儀……六一九
七年不姪……一五二
視聽覺知抄……一三
柴田聞書……二六三
慈悲小屋……五三六
死病の時……九四一
仕舞物……二四
島原一戰……九三七
島原にて……六一四
しまぬもの……一九〇
しまり……五五
釋迦免……五八三
釋迦も孔子も云々……一〇
若年の時分（常朝）……一九七
邪病に侵され死去……八四八
集書……二六二
珠數掛格手巾に跡見よソワカ……八六八
衆道……二一四
將監介錯……八三
受領……五八五
情がこはき物……五〇
笑止（氣の毒）……一六三
笑止（笑ふべき事）……三四
少將御免……四三
正三の佛法……六五六
少人……二一七
常朝へ密談……四〇〇
常朝御直に……四一四
正德六年……一〇〇三
上人入水……二九二
如睦甲冑……一〇
尻をも拭はせ……三二六
尻拭役……七九七
汁喰うて汁喰はず……八九九

白石御逗留……三一〇
白石十人百姓……三〇〇
白石百姓……二八一
四郎が旗……三一〇
城落延引……三四三
新儀……一三
辰敬教訓狀……九〇八
信玄家中……九四四
新小屋……三三六

ス

すくたれ(すくたる、動詞)……六〇
寸口垂(すくたれ、名詞)……六五
すくたれ者……四七五
須古踊……三〇六
須古の者……九六三
筋氣の煩ひ……六二五
すた〳〵……九八七
角取紙……四八八
速に死に切つて……四〇
角櫓……二六〇
ずめかす……一三九
虛笑(すらわらひ)……六〇

セ

關ケ原浚落の時……五四八
攝津守殿へ云々……四〇六
脊振山辨財天の像……三五五
せはし……二四四
前大火事……九五〇
先考三以記……一三
膳圖……四一八
先祖の功……八一
先祖の善惡は子孫の請取人次第……一三五
先祖の寺參り……一八一
先年小城蓮池鹿島御三人の御方へ……三九九

ソ

宗祇註……一六六
奏者……三〇八
增上寺御成……三八二
宗智寺御塔……二四一
僧錄料……五八三
屬託……九五五
そくもやるまじ……一八六
そげもの(そぐ)……一四四
そこを引くな云々……一八二
そゝめく……二〇九
そなた……六二四
其の場ぬけ申さゞる樣に……七〇三
その脇……八五七
存(支配)……五二八
存(保持)……八一三

タ

大雨の簑……七一
泰巖記……七〇八
太閤樣御成り……二三〇
太閤樣名護屋御下向……一三七
太閤樣吉野の御花見……三〇八
太閤秀吉公薩摩入……二三三

大行云々……一〇〇三
大黒舞……七五二
泰盛院様も御切腹の場にも云々……一三
田芋……七七五
絶入……七二五
高木土器……五五三
高吟……二五五
隆信公御戦死以後……二四〇
隆信公の御首……二四一
隆信様御影……二四八
多久夜懸……二五七
たけ〳〵……二三
他國者……八七
たづり附く……一四三
只今がその時その時が只今……一五六
たたきたて……六八一
忠直公御祝言……四二六
立花攻……九二六
伊達する心……三七
たてば……一〇五
田邊籠城……八四一
頼母聞書……三一九
他方者抱……一四
段子のかひみつすき……四三〇
端的……一八三
旦那判形……四八一

チ

中腰……九六九
中書……八七九
血がはにになつて……九四五
筑後の舞々……六二六
チケンマロカシ……八六〇
地三部……三八七
千葉の元祖……二九八
着座作り……一四
茶講……九八一
重疊……六八三

ツ

追院……一〇三
終腐れて……七九二
柄鮫親粒……九一五
突きたゞらかす……六三三
月の六齋……九五八
月待の時……八九一
繼信が忠義……一一〇
繼信は羨ましき侍……九六一
つくり候へ……六三六
つし……六九四
綱茂公御直に御究……九一六
綱茂公御卒去の時……五七三
ツノミ……九四六
つぼみ成され……九二四
詰開き……七八五

テ

手明槍物頭組替……一四
出入……四九九
手頭……一三
出來出頭……二〇七
手ごなし……二一七

手に吹毛劍を握り云々……九二
手　延……九七〇
手はしかき示し……八九八
手ばしかし……六五五
出米休息……二三四
天正十八年の秋……二三一

ト

透運聞書……二六六
同心誤りにて候……七八八
道中駕籠乘り候儀御法度……五七七
道中の喧嘩……九四三
同　役……三七七
と　ぎ……六三二
研ぎはしらかす……一九六
獨參湯……七五二
獨禮作り……一五
床　詰……三八一
どしめく……一九三
年　役……四〇〇
どち風……九二三
どちも……六七〇
とゞめく……八一五
唱へ失ふ……一〇
どなた……三六八
どなたか……二八〇
舍人支配……九三三
「殿樣殿樣」……四七五
豊臣朝臣……二四五
取合ひ話……一〇三
取合ふ……九六八
取りさかふ……七三
取手取……七一〇
鳥の子御帳……一三
酉の年大火事……三八〇
とんじ入る……六七四

ナ

內　證……二三三
內證事……六五
直し置く……二九
直茂公御耳に瘤……二四四
直茂公千葉殿より御歸りの時……二六一
直茂公の御望書……四七
永井信濃守殿を云々……八六二
長崎御越……三四四
長崎喧嘩……五五
長崎御番……四九〇
長崎御番の大意……三八〇
長崎立……一三七
長崎に於て喧嘩……三五八
中西氏話……三八四
中野內匠有馬一番乘……四〇〇
慰　講……一九一
嘆　く……一五
七度虛言……九四〇
七つ過ぎれば二合半戀し……二一七
何某三家出入の時の諫言……八三
鍋島家三代相續……四一五
鳴り廻る……二〇四
南蠻船來着……三四八

ニ

二月朔日（延寶元年）……六四三
にごし……六九一
西御屋敷解崩し……一五
西御屋敷取立……一五
二尺五寸に上げ……九五九
二十五日殿……五一
二十四五の時（常朝）……一七六
二十七日（有馬陣）……五四五
二十八枚の歯云々……二八六
西目一向宗……五六四
西門跡へ御禮……五六四
二條御番……八一五
日峯樣御影……三四八
日峯樣御追腹の御覺悟……一二
日本二幅の大涅槃……四九九
人愛……一八九

ネ

ねだり……七八六

念友……一一四

ノ

のうぢなし……二一七
野がけ……二五一
のけたるがよきと覺えたり……二九
のだつ……一一三
野面石……二四五
のめづら……八五七
乘掛馬……四三七

ハ

灰吹……一三九
博多御在陣……四五一
葉ぐらみ……八一〇
ばけ濟ましたる事に候……四一
はこ……七一〇
箱川は佐々木殿知行……五〇一
走る馬にも鞭……九四〇
旅籠食……四一三
旗竿……五五七
初入り……一一四
初知入り……四一
八院一戰……六九六
ばちとく……二一七
八十におよび御成就……三一六
放討……七三一
鼻の先……九〇九
花茗荷……五九九
濱松にて……七〇九
はまる……六五五
腹切らねばならぬ……六三六
原城元日乘……七一六
原城の時……六〇三
原の城一亂……七七一
原の城にて……六一四
半疊賣……九七八
晩高……三六五
はんどう……六〇〇

ヒ

米兜羅屏風……七二〇

米兜羅瓶……三七四
被官……一〇
一くるわの人……一七三
彦山御信仰……四六一
肥後落去……九三七
菱……九三三
備前兼光……九五九
肥前舊記……五二七
肥前様追腹……三一〇
額角……二五八
櫃……八九〇
ひつかり……一七七
秀秋の弟……八四〇
一表……九三一
一世帶構ふ……五九
ひとたまひ……八五三
人の運命は知れぬものにて候……七三〇
一端……八七九
一ふり者……九三
百人餘の出家共……二六七
肥陽軍記……七八六
ひようすかす……一三
ひようすく……六八
平井攻……七三五
ひらくち……九四
美麗……五八〇
フ
不意の覺悟……六七〇
ふうけ……一一三
不合點の返答……三九九
袋酒盛……一六三
武士道功者書……四九
二つ取り……六七四
二つ〳〵の場……一八
佛神に御信心……一三
筆取……三三
武道……一七
不辨に……八七五
夫丸……一七八
武勇と少人……一五〇
不埒の返答……八九八
鯽……五二四
浮立……三八
ふりかくめ……六三三
文庫より云々……一一三
ヘ
へそべに鹽そくひ……七二五
へらはる……六一
辨財御下り……一六三
辨財公事……五七一
辨財嶽公事……七〇
變生男子……八九一
ホ
豐軍御取合……四五一
疱瘡……四三〇
棒突……七八八
方々成され……六九五
ほき……九八七
ほき落ち……四六二

ほきれ者……六三四
ほぐり倒す……六五一
ほこ手は延びず……一八六
ほしめかす……一八三
細川頼之が忠義……八六
菩提坊主……四三三
堀田殿風……八〇一
ほの〴〵と（歌）……九八三
ほのめき廻る……二四

マ

まいす……二六四
前方……九八七
前髪……一一四
枕をわる……一九
曲（まげ）……五五〇
増田氏話……七三
又家中……四〇〇
まとう者……六八六
窓小屋……七五〇
まろかし……六九四
萬能一心……九四四
萬部……六〇四

ミ

木乃伊……九〇一
身をはたる……三三〇
みそ乞ひ文……九八三
甕酒……九九八
道廣……七一〇
密懐同然……九五六
見次普請……九八一
光茂公御取立……三三四
光茂公御代に田地御加増……五八一
見にくき者……三七七
身に大節云々……一〇〇三
美濃柿……二六四
見はめ……二六六
耳の役に云々……九二六
茗荷の丸……五九九

ム

無足人……五六
夢中騒動の場……一六一

メ

明暦三年御病中……二八〇
明暦二年（慶安四年の誤）……八三〇
目落し……六
目安……六八七
面問ひに科なし……九四〇

モ

申請く……九八五
もさ馬……三五五
もちゐ……九〇三
本づけ……六
元結を拂ふ……七〇二
舫銀……七八七
もやひ候へ……二七一
主水殿死去の時分……三三三

やから……九一〇
燒鳥にへい緒……九四〇
役米加增……七五
屋敷替……一四
安大事……九六八
矢遣守り……九三
柳河一戰……五六
柳河七騎……五六五
やはれ……六八一
山公事……九六四
山　立……七五九
山の奥まで云々……三一
槍　突……一
野郎かげま……一四

ユ

ゆ　づ……一〇〇三
弓　矢……六七九

ヨ

陽泰院樣の御甥……三六

幼稚の時分……一八一
幼稚の時より勇氣を勸め……七四
與賀の御氏子……四九八
翌　朝……三七
横座の槍……一五八
横澤城攻……三五七
義貞の最期……一六〇
義經軍歌……九四
義弘の刀……九六〇
寄懸四目結……五九五
餘所の學問無用に候……一一
四目結……五九五
より……五〇六
寄　親……六五
よりのき……六八三

ラ

落城の到來……八三一
落涙の事數度見及び申し候……一七五

リ

理趣分……八六六
利叟樣の御善根御信心……九
理と非……八一九
龍造寺供日……六九六
龍造寺の領地が鍋島領地に成り候謂はれ……一一
龍造寺道押……三三
龍の圖……七三
兩　公……八三九
兩御檢使……九二六

レ

禮德寺(梅)……四五五
禮に腰折れず恐惶に筆つひえず……一〇一

ロ

驢鞍橋……六六一
老士物語……三二六
老人の子……一五五
六月十六日(慶長五年)……八三六

六先を塞ぎ候や、くゝり一六を打つて見すべし…八〇五
ろくのかね…三三
六ケ所屋敷…二六九

ワ

若功者…一〇四
若殿様(綱茂)…一三四
若殿様御四人…四〇〇
わかり(區別)…五九九
分り(分家)…六一三
脇…四〇三
わび好き…一九五
我一人して御家は抱へ留む…一〇八
我等(山本常朝)…二〇一

人名

ア

相浦源左衞門(政乘)…七一
相浦三兵衞…五六六
相田吉左衞門…六六四
相田權兵衞…六六四
青山大膳(幸利)…八一五
赤司黨…五八三
赤司茂右衞門…七二八
安藝殿(鍋島茂明)…四四三
安藝殿(鍋島茂賢)…九二九
秋元喬知…一三九
朝倉…八六八
朝倉久左衞門(光泰)…五一六
朝倉傳左衞門(泰村)…八三五
姉川殿…五九四
甘梨(利)備前守(虎康)…九一四
綾部市郎左衞門(幸之)…七五四
綾部右京(茂幸)…二六三
綾部彌左衞門(安道)…二八四
有田權之丞(廣周)…六二五
有馬左衞門大夫(直純)…四八九
有馬中務大輔頼元…八七九
荒木雲八(宗法)…七〇七
淡路殿(鍋島宗茂)…五二三
安住石見守(秀能)…七一四
安住源七(英尚)…七〇三
安住權右衞門(時春)…七〇三
安住道古(勘助)…七一四
安住殿…五七〇

イ・ヰ

意安(鍋島茂貞)…五六九
井伊殿(直孝)…四六四
井伊備中守(直惟)…九一三
井伊兵部大輔(直孝)…八二三
井伊萬千代…八二七
家忠(後藤)…五二七
家綱公(德川)…四三六
家長彦三郎同長右衞門…五二三
家良(神代)…四六八
生島作庵…七六〇
生野織部(孝時)…二七六
池上六太夫…二三〇
池田三左衞門(輝政)…八五一
生駒壹岐守(高俊)…一九二

諫早石見殿（直孝）……六七九
諫見右近殿（直孝）……二四
諫早豐前（茂眞）……六七七
諫見豐前（茂元）……九七五
石井安藝守（信忠）……三九
石井伊左衞門（忠陸）……七一〇
石井一門……三三
石井內藏允（義信）……七〇〇
石井九郎右衞門（正證）……二五
石井源左衞門（正澄）……九八
石井五郎右衞門（忠利）……六八九
石井五郎左衞門（正久）……四八八
石井權之允（宣親）……四四二
石井權之助……七五三
石井三郎太夫（忠統）……七六八
石井十助（幸俊）……三三
石井生札（義元）……二四五
石井新五左衞門（貞房）……八二
石井甚九（爲照）……七八四
石井甚左衞門……七五
石井前傳右衞門（正能）……四九三
石井傳右衞門（正能）……七八
石井傳兵衞（信宗）……六四二
石井縫殿助（茂清）……七三
石井縫殿娘……六四八
石井八郎左衞門（美文）……六五
石井兵部大輔（常延）……二五七
石井又右衞門（忠俊）……三五
石井茂右衞門（忠吉）……七三五
石井李之助（宗道）……七五
石井彌七左衞門（正之）……五四四
石井六左衞門（忠永）……二九二
石井六兵衞（忠種）……七三
石井六郎左衞門（賢成）……七〇三
石尾又兵衞（孝房）……七六三
石隈子五郎左衞門（長房）……六八
石田慶春（良則）……七五九
石田五左衞門（惟之）……七〇一
石田安左衞門（實之）……五〇六
石田安左衞門（爲淳）……五〇四
石丸采女……五〇八
伊豆殿（多久茂文）……七二〇
伊豆守（鍋島茂賢）……三一九
和泉守殿（鍋島直堅）……九七三
和泉守殿（鍋島直朝）……三八〇
伊勢守（吉廣）……九七一
伊勢松樣（鍋島勝茂）……二九二
伊勢松樣（鍋島勝茂長男）……五〇八
板垣信方……二三九
板倉石谷……八三二
板倉周防守（重宗）……四七〇
板倉內膳正（重昌）……九九九
一雲（鍋島彌平左衞門嵩就）……二八
市之允（馬渡茂陳）……六三
一知房……四八四
一鼎……一〇八
伊東出雲守（祐實）……三四一
伊東勘左衞門（政安）……六七〇
伊東兵部少輔（家秀）……五五七
伊東大和守（祐實）……三七四
伊奈圖書（昭綱）……九二一
稻葉石見守（正休）……三四七
伊奈兵右衞門（忠往）……八八三

犬塚惣兵衛(家續)……二六七
井上市五郎(長政)……四〇三
井上河内守(正就)……一〇〇一
井上筑後守(政重)……三〇一
伊平太様(鍋島勝茂)……五九八
今泉傳兵衛(利貞)……五一六
今泉六郎右衛門(英房)……五一六
彌永左助……九四九
伊豫掾……七四三
石見殿(諫早直孝)……四六六
石見守(安住秀能)……七一四
岩村内藏助(貞昭)……六五六
岩村新右衛門(内藏助)……二七六

ウ

上野利兵衛……六五九
右近刑部……六〇三
牛島源藏(直孝)……三八八
牛島監物(眞俊)……五五六
牛島新右衛門(家安)……五七七
牛島新五郎(重胤)……六四八
牛島新助(眞家)……六四七
牛島清右衛門(眞經)……五七三
内(鍋島内記)……三三
内田氏(文五郎)……六二五
内田正右衛門(良昌)……一四七
采女(鍋島常辰)……三二七
右兵衛様(鍋島吉茂)……六六〇
梅崎作兵衛……五八三
嬉野十左衛門(通宣)……九六八
雲居和尚……八九五

エ・ヱ

榮正院(鍋島光茂室)……三三七
江上家種……五九八
江口市郎左衛門(利房)……六七〇
惠照院様……四一〇
江副金兵衛(正强)……六一五
江副修理(信俊)……六〇三
江副甚兵衛(豐季)……九八
江副彦次郎(矩久)……四七八
江副兵部左衛門(茂久)……一四六

オ・ヲ

枝吉氏(三郎右衛門順恒)……一一五
枝吉利左衛門(順之)……二一六
惠芳和尚(懷芳)……四七四
江里口藤七兵衛(信常)……四八三
圓城寺美濃守(信胤)……四九一
圓通院様……六〇七
鹽童(石井彌七左衛門正之)……七三三
遠藤六兵衛……三七四
圓明院様……六〇七
お岩様……四三四
大石軍平(宗泰)……六七〇
大石小助(安利)……六一五
大石又之允(友泰)……六六九
大炊介殿(神代家良)……二九八
大木勝右衛門(知昌)……四四一
大木權左衛門(知烈)……六二三
大木左助(道貫)……六四四
大木次太夫(知堯)……七二〇
大木正左衛門(知清)……二三

大木正兵衞(知明)……四九六
大木前兵部(統清)……六四九
大木道貫(朝貫)……六三五
大木八右衞門(左助道貫)…六〇三
大木兵部(知昌)……七五六
大木兵部(統清)……七一七
大木兵部入道宗繁……四八七
大久保加賀守(忠朝)……六八九
大久保相模守(忠鄰)……八三三
大隈安藝守(茂隆)……二四一
大隈加兵衞(孝辰)……七〇三
大隈玄蕃(常明)……二六三
大隈五太夫……九八
大隈次兵衞(常的)……三
大藏殿(鍋島直守)……七九
大島外記……六九四
翁助樣(鍋島光茂)……四一〇
翁助樣(鍋島宗茂)……四九八
翁助殿(直堯)……三三八
太田(式部)……五四七
太田三樂(資正)……八八
太田正左衞門(茂連)……五三七
太田惣助(永親)……五四八
太田彈右衞門(茂長)……七九〇
太田備中守(資宗)……二九三
太田與右衞門……三〇九
太田原殿……五五五
太田原備前守……三四三
大塚勝右衞門(全正)……七三八
大塚權之助(俊定)……七三八
大塚左太夫(良長)……七三九
大友宗麟……三三三
大友八郎(親秀)……九五九
大野千兵衞……六三二
大野道賢……九一
大家太郎左衞門(家次)……九二六
岡部宮內(重利)……二八
岡部見理(重利)……六五三
岡部丹波守(與賢)……七八二
岡山庄九(要之)……五一〇
小川舍人助(俊方)……五七六
小川殿(俊方)……六五七
小川武藏守(信俊)……四六八
奧(土井大炊頭室)……三八六
小倉殿(小倉實起)……九〇五
小倉女……四一〇
お仙樣……三八六
小田藏人(長昌)……五三八
お長樣……三三六
晉成七郎兵衞……七五三
小野和泉……九二七
小幡上總介(信眞)……八九三
お初樣……九七五
お春樣……四〇三
お福……九七五
於保作右衞門(宗將)……七二六
お松樣……九七五
親神右衞門(山本重澄)……一〇一
親兵部(大木知昌)……六三三
尾張樣　紀伊樣　水戶樣……八七七
恩田如世(一信)……三七〇
恩田次郎兵衞(一信)……四八二

カ

海音和尚……三六
甲斐守（鍋島直澄）……三〇四
甲斐守（鍋島直稱）……三六五
加賀守（鍋島直茂）……九六一
加賀守（鍋島直英）……九七三
加賀守（鍋島直能）……一六四
角　藏……一三三
額峯和尚……四七〇
花溪樣（鍋島清房室）……七七八
勘解由（中野照純）……四八五
花山院定誠……四五七
加州樣（鍋島直茂）……三三〇
加州樣（鍋島直能）……五九七
春日局……九七九
片田江金左衞門……七九四
勝（大木勝右衞門）……二二
學校御方（信長老）……二七七
勝屋新右衞門（利重）……五〇六
勝屋孫太夫（澄與）……五七八
勝山大藏……五九八
加藤主計頭（清正）……五一四
加藤肥後守（忠廣）……二九六
金丸郡右衞門（一久）……六二九
金丸氏（金丸軍右衞門一久）……六九四
鐘ヶ江甚兵衞（盛清）……二三八
鹿江氏の娘……四九一
神尾備前守（元勝）……四八二
蒲池一門……四八二
蒲原次右衞門（孝好）……五六二
蒲原善左衞門（孝以）……五一四
烏丸光廣……八四一
河原勘左衞門……九七八
河村（權兵衞）……二六
勘右衞門（惠眼）……四八五
官左衞門（深堀）……八一〇
關山國師……八九二
元三大師……八九一
環翠軒義賢……八四二
甘姬樣（榮正院）……三三七

キ

紀伊樣（德川賴宣）……四一三
紀伊樣御內の助九郎……九一九
紀伊守（鍋島元武）……三八三
紀伊國樣（德川賴宣）……八三三
喜左衞門（志波孝之）……三三七
木島形右衞門……九六三
紀州樣（鍋島元茂）……三〇四
紀州光貞卿（德川）……三三五
期醉（田代陣基）……一
喜多島外記（周虎）……四四二
北島作兵衞……七六二
北島甚左衞門（兼房）……七一三
北島甚左衞門（元範）……二〇一
北野能圓……八三三
吉右衞門（原田種文）……一三九
木塚久左衞門（春榮）……六七一
信長老……二七七
木下五兵衞（昌明）……四二六
木下四郎兵衞（昌直）……四八三

義峯樣(鍋島直澄)……三五
木村助九郎……九一九
久閑……一〇三
求馬(相良及眞)……三九
行寂和尚……三四
玉林寺先住……五四
金峯和尚……三七

ク

久我勘右衞門(氏英)……五三四
久世大和守殿(廣之)……五三一
國松樣……九七九
神代家良……四六八
神代勝利……四六八
神代家……二九八
神代左京(直長)……四四一
神代三左衞門……六六〇
神代殿……七五四
神代直長……三
神代長良……四六八
神代辨之助(常宣)……七六一
神代伯耆(常親)……七五四
組內何某(米倉彦次)……九一四
倉永市太夫(良房)……六七〇
倉永利兵衞(良清)……二一六
內藏之允(石井義信)……七〇三
內藏之助(鍋島種良)……六四九
倉法師(石井兵庫助)……七三三
倉町(式部)……五四七
倉町大隅(信吉)……九五七
倉町九郎……二五一
倉町左衞門大夫(信俊)……五九九
藏人(成富爲門)……七〇六
藏人女房……七〇六
黑田長政……五九三

ケ

慶閒樣……五五三
月舟和尚……四七〇
月堂樣(鍋島元茂)……二六九
元山樣(多久茂矩)……七九一
元政法師……一一
源藏(牛島直孝)……二〇一
玄玻和尚……五七五
嚴有院樣(德川家綱)……三四三
賢譽樣……五三五
玄梁院樣(鍋島綱茂)……四四九

コ

剛意樣(鍋島清房)……七七八
高源院樣(鍋島勝茂室)……二七六
興國院樣(鍋島忠直)……六一五
甲州樣(鍋島直澄)……二九七
から藏主……二五八
剛忠樣(龍造寺家兼)……六
弘德院殿(鍋島直能)……六八三
江南和尚……四八
甲府樣(德川綱重)……九六〇
古賀源太左衞門……三七一
古賀彌太右衞門(英利)……五七九
古丸(山本常朝)……一
古信濃守殿(鍋島勝茂)……五〇一
小少將の尼……三三

御前妻……五八三
御前樣（勝茂後室）……三六
御前樣（陽泰院）……三八
後藤家忠……三七
後藤氏……四一
後藤家……五六
後藤左衞門大夫惟明……四三
後藤貴明……三七
後藤殿（茂綱）……九七
古鍋島大膳……五一
小早川隆景……三〇
小堀遠州……五〇
駒木根肥後守（政方）……五六
小山平五左衞門（茂成）……六三
古山本神右衞門（重澄）……四一
五郎左衞門（田雜廣次）……六三
五郎左衞門（鍋島正久）……四八
五郎左衞門（山本常治）……二九
權右衞門（齋藤基實）……二七
權現樣（德川家康）……八五
權藤七兵衞……三五
權之丞（山本吉三郎常俊）……二四
權兵衞（圓城寺）……四一

サ

最前の御前樣（直茂前室）……二四
齋藤權右衞門（基實）……二七
齋藤作太夫（長賢）……三五
齋藤佐渡（茂是）……二七
齋藤佐渡……八一
齋藤用之助（實貞）……二七
左衞門（鍋島綱茂）……四三
左衞門大夫（鍋島直茂）……二五
堺織部……六〇
酒井備後守（忠朝）……八二
榊原殿父子……五四
相模守（鍋島茂和）……六四
相良市右衞門（定女）……四九
相良喜兵衞……八〇
相良求馬（及眞）……二
左仲（兵動延貞）……七二
左京殿（神代直良）……二
左近殿（茂眞）……五二
左內樣……六五
讃岐守（酒井忠勝）……八二
實教卿……四三
佐野右京（茂義）……六八
佐保十兵衞……五八
左門殿（鍋島敬意）……六九
澤野殿（新右衞門精種）……一一
澤邊平左衞門……二九
三岳寺學校……四七
三左衞門（池田輝政）……八五
三條實條……八四
三太夫（中野利明）……七九

シ

次右衞門（蒲原）……五六
式　部……一四
執行越前（種直）……六
執行新助種直（越前守）……五四
茂里（鍋島）……五六
鎭實（三池城主）……四

鎭並（浦池）……九三四
重松善左衞門（行成）……四三四
侍從殿（鍋島勝茂）……三三一
志田吉之助（良正）……四九
七左衞門（鍋島茂賢）……五六五
信濃殿（鍋島勝茂）……三三五
信濃守（鍋島勝茂）……三三四
信濃守（鍋島綱茂）……三六六
信濃守御內方……四一三
柴田助右衞門殿……五〇〇
柴田宗俊（千布太郎左衞門）……二六三
澁谷源五左衞門（定照）……九七六
島內新左衞門……二六六
島津兵庫（義弘）……二四〇
志摩殿（鍋島茂春）……三四四
志摩殿（鍋島茂里）……六七九
志摩殿（鍋島茂久）……六七七
志摩守（百武）女房……九三五
下總守（松平忠明）……三〇四
下村三郎兵衞（宗俊）……五〇四
下村左馬之助（茂充）……五〇六
下村治左衞門（茂充）……五五〇
下村七右衞門（利由）……五〇六
下村生運……七〇七
下村六郎右衞門……六五八
寂湛……七五六
寂光院樣（鍋島綱茂室）……四四九
十右衞門殿（諫早茂陸）……五一九
主膳樣（鍋島宗茂）……六一三
種福寺先住……五六四
壽峯（鍋島茂春）……六七七
修理大夫（酒井忠直）……八二
春岳……五〇
順長老（瑞巖慶順和尙）……三〇七
照庵（原田吉右衞門種文）……一五一
正意……五三九
生運（下村）……五〇六
勝右衞門（鍋島方敎）……五七〇
將軍樣（家光）……三〇六
松月妙樂樣（清久室）……五八八
將監（中野正包）……二九
常憲院樣（德川綱吉）……八六四
正左衞門（鍋島安之）……五一〇
正左衞門（大木知清）……三
生三・正三（鍋島）……二五四
常治居士（山本五郎左衞門）……三三
常朝妻……四八二
正珍……一七三
淨通居士（中野清明）……九四九
正徹……八五三
正妙樣（鍋島經房室）……五八八
勝茂上人……二九一
紹龍樣（鍋島直朝）……五八七
紹龍樣御末子（式部朝清）……五四七
乘輪院樣（鍋島光茂）……五三
白山武富……九一四
次郎右衞門（鍋島剛之）……五一〇
次郎右衞門（鍋島義之）……五一〇
志波喜左衞門（孝之）……三一七
神右衞門（山本重澄）……九六
信玄（武田）……八九四
信州樣（鍋島綱茂）……五九四
震龍……五二四

ス

水岩和尚……一三五
杉野德太夫（竹德）……七一五
助右衞門殿（柴田助右衞門）……二六九
助九郎……九一九
須古下總殿（信明）……二六四
須古殿（信昭）……九一六
須古八兵衞（正純）……七八
鈴木正三……六五六

セ

青海和尚……六八一
清光院（鍋島茂貞室）……三〇四
清左衞門（藤島）……二五〇
征西將軍宮……五九四
盛德院殿（鍋島直弘）……三三五
聖廟（菅原道眞）……八四九
悴安左衞門（石田爲淳）……五〇四
關右衞門（白石百姓）……二八一
關將監（清長）……九六九
關正伯（定眞）……四九七
攝州（鍋島直之）……五九七
攝津守（鍋島直之）……三八四
雪門和尚……一三四
禪海院殿（鍋島直朗）……二四六
前數馬（中野政利）……一三八
前數馬（中野政利）……一九五
千住久左衞門（重之）……五一六
泉州樣（鍋島直朝）……四九三
千住善右衞門（兼之）……六四一
前神右衞門（山本重澄）……一三七
千手外記（時英）……六九一
前々數馬（中野政利）……二〇五
善忠樣（山本重澄）……一五八

ソ

增閼……四九一
增算……四九一
宗八郎左衞門（秀正）……五八一
相馬殿……八六〇
副島善之丞……六一七
副島八右衞門（賴由）……八八
祖父神右衞門（山本重澄）……七三九
素方（中島善太夫尙後）……一五一
村了和尚……四七二

タ

泰盛院樣（鍋島勝茂）……一一
大膳（鍋島正之）……五〇九
大猷院樣（家光）……五三六
平千兵衞……七一七
高木鑑房……四五五
高木金左衞門（忠永）……六三四
高木忠五郎（盛貞）……三五八
高木肥前守（胤秀）……三三八
高木與右衞門……六四三
高木與惣兵衞（盛貞）……三三六
高瀨治部左衞門……七九五
喬朝（秋元喬朝）……一三九
隆信公の御姬樣……七一五
隆信樣……九
多賀又左衞門（重村）……五四六

多久茂文……七九〇
多久圖書（茂富）……二二九
多久長門（安順）……七九一
多久長門殿（茂矩）……五〇三
多久縫殿……二二
多久兵庫（安胤）……四四一
卓本和尚……一七六
內匠樣（鍋島茂長）……五五一
多久美作（茂辰）……一三三
多久民部（安輝）……五三八
多久與兵衞（長門安順）……二六四
武雄氏……六六三
武雄主馬殿（鍋島茂綱）……二六四
竹下八兵衞（亮道）……三五八
竹田權右衞門（長雄）……四八六
竹千代樣（家光）……九七九
武富市郎右衞門（咸亮）……九〇四
竹中采女（正重）……九一五
竹松殿……九七五
田崎外記……六一四
田尻宮內（興種）……八〇五
田代前九兵衞（由利）……五七九
田雜大隅（長廣）……六二
田雜五郎右衞門（廣次）……六二
田雜清左衞門（廣方）……六二
忠直公……二八二
立川本右（安房）……五三三
立花道雪（鑑連）……四五一
立野甚五太夫……九七八
脫　空……二三五
帶刀（鍋島正恭）……五九七
田中九左衞門（茂俊）……六九八
田中彌兵衞（久利）……六二四
丹後守（光茂）……三八三
團氏（良圓）……六〇三
丹州樣（光茂）……一六九
湛然和尚……四七一

チ

千々岩長右衞門（敏知）……六三三
千葉氏……五〇一
千葉胤賴……二九八
千葉太郎助（常成）……三四四
千布因幡殿（家利）……九九四
千布太郎左衞門（茂利、柴田宗俊）……二六三
中院通村……八六七
潮音和尚（道海）……六九三
長壽院（諫早直孝後室）……三〇四
長　譽……五〇三
長靈院樣……五三四

ツ

土屋惣藏（昌恒）……九七九
土山茂右衞門……七二〇
堤雅樂……五九九
堤　氏……五三五
堤六左衞門（秀清）……四四二
綱茂公（鍋島信濃守）……五三
鶴源兵衞……四七六
鶴田傳右衞門・同弟九左衞門……九三〇
鶴田彌七兵衞（和）……七二六

テ

鄭子產……八一八
鐵牛和尙……八七〇
鐵山（大木權左衞門）……七三
鐵舟和尙……八二六
寺澤志摩守（廣高）……二三〇
傳右衞門（石井）……五四五
傳右衞門（鍋島）……五六四
天海僧正……八九〇
天亭和尙……六〇五
傳高院樣……五三四
傳湖和尙……七四一
天國和尙……五七五
天林樣……二二八

ト

土井大炊頭（利勝）……四二五
土井大炊頭（利重）……三六六
道圓……五七〇
道濟樣（鍋島清久）……五八
道壽樣（鍋島經直）……二九三
藤藏（甘利晴吉）……九一四
藤竹源右衞門（貞展）……七三三
藤八郎殿（龍造寺高房）……二三九
遠山主殿（頼直）……八八三
德壽院（多久安順室）……三〇四
德永古善右衞門（光政）……七九二
德久殿……六三五
德松樣（德川綱吉世嗣）……三七八
獨幽（成富茂陸）……九五九
戶田次郎兵衞（能任）……三五九
土肥藏人（信平）……四四二
富岡覺之進（則昌）……六八三
友田彥兵衞……五三六

ナ

內藤和泉守（忠勝）……三四三
直江山城（兼續）……九〇五
直茂公の御嫡女……五一七
直恒（鍋島）……四六四
永井信濃守（尙長）……三四三
永井信濃守（尙政）……七八一
永井傳八郎（直勝）……八五一
長岡伊勢守樣（經秀）……九八一
中島山三……一一七
中島十右衞門……七四八
中島善太夫（尙俊）……六八三
中島二右衞門（弘連）……七五五
中島茂庵……七四一
中務（鍋島嵩就）……六八五
中務少輔（姉川信安）……五九四
長門（多久茂矩）……一三三
長門（多久安順）……六七九
長門殿（多久安順）……七七七
長門守殿の妹……五三七
中西氏（喜兵衞興明）……三八五
中野市左衞門（澄明）……四一六
中野一門……六一
中野右衞門助忠明……五四二
中野數馬（利明）……二九
中野數馬（政利）……三〇五
中野勘右衞門（氏英）……六九九

中野金右衞門……六四七
中野九郎兵衞(照純)……四四三
中野氏……二六〇
中野三太夫(利明)……五〇六
中野式部(清明)……六二三
中野七郎右衞門(義昌)……三七一
中野將監(正包)……二九
中野神右衞門(清明)……九四九
中野甚右衞門(清明)……五四七
中野甚右衞門(就明)……七六四
中野神右衞門一統……四八五
中野是水(幸明)……三八
中野大學(正利)……七八
中野內匠(茂利)……七六〇
中野伴右衞門……一〇〇三
中野兵右衞門(政利)……五四五
中野又兵衞(政良)……一七〇
中野李佐一統……四八五
中野李之助(良純)……二九五
長政(黑田)……九五九
中村平六兵衞……九七八
長喬傳次郎(以休)……七一七
永山十兵衞(貞明)……四三三
永山六郎(貞宣)……二〇一
永山六郎左衞門(貞宣)……六四五
長良(神代)……四六八
夏目舍人(定吉)……九四四
鍋島安藝殿(茂賢)……七四五
鍋島市佑(長昭)……五一〇
鍋島伊豆(信定)……五三五
鍋島和泉守直朝の御內方……四五七
鍋島采女(常辰)……三一七
鍋島織部……五一四
鍋島加賀守(直茂)……三一九
鍋島勝茂(泰盛院)……二一
鍋島勘右衞門(定明)……五三九
鍋島勘兵衞(房利)……八八
鍋島紀伊守(元茂)……九一九
鍋島喜雲……一三三
鍋島清久(利叟)……九
鍋島清房(剛意)……七七八
鍋島內藏之助(種良)……六四九
鍋島源右衞門(眞成)……五一五
鍋島監物(正純)……七三九
鍋島五郎左衞門(正久)……四八八
鍋島左太夫(種之)……六四八
鍋島茂和……六八四
鍋島茂里(主水)……七七
鍋島茂綱(後藤)……九二七
鍋島茂賢(安藝)……九二九
鍋島七左衞門(茂厚)……六七七
鍋島信濃守(勝茂)……八〇九
鍋島志摩(茂春)……四四一
鍋島志摩(茂久)……六七七
鍋島生三……七七八
鍋島庄兵衞(命清)……六〇二
鍋島次郎右衞門(剛之)……五一〇
鍋島次郎右衞門(義之)……八一
鍋島周防守殿(清虎)……五六二
鍋島助右衞門(茂治)……五一四
鍋島崇元(經秀)……五八七
鍋島大膳(正之)……五〇九
鍋島忠茂(平七郎)……五三〇

鍋島忠直（興國院）……二八三
鍋島帶刀（正恭）……五三一
鍋島綱茂（玄梁院）……五三
鍋島傳兵衛（增房）……九三六
鍋島藤兵衛（政成）……五三九
鍋島舍人助（茂利）……四六五
鍋島內記種世（普周）……一九二
鍋島直朗（主水）……四六三
鍋島直茂（日峯公）……九
鍋島直澄……四一〇
鍋島直朝……三八一
鍋島直弘……三一〇
鍋島直之（攝津守了關）……三八四
鍋島直能……六八三
鍋島隼人助（茂貞）……四六六
鍋島飛驒（直茂）……九〇五
鍋島普周……七〇〇
鍋島豐前守殿（信房）……四六七
鍋島平左衛門（安之）……七九五
鍋島孫左衛門（守時）……五六三
鍋島正茂（孫平太）……四三七
鍋島又兵衛（貞恒）……三〇〇
鍋島光茂（乘輪院）……五三
鍋島宗茂（海量院）……四九八
鍋島元茂（月堂）……二八九
鍋島主水殿（茂里）……四六三
鍋島彌平左衛門（高就）……一一八
鍋島靱負殿（茂敬）……六二九
鍋島吉茂（法性院）……六五〇
鍋島六左衛門……六〇三
鍋島六左衛門（普周）……三三六
楢村清兵衛（重豫）……七〇〇
成富久米之助（延秀）……七〇六
成富藏人（爲門）……二〇一
成富次左衛門（爲門）……七三五
成富十右衛門（茂安）……三〇一
成富兵庫（茂安）……六〇九
成松刑部少輔（信勝）……五九五
成松新十（樂禪）……六八五
成松遠江守（信勝）……四八三
成瀨小吉（正成）……一三七
成瀨隼人正（正成）……九〇三
南嶽大師……二九二
南光坊（天海）……八六九
何の兵部……九四八
南里主稅……八〇五

ニ

西五太夫（道全）……四四三
西二右衛門（道一）……六四一
西原與兵衛……四三四
西牟田三之允（家澄）……七五三
日門樣……一一八
日峯樣（直茂）……九
女院樣（東福門院）……九六三
女院樣（壬生院）……四九六

ネ

ねば口十右衛門……七七一

ノ

納富九郎左衛門……六四二

納富九郎左衞門（利房）……四二八
納富九郎兵衞（利景）……九七四
納富治部大輔（信純）……二五七
納富常陸（家輔）……五一七
野副次郎左衞門（遠雪）……七六八
野田石見（清照）……六〇五
野田大隅守清忠……五八八
野田喜左衞門（能明）……六三三
野田佐五右衞門（宗次）……四一七
野田元右衞門（常則）……三五八
信方（板垣信方）……一三九
野邊田傳之助……四七七
野村源左衞門……六七四

ハ

橋野將監（氏章）……七三三
橋本近江（四代忠吉）……九七一
橋本太右衞門……六五九
波多三河守（親）……七二三
八介樣（村田政盛）……五五一
馬場氏（重寬）……六四六
馬場美濃守（信勝）……八七四
濱田市左衞門……六一六
羽室權右衞門（貞明）……六六七
羽室清左衞門（長英）……九八
林形左衞門（貞之）……三一〇
林利兵衞（林榮久）……三三一
葉山二助（家氏）……九八三
原口作右衞門（義久）……四四六
原權兵衞（玄篤）……六四三
原十郎左衞門（宗清）……三八
原次郎兵衞（就康）……四四三
原清右衞門（玄篤）……三五八
原田吉右衞門（種文）……一三九
原田四郎左衞門（種方）……六六三
原田殿（吉右衞門種文）……一五五
盤珪和尚……八五九

ヒ

秀半右衞門……三一
彦右衞門（伊東）……七三三
久納市右衞門（茂俊）……五四六
久松備後守（定持）……五五八
備州（鍋島直條）……五九七
肥前樣（鍋島忠直）……三一九
肥前守（黑田綱政）……三五〇
肥前屋九左衞門……九七六
飛驒殿（直茂）……二三四
秀島四郎左衞門（貞利）……五六六
秀島進士左衞門（家周）……五二〇
秀島二右衞門……六四三
百武伊織（兼久）……二七五
百武志摩守（賢兼）……九三五
百武次郎兵衞（政長）……二七
兵右衞門（中野政利）……九六八
兵庫（多久安胤）……四六五
平井氏……五四一
平原善左衞門（資氏）……二九三
廣木八郎兵衞（親晨）……四四一
廣瀨傳左衞門（實常）……四一四
廣橋一遊軒……七二五

フ

深江安元……八二六
深江十兵衛……八〇五
深江助右衛門（眞章）……七四七
深江藤右衛門（氏方）……四〇〇
深江二左衛門（元久）……七二
深江六左衛門（尚持）……六四一
深堀猪之助（賢保）……二八
深堀新左衛門（正庸）……四四三
深堀賴母（長賢）……四四二
深堀孫六（鍋島志摩茂久）……八一〇
深堀茂宅（純賢）……二三九
福島傳兵衛（國隆）……四一四
福地市郎兵衛（重忠）……六四三
福地覺左衛門（家重）……六九四
福地吉左衛門（貞長）……三〇五
福地六郎右衛門（家定）……七四四
藤井嘉平次……七七五
藤井氏……八九七
藤島生益……二六七
藤島清左衛門……二五一
藤本誓宗……四三五
藤本宗吟（伊良）……三七〇
藤本宗眞（良昭）……四一
藤本父子……四九九
普周（鍋島內記六左衛門）……一九三
古川三太左衛門……七三三
古川六郎左衛門（元孝）……二七
へ
平右衛門樣（清久）……四八一
平五郎（茂里）……九六一
平七郎殿（鍋島忠茂）……五三〇
ホ
伯耆殿（神代常親）……七五四
芳叔（下村生運）……七〇八
北條安房守（氏長）……四一四
星野惣右衛門（大木英纖）……四九五
星野了哲（重之）……一一五
細川幽齋……八四〇
堀田加賀守（正盛）……八二八
堀田玄春……三七〇
堀田筑前守（正俊）……三四三
堀江三右衛門……七四三
堀江兵部……六〇五
本多越前守……三四一
本多上野殿……二七七
本多佐渡守（正信）……八六二
本多豐前守（正貫）……九五四
マ
前田伊豫守（家定）……四五五
槇日與兵衛（孝澄）……七六八
槇玄清……五五一
孫平太殿……四三七
政家公……一一七
政家公の御姬……五二六
增田氏（彦左衛門明朝）……七三
松浦嘉左衛門……六二五
松浦佐五右衛門（透運）……二六六
松浦洞雲（透運）……六四六
松浦道可（隆信）……五四二
松隈前亭庵……四一

松若州……五五五
松平安藝守……七六六
松平伊豆守(信綱)……二〇四
松平伊豫守殿(池田綱政)……九六二
松平右衞門佐(黑田忠之)……四九〇
松平越前守(光通)……三九九
松平下總守(忠明)……二〇四
松平新太郎(光政)……九五七
松平丹後守(重忠)……九九六
松平土佐守(忠實)……二九四
松平長門守(忠充)……六九八
松平大和(典信)……九九八
松平若狹守(康信)……五九三
松田與兵衞(昌利)……七八四
松永宗雲……四一九
松野喜兵衞……七七五
松本六左衞門(令安)……六六六
馬渡市之允(茂陳)……六五五
馬渡角兵衞(俊貞)……五七三
馬渡源太夫(俊將)……六三
馬渡氏(俊繼)……二三三
馬渡新七(俊繼)……五八七
馬渡忠兵衞(俊親)……六四二
馬渡六兵衞(俊永)……六二一

ミ

三浦壹岐守(明敬)……三四一
三浦治部左衞門(澄淵)……七七三
三上新助(利延)……四四九
造酒(山村之俊)……八三
水野監物(忠善)……八六四
水町丹後(茂成)……九五七
三谷如休(千左衞門政通)……九一
三谷助右衞門(治親)……三五九
三谷千左衞門(如休)……一九五
三田の御前樣……八〇六
滿岡十藏(宗純)……八一三
光茂公(松平丹後守)……五三
三瀨源兵衞……五〇一
水戶樣……五八五
美作殿(多久茂辰)……四八
三村惣左衞門……二三八
宮(岡部宮內)……二一
三宅備前守(康雄)……九五五
宮崎掃部(信照)……六〇四
宮崎利兵衞(政孝)……三三
宮部左助(兼儔)……五七八
妙安樣……四六六
明圓尼……六三三
民部(鍋島茂明)……六五五

ム

牟田茂齋……三三七
武藤氏……五五七
武藤主馬(定則)……七一六
村岡五兵衞(清貞)……一五五
村岡氏(喜左衞門宣長・五兵衞清貞)……八九
村上源左衞門(親冬)……五六九
村川宗傳(傳右衞門)……九八六
村川傳右衞門(宗傳)……七〇四
村川隼人……九九八
村山覺左衞門……五四五

村山長古……五〇〇

モ

毛利豐前守……五二七
默　傳……七五六
本之助（中野良純）……三二七
持永助左衞門（茂成）……二七一
持永助左衞門（益英）……四七六
本村武右衞門……二〇一
森門兵衞（統察）……八〇三
諸岡嘉右衞門（長時）……七八二
諸岡彥右衞門（興貞）……八一
問田市郎左衞門……一七一

ヤ

主水殿（鍋島茂清）……九七五
主水殿（鍋島茂里）……七七〇
主水殿（鍋島武興）……九七七
主水殿（鍋島直朗）……四六三
柳生殿（宗矩）……九八六
矢島彥兵衞……三七三
彌四郎……一九四
安田右京……一四九
安田道順……五五一
柳原御前樣……七四六
八並武藏（重）……二一〇
彌平左衞門殿（鍋島茂昌）……九八一
山縣三郎兵衞（昌景）……九二八
山崎勘解由（政良）……七八〇
山崎藏人（政良）……二五五
山崎惣右衞門……三五九
山城殿（鍋島直弘）……三一〇
山田覺右衞門……八五七
大和殿（鍋島直堯）……九七三
山中立閑……八一三
山村外記（連俊）……五七一
山村造酒（之俊）……七一六
山本吉左衞門（武弘）……六一〇
山本吉三郎（常俊）……一二四
山本五郎左衞門（常治）……一三三
山本權之丞（吉三郎）……一二四
山本權之丞（五郎左衞門）……七〇七
山本權之丞（常朝）……四二一
山本神右衞門（重澄）……六〇
山本甚右衞門（重澄）……五四〇
山本前神神右衞門（重澄）……八〇

ユ

幽齋（細川）……三七六
宥譽上人……二九二

ヨ

陽泰院樣……二五六
葉利左衞門……七二八
橫尾內藏丞（信廣）……二六八
橫　岳……四六三
義　貞……九一
吉島五郎左衞門……七九七

リ

利叟樣（鍋島清久）……九
利叟樣御前妻……五八三
龍公（隆信）……五二四

柳線院樣……七三
龍造寺家兼（剛忠）……六
龍造寺右馬大輔（信門）……六五三
龍造寺後家……五五三
龍造寺隆信……九
龍造寺高房……三元
龍造寺政家……二七
了爲和尙（了意）……二四
了關樣（鍋島直之）……二八七
梁山……七六
了山法師……八三五
梁重和尙（湛然）……八六六
良本樣（鍋島經房）……五八
綠樹院樣（光茂長女お仙樣）……七四七
林榮久（林利兵衞貞正）……三二

ル

玲岩和尙……五七四
冷室和尙……九五三
齡西堂……七五六

ロ

六郎右衞門（今泉）……五一六
六角主計……五〇三

ワ

若狹殿（鍋島茂綱）……六八五

地名

ア

青山龍土町御屋敷……五五五
赤松屋敷……五〇三
麻布御屋敷……五五五
芦原……七五〇
愛宕（京都）……七四五
愛宕の下……五五五
荒井……四四三
新井御番所……九五三
有田皿山……二五四
安住……四〇〇
安住天神……五七〇

イ・キ

飯盛の屋敷……二五七
伊勢屋町……六〇三
一乘院……四五四
井樋の尾……四三七
今泉村……六〇八
今宮殿の社……五九
今山……五九五
伊萬里……二三〇

ウ

牛島天神……五七三
打越……五五五
內野……六八一
梅の山……五〇四
溫泉山……四五四

エ・ヱ

永壽寺……五七八
永明寺……七〇〇

圓藏院……四七一
圓福寺……二九一

オ・ヲ

大財村……四三三
大　津……五九〇
大堂社……二七三
大　町……七五〇
小　城……二四七
沖田太原……四五四
小田原宿……五三三
小津鄉……五九六

カ

海　田……三七一
嘉　瀨……六二〇
鹿江村……七三三
鹿子村……二五五
樺　島……五四二
構　口……六三三
籠王院……二一七
唐　津……五二四
川　上……四二三
川上（河上神社）……五八四
川久保……四九五
願行寺……二四一
神埼長者林……六六四
願正寺……四三三
岩藏寺……五八七
觀音寺……三三六

キ

祇　園……六〇四
北　野……五八八
北　山……七四七
木　原……七八五
京都愛宕……七四五
玉林寺……四五三
經山寺……三一三
金立山……二五四
金立山（金山神社）……三七
金立山下宮……三八

ク

草　場……七四七
櫛田（櫛田神社）……五八四
櫛田宮……四五八
久野山（久能山）……八七七
久　波……三七一
久保山……五七二
黒髮山權現……七九九
黒土原……七五二
桑　名……五四八

ケ

慶雲院……九五三
慶闡寺……四七三
下宮（金立社）……三八
華藏庵……四七三
賢崇寺……五三四

コ

興國山長安寺……四三二

江州麹袋……五四九
高城寺……七五六
高傳寺……二〇四
光明院……七二〇
光明寺……七五〇
紺屋町……六七一
向陽軒……四三三
高良山……五八二
古賀……七〇六
亘勢鄕中野村……四八五
亘勢宮……二二四
金剛山宗龍寺……二四一

サ

西念寺……七八五
佐嘉上道……五五三
櫻田御屋敷……四〇五
佐拋大明神……八六二
佐留志……七七一
佐留志の鳥坂……五三八
山内……六〇二

シ

鹽田……三八四
四條河原……八五七
十間の堀端……八〇四
十間堀……二九九
實相院……四九一
下村……七〇八
石塔院……五八七
若村の廟……二三七
秀林寺……三二一
種福寺……六一九
壽量庵……六四二
常在寺……七八九
寒水……六二四
上人嶽……二九三
上人塚……二九二
城原……六一九
正法寺……二三八
勝樂寺……五五七
勝樂寺林……五五七
白石……三二一
新庄……四七三
神通院……五八五

ス

瑞龍庵……七三九

セ

靜元寺……五六三
青松寺……六七五
清心院……三三七
伊勢福寺（セイフクジ）城……五七三
栖龍庵……六〇三
清龍（洗）寺……三三六
善應庵……六〇五

ソ

曹源寺（院）……三三六
宗壽庵……一三五
宗智寺……二四五
宗龍寺……四八

増了坊(彦山)……四六二

タ

大乗寺……九〇九
大里海道……六八一
高尾……一一七
高木宿……五五三
高木上道……一三七
鷹師小路……七〇六
武雄……九七八
武雄皿山……九六三
田代……四三三
館林……六五三
田手村……五七七
多布施御隠居所……五八九
多布施土井……七八六
多良村(多比良村カ)……四三六

チ

ちくさ越……五四九
千布の住吉の宮……六三六
ちゃわん(昌原)……五九九
長圓寺(三河)……四七一
長興寺……五〇六
長福寺……二九一
長陽軒(朝陽軒)……一三五
千栗……一三七
千栗(千栗神社)……五八四

ツ

通天庵……四七三
塚崎……一三〇
辻の堂……九三六

テ

寺井……九五
傳兵衛屋敷……九三六
天満宮(長岡)……九八一
天祐寺……一三四

ト

東光寺……四五四
唐人町出橋……一八一
東禪寺(東善寺)……四七三
東福寺……四九九
德善院……二九七
德善十二坊……五四〇
德善彦山……四六二
鳥坂……五三八
都渡城……一一八
轟木……七四二

ナ

苗木山……五五五
苗木山御屋敷……七七三
長瀬町……七八五
中野(朝日村)……四八五
中野神右衛門代官所……二五四
中野村(巨勢郷)……四八五
中屋敷……五五五
名護屋渡……五五三
南里村……七〇六

ニ
尼寺通筋……五五三
仁比山山王……四三一
西　目……五七八
西目の中野……四五五
二條御城……七八二

ハ
梅林庵……三七
箱　川……五七四
蓮　池……六三二
蓮の池めい島……二五四
八幡（成道寺八幡）……六〇三
八幡宮（龍造寺八幡）……六一七
濱の城……六六一
原城……七二六
原と吉原……八一四

ヒ
東御屋敷……三七一

フ
深　堀……六七七
藤の河内山……二五四
伏見松の丸……二七六
豐前守殿御屋形……三五五
ふたつき……六三三

ホ
寶持院……三七
堀　切……四八七
本庄院……二五〇
本庄社……二七二
本庄千本松……五五五
本庄村……四六〇

マ
松　瀨……二六
松瀨山……二三〇
萬部島……四三四

ミ
三島町……五五五
水ケ江の御館……五三五
美　濃……七八九
宮……五六八
妙雲寺……五七四
妙玉寺……六九七
妙念寺……四一一

モ
桃　川……六七五

ヤ
八戸宿……九五六
柳　原……三八六
矢　矧……四九二

ヨ
用音寺……三七
楊柳寺……五三八

與賀石橋の屋敷……四九八
與賀社……二七三
與賀の宮……二四七
横澤城……二五七

ラ

來迎寺村……五九五

リ

龍雲寺（八戸）……五三八
龍護寺（院）……三三六
龍昌寺の天神……二五五
龍造寺……五九六
龍造寺（城）……五三三
龍造寺二の丸……五三五
龍造寺八幡宮……六一七
龍造寺村……五九六
龍泰寺……一一〇

ル

瑠璃光寺……五七六

レ

蓮乘院……四九五

（旧版奥付）

紀元二千六百年　昭和十五年二月六日印刷
紀元二千六百年　昭和十五年三月十一日發行

校註　葉隱
定價金二圓八十錢
（送料十四錢）

編著者　栗原荒野

發行人　東京市本郷區春木町二ノ五六
舟越石治

印刷人　東京市牛込區榎町七番地
五十嵐良晃

發行所　東京市本郷區春木町二ノ五六
振替東京六五一一八番
內外書房

印刷所　大日本印刷株式會社榎町工場

検印

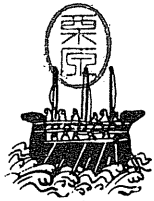

青潮社

校註葉隠　復刻版　定価九六〇〇円

昭和五〇年四月二十五日発行

編著者　栗原荒野

発行者　高野和人

発行所　青潮社
熊本市大江五丁目十一番十五号
電話（〇九六三）三六四―二六一九

写真・アートプロセス
印刷・モンノ印刷株式会社
熊本県印刷センター
光和堂印刷
製本・平田製本株式会社
写植・新写植出版株式会社
製函・中央印刷紙工株式会社
装丁・栗崎英男

50.143

13-0257025

山本常朝「草庵雑談覚書」

「武勇について」

すべての中で最も大切なことは、良き師を求めることである。　次に大切なことは良き友を選ぶこと。
常に四誓願を拠り所とせよ。　それは汝がよって立つ岩である。
勇気、忠節心そして慈悲心をはち切れんほどに抱いておれ。　他には何にも要らぬ。
戦場においては死に狂い、歯をくいしばってかかるのみ。
勇気は武士の命、それを備える者こそ頼もしい。
罪人を捕縛し切腹の介錯をすることは、男を磨く何よりの修練である。
武具は武士の魂。　研ぎ澄ませた刀と縄を常に携えていよ。
武士たる者は戦場で力の限り働くのが身上、いつ何時（なんどき）修羅場を踏んでもよい覚悟を持っていよ。
時と場合に相応しい言葉遣いは値千金。　武士は時に高慢なもの言いをしても許されるものだ。
戦場で命を落とすことをためらうな。　むしろそれを無上の喜びとせよ。
家来たちは修羅場において掛け替えのない宝である。　切米を配るなどして常日頃から大切にしておくこと。
常に己を死せる者と思い定めよ。　たとえ首を失っても殿のために一働きできることを忘れるな。
生半可な智恵は勇気をそぐ。　ためらいは臆病のもと。
固い信念は幸運をもたらし、いたわりの心はそれに養分を与える。
他人に無慈悲な態度で接していると、家はやがて断絶の憂き目を見るであろう。
邪（よこしま）な思いを抱くな。　さもなければ汝の運命は暗転するであろう。
危機に及んで引き下がるな。　卑劣な手段も使うな。
臆病は汝を引き戻す病源菌、貪欲は汝に付きまとう乞食。

「主君への忠誠について」

全身全霊を込めて殿に尽し、後のことは運命に委ねよ。
殿の言葉を心に刻んでおけ。
たとえ殿が無理難題を要求されても粛々とそれに従え。
危機を好機と捉えよ。　殿に不都合なことを言われた場合、常に否定せよ。
殿への諫言こそ忠誠の極み。　懸命に努力してそれのできる地位を目指せ。
奉公人にとって他人を面白がらせる才能は必要ではない。　忠誠心こそ必要である。
如何なる任務も一日で終わると思え。　遂行に当たっては前もっての準備を怠るな。
奉公人としてもっとも大切なことは相手方に対する思いやりの心である。　また、日々日

記をつけることも望ましい。
好機に浮かれ、思い上がるな。　どん底に沈んで絶望するなかれ。
欲が深いと軽蔑され、無欲でいれば尊敬される。
殿の御側役は直接の部下の中から選ばれるべきで、ずぶの素人を推薦すべきではない。
常に奉公人として最善を尽くせ。　また、忠実であれば時に常識の範囲を超えることが必要とされることを覚えておけ。

「孝行および慈愛の心について」
服従こそ忠節の極み。　家にあって両親は主君と同じ存在である。
兄弟仲良きことは無上の喜び。　親類縁者との良好な関係も等しく大切なこと。
汝の息子を、良き心根の男児に育て上げよ。　汝の教えは良薬のように徐々に効いて行くであろう。
殿から頂いたものがあれば家来たちに分け与えよ。　損するか儲けるかという時は、ためらわずに損する方を選べ。
神の心は慈愛と誠に満ちている。　汝ら常に互いに助け合うべし。
生きている限り他人のために尽くせ。　困難を喜んで受け入れよ。
大きな能力を発揮することによって小さな失敗を見逃してもらえることがある。　大慈悲を起こしても、見せかけの小慈悲によって台無しになることもある。
町人は金にこだわるが、武士は忠実な家来と愛馬を誇りとせよ。

「日常の嗜みについて」
声高にしゃべること、過度の飲酒・性生活・食べすぎを慎め。　両親への孝行は忠節の基礎である。
他人に相談することは賢明な選択につながる。　知恵ある人々と交われ。
できる限りいろいろな意見に耳を傾けよ。　誰か一人だけの主張に引きずられるな。
重要な任務を引き受ける際、最後の決断は自分で下せ。　いったん引き受けたら怯むな。
何事も即座に決断せよ。　四誓願に照らせば何事もはっきりする。
困難な任務は勇気を奮ってかかれ。　他のことには和やかに当たれば良い。
おごり高ぶっていると天罰が下る。　常に自分が未熟であることを忘れるな。
家業にいそしめ。　さもなければやがて傾く。
いくら昇進しても時期と年齢に合っていなければ意味がない。
鷹狩りや乗馬といった趣味にうつつを抜かしてはならない。　役目がおろそかになり、失職の憂き目に遭うかも知れぬ。
きちんとした身なりを心がけよ。　公の場に出る時は、進退のチャンスを見極めよ。
服装、話し方、そして書きかたに細心の注意を払え。　これらのことは奉公人として大切な心構えである。

絵画、謡曲、踊りなどは趣味として楽しむには問題ない。　しかし、奉公人がそれらの師匠の資格を取るほど励む必要はない。
お国、つまり佐賀藩の歴史と文化をよく勉強しておくこと。　他のことは必要ない。
僧侶を敬い、こどもと女性に優しく。
一瞬の気の緩みが失敗の原因になる。　常に気を引き締めていよ。　そうすれば任務をきちんと遂行できる。
若い者は勇敢に行動しなければならない。　慎重な行動は高齢者のすること。
親切にされたら必ずそのお返しをすること。　また贈り物などを頂いた場合もお礼を忘れるな。
新しい物に目移りすることは奉公の邪魔になる。　ひと時心地よい思いをしてもあとで後悔することになりかねない。
決して賄賂をとるな。　えこ贔屓もするな。
知人の家の処分品は決して貰うな。　また町人とは交わるな。
藩の経理部にいると、つい良からぬことをしたい誘惑に駆られるかも知れぬ。　殿へ直接お目通りできる役職に入ると、自惚れるやも知れぬ。
計算高い者はずる賢く、ずる賢いものは臆病である。
挨拶するとき、いくら頭を低く下げても下げすぎることはない。　手紙を書くとき、いくら長く書いても筆が擦り切れることはない。
できるだけ自分の陰徳を気付かれないようにせよ。　美徳の種をまき、それが刈り取られる日を待て。
大きな能力はゆるやかに育つ。　忍耐こそ成功の種。
他人の悪口を、その人のいないところで言うな。　身の覚えのない事で批判をされたら必ず抗弁せよ。
とかく歳を取ると他人のことにお節介を出したがり、恥を掻くことも多くなる。
気の進まぬことをして良い結果を得ることがある。　今の苦労が後の楽しみにつながっていることを忘れるな。
常に自分の行動を見られていると思え。　物を食べるときは引き締まった顔で噛め。
同輩が困窮しているときは入用（いりよう）の物を届けよ。　約束は必ず守れ。
決して人を見限ってはならない。　馬や牛でさえ何かの役に立つことを思え。
生きている限り失敗はするもの。　その時は悔い改めよ。　そうすれば許されるだろう。
人の心は一定不変ではあり得ない。　過去に受けた恥辱・侮蔑など忘れよ。
朋輩と心を一つにして殿に仕えよ。
女の言い分は時々偏っている。　女の言い分だけを聞いて判断するな。
天網恢恢疎にして漏らさず、という。　天は汝の所業に応じて処遇される。
使用人が良いことをしたら６０％から７０％くらい誉めよ。　誉めすぎるとかえってその者を怠惰にするかも知れぬ。

使用人が過ちを犯したら３０％から４０％くらい叱れ。　呵責ない非難はかえってその者の恨みを買う結果となるやも知れぬ。
誉める機会を逸しても、必ずしも悪い結果になるとは限らないが、罰すべきときにきちんと罰せずにおくと後で必ず後悔することになる。
自分に対する非難は忘れ、相手を心の中で許せ。　使用人に対して親切にしたからと言って、見返りを期待してはならない。
何事も計算通りには進まない。　他人をあまりにも激しく叱責するものではない。
固い信念は岩をも動かす。　目標を達成するには血の涙が出るほどの努力を惜しむな。
神仏を敬い、両親に毎朝心を込めて挨拶をせよ。
み仏の教えを尊び、それを日々の生活の指針とせよ。
先祖の御霊（みたま）の安からんことを祈れ。　それによって家内は幸運に恵まれる。
達人は時に思いもよらぬ行動に出ることがある。　達人が人の及びもつかない考えを持ち出すことのあることを覚えておくように。
多才故に身を滅ぼすこともある。　正直者は決して非難されることがない。
気の利いた者が必ずしも悟りの境地にたどりつくとは限らない。　一方、凡庸な人間であっても決心一つで立派に奉公が務まる。
仕事に慣れていない者には援助の手を差し伸べよ。　朋輩が危機に直面しているときは命をかけて救助に当たれ。
仕事場には１時間早く到着し、帰るのはできる限り遅くせよ。
早く出仕したからと言って可愛がられるわけではない。　時々遅刻するような者がかえって同僚から好かれることもある。
殿に心から仕えているならば、いつなんどき投獄されてもあるいは切腹させられても構わない。
毎朝、自分はすでに死んだ身であると覚悟せよ。　貸し借りは毎月きちんと清算せよ。
遺言書と財産目録はいつでも見れるように整理・準備しておけ。
仕事の記録をまとめ、契約書は複写しておくこと。
あらゆる結果を想定し、慎重に行動せよ。
潮が高ければ船の位置も高くなる。　目立った結果、敵方から攻撃を受けたら怯むことなく果敢に行動せよ。
自分の利益を第一に考えて行動する人間は、危機に遭遇すると震えだす。　矛盾したことを言う奴は結局頭の整理がつかなくなって右往左往する羽目になる。
毎朝早く起きよ。　よほど緊急の用事がなければ外出は控えよ。
完全無欠の生き方などできるものではない。　良き行いを一つずつ積み重ねて周囲の人から認められるようになれ。
先祖の教えを守れ。　そうすれば一家で幸運な生活を送れるようになる。

「その他」

常に武士道という生き方を肝に銘じておくこと。
危機に直面したとき、命を捨てることをためらうな。
奉公人として如何に行動すべきかを、常に銘記しておけ。
富と名声を求めることは卑しきこと。　されど奉公人たる者、殿に諫言できる地位にまで上り詰めるべく努力を惜しんではならない。
八方美人は、誠の心を持たぬ者と思われる。　趣味に溺れると清廉の道から踏み外す。
囲碁や雑談などは気晴らしになるが奉公人にとって何の足しにもならぬ。
朋輩の間に対立意識がなければ平和に過ごせる。　しかし、武士たる者は常に闘志を胸に抱いていることが肝要である。

佐賀県立図書館